日本隨筆大成

第三期 第十三巻

日本隨筆大成 三期第十三巻

収載書目

翁草 下巻

宮内省御用掛
文学博士 關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文学博士 和田英松先生

宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉先生

監修

翁草　巻之百三十三

本願寺宗名願の事

安永三甲午年八月六日本願寺より宗名の儀に付、寺社奉行御用番松平伊賀守へ願書被差出、

口上書

當宗開山親鸞上人開宗の砌より、宗名淨土眞宗と被定置候處、御奉行所并御領私領御役所において、淨土眞宗共一向宗共御取計御座候に付、當宗門末の內にて心得違の輩も有之、御門主歎敷被存候、依之諸國一統淨土眞宗と相定候樣被致度候、此段御願可申上旨京都より被申越候以上、

淺草本願寺輪番

午八月　　　　　　圓　重　寺

南　林　坊

右に仍り上野增上寺へ寺社奉行より、尋有之候處、左の通增上寺より書上有之候、

覺

一此度一向宗門京都兩本願寺より申出候は、諸國の門徒一統に淨土眞宗と相唱度段願出候に付、於淨土宗相障儀も無之哉の旨、御尋御座候處、相障候旨左の通御座候、淨土宗と申候名は、大唐善導大師親經の御疏の中に出候て、圓光大師最初建立の淨土宗を、則淨土眞宗と稱し候事に御座候、依之御先祖樣初め別て神君樣御宗門に被爲御定置、則京都四箇の本山并關東十八檀林共末々に至迄、一統淨土眞宗にて御座候、然に今般一向宗を淨土眞宗と稱候時は、宗名混雜仕、甚相障申候、殊に公儀御代々御

宗門に御座候處、淨土眞宗と宗名兩宗に相唱候時は、御先祖樣別て東照宮樣、御宗門に被爲御定置候尊慮にも相障奉恐入候、

一淨土宗は圓光大師開宗以來、淨土眞宗に御座候處、圓光大師へ數度の勅號被成下、殊更元祿已來大師年回御忌の每度淨土宗本山たるより、京都知恩院へ勅使諡號被成下、後柏原院正親院兩帝眞宗總本山の綸旨を賜、且黑谷金戒光明寺へは、後小松院宸翰にて、淨土眞宗最初門と申、七字の勅額を被成下候事に御座候、依之我淨土宗の外、他にて此宗名を稱すべき譯は決て無御座候、若一向宗を淨土眞宗と改候時は、勅命相障申候、

一御當山へ賜候勅願所、綸旨御文言、

武藏國增上寺勅願所須開眞宗弘通之玄門奉祈寶祚無疆丹精者綸命如斯仍執達如件、

慶長十三年十一月十一日　　左少辨花押

增上寺源譽上人

御房

如斯眞宗弘通の旨、綸命御座候得ば、淨土眞宗の號は、淨土宗の稱號に紛無御座候へば、他門にて押て競望可仕義にては無御座候、若强て改稱致候時は、綸言に相障申候、

一神君樣御當山觀智門師へ被下置候御條目、第三ケ條目に、嚴重の規式を以て、碩學衆圓頓戒相承可仕旨御定書被成下候、此儀は宗祖圓光大師來朝の後、帝王の戒師と成り、攝家權門高貴の方へ、圓頓戒を被授、淨土眞宗の弘通有之傳に相承致來候、依之神君樣、臺德院樣、大猷院樣にも、圓頓戒御相承被爲有に、今六十餘州淨土宗の僧徒、世壽十五歲以上、關東十八檀林掛錫いたし、御條目の第五ケ條目通學本蒿の十五年滿に、宗脉幷圓頓戒相傳二十年滿に布薩戒相承仕、則御條目の規則無異亂淨土眞宗の行儀を相守候、上件の重々の譯を以て、宗祖圓光大師開宗以來、淨土眞宗と稱し來候、然に淨土眞

宗の號、他門にて相稱し候時は、御條目の表に相障奉恐入候、
一他門より淨土眞宗と唱候時は、宗名相混じ、兩宗同名を稱し候事、古今决て無之儀に奉存候、前書に申上候通、綸命に相障勿論、東照宮様、臺德院様、御條目に相障候段、重々奉恐入候、殊に法然上人御傳四十八卷は、伏見院、後伏見院、後二條院三帝の宸翰にて、眞宗弘通の爲に、知恩院に被爲納置候此勅書御傳記に、淨土眞宗の儀明にて、則勅命によりて淨土眞宗弘通致來候、諸國一同共に件の宗名に御座候、若强て他門にて淨土眞宗と稱し候時は、誠に眞僞の爭論、自讃毀他之基共相成候時は、公儀御制禁にも相障可申哉と、其段甚奉恐入候、右依御尋申上候以上、

正月　　増上寺役者

寺社御奉行所

同四未年十一月十九日寺社奉行太田備後守宅に於て、奉行中列座增上寺役者被召呼、先達而兩本願寺よ御願候宗號の儀、於淨土宗差障有之旨、兩本願寺輪番へ申渡奉行所にては、一向宗と取扱候旨、右役者へ被申渡、依之增上寺役者より一派へ觸書の寫

去午年從京都本願寺諸國の門徒一統に、淨土眞宗と稱度旨、寺社御奉行松平伊賀守殿へ願出、於淨土宗相障候儀無之哉の旨御尋御座候に付、當正月御會談の上相决、於淨土宗差障候趣、別紙の通書付差出候處、當月十九日於太田備後守殿、別紙御書付の通被仰付候間、此段被得其意、向後宗門改等の節、心得違無之樣に取計可有之候、尤其旨支配下の寺院へも委敷可被相觸候以上、

十一月二十一日　　増上寺役者

此節宗門改の時節に成候得共、當年の儀は吟味中の事に候間、先づ是迄の通差置候樣に、寺社奉行より增上寺へ申達有之に付、增上寺より書上左の通、

宗門改の節帳面兩本願寺末專修寺佛光寺末寺院肩書に、唯今迄淨土眞宗一向宗本願寺門徒と肩書有之

を、淨土眞宗と肩書有之候ては、淨土宗於寺院印形相障候、宗門改の時節に相成候に付、兩本願寺願中に候得ば、總て願吟味事等糺中は其仕來の通り致候樣、奉行所より申付儀は通例に候間、當年の儀は願糺中の事に付、異論有之候ては、宗判相滯候に相當候間、當年宗門帳の儀は、年來仕來の通、兩本願寺末等の寺院宗號肩書へ、無滯致印形候樣可申達旨被仰渡候、

此段方丈へ申聞候處、宗儀に相拘り不容易事故、江戸檀林へも御達の趣被致評議、方丈始檀林中拙僧共一同申上候は、兩本願寺より願中に候得ば、總て吟味事等御糺中は、先仕來の通致候樣被仰付候儀は通例に候間、當年宗門帳の儀は、年來仕來の通、淨土眞宗一向宗本願寺門徒と肩書有之候も、淨土宗の寺院無滯致印形候樣、配下の寺院へ可申達旨被仰渡候得共、此段申渡候ても支配下の寺院承知仕間敷と奉存候譯は、去未十一月十九日於太田備後守殿御書付を以て被仰渡之通、於御奉行所一向宗と御取扱被成候上は、何方にても一向宗と可申儀奉存候、此度被仰渡候御書付の通、彼宗にて宗號不限一名稱し來候はゞ差支無之、宗名を以て宗判等の節肩書仕可然奉存候、御吟味中仕來の通と被仰付儀は、通例の御取扱に御座候得共、於當宗は御吟味中とは不奉存候、其譯は彼宗より願出之儀も無之、御奉行所より何の被仰渡も無御座以前に候はゞ、是迄の姿にて、等閑の事に候得共、前書の通御奉行所にて一向宗と御取扱御座候段被仰渡候上は、諸國一統御奉行所より、御取扱の宗號を準縄に可仕儀と奉存候、宗判の儀は公儀御政事にも相拘り、重き儀に御座候得ば、何宗と其宗號を相認紛敷宗門に無之旨、印判差出候儀に御座候、殊に公儀御代々樣御宗門に御座候處、淨土眞宗と、宗名兩家に相唱候時は、御先祖樣別て東照宮樣御家門被爲御定置候、神慮にも相障奉恐入候に付、差障無之宗名を相用ひ宗判無滯樣可被仰付儀哉と奉存候、依之御達御座候御書付支配下へ申達候儀、御奉行所より被仰渡義を違背仕にては無御座候得共、前書の意味合故申渡兼候、尤宗判相滯候に當候旨被仰渡候段は奉恐入候得共彼宗門には、宗號不限一名若御奉行所願中に候は御糺相濟候迄は、御奉行所取扱の宗號相認候樣被仰

付候得ば、宗判滯候に相當申間敷哉と奉存候、此段御賢察の程幾重にも奉願上候以上、

二月　　　　増上寺役者

覺

宗判の儀に付増上寺役者へ以御書付被仰渡候趣、檀林一同可致評議旨、増上寺方丈より申聞、江戸檀林増上寺へ罷出致評議、則増上寺役者より評議決樣の趣書付差出候、右一件は最初從彼宗淨土眞宗と宗號相唱度旨願出之節、十八檀林一統會談の上、右淨土眞宗と相唱度旨は、於當宗差障候趣御奉行所へ申上候儀に御座候得ば、宗判の砌は淨土宗に混雜宗名有之候ては、右差障候趣を離候義は無之候、依之増上寺役者より差出候書付の通御聞届被成下、今年より於他門宗判の砌肩書に此方宗名淨土眞宗と不相認候樣、以御威光被仰付被下度、檀林一統奉願候以上、

二月

小石川　檀林總代　傳通院

淺草　幡隨院

本所　靈山寺

深川　靈巖寺

淨土宗より差上候書付に仍、兩本願寺より申立候書付、

凡宗名と申者宗々の祖師自ら志所の經說に付て、其義理を考定候て、宗名を立候事、諸宗の通例に候當宗の本名は祖師親鸞上人開宗の砌、淨土眞宗と相定被置候以來、五百有餘年相續致稱來、一宗末寺門徒不及申、僧家の書籍迄、往々に相見申候、依て宸翰勅筆を奉始、御奉行所に於て、每度淨土眞宗の本名を以て、御取扱有之、殊更切支丹宗門御制禁已來、例年宗門御改等の節は、御府內を始、諸國共淨土眞宗と書上相濟來候、其上明和五年子二月御府內町々へ宗門の儀に付、淨土眞宗と本名を以て

御觸流有之候て、世上一統存知の事に候、乍然他より不案內にて、一向宗又は本願寺宗又は本願寺門徒又は門徒宗など〻、於當宗曾て唱へ不申名習候より、諸國の內右の樣に種々の異名を以て、宗旨證文取扱の箇所も有之候に付、宗徒の內心得違の輩も出來仕、祖師の本意を失ひ、且又御大切の宗門御改に候處、種々俗稱を用候て、宗名紛敷相聞え候段も如何敷儀に御座候故、何卒御奉行所より御觸被成下、諸國平等に當宗の本名相用候樣致度、御門主御志願の事故、去午八月其段以書付寺社御奉行所へ奉願候處、御請取の上右本名を、淨土眞宗と相唱候證據有之候哉と御尋に付、同九月祖師被定置候明證、其外御奉行所御取扱の例書付等、大略相調差上置候、然處當正月增上寺より故障ヶ間敷書付を以て申出候段、御奉行所被仰聞候、右故障の申立難得其意條々、又紛敷文言等有之左之通御座候、

故障の書付曰、此度一向宗門京都兩本願寺申出候は、諸國一統淨土眞宗と相唱度願出候、右の趣にては當宗本名元來一向宗と唱候處、今度改て淨土眞宗と唱度旨申立候儀と相見え申候、尤末々も今般一向宗を淨土眞宗と改候時は、勅命に相障候と有之、若强て改號致候時は、綸旨に相障申候等と書出候主意同斷にて被察候、諸宗の通例祖師被定置候宗名を以て本名と致候所、當宗を一向宗と稱候事は、祖師を始一宗古今の書籍に相見え不申、一切依用無之、唯他より申習し候俗稱に御座候、然處當宗の本名の樣に申立候儀は、當宗の書籍の內には、何等の證據を及見候て、書出し候事に候哉、本據をも相糺不申、押て一向宗門本願寺を、今度新たに淨土眞宗と改度願の趣に書取候段、理不盡の致方、佛弟子の所作とは不被存候、淨土眞宗の本名宸翰勅書に至迄被載之、五百餘年來相續して唱來候へば今更改て唱度旨可奉願譯曾て無之候、但俗稱を用候箇所、寺法を以て相正し申候得共、行屆不申候故、今度御奉行所より、御觸被成下度旨申迄の願に候、自他宗共に修學の上は、互に其書籍を致披見候事に候ば、增上寺にも學問の輩は、當宗祖師の著述をも可致披見候事に候間、斯樣の筋は隨分存知可申事に候、假令當宗の儀は不案內に候共、御奉行所每度當宗淨土宗兩宗末寺共掛合公事出入御裁

許の差紙、當宗をば宗淨土眞宗と御書出有之、輪番增上寺役者、奧印被仰付、增上寺領內、每年宗門人別帳にも當宗を淨土眞宗と書載候由及承候へば、當宗本名古來淨土眞宗と稱し來候儀は增上寺にも隨分承知の筈に候處、今度改號願の樣に申上候段御奉行の鑒察をも不憚、理を曲げ候申分不審の至に御座候、

又云淨土眞宗と申名は、大唐善導大師の御疏の中に出て、圓光大師最初建立の、淨土宗を則淨土眞宗と稱し候事に御座候、

唐朝善導大師觀經疏の中に、眞宗難値淨土之要難聞と申文は有之候得共、淨土眞宗と四字致連續候宗名は一切無之候、其外圓光大師一代製作の書籍、幷西山鎭西兩流の祖師等も宗名を淨土宗とは被唱候得共、淨土眞宗と被唱候事及承不申候、尤善導大師に依て宗旨建立の儀は、彼宗に申立候而已に不限御當宗も善導大師、源信和尙、圓光大師、親鸞聖人の宗脉相承し、殊に圓光大師製作の選擇集と申開宗根本の書を、親鸞聖人へ傳授候上當宗を、弘通の儀は勿論に候得共、淨土眞宗と申四字連續の宗名を唱、專書籍に顯し候事は、我が親鸞聖人を最初に致候事は諸宗一統存知の事に御座候、

又云今般一向宗を淨土眞宗と稱し候時は、宗名混雜仕甚相障り申候、

當宗も淨土宗も、元來圓光大師の法流を相承して、宗旨致弘通候へば淨土眞宗兩名は具略の別ち迄にて、勝劣の異にては無之候故、互に相通じ可申儀も可有之候、依之當宗別派高田專修寺へは、後柏原院より永正十八年、淨土宗下野統と申院宣被成下、乍然五百年來彼宗には、淨土宗と稱し來候故、御奉行所へも宗門改の節も、總て淨土宗と計書上來、淨土眞宗と書出し候儀は承及不申、當宗は淨土眞宗と稱來候故、御奉行所宗門改の節も、總て淨土眞宗と書上來、於御奉行所も、彼宗を淨土宗當宗は淨土眞宗と御取扱有之、眞の字の有無を以て是迄、兩宗簡別明白にて混雜の儀無御座候、若此度彼宗より新規に淨土眞宗と相唱候へば、却て兩宗混雜仕、其差別無之、差當宗門改等相障可申事に御座候、

又云公儀御代々樣御宗門に御座候處、淨土眞宗と申宗名兩宗に相唱候時は、御先祖樣別て東照宮樣御宗門被爲御定置候尊意にも相障奉恐入候、

當宗開宗已來、淨土眞宗と稱來候、東照宮樣御治世以來も、淨土眞宗と御奉行所へも書上、御奉行所にても、毎度御取扱有之候上は今更相障候譯有之間敷儀と奉存候、

又云淨土宗は、圓光大師開宗已來淨土眞宗にて御座候故、數度勅號勅使被成下、本山の綸旨を賜、黑谷金戒光明寺へ勅額を被成下候事に候、我淨土眞宗の外、他にて此宗名を可稱譯決て無御座候、若一向宗を淨土眞宗と改候時は、勅命に相障申候、

圓光大師へ勅使被成下候事、宗名に相拘り不申事に候、總本山の綸旨も全文を不書載事故、宗名の有無難計候、當宗を淨土眞宗と稱し候事は、祖師被定置候段は不及申忝も龜山院文永九年壬申十一月五日、勅使藤原參議兼則卿(此年公卿補任に無此人可疑)を以て、本願寺の寺號を賜、紫宸殿拜領被仰付候勅書に、親鸞聖人開淨土眞宗と有之、又後醍醐天皇宸翰の親鸞聖人傳記には、淨土眞宗證道今盛と有之、右宸翰今代後水尾院へ奉入叡覽候處、梅小路宰相定矩卿を以て、希有の異寶不可過之旨院宣被成下候、然時は勅許宗名にて御座候處、押て一向宗と號け、淨土眞宗と可稱譯決て無御座候と申出候段、法門道理は格別、勅命に相障候申分甚奉恐入候、

又云增上寺へ被下置候綸旨に、須開眞宗玄門と有之候へば淨土眞宗の稱號無紛候へば、他門より押て競望可仕儀にては無御座候、

眞宗と申は佛法の通稱に候得ば眞宗の言を直に淨土眞宗の明證とは難相成候、併當宗より彼宗へ勸候處、淨土眞宗の旨にては無之とは不申儀故、强て不及貪着事に御座候、但當宗を淨土眞宗と唱候儀は元來祖師首唱の本據明白にて、殊蒙勅命候當宗の本名に候得ば、他を羨候て競望致候抔申儀毛頭無御座候、

又云増上寺へ被下置候御條目第三ケ條目、圓頓戒相承可仕旨御定書被成下、淨土眞宗の行儀相守候上は、件の譯を以て圓光大師開宗以來、淨土眞宗と稱來候、然に淨土眞宗の號、他門にて相稱候時は、御條目の表に相障奉恐入候、
御條目の文書載不申候故宗名の有無難計候、彼宗は淨土宗と唱來、當宗は淨土眞宗と唱來、相濟候上は今更相障不申旨、前段の趣御座候、開宗已來淨土眞宗と稱來候と、書出候得共、圓光大師一代淨土宗と計被稱候て、淨土眞宗と被稱候儀見當り不申、西山鎭西の祖師も同斷に候故、當時に至迄表向御奉行所への書上宗門人別帳迄、淨土宗と書來、淨土眞宗と書出候儀承及不申候處、開宗已來淨土眞宗と稱來候旨申立候段相違の儀と被存候、
又云法然上人四十八卷、傳三帝の宸翰にて、此勅命に依弘通致來候諸宗一統とも許宗名にて御座候若强て他門にて淨土眞宗と稱候時は、眞僞の爭論自讃毀他の基にも相成候間公儀御制禁にも相障可申哉の段奉恐入候、
勅筆御傳を申立候へば、當宗にも勅筆御傳有之候、殊に淨土眞宗の宗名被載之候彼宗勅筆御傳の淨土眞宗之宗名は無之候へば宗名申立の證據には相成申間敷候、是則自宗の祖師淨土眞宗と被定置候明證無之候故、强、宗名に不相關儀を書並べ候と相見え申候綸旨等の寵榮を被雜申立候ば、當宗にも數多有之、殊更諸宗に比類も無之、門跡の勅書迄御座候へ共、宗名に相掛り不申儀を以て紛敷申立候にも及不申事故不申出候、又彼宗を淨土宗と申候は、諸宗共件の宗名存居候へども、彼宗を淨土眞宗と稱候ては、世間一統に承知の儀とは難申候、總て上來彼宗より當宗を淨土眞宗と稱候時は勅命綸旨御條目に相障候趣段々申立候、乍併當宗を淨土眞宗と稱し候儀、前段の趣に候得ば、此度當宗より願出候趣少も相障候筋は有之間敷と奉存候處、强故障申出候段如何の存寄に御座候哉當宗の本名祖師の定判は勿論宸翰、勅筆に淨土眞宗と被書載候上は、彼宗より當宗の宗名を故障申出差止候はゞ、是則急度

勅命に相障可申道理、重々可奉恐入事に候、其上彼宗より申立候通彼宗彌淨土眞宗にて、當宗を淨土眞宗と唱候儀、差障有之候ば、何故に五百年來其儘に差置候て、漸去午年當宗より諸國御觸奉願候に付、御奉行所より被爲入御念候て、上野增上寺へ御尋有之候に至て始て、故障申立候事不念至極の儀と被存候、五百餘年來當時に至迄、淨土眞宗と相唱濟來候上は故障無之段は明白に御座候處、却て彼是故障申立候段、諍論の端を起し、自讃毀他の基に相成可申段、公儀御制禁にも相障可申哉、其段可奉入恐事候、

上件の趣に候得ば、當宗よりも急度申立候て、故障の筋合相答可申儀に候へ共、諍論ヶ間敷相成り、御奉行所へ御苦勞の程如何と奉存候故、先願見合罷在候、去午宗名の儀は一宗肝要に候得ば、追々可申立儀御座候に付、先宗名の儀有來りの通、御取計被成置可被下候の旨、當未三月七日御奉行所へ書付差上御聞濟の御事に御座候以上、未十二月

右返答書と申にては無之候、但當方申立候趣を覺書に仕置候故入御内見候以上、

佛光寺開祖親鸞聖人の法流にて、淨土眞宗と唱候儀親鸞聖人開宗の砌より定置候宗名に御座候、依之祖師述作の書籍に、淨土眞宗と有之候段、左の通御座候、教行信證文類曰、大無量壽經眞實教淨土眞宗、又曰謹按淨土眞宗有二種廻向、又曰淨土眞宗者在世正法像末法滅齊悲引、如此文證數多御座候得共略之、依之宸翰綸命の表にも淨土眞宗有之候段、左の通に御座候、

後醍醐天皇宸翰の親鸞聖人傳記には（全部二卷賜佛光寺、今に本山に被致傳來候）淨土眞宗證道今盛與傳文に御座候、其後寛文七年未七月、佛光寺十九代隨庸僧正寺務の節、後水尾院後西院兩帝より、後醍醐天皇宸翰の祖師傳記幷圓光大師より親鸞聖人へ嗣法相承有之候什寶等、可被爲有叡覽之旨、院宣被成下、則奉入叡覽之處、甚被爲有御感候儀に御座候、依之從後水尾院後西院兩帝宸翰六字名號を賜、勅使梅小路宰相定雄卿を以て、淨土眞宗の眉目與綸命被成下候、此外同宗別派においても、各綸命の旨

或は公儀御判物等の表に宗名明白に御座候段承及候、右宗祖の宗判は勿論、宸翰綸命等の本據御座候故、淨土眞宗と相唱來候、其上於御奉行所も從先々當宗を淨土眞宗と御取扱被成下候儀に御座候、往古以來淨土眞宗と唱來候段、例證に御座候以上、

申二月

下谷佛光寺御門跡觸頭　西　德　寺

寺社御奉行所

口上覺

先達而書付を以、御窺申上置候當宗淨土眞宗と唱來候譯、別紙證書の趣に御座候、祖師開宗以來五百餘年唱候宗に名御座候、右の段申上置候樣御門主被申付越候以上、

申二月

下谷佛光寺御門跡觸頭　西　德　寺

寺社御奉行所

乍恐以書付奉願上候事

一淨土眞宗四字の稱號、開宗本書等、祖師眞選の墳籍に出有之、宗祖在のより至今日五百五十年來、右の稱號を以、勸誘教導の儀顯然に候故、此段は不及奉申上候事、

一本寺今昔の輪番へ、從公儀御奉行所被仰渡候御書付等の宗名は、拙寺共儀役寺にて無御座候故不奉存候事、

一往古は宗旨證文の御沙汰も無之候事、御願申上候節も宗名に拘り候儀にて無御座候故、本寺附所書計にて願上相濟來候事、

一公儀御奉行所へ拙寺共より、淨土眞宗と書付奉願上候は、八十七年以前元祿三庚午年九月二日拙寺共

先祖、乍恐常憲院様御能拜見御免の節、諸宗寺院一同に拜見御免にて御座候故、宗名を以て不奉願上候ては簡別無御座候故、淨土眞宗と宗名書付、御月番本多紀伊守殿へ奉願上候、此節輪番最勝寺と控帳面に相記有之候事、

一元祿七甲戌年八月十日、拙寺共先祖、乍恐常憲院様、周易御講釋拜聽御免の砌も右同斷、淨土眞宗の宗名書付、御掛り柳澤出羽守殿へ奉願上候、此節輪番林幽寺と控帳面に相記有之候事、

一元祿三庚午年十二月十三日輪番最勝寺改て被申渡候趣は、武家屋敷方、其外へ差出候宗旨、證文たとひ一向宗等の宗名書記有之候共斷申立、淨土眞宗と相記し直させ候て、印形差出可申旨被申渡候趣舊記に御座候事、

一公儀御代始の節は、諸國の末寺群僧を、御門跡より被召登誓詞被仰付候、其誓詞の文に、淨土眞宗と申名目は無御座候得共、血判仕候誓詞文の發端に、東照權現様、本願寺御取立と御座候、然ば御取立被成下候本願寺は、淨土眞宗の四字の內に、儀を備之誓詞の一札全篇淨土眞宗の、四字より出申候御名と奉存候、淨土眞宗の本寺たる本願寺御取立被成候儀、偏に神君様の尊慮の程難有奉存候、然る處に、去未年十二月中、增上寺より諸國配下へ相觸候趣にては、淨土眞宗此以後一向宗と、御奉行所において御取扱可被下の旨被仰渡候趣奉承如候、本寺の輪番奉願候上は、拙寺共奉願候には、不及儀に御座候へ共、兼て淨土眞宗の儀を以て、敎化仕候檀那門徒共、是迄の趣に相違の儀を奉驚候は、數多御座候に付、不奉得止事乍恐以書付奉願候、右の趣御賢察被成下、本宗名たる淨土眞宗の名目廢退不仕候様奉願上候以上、

安永五丙申年二月

淺草本願寺末　牛込　傳　久　寺印判法名書判
右同斷　赤阪　成　福　寺印判法名書判

右同斷　下谷　宗　善　寺印判法名書判
右同斷　下谷　忠　綱　寺印判法名書判
右同斷　四谷　源　慶　寺印判法名書判
右同斷　早稲田　龍　善　寺印判法名書判

寺社御奉行所

例書寫(本願寺より差出候淨土眞宗と唱候例證)

覺

一龜山院本願寺　勅書綸旨文曰
弘長二年十一月二十八日入寂親鸞聖人開淨土眞宗引導風俗化益遍布日域永潤法滅時浴大善流輩現當利益神明擁護無疑知天長育民瑞也依賜紫宸宮稱久遠實成阿彌陀本願寺者綸旨仍如件
文永九壬申年十一月五日　左大史藤原朝臣基親
大谷留守職覺惠法師へ

右本山舊記御座候

或人考、此綸旨案可疑大異內記局草進之體、加之兩局奉勅之事、先例未知賜紫宸宮之語更可疑

一京都佛光寺什物　後醍醐天皇宸翰
親鸞聖人傳記(繪師土佐勝信)
右傳文中に淨土眞宗證道今盛と有之候
一西本願寺末泉州堺源光寺什物　同傳記(上下二冊)
上卷第一段　妙法院一品堯延親王御筆
下卷第七段　曼珠院二品良應親王御筆

外題　近衛取太大臣家熈公御筆　繪　石山宰相基董卿
右縁迄兩軸自妙法院天台座主一品堯延親王被寄泉州堺源光寺教祐矣書等之筆者因令旨記之如件
寶永四年黃鐘二十八日
右奥書三寶院大僧正房演御筆又三州額田郡保母村勝鬘皇寺什物淨土眞宗開祖親鸞和尙妙法院宮堯尊親王御染筆御寄附の御事候、
右の通天台宗眞言宗の御門跡方淨土眞宗と有之傳記を被成御書寫、淨土眞宗開基共被成御染筆候を他宗共許の宗名と申候、

一當山末常州那珂郡鷲子村照願寺什物同傳記全部四卷
轉法輪　太政大臣公忠公御筆　繪　信州鹽崎康樂寺法眼淨賀
康永三歲甲申仲冬一日
是又同文言淨土眞宗と有之候、
右傳記全部四卷表補修覆幷筥水戸黃門光國卿、寬文五年夏御寄附被成候、前件の通明白成る淨土眞宗の宗祖本山東照宮樣以思召東本願寺被遊御取建、慶長七年京東六條七條の境內拜領被仰付、加藤喜右衛門殿奉行として分境を御打渡有之、同年淨土眞宗開山親鸞聖人自作木像、本多藤右衛門殿を以て淨土眞宗の嫡流教如御門跡へ跡へ被遊御寄附候、右木像假御堂へ移徒の節、檜皮葺鐘樓堂彌陀堂彌陀堂前唐門玄關の前唐門迄被遊御寄附、當時現在仕候、右の外格別御懇命の由緒等省略仕候、

一臺德院樣御治世、元和二年冬達御聽、鎌倉常葉と申所に有之候、親鸞聖人木像關東へ被召上、宣如御門跡へ拜領被仰付に今致傳來候、

一大猷院樣御治世寬永十六年當山境內狹少に付、達御聽敷地御加附被仰付候事、

一同御治世駿州富士山の樹木宣如御門跡へ拜領被仰付、桁行三十三間半の堂宇被致造立、東照宮樣被遊

御寄附候木像被致安置候、當時の影堂にて御座候、依之開山より傳來の淨土眞宗心の儘に被致弘通、今以門末化導の被遂本意候事、偏に東照宮樣御取立に候御懇命御神恩不淺故と別て、忝被存諸國の門末迄一統難有奉存候、

一有德院樣御治世延享二年八月、御門跡願に任され、山城國東山大谷淨土眞宗開山親鸞聖人の廟所敷地一萬坪拜領被仰付、則同四年惇信院樣御代始の節、御朱印被致頂戴候事、

宗名不分明の本山前條件の通可被遊御取立哉、御賢察可被下候、全く明白なる淨土眞宗宗祖本山堂寺に依て、御代々被遊御取立被下候事と、門末一統難有奉存候、

一尾州名古屋において本願寺兼帶所被致起立度願望有之候に付、則亞相光友卿、元祿四年春御城下において、百間四方敷地一如御門跡へ被有御寄附候、同御分地濃州高須御領にも御自書親鸞聖人眞影御菩提所御安置の御事に候、則本願寺眞如御門跡裏書曰、

願主從四位下行左近衛權少將兼攝津守源朝臣義行

寶永二年酉六月

右尾州御領國中寺院より諸願等の節は、淨土眞宗と延享五年四月被仰渡候、

一當山末常州茨城郡笠間光照寺什物紀州御領主御自書親鸞聖人眞影、本願寺從如御門跡裏書曰、

寄附紀伊宰相宗將卿

寶曆五乙亥年十一月二十八日

右紀州御領國中、安永三年正月、淨土眞宗と一統に唱候樣被仰渡候、

一常州鹿島郡磐船願入寺由緒正敷寺跡に御座候に付、延寶二年春水戶黄門光國卿被成御取立、敷地八町四方餘寺領三百石被成御寄附、堂宇等餘分御起立の御事候、且亦元祿三年七月本願寺第二代如信上人の木像、光國卿御彫刻、淨土眞宗第二祖如信上人の木像と御添書被成願入寺へ御寄附の御事に候、

右御領國中、諸寺院へ其砌二ヶ條目を以被仰渡候、

覺

一淨土眞宗の儀は、他宗と法式格別に有之處、近年猥に相成葬禮幷墓所又は盂彼岸等の祭も、他宗の樣に有之由達高聽候、自今以後宗門法式の通被相守候樣、一宗の衆へ可被申傳候如斯被仰出候上、唯今迄の通、猥ヶ間敷候はゞ、宗門御取上淨土宗に被進候間、左樣被相心得候樣、兩寺より段々可被相傳旨被仰出候事、

今一ヶ條宗名無之に付省略仕候、

元祿三年午九月　寺社奉行所

右御制條に淨土眞宗兩宗名の分れ明白に御座候故、當宗を淨土眞宗と被仰渡候御事と奉存候、

右の外當山末寺數多き國々一統淨土眞宗と唱候へ共、繁重に相成候に付省略仕候、

御奉行所より淨土眞宗と御書出例證

一元祿十四巳年十二月十日、上總國小濱村淨妙寺、當山へ歸參の節、寺社御奉行所より御領主へ被遣候御書付に、淨土眞宗淨妙寺と有之候、

一享保四亥年五月十三日、武州都築郡大棚村東善寺村方の者と出入御裁許の節、寺號肩書淨土眞宗と有之候、

一延享三年寅九月、豐後國大分郡壼欠村淨雲寺、同村禪宗長興寺と、且論出入御裁許の內、淨土眞宗と申文言二ヶ所に有之候、

一寶曆三酉年九月十三日、越後國頸城郡澤田村勝樂寺汀村曹洞宗寶壽院と且論出入御裁許書の內、淨土眞宗と申文言三ヶ所有之候、

一寶曆四戌年三月二十一日、武州橘樹郡加瀨村、長弘寺專修寺末明津村常專寺と、且論出入御裁許書の

內淨土眞宗ど申文言二ヶ所有之、寺號肩書にも淨土眞宗と有之候、同年三月二十五日常州鹿島郡下富田村無量壽寺、同郡大和田村天台宗圓滿寺と守札納不納出入御裁許書の內、淨土眞宗と申文言四ヶ所有之候、

一寶曆十三未年十月十八日、寺社御奉行所より御渡被下候御書付に、淨土眞宗、總て道場と申者、俗體にても相續致候樣相聞候等、

一同年十一月、濃州魚那郡岩村淨光寺飯田村曹洞宗禪林寺と旦論出入御裁許の內、淨土眞宗と申文言十ヶ所有之候、寺號肩書にも淨土眞宗と有之候、

一明和三戌年正月二十七日、越後國三島郡出雲崎町光照寺、同所曹洞宗寺號光照寺と旦論出入御裁許書の內、淨土眞宗と申文言七ヶ所有之候、號肩書にも淨土眞宗と有之候、

右御勘定御奉行御掛

一明和四亥年十二月二十七日、不正の法儀致敎授候者共へ被仰渡候御書付二十餘通に淨土眞宗と有之候

右町御奉行御掛

一明和五子年二月、同樣の儀にて町々へ御觸書に淨土眞宗と申文言有之候、

一同年十一月八日、石州濱田郡正寺自他宗出入御裁許書の內、淨土眞宗と申文言十ヶ所有之候、寺號の肩書にも、淨土眞宗と有之、增上寺役者始、諸宗の觸頭奧印仕差申上候、

一明和丑年五月二十六日、御呼出御書付、江戶八丁堀岡崎町淨土眞宗玉圓寺と有之候、

一同年六月五日、同人御呼出右同斷、

一同年七月七日、右同斷、

一同年八月三日、右同斷、

一同九辰年八月十七日、越後國蒲原郡新潟則得寺奧州會津若松城下西蓮寺御呼出御書付、寺號の肩書に

淨土眞宗と有之候、
右勘定御奉行御掛、
一安永三午年十二月六日、御府內赤坂道敎寺淨土宗市ヶ谷安養寺と、且論出入御裁許書の內、寺號肩書に淨土眞宗と有之候、則增上寺役者當山輪番奥印差上申候、
右の通御裁許書御觸書御呼出御書付に、淨土眞宗と御書出しの御事に候、前件の通淨土眞宗と唱候例證、明白に御座候得共、一宗の祖師書顯候證文無之候ては、宗名難相立候、依之證文如左御座候
祖師親鸞聖人選述敎行信證文類曰、大無量壽經眞實之敎淨土眞宗、同曰謹按淨土眞宗有二種回向等、同曰淨土眞宗者在世正法像末法滅齊悲引、同曰淨土眞宗證道今盛、一念多念文意曰、淨土眞宗のならひには念佛往生とまうすなり、唯信鈔文意曰、眞實信心をうれば實報土へうまるとをしへたまへるを、淨土眞宗とすとしるべし、同曰非權非實といふは、法華宗のをしへなり、淨土眞宗のこゝろにあらず、聖道家のこゝろなり、燈鈔曰選擇本願は淨土眞宗なり、同曰淨土眞宗は大乘の中の至極なり、同曰それ淨土眞宗のこゝろは往生の根に他力あり自力あり、和讃曰淨土眞宗をひらき御選擇本願入たまふ、同曰淨土眞宗に歸すれども眞實心はありがたし、
右開板流布の書籍に御座候、此外末學の者淨土眞宗と書顯し候書籍數萬部有之候得共、末弟の書顯候は證據に不相成候故省略仕候、
一元祖圓光大師眞授の門弟たる、親鸞聖人故に、淨土眞宗と被書顯候、則圓光大師眞影幷制作の選擇集、其外法語法具等迄被爲附屬候、什物古今現在仕候、併圓光大師制作の書籍の中淨土眞宗と被書顯候事は無御座候依之淨土宗の儀は、圓光大師より起り淨土眞宗の稱號は、親鸞聖人に初り申候、圓光大師二百七十人連署の眞弟の中より、淨土門の宗義流派數々相分れ候得共、鎭西流の祖師聖光上人を初一流に祖師制作開板現行の書籍の中、淨土眞宗と被書顯候は、見聞不仕候、親鸞聖人に相限候、他流の

末學希に淨土眞宗と被書顯候も有之候得共、末弟の書籍は證據に不相成候、併他流の宗名を彼是貪着仕候にては無御座候、當山宗號の道理は右の通の御事に御座候、
上件の通例證明白、五百年來唱來候淨土眞宗の宗號に御座候處、公儀於御奉行所向後一向宗と御取扱御座候ては東照宮樣東本願寺御取立の御神慮如何可被爲御座哉と奉恐入候、幾重にも公儀御奉行所においで、淨土眞宗と御取扱被下候樣御門主御願被申上候以上、

安永四年未閏十二月

淺草本願寺輪番　唯　乘　坊
光　明　寺

翁草　卷之百三十四

本願寺宗名願の續

〇知恩院宮より御願口上之覺

一淨土眞宗と申者、淨土宗の宗號にて、御先祖樣別て東照宮樣厚き神慮を以て、御宗門に被爲定置候に付、御條目の通、一宗尊崇宮御門跡被爲立置、殊に御代々樣御猶子に被成置候故、御威光を以て、一宗光輝相續に隨ひ、當御門室にも、御相續の御事に候、然ば於宮御方は、至て御大切の儀故、他門にて右宗號相唱候樣に相成候ては、甚以御苦慮被成候、尤淨土眞宗と他門において相唱候ては、當宗に相障候樣先達て增上寺より每々申上候儀に御座候間、何分舊冬被仰渡の通、於他門淨土眞宗と相唱候儀難相成段、猶亦被仰出候樣、偏に御願被成候間、速に御聞濟被遊候樣御取扱賴思召候以上、

三月十四日　　　　知恩院宮御使　小山侍從

宗門改の節帳面兩本願寺末專修寺、佛光寺末寺院肩書に、唯今迄淨土眞宗一向宗本願寺門徒と肩書有之を、淨土眞宗と肩書に之有候ては、於淨土宗寺院印形相障候ては、宗門改の時節に相成候に付、兩本願寺願中に候得ば、總て願吟味等糺中は仕來候樣可致旨、奉行所より申付候儀は通例に候間、當年の儀は願糺中の事に付異論有之候ては、宗判に相障候に相當候間、當年宗門帳の儀は、年來仕來の通、兩本願寺末寺の寺院宗號肩書無滯致印形候樣可申達旨被仰渡、此段方丈へ申聞候處、宗義に相拘不容易事故、江戶檀林へも右御達の趣、致評議方丈始檀林中拙僧共一同申上候は、從兩本願寺願申候得共總じて吟味事等御糺中は仕來の通に致候樣被仰付儀、通例に候間、當年宗門帳の儀は、年來仕來の通淨土眞宗一向宗本願寺門徒と肩書有之候ても淨土宗の寺院無滯印形候樣、支配下寺院へ可申達旨被仰渡

候へ共、申渡候ても、支配下寺院承知仕間敷奉存候譯は、去未十一月十九日、於太田備後守殿御書付を以て被仰渡、於御奉行所一向宗と御取扱被成候上は、何方にても一向宗と稱可申儀奉存候、此度被仰渡候御書付の通、宗號區々なるを相止差支無之宗名を以、宗判等の節、肩書仕可然儀と奉存候、御吟味中は仕來の通と被仰付候儀、通例の御取扱と御座候得共、御當宗は御吟味中と不奉存候、其譯は其後彼宗より願出候儀も無之、御奉行所より何の被仰渡も無御座候、何事も無之是迄の姿に候得ば、等閑の事に候へ共、別書の通御奉行所にて、一向宗と御取扱御座候段被仰渡候上は、諸國一統御奉行所御取扱の宗號を準繩に可仕樣と奉存候、宗判の儀は公儀御政事に相拘り、重き儀に御座候得は、何宗と聢に其宗號相認紛敷宗門に無之旨印形差出候儀に御座候、御先祖樣始、別て東照宮樣御宗門に被爲定置候、神慮にも相障恐入候間、差障無之宗號を相立、宗判無滯樣可被仰付儀と奉存候、依之御達御座候御書付、支配下へ申達候儀、御奉行所より被仰渡儀を、違背仕にては無御座候へ共、前書意味合故申渡仕兼候、尤宗印相滯候に當り候旨被仰渡候段奉恐入候へ共、彼宗門に於ては不限一名に候得者、御奉行所御取扱の宗號相認候樣被仰付候得者、宗判滯には相當申間敷哉奉存候、此段御賢察之程幾重にも奉願上候

増上寺役者

覺

宗判之儀に付増上寺役者へ御書付を以被仰渡候趣、檀林一同可致評議旨、増上寺方丈被申付、江戸檀林増上寺へ罷出評議、則増上寺役者より評議決擇の趣書付差出、右一件最初彼宗より淨土眞宗と宗號相唱度旨願出候節、十八檀林一統會談の上右淨土眞宗と相唱度儀、當宗において差障候趣、御奉行所へ申上候儀に御座候、然に宗判の砌、淨土宗に混雜之宗名有之候ては右差障候趣を離候儀は無之、依之増上寺役者より差出候書付之通御聞屆被成下、今年より於他門宗判肩書に此方宗名淨土眞宗と不相認候樣被仰付被下度檀林一同奉願上候、

檀林總代　傳通院
幡隨院
靈山寺
靈巖寺

御宗門の宗名は、元祖圓光大師開宗以來師資印證の法義、淨土眞宗たるの旨、曾て無異論、淨土則眞宗則淨土門之義、一名具略の意にして、格別の宗名にては無之候、尤眞宗の號は、佛法の通稱にて諸宗一同三國傳來稟承有之法義を稱して、皆眞宗と申候、依之淨土眞宗と申者、別局の意にて、全く淨土宗の事に候得ば、眞宗の有無を以、宗旨各別と申儀は無御座候、宗名混雜と申に付名の混雜法度混雜の譯有之候、名の混雜とは御宗門の宗號を他にて稱候時は、一名兩宗の過失、此儀古今於諸宗曾て其例無御座自然と諍論の一端と奉恐入候、法義混雜の儀、勅法御傳に被具載候强て申上候得ば宗論に類し御制禁相障申候、且宗判の儀は重き御制事に御座候處、同號有之ては、彼是の所難相分候間、向後諸國一統に、他にて同號相用、宗名混雜無之樣被仰付被下度、幾重にも宜敷御沙汰賴入存候以上、

五月　增上寺大僧正

〇東本願寺より書上の覺

當山宗名の儀、是迄於公儀淨土眞宗、或は一向宗と御取扱御座候に付、去る午秋向後淨土宗と、一順に御取扱被下度旨、本願寺より御願申上候處、增上寺より故障の旨書付差上候寫、此度增上寺支配下へ觸出候、不道理成儀を以、差障候、彼譯合左之通御座候、

一淨土眞宗と申名は、大唐善導大師、觀經疏の中に出候て、圓光大師最初建立の淨土宗を、則淨土眞宗と稱候事に御座候と申上候、

此儀は不分明の申分に御座候、善導和尙觀經疏には、眞宗叵遇と釋せられし候計にて、淨土眞宗と

四字連用の宗名は相見え不申候、圓光大師選擇集に、元澆の淨土宗の意と本爲凡夫兼爲聖人之釋に依て、淨土宗と所稱候儀顯然に御座候、仍て其宗名を以公私共淨土宗と稱し來候儀にて、圓光大師幷彼家の開基聖先上人、良空上人淨土宗と稱せられ候事、曾以無御座候處當山の祖師五百五十年已前に被置候、淨土眞宗と申宗名を、全く往古より彼宗の宗名の樣に申立候儀、難得其意儀に御座候、
然に今般一向宗を淨土眞宗と稱候時は、宗名混雜仕、甚相障り候段申上候、
此儀當山の淨土眞宗と稱候儀は、今般初て申立候儀にては、曾て無御座、五百五十年來祖師親鸞制作の書に分明に、淨土眞宗と稱し、國中共に淨土眞宗の宗號紛無之事故、淨土宗末寺と當山末寺と爭論御裁許の御改、每度御請書に、淨土宗誰淨土眞宗誰と一紙の上に相認、差上來り分明に兩宗相分れ候處、宗名混雜仕候と申上候は、於公儀御役所一紙の表に印形致置ながら、今更淨土宗を則淨土眞宗と申立兩宗の宗名混雜候樣に申上候處、曾以て當山より宗名混雜仕候樣致儀にて無御座候此段御賢察可被下候且又當山の儀を、專ら一向宗と申立候は何れの書に出候て、何れの祖師被立候宗名に候哉、御尋奉願候宗名の儀圓光大師淨土宗の名を被定候て淨土宗と相立、當山の祖師淨土眞宗と被定置候宗名を、公私共稱來候外、他宗より一向宗と宗名相定呼候道理は有之間敷儀と奉存候、猶又公儀御代々樣、御宗門淨土眞宗にて御座候趣書顯候得共、乍恐是迄公儀御宗門淨土宗にて御座候と國中一統奉存罷在候儀にて御座候、

一淨土宗は、圓光大師開宗以來淨土眞宗に御座候故、圓光大師每度の勅號被成下、殊更元祿已來大師年回御忌の每度淨土本山たるにより、京都知恩院へ勅使諡號被成下、後柏原院正親町院兩帝眞宗總本山の綸旨賜候旨申上候、
此儀は圓光大師、遂に淨土眞宗と被稱候事、曾以て無御座候處、開宗已來淨土宗に御座候と書顯候は難得其意義に御座候、法然上人へ勅號追諡被成下、知恩院へ勅使被成下候は勿論、顯然の儀に御

座候、然共後柏原院正親町院兩帝淨土宗總本山の綸旨を賜候儀を、眞宗總本山の綸旨を賜候と書立候儀は、是又淨土眞宗と申紛らかし候書立に御座候、

一黑谷金戒光明寺へは、後小松院御宸翰にて、淨土眞宗最初門と七字の額被成下候事に御座候、仍て我淨土宗の外に此宗名を稱すべき譯、決て無御座と申上候、

此儀黑谷に今に淨土眞宗最初門と、勅額御座候と申儀申觸し候得共、唯今も慥に有之儀に御座候哉假令後小松院御宸筆の額御座候迚も、當山の祖師元仁元年淨土眞宗と宗名相定られ候より、百六十年後の儀に御座候、法然上人開宗の節、淨土眞宗と申宗名被定候事も無之、聖光上人良忠上人被稱候事も無之候へば、右年代も遙に相後候、黑谷の額申上淨土眞宗名彼家にも稱候事と可申より外に、淨土眞宗の宗名彼家に屬し候申立無之事に御座候、

且又我淨土眞宗の外に、宗名を可稱譯決て無御座候と申上候、

此儀も甚難得共意申立に御座候共仔細は、當山の祖師五百五十年已前に、淨土眞宗と宗名被定置候書籍古今流行勿論に御座候、且諸國共に、淨土眞宗と申は、親鸞聖人の一統の儀と存罷在候儀は今更申上候に不及事に御座候、仍て上にも申上候通、御奉行所において出入御裁許の節、淨土眞宗誰と、一紙に印形仕、淨土宗の外に當山を淨土眞宗と是迄書上候儀を、此度我淨土宗の外に、淨土眞宗と可稱譯、決て無御座と申上候はゞ、是迄公儀に於て、印形仕差上置候書付證據に相成不申候哉無覺束儀奉存候、

右一向宗を淨土眞宗と改る時は、勅命に相障候と申上候、

是又曾て勅命に相障不申儀と奉存候、當山宗名は本宗の祖師被立置候宗號にて、古今相改儀は無御座候增上寺より申立候、後小松院七字の額より、六十餘年以前後醍醐帝當山の宗名を傳文の中に淨土眞宗と被遊候得は宗名の儀は祖師被定置、全く朝旨を以て、淨土眞宗と稱候儀にて勅命に相障申

儀會以て無御座儀奉存候、

一慶長十三年十一月、增上寺勅願所の綸旨、武藏國增上寺須開眞宗淨土之玄門と有之候へば淨土眞宗の號は、淨土宗の稱號に無紛、他門より押て競望可仕儀にて無御座候、若强て改號致候時は、綸意に相障候と申上候、

此儀は眞宗の言有之候得共、一概に淨土門の事に限り候樣に存候は、他の書籍拜見致不申故ど相見え申候、既に唐の中宗皇帝三藏聖教序賢首の心經略疏宗密の盂蘭盆玄疏何れも通て佛教を眞宗と被稱候、其外にも例證數多御座候、右綸旨の御文書出候にも、唯眞宗と許有之淨土眞宗の宗名を被願候綸旨とも、難申候、當山淨土眞宗と稱候儀は、祖師所立の宗名にて、曾て以此節改號仕度と申譯にては無御座候彼宗の儀は、是迄公私共淨土宗と計稱來候處、此節右體に申立候は、却て彼宗より當流の宗名を、押て競望致申儀顯然の事に奉存候、後醍醐帝當山祖師の傳文、宸筆を以て被遊候中に、淨土眞宗は證道今盛なりと有之、且又當山の儀相限り候傳文にて、偏に眞宗繁昌の奇瑞會佛通之表示也と被遊候、又高田專修寺へ、後柏原院綸旨を以、總名淨土眞宗下野流と有之候、當山淨土眞宗と申稱號は、如此宸翰綸旨明白の處、增上寺より此度故障申出、今以て宸翰綸旨に相障恐多儀と奉存候、

一神君樣增上寺觀智國師へ被下置候御條目、第三ケ條目以嚴重之儀式、碩學衆圓頓戒相承可仕候旨、御定書被成下候處、宗祖圓光大師、三朝帝王の戒師と被爲成、神君樣臺德院樣、大猷院樣にも、圓頓戒御相承被爲在候御事故、十八檀林掛錫之輩、度臘により圓頓戒相傳、二十年滿に布薩戒相承無違亂淨土眞宗之行儀相守候旨書顯申上候、

此儀は觀智國師へ被下置候、御條目、御文面は拜見不仕儀に御座候へ共、御條目彼宗を淨土眞宗と被仰出儀とは相聞え不申事に御座候、其外圓光大師の御德義、十八檀林の規則書顯し候事にて、曾

以淨土眞宗と申宗名に懸り候儀にては無御座候、且又圓頓戒の儀は、法然上人叡山にて慈眼房叡空より、天台宗の戒相承被成候て、尤殊勝の一乘圓頓の戒にては御座候得共、善導所立の淨土門の宗義にては無御座候、然る處十八檀林掛錫の輩、圓頓戒布薩戒相承致候に付、彼宗淨土眞宗たる儀を申立候者、明眼の人其許仕間敷儀に奉存候、

一宗祖圓光大師開宗已來、淨土眞宗と稱來候へば、淨土眞宗の號他門にて相稱候時は、御條目の表に相障り奉恐入候旨申上候、

此儀は上にも申上候通、圓光大師開宗已來、淨土眞宗と稱來候と申儀難得其意候、法然上人以來淨土宗と被稱候事無紛顯然の事に御座候、開宗以來淨土眞宗と稱候と申儀は、何れの所にて稱來候哉是迄宗門帳にも、淨土宗と書出し於公儀御役所も、彼宗は淨土宗、當山は淨土眞宗と書認差上候處圓光大師開宗已來、淨土眞宗と稱來候と申上候は、公儀御役所にては淨土宗と稱し內々にては淨土眞宗と稱候儀にて可有御座哉と奉存候、當山の儀は公儀御觸書御尋書等にても淨土眞宗と顯然に書上。相濟來候得共、定て御條に相目障り不申儀にて可有之奉存候、

一他門より、淨土眞宗と稱候時は、宗名混じ兩宗同名を稱候事、古今決て無之義と奉存候と申上候、

此儀當山は五百年來淨土眞宗と稱し、彼宗は淨土宗と稱來、兩宗の名前自然と相分れ、公儀御役所において、書付差上來候處、唯今に至り當山の宗名を、彼宗の名と新事敷申立候に付、宗名相混じ候事に御座候、役宗も當山も一同淨土門にて、彼宗は總名を以て、宗名稱來當山は眞宗を以て、淨土眞宗と公私共稱來、是迄宗名混雜の儀無御座候、然處兩宗同名を稱候事、古今決て無之儀と申立候段、是又難得其意は、其一宗の內分派御座候儀は、曹洞宗臨濟宗黃檗宗等、宗之分御座候得共、通て禪宗と稱し古義新義の本山遠候得共、通て眞言宗にて御座候、兩宗同名、古今決て無之儀と申事如何敷申立と奉存候、況又兩宗同名にて無之、彼宗は淨土宗、當山は淨土眞宗と稱來候へば、兩

宗相混候儀は有之間敷と奉存候、
一法然上人の御傳四十八卷は、伏見後伏見二條三帝の御宸翰にて、爲眞宗弘通知恩院へ被爲納置候、勅筆御傳に淨土眞宗の義明にて、則仍勅命弘通致來諸宗一同共許の宗名に御座候と申上候、
此儀は三帝勅筆の御傳、知恩院へ被爲納置候は顯然の事に御座候、右勅修御傳に淨土眞宗の義明に有之樣に書上候得共、彼四十八卷傳の中に一所も淨土眞宗と申宗名は相見え不申候、然處淨土眞宗の義明に御傳文に有之樣に書認候は、淨土宗則淨土眞宗と稱し候と申紛し候儀と奉存候、且又彼宗を淨土眞宗と稱候儀、諸宗一同共許の宗名に候段申上候得共、淨土宗と申は、彼宗の宗名たる儀、諸宗一同共許の宗名勿論に御座候、彼宗を淨土眞宗と稱候儀、古來不共許の儀と奉存候、當山を淨土眞宗と稱候儀は、尤諸宗一同共許の宗名に於公儀御役所淨土眞宗と稱來、天台眞言宗の御門跡方にて當山祖師の傳文御染筆被成、淨土眞宗と申は、親鸞聖人一統の事、明白に御座候、其上國中一同に當山淨土眞宗と稱候儀を、彼宗にて新敷淨土眞宗と宗名を申立候は、猶亦世間相違の事顯然御座候
一强て他門にて淨土眞宗と稱候時は、眞僞の諍論、自讃毀他の基共相成候ては、公方御制禁にも相障可申哉、共段奉恐入と申上候、
此儀當山の宗名は、五百餘年來公私共、淨土眞宗と稱來候、曾以眞僞に拘り申儀にても無御座候、然る處彼宗より自讃毀他の基に可相成樣に申上候儀難得其意事に御座候、彼宗より當山を一向宗と稱し、此度淨土眞宗の宗名を、彼宗の宗名と申募り候儀は、彼宗へ被下置候、三十五ケ條目の御制禁に相背、却て自宗より自讃毀他の基を拵候樣奉存候、
右增上寺より故障有之旨、理不盡成書付差上候に付、當山の宗名は、古今公私共淨土眞宗と稱來候譯合上に申上候通に御座候、當山より他の宗派の宗名の儀を、貪着仕候儀にては無御座候、當山宗名の儀、今更新に申立候儀にて無御座候、祖師已來稱來候宗名にて御座候、彼宗の儀は、是迄總名を以て

於公儀も御役所淨土宗と書上來、當山の儀は、以眞名稱來、公私共顯然明白にて、兩宗混雜仕儀曾以無御座候、當山の祖師所立の宗名に御座候、宸翰を以て淨土眞宗と被遊、綸旨には總名を以て淨土宗と御座候、仍之公儀御觸書御尋書御書狀に、數度淨土眞宗と御書出し御座候、於御役所御請書差上候節、是迄淨土宗誰、淨土宗眞宗誰と印形仕差上相濟來候事、明白の事御座候、然處彼宗より、當山を一向宗と稱し、淨土眞宗の宗號は却て淨土宗に限候宗名にて、當山祖師一流の宗名無之樣に書顯候は、宸翰綸旨幷公儀御役所御書出の趣に相背、恐多御儀奉存候、當山の儀祖師取立の宗名淨土眞宗たる儀、顯然に御座候上は、別に宗派の稱號此以後改て稱可申譯合、曾て無御座候儀に奉存候以上、

一淨土宗と申は、彼宗之開山圓光大師開宗爾來五百年の宗號にて、圓光大師御開山根本の書にて、此書の中選擇集、淨土宗の三宗書記宗名立、尤此書往古より書林板行候、

一淨土眞宗と申は、本願寺開山親鸞上人開宗以來五百年の宗號に候、親鸞上人化敎行信證開山根本の書にて、此書の中に始淨土眞宗の四字連續して、宗名立、往古より書林板行候、

一本願寺開山親鸞上人、宗號淨土眞宗と被建候は、上人滅後十一ヶ年龜山院文永九年十一月五日、綸旨賜共文に、親鸞上人開淨土眞宗と有之事明白に候淨土開山圓光大師の書、淨土眞宗の四字不相見候事

一法流を申時は、唐之善導大師の法流にて、本願寺も增上寺も共に善導の御血脈に候、

東照宮樣尊命分家

善導大師──圓光大師─┬─親鸞上人
　　　　　　　　　　└─知恩院──增上寺

親鸞上人　本願寺　東本願寺──顯如上人（弟子）
├專修寺──專修寺
└佛光寺──佛光寺──玄仙上人

善導大師作の觀經疏にも、淨土宗といふは有之候得共、淨土眞宗の四字連續致候宗名は相見不申候

右之通にて、善導圓光の二大師勸候所は、淨土宗と申て、別之義にても無之、淨土眞宗の旨を以て勸申候、然共其唱來候を申時は、彼方淨土宗、本願寺は眞宗に候事明白に候、

或考、こゝに書る宗派次第條理分り難し、神君の御命と稱すること疑べし、文永九年十一月、龜山帝紫宸殿を賜ひ、淨土眞宗號、勅許綸旨の案、本願寺の舊記にありと云も、今其案をみるに、內記局の草進せる詔勅の體に非ず、左大史藤原基親と有、其人可勘、中頃よりは兩局にて、大史は小槻壬生官務家なり、大外記は中原押小路なり、兩家累代の任となりて、他姓の人兩局に居ることを不聞、是等尤疑べし、加之此時の勅使參議兼則卿と云り、公卿補任文永九年の條に、現任散位ともに此名の公卿なし、凡詔書につきて此三疑あり、識者再勘すべし、

○公邊例

一於御評定所、淨土宗淨土眞宗末寺出入御裁許被仰付候節、增上寺役者、本願寺輪番雙方立會奧印被仰付、是迄增上寺役者は、淨土宗の方にて、印形押之、本願寺輪番は、淨土眞宗の方にて印形押之、明白に候事、

一寺社御奉行、御內寄合にて、御裁許の節、是も增上寺役者、淨土宗に印形仕、本願寺輪番、淨土眞宗の方にて相濟、增上寺淨土眞宗と書付の儀未承候事、

一町奉行所より、御府內へ常宗法義の事、御觸書の節淨土眞宗の宗號にて、御觸有之候事、

一御朱印の儀、被仰候節、淨土眞宗何寺と御書付、寺社御奉行御直に輪番へ御渡被成候事、

一當方より諸書付類、一向宗と書付差上候儀決て無之、御奉行へも前記の通、淨土眞宗の宗號にて、取扱有之候、乍然折節は一向宗と御座候事も有之候得ば、每度申上候へば、又候御書被下候儀も有之候得共、本名を以て書付差上、本名を以て御書付被下候事、折節一向宗と御座候ても不申上罷在候、乍然於國所々一向宗と申を、本名の樣に心得違も有之候ては、宗名の儀故如何寺法を以て迚不行屆儀故

御奉行より諸國一統の御觸書の願、去八月中御門主御願有之候事、
一伊賀守殿より被仰聞候は、諸國一統の御觸の儀重き事、且又上野增上寺へ御聞合有之處、上野よりは御差支無之旨被仰上候、增上寺より差障有之旨被仰聞候故、彼是異論ヶ間敷相成候て、御奉行所御苦勞の程も如何故、先諸國一統の願は差控、追て御門主勘辨の上可被仰立儀も可有御座候間、有來の通御取扱可被下と、以書付申上候處、御聞濟有之候事、
但此方より差上候願書幷例書等御預置候事、
一有來候姿にては、雙方共五百年來仕來の通にて、申分無之候處、今度太田備後守殿、增上寺へ兩本願寺より、淨土眞宗と宗號相唱候儀被相願候得共、於淨土宗差障趣を以て、兩本願寺輪番へ申渡、於御奉行所一向宗と申書付御渡、右書付を以て增上寺より末寺へ相觸、各宗寫置宗判之節、心得違無之樣に可致之旨申觸、右の趣を以て當末寺門徒承傳追々申出難取鎭候事、
一前段に兩本願寺輪番へ申渡、於御奉行所も、一向宗と取扱候と申儀を、伊賀守殿より兩本願寺輪番へ被仰渡候儀無御座候、尤增上寺より差障候儀申出候趣は被仰聞候、夫故異論ヶ間敷相成候ては如何、然ば追て御門主勘辨の上可被仰立儀も可有御座候、夫迄の內は有來の通、御取扱可被下之旨書付を以て申上御聞濟有之候、然る處此度增上寺へ御渡の御書付の趣にては、有來をも御取用無之、向後一向宗に片付御取扱相改り候御書付を拜見候故、相改り候儀にては有來御聞濟の處致相違候故、其趣御門主へも可被仰下儀に候はん哉と奉存候事、
一增上寺へ御書付御渡有無、別紙の通奉窺候處、急度書付と申にては無之、覺書程のものゝ由被仰渡候左候はゞ增上寺より諸末流への觸書、霜月十八日太田備後守殿に於て、被仰渡候書付相觸候儀難得其意候事、
一增上寺より、觸書差出候以後、或は町方より宗旨人別入交の帳面印形淨土宗の寺へ取に參候處、右帳

面の內淨土眞宗何寺と有之候を見咎候て、一向宗と可書改、無左ては印形難成と申之、右町家より去年迄の例を申候へ共、聞入不申、則太田備後守殿より、出候御書付差出爲見候由、他山より他山を制止仕候事難得其意候、於御府內さへ、右の通に御座候へば、遠國之儀如何可仕哉、御覺書程の御書付とは被仰聞候へども、當宗には迷惑仕候事、

一此度相願候は、諸國一統御觸被下度と申事候處、增上寺へ御渡被成候御書付の表には、新に淨土眞宗と相唱度願出候得共、差障有之に付、願筋不相叶趣聞え候、增上寺へは一向宗と取扱候と申書付御渡此處當宗甚差支難儀仕候事、

一增上寺より相觸候書付、諸國へ行候候時は、當山末寺六十餘州に數多候得ば、於國々異論出來可仕候其節は此度備後守殿御覺書、淨土宗より證據に差出候は、其所役人此書付之趣取計、是迄淨土眞宗と記來候宗旨證文等爲改可申哉、然る時は當宗古來よりの宗旨印形仕來候儀に、差支此治り方如何可仕哉の事、

一屋敷方留主居廻章に、一向宗の事、是迄淨土眞宗と申候處、以來唱間敷候、先月太田備後守殿より被仰渡候由、右風聞書の儀には候得共、右の趣流布御座候ては、右書付何國へ行渡候儀難計、增上寺より諸末流へ相觸候由に候へば、是又國々へ行渡候はゞ御門主甚迷惑の事、

一宗旨の儀候得ば、坊主の儀は不及申、末々俗家に至迄、於御奉行所一向宗と片付候旨承候はゞ決て相騷可申哉、此等の趣理外の所無據譯も有之候儀、御門主甚以迷惑被仕候事、

右宗名書付畢

右宗名願の事、安永三午秋に興り、年を累ねて吟味不決、始は寺社奉行、松平伊賀守懸りにて、夫より太田備後守、土岐美濃守、其外交る〳〵吟味に掛らるゝと雖、兩宗共に普通の宗門に非ず、淨土宗は素より、公儀御宗門故に公威を佩、本願寺の方は信長公の武威を以ても挫不得、御當家に於ても、三

州以來御手懲の宗門なれば、奉行中にも持扱兼て、兎や角年月を歷られけるが、竟には永宗の如く、其事しらけて、諺に云、泣寢入に成たり、一說には水戶侯より紀伊侯へ御示談有て、紀伊侯本願寺へ少しく御因緣有て、之を宥めさせ給て、事治りね共云り、不知虛實、

愚按に本願寺の企を聞て、一應に察する時は、都て本願寺の宗風、譬ば假初の一事を企るにも、其門徒、金銀財寶を抛て之に荷擔助力し、其事成れば大に潤色して宗旨の光輝を喜ぶ習俗なり、故に此宗名の事も、言を巧にして權門に取入、世を誣る類ひにやと思ひしが、爰に兩願の論ずる處を讀て、倩考るに、淨土宗の上表する處、理義分かり兼、偏に公威を借つて、豪奪を專らにするの意なり、本願寺の方は、或人の考の如く、最本據支證に怪しき事無きにしも非れ共、敖訴に非ず、敬して愁訴するの意にして、事を陳る所精審なり、淨土門の書付は、荒々敷而已にて、其理普通せず、本願寺の申條を壓に不至、此論の趣計ならば、淨土は負たるべし、委は雙方の書付を比らべ見るべし、愚私に思へらく、淨土より此願に答へんには、公威をも借らず、經說幷釋門の六ケ敷論を擱て近く俗通する申立有べし、譬ば一向宗の宗號、是迄は一向宗、淨土眞宗或は本願寺門徒などゝ、區々に稱して一名ならず候、就中淨土眞宗の號は、當宗門へ差障候名目に候得共、以前より唱來候を今更事新敷當宗より之を拒み候も、何とやらん事を好樣に相聞え候故、公聽を憚り是迄は先づ其儘に差置候へども、今般區名を止め、淨土眞宗を彼宗の本號に仕度と、改て公免を願ふ時は、當宗に於て差障申候、其謂は、淨土宗に眞の一字を加へて稱する時は、卑俗凡下の輩は、當宗を淨土僞宗とも過つべく候はん歟、よしや僞宗の論には及間敷候得共、正敷淨土の文字に眞の字を加る事を、公免有之候ては、孰れにも當宗は其第二座たるべく候、然れば公儀御宗門、今更一向宗の次座に立樣に相成候ては、五百數十年來、代々の勅命、御當家の御條目にも相障り、當宗の瑕瑾、差當ては御威光の害にて可相成哉、殊に其原を正せば、彼宗の祖師は、當宗より分れ出たる事、周く世に知

相承の正しきを指て眞宗と號し候へば、浄土門に於て稱之せんには、當宗をこそ可稱候へ、其末流に居て、此號を用ん事、次第混雜最も不可然事に御座候、是迄の通り數名に交へて右の號を唱へ候はんは格別、改て此一名を本號に用候事は、浄土門に於て相障候と有たきものなり、夫にては如法に穩にして理義分明なり、最も浄土の非分たるべからず、然るを公威を以て壓んとして、浄土眞宗と申は浄土の本號なりしなどゝ、荒凉なる申分に仍り、却て本願寺の申條尤に聞ゆるなり、さしもの浄土門の衆議、公威に誇りて理を盡さゞるは奈何、

る處に候を、如斯稱する時は、本末の差別立難く候、都て眞宗と申事、諸宗共に、三國傳來、

翁草　巻之百三十五

大嘗會

此秋五穀豊饒の願ひに、萬民御所へ歩みを運ぶ折から、ぬしは誰とも白洲に散りかふ反故あり、官人とりあげみれば、

むかしあめの帝の民を憐ませ給ひ、我衣手は露にぬれつゝとよませ給ふ御恵みのいともかしこく、今此御代になんあへるも萬の民、みな御所にまうでゝ、なほ秋草の繁く八束穂のためしをねがふになん、

衣手にぬれそふ露のふることをいま此御代にあふぎぬるかな

かくなんすさめる物なりける、筆のついでにこゝに記す、

大嘗會は、帝皇一世に一度行はるゝ大禮なり、絶て久しかりしを、櫻町帝御再興有て、元文年中に行れ、續いて桃園帝行はせ給ひ、今の仙院、後桃園兩帝の御宇には行はれず、さるを當帝廢れたる舊事を興さるゝ叡慮いと悃なれば、此大禮を再び催ほされ、天明丁未暦十一月二十七日に行はる、櫻町帝の時行はれし式、前巻九十二に有增を擧るといへども、猶今度の次第を、兵庫寮の官人恵美姓の書置るを請て左に寫す、

天皇我詔旨良萬止、掛畏岐伊勢乃度會乃下津磐根爾大宮柱廣敷立氐高天原爾、千木高知氐、稱定奉留天照坐皇太神乃廣前爾、恐美恐美毛申給者久止申久、朕眇身乎以氐天日嗣高坐乃業乎承傳倍、去安永九年十二月四日爾即位氐、食國乃御宇須始爾依氐、今年今月乃下乃卯日爾大嘗會乎、式乃隨乃政度爲天被行倍岐奈利、此狀乎告申久、吉日良辰乎擇定氐、王正五位下久通王、中臣從二位大中臣朝臣季忠等乎差使氐

忌部正六位下齋部宿禰康寧加弱肩爾大手繦取懸氐、禮代乃大幣乎持齋者利令捧持氐内外乃宮爾奉出給布、掛畏岐皇太神、平久安久聞食氐、天下泰平爾、海内豊饒爾、天皇朝廷乎寶位無動久、愈增爾讓賜比天地日月止共爾、常磐堅磐爾、夜守日守爾惠幸賜倍止、恐美恐美毛申給者久止申、

天明七年十一月五日

天皇我詔旨止、掛畏岐石淸水爾御坐勢留八幡宮乃廣前爾恐美恐美毛申久、朕幼眇乃身乎以氐、叡祚乃業乎受計、去安永九年十二月四日爾卽位氐食國乃御宇須始爾依氐、今年今月乃下乃卯日爾、大嘗祭乎、式乃隨乃政度爲天被行倍岐奈利、此狀乎告申久、吉日良辰乎擇定氐、正二位行權大納言藤原朝臣隆建、正五位下行左兵衛權佐藤原朝臣廣長等乎差使氐禮代乃御幣乎、令捧持氐奉出給布、掛畏岐八幡宮平久安久聞食氐、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾、夜守日守爾護幸賜比、萬邦寧靜爾、兆民豊饒爾、惠助賜倍止、恐美恐美毛申給者久止申、

天明七年十一月五日

天皇我詔旨良萬止、掛畏岐賀茂乃御祖乃皇大神、別雷乃皇大神乃廣前爾、恐美恐美毛申給者久止申久、朕神璽乃祚乎得氐、帝業乃緒乎承計、去安永九年十二月四日爾、卽位氐、食國乃御宇須始爾依氐、今年今月乃下乃卯日爾大嘗會乎、式乃隨乃政度爲天被行倍岐奈利、此狀乎告申久、吉日良辰乎擇定天、正二位行權中納言藤原朝臣篤長、從五位下民部權大輔源朝臣尙仲等乎差使氐、禮代乃御幣乎令捧持氐奉出給布、掛畏岐皇太神、平久安久聞食氐、天皇朝廷乎寶位無動久、常磐堅磐爾、夜守爾日守爾護幸給比、國家安全爾、無事無故久、今毛往前世安民穩爾恤助護給倍止、恐美恐美毛申賜者久止申、

天明七年十一月五日

石淸水使　賀茂使　伊勢使

右大嘗會由奉幣　宣命寫

但次第は九十二卷目にあり爰に略

大嘗會卯日次第

先祭七日、鎭大嘗宮齋殿地、

當日中臣以下の朝臣、殿及び四方門を祭る事有り、古へは日に先達て祭る事成しが、今世は當日御祭有よしなり、

先祭一日、設小忌大忌幄屋、

當日中臣朝臣卜部宮內省官人を率て、諸司會人小忌の人を卜事有り、此儀近代卜部家、かねて卜する事なり、

時尅悠紀主基供神物、共發自齋場所、詣大嘗宮、

當日晝頃兩殿の內へ、神供物の器物臺、燈籠類を諸官人それ〳〵の位に居ゑ置なり、

石上榎井二氏各二人、立神楯戟於大嘗宮南北門、

同時兵庫寮官人楯戟を大嘗宮南門の左右に借りに立置、夜に入出御の時立直す事なり、南門は會昌門なり、常の南門にあらず、

次伴佐伯各一人、分就南門左右外腋胡床、

扨夜に入て初夜の頃より主殿寮官人二人、南門の左右に床几に腰かけ、時刻迄守り居るなり、

近衛小忌陣、在大嘗宮內左右、同大忌陣、在同門外左右、

右は宮內左右の庭に荒薦膝付をしきて、各幄をまうけ、其前に着坐有なり、

左右衞門小忌陣、在會昌門內、同大忌陣在同門外、

右近衞小忌の陣に同じ、

次式部省、設大忌公卿以下版位於大嘗宮南門外庭、

門の南へやゝ去て奏事の版を置、東西やゝ去て重行に公卿以下の版を置なり、
次掃部寮、以神座供于嘗殿中央、(中戸以北東西妻)申時以前行事辨參上令敷之、
此夜四ツ上刻釆女申時事有り、其以前に頭辨殿に上て、諸司に令らるゝ事有なり、
次中臣齋部各一人、率縫殿大藏等官人、奉置衾單於悠紀殿神座上、主基同之、
此悠紀主基の兩殿は、大嘗宮の左右に立事なり、櫟の皮付の柱に、竹簀子同竹椽にて、屋根はかやぶきにして、天井又は四方とも藺表にて、竹にて挾み、壁のごとくなし、扉は女松の皮付にて、柱をくみ藺表にて包み、竹にて挾み、蘆の簾に白き布の縁を取たるをかけ、白き組糸に釣をかけ、御簾半卷上、戸口々々に白絹の幕をかけられたり、兼ては荒々敷宮居と聞しに、思ひ外に淸らかにして、うつくしく、雛の宮居に似て、荒々敷事なく、思ひがけざる有さまなり、兩殿の大さ六七間もあるべしと見ゆ、また／＼大嘗會の四方の圍は、一丈計の萩が枝にて、あつさ尺計にして、四方二十間なりと見ゆるが、靑き竹にてはさみ、葛にて結び付、其四方の中央に一つづゝ黑木の鳥居有り、其高さ三間計、巾二間許も有と見ゆ、又兩殿の中央に同じ様の鳥居一つ有り、何れも鳥居の下に兩段と同じ様の扉有なり、すべて此內を大嘗宮とさして云なり、
次率內藏官人奉置御服二襲於廻立殿、
此廻立殿と申は紫宸殿の東、內侍所の西に立、其形廻り立る故名付る由、此御殿凡三十帖敷許なり、此御殿に白木の臺に白の御衣二襲を置奉る事の由、
次掃部寮官人、設御敷簀御帖等、放同殿中湯殿御榻同西幔內、
是は右廻立殿の東方に、御湯殿をもうくる事なり、東西に扉有り、松板の皮付の階兩方に有り、東の方より諸官人調進物をはこぶ、先づ荒薦をしき、上に藺表を少し內へよせて敷く、又其上に黃紅白の縁とりの藺表を敷き、其上に御榻を二脚置て、其上に紅の綾縁の疊を敷き、其上に湯舟を置く、是御湯を引せ給ふ所なり、其四方に白木の臺に、白のまげもの四つ有り、其奇麗なる事、筆に盡しがたし、

東の腋門に竈をまうけ、此所にて御湯を燒くなり、
縫殿官人、進天羽衣二領、（是御浴衣なるよし）
次神祇官人、率神服宿禰、置繒服案、於悠紀殿神座上、（東西妻）主基准之、
是は繒服と云て、天神に奉り給ふ帛の御衣なる由、うつくしき籠入、白木の臺の上に、榊を置、其上に籠を置しものなり、
次忌部、置麁服案於同座上、（東西妻）主基准之、
是又地祇に奉り給ふ御衣のよし、籠臺とも同様なり、
次主殿寮、以齋火設燈燎於兩院、（各二燈二燎）
是は御燈明なり、尺四方許の五葉の松の皮付にて作りし燈籠なり、臺を檜にて十二本足に作り、高さ三尺許、最奇麗なる燈籠なり、
伴佐伯、率門部設庭燎於南門外、
總て南門と有は會昌門の事なり、何れも是に可倣、
酉刻主殿司供齋火御燈於御殿邊、
自是大忌人不昇殿、
小忌の人と云は、四月より齋するなり、大忌の人と云は、霜月朔日より齋する人なり、
公卿以下參着大忌座、（是大忌の公卿なり）
主殿寮供大忌御湯、
戌刻御廻立殿、（着御帛御衣）、先着御西方御床、
內侍取劔璽置白木床子上不警蹕、入御之後殊禁高聲、
諸寮諸司の陣へ高聲なきよし申來る、
小忌大臣就廻立殿坤角座、（東面）

同卿相着同巽角座、(北上西面)
時刻主殿寮供小忌御湯、有御浴事、
次着御祭服、次供御手水、(玉坐の邊りの事は總て書ず)
采女申時、(此時采女亥一刻と高聲に云て、時刻の來を告申事なり)
次渡御悠紀嘗殿、其道大藏省鋪二幅布單、宮内輔二人左右膝行、以葉薦隨御步敷布單上、掃部頭隨御後卷之、人不敢踏、
此道筋に紅白の綾の敷物を、大藏省の官人敷き、其上に葉薦と云物を宮內の大少輔二人して敷く、掃部頭隨て卷なり、關白大臣以下總じて此敷ものを不踏、
先中臣忌部(是廻立殿より嘗殿迄の渡御の御行列なり、先中臣忌部の朝臣先立なり)、次御巫猿女、(是十歲以下の童女なり、右二人とも白衣にて、頭はすへらかしにして上に齋服を掛るなり)次大臣(是小忌の大臣なり、前行の大臣と云なり)主殿官人二人執燭(右二人膝行して松明をとるなり)近藤次將取劍璽候左右(是左右の中少將なり、何れも小忌の臣なり)宸儀御步、
車持朝臣執御蓋、子部宿禰、笠取直張蓋綱、(玉體の後より菅の大なる笠を鳳凰の喫へ居るをさしかけ奉る事なり、其兩脇に子部笠取二人して、笠の綱を持行なり)
關白扈從、經大嘗宮北門悠紀殿西、自南面入御、經神西北着神、御座、關白不入神殿內候戶外、近衞次將捧劍璽候嘗殿南面簀子、中臣忌部御巫猿女等跪庭上、主殿官人執燭候階下、大藏宮內掃部車持子部笠取等在便所、(此義諸官人勝手宜しき處に伺候する事也)、此間悠紀膳屋發稻春歌(八女春之)、料理神饌、(此間とは先々よりの御次第の間の事なり、女稻舂君と云八歲計の小童小忌衣冠の花をかざり糸をかけ、花やかなる歌にて舂なり)次小忌群官着座、經大嘗宮東邊就之、(北上西門)次開門、伴佐伯開大嘗宮南、衞門開會昌門、(此時兵庫寮官人二人楯戟を取り會昌門の扉の裏方へ置退き西の方のあぐらに着す)、

次悠紀國奏國風四成、（此時東の方より樂人行列にて、會昌門の前に至り、二人東西に別れ舞ふ、南の方に北面して和琴篳篥笏拍子にて國風四度唱ふなり、此舞人と管絃との間にて庭燎を燒くなり、此時庭上明らかにして能く細見成事なり）次大忌公卿以下五位以上就庭中版（版と云は四方の箱なり、人の位に着所に置物なり）（異位重行）跪捧笏柏子、（神語所謂八開手是なり）、訖復坐、亥一列供神膳、自拍殿東行列、（月華門の腋に拍殿立、荒薦にて圍ひ、椎の枝にて覆ひするなり此内に新なる竈をつき、土釜にて御膳供の物を燒なり、内膳司大膳職みづし所の官人等各包面と云物をかけて燒なり是は神饌に息のかゝらぬ爲にかけるなり）

伴造一人以盆懸頸執燎、釆女朝臣一人捧削木稱警蹕、宮主取竹枝、主水司水取連執蝦鰭槽、水部一人執多志良加、釆女十人其中典水一人執楊枝筥、同一人執御巾筥、同一人執神食薦、同一人執御食薦、同一人執御箸筥、同一人執平手筥、同一人執御飯筥、同一人執生魚筥、同一人執干魚筥、同一人執菓子筥、高橋朝臣一人執蚫汁漬、安曇宿禰一人執和布汁漬、次膳部二人執空盞、又二人舁御羹八足机、造酒司酒部二人舁御酒八足机、主水司二人舁粥八足机、此間陪膳以下女官候戸南腋、次第取供之、御供進儀畢、宮主祈申撤神饌行列如初、

此義柏屋より右の人々行列にて、常の南門の内の前を東へ行北へ廻り、大嘗宮の東の門より、鳥居の下を通り、宮中に入るなり、

次還御廻立殿（其儀如初）

凡此通にて悠紀殿の御神事あらまし書畢んぬ、扨又主基殿の御神事は、丑の一刻に始るなり、初後悠紀殿の通なり、但神饌の行列、西の方より出て、西の門へ入、是初に違ふなり、其外一つも違ふ事なし扨主基殿の御神事終て後、

寅刻還御廻立殿、釆女進南下有還申事、

勅曰云云（采女に勅諚の事有）采女稱唯退出、次易御服還御房、

祭禮已畢、百官退出、伴佐伯閉南門、

此時東明の頃なり、此節解齋の粥を奉る事あり、此粥奉りて後、大嘗宮を二時ばかりに疊むなり、凡千人計の人數にて、修理職さし圖をするなり、二十八日悠紀の節會、二十九日主基の節會、十二月朔日豐明の節會あり、

右三節會の次第外に記す、（九十二卷目に記る大嘗會式と可合見）

右大嘗會式畢、

雜話

白川侯精選の書は前卷にも擧ぬれ共又爰に拾ふ

○求龍說

白川侯源定信著

懿矣哉龍之於蟲魚也、猶麒麟之於走獸、鳳凰之於飛鳥、泰山之於丘垤、河海之於行潦也、而其爲形也、鴻洞輪碩、豊盈脩長、目如電舌如劍、腹如玳瑁鱗如列星、而望之或如虹霓之垂、或如朝日之陽、或如烟雲、或如山岳、其驤首而一躍、則雲霧威集、風波忽起、鱣鮪於是乎走、黿鼉於是乎伏藏、猗々懿々大哉龍之爲物也、可謂盛且大也、予欲見眞龍者有年于此、然而未知其所也、或語予曰、某州某山之陰有潜龍焉、予聞之大喜不覺起立而躍有三焉、將行而見之、旣而予自以爲、龍之爲物也、顯隱屈伸變化無極、小則隱於指甲、大則蟠於天地、上之則薄於日月、下之則潜九淵、乍飛乍潜、智幾察微、能應其時也、猗々龍之爲物也、可謂天下之至靈也、予今雖欲見龍、而龍若或不欲見予、必潜泥中沈深淵、避而不見也必矣、苟如是耶、假令予行以求之、亦復何益、予於是仰天長歎曰、嗚呼眞龍之難見、何其若是也、予初欲見之、而未知其所也、今也雖若知其所、而不可得而見、其行乎、龍不見予、其不行乎、予將終不得見之乎、徐

亦自解曰、昔者葉公好畫龍、眞龍遂來而窺葉公、蓋葉公者徒好畫龍、而眞龍窺之、況予實求見眞龍者乎、彼窺予也不可疑也、若其求之、心不誠實也、雖行而求之、彼避而不見予也、亦不可疑也亦何不求彼于此而徒求此于彼乎、遂不果行、而求之心愈切也矣、

○白川侯御居間の掛物

今一知　　後生安　　前全見
法每治　　越度無　　急愼立
善一止　　佛心同　　惡悟起

此谷にかしこき人の有ならば我にをしへよ春の莫鳥

右白川侯御居間の掛物の由、

○老樵夫傳灸治

三里の灸の事を前卷に記す、又或人の一傳を爰に記す、

白日八灸之方（獲得天壽轉弱爲健）

抑吾南膽部州は百歳天壽の人なり、これを受保たんとならば、養生すべし、其術は鍼灸藥の三つなり、最も灸治を第一とす、粤に名灸の方有り左に委く記す、倚て守るべし、

胃徑三里（左右兩穴）　每朔（隻　二十六壯宛兩脚合五十二壯）

未明より辰の食前迄の内に灸すべし、艾の大小は其人の好に隨ふ、尤も兩足をさし伸て、火を等しく下すべし、（隻足を居仕舞て又隻足を出すを忌なり）

從二日臻八日（一七箇同穴）　（隻に七壯づゝ左右にて十四壯なり）

是も朝の内最もよし、一七日艾數合て　九十八壯

前後八日（艾の數を增減すれば益なし）都督一百五十壯

膈脚の伸方に少し規矩あり、足を疊や蒲團にべつたりとつけるはあしく、亦強く立るもあしく候、足のひつ屈の下へ木枕を立て入る程、疊をはなるゝを法とす、

毎晦日の夜、艾の用意をなし置て、可成事ならば朝の内にすべし、三ケ年の月々に此灸をすれば、痼疾悉く除き、五調の身と成なり、又十ケ年も灸せば、實に天壽を得べし、生涯無怠慢灸する人は、地仙を獲るの奇法なり、灸法の出處は、上州伊香保（温泉山なり）の老樵が敎爾なり、此樵夫今猶存生す、爾し樵夫が事跡に怪談あれば、却て信を防ぐ故に、焉に誌さず、謌ずして看んとならば、別記を閲べし、

努々疑ひ不審かるべからずと爾云、

○老樵夫傳

上州に伊香保（妙義山邊從春那一里）と云温泉有り、其山に一樵有、年來下駄を履て柴を刈（近年の上州山崩にも此温泉は別條なし）温泉入浴の客宿に沽て渡世す、其所の人彼が年を知れる人なし、今も打見たる所七十歳許とみゆ、已も爾云、昔より七十歳と稱して他言なし、色々賺して源平の戰の事などを問へ共更に答へず、所の古老の傳へて云るには、彼は判官義經の旗指なり、高館落去の時、判官は辨慶と唯二人小舟に乘て蝦夷へ渡らる、常陸房海尊に命じて、此下郎四國西海歷然として身を放れず、艱難を經て奉公せり、不便なれば汝よく扶持し得させよと、海尊に申置れし由、故に海尊此温泉の山に誘來て、今に殘れる樵夫なり、また彼灸は海尊に習ひし方なり、彼樵夫も此灸故に地仙と成れり、其驗を知故に、人にも敎て居さすなり、其禮には下駄を乞て貰なり、故に下駄灸と云、今に存生なり、或人疑て、京三條河原町菱屋といふ呉服屋の手代が商賣に上州へ下り、戻りに上州絹を買てのぼる便に尋させしに老樵猶存せりと語る、是天明八年より七年前の事なり、地仙なれば今も猶存すべし、浪花の醫、菅沼周德が灸則に載て、三里を灸せば、折々膏肓（俗に云ふケンペキ）をも焚すべし、彌三里能功をなすなり、又から／＼も共功倍せり、此兩灸を醫家の祕訣とす、何故ぞなれば、彼兩穴（三里膏肓）を不絕灸する

者は病なし、人病ざれば醫者は無用のものなり、人病ばこそ醫師の口腹を養ふと誌す、誠なる哉、

○傭夫が宛字

予が方へ折々雇ふ長兵衛と申もの、或時申けるは、頃日何の四郎右衛門とかや云人の方へ、度々傭れ参候、右傭ひ賃の書出しを上げ候に、御歴々故定めて常の四郎右衛門とは文字違ひ可申と存、色々思案いたし見候へ共、存當り不申、漸御城の城の字を思ひ出し、大かた是ならんと存じ、城右衛門様と書上候が、左様にて能く候やと聞ける故に、其わけを云聞せて笑ひぬ、されば世のなま學文の人、文章をこばさんとて色々の文字を引ずり出して、したり顔に書も、此城右衛門の類にて、勞して功なかるべし、夫よりは、理義の分る様に、文言を巧むが専要ならめ、頃日見れば早學問とやらん題せる平假名の物有り、是當世の人情をよくのみ込て梓行せり、世人是を師として、御親父と書べきを尊大人、己が妻の事を荊婦などゝ廻らぬ筆を無理に唐めかして嬉しがる族多し、此書を出せる先生の心、可否奈何とも論じ難し、古へより名ある人々の文を見るに、曾て六かしき文章はなく、唯俗通の易かる様に書ける、是尤なる事なり、文言こび過ぎ、書體洒落過れば、肝心の要事の間違ひにもなるなり、右に記せる長兵衛は、本願寺門徒なり、素より其日過の者にて妻子を渇々に養ひ、貧しく世を渡りしが、其ふせ屋の内に光り暉く佛壇を拵て、世になき事に悦びぬ、我も其家をさし覗て見るに、聞しに（梅居曰此次一葉本書に落帋なり、よつて文言つゞき次にて轉變せり、後人補之のたよりなく、嗚呼惜哉）、

程なく狼側へ來れるを、彼童見てみやげを忘れたり、戻りにとらせんと云へば、狼合點したると見えて、皆そこを立去ぬ、扨先きの村にて用事を辨じ、又元の村へ歸るさに、件の狼ども始のごとく側へ來るを、彼童懐より握飯やうのものをあまた出して、約束の通り與へぬれば、數の狼是をくはへて皆何地へ歟失ぬ、其體飼入れたる犬のごとし、京の人あきれて彼童を力とし、其譯を尋ぬれば、此道は我等晝夜の境なく通り候なり、故に何成共食物を携へて狼に得させて通れば、曾て仇をせず、今宵出がけに、夫を忘

れたる故に其斷を云て戻りに與へたりと語りて狼を懼るゝ心聊もなし、實にも馴なば斯も有べけれ、先年北丹波、知井庄、弓削庄の間に有る八丁山と云ふ、公儀山へ、我等仕官の時分、檢分に行て、數日彼地に留りて、山内を見廻りしに、山内に炭燒五人棲り、四人は一所に小屋を建て居、三右衞門と云者一人は、所を隔てはるかの谷に妻子を具して住り、留山の事故、喬木聳え蔭々として、日影も指ず凄き所にて、四方の山口へは各一里餘有、人蹟絶たる地なり、傍をみれば、岩角裂てさゝらの如き跡あり、之を問へば、熊の爪を研るなりと答ふ、其傍に嬰兒二三人遊び居るを問へば、彼が子供なりと云、かゝる猪の類は、皆子供が友達にて、常に角力を取り戯遊び候故に、留主は彼等に預け置、其身は京迄も出て、山内に妻子を置て其身里へ出るに留主はいかゞするやと問へば、留主は甚丈夫に候、人の恐るゝ熊、狼、日を累ね他宿仕事常の事に候と答、傳へて聞く、坂田公時が生立に等し、さしもの猛獸も、馴れば敵する事無きは、天地自然の道理なれ、之を顧に右の狼原も其類と知られたり、

此山留山なれば、山入をする者なく、眞に人跡絶たる無人境なる故に怪敷鳥獸も稀に見えたり、素より濕地なれば、梢より蛭の降事夥し、各胡椒を用意して之を拒ぐ、或岨づたひを行くに、道狹くして一騎打なり、某并下役の者、雜色大工棟梁など、彼是上下二十餘人、そこを越え行を、谷を隔て半丁計り、向ひの繁みの梢に猿一疋登り居けるが、此方の體を見て大に驚き、茂みへ隱れぬるよと見しが、隱れたるにはあらで、友猿を呼集め來りしと見えて、幾の猿追々梢へ登へて、我も〳〵と此方を見物す、後には稻麻竹葦の如く群集して、幾千とも算へがたし理りなる哉、希にも山内に斯る事はなく、殊に彼等を狩る樣子にも非れば、安心して見物に出たりと見えたり、實にも其情人間に近き哉、

○八十翁の言

碁打の布屋了演（始平左衞門）が八十歳の時語りしは、頃日愚老に何にても書くれよと賴み來りし人あり、素より愚筆の事、せめて雅道などに人に知らるゝ身にしあらば、いなみもせまじけれど、さにも非

ず、かた〱ゆるしてんと辭しければ、其人の云、左様の事に非ず、或人の物ずきにて、八十以上の男子の書を緝て、屛風一雙に押すなり、いかなる故歟、婦人僧を除くに仍り殊外撰び兼るなり、枉て許容あれかしと云、之を聞て、それならんには容易の事なりとて、何歟あだし言を書遣はしぬ、それにつきて、其中次の人の申は、人生八十と申は得がたき事かな、抑此催しに仍り、洛邊を手わけして、町並に高壽の人を探すに、七十以上の人のなき町もなし、扨八十と申は、五町に一人も有かねるなり、適々あれば婦人、あるは一字不通の賤夫などにて、間に合ふ老翁はもつとすくなしとかや、俳士几圭が或としのせいぼの句に、「平人は老ゆくとしを位哉」とせしもさる事にや、むそじの坂を登るだにかたうして、ふる人も、なゝそじを古來まれといひおける、いはんや、やそじをや、かの屛風も一雙にて、三百枚ほどの積りなるが、漸百五十枚程あつまりしと語りぬと了演咄しなりき、我も今茲天明八に、七十九歳なり、かねて其蜩の二字を號として、翌なき心なりしが、加程迄難面命ならば、迚も八旬をも待得なましと、黒き心に成しを、我ながらあざみ思ひしが、間もなく京都の大災にあひ、夫よりは浪花へ逃行、兎角する内に、我を介抱する者にもおくれ、今にては淺猿き耄年の獨夫となりて、日頃の知足もとり失ひ、世をあぢきなく、恥をさらすも、すぐ世の因なるべし、斯ては八旬の望み所にてもなし、望ぬからは、猶しつれなく八旬を迎へんも知れず、すべてこぞことしの世のさまこそ、筆にも言葉にも盡されね、やそ瀬の波にぬれ〱て、吟ひありく、我を勞り訪らひし人の、きのふ迄富榮え、世に時めけるが、けふは飛鳥川の淵瀬に漂ふ身と成しも有り、夢をかさぬる世のならはし、さめての後は、善惡邪正もあだしごとかは、やそうじ蟲の我とても、命の内は運有れば、此上に菰を被らんも、玉殿に昇らんもはかられず、どちらにしても夢の戯れ、とかく戯あそべェ、

○遊妓瓜生野

都島原の遊妓瓜生野は、容色勝れたるにも非れども、風精いやしからず、愛敬有て詵しくなまめきたて

り、寳暦の頃或士にかどはされて、廓を駈落せり、親方呑獅（桔梗屋）四方へ手分をして追手をかけ、播州加古川邊にて、やゝ捕へて歸りぬ、彼士は年頃五十二とかや、尋常の若氣の色事にも非ず、何とか賺されけん、浮舟の君のうかれ出たるさまして、ある客に貰ひし名香を、世に大せつに肌につけて、其外に駈落の用意是になし、世の人之を傳へ聞て、尋常の女郎ならば、名香はかいやりて路用をこそ肌につくべけれ、當世珍ら敷艶なる心哉と、夫より後は憂名はたゝで、始よりも全盛しぬ、苦界のとし滿ての後は、我友の妻となり、其人も世を早うして、今は其家の後室と成り、人もあまた遣ひて、世をうらゝかに暮しぬ、年もはやむそぢなるべし、

翁草　巻之百三十六

小堀和泉守亂行邑除

小堀和泉守政壽は始め備中守と號し、明和七年より大番頭を勤め、安永七年本多對馬守跡、伏見奉行仰付らる、和泉守と更名す、祖先遠江守政一（後號宗甫）は、太閤秀吉公に仕へ、薨去の後は、神祖に事て、專ら志勤を勵れ、就中茶道一箇の名家たる事、周く世に知る處なり、その子備中守正之、其子和泉守政恒、其子遠江守政房、其子和泉守政峯、其子今の和泉守政壽なり、父和泉守は寬延寶曆の頃、伏見奉行たり、後に若年寄仰付らる、此人は溫和無異の人にて、常に被申けるは、柳生は武術を以て家とし、我は茶道を以て家とす、此優劣武人に於て豈恥ざらめや、不如我れは茶道不案內なりと、世に披露して、諸家より賴み來る古器書畫の目利の類、一統に斷を云はんとて、其由を以て諸家へ答へられける、武門の嗜尤斯も有べき事ぞかし、扨伏見奉行の節、洛西桂の里の邊に有之、京極宮の別莊の庭、先祖遠州の作なる事を聞及れ、心得に見置度旨、彼御家の手寄を以て被申入けるに、素より容易の事なり、何時にても被罷越樣にとの御答にて、其後御用の透に、日限を定めかしこへ被罷越、宮御方より案內の士出向て、悉く點見せらるゝ處に、路次の飛石の內に、心障り有しや、此石は元來の石に候やと尋らる、案內の者則聞傳へたる旨有之、其邊に元の石拔候て、後人の石有之と申傳へ候と答へければ、然れば其石ならめと被申、其外隅々迄委く見屆て歸られける、右の石後人とは申せ共、それも遙古への事故に、一面に苔滑に、年經りて一向新古の差別は見え分かぬ處に、一步の下に之を踏覺られし事、流石家柄なりと、案內の士も感ぜしなり、さらば泉州は隨分茶道はよく嗜れ、功者なりしかども、世の唱を厭て、茶道不案內

と被申立けるとぞ聞えし、斯く隱便の人にて、家もよく修しに、當和泉守は夫に引替へ、其性は放逸貪戾荒淫にして、伏見奉行を仰蒙し始より、先々奉行の立置し法令を改め、樣々の亂行聚斂、目ざましき事計なり、安永七より天明五迄、前後八年在役の間に、伏見驛是が爲に傾廢す、伏見の方境僅二百數十町の所へ、樣々の課役運上をかけ、人の妻を奪ひ、總じて事々物々、商賣體に付て、少にても潤色する者有と聞や否、忽之を貪取る、伏見は狹き所故、聊の事も知れ易く、常に目付橫行して、政事は脇にして唯貪一筋の爲なる事を注進して、罪なきを殺し、其一跡を奪ふ類、擧て算がたし、委くは小森伊豆守惡行記とやらん題せる雜記有り、（小堀和泉守を憚りて作り名と見えたり）我も電覽せしが、大凡是に記する處虛談とも云がたし、博奕會所などを許し、或は組同心十藏が娘を妾として、親十藏に熨斗目若黨を免して、與力並にあしらふなど、公法に背く事一々擧るに不遑、偏へに桀紂再び世に出たる思ひをなして伏見の者共地に彳み難く、他へ趨るもの多く、又所を離れがたき者は、詮方なく家業を止め、門戶を閉て、逼塞し、年始の祝儀を始、私の祝ひ事を悉く止て、將に伏見退轉せんとす、亦奉行所の華麗は、之に反して言にも述難く、鼻祖遠州も伏見奉行たりし故に、役宅の內に、先祖の物數寄殘りて、代々の奉行是に修造を加へ賞し置るを、遠慮なく引直し、偏に役所を我が居宅の如く、伏見は我が領地の如く心の欲する儘に擧動ひ、侍女の數夥く宮女の如く粧ひ餝り、後苑には榮螺樓と號し（○玉樓をしつらひ、是へ上るに卷上るやうに是を營み、金銀珠玉をもて是を餝り、榮華一時に開けたる、邯鄲の遊も、斯くやらんと覺ゆ、斯く世を憚らぬ底意を聞に、田沼主殿頭に親緣有る上に、わきて交り親く、故に程なく先づ若年寄に成り、夫より增秩して竟には老臣に列する積にて、恣に擧動けるとぞ、斯て安永天明の頃の諸士の風俗、田沼主殿頭の華奢聚斂を手本として、一統に爾り、中にも此小堀和泉守、幷京町奉行赤井越前守など、殊に甚敷ものなり、然るを白川の賢侯出給ひて、嚴法を以て、急に諸士の華風を挫き、有德公の御風俗に復し玉ふこそ難有けれ、右に記る和泉守無道の事共は、巷說に有る處にして、貶とし

たる明證を不知、將に列士の眼前に見たる不法は、去る巳の夏京町奉行山崎大隅守役亭へ、所司代戸田因幡守を招請せられる、其砌は伏見奉行も相伴に參られ、其外禁裏御附并地役の輩も取持に來る古例なり、故に其日小堀和泉守も來られ、饗應の上、酒宴闌に成り、和泉守赤裸にて、所司代の前にて、杯盤狼藉傍若無人の擧動なり、凡所司代招請は御老中招請に准じて、列座の人各威儀を正敷敬して、饗する事勿論なり、而るに和泉守の體たらくか、因幡守も興覺て思はれけめ、去れ共溫和の人にて、何の咎も無りし、夫より和泉守は泉水の船を、赤裸にて自身漕ぎ、後には飽迄酩酊して、傍に醉臥て、前後も不知程なく所司代退出の折柄も、自餘の面々は例の通の禮式有れども、獨和泉守は醉中にて、是を不知、やや有て目を覺し、斯と聞て大に悔、裸にて腹を切らんと騷ぐを、漸く賺して、裸ながら乘物へ無理に押入れ、家來に路次の事をよく申含て、伏見へ歸しぬ、其後所司代へ和泉守參向有ても、御用或は所勞有とて、因幡守對面せられざりしとかや、斯て伏見驛已に亡所に及んとする危急に迫りて、同年の冬伏見町人九助、九郎兵衛など云者、所の爲め身を捨て、東武に出て、小堀和泉守の罪を訴ふ、依之屢々評定の上、右兩人が願は御取上なく、差返され、何となく御奉書を以て、和泉守を召す、さしも大膽不敵の和泉守も、少しは僻易周章して、發前に彼榮螺樓を始め、御役亭の華麗なる所々を破却して、早々出府する處に、格別御穿鑿はなく、御役御免跡役久留島信濃守へ仰付らる、世の人聞之、伏見の者の願には御貪着なく、和泉守御役さへ被召上は、自然と御吟味に及ばれずして、出訴の者の意も立ち穩便に事濟なり、一々御穿議に被及は、人も損ずべきを、溫順の思召哉と各感心する處に、跡役久留島信濃守急に役所への御暇を下され、被仰含旨有て、翌午の正月上旬、伏見へ到着、京町奉行丸毛和泉守へも、奉書を以て伏見町人九助九郎兵衛出訴一件、久留島信濃守立會、於京都吟味を遂べき旨の鈞命なり、之に依て小堀用人太田垣伊右衛門、長井彌次右衛門、財滿平八郎、(其外名前缺)伏見與力三輪源太左衛門、津田順右衛門、同心勝野十藏、(其外前名缺)各京町奉行東役所へ被召呼、直に揚り屋へ被遣、其外町方掛

り合の者餘多入牢、町預け等被仰付、津田順右衞門續の者、京都與力に餘多有之、各差控被仰付、同心勝野十藏一類も同前なり、右御穿議隱密事故、丸毛組與力同心の內、伏見緣類の懸り合ひ無き者を被撰、數人御用掛被仰付、久留島信濃守も出京、旅宿して、立會吟味有り、然れ共隱密事故、掛りの役人の外に子細を知る者なし、然るに其年の秋、浚明院殿薨去、田沼主殿頭御勘氣を蒙られ、江都の御風俗も段々改り候故、右吟味の事も、掛りの面々內評有之樣子にて、兎角延引に及ぶ內に、在牢御預けの者にも、追々死失出來、與力津田順右衞門、同心勝野十藏なども、相果候得共、右親族の者は、其儘差控罷在り午正月より翌未の冬に至、凡そ丸二年近く、長髮禁足いたし、難義云計なし、未の冬に至て、一旦相緩み候樣にて、與力三輪源太左衞門杯も、出牢宿預けに成候故、其節右差控の者共も御免にて、致出勤候而して夫より間もなく、江府より吟味延引の御催促有て、引續き丸毛和泉守を召れ、御役御免、又無程所司代戶田因幡守を召れ、是亦御役御免、右伏見一件は江戶御吟味に成、依之網掛乘物十四挺、其外小手留の者餘多京都與力同心付添、十二月中旬京發出、江都へ被遣候、其砌一旦出牢致候、三輪源太左衞門も亦々揚り屋へ入、家老小堀權左衞門、宮川庄太夫などは、是迄屋敷預けに候處、今度揚り屋入被仰付、其上にて右の通、網掛にて罷下る、江戶評定所御吟味に成、翌申五月一件落着被仰付畢、右京都吟味延引の譯を、倩察るに、小堀は田沼氏親緣の人なれば、普通の格には取計ひがたしと、始より是に屈伏して、あたり障を勘辨し、延引せりと見ゆ、去れ共丸毛才智機變ある人ならば、やゝ半年程が間には吟味決着すべけれ共、性質決斷なき人なり、故に兎や角と思ひ煩ふ內に、江都の模樣替りぬる故に、夫迄の吟味は徒事に成て、あらたに吟味を仕直し、斯る紛擾の最中に、江戶より御催促有り、其上に御召に仍、取調も不合理なりしと見えたり、夫だにあるに、右急參府の砌、御救米御買上げの懸り合にて、京都を立事あたはず、懸命に及んとするを、漸く與力木村九郞兵衞、妻木六郞兵衞引請にして、此懸合を遁てて出府せらるる、總じての取計ひ、灑然たらざるに仍、世上にて丸屋茂兵衞抔と、惡名を付け、

私曲も有る樣に沙汰せしかども、赤井越前などが類ひには非ず、唯頑僻なる人にて、世の疑を請し迄なりとぞ、

申五月六日於評定所申渡寄合出席（夕七半時揃）

評定所一座
立會　大目付　松浦和泉守
御目付　桑原善兵衛

被仰渡左の通

小堀和泉（申四十九歲）

其方儀伏見奉行勤役中、彼地町人共出訴の儀有之に付て、右訴狀の答書被仰付候處、彼是不取締成趣に付、先達而御役御免被成、追々被遂御吟味處、借用金返濟の手段に支配の町方の者へ、賴母子無盡之儀家來共相企候を承屆、其分に致置、且又金子借受候儀、組與力同心等と爲取計、幷濱地子銀取立の儀に付、不束なる取計致、與力同心且家來共、右謝禮金受納致候內、勝手入用にて差加へ候由、右體不埒なる儀を、家來取計に打任せ置、其上町人共へ無故苗字差免、又は年來立入候者に候迚、支配の町人方へ、度々相越饗應を請候儀とも、奉行職の第一有之間敷儀、不行跡の至に候、殊更伏見御役屋鋪總圍の內、北西の門番人差出、夜分は出入を改來候處、御役間も無之、明放に致し、番人相止候段、取入りにも拘候儀を、一己の存寄にて取計候儀共、重々不埒の次第に被思召候、依之領知被召上、大久保加賀守へ永く御預け被仰付之、

小堀和泉

其方家來共無罪の者、路頭に迷ひ候儀、可爲難儀に付、三ケ年の間身分片付候迄は、飢渴凌候間、扶助の儀御手當有之事に候、

（和泉嫡子）小堀主水（申十九歲）

父和泉不屆の所有之に付、領知被召上大久保加賀守へ永く御預被成候、依之改易被仰付之、

（大久保加賀守家來）成見彌右衞門
吉田淸馬
小川左一右衞門

小堀和泉俵加賀守へ永く御預被成候、

（與力）（伏見奉行組）三輪源太左衞門（申五十八歲）

其方儀小堀和泉勝手向入用差支、又は參府の節手當間違候間、町人共へ用金申付吳候樣、和泉賴候由、家來共申聞候共、御役にて致支配町方に右體の儀申懸間敷儀共不心付、町人共へ申談、多分の金子爲差出、或濱側町願の通、坪當の地子銀免除有之、爲禮町方より差越金五兩幷町役にて御林へ松苗植付相濟爲禮、右請負候町人大津屋孫三郎より、肴代金三百疋受用いたし、其上和泉部屋急入用の由、金子才覺の儀、谷源藏、山本元順より被賴、鳥羽屋淸兵衞へ申談、金子十兩爲差出、源藏へ相渡段、旁不屆に付中追放申付候、

但御構場所徘徊致間敷候

（與力）小野三十郎（申四十九）

其方儀小堀和泉勝手向差支、又は參府の節、手當間違候間、町人共へ用金申付吳候樣、和泉賴の由、家來共申聞候共、御役にて致支配町方へ右體の儀申懸間敷儀不心付、町人共へ申談、多分の金子爲差出候段、不埒に付、押込申付候、

（同心）近藤小八郎（申三十七）

其方儀小堀和泉勝手向入用差支、又は參府の節手當間違候間、町人共へ用金申付吳候樣、和泉賴の由、家來共申聞候共、御役にて致支配町方へ右體の儀申懸間敷儀不心付、町人共へ申談、多分の金子爲差出、

草 [illegible]

且釣錢差遣間敷の觸流を背候、酒屋惣次郎吟味に不成様致度旨、同人親淨圓林久八久我屋勘兵衛等任頼、和泉へ執成事濟、爲禮淨圓より二朱判一受用いたし、同様爲禮、長井彌次右衛門へ淨圓より相送金十五兩取次、或町々にて圖子圍込候吟味に付、町方より金子可差出旨、惣右衛門へ申談、爲取計候様、和泉差圖の由、淺山紋右衛門申聞迚惣右衛門へ申談、願の通相濟候爲禮、町々より差出金子封の儘受取、紋右衛門へ相渡段不屆に付、中追放申付候、

但御構場所徘徊致間敷候

（同心）小林小十郎（申三十九）

其方儀華屋町源兵衛悴、定吉致取迯候一件、事濟候上、小堀和泉へ差遣呉候様、町方より相送肴代一旦相返處、淺岡玄仙より取次可差出旨申聞候迚、尚又髪結林藏華屋町太兵衛持参候禮金七兩貳分封の儘受取、玄仙へ相渡段不埒に付、押込申付候、

（小堀和泉家來）財滿平八郎（申三十八）

其方儀總年寄共退役の儀、佐渡屋次郎右衛門行事共、內々頼故謝禮の儀迄約束いたし、總年寄へ致退役可然段申談、行事共望の通、總年寄共致退役、禮金五十兩差越候を、最初の約束より減候とて、年行事共を宅へ呼寄申談、不致承知故、次郎右衛門より金三十五兩借受、右金子共主人勝手向へ差入、且駿河屋仁右衛門罷越、質屋古手屋會所に成度段、內々頼候を、主人へ執成、其後質屋會所は、伊右衛門願の通差止に成候を八幡屋半右衛門右會所に成度段、內々頼候をも主人へ執成願相濟爲禮、半左衛門より金十兩并濱側町々願の通坪當り地子銀免除有之爲禮、町々より金五兩受用いたし、兩替屋の外天秤無用の觸流有之、商人共、難儀の由申立、主人聞濟天秤用候様相成、爲禮商人共より差越金子の內五兩、長井彌次右衛門より配分受、友田太郎八よりも、右禮金四兩二分申請、或は町方より軒別に、銀子取立、右錢の足に致儀は成間敷筋に候哉の旨、信右衛門內々申聞候を、主人へ申聞、三役の者へ申談、町方存念

爲承、其上九助外六人勘定不束に聞へ候迚不遂吟味、退役申渡書取調主人へ申聞、右七人退役の禮として、傳六外四人より、金二十兩受用いたし、且樵木屋仲ヶ間の内、年寄觸頭名目の者相增難儀の由、内内申聞候を、主人へ執成、右仲ヶ間共願の通相濟、禮金百兩受用致し、右の内七十兩は主人勝手向へも差入候段、却て主人の爲を不存筋違ひの仕形、旁不屆に付死罪申付候、

(同) 太田垣伊右衛門(申四十八)

其方儀主人勝手向差支、又は參府の節手當間違候迚、御役先支配の町方より用金爲差出、殊に主人へも申聞、與力同心へ賴爲取計右返濟の手段無之迚、町方の者へ申談、無盡取立、且濱側町々願の通、坪當り地子銀免除有之候爲禮、町方より金五兩并石錢町方引受に成候爲挨拶、金二千疋、町中より差越以來盆暮千疋二千疋づゝ定式に相送るを申請、人馬賃割增申渡有之爲禮、町方并馬借より金五十七兩受用、主人勝手向へも差入候段、却て主人の爲を不存筋違ひの仕形、旁不屆に付遠島申付候、

(同) 加藤又兵衛(申五十八)

其方儀主人勝手向差支、又は參府の節手當間違候迚、御役先支配の町方より用金爲差出、殊に主人へも申聞、與力同心へ賴爲取計右返濟の手段無之迚、町方の者へ申談無盡取立候段却て主人の爲を不存筋違の仕形、其上濱側町々坪當地子銀免除の儀、主人へ執成節、俱々取成吳候はゞ謝禮も可有之段、長井彌次右衛門申聞事を承受、町方願の通相濟、禮金三十兩友田太郎八より差越を受用致段、旁不屆に付遠島申付候、

(同) 森奥十郎兵衛(申五十)

其方儀主人用金差出候はゞ、身分の爲にも可成旨、淺山紋右衛門申す迚御役先支配の町人共申談、剩不得心故、難儀可相懸と存、町人共土藏物置等へ封印附、押て金子爲差出候段、却て主人の爲を不存筋違の仕形、其上左官善七髮結三四郎、伊勢月參講と名付、博奕致を乍存、周防町店借請る世話いたし、店

請證文へ請合の奥印迄いたし、惣右衞門へも右博奕場所折々見廻り心付候樣賴遣、善七より肴代金五百疋致受用段、旁不屆に付死罪申付候、

（山城國紀伊郡伏見驛撞木町年寄） 平野屋傳六（申六十五）

（帶刀町年寄） 伊賀屋作兵衞（申六十）

其方共儀總年寄退役の儀、佐渡屋次郎右衞門を以、九助外六人より財滿平八郎へ賴込候節は、年行事に不成以前故不存候へ共、其後年行事に成候上、平八郎方へ九助外六人罷越、總年寄致退役、禮金の儀平八郎九助申談候を承候は、奉行所役人より申懸る儀とは乍申、如何の筋共不心付、其上九助外六人勘定不束に相見候故、糺の儀平八郎へ內意承合候より事起り、九助外六人年行事年寄等退役致候迚、平八郎へ禮金二十兩、町入用の內を以相送候段、不埒に付過料五貫文宛申付候、

（七瀨川町） 佐渡屋次郎右衞門（申五十六）

其方儀財滿平八郎へ總年寄退役の儀、內々相賴、禮金の約束迄致し、其上革屋町源兵衞悴定吉取迯致候一件相濟、爲禮小堀和泉へ町方より相送肴代割合金四兩二分差出段不屆に付、伏見を構江戶拂申付候、

但御構場徘徊致間敷候

（肥後殿橋三柄町船大工庄左衞門借屋） 髮結惣右衞門（申四十一）

其方儀米延賣買會所へ寄集者共手合にて、二三十錢賭の廻り筒簺博奕いたし、其上町々にて圖子圍込候吟味有之、奉行所へ手入の儀町方より被賴、近藤小八郎よりも談候迚、取計所所より禮金一兩三步申請候段、入墨に相成候身分にて不屆に付、重追放申付候、

（伏見奉行御預所同郡堀內村） 庄屋勘兵衞

其方儀不埒の筋も無之間無構、

（小堀和泉家來） 宮川庄太夫（申七十八）

共方儀總年寄共苗字名乘度儀內々賴候を、主人へ申立其上主人勝手向差支又は參府の節、手當間違候迚御役先支配の町方より、用金爲差出、殊に主人へ申聞、與力同心へ相賴爲取計、或は無盡等町方へ相賴候段、却て主人の爲を不存筋違の仕形旁不埒に付、押込可申付候へ共數日揚り屋へ差遣置候間、令宥免、存命に候はゞ、咎之不及、沙汰旨可申渡處、病死致間、一同其旨可存、

（與力）長瀨五郎左衞門（同）杉山鄕右衞門（家老）小堀權左衞門（申七十九）（家來）長井彌次右衞門并九助九兵衞下村惣左衞門

平井喜左衞門は吟味中病死に付其旨可存、

但（與力）津田順右衞門（家來）淺山紋右衞門（同心）勝野十藏は自是先京都に於吟味中病死、

一今般不呼下者共は京都於町奉行所、夫々御仕置申付間其旨可存、

一勘兵衞儀下肥の儀に付、願の趣伏見奉行所へ可申立は格別、今般不及沙汰、

右申渡趣一同證文申付

（久留島信濃守家來）穗谷丈右衞門

秋山五郎四郎

右小野三十郎小林小十郎押込の儀吟味中預け置振合を以爲愼可置、

申五月

右一件於評定所申渡

同日

差控

（京元所司代）戶田因幡守

右御用番鳥居丹波守宅に於、大目付牧野大隅守立會丹波守申渡之、

丸毛和泉守

其方儀京都町奉行勤役中、伏見町人九助九郎兵衛出訴一件、御吟味の儀、於彼地久留島信濃守其方兩人被仰付候處、吟味不相決、數年延引に及び其の上不取調に付、於當地御吟味有之、夫々御仕置申付候、右體遲滯に及び候上、吟味書取調方不行屆不束の事に候、依之差控被仰付候

右若年寄御用番太田備中守宅に於、御目付神保喜內立會、備中守申渡之、

(伏見奉行)久留島信濃守

(京町奉行)山崎大隅守

右御奉書を以於伏見差控

右御目通遠慮(無程御免)

(伏見奉行組)(與力)岡田文左衛門

押込

(同心)武井佐左衛門

輕追放

(同)淺井喜太夫

(同)中村秀右衛門

(同)藤井忠右衛門

(同)伊藤直右衛門

無構

(伏見奉行組)(與力)村井傳之丞

橫田彥兵衛

大島學次郎

小泉勘八郎

岡田恒次郎

長瀨孫八郎

急度叱　（伏見竹中町町醫師）　本山元順
同　（本町車町三文字屋吾右衛門借屋）　信右衛門
過料五貫文　（御駕籠町先年寄）　庄右衛門
同　（六地藏東町木屋惣次郎親）　淨圓
同　（同町一丁目馬借）　林久八
同　（兩替町一丁目同）　德力彌左衛門
同　（伯耆町同）　下村六兵衛
同三貫文づゝ　（六地藏札辻町馬借役人）　高田惣次郎
同　（同）　高井武右衛門
同五貫文　（道阿彌町）　久我屋勘兵衛
同　（同　町）　大津屋孫三郎
同　（革屋町）　灰屋彌助
同　（同　町）　仁兵衛
同五貫文づゝ　（新大黑町）　葉屋權兵衛
年寄忠兵衛
（兩替町十五丁目年寄）　鹽屋庄右衛門
（城通町年寄）　但馬屋八郎兵衛
（京橋通十丁目行事代）　河內屋權兵衛

右は於京都申渡

（小堀和泉家來加藤又衛門悴）　加藤又右衛門（申二十歲）

同　玉　次（申二歳）

右加藤又兵衛遠島被仰付候に付悴又右衛門玉次中追放申付玉次は十五歳まで親類へ御預、

但右の外死罪遠島の者共悴無之、

〇井伊掃部頭へ御達

此度小堀和泉御咎有之領知被召上、大久保加賀守へ御預被仰付、悴主水は改易被仰付候、且又和泉家來有罪の者共は、夫々御咎被仰付候、右の外無罪の家來、當分の凌も有之間敷に付、御手當被下、身寄片付迄、三ケ年誠に飢渇凌候迄の扶助被仰付候間、人數書付早々可差出旨、於當地土岐老之助遠藤下野守へ相達候、在所小室の儀は、最寄に付、其方へ扶助の儀被仰付、御手當被下候、身寄片付相成兼候者共、人數書出候樣可被差許計候、尤身寄の片付出來候は勝手に引拂可申候、即日取急引拂候には不及候、物靜に致かつて混雜無之樣に可被致候、御當地取計の趣も、彼地家來共へは申聞有之樣可被致候、

別　紙

一小堀和泉家來無罪の者共、跡頭に迷ひ候儀、可爲難儀、三ケ年の間、飢渇凌候迄の扶助被仰付候間、何も厚相愼、早々身寄片付等致樣可心懸事、

一末々の者共和泉の領分より出候分は、早々可返事、一季居等のものは宿屋へ可相返之、且又田舍へ相越、農業等望候者有之候ば其趣可被申聞候事、

一扶助の人數書出候事、他所身寄等も無之、路頭に迷ひ候と申程の者計書出可申候、尤身寄有之者は引拂、身寄等無之候とも他所かせぎ致度者は、勝手次第引拂候樣可致候事、

但扶助有之者男女小兒も認分且亦侍以上何以上は三四段にも認出し可申事、

一身寄は有之候ても、當分扶助難調のものは可被書出事、

一小室の家中引拂の時分、身寄も無之、引拂の儀難成分は。其方領分の內、相應の處へ引取差置候樣可

被致候、
一當地にて扶助有之候者共、差置候場所の儀、土岐老之助、遠藤下野守へ申渡、差支無之樣爲取計候、
一書出し候人數の內、追々身寄片付致出來候分は、人數減候高計其度々可被申聞候、
右の趣於當地は老之助下野守へ相達候間、被得其意可被取計候、

別紙

小堀和泉元在所小室に差置候、武器不殘其方へ引取、員數取調候て其段屆可被申聞候、尤小室へは爲取締近々御目付も被遣にて可有之候、尤御目付彼地着後、家中引拂の儀は、三十日限たるべき旨申達候事に候、若人數等入候ば、其方へ可申達候間、御目付より申越次第、人數差出候樣可被致候、

○土岐老之助遠藤下野守へ達候書付

此度小堀和泉事御咎有之、領知被召上、大久保加賀守へ御預被仰付、悴主水は改易被仰付候、其方共由緖も有之事に候間、家內取片付等の儀心を添可被申候、且又和泉家來有罪の者共は、夫々御咎被仰付候右の外無罪の家來、當分の凌も有之間敷に付、其方共へ御手當被下置、右家來身寄片付迄、誠に飢渴凌候迄の扶助被仰付候間、人數早々書付可被差出候、尤在所に居候家來共は、井伊掃部頭へ相達、前書の通扶助被仰付事に候、於在所萬端掃部頭指圖可有之候間、右等の趣家來共へ可被申聞候、

別紙

一小堀和泉家來無罪のもの……
一末々の者和泉元領分……
一扶助の人數書出候事……
一身寄は有之候ても……
一小室の家中……

一右浪人差置候場所は兩人の中下屋敷へ可差出置候、長屋等有合兼置場所無之候ば早々可相伺、尤當時の屋敷引拂候儀格別に差急にも不及候間、總て物靜成樣可致候、
一書出候人數の內、追々身寄片付出來致候分は、人數減候高計其度々可被申聞候事、
右の趣井伊掃部頭へも相達、小室に居候者共へも申聞候樣相達候間可被得其意候、

別　紙

小堀和泉江戸屋敷に有之武器不殘土岐老之助遠藤下野守方へ引取、員數取調候て其段屆可被申聞候、

〇諸向遠國奉行へ被仰渡候御書付寫

小堀和泉事伏見奉行勤役中、不正の取計有之旨、町人共致出訴候に付、追々被遂御吟味處、御用金返濟の手段に、支配の町方の者共へ賴母子無盡の儀、家來共相企候を承屆爲取計、且又御預の組與力同心共へ、町方より金子借請の儀、直に賴候て爲取計、其上町人へ無故名字差免、又は町人宅へ相越饗應を請候儀も有之、幷町方の願筋に付、與力同心家來賄賂取之候儀をも、其分に差置、殊更伏見屋敷、總圍の內、門番差置候仕來を、自分の勝手に付相止候儀等、品々不行跡の儀共不屆の次第相決、今般領知被召上、御預被仰付候、總て御威光を以、私用を辨候儀、別て可相愼事に候條、先年も被仰出、無盡金の儀も仕間敷儀、是又被仰出候品も有之處、今般和泉儀逸々相背、其上不屆の品も重疊至極に付、右の通被仰付事に候、此趣可申聞置旨、猶又被仰出之、

申七月

（御使番）山岡十兵衛
（兩番の內）井出兵左衞門

右の通被仰出候間、可被得其意候、

右兩人江州小室爲御目付被遣旨鳥居丹波守申渡之、

小堀和泉坐事一件畢

翁草　巻之百三十七

洛陽大火

○洛陽大火行　　　胴脉先生撰

戊申正月晦日曉、燈出洛東檔辻子(ドングリノ)、社頭僅殘蛭子社、寺前回祿建仁寺、青樓簾燃爲紅樓、白人顏變成黑人、整々火消行粧者、忠臣藏之畫看帘、點々鐘皷音聲者、唐開帳之急逃行、鵜飛川西走市中、寺御幸麩屋富楊、衣新釜及西小川、越堀川至千本坊、上自一條今出川、下過五條橋詰塘、四方八面煙片々、千家萬屋炎昭々、松原通爲煙道理、醒井筋何不能消、染殿地藏地爲席、五條天神天作檫(ムナギ)、天神火粉如鋪錦、藥師燒鬚似煮蛸、東燒西殘本願寺、上炎下免茶人房、人丸不止菅大臣、藥師無益因幡堂、無恙島原野中島、有習桶取至失桶、火花雪散俊成社、心當夫見夕良墳、本國塔婆五層覆、池坊本堂六角焚、銅駝城中百士驚、聚樂亭跡千軒薫、行願寺僧皆着革、道成撞鐘再成湯、水火社水火共責、今日菴今日滅亡、妙覺雨龍吟起雨、報恩鳴虎嘯助颱、戻橋燒落多勢戻、西陣少殘人盡西、鳳輦漸移聖護宮、仙輿直幸照高樓、公卿凌雨羅綾袖、內侍拂火翡翠笄、白狐有驗花山院、家號無詮清水谷、赫々赤者跡火燃、皎々白者殘土藏、抱兒夫婦河原泣、失親兄弟栄啚狂、簞笥長持及鍋釜、弓鎗大小與錢箱、往來連綿難押分、人馬絡繹欲踏鴆(ツブサント)伏見男女不寐、大津老小大斷腸、草鞋蠟燭洛中乏、豆腐蒟蒻平安喪、勿憂御藏一不燒、仁政旋行米醇々、命兮物胤喰附生、天命未盡天明春、

大略は右の長篇に見えたり、抑々平安城の開けし事、桓武天皇延曆十三年より天明八戊申年に至、曆數九百九十五年、其間に禁裏炎上數度、幷保元平治壽永元曆承久元弘建武明德應仁永祿元龜等、洛の兵火

にも京中焼亡の事なく、就中應仁亂は前後十餘年、諸國の武士京師に屯して、花洛の荒廢此時なれ共、兵火の爲に京洛皆焦土と成し事を不聞、其證には洛內の老樹亂を避て存在せるもの多し、而して御當家御治世巳後二百年の間に百有餘年以前、下京ダイウス燒とやらん餘程の火事多しと聞傳ふれ共、年久敷事故、當時是を知る人なし、其後三月二十日燒、是をだに慥に覺えたる人なし、近くは八十一年巳前、寶永五子年三月八日の大火こそ、古今希有の事に申傳へたり、其時禁裏炎上町數四百二十九軒燒たり、又五十九年以前、西陣燒は町數百二三十町なり、而るに今玆天明八戊申年正月晦日の火、京洛十にして九ツの餘燒け畢んぬ、

元祿年間於京都奉行所改之寫

京都町數千八百四十七町、內（千四百五十町地子御免新年貢地）

家數　四萬五千八百七十七軒

馬數　六十五疋（但時々不同有之）

東御役所（五千十九坪四分三厘）　同組屋敷（七千三百八十五坪）

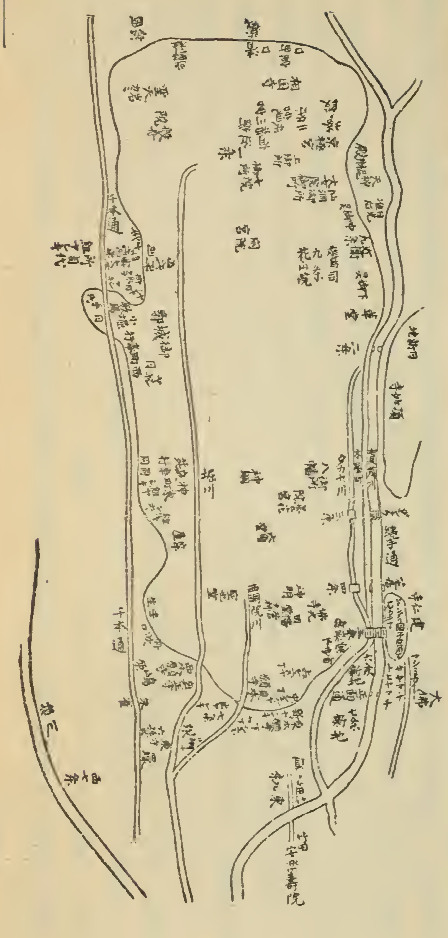
西御役所（三千六百坪）　同組屋敷（六千八百五十六坪）

とあれば、其後百年を經る間に新地追々建續、當時は凡京町數二千有餘と見えたり、然れば此度の大變町數凡二千町にも及べし、寶永の大火の五層倍成べし、誠に平安城開てより、古今未曾有の變事、後來又有べからず、余耄齒旦夕に迫りて、斯る天災を免れ得ざる懶さに、倩之を思ふに、有爲無爲の間の轉變は常なり、變も變にあらず、是に遇ふを身の不肖とおもふも違ひなり、畢竟善惡は浮世の狂言の種なり、善も惡も之に深着にすべからず、二百年御治世の德化に誇て、世の華奢奸曲無道の熾なる中にも、洛の人の風俗餘國に勝りて、不正增長せる事、六十年來吾將に眼前に知る所なり、其邪今玆に重疊窮迫せり、譬ば水無き薄鍋を、大火を以て焚立るに似たり、其鍋既に破れんと欲するを天之を扶けて、聖天

予上に立給ひ、東武に賢相出給ひて、專ら善政を以て、潤澤有と雖、世人是迄の不正に傚て、實に善政の難有骨髓に徹せず、爰に於て懲しめの爲に、貴賤貧富となく洛中隈もなく燒亡して、今迄の風俗を一變し、貧富の差別無き樣に平均して、善政の畠を天より拵給ふ成べし、今より後は上下共に家業に私なく、假にも邪事をせず、正直に世渡り一篇を精に入れば、竟には古の目出度都に成べし、吾は再び盛都を見ん事叶はねば、せめても其心を祝して、

下もえの都も翌の緑かな

と口號て、浪華へ逃下りぬれば、大變後の事は都て委しく不聞、唯都の傳にそれかれと、一口づゝ聞はつりたる事を、尙奥に記すべし、穴賢天より賜はりし上田を疎略にして持なし惡ければ、永く荒地とやならん、油斷なく出精すれば、翌の若緑の榮えん事疑ふべからず、



正月二十八日に少しの奇怪有り和泉式部誠心院寺內にて堀井仙助辻能を致居けるに、邯鄲の能半ば過ぎ樂も終る頃、帶刀の壯士四五人づか〳〵と這入、舞臺へ上る、見物こはいかにと見る處に、能太夫と共に舞ひ、或は着座の大臣の冠を打落し、理不盡狼藉甚し、故に太夫其外の役人も半途に樂屋へ逃入れば作り物臺抔を踏くだき、わつと叫笑ひて、何地共なく去りぬ、是何の所爲たる事を不知、女童足弱の類は悉く迯去れ共、壯者は去るにてもいか成事ぞ、始終を見んと、皆擧りて見物しけるに右の如し、依之其日の能は夫切にて相止ぬとぞ、則東洞院六角下る町の某見て歸り、之を語る、大變なくば、色々評判すべき事なれ共、其又翌日大變故に、其段にてはなく、誰も之を評する者無し、怪異の事なり、

華族花山院家來共來由は不知、諸國の狐代々彼家に陪從す、故に昔より禁裏回祿度々有と雖、此家燒る事なし、寶永五年の大火にも、猛火の中に獨此家は火を遁る、此度も同前なり、嘗て聞く炎の中に他人雲霞の如く、彼家を守護して、火を防ぐ共、又は通力にて洒水の法を行ふ共云り、嗚呼狐々爾天が下に棲て、國恩を思はゞ、其通力を以てなど一天の君の皇居を禦がざる、而て餘力あらば、主家をも扶つべく、左有んには、和國の天子は、靈獸守護して火難なしと、異國迄も之を傳へんに、其功最大にして、麟鳳をも欺く靈物たるべく、あたら通力を、僅に主家にのみ用ふる惜い哉、

因記狐着の者は先彼家へ訴之に、執次の士、其子細を尋て、何か帳面を改て、彼家支配下の狐なれば主人へ告之て、早速に退かしむるなり、又支配外の狐は當家に於て仕樣なしとて願ひを返さるゝとなり、其樣子を尋て、支配の可否の知るゝも不御議なり、彼家に古き白狐有て、鎭守に祭られ、四季折々の賜もの有、又願ひ事あれば老狐顯はれて、其由を申、其願ひに應じて許容せらるゝと云り、

天明八戊申年正月晦日曉天寅の下刻、洛東團栗圖子より出火、折節艮風烈敷、石垣町宮川町新道を南へ五條へ燒拔、五條下る問屋町鞘町少々燒、其火は夫切りに留る、右燒出しの始に、其火賀茂川筋を飛、中京下京へ一時に燒蔓り、東は西川岸限り、五條下る北七條新地は殘り、南は七條通一町北迄燒、但東

本願寺新屋敷は殘、東本願寺御堂仁王門、其外一圓に燒、西本願寺北の方少々燒、御堂阿彌陀堂無別條、興正寺より南七條出屋敷邊殘、段々西北へ燒廣がり、西は野迄燒拔け、住吉社西寺町、壬生地藏、永井信濃守永井飛驒守屋敷、牢屋敷近邊寺々不殘、酒井讃岐守屋敷、町奉行兩組屋敷、神泉苑、兩町奉行所、三輪市十郎幷御藏衆屋敷、御門番南組屋敷、小堀數馬屋敷、向側手代屋敷、所司代上屋敷、堀川屋敷燒、二條錦城乾艮角の櫓二つ燒、西御田門上より燒、御本丸幷に御番衆東小屋少々燒、御門番頭兩人役宅幷外御米藏御門番北組屋敷、四軒屋敷、御鐵炮同心長屋、御藏手代長屋所司代下屋敷殘、同組屋敷南の方飛火にて少し燒、松平伊賀守屋敷下立賣七本松通角妙蓮寺、同所上る洛陽札所の觀音堂飛火にて燒、近邊町家少々燒る、千本通一町東を北へ燒上り、法花十六本寺の內妙蓮寺本立寺本法寺妙顯寺妙覺寺村雲御所岩神聖天水火天神七の社迄燒拔け、千本より西北野天滿宮焰魔堂釋迦堂內野西陣少々殘る、總て其日の飃風縱横に吹て、風上風下の無差別、人馬をも吹飛すが如し、終日終夜の大風聖護院社などには、倒木風折木等も見えたり、晩方に成り段々東北へ燒上り、禁裏院中御所々々炎上、其外親王家攝家方、總て堂上衆悉く燒失、塔の段幸神相國寺、上御靈室町口、清藏口野迄燒拔て、東は賀茂川西川岸限に燒留、近衞殿河原屋敷、九條殿河原屋敷を筋違に、廣小路へ燒出、右の邊新建不殘、日光准后御方梶井宮相殘、夫より寺町頭を上へ法花十六本寺の內、本滿寺、其外寺數七八軒燒、淸華廣幡家は殘、鞍馬口上善寺天寧寺閑臥庵等不殘、賀茂堤迄燒拔け、川を越法花十六本寺の內頂妙寺、同新地不殘、此邊は翌朔日卯の下刻頃野迄燒出鎭火、

右此日晦日曉寅の刻より翌二月朔日卯の下刻迄、晝夜十三時の間に東西凡そ十八九町、南北凡そ一里二三町燒、町數凡千五六百町長延にして四十里餘なり、

相殘る分、

巽の方三條通賀茂川より東、北は二條新地三條裏町智恩院祇園淸水高臺寺建仁寺芝居靑蓮院妙法院御

門跡大佛伏見境迄、坤の方七條幷同出屋敷木津屋橋邊大宮通の南六孫王島原等、乾の方千本より、西北野天滿宮釋迦堂閻魔堂其外西陣過半、艮の方此書付の通、僅に宮方堂上寺院相殘る計、町家は大方燒、

右燒殘りの四隅を合せ見んに、京師十にして二分には過るまじ、斯る古今未曾有の凶變に、などか未然の兆無くてやは有べき、或は鐘皷川音などの調子も常には替るべきや、聊も未然を知る人無し、唯恨むらくは堪能の人の世に絕たる事を、

大凡其事を註すに、或は江戶の大火それかれは燒け、何方は殘り、爰は燒けかしこは半分殘るなどゝ書並候故、夥敷聞ゆるなり、是仰山なる樣なれ共、殘る所有故に、文言長く成なり、小事なり、今般の如き、京一圓に燒け、四隅僅に殘ると云は、至て事の大なる故に註する處、却て短く濟なり、必大く聞ゆる事は小さく、小さく聞ゆる事に大いなる事多し、

京都火役は、近國在邑の諸侯相動らるゝ古格なり、依之其家の長臣（或は番頭）家士を卒て、月替りに京都に相詰、尤京大火に及べば、自分も住所より出馬せらる、幷在江戶の面々も、大火に至れば、留主の家老家士を卒して、京へ駈付る舊例なり、和州郡山、山州淀、江州膳所、丹州龜山、同篠山、攝州高槻等なり、正月は篠山の月番なり、晦日の事にて、交代の砌の大火なれば、兩家の人數皆場所へ出る、大火に仍、兩侯も早々京着せらる、折柄所司代替りにて、新所司代松平和泉守未だ上京無之、京都空虛の時節故、鳳輦既に聖護宮へ促さる砌、警衞甚不都合にて、漸く伏見奉行久留島信濃守、幷町奉行御附衆など、群々に供奉候處、龜山侯進て、相願はれ、前後の警謐厳に聖護宮へ被爲入、依之龜山侯、禁廷の首尾甚宜く、假所司代の格に勅許ありて、四位侍從の假官を下され、尤皇居の警固可仕旨の仰にて、假皇居の四維は丸に利の字の紋の幕を張り、番所々々嚴重に被申付、世人も之を賞しける、院御所は青蓮院へ、大女院御所は、一乘寺宮へ、女院御所は照高院へ退せらる、路次の警衞さこそ不都合ならめ、篠

山侯など供奉有し樣に噂を聞しか共、御所の數餘多なれば、供奉の手配さぞ混交たるべし、委事は聞もらしぬれば追て可校正、中にも世に沙汰有しは、京極宮の家主靈光院殿の御事なり、(紀州姫君)京極宮御方、御世嗣無くして久敷明宮なり、第二の皇子御誕生あらば嗣せらるべき勅約にて、夫迄の間は靈光院殿之を預り守らせ給ふに、女儀ながら御家の格律正敷、宮在す時よりも優りて、禁中の御覺宜しく、常に雲井に召れて、御親み他に異なり、此日も間近く焰打覆ふ頃迄、猶も御殿中の指揮有之、扨天子御動座濟迄は、立退せ不給、臨幸已に相濟由聞せ給ひて、徐々と退せ給ひけるを、世に傳へ美談せり、かくて仙院は知恩院宮へ、大女院御所は青蓮院宮へ、女院御所、女一宮は大佛妙法院宮へ移らせ給ひ、知恩院宮と青蓮院とは、山續きにて間近く渡らせ給へば、其山間に長さ百四十間程の廊下を營れ、院御所大女院御所御通路容易なる樣にしつらはせ給ふと云云、

禁裏假皇居は、寶永五年の時は、上加茂還幸より、直ぐに近衛殿宸殿へ移らせ給ふ、此度は攝家衆不殘類火にて一ケ所も宸殿なければ、暫くは聖護院を假の皇居に定らるゝに仍、田間に假の御築地など出來して、追々假皇居の經營始る趣なり、江都よりも、所司代松平和泉守夜を日に繼て被馳登、龜山侯より禁廷守護を引渡さる、(所司代役宅類燒に仍當分東山高臺寺所司代亭に成る)兼ては所司代引渡として、白川侯上洛の御沙汰なれ共、變に仍て所司代急着の事なれば、其式は先づ追ての御沙汰にて、差當る御用の爲に御勘定奉行根岸肥前守罷登られ、京洛の內へ米銀六十貫目、先づ御救として被下之、尤禁裏御造營の急御沙汰有之處に、鳳城一圓に焦土と成し中に御所計御造營有て、赫奕たらんは天機に不協處なり、先づ民の家屋を營ませて、元の都ならん後にこそ、還幸は有べけれ、夫迄は里內裏におはしまさんの詔下りしかば、右に記る聖護院宮に假築地をも築れしとなり、之を聞傳ふる人、誠に延喜天曆の君にも超させ給ふ叡慮の有難さに、皆感涙を流しける、斯る君の御宇に、斯る大變有事、天之を奈何と歎く人不少、又傍の人の云るは、斯る變易あればこそ、君の洪德も顯はるれ、四海無異計なれば聖德も自然

と藏るゝに似たり、譬ば下愚の人の無事を吉事と知ざるが如し、今や都を隈もなく燒亡す事、天に非ずして何ぞや、是日頃の花奢の根を斷ち葉を枯して、飽迄の穢土を淨土になして、新たに公武の善政の種を爰に蒔せんとの、天の戒なるべし、曾て天子の不德を罰する天災ならずと、とり／＼に論ずるも、各一理あるにや、とまれかくまれ、浮世のさまは古けれ共夢幻泡影如露亦如電なるべし、

或人曰、今般の大變は、火事は江戸火事にて、人が京の人なりと云り、宜なる哉、余今八旬の旦迄からやうの變火は見ず、已に失火賀茂川を飛びたりと、諸人噪ぐ故に之を見れば、餘煙一面に東南を打覆ふ、去れ共風は艮なり、余が住菴は烏丸六角なれば、風裏よと油斷して在しに飄風翻々と車輪の如く、四方八面に散亂し、須臾の間に佛光寺因幡堂など燒ると聞て、打驚き、一先本宅の方を志して立退くに、下の方猛火の西へ走り飛て、迅疾目ざましく、東本願寺を始、大厦を包燒事、一瞬の間にして我歩むより先へ火事は廻りぬれば、はや本宅にも火懸りぬ、男夫たるものは皆公役に出て一人もなし、跡は女童計なれば、辛うじて漸く立退しと見えて、土藏も鎖不得、並べ置たる調度も、眼前に灰燼となるを、奈何とも詮方なく、余も之を見捨て千本の野へ出て、夫より菩提所出水の慈眼寺へたどり行に、火煙間近く風下なれば、此邊とても遁るべからず、北野迄燒拔ぬべしと思ひ、老足を勵して東へ趨り、御築地を行拔て岡崎へ立退ぬ、又我を年頃介錯せし古女房に、淺子と云者有り、立秋より病牀に臥て、起居易からぬ身ながら、我が老足を心もとながりて、婢女を我につけて、立のかせ、其身は跡に殘りて、身寄の者來りしを、相手にして、几邊に在る處の聊の物を取したゝめて、彼者に託し、杖にすがりて、燒原を退くに、はや西の方へは火焔廻りて退がたし、故に上京をさしてたどり行き、其夜は野に明し、翌日上賀茂一族の者のもとへよろめき着ぬ、病中の危難、一旦は凌課せし様成しが、竟には病氣差重りて、四月に至りて身まかりぬ、嗚呼此日いか成日ぞや、我等式の家系幷相傳せし、備前中納言秀家卿の着領の具足、大和包永の刀、幷曾祖が島原出陣の具、且つ北野御文庫に在る泯江入楚の影一部、

其外大切のもの一朝に燼灰と成る、祖先の者へ黄泉に於て、罪を何とか償はん、我等が歎きは物かは、かけまくも畏き禁中の御記錄、はた京師檢斷所の憲法の書も、此時に多く亡び、其外洛に在處の天下の重器、希世の珍寶、幾となく亡失せるこそ悲しけれ、いか成疾風なりとて、方一里にあまれる京洛を、一瞬に燒にも非ず、諸人覺悟せば、かうやうの寶を失なふまじきに、すべて華洛は火難稀なる所にて、適燒れども一二軒か、一町も燒れば無き事の樣に沙汰する土地の風俗なれば、常に火事の手當をする事一向になし、此故に大變に周章狼狽する迄にて、よもや爰迄はと思ふ內には、急火に成て、取物も取敢ず、身すがら逃る人計故にかくの如し、偏に時節到來とや申べき、

近年年々に上窮し下困むにつけて、普通の事にては、世渡り出來難きに仍り、上下ともに謀計を以て、身を立ん事を欲る風俗超過して、人直ならず、故に國々に一揆の兆頻なるに、去年の米價古今未曾有に貴く成し故、諸人死兵に成て豪家を崩し、四海穩ならざる事、已に前卷に書つらねたり、かゝる世のさまにては、飢人道路に斃れん事、長明が方丈記に書る如くならんとおもふに、左程にもなきは、是も亦不思議の一つなりと沙汰せしが、そが上の今般の大變なれば、今こそ飢渇の色を顯はし、燒出されて行先のなきもの、河原幷田間にのたれ臥て泣叫ぶ事、餓鬼の呵責に逢ふに似たり、又燒死の人も不少、大龍寺の圖子邊には、同所に七十人燒死せりと云、都合千有餘人死たりと聞しが實否は不知、皆最寄々々の野へ死骸を出し積置たりと聞しのみにて、其跡は南無地藏へ埋しとやらん噂のみにて、是も實否を不聞、扨燒出されの者へ、廳より施行を賜ひ、當分雨露の防の爲に、四條幷北野芝居抔へ入置せられ、町奉行幷下役人、日夜に燒場を見廻り、それ〲の指揮をなし、飢人を勞り慈まる、依之町家よりも我も〱と施行をなして、是を育むと雖、四方八面に斃居る飢人なれば、施行も行わたり兼、追々に道路に死する者員を不知、誠に花の都は餓鬼修羅道の街と成て、目も當られず、今こそ方丈記の有さまに異ならず、中に貪欲無慙の奴原は、給物履物の類、日用の要具を價不都合に貴く賣よし、廳に聞えて之を咎められ、

故に諸物の直段常の通たるべしと令書を以て是を制せらる、又少し程へて、假屋指掛等を營むに至て、貧敷者のイむ方もなきを差置爲に、輕き假借屋を早く營み建る樣の令も出たりとかや、余都にあらば數數の事を聞糺して、後記すべけれ共、暫く浪華に寓する故に、洛の委敷を不聞、命有て歸洛せば、其時事實を聞糺して、此奥に書繼べし、凡變と云は常なきを以て變とす、近年は變を以て常とすれば、此双紙に書並べるも事多端にして盡し難し、斯ては行末いかゞと危む許なり、

前に記す、女院御所、女一宮は照高院より、妙法院へ遷らせ給ふ、路次の警衛嚴重成しとぞ、仙院大女院御所は、一乘寺より遷幸の御時、斯る騷劇の中に、御規式は不入とて、御窺のみゆきにて、雜人制止に不及、潛に遷らせ給ふと聞り、恐れみながら謹て按るに、倭朝の風俗、上古に替りて、六百年來、天下武威に歸して、朝威を借る者なければ、誰かは取り奉るべきなれ共、變に仍ての遷幸なれば、上古の遺風を用られ、飽迄も嚴にあらまほしけれ、御窺など云は常の事なり、變の折からは、變の御手當肝要なるべきか、異朝に於ても、日本は餘國と違ひ、皇國と代々の天子知し召るゝ事普く書史に見えたれは、重きが上に重からんこそ、神裔の恭しき所なるべけれ

堂上方假館所付

有栖川宮(知恩院塔頭)　京極宮(桂御殿)　閑院宮(大佛智積院)
伏見宮(東山高雲寺)　大聖寺宮(雲林院)　光照院宮(山科御殿龍源院)
知恩寺殿(藥師山)　瑞龍寺殿(上岡崎善正寺)　總持院殿(松尾)
東本願寺殿(枳殼御殿)　佛光寺殿(三條御坊)
近衞殿(土手町御殿當座紫竹御殿)　九條殿(西本願寺後砂川御殿)　二條殿(川東要法寺)
一條殿　岡崎)　鷹司殿(聖護院村)　久我家(眞如堂)
三條家(大徳寺)　西園寺家(東九條)　德大寺家(西九條)

花山院家（元館）
廣幡家（元館）
正親町三條家（千栄寺）
滋野井家（一乘寺村）
四辻家（塔之段藪の下）
阿野家（元館）
裏辻家（南禪寺）
大宮家（清水子安塔）
押小路家（眞如堂）
藪家（黑谷）
中山家（花山院家同居）
野宮家（鷹峰）
持明院家（黑谷）
壬生家（祇園）
石山家（粟田口阿彌陀堂）
下冷泉家（南禪寺）
日野家（祇園）
柳原家（岡崎下屋敷）
勘解由小路家（上加茂）
三室戸家（黑谷）

大炊御門家（知恩院塔頭）
醍醐家（西賀茂）
三條西家（永觀堂）
姉小路家（知恩院塔頭）
小倉家（岡崎）
橋本家（清水）
梅園家（清水）
武者小路家（黑谷）
高松家（藥師山）
中園家（南禪寺）
飛鳥井家（若王寺）
今城家（百萬遍）
園家（百萬遍）
高野家（紙屋川）
六角家（下鴨）
藤谷家（七條）
廣橋家（聖護院村）
竹屋家（廣幡家同居）
裏松家（建仁寺）
外山家（八坂）

今出川家（大德寺）
中院家（若王寺）
正親町家（知恩院塔頭）
清水谷家（北野紅梅殿前）
河鰭家（三位殿岩倉百萬遍）
花園家（南禪寺）
山本家（西加茂）
風早家（殿町下屋敷）
園池家（知恩院）
高丘家（眞如堂）
難波家（岡崎）
中御門家（大納言殿幡枝村少將殿若王寺）
東園家（百萬遍）
石野家（下鴨）
上冷泉家（建仁寺）
入江家（南禪寺）
烏丸家（南禪寺）
日野西家（黑谷）
東久世家（白川村）
豐岡家（南禪寺）

北小路家(知恩院)
勸修寺家(眞如堂)
中御門家(古門前)
池尻家(淸水瀧の下)
穗波家(芝山家同居)
山科家(一乘寺村)
櫛笥家(竹門里坊)
水無瀨家(八坂)
櫻井家(蹴上け)
堀川家(銀閣寺)
六條家(白川橋下)
千種家(聖護院村)
植松家(元館)
五辻家(淸水)
白川家(聖護院村)
五條家(百萬遍)
淸岡家(五條家同居)
平松家(田中村)
石野家(南禪寺)
澤家(元館)

甘露寺家(百萬遍)
萬里小路家(南禪寺)
坊城家(岡崎)
梅小路家(二地新地)
堤家(下鴨)
鷲尾家(岡崎滿願寺)
西大路家(妙傳寺)
七條家(八坂)
山井家(一乘寺村)
樋口家(知恩院)
久世家(岡崎)
梅溪家(大德寺)
庭田家(西九條)
大原家(元館)
竹內家(岡崎)
東坊城家(聖護院村)
桑原家(百萬遍)
長谷家(下鴨)
船橋家(知恩院)
土御門家(元館)

葉室家(東福寺)
淸閑寺家(岡崎)
芝山家(七本松出水下る)
岡崎家(岩倉)
四條家(下鴨)
油小路家(本宅新立)
八條家(岡崎)
町尻家(吉田家同居)
高倉家(黑谷)
富小路家(岡崎)
岩倉家(白川橋)
愛宕家(元館)
綾小路家(西岡又白川橋)
慈光寺家(川東妙願寺又嵯峨)
高辻家(南禪寺)
唐橋家(千本一條上る)
西洞院家(聖護院村)
交野家(相國寺)
伏原家(岡崎又聖護院村)
倉橋家(元館)

藤波家（田中村）　錦織家（白川橋）　藤井家（白川村）
錦小路家（萩原家同居）

六位藏人

北小路家（江藏人白川村）　細川家（下鴨）　北小路家（新藏人下鴨）
藤島家（下鴨）

兩局

押小路家（鹿谷）　壬生家（南禪寺）

右書林出雲寺梓行せるを寫之、諸卿散在の事、二百年前公武衰廢の折柄、時の關白を始め卿相雲客退散して、國々の侯伯を頼み、身を寄られしより外に、前後かゝる先蹤を不聞、寔に古今希有の變事なる哉、
白川侯五月九日東武出發、同二十日京師着、朝廷の首尾最宜敷、十日計京師在番なり、有增の事は前巻に記る故爰に略す、京都に於て、口宣頂戴の由、右寫浪華にて取はやし候へども、文體一々口宣の法に非ず、信用し難きを以て爰に略す、
龜山侯の事、前にも記すれ共、猶爰に註す、當聞二月は京師火役は龜山當番故、先達て人數を差登され、笹山侯の人數と交代の積なるに、大變晦日曉天の事なれば、兩侯の人數等しく場所へ出る、然るに龜山侯の出馬甚迅速にして、晦日に京着なり、諸人其疾き事を驚嘆す、巷說には前夜に變を量知せられ、深夜より支度し、家中へ急令を以て、人數を揃らるゝに仍り、何とは知ね共、各糧を遣ひ隊伍を整へ、下知を待處に、曉天に至り、京都の火焰一天を覆ふ、偖こそとて直に出馬せらる、其時急度思惟して、長臣松平新助に托して、寶永五年京都大火の記錄を携て發出せらる、是は當時所司代未だ上京なし、先年の大火は家祖紀伊守所司代勤役の折柄なれば、其記錄家に傳り有之故、變格御用の爲に、持登られけるとぞ扨京着して、武家傳奏を以て其由を奏聞し、記錄を差上らるれば、殿下殊に之を褒賞し給ひ、叡聞

に達せられれば、叡感不斜、則假の所司代に補せられ、前に記す如く、警衛等仰付られぬとぞ、未然に大變を知らるゝ處、巷説の如きは、凡慮の及ぶ處に非ず、是は京着逸きに仍り、好事の構へたる説ならんか孰にも寶永の記錄を携へ登つて、皇居警衛を心得られたる處、尤臨機應變の備、藩屛の本意たるべし、是故に程なく東武へ召れ、寺社奉行被仰付けるも、時の面目成べし、

洛陽大火の續

雖火を書記せるもの、追々に梓に鏤め、或は藏書の類、數篇之を管見するに、異說區々たり、愚おもへらく、今般の大變は、素より奇火なれば、怪說の類は、最左も有なん、其外雜說を一々擧んには、幾千萬の際限有べからず、僅に其一端を擧るとて、事實の相違、或は虛事も交るべし、また其數篇にもれたるあらゆる事も多かるべし、故に其類の說は、悉く除之、凡古よりの大火を考るに、江戶大阪幷に京洛の火も、そこよりかしこへ燒け、又數刻の間なれば、風換りて燒戾りなどする習ひなるに、今度は左に非ず、四方八面に狂風起り、東歟と思へば西、坤かと見れば艮、前後左右へ吹わけて、其間を焰の縱橫する事、寔に暴風の勃然たる勢に似て、偏に火焰の降が如し、故に類燒の箇所、順火ならず、始に遁れしと見えしも、後に燒け、次第大に混雜す、每書序次を分つに一ならざる此故なり、爰に記せる所は、花紅葉都噺と題せるものに記る處、大むね順列分り易き故寫之、(删補而正於謬、)

抑上略、天明八戊申春正月晦日、京都の大火は本朝累世の舊記にもいまだかゝる事を錄せずとかや、正月二十九日夜亥刻頃より、子丑の風起り、丑の刻に至り殊に烈く、寅の下刻より寅卯に風替り吹程に、人馬倒るゝ計なりしが、此曉卯の上刻、洛東團栗辻子、(禁城の巽の方なり、鴨長明が方丈記に記せし安元年中の大火も都の巽方なる富小路樋口より出火となん、)新道の巽の角屋敷なる、兩替店名不知、其家の隔壁の空屋より出火すとなん、折しも暴風頻りに吹立て、北は石垣町四條下る中程迄、南は宮川町及び川端の間を五條橋通迄五六町許の間、前後一同に燒け、五條大橋中程にて、中筋木より北の

方凡二十間許焼落、（其後焼たるまゝ欄干を付人馬を往來せしむ、）是より風辰巳の方に吹替り飛火は吹雪の如く洛中に散亂し、啊呀と見る內寺町通佛光寺下る所永養寺（知恩院末）の本堂の破風へ燃付、夫より淨國寺（永養寺南隣俗に蓮池寺と云同末寺）へ移り、（或家書に同時に木屋町裏へ飛火せしを所の者打消と云）暫の間に、藪の下通を西へ焼拔け、佛光寺へ移り、因幡藥師菅大臣の社へ渡り、又北の方は六角堂、笹山屋敷、都て此あたり所々焼廣がり、（蛸藥師通油小路西へ入空也堂此節焼）朝五ツ時迄の間に、千本通壬生寺の野迄焼ぬけ、南の方は本國寺へ移り、辰巳の方の五重塔へ火移る、此塔南へ倒なば、西本願寺危かるべきに、北に倒れ候故、西本願寺興正寺無恙、又本國寺及び五條六條の方は、都て風上みなれ共、次第に吹廻して、七條通東本願寺の南迄焼廣がり、都て中京下京黑煙を卷て、前後を顧る事不克、東本願寺一旦は防ぎ止しか共、後西北の方より焼來て、不得防、終に焼失す西本願寺は大門并鼓樓のみ焼失して、（其外恙なし、怪我人はあまた有しとぞ、夫より巳午の方の風と成り、大雨頻に降來て、此時火口三筋に成り、雨は火勢を助て、彌熾に、上京をさして焼行、東の方一筋は七條邊の火次第に、東北の方珠數屋町、枳殼屋敷の丑寅を、七條米市場の北、下寺町より木屋町、河原町邊を四條の北迄焼登り、中通にては高倉通あたりより、新町邊迄の間、此火勢殊に強く、暫時に西北をさして、二條堀川の方へ焼行、西の方一筋は堀川邊より壬生寺あたり迄、千本通を限に北の方へ焼登、（是より北錦城邊の事は印本に遠慮して不記なり、）四條西永井信濃守屋敷、蛸藥師西高槻屋敷、牢屋敷、（在牢の者當分大津牢屋敷并悲田院田へ被遣、）近邊寺不殘、若狹屋敷兩町奉行所、（御門番頭兩人の御役宅相殘るに仍、假の町奉行所になる、夜の訴は番場西南の木戸より出入す）兩組屋敷、神泉苑、三輪市十郎屋敷、御藏假役屋敷、寄宿屋敷、御門番南組、（與力は焼同心は過半殘）小堀數馬屋敷、手代小屋、所司代上屋敷、（所司代松平和泉守未上京なし、二月二十五日京着、當分東山高臺寺に寄宿）同堀川屋敷、上使屋敷、二條錦城、御本丸乾艮櫓西御門御番衆小屋焼、二丸太鼓櫓、巽坤櫓、

東北大手無別條、御城中炎上に仍り、御番衆過半城外へ散在せし由江府に聞え、在番の主意を失ひ候段、甚不相濟の由御沙汰有之處、御城外警衛の爲罷出候段陳防致、漸御聞濟の由風聞す、

右の分燒、相殘る分は、所司代千本屋敷、外御米藏御門番頭、同北組（與力燒同心殘）四軒屋敷、（此內御鐵砲奉行木村吉十郎方飛火にて燒殘三軒無別條）御藏手代御鐵炮同心殘、所司代組屋敷內、與力七軒同心七十軒燒其餘殘り）なり是より中筋の火と一同に燒登り、西陣を燒、北は紫野今宮御旅野はづれ迄燒拔け、又戌亥風起りて次第に亥子の方へ吹廻り、禁裡、仙院、大女院、女院、右御所々々、御攝家、親王家、其外堂上衆殘らず燒盡して、洛東頂妙寺及び其邊新地二條新地燒失、法輪寺（三條大橋詰俗に壇王と云）の北の方町家にて燒留る、風筋は大方右に顯す如くなりと雖、此日の大風一定ならず、焰の中に燒殘りたる樣なるも、遙過て後に燒る、譬ば本國寺の燒しは、夕七ツ、東本願寺は其夜八ツに燒たり、爰を以て、風筋定なきを知べし、尋常の火事に非ず、始終かくの如くなれば、一度も燒殘りぬとおもふも、さま〴〵燒めぐり吹狂ひて、都の地缺ず殘さず灰燼と成こそ奇怪なれ、殊に怪しかりしは、煙縱橫する中に、鞠の勢の如き、又大なるは二抱も有べき火の玉、左右前後に飛翔り、其落る所鐵をのべたり共、たゞ一葉の薄紙を燒如く、忽ち灰燼と成しとかや、又煙の中に見馴ぬ鳥數多飛翔りて、其鳥の行方へ燃行ける、鳥の形は鷺の如く、羽の表薄黑く、裏白く光り有と云、火喰鳥とて大火には出るものと古老の云り、總じて晦日の夜より朔日の曉に至り、攝津河內大和和泉丹波近江若狹十四里の間は、火光臙脂を染る如く、雲に映じ、月夜の如く、晦日朔日兩日は、白晝に火光雲に移り路程二十里の外迄霞のごとく見えしとかや、

○所々燒失の時刻有增左記

晦日の曉卯の上刻團栗の辻子より出火、石垣町川端四條下る二丁目より、五條橋通迄五町餘の間燒廣がる風寅卯の方より吹、

同中刻、風辰巳より吹、寺町永養寺へ飛火移る、是洛中へ燒入し始なり、

同下刻、藪の下通を西へ燒、佛光寺へ火移、高辻より四條迄の間燒廣がる、

辰上刻、因幡堂菅大臣社等燒、

同中刻、六角堂及此邊所々燒廣がる、

同下刻、堀川邊より壬生の野迄燒拔、

同巳上刻、三條通迄燒廣がり、下にては五條の中程、高倉烏丸の東西を南の方風上へ燒行、此火東本願寺御前通を七條の境枳穀屋敷の際より、下寺町及御影堂の方を東北へ燒出、五條寺町木屋町河原町御旅町より、誓願寺の方迄樣々に燒廻る、

同中刻下刻の間、中京にて三條通の東北に燒廣がる、

同午上刻、東本願寺御前通門前燒、寺內は防ぎ留、下珠數屋町燒殘、是より東へ燒廻る、

同中刻、三條通柳馬場邊、東の方御影堂の方へ燒行、

同下刻、三條通西方所々燒廣がり、夫より神泉苑其邊の屋敷々々へ火移、

同未上刻、寺町邊四條より北へ燒登り、誓願寺境內南の方寺中燒、寺町此邊りは一旦此所にて燒止、誓願寺本堂より北の分殘る、

同中刻、西方屋敷及此邊所々へ火移、

同下刻、御旅町木屋町河原町を四條より北へ燒行、西の方にて其邊屋敷へ火移、日暮通葭屋町邊へ燒行二條西野中に在小屋迄燒、此時分五條大橋半燒、

同申上刻、雨降出南風烈敷、所々の火勢益熾なり、本國寺へ北の方より火移、寺內を南へ燒廣がり、西本願寺の皷樓へ火移り、門燒失、此火風上をさして東南へ燒廣がる、

同中刻、上京新町邊より、千本通を限り西陣を北へ燒廣がる、但千本通迄は不出、

同下刻、出水通西の行詰七本松通にて寺四軒燒、北の方紫野今宮御旅まで燒拔る、
同酉上刻、乾の方より大風起り雨頻に降、火勢大に熾、東南吹立、
戌刻、御築地北の方道正庵邊より、堂上衆屋敷々々へ火付、此時分下にて問屋町へ火移、二丁計燒、何方よりの飛火やらん不審、
同亥刻、公家衆屋敷所々へ火移、
誓願寺は先刻未刻寺中限に燒止りしが、燒出されの者夥く本堂の内或は椽の下などへ入て風雨を凌居るに、此時刻に至り車輪の如き飛火三つ四つ來、忽燃上り暫時に燒失す、仍怪我人殊に多し、
同子上刻、北方鞍馬口へ燒拔、
同中刻、東本願寺此時刻に至終に裏通新町の方より臺所へ火移、本堂阿彌陀堂大門共外諸堂へ火移、丑寅刻に悉燒失す、
同下刻、公家衆屋敷多く燒失す、
同丑上刻、上京寺町邊より木屋町の方を南へ行、下御靈革堂抔へ火移る、
同中刻、御所不殘燒此時雨止、
同下刻、上京より所々燒廻り木屋町三條下る松平土佐守屋敷の際にて燒留る、是洛中の燒止なり、
同曉寅上刻、洛東頂妙寺新地へ飛火、二條新地所々燒廣がる、
同中刻下刻に至、火洛中洛外に充滿し一同に火の手立昇る、
二月朔日卯一天に所々一面に燒崩下火と成り、亥刻より風も少し止む、
同辰巳刻、頂妙寺及此邊の新地町々悉燒盡し、東方寺院の際にて燒止り、南は壇王法輪寺の半町計北の方町家にて燒止、
同午刻、洛中洛外大方消火、所々火の入たる土藏或は御築地追々燒出し、此處彼處出火、

同二日雨始霽、餘煙の中日輪朦朧として如光り物、
同三日四日、火の入たる土藏所々焼出、
同五日六日に至り餘焰漸消、
南は七條通（但七條迄は不出七條北側の裏町迄）北は紫野鞍馬口、西は千本通（但二條より北は千本迄不出千本通の裏町限）東は賀茂川の東西迄、
東西凡二十五町南北凡四十町餘、神社三十七ヶ所、佛閣二百一院、町數千四百三十町、戸數六萬五千三百四十軒、卽死百四十餘人、
（奥に記處）神社四十七ヶ所、寺院三百二十四院、
（朱）又町數千五百町家數三萬六千八百軒、
（朱）寺院三百三十餘、社四十餘、
（朱）又町數三千百餘町、家數十八萬三千三百餘、
（朱）寺數九百二十八ヶ寺、
右考る所、京都町數前卷に記る通、元祿年中御改の節、千八百餘町なり、其後所々新地出來ぬれば、當時凡二千町の內外なるべし、今度燒殘たる四隅を併せなば、凡四五百町有べし、左あれば今度の燒失千四五百町成べし、朱書に有之三千餘町と云は、積も無き事なり、又死人の事は、人主不知、死骸八百餘人、總死人千七百人などゝ云ひ、又は萬を以て算へなど、取々に風說すれ共、是は其數は御改もなき事なれば、碇と知れがたかるべし、
大佛邊に棲る傭夫、晦日の曉烈風に目をさまし、立出て空を見る處に、相借屋の男も同じく起て表に出彼傭夫と物語して、不圖東の方を見るに、清水邊とおぼしき後の嶺より、大斗の如き火一つ飛出ると見る內に、眞一文字に飛て、四條川東へ落たり、怪しと思ひて、其邊りを打守り見居たる處に、此火二抱

計の柱の如くつゝと立て、宇宙に登る事凡四五百丈、暫有て上よりぜん〳〵にしらけて跡なく消失ぬ、兩人身の毛よだちて恐敷、一先內へ入てまどろまんとするに、表に火事と呼はる聲聞ゆる故に、立出みれば、先に火の立昇りたる方にてぞ有ける、是や世に云傳ふる火柱てふ云物ならんと、彼傭夫が物語なり、

禁裏回祿京洛大火の例、往古の事は閣き、近世にては承應二年（天明八年迄百三十五年）六月二十三日內裏炎上、寛文元年（同百二十八年）正月十五日內裡炎上、延寶元年（同百十六年）五月九日禁裏仙洞女院、新院の御所炎上、同三年（同百十四年）霜月二十五日本院御所炎上、同四年（同百十三年）十二月二十六月仙洞女院兩御所炎上、貞享元年（同百六年）四月五日春宮御所炎上、寶永五子年京洛大火、三月八日（天明八年より八十一年）御所悉く炎上、古今希有の大火なり、（悉く別卷に記す故爰略）正德三巳年（同七十六年）三月二十日、中御門油小路東へ入魚店より出火、坤風烈敷艮の方へ燃行、艮は烏丸今出川に至、凡町數七十三町、公家館十一軒、武家屋敷四軒、家數千百七十六軒、御所御築地限りに燒止り、御所向御無難なり、享保十五戌年六月二十日（同五十九年）西陣燒、（町數百二十町餘御所方無別條）此外に大火と稱するほどの事なし、中古應仁亂に、兵火の爲に京師燒盡さるゝと雖、夫は前後十餘年が間の兵亂なれば、度々に燒亡せる成べし、應仁記に書る所も、若くは文華有やも不知、其上三百餘年の昔なれば、都のさまも今とは替るべければ、今の證例には成がたし、先づ今般の如き、一擧に洛の焦土と成し事、延曆開闢已來、古今未曾有の奇事、後世又有べからず、

今上帝は人皇百二十代御諱兼仁と稱し奉り、御桃園院の皇子、實は師宮の御子にて、御寶算十八に成せ給ふ、關白は鷹司從一位前左大臣輔平公、（實師宮御弟五十歳）武家傳奏久我大納言萬里小路大納言、御附の武家は水原攝津守建部大和守なり、御所炎上に仍り、聖護院假の皇居と成る、

百十八代、仙洞御所は、櫻町院第二皇女、御母は大女院御所、御諱は智子と稱し奉る、御寶算四十九、

傳奏四辻大納言難波大納言、御附武家は三枝豐前守、本間佐渡守なり、炎上に仍て、粟田青蓮院へ假に移らせまします、

大女院御所は、櫻町院の皇后、御諱舍子、奉稱青綺門院、二條吉忠公の御女、御母は故政所從三位菅原利子、(加賀宰相綱紀卿の女)御寶算七十四、炎上に仍り、知恩院へ假に移らせ給ふ、

但知恩院山粟田山並立て、奥の方にては院御所大女院御所間近し、故に山の岨に棧道(八九十間)を掛られ常に兩御所御通路有り、

女院御所は、桃園院の中宮、御諱富子、奉稱恭禮門院、一條故關白兼香公の御女、御寶算四十七、大佛妙法院へ移らせ給ふ、

女一宮は、先帝桃園院第一皇女、欣子內親王と奉稱、(當申十歲)御母は故淸花門院にて渡らせ給ふ、近衞太政大臣內前公の御女なり、(先年崩)女一宮は女院御所と御一所に妙法院へ移らせ給ふ、

右御所々々悉炎上、

開明門院御方　(日御門前)　桃園帝の御母

右炎上

閑院宮　伏見宮　京極宮　有栖川宮

近衞殿　九條殿　二條殿　一條殿　鷹司殿　轉法輪家　久我家　西園寺家

德大寺家　大炊御門家　菊亭家　醍醐家　(華族家の內花山院家廣幡家は燒殘)

是より次第混雜

倉橋　六角　錦小路　岩倉　西洞院　豐岡　慈光寺　西大路

北小路　壬生　唐橋　東久世　四條　難波　裏松　西三條

梅園　正親町　石野　外山　高丘　藤井　山井　風早

四辻　高松　交野　池尻　櫻井　梅小路　園池　芝山
長谷　藪　清岡　大原　海溪　勘解由小路　正親町三條　中園　淸水谷
五辻　千種　五條　小川坊城　平松　大宮　東坊城　中御門
六條　小倉　綾小路　高倉　八條　庭田　穗波　勸修寺
日野　烏丸　堀川　川鰭　鷲尾　中山　中院　野宮
淸閑寺　飛鳥井　滋野井　藤波　樋口　持明院　日野西　橋本
七條　白川　富小路　園　花園　柳原　櫛笥　甘露寺
萬里小路　岡崎　堤　下冷泉　三室戸　松木　石井　高野
葉室　小森　町尻　船橋　錦織　伏原　高辻　石井
桑原　竹内　久世　山科　竹屋　廣橋　入江　藤谷
上冷泉　石山　東園　今城　押小路　武者小路　山本　裏松
阿野　姉小路　油小路（新館は無恙）
壬生官務　押小路大外記

中宮寺宮（坊里）　圓照寺宮（同）　林丘寺宮（同）　妙法院宮（同）
大覺寺殿（同）　曇華院殿（本坊里坊）　仁和寺宮　里坊）　知恩院宮（同）
毘沙門堂（同）　一乘院宮（同）　聖護院宮（同）　法華寺殿（同）
大乘院殿（同）　靑蓮院殿　同）　輪王寺宮（同）　隨自意院宮（本坊）
照高院殿（里坊）　勸修寺殿（同）　竹内殿（同）　實相院殿（同）
圓滿院殿（同）　隨心院殿　同）　瑞龍寺殿（同）　三時知恩寺殿（同）
慈受院殿（同）　光照院殿（同）　大聖寺殿（同）　寶鏡寺殿（同）

梶井殿(同)　理性院(坊里)　水無瀬(同)
右燒失
燒殘分
花山院　廣幡　植松　愛宕　澤
又
吉田　萩原　土御門　(此三家は洛を離れし所故無難なり)

大名屋敷類燒之分

寺町鞍馬口下ル三丁目　松平越後守
柳馬場四條下ル　片桐石見守
西洞院夷川下ル　松平出羽守
油小路二條下ル　安藤對馬守
東堀川夷川下ル　酒井雅樂頭
河原町姉小路上ル　宗猪三郎
東洞院四條下ル　松井安藝守
出水油小路西入　奥平富之丞
室町五條上ル　伊達遠江守

麩屋町夷川下ル　朽木權佐
柳馬場錦小路下ル　佐竹次郎
西洞院四條下ル　成瀬隼人正
油小路下立賣下ル　松平相模守
新町六角下ル　岡部美濃守
河原町二條下ル　松平大膳太夫
東洞院四條下ル　加藤佐渡守
蛸藥師大宮西入　永井日向守
二條東川端　仙石鐵之助

富小路二條下ル　戸田采女正
烏丸四條下ル　松平肥前守
西洞院三條下ル　紀伊殿
油小路押小路下ル　土井大炊守
高辻西洞院西入　松平阿波守
河原町三條下ル　京極能登守
佛光寺大宮西入　松井甲斐守
四條大宮西入　永井信濃守
錦小路新町東入　尾張殿

柳馬場丸太町下ル　相馬因幡守
烏丸上立賣下ル　松平讃岐守
西洞院一條下ル　龜井隱岐守
東堀川姉小路下ル　板倉左近將監
河原町三條下ル　松平恒吉
三本木　松平伯耆守
大宮佛光寺下ル　牧野佐渡守
下立賣釜座西入　松平大和守
中長者町小川東入　松平陸奥守

柳馬場竹屋町下ル　小笠原左京太夫
烏丸六角下ル　青山下野守
西洞院錦小路下ル　有馬中務大輔
東堀川蛸藥師下ル　藤堂和泉守
河原町二條上ル二丁目　松平加賀守
東洞院蛸藥師下ル　松平下總守
佛光寺西壬生村　本多中務太夫
衣棚出水下ル　松平越前守
夷川河原町東入　分部左京亮

夷川河原町東入　石川日向守
丸太町兩替町行當　井伊掃部頭
釜座姉小路角　津輕土佐守
松屋町上長者町上ル　丹羽加賀守
錦小路高倉西入　松平薩摩守

新町上立賣安樂小路　松平雅之助
竹屋町堺町　畠山飛彈守
綾小路烏丸西入　松平周防守
西洞院中立賣角　立花左近將監

新町蛸藥師下ル裏　竹越山城守
猪熊一條下ル　池田信濃守
醒井松原下ル　小出主税
松原新町東入　松平紀伊守

高倉六角下ル　松平隱岐守
上長者町室町東入　水戸殿
三本木荒神口　五島近江守
揚梅通室町西入　九鬼式部少輔

堺町三條下ル　上杉彈正大弼
姉小路神泉苑町　酒井修理太夫
松屋町上長者町角　稻葉丹後守
油小路下立賣下ル　毛利甲斐守

○寺院類燒

淨土

寺町鞍馬口下ル二丁目　西園寺
上同　佛陀寺
同六角下ル　長金寺
同　了蓮寺
上同　聖光寺
同　永養寺
高倉五條下ル裏寺町　西念寺
大宮中立賣下ル　清德寺

同下ル七丁目　十念寺
寺町今出川下ル三丁目　淨華院
上同　西光寺
同四條下ル　春長寺
同　勝圓寺
同　淨國寺
上同　淨蓮院
智惠光院一條上ル　智惠光院

同五丁目　光明寺
寺町三條上ル　天性寺
同蛸藥師下ル　圓福寺
上同　大雲院
同　法然寺
同筋違橋　念佛寺
佛具屋町五條下ル　大蓮寺
同下長者町下ル　昌福寺

同五丁目　慈福寺
同下ル　誓願寺
上同　安養寺
同　淨教寺
同高辻上ル　空也寺
同今出川下ル　正定院
安居院二階町　超勝院
智惠光院出水上ル　松林寺

上同　阿彌陀寺
同三條上ル　矢田寺
上同　善長寺
同綾小路下ル　透玄寺
同　淨願寺
高倉松原下ル　長香寺
西陣阿波屋町　長榮寺
同　正泉寺

妙林寺 浄福寺中立賣下ル
眞敎寺 智恵光院寺之内上ル三丁目
清浄菴 同上
瑞泉寺 高瀬三條下ル
西念寺 寺町東裏蛸薬子辻子
西林寺 同
大龍寺 同
誓弘寺 同上
更雀寺 同
光縁寺 同上
歸命院 佛光寺大宮西入
中堂寺 同上
良立院 同
等善寺 同上

松月院 七本松下立賣上ル
上善寺 鞍馬口寺町
善導寺 二條河原町東入
光明院 六角大宮西入
法藏寺 同上
稱心寺 同
常樂寺 同
專德寺 錦小路大宮西入
法雲寺 同
淨土院 同上
西往寺 高辻大宮西入
西照寺 松原西寺町
大泉寺 西洞院萬壽寺角
延壽寺 同上

正覺寺 同上
長敎寺 御靈前通扇之町
三寶寺 三條大宮西入
善惣寺 同上
妙心寺 同上
西導寺 同
光德寺 同
傾淨寺 同上
妙嚴寺 同
光林寺 同
法宣寺 松原大宮西入
末慶寺 同上
善德寺 松原西寺町
本覺寺 同上

觀音寺 同上
德壽院 廬山寺通大宮西入
妙泉寺 同上
萬福寺 同上
光明寺 同上
淨心寺 同
正蓮寺 蛸薬師大宮西入
休務寺 同上
西方寺 綾小路大宮西入
聖德寺 同
正法院 同上
專求寺 同上
玉樹寺 同上
新善光寺 同

福壽院 同上
西光寺 中立賣宮仲町
來迎寺 神泉苑町三條上ル
如來寺 同上
極樂寺 同
正覺寺 同
成圓寺 同上
悟眞寺 四條大宮西入
法善寺 同上
淨光庵 佛光寺竹圖子
長圓寺 松原西寺町
唱臨寺 同
竹林院 五條裏寺町
蓮光寺 同

同 極樂寺
三本木 圓通寺

一向宗

寺町鞍馬口下ル三丁目 ●長休寺
麩屋町御池下ル ●專德寺
富小路四條下ル ●德正寺
高倉五條下ル三丁目 ●仙願寺
間之町五條下ル ●養蓮寺
上同三丁目 ●金福寺
烏丸魚店下ル ●卽現寺
諏訪町萬年寺下ル ●常德寺
佛具屋町魚店上ル ●圓德寺
岩上出水下ル ●眞敎寺
西陣若宮町 ●淨德寺
安居院前之町 ●長榮寺

同 上德寺
醍井五條下ル 正法院

●東 〇西

上塔之段横町 ●常願寺
麩屋町姉小路下ル ●福圓寺
柳馬場押小路下ル ●法泉寺
高倉五條下ル四丁目 ●憶念寺
上同四丁目 ●卽成寺
不明門五條下ル ●佛現寺
烏丸魚店角 ●光善寺
同 ●法光寺
油小路丸太町上ル ●寶受寺
岩上一條下ル ●西願寺
黑門蛸藥師下ル ●眞蓮寺
松屋町椹木町下ル ●了信寺

同 長講堂
上同 安養院
塔之段竹屋町 圓覺寺
富小路竹屋町下ル ●東漸寺
柳馬場押小路下ル ●願行寺
上同 ●勝福寺
上同五丁目 ●光久寺
東洞院五條下ル五丁目 ●西宗寺
烏丸魚店下ル ●善永寺
室町鞍馬口下ル ●大泉寺
堀川一條上ル ●澄江寺
岩上六角下ル ●圓龍寺
安居院前の丁 ●正安寺
松屋町一條下ル ●正賢寺

同 萬年寺
御幸町高辻下ル ●圓光寺
富小路二條下ル ●願正寺
柳馬場三條下ル ●寶蓮寺
上同 ●法順坊
東洞院二條下ル ●泉龍寺
烏丸御池下ル ●長安寺
諏訪町五條下ル ●專福寺
釜座椹木町下ル ●等覺寺
堀川三條下ル ●隨蓮寺
黑門椹木町下ル ●養林寺
西陣竪社町 ●正念寺
日暮下立賣下ル ●等觀寺

河原町二條 法雲寺
御幸町竹屋町下ル ●淨敎寺
富小路高辻下ル ●唯明寺
堺町松原下ル ●大念寺
間之町萬壽寺下ル ●發願寺
東洞院五條下ル四丁目 ●林正坊
不明門五條下ル三丁目 ●仙現寺
烏丸魚店下ル ●德應寺
釜座二條下ル ●圓重寺
堀川綾小路下ル ●常念寺
黑門下立賣下ル ●盛林寺
大宮下長者町下ル ●佛宗寺
上立賣大宮東入 ●德圓寺

●盧山寺通大宮　因縁寺
●松原西洞院東入　光圓寺
●上同　本福寺
○堺町三條下ル　光淨寺
○新町魚店下ル　興元寺
○西洞院魚店下ル　廣泉寺
○同花屋町上ル　遍照寺
○同上　眞徳寺
○西中筋魚店下ル　光蓮寺
○同花屋町上ル　正恩寺
○堀川北小路下ル　常樂寺
○元誓願寺大宮東入　光徳寺
○竹屋町油小路西入　明善寺
○西洞院御池角　光瀬寺

●今出川烏丸西入　光明寺
●五條西洞院西入　長覺寺
●同　西蓮寺
○高倉二條上ル　淨光寺
○釜座姉小路下ル　淨宗寺
○小川二條下ル　西福寺
○同上　光照寺
○油小路押小路下ル　照圓寺
○上同　慶證寺
○堀川花屋町下ル　明覺寺
○安居院二階町　西方寺
○笹屋町智惠光院西入　長圓寺
○御池柳馬場西入　明福寺
○二條川東　恩性寺

●中立賣淨福寺西入　西覺寺
●萬年寺通袋町　唯乘坊
東本願寺
○烏丸五條下ル　光恩寺
○佛具屋町魚店下ル　唯念寺
○西洞院花屋町下ル　隨林寺
○前同　宏山寺
○同六角下ル　光岸寺
○醒井花屋町上ル　雲晴寺
○醒井花屋町下ル　光隆寺
○猪熊六角下ル　專應寺
○中立賣松屋町西入　勝福寺
○錦小路東洞院西入　順正寺

●中長者町西洞院西入　清光寺
●河原町四條上ル　了徳寺
○麩屋町五條上ル　長生寺
○室町一條下ル　淨教寺
○西洞院出水下ル　法林寺
○東中筋花屋町上ル　佛照寺
○同下ル　蓮光寺
○同　佛現寺
○同魚店下ル　熖善寺
○堀川花屋町下ル　金寶寺
○猪熊錦小路下ル　專徳寺
○下立賣猪熊西入　長源寺
○花屋町新町西入　法光寺

●姉小路油小路西入　榮正寺
●二條川東　正願寺
○富小路蛸薬師下ル　常行寺
○五條小田原町　安樂寺
○西洞院花屋町下ル　尊超寺
○東中筋魚店上ル　金福寺
○同花屋町下ル　正住寺
○同北小路上ル　善休寺
○同魚店下ル　東之坊
○上同　正光寺
○鞍馬口室町西入　明光寺
○丸太町堀川西入　順興寺
○同西洞院西入　法輪寺

佛光寺（河原町二條上ル勢州一身田高田専修寺掛所）　光澤寺（間之町二條上ル錦織寺末）

日蓮宗

本圀寺（堀川松原下ル）　本滿寺（寺町鞍馬口下ル八丁目）　千佛寺（同九丁目）　本禪寺（寺町今出川下ル）　要法寺（寺町夷川下ル）

不審要法寺は寶永大火後川東へ行たり　妙滿寺（寺町二條下ル）　本能寺（同御池下ル）　妙覺寺（小川頭）

本法寺（小川上靈下ル）　本行寺（醒井綾小路下ル）　本藏寺（堀川佛光寺下ル）　蓮久寺（一貫町丹波口上ル）　慈眼寺（同上）

長流寺（同上）　惠光寺（淨福寺一條上ル）　玉淵寺（廬山寺通大宮）　妙顯寺（寺之内新町西入）　妙蓮寺（天神圖子西入二丁目）

上行寺（一條油小路西入）　久遠寺（高辻烏丸東入）　善立寺（同上）　頂妙寺（二條川東）

諸宗

天台　繼孝院（御靈前室町西入）　天台　西林寺（同玄蕃町）　天台　壽福院（醒井佛光寺下ル）　天台　養林庵（室町畠中町）

天台　十住心院（東洞院三條下ル）　天台　廬山天台講寺（寺町今出川下ル三丁目）　眞言　安禪寺（寺町今出川下ル）　眞言　淸帶寺（寺町六角下ル）

眞言　獄門寺（七社前之町）　眞言　大歡喜寺（西陣聖天町）　眞言　雨室院（御池大宮西入）　眞言　藥師堂（姉小路高倉西入）

眞言　毘沙門堂（姉小西油小路西入）　眞言　蓮光院（同大宮西入）　眞言　音徳寺（三條堀川東入）　眞言　龜龍院（錦小路新町西入）

眞言　明王院（松原麩屋町角南岩倉）　眞言　福壽院（松原西寺町）　眞言　太子堂（五條下寺町）　眞言　一音寺（松原西洞院西入觀音堂）

禪宗　峯峻庵（元誓願寺大宮西入）　禪宗　大應寺（御靈前通扇町）　禪宗　閑臥庵（鞍馬口寺町西入）　禪宗　寶慈院（御靈前通扇町）

禪宗　瑞光寺（大宮頭東之筋）　禪宗　禪昌寺（小川上御靈下ル）　禪宗　醫徳堂（釜座夷川下ル）　禪宗　無量寺（室町上立賣上ル二丁目）

禪宗五山 相國寺	禪宗 高倉五條下ル裏寺町 宗仙寺	禪宗 寺町鞍馬口下ル五丁目 歡喜寺	禪宗 寺町鞍馬口下ル 天寧寺
四宗兼學 同四丁目石谷不動 長福寺	四宗兼學 寺町鞍馬口下ル五丁目 安樂光寺	四宗兼學 寺町今出川下ル三丁目 遣迎院	四宗兼學 寺町六角下ル和泉式部 誠心院
四宗兼學 水火天神 興聖寺	時宗 五條御影堂 新善光寺	時宗 五條裏町 莊嚴寺	時宗一本山 上同 金光寺
時宗 同 福田寺	時宗 蛸藥師油小路西入鉢敲 空也堂	時宗 寺町錦小路行當錦天神 歡喜光寺	時宗 寺町四條角四條道場 金蓮寺
寺町丸太町下ル一條革堂ト號 行願寺	寺町蛸藥師下ル 永福寺	寺町錦小路下ル 松林寺	四條道場内 染殿地藏 十住心院
麩屋町夷川下ル利生院布袋藥師 大福寺	富小路五條上ル 和光院	高倉綾小路下ル座頭職寺 清壽庵	室町錦小路上ル 夢合地藏堂
七社前之町 信敎寺	淨福寺寺之内上ル 蓮乘院	姉小路新町西入 寶性院	六角堂 頂法寺
佛光寺大宮西入二丁目 觀音堂	地藏堂 壬生院	因幡堂 平等寺	菅大臣 金剛院
菅大臣 常喜院	禪宗 壬生寺東門前 新德寺		

此外

日蓮宗本山 淨福寺上立賣下ル 本隆寺　寺中不殘燒本堂無恙、先年西陣大火の節も同斷、

淨土宗 淨福寺一條上ル 淨福寺　塔頭不殘燒本坊無恙、

右類燒の寺院有増如斯、右の內本國寺西の門と塔頭一院殘、高倉宗仙寺（禪宗）の中門、本滿寺（日蓮宗）土藏小堂、相國寺（禪）の堂塔頭不殘、又寺町裏荒神口下ル生蓮寺は煙中に殘、猶寺院の漏脫寺號の謬字等可追校、

神社

上京幸神町　幸神社
寺町竹屋町上ル　下御靈社
富小路五條上ル　神明社
諏訪町五條下ル　諏訪社
小川　淺野稲荷社
醍井佛光寺　荒神社
御靈前　八幡社
三條猪熊西入　又旅社
佛光寺大宮西入三丁目　一夜天神社
松原烏丸東入　俊成社

寺町清和院下ル　御所稲荷社
麩屋町押小路下ル　白山社
柳馬場錦小路下ル　六條天神社
室町上御靈下ル　榊社
油小路綾小路下ル　火尊社
岩上出水下ル　福大明神社
元誓願町大宮東入　荒神社
御池大宮西入　神泉苑
松原稲荷町　花咲稲荷社
松原烏丸西入　玉津島社

四條寺町　冠者殿
麩屋町姉小路下ル　白山社
東洞院六角下ル　諏訪社
室町四條下ル　蛭子社
醍井高辻角　住吉社
猪熊出水下ル三室寺　荒神社
御池高倉東入　御所八幡社
綾小路高倉西入　神明社
高辻室町西入功德院　繁昌社
五條西橋詰　八幡社

上同　惡王子社
麩屋町五條上ル　神明社
烏丸柳圖子　稲荷社
室町佛光寺角　山王社
葭屋町一條上ル　晴明社
上京天神圖子　天神社
姉小路新町西入　神明社
佛光寺竹ノ圖子　天神社
河原町寺町之間松原上ル幸竹町　稲荷社
猪熊松原上ル眞龍院　蛭子社

寺町今出川下ル　中御靈社
富小路丸太町下ル　千種稲荷社
烏丸上立賣下ル　八幡社
松原西洞院五條天神　天神社
岩上六角下ル石上寺　岩上社
西陣社町　七之社
上同　迷子社
佛光寺西洞院東入　菅大臣社
因幡堂坤角　門出稲荷社

右の外

上御靈社建仁寺町蛭子社四方は燒て無恙、其外所々鎮守等の小社各略、

平安城開後　内裏炎上之例

六十二代　村上天皇　天德四年　内裏炎上　寛政元年迄八百三十年
六十四代　圓融院　貞元々年　同　八百十四年
同　(天元三年同五年)　(八百十年八百八年)

六十六代	一條院	長保三年	七百九十年
六十七代	三條院	長和三年	七百七十六年
	同	翌　四年	七百七十五年
六十九代	後朱雀院	長久元年	七百五十年
七十六代	近衞院	久安四年	六百四十二年
八十代	高倉院	治承元年	六百十三年
百一代	後小松院	應永八年	三百八十九年
百三代	後花園院	文安三年	三百四十四年
百十一代	後光明院	承應二年	百三十七年
百十二代	後西院	寛文元年	百二十九年
百十三代	靈元院	延寶元年	百十七年
百十四代	東山院	寶永五年	八十二年

内裏炎上　合十六度

當時京所司代松平和泉守未上京なきに仍り、兩町奉行より京大火の注進、煙の中より東武へ呈書せらる引續き内裏錦城危急の注進、内裏炎上、錦城飛火の注進、同消火の注進、櫛の齒を挽如く、追々呈書出る、筆紙墨皆燒失故、麁紙に調へ、御傳馬役借仁左衞門も行方知れざれば、兎角して漸く宿繼ぎ、飛脚を以て差出さる、翌日より兩町奉行幷組與力同心、京洛の燒原を手分して打廻り、死人怪我人を夫々に片附させ、萬づの指揮日夜を分ず、寢食を忘れて、下知せらる、右の注進追々に江府へ達し、則江府より勘定奉行根岸肥前守、夜を日に繼で馳登り、當分御救として、銀六十貫目米三千俵洛中へ拜借仰付られ、一町へ銀四十六匁餘、米九斗二升餘配分して、急難を凌ぐ、所司代松平和泉守も早々御暇を賜り上

京、其外御下知の有増は前に記する故に、爰に略す、偏に亂世の昔もかくやとぞ覺ゆる、され共當時御仁慈專らの折柄、かゝる大變にも萬民上の恩波に浴して、危難をまぬがれけるこそ難有けれ、

諸祭の事加茂やすらひ祭は如例、葵祭は略稻荷祭近年再興の供奉行列當年は不出、神輿計出る、今宮祭も御旅所燒たる故、本社の拜殿へ神輿を出し、祭禮減少、祇園會山鉾過半燒失して大方は不出、七日の山鉾六つ、十四日の山も六つ出る、其外は燒殘りしものを其町に餝り置、御旅所は假に出來、祭禮は如例、(但例年材木屋仲間より掛る神輿橋は不出來)上御靈社は無恙といへども、中御靈燒失故、拜殿へ神輿を出し置無祭禮、下御靈燒失無祭禮、同五月類燒の者共、味噌不自由たるべし、大阪御城御拂味噌望の者は可申出候、一樽の掛目二十貫目代銀二十五匁の由被仰出、町々割合を以て配分す、同六月新町五條下る近江屋忠藏(異名南宮)と申者、昨未年困窮の砌、米穀買メ候に付被召捕、追放被仰付、此缺所金二萬二千兩有り、內二萬兩類燒町々へ割合せ五ケ年の間拜借、燒殘り町々へも類燒町の三歩拜借仰付られ、來酉年より三朱の利足差上、五ケ年過元銀上納可致旨仰渡され、類燒町へ一町の割合銀七百五十二匁三分一厘三毛燒殘町一町へ銀二百五十匁七分七厘一毛づゝ拜借す、忠藏が如き非道の者は天罰速なる事を示し給ひ、萬民正路の渡世を勸め給ふ、聖世の御代の洪福仰ぎ崇ぬ者はなし、

翁草　巻之百三十九

雜話

白川侯の書なりとて流布する物有り、不知實否、傳讀に謬字頗多して、閲人惑之、故に屢校訂して左に寫す、

某身不肖に候得共、當御代の御選に仍り、天下の御政務を預り、いまだ御幼稚に御座す、（公志學を超させ給へば御幼稚とはいかゞ少と可有か）將軍家を補佐し奉る事、寔に其の任に不堪、中々天下の御爲に可相成共不存寄候得共、各申談の上にて、事を決し津々浦々迄安國の無究を庶幾事に候、因玆某が存る所を無腹藏申聞候、心得違の事於有之は、各無遠慮存念を不殘可被申聞候、國主城主すべて萬石以上の輩には、譜代恩顧の家臣數多召仕、就中家長たる者は、其主人に非道有之時、諫を入家の仕置を正し申が故に、其家治り國民も安く候、御旗本萬石以下の輩は、普代の家臣と申も稀にて、多くは新規に召抱たる家來にて候へば、自身に家を治る事專要に候、乃之其身正しからざれば、忽家不齊、能々考可被見候、銘々の先祖、多くは東照宮に仕へ奉り、數度の戰場に碎身粉骨して、其勳功に仍り知行を被宛行、今に至て其身々々安樂に妻子を扶助し、諸人に御旗本と敬れ候事、皆先祖の功に仍てなり、然るに、其先祖の恩を忘れ、宛行るゝ知行を自分の物と心得、百姓を宛げ、聊も撫恵む心なく、動もすれば課役を申付抔致輩、是皆心不正不行跡より事起り候、其の不行跡と云は、若年より不學にして、何事も不辨育ち候よりの事に候、父母に孝を盡し、兄弟の中睦敷、夫婦の別有事を存じ、傍輩に信を以て附合、君臣の間義理を重くし、此五ツの道を取脫さず、相守る時は、其身人に耻る事なく、御奉公を勤るに力有り、

御用に相立候なり、人倫の本は夫婦に始る處、本妻の外に妾と云物を寵愛し、是が爲に本妻の中を隔て或は離縁の沙汰に至、又は妾腹に生る庶子を愛し、本妻に生せる長子を疎み、妾の計らひに仍り長子を廢し、二子を立るに至るもまゝ多く候、是妾に溺れて其心暗く成候より事起候、其妻と云は元傍輩の娘を迎取候事、假初の事にては無之、上へ申上御免しを蒙たる上の事に候得ば、いか樣の事有共輙く離縁の沙汰に不可及と雖、我朝に於ては夫婦の和順を第一と致せば、是等に於ては、唐土の風に習ふべきにても無之候、離縁不致とも夫の心得次第にて、いか樣にも事の靜まらざると云事不可有、すでに離縁致せば、傍輩の娘に瑾を付、其親兄弟に間出來、於殿中面會致と雖、相互に言語をも不交、憤を含候事、是御奉公の妨にも成候へば、不忠の筋にては無之や、此等の所迄も相考可申事に候、又一旦妻を持其妻死去致ば、殘度も再緣の事を可取結事に候、近來は再緣不致多く召仕候女にて事を濟候故、其人柄自ら損候て、輕々敷下樣の眞似を致し、譬ば樂みと致處、古來の翫は和歌を詠じ、蹴鞠の會、茶道或は連歌俳諧碁將棋等の遊業有之候處、今にては御旗本に不似合、三味線淨瑠璃を語りかはしては、河原者の眞似を致族も間々有之由、是皆本妻といふもの無く、召仕女にて家內を治め候故、物輕々敷相成、不相應成者を奥深く出入を許し、不取締にて其身の耻を思はず、我儘なる行跡に成行候、爰に於てか、自ら勝手不如意に成り、可嗜武具をも不嗜、益もなき事に金銀を費し、是を償むが爲、多く筋目なき者の子を、金銀の持參にめでゝ、貰ひ、輕き者の子をも緣金に仍り養女とするより事起り、自然と家風を取亂し候、天和の法制に有之、養子を百姓より致とも、筋目を可糺との法制に候、某存るは、以後養子致とも嫁取致とも、緣金と申を令停止、姓を糺し婚姻すべき時節を延さず、相互に可取結事に候、不勝手なる族、娘を片付候金銀の用意無之、自然と其時節を後れ候時は、男女の道自ら正しからざる事に至候、此所を深く可相考事に候、頭たる者能く心を用ひ、最初緣邊願出候節可遂吟味事に候、婚姻の時節をはづれ候に付、年若き面々遊所へ入込、不相應の遊事を致し、風俗の凝り、衣服に付候紋を略し、夜行のとき提

燈の印をかへ、衣服の紋は替紋其家々に定りし事にて、既に總領家にては何、庶流にては何と、差別有事に候、幕紋より衣服に至殘る、時に家の紋かと紛敷相成候、提燈の印は、猶更夜行の時、人と不見違爲に候へば、急度其印を顯すべき事に候、衣服の事我朝は往古より其制有之、官位の高下によりて定れる法有之、地下に至ても上中下の差別有之事に候、然るに享保の頃上よりを儉約と申事を被仰出候に付、衣類の制被仰出候を、諸國にて心得違、衣類上中下の無差別、萬に布木綿を相用候へば、儉約と相成候と心得違、士も町人も百姓も同じなりかたちに成候事、我朝の風を取失ひたるにて候、同武士と云中にも、格式有之候て、衣類を着する事に候、上に立候者も、下に居る者も同じ衣類體にては何を以て差別せんや、高知小知の者、又重き役を勤候者、輕き奉公の者、面々相應の衣類を可致着用事に候、依之此度被仰出候も、節儉を相用候樣の事に候、儉約を衣服の事のみと心得違、分限不相應の體たらくに成行候、身を正敷致事衣服を以て致事と計相心得候ては違候、吾朝上古の風にならひ、冠婚祭に、禮式を不取失、其身相應に取計候事に候、何もかも手輕く事を略し候は、質素にては無之、今樣の事にて候、質素の二字識る人に尋候て、能々可心得、(熟閲するに全篇の筆法侯の文勢に非ず、且つ文意も侯の御風俗に齟齬せること多し、疑くは好事の僞文か)、

御政道を司候者、近來の御記錄を而已龜鑑と心得、本朝政事の元律令格式有る事を不知、去に仍り享保の比、神尾若狹守、細田丹波守如きのもの(細田は享保の末神尾は延享寛延の頃か格律敎誡の書に加樣の不吟味なること侯の自記にては有まじ)御政道に預り、御儉約と申事を表に致し、天領へ繩を入て、民を困窮せしめ、御領を寬げ、下のいたみを不顧、是を御爲と心得候は不調法の至に候、治平久敷候へば、世の亂るゝと云處に遠き慮りなく、目前の利用を以て、御爲と存るは、古を不考故に候、有德院樣御代知召候時、專御儉約の事を被仰出たるは、常憲院樣文昭院樣御代共に天下華美にして、御寶庫も空く不虞の御備に有餘無之故、專ら御儉約の事を被仰出候、且諸家の風公家めかしく成候に付、

弓馬の道を御勵まし被成候故、諸家共武邊をだに心掛候得ば事濟候樣、是又心得違、孝悌忠信の道を學び心を正うし、家を齊る事を脇に致候故、又自然と風儀亂候、依之殿中於て月次の講釋被仰付候、聖堂に於ても日々講釋有之候間、年若き面々無懈怠、日參致し志を正敷可相務事に候、節儉質素を心得違候儀に至ては我朝の古法は不及申、東照宮の神慮にも不相叶候、外國通信の事、重き事に候へば、年々入津の唐物我朝に於ては、價と交易致事に候、儉約の事のみに拘り候時は、唐土の織物毛類抔、士以上の者着用不致は、自ら入津致唐物も致方無し、是を商ふ町人等も衰微に至候、然ばともに天下の御爲には不罷成候、士は諸侯より以下、夫々に勤を致を以て知行を取り、其知行の收納にて身分を賄ひ候に、是はならぬあればならぬと、身を詰候時は、物成を積候外は無之、一ヶ年の貯を慥にいたし、有餘有之程は、外用に致し金銀天下に融通致す樣に可有之事に候、唐物を用候事に心得有之、無益の費を不致相用候は、ともに天下の御爲に候、己々一分の勝手づくを存候ては、天下の衰微と相成候、深く心を可付候、天下は一人の天下に非ず、天下の天下と申事を忘間敷候、某短材不學にして、事に預り候へば、不當の事も多く候はんか、其所一々助言せられ、天下の御爲に可相成事、無遠慮評定せらるべく候、寺社奉行、町奉行、御勘定奉行の三職は、尤重き事に候、平日の寄合にも、古を考へ非道を懲し、支配下を撰取、欲の人を被退、溫順の人柄を撰可申事に候、御目付方人は不見不聞して、人々自身に耻を存し嗜樣に可心得候、上より裁許に預る事は、御旗本以下御家人の耻、御家人の耻は則天下の耻にて候、諸國主城主の面々へ對しても、各の耻辱にて候、諸國主城主には、能家來多候故、其國郡を能治め候、唯風俗の正しからざるは、御旗本以下御家人にて歎かは敷事に候、是皆諸役番頭組頭等心得違より起候、猶追々可申譚候、事長く候へば、却て無益の事多候故申殘候、銘々存寄も承度候なり、

御詰衆御譜代へ上意の趣

一參勤の節從者多召連申間敷事

從者多召連候事何の謂ぞや、家來計召連候にはあらず、町より手振今樣風流なるものを雇ひ、分限不相應の人を召連、身の美をかざり、他の見分を悅ばしむる事、無益の至、向後相愼、雇人仕間敷候、面々當時軍役の人を不揃、年寄の者を雇交軍役を勤候段、言語道斷、武士の上に有間敷事、向後道中は不及言、在府中急度其高に應じ、軍役の人可差置候、於不足は面々領知より召呼堅く相愼可申候、

無上靜謐は權現樣御神德の事

某等面々安樂に住する事、偏に東照宮の御神德難有事にあらずや、且又面々も先祖の武功により、今安樂に住する事、父祖武恩過分の事おろそかに思ふべからず、治平安體に任せ、物每結構に成行故、武備を忘れ、軍役の人をも不扶助、武道不心懸の族有之樣子聞及候、然ば天下の用に立がたく、東照宮の御神德をも不感、其家の父祖に對し、孝も難立、今某日夜工風を懲して之を直からしめん事を欲すといへども、素より不材の質を以て、世に溢れたる邪智侫奸の風俗を挫ぐ事を不得、庶幾は向後各心を合せ、武恩忘却無之樣の事肝要に候、

一面々靜謐の御代安體に住する事、權現樣御武德に非ずや、然るに其國恩を忘れ、身の榮華に誇り、軍慮武備の嗜なくして、民百姓を貪り、政道を疎にする事、武士の本意を失ふ、加樣の下にある從者民百姓は、天下に不慮の事ある共、何の用に立べからず、然ば一人の覺悟の違ひより、萬人を無用の人にするに非ずや、向後深く愼み諸民を憐むべし、

一領地より江戶へ出て惡事を爲者、多は其領主邪多、百姓に辛く當り候故、貧窮に迫り、身の置所なき儘に江府へ趨て惡黨と成る、是根元は地頭の辜より出る向後可被愼事、

一面々身持不宜、家風妄なるも無にしも非ず、され共今日迄無事なるは、全く權現樣御神德幷面々先祖武功の餘光なり、危き事旦夕に在り、穴賢過て改るに憚べからず、今日唯今より行跡を改、子孫の無窮を願はるべし、今日外樣大名中をも召集中陳度侍れ共、夫は表向なり、各に於ては御譜代の面々

なれば、萬無隔意相達畢、相構て外様衆の手本にも成様に各勵るべし、一人の愼は其家の愼、其家の愼は一國の愼成べし、御靜謐稍二百年に及べば、此節の御政事尤大切なるべし、政道不直なれば、和漢共に最早運氣の改る暦數なり、返す返すも海内一統に愼まずんば有べからず、近年奢増長し、武道油斷の樣に相見え、不穩の事に候、急度可被愼候

一家中の者少科を以て、暇遣候儀、別て譜代の者抔は容赦可有之儀に候、因玆江戸表徘徊の浪人甚多不宜事に候、一統に了簡可有之事に候、

一奢に長じ、家來侍分の者輕き者には、平生詞をも不掛樣子に候、如此にては變の時節、俄に用に立兼可申候、平生仁慈人和を忘却致間敷事に候、且又先代不便を加へ、或は出頭致たる者を爲差科も無を暇遣候抔、尤不可然事に候、是等の趣急度可被相愼候、

天明八申年

右御書付出候事殿中御沙汰に嘗不承事故、定て僞作なるべし、假令贋書たり共、今世人の心正に歸して、正を贋ることこそ幸甚なれ、昔年神祖の御時、孝行を贋たる者へ、御褒美を被下たる事有り主意は替れども夫に等しかるべし、

自是巷説不糺實否

一於東都去る頃白川侯へ御補佐の號を賜ふ、是は古來珍敷御名目にて、武家執役大老等よりも重かるべき尊稱、唐の大師大傅にも可准御名目なり、定て追て御格式をも可被仰出と奉恐察、且又閣老第二座松平周防守、四月三日御役御免、帝鑑之間席被仰付以來、朔望は白書院、五節句は黒書院にて御禮申上候樣に仰付らる、同老中阿部伊勢守は、先達て御役御免、水野出羽守此節御役御免鴈の間席被仰付、若年寄酒井飛驒守、松平玄蕃頭病氣に仍り願の通御役御免、御側高井但馬守御役御免、其外御扈從御小納戸、追々大勢御役御免、御奏者より松平伊豆守御老中仰付られ、松平紀伊守は京都大變の砌、御

所に於て殊外首尾宜かりしが、無程江府に召れて、御奏者幷寺社奉行見習被仰付、

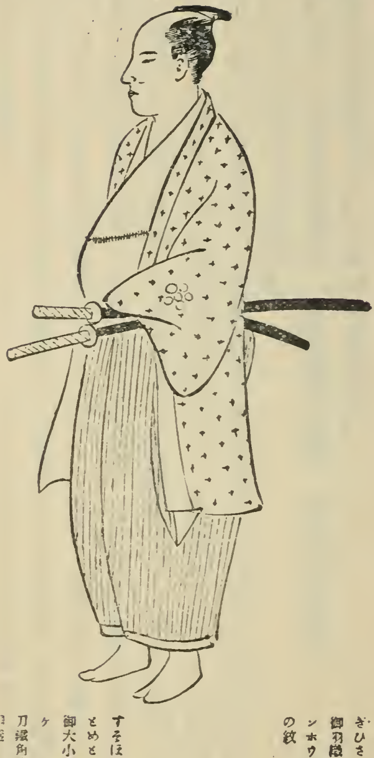
一白川侯の事、威權少し嚴過たる樣に沙汰すれども、前にも云る如く、近世飽迄華奢阿諛を事とする風俗を改られんには、天下の諸士を恐怖せしむるに非んば、急に改るべからず、是則常憲公の華風を有德公の直させ給ふ處を規として、今更是を行はるゝなり、愚老は生涯の內に、二度斯る嚴法を見たり依之考るに當時の華風は常憲公の華風には不及、また阿諛奸曲の行はるゝ處は、常憲公の節よりも遂に過たり、爰を以て思ふに華風の制は表にして制しやすく、阿諛佞奸は心裏の病ひにて制する事難し、是には罰を專にして人を損ひ給ふに非れば、人不懲故に、折には荒々敷事も有れ共、機變に仍り止事を得給はぬと見えたり、吁上に三家の良公在り、賢臣是に合體して、國事を執給はんに、萬世の柱礎何か此上やは有べき、

一白川侯當戊申に、御歲未だ二十八九なるべし、未御室家もなし、御不淫なり、共云り共臣諫めて御世嗣の爲に、御側に婦人を召仕はるべしと勸む、侯曰左有らば家士の內に形醜くして、緣遠き女を持たる者有べし、夫を召仕はんとて、何某が女いかにも醜婦なるを御部屋と定給ふ、依之家中の醜女、皆相應に傍輩へ嫁して、寡婦の患なしと云り、

一侯兼て參內入洛の望有り、幸ひ新所司代松平和泉守近々上京に付、爲引渡登らせられ京師の式濟て後三社(伊勢、春日、石淸水)御社參幷勢州桑名に於て祖先の祭祀をも遂げられ度、旣に御發出の催し有之處に、圖らずも京都の大變に仍て、所司代松平和泉守は夜を日に繼て上京在り、侯は何角御手當有て、御發出延引、先御勘奉行根岸肥前守を登せられ、米銀を京洛へ賜、京の騷劇も少し鎭りて、五月六日に江都御立の積なりしに、五月朔日頃、肥後侯、高松侯、姬路侯抔より、當時御入用多き御時節に付、相應の御用相勤度段、老臣の面々迄內意を被伺に付、早速此段被達上處御機嫌不斜、追て御用の儀御沙汰可有旨三侯へ被相達、又若年寄本多彈正少弼相願はれ候は、當時御役相勤候儀に候へば、

京都御用も被仰付間敷や、兼て爲武用貯置候金一萬兩差上度願に付、御三家幷白川侯御商議有て、京都の儀先當分假御所之御評定に候處、右の面々の願有之上は、本御造營も可被及やの御評定に相成、依之白川侯六日の御立、九日に相延候由、御評定の落居は、いかゞ相成候や、不知、

一侯京都御暇の節、金十枚時服十拜領の先格に候處、先格御斷にて、時服五拜領有之、五月九日御出立、道中上下の裝束一統綿服布類着用、萬端の質素詞に述難し、道中家士上下の申渡如左、



家來の者上下に不拘、道中人馬の者へ對し、權威を以て口論至し候か、又は打擲等いたし、理不盡の儀有之に於ては、一々理非を不及糺切捨たるべし、

同京都滯留中、他出無用の事、併神社佛閣參詣致度節は、其段相屆腰辨當用意いたし、參詣可仕事、

侯入洛の日は着用麻上下なりしと云り、總じて御名代使を始め、諸役人京入に服を改る事、古今不聞處

なり、帝都への禮義と見えたり、尤斯く可有事ぞかし、素より參內の折柄は、崇敬格別にして、堂上衆への禮も篤くして、禁裏の首尾甚宣く、所司代引渡の式、御城中點檢相濟、夫より洛邊の神社佛閣巡覽有り、町奉行を召て、京都變後は組の者共も御奉公を專に相働き、士風〆り、惡說も無之、一段の事に思召候旨、御褒美の御言有之、同五月下旬都御出立、石淸水へ社參、淀川筋船にて、大阪へ越え給ひ、彼地御城其外寺社川筋等點檢有て、六月七日大阪、御出立、河內路を經て南都へ赴給、翌日大阪町奉行、同組與力安井新十郎同大助父子、幷同心市川嘉右衞門同勘藏父子永の御暇、時の頭松平石見守申渡さる、勿論何の御穿議にも及ばれず、唯思召有之に仍との趣なり、諸士大に恐怖す、(舊冬京都與力木村九郎兵衞妻木六郎兵衞御暇彼仰渡も右同樣なり)於大阪も御銀貸附の譯、其外土地の取計らひ、風俗委く御尋、且又天滿建國寺(始號九昌院近年改號)御宮へ御參詣、全體此宮松井下總守方由緒に仍り、私しに造營有之儀に付、公儀御宮と品違候故か、建國寺御立の節乘輿を玄關横着にいたし、格別御敬伏の樣子無之、御城代堀田相模守も御同道有之候得共、是は門前にて下乘被致候、御逗留中當地學校中井善太被召呼、二時計り御談有之、其時善太詩一絕を獻ず、

源公節鉞莅帝城　高館趨倍晝燭明　宣室鬼神千歲後　唯知問前席蒼生　筑山

御旅館へ訴訟の者幷捨文等多有之、皆御取歸被成候由、

○朝鮮來聘の說

近年淺間燒より打續き、關東の洪水幷連年の凶作、其上田沼主殿不正の取計故、官庫虛成を以て、去未年より三ケ年の間、嚴御儉約被仰出候上に、又候京都の大變故、倍公儀の御當惑云方無し、夫故にや、例年勅使參向の事も、江府より御斷にて御用有之候はゞ、向後老中の內御登せ可被成の由、內談有之由、且又朝鮮人來聘の儀も、對州家老古川某を召呼れ、先時節御差延、追て時節可被成仰出旨四日朔日仰渡され候由、內々の御沙汰には、以後來聘相止、御文通計りの御內議有とかや、愚謹て按るに、勅使

參向異國來聘等は、最國の大禮なり、斯る事を退轉にて行はれん爲に、其他の小事を約せられんこそ本意なるべけれ、就中異國來聘の事は、往古三韓和朝に伏して朝せし事、萬代和國の美と賞する處なり、然るを數百歳中絶して、太閤秀吉公に至て再び來朝する樣に成しは、全く和國の武威なり、今中絶せば又興されん事難し、一つには吾國の虚を異邦に知られんも安からぬ大事なり、又勅使參向の事も、公武第一の大禮なり、此兩條を略せられんは、武威の礙ぐに似り、冀くば千歳の後迄も、此規矩は建置度ものなり御內評實事ならば、最可嘆の甚きなり、

○江戸落書（三幅對）

はやりもの　中洲のかり宅　ぶつさき羽織　龜の甲の唄
果報な物　木綿問屋　御姬さま　柴野彦助
横倒しても威勢有るもの　東江先生　越中守　團十郎
隙のあいたもの　ころび藝者　榮川院　權門役人
濟まないで有難かるもの　聖堂の學者　三家の寄合　遊行の念佛
人にしられしもの　佐野の墓所　土山の屋敷　本多の痰瘤
居所立ところに迷ふもの　中の芝居　公家衆　田沼浪人
一言もなきもの　奧女中　出羽守　愛宕山權現

○加藤寅助の事

當公方樣將棊御好み被成、御近習若侍衆御相手に、每々御催し有之、負の方耳を引れ候御定にて候處、上樣御器用にて、全體御強く候故、御相手方兎角耳を引れ候人々計にて候處、御小納戸加藤左京（千五百石清正末葉）悴寅之助、幼年より御伽衆に罷出、當年十五歳に相成候が、御相手に罷成、上樣御負被成候故、御定の通御耳を引んと仕候處、奧へ迯被成候に付追懸奉り、御耳を強く引候へば、少々痛ま

せられ、御氣色損じ候に付、外御近習衆寅之助を叱り被差控可然旨申に仍、暫出仕控罷在候處、越中侯御次を御見廻り有之、寅之助は頃日不見候、所勞の儀も不承如何と尋有之に付、爾々の由を申候處、左候はゞ某面談して、不調法の品を承らんと、寅之助を直に被呼出、被相尋處、寅之助何も不調法は不仕と申に付、不調法無之に指控可被仰付樣無之、何ぞ心當り可有之旨、再往尋に仍、爾々の旨を申越候聞給ひ、最初より御定めの事に候へば、其通に仕候を御咎可有之樣無之候、暫く夫に控へ居可被申、上意を伺ひ見んとて、御前へ罷出、其段を申上、是は御褒美も可有儀を、差控被仰付候は思召違には有之間敷候やと眞情を以て被申上候へば、忽御會得有て、實にも此儀は此方心得違ならん、寅之助是へ呼候樣被仰候に付、則越中侯寅之助を倡ひ御前へ被罷出候へば、直に御免被仰渡相濟ぬとかや、當公始は暴逆不仁の君の樣に沙汰有しが、賢相の敎育補佐故に、御氣儘豪强自然に相止み、本來の美質顯れ候事、性相近習相遠と云聖語にも可當のものか、寅之助事其年の冬(天明七年)十五歲にて元服御扈從に被仰付、三百俵下し賜とぞ、

○御代官靑木楠五郎一件

攝州大阪住御代官靑木楠五郎は、先年御勘定組頭より、飛驒御郡代を勤し靑木次郎九郎が子なり、次郎九郎事、金森邑除の砌、越度有之、御役被召上、小普入逼塞被仰付候處、其後當楠五郎諂曲を以て上を凌ぎ再び御代官へ出て、剩布衣迄を御免有て、時めきけるが、四萬兩餘の引負露見して天明七年冬、楠五郎を江府へ召れ、手代共は綱掛乘物にて、其外懸り合のもの皆々召呼れ、御吟味に及ばるゝ處、右引負金を借金の樣に申掠候故猶々嚴科と成て、習八年の夏、左の通御仕置被仰渡、

一遠島　　　靑木楠五郎

申渡

其方儀兼て勝手不如意に付、借金返濟又は暮し方にも差支、御年貢を私川に遣拂、年々郡中々え川

銀申付候に付、御年貢は償皆濟致、殊未年御年貢も先納に取立、前年の御年貢に繰遣相納、多分の引負致候段、年代共に任置、委細の勘定不相辨罷在候旨、今般御吟味の上雖申之、御代官被仰付候て爾來二十ケ年餘其辨も無之、未熟の至追々不埒の取計致候段、御役第一に可心掛、御年貢を以て、全私の費用に遣捨候趣重々不屆の至候、依之遠島被仰付者なり、

（楠五郎嫡子）青木龍之助
（同二男）同　式郎
同　千勝
同　三之助
女子　二人

右十五歳に成候迄親類え御預

右大目付松浦和泉守、町奉行柳生主膳正、御目付桑原善兵衛立會、御勘定奉行不殘出座、和泉守申渡、

一遠島　（元〆）山岡吉右衛門
一中追放　（同見習）松村良助
　（元〆）山内祐右衛門
吟味中牢死　（同）伊藤臺八郎
一御料所の武家奉公御構　手代共
一過料三十貫文　河内屋彥兵衛

右の外同所御代官大屋四郎兵衛方へ引合候銀子も有之、夫々上納納所等仰付候事、
共後御代官原田淸右衛門力石萩之進も、各五七千兩の引負露顯御詮議始り候處、吟味中兩人共病死の由、實は變死の樣にも沙汰有之、同御代官宮村孫左衛門は、五十六年在勤當年七十六歲の由、然るに八千兩の

引負露顯に仍、此節御穿議究り、近々落着之由、間近き青木の倒も在之、大概御仕置の格も相知たる事、極老笑止千萬と諸人眉をひそむ、又御勘定留役、稲生亥三郎妻密夫顯れ、死罪、相手松田勝十郎は、吟味中病死、亥三郎は御役被召放、小普請入又御徒目付某植木奉行へ轉役の事、支配より伺有之處、此者常に三味線を好候條、輕くても奉行名目の所へは相成間敷由にて書付下る、都て當時は末々の御家人の、常の行狀迄悉く上へ相知るゝ故に、一統に恐怖して相愼ける、寔にかく嚴ならずんば、是迄の風俗改るべからず、雖有時世なりけり、遠國の役人は殊更油斷すべからず、唯獨を愼むべし、

○下駄屋甚兵衞上書

關東御郡代伊奈半左衞門は、未壯年に滿ず、奇才純白の人にて、去年關東の水難家壞の節も、支配下の手當宜く、士民大に親み懷く、依之上の思召尤宜しく、江都の物騷取鎭の事、町奉行石河土佐守と、此半左衞門兩人へ仰付らる、石河氏は名に負ふ英雄なり、是と牒合せて、須臾にして江城穩に相鎭る、土佐守は病死、半左衞門は御小姓組番頭格に仰付られ、攝津守に受領せらる、右騷の折柄、支配下下駄屋甚兵衞と申者上書せしとて、其寫しを閱に、凡下の諷諫には相應の事一理有て面白し、全體二朱銀四文錢の事を難じて書り、抑此二朱銀の事は最初より世人不伏、其謂は二朱通用被仰付なば、古來通金にて吹立んには子細なし、金の替り銀と有る處に、先世人疑を生じ、且つ兩替商の者謂は、二朱銀吹出の始より、金一兩の手前にて、南鐐二十匁程の不足見えたり、是上の御德用世上の損なり、其上後年此通用相止み、引替の節に至なば、又相應の減じ仰付らるべし、左有ば通用金銀過分に減なん、殊に上納は專ら正金を以てし、世上へは二朱をおもに出さるゝ御風俗を歎て、今少し年を經ば、終には金は皆上へ納り、世上は銀計に成べしと、衆口喧し、此甚兵衞が諷諫も、第一斯樣の事を心に含みて書る成べし、甚兵衞上書の事、共後の御沙汰は不知、

乍恐以書付奉申上候

麴町十三丁目

下駄屋　甚兵衞

一近年諸國一統困窮仕候に付、東國筋西國筋百姓町人に至まで、御救の御慈悲難有御座候に付、愚意存付

左に申上候

一二十年巳來諸式高直に相成候儀は、二朱銀出候てより西國方金相場段々下直に相成、大阪表にて其以前兩に付六十目より七十二三匁迄高下御座候處、唯今にては五十目より五十五六匁に相成申候故、先年よりは金の位惡敷成申候、凡金銀は陰陽にかたどり候物とやらん承申候、右の直違にて陽衰へ陰盛に相成候道理にて、陽の日影衰へ陰盛に相成り候故、兎角雨天にて水難多く御座候、何れ陰陽和合不仕候ては、五穀成就不仕道理かと奉存候、其陽の金の位惡敷相成候儀は、二朱銀四文錢出てよりの事と奉存候、先年の通にて二朱銀四文錢通用相止候はゞ、金銀の位和合仕、近々の內諸色下直に相成、三十年以前の如く、國土繁昌仕時節に立歸可申と奉存候事、

一四文錢の裏に、青海波の形御座候も、皆其大水にて御座候へば、浪と成水の本體動し候故、自然と雨を催候樣相成可申道理と奉存候、尤四文錢は、川井越前守樣より初候故、其功の殘候樣思召にて、川の字を波の形に御座候やらと申義も御座候、天下の御寶と相成候錢、斯樣の形出來候も、自然と陰氣を動樣相成申候、又二朱銀の極印に、七星の御座候も、田沼樣紋定とやらん申候へば、是も天下の御寶、加樣の極印出來候も、星は陰にて夜顯候者晝盛に通用するものへ顯候は如何にて候、一人前の紋所は其人切の事に候へば、天下通用の寶には如何あらんと申人も御座候、夫故にか六七年巳來旱損は無之、雨降候て水邊五穀成就不仕、其上洪水水難の國々多御座候、兎角陰陽和合にて、五穀成就の順氣に相成候て自ら他より生するもの穀物野菜に至る迄、澤山に相成可申奉存候事、

一大阪表其外西國筋より、江戸表へ米積下度奉存候へ共、金の直違にて、相場引合不申候故、積下し石數減候樣奉存候、此節二朱銀通用相止候はゞ、金の位直候に付、西國筋より積下候米穀初諸色澤山に下り候樣、相成可申奉存候事、

一近年五穀は不及申、諸色地より生るもの豐作と申事稀に御座候故、諸色高直に相成候も、一通尤成儀

に御座候へども、全體錢の相場下直に相成候故、世上一統困窮仕候樣奉存候事、
一近年天の順氣惡敷候故、穀物實成不宜候に付、百姓も困窮、夫につれ、御大名樣方受納も相減候に付、自然と御難澁被爲成候樣奉存候、上々樣方御儉約にて、前々より相定候神社佛閣、御祈禱料も相止候故、神佛の加護も薄く、依之天下の順氣も惡敷成候やと奉存候、上々樣御儉約被成候も、陽氣衰へ陰氣盛に成候故、御家來へ被下物は、半知抔と申事御座候得共、奥向方相勤候女中へ、半知と申事は相聞え不申候、此御儉約に女中方はで成衣裳抔も、御振替被成候て、五穀成就の御祈禱も、前々の通被爲勤候樣相成候はゞ、神佛の御守も宜敷相成可申やと奉存候、加樣申上候へば、社人坊主に贔負の樣相聞え候へ共坊主にも社人にも私緣類は無御座、依怙贔負無之、有樣に申上候、左候はゞ自然と豐作に相成可候やと奉存候、既に今年の麥作、十分の出來と承候處、三月中旬頃の雨天にて、不作に相成候、初穗よりは半分の出來に相成候由、然ば天の順氣に違候事故、日照には雨乞長雨には日和の御祈禱抔、昔は上々樣にて、御取計御座候由、近年は加樣の儀も御儉約にて相止候樣奉存候、此節百姓の食に當候麥、江戶表へも出候故、大勢の命つなぎ申候、若今年秋作惡敷候はゞ、大難儀は不及申候、此節田畑の樣子にては、十分に餘り候豐作と百姓衆の物語も承候へば、難有事と奉存候、併此節天の順氣惡敷候はゞ、折角作り上候、田畑不作に相成候やと大に案じ暮候、百姓は不及申、江戶町人迄も、其事のみ申暮候故、願くば上々樣にて、五穀成就の御祈禱被仰付候樣相成候はゞ、彌豐作可仕、兎角天の順氣、自分には行屆不申、神佛の御力借り可申事、第一の儀と奉存候、加樣の儀申上候も、恐多事ながら、此節米不自由に付、色々愚痴の迷を奉申上候事、
一關東筋文字金びた錢通用多時分に、百文に調候物は、唯今にては二百文に調候樣に相成候故、御大名樣方幷寺社樣の御勝手向、御入用の違、十六七年以前の御帳面御引合被成候へば、御手當の違ひ相知可申と奉存候事、右金銀直段の儀は、京大阪引合の問屋中へ御尋被遊、二十年以來の帳面の樣子、御

吟味御座候はゞ、明白に相知可申事、

一二朱銀四文錢通用相止候か又は四文錢百文に付銀六匁の取引定直段被仰付、南鐐も一兩に付びた錢五貫文の引替に相定候は、南鐐四文錢の位金と相應仕候樣奉存候、金子とびた錢の位高下相場御座候て南鐐四文錢は四貫文に一兩の割合にて定直段に通用御座候は、世上一統悅可申と奉存候事、

一兩替の儀も、先年は金一兩に付二十文位の直開にて、兩替仕候所、四文錢出來候てより以來、段々直違御座候て、唯今にては、一兩に付百文以上の直違にて兩替仕候故、不存寄一兩に付七十五六文餘の損も御座候へば、御武家樣百姓町人に至迄及難義申候樣子は、五文十文乃至百文、二百文と小錢集金子兩替仕節は、一兩に付七十五六の損、一兩にては纔の損に候へ共、日々通用何萬兩と申金高に割候ては、廣大の違に相成候、右諸國の困窮も加樣の儀根元に成候樣に奉存候事、

一諸國賣買不自由に相成候のみならず、かうえき片落致候ては、利を得る者は、問屋株の類計にて、末々商人は不依何事、利潤薄相成候に付、百姓の困窮も、元來此一ヶ條より始候事と奉存候、其樣子は百姓へ買取候物には、下直成ものは無數相成候故、以前一ヶ村にて米百石作り取候村方、唯今にては五六十石ならでは取得ぬ樣に相成候故、年貢上納も相減候得ば、乍恐上々樣にも御不勝手に成行可申と奉存候趣、百姓衆の物語も度々承候、乍序百姓の事迄も取交奉申上候、加樣に百姓町人賣買喰違御座候ては、水と魚との樣に無くてはならぬ百姓町人の間柄、敵の樣に利を爭候故、第一百姓の難義に相成候、百姓困窮仕候得ば、作物不足仕に付、自然と町方へ買取候物も、高直に相成候故、町人も困窮仕候樣、相成申候、百姓町人は旁ならぬ家業にて、互に助合候は、加樣に成行と申ものも、問屋中買の新株出來候て、利潤を得候もの片落に成候故と奉存候、加樣の儀も御吟味被下候へば、四十年以前の方に准候樣に、賣買の風儀相改候はゞ、諸國一統繁昌可仕と奉存候事、

一米屋仲間何屋仲間と申儀、夫々上納を以て相定申候故、直段高下も其者共次第にて、自由に取計候樣

に相成候故、直段下直に買入候者も格別高直に賣拂候儀、既に此節の米直段にて、御推察被遊可被下候、舊冬買入候米は、兩に七斗より高直は無之、今年三月末入船の米も、兩に五斗より高き米問屋向に有之間敷承候、然に此節一斗七八升計と申ならし直段に相成候事、何れ手段可有之儀と奉存候、此節大阪にて正米一石に付百二十目より、百三十目位迄仕候由、江戸一石に付三百目餘に御座候へば、千石にては凡三千兩の相違に相成候故、上方より澤山に米下し候て、利德御座候道理なれば差下し不申には、何れ問屋向の仔細可有御座と奉存候、此段御吟味御座候て、兎角賣買仲間限高下自由に、不相成候樣被仰付候はゞ、一統難有可奉存儀に御座候事、

一大阪は北濱にて日々諸色の相場相立候故、日々の高下御番所樣へも相聞候に付、町人にて金銀米錢初諸色相場高下日々相知候故、町方にて賣買仕候者も、夫に連れ直段高下一同に御座候へば、賣買仕に格別の損も無御座候由、江戸には加樣の儀無之候故、本町通抔にて百文に賣候ものは、十文に直段下り候ても、本所牛込邊にては、やはり百文に賣候樣數々御座候故、同物相調候ても其家にて直段相違格別の儀に御座候得ば、兎角賣買の仕方、我儘に御座候樣奉存候事、

一江戸寺社門前地幷御家人拜領地にて、賣女差置候儀多御座候に付、折々御吟味にて遣以と申儀にて、賣女被召捕、新吉原へ被遣、地面は御取立に成候儀、難有御政道と乍恐奉存候、然ば請負人、右地面上納に相成候ては、賣女差置候事、表向へ出候體に相成候故、所々に賣女屋多出來候に付、町人手代共迄も、親方に損亡懸候儀數々、町人も自然と奢強成候故、家業怠候樣成行候、分けては、近所に右體の賣女屋御座候ては、衣裳も華美成を見習ひ、輕きものゝ女房娘迄も、衣裳はでに成候て、町人が賣女風に相成候故、次第に困窮仕候に付、自然と賣買の利潤にも無理成事出來仕候樣奉存候、尤賣女も新吉原計にて不行屆に候はば今一ケ所も片端にて、賣女屋御免被成候て、町內に賣女屋無之樣に相成候はゞ、町人の身持も宜敷相成可申、近年二三町出候へば、はや賣女屋御座候樣相成候故、子供行

御上納地にても賣女屋差置候儀、急度御法度と相成、一町限町人へ右御吟味被仰付候はゞ、賣女差置候者も有間敷と奉存候、名主行司抔へ賣女屋より相應の禮物指出候て、差置候と申、世間の唱も御座候間、加樣の儀嚴敷相止候樣被仰付候て賣女屋は右御免の場所計に相成候はゞ、人々家業怠相成可申、町家の妻妾下女等に至迄、行儀の亂も賣女屋多く御座候故と奉存候、先年の如く賣女屋少き時節の形に相成候はゞ、自然と男女姉妹行儀も正敷、家業第一に相成可申候、物の亂は女色に御座候へば、加樣に女色盛に相成候も、前奉申上候通陰氣盛に陽氣衰へ行、何から何まで、陰陽和合、片落に相成候故、天地の氣候も不順に相成候樣奉存候、加樣の儀も、此度御改の御序に御改被下候樣、町奉行樣へ被仰談被下候はゞ、町人親方の者は、廣大難有事に可奉存候、此度町人共御救の御慈悲被成下難有奉存候、右御救の儀、御役勤被遊候に付御慈悲にあまへ、愚意の存付をも奉申上候、乍恐一通御聞被下候はゞ、重々難有奉存候、偏に御聞をけがし候段恐入奉存候へ共、近年困窮彌増に相成候故、存付候儀御箱訴にも仕度存候處、幸此度の御慈悲にすがり申候て、加樣の儀も奉申上候得ば、愚なる私が人の爲にもよからんと存付候、迷ひの念も晴がしと愚癡の至に、恐多くも不顧書付申候、前後不都合の儀可在御座候、其段は御聞捨被成下候樣奉願上候、迚も御取用ひに相成候儀は不存寄御座候へば、一通御聞被遊候上にて、必御燒捨被成下樣仕度奉存候、萬々一御耳に止候儀も御座候はゞ、生々世々本望難有奉存候間、御用多も不顧、不調法の段御高免奉願上候以上、

天明七未年六月十七日

麴町十三丁目五郎兵衛店

下駄屋　甚兵衛

伊奈半左衛門樣

御役所御役人中樣

○與力同心の事幷に木村勝右衛門の事

與力同心の號、中古は大家の旄下に屬する大名を、誰某の與力と云、諸士の隊長に従ふものを同心と云此同心の中に名有る士數多有り、或は馬場同心山縣同心抔云り、實にも與力同心の字義左も有べき名目なり、御當家御治世に至て、組付の者の通稱となる、當時庶組與力と稱する物は、御目見以下の平士、同心は歩卒の稱なり、去れ共以前は幕府の士の二男三男、或は弟を與力に被召出たる事、徂徠が書ける物にも見えたり、其子孫今も與力に無にしも非ず、其後は諸家の浪人或は鄕士の類を被召抱、今以て一統に其風俗なり、右の類御譜代は稀にて、多分御抱入なれば、其子督相續はならざれ共、親々の勤功を以て、其跡へ嫡子を御抱入られ、各數代相續す、又不慮の事にて、與力幷同心闕出來れば、仲間の者の弟を其闕へ召出され、又先任の妻子路頭に立類は、其親族を召出されて、其妻子を撫育するも有り、是皆時の頭の指揮に任す、又與力同心御宛行の事は、御藏奉行へ、時の頭の證文を以て、我等へ御預けの與力一人分高二百石四つ物成積りを以て、春御借米何程請取と申文書なり、同心准之、御代長久に仍り、元祿の頃、稍華奢諂諛、世に行れて、京都町奉行瀧川山城守、(始丹後守)過分の私曲露顯して、江府へ被召、御役召上られ、半知小普請入被仰付、同與力大塚藤兵衛は、永の御暇被下、其頃は今の如く世に金銀不乏、繁榮の折柄なれば、金魚の鉢など云賄有り、夫は曲物に小判壹分を詰て賄ぬとぞ、其外年頭の扇子筥には、無名の金多く有之、奴婢の輩之を執次て押領せし咄など、余が幼年の頃之を聞り、仍て其砌嚴令有て、諸士の風大に改り、一旦淸廉に成しが、又規矩亂れて、以前よりも諸士の心卑陋に成たり、然れ共、勤柄は段々品宜敷成て、以前は御城勤番與力計、常上下にて御用場の與力は、略服を着せしが、近年諸國一統に、與力上下勤に成り、又七夕八朔白帷子、年頭歳暮計熨斗目着用せしに、今は恐悅、上巳其外式々御直參同様に、與力も熨斗目着用す、又御家人拜借金被仰付節も、高二百石割金を拜借す、直參の面々と差別無く、其上近年は嫡子に見習勤め被仰付、別に御宛行は被下され共、諸御用諸

役父子立並んで勤む、其體御譜代の勤に異ならず、斯く勤の品は能なれ共、家僕を召置事、以前とは大に異なり、四五十年前迄は、銘々若黨を召仕ぬ者はなく、出替り時には、帶刀奉公人は袴を着し、先主を申立、目見えに成る、奴僕とも違ふ故、小玄關抔にて、目見えを請る、然共大方は相應に譜代者有之、斯様の新参を抱る者は寡し、外に中間二人歟三人は召仕ひぬ、余抔も其通なり、當時は若黨を略し、中間も二人程にて濟し、其餘御用出役の時は、皆日雇にて濟すなり、與力體の輕き者といへども、凡騎士には上下十人無ては、軍役足らぬなり、家中にては主人の借人と云事もあれ共、公儀にはなし、尤小身にて馬を持事不克は、既懸りの者は略し、又若黨一人は略しても、責て軍役の半減、五人程は召置べき事なり、石黒三十郎計は、若黨兩人中五人召仕ひぬ、其外も相應に人を仕ひ、唯今の風俗の如くには非ず、當時は斯様の肝要の事を略するを、儉約と心得、銘々が無益の奢は改る心更になし、當時關東の御風俗行渡りなば、追々には風俗直るべし、近年の様子は、田沼氏の餘風遠國迄も行渡りて、我も〳〵と時の頭へ阿り諂ひて、御奉公を次にし、頭の內證へ取入り、其陰にて時めかん事を欲する故、士風は露ちり程もなく、奸曲薄情いはん方なし、町家を貪りて、己が富貴を求る歟と思へば、左にも非ず、貪溜てはそれを以て、江戸の權門、時の頭諸大名へ立入の賄賂とし、己は貪り暮す故に、日を追て借金重り、分限不相應の大借持となり、各內證の窮する事は、昔に百倍せり、稀には是を避る者有れ共、夫はのけものゝ様に成て、人前に辱られ、責ても浪人せぬが仕合と云計なり、斯る悪風を拂ひかね給て、白川侯御補佐に至て、庶組の與力御崇有りて、江戸にては、石河土佐守組與力吉田忠藏、京は池田筑後守組與力木村九郎兵衛、妻木六郎兵衛、大阪は松平石見守組與力安井新十郎、同心市川嘉右衛門、各永の御暇を被下、其徒を恐愼しめ給ふ、尤御吟味に及ばれば、一統の難義眼前なれば、夫となく唯勤方不宜との趣にて、銘々御暇を被下、故に一統に不及、義に當る者、貧乏鬮を取たる如く、不及是非、其餘は無恙こそ御憐愍の仁政なれ、さればにや今度京都の大變に、與力同心深く類焼しぬれ共、拜借の御沙

汰無も、是迄の不正を咎させ給ふ成べし、適潔白の者無にしもあらね共、一統の御咎は遁れやらず、是非なき次第なり、總じて三ケの津、其外諸國にある勤番一と通りを務る、他組の與力同心には、此忠なし、御政務に預る町組には、古來折々此變有り、呼五十有餘年以前、余が仕官の初の頃は、元祿寶永の華風を改られ、有德公の御功の、海內へ行屆きし折なれば、世の風俗正に歸して、末々諸士の風も格別なりけらし、其頃我黨の上坐は、石崎喜右衞門石黑三十郎木村勝右衞門等なり、喜右衞門は稀年の老人性質廉直にして、究て人和を得たり、是が吟味するを聞に、先始に白洲へ呼出したる者共へ、寒暑の挨拶し、今日廳へ出たる事を勞ひ、而して吟味にかゝるに、咄をするごとし、仍て諸人喜右衞門吟味懸りと聞ては悅ぶ、陰にても喜右衞門樣と樣付に噂せり、余熟此老人の意を測るに、廳は諸人の怖るゝ所なれば、夫へ出る初めより場所に權は備れり、然るを役人權を以て、威し尋る時は、其者狼狽し、言葉顚倒して、理義を云解事不克、夫を叱れば、彌前後不覺にうろたへて、吟味の筋分らず、是權過て吟味の害なり、故に出たる者に、先づ安心をさせて、其事を演させ、其中に不直の事あれば、理害を云聞せ叱るべきを叱り、賞すべきを賞するが、吟味の本意とおもふ成べし、最さるべき事なりと思ひて、我も此矩を用ゆとすれ共、素より愚不肖なれば、此老人の眞似はならざりしなり、三十郎は言語尖なる樣なれども、皆直言なれば、人なべて承伏す、勝右衞門は又喜右衞門に反して大に權を用ゐ、都て誰に對しても、相手を一呑にする質なり、何れの奉行頭も、勝右衞門に對しては、呑れて見えたり、是庸人のならぬ事なり、寬濶云ばかり無し、常に御役所に於ても、毛蒲團を敷せ、其上に大胡坐かき、下役を遣ふ事、我從者を遣ふが如し、陰にてはそしれ共、是に對しては違背する者なし、其身一向に文字無し、學文ざたは大に嫌なり、唯當理を以て事を計る才子なり、常に自ら謂らく、我は大人に生るべきもの、よしなき所へ生れ出たりと悔めり、之を廣大に論じてみれば、太閤秀吉などの質、斯やあらんと思へり、耳順の頃迄役義を勤め、跡を悴に渡し、其身は夫より紀伊侯へ、采地二百石にて召出れ、八十歲にて物故せ

り、其頃此三人前後に寡なき上々吉の立物なり、西組にもさる者少々は有れ共、人是を許せず、唯東組の三人の事をのみ云り、其頃大阪にも西組與力永田官兵衛は、寛濶木勝に優りて、世に名高し、其風俗は勝右衛門と表裏すれ共、意は一なりと聞ぬ、此勝右衛門常に云は、各の様子を見るに、譬ば人を議論をするに相手と相氣に成て鎗先へ向ふ故に、人に負るなり、一の氣を抜がよしと云り、或時西奉行本多筑後守、勝右衛門を怒らるゝ事有て呼よせらる、勝右衛門始より是を察して、さりげなき體にて參向す則居間へ招るゝに、傍に蘭鉢有り、勝右衛門是を見て、殊の外蘭を譽め、段々手入の事を語る、始は筑州不興氣に聞居られしが、勝右衛門が申事一々心得に成事計なれば、尙其次第を尋らるゝに、明細に祕傳抔を述ぶ、筑州兼て蘭を好まれ、是迄隨分手入せられしが、今日勝右衛門物語を聞ば、皆尤左も有べき事なり、圖らずもよき傳授を得たりとて大に入興し、肝要の用談は忘却して、酒菓をもて勝右衛門を饗して歸されぬ、是常に云へる相氣を脫したる所なり、容易なる樣にて普通の人は此仕こなしがならぬなり、夫に就てをかしき事有り、一とせ御暇を申し、有馬入湯せし歸るさ、大阪へ出て、芝居を見しに、其頃嵐三十郎といふ立物役者の替名を見れば、石黑喜右衛門と有り、などやらん紛敷名なりとおもふから、考がへみれば、京都芝居にて立者類の家老の名に松が根官兵衛、とこせ官兵衛などゝ呼事ちよこちよこ有り、此れ石黑喜右衛門にて、我も心付き、扨は京役人の名を、大阪にて用ひ、大阪役人の名を京にて用る事ぞと、初めて心付ぬ今は夫ほど名の通りし役人なき故に、芝居の替名にも用ひぬと見えし、俳諧師牛時庵が質も、木勝に似たる事多し、或時何とやらん云る俳士、淡々を難ずる事有て、彼庵へ推參し、淡々を云伏んと案內を乞ふ、淡々是を察し、一と間へ招じて、扨彼士が其年の歲暮の句を、歲旦帳にて拾ひ出し、よく覺てさあらぬ樣にて立出、互に初對面の挨拶濟て、扨彼士に向ひ、兼て足下には面會致度事侍りしに、よくこそ訪ひ給へ、餘の儀にても侍らず、此春何某の許より、足下の歲暮の句を翁が春帖へ寄られたり、此句唯ならず感慨の餘りに、足下の床しかりし抔聞えければ、彼士も思ひ設け

ぬ事たれば、爭で愚詠の左程御耳に殘るべしとも覺えず、唯一通りに工案せし計なり、さるを斯く御稱美に預るは、本懐の至なり、あまたの中に、拙き詠をよくも覺え給ふ物哉と答ぬれば、されば當妙の句は、句者必左程に思はぬものなり、我耄年に及ぶと雖、かゝる純粹の句は忘却する事なしとて、句者もしらぬ事を六ヶ敷取なして、其句の遠大なる由をくり返し稱する故に、彼士始めは仕相心にて推參せしが、老翁のいと殊勝氣に賞翫するを聞き、あやにくに心和らぎて、是迄此翁のもとへ立寄らざるを悔み、夫より門人と成しとやらん承りぬ、是淡翁が計略なり、其事を論じて、勝て益なし、負ては濟ず、所詮のいて通するがよしとの心なるべく、右の蘭咄に似たる事故、因に記す、

〇江戸芝居役者市川九藏が事

無益の事は幾とせを經ても覺ゆるとしもなく忘れぬものなり、我のみか誰れも爾なりや、余幼より劇場好にて、あらぬ事を覺え居て、人の用に立たる事有り、八文字屋自笑といへる草紙屋、年々役者の評判記を出す板元にて、世に知る處なり、一とせ何等の引事にや、江戸役者市川九藏と云者の事を書んとして、自笑も其事安定ならず、其師蕪村に尋ても不知、蕪村云かゝる事は杜口よく知れり、此翁に尋見んとて、余に問之、余言下に答云、市川九藏は我も不知、去ながら享保三四年の頃の評判記に、江戸若衆形の卷頭に記し、上上吉角鬘(スミカツラ)市川九藏、第二番上上吉市川門之助と有り、皆團十郎（後海老藏）が弟子なり、九藏は藝を以て鳴り、門之助は丸に一文字の紋にて、丸市と號して男色を以て世に鳴る、九藏と云は、團十郎が幼名なり、其器を撰て弟子に其名を讓り、往々は三代目の團十郎にせんとの心なりしが、九藏事不幸短命にして死す、來由如斯と咄ければ、蕪村手を拍て、此の道の博覽誰か翁の上に立べき、歌人は居ながら名所を知るの理、此答に知られたりと笑ひぬ、實にも我ながら何の役にも立ぬ事を、よくも覺居ける事哉と可笑かりき、吁往事遙なり、其時代の役者を思ひ出れば、名人と呼れし坂田藤十郎も、既になく成ぬれ共、大和山甚左衞門が和事坂田を欺く計、世の人頻に賞すれば、澤村長十郎是に壓

れて浪華へ逃て、彼地にて時めきたり、此外山下京右衞門、芳澤あやめ、藤川武左衞門、金子吉左衞門などを始め、名有る役者多かりし、今の役者の如き、同日の論に非ず、さのみ書つらぬれば役者評判記に似る故停筆、

○古劇場役者

江戸芝居役者市川九藏事を、余が審に答ふるを、傍に在る春山と云る耆老侍聞て、己も形の如く芝居好にて、凡五十年來の役者は、小詰の耆迄も悉く知れり、翁は又己より十のこのかみなれば、古き役者を知給ふは理りながら、江戸役者迄の事、審なるは奈何と問、余答、されば、我友に山田源吾と云る竹馬の友有り、齒も同年にて、同僚山田源兵衞子なり、幼より余と心一致して、弱冠の頃迄、刎頸の因をなす、然るに源吾伯父中島久左衞門は、有德院殿の御供をして關東へ下り、御小納戸を久敷勤らる、此久左衞門の計らひにて、源兵衞子供をあれ是江戸へ呼寄せ、直參士の養子とす、源吾もはたち前後の頃、呼に來て、高林家を相續して藤四郎と改む、素より信友にて、互に芝居好故に、江戸狂言の替り目毎に、筆まめに始終を審に書て余が許へ送る、凡半切一卷程宛の狀、堆く溜りぬ、面白き物なれば、折々懷舊して取出し見たりしに、是さへ今度京都の灰燼と成ぬ、是故にまのあたり見たるよりも委き事多し、藤四郎事程なく一ツ橋御守殿の御用人と成り、主計と改名し、後に御番頭と成り、彌兵衞と改む、生質才人なれば、切部卿君に出頭せられける故に、後年には芝居事の通路も止み、中老にて物故す、我江戸役者を知しは此友故なりと答ふ、春山云、實にさも侍りなん、さあらば、名におふ役者を問ん、山下京左衞門はいかに、答、人品よく殊外和らかなる者なりし、我子供の時故、其可否は知らず、問、片岡仁左衞門はいかに、答、大なる男のすさまじき者なり、元敵役の大將なれば、後迄も恐ろしげなる男なり、聲はとんと不出、人が毒を飲せたりと其頃云り、是又藝の可否は不知、問、篠塚次郎左衞門は、答、是は肥ふくれて少し下卑たる男の樣に見えたり、後年に比せば、姊川新四郎を今少し肥させたる樣なり、問、

竹島親幸左衞門は、答、是は大阪に居りて京へ登らざれば不知、問、金子吉左衞門は、答、是も同斷、問、柴崎林左衞門は、答、是は只尤らしき家老なりし、享保元二の頃、國姓爺淨瑠璃出始めの時、カンキの役を人譽たり、我も見たり、錦照女山本歌門、老一官藤川武左衞門、母芳澤あやめ、和藤内榊山（祖父）小四郎、小むつ菊川喜世太郎、李蹈天三保木義左衞門、貝勒王菊田善左衞門、殊の外大はやりにて有しを、幽に覺たり、四條南側都萬太夫芝居にて、三階棧敷有し頃の事なり、問、大和山甚左衞門は、答、殊の外ぬるき物なり、人品はどうもいへず上品にて、藝の體常の事を見るが如し、子供心にも上手さうなりと見えたり、享保五年の冬、大阪へ初下りにて、彼地にて大に名人の名を取り、翌六年に死せり、問、芳澤あやめ、答、是は評判記にも位を付けず、三ケ津無類と有り、藝の體全く女なり、あまへたる樣な口跡にて、始終地藝計にて、所作などはせず、彼が子供の中にても、富士郎弟のあやめが藝風、少し親に似たり、一と年立役に成て芳澤權七と名乘出たりしが以の外不當りにて、唯一年にて元の女形に成たり、あれ程の名人が、立役に成なば、さぞ一流有て面白からむと、諸人待設たる所に、藝の樣子、眞女が男に成たる樣にて、甚行屆かざりし、是を却て芝居好はことの外稱美して、女形の本意、斯とそ有べけれと譽たり、八重桐萬菊が荒事、菊之丞富十郎が所作事も、是に比すれば位劣れりと云べし、問、小佐川十右衞門は、答、是はもと何れやらんの家中の士なり、生得惰弱にして、好んで役者と成る、一とせ彼親類の國侍、芝居へ來て、重右衞門事本名小佐川を以て役者の苗字とし、世に耻を晒す事、人非人なり討つて捨る間、十右衞門を是へ出せと罵しを、芝居方の者色々是を宥め歸しぬと聞り、實にも藝風全く侍と見えて、就中四十七人の大岸宮内（良雄事）などを、其世に是程にする役者は一向無りし、佐野川萬菊尾上小太郎（後左門）などが力太郎（大石主税）にて名をあげしも、此小佐川が引廻し故なりと諸人いへり、重右衞門事極老迄存命して、目も盲ひ、貧困に迫りしも、芝居方の者憐て、後には大殿役などの、親父方をさせ盲人ながら勤之て、享保の末に死せり、問、音羽次郎三郎は、答是もさばき

家老なり、一體癖多き役者なり、少しちんば故、夫を隱す爲とやらん云り、問、藤河武左衞門、答、是は何となく恐しき親父なり、幼心にも上手と見えたり、今の世のごとく惡人にをかしみ更になく、またさしたるけやけきにくげも無し、唯自然の惡人なり、小野山宇治左衞門は旣に死、三原十太夫は大阪にある故不知、澤井蘭右衞門は劣り、片岡仁左衞門は立役と成り、敵役は切目なり、遙次なる宮崎義平太計は、にくき中にもをかしみを兼たり、問、山田甚八は、答、山田甚八、玉河源三、百人首源三皆道外方の上手、中に甚八は生得のあほうと見えたり、百人首は後に和事仕に成ぬれ共、道外程に不至、玉川は下卑たる道外にてをかしさは玉川が隨一なり、幼年の時、東山正阿彌座敷へ玉川を呼て、色々所作事をさせしに、女形の所作抔類ひなく、面白かりしを幽に覺たり、舞臺にてのあほうと違ひ、所作事拍子事、拔群なる故に、其頃方々の座敷へ呼れてはやりしなり、問、時めける色有る女形はいかに、答、霧波千壽は、最早素人に成て、霧波文左衞門とて、油屋をして、千壽油とて大にはやりしなり、市村玉柏さかりの頃は、大阪に居て不知、後に京へ來りし時分は、早盛り過て一通りの家老の女房なり、山本歌門は、其頃の色事仕、近年の中村久米太郎抔の類、器量もよく、眞の女のごとし、霧波瀧江も盛り過ぬれど、藝さつぱりとしてよき女形なり、尾上左門は始小次郎とて若衆形にて名を發し、後女形に成て益評判よく、山本歌門と並びたる色事仕なり、荻野八重桐は、難波女形の卷頭、袖崎歌流はよし澤あやめに續き女形の古老、同和歌浦、器量は勝れねども、武道其外功者なる女形なり、後に和歌浦金十郎とて立役に成しが、女形よりは遙劣れり、さの川萬菊もとより色事武道共によく、其頃の利物なり、藤岡大吉も色は薄けれども、はつきりとしたるよき女形なりしが、後に立役に成て、さのみ宜しからず、袖崎歌流は（歌流佐和右衞門と改）立役以後も尤らしく、柴崎林左衞門を見る樣に有し、其外一々評せず盡期なからまし、先は右に記する分、正德より享保初頃迄の立物役者なり、同頃江戸の立物は、中付傳九郎、中島勘左衞門、生島新五郎、村山平左衞門、宮崎傳吉、市川團十郎（後海老藏）松本小四郎（小次

郎君御誕生以後幸四郎に改）市川團藏、富澤半三郎、小河善五郎、惡方は山中平九郎、大谷廣右衛門、道外、仙石彥助、親仁方、四宮源八、花車方、袖岡政之助、女方、淺尾十次郎、早川初瀨、中村源太郎、三條勘太郎、藤村半太夫等、若衆形、市川九藏、市川門之助右各立物なり、され共江戸役者は、我見ざれば評しがたしと答ければ、春山聞て、其世の役者の事大凡は知れぬ、我も其中にて澤村長十郎は覺たり、又桐谷權十郎をもろ覺に知りぬ、是は右の立物の内に無きは奈何、答、權十郎事、其頃專ら勤居たれども、この權十郎や、姉川新四郎、榊山小次郎、坂東彥三郎、村山平十郎の類は、若手の利物と云計りにて、未だ立物の部へは不入、嵐三右衛門は、若輩なれ共、難波三代の座本故、役者仲間にても是を立て立物部へ入れたり、其外杉山平八、民屋四郎五郎、櫻山四郎三郎、嵐三十郎などは、先は立物ながら、藝少し劣たれば、前に記せる立物名前に省之、後に名高かりし、澤村音右衛門抔は、其頃は小詰なり、中年より大に評判出て、大立物に成しなり、桐谷事元敵役より出たれば、物すごき事よし、由井正雪、石川五右衛門の類殊に宜し、藝風は近年の中村（故）十藏が如し、十藏ふるひ聲にて勿體をつけたるを、今の人は桐谷を知らざれば、十藏が工夫の樣に思へ共、左には非ず、全く桐谷が形を取て遣しなり、桐谷は元素人にて京都何某と云立花さしの子なり、然るに京町奉行西組の與力野村某は立花を好み、池の坊の會頭にて、桐谷が親とは同門にて、殊に交深し、去に仍り、桐谷が役者に成し事を傳聞、以の外に怒り、彼が親は篤實神妙の者にて、我無二の友たりし、其悴として河原者に成下り、世に耻をさらす事、言語道斷なり、彼が親は果ぬれば、我其親に成替りて强く辱しめて役者を止させんと、桐谷を待けれども、桐谷は大阪役者にて、京にては取らず、三保木義左衛門は京役者にて、大阪にて利かず、夫故桐谷京へは久敷來らず、享保十年の冬、南側佐野川萬菊座へ立物にて登り、引越の屆に奉行所へ出るを見て、野村待設て、彼を自分の宅へ召呼び、則玄關前の土間に蹲踞させて、兼ての有增を申聞せ大に叱り、其方唯今の身分は人外の者なり、仍て土間に呼出して教誨す、心を改て役者を止なば、床上へ招て其方父が

交りを復すべしと云ければ、桐谷涙を流して拜謝し、難有御言葉に預り爭で是をあだに可承、早速御教誨に從ひ奉るべき義に候得共、爰に難儀當惑の事有之候、此度京都へ罷登候も、當時役者立物と申物に相成居候故、過分の給金を以て被招候得ば、今日に至り、急に身退候儀差當り難仕、且又斯計り落下り候へ共、唯今立物の儀故、私に屬する者多く、私一人身を遁候時は、渠等路頭に立ても難見捨、卑敷家業の中にても義と申者は有之、是を捨ん事難忍所に候、所詮斯墮落仕候上は、彌人外と思召し、私事御捨下さるべしと、流石大立物の辯舌を以て述ければ、野村も此上は再面すべからずとて、桐谷を歸しぬ、其年一年京を勤め、二の替に石川五右衛門をせしを我も見たり、相立もの中村新五郎を欺て金を取し段抔、物凄く面白き事、又外に仕手も有まじと思ひしが、藝風京へ向ずして、其年の暮に大阪へ歸りぬ、斯く役者一人づゝを辯せば、此末翁草百卷を書汚すとも盡せじと、獨笑して是より角力の噂へ移る、

○古角力取

正徳の頃白山新三郎と云關取出て、世に名を發し、續て大山次郎左衛門、兩國梶之介など、皆世に知らるゝ大相撲なり、是等或は死し或は角力おくれて、余が見始たる頃は、山颪嶽右衛門と云大男、七尺計有しが、白山と違ひ、男振不宜、天窓ちいさく、角力も下手の方故、さのみ賞翫せず、其頃世に鳴りしは、雷電稻妻兄弟をなべて贔負す、婦人擧つて雷電を見に行く、雷電は大兵美男、稻妻は小兵手取なり、雷電源八は大阪に於て濫れ、所御拂にて日蔭ものに成り、年を經て後石山與右衛門と改名して、又角力へも出ぬれ共、始ほどに評判なかりし、明石侯相撲を好給ひ、其頃は西の片屋は大かた明石の抱にて、皆上手なりし、中にも片男浪蝶之介などを入賞せり、今と違ひ、よき相撲國々より出て、誠の大角力なりし、今の幕内の者は、其時の中相撲にも劣れり、され共番附計は、今の方が人數も多く、昔より角力大きなる樣に見ゆ、前は大關關脇小結前頭合九人歟十人、幕外一番取の角力五六人なり、今は前頭と云者三十人餘も有り、總人數もあまた書立れども、末は名もなきもの、唯景氣に書つらねたる而已なり、前は

人數すくなき樣なれ共、末の者迄悉く人の知れる角力なり、故に抑取懸りの商角力より、一々東西の名を呼て、勝負附に書顯しけるに、當時は始の程は神事相撲歟、素人角力の如くめつた取にて誰見る者もなし、萬づ薄情輕薄、當時の風俗成けらし、明石の角力も、皆々取おくれし頃、高松侯專ら角力を好せられ、谷風と云名にあふ關取出て、讚岐の角力各名を得たり、谷風死して後は、西國といふ(異名を耳と云耳大なる故なり)關取大に時を得て是に捷者なし、渠が刎に逢ては、誰々も堪兼て土俵を飛出る、誰なりしや名は忘れたり、此刎を堪る稽古に、五斗俵の小口にて、己が胸を突せて、是を堪へ課せ、さて西國と手相せしけるに、二度迄は堪へし、三度目の刎に土俵外へ刎出されたりと聞ぬ、八角獨こそ西國に勝て名を揚つれ、其餘は是に敵する者なし、然るに元文の頃、仙臺の角力丸山と云ふ關取、白山以來の大男にて、尺七尺有餘有り、關脇沖の石、小結七ツ森、前頭秀の山、村雲抔、一塊登り來て、西方の角力楯ケ崎八角相引、秋津島以下名有る角力を悉く挫ぐ、此角力祇園北野にて興行大にはやり、專ら仙臺の評判計なり、中にも七ツ森折右衛門は、古今の上手にて、關取丸山を始め、其外仙臺は皆是れが弟子なり、渠等が地取を見たる人の咄に、關取丸山が終に負たる事もなきに、七ツ森と地取をする內には、十番に二番程は負たり、殘り八番は七ツ森負ながら、其手は關取無理なり、斯うする時は奈何、畢竟かさに推されて負るなりと指南するを、丸山信じて稽古せりと云り、七つ森はさしもの八角といふしれ者にも勝たり、人愛よき男にて、土俵入の折より、七ツ森と見物のかけ聲喧し、世人おしなべて七つ森を賞する故に、此角力の引續に、七條新地にて、花角力を興行し、七ツ森を關にして始めけるに、見物雲霞の如し、七ツ森は角力を惜しまず、一日に十番の餘も取けるに、さしてもなき者を相手に立合に、大敵に向ふごとく、正しく取かくる故に、相手獨ころびして、さま〴〵をかしき勝負共多かり、小敵を不侮の意、尤なる事と人皆感じ合へり、其年の秋又北野下森にて、大角力興行有り、今度は仙臺角力の內石筒と云もの、前頭の內末の者なるが、不圖初日より勝始め、段々角力を上げてとらせけるに、關の相

引さしもの八角を始、出もの共八日目迄に、悉く石筒に負たり、最早合すべき角力なくて、九日目に大阪の反橋と云、次なる角力出て取し、是は評判にも不及、反橋負たるべしと見物もりき身を拔て、何心なく見て居たりしに、いかゞ取組けん、反橋が得手の反に入て、石筒大にもてあまし、久敷組合けるが、終に反倒して、石筒負たり、案の外故、見物のどよみ夥しかりし、必斯樣の角力を勝方より侮つて、負る事例し多し、是角力に不限、戰場にて捷軍の油斷、夫よりは常の事に、此油斷より事を過つ事少からず、穴賢人々愼むべし、仙臺の角力には、丸山が外には利根川獨こそ大男なれ、其外は皆小兵なれ共、兎角相撲が上手にて、いつの興行にも、仙臺一同に、一度も不覺の名を取らず、しかも取口奇麗なる故に、皆人一統に贔負して、角力は仙臺の事なりと云り、夫に引替へ、堺の八角は、男振も憎さげにて、人皆憎みぬれ共、全體角力に負る事なし、故に八角出ざれば忽はやらぬを知りて、給金を高ぶり十日に五十兩取らんと云、頭取ども是を聞て、五十兩と云給金古今に無しとて、ねぎりけるに、さ有らば十日を殘らず取べし、其内に負あらば、五兩づゝ引れよとの相對にて出るに、いつの角力にも皆すゝみに五十兩取しとかや、仙臺登りてよりこそ折々六角が負はあれ、夫迄は渠等に勝ものなしとぞ、然れ共角力の行儀あしく成しは、八角より始る、以前は行司團扇を引と否や、直に立合ふ作法なるを、八角工夫して團扇を引ても己が取掛あしければ、何遍も突倒されなから立合ず、また團扇を入直して、手相をさせるに、何度にても其通なり、己が十分に取懸よき所にて、手相をする故に、一番の角力とり懸りに、ことの外隙入れり、是に仍り外の者も悉く是を手本にして、皆其格にして取故に、今にては、一統の風俗となれり、御前角力抔には、決してならぬ事、見苦しき取懸なり、其後西方にては阿蘇ケ嶽（始名外ケ濱）東には源氏山など云關取出、また綾川と云勝角力、江戸より登りて西方を挫く、大阪の雷藤九郎が子、小松川鶴之助、美童にて角力をよく取れり、雷電以來の評判にて、婦人擧つて見に行けり、後は親の名を嗣ぎ、雷島之介と云、其頃京にも小松山と云贔負角力有り、賀茂の者なり、大阪には藤島

鷲尾など皆人の最負多き角力なり、此藤島鷲尾は、北濱の米仲仕にて有しが、或時鷲尾共主たる者の氣に違ひて、仲士の仲間を止られて流浪す、藤島無二の友なる故、是を歎けどもせん方なし、共後藤島何やらん勤功有て、主人大に是を賞し、藤島を一廉取立やらんとおもひて、何成共望事有らば申べし、何に不依、叶へ得させんと有ければ、藤島申けるは、我願一つ御座候御聞届可被下哉と申、主人諾して、共望は奈何と問ふ、藤島云、御存被下通り、鷲尾は我無二の友に候、然に先達て御勘氣を蒙り、今に流浪致し居る、我見るに不忍候、哀れ此度我への御褒美に鷲尾を歸參仰付られ、元の通被召仕らば餘の賜よりも私に於て本望たるべしと申、主人益感して、鷲尾事は、素より一旦の事なれば、爾が左程の志を何かは無下に爲るべき、則唯今免し遣はすべし、共方へは外に此度の賞として、家を一軒遣すべしと有けるを、藤島固辭して、外に祿を賜ては、朋友への志立不申、我へ下さるゝ賞に替りて申直し遣ねば朋友の信いたづらに成候間、家を賜ふ事は御免下さるべしとて、是を不請、鷲尾を歸參させて我身の事の様に悦びしとなり、此沙汰有てより、彌藤島を世に最負する事類ひなし、同所獅子飛(始名厂股)も同じ類ひの者ながら、是は八角に等しく、世に憎む者なり、角力は八角におさ〳〵劣らず、又共頃より少し程過ぎて、出雲より釋迦嶽と云、大前髪出る、美童にして器量骨柄唯ならず、七尺有餘の童子なり、年十六七にて、大關を勤め、後には無雙の者ならんと沙汰せしが夭死せり、夫より後は格別の角力も出ず、近年の稻川千田川抔皆以前に比しては大に劣れり、今の谷風(始名)許こそ、身の重さ四十七八貫目有りて、角力も骨柄相應によく取りて當時肩を並ぶる者なし、共外はさしたる者もなく、三十年來次第に角力ちひさく成たり、

○日野家西園寺家の言

余は自賛謙讓皆嫌ひにて萬づ有のまゝに世を經るなり、故に人にかたらふにも、親疎をわかたず、我胸に一物も隔つる事なければこゝろ涼し、こゝに書つらぬる一條は、などやらん自賛と見る人も有やしぬ

らん、またく自賛にあらず、是卽有のまゝなれ共、書けば嗚呼がましよしやかいやりなんと思ふに、またかたへなる人のいへるは、是わたくしの事に非ず、道のめいぼくならんかし、せちにかいつけて世に知らせよと、わりなく勸むるにぞ、實にもと思ひて妄に筆を揺す、一日余いたつきに臥て辻東庵と云醫を招て藥を乞ふ、東庵病を診察して其後云く、足下には折を以て面會の事を庶幾候、今日さらに招るゝに付て參ぬ、主人足下の事を兼々噂有之由を語る、所謂主人とは當時の御宗匠日野資枝卿なり、余素より彼の卿を知奉らず、故奈何と問、東庵云、されば、足下退隱の折柄「蛇の見返りもせぬ袴哉」と云句を傳へ聞給て、こよなう賞美し給ひ、俳諧も斯有んはめでたき物なりと、くれ〲宣ひしなり、折を得て其事を傳へましほしく思ひしに、けふし圖らずも是を述と云、余歡喜して云、思ひきや拙き言の葉の斯迄雲井の御沙汰に預らんとは、是道の花美にして余が譽れに非ず、俳諧は世のばさら言ゑびす言葉抔、あざみ捨させ給ふべきを、うへ人の取させ上給ふ事、此道に遊ぶ人、誰かは悦びざるべきと、かたへの人のすゝめにまかせて、爰にすさびぬ、又其後江州彦根より、狩野榮川法印が、二人猩々の繪に、西園寺内府賞季公の御覽を乞ふ、賞季公は俳諧を好玉ひ、折々御發句なども聞えしかば、此御賛に御發句をと、望來る、取次の者より是を願ひ伺ふ處に、公宣ひけるは、御みづからの句は、當時御遠慮の事有て憚らせ給ふ、杜口老人に句を望て其句出來なば、それを御染筆あらんとの御事なり、取次の者我を知らぬにはあらね共、うとければ我友につたへて頼み來る、余なべて堂上方には聊のよるべもなし、いかにして我を知し召しぬるや、其所以はしらねども、貴人の仰をいなむもさすがに憚りありと、仰にしたがひ其繪はと問へば、それは西園寺家に留置せ給ふと聞ゆ、えぞ知らぬ賛を咄しに任せて、つや〱思ひつゞけ、詠草に賛句を添上る、

寒菊の水もゝらさぬふたり哉

くれないの友よびかはせ千鳥足

公御覽の上、替句の方を御染筆有りて、繪のぬしへたぶ、
西園寺前内府實季公御贊之寫
其蜩翁のせし句に筆をとれと望まれて
久麗奈井の友よひかはせ千どりあし
假名配り此通り
いやしき老が名迄を、大臣の御筆に遊ばされし事、生涯の面目一道の花榮、おほけなく爰に記す物なり、御自らの御句を憚らせ給ふは、大臣に至らせ給ふ故ならめ、繪の主は彥根の長臣庵原某とかや承ぬ、

〇岷江入楚

岷江入楚は昔日玄旨法印の選にて、源語の註書あまたが中の最一の金玉なり、故に人是に寄らずと云事なし、唯恨むらくは、本文を記せざるにより、傳寫の度每に、漏脫錯簡魚魯の謬多く、是を讀人過ち惑事少なからず、然るに北野松梅院禪覺は、年頃和歌の通をたしなみ、深く源氏を信じ、常に岷江の粹なるものを周く捜し需むるに適、成書有り、雀躍して悅び、たゞちに手書して、楮葉四千有餘に及ぶ、功成て勘解由小路□□卿は、和歌の友なれば、校合を賴み、一毫の違ひをも改めて珍藏せり、其後元文の頃、聖廟あらたに御文庫立て、もろ〳〵の書物を納らる、世の人聞之て我も〳〵と珍書を奉納す、
堀川の書林何某、板の揃ひし唐本の二十一史を多年所持しけるが、日頃聖廟信仰の者にて、此度御文庫造立に仍、幸、商柄の事故、何にても奉納せんと考る處に、尋常の物にては詮なし、二十一史は適揃有と雖、板區々なり、己が所持の本は板揃ひて比類無し、若望人有れば大金に換る物なれ共、菅神へ捧んには、何か惜むべき、但元金百五十兩なれば、己が分限には奉納の金高過分なり、是又神も請給はじ、所詮此由を披露して志の施主集め、半金七十五兩を出させ、殘半金を我奉納にせんと、あれ是れ勸めけるに、得意の者數人出來て、金の高合しければ、右講中として奉納なり、余が檢分の時是

を見たり、御文庫の中央に本箱五つ六つ有り、箱は行拔きにして、兩方に口有り、風の拔る爲と見えたり、是則件の二十一史なり、其外諸方の奉納各珍書多し、
松梅院主も、祖父の手書せし岷江を獻納す、御文庫造畢の上、余是を檢分に往て、庫内を見るに、書籍堆く積て、各書名を札す、其中に岷江見えたる故に、兼て望ましく思ふから、是を拜借せん事を乞ふ、院主曰、是は祖父故禪覺が手書にて、拙院の什物といへども、こたび御文庫御造立に就て、熟思ふに院内に置ては非常の難心元なく、既に近年火災も有之候へば、不如御文庫に獻納せんと存寄て、納め畢ぬ、禪覺生前に甚是を祕藏し、全部他へ借す事を堅く禁ず、御所々々にも聞召及れ、御覽有度由方々より御所望有れ共、祖父が遺意を申立て全部は御斷申し、御入用の所計を、御覽に入るなり、かうやうの次第なれば、足下の望に任せがたしと、余是を聞より猶しも望ましく成て、暫思惟して、又云、大凡至極の者には、非常の難の爲に、影と云物有り、是れにもありや、院主答なしと、余云、さ有んには、此影を余に附し給へ、つとめて手書して事を遂なん、院主曰、實に影は有度事なり、然れども、足下仕官のいとまに、是を爲ん事覺束なし、余云、其の繁きが中に事を果すこそ、誠のせちなる志なれ、ひたぶる我に任されよ、院主云、こはもとも幸甚なり、穴賢怠り給ふな、此事成ての後は、足下の許に、岷江の影有と注し置んと固く約して、夫より一帖二帖づゝ乞求て、夙に起ては書き、務終て夕べに歸りては燈下に書き、屢々功を累ねて朝顏の卷に到れる頃、公務頻に繁くして、心ならずも筆を擱く事ふたとせみとせ、〇〇〇されども其程束の間も忘れやらず、院主に諾せし事の空しからんをうれへて、公のいとまをうかがひ、兎角して、前後六年の間に謄寫の功を終へ、楮葉三千三百三十三枚に書つらぬ、原本は四千有餘葉、余が寫せる所は、楮葉一枚表裏三十行につゞめぬる故に、千枚程料紙減ぜり、然處に著する座の紙の極數かく有しは、佛意に協ひぬるやと、おほけなくも筆を藏きぬ、而て院主へ是を告て、一の函を製し、全部を是にひめ置ぬ、　に嗣女民子は、幼きより此物語をたうとみて、常に手ずさぶ、余はおぼろげに

て、つや〳〵思ほへぬ事のみなるを、民子に對て曉す事多かり、故に此書もなまなかに、余がもとに置んより、不如、生前のかたみに、民子にゆづりものにして、悅ばせんにはと、箱のまゝあたへぬれば、いたうめで悅びて、猶し引歌の冊子をすさみて、自らの序を書、

いにしへよりあまた歌びとの何くれと宣ひ置けん、こと草のふかさあさゝも、くみわかぬ身にて、たよるとて何のはえかあらむ、されどしづかに軒端もおなじ月かげ、いかで思ひかけしほいいたづらに過んや、我年月此もの語に深くそみ、あしたには霧をはらひ、夕べには露にそぼち、五十四帖に目さらし、いくたびかくり返し、卷かへし、千々にうつり行まゝに、末の露、もとの雫、さだめなき世に、心をまとひ、ひろはゞ消なむ、玉笹のうへのあられなど、おもふまゝならぬふる事も、いまさらにて、見れども〳〵、はかりなき千ひろの底も、などや淺き心地なんして、れんぼあいぢやくのきづなをさり、あだならぬことの葉に、一世の夢のうき橋わたりえんこそげにあまりなる心おごりならんかし、

ことの葉をかきあつめたるもしほ草よむともつきじみるにまさりて

民　　子

我に跋を添へよと需むるに應じて、

翁が嗣女民子は、初もとゆひ過る頃より、すぐ世の事やらん、あやにくに此物語を褻れ翫びて、みなの川の淵瀨もわかで、わたり行まゝに、やゝおとなびて、量りなきことわりを露ばかりもわきまふるさまなれば、我が壯き時あま滿る神にちかひて、みくちにひめ置れし岷江入楚を拜みうつし置るを、民子にゆづりしに、こよなうめでたがりて、夫よりなほし物がたりに、身をゆだね、常の手すさびに、あまたの引歌を拾ひものにして、冊子となしける、其ことわりを跋に述べ畢、

其蜩老人　杜　口　謹　誌

はた山路の露迄も、我妊たるをうなの、雲の上に事へてあるが、まめやかに寫しとしぬるを、是にくはへ、世になきたからと悦びしも、夢のちまた、花一と時の戯にて、こたびの洛火に、みな跡なく焦れうせぬ、吁時なる哉、是を爰に記事もよしなき妄執の一つながら、一たび松梅院主に約せし事のいたづらに成行し譯、後記なくては叶ふまじと、こゝに書殘し侍る、

〇深草燒胸器

爰に又一つの不可思議あり、大變の翌の日、弊廬の燒原にいきてみれば、あやしの陶器一つ殘れり、とりあげ見れば、我嫂たる人の八十の賀に、ある人より送れる火桶のやうの者なり、其後我にあやかれよとて、嫂の與へられしまゝ、常に手馴て傍に置しが、ひとり有し儘にて、燒はらに殘りぬ、素より深草の素燒にて、させる物ならねば、燒うするとも惜しとも思はず、銅鐵の類には、心のこりの物なきにしもあらねば、もしやとそこゝ尋探しものするに、夫歟と思ふ俤もなく、差替なる刄の柄鞘は、やけうせて、大なる赤鰯を炙りたる如き者ぞ殘れる、況や我年頃心をこめし水莖のもの、師より傳へし秘訣の者、常に愛せし雅物書畫書籍剪裁に生茂りし、松花紅葉、朝夕我が伽とせし類ひ、一朝のけぶりと立登りて跡もなし、獨此陶器のみ一毫の疵もなく、只總身白くはぜて焔の吹かけし所凄く、面白き火藥となり、從容として殘れり、なべて世のさまぞ斯かなる、惜むは失せ、惜ぬは殘る、人もまた爾り、想に陶は過つて取落しても破碎るに、さしもの固き銅鐵竹木の類焦失る中に存在せるは、是火性土銅鐵の湯と成失るは、火剋金のしるしかや、生としいけるものばかり齡有にあらず、非情のものにも齡有り、始に年賀に用ひられ、半に其齡を我にゆづられ、かゝる變に逢てもかたちまつたく、都を出て、今難波の余がかたはらにあるめでたさに、朝夕撫さすりぬれば、次第に色出、手馴つゝ災にあうたる具とはいざ知らぬさまになりぬ、

翁草　巻之百四十二

○あだし言二篇

假の世は、かりの栖こそよけれ、雲水の身も羨しげなれど、我都の美に馴るゝ事八十年、今更雲水の望は絶ぬ、其美と云は、華奢の美には非ず、衣は木綿あたゝかし、布凉し、食は米白く味噌醤油うまし、是都の美ならずや、はた行脚の慕はしき時は、千里行の千の字の點を取のけて、十里行にして、畿內近國を經歷し、わびしらになれば、日を經ずして我栖へもどる、行もかへるもすみやかなれば、倦事なく、懶き事もなく、只たのしき許なり、世の人多くは己が生れざる家に老て、子孫眷屬に六かしがられ、うとんぜられ、其身もこゝろもまゝならねば、子孫をいぢり、貪瞋癡を離れやらず、是假の世を忘るゝに似たり、我も子孫なきにしもあらねど、其紲を斷て、折々每に逢見れば、遠いが花の香にて、互にうれしき心地ぞする、物を構はねば、子孫の邪魔にもならず、我假の庵を、そこ爰と住かゆる事、十八ケ所、猶生なば又も替なん、是かりの世のかりなる事を忘れぬたつきなりけり、一と年ふたとせ住めば倦き、倦けば餘所へ移り、移れば、またためづらかに氣を養ふ、よきもあしきも一所に止らず、禪者の云成佛得脫してそこに止れば、其佛死佛にて役に立たずと云り、實にもうき世皆斯の如し、是にてよしと心緩まれば、則其油斷より不意の災も出來るなり、さりとて其上へ人欲の限りなきを、累ねよとには非ず、只油斷すなと云許なり、我は左樣の六かしき工夫にはあらず、同じ所に居れば、情が盡る故に斯なん棲替るなり、それも佳景の處、あるは遊里近き所には、一度も棲ず、是面白過ぎ繁華過るの難あればなり、景色も稀に見ればこそ興あめれ、明暮にみば、あたら風色もなどか飽でやは有べき、市中にかくれ居れば、物不自由ならず、いづこへ行もかたよらず、さらに耳聾て聞かでうれしきは雷、相場、四壁のはな

し、時の鼓、また折毎に昔忍ばれてきかまほしきは、遠寺の鐘、四時の鳥の聲、小夜時雨遠碪、監察は重き役目にて、これを承る人は、殊に己を愼み、行住坐臥を嗜む、我これを勤る事十二年、素より惰夫の我には、にげなき役目ながら、公命なれば止事を不得拜諾して、扨熟おもふに、此役の最初こそ大事なれ、俄に風俗を改めんは、始終六かしからまし、是迄の有しまゝにて、陰を愼んには不如、猶はた夫に就ては、追々の工夫有べしと思惟して、我好む謳曲俳諧圍碁の遊びを不止、故に此三の友立替り入替り、客の絶間なし、人是を見聞して、始の程は役柄不相應不愼の樣に呼しかども、空不知して深夜まで人を集めて遊ぶ、適内意を聞ん爲に來るもの有れば、來客有迚對面せず、幾度來ても逢ねば、後は聞傳へに懸り合のもの、我許へ來らず、是始より余が工夫なり、懸合のものへ内分にて逢ぬといふも嗚呼がまし、只來客故に逢ぬと云が、耳立ずしてよかるべしと思ひて斯なん、是陰の愼なり、もとも藝友多く入込めども、皆世わたりに疎き雅人の類ひにて、中には放蕩者も有れ共、役の害になる者は一人もなし、若有れば忽是を省く、我心にこのみの友は、我身の障碍を拂ふ道具なれば、誠に益者三友なりと思ひてうらなく語らひける、是事を左右に寄せて、遊興に耽るやうになれ共、まつたくさに非ず、譬ば公務といへ共、餘り心を委過て、物に凝滯する時は、精神昏く成て理義に惑ふ、然るを其夜一轉して氣を養へば翌日心爽朗と成て、昨日の朦朧自然と晴渡り理義分明に成事多し、氣は己が物なりとて、用捨なく遣ふは無理なり、强ひて遣へば病を生ず、氣をいたはり養ふも公務の一つ、されば公務を常として、出來榮もせず、越度もなきがよし、出來したがり譽られたがるは、皆求たる私なり、故にえては怪我をする、我は十二年の間に、させる過もなく、頭たる人に不審を語たる事もなく、又譽られたる事もなし、只自然に任せて勤し故に、不精なる樣に見えたれ共、聊も私の心を不爽、始は我を不愼の樣に人毀しが、影の愼自餘の人に超たるを知て、其後は自ら其沙汰止ぬ、他はおもてを専にして、裏を次にて、我はおもてを次にして、裏を專にす、願はくは内外ともに愼むに如くはなし、

○圍碁

世に名高きほど、窮屈なるはなし、此前碁打の安井仙甫所用有て、日數幾日の御暇を貰ひ、京師へ登り我緣者木村某、仙甫由緒ある故に、木村方に姑く止宿を賴むにつけて、必我登し事沙汰無用なりと云、木村はむくつけにかたき男なれば、是を聞て足下は世を忍ぶと見えたり、左様の仔細ある人を我方に留る事はならずと云、仙甫是を聞、さら〳〵胡亂の事に非ず、我登りたる由を世に聞せば、京近邊の碁打來りつどひて、大に所用の妨に成故に、それを厭ふ計なり、穴賢隱密にして給るべし、毛頭上を謀て登しに非ずと述ければ、木村漸得心して、其意に任せ、用事濟て歸府せりと、我にも跡にて咄たり、先年市川海老藏も、此格にて登りし事有しとかや、實にさもあらんかし、抑圍碁の事も、神祖好ませ給ひしに仍、京師法華宗寂光寺塔頭本因坊算砂と云もの、其頃碁の妙手なる故、江都へ召れ、御扶持を賜ひ、碁所に被仰付、夫より相續て安井算知、本因坊道策など獨步の國手、段々に出て其道を輝す、就中道策は、本因坊道悅弟子にて、小僧の時より生れながらの奇材なり、其頃の名人算知と手相を望て二十番碁有り、算知に勝て碁所に任ぜらる、名人より優りたれば可稱名目なしとて、古今の名人と呼ぶ、此道始つて和漢にかゝる傑士なし、師匠道悅他の弟子を諭して、必道策を學ぶべからず、渠は古今傑出の者にて、靈妙有り、普通の人之を學ばゞ、究て邪路に入なんと戒たり、是寬文より元祿中なり、右の外井上因碩林門入など、みな碁家に仰付られ、各勵て碁所に成ん事を願ふ、碁所になれば殘る碁家の者共を始、此道に携る者、皆碁所の支配にて、道の事に於て、何に不依違背する事ならず、碁所は御紋の時服を被下、去れども急度御目見以上の格にも非ず、格外なるものなり、今の本因坊察元、井上因碩(半名人)と手相を願ひて、是を遂げて當時の名人碁所に任ぜらる、享保年間本因坊道知死して後、名人絕て、井上因碩漸半名人にて有しを、察元志を勵して、竟に碁所を復せり、本因坊は元祖以來代々經ても、住居は京都、召に仍、在所の格にて御宛行は今以て京二條御藏より渡る、安井井上林の三人は、東武御藏にて御宛行

を被下なり、當時の安井仙甫は、右に記る仙甫より三代歟四代目なり、總じて餘藝と違ひ、碁將棊は藝の品位勝劣分明なるを以て、實子と雖も不器なれば、其家を嗣事不克、皆是迄弟子の內を以て相續せり、然るに此仙知は、近年の仙甫が實子なり、道に純粹なる故に、直に父が跡相續被仰付る、實子嗣の事此仙知を始とす、未だ二十餘にて、碁家の者共各手相を成兼たり、後には名人道策に等しかるべしと沙汰せり、さてまた碁に手直りと云事有り、世上の碁を嗜む人、それ〳〵碁家の門弟と成り、其藝募りて、上手へ對し、三子著する位になれば、手直りの事を望む、上手其碁を見て、位相應に手を直し遣す、是れに六段あり、初段は三つ二段は二つ三つ三段は二つ四段は先二つ、五段は先と半石づゝ上るなり、六段は畢竟上手と等しけれ共、師弟の譯を以て三番の內二番先を著して一番上手より先を置く、五段六段の弟子は世に希なり、碁所は又上手に一石上なり、三の碁は四つ、二つ、三つの碁は三つ四つと云格なり、右に就て愚按ずるに、世諺にろくしきに覺えぬと云事有り、ある人此事を釋して、是は俗諺ながら故有る言葉なり、凡人事六識に知たる事は、其一道自在なり、是普通の人の識の究竟なり、此上三識有り、合せて九識なり、此三識は凡識に非れば庸人の及事なし、先づ六識に識は、其道成就と云物なりと云り、余も之を聞て尤と思ひ、台家の僧に是れを尋試るに、彼僧の答も右に同じ、六識は眼耳學舌身意に知る處なり、夫にて事は足る、其上の識は空寂にして陳がたし、去れ共是を譬へて云はゞ、七識は傳奏の如し、上下へ通ずるなり、八識は關白の如し、上下を引統るなり、九識は天子なり、識の至り到る處なり、また其上に十識十一識有り、是は猶言に陳がたしと云へり、仍て此手直りの事を考るに、三つより以下は未だ碁を知らぬなり、三つより初めて碁を知て、六段まで知れば六識に知なり、七段は上手傳奏の場なり、半名人は關白の場、九段は名人此道の天子なり、猶も十識十一識有と台家に云る處、道策抔の類ひなるべし、碁家に置て此道理を以て手直りを定めたるなり、但し自然と其理に協たるにや、其段は不知、萬藝名人上手の名は有けれ共、勝負なき藝は、衆人の許す所を以て此號は有ながら急度上

手名人の境知れ難し、總じて諸藝古に劣れりと人々云へ共、道の聖に尋ねなば、さしての勝劣もあるまじきにや、古人を慕ひ、今人を陋む故に、古人今人の位格別違ふ樣なれ共、慕ひ陋む處を離れて論ぜば、左程の違ひも無るべし、六七十年以前の藝者を思ひ出し見るに、尤今の如く輕薄ならず、何となく位優りたる樣なれ共、其世には今云出す程には人賞せず、是過現の違ふ證例なり、まさしく碁にて見る時は、古人今人さのみ格別には違はず、是段々に故人の手水を嗣行故に分明なり、勿論餘藝と違ひ、直に勝敗に顯はるゝ故、妄に廣言を吐事もならず、依之此道の執行は、人の志餘藝と格別なれば、餘藝は古へより劣る共、此道は劣らぬ道理も有べし、本朝の聰明碁にて知られたり、碁は元漢土に始りし物なれど、今は中華の人甚弱く、日本の孫弟子なり、琉球は日本に次ぐ、琉球の聘使來る時、あの方の國手副し來て、日本の許可を受る中にも、粹なる者は五段に直り、大かたが四段ほどなり、此琉球人中華に聘する時、中華の國手たるもの、是を待受て琉球の許狀を貰ふ、傳へ聞く所、琉球の四五段に直るとなり、然れば日本の碁よりは、二つも三つも弱きと知べし、爰を以て見れば、萬藝異國より本朝の方優らん事必然なり、

○貴嶺扇

京二條御門番組與力藤井友右衞門は、究て細工利にて、萬、細工と名づける物を爲ずと云事なし、享保年間上京水流邊に、柏原嘉助と云物、貴嶺扇と云扇を始めて製して世に弘む、夫は扇の骨は到て細き毛彫をして、地紙其外扇の仕立も、通用と違ひて風流なり、今こそ假初の煙管筒樣の物にも毛彫を仕覺て、世にたくさんに流布すれ、其頃までは竹の毛彫珍敷故、右の扇專ら世に行はる、是を聞て藤井柏原が店へ行き、扇を調へる體にて、あれ是れ出させ、遂に最上の扇を見度よし、望みつく〲と是を見て甚賞し、價を問ふに、金子壹兩と答、藏井云、尤細工無類なりといへ共、扇一本の直段には甚過分なり、今少し引下げてよと云、亭主云この細工の義は、恐らく外に仕手無御座、夫故御歴々、殊外の賞翫被成る、

依之價は少も引け不申候由を答、藤井左有んには、是非なしとて立歸、少し程へて又彼店へ行き、再び懇望の由を云に、亭主最前と同樣に答、其時藤井腰より扇を拔出し、是は爰の細工にやと問、亭主取上見て大に駭きたる體なり、藤井さりげなき體にて再び問に、亭主是は手前の細工にては無之候、必定素人細工と覺候と申、藤井扨は細工大に劣り候や、亭主云、更に左樣にては無之、爰元の絕品より格別相優り候、賣物を斯樣に精密に致候ては、價引合不申、世に珍敷無類の細工者の作と存候旨申す、其時夫は實は某が細工なり、爰元にて極品の扇を見て歸り、夫にて工夫せりと申ければ、亭主手を拍て、堪能を感じあきれ果けるとなり、斯樣の類希に有ものなり、自是前大阪天滿組與力田中武兵衞も到て細工者なり、是が作の胡弓我一族の許に有り、胡弓の絃四絃にて、世上の胡弓より大なり、紫檀棹くわりん胴根かなもの、しほらしく、二つ次にして、島桐の野良盞の箱に入、其箱のぐあひのよさ、えも云れず、上に、十六夜と云、光悅樣にて銀紛の銘有り、武兵衞細工は何にても式を自ら製す、他作交りては我細工と云ものに非ずと常に云りとなり、己が得たる事は他のおもふよりも容易なるものなり、萬物かく心の儘に出來なば、よき慰ならんかし羨し、

〇能　役　者

二條大政所は加賀宰相綱紀卿の姬君、當時の大女院御所の御母堂なり、

因に記す、綱紀卿老後に上洛の願有り、尋常ならぬなれども、彼の卿は功勞有て、東武の思召格別なるに仍、隱居の事には有り、制外に御免有ければ、大に歡喜有之、上洛二條家へ參上の處、最初には諸侯御對面の格にて奏者有て、御對面を遂らる、其式嚴重なり、綱紀卿も少し案の外の體なりしが、右相濟て大奧へ入せらるべしとて、案內有て招せられ、大奧に於て大いに御饗應、其節は壻舅の御會釋なり、暫く有て、姬君二方出させられ、加州卿の御側へ寄らせられ、御祖父樣あしらいにて、御上洛を賀し給ふ、其時綱紀卿嬉し泣に落涙有しとかや、此姬君一方は、今の大女院御所、一方は有栖川

宮の御簾中かと覺ゆ、

亂舞を好ませられ、常に御うらにて、御内々女中計の御囃子繁々有り、或時御里方の抱へ役者は、苦しかるまじとて、加州の役者粕谷次郎兵衞、小寺金七を召れ、女中交りの御囃子有り、此兩人堪能の者と云へ共、女中相手の囃子は初めなれば、召るゝより其工夫をして參上す、既に囃子始り、三輪を次郎兵衞金七勤之、笛太鼓は女中なり、扨曲舞の内粕谷工夫の通にて、首尾尤もよかりし處に、神樂にかゝる時、小寺頭を一つ撃と格別、三輪の位よく成て、段々神樂になるに隨て、小寺があしらひ感に堪て、粕谷工夫の段に非ず、さすがの粕谷も心に深く小寺を感じて、我耻かしく小寺に付て行く、一番の首尾言に述がたき程出來しとなり、此事を後に粕谷申出して、世上に金七我等抔、午角の藝の樣に思へど、金七又は地頭高橋十郎兵衞抔は、我藝とは段有り、今にての藝頭は、此兩人なるべしと云り、又速水伊左衞門も太鼓の名手にて、世に金七伊左衞門と賞せり、去れども役者仲間にて、伊左衞門相手を殊外いやがりしなり、其故は、譬ば三輪を撃に、相手の位あしければ、相手に搆はず、我獨三輪の位を撃尾をつ、金七は相手次第に三輪にて相手過て、卷絹の神樂の位を撃てども夫を咎めず、一番の首能せり、仍金七相手に成るを皆悅びしなり、爰を以てみれば金七の方優れりと云べき歟、さればにや世に云處も兩人甲乙なしとは云へ共、などやらん金七伊左衞門と云り、伊左衞門金七とは云ず人丸赤人を云ふに、赤人人丸と云ぬが如し、先へ云るゝだけ優れる歟、粕谷も中尾五郎四郎午角と云、五郎四郎次郎兵衞とは不云、次郎兵衞五郎四郎と云り、自然の位なるべし、地方は中にも亂舞の末席なれば、人も餘り評せずと雖、高橋の地は格別によかりし故に人賞せり、凡の地は、皆太夫四拍子に隨て、夫に合すを專にするに、十郎兵衞は左に非ず、粕谷が三つ地を難じて、足下の藝に合せては三つ地、まんろくならずと、直に次郎兵衞に教諭す、次郎兵衞是れを信じて、夫より工夫して三つ地よくなれるとなり、太夫には服部秀雪（始名觀世十郎左衞門家元の後見を勤め後に隱居して洛に遊ぶ）堀池彌三郎、橋本權之進等有り、其

世の能は前に云へを過現の論を離れて、當時の能とは同日の論に非ず、又夫より少し程を經て、寶曆の頃迄は、狂言師に三宅藤九郎、梶貞五郎抔云堪能有り、藤九郎は泉流、貞五郎は大藏流なり、藤九郎は千鳥縄なひ栗焼等の世話事、他に是に及ぶものなし、貞五郎は大名事、あるは惡坊等の大場なる事を得たり、或時御所の御能番組に惡坊有り、右兩人立會ひ勤べき由を仰出さる、兩人流儀違ひ故、是まで立會ふ事なし、され共勅命なれば辭する事能はず、貞五郎惡坊を勸め、藤九郎はアドを勤む、是をつたへて聞て都下の好士、其日庭上に群をなして是を見物す、實にも此兩人が立會ひ、他に於ては曾て出來がたき事なれば、見る人珍賞して、感動せざるはなし、今の乙九郎は則藤九郎が次子なり、是も同じく世に名有り、され共父が藝の位には劣れりと云へり、

○天明炎上の記

或云、其地千年を經れば究て物換ると云云、平安城開けてより、今玆戊申に到り、年曆九百九十五年に及ぶ、然れば今般京城の變またく、君の聖德に不拘、天地命を更るの辰至れるなるべき歟、此天明炎上記は、ある堂上衆の記なりと、町尻家の作とやらん承ぬ、余も前に有增を記しぬれど、此の記を見て、流石やごとなき水莖のいとすさう成に、我卑陋を愧て爰に寫し畢ぬ、

○天明炎上記

とし申にあればつねに事故ありといへる古諺むなしからずぞ、覆載譴をつけ、思神異をしめすも、政令のくらからざるになほそなはらむともとむるのことわりにや、ことし天明八のとし戊申正月のつもごり曉つぐるそれならで、千本わたりのかねの聲は、枕をうがちてうち驚けば、横雲しらむ山の端に、かすむけぶりは紅に匂ひて、南の方に火ありといふ、人はしらせてたづね侍るに、建仁寺あたりどむぐりのすぢなり、小家になむほど遠ければ、心もとなくも思ひ侍らず、手あらひしけづり、例のをがみ抔してつくゐに寄ゐたれば、時うつるほど、大路頻にさわぎあへり、はびこりなんとみやるに、けぶりは空に

打なびき、風はたつみのところえて、ふきたつる炎は河より西に飛かふまゝに、そこばくの町やけ侍れば、わかきは老たるをたすけ、いとけなきは母のふところにして、たかき人のおはします處は、ことなからんとて、九重近き〔いぢのかげなど、たのみよりきつゝ、海士ならぬ賤がさへづりあへるもいとかしましけれど、追もはらはず衣服ふすまやうのもの負はこび、我さきにとはせ迷ふに、あるはけぶりにむせび、あるはほのほにつゝまれて、やがてたふれふすありさま、げにあはれとぞ、

いつことかおくれさきだつ親と子の煙の中のなげきをぞ思ふ

東西のあきし所せきまで爰にやのがれん、かしこにやと、火はさかりにもえて灰煙よもにおほひ、くれ行雲もひるの様にて、風猶はげしく、よこぎる雨にふりかゝるほのほは、流星の落ると見えて侍れば、あなかしこ、みところあたりも心もとなしと、足を空にはせちがふ公卿殿上人抔、殿上のほとりにあつまりさわぐ、位袍直衣さま〳〵に垂纓巻纓とりまぜて、ひしめくほどに、空は墨をながしたるやうにかき曇り、霰は雨のあしにまじり、あたるところとほりぬべし、神さへなりひらめく光はとぶ火に映じていとあやし、なにのさとしにや、心ぼそく思ひまどふに、戌のすぐるほどに、女院のみところすでに火かゝりぬとまをせば、みなあわてぬ、うちの女房にや、龍の口といへる門より板ごしにてぞ出おはすれば、やがてうちつゞきて、關白内大臣前内大臣など、ちからつかうまつりなれたるかぎり、みなはしりいづれば、やがて紫宸殿の南階に雨皮とゝのへたる鳳輦さしよせ、南門まさにひらかせて、袞龍の光うごきいでさせ給へば、劍璽は元よりはなち給はず、供奉の人々左右にまもりたてまつりて、やつがれもこのすゑざまにぞ隨ひぬる、かしこどころは輦にのせまゐらせ侍しに、駕輿丁のまゐりあはぬぞおこがましき、地下の司も、いかにまれ〳〵なるや、神祇官を始め、したがひ奉れる人々の召具して、かきあげたてまつるぞ、あはたゞしきほとながらびんなきわざになん、〔かしこどころはかりそめにも御あとにしたまはずと、延暦のみかどもいましめ仰られ侍りしか、いかにぞや、こをまをし侍る人なきにしもあらねど、輦

後に渡し奉るさきのあとありとてかくつかうまつられぬるぞいぶかしき）されば常に防火の命を蒙ぶれる都近き國々のもの丶ふ、はせのぼりける中に、丹波國龜山のなにがしは火有と聞からに、馬にむちうち、時をうつさずまうのぼれば、やがてみゆきにまゐりあひて、つはものをとゝのへ、御うしろに、非常をまもりたてつまる、尋常守護の武士は、此頃かけたるほどなれば、これやつかうまつりぬ、風しきりなれば、ふきまく雨に笠もとりあへず、衣冠しとゞにぬれて、ひぢりこは袂をそむるばかり（○本のまゝ）に、あるはとせんあるはわらずして南門を東に、日の門を北に、石藥師をひがしに、寺町を北にこくちけて、賀茂の下のみやしろにぞみゆきまし／＼ぬ、社頭の御祓所をかりのおましにて、拜殿にかしこどころを置き奉りぬ、

かゝるとき神もあはれめみづかきの久しき代々の都ならずや

廻廊をば供奉の人々のやすらひにて、しばしが程にたち込て水よかれいひよなど、いとさわがしく夜をもる宮つこども、とざまかうざま又もてあつかひ、みだりがはしくなむ、風またかはりて、空に立まふ煙のたかく見やられ、ほのほこと更にもえあがり、みやしろのあたり迄てりかゞやき侍るにや、南の方より一丈ばかりなるもえたる木のふききほひて、内にとびかゝるとなん、御留主につかうまつる人などいきもつぎあへず、やがてかりとちおましにはせまゐりて、内侍所紫宸清涼の宮殿門廊などみな火かゝれりと奏し給へば、淺ましくおそろしく、みなれし雲ゐの、目の前に、かゝる灰燼となれることぞよと、むねつとふたかりてむせぶばかりになむ、社頭のおましも心もとなしとて、さらに上の御社にと鳳輦をぞもよほしさわぐ、河原ちかくわたらせ給ふに、火すでに鞍馬口わたりにもえ來れり、其みやしろあたりもいかならんと、あわたゞしく、また河より東にぞうながし奉るに、あなにくや、烟もひがしになびき飛かふ炎、垂袖にさへ落ちる、

かへりみて心のやみに立まよふ雲ゐはよそのけぶりとぞなる

風あらきほのほは袖にならひつゝつかふる道をひかりてぞ行

寅のすぐる程ならむ、聖護院法親王の宮にみゆきまし〳〵て、爰を假の皇居とさだめ給ひ、このあたりはよもあやうからじと、かしこどころもおなじ宮にぞ入奉りぬ、僧院ながらもせんかたなしや、院にはきのふひるつかた、和歌の御會とて人々めし集られしもしはてず、たち騷ぎたれば、いそぎ白河の里、昭高院の宮にうつらせ給ふ、供奉には執事右大臣をはじめ、大女院には右大將の亭に、やがて火ちかう侍れば、よし田二位亭にうつりおはしますに、風の吹方心元なしとや、また東山の銀閣寺にぞ入らせおはします、したがふ人は右大將をはじめ、女院は梶井の宮にわたらせ給ひしが是もあやうくて一乘寺といふ處の、林丘寺の宮に、女一宮同じくわたりましぬ、したがふ人には、左大臣を始、こゝかしこつかふまつる人々、衣冠布衣あひまじりぬ、御使たてまして、平安をぞまをしかはし給ふ、夜明もてゆくまゝに、攝關親王の家、卿相雲客軒をつらねしも、殘るかたなく燒うせ侍るに、家々の文書日記やうの者は殘りぬときけば、是ぞ世の幸になむ、ひとつふたつ燒殘れる家こそなか〳〵哀なれ、あしたの日影は、なほけぶりわたりて、京のかたは火やまざりければ、いづこをはかともわきがたかりけらし、おほよそ東は河原をかぎり、西は千本通を過、南は七條、北は鞍馬口に至りて、世に聞えて有ところ神垣蘭泉、二條の城郭あたり、近きものゝふの館まで殘れるはまれなれば、たてつらねし商家抔は更なり、つらつら世々のきしかたをおもへば、延暦のすべらぎ都を此地にうつし玉ひて、山を襟とし河を帶として、宮ばしらふとしくたてゝ、億載の久しきをいはひたまへる、四禽圖にかなひて不易の帝宅なりしか共、澆季に及びては亂れやけにし事も侍れど、治まれる時到りて、玉の臺も葎の屋も又もとのやうにつくりなほせる事、いくたびぞ、世はさま〳〵になん、今やかしこきすべらぎの大八しまの國しろしめす風になびく民草のめぐみあまねき御代のしるしに、白き鳥のいで來て、諸道の勘文抔召れし、又都にすみ侍る男女をはじめ、近き國々の賤山がつに到迄、禁城をあまねくゆきめぐりつゝ、よるひるとなく、むら

がりあへるにぎはひ、なほことしの、かけて君をあふぎ奉りけむ、大嘗會も、ちかきあとにこえて、紫宸殿の桂ふたつきりはなちて、悠紀主基の御帳をば、たてられしなど、さま〳〵すたれるを興して、いつくしくぞ行はれ侍りしかば、神明も納受し給ふ覧に、年かへりてこの春のはじめにぞ、またためづらかなる、二日の日の小朝拜抔もにぎはしく侍れば、仰がぬものはなからむを、などやさわぎのいできぬる、廢朝は有やなしや、燒亡のけがれもいかに、宗廟にはなどつげたまはぬよ抔、下ざまのこざかしきが、わびあへるも、君をおもふなるべし、げにことわりや、それかゝることのもとひするや、ゆたかなる世の久しきにつけて、もはら奢麗を極めて、おのづから國用もたらはぬやうになりもてゆかむと、天地命をあらためて、淳朴のむかしにかへさむのあらましならん歟、譴責つゝむべし、鬼神あなどるべからず、萬治寬文寶永の年頃もやけぬと、老びとのいへること、なほ耳にあるも、此災のごとくはあらざりけん、あはれすまふかたなければ、山近き寺々、賤が家居抔たづねてさとはなれて心すごきあたりまで、高きいやしきわいだめなく、あさはかに處せけれど、みなかり物したまひ侍れば、やつがれも東の里ちかきあたりにもとめよりて、かきくらすつれ〳〵に、京を見やれば、

立出てみわたす春ぞ心うき宿は燒野のかすむ夕を

春の心いつか長閑かるらん、きのふも燒ぬ、けふもとちまたにさわぎあへるが、大かたこの頃の常なるぞ淺ましき、ふして思ふ、天宮の新に雲際に聳え、千門更に笑の眉をひらかむことをのみこそ、

樵夫東林記

〇白川侯の入洛

白川侯入洛の行粧、鼻馬一疋（鋳り不美々敷）打物（一振）持弓、持筒（一二挺づゝ物頭やうの騎馬もなし）從士（五人）乘物（駕脇士少々）伊達道具持鑓牽馬、跡乘家老なし、

凡右の格にて一萬石位の行列と見え候由、徒士も各木綿か、布羽織暑中は長途故、總體供廻りの着用見苦

敷方の由、御自分は入洛の日は、上下御着用なり、扨、御參內後殿下の御館へ參向の處、聖護院村の內假御殿なれば、分內殊の外狹く、玄關より御對面の座敷迄甚間近く、僅二間を隔てたり、諸太夫指し計らひ、御着座の處へ案內致し、御對顏の式を演說す、侯諾し給ひながら、殿下出御なると直に席を進て、何歟大なる卷物を捧る、殿下御取上有て、是を披かせらるゝに、其儘御側近く控られ、右御應對相濟て後遙に席を飛下りて敬伏せらる、其次第嚴重にして聊不敬の事なし、總じて朝廷の首尾甚宜しかりしとなん聞傳へし、

○卷百四十三「春畫」除く

翁草　巻之百四十四

〇悲京火詞

都大變の後は、余、浪はやの地にかりの寓をもとめ、彼地のしたしき友垣のせちなる情にひかされて、春過夏たけ、寒來暑往と、うつし心のすゞろにかへさを忘れぬるに、同じ霜降月の初めつかた、ふる郷より迎ひのをのこまうくだり、ぜひなく余をいざなひ歸りぬ、歸來てみれば有し都ににげなくも、まだきやけ野が原に、己がさま〴〵わびしらにふせやを結び、このもかのもにむら立たる、そが中に、家居つき〴〵しくきらめき建るも、折には見えたり、熟想ふに、延暦のむかし、都遷されたるさまも、斯やとぞ思ふ、今こそあれ、平安城も、其の頃は山背の谷陰なる片山里なるに、さらに大宮を營せ給ひ、新都の御沙汰究りぬれば、上、雲の上より、下あをひと草の末葉まで、馴し都をふり捨て、心ならずも長岡に吟ひ、はた平安城へたどり來て、おのがじゝ栖もとむるなど、行末いかにとおぼろげに、こゝろやすからざらめ、こたびは、都うつさるゝにはあらねど、さしもの都はくまなく焦れ失せ、荒果たる地をふたゝび新都に築しめ給ふ所は、遷都に等しからまし、世の人心も千とせ昔の人とかはらめや、遷都は資財雜具失はねども、住馴たる地を失ふ、こたびは住馴し地は殘れども、資財雜具を失ふ、憂ふる品は替れども、心は一なるべし、我常に衣食住に足て、心のどけかりしが、變の後は衣に寒暖の具なし、栖もなくなりていさゝか知足を逼らんとす、去れどもなべて、都の人は爾なれば、身獨に降る雨にもあずと思ひ返しても、まのあたりうき身の漂ふにつけては、うしろめたき心のはなれやらざるに、難波より歸りて、新都の狂言やゝ果て、今替り狂言の道具立最中とみれば、知足の碍露程もなし、千年の芝居も、一日の劇場も、松樹千年、槿花一日さめての後は皆夢の戯なれば、兎や角思ふは、古暦或は去年の

芝居の古札を、今の用に立んとするに似たり、たゞ行なりに殘れる夢のさむるを待に如くはなし、かくてくしげの翁が、花見る座敷を無理にそもうして、爰にひとふた月を箕踞す、素より常住む家ならねば、朝げ夕げいとなむべきもうけなく、壁銹わたり疊蝕て、松の木柱、栗の鴨居など、物ふり爐中も塵ひぢ積り、時ならぬ蜘の圍などあるを、そこ〳〵にはらひて、座敷のかたへにちんかゝり、二つ竈を置き、はしりやうのものを居ゑて、藤の棚のもとに、かりの厠をしつらふにぞ、花の頃はいかにやと、人のあざみもおぼつかなき、さて前栽には、紅葉ちり敷て、所がらなる清水を埋む計なるを、洒掃して下り井戸を清め飲水とし、難波の川水を買求たる、きのふを思ふ、其下流に杜若の澤有り、ちひさき歸り花一二輪見えたり、築山には、はや來復の氣をうけて、百花魁の枝々めぐみ立たり、數々のさくら樹は、其梢とも見えず、枯わたり、四壁はきりしまの老樹所せき低く岨ちて、さかりの程は、まばゆからましとぞ思ふ、すべて櫻より紅葉迄、前栽の眼絕せぬしつらひなり、霜降るけふの庭のさまは、四時に少し蹴おさるへかめれと、又哀れさもえならず、やがて雪氣色さぞと待久し、こゝもとは市中にも非ず、都ならず鄙ならず、世を厭ふ人のかくれすむには、二なき勝地なりけらし、たま〳〵都の知己の訪ひ來て、いかにや久しき抔、打かたらふに、などやらむ、下安からず、さう〴〵しげなるは、まだき都のゝどかならざるゆかりにや、かくてぞ難波人の何くれと思ふ事なげなるも思ひ出てしたはしく、はた難波のぬくさにめでゝ、我ふる鄉の心地ぞする、

ぬくめ鳥難波をかりの古巢かな

鶴脛の老が身も、やそとせのかりものなり、何もかも不足なれば、木火土金水をみだりに長くかり用ひて、あめつちへ禮をも言ず、猶倦としもなく、かりのやどりを我物にして、來る年の花を居ながら見まくほしき情欲を離れやらず、

斯はおもへど、年ごろ我編述せし近世の記錄ども、一時のけぶりと成ぬるを、其まゝに止みなんも、無

下の事なりと、友どちのすゝむるにぞ、猶妄執の晴やらで、亡ひし書目をおもひ出るに、關原大全の評註、耶蘇實記、赤城義士篇參考、三川後風土記の挫僞、落穗箋揚集、是等は余が珍藏に在る原本をもて本據とし、其外あらゆる類書を搜し需め、眞僞を糺し錄せし者なり、其他玉露叢、家忠日記、西山遺事、東照宮御遺訓、岩淵夜話、武家盛衰記、續武者物語、其外泛々の末書といへども、悉く校訂して誤を正し、且愚按抔をも加へ置ぬるが、みな亡びうせぬ、浪速全書は全く殘り此翁草は少し闕ながら僅に存す、故に大阪の一擧は、爰に唯大綱を擧る而已、亡滅の分はなどやらん惜しと思ふにつけて、我胸藏を搜すに、八十波荒く立て千尋の底見えわかず、千に一つ百にふたつを思ひ出て、ひだりに錄す、されど素より空覺なれば、本據を引事あたはず、且序次を分たず、中にも御當家の國初を、世人過つてとり〳〵に評し奉る處、多くは妄誕而已なり、是が爲に國恩を忘る人すくなからず、余嘆惜の餘り、此次に關ケ原御陣論を立て、要樞を記し、世の人の惑を解んとする事爾り、

○關ケ原御陣論

御當家天下御創業の事、關ケ原記、難波戰記、其外諸錄に記ると雖、世を憚りて神君の洪德をのみ奉賞故に、世人却て狐疑を生じ、豐臣の國家を奪給ふ樣に思ふ人世に少なからず、必しも不爾か、余之を患て、多年慶長元和の事實を纂考て左に辯論す、大凡國史は世に不阿、邪正をあらはにして、事實を擧るを以て史とす、今の如くは慶長元和の事實、千載に匿れて、却て世人の僻論後世に遺り、過つて神祖を奸計反間の君の樣に傳らむ事歎惜するに堪たり、旣に譯もなき雜錄、或は淨瑠璃抔に、東方を毀る、毀るを以て世人事實とす、是治平二百年に向たる、其治に馴て、華奢增長する儘に、其原を忘れ、弱を贔負し、强きを憎む、衆愚の情なり、或曰く、大猷院殿及び嚴有院殿御代の頃迄は、東君の御事を假初にも疎かに思ふ者一人も無之、其所以は己か父祖たるもの、戰國に生れて、亂世の難儀をまさに身に知れり、然るを神君の洪德に仍て、斯く泰山に枕する御代と成し國恩を仰ぎ崇み、東方へ足を指て寢る者無

りし、夫より人換り世を經るに從ひ、世人是を忘却して、由無き妄誕を構へ、古戰を翫び物にする故に、斯る論も起れり、尤一應に思量すれば、太閤の遺旨を破り給ひ、幼主を押込め、竟に攻亡し給ふ様に聞ゆれ共、其來由を審にする時は、一事も公の企給ふに非ず、唯天の爲るなり、先太閤遺旨の濫觴より審に論ぜん、

或問、太閤秀吉公世子を内府公に托し給ふ事、猶に鰹節を預くるが如し、左計の秀吉公遠き慮りなきは奈何、答是其代の時勢なり、秀吉公天下を御せらるゝと雖、干戈未乾、殺氣褰裹、爰に於て當時の格に外様を不交、一族譜代恩顧の輩を以て、國事を統んとせば、忽再び兵亂發るべし、仍て國家を治るに、昨日今日迄も敵たる大身の列侯を纂て大老とし、自の腹心の者を其下に屬せしめ、三老奉行とす、是太閤の本意なるまじ、され共止事を得ず、時勢に隨ふ處なり、矧や幼主を托するに、不順の遺旨有なば、内府公を始、大老の面々に立所に異議出來すべし、内府公賢良の聞え周く世に知る處の家君と云、家系官祿此上もなく尊く人の許す所なれば、此遺旨の事に就て誰歟兎角云人もなし、夫すら殘る大老の面々は、(加賀大納言利家、備前中納言秀家、會津中納言景勝、安藝中納言輝元)昨日迄膝を並べて國務に預りし身なれば、内府公一人に國事の歸するを快とせず、太閤薨去間もなく色々異議出來て、銘々事を左右に寄せて歸國せらるゝに仍り彌内府公の威權日を追て熾になり、三老(生駒雅樂頭堀尾帶刀中村式部大輔)五奉行(淺野彈正少弼增田右衛門尉石田治部少輔長束大藏大輔前田玄以)なども臣下の如くに成行けば、石田三成猜之て、深く慮り遠く謀て、上杉の臣直江山城守兼續を語ひ、景勝に反逆させ、内府公自ら東征あらば、其の跡にて秀頼公の命と稱して、西國の列侯を催し旗を揚て東西より内府公を夾み撃の張行を構へしに、謀成て竟に東軍を濃州關ケ原へ呼引寄せて、天下分目の大戰となる、(是關ケ原合戰の要)

評曰石田三成は太閤の嬖臣なり、然共竟に武名有事を不聞、譬ば異國の內官の類にて、内寵を得る許な

り、才智拔群にして寛量なり、熟内府公の威權海内に及ぶを見て、此上事強大になりなば征し難からん、事を測つて潛に上杉家に合體してさしもの名君を議り課せ、濃州關ヶ原に於て、運戰を決せんとす、寛大の謀よく整し事、張子房孔明にも愧ざるべし、畢竟三成微運にして、不慮の裏斬有ればこそ、懸命の一擧を仕損じつれ、左もなくんば東方の危戰十にしても一も得難かるべし、其所以は、後に大垣の城を置き、南宮山松尾山に備を配り、平場の主戰、尤地理を得たり、東軍は後援のたのみもなく、死地に入たる客戰なり、軍勢は西方十二萬、東方は六萬餘、平場の駈合なれば、東軍に何の術をなす事も不叶、唯一の賴みには、東方には主將有て而も名にあふ良君なれば、大に人和整ひ駈引自在なり、西軍は備前中納言都督の樣なれども、主將に非れば諸軍を統る事不克、三成は素より張本人とはいへども、其身官職陋くして、主將ならざれば是亦諸軍の指揮自在ならず、其外島津小西大谷等は、各一隊の將なれば、素より釆配屆かず、爰を以て大軍區々にして人和せず、是而已は東軍に不及、去れ共一倍の軍兵、必勝の理を以て東軍を引つゝみ、攻擊に仍て動もすれば東軍敗せんとする事數回なり、東軍は運を天に任せ、死兵と成て既に斯よと見ゆる處に、萬世の統を開き給ふ高運赫奕として松尾山に扣し金吾中納言の備一萬五千、裏切して咄と叫んで大谷吉隆が備を後より切崩せば、左計の西軍前後の敵に周章狼狽して、諸隊霜雪の旭に逢が如く算を亂し一瞬に敗せり、是全く人力の爲す處に非ず、偏に天なるべし、去れば今こそ、此御陣を東西午角の樣に思へ共、其頃世の巷說には、德川家の滅亡時節到來せりと沙汰し、是に與する輩を、狂人の如く嘲笑ひしとかや、實にも時勢さも有ぬべし、

評曰、三成武名高からずと雖、大器凡將の及ぶ處に非ず、但し謀は遠大なるを用ひて、迅速なるを不好、公東行の折柄、其臣島左近が英兵三千を以て夜擊せんと云しを、三成危しとて許さず、哀れ島左近が尖兵死兵と成て御旅館を襲なば、御危難此上有べき、三成圖を脫せりとやいはん、義經ならば專ら此策を用らるべし、楠子最此格の神策有べし、三成は唯寛大に事を整へ熟するを待つの將にて、臨機應變の奇

計を不好と見えたり、

因に記す三成微祿の頃より功士を愛す、一年所用有て他國へ行立歸て秀吉公に謁す、公曰他國に於て何をか得たる、三成曰功士を一人召抱候、公曰それは何者ぞ、答、島左近にて候、公曰左近は名高き者なり、定て過分の俸祿を望むべし、爾如き小身の者の手には及難かるべき奈何、答仰の如し、小祿にては難抱候故、某の分限八萬石を四萬石分與へ候と申、流石の秀吉公手を拍て驚給ひ、已が分限を一人の臣下へ半分頒與ふる事、古今希有なりと笑ひ給ふとかや、三成が大器爰に顯れたり、其後三成登庸に隨ひ、名高き英雄を餘多扶助する事、諸錄に見えたり、

抑今度石田三成が企、實に幼主の爲にするや、又は內府の猛威を猜み羨み、公を退けて已是にかはらんとするや、半途にして事成らざれは、三成が心裏知べからず、是を量察せんには、三成が日頃の行狀の、正不正を以て見るべし、而るに此一擧東軍の御利運と成て、時勢忽變りぬれば、海內一統に御當家を尊崇するに到て、三成は逆賊の如く、後世に傳ふる故に、眞の行狀を傳へず、或は秀次を讒し、朝鮮陣中の監察に荷擔するの類を云並べて、三成を惡むと雖、是以て正義とも聞えず、其所以は秀次素より暗愚不遜の將たる事周し、強ち三成讒とも云がたし、朝鮮陣中の依怙も、七人の大名と不和より起れば、片言を以て究がたし、世の樣反覆して、後の論なれば、邪正孰とも分兼たり、先は運不運は兎も有れ、德川家を窺んには、尤時を得たりと云べし後年水戶西山公なども、三成事は稱嘆し給ひぬ、故もなく世を奪ふ反賊の類には非ず、何にもせよ、此一亂に仍り、太閤の遺旨も是が爲にくづれ、天下自御家の有と成たるなり、或問、三成が亂に仍り、遺旨を破り給ふは正理に非ず、三成を罰せられて、再び天下の補佐有りて幼主へ國家を讓給はんこそ、正理たるべけれと言、答最も一理あり、去ながら此庚子亂三成が私の事に非ず、秀賴公の命と稱して關西へ令す、關西依之悉く催促に應ず、三成私の企ならんには、安藝備前筑前薩摩已下、歷々の侯家爭で是に屬せん、幼稚といへども秀賴主將たるに仍り、各師を出せり

然れば德川家を滅さんとする主將は秀頼なり、太閤の遺旨を頽されしも秀頼なり、內府公より聊破り給ふに非ず、而るをいかに寬仁の君なればとて、いづれ太閤の遺旨を立給んや、畢竟庚子の亂に世の中一變して、それ迄の事蹟は悉く崩れたるなり、是天の爲せる處にて、不求して、御當家の洪基を開き給へり、和漢の興廢に、斯る先蹤を不聞、俗に云ふ、天下の獨轉びこんだるなり、既に關ヶ原落居の砌、大阪をも直に攻潰さんと、諸侯のはやりしを、公宥め給ひて、敵ながら幼主なりとて、其儘立置れしを、寬仁大度の御計ひなりと、世の人奉稱ぬ、

又三成運に乘じて、天下を則らば、速に今の如き治平の世には成べからず、其謂は內府公と三成を比するに、系圖官祿は勿論、人物若干劣れり、亞相黃門に進める侯伯、其外累代の名家世に餘多あれば、是等の類急には伏すべからず、但秀吉公の如く、卑賤より出て、亢龍の勢ひあらんは理外なり、三成大器と雖、秀吉の生稟には、天地懸隔して似るべからず、然れば列侯の間に、色々の異議出來て、再び戰國と成なん、去れども、表裏輕薄の世の中なれば、案の外三成が威須臾に海內に布くに至るべきや、其段は測難き處なり、又三成が擧もなく、四海無爲にして太閤遺命の通に國家を秀頼へ歸屬し給ふ時は、秀頼より東君を父祖の禮を以て尊崇し、東三十三ヶ國を封ぜらるゝ歟、或は中古左馬頭基氏の例に倣て、關東管領に補せられ、公方に准ぜらる歟、孰に周の西伯世に出給ひて、天下三分の威ひなるべし、然ば天に二つの日あるが如く、且年頃の恩波に浴して、天下の列侯多くは東方に荷擔し竟には東西鉾楯發らん事必せり、兎にも角にも此庚子亂こそ、吾朝治平の瑞兆なれ、落穗集に曰、濃州關ヶ原合戰は、本朝開闢以來の大合戰なりと云々、實にも斯る事上古に不聞、中古以來を考るに、承平の將門、天慶の純友、安倍貞任宗任が前九年の戰、淸原の武衡が後三年の戰、皆其國切りの亂なり、其後保元平治の亂は、天子の御諍ひなれ共、國々の武士を召るゝ事もなく、唯在京の武士の小迫合なり、承久の亂とても、東軍襲來る而已にて、官軍は微なり、壽永元暦平家沒落の一擧も、今度に合せては、兵の會る事寡し、元弘建

武の役も、海内一圓に亂るゝと雖、兵の一所に纂る所、今度に不及、應仁の亂西中國の兵、帝都に溢れぬれ共、東兵は不來、夫より近世天文天正の前後に至ては、一統の戰國となり、其國亂に騷々不絕、去れども一所に會する事はなし、關ケ原のみ東西南北の兵二十萬集つて、一時に戈を交へ、天下反覆の勝負を挑む、寔に古今未曾有の珍事なり、而も其大合戰、僅に□□より□□迄一時半の間に、忽勝敗分れて國家究る、後世此亂の事を、區々に論じ、就中諸家に於て、自家の功を事々敷云立ると雖、畢竟鬪戰の間僅一時半なれば、電光石火の間に何の優劣を論ずる隙有らんや、偏に火事場の働の如き成べし、此庚子亂後程なく、神祖將軍宣下有り、相續て台德公へ將軍宣下有て、天下一統す、是庚子亂の要樞なり尤四隅の國々に、東西荷擔の諸侯互に鬪戰する事一々擧るに不遑、是皆枝葉の事にして、關ケ原の主戰落居を聞や否哉、西方の城々は或は降り或は自殺して、須臾に干戈治りぬ、中にも御敵の最一は、上杉景勝なれども、是石田と直江山城守が計りし事にて、景勝素意より不出、其上功家の亡滅を憐み給ひて會津百二十萬石を被除、米澤三十萬石にて立置る、直江も故有て御祟なし、其外西國にて島津を御宥免あり、毛利は庶家小早川吉川の功に仍り、領知を減じ被立置、大老の內備前中納言（宇喜多）は罰せられ、流罪に處せられる、大老第二座加賀大納言は、初より內府公合體の人にて、自是先に逝去、其嗣利常北國に在て御味方せらる、張本人石田三成幷小西攝津守安國寺惠瓊三人は京師の大路を引渡して梟首せらる、裏切金吾中納言秀秋は其功に仍り、宇喜多の所帶、備前美作兩國を賜ふ、其餘略之、

○大阪御陣論

此御陣を世人過つて天下分目の軍とおもふは非なり、天下の落居は關ケ原御陣なり、大阪の一擧は四海治て後、諸侯御誅罰の類ひの大なる物なり、尤日本の兵數を盡して出陣し、二十餘萬の兵を以て、城中の死兵六七萬を圍む、是又古來無雙の事なれども、寄手假令何十萬も有れ、心に戰を持たる兵はなし、畢畢軍役にて出たるなれば、世諺に云る町役幷步に指れたると云が如くにて、死兵六七萬には對し難

し、其上城は日本無雙の名城なり、爰を以て一旦御和平堀埋等色々御手立有しなり、去ながら攻守三十萬に餘る大兵と云といへども、關ヶ原御陣に比しては小事なり、抑關ヶ原の後、關東よりは尤和平の思召にて攝河泉に於て、七十萬石の貢税を、大阪の賄料に附られ、(永夜茗談には四十餘萬石と有)秀賴公の官加階も、將軍家と等く、二位右府に進ませられ、天下の賓客貴族の禮を以て結構に會釋給へ共、淀殿は御夫人の事、秀賴公はいまだ少弱にて太閤の時勢に倣ひ給へば、如何程結構に會釋せ給ひても、物每大に不足する上に、關東の猛威、夜に增、日に增し目ざましく熾にして、日本の群牧是に阿諛して他を顧る事なし、適太閤恩顧の大名、關東參勤往來の序に大阪へ立寄り、秀賴の機嫌を伺ふも有れども夫は十が一にして多くは乘打して舊恩を忘る人不少、さしも繁榮の大阪、今は東國通路の驛宿のごとく秀賴公の威は有て無が如し、淀殿是を深く妬み憤て、再び國家の復せんことを諸寺諸社へ祈誓せらるゝの外他なし、故に關東に於て色々御商議有て、將軍の御嫡女を大阪へ御入輿有り、親緣を結れ御因有に、表は許諾の體にて、必裏は聊解給はず、敵の女なりとて御入輿後、別殿に差置れ、秀賴對面も無き樣子なれば、此上如何程寛仁の御執計ひ有迚も、偏に虎狼を養ひ置くに等し、爰に於て大御所の思召を恐察し奉るに、御齡既に懸車を超させ給ひ、御餘命旦夕に迫らせ給ふ處に、大阪如斯ならんには薨去以後江戶大阪の鉾楯必定なり、左有らば再び戰國となるべし、不如御在世の內に大阪を御絕し可被成と御思惟有て、先大佛殿再興を勸めさせられ、大阪の夥敷金藏を減ぜん事を欲し給ひ、夫より段々御難題を以て大阪を惱まされ、竟に御鉾楯と成て猶其上にも御和平堀埋等の御調議有て、夏御陣には容易に攻潰し給ふ、屢是を鑒るに、抑神君御少壯の頃より、大阪御陣に至り、御生涯の間、大小の御合戰四十八度とかや、中にも小牧長久手の義戰は勿論、其他一度も非義の御一戰なし、故に賢了の御名貫きて今四海一つに歸するに至る、而るに肝要の終の御一戰、淳潔ならざるに似たる故に衆口喧し、其所以は一旦寛仁を以て飽迄大阪を宥られ夫にても不伏時は、何かは憚らせ給ふべき、唯尋常の御鉾楯にて、大阪を攻屠り

給はんに何の難き事や有る、左有んには武王の紂を擊給ふに比すべきに、大佛殿再興の事より、以後の御執計はなどやらん反間の御奸計に似て、後世に評の殘る處、恐れみながら嘆惜するに堪たり、

是迄が大阪御陣の大綱なり、委しくは浪速全書に著する故に爰に略す、

世に片桐市正を忠臣とし、大野修理を奸臣とす、是一概の論なり、片桐は眞忠の人に非ず、初に佛殿再興の筆に就ても大野が言最善し、片桐は唯事を兩端に計つて世事を要とす、既に關東より御加祿有をも不辭頂戴し、俗諺に云君を思ふも身を思ふの意なり、去れば駿府に於て、御難題の御請は尤慮り深き善言なり、智に於ては愧る所有べからず、此言忠より出たらんには、大阪へ歸て讒者の爲に潔く自刄する歟、責ても世を避て高野山へも登らば容すべし、讒者に一矢射んと我館に引籠り、而て在所茨木へ立退剩東君の仰せに仍て寄手に加り出陣せしは、豈忠と云んや、(但自は固辭して陣代を出せりとも云)大野は世說に淀殿に通じて寵を得たりと云り、實否不知、此評は閣き、此一擧に於て格別に大野が非義を聞かず、片桐を支へたるも片桐が終を善くせざるを以て見る時は、强ち讒とも究がたし、忠臣顏をせし片桐は敵と成り、奸臣と惡まれし大野は秀賴公生害の供をしたり、可否の區論事長ければ爰に略す、

城中純粹なる者は、眞田左衞門佐、後藤又兵衞少ながら木村長門守は頗る英雄なり、中にも盟使の始末古今獨步たるべし、吁不幸にして生涯の美短し、壯强の年に至りなば、いかなる忠良にや有けん惜し、又落城前に東軍の魁を切崩せしは毛利豐前守、御本陣を襲しは眞田なり、此毛利眞田が驍勇最賞すべし長曾我部是に次べし、委は浪速全書に在り、

○島原一揆論

耶蘇宗門は二百有餘年以前、本朝戰國の砌、蠻人妄に渡來して、樣々の奇術を以て土人を懷け、宗門を勸けるに、目のあたりなる奇特を見て、是を信ずる者夥く蔓りける儘に、追々伴天連、印留滿など云る彼宗旨の長者、本朝へ入込て、敎導しけるに仍り、是に身を拋つ者幾くと云員を不知、大友宗麟、此宗

門を信じ、其外歴々の士是に靡く者多し、信長公も是を信ぜられ、安土城へ伴天連の類を召れし事あり秀吉公は邪法なりとて禁止せられ、此宗門の寺々を破却し、伴天連の類は本國へ歸され、彼徒を坐して此法斷滅の商議専なる處に、半途にして太閤薨逝有り、神祖是を稟繼せ給ひ、嚴令を以て此宗旨深着の者を重刑し、又宗旨を改る者は轉吉利支丹と號して赦免有り、所々に属託の札を建られ、きびしく制禁有に仍て、慶長の末、元和の始に至て、漸に此宗退轉す、而るに夫より二十餘年を經て、寛永十四年の頃、肥前島原城主松倉長門守領分に於て、彼徒再起て西國暫く擾亂に及ぶ、是を島原一揆と云、其濫觴は、慶長の末に本國へ歸されし伴天連が遺し置る未來記なりとて、

自是五々の暦數を經て東西に雲焼枯木に花咲、家々にクルスを立、一人の奇童出來らん、是宗門再興の時至るなり云云、

今年西國に雲焼る事夥しく、また何某の庭の枯木に花咲ぬ、暦數を考ふるに、今年已に二十五年に及べりとて、宗門深着の者共は潜に黨を結んで事を企るよし、所の代官聞付て是を征せんとして、却て彼徒に打殺さる、自是彼徒色立ちて近郷の代官を殺し、或は追立て、今は憚る所なく宗門を勸む、是に與せざる村々は卽時に打潰し、老若男女を云はず打殺す故に、心ならず是に隨ふも有り、段々其徒強大に成て、島原領の村には、過半一味するに仍り、島原城中へ追々注進有之處に、此節領主父子共に在江戸なれば、留主居家老岡本新兵衛、田中宗夫など商議して、侍十四五騎人數三百計り討手に遣す處に、賊大勢なれば、城兵立つ足もなく敗して城へ逃歸る、賊是に追すりて城を取らんとするを、漸く防て追散し夫よりは一向出勢に不及、城を取られぬを勝として守是而已なれば、一揆は彌機に乘じ、其徒肥後の天草迄ひろがり、先然るべき大將を立んと、天草の内大矢野村甚兵衛子の四郎と云者十六歳にして頴敏奇材の聞え有を取立、是未來記に有處の天童なりと尊崇す、さて天草の内富岡城を取らんと、數千の一揆兩度迄攻寄りけれ共、城代三宅藤兵衛（明智左馬之助が子なり）よく守禦して兩度共に一揆を追返し、

主居の者共衆議して富岡城加勢として、岡島次郎左衞門、同七郎左衞門、澤木七郎兵衞、三宅藤右衞門原田伊豫、其外諸士餘多付添、同勢千五百にて唐津を發す、富岡迄は唐津より七八里を隔たれ、其路次本渡島子のあたりに屯して、郷人を呼出し、一揆の樣子を問、本渡島子も皆一揆一味の者共なれ共、僞り計つて唐津勢を欺き、味方の樣に取なし、一揆の手當に所々へ勢を分させ。此由を潛に一揆へ注進す唐津勢はかゝる計略とは露不知して、僅の人數を方々へ分ち遣はし、城代三宅藤兵衞も爰に出迎、唐津勢と商議して、各緩々と爰に野陣を布て夜を明す處に、一揆山手海手より二手に分て、拂曉の頃咄と押寄せ、前後を夾て攻撃ける程に、唐津勢粉の如く敗走して前後不覺に富田城へ逃籠、城代三宅藤兵衞は我一人の耻として蹈留つて打死す、賊徒競進て富岡へ付入んと働けれ共、城兵命限に力戰して追返す、されば此本渡島子の計策などは、郷人原の及間敷事なれば一揆の內に小西攝津守浪人餘多有之、中にも森宗意軒など云るものは、隨分の功兵なれば、駈引の指揮よく整ひ、此後原の古壘を取立、九州の兵を引請て、籠城の始末、夜擊の駈引、一々郷人原の所爲に非ず、寺澤の家士共の不覺を取しも理なり、斯て唐津の敗兵は辛じて富岡城へ逃籠り、追々に此由を唐津を注す、島原天草の一揆日を追て蜂起し、唐津勢散々に打負ぬと聞て、九州の騷劇不斜、隣國の牧伯多分在江戶なれば、留守居の國老共の沙汰として、領境へ援兵を出し、幸ひ豐後府內に公儀の監禁牧野傳藏林丹波守居住せらるゝに仍り、諸家より此兩人へ加援の事を伺ふ處に、兩士云某等此所に罷在は、外御用の爲にて九州路の事に預かるに非ず、依之奈何とも指圖に及難し、尤も、九州騷亂は眼前の事なれば、是迄追々關東へ注進に及處なり、各より伺の趣も不日に飛檄を以て言上せん、穴賢御下知有之迄は、御軍令を守り領境を固めて隣國へ手指有べからずとの返答なり、故に諸家各手を空うして餘所に眺居る故、其間に一揆原は思ふ儘に蔓り、飽迄兵糧を奪ひ貯へ、原の古城を普請して、男女三萬六七千此壘へ籠る、

私曰、牧野傳藏林丹波守九州に居せらるゝは、越前の舊主一伯公の御手當なり、彼公は結城秀康公の長男にて正敷神祖の御的孫なり、其性放逸無慙にして暴逆重疊しければ、領國を除せられ、御舍弟伊豫守忠昌朝臣へ越前國を賜り、一伯公は豐後府內へ流刑せられ、領主日根野織部奉之警衞し、且亦牧野林の兩監察を附せらる、是故に本文の通、諸家へ答しと見えたり、倩考るに常例を云はゞ本文の答へ勿論の事なり、變に遇ては常法には拘るべからず、迅く騷亂を鎭るに如じ、其身素より監察たり、他を顧るに不及、速に諸家へ指揮して是を征せんに何の憚や有る、よしや此事越度と成て、身の浮沈に及ぶ共、爰に於て疑々する所にては無し、譬ば火事を見掛て、上へ伺ひて消さんとするに似たり、さればこそ海陸幾百往返の間に、一揆の支度思の儀に整ひ、竟に九州の大騷亂に成たり、吁不器なる哉、西國の注進敷浪を打て關東へ聞えしかば、九州の列侯各御暇を賜ふ、中にも松倉寺澤は地頭の事なれば、諸家に先立て夜を日に次で歸國せらる、

此砌小倉の城主小笠原氏へ急奉書有り、大阪に於て御城他右留主居某（苗字失念）を召呼れ、奉書を渡さる、何某受取て立歸り、頓て奉書の封を押切り拜見し則寫之、本紙の船と寫の船と、飛船二艘を小倉表へ差出す、然るに本紙の船は風波の難に遇て遲く着船し、寫の船は速に着する故に、是を見て直に島原へ出陣せられ、諸家に先じて到着早かりしとかや、仍て主人大に其功を賞して、彼何某の家祿一倍を加增して、子孫永く大阪留主居を被申付けるとかや、前に記する牧野林の兩監察とは大に懸隔したる英雄なり、

且つ九州列侯の外に、備後福山の城主水野美作守、島原表發向の鈞命有り、是は美作守父日向守勝成未だ存在にて、作州手前に隱居せらるゝを呼引出さんの思召とぞ聞えし、日向守は若年より數度場數の功將なり、功名の人追々に死失して、漸く勝成獨存命なれども、隱居の人を召出さるゝ例なければ、美作守出陣せば、日向守餘所に見ては居べからず、究て倶に出陣せんとの思召にて如此御沙汰なりしとかや

果して勝成倶に出陣せらるゝ由公聞に達しければ、今般發向の松平伊豆守、戸田左門共外列侯へも、水野日向守は老功の者なれば、萬端相談を可遂由仰渡されぬ、因玆二月總攻の評席にも、日向守被罷出軍議有し事、耶蘇實記に審に記し置ぬれ共、燒失故其事實、（闕）

關ケ原御陣の時、花房志摩守親助兵衞を呼引出されし事此證例なり、是は前卷に委し爰に略す、

私曰、其頃迄は諸大名參勤に、聢と交代の御定めなし、今役の騷亂に仍、此巳後隣國交代の規矩を立らると承る、且又此爾來小笠原家へ筑紫探題を仰付らるゝと云說有、不知實否、

而して板倉內膳正重昌へ、島原表の上使を仰付られ、御目付石谷十藏を被副、兩人直に、江府を雷發して、九州路に赴く、九州の列侯、未着陣なれども、諸家の陣代數萬、原城へ詰寄せ、上使を迎て指揮を待つ、內膳十藏御軍令を以て諸家を下知し、冬の內兩度城攻有けれども、諸家一和せず、群蒐りに懸りて一擧に城を採落さんとす、然共城中には功兵あまた有て守禦の備嚴重なり、士卒は一揆原といへども各宗旨に身を抛、死兵なれば堅城に籠居て、寄手を屑共ぜず、眼下に見下して、大石大木を投懸け、砲術は素より獵を業とする者多ければ、其鍛練武卒に勝りてあだ矢無く、矢石を飛して防之、寄手始の程は一揆原と思ひ侮り、何の備も無く、無二無三に攻登りけれ共、一騎武者の馳合と違ひ、要害の嶮岨に籠りての砲戰計なれば、さしも名有る武士も奈何ともする事不克、亂砲の爲に手負死傷の者夥く、矢武に思へ共足場仕寄惡く、城戸際へ詰寄る事叶はねば、只的に成りて人を傷ふる而已なり、諸手の打死手負數千に及び、城中には死傷の者一人もなく、手負僅に七十人計有しとかや、古今希有の事共なり、板倉石谷麾を揚て指揮せらるれども、九州の諸家に色々の意味有て、只一己の功を而巳勵て、他を援る事なく駈引一致せざる故、斯くては人數の損る計にて、いかに攻る共功を立ん事難しと、上使頻に麾を振て、一先攻口をくつろげ、繰引にせんと下知あれ共、諸手心心に引ける故、引口見苦しく、城よりは嘲り訾り、天帝に敵する武士の有樣を見よと、飽迄笑ひ惡口して勝鬨を上る苦々敷有樣なり、此段東武に聞えて

御忿甚だ重く、老職松平伊豆守并濃州大垣の城主、戸田左門兩人に再上使仰付られ、近日東武發向の由島原へ達しければ、板倉内膳正、我身獨の不覺と覺悟せられけるにや、あくる正月元日の城攻に令せられ、今般生て歸らんと思ふ者は速に陣を去べし、城を落す歟城を枕に討死する歟の二つを耑して攻撃べしとて、未明に諸備を繰出させ、其身諸備を乘廻して下知せらる、城中は舊冬兩度の勝軍に傚ひ、武士を見る事芥の如く、死を一擧に究て是を禦ぐ、板倉重昌攻手の遲々するを勵し、城近々と詰寄せ、自ら陣頭に立ちて、下知せらるゝを、城より大將と見濟して、鳥銃の妙手に下知して是を擊しむるに、過ず打落す、重昌生年四十七歲、一揆の爲に爰に命を殞さる、息主水父と倶に死んと駈出らるゝを、家臣引纒て漸に引返す、石谷十藏も陣頭に進んで創を被る、上使卽に如斯なれば、諸軍なにかは悖ふべき、散々になだれ落て敗走す、

板倉内膳正重昌は、伊賀守勝重の二男にて、周防守重宗の弟なり、蚤歲より聰明の聲えあり、大阪御陣に於て盟使を務て其名高し、生質果敢の失有て、此討死も評論多くして圖に中りたるには非ず惜い哉、内膳辭世、

あら玉のとしに先立咲花は世に名を殘す魁と知れ

息主水後に内膳正と稱し、大阪御城番を勤らる、同所天守雷火の時に功有り、其後老職京所司代を勤らる、父に優りたる良將なり、石谷十藏後に將監と號、江戸町奉行たり、慶安の頃凶賊丸橋忠彌を捉ふ、

因玆其後に諸手城責を止て、再上使の着を待つ、斯て九州の諸侯追々に着陣せられ、寄手の總人數十二萬に及ぶ、程なく松平伊豆守戸田左門到着有て、是迄の攻戰、賊徒の爲に板倉内膳正を始、歷々の者ども餘多死傷に及事、頗る上意に不協處なり、向後城攻堅く令停止畢、籠城四ヶ月に及べば、糧米も幾程なく盡なん、不如各陣を固め、兵粮詰たるべき旨申渡さる、是を聞て永陣退屈の者は勿論、追々着陣せ

し者共、はやりて切て我一と手柄高名を心懸勇み誇る、上使の花やかなる下知を待けるに、案の外城攻停止の號令を聞て、各勢ひを挫き力を落し退屈してぞ見えたりける、
　其頃の事にや、長崎へ下知有て、在崎の紅毛人を城の後の海手へ廻し、石火矢打懸させらるゝに、城より石弩を打返し、紅毛人一人卽死す、依之紅毛の者共殊の外迷惑がりし故、此事止ぬとかや、
實にも如月に至り城中の粮稍盡ぬれば、僅に海草を拾ひ、小魚を漁て疲勞を補ひ、哀れ寄手責登れかし勢力のさまで衰へざる内に、死を潔くせんと、日夜に敵を待ぬれども、寄手は陣を固むる而已にて、攻擊の沙汰無りしかば、偖は兵粮詰の術と見えたり、さらば城より寄場よき陣々へ夜打をかけて兵粮を奪取んと、宗徒の者共を勝り、三手に分つて、二月□日の夜、黑田鍋島寺澤の三陣へ夜討に出る、黑田手に於ては、先手の物頭黑田監物討死に仍、備崩れ色めき立て柵を破らる、一揆は競ひ進て忠之の本陣へ押込んとする處に、忠之の舍弟黑田市正、粉骨して守り返し、寄手を追出す、諸勢是に力を得て備を立直し、一揆に蒐る、是を鹽に夜擊の者共颯と引て、人數を纒ひ、除々として城へ引入る共駈引の輕き事手足を遣ふが如く、是を喰慕ふ事不克、心有る士は此引口を大に感ぜしとかや、鍋島寺澤兩陣も、柵は破られねども、士卒多く手負打死し、竹束は燒ながら漸にして夜擊を追はらふ、其節寺澤家の三宅藤左衞門働有り、本渡島子の耻を雪ぎぬと人賞せり、(此子孫は今肥後侯に仕ふ、是は明智左馬助が子なり、細川家は明智に緣有れば寺澤家亡滅以後三宅を肥後へ呼れしと云り)一揆も思ふ圖に夜討して勇武は顯はしけれ共、粮盡き氣力疲れぬる上なれば、此夜討に老功の大將分の者は餘多討死せりとかや、
　後日水野勝成、此夜擊を賞美して、黑田睡鷗に語られしは、古へより夜討は敵の虛を伺ふて出る事常例なり、而るに一揆は堅陣に駈入て、かゝる擧動比類なし、恐らく此働をせんもの一揆原の外には我等手の者計なるべし、其外天地の間に、斯る英雄有べし共覺えずと被申しとなり
是を以て一揆共の心裏を察するに、是迄の城攻に駈合の軍は一度もなく、只炮戰而已なり、最早城の落

ん事近きに有り、責て力盡ざる内に武士に對し、尋常の晴軍せんとの志と見えていと訛し、斯て城中は日を追て弱り行儘に、落人ちら／＼出來れり、則捉之て城中の事を尋るに最早糧米盡き、玉藥切れて防戰の術を失ひ只落城の期を待計なりと云、則上使の陣へ諸將を迎へて、軍議有り、上意に任せ、水野日向守も出座せらる、評定の趣は、最早城攻の期到來せり、諸手和合して一擧に城を乘取べしとの趣なり、日向守も素より同意なり、右に就て日向守自身の初陣より以來の物語有て、老人の長僉議無益に候、忰美作守も大阪に於て、後藤又兵衞に對して功を得候者に候得ば、猶此上の軍議に被差控候ても可然候半歟、仍美作守は跡に殘し置候とて、勝成は其座を立歸らる、偖軍議一決して、二月□日總攻に究る、是を聞て諸手の軍勢潤色する事かぎりなし、當日丑三ツ頃より、總軍各隊伍を整へ、仕寄を申付け靜り返つて陣を進む、而るに鍋島手の御目付、榊原飛驒守息左衞門佐、若氣にはやりて鍋島先手へ出張居けるが、未寅の一天と思しき頃榊原左衞門佐、原の城一番乘りと名乘城へ攻登る、父飛驒守後陣に有て、乍驚正しく我子の乘込を爭で捨殺さんとて、同く續て馬を出す、鍋島人數是を見て、當手の御目附の先登を見ながら、御軍令なれば迚遲々する事有べからずと、鍋島一手勇進で攻登る、諸手是を見て、すは鍋島の先乘よと云程こそあれ、諸軍動搖して上使の號令をも不待、我劣らじと備を崩し、足を亂して攻登る、諸家の隊長銘々に是を制すれ共、耳にも入ず、上使より急使を馳て、制止せらるれ共、十二三萬の大兵競ひ進む勢ひ潮の涌出るごとくにて、押へ留むべき術なければ、是非なく上使の許よりおくれ馳に、相圖の鐘を鳴して、上使を始、各將馬を進らる、粤に松平右衞門佐忠之（黑田）は兼て一番乘を期せられければ、老臣黑田睡鷗（美作事）を呼て、汝は如水公以來老功の者なり、仍今般の魁を其方に任す、相構て諸手に先じて當家の功を立べしと有ければ、睡鷗諾して先備を受取、眞先へ出て牀机に掛つて控居る、而るに諸手一統に攻登るを見て少しも不騷、我備を固めて諸手の動き眺居る、忠之後陣に在て大に氣を揉み、上使の軍令は兎も有れ、諸手一統に責上るからは、當家計り軍令を守るに不及、睡

鷗は如何して蒐らざるやと先手へ軍使を出て催促せらるゝ事敷浪なり、然れども睡鷗は少も是に貪着せず、忠之堪へ兼て自ら先手へ乗出し睡鷗を譴め、汝は老耄せしやと惡口せらるれ共、まだ早く候とて悠然たり、忠之怒て自ら魁をせんとせらるゝを、睡鷗抑留め、一度某に魁を賜りたる上は、主人たり共我備より先へ一寸も通す事不相成と拒て、敵味方の動靜を睨詰て居たり、去程に城は困兵と雖、今日を最期の軍なれば己を顧る者なく、必死に成て、防ぐ故に、諸手の人數攻勞れて少しゝらけ猶豫ひ、城兵も勢力疲れ、勇氣少したるむるを見濟て、睡鷗馬にひらりと騎、麾を揚ると等しく待兼たる手の者共、眞丸に備て喵と叫で香象の波を分け、疾風の草を薙が如く、眞一文字に突入れば、さしもの死兵共、立足もなく散亂して、睡鷗か一備易々と城門を踏破り城へ乗込み、松平右衛門佐忠之、原の城一番乗りと聲々におめいて、黒田の旗を一番に城に立て、火を放ちたるは左も見事なる働なり、忠之大に勇て續て馬を入らる、是睡鷗が功者にて、攻守の兵氣を測知たるなり諸手競進て備を亂し足長に城へ蒐るは無謀の城攻なり、其勢を以て一擧に城を落さんとして落る物に非ず、況んや死兵の今日を最期と防んに於てをや、され共如何なる死兵なりとも凡精力の續く限り、其雙方の疲たる虚を見て、新手を以て備をかため、突入んになにかは乗損ずべきと思量しけるなり、後日忠之これを聞て大に感伏せられぬとなり、黒田の城乗にて、火の手揚るを見て、諸手獅子奮迅の勢ひになり、無二無三に攻登り、城壘を破却放火して城に有る所の老若男女を鏖する事、凡三萬七千餘人なり、中にも總大將四郎時貞を、細川の輕卒陳佐左衛門と云者討之、此功に仍り佐左衛門事士に取立られ、秩千石を賜ひ、今に於て子孫細川家に仕ふ、又其中に囚獄の者一人、煙の中より弱ぼひ出るを、是を捉へて仔細を聞に、某は山田右衛門と申て、持口一方の大將分の者なり、

翁草　巻之百四十五

○島原一揆の續

有馬左衛門佐殿、兼て御存知の者なり、故に有馬殿に矢文を以て內應し、某持口より御人數を引上る手筈露顯して、斯く禁牢の身に罷成候由を申、則有馬家へ尋有之處、右衛門作申に相違なし、依之忠節の者なりとて、松平伊豆守江府へ召連れ歸らる、其終不知、其外城內に一人も活き殘る者なし、寬永十五年二月二十七日落城なり、賊徒の首を竹串にさして、原の城下郊野に梟首せらる、其員萬餘、其臭氣甚敷事、遠村迄も及ぶとかや、（賊徒の內宗徒の者共名前森宗意大矢野松右衛門千束善左衛門天草玄札栖本右京上總三平千々輪五郎左衛門布津村代右衛門佐竹勘右衛門蘆塚忠兵衛、其外失念此內に小西浪人あるべし名前安定ならず）右落城の時分に、重て爲上使太田備中守九州へ到着、仍て諸侯各謹て台命を奉る、然れ共落城の上は、諸將の功勞をねぎらひ、備中守は直に歸府せらる、

一揆夜襲の事東都に於て事々敷風聞す、仍御評定の上、重て太田備中守を被遣、然るに惟紀伊亞相賴宣卿、此夜討の次第を聞給ひて、斯る目出度事こそなけれ、定て落城近きにあるべし、賊徒等が夜討の始末にて、渠等が兵法の尺けもしれたりと宣ひしが、果して不日に落城の告あり、聞人賴宣卿の良智を感心すといへり、

松平伊豆守戶田左門兩將陣拂ひの下知有て、島原表發駕せらる、東武歸着の日は、總出仕にて在町の列侯以下、幕府の諸士殿中に充々たり、別諸將を召出されて彼地の趣を聞召、退去の砌、群士の中にて伊豆守中座せられ、井上新左衛門はそれに被在やと尋らる、新左衛門群士の中より進み出是に候と答ふ、豆州云、日外御邊の雜談に念を入れ過るは惡しと、楊貴妃の事を引て被申しを、其時は等閑に聞流せし

が、今度陣中に於て、我心に徹する事有て、大に心裏に慙愧せり、其所以は、陣中軍令の鐘を、始めは某が陣に釣置しが、倩想ふに、此鐘を鳴すは一大事なり、自然野心の者竊入て、是を撞かば、陣中大に動揺すべし、撞木を外し置に不知と、撞木を藏し置けるが、又思ふにいや〳〵鐘を撞んとおもふ程の嗚呼の者ならば、撞木無とても、何を以て成りとも撞くべし、所詮鐘を下して包置かんと思ひて、鐘を下ろし、菰に包み置たり、而るに城攻の未明に仔細有て諸軍上使の號令を不待、一統に攻る事あり、是を制止せんとすれ共、大軍の競ひ、進む勢ひ潮の涌如くにて制し難し、故に是非なくおくれ馳に、急き半鐘を撞んとするに、右の用心却て害と成て、急速の間に合ざりしを、漸にして鐘を鳴して、我も倶に跡より登れり、是念の入過たる我過りなりと、其時御邊の言を染々と思ひ出せりと云畢て退去せられぬ、是跡にて諸士評しけるは新左衞門は豆州の許へ常に立入て交り深し、定て今日も下城せば、彼館へ行て凱陣を賀すべし、豆州自分の非を知て、新左衞門へ慙愧の物語せらるゝ共、自宅に於て潜に被申儀なるを、何の急ぐ事にても無きに、晴ケ整列士の中にて取敢ず、之を述らるゝは、則自らの過りを態と萬人にしらせて、向後の覺悟を示さるゝ爲と見えたり、吁豆州の淳朴感ずるに堪たりと諸士呼けるとぞ、

新左衞門楊貴妃の事を引て雜談せしは、或年の暮に豆州より獻上の鱈を仕立させ、則自身の側へ取寄せ、改めしめらるゝ處に鱈に塵付てあり、豆州是を見付て、上に捧る物にかゝる麁末不念なりと叱らるるを、新左衞門傍に在てさな叱り給ひそ、鱈には塵付ある筈に候と云、豆州其所以を被尋に、式三番に塵やたらり〳〵らと謡候へば、鱈に塵勿論の事に候と答、豆州又例の新左衞門の滑稽よと笑ひながら、兎角物毎念を入るゝに如くはなしと被申、新左衞門重て云、各樣には御大役を御勤なされ候へば、左樣にも可有之候、拙者など如き輕き者、餘り念入り過候へば、却て害に成候事も候と云、豆州聞て念入過て害に成りし例ありや、新左衞門云、玄宗皇帝、楊貴妃の別を悲み、方士に命じて魂のある處を尋しむて害に成りし例ありや、

與ふ、方士是を得て直に歸路せば、其身の害も有まじきに、是は世に類ひ有べき物に候へば、其證に成がたし、御身と君と人しれぬ御睦言あらば聞せ給へと云、貴妃實にもとて天にあらば願くは比翼の鳥とならん、他にあらば願くは連理の枝とならんと、誓語を方士に傳へらる、方士是を承て立歸り、其由を帝に奏す、帝聞召て、實にも此密語を誰か知るべきやうなし、是を傳ふるからは、貴妃に會せしには相違なかるべし但斯程他へ洩ざる密事を承り歸るからは、貴妃會せし事も是又違ひなしとて、是非を云せず、忽方士を殺されき、是念入過て身の害に成候に非ずやと申せば、豆州も左もこそと興ぜられける、

偖東武に於て、島原表の御沙汰始る先、島原の地頭松倉長門守儀、段々被及御穿議處に、多年暴虐甚く、諸士諫之ても不容、諫め兼て立退く者餘多有之、士民は飢餓に及び、今度の騷亂も、面には邪法を立ると雖、元來は地頭の苛政に、身のイ無き儘に、かゝる徒黨を企て、天下の噪動に及ぶ事、併地頭の重刑なりとて、長門守其子右近父子流刑に處せられ其所の大名へ（苗字國所失念）召預られしが、重て鈞命有て配所に於て死を賜ふ、天草の地頭寺澤兵庫頭も、兼て領分の仕置宜からず、依之斯る騷亂に及ぶ、其科松倉に等しといへども、本城唐津邊は無別條、天草計の騷亂なれば、一等御宥免有て、天草四萬石を召上られ、殘八萬石にて唐津城は其儘下さる、然るに兵庫頭忠高、無程亂心にて自滅せらる、無嗣、是に於て松倉寺澤の兩家永く斷絕す、

鍋島信濃守勝茂幷其手の御目付榊原父子御軍法を背き、拔蒐の事御穿議の上、以ての外曲事なり、此拔蒐に仍り、諸手一同に御軍令を破り、妄りに攻登る事、全く鍋島が公命を蔑如するによれり、其辜領國を可取削に當れりなどゝ沙汰す、然るに加州は鍋島親緣あれば、加州より遮て御詫言被申上、漸くにして御赦免あり、榊原親子も右に準じ、格別の御咎なく相濟ぬ、此榊原は實は花房助兵衞子志摩守兄弟なり、故有て他名を名乘る、原の城一番の事、黒田細川兩家爭論あり、實は大備にては黒田、小備にては水野一番乘に相違なし、然るに細川手へ總大將四郎時貞を擊取候功高く、右に仍り一番乘細川と御公裁究む、

私曰、元來黑田細川兩家は隣國乍ら、長政忠興の頃より不和なり、(細川の分家細川玄蕃頭の事より起れりと云ふ不知實否、)其上に後藤又兵衞事に就て、既に確執に及ぶ處を、公儀より御挨拶有て、漸事鎭りぬれ共、內々にて互に寇讐の如し、又候今役の一番乘も、如斯なれば、彌兩家不通にて、隣國の好み聊もなし、肥後侯江戶往來にも、筑前領通行あれば、順路なれ共右の譯故二十里廻つて、他の街道を通らる、然るに安永歟天明の頃に至り、如何なる譯にて和談整けん、百七八十年振にて始て隣國の因あり、夫より肥後侯江戶往來にも、筑前領を通らる、筑前侯よりも掃除馳走等丁寧に云付られ、使者を以て式代せられ、吉凶の音信以下、今に於ては外よりも親敷ぐらゐなり、

其外水野美作守有馬左衞門佐、先乘爭論の事あり、是も美作守先乘無相違、猶諸家の事を論ぜば、甚多端なりと雖、記錄焦失のうへは、巨細に難知、寬永中島原一揆と稱する、九州の騷亂は是なり、

是に就て可笑き事あり、京師の遊廓六條三筋町の事、寬永中仔細有て、朱雀野田間へ所替仰付らる、是島原一揆起りし頃なり、時の人是を見て、田圃に獨立する遊里のさま、一揆原の籠れる城に似たりとて世人是を島原と呼ぶ、廓名西新屋敷又は柳町と云、公邊へ差上る書村、其外表立候書付には、此本名を書顯はせ共、常は夫にては普通せず、京の島原と云へば、筑紫吾妻の果迄も、能く名が通稱となれり、又其頃諸國一統に小瘡はやりて、諸人難儀せり、九州路よりはやり出て、殊に肥前國甚し、仍て是も肥前が起ると云習はしか、瘡の名と成て、今に於て小瘡と云名は女童はしらず、肥前と云へヱ、なべての人知るをかし、

抑切支丹宗門の事、稠き御制禁なれば、可否の論は申すも恐れ故に閣筆、唯其次第を錄する計なり、(切支丹の文字嚴有公御代迄吉利支丹と書、綱吉公御代後吉の字を憚切の字に改、)釋氏の法は、元大西印度の地より始りぬれ共、佛法東漸の道理故にや、支那日本へ熾んに行はれ、今に至ては五天竺其外大西の國々には、佛法大に衰へ、總て天帝并囘々の二法を尊信し、此法南蠻の方へ殊更に蔓こり、萬國凡て此

法に傾くと云り、仍て蠻人我國へも入込て、此法を勸めんとするを、豊臣家續いて神祖甚嫌はせられ、是を制禁有て、伴天連印留滿の類ひを悉く本國へ差返され、其中にヤヨウスと云蠻人一人、人質の心に留置かれ、恩惠を以て是を懷け給ひければ、ヤヨウス此國恩を受て、忽心を飜して注進しけるは、我本國より他邦へ此法を勸むるには、深き計略有之候、天帝の法は學ぶに隨ひ、甚妙の事共彌增候故、此門に入る輩は、各一身を拋候、仍て其國に熾んに行はれ候時節を見計ひ、追々本國より首長共渡來して、竟には刄に血ぬらずして其國を押領する術に候近くは交趾など其術を以て、今本國に屬候、然るを御明察有て、蠻國の者を遠ざけられ候段、恐感じ奉候、我は斯く國恩を蒙り候上は、最早歸國の心も無之候得者、御國への忠節に本國の術をあからさまに言上仕候、穴賢御油斷有べからずと注進したりける、依之ヤヨウスを厚く褒賞し給ひ、江都の河岸一つ賜ひ、一生歡樂に身を終りぬ、今のやよすがし其舊跡なり、自夫以來彌蠻國の黑船を、堅く御停止有て、九州の列侯に御下知有て、適黑船渡來すれば、燒討に被仰付、當時日本に殘る珍器は先々に來りし、蠻人の携來れる物なり、黑船入津御停止以後、當時來る商船は、普通の華物計を積て、異樣の者は渡さず、故に本朝に名器乏しくなれり、切支丹の系、轉切支丹を本人と云、其子を本人同前と號、孫より以下は類族と稱して、曾孫玄孫に至りて此系終り、玄孫の子は此系を遁る、各公儀の名簿に留り、生死度每に其所より公儀へ訴へ、本人死失の取計ひは如何有しや、余不知なり、本人同前も追々死して、京師にては享保三四年の頃迄上京須磨町と云處に、老婆姉妹殘れり、是本人同前なり、死失の時與力檢使を遣はされ、死體を相改め、病死紛れなきに仍り、其趣江戶宗門改（大目付作事奉行より兼役）の方へ檢使の趣相達し、返答來る迄の間、死體鹽詰に致し、許諾の返答到來の上、死體取置の儀、申渡す、類族の死失は一等輕く、同心を檢使を以て死體を改させ、病死相違なければ、願の通死骸取置せ、其上にて宗門改の方へ相達し、名簿を改竄、右老婆兩人高壽の者なれば、無程前後に死して、是にて京都の本人同前は絕えたり、其後類族の者追々死て、四五十年以前

迄に此系斷絶せり、

未考の分

一家々にクルスを立、此クルスと云もの安定ならず、彼宗門の標と見えたり、可追考、

一浪人佐久間半之丞備、

原の城圖數枚あり、圖每に少々宛差意あり、其中に寄手陣場町間の圖あり、夫は浪人佐久間半之丞備へと見えたり、浪人に備場可有樣なし、不審可追考、(但し其頃迄佐久間氏兩家あり各一二萬石を領す、若くは其類歟、何れも浪人とあつては不審)、

一何村甚吉何村誰々右張本たるに仍り、竹鋸挽に成候と杢右衛門記にあり、然れ共發旦より終に至り、

右の者共の事蹟見る所なし、只重刑の事計を記せり、不審可追考、

右に記る處、耶蘇實記の要樞なり、尤八十翁が宙覺なれば人の姓名地名、或は時日などおぼろげなるは不記之、只事實を過またぬを專らとする意なり、此耶蘇實記の原本は、余が曾祖父神澤善太夫貞宣(後號禪入)島原陳中に於て、同所の別當隈部杢右衛門に乞て錄せしが、其楮葉凡四十餘枚あり、尤不文俚言取るに足らざる物の樣なれ共、事實に於て聊も違ひなしとて、貞宣之を携へ歸りて、函中に置、又池田屋長兵衛方にある島原軍記と題せるものの正錄の由、仍て杢右衛門が記に併せ見るに、大概符合す、是には諸家の士分討死手負の名を悉く記し、甚微細なり、都て記錄類に姓名を書並べるに、多くは誤り而已にて、證とするに足らず、是も定て其類ひならんと、試みに肥後商人井筒屋祖且に、是を見せて今熊本に此姓名ありやと尋るに、祖且之を見て、凡此姓名當時家中に多し、大家中故に稀には聞及ばぬとも見えたれども、過半は承及び、中にも懇意の人餘多見えたりと云、爰を以て實記たる事をしる、故に杢右衛門記と、此島原軍記を原本とし、其餘世に流布する所の此一擧の記錄を併せ考へ引據とし、正僞を穿議し、且愚評を加へて、耶蘇實記成る、然るに京火の爲に亡ぶ、はた此寫津國屋庄右衛門藏せしが、

是も同火に焦灰す、外に類本なし、耶蘇實記永く亡ぶ、
因に記す、余が曾祖父神澤善太夫貞宜（後號禪入）老後其子與兵衛宜茂、（余が祖父）が許に隱居す、與兵衛同役石﨑喜右衛門衆長、禪入に特に親しく、是に事ふる事師父の如し、元祿年間禪入八十餘歳にて歿す其後享保中衆長七十有餘の頃、余に謂て云、禪入の事蹟足下の許に傳記ありや、余對曰無之、衆長又曰然らば禪入翁の直物語を足下に傳へん、記錄して家に遺されよと、余雀躍し云、吾家に備前中納言秀家卿着領の具足、大和包永の白鞘の刀幷自姓の略系圖、善太夫貞宜が覺書、繼ぎ書幷善太夫島原出陣の具等は傳來すれ共、事蹟に於ては不傳、請ふ老叔の物語を聞て是を記錄せば幸甚ならん、其時衆長語て云神澤善太夫貞宜、其頃二十歳餘浪人にて江戸に在り、伯母壻花房志摩守許に寄食す、于時西國の擾亂の事衆口喧し、貞宜飛立計りはやり、志摩守軍中使を請ふ、志摩守不諾、仍て潛に伯母（志摩守室女）に告て徵しく軍用を整ひ賞ひ、志摩守手前を夜拔して、西國へ赴かる、然るに西國騷亂に仍り箱根御關所甚嚴なり、善太夫進て番士に向て、某儀は花房志摩守より松平右衛門佐方への軍中使の者にて罷通り候と欺く、番士其證を問、則首に懸たる僞書を出して、御關所を計り課せ、西國へ赴き何とやらん云へる湊にて舟を求るに、島原表渡海御停止にて、船一艘もなし、詮方なく爰かしこと濱邊を見廻るに、とある蘆間に小船一艘見えたり、則其所へ行て見るに、獵船と覺しくて、漁父一人居れり、貞宜渠に渡海の事を賴む、漁父云、渡海は堅く御法度とて、當浦に舟一艘も置れず、斯ては我々たつきを失ふに仍り、此小舟を蘆間に隱し置、忍び／＼に漁獵をいとなむ計なり、渡海の事は存も寄ずと云、其時貞宜携來れる軍用金を割て漁父に與へ、渡海の事をひたすらに賴む、漁父金を得て欣然として云、我生涯に斯程の金を得たる事なし、是を得たるうへは、所の法度を破つて爰を立退、何地に成り共越て是を本手として產業に取付べし、素より獨夫なれば跡に心を留る事なし、此上は運を天に任せて、舟を出すべしとて、貞宜を乘せて、波路遙に漕出す、兎角して島原へ着、松平右衛門佐の陣に至り、ありの儘を申述る、處に

健成若者なりとて、黒田陣所に差置かる、然れ共、城攻御法度の折柄なれば、數日徒らに陣所に在て、貞宜も退屈せし處に、二日の夜撃出る、貞宜あはやと兵具して躍出る處を、後より誰かは不知引留る、放せ〱と振切て駈出す、(後日に見れば人の引留しに非ず、我指物竹束に引懸りて如此なりし、振切たる時指物ズン〱に裂たる由、其裂たる儘同指物殘りありき) 見れば魁の物主黒田監物打死に仍り魁備色めき崩れ、柵を破つて一揆原押入る處を、此時貞宜一揆を鎗付微功あり、忠之馬前の晴場なり、忠之後より聲を懸らる、而して夜撃の者共思ふ程働て、どうゝ引取、兵を遣ふ事の輕き、如何なる良將と云共是には過じと、諸人感賞す、貞宜此場にて左の大指に創を被る、(左の籠手の大指に裏搔て玉疵有大指の骨碎老後迄左手不具なりしと云) 因茲城總乘の砌は、貞宜働なし、後日忠之より俸錄千五百石の折紙を以て貞宜を招かる、然るに花房志摩守方に異議有て其事不成、惜い哉、

右は石崎喜右衞門衆長(後號鬼突)物語の趣なり、是を錄して子孫に傳ふ、今般の京火に家系を喪ふ同苗與兵衞忠之、責て略系を圖して子孫に遺せよと余に請ふ、余素より欲する處なれ共、赤松の枝流多端に入組て、此姓の何こより分れ與りし事を審にせず、特に家系の事は、其家に於て至つて大切の物なれば少にても齟齬すれば、祖先に對して大に罪を得ん、況や僞を雜へて之を作るをや、左樣の系は寧無きに不如、余が耄年の空ら覺を以て、是を圖せんとせば圖らずも誤を生ぜん、暫赤松の大略を記して、家の由緒を並べんより、外に奈何共する事なし、若くは當時淸水御殿に小十人與頭を勤居る神澤十藏方に略系やあらん、尋ね試むべしと與兵衞に示す、

神澤姓は村上源氏赤松の氏族なり、世に神谷、神崎、神田、神原等の他姓餘多あれ共、神澤と稱する者他姓になし、若あらば同姓の人なりと、祖先より申傳しなり、元弘の頃、總領赤松圓心に屬す、山崎合戰に、田中小寺八木神澤の者共、所々より出て六波羅勢を擊つ事太平記にも見えたり、足利氏天下一統の後、赤松氏時を得て世に蔓り、圓心孫赤松滿祐に至り、驕奢の餘り公方家へ怨有て、京都將軍第六代普

廣院殿義教公を弑す、仍て此家亡び、氏族離散す、其後赤松家臣石見太郎左衛門と云者、公に獄へて南帝の末を弑し、其功に替て、赤松の家號を僅に興すと雖、古への勢ひ十にして一に不及、夫より、餘裔色々に分れて、一々記するに不遑、其裔の中に近世に至て、文龜永正の頃歟、神澤十郎同修理亮（いづれの合戰やらん討死とあり）是等を假りに鼻祖として、夫より二三代を經て、神澤善左衛門貞勝、同理右衛門八勝、同善太夫貞宜なり、夫だに兄弟の系又別れて審ならず、余が家は此嫡流なり、善左衛門貞勝は、播州三木の城主、別所小三郎長治（赤松裔）に屬して、三木に在り、長治羽柴秀吉の爲に亡され貞勝は三木を落ち備前に趨り、壻花房志摩守を賴んで蟄す、其子理右衛門八勝は、大阪御陣の節、城へ駈込み、毛利豊前守組に在り、夏御陣東軍御先手敗走の節微功在り、同組永井九兵衛證人たり、（九兵衛事後に會津へやらん有つき、老後には加古義齋と改、其頃與兵衛宜茂に逢て義齋物語を宜茂覺書に記し置り此度燒る）其場にて理右衛門重創を被る（永井九兵衛なども理右衛門は其の場にて討死の樣に覺しと後日與兵衛宜茂に語りしとぞ）漸にして備中へ歸り、又志摩守方に匿れて一生を終る、其子善太夫貞宜は右に錄す故爰に略す、其子與兵衛宜茂なり、

自是末百四十六卷に至ては、燒失の實錄數十部の內に有之小說を、夫彼とおもひ出でゝ、百が一心に浮べるを、筆に隨ひて席次を分たず記之、書名慥なるはかたへに記之、又其事は安定にして、書名おぼろげなるは書名を缺く、

〇山名禪高の事

山名禪高（當時交代寄合組列采邑七千石山名氏の祖）或時いかにも古き黑き羽織の、所々破れたるを着して御所へ出られけるを、大御所家康公御覽じて、禪高其羽織はと御尋あり、禪高袖かき合せて、是は萬松院殿義晴公に拜領仕候と申上ければ、公聞召て、流石山名殿ほど候よ、返す〳〵も殊勝なりと、御感賞有しとかや、（岩淵物夜話）或人云、羽織は殊外近世の物なり、中人以上のばさら事の伊達に稀々に

着たりし事なり、然るに頃日に至ては、上下共に禮服の如くに一統に着る事に成り、表向時服拜領等にも羽織を副らるゝ樣に成しは、百年以來の事なりと云へり、倩思ふに、七十餘年以前、余が稚き頃迄は子供に羽織を着せる事なし、適町家などには振袖の羽織あり、余も羨しくて是をせがめば、士の子は袴計りにて宜しとて、古風なる父母は何れも之れを容さず、其頃考人の申せしにも、我等若き時分迄は、羽織を持たる人稀なりし、尤常には着る人もなく、花見遊山やうの事に着せし計なり、今の如きは、常憲院殿の御代よりの風俗なりと云へり、然れば全く近世の事と聞ゆれ共、又本文の通りを本說とみれば二百餘年以前より此服はありながら、民間には無かりしと見えたり、

○畠山入菴の事

畠山入菴は、始上杉彌五郞義春と號して、謙信の甥なり、武名もある人なれ共、謙信と不知にして用ひられず、後には畠山入菴と改名して、公、(東照宮)の御伽衆に成られける、老後盲目なる故、御暇を申し、京都へ退隱せられけるが、徒然の餘り、近年の記錄を讀せて聞んと、あれ是れ取寄せて書名作者を尋聞るゝに、多分は怪しく信じ難き物計にて、其中に甲陽軍鑑と題して、作者高坂彈正とある由を被聞彈正が書物ならば相違あるまじとて、是を傍の人に讀せ聞かれけるに、半にて止させられ、被申けるは、世上に流布する記錄類、皆如斯なるべし、扨々前後相違、或は沒後生前未然の事などを、筆に任せての虛談笑ふに堪たる物なり、譬へば川中島にて、山本勘助入道が云る、中國の毛利元就事など、死後遙か過ての事なり、斯樣の相違勝て計ふべからず、高坂が作といへるも虛事なりや、孰れも信用し難き物なりと被申しとかや、甲陽軍鑑は實記の由にて今も用ゆる徒多し、入菴の說にては用ゆるに足らず、其世にすら如斯、況んや世を隔て出る末書に於てをや、今世に行はるゝ三川後風土記と云物も、平岩主計頭作なる由、序文に自らの誓詞も見ゆる共、僞書なりと云り、大須賀五郞左衛門の家書にも、書名何とやらん云物も右同前なり、平岩大須賀は御家に於て、歷々の人なれども、兩士共に文筆には疎かりし人と

承り傳へぬ、畢竟當時兩家共に斷絶故に、何を記しても咎むる方なき故に、恣に兩士の名を借りて狂言せし物と見えたり、（後風土記挫僞と題して余が書る物ありき今度焼失）關原大全、難波戰記なども、元は酒井忠勝（若州小濱城主讃岐守從四位少將後號空印）執柄なりし時、幼君（家綱公嚴有院殿）御家の事を覺えさせ給ふ爲に、諸家へ仰て家譜を集め、酒井儒臣に命じて是を並錄せる物なれば、原本は素より實記たるべし、夫だに家譜は其家々の事を、專ら輝かして書く物故に、一概に實記とも定がたし、增て世に流布する關原大全、難波戰記は、畢竟其名目を借りて、好事の色々僻說を書加ふる故に、證書に用ひ難し、余之を嘆惜して事實を探り、怪記阿文を去て、正記すと雖、恨らくは世を隔てぬれば、生前沒後相違の事は考へ難く、唯全篇の道理を以て押す而已なれば入菴如き人に見せなば、是以て謬り齟齬多かるべし是時代を隔つるの不肖、奈何共する事不克、

○家康公雷の話

駿河にて御夜詰に人々申けるは、天變地怪には、それ〳〵用心の仕形あれ共、雷計りは仕樣なしと申けるを聞召て、雷にも用心の仕樣あり、世上の人雷鳴の時家內の親族こぞり寄居る、是甚不覺悟なり、左樣の所へ雷が遠慮すればよけれ共、聊遠慮なく落るなり、此前も親兄弟子供打寄居たる所へ雷落かゝりて、親族根絶しに成し事を聞けり、雷の用心には、家內の親族一人づゝ別れて居るがよし、左あらんには、雷落て一人を過つ共、殘る者共恙なければ、跡はいか樣共成るなり、所詮雷に打れて死する程の運命の者は、是非なしと仰られける、

○有來新兵衞が事

京糸割賦町人有來新兵衞、始八町新兵衞と申ける、（丁七唱が末なるよし）樂焼を善して、世に新兵衞焼とて賞しける、或時駿府へ參上して、御機嫌を伺ひけるに、公殊に悅せ給ひ、よくこそ來れ、今より有

來新兵衞と名乘べし、言は明自遠方有來の意なりと仰ければ、難有敬伏して、夫より有來と稱しける、是等の事餘り御輕々敷處事ならんと思ふ人あり、是當時の御威光に引合せて見るに仍てなり、必しも然らざる歟、總じて和漢共に、國初の君、下近く褻睦給ふ事古今通例なり、増て神祖は至つて御下主近く萬民を慈ませ給ふ故に、其御德化を仰ぎ懷く事大方ならず、代々の累なるほど上遠く成る事を、良君は歎かせ給ひ、御風俗を國初へ戾さるゝ事、已に有德公などの御風儀ぞかし、中華の天子は日本東君の御威勢よりも、大に輕き樣子なり、今に至て國々巡狩の節、農商の者の世業に障らん事を厭ひ給ひ、道筋構なく常の如くに世業を營む事をゆるし給ふとぞ、或は其所に至て、自ら獄を聽給ふ、是等の風俗にて、萬づを思ひ測るべし、是清朝國初の漸く百三四十年に及び、今の乾隆帝は、第四代の君なれば、國初の餘風今に殘り、就中當帝聖の聞えある故に斯の如し、吾國も上古人皇の始には、天子自ら國々の夷を征し給ひ、或は所々の行幸御輕き事、六七十帝迄は、御餘風續かせ給へ共、いつしか他所の行幸も止み、（近世にては後水尾院靈元院御落飾の後、都近き山々へ御幸なりし外、御在位の行幸は數百歲絕てなし）天下の武家に歸せし後は、古格古式廢れ、就中足利歷世の內に、朝儀廢果たる事世にしる處なれば爰に略す、中華は神裔など云事なく、歷朝各姓を異にして、元と庶人より立たる天子なれば、國の風俗朝每に換る故、國の開闢は舊けれ共、却て國新敷に似たり、畢竟二千四百餘年以前の我朝と、今の清朝を比べ見る樣な物にて、時風懸隔して比べがたし、天子の稱は和漢等しといへども當時の趣を以て見れば、中華の天子と、我國の東君とを對揚して論ぜざれば、和漢の事分りがたし、

有德君は、兼々御上洛の御志有しか共、當時の御風俗にては、事廣大なるを厭はせられ、さりとて是を略せられんも、流石御歷代の規矩に障る事を憚らせ給ひ、御隱居後は御格外なれば、至て御輕く遊され、御上洛の御積り成しに、圖ざる御不例に渡らせられ、其事止ぬとかや、因云、何にても物を二度誤れば一向に其本を取失ふなり、書寫などをせんに、うか〳〵書きやれば烏焉馬米朱朶の類を誤る、心を籠て

文意を味ふて書けば誤り少し、假初の物を寫すとも、此心を專らにすべし、右に記せる有來新兵衛、先年錢座年寄たりし頃、長州の銅山へ常に通路せり、或時長崎の飛脚來て、新兵衛近所にて、割木屋新兵衛方はいづこと問ふ、誰も不知、有來方へも來て爾々と問ふ、新兵衛長州の飛脚と聞て、書狀を出させ見るに、自分の宛名なり、然るを割木屋と覺えしは、いかなる譯ぞやと後に樣子を聞けば、長州にては有來(ウライ)を有來(アリキ)と覺え、其ありきを又誤て割木屋と使の者が覺しなり、二度誤れば後には斯樣に一向しれぬ事になるなり、是をおもふに、地名人の姓などには存じも寄らぬ唱あれば、遠國文通には心得あるべきぞかし、さりとて、我名に假字も付てやられず。其親疎に應じて事の次でに、端書などにしらせ置もよかるべし、名ある故人などに、當時の唱と違ふ事間々あり、毛利元就も、もり元就なり、森と毛利同唱にて、紛敷故、もうりと唱るは、近世の事なりとぞ、米津をよねきづ、米田をこめだ、斯く唱しなり、今けう長と唱れば普通せず、皆けい長と覺居るなりと云り、實にも古へも天慶(ケウ)と唱たる由なればさもあらんかし、然れば慶安も、けう安歟、唱近き事ながら、其世の人殘ざれば、聢と不知、曆の字は、大かたりやくとよめり、延曆元曆曆應の類、皆りやくなり、明曆はめいれきと唱候よし、近年の寶曆も、りやくなり、年號の貞の字は、みなでうと讀む、貞和貞享の類なり、明の字はめいと唱ふ、みやうと唱しは覺えず、畢竟呉漢二音の差別計りにて、異なる事もなし、只地名には存も寄らざる唱あり、都近き所にては、鷄冠井(カイデ)、一口(イモアライ)の類なり、其外勝計ふべからず、

翁草　巻之百四十六

焼失の小説殘篇（前巻に出たる事もあるべし、今は多端にて不及正）

是は戌中の大火に、余が藏書は多分亡びぬ、其中に余がまさしく覺えぬる小説どもを、責めてもが一つ書殘し置んと、くまなく胸を探りて、やゝかごと計り、左に拾ひ出せり、一箇ごとに、其出所を書かまはしけれど、紛々として是をわくる事あたはず、故に書名を略す、

〇秀吉公鶴岡參詣

豐臣秀吉公小田原陣の砌、關八の所々巡覽し給ふ、鎌倉巡檢の時、鶴岡にて頼朝の影像を開かせらる、供奉の侯伯恭しく威儀を正しく列居す、秀吉つか〳〵と像の側へ立寄り、像に對して曰、孤獨の身にて天下を掌握せしは、御邊と我と計なり、但し御邊は流人とは云ながら、源家被官の者、馳集つて勃興の始より與力せり、我卑賤より出て、左様の扶け一圓に無之、偏に獨立せり、然れば御邊より功高きに似たれども、天下武家に歸するの基を始られし處最巨なり、何れにも我と天下友達なりとて、像の脊中をほと〳〵たゝかれしとかや、

愚按、頼朝義兵の始より征伐の事は代官を以てし、自らは鎌倉に在て生涯上洛せず、官途を不望、二位の亞相に止り、而して和漢に先蹤なき、總追捕使を申下して、政道を武家に預り、海內武家に歸する基を建るの綱、人望に協ひ、今に至て六百年、其矩を不違、抑一道を開事の難き、況や武將權輿の功にをてをや、太政入道の猛威を以て、相國に押成り、君を蔑し、法皇を押込奉り、遷都を企て、飽迄我意を振ふといへども、其身幷に類葉公家と成て、恣に威を輝すばかりにて、頼朝の如く、表を和

平にして天下併呑の奇術を不知、可謂頼朝の巧最可賞、頼朝の佞最も可惡、其後、後鳥羽院、後醍醐院、思召立る事あれ共、天下の武士、頼朝の規に褻れ奢りて、勅に從はず、楠子の正策徒らに、長く武家の世となる、爰に於て、頼朝の功可否の論に不渉、廣大なる事をしるべし、秀吉の事は前にも記す如く、賤より出て武威海內に溢れ、異國迄に及ぼすと雖、人臣の道を違へず、皇を恭敬して、其身は中華の王たらんと欲する處、(委敷前に辯ぜり)、甚强大にして而も正道なり、是れ頼朝の小機の不及處、又頼朝の大綱は正道に非れ共、天下士民の志、今に至て爰に止る、是又秀吉の不得處、爰を以て兩將を論ぜんに、優劣孰れにかあらん、筆を投じて後君子の勘へを俟つ、

○和國髭の事

和國髭を剃始めしは、甚だ近世の事なり、寛永の頃迄は、貴賤を云はず男子は都て髭あり、然るに髭を剃し濫觴は、土井大炊頭利勝、實は神祖の御落胤なり、大猷公の御代、老臣の筆頭にて、寛量仁慈の人故、世擧つて之を賞しける、ある時殿中に於て、其容貌のよく神祖に似させられたる由、人の呼けるを仄に聞て、翌日登城の折から、髭を剃落して出られける、諸人是を見て、大に驚きぬ、今こそあり、其頃髭なき人は、古今希有なれば、驚しき理なり、依之其所以はしらね共、利勝のかくある上は、さらば髭を取らんと、我も〳〵と剃落しける、則今の風俗と成たり、利勝は質直にして、其御因緣も固く秘せられ、唯君臣の道を正しく奉仕せらるゝの外他なし、然るに右の噂、動もすれば人口にあるを懶く思ひて、容貌を替ん爲計りに髭を剃られしに、其所以はしらずして、一統に髭を剃て、後世の風俗と成りしこそ可笑けれと、落穗集の編者知足翁が書置けり、

○土井利勝の事

此の利勝の行狀は、武野燭談にも有增見えたり、寛永年間、多葉粉、頻りにはやり、貴賤おしなべ是を翫ぶ事甚し、故に段々上田を潰ぶして、此苗を蒔き作るに仍り、世の費なりとて、之を制禁せらる、然

れ共世に是を好む人晉くて、竊に是を犯すもの少なからず、利勝或時出仕有て、御前へ罷出らるゝとて御次を通られしに、近臣の內、御次にて多葉粉を飲居けるが、利勝を見かけて、周章ふためき、之れを取かくして、さあらぬ樣にて有けるに、利勝共所に中座にて、各の中には、多葉粉を飲れたると見えたり、我も是を好めり、一服所望せんとて、きせる煙草を乞はる、彼士赤面しながら、共具を差出し恐入て控居る、利勝心靜に是を飲畢て被申けるは、御制禁の事を御內より犯しては、天下の規矩立難し、穴賢重ねて急度停止あるべしとて、共座を立て御前へ出らる、利勝爰にて共に之を取り上て飮れしは、其士の心を安からしめん心なるべし、左なくては、此事言上有ていか成御咎もあらんやと、恐怖せん事を厭て、我も同犯の人と成て後來を示さるゝ處、仁惠の至り、總じて利勝の質、かくの如し、去に仍て諸士猶更恐愼み、懷く事類ひなし、此たばこの士も、大切にて何の御咎もなかりしとなり、共後此法を破る者、數限りもなく、不圖科人多く出來ければ、所詮斯程の人の好む所、御制禁有ては、人も損ずるなりとて、無程此法を止られしとかや、

○肥後國を細川家へ賜ふ

同頃加藤家坐せられて、肥後國欠國と成りしかば、鎭西の藩屛樞要の場所なれば、最共の器を撰ばれて國主を究らるべしと、老臣を聚められ、潜に之を議せられ、豐前小倉城主細川越中守忠利に賜べきに決す、然るに共夜老臣殘らず急に召さる、各唯ならず思ひて、早乘物にて登城せらるゝ處に、直に御前へ召され、御氣色大に常ならず、上意有けるは、今日肥後の事を密に評定せしに、はや品川邊にて專ら共沙汰ある由、目付の者注進せり、斯る密事の共日に漏るゝ事奈何、斯ては向後の政道成りがたしと、以ての外の御機嫌なり、各愼て恐れ入、早速の御請申上る人なかりしに、大炊頭左右を揖し、從容として被申上けるは、御密談他に承り候者、一圓に無之、最私共に於て豈是を漏し候はんや、遮て愚案仕候處世人の欲る處、上の思召に符合仕り候と覺え候、上下の心自然と和合仕るは、寔に不求して天下の美事

最も聖教に相叶ひ、御代長久の基と、恐悦此上なく候と言上ありければ、暫く御考有て、大炊頭が申狀道理分明なりと、忽御氣色爽に成らせられ、各深夜の出仕大義とて、御帳に入らせられぬるとかや、大猷公は目付の者を撰ばれ、常に江府中聊の事迄、日々しろし召されぬ事なしと、諸錄に見えたり、此外大炊頭の嘉言頗る多く、松平伊豆守の穎敏にして、いか成六ケ敷御好の事をも、端的に調進せらるゝを難じて、物には緩急有事を、上に知ろし召す樣にするがよし、上意たり共成らぬ事は成らぬ樣、隙取る事は御猶豫ある樣に申上べき條勿論なり、足下は頓才の人故、速に御用を辨じられるれ共、餘人は是を成す事不克、餘人へ被仰付時、其人の功なきに似たり、左には侍らずやと、豆州に說諭ありければ、信綱大に屈伏して、其後は相愼まれしとかや、

新番組の始幷諸組格

國初御三四代迄は、物每御輕く、假初めの事をも、老臣を召されて、議せらるゝ故、自ら下の事をよく知し召て、御政事淳直成りしとかや、落穗集に、新番組の濫觴を書るは、其頃大奥女中內々願けるは、宿下りの爲に、銘々が兄弟甥の類を召出され、相應の御番入仰付けられ被下候樣にとの趣なり、公聞召其儀は表へ願書差出候樣にと被仰、扨老臣の面々へ內々願の儀御咄し被成、能樣に評議いたし、いづれの組へか呼出し可遣旨被仰、則女中願書を表向へ出候に付、各評議せられ、一兩日過候て大炊頭被申上けるは、此間仰渡候趣評議仕候處、大番へ被召出可然旨評決仕候と被申上、夫より暫程過て、又老臣へ被仰けるは、此間の趣女共へ內々申聞候へば、大番は京大阪在番にて、多分留主に付、何角差支申候、何卒兩番へ呼出呉候樣とて、皆々相願へり、如何可有哉、又可考との仰なり、右に仍て又々各評議せらるゝに、御書院御花畠（御小姓組とも云ふ）の兩組の儀は、三州以來有功之子孫、皆此組へ召出され、幷大名の子弟御奉公願ひ有之ば、此兩組へ御番入被仰付定法なり、然るに女中系の輩を、其仲ケ間へ召出れなば、究て古番の面々何角と申べければ、所詮是にはかへ難かるべし、去ればとて大番は女中迷惑の

由、其外小十人組は一等輕し、一向に並て二百俵にて、凡そ大番組の格式にて新組を立らる可やと評決して、其段大炊頭申上げるに、左あらば其通然るべし、但し高二百五十俵にして、馬を持事をゆるし、格式は兩番と大番との間に致候樣に被仰、大炊頭奉之、上意の趣畏候、勿論番頭組頭なくては相濟不申候、如何可被仰付やと伺はれければ、新組の事なれば、外の諸番頭とは違ふ事なり、近習の者の內を見立申付べしとの上意にて、御扈從御小納戶の內より被仰付、夫故御番面々の格式に合せば、番頭組頭共に輕し、發且右の譯故、此組は御內同前にて、番所も奧近く、折には大奧より御菓子御夜食などを下され、御成の節も、御身近く御供に候しけるなり、總じて諸番の格式組々に少々づゝ差別有之、番頭は大番頭上席にて、五千石高大名役なり、組頭并番衆は、兩番新番よりも次にて、組頭は六百石高、平番は並高二百俵なり、番頭と組との格式、若干違ひぬる故に、頭への禮節尤嚴重なり、兩番の番頭は、四千石高にて、大番頭の次席なり、組頭は布衣千石高にて、大番の組頭より上席、平番も大番より上席、並高三百俵なり、故に組より頭への會釋嚴重ならず、番頭を被蒙仰時、組頭以下平番の宅迄、一々相廻られ、今日御相番の仰を蒙との口上なり、是を請て已後、組頭を始め、組中右悅として、頭の宅へ罷越す、若番頭より其沙汰なければ、悅びにも不參となり、新番は右に記する通、番頭は諸組より格式輕く、受領にも不及、二千石高布衣の面々なり、組頭は、大番組頭同格六百石高、番衆は兩番の次大番より上席並高二百五十俵なり、小十人組は又一等輕く御徒步の上席にて、自是御目見以上なり、頭は布衣千石高、組頭三百石、平番並高百五十俵なり、組中皆朱塗御借具足なり、總じて士分の輩は、小身にても銘々具足なれども、此組計は御借具足の譯は、御陣御供御馬副に罷在、重き御使は、御使番相勤、輕き御用御呼使等は、小十人組相勤、依之御見知りの爲に、一統の朱具足なり、是を海老賣具足と世に稱せり、此並高の事無高御番入の輩へ始て被下、御宛行の事なり、兩番などには、平番に二三千石の持高の面々有之、新番大番にも、持高千六百石の人も是あれ共、高に不拘、平番は一統に同格なり、且新番被仰付始に、馬

持候事御免の仰なり、當時の様子にては、新番に不限、諸番の面々都て持馬はなし、然るを右上意あるは奈何と、落穗集の撰者へ或人尋しに、其答に、其頃迄は兩番の面々は、皆馬を持てり、其後諸士奢て窮する故に、兩番の輩、總じて小身の人に持馬あるは希なり、大猷公の御代迄は、三川以來の御家風遺り、諸士質素にして、我一と武を嗜み、馬など持兼る人を嘲り笑しなり、世の澆季に隨つて、常の奢に費る故、武の覺悟の失せぬるこそ歎しけれ、當時の御風俗年を累て世に融通せば、諸士恐怖して奢を愼み、古代の風俗に歸しなん、寛永正保、其後迄も、諸士參會の事を聞くに、譬へば他より到來の品ある時、相番の衆中へ廻狀を以て一種令到來候汁を可申付間、御出懸相待と申遣せば、各忝き由を答て、人々獨辨に飯をつめ、是を携來る、則亭主汁を出して、是を饗する事にて其他の饗應一品もなし、是にて相番の因を濟せしとかや、今の振舞ひとの相違を考へ合すべし、諸士出會に不限、其世の風俗皆爾なり今にても町家に年始に汁と號して、參會するは其故實なりとぞ、

○松平伊豆守信綱

松平伊豆守信綱は、世に聞ゆる英敏の人なり、或人豆州へ問て曰、大名衆は廣く國郡を領して、さしたる御奉公もなく、安居せらるゝは、結構なる物にて候、旗本衆は、僅の御知行にて、常に御用繁多の衆中多く相見え、勳勞是ある方々も、格別御取立無之、損成る物にて候、總じて公儀御用に於て、替儀なしとは辨承度と申、豆州笑て、去ればこそ、人々大名に成りたがり候、是等人間の禍福の成す所か、此申せ共、其中に大小有之、大なる事は大名の役、日用の小さき御用は旗本の役と申様なる物なり、大智は魯鈍なる様に見え、小智は小賢しく見ゆる、譬へば大名は腰刀の如く、旗本は小刀の如し、刀脇差は常に用なけれども、まさかの時なくて不叶、故に士たるものは、第一に之を吟味し、態よき覺ある物を人々佩るなり、小刀は常に用る所は繁けれ共、佩刀の如くに、態の吟味にも不及、當り合ひに違ひて濟なり、大名は常は隙なれ共、肝要の時に召仕はるゝ道具、旗本は常は重寶なりと雖、肝要の御用には、

其身少さき故間に合ざるが如し、是大名旗本の差別なりと答られしとぞ、

○無準一軸

先年徑山無準和尙の一行の眞蹟、見る人を寒からしむる勝れ物、賣物に出て、道具屋ども會評して、尤金百枚道具なれ共、夫程に望む人はあるまじ、金五百兩の價相當成るべしとて、鴻池とやらん先の名は忘れたり、町家の豪へ持參して、是を見する、彼某倩是を見て、感慨して其價を問、金五百兩と答、某眉を顰めて、此道具に價不都合なり、仍て殘念ながら望みなしと、世に本意なげに答ふ、道具屋心に思ひけるは、日頃價に惡びれぬ人なるが、いかにして斯申さるやと、不審ながら、又押返して申けるは、賣物の事に候へば、先賣主の申すに任せ、價の事を申候、道具だに御望に候はゞ、價はいか樣にも相對出來申べしと申ければ、左あらんには、道具は至て望なる儘、存寄を申見るべし、何卒金千兩にて買請たしとなり、道具屋驚きて、手前より五百兩と申候道具を、千兩に御望とは更に合點不參候と問、某が曰く、在れば左こそは思はるらめ、此道具は無双の物なれば、千兩道具なり、然るを五百兩に求得たると世に沙汰有ては、我耻なり、第一道具の位を陋しむる處、道具に對して先以て無禮なり、千兩の道具を、五百兩に買ふときは、半金を偷むに似たり、總じて世に掘出しと云を聞に、道具の位より下直に調へる事を云へり、大に賤敷事なり、掘出しと云は、得がたき道具を、千金に換て求たるを云ふなり、此一軸抔が則掘出しと云物なり、願くば千兩にて手前へ申請たしと有ければ、道具屋殆ど甘心して、町家ながら、流石家柄の大量、庸夫の及ぶ處に非ず、賣主へ其由を傳へて、金千兩にて彼一軸を附屬しけるとぞ、斯る美談もあるに、去る御門跡へ來國行の刀を御覽に入れ、金六十兩迄に直段も附けれ共、持主惜しみて不差上、其後持主身上傾て、諸道具沽却するに及て、彼刄物を道具屋へ見せけれ共、斯樣の上作物は、差當り賣口なしとて、金二兩にて取と云に仍、先の事を存出し、責て金五兩に召下さるべき由其身の窮迫を申上、相歎けるに、今にては御用無しとて、取合給はざりしとかや、彼町家の何某が風情

に比しては、無下成る事と聞人あざみぬ、

○牧野備後守大小鮫

余が存ぜし研屋方へ、所司代牧野備後守の佩刀を、年々造り替に差越さるに、道具は度毎に替れ共、鮫は替らず、此鮫凡ならずとて、其道の者共聞傳へて、彼研屋の許へ見物に來り、加樣の鮫、凡天下に叉あるまじと沙汰して、取々其價を考へ見るに、脇指の方金千兩、刀の方は少し劣りて金八百兩と、其道の目利者共の評判なり、余も見度思ひしかども、其頃繁用の折柄なれば、いたづらに見ずに果ぬ、理り成る哉、彼家は常憲院公の御代に時めける家なれば、加樣の重器あまた貯られしとかや、

○賣家の松

洛の尼崎何某、世に懶うく自らの家を售りて立退く時、常に愛せし老樹の聳えたるに名殘を惜みて、斯なん短冊を付て、千々の思ひを後のあるじに告て去りぬ、

馴て見し軒端の松よけふよりは後の主の千代をともなへ

買得たる人、敢て此情をしらず、何某がしつらひ置ぬる種室を悉く破却して、其跡に透間もなく借屋を建るに、此老松邪魔に成るとて、枝榮えたる老樹を伐り倒してけり、むくつけに無下なる擧動と見る人にくみぬ、

○槇島玄蕃允事并細川家中由緒之士

槇島玄蕃允は、本姓足利の一族桃井なり、大阪御陣に籠城して、七組の內速水甲斐守組なれ共、持口一所の大將を蒙りて、守禦する處に、流言有て、關東內通の沙汰す、仍て檢使を以て自刄を賜ふ時、槇島是を陳防して、此危難はまぬがれぬれ共、持口大將の任は解る、而して大阪落去後は、細川家に陪隷して、采地千五六百石か、二千五六百石を領し、其身殊の外長壽にて、後には槇島三庵とやらん號して、元祿寶永の頃、百三十餘歲にて身まかりぬ、其子孫代々肥後に奉仕せり、然るに太守家傳の秘方、烏犀

圓に、狐の生肝一味加入す、此生肝を取る事いかなる故にや、槇島の家の役なり、是を取るに古例あり狐を狩りて是を獲たる時、其狐に示して曰、主命なれば不得止事捉へたり、去ながら無罪を殺すに不忍故に助命して放ち遣すなり、重て捉へなば、命を可取とて、其狐にしるしを附て放ちやる、數狐皆斯の如し、ひたと狩る内に、重て捉る狐あり、其時再犯を云聞せて殺す事なり、さる三代以前の槇島強氣の士にて、何條再犯を待べき、唯殺せよとて、始てかゝりし狐を殺して、藥味に用ひけるに、夫より間もなく彼士亂心して自滅す、仍て各打寄て、表向を取繕ひ、病死の披露にて、跡無相違相續す、其士また自殺す、再屬故家中にも專ら取沙汰し、色々の議論あれ共、秘藥の義を一人にして蒙る御用の家なれば斷絶も如何と評決し、太守も粗承知せらるれ共、格別の譯を以て他家より養子を以て相續相濟ける處に、此養子も天明の始か、安永の末かに同樣の變死す、此上は是非なしとて、近年に及て、其家斷絶せり、世に狐の仇を報ずる咄は、あまた聞けれ共、まのあたりなるは未知、此槇島の家を亡しけるにぞ、皆人其怨念を恐怖しける、肥後には今に於て、歷々の裔、有功の子孫多し、先づ長臣長岡帶刀（同國八代城主采邑三萬石）は、松井佐渡の子孫なり、佐渡は幽齋三齋兩代に仕へし股肱の臣なり、其頃世にいへるは、公儀は松井佐渡、武邊は有吉賴母とぞ申ける、佐渡是を傳へ聞て、侍は有吉が如く武遍なるがよし、我は慾いあれ是に携る故、此沙汰にあへり、有吉と我と武を競べんに、爭で彼に劣らんや、いと口惜き沙汰に逢ぬと悔めり、其頃是に似たる事あり、淺野幸長の勇武を世に稱して、黑田長政の事は左程に不云長政述懷して曰、我れ幸長に勝るとも劣りはせじ、然るに幸長を譽るは、彼が父彈正は、政事其外常の事には名を得たる功者なれ共、一生彈正が武を不聞、其子幸長は、專ら武を嗜むに仍り、親に優れりとして此名あり、我親は誰かはしらぬ、名にしおふ如水なれば、其子の我も其筈の事と、世に思はるゝ故に斯の如し、是をおもへば、よき親を持しが、我身の損なりと悔まれしとぞ、（是等續武者物語の說）佐渡後に長岡姓を賜ひ、當家第一の閣臣なり、有吉賴母は、武名のみ輝て、他の事は最も無骨なり、今の

有吉四郎左衛門（一萬八千石）祖なり、米田監物は大阪に籠て、大野主馬組にて、相組塙團右衛門と監物夜撃の大將なり、米田（ヨネタ）とは不稱米田（コメタ）と唱ふ、大阪の事記する書に、長岡監物と書しもあり、其節よりも長岡と名乘しにや可追考、今の長岡助右衛門、（一萬三千石）此三人を三年寄と號、當家にて上座の臣なり、澤村某（一萬石）是は名高き澤村才八、（後大學 が子孫なり、小笠原備前、（七千石）是は大阪に於て三齋の內室（明智光秀女）の烈に殉ひし小笠原正齋が末なり、其外木村三刀谷（ミトヤ）鎌田等、各有功の家柄なり、加藤家の臣、庄林隼人、飯田覺兵衛、森本儀太夫などが末も、當家にある由承りぬれども、大身には其姓不見、可追尋、明智左馬助子孫は、三宅藤兵衛、（三千石）と稱す、京都將軍の末（客人分此名失念）無役五千石にて、安居せらる、大友の裔松野某、今以て此家に陪す、其他餘多あり、枚擧に不遑

○大阪七組堀田圖書助

大阪七組の番頭堀田圖書助は、落城の日痛手を負ながら、秀賴公御生害の御供せんと引返し、大廣間を通る處に、加州勢雲霞の如く亂入して、一人の敵圖書を目懸て突蒐る、圖書暫くは立會ぬれども、困兵なれば鎗付けらる、敵馳寄て其名を問に、堀田圖書助と答ふ、敵鎗を捨て、扨は我從弟なり、遠國故面會せず、文通計りせしが、思はざりき我鎗にかけんとは、圖書助莞爾と笑ひて、偖加州の堀田與右衛門とな、圖らずも親族の手に懸るこそ幸甚なれ、いざ首を取れと尋常に覺悟す、與右衛門助けたく思へ共、重創なれば、迚も助け得がたしと、涙ながら首を取る、武士の習ひぞ墓なけれ、（大阪覺書）

○薩州池山與三左衛門難船

薩州の士池山與三左衛門は、元醫師成りしが、願ひて士と成る、天明中琉球勤番の監察役を蒙り、相使兩人と彼地に赴き勤番果て餘人と交代し、歸帆の折から、難風に逢て洋上に漂ふ事數日、とある離島へ漂着す、島人立蒐りて、其由緣を問、人物各不束ならず、文字もある島と見えて、言語は通せざれ共、文字を讀て、日本の人としれり、則船よりあげて、可然屋舍へ招き入、子細を聞糺して、外へ是を訴る

様子なり、三人の士もいかなる外夷の國へ吹流され、不法の狼藉にも合ふやと、始は安き心もなかりしが、其體中華の屬島と見えぬれば、少し安心をせしが、やがて訴への返答ありしと見えて、彼所へ難船の面々を引渡す、則其先は南京なり、夫へ着船すると、南京の役人立迎ひ、日本通詞の人之に副ひ來り様子を尋ぬ、實を以て答ふ、暫くは船の內に控へさせ置、あの方評議濟しと見えて、陸へ上るべき由を申越す、三人の士相談して、異國の地へ上るに、作法不正にては、我國の耻辱成べしとて、威儀を繕ひて上るべしとて、弓鐵炮の列を正し、銘々上下熨斗目を着し、道具を持せ陸へ上る、通詞の者是を差留けれ共、是は日本の士たる物の風俗に候とて不聽、通詞の者難儀に思ひ、再三申けるは、中華には武器を鎊るは、非常の時の事に候常は佩劍をも解候風俗にて候、然るを各如斯被出立候へば、此方にも非常の格を以て、警固を可申付候左有ては甚不幸の事に候へば、其國へ入ては、其國の風俗に隨ひ候が穩便にて宜候、枉て其出立を被罷佩刀を解て此方へ渡され候へ、當分預り置可申と事を分て申けるに仍り、此上遮て申募りなば、事もや出來なんと、是非なく是を許諾し、さりとて佩刀を他へ渡さん事は、決て成り難し、手前にて筥に納め置べしと、應對相濟て、其趣にて陸へ上れば、則客舍と覺しき一室へ招き入れ、挨拶人出て是に會し、普通の饌を以て饗す、彼土の賓客交々來て應對し、我國の風俗を試る體なり、上座の相士兩人は文に疎くして、每事應對不辨なり、池山は文學あるに仍り、入來る人皆池山に萬づの事を談ず、仍て後には兩士とも池山に座を讓りて、池山筆頭に居て事を辨ず、斯て爰に在る事凡半年計、其間に南京の勝景そこ爰と鄕導を以て是を見す、池山文學は有といへども詩文章の事を不得、逗留中彼土の人詩文章をひたと贈り、殊には離別に至て甚餘波を惜み、數々詩を贈りしに一和も答ざりし事池山甚慙愧せしとかや、頃者橋姓薩府へ行と否、兼て此事を傳へ聞しに仍り、池山に會して委しき物語を聞んと、彼人の事を尋ねしに、去年物故せりと聞、殘懷限りなし、池山が門生たる人兩士（此名念失）に出會して、有增の物語を聞く處、本文の如しと、橋姓の西遊記に書けり、此滯留の間に、北京へ

是を伺ひて下知を待しと見えたり、而して本國に送り返すべき由の令下りて、彼土出帆の時に至り、人々樣々の餞をして、離別の情最せちなり、扨攪を解く事歸國に赴とて、三士船中にて評しけるは、漂流の者歸國すれば、崎府に於て明細の吟味あり、携へ歸りし諸品は、悉く公儀へ召上らるゝと傳へ聞、今船中に在る所の品に、怪敷ものはなしといへども、自然いか樣の御疑ひかゝる間敷ものにあらず、所詮品々を海へ投て歸るへしとて一品も不殘蒼海へ投込て、崎府へ着岸す、則長崎に於て、一通りの尋あり、其趣を江府へ言上ありければ、薩州へ御尋のうへ分明の事なれば、何の御吟味にも及ばれず、長崎より直ぎに、薩摩へ歸らる、素より船中何の御改もなく歸國せり、斯くあらば、惜しき品々を海へ捨まじき物をと、後悔せりとなり、

○琉球風俗

橘姓が薩府滯留の折から、琉球の王子（名失念）薩摩へ聘する事あり、是は太守の姫君、關東御入輿の御悅の由あり、さらでだに琉球は和國よりも人品風俗美麗の國なるに、王子他國に朝する供奉なれば、一際綺羅花やかに鸞輿鳳蠑空に翳き、佩玉連錦、街に輝き、壯觀類ふべき物なし、薩州に於ても、華營を設け待受らるゝとは雖、世にしる如く、薩摩を君とする國なれば、賓客の禮を以てせず、家中の大身を會釋が如し、其格相當せず、他に異なる物なり、時今天明の年寒天なれ共、春暖に等しく、冬三月の間雪なし、五子此度の渡海は、一つには御歡、又一つには雪を見ん爲の來朝と沙汰せり、彼本國は開闢巳來雪降らず、男子は常々薩州へ往來する故に、雪をしる、婦人は雪を見る事なし、、故に雪ある事を眞とせず、男子にても王子の如き貴族は雪を知ぬ人多し、仍て薩府に各滯留して雪を待つれども不降、大に本意なき事に思ひながら、其期も過ぬれば、是非なく御暇を中入られ、歸國の催しある處に、二月上旬大雪降て、一面に白妙の氣色を見て、王子大に悅び、幾ばく賞之、是を歸國の土產にして歸られぬ都て琉球は和漢に屬するとは雖、中華は國遠く、常に交りなければ、親しみ薄し、薩摩は正敷隣島にて

程近く、其上陪屬の所以あれば、其矩に外るゝ事なく、十にして七つは和國の風なり、和歌俳諧など、專ら彼國に行はれ、余も度々是を見たり、凡の風體日本に違ふ事はなけれども、間にはあの方の國語交りて、解しがたき事あり、うたひもの尤和音の儘にて用之、薩摩より狂言を仕組て、彼國に渡り、戯場を興行するに、近來は忠臣藏の淨瑠璃殊の外はやり、琉人涙を流して感激す、外の狂言にては芝居はやらず、唯幾度も忠臣藏とだに云へば、人群をなしぬと西遊記に書けり、

○南紀侯童子訓

文武の士の兩翼にして、左右全からされば、飛行自在ならず、治世の武は亂世の武に不如、亂世の文は治世の文に不如、治亂に不拘、文武を備ふる事難い哉、粤に安永天明の頃に至て、吾朝の藩屛飛龍在天の良、追々に出現して、國を潤色し、其美他邦に及ぼして、隣國の主將も之に傚ひ、愧て暴扈を愼む、就中華族の鼎侯（尾紀水三侯）時を得て、龍君揃はせられ、三光の並び照すがごとく、國家の安危を鑒み給ひ、浚明院殿薨去の砌より、鼎公各在府し玉ひ、晝夜の境なく、密會あり、御自書の贈答絕間なくしが、程なく白川侯を擧て幼主の輔佐とし、邪僻の嬖臣は悉く遠ざけられ、賢良の匿れたるを撰出して、此御使をも人を撰ばれ一人の士を究られ、他士は是に携る事なし、世人是を傳聞て、唯事ならずと呼合それ〴〵の有司となされ、賞罰明鏡の照すが如くなれば、須臾にして天下の士風、忽に正しきに歸し、德川の浪靜に、時津風枝をならさぬ御代に復することそ、偏に鼎公の洪なる功なれ、五六十年來人物乏しきに似たり、今將聖天子上に在し、柳營の武德頻りに行はれ、名士世に出る運氣來れりと見ゆ、華奢の結構美麗は、淸き天より之を見れば、悉く汚穢不淨の醜なれば、天火を以て燒拂ひ、更に淸淨の新都を開き儲け、改て世の淳直を示し給ふ、聖戒と見えて目出度樂しけれ、

○紀伊黃門治貞卿童子訓（當南紀侯）

一人間一生の務は忠孝の道なり、聖賢千萬の敎も忠孝の爲なるべし、勤むと思ひて主君幷先祖父母の恩を忘るべからず、恩を不知者は不慮の災難にあふ物なりと、古人ものたまへり、恩を報ぜんと思ひて志深ければ、忠孝の勤油斷すべからず、人間の苦みは饑寒よりも甚敷はなし、百姓などは晝夜をわか

ず骨を折も、饑寒をなだめん爲なり、家職の勤油斷すれば、饑寒に及ぶ者多し、然れば武士は生れながら饑寒の苦なく、父母妻子兄弟を養ひ、家來を遣ひ、安樂に暮すは、主君幷先祖父母の恩德にあらずや、此恩德を常に忘れずんば忠孝の道を忘るべきやうなし、故老の物語に、毎日食に向ひ、衣を着る時、主君幷先祖父母の恩德を思ふべき事なりと云へり、主君へ奉公を勤るは、唯厚恩を報ぜん爲なりと心得べし、其身の爲奉公する者は、我心の如くならぬに付ては主君を恨み、朋友をそしりて非義の事をなす、故に主君の心に背き、朋友にも見かぎられ、身を亡し家を破る者多し、もし恩を報ぜん爲に奉公するものは、いづれも立身せぬとても、少しも不足なし、人を恨む事もなく、おのづから天理に叶ひ、身も全く心も安し、誰もしりたる事なれ共、年若き者などはよく〳〵覺悟すべし、

一奉公を勤る者は、誰も主君の氣に入たきと思ふなれば、道理をも辨へず、一概に氣に入度と思へば、云まじき事をもいひ、なすまじき事をもなし、終には主君の心に背き、人の譏をも得る事多し、たゞ役儀をよく勤めて、身の行跡を正くし、物毎に差出ざるは、實の奉公なるべし、

一親に孝を盡す事、其道理品々有べき事なれ共、畢竟する所は、親に苦勞をかけず、親の心安堵する樣に、身を持つ事肝要なるべし、此心得を本として、一切の孝行をなすべき物なり、奉公をよく勤め、惡敷事に交らず、行跡を正しく、養生を能する事、父母の心を安くする第一の勤成るべし、

一兄は弟を子の如くあはれみ、弟は兄を親の如く敬ふべし、朋友の交りは、心にかなはぬ事あれば、遠ざかるならひなれども、兄弟の間は心に叶はぬ事あればとて、疎く成るべき事にあらず、不快の事有とも、互に堪忍して實の志を盡すべきものなり、

一夫婦の間は、少しの事より起り、不和になる事は、互に堪忍うすき故成るべし、女は道理にくらき物なれば、心ながく敎訓して、大事の事を堪忍し夫婦の道全くすべき事なり、夫婦の和合なければ、一家治らず、

一妻を離別する事は人倫の極なり、妻の行跡惡敷、双方の親類見限るほどの事あらば、離別するもくるしからず、左もなくては離別すべからず、

一朋友の交りは、遠慮の心を忘るべからず、心安きに任せて遠慮の心を忘れ、不禮ある時は、親敷も終に疎遠になり、不慮の難出來る物なり、禮義正敷、あはれみ深ければ、喧嘩口論など有べき様なし、聊も自分非義なけれども、是非なき事にて、義理に身命を捨るも多し、是は武士の習ひなれば、格別の事なり、

一朋友の心を察して、其人の嫌ふ事を云べからず、嫌ふ事なし、或は嫌事をいひ、口論など仕出す事、昔よりある事なり、愼むべし

一上の批判すべからず、朋友の事そしるべからず、愚なるものを侮る事、人を輕しむべからず、輕しめ侮りて、不覺を取る事昔よりある事なり、能々愼むべし、

一短氣なれば事を仕損じ、身を破る事多し、我生得短氣成るとしらば、隨分堪忍の心を持ていましめ愼むべし、短氣は大かた己れが我儘より出る物なり、名人の上には、曾て有間敷事なり、

一人の隱密にする事をば聞べからず、人の秘藏する物を所望すべからず、かり初に約せし事は變ずべからず、何にても成るまじきと思ふ事、約すべからず、

一年若き時は、一旦の事に迷ひて、理非の辨へなく、是非我心の如くせんと思ふ事ある物なり、其時父母兄弟親類朋友の異見によりて、心を取直して、正道に立歸る事もあり、又情深き異見を用ひずして惡名を取もあり、身を崩すもあり、此時一生の吉凶の境なり、一旦の迷ひによりて主君の恩を忘れて一家の名をけがす事、非義の至りなり、

一詩歌作文ばかりを好みて、忠孝を忘るゝは無益の學文成るべし、學文しては人々の程をも知て謙るべき事なり、然るに學文して高慢になるは、身のほど知らざる故なり、是論語よみの論語しらずと云が

如し、

一學文して心高ぶり、世間の事をあざむきいとひ、隱居の風儀をしたふ者多し、高ぶるなれば、實の道理に非ず、世の中をいとひ欺くは、おのづから忠孝の勤おろかなる物なり、

一僞をいはむとは思はねども、詞多ければなりと、能々覺悟すべき事なり、

一財寶をもらひては、人其志を感ずれども、異見の恩をおもふ人少なし、一言にても一生の身の爲になる事有ものなれば、異見ほど寶はなしと思ふべし、

一武藝を習ふ事、人々の器用不器用あれば、必しも上手にならんとにはあらず、唯武士の家業なれば、習はずしては叶はぬ事と思ひて、勤べきなり、

一命を捨べき時に臨て、一足も引ず死するは、義をおもふ故なり、勝負に拘るべからず、義に背きては勝ても勝に非ず、義にあたれば、負ても負に非ず、

一學文するは忠孝の道を勤むべき爲なり、思はぬ相違有物なれば、常にことばすくなして有べき事なり人多集りし所にては、猶以て詞をば愼むべし、

一不慮の仕損じは、名人の上にもある事なり恥辱に非ず、我仕損ぜしを、人の仕損じになすが、大なる恥辱なり、人の仕損じを我身に引受るは、一段見事なり、

一苦勞を遁れんとすれば、義理に背き、不覺の名を得る事有べし、人の苦勞を我身に引受んと思へば、義理にも叶ひ、人にも稱美せらるゝなり、

一出仕又は番代りに出るは、人よりも半時も早く出て、半時も遲く歸らんと心がくるべし早ければ待るゝよりも身は安し遲くて急ぐ道はくるしき

一刀脇差の刄を、試に見せ拂候事なり、（以上一句如原本）油斷すべからず、古老の云、持鎗のしまりて急事の間に合がたき事有物なり、常に油斷なく心懸べし、

一家宅諸道具衣類等、分限より少く輕きはよし、分限より過たるは宜しからず、

一武士人馬を用意して、役儀の勤をまけまじと思はゞ、美麗を不好、無用の費をなさず、唯々儉約を守るべし、儉約の仕方は、我身の不自由を堪忍するに有り、足たる事をしるなるべし、

ことたらばたるにまかせ事たらずたらで、事たる身こそ安けれ

一家を治るものは、金銀米穀の事しらで叶はぬ事なり、勿論金銀米穀の事のみ心にかけ、世の譏り人の苦しみをかへりみぬは、大なる非なり、

一諸事思案するに、我爲によきかあしきかと思案すべからず、唯理にあたるか當なぬかと思案すべし、

一萬の事を成すに、始より心元なしと念入に仕損じなし、始より十分よしと思ふ事は、油斷する故に仕損じある物なりと、老功の物語、誠におもひあたる事多し、

一何事をなすにも、先其事の害を知て、能防がば、成就して後悔なし、

一面白きとおもふ事は、重らぬ樣に覺悟すべし、

一人の疑を得んと思ふ事はせぬがよし、

一人にいひわけせんと思ふ事はせぬがよし、

一下人は大かた理を辨へぬものなれば、心よくいひ敎て仕ふべし、饑寒を察し、病氣を憐み、難儀を救ふ事は、下を惠むの道なり、短氣にて辨なく、酒に醉て正體なき者は、はやく暇を出してよし、其外惡事は云に及ばず、或は下人を置に目利あり、方々に一と季づゝ居て、久敷奉公せぬものは、くせ物なりとしるべし、

一不慮の幸ひあれば、不慮の過有と、昔より云事、輕事にも有なり、格別下直成る物を買て後に、難儀する事、何國にても多し、是にてしるべしと語りし人あり、此道理諸事に有べき事なり、

一忠孝の道を勤ていとまある時には、何にても害にならぬ事を翫びて、心を慰むべし、世の譏り人の苦

しみを不顧して、我心の儘なる遊興をなすは、本意にあらず、惡名をとり家を破る基なり、

一常に旅の用意すれば、急事の時事をかゝず、旅宿に付ても先案内を能見置べし、案内をしらざれば、急事の時不覺をとるものなりと、老功の物語なり、

一役儀を久敷勤めたる人、大事の役儀を勤たる人、急事に度々出合たる人、藝能ある人、加様の人々に近付て、物語を聞置くべきなり、

一昔數度の職場を經て、武功の富き老士ありければ、若き人々武功の物語を所望しけれに、老士語之曰某若き時より程こせる武功なし、天性愛敬有て、人に能思はれし故、少しの働きも能く執成されて、思はぬ譽れを得たり、人は愛敬あるがよしと語られしとぞ、殊勝の語なり、

一常に人の善惡を見て、我身の鏡とすべし、

世の中の人のよしあし聞たびに我身の上にかへりみよかし

鏡山人のしがからさき見えて我身のうへはかへりみずうみ

伏し拜む神の社は月なれや心の水のすめばうつれる

曉のね覺にせめてかへり見よ日に〳〵三たびかへりみずとも

人はたゞ心ひとつのあしければ萬の藝のあるかひはなし

右一卷はいろはを習ひし童子によみ習はせんと、是を記せしなり、成人の後、一事にても身に守る人あらば、愚老が至幸成るべし、

翁草　巻之百四十八

○肥後侯賢行錄

寛延二年己巳春國學を起し、時習館と名付て、館の左右武學を置き、東を東榭といひ、西を西榭と名づけ、騎射劍術を習はす、千日に一度改あり、城內にある故、他國の人不許見、聖堂はいまだ建ず、地取り計なり、

角井に再春館あり、國中の醫生爰に醫術を學ぶ、醫官村井某あり、肥州の孝子傳も作るなり

君公子にて東都に居給ふ時、ある有司刻薄にあしらひける、嗣と成給て後、かの有司罪を恐れ引籠居けるよし、其子をすゝめて召仕ひ給ひけり、其國の爲、儉約を行ひしと賞し給ひての事なりとぞ、

古例にて、東都へ覲し給ふ時は、豐前大星、豐後鶴崎の兩所を隔年に道し給ふ、ある有司申やう、大星を通行し給ふは、迂遠にして路費多し、此後はたゞ鶴崎一道に定給ふべしと申けるに、君仰けるは、費をいとひ、舊例に違なば、通らざる道の者、世渡のたつきや絕えん、古へに從ふに不如と被仰けり、

熊本に評定所あり、政府と唱ふ、六人にて掌る、國の政大小となく、悉く六人にて司どれりといふ、

堀平太左衞門は、五百石にて、平士より拔擢を蒙り、祿四千石に成る、當職となり、市井の噺しに、堀殿を擧て當職となさる、四千石には安き手代なりと云とぞ、

米田左門は、米田某といふ、大夫の弟なりしが、文武兼備の人なりし、賢才有と聞し召し、祿二千五百石賜りて、兄と同く、大夫になされける、（此人壯より孀人を喪ひ、、妾女を畜て子をまうけたりし後其妾を他へ嫁し、年四十餘より、家に孀女一人も置かず、四時園集あり、已に梓行すと云）、

時習館の賢學は、藪茂次郎なり、父は久左衞門（名弘篤號震庵）といふ、學文の聞えあり、茂次郎、父

の跡を繼と云、茂次郎は久左衞門三男なり、兄を市太郎といふ、六奉行の一人なり、茂次郎祿三百石、鐵炮頭格にて、毎日時習館に教授の事を督す、

某なりし人功有て、祿を增給ふ時の命に、汝文盲なれども、よく事を勤る故、增祿すと、かく肥後州にて、學材なくては、職掌に命ぜられずとなり、才學あるもの多く擢用せらるとなり、

刑罰をば甚省ぶき給ふ、六奉行罪をたゞす事甚篤し、死刑に當るものは君に申す、君三度其罪を宥して其上にて刑を究む、罪有て囹圄につなぎ笞ち追放するもあり、盜賊は黥する事、輕重によりて數あり、三度の後是を斬す、又輕罪の者も、眉毛下つゝ擦沙夫、或は修壩の夫につかひ、賃錢を賜て、元の家へかへし給ふ、他刑を定るは秋なり、死刑は冬なり、其日は公終日愼玉ふ、當職の人は、門を閉て出でず其以下政にかゝりし有司皆然りとなり、

君少より女謁行はれず、夫人多病におはして男子なし、側室あり、名を土の井とふ、世子は其人の生む所なり、世子十七歲にて入府し給ふに、士大夫に命有て、此後もやはり土の井と呼びて、殿づけする事なかれ、御部屋などゝ稱する事、ゆめ〳〵あるべからずと、此側室、月俸五口、衣裳銀二十枚のみなり、

侯の夫人眼病を患ひ給ひ、終には明を失ひ給し後、側に召仕はれし年若き女子は、悉く暇を出されて、夫人の心を休められしとぞ、

朝飯は汁なく、香物燒味噌のみ、此二品の內、必一品をば手を付け給はず、夕飯八ツ時菜二品、是も一品をば手を付け給はず、夜食は朝と同じ、先君の時迄、御膳米とて蘘せざる田の米を用ひしを、君の時となりて、常の米を用ひ給ふとなり、

鷹狩の時、農民を驅役し玉はず、下の情によく通じ給ひ、農作の障りをなし給はず、放鷹し給ふと聞けば、農民殊に父母を待如くに思へり、鳥を取り給ひ、累日たくはへん事を謀り、小豆を鳥の腹にみてら

れしに、此小豆を後に食するかと問はせ給ふ、棄るよし言上しければ、此後は小豆無用にせよと仰けるとなり、ある處に小水を便じ給ふ處に、礱糠を敷たるを見給ひ、此内に米になるもあるべしとて、止させ給ふとなり、

孝弟力田の者に、褒賞賜り、世に表旌せらる、養老の禮を行ひ年九十になる者には、青銅二百疋を賜り八十九歳の十二月、其由を言上し、明年正月賜ふなり、

商賈は絹類越後縮を禁じ、帯と夏羽織は絹をゆるし給ふ、給羽織は裏もゆるさず、農民は絹類、或は龜甲櫛簪を禁じ、又桑を殖させ、縮を織事を教へ、織出せしものは、縮を用ふる事をゆるす、

毎年鯨の油千樽を買求め田に蟲生ぜし時、此油をそゝぎ蝗をふせがせ給ふとなり、

窮民を賑す政、先年の夏倉稟をひらき、三邑の民に、銀三百貫目を頒ち給はる、或は十年二十年賦なり諸民火災にあへば、銀を借し給ふ、民の富める者には爵を與へ、銀を納め、其銀を貧民に賑し給ふとなり、

肥後八代は、大臣長岡帯刀、世に在城す、祿三萬石なり、八代の商家へ、盗入て衣類を取けるが、終には捕らはれけり、母あり、子多くして、養ひ足らず、止事を不得して盗しぬると申す、邦君聞し召、錢七貫文賜はり、取られし主は、所の役人へ訟ふべき所、城下の町奉行へ申上ぬる事、ふつゝかなりとて咎められ、役人は、窮しぬる者をしらず、貸を乞ざるとて咎られぬとぞ、

世子中務君、始て入封の時、八代の民思ひ〳〵に銀錢獻上せしとなり、是始て就國を賀し奉るとなり、子を持しもの、夜半にたゝき泣かしむ、やう〳〵に泣止みたり、其夜日本廻國の佛者、其家に止宿し、朝とく起て、其由を問ければ、子供が足を御城の方へなして、寝ると云、かく邦君を神の如く敬ひけるとなり、

家中の諸士一人々々に吟味有て、借銀せる者には、こと〳〵く其元銀を下され、銀主へは、其利銀を損

にすべしとのたまへり、今迄の不覺をば、少しも咎め給ふ事更になし、當日に用ふる所の腰刀、金を用ふる事堅く停止せらる、婦人の髮具等は勿論なりとぞ、

○米澤侯賢行錄

米澤の老君いまだ家督たりし時、尾州の人細井甚三郎（卽如來先生なり）をすゝめて、君前にて家士と倶に、聖經を講ぜられて、老君過を悔させられ、家督を養嗣今の君にゆづらせ給ふ、今の君も老君の目にて、秋月侯の男なりしを、養子とし給ふ、是より家中の士、奢り自ら止て、武備を專らにし、忠勤を事とすとなり、

老君の時森平右衛門小姓頭に任じ、九年の內政を取行ひ、此人奸佞を以て、主君をだまし、國內貴賤衰微し、騷動に及ばんとす、士大將の內、竹俣美作憤激し、主君へ忠諫をすゝめ、平右衛門を誅戮し、國民を安堵す、美作國老と成て、君の仁政を輔佐し、十年來封內ことに服せしとぞ、

辰の春二月、東都大火、米澤の邸も火災の由告來る、君は二の丸法音寺と云佛閣に入らせ給ひ、諸學生を集め、詩會有しが、君にも急に歸城あり、群臣驚申せしに、美作一人は江戶の火事は不斷の事、類燒は諸家一統の事、燒け候はゞ、又々立直し申べし、先生には私宅へ來臨あり、寬々御相談を得べしと平生に替らず、自若たり、君には殊に此火災を患ひられ、數年萬民困窮、いかでか惠み申すべきと案じ煩ひしに、又々東都の火災とて、其夜は食もきこしめさず、いづれの時にか仁政行はるべきと、歎き給ひしかば、如來山人、明日早朝登城し、かゝる目出度事は無之候、上杉家大幸の時運なりと言上せしかば諸大臣ことに怪みける、君にも驚かせ給ければ、如來山人、存寄を云はれければ、君臣大に服悅し、深く如來山人を用ひ給ひて、仁君賢行の道を聞召給ひけり、

籍田の古法に習ひ、城南野外に一町餘の田を御手作場と定められ、君宗廟に參詣、夫より彼處に至り、禮服にて自ら泥田に入らせ給ひて、田を三鋤すき給ふ、諸大臣以下、一同に然り、田を終へて祖廟に備

へられ、神酒此所にて賜りける、かの地は佐藤文四郎、願の趣に依て預られ、君の代りとして、自ら耕作す、君秘藏の騎馬をかりうけて、自蓑笠にて、糞をつけてはこぶ、秋に至り、實入殊に宜し、よつて右の地のものを國内の民に種米に賜はる、是により農民忝なき事に感伏し、一人として怠る者なく、君恩に服せしとぞ、

侍組より三扶持方の事に至迄、願出御手傳仕度とて人々蓑笠にて、鋤鍬を持て、山野に出て、多年荒田に成りし地を直し、一年にして城下五六里四面は、荒田一ヶ處もなく興しかへすとなり、大臣も蓑笠にて、耕作場巡見ある、大臣手酌にて君巡見に出給ひ、酒樽のかゞみ、長刀の石突にて突破てくみ出し、耕作せし諸士より已下に至る迄賜となり、

米澤より七里山中幽谷に庄司平と云山あり、諸士の願にて材木一萬本伐出し、竹俣美作奉行として行ふ二十五日の中むしろごもの上に寝食し、大木一萬本、大山よりおろし、會津領津川より川下げにし、東海を廻し、東邸の材木とす、是諸士自ら働き出しぬ、又諸士の願にて、東都に下り、作事の手傳せし農民と打交り、また村内の百姓も願ひ出、手傳として、東都に下りければ、東都の人は一人も不交となりいとも難有かりし事にこそ、

諸士荒田を起かへす事を願ける時、大臣美作感涙を流し、先々御家の大幸此上なく感ずるに餘りあり、先我等第一當職の躬なれば、鋤とるべきなれども、一日も殿中不參成がたし、嫡男友彌、名代として出すべし、各達肝煎希ふ處なりと、懇に申のべければ、諸士も色々辭しけれ共、ゆるさず、友彌まで笠にて一統に出る、時に美作の家來御家柄と申、蓑笠にて邸中よりの御出は、餘り如何なりと、美作が家のおとな申ければ、美作大に怒り、國政をとる躬として、國家の爲に身を盡す事、家老の職なり、汝家のおとなとして置は、危き事なりと戒けるなり、

東邸の作事に、封内の匠を登せられけるに、米澤より八日道中に旅行せよとて命ぜられしに六日の中に

旅行しける、東都に於て、今一兩日休息して、作事命ぜらるべしと、有司いひけれ共、各明日曉より出て、作事に取かゝりける、封内の民、よく忠誠を盡しける事、世に稀成る事なり、

米澤に於て、諸士云合せ、山より石を切出し、橋を作り、池を堀り、諸士普請を手傳けるが、美作父子も出て、車の綱引けるとなり、かくする事三年にして、城府に三間半に、二十五間の倉五棟成就せり、是諸士の自ら石引出し、山木を切て成せし處なり、斯る所に農民思ひ〳〵に籾を持參し、五百俵を上納す、されば凶年の備へにとて、かの倉に納められぬ、又四十餘箇所の作事、普請農民我々が力にてせんと願出、君の費なかりける、又諸士町在より願により、桑百萬本、漆百萬本、楮百萬本、所々の空地に植ける、小出邑と云地に農民救米の庫建られければ、農民思ひ〳〵に籾を上納す、此時美作巡見して感悦し、自ら酒器をとりて、呑ましむとなり、封内の諸民、孝子に恩賞行れ、田地を其孝に順て賜ひければ、連年孝子多く成り、言上する者たえず、

城府の大河に橋ありしが、雪消の大水に多く損じければ、年々費多し、諸士餘人言上して、自ら遠山より、石切出して、橋に懸替へけり、斯と聞召し、就國の時下馬有て、橋の上にて、橋の下へ手を入給ひて拜し、かくも見事に作り替へたり、各の骨折と云も餘りありとて、歩行にて渡らせ給へば、近侍の輩御馬上ならんと云ければ、諸士の自ら作りし橋を渡り始めに、馬足に懸させては、天の冥加恐所なりと宣へり、かく傳へて、感涙に及ばざる者なかりしとなり、

ある農民の妻、我男子なれば、人並に田野に出てゝ、君の恩を報ひ奉るべきに、女の身なれば口惜し、切て布一端にても、御城の雜巾にもなし度とて、布織て村吏へ出しければ、寸志の事なれ共、恐ながら言上せんとて、城府に獻じければ、君殊に感じ玉ひ、篤く賞せられ、彼布御着服にさせ給ひしとなり、

君多年學館の望おはしまし、如來山人に此事命有て、城府に學館を立られ、興讓館と名付られ、如來建學大意と云書をしるして出し、萬事古禮を用られ、大臣の男子下は扶持方取りの男子迄、俊秀の士二十

人選ばれ、學館に寄宿し、長幼の禮を用られ、片山紀兵衛神保容助を學頭に定められ、(提學と稱す)大臣ゝ弟子の禮を以て、提學講書を聞、家中の諸子と、日々出て講書を聞けるとなり、

諸士の中十人選ばれ、鄕中教導職とし、封地の四方に在位せしめらる、中にも小川源左衛門は、殊外に精學し、食物も一菜の外は食せず、鍔淵治兵衛は、我支配所の小松邑の農民、金子傳五郎(如來門人)を師として精學し、鄕民を教導す、源左衛門治兵衛が支配する地の諸人、大に信服せしとなり、殘八人の輩も、彼兩人の精學にはげみて、一ケ月に一度づゝ城府に出て、大臣竹股が宅を借りて、神保容助を招き、講書を聞けり、され共我宅へは立歸らず、明日早朝直に支配の地に歸りける、鄕中教導に、よく服し、孝悌をつとめ、農業を勵みければ、一人として怠たるものなく、當時牢屋に罪人一人もなし、

三の丸に武藝稽古所を立られ、師範の士九十人撰ばれ、弓馬劍術鎗術銘々思ひ〳〵に習ひける、九十人の師、日割を以て稽古所に出仕し、諸流の門人、都合二千七百餘人に及べり、君在城の時は、巡覽し給ふとなり、

興讓館の學士

學頭二人　片山紀兵衛　神保容助

都講一人　千坂與市(分領但國家老千坂對馬守男祿七百五十石)

典籍一人(文庫預り)　西堀源藏(三手組部屋住八十石)

書生二十人坐列

三手組五十石 高橋鄕八　扶持方組 今成吉四郎　侍組三百石 濱田數馬　大小姓組部屋住二百石 千坂礒治

侍組同二百五十石 大國乙八　文内匠祿二千五百石 毛利彌八郎　侍組部屋住二百三十石 井上隼人　三手組同四十石 村上七右衛門

扶持方組 田郁助　同 成田彌四郎　三手組部屋住 宮伊織　同二百五十石 佐藤繁治

同八十石　江田源治　父國家老修理忰八百石　色部典膳　分領組父士大將六百石　竹股勝三郎　扶持方組　角屋伊助
侍組部屋住三百石　本庄孫八　三手組父醫官　上村文治　同部屋住　長谷川彌太郎　侍組父小姓頭三百石　荏原八郎

右長幼の次第にて國老の子にても、於當館則、箒を取て掃除し、扶持方組の末席にも列す、いと古風なる事にぞ有し、

上杉家臣職目大略

一分領十四家（家老士大將に任）　士組九十三家（同）
右總て七手組と稱す
一大小姓頭　一三手組　馬廻組（當勤三百人宛）
五十騎組旨與板組右四組諸士なり
一扶持方組　猪苗代組　組外扶持方　徒士
一手明組　足輕
以上都合六千程

職掌次第（大略）

一國家老　一江戸家老　一士大將　一城代
一郷村次頭取　一小姓頭　一奥取次　一大目付
一宰配頭　一六人年寄　一留守居　一三千人頭
一郡奉行　一寺社奉行　一小道具頭　一御預所郡奉行
一町奉行　一諸物頭　一使番

共蜩私曰、上杉家當時の分限に合せては、家士最も過分なり、祿も他家の格より高祿と見えたり、此

所以は、先年上杉領知半減に成りし時、謙信已來歴々家柄の諸士、各減祿するに不忍、最も分限不相應に、諸士多きに仍りて、半は暇を出され、銘々功家の事なれば、其由緒を申立、相應の家祿を以て他家相稼可然旨被申渡けるに、皆一統に申けるは、臣等は謙信公以來、御家の重恩を蒙候者共に候へば、身の存亡浮沈は、君と共に可致事勿論に候、君御領減候上は臣等が配知も如何樣にも被減候へば御人を被減に及間敷候、臣等は不及申、末々步卒に至迄、御家の新參の者は無之、皆普代の者計に候得ば、一統に御暇を願候所存の者無之旨堅く申之に付、左有んにはと、各家祿を減じ、米澤三十萬石の家士一人も浪人に不及、故に今以て他家の格より、人數甚多しと云へり、爰に記す、家祿も左樣の由緣にて、高は其儘にして、物成抔を被減しにや可追考、

建學大意

君　相（三ケ條）

一日月星辰春夏秋冬は、天地ありしより、其運を改めず、君臣父子夫婦兄弟朋友は、人民ありしより、其倫を改めず、孝悌忠信仁義遜讓は、道訓ありしより其德を尙ばざる者なし、然ば時勢古今と變じ、風俗五方を異すれ共、安上利民の政を立るには、先づ德を尙ぶを最初とす、尙德とは、魯の太夫南宮敬が、羿善射夏盪舟、不得其自然、愚稷躬稼而有天下と申たり共孔子の君子哉若人、尙德哉若人と宣ひしを以て、尙德の本義とすべし、善射盪舟、材藝の萬人に超絕するを云なり、不祥小人は自己一人の欲を逞して、世を憂へ人を恤む仁心なきを以て、終には身を亡すに至れり、躬稼と云は、さのみ智惠才學にも依ず、早辱煩勞、凡人と異なる事なきに似たれ共、其人本より吉祥善人、自己一人安逸を忘て、世を恤み憂へ、人を恤の仁心切なるを以て、終には天下の人心を應受す、されば安上利民の政は、仁義德行を尙ぶに有り、利心才胥を用るに敗るゝ事古今の鑑瞭然たり、日月星辰は、萬古の天地を照臨し、春夏秋冬は、萬古の氣節を運序すれ共、自ら以て勞とせず、自ら以て功とせず、卽天地の

大仁を見て、天地の大讓を知るべし、故に此仁讓に法る人を、有德君子と稱し、此仁讓にそむける人を、不祥小人と云なり、君子上に位すれば、恩惠下に降る、故に萬民承順す、小人上に位すれば、貪㕓上に恣なり、故に萬民怨憤す、治道は承順に起り、悖亂は怨憤に生ず、是以て有德の君子を尊崇して、顯位貴職にする掟をも、德を尙ぶとは云事なり、德は遜讓より美なるはなし、美德は仁者の所行なり、不德は驕慢より惡なるはなし、惡德は不仁者の所行なり、館を興讓と名けしこそ、美德を修し惡德を除せんが爲なり、

一分領は腹の內より、分領、侍組は腹の內より侍組、襁褓の內より諸人に頭を下げられ、東か西を知に至れば、自ら高貴なるをしりぬ、童子もなく、驕泰の心知と共に長し、元傲の態心と共に成る、四書一通をしらね共、元服すれば、終には十五萬石の執權には成る身分と、落付たる痼疾、いかなる良藥を用ひてか、仁厚恭敬の君子とはなるべき、顯信貴賤に仁義のなくんば何を以て、忠愛の德を施し行べき、忠愛の德上より下らずんば、下民いづれの所に、手足を置べき、但しそれとも、二百年來、相すみ來る國風なれば、此行末、何の思ひかあらむといはゞ、敎學の道は沙汰に及べからず、興讓とは讓を興すとよむなり、讓をおこすとは、恭遜の道を行さする事なり、一國萬民の天と仰ぎ奉る君上の御思召を以て、恭遜の道を修行させ給ふ、御役所にても、腹の內より貴き者はやはり父兄の上に齒し措遜辭讓の道をならはずんば、何の國、いか成る所にてか、恭遜の德のうるはしきを辨へしるべき、興讓の館に於て、御ゆるしを受たる驕恭なれば、最早一國に憚る所あるべからず、然れ共卿大夫は、職祿を世々にし、幼弱なるも長老の上にも立ねばならぬ勢なり、故を以て君上に其の位を貴くし、其權を重くして、朝廷には爵にしくはなし、爵位身にあればいかゞはすべき、氣の毒ながらも、長老賢者の上に座する事ぞと思ふ心をもたんが爲に、古先聖人の道德を學ばせ、今日の恭敬を習として、後來の驕逸をふせぐ事、學宮の門高き事、僅に六扉の厚さ、僅に三寸、內には德行の尊をしり、外には

爵位の貴を知らしめん事・何の耻とかすべき、何の害とかすべき、是を耻ぢ是を害する心あらば儼然たる不祥小人、これを群僚の上に位し、政柄を預る事、嬰兒に白刃を預け、僥倖にけがのなきを願ふ心あらば、仁知の沙汰には及ぶべからず、一國の天と仰ぎ奉る君上、萬民の安利を思召されてこそ、もつたいなくも、南郊の汚泥に、御足をけがし、鋤鍬をとり給ひし、其御心を察し奉り、世祿の大臣蓑笠に風雨を凌ぎ、郊野に起臥するは、奇代の美行、六十餘州の手本成るべし、驕恭の習ひ性となり耳目の珍しき處より、よからぬ事と思ひ誤り、嚴刑を犯し、四方のあやしみを受る事、是いか成る處より出るならん、仁義恭敬の道を尊み、自己の身分を高ぶらんは、いかでか口惜きふるまひの有べき前車の覆るを見て、後車の戒とす、先へ立るは跡より行人の倒れまじきが爲なり、此處をかんがみむ事、學官の教の專要なるべけれ、善に從ふ事、山の崩るゝが如し、己をすて、人に從ふ古の明訓なり

一水穀は人君なり、薪水は士商農工なり、卿太夫は、又鍋釜なり、米は上白疑ひなし、薪は燥材よくもゆれ共、中をへだつる鍋釜が、われひゞきたらば、何を以て飯をたき出すべき、先上鍋を鑄立て、扨其上に飯の煮あんばい、火のもえかげんも云べき事なり、鍋を鑄を始とす、君を鍋釜とすべからず、薪は鍋釜にもならぬが、御先祖已來の常典、いかゞはせん、さらば鍋こそ肝要の道具、學官のふいごを以て上鍋を鑄立るに、一國の生命をつなぐ飯をばたき出すべき事なり、上鍋を鑄立る事、政の根元なれば、學官の師長は・ふいごの本の總奉行、大切の職分は申に不及、しかしながら、師長本より高明賢德、一國の仰望する人にも非ず其權自ら輕し、然れ共、師長は先聖の御側取次にて、其言は夫子の御意になし、三奉行こそ、一月一次講堂に參拜し、師長敬侍して恭遜の禮を崇し、弟子の行を勵すべしと、こひねがはくは、學官の體面を正すに足ん、

師長　二個條

一師長の任は人に信ぜらるゝにあり、人に信ぜらるゝは、己が守りの堅固なるに在り、己が守りの堅固

なると云は、いつ迄も同じ事を退屈せぬ人の信、不信を問す、つとめ行ふ事なり、久しく怠らす、人の信は其中より生す、己が天性なればせんかたなしと、自身よりゆるしを出し、企て及び、俯して就の修行をすてば、古人弦韋の戒は美行とするにたらず、師長は、先自信の韋を帶べし、剛柔利鈍、其才の儘に取量て、各一器物に備ふるは、人を用る法にて、人の教るの法にあらず、求也退故進之由也兼人故退之との玉ひしを以て、仲尼の人を取り給ひし容子をおもん見るべし、强き馬には手綱をひかへ弱き馬にはあほりを入て、才不才諸共に進むべきやうに、心を盡すべき事なり、能を教へ不能を憐み、書生の成敗を己が任にして、孝悌忠信、仁義遜讓の行義を習慣せしめ、一館の父母と成て、善をなし掩ひ、厚に厚を重ねて、教化の意を輔助する事なり、飮食のひまも、油斷なく、心得べき事、師長の極意成るべし、師道は嚴なるを尙ぶと云事は、敎訓の法を嚴正にして、子弟に怠慢の生ぜしめざるやうに、取あつかふ事、面を四角にして、臂を張り、鞭朴をとりしばりて、過ちあらば、責讓せんと、ぎせいばるを嚴にすとは云べからす、總じて敎喩の仕法は、學記に詳悉すればこそ、此篇を講明すべし、

一學記曰、小雅肆三官共始とは、今般建學の主意なり、興讓館に出入して、其終は如何成る人になれる分領侍組の子は、御家老御番頭、御城代、御小姓頭共なり、郡僚の上に位して、一國の安危を任す、三手の子は、大目附三宰配六人年寄諸奉行物頭となり、命を上に受て、令を下に施す、尊卑貴賤職掌に差等はあれ共、下に奉じ下にのぞむの人にあらざるはなし、行末を思ひはかりて、銘々の心得心持を覺悟せしめ、他日の用に備る事、最初第一の敎訓とすべし、

生員（一個條）

一生員は命をつけて學官の弟子にあらはれたれば、在館の中別の奉公とてもなし、書典に通じ、德藝をならひ、他日上の用に立を以て、今日の職とす、其勤め師長の敎にしたがふより外はなし、されば、

別に心を不及論、
建學大意者、如來先生所爲米澤侯著也、米澤侯有賢行、受教於先生、施恩惠於民有年矣、廼建學館於城中、使士太夫隷業於其中、命曰興譲館、使先生著建學の大意云、予、秖役於東都、執謁於先生、因請其書謄寫之、以祕諸帳中云爾、

安永丁酉冬　　　　　　　　　　備藩湯明善子識

○肥後侯の學校

肥後州熊本學校横竪(六十間八十間)

講　堂(六間に七間なり尊明閣と名づく御座の間これにつく講説二八日毎日獨看或は四讀あり)
句讀齋(二間半八間)　蒙養師一人(句讀師の上見なり)　句讀師四人
習書齋(二間半六間)　習書師一人(習書なき時は算學幼儀を教ること一日二次)
教授局(二間二間半)　書記使令の室あり書記一人使令一人
　これは教授助教ともに詰る
訓導齋(間敷同上)　休息の間也
諸士齋(同上)　句讀師より以下休息の間なり
樂群齋　入塾して稟食を受る者常に三十人許遠人有
總教齋　茶坊主詰所家老衆休息之所
學監詰間　(八疊)
役人間(四疊)　士席なり
役人間(八疊)　(輕輩役人三人横目三人物書四人手傳ひ莿仕子十人稟食貲書など萬事俗役なり)
臺　所　(二間半に五六間なり茶の間)

玄關（十疊）

學官

教授一人（一切文事を司る） 藪茂治郎（名蘷字子厚號朝陽三十八歲）

助教一人（同上） 花野雲平（年六十餘善書溫厚の君子）

訓導師四人（說經一人會業一人蒙養一人獨看一人皆一人子弟を教導することを主る、但蒙養分職は十九歲以下の子弟をつかさどる）

物頭列

池邊平太郎（號蘭陵歲五十博物） 高本圭藏（歲四十性有智）

岩本吉右衞門（歲六十餘） 辛島儀助（未見其人）

大城大十郎（名煥字文卿歲三十二詩文をよくす又書をよくす）

句讀師四人 有馬源內（名成善詩歲三十八） 西岡文平

中山太內 綾部傳吉

幼儀師二人（小笠原流） 長廣十助 片岡傳八郎

習書師一人 富田善右衞門（句讀師其一人爲岩本子其一人爲松岡八郎兵衞歲二十八）

算學師三人（今習書算學天文一人兼之）

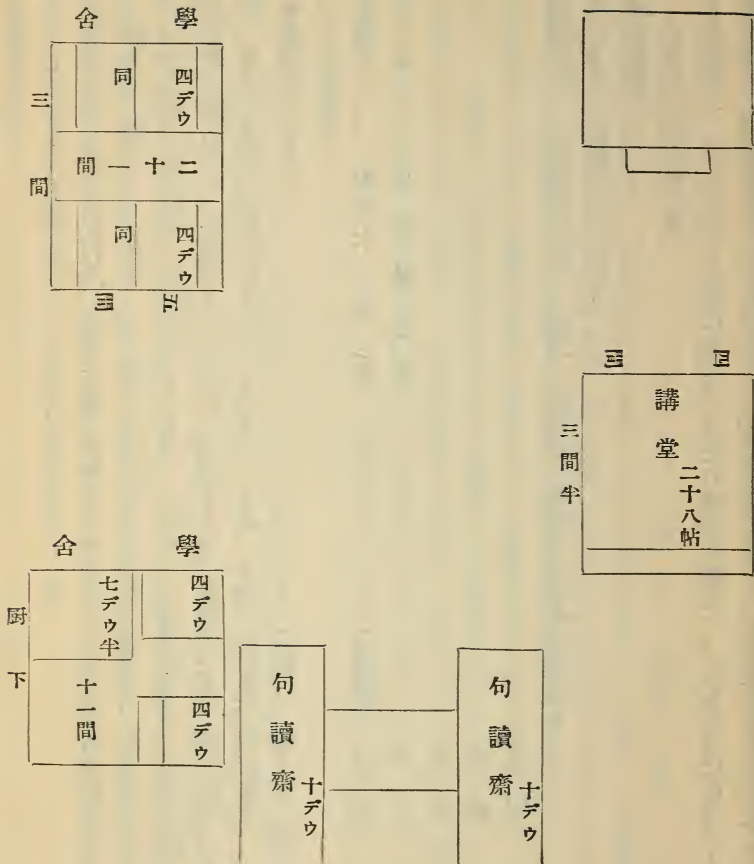
天文曆學師一人 池部彌八郎

學監一人（教授位の身上物頭列） 大野源八 村山二九平

總教一人 家老（太夫臨官者人稱之曰總教常に總教職あるにはあらず）

一年に春一度試業總教此を司る、三年に一度君侯學を視る、中門以內は文館なり以外は兩謝ありて、武藝を講ず、諸流武藝四十人計、月二六日

翁草



聖廟
講堂
三間半
二十八帖
學舍
三間
二十一間
四デウ
同
四デウ
同
學舍
厨下
七デウ半
四デウ
十一間
四デウ
句讀齋
十デウ
句讀齋
十デウ

右は赤城博文館圖

（東西三十間南北三十間）餘

安永五年（丙申）十一月

右肥後侯賢行錄、米澤侯賢行錄、建學大意、時習博文兩館圖、及其學士名姓錄扶皆湯淺子誠之所蒐錄者也、子誠者備世臣也、其父常山（名元禎字之祥號常山、稱新兵衛所著、有常山記談、常山樓筆餘、備藩典刑、烈公世家、熊澤行狀、東行筆記、及文集二十餘卷）以篤學聞他邦、最長於經濟、嘗居顯職、多所補益於政敎、國人稱之、子誠爲人溫厚恭敬、蓋君子人也、善繼父之業、精勤於學、不喜記誦詞章、潜意於經濟、故其所蒐錄、皆有補於政敎、而有用於今日云、余與子誠善矣、因請寫之、

安永己亥冬十月　（讃州）菊池武周夫識

○薩州學館

聖堂奉行　山本傳藏

（講釋師）脇田仁左衛門

啓事　長島鐵之丞

川上嘉膳

市來四郎太

平山五右衛門

帖佐次左衛門

一薩州聖堂は、江戸聖堂を移して造營、殿門悉く朱漆塗、洋水の堀廻し、

一大名方より、書籍祭器奉納あり、

素讀指筆諸生二十人、

○若州小濱侯賢行錄

友人三野源藏云、安永二年予京師に在て、西依丹右衛門に相見す、丹右衛門は肥後の人なり、墨山と號す父を義平と云、成齋と號す、皆朱子學なり、成齋學術を以て、若州小濱侯に尊敬せらる、時に京師より

若州に赴き、國政に與ると云、墨山云、當時小濱侯は、二十三四歳なり、修理太夫殿と稱す、先君讃岐守殿奢侈にして、虐政多く、國中衰微せしかば、修理太夫殿、節を折り儉約を守り、質素を本とし給へり、久我大納言殿御息女をむかへ、夫人とし玉ひしに、兼てより紬以上の衣服かたく無用の由仰越さるる、御婚禮の日に至り、久成殿の臣、今般は格別の御儀式に候得ば、紬以上の衣服御免あれかしと願ひけり、修理太夫殿いやとよ、事は始を大切と致候、始あらずして終有者はあらじと宣ひて、曾て御許容なかりし、君上既に斯く如く、質素を守り給ひしかば、國中奢靡の風、漸に衰へ、幾ばく無して國富民ゆたかに成しとぞ、城下に學校を建て、館と名づく、儒者をして經書を講ぜしめ、士太夫萬民をして之を聞しむ、毎日三百人に餘るとなり、侯も時々學校へ出、講書を聞給ふとなり、

西依成齋、一年小濱侯に陪從して、東都に至る、或日侯肥の熊本侯（熊本侯の夫人は久我殿女なり）御參會あり、熊本侯成齋の名を聞及ばれ、相見し度旨仰らる、小濱侯、老人の義承合てこそとて、自ら次の間へ御立なされ、成齋へかく達せらる、成齋難有旨御受申て後拜謁せり、其師を敬し、道を重んじ給ふ事かくの如し、

某の郡某の村に、病犬多く人を嚙殺せり、十二三成る童女主人の嬰兒を抱き、彼病犬に行懸り、童女俯し伏て主人の嬰兒を覇ひ隱し、身を以て病犬にくはせり、依て主人の嬰兒は無恙、其身は終に病て死せり、修理太夫殿、大に感心まし〳〵て童女が爲に碑を立て、其忠を表し、忌日には必墓參し玉ふとなり、

明昭七八年の頃より、修理太夫殿、田獵に出られしに、百姓美玉を獻ぜり、侯曰志のほど過分なり、乍去其方先祖より傳りし寶なれば、隨分大切にせよとて歸へし與へ給けり、扈從の士曰、彼美玉は賤家にありて無益の物に候、召上られ可然と、侯曰彼が玉は成が玉なり、我が玉は彼が玉なり、何ぞ彼此の差別あらんと宣し、誠に寛仁なる事なり、

侯常々萬民を憫み玉ひ、三年の租稅をゆるしたらんには、我至願なりとのたまふなり、

侯嘗て成齋にの給ふ、寡人敎を先生にうけ、略其道をしる事を得たり、然れども先生常に京都にあり、左右に侍るの日少し、願くは用弟一人を申受度との玉ふ、成齋京師に歸て、門人丹下に命ず、丹下云、某學問未熟に候間、七年の內には仕官不仕と辭しけり、(丹下は近江の人なり、攝津のしづはらに勤學し居たり、しづはらに富家有て、學校を立、丹下其の中に居れりと云ふ)依之なかとう萬助を遣したり、萬助大阪にて敎授し居たりしが、二十人扶持にて、小濱侯に仕へしとなり、先是、丹右衞門二百石にて小濱侯に仕ふ

○城州淀侯賢行錄

城山曰、城州淀侯、(稻葉丹後守)御不勝手にて、東都の述職被成がたく、五年の間は病氣斷りにてましましけり、安永五年侯これを憂ひ給ひ、儒臣岡彥兵衞を召て、政事を御尋有けり、彥兵衞對て云、先王の道を用ひ給はゞ、三四年の間にして、御述職相成可申と申す、さらば汝に任する間、宜く取計らふべしとの給ふ、彥兵衞畏り奉候、しかし祿は唯今の通にて宜候、格位を御付なされ、諸役人、臣へ承て事を計らひ候樣可被仰付と申す、於是彥兵衞を家老の格式になされ、祿も若干下されけり、彥兵衞已が政をとりて、三ツの號令を出せり、其略一に曰、國中鰥寡孤獨癈疾のもの、其筋々の親族より世話いたし救べし、もしも親族もなきものならば、早速に申出し、御上より御扶持有となり、於是申出る者あれば、三人扶持遣す、其二に曰、諸商賣人店を引候者、皆々店を出候べし、資なきものは、御上より銀米御かし被下候なり、是は以前運上嚴敷、商賣人多く店を引し故、かくは號令せるなり、今一ツ號令は、之を忘れたり、かくて侯の命にて、彥兵衞執政する事三年、國中の人民忝き事に思ひ、漸孝悌にほこり、家業を勤め、國用もやゝ足りし程に、今年安永乙亥、淀侯、東都に述職もなされしとなり、

○紀州侯賢行錄

今の紀州侯はもと伊豫の西條侯たり、紀州の先君致仕し給ひ、養嗣とならせ給へり、公儀より養嗣の命

有し時、侯云、我等年已に老ひ、耳うとく、記憶薄し、不肖薄德の身を以て、本家を嗣ぎ、大國を治めん事思ひも寄らずと辭し給ふ、されども、頻に上意の上は違背の旨に及ばせられず、されば前の中納言の男十五歲にならせ給ふ迄、國を治申べしと許容あらせ給ふとなり、此時參議に任ぜられ、紀伊侯にならせ給ふ、時の御歌、

登りては猶つゝしめよ位山あとな忘れそ道の麓を

本家へ入らせ給ひし時、扈從の騎馬三十疋に及ぶとなり、今も朝の食物一菜のみ好ませられ、其餘の物は出す事もなし、夜食は燒味噌香物のみなり、寒氣の時も、褥の上にもおはしまさず、日夜國家の事に心を盡させ給ふとなり、去れば、士も民も世にはいかなる賢君の出させ給て、我國に入らせ給ふと神の如く服しけるとぞ、

公の御座の次の間には、士格以上の子男に至る迄、講書を聞しめ給ふ(戊戌正月より孔子家語をよみしとなり)其次の日士列以下の御家人に聞かしめ給ふ、儒官四人輪番にて、講書すとなり、

伊勢國、紀伊侯封地あり、去し頃御年貢二歩通餘分上納すべしと、其民より願ひ出ける、此由御聽に達しければ、定の貢の外、餘分に収る法は有まじきなり、されば民の志なればとて社倉の法に準じ給ひ、國民の救の爲に借し給ひけるとなり、

君西條侯たりし時より如來先生を招かせ給ひ、厚く遇し給へり、今もしば〳〵召て國政を論せさせ給ふとなり、

以上湯淺勝助の物語なり、

或人云、紀伊中納言治貞卿の辭に、人馬を持ち武器を用意し、役儀の勤を缺まじきと思はゞ、儉約を守るにしくはなし、儉約のもとは、我身の不自由を堪忍するにあり、

事足れば足るに任せて事足らず足らで事足る身こそやすけれ、

君本家へ入らせ給ひ、始て宗廟へ謁し給ひて、
たらちねを慕ふ心の手向草むかしを今に見るもなつかし
和歌の浦に、鹽屋甚右衛門と云る者、和歌の道に達せし由聞召され、御城へ召させ、添削を乞給ひける、鹽屋甚右衛門取敢ず、
あま人の年經てあまるかひなれやかゝる玉藻をかつき見んとは
と詠ぜしかば、御感殊に不斜とや、添削の事は、固く辭退しけれとも、ゆるし給はざりしかば、添削恐れ多しとて、別に一首をよみて奉りけるとぞ、其歌は忘れたり、
以上一件讃州津田東山村油屋左市郎が再々紀州へ通ひけり、其船頭のものがたりといへり、

○米澤侯賢行錄拾遺

上杉彈正少弼殿しば〳〵國中を巡見し給ふ、或村に老婦稻をかりしを見給ひ、我等も手傳はんとて、一反ばかり、稻をからせ給ふ、扈從の士二三人倶にかりし稻を、其家へ取入などして、彈正殿、此餅稻餅になりなば、我等も望まじき物なりと申させ給ふ、四五日經て米澤の城へ、古き器に黃な粉つけたる餅十ばかり持參し、憚りながら奉獻と、彼老女申ければ彈正殿聞し召、老女の遙に來りし事ども感じ且悅び給ひ、白銀など賜ひ歸されぬ、則家老を召てかの餅を被下、かく汝等に下民のつれなきものは、心を付けとらせん事肝要なり、彼老婦は子もなく夫もなし、かゝる農人幾人も有べし、是より封國の民をめぐませ給ふ事、大方ならず、されば東都より歸國有て封地巡見あるに、農民我が村里へならせ給はん事を待もうけ、誰か村へ入らせ給ふに、此村へは遲きとて、大旱に雨を待如く、士も民も心和して國富ゆたかなる事他の國とは等しからずとぞ、興讓館に出て、長幼の順を行れしかば、國老の子輕士の子も、自ら箒をとりて、掃除すとなり、日々興讓館へ出て、講書を聞く士數百人に餘り、亦農工商も出て聞く輩甚多く、或は淚を流して云、賤敷我々迄も、かゝる難有道を聞かしめ給ふ事の有難さと、悅びあへり

とぞ、以上湯淺氏の物語なり、

一と年、米澤大に旱せり、大臣竹俣美作之を憂ひ、七日斷食して、某社へ參籠し、數百人雨を祈る、諸家中幷百姓思ひ〳〵に參籠し、數百人に及べり、居る事三日にして天沛然として雲を興し雨四境の外にそそぎけり、誠に天の至誠に感ぜしにや、此時米澤の城より長持數十舁來れり、其中悉く握飯なり、是は彈正殿參籠の勞を痛はり、握飯を神明へ備へ、其福祚を衆人に賜はらんとの思召なり、

此一段城山の物語なり、

〇尾張侯使者手控

文意を按ずるに、彈正殿佞奸の大臣を數多罰し給ふ、尾張侯より御使者あり、彈正殿御返答の辭を書しと見えたり、

此度奉行役千坂對馬、色部修理、江戸家老須田伊豆、侍頭長尾兵庫、清野內膳、芋川縫殿、平本藏人已上七人連判を以て申聞候は、私家督已來、仕置甚不宜、領內の衆心相背候由、此段は奉行職竹俣美作奸佞の謀計にくらみ、國中相背き、政事をさみし申す故、大凡十萬人の內、九萬九千人は背き、唯佞奸の輩のみ相服し申候外、文武より政事の害を出し候間、自今兩道の修行無用なるべき旨、筋無事共數ヶ條相調へ、去年廿七日、七人の者共、相揃罷出、段々存寄申聞、美作當職爲退、隱居申付、此外小姓頭近習の者同人推擧の分は、退身可爲致候由、此儀下知致承知度趣にて、座席相退申間敷由、且又此段承知不致候ば、七人の役儀難相勤候間、其旨可申達由、七人擧りて申聞候、乍去一冊共始終甚不明白なる儀、勿論重き取行の儀に御座候へば、思慮を盡し、可及下知旨申達候へ共、聊承引不致候、依之箇條の內、於卽席遂不審候處、答不分明、其上七人の內には、等閑なるも有之、餘所に心をば移し、退屈なるも御座候へ共、其內緩に申聞候者共有之候故、何れにも押印下知を乞候、乍併國家興廢の境に至り、一己に相極べき樣決て不相成儀に候間、其方申達、大炊頭を本丸に迎へ、父子にて遂評議、大炊頭何も相對し

兎角は私思慮の上、可及下知候間、一先引取候樣に申付候得共、承知無之、頻に下知を相待由申募り、座を不相立候を、大炊頭再三申宥め、爲引取候、全體諫言とは申唱候得共、實は讒言にて、甚不屆成る儀に存候、乍去彼等可爲短慮の事も有之候ては、都て國家の大事と存候故、漸相忍罷在候、且亦右に付美作始小姓頭一人、近習四人も、本丸出仕指留候樣に申聞候間、疑を避候爲、共爲に相任せ置、深く思慮を盡候處、美作本より國家に忠ある者に御座候、然ば今日の無事を思ひ、忠臣を以て、邪臣に替候時は、往々權を恣にし來日の社稷甚危く存候、乍去猶も私目鏡等、違ひ候儀も有之やと、遂相談、父子相揃候上、横目役の者共不殘召出仕置不宜か、人心服せざるか、美作奸佞なる儀も有之やと、七人の者共差出候一冊を以て、相尋候處、仕置宜く、人心に服し、美作奸佞の事も、心付無之由、何も同樣に申聞候、然ば已が邪佞を以て、讒を構へ、徒黨を結び、共上奉行江戸家老三人の儀は、病氣と稱し、廿八日より不致出仕、政を爲滯、上を蔑にし、數代の恩義を忘れし次第不屆至極、不忠の者共に付、時をおくらさず、仕置申付候外無之儀と、父子相談を極め、去る朔日曉、竹俣美作登城申付裁許の手當申渡し、卽夜七人の家老城内へ召出、仕置申付候、右の内須田伊豆、芋川縫殿、本人の罪を以て切腹申付、右の外五人の儀は、罪の輕重を以て、知行の内取上、隱居閉門申付候、老臣共仕置申付候儀、追々御承知被成候時は、無心元可被思召旨此旨申上候、

右尾張侯の御使者、泉州岡部侯へ聘し、米澤侯の賢行を美談し、此手控を見せしとなり、友人三野義三郎、泉州より寫て送る、安永九年の春なり、

○泉州岸和田岡部美濃守殿善政之事　（三ケ條）

第一親へ孝行を盡し、兄弟へは勿論、親類緣者に至迄、相互に睦敷致し、上たる者又は他人といへども年老たる者を敬ひ、下たる者幼弱の最を憐み、何事も如才なく、誠を本として、相互に助け合、聊成る義、爭はず、善き事は、何者の致候迚も見習ひ、男女子共に至る迄、正しくすなほ成る樣に敎る事、

農業の儀は、銘々家業の事に候へば、不申迚も、其心得あるべしなれ共、猶無油斷出精可致候、稀には心得違ひ候者有之候て、大切成る先祖の名跡を絶す事、不便の至に候得ば、常に心得違なき様に、教可申事、

鄕中百姓身體高下にあらず、家居衣類食物等不過分限、儉約を以て、專らにすべし、是先祖の跡を永く子孫に傳る基たるべく候間、別て幼若のもの、女たる者へは、常に厚く其道理を教訓致し、古風を本とすべき事、

右三ケ條の通、平日不相忘樣に、可申付者なり、

明和九辰八月二十日

井口太郎左衛門

濱田七郎左衛門

長尾十五郎

右は厚き御憐愍の思召に可被仰出候事に候間、村々役人共常に心懸、幼若の男女迄、御趣意心得違不申樣可申聞ものなり

孝子林平傳（備中笠岡御代官武島左膳作）

林平者、讃州那珂郡莒田村人也、世事耕稼、爲人淳直、事孝順、雖無擔石之儲、竭力致養、溫凊定省、誠至母孝順雖無擔愛日深、然頗忤母旨、乃謂之曰、我極貧陋、所以納汝者、欲代尸饔之勞、且倶養耳、今反勃磎謂之何哉、去矣、吾竟不以牀蓐之、私負樹蓄之恩也、遂出之、後娶某氏、善黽勉同心、嬪之謹、母嘗寢疾、林平日夜憂懼、衣不解帶、藥餌極力、尋復平癒、、屢就浮屠、聽詣時、天雨則齎笠趨、迎常尤先人會、暮夜秉燭從行、雖廢事少憾色也、往于田、或客作、以儕輩休息之間、趨歸省、鄕黨感稱嘆之、一弟一妹爲人奴婢、又各蒙恪、尤切于屺岡之望、雖其資之美、亦賴乃昆孝友之化云、

安永八年龍次庚子孟陬念三日
贈黄金幾兩以爲林平母壽　某
銀幾兩以爲壽　某

右の書は親友函中に祕藏せられしを、再三懇望し寫之、他見無用たるべき物なり奇說々々

萬呆子

翁草　巻之百四十九

○年號の事

懶かりし暦も右に巻盡して、長閑き春に改り、新内裏營まるべしとて、吾妻よりそれ〳〵の役々の面々を登せられ、氣色立都となるぞ目出度き、御造營の事は、追々後の巻に記之に仍、こゝに略す、又去年より改元の御沙汰有て、内侍所臨時の御神樂を修せられ、年號の勘文、文章博士菅家の人々より奏せられ、例の如く諸卿の難陳有り左記す、

年號事

長祥　毛詩曰濬哲維商長發其祥　　至元　周易坤卦象曰至哉坤元萬物資生

久和　周禮曰準則久和則安　　寛政　左傳曰施之以寛々以濟猛々以濟寛政是以和

文化　文選曰文化内輯武功外悠

正二位菅原胤長

文長　史記曰武文竝用長久之術也　　寛安　荀子曰生民寛而安

嘉延　藝文類聚曰方隅清謐嘉祥日延與民優游享壽萬年

洪德　文選曰皇恩溥洪德施　　建正　周禮曰乃施法于官府而建其正

式部大輔菅原益良

延祚　後漢書曰、王者承天繼宗統極保業延祚、　　享和　文選曰、順乎天而享其運應乎人而和其義、

嘉延　藝文類聚曰、祥風協順降祉自天方隅清謐嘉祥日延與民優游享壽萬年、

文同　禮記曰、禮義立則貴賤等矣樂文同則上下和矣、

嘉享　晉書曰、神祇嘉享祖考是全克昌厥後保祚無、

式部權大輔菅原在熈

用保　尙書曰、由古先哲王用康保民、　和平　周易咸卦彖曰、聖人感人心而天下和平、

弘化　尙書曰、貳公弘化寅亮天地弼予一人、　天祐　周易繫辭曰、自天祐之吉無不利、

平章　尙書曰、克明俊德以親九族々々既睦平章百姓

文章博士　菅原福長

允德　尙書曰、允德協于下惟明后、　大應　史記曰、輔德天下大應、

應祿　文選曰、建立元勳以應顯祿福之上也

文章博士　菅原爲德

享和　難　　賴熈

享和號享字在上和字在下例近雖有享保明和之嘉例、享德享祿文和等有兵革之憂、且年序不久、加之仁和安長和共以代末也、先輩既被難申、可有如何候哉、

陳　　通古

享和號以享德享祿文和之例、雖被難申、享保明和之嘉蹤在近上有何事候哉、案引文曰順乎天應乎人而享和之儀甚以珍重之號候歟、尙可在群議候、

二陳　　輝久

享和號被陳申旨有其謂、且仁和安和長和雖爲代末、近有元和之吉例何難候波牟、

三陳　　經逸

享和號陳答之趣各有其謂、且本朝以和字爲元號、和銅承和皆聖代之佳模也、天德燒亡之後、造內裏之日被改元號應和、今度造內裏ニ被慕古風、然者此號可被採用候乎、

上卿

享和享和號陳答旹當矣、宋書樂志云、薦之郊廟而鬼神享其和、近則享保明和之嘉例、可謂珍重候歟、猶以他號可被議候、

嘉享　難　治　孝

嘉享號於本朝被用嘉字之例、雖不遑枚擧、皆以年序不悠久候、被登用之條如何候哉、

陳　重　嗣

嘉享號嘉字之例、年序不久之由雖被難申、享德享祿後有享保、此類非一、享字在下、近有貞享延享之佳例、且此號引文殊優美候、被擧用有何難哉、

重難　實　祖

嘉享號陳答雖有其謂、舊難最不少如何、宜在上宣、

文化　難　經　逸

文化號先々有議論、且化與火其音相通、今度回祿之後、被改元號可有猶豫候哉、

陳　賴　凞

文化號先々有議論、且化與火其音相通之由被難申、孝德天皇御宇大化年中、不聞有火災候、文化音訓共優美、字義又殊勝候、且聖代之爲佳例被採用候歟

二難　通　古

被陳申條有其謂、周易以文明稱雖火、白虎通曰火之爲言化也、然者此二字共有炎火之儀乎、於今度者可被弃措歟

天祐　難　通　古

天祐號唐祚炎之時用此號、長治度中御門右大臣記委難之、尤以不快候難被採用候波牟乎、

陳　忠成

天祐號以舊難趣難申無餘義候歟、雖然此號出於周易繫辭曰、吉無不有利則大有、卦之象曰、君子以過惡揚善順天休命、亦曰大有上去自天祐也是易變易也、聖君在上自天祐之凶可變吉、縱有異朝不快例、於本朝被採用有何事哉、

上卿

天祐號被閣、可被移他號、

寛政　難　忠尹

寛政號政字勘文載此字、雖及數箇度、未被採用如何候波牟、

陳　治孝

寛政號政字未被採用之由、被難申、雖有其謂、歷代被用新字例不可勝計候、强不可有憚候乎、且寛字在上、遠則寛平、近則寛延之嘉蹤最爲美號之間、被擧用可宜候哉、

上卿

寛政號陳答頗善候、亦北史曰、每思知百姓疾苦以增修寛政、旁珍重候、猶以他號可被議候、

文長　難　輝久

文長號舊難最多反音不宜之事、殊有沙汰歟、

陳　忠尹

文長號舊難最多且反音不宜由、雖被難申、先々陳答旨趣協其理、又不少候、反音事者有延暦天暦之嘉蹤何憚候波牟、

重難　忠成

文長號陳答雖可然、此號每度出現而不登用者、古難多有其故歟、且本文隔三字候旁如何候波牟、

文長號雖被難申本文隔三字之事有先例、且音響優美候、然上者此號可被採用哉、　重陳　實祖

寬安　難　重嗣

寬安號火難之通聲有俗難且雖有寬字不可混火字、安字不可混難字之說、今度之改元猶可被避此號歟、　陳　忠成

寬安號被難申旨、雖似有謂寬字下略而訓火無其理之條、先賢被評申候、且引文所謂生民寬而安者天下寧平祥也、可被用哉、宜在群議、　重難　實祖

寬安號被陳答旨趣無餘儀候、雖然康安改元之度、及群議不被用、殊其難有故歟之由、曩祖公信難申之間旁以難擧用候、

上卿

寬安號引文殊勝候、且政猷之簡要難捨置候、以享和寬政寬安之三號、可奏聞候、

條事定々詞

越中國司申雜事三ヶ條事、各任續文被裁許何事有哉、　顯淵

越中國司申諸雜事三ヶ條之事、左大辨宰相定申ニ同ス　忠成

越中國司甲諸雜事三ヶ條、左大辨宰相ノ定申サルニ同ス　重嗣

越中ノ國ノ司ノ申請ル雜事三ヶ條之事、左大辨藤原ノ朝臣ノ定申サルニ同ス　忠尹

官姓名申雜事何ヶ條事、左大辨藤原朝臣ノ定申ニ同ス　經逸

越中ノ國ノ司ノ申請雜事三ヶ條、左大辨宰相定申サルニ同ス　輝久

何國司申請雜事何ヶ條之事、左大辨藤原朝臣定申ニ同ス　通古

越中ノ國ノ司ノ申請雜事三ケ條之事、左大辨宰相定申ニ同ス　實祖
越中國司申請雜事三ケ條之事、左大辨藤原朝臣定申ニ同ス　治孝
越中守源弘當申請三ケ條雜事、左大辨宰相定申ニ同ス　上卿

改元定擧奏詞

正二位菅原朝臣式部大輔菅原朝臣式部權大輔菅原朝臣文章博士福長朝臣爲德朝臣等勘申年號事、文化可被用歟可在勘定、　賴凞
年號事式部大輔菅原朝臣勘申寬安、文章博士福長朝臣勘申天祐之間可被用哉、　忠成
年號可被用何字哉之事、式部大輔菅原朝臣勘申嘉享無殊難候、　重嗣
年號字事被用式部大輔菅原朝臣勘申文長何事有哉、　忠尹
改元字事正二位菅原朝臣勘申寬政、式部權大輔菅原朝臣勘申享和之間可宣候歟　經逸
年號事被用享和何事ノ有ンヤ　輝久
年號事享和宜候歟、　通古
年號字ノ事文長宜候、　實祖
年號事寬政享和之內可被用候哉、　治孝
享和寬政寬安之號可被擧用哉、　上卿

詔書之寫

詔、慕唐堯之欽若昊天、遵周王之昭事上帝、念茲在茲、夙夜無懈、然而誠不感物、化不及遠、元氣堙鬱祝融爲祟、殃及衆庶、實是皆朕之速戾也、朕率由前聖之嘉模、后王之恒規、乃以薄德嗣守神器、一物失所無忘罪巳、茲懷災祥之懼、彌懋安全之思、上副天心、下應民望、故以勅旨早改曆號、宜用新元而遵鼎義、其改天明九年爲寬政元年、大赦天下、今日昧爽以前大辟以下罪、無輕重已發覺未發覺已結正未結正

咸皆赦除、但犯八虐故殺謀殺私鑄錢强竊二盜、常赦所不免者不在此限、又復天下今年半徭、老人及僧尼年百歲以上、給穀四斛、九十以上三斛、八十以上二斛、七十以上一斛、庶幾四海靜謐、萬邦昇平、普告遐邇俾知朕意、主者施行、

寛政元年正月二十五日

二品行中務卿臣織仁親王　宣

正四位下行中務大輔臣藤原朝臣和資　奉

正五位下行中務少輔臣藤原仍孝　行

胤長（高辻前大納言）　益良（東坊城式部大輔）　在熈（唐橋式部權大輔）　福長（高辻少納言文章博士）　爲德（五條少納言文章博士）　賴熈（葉室宰相）　忠成（水無瀬）　重嗣（庭田前大納言）　忠尹（中山中納言）　經逸（勸修寺中納言）　輝久（醍醐中納言）　通古（中院大納言）　實祖（德大寺大納言）　治孝（二條大納言）　上卿（花山院大納言愛德卿）

中務卿織仁親王（有栖川宮）　中務大輔和資朝臣（豐岡）　中務少輔仍賢（山井）

右改元之御觸

○新内裏御造營手始

内裏御造營爲御用、御勘定奉行柳生主膳正、御作事奉行安藤和泉守、御勘定吟味役村垣左太夫已下、御普請方の面々、東武より差登せられ、右に仍り、白河侯より仰含らるゝ御書付の寫、

掛り御勘定奉行御作事奉行吟味役へ申達口上の覺

御造營御地形の儀杯、少々御入用相增候共、請負に不渡、穢多非人の外裏屋の老人小兒十歲以上の分、燒土取退、新土持運等爲致、夫々相應に鳥目を遣し、御慈悲の御救にて爲致地形候はゞ上下一統難有可存儀、關東御仁惠立候得ば、御威光も至て廣大に可至、下々歡喜して築候時は、永々燒失等の難儀も有

之間敷、右の處工夫可被致候、總て砂利幷持運等も同様たるべく候、鳥目餘り少分にては、却て誹謗の種に成候てせざる方増と申様に成候ては、御威光の妨に成候、此類の事少々御入用増候共、勘辨可有之候、御儉約と申は不益の費無之様にとの事に候、奸商姦計を以て、麁末に造營をなし、代金を貪候類明白に遂吟味らるべく候、幷仕損じ等隱候儀は、御尊敬と心得候様に成ものにて、存違の事に付、右等は當時の流弊にて、御手重に成候故の事に候、其外京都へ掛合の通、御禊等の儀も、質素に相成申候儀、御入國に響き、候計にも無之、質朴の風儀を唱候基本に付、是等の筋を能考、關東より出候御役人身持身柄等、格別取〆、音物等受納の儀堅禁之、町人等の姦計を塞候事專一に候、利勘野鄙成筋は、吝嗇に落終には當座のがれに成候て、今日の御益は明日の御損と成候上、信義不相立、人々相歎候時は、無此上も御損の儀、歎ケ敷至に候、積惡を以て御造營致候得ば、如何様に宜出來候共、天心に不應候て、天災必可有之候、天災に至ては、譬ば七十萬兩の御入用を、卑吝の法を以て人心歎候様に致候とても、三十萬兩減候程には無之物に候、左様に候上、天災にてまたまた七十萬兩の御入用、十ケ年二十ケ年の内に來候時は、以外なる儀に候、下々難有存、積善を以て御造營有之候得ば、一々心に應じて、萬代も全可有之間、信義を相立、御威光相顯候儀、何よりの御德に候、此儀は腐儒の常談の様に候得共、左様にては無之處見有之て申事に候、且信義御仁惠を以て被仰付候得ば、御入用も却て減候者にて候、何事も大様に見遁し候を寛大と申にても無之、儉約と鄙吝とは、格別の事に候、鄙吝と申は、富商は大金を貪取御造營の御入用の半は無に成とて、下々又は正路なる者は損のみいたし、御救にも聊不相成、實々の御損、筆紙に難盡事に候、難有奉存所より、公用相勤候得ば自然と御入用過分の事も無之、公儀をも恐候に仍り、紛失等の事も無之、富商も恐て法に隨ひ、下々も法を愼候様に成事專要に候、右の通心得られ候事、重立罷越候衆、扨々大儀の至に候、隨分無此上相愼、各兎角損を被致候様と存候、重立候衆中も小身の儀に付、逗留中または度々旅所等にて、勝手向指問被申候ば、正道の差支御奉公筋にては、内々

自分へ可被申聞候、何時にても助力可申候、尤組頭以下迚も、差支候事にて、自然と心外の事も有之物に候、此度の御用は、例も無之、御大切の事故、無例の處を以て、內々被申聞候はゞ、是又如何樣にも辨之、宜樣に可致候、加樣申候ても中々遠慮にて、書面の通には被致間敷と察候、左樣にては打割申述候詮も無、迷惑に存候、書餘は口上にて可申上、呉々も、右の類は遠慮無之樣可被致候、御儉約の儀、能々呑込可被申候、場境に及候儀も、存詰候事も御振合をのみ伺候樣に相成物に候、此處は切離れ存分に可被致候、浮說に氣遣被致間敷候、去難き譯合は、封書にて直に自分へ被申聞候共不苦候、京都にても當時筋合、專御穿鑿の最中故、俗に申候上手過候て、下手に劣候事も可有之候、御勘定等は土地に物馴候者、多く掛りに加り、便利過不便利の蹟無之樣分別可有之候、

申十二月

掛り末々如何敷存者は、無遠慮引替可裁申候、小仁不仁に至候事無之樣可被致候、

さればにや酉春御造營始るといなや、洛へ令流され、老幼の貧敷もの共、我も／＼と御地築に罷出、それ／＼鳥目を戴て歸る、日々に此錢高五百貫文程とかや、飢渇の者共打潤ふ事類ひなし、委くは此末卷に記すべし、大阪にては幾年御救の御手當として、天滿河崎に新たに御藏を建られ、左の御付を以て、三鄕町々へ其由を仰聞さる

大阪三鄕町々年寄共へ申渡候御書付

當地三鄕町中の者共、凶年可及饑餓砌、爲御手當永續のため、此度公儀御入用を以て、天滿河崎に有之奉行所支配掛定場空地へ新規に、土藏取建、雜穀御買上にて被詰置、猶亦年々御入用を以て十ケ年の間は、御買足をも被仰付、土藏修覆其外米穀詰替等の諸入用迄、是また年々公儀御入用を以て被仰付候間、此旨令承知、御仁惠の程、篤と相辨へ、一同に難有可奉存候、且亦右に付ては、三鄕市中の者共儀も、一已の存寄に隨ひ候ても、一町申合候ても勝手に致、金銀錢又は米雜穀納置度存候者共は

少々宛にても不苦候間、志次第右役所へ相納可申候、尤右御手當の儀、追ては米穀に可被仰付候得共御趣意有之、先此段は米雜穀取交御買詰被仰付候、
右の通従江戸表御下知申渡候、尤格別の御趣意を以て、三郷の者共饑難の節、御手當として永續のため被仰出事に候間、御仁惠の程厚難有奉存、町中末々の者共迄不洩様可申聞候、
寛政元酉年三月十六日
○南都奉行三浦伊勢守支配下教諭の書付
撫民の仁政頻に行れ、自是先京師には鋏所金貳千兩を配賦して、民の火難に憂ふるを救ひ、往々返上の望をもて、饑年御救の爲に蓄へ置るゝとの御事なり、樂只君子は民の父母なりとは、今此時かや、延喜天暦のむかしも、三代の隆なりし古へも、是には過じとぞおもふ、凡物事極に至らざれば、よきもあしきも一變せず、きのふの田沼の苛きも、けふ白河の淸き流に口漱てこそ樂しけれ、又奈良奉行小出和泉守卒去に仍り、西丸御目附三浦甚五郎を跡役に仰付らる、則伊勢守と受領して、申の冬南都へ到着し、酉正月左の書付を以て支配下を教諭せらる、
古書曰、信是義本毎事有信共善惡成敗要在于信と有之候、第一正直に利欲を愼み可申事に候、爭ひの起るも身を亡すも、利欲の致所と存候、是は本を務る志薄き故に候、主親の大切に候と申事は、人々存候事に候得ば、共身に勤る事疎に成候故、天倫に背き候て、自然と僻事に至と存候、古き歌に、
皆人の心を磨け玉鉾の道ある國のくもりなき世に
如斯承及候、人々、親の恩を蒙て成長候得ば、共身を愼て父母へ歎をかけまじ、先祖のかばねを耻かしめまじと、心を用ひ可申事に候、孝は百行の本にて、諸善孝より成ると承候、萬葉集に、
父母かかしらかきなてさきくあれといひしことばそ忘れ兼ぬる
詩經には哀々たる父母生我劬勞すと見え候、孝心の實情如斯候、然るに愼み無之候得ば、父母の遺體

を我意の儘に致し、身持不束なり、家業を疎に致し、貧窮に及び、艱苦に堪兼、終には義理に背き、邪を致し道にあらぬ金銀を貪り、其上にも或は家出を致し、親族に久離致され、山林に隱れ伏し、法禁を犯し、刑戮をまねく仕業に至る事、數入次第に候、如斯人も幼稚の時は、父母愛憐劬勞を以て生育致候ものなり、生ながらの惡人と申は無之筈に候、人々父母の恩を深く存じ、其身務候事を片時も忘れ申間敷なり、斯樣の事を辨へ候人、幾人も可有之候得ば、鄕里の內に心掛け薄き人へは、能々敎諭可致なり、主親を大切に存じ身を勤る事怠無之、正直專一にいたし、利欲を除き候はゞ、天鑒冥助可有之事に候、

酉正月

上、上たれば、奉行頭人迄も志の篤き事斯の如し、とまれかくまれ御代長久の溫風なるべし、

〇紀伊侯御家臣へ被仰渡御書付寫

近來公儀御政事向段々御世話有之、老中を始諸御役人風儀も改り、下々一統難有奉存候趣相聞え、重疊の儀に存候、就ては年寄政事向の儀も、大切の時節に候間、猶又入念公邊の御風儀に相隨ひ、質素を本とし、國民撫育行屆候樣に致度候間、各申合諸役人共精實心に取計候樣に、急度可申談事、

但右の儀は、此度尾州殿水戶殿一同申合相達事に候條此段可相心得候、

右御書付從關東被爲下候に付、於和歌山年寄衆添書寫、

別紙御書付の趣難有思召候、近來儉素簡易の道廢り、上下共華美に移り多事に成り來り、夫故御國用も不足致し、無據聚斂重く相成候上、風水凶作等打續き、下民次第に困窮に及候に付、是迄とても追追御儉約被仰出、下民御救をも被遊候御事に候得共、一通りの儀にても中々行屆申間敷、達て從公儀被仰出の品も有之、猶又右御書付の通、上にも彌質素御用ひ、撫育の儀專に取計候樣被遊度との思召に候間、以來同席申合、別て儉約相立て、多事を省き下民潤足の儀精々取計可申と存候間、御役人一

統被申合、下民を救候爲、聊にても御費候間敷儀は相省き、何分御仁惠の思召行屆候樣取計可被致候
御代官郡奉行の儀は、親民の役儀に候得は、猶更廉直に憐愍を本として、勸農の儀相勵、苛刻の取扱無之樣、專要に候、下民潤足致さず候ては、御國の基も固からず、敎令も施され不申事に候間、右の處能々可被相改候、凡御政事無滯行れ候ば、上下和合に寄候事に候得ば、諸向頭支配組下共、隨分一致致し、互に非を諫め、善を勸め無隔心申合、實意に相勤め永々御爲に相成候儀を心懸、存寄の品は無遠慮可被相達候、久々安逸に普馴候人氣に候得ば、質素節儉の儀は、人々耻の樣に相成事有之事に付、一際心を勵み不申候ては、古風へ立戾候儀は相成間敷候間、一統能々致勘辨、何分御仁惠の思召行屆候場へ、進み候樣可被申合候、

天明九年酉正月

翁草　卷之百五十

雜　話

○八十の賀

寛政元年春二月、我がやその齢祝んとて、むまごひ孫のやから、したしきどちあつまりて、燒原の新宅へ我を請じて、是をことぶく、其むしろへ日野資枝卿より、おほけなくも、壽賀の御詠を賜る、雀躍して拜吟すれば、

其蜩庵杜口の八十歳を賀して

もゝとせも早手にとれよ梓弓やそちの春をやすくいはひて　資枝

となん、われ此卿に何の御よるべもなけれ共、余がくちなはの句の事を、御聞及れ賞し給ひし事有り、そがために陋しき老が身を知しめして、こたびも需めざるに御詠を給ふ、おほんことの葉のかたじけなさ、いきの松はらむら立人々へも、道のめいぼくを告まほしく、爰に寫し畢ぬ、

○御目見以下御家人の巡列

御目見以上の順序は凡諸人の知る處なり、御目見以下末々の數多の御家人の席知る人希なり、是にも一々御作法有て、席順の御定め有り、仍左に記す、中に諸組與力と、公儀御徒士と座列六ケ敷、古來より色色說有り、御徒士は熨斗目着用すれ共、持鑓馬なし、與力は熨斗目鑓御免にて、騎馬役なり、然ども與力は其次に屬して、御直の御奉公なし、御徒士は御直の御奉公を勤る故、與力より上席なりといふ人有ども、此書面にも、與力御徒士と順書有之、先年文昭公御遺旨御書付にも、與力御徒士と順相立ぬれば

右の說は非なりと知べし

○御目見以下大概順

御鳥見　御召御船上乘役　御天守番　富士見御寶藏番
支配勘定　御徒士目付組頭　火之番組頭　御徒士組頭
御貝役　押太鼓役　小普請方吟味役　植木奉行
進物取次番之頭　御廣敷添番　御廣敷庭番　添番並
御女中方附添番　御女中方附添番格御侍　欠所物奉行　黑鍬頭
御徒士目附　御掃除頭　評定所番　御膳所御臺所組頭
表御臺所組頭　御徒士押　御提燈奉行　奥火之番
表火之番　御中間頭　御小人頭　御侍
二丸火之番　紅葉山火之番　御駕籠頭　進物取次上番
大筒下役組頭　吹上奉行筆頭役　御膳所御臺所人　表御臺所人
御女中附御臺所人　御廣敷御用部屋書役　御女中附同書役　御賄組頭
御賄調役　御賄吟味役　御賄御酒役　御作事方御被官
小普請組世話役　傳奏屋敷番　明屋敷伊賀組頭　小普請方伊賀組頭
吟味手傳役　手代組頭　改役下役組頭　御臺所小間遣頭
公人朝夕人　石出帶刀　諸組與力　御徒士
御勘定方御普請役元〆　御普請役　御馬乘　評定所書役
御廣敷伊賀　御女中附伊賀　御廣敷進上番　御休息御庭伊賀並
奥坊主組頭　紅葉山附坊主　御數寄屋坊主　表坊主組頭

二丸坊主組頭
同手代
御下男頭
進物取次下番
御下男組頭
書役手代
小普請方改役下役
濱御殿番
吹上御普請方組頭
同御藥園方
御書物奉行同心
同御用部屋書役
石之間番人
二丸御小人
御駕籠之者
御材木石奉行同心
三丸明地御門番頭人
小普請方御掃除之者
仕丁
御鷹部屋御門番人

御賄方
小普請方手代
坊主
御天守下番
御材木石奉行手代
淺草御藏手代
吹上奉行役人目附
御中間目附
吹上御座敷方
同御庭方
御細工張付役
同御輿舁
御勘定所湯所之者
植木方同心
御臺所小間遣
評定所同人
二丸御寄地之者
櫻田御掃除之者
御下男
濱御殿物書役

御作事方小役
御鷹御犬牽御休息所御庭の者組頭
御細工所同心
富士見御寶藏番下番
御林方手代
御疊方手代
御馬方爪髮役
御小人目附
同大工役之者
吹上書役下役
二丸同心
同物書役
御中間
水主同心
御賄六尺
傳奏屋敷同心
同黒鍬之者
紅葉山御掃除之者
御疊藏御門番人
小石川御藥園同心荒子

同書役
御廣敷吟味役
諸組同心
小間遣組頭
添奉行手代
欠所物奉行手代
吹上御庭番人組頭
吹上御座敷方世話役
同書役
同御普請方
御廣敷御小人
御口之者組頭
御小人
櫻田御用屋敷御門番
御作事方足普請同心
御休息御庭之者支配下役
同御掃除之者
御庭方
小普請方定小屋御門番人
御臺所椀方六尺

淺草御藏番　同小揚之者頭　同小揚之者　御勘定御普請役下役
同小遣之者　御幕奉行中間　御廣敷小遣之者　御春屋御門番人
新組御馬飼　牢屋下男

○洛南大通寺南谷和尙略傳

僧南谷は奥州會津の產なり、書を善くして周く世に知らる、父は會津の舊主加藤左馬助嘉明の息、式部大輔明成に事へて俸祿千石を領し、松下源太左衞門と稱す、加藤家國除の後浪人して京師に來り、其後妻女は京に殘し置、其子助三郎(南谷幼名)を具して、江府へ出て、赤阪田町に住す、是は尾州侯の御家に、源太左衞門叔母北川とかや云し老女、御局を勤居ける故、是に便りて、尾州の御家に仕へん事を庶幾に仍なり、然に古傍輩早川八郎右衞門と云者有り、源太左衞門と兼て不快なり、彼末期に及て、其子八之丞を枕元へ呼て申けるは、我松下源太左衞門に宿意有事久し、故に彼を打果さん事を、兼て思ひしに、浪人後互に居所を不知、兎や角と打過ぬる内に、斯く病痾に罷りて志を不遂、死ん事こそ意恨なれ、仍死後經陀羅尼の弔には及ばず、父が敎養には、源太左衞門を討て我妄執を晴すべしと遺言して果ぬ、仍八之丞父が遺言空しくせじと、松下を付ねらひ、赤阪の棲を聞糺して、不意に來て源太左衞門を討て逐電す、頃は寬文九年助三郎十二歲の時なり、未幼稚といひ、殊に其砌は、痲疹に惱み臥居ける故に、父を容易く討せし事骨髓に徹し口惜く、尾州に仕居る北川に逢て、偏に報讐の志を告る、北川も幼年の者の志を感ずるといへども、女の事なれば奈何ともする事を不得、當地には外所緣もなければ、一と先京へ歸り、母にも其段を告て、いか樣にも助力の人をかたらひて志を遂べしとて、岩崎覺右衞門と言浪人を賴て、助三郎を京師へ送り歸す、京の母是を聞て、悲歎の中にも、助三郎が健なる志を且喜び、且歎きて、士の子は素より其の志肝要なり、去ながら、十二歲の小腕にて大望は中々思ひもよらず、まづ劍術武藝を修練し、時を待べしと女ながら甲斐々々しく我子を勵して、夫より朝暮武藝に身を委るの外他事

なし、角て屢時移り、寛文十一年には、助三郎十四歳に成ぬ、爰に助三郎異腹の兄、栗田三郎兵衞は、石州に在て遙に實父が訃音を聞て悲み怒るといへども、其身他家相續すれば、實父の仇を報ふに忍びず弟助三郎が志を傳へ聞て、訛しくも健に思ひ、され共幼弱の身に、心ざし遂難からん事を思ひ測て、召仕ふ若黨(名闕)幷助三郎を傳立し、平右衞門と云者、幸ひ敵八之丞を能知たれば、此兩人を助力の爲に差登す、兩人八月中旬國を出て、京都を志て攝州高槻を通りしに、思ひがけず早川八之丞と覺しき者、普化僧の姿にて人々の門に立たるをちらりと見懸ぬれど、笠の內故安定ならず、其邊の茶店に伏て、此薦僧の事をよそながら尋ね合せけるに、住家は芥川宿のよし、其樣子彌々紛ふ所なければ、九月五日に助三郎方へ馳着て一々の次第を語れば、助三郎飛立計りに勇み悅び、母に是を告て暇を乞ひ、心徐に用意して、日頃嗜試し長船吉光の刀、差添は相州もの、着込小手臑當尋常に出立、九月七日旅裝を催す、此母と申は主人明成の妾腹の息女にて、名におふ加藤左馬助嘉明の孫なり、先年源太左衞門に賜りて妻女とし、一子助三郎を生り、婦人ながら流石良將の血筋ほど有て、少しもわるびれず、助三郎が血氣にはやるを教誨し、三種の肴をとり揃て酒を酌かはし、いさぎよく首途を祝ふ、助三郎が器量骨柄逞し、色白く長高く、目の中光り有て、年十四歳といへども、普通の十六七に超たり、其夜高槻に着て一宿し、翌八日城下を隈なく探せ共尋ね合ず、九日には芥川を爰かしこと尋けるに、こも僧の姿にて途中にて行合たり、用心と見えて二尺計の大脇差を佩たり、三人あはやと目くばせして、二人は跡先を固め、助三郎八之丞行違ひざまに、助三郎聲を懸て、松下源太左衞門が悴助三郎、生年十四歳、早川八之丞覺あらんと、吉光の刀をするりと拔て打懸る、八之丞心得たりとて、大脇差を拔き合て切結ぶ、すは喧嘩よと所の人、往來の人立騷けるを、介副の兩人大音にて、是は公儀御帳面に付きたる敵討なり、騷ぐ可らずと制するに仍り、皆人靜りて見物す、兩人火花を散して力戰す、助三郎は年頃念力の修行功積つて、小腕ながら太刀筋直に尖して、踏込々々終に八之丞が肩先きを斬る、少しひるむ處を疊かけて切付る、八

之丞うしろへ飛んで溝へ足を踏込倒るゝ所を、透さず切込、八之丞迫つて組付を助三郎刀を取直し、胸先を突通し、とゞめを刺て首を打ち立上る處に、同僚の薦僧駈來て、助三郎に切て蒐るを、平右衞門心得たりと立會て切結ぶ、彼こも僧手利と見えて平右衞門あしらひ兼るを助三郎駈寄て、是は敵打なり、御帳面に付て如此、夫にても助太刀をする心ならば、我等相手にならんと申せば、此こも僧刀を鞘に納めて、左様の儀とは不存、行合の口論と心得、同僚の好身に助勢候、若年の御身分の御働目を驚し、甘心いたし候とて式代して立去りぬ、寔に十五未滿にて、助太刀を頼まず、大道にての晴業、歷々の功士を欺く働きにて、父の仇を撃濟し、助太刀の者への挨拶と云、世に類ひなき擧動ひと、其頃都鄙の美談近國にとゞろく、領主永井市正へは最初に達せざる故、跡にて是を斷る處に、領主も吳々稱嘆の挨拶有之、京大阪御番所の帳面を消し、諸親類へも是を披露せり、其後諸家より聞及び召抱んと有けれども、母も是を肯ず、助三郎は幼年ながら倩觀ずるに、親を討れ其讐を復する、まのあたり修羅の鬪諍、武士の習とはいへども、墓なき浮世の有さまに、頻に出離の心を發し、竟に武門を去て釋門に入り、直ちに大通寺に住て染衣の身となり、南谷と稱す、

右は大通寺役人の藏書花塵談と題せし、一帖の要を採て爰に記す花塵談は野藪談話卷六の始に出と本書に在り、

其蜩曰、本文に記處誤傳なり、大通寺內多聞院（南谷在住の遺跡）に正き記錄有由を聞傳へて、多聞院住に是を乞需て閱るに、本文に記る松下助三郎は、南谷兄にて、報讐の頃十四歲、南谷は其時未幼年故是を賺して、跡に殘しおき、助三郎一人にて、父の仇を報しなり、敵討の始末本文とは齟齬の事のみなり、敵八之丞親の名本文には八郎在衞門と有り、正傳には四郎兵衞と有り、松下早川意恨の主意も違ひ、芥河場の働も本文は相違なり、本文に有之助三郎に付添居候者は、助三郎兄栗田三郎平、家來中田平次右衞門、坂根八左衞門と云者なり、同僚の薦僧は宮原傳藏と云浪人にて、助三郎讀書劍術

の師故、八之丞有所を聞出し、八之丞薦僧に成候故、自分もこも僧に成り、助三郎方に牒合せ、八之丞を呼引出し、芥河に於て自分は八之丞と途中にて別れ立去候故、透さず助三郎跡より追付、芥河街道脇道にて、助三郎後より名乘懸、切付候得ば、八之丞も大脇差拔候所を、袈裟に切倒されきわだ畑へ轉び候を、疊懸て切付止めを刺し、親の敵打候段、書付きわだ殼に挾み、死骸の側に建て、領主永井市正城下高槻へ罷越、此段相屆、大阪京へも敵打帳面御消被下候樣に相達、江戸へは坂根八左衞門を差下、奉行所へ此由屆濟申候、(寛永十一年九月七日なり)其後助三郎儀は、母蓮生院祖父明智助九郎は、日向守光秀親類故、細川家へ由緣有之譯を以て、助三郎事肥後侯へ被召呼、知行五百石賜、其後加增有之、千二百石に成、名も中瀨助五郎と改勤仕、其後助九郎に改、享保十年致仕、家督を其子助之允へ讓、天文五年八十三歲にて死、法名知見院松下豐水居士、大寶山如意菴に葬、(此助五郎事は第八十一卷に記せし細川士堀內傳右衞門覺書の書の內にも見えたり)南谷和尙は、幼名勝元、寛文三年生、父橫死の時七歲、助三郎敵討に出候節漸九歲故、跡に殘し置候を、殊の外恨み、最早武士は立られずと、直に出家の志にて、大通寺義洞長老の弟子に成り、十一歲にて出家、元文元年十月十三日七十四歲にて遷化、三男七十郎は父橫死の節は三歲、後土佐國中老深尾四郎左衞門養子と成り、權之進と號、助三郎常に云るは、親の敵を打事は人の道にて珍しからず、奚ぞそれを功とせんやとて、總じて人に對しても敵打の事は一向語らずとなん聞し、享保の始余が幼稚の時、此和尙に手本を曜ひ、少少手跡を習ひしかども、十歲の頃なれば何の辨へもなく、遠方故勝手あしきに仍り、程なく學ばずして止ぬ、余が惡筆にて心に任せぬを思へば、今さら後悔せり、其頃はもはや大通寺を退いて、櫛笥に隱居せられ齡六十許にて僧柄恭しく殊勝に、言語爽にして、よき老和尙成けらし、

抑大通寺は、故有る舊地なり、往昔鎌倉將軍實朝公の御臺所、公薨居の後落飾有て、此所に住給ふ故、世に尼寺と稱す、本名は大通寺遍照心院と云り、世移りて荒廢し、元祿の頃迄は、民屋の間に幽かに舊

蹟遺れり、又六孫王の宮も、古池の端に僅なる小祠遺れる計なり、元來貞純親王爰に住玉ひ、其譯を以て今も東寺北門前に在る小祠は、貞純親王を勸請すと云云、斯く源家曩祖以來由緒正敷地の淺猿しく傾壞せしを、南谷常に嘆て、再興の志願有といへども、容易ならぬ事なれば、時節を待ける處に、門前櫛笥に柳澤彌太郎と云浪士棲り、常に南谷と交りて善し、然るに何の所以にや、關東より柳澤を召れて、段々に立身し、登庸旭の登る如く、須臾にして武州河越の城主となり、八萬石を領し、出羽守に受領し、當時無双の寵臣と成る【割註】後に松平美濃守吉保と號、甲州一圓に拜領、今の郡山侯の祖、世に知處なれば略す、柳澤家の事は松蔭日記には粧ふて書り難信、三王外記其外の記錄には、元幕府の小士と見えたり、世に傳ふる處も百五十俵の小士と云、爰に記處と齟齬す本文の如きは櫛笥土人の說なり、今も櫛笥南側西の方に柳澤宅地の跡分明なりと云云、其說浮たる事に非、尙可追考」南谷時を得たりとして、柳澤氏の方へ內々にて是を願ふ、柳澤素より南谷の志願は兼て聞及れし上、其身も武田の庶流を稱せらるゝ故、旁以て速に領掌し、强ちに是を執せらる、公も源家宗廟の事なれば、餘社とは格別に思召し、特に柳澤家の執せらるゝ上は、頓て御許容有て、御社幷遍照心院ともに御再興の事を仰出さる、因玆南谷出府して拜禮何角の式品宜く相濟、其上能書の聞え有れば、御手本などを差上、首尾無殘所、氣色ばうて歸京せらる、扨社地寺地の方境を定められ、是迄在し民屋は御宮西南の方御土居の邊へ引移し、古池を淸めて神龍池とす（貞純親王化龍の池）社領寺領合七百石を寄られ、御造營成て始めて寶永に到り當社の祭禮有り、八條通大宮し西北側の地を御旅所に構へ、例祭九月三日夜出輿、同十一日祭禮、當日樂人道樂を奏し、寺僧行列にて、御殿へ御歸座、爰に於て又樂を奏し、神龍池に於て、放生供養有り、行粧餘社の祭りと違ひいと殊勝に嚴重なり、賀茂の葵祭に類せり、公儀よりの御祭なれば、所司代より警固を出され、町奉行より非常の警の爲に、廻り役人出る、下行米現米百石矢來竹千束を賜ふ、世に寶永祭は見事な事よと唄ふは、此祭始りし時のはやり唄なり、

世に南谷は柳澤家に阿り、世間僧の様におもふ人あれ共左に非ず、本文に記せる通り、因緣有れば容易に志願を果せしなり、六塵の情欲は厭離しても、堂塔建立の願は、素より僧徒の欲する所、古來の祖師開山皆爾なれば、是を難ずるは非なるべし、

六孫王社再興の事、水戸黄門光國卿も執給ひし由にて、多田の社よりも此社こそ殊に御尊敬可有儀を彼方傳へ被仰遣し御文、今に彼寺に有之由或書に見えたり、獨柳澤氏而已の執せられしにはあらざるか、

○上賀茂社司氏人の論

賀茂の宮は、當國の一宮にして、伊勢兩宮に次の靈社なり、故に皇武の御崇敬、餘社に異なり、上賀茂は社領二千八百石、下鴨は八千六百石、社司氏人餘多有り、元祿の始めに、絕て久しき癸祭御再興有て近衞使御車を促して參向せらる、行粧餘國に無き優美の壯觀なれば、緇素擧つてこれを拜見し、寬政の今に至り、烏兎百年に及び退轉なし、上賀茂あふひ祭の下行米現米千石、下鴨同五百石なり、兩賀茂社家の座列、朝廷にては下上賀茂と列し、關東にては上下賀茂と唱へて、上賀茂上席なり、社家上賀茂は賀茂姓、下鴨は鴨姓なり、社司の上座正三位に叙す、上賀茂には社司七家有り、（松下、岡本、梅辻、森林、烏居大路、富野）氏人百餘有り、神主の當職は七家の內の上席の者、此職に居る事十年の年限有り、年數滿れば次座へ廻す、都て當社の重職の分は、社司の座列に隨ひ、順々に職掌し、社司の嫡子迄に至る、末職を氏人上座の者より勤む、下鴨は社司氏人少なき故、各相應に社役を勤む、仍て他の奉公に出る事もなく、社中平和なり、上賀茂は氏人多く、其中より社役に出る者十餘輩にて相濟ば、其餘は社領配當僅にて暮し兼る故に、多くは堂上方へ奉公に出、或は百姓を業にするも有、依之社職を恣に、社司より勤る事を、常に猜み羨て、動もすれば巧智を以て社司氏人の無差別、神主職、禰宜職を一統に廻さん事を欲して、堂上へ入込て、七家の者を讒す、氏人は常に御所へ立入り、能手筋多ければ、時の闕

白家へ申込などして、右の巧を成就せん事を謀る、七家は各社役を勤る故に、他へ奉公に出る者なく、御所表自ら疎し、仍て氏人思ふ儘に誇りて、享保二三年の頃、一社の公事始り、一社の傳奏に於て吟味を遂らるゝ處に、飽迄氏人の內奏有之上なれば、社司非分に墮て、社法將に壞れんとす、一社の法令は慶長巳來東武の御條目有て、是に違ふ時は、忽一社の越度となれば、是を申立ると雖も、遮て申せば、勅命を拒むに當る故、皇武の命令に障らぬ樣に、取扱ふ事、神職の者の肝要たる故に、其時の神主森飛驒守が申狀あしくして違勅の御咎を蒙り、武邊へ御渡し有て、七家の內二家は、幼年故科をまぬがれ、五人は流刑に處せらる、總じて流人は年經れば、希に御赦にあふ事古例有て、歸洛するもの少なからず、然るに此社司の坐(ツミ)は違勅なれば、違勅の者は赦に成がたしとて、數度の大赦に漏れ、中にも梅辻備後は、命強面して三十餘年島に有て、寶曆年中島にて死たる屆あり、無罪の謫居、聞人哀を催せり、其後暫は穩なりしが、是も寶曆の始に、又氏人より獄る事有り、今度は享保の度程には及ばざれども、前神主鳥居大路出羽守、當神主共外七家の內四家は蟄居仰付られ、是迄の社役の者共、皆退役して、悉く新役に改り事濟ぬ、斯の如く社司氏人不和なれば、後來また何等の違亂起るべきや危き社中の有樣なり、下鴨より是を難じて、神人として神に仕へず、他へ出る事爭で神慮に協ふべき、夫故に諍論も起れり、上加茂の社法不正なりとさみせり、凡大社大寺には、加樣の違却珍らしからず、稲荷には社家と、社僧愛染寺との公事累年不止、近年は穩なる體なれば、彼社司羽倉某に、當時の樣子を聞けば、當愛染寺は如法の僧なる故、社中違却の事なしと云り、是をおもふに、事の六ケ敷には非ず、人の六ケ敷なり、人だに替れば無事に成と知べし、北野松梅院、德昌院、妙藏院、宮仕日代淸水寺執行成就院六坊、東寺の執行寺僧右の類各不和なり、唯己々を高ぶり我意を擧動に仍なり、

○源氏坊天一等の事

慶安の由井正雪が事蹟安定ならず、多年原本を捜せども不得、或翁に問之に答曰、是は原本なき筈の事

なり、世に傳ふるとは十が一なり、事發覺せざる前に、御手當ありし事の由、其頃の古老の咄なりと云云、落穗集にも右刑罰の人數夥しかりし事は有れ共、事實を不記、其後駿府奉行所に手寄有て、其頃の記錄有やと尋るに、格別の留帳はなし、書狀留有とて其寫を見たりしに、世に傳ふる處の名前は、凡書面に見えたり、足洗村半左衞門拷問の事抔を記せる計にて、事蹟は一向不知、何れにも其徒二千人程は有之趣なり、大阪御陣より漸三十年後の事なれば、武邊場數の者も、其徒の內には生殘り有べし、當時の浪人の類ひには非ず、然ば此企を成すまじき物にてもなし、大將分の內加藤市右衞門は、京都を窺ひて洛の邊りに住す、究て大膽不敵の者なりしとかや、都六條の遊廓、今の朱雀野へ移されて未間もなく彼地日々に繁榮して、貴賤群來る內に、市右衞門爰に遊て寬濶云ん方なく、諸人の耳目を驚す、實に左も有なん、洛東淸水寺本堂東の方に彼が奉納せし大成る繫馬の繪馬有り、願主加藤市右衞門、（此外二人記）普通には斯る奉納の書付抔は、字畫を正しく書く習ひなるに、此繪馬はさしも莊嚴結構にして、願主の書付は洒落成る草字にて、手紙などに書る名前の如し、定めて自筆なるべし、是にて市右衞門が活量見えたり、遊興の活氣たる事は、此郭內の老人聞傳へて是を咄せり、果は召捕られて鈴ケ森に於て礫罪の其一人なり、幼兒も兩人か、同所にて提斬になる、全體彼等が逆意の用望、莫大の事なるべきに如何して調しにや、中々弓師藤四郎などを賴て、聊の金にて、此大望は所詮出來る事に非ず、孰後楯有しと見えたり、紀伊侯の事を專申傳ふれども、さしもの南龍院殿、實に思召し立事有とも、浪人原の力を借りて、一揆の如き御擧動は有べからず、此事後世の不審の第一なり、夫より遙年を經て、有德院殿御代享保の中頃、源氏坊天一と云者有り、自ら故有る貴族と稱す、秋葉院南岳と云修驗者是に荷擔して天一を恭しく崇敬し、主君と仰ぎ可然館をしつらひ、天一を是に居らしめ、頓て新家御取立と披露して諸浪人を召集む、世上にも專ら取沙汰して、是を信用するに仍り、浪人共手寄を以申込追々に抱へらる事超過して、竟に公聽に達し、天一南岳召捕、揚屋入、段々御穿議有之由、其節の殿中御沙汰書の寫左

の通、

一源氏坊天一（改號吉種） 家老（南岳事）赤川大膳 用人（南部權太夫 本多權右衛門） 番頭權奉行奏者番兼石黑善太夫（善太夫事本多主膳正近習勤其後津輕采女方に勤候由） 同斷福島右衛門 近習矢島主計（前方加藤越中守に勤候由） 鐺大將奏者番森元彌助 郡代北貝久次兵衛（同所に近習勤居候由） 留守居（河野七左衛門、直井外記） 大目付町奉行高橋勝之進 裝束方兼奏者番澤邊十藏（去年迄本多伊豫守徒士勤候由） 使番笹岡源次郎 側番中村幸八 使番西海忠七（田中主膳方に勤候由） 取次使番倉和忠太夫 使番中村忠左衛門 同石川九太夫 同元木金太夫（高木五郎左衛門方に勤候由） 徒頭本多刑部左衛門（先祖毛利輝元卿に勤候由） 小納戶刀番近習兼原丈助 馬廻り岩波忠左衛門 馬廻り本多喜左衛門（加納遠江守方に勤候由） 大納戶元〆宮崎仲右衛門 勘定頭元〆梶廣幸右衛門 賄頭膳奉行元木五平次 馬廻り馬預り元田喜平次

此外目見不致者三十三人有之由天一儀揚り屋へ被遣唯今御詮議專有之由、右御詮議の上、天一南岳等刑に行はれしとやらん聞し而已にて、委事は不知、但し一向に所以なき事ならば、人信用すべからず、少しは據有し事の樣に傳へ承ぬ、又寶曆の頃京師に於て竹內式部と云者堂上衆へ立入、講席を構て、諸卿度々會せらるゝ事有り、是を世に元弘の無禮講の樣に取沙汰せしが、程なく勅命下りて、出座の諸卿悉く蟄居仰付られ、關東へも御沙汰に及ばれ、式部事御尋有けれ共、逐電せしとやらんにて、此事止ぬ、元弘建武の頃とは時勢懸隔の違ひにて、今の世になにかは左樣の企有んや、唯共儘に差置れんが穩なるべきに如何の叡慮にやいぶかし、蟄居の人々は、德大寺烏丸其外數多有り、其中に町尻家も有り、此卿には余も圍碁にて會せし事有り、蟄居の後途中にてちらと見請し事も有れ共、空目して過行ぬ、頭巾にて顏を掩ひ、白衣無僕にて、世を深く忍ばるゝ體なりし、德大寺家は蟄居の始より申されけるは勅勘を蒙る身が、其國の土をふむは恐れ有とて、永く禁足して、終はられぬとぞ、痛

ましき御事なり、其後天明の始の頃にや、未だ在世の人々勅免の御沙汰有り、右相濟と、兼ての叡慮にや、烏丸光胤卿を直に院へ召れ、手似葉御傳授有り、光胤卿院參の折から、頓に病發して卒死せられぬとぞ、敢なき事共なり、都て此蟄居の面々は、才學有て堂上にて皆稱したる人々なり、よしなき事にて勅勘を蒙られしこそ是非なけれ、また近年江戸にて山縣大貳と云る者の事を様々事がましく沙汰せしかども、論ずるに足らず、世に云山縛しの類成るべし、

○窮樂大雅略傳

龜田窮樂元は鍛冶屋なり、業にうみて是を去り、市中隱と成る、書を善くするといへども、麁紙麁墨麁筆を以てあたり合ひに書故に、嬰兒の書習ひの如し、されども筆畫の自在なる事は云べからず、彼書は何れを見ても、大かた麁紙薄墨なり、常に酒を好て門生謝物を送れば悅びず酒を贈れば大に喜て是を翫ぶ、寒暖の服も垢つき、破るれば門生より取賄ひ、自らは都て家事を不知、門生の贈れる謝物を、封の儘に溜置て際々に上り口に並べ置く、懸取共來て封を切て夫々秤にてかけて取歸る、米代宿料迚も爾なり、封銀盡たる跡へ來る人には、最早無し、重ては早く來給へと斷る、商人共皆合點して、聊滯る事なし、常に門生或は知音の人訪ひ來れば、手づから酒瓶を携出て、冷酒にて是を饗す、盃以下の器有るに任せてむさき事類なし、たばこ盆の引出しより、埃まぶれの抽干を出し、几上にて自ら刻み、客へ出すいぶせくも來る人是を肴にして酒を飲む、或所へ祭に呼れ行、店先きにて快く酒を酌かはし居けるを乞食門口に立て美しげに眺め居たり、窮樂是を見て、我前に有る盃を彼に酌す、乞食いなみ憚りて酒をめんつへ受んとするを、左にては盃事に非ず、此盃にて可飲と云、乞食此上はとて觴を戴く、彼是おさへなどして、餘念なく返盃の時、乞食洗はんとするを止めて、其儘それにて自ら快く吞て次へ廻す、列座の客大にあざみ困りしとかや、斯く生涯を安く樂みて終りぬ、隱君子と云んにも愧ざるべし、大雅堂は元は嘉左衛門とて貨殖家なり、其業を惡避て畫工と成り、池野秋平と云ふ、地勤と號す、後には號を

更て、無名と云、其質雅にして聊も利に趨らず、書もまめやかに殊に家を得たり、一日書林の許にて、年頃望し一書を見る、欣然として其價を問に、價最貴し、大雅云我に蓄へなし、故に望も空うす、冀は是が爲に今より務めて金を積ん、積んでの後、此價に足りなば我に給てん、さりながら賣物の事なれば其間に他に望む人も有べし、若左有んには、我に知せてよと云、書林云、此書は高價なる故、容易に望む人も有まじ、若有らば其由告申べしと約して、夫より大雅は、日頃に替り倹に吝嗇になりて、物毎を約やかにし、年を經て望みの通金を溜め、已に價調ひぬれば、彼書林へ雀躍して走り行き、年頃の望み足りぬ、其書を我に給へと云、書林大に當惑して實にも先年足下へ申約せし事、唯今存出せり、其書は其後望人有て賣遣しぬ、其時足下に約せし事を忘却し、不告多罪、今さら奈何ともする事不克と慙愧す大雅案に相違して愁然として申けるは、我斯迄貧敷中にて、金を拵しは、此書の爲なり、既に價調て望を不果は天なり、苟も此金を他用に遣はん様なし、不如祇園の地に住するからは、忍謝の爲に御社に獻ぜんにはと、右の金不殘束ねて祇園へ奉納す、是を世に傳へて大雅の廉潔を賞し、倍此人の書畫を世に翫ぶ、總じて常の風俗中華の騒人に似たり、月明なる夜、近江の守山を過るとて、宇野姓が家を深更に敲く、主人是を聞て、時四更に及て烈しく門を敲くは唯ならずと、自ら起て立出見れば大雅なり、いかにや深更の夜行を問、大雅對て近江のそこ〳〵へまかりて、月夜の面白さにうかれて夜行せり、餘り清明なれば、我獨ながめんも無下なり、足下を訪ひて、夜と倶に月を賞せんが爲なりとて、主客内に入て酒を酌み、興じ明せしと、宇野姓物語なり、齒耳順に不滿歿す、其妻玉蘭も夫の雅に褻て風派なり、寡婦の後も、扇の畫を書き鬻で世を渡れり是も今は亡す、

翁草　卷之百五十一

今上御製

天明九年正月二十四日公宴御會始、
山霽喜春　御製
まきあくるこすまちかくも此春は雪けの山にむかふ長閑さ
〇柳營御會始
天明九年正月十一日柳營御會始
松に見んいやとしのはも千々の春　（法眼）昌逸
もゝ木のむめを植添し庭　内大臣殿
つくりなす山のかたちの長閑にて　玄川
池のこゝろもとくる薄氷　（法橋）昌文
月になほ舟さす袖や霞らん　昌永
冬田しづかに暮わたる宿　信遵
村竹の霜を塒の鳥鳴て　良胤
むかふそなたに里もこそあれ　道樹
分て行麓の道の程遠み　耶順
たびねの山やけふのしら雲　通信

頼めども忍ぶ都の夢たえて　為信
　ふくるを告る鐘ぞ佗しき　清時
春もはやいつしか花の移ひぬ　共阿
　水に色添ふやまふきの陰　昌德
(ウ)寄波の片岸かすむ吉野河　壽輔

○禁裏御造營請負人の事

禁裏御造營に付、御築地取壊方請負人、出精致候に付、左の通掛り奉行中より申渡さる、

伊勢屋忠兵衛

其方儀

禁裏南御門通、幷御舊地北頬の方、御築地取壊方、御入用入札の上落札、直段二貫六百五十四匁七分を以て請負申付候處、日々致出精、追々取壊候事、然處日々人足の出入數、働方の様子等を以て心附致勘辨見候處、中々請負高にては、格別可致不足様子に相見候處、難澁の譯等不申立、聊無御差支、取壊方致出精候段奇特成儀に候得共、難儀たるべく候間、請負銀一倍の割增銀差遣候間猶出精可致候、

酉四月

右の通被仰渡難有奉畏候、仍御受書證文差上申處如件、

寛政元酉年四月四日　(請負人)(室町通松原下ル町)伊勢屋　忠兵衛
(請　人)(右同町)八幡屋宇右衛門

御普請御會所　諸棟梁方
諸受負人

前書の通伊勢屋忠兵衛へ申渡候間、右の趣寄々及承、此度の御用に付損銀致候分は割增銀被下候事と、一樣に存候ては、心得違に候間、前廉に申聞置候損銀致候にも二品有之事に候、其譯は御仁政の御時節と申、殊に禁裏御造營と申、格別の儀に候間、冥加を存じ相應の利潤を以て御奉公にも出精致、御用可相勤と、利慾を不存心底にて請負いたし、右の心底に候上は、無益の費を厭ひ、聊も無油斷心配致し、御用出精相勤候ても、見込違ひ等にて無據損銀致候は正道の損銀にて候間、可憐事に候、又一つの損銀は、無益の費無之樣、心配致し御用出精相勤候得ば、相應の利潤も可有之、銀高を以て、請負候上、右御用取計せ候、下代の者または職人人足の內にも、重立世話爲致候者共へ示し方不行屆、彼等任せに致し頭立差配可致、受請人等閑に候得ば、其手の者共法を不聞强欲なる者は貪り、正路なる者は損を致候樣相成、金銀を多く費候のみにて、却て御造營の方は手を可拔と工夫致し、彼强欲成もの、公財を貪り、口々扃正路成る者も、終には損銀いたし候事而巳知るに至る、加樣成る類の損銀は、全く請負人の油斷等閑より起り候事に候間、此類に割增等被下候はゞ、勵み候て相勤候ものは無之樣可相成基に候間、時宜に寄ては、御用中請負取放しにも可申付候、元來工商の道は、利潤を以て渡世致す習にて候得ば、御造營御用相勤候者共、相應利潤無之候は、御趣意に不叶筋に候間、其利を獨貪んとする事を、相互に禁め、其利を末々迄齊うせん事を、專一に可心掛、右の通に致候得ば、自然と工商の冥利にも叶、此末難有御惠も可有之事に候、亦前書の忠兵衛如き者有之候共、銘々見込を以て入札致し落札直段にて、受負候上は、依願割增可被下筋には無之、正道の損銀は、懸り奉行已下一同心得候事に候得ば、十目所視十手所指にて候間、厚く評義の上、此方より可沙汰候間、偏に正直の道を、此度の御用の大意と心得、出精可致候、また正道の損銀に候共、掛りの面々へ手寄を以て其沙汰に可預と存候は、甚だ心得違にて候、萬々一左樣の類於有之は、可成筋ならざるに可致、總て御入用吟味御材以下、諸改方等、嚴密に致候ものは、公財を尊み、無益の費を省き、右を以て不足を補ひ、工商の利潤を齊うせんが爲なり、然共費を

省くと、吝嗇とは心中黒白の分ちあれ共、等閑の外見には、其形紛敷ものに候間、其紛れん事を怖るゝもの有といへども、心中清潔にして、其分ちあらば、其怖れは無き事に候得ば、諸棟梁諸受負人此旨を能々決斷して、姦計を戒め、正直を扶け、抽丹誠、一日も早く宜く御造營畢候樣、厚く可心懸事、

酉四月

右奉行中より申渡さるゝ趣、白河侯より最初奉行の面々へ仰含らるゝ準繩（此御書付前卷に記）を以て執計らひ、最左も有るべし、吁正道の行はるゝ事、將に是を見るべし、然るに近世の人心上下共、飽迄姦しく成て、斯る御篤實の御命をも等閑に承りなし、已が心の不直なるに引競て、御謀計にて人を懷けさせらるゝ樣に心得、實に感激する人の少なきは、歎くに餘れり、去れ共、今度の御造營の如く、まのあたり公儀御入用の入增を厭はせ給はぬを見て、扨は誠の御仁惠よと、始めて知ることこそ愚なれ、斯迄世人の心ねぢけ不直になれるは、凡享保の頃より殊に甚し、夫より今に至て、六七十年、此風儀熾んに增長せし上なれば、如何ほど御仁政を行れても、今暫は餘風さめがたかるべし、三とせ五とせの中には、御德化海內に行わたりて、世人の風儀古へに歸りなん、總じてあしきは素より、假令善事たり共、改る日には先づ一旦はやかましき物なり、譬ば通用金銀を、慶長の古へに戻さるゝ共、當分は世の中もやつくべし、篤と固れば、萬民始て國恩の忝を知る、畢竟是迄利に耽り、虛誕にて世をわたりし者共、俄に勝手が違ふ故、兎や角申も非の中の理りとや言ん、前卷にも論ずる如く、華奢は表の疾故、直る事も速なり、佞曲は裏の疾故、療用不容易、あしくなぶると不治の症となる、穴賢世の人是をよく辨へて、御醫師の仰らるゝ禁好物を堅愼み、假初にも華奢佞曲の毒に觸れぬ樣、養生せば、終には本復して、誠の人間に成べし、總じて公儀御用入札の事、享保の初め頃迄は、高札安札を除かれ、中分の札に仰付るゝ事にて有しに、享保の末に至り、萬づ御儉約の砌より、安札に仰付らるゝ樣に成し故、姦謀の者共時を得て、京師にては三谷專助と云るくせもの出て、所々の御普請入札を已一人にて落す、其所以は譬ば大

積金千兩の御普請と見れば、銀四十貫目或は三十餘貫目にて是を落す、餘人は仕樣帳を考へ、諸式の直割を以て、札を入るゝ故に、如何ほど勘辨をなしても專助が如きは、無情の安札を入るゝ事不克、專助は仕樣にも相場にも拘はらず、唯其御普請の恰好を凡に測て、何の勘辨もなく、安札を入れ、札さへ落れば夫からは已が手柄次第にいか樣にも調練し、詰る所は商人へ損を懸る算用なり、かゝる賊とはしらず、諸商人專助が辨佞に蕩かされて、是に與して終には悉く損失に成り、商人怒て是を訴といへども、專助が佞を以て上を掠て、已が非を掩ふ事、奇々妙々なり、然れば是を懲て以後談ずる者有まじと思ふに、やはり下地の者組合て、又かりては損をし、竟には身上を果す者、勝計すべからず、是最初の損を取返さんとして、專助に賺さるゝなり、專助なく成て後、此流儀專ら世に行はれて、諸請負人共、爰を專と不實を以て安札を入れ、御用を勤る故、或は半途に不屆き者有て、請負を召上られ、又は已が身迫つて駈落するも有り、右の類の者共の仕上げたる普請なれば、其麁末手拔き云ん方なし、畢竟は當時御入用の寡きを手柄にして、後來の事を構ぬは、時の役人の大なる過失僻事なれ共、近世輕薄の風俗、上下共皆斯の如し、先年大津御郡代古郡文右衛門、同所兀山に松苗を植て、自ら曰、加樣の御奉公を外にする人無しと自賛せり、實にも當分は何の功も見えざりしが、五六十年を經て、兀山殘らず御林山と成り、年々松茸多く生じ、此運上且京都所々御普請足代木は、皆此山より伐出し、今に至り、山榮え甚御益多し、文右衛門生前には其功かくれ、後年に人是を美賞す、是等こそ誠の御奉公成べけれ、又元文寛保の頃、大德寺芳春院の普請を加州より營れ、普請奉行登りて、普請の吟味甚明細なり、是は入用減少の吟味には非ず、材木以下の諸品古來の通、寸分も違はぬ樣にとの吟味なり、勿論價はいかほど貴くても不苦、良材を出すべしとの下知成故、請負方の者、大に潤色して早大金を得たる心地にて、木曾山を隈なく搜求れども、前々と違ひ近世奢增長するに隨ひ、世上の普請結構に成て、山を伐荒す故に當時右の類の木無し、誠に寶の山に入て手を空うする思ひをなして、請負の者共大に悔めり、是祖先の菩提所

を崇せらるゝ處、更に華奢に誇ての事に非ず尤の事なり、況今般禁裏御造營に於てをや、無双の良材珍寶を撰用られん事、天が下に住る者の一統に庶幾する處、はた窮民の老幼に至る迄恩波に浴して、夫役を勤め、國に飢たる色なく、四民等しく打潤て御造營を仰ぎ役する事、御代萬歳の功天心などか感應なからむや、

〇紀伊侯御自筆書附寫幷に領分へ被仰付渡書附

天明七未年秋九月、紀州陪隷の面々一統半知に仰付候節、紀伊侯御自筆御書付寫、

斯樣に勝手成下々事我等不德故の儀と後悔不少候得共、今に至りいたし方無之、不及是非、本行被申聞候通に候間、此上は是非當家の立行候樣にと、我等も猶亦如何體にも嚴敷艱難を凌ぎ、高端致省略、當家も立行、夫々身分も取續候樣、勘辨致相勤可申候、

酉九月

此度半知被仰付候に付、何も致儉約、小祿の面々は召仕をも相止、手を下し暮し候も可有之候、共上衣服等麁體に相成候に付、忰幷年若成る面々の內心得違古に務り行儀を亂し、或は志賤く成り、武士の風儀に遠ざかり候樣成儀無之樣、面々相嗜候儀專要に候間、親には勿論緣者同役等より、兼て心附候樣可被致候、近年世上往古にくらべ候得ば、萬端華美過候間、往古の衣食住の樣子、得と申聞麁服等を用候儀は往古の風にて、劣候品には無之候との儀、夫々より互に心附、志賤く成り人柄劣不申樣可被致候、此度半知被仰付借金は年限の間、浮置候筈に付、是迄借金等多筋、却て勝手繰合易く相成、暮し方ゆるみ候ては、二重借銀出來、本祿に被成下節御奉公も難有成體に相成候間、追て行當不申樣心掛可然候、且亦右差入借等浮置に相成る品を以て、町人共外被是無體の儀等有之候ては猶更如何に候間、右體の儀等無之樣、別て相心得可被申候、

未九月

當酉年春節儉の御書附（前卷に記す）被成下候に付、御家中一統諸役へも被仰付候、尙又御領分中へ被仰渡候御書附寫、

地士　六十人者　帶刀人

在々儉約締り方の儀、今度郡々大庄屋共取扱せ、猶亦締り方頭へ大庄屋夫々へ申付、儉約の儀は不及申六郡割を始、小入用迄割方半減にて相濟候樣、爲致事に候、總體在々及難澁候は、近年不作の上、百姓共暮し方油斷有之、鄉中割方不締りにて、入用夥敷掛り、小前末々迄次第に及困窮候に付、此上儉約締り方、第一に諸事致省略、在中村柄取直し候樣可取計旨、此度被仰出候事に候、夫に付地士六十人者の儀は、在中にて別て重立諸人の目當に相成候事に候得ば、第一身分を相愼、儉約締り方等末々迄行屆候樣、實意に取計、假初にも虛禮成儀無之、諸人の目當に相成處を、能々相心得、在中末々迄、百姓の古風に立戾り、勿論農業一途に相勵み、夫々村柄取直し候樣、誠精取計可申候、尤大庄屋へ申談可然儀は無遠慮可申談候、

天明九酉年正月

〇青木楠五郎忰龜之助の事

攝州大阪御代官青木楠五郎は、坐あつて去秋流刑に處せらる、其子龜之助生年十二歲、父介抱の爲に、島へ遣され被下度旨を願ふ、因茲御吟味の上、九月十四日左の通仰渡る、

元御代官　青木楠五郎忰　青　木　龜　之　助（十二歲）

右龜之助依父之科中追放被仰付、幼年に付、十五歲迄、親類へ被預置候處、遠島の父楠五郎に付添罷越、介抱致度の旨相願候へ共、流罪遠島の父に付添の儀、願の通には難相成事に候、併右の島へ相越候儀は、御搆無之候、尤父と同船同居勝手次第可致、追て出島の儀も是又勝手次第に可致候、右の通親類へ可申渡旨、牧野備後守殿被仰渡候、依之申渡候、

右町奉行山村信濃守懸りにて、龜之助親類坂原義左衞門へ申渡、御受仁科吉次郎名代今福權兵衞罷出、而して龜之助義、十月十七日揚りやへ被遣翌十八日乘船島へ罷越、豆州御代官大草太郎左衞門へも被仰渡島にても別に居小屋建、中間一人付置候樣仰付られ候由、

○信州內山村百姓惣右衞門悴龜松が事

同十月御代官大貫次右衞門より御屆

私儀遠藤兵右衞門支配所檢見被仰付、信州佐久間郡廻村の節、同郡の內山村百姓狼に被喰、若年悴卽座に狼を組留、鎌にて殺候由、去月二十八日野見にて承之に付、其者呼出始末承候趣左に申上候、

遠藤兵右衞門支配所信州佐久郡內山村

百姓惣右衞門悴　龜　松(十一歲)

右の者信州上州境破風山の麓にて、惣右衞門高一町餘田地所持家內五人暮し居、宅より三町程隔り字逢月と申所、猪鹿防の番小屋へ、去月二十五日夕方より、悴龜松連參り、龜松は草を刈、惣右衞門は小屋にて火を焚居候處、同人後の方より狼來り、足へ喰付候を、振返り見候處、唇より、腮へかけ喰付候間、狼の耳を握り、聲を立候に付、龜松駈參り、所持の鎌を狼の口へ引かけ候處、かつら際より噛折、用に立がたく、惣右衞門所持の鎌を、龜松取上、尙狼の口へ柄の方を捻込、うしろへ引倒、兩人にて押候得共、惣右衞門は數ヶ所疵受候上働兼ね、龜松石を以て狼の口へ差込、鎌の柄を打込、牙を打搔候得共、狼不痿搔付候を、龜松大指にて、狼の眼を操ぬぎ、漸にして仕留候由、惣右衞門事、所々被喰候へ共、急所外れ候故、龜松介抱して宿へ連歸り、療用仕候處、追日及快氣候、龜松事年齡より小柄虛弱に相見え、中々右體の働き可致者とは相見え不申、驚迯走も可致處、偏に親大事と存じ必死に成り、右の働仕候ものと相見え候に付、此段申上置候以上、

申十月　　御代官　大貫次右衞門

右於江府伺又御吟味の上、龜松へ白銀二十枚被下候由、（イに銀十枚）

○松原通俊成卿社の事

松原通烏丸町家の裏に、俊成卿の社有之、神體なき故、所より冷泉民部卿爲村卿へ相願、則彼卿の詠歌を遣はさる、當時是を神體とする由、

末の世に我をもおもふ人やあらむむかしをしのぶ心ならひに

此歌山家集に有り可校正、

○他國文通の咄

友人某他國の親戚知已のもとより來翰すれば、逸早に筆を取て去るいつの御狀今何日到來拜見と書く、年始或は寒暑の訪ひのそは容易なれども、必ず他國よりは便宜たゞざる故に、時節音問のつゐでに用談を書加へ越すものなり、まして用事一通りの通用などは、卽答ならぬ事のみなり、彼某は左樣の通用にても、先づとり敢ずの返書をしたゝめ、なほ跡よりと書殘し卽日に飛脚へ出す事、近隣の使を待せ置て返報を書が如し、余も大旨は察しぬれども、猶委しきを聞んと、彼友に尋るに、友人曰、他國はいかに親しきとても、境を隔ぬれば、とても近隣の如くには因がたし、責て文の通路を滯らぬ樣にするが信なり、なべて世人の樣子を見るに、他國狀到來すれば、封は切て電覽すれども、先づ其儘に差置、中にも入組候事などを申來る長狀は、猶々面倒がりて打捨置、其間に日を累ね月を越え、あまり延引なれば、さらさら返事をせずにも置れず、是非なく筆を取て、樣々延引の云譯に虛をかまへ、剩へ、月日に迄噓をついて、二十日も前の日付にいたし、道中の滯りの樣に先へ思はせるなどのやから少からず、是甚信を喪ふ所、人の嗜べき事なり、親戚知己に遠近の差別なし、されば近隣の人へ對して、斯のふるまひあらば、やはか先きの人だまつては居まじ、畢竟使の待て居ぬから、怠慢起して延引し、夫を償んとて思はぬ噓を拵へて、先の人を欺くも深き邪にはあらねども、信を喪ふの非は逃るべからず、是元來何より起

るといへば、面倒なりと思ふ心の私より出るなり、我とても時に寄ては、即答面倒なる事あり共、是を猶豫するといなや、大延する事を覺居れば、何か差置て返事を書なり、諺に一寸延れば尋延ると云が如しと答ふ、余も尤とは思ひながら、左はならぬものなり、去れども彼友の言葉を師として、隨分早く返事する心にて居るなり、去れば其友の通用を聞に、手前より斯く正しきに、先きの人に耻入て此方より賴み遣す用事の速に辨ずる事、我住地にて事の調れるよりは増れりとぞ、實に左もあらんかし、

○塙撿校の事

江戶赤坂に住せる、塙撿校保己一は、武州塙の產にて、幼年より疾有て瞽者たり、故に稚き頃、父母絃歌を習はしむるに不器なり、塙自ら曰、我は生涯學問望なりとて、師に從て學窗に籠りつとめ學事幾春秋ぞ、(此師未考)竟に功終て、天倫英敏當時是に並ぶ鴻才無が如し、爰に於て撿校群書の謬を患て是を校訂せん事を欲し、餘多の門人を纂め、撿校自ら是を職りて、細に邪僻の迂論を校じ、精密の正義を桀然と顯はして、今年迄諸部の成所の物八百部、成書の分は板に付て藏書とす、悃望の人は楮葉揩料聊を以て獲之事容易なり、猶追々書籍を改正箋解して藏書せん事を欲す、

當時群書類從略目錄

神祇部　帝王部　補任部　傳　部　系譜部　官職部　律令部　公事部　有職部　裝束部　文筆部
消息部　和歌部　物語部　日記部　紀行部　抄物部　連歌部　管絃部　蹴鞠部　鷹　部　遊戲部
飲食部　合戰部　武家部　釋家部　雜　部　合八百部

右書名悉く見聞せりと雖、事繁きに仍り略す、最珍書多し、古より盲者の博覽無にしも非れども、此保己一に如きは、和學に長ぜし人を聞かず、冀くは成書一片を乞ひ得て見まゝほしき事を、(安永天明の頃)

○院附與力處刑

元文二年四月中御門院崩御に付、御附の武家赤井相摸守、山岡播摩守は、御役御免にて關東へ歸府、右組與力同心は御舊例の通り、其の儘御宛行下され、明御殿御番相勤め上みの御所へ御附衆の支配を受、御奉公仕り、其身死後は、番代不被仰付、妻子離散の先格なり、(一組與力四キ同心二十人宛なり)然るに右與力の內伊丹彌五左衞門と云者、長病にて難儀に及び、其上にて打果けるを、同組與力の筆頭淺田宇右衞門笑止に思ひ、竊に彌五左衞門が死を隱して、御宛行を頂戴す、依之支配三枝伊勢守の用人、兩人を語らひて、表向を繕ひける處に、事發覺して、表向の御吟味なる町奉行所に於て、糺明を遂られ、白狀與力淺田宇右衞門、高橋十左衞門、(今一人名失念)三枝伊勢守用人兩人(名失念)各揚り屋へ被遣、幷に是に同意の上、上を誣る祿盜の御沙汰と成て、其事を重に取計らひし、與力筆頭の淺田宇右衞門、幷今一人の與力は追放に相成り、して賄賂を取し、三枝伊勢守用人兩人牢內に於て死罪、高橋十左衞門幷今一人の與力は追放に相成り、一件落着す、且三枝伊勢守始終其事に不預候由分明にて、格別の御咎なかりしとぞ、

○禁裏御賄役人處刑

禁裏御賄の儀は御所々々大抵御分量有て御代官小堀數馬方にて、月々の御勘定を仕上る帳面を作り、町奉行へ差出し、町奉行に於て是を算當して相違なければ、其帳面を所司代へ差出し、所司代より關東へ言上有るなり、然に月々臨時の御物入多く、禁裏御物成銀にては、始終御不足なる故に、餘銀を以て御取替被置、其秋の御收納は、直に其冬より、春迄の御賄料となれ共、無程御遣ひ切りと成ゆゑ、また餘銀にて御取替に成、畢竟御取替と申は、名目計にて、御不足の分は足し被進、實は渡り切りなれ共、名目を御取替と唱ふる事なり、斯る溫和なる御風俗に誇りて、御賄掛りの役人、不廉直多く、先年も餘り過分の御物入の節、公儀より少し其御沙汰有之けるに、結句其翌月猶御入用増ける儘、愁に御綺有ては益御入用累るに仍り、其後は一向其御さたにも及ばず、是上々に實に御不足ならんは如何せん、全く左には非ず、役人の私曲重疊して、何方よりも察當なきに乘じて、思ふ儘に擧動、譬ば諸の御買上げ物に、二重

證文を賣人に書せ、若干高直の證文を以、御勘定に立る、其身の榮耀歡樂は云べからず、下司の者迄も十手の指す程超過して、關東に聞え、安永三年京町奉行山村信濃守始て上京の節、臺命を奉つて、罷登られ、所司代土井大炊頭へ奉書を以て御下知有之、御賄頭を始、御賄掛りの者共、悉く召捕れ、夫々揚屋へ入、一々糺明せらるゝ處に、一言の申披無之、重立候者共牢內に於て死刑に處せられ、或は流刑に謫せられ、下司の輕きに至迄、追放國中拂等に成り、而して關東より御勘定役人餘多登り、更に御賄方を勤む、御賄頭には江戶御勘定御目見の者を被任、其餘は支配勘定以下の輕き役人を差登せられ、夫々缺役を勤め、此御吟味掛り、山村信濃守幷禁裏御附天野近江守立會、是を頭取て支配し、總て京都御入用事の取極りを相兼、是迄江戶へ相伺ひし小事は、向後京都に於て評定を遂げ執計べしとて、與力同心にも、此掛役人出來、一件吟味相濟ぬ、今般坐せられたる御賄方の名前左記、(但科書燒失故爰に略す)

安永三甲午年八月二十七日

於牢屋敷死罪

田村肥後　津田能登　服部左衞門

存命に候得ば同罪　西池主鈴　吟味中死

遠島

高屋遠江　藤木修理　山本左兵衞　山口日向

闕目貢

中追放

渡邊右近　本庄角之丞　世績右兵衞　久保田利兵衞

佐藤友之進　小野內匠

其外洛中洛外幷江戶構餘多

死罪の者忰は遠島、十四歳迄親類預け
　遠島の者の忰は中追放、右同斷

中にも遠島、高屋遠江は、三味線に長じ、且猿樂の能を善し、度々御能をも勤め、皆人堪能を稱しける前卷に記せる如く、左こそ島人の賞翫他に異ならめと、思ひやる計なり、

翁草　卷之百五十二

東照宮百五十回神忌

明和二乙酉年四月十八日、東照宮百五十回神忌、於日光山御本社、御經供養并御本地堂曼荼羅供次第、

御經供養當日(諸家束帶　法中鈍色衲袈裟)

四月十八日巳刻

先至刻限鳴行事鐘(圖書寮官人役之)　次樂人入樂屋　次回廊衆僧着坐　次公卿着坐　次誠證兩官着坐　次兩名代着坐　次內坐衆僧幄前列立(以幄方爲上首)　次伶倫參向　次導師輪王寺宮行啓于幄　次揚幄簾時樂人參奏一曲(此時賜祿坊官役人)　次伶倫奏音樂先進衆僧入樂屋　次導師供奉行列執綱執蓋殿上人役之到唐門下放蓋(供奉人止)　次衆僧蹲踞着坐　次導師着坐衆僧平伏　次威儀師跪唱總禮(一聲)　次衆僧禮拜誠證禮拜無之　次伶倫奏上樂　次導師登高坐　次堂達鳴磬(一下)　次唄(此間菩薩供華十弟子備之)　次賦華籠(殿上人役之外坐僧衆武家諸大夫役之)　次散華　次賦新御寫經　次法則　次御願文諷誦(扈從靈山院捧導師)　次回向　次導師下高坐　次撤御經并華籠　次舞樂三番(此間取被物)　次被物儀畢回廊衆僧退出　次外坐內衆僧退出　次誠證退出　次公卿退出　次兩御名代拜　次奉幣畢入御幣殿神酒頂戴退出　輪王寺宮於御拜殿會釋有之

次輪王寺宮退出　次武家退出

十九日巳刻於御本地堂曼荼羅供

諸家束帶法中袍裳衲袈裟

先至刻限鳴行事鐘　次伬倫入樂屋　次衆僧着坐　次誠證着坐　次兩御名代着坐　次內坐衆僧幄前列立
（以幄方爲上首）
此時承仕賦鐃鉢
次樂人參向　次導師輪王寺宮行啓于幄　次揚幄簾時樂人進奏一曲
此時賜祿坊官二人役送之
次讀頭（合讀）　鈸（合鈸）一匝有序　次伶倫奏樂先衆僧入樂屋　次讚衆參堂洒水薰香列立令坐前唱讀　次
導師供奉行列執綱執蓋殿上人役之　次到階下放蓋（供奉人止）　次導師門前洒淨入堂疊前立此時止讚撞鈸
同時着坐　次威儀師跪唱總禮（一聲）　次衆僧禮拜誠證禮拜無之　次伶倫奏上樂　次導師登高坐　次着坐
讚（此時菩薩供華如昨日）　次唄師發音（此時賦華籠如昨日）　次散華對揚（撤華籠）　次法則　次唱禮　次
大讚　次佛讚　次甲四智（三反）　次四智讚　次導師下高坐（讚始時）　次舞樂三番（此內取被物）　次被物
儀畢椽衆僧退出　次外坐內坐內衆僧退出　次誠證退出　次公卿退出　次兩御名代退出　輪王寺宮起坐會
釋有之　次輪王寺宮退出
今日宮方公卿雲客於御宮奉幣
日光參向公卿
兩傳奏　廣橋大納言兼胤卿　姉小路前大納言公文卿
右三月十三日京都發駕
青蓮院宮尊實法親王　同月十九日
梶井宮常仁法親王　同月二十日
鷹司殿御首途　同　日　六月六日歸洛
自二十六日到三十日諸卿追々下向

着坐公卿
右大臣（鷹司）　權大納言　三條大納言　四辻中納言
滋野井中納言　平中納言　姉小路前大納言
臨時奉幣使
風早宰相　樋口宰相　園池前宰相
散花殿上人
（禁裏贈經使）公明朝臣　（女院贈經使）實內朝臣　（親王贈經使）隆建朝臣　（准后贈經使）成季朝臣
堂童子
兼矩朝臣　（執綱）與直朝臣　（樂行事）有政朝臣　（同上）基村朝臣
定福朝臣　兼文　廣雅　澄仲
丹波賴尙（執蓋）　大江俊名（同上）
奉行辨
光祖
地下官人
左大史　盈春　大外記　師資　內記局　平田少內記永淸
外記局　山口少外記千俊　左少史　村田式部大丞春敷　出納代　高屋遠江守康昆
同　治部少丞康博　御倉小舍人　眞繼若狹守親弘　同　山科刑部大丞生民
同　粟津右兵衞大尉淸胤　同　川越兵庫權助敎賢　史生行司官　淡路守春昌
官掌　（左）小野大炊允氏當　同　（右）座田內匠少允氏章　召使　三宅中務大錄偕行
同　靑木縫殿少允行春　同　同右衞門少尉行充　圖書寮　田村圖書頭廣敎

同　蒔田圖書少允祐　式部省　山口式部少丞秀昌　治部省　山口治部大丞康俊
同　神原治部少丞正茂　雅樂寮　岩崎雅樂大允氏方　同　德岡雅樂少允久弘
玄蕃寮　山中玄蕃權助秀品　同　青木玄蕃大允行親　大藏省　堀川近江守弘光
木工寮　堀川左衛門尉弘顯　主殿寮　小野主殿權助重成　同　同主殿權助職秀
掃部寮　淸水掃部權助利平　主水司　橋本主水佐信益　彈正臺　立入彈正少忠直和
馬寮　大島左馬大允友季　同　同右馬大允政武　使人・(右衛門)德岡久昌
同　(内匠)佐々木富茂　同　(主稅)小笹有精　衛士　重賴母長之
同　數馬敎重　同　藤井若狹掾秀綱　使部　小田右近貞行
同　大崎源之進　同　中島彈正留綱　同　高野八二郎
同　川口主膳美祐　駕輿丁(左近衛)兄部小畑數馬　大石杢(右近衛府)兄部近松余所一
同　岩井求馬　府沙汰人　神田民彌　鎰取職　藤井久次
加納　同　長次　承仕　濱岡法橋道泉　大佛師　七條左京
繪所　木村法橋了琢　威儀師　土橋大藏卿法眼證珉　從儀師　鳴瀧兵部卿法橋幸俊
綱掌　寺家宰相法橋養氣　所守　永善房　同　岡田平兵衛
同　新村庄右衛門　樂人五十六人
御名代　井伊掃部頭直幸朝臣　扣　松平越前守重富朝臣
若君御名代　酒井備前守忠望朝臣　高家　由良播摩守貞調朝臣
同　畠山飛彈守義紀朝臣　同　前田伊豆守長敎朝臣
鷹司殿馳走　島津淡路守久柄　秋月山城守種茂　梶井宮同　佐竹壹岐守義陂　岩城右京亮隆光
青蓮院宮同　六鄕兵庫頭政經　堀大和守親長　馳走扣　九鬼長門守隆邕　松平兵部大輔長喬

祭禮奉行　本多豐後守助盈　同　代　保科越前守正富　小笠原彈正少弼貞顯
總奉行　松平右近將監武元　松平攝津守忠恒　寺社奉行　土井大炊頭利里
大目附　筒井大和守忠雄　御檢分　小出信濃守英智　田沼主殿頭意次
勘定奉行　小野日向守一吉　作事奉行　丸毛中務少輔政恭
中奧小姓　松平若狹守　太田駿河守　阿部遠江守　松平右兵衞尉　土屋丹後守　杉浦出雲守
伊藤山城守　酒井對馬守
目　附　太田三郎兵衞　吉川式部大輔　松平縫殿頭
小十人頭　荒井十太夫　勘　定　伊奈半左衞門　拓植五郎左衞門
作事掛　福田久左衞門　徒目付　秋山豐五郎
小人目付　永田平三郎　醫　師　岡本玄順　丸山昌貞　外　科　奈須玄筑
日光長坂固　松平直次郎定功　仁王門同　大久保佐渡守忠鄕
行道口同　松平對馬守親盈　同　代　保科越前守正安

敬白　請諷誦事
三寶衆僧御布施

右
東照宮仙遊春秋久遠正當一百五十忌昌朝隆棟負廊廟之才盛世元勳鐘海嶽之氣於是方招解法苾蒭恭設修善大會幢幡華鬘炳然輝席見瑠璃寶刹之莊嚴鐘磬香燭澱焉澄心洗寂世塵界之汚穢如在丹心神明垂影感格無上白業佛陀吐舌讚嘆仍諷誦所修如件
明和二年四月十八日
願文曰

夫乾坤間氣功名顯于鼎彝社稷元勳公忠堅千金石撥亂治邦鷹揚渭水之師經天緯地鳳鳴岐山之陽斧鉞之賜克膺九錫之命者也哉恭惟東照宮天資絕倫雄武命世精忠許國洪濟時忠揭日月義嚴雪霜功蓋四海名垂百世貴窮人爵尊亨神號冠東藩之位揚西京之光濕帝裁而宅百揆佐天子以理了機綱紀帳而終不馳肱股良而固無傾受祿無疆如大川之方至降年有永似南極以彌光爰弟子征夷大將軍內大臣正二位源朝臣家治庸愚不德而辱統緒戰々兢々日夜憂苦虔々敬々刻昏恐栗令緒巳十葉靈德輝百餘洪眸之恩滄海猶淺崇高之德泰山尙卑方今恭嚴祖廟禋祀年虔重命緇徒謹開法筵特辱朝廷命大臣爲勅使星軺雲簇月卿霧集峨冠博帶儼然威儀紫蓋黃旗肅乎儀刑緇經卷以結善緣奏鐘鼓以助快樂燈光與香篆合梵唄和律呂紺紙金字妙法蓮華經一部二十八品無量壽經觀普賢經阿彌陀般若心經各一卷右者丞相緇素竹園及亞槐黃門僧正等各淨謄一品所奉供養廼命一品公啓法親王爲唱導師臺嶽魁首慰觀帝孫照世之光蒼龍濟人之慈似彩鷁行成比瞿曇誠感通神明豈不彩門棟梁人天龍象乎時也南薰入絃夫花翻序長萬物蕃榮蒙群類而光被竊願帶礪之盟永無渝社稷之固終不頹保遠齡於無疆隆曆數於永年鵬翼垂天鳳芭瑞世祥視之臻神靈之眷普天率土一般平等

明和二年四月十八日

征夷大將軍內大臣正二位源朝臣家治敬白

少納言侍從大內記菅原爲撲朝臣作進

從三位藤原宗時卿清書

呪願文

日月中天　無有私照　陰陽和順　品物遂性

寰海泰平　嘉禾豐熟　兆庶樂業　平等利益

明和二年四月十八日　四言六十八句

右誤字多可追校

○石州靜の窟屋

石州濱田領内に、靜といへる所有り、其山中に巖窟多し、其中の殊更大なる窟屋に社有り、傳に曰、少名彦の御神を祭と云云、然るに今より百年前、此社を開く事有しに、中空虚なりしかば、或人藥師如來の銅像を納む、是醫藥の緣によりて習合せるならん、去れば此銅像夫より幾程もなく蝕けるを見つけて不思議の事とし、神慮に叶はぬを懼れて、其像を他へ移したり、今此社中に此よしを漢文にしたるを納む、其漢文は甚不文なれ共意趣は此事なり、濱田侯の侍醫和學に志す人の作なり、此靜窟は、萬葉集によめり、

大なむちすくなみがみのつくりけん靜がいはやは見れどあかぬかも

此靜のいはやをはりまの石の寶殿なりと、かしこの緣記にいふは無稽の言なるべし、

○城州八幡妻敵討

元文二巳年城州八幡妻敵討の事を書る艸紙有り、是を讀に姓名地名時日等は、凡違はざれども事蹟に於ては大に相違して頗る狂言なり、總じて事實のみを書けば、事寡にして淋しきに仍り、色々の事を增補し入組を拵へ、文華を以て是をかざる事、古へよりの習はせにて、目を歡ばせ、耳を駭す事なり、小事だに斯の如し、況や治亂の大なるを記するに於てをや、後世に傳ふる處、若干の違ひ多かるべし、或講釋師の云事は、譬ば何の國に何の敵討有と聞るや否、先姓名家祿地名時日等をよく聞糺し、最敵打の主意を聞き、夫より事の次第を面白く作り、看板を揚て之を講ずるなり、尤事實を專にせん事本意なれ共、夫にては物每早く濟て興無き故に、其緣々を引て、事を長く延し、詮ずる所にて、敵を擊樣の趣向を拵る事、講師の肝要に、工夫する處なり、餘り花やかなれば芝居めき、又屈曲過れば人々退屈す、故に其中を執て、實にも眞しやかに情の盡ぬ樣に講ずれば、聽衆信用して評判よし、唯姓名地名時日、或は家祿等に聊も違ひ有れば、其他の事も皆噓に成り、右の類正しければ、其他の事も皆噓が實になり、仍て

強ちに事實を深く聞糺すに不及と云り、實にさもあらんかし、此敵撃の事は、余が隣家にて發旦よりよく知れり、四方田重丞子幼名忠次郎、後に孫七と號、(其兄兩人姉兩人有、兄兩人夭死故に五子孫七を嫡子とす)其弟彥三郎(後重丞)は、妾腹の子なり、然るに八幡の地士に、下村故菴と云者有り、是は元浪花の豪家、淀屋辰五郎とて世に普く知る處のものなり(山崎與次兵衞藤屋吾妻と名付て淨るり并芝居等にするは此辰五郎事なり)渠が先祖は太閤秀吉公の御意に入て、浪花に其名を輝かし、所謂金の鷄、其外太閤より拜領の珍器天下に希なる品々、倉庫に滿ち、富裕の名、天下に隱れ無し、辰五郎代に奢超過して咎に逢ひ、所帶欠所、大阪三鄕を拂はれ、夫より山城八幡へ來りて、社士の株并地屋敷田地等を求め、下村故菴と名を改め、蟄居しけるが、後年夫婦共に身まかり、幼稚の孤女一人殘しを、所より世話して、其家を立んと婿養子を尋るに、重丞末子彥三郎を媒酌人有て、緣結整ひ、下村の家の聟養子として、名を右衞門と改む、于時家女以保子八九歲の頃なり、此娘は名におふ傾城妻が產し子なれば、稚きより生れながら美質にして、年長ずるに隨ひ、容貌端正に位備りて、やごとなき風情、いかなる深窓の淑女にやと見る人每に魂を搖せり、されども未だ年少なれば配偶もせず 兎角する內に、兄孫七と通ぜり、故に重丞他聞を耻て孫七を以て下村の家を繼せ、右衞門を取戾して、吾家の嫡とし、名を重丞と改む、然してより孫七下村左中と更名して、八幡に行て家女と婚姻して家を相續す、元來孫七行跡不正にして、淫亂博奕に耽るに仍り、相續幾ほどもなく、田地等を沽却し、下村の家將に傾壞せんとす、人々異見すれ共聊用ひず、自ら夫婦合も不熟に成ぬる故に、左中は大方洛に出て放蕩博奕を事とす、斯ては相續成がたしと、社士の內の信友抔相談して、離緣の事を左中へ達しけるに、左中も飽迄養家を荒して、もはや望所もなければ、大旨許容して、未離別狀は遣はさず、然るに、八幡鄕へ、他所より劍術の指南に來る大野左門と云る浪人有り、社士等大半是が弟子と成る、左門事妻子もなく、獨身の者故、社士等下村の跡目を勸て、是を媒酌せんとす、左門も幸ひの事に思ひ、半は許容せり、左中は彼家を立去て歸

ちず、明家同前の暮しなれば妻女とも因の爲め宜しかるべしと、彼家を稽古場にして、社士等是を執持ち、後にはかしこに泊る樣にも成たり、去れども未だ離緣の事とくと濟切らざれば、表向落着迄は、客分の如くにて、內々は主の如し、左中京都に在て、風に是を聞き大にいかり、何條斯る不法狼藉や有べき、渠が在宿を疾と聞定めて竊入り、二人共に討捨んと工む、是に與する者も餘多有とかや、世上の說には、弟重丞も助太刀の樣に、專ら噂せしかども、是は仕官の身分なれば、不願して、私の働一向成がたき事なれば、非說と知べし、其他助太刀多く有し樣に沙汰し侍る、何者か不知、元文二巳年正月、〇〇夜彼宅へ竊入て、大野左門が寢込を擊に、左門も兵術師範の者なれば、尋常に名乘合はゞむざ〳〵とも討るまじけれども、深夜熟睡を起しも立ず討たる由、仍て云甲斐なく、一刀に擊れぬ、(伊保改佐伊)妻女は尋常に押直り、首を討れ候由なり、則八幡より注進有之、廳に於て樣子聞糺さるゝ處に、未だ離緣濟切ざる內に、他夫を入置候事所の取計不埒故、相應の咎有之、左中は右の趣故、申譯相立、普通の妻敵打に成て事濟ぬ、去ながら、敵打の始末甚評判宜しからざりき、是を大阪芝居にて、取敢ず二の替り狂言に取組、淀鯉金の鷄とやらん云外題にて、兄左中に市山助五郎、弟左五郎に嵐三郎にて、其狂言大にはやれりとなん、其後五六年を經て、京都にて博奕御吟味有之、其砌左仲など重立候棟梁故に、流刑せられ、十ケ年餘過て御赦に逢て、歸洛せり、然れども、一旦公儀の刑に逢たる者故、權門の下へは立入せがたく親重丞は先に歿して、當時左中を義絕すべき叔兄もなければ、表向の義絕は居ざれども、諸親類緣者一統申合せ、不通して構はず、後には淺猿き有さまに成り、七十餘歲にて果たりと云、

翁草　巻之百五十三

○花山院右府公の事

花山院右府公(天明中逝去御諱失念)は、博覽宏材にて、當時の人傑なり、公事國史總じて故實舊式を暗んじ、朝に於て勅問の事有に、聊滯る事なし、故に六ヶ敷事は先づ此公へ御尋有て、其勅答を用ゐさせ給ふとかや、其身華族の歴々なれども、常に攝家の人々を重んじ、彼五家は藤氏の宗室にて、人臣の自家などゝは比し難しと、陰にても尊敬し給ふ、然れども事の不巡超越などに至ては、飽迄も舊例を引て、強く申立らるゝ處、諸卿の不及處なり、一と年大臣か大將かを攝家より申され、勅許有て、彼公超られ給ひし時、則參內して、斯る先蹤未だ侍らず、然れ共勅許の上は爭で勅を背き奉るべき、但當家の事、臣が代に至りて、始て舊儀を喪ひ候ては、祖先へ對し何と申譯仕べき、愚不肖の者は官を罷て、家を退き、領地小鹽村へ引込み、民に成候に不如候と、言を發ち、勃然として奏せられければ、一旦勅許有し一條家の大臣を召返され、彼公是に進み給ふ、而て暫く其官に在て、無程辭せられ、夫より攝家へ、彼官を復せられぬと承及ぬ、其外此右府公の美談あまた前錄に書つらね侍りしかども、燒失故、空につや〳〵覺へ侍らず、中にも何等の事にや、鷹司殿此公の德功を擧て、相國推任の事を沙汰し給へども、華族家に於て相國に任ぜらるゝ事絕て久敷例なしとて、時の關白近衞殿諾せられず、さあらんには、鷹司殿自ら當官の左府を辭して、左府推任をと議せられけれ共、夫だに近衞殿肯給はず、空しく止ぬとなん、惜むべし〳〵、中古迄は攝家淸花の差別なし、攝關の天職三公に進み給ふ事、攝家に替る事無りしに、近世淸花は衰へ、攝家に權を奪れて、幾度か官加階攝家に超られ給ふ、有德公の御時代、東都に於ても、其沙汰有しに仍り、その頃より右府內府左右の大將など、華族へ當官廻れども、長くは持せられず、程

なく辭退有て、攝家に長く官職止まる、清花の人々、此公のごとくに先蹤を申立られなば、斯は有まじきなり、强て中人無き故に、夫が例に成て、自然と淸花は衰へぬ、就中近年左右の大將攝家に久敷有て、淸花へ出ざりしを、大炊御門卿歎き給ひ、斯ては淸花は大臣家の如くに成て、三公にはすゝむ共、大將は長く攝家へ取らるべしと遮て大將申されしに、左有らんには、大臣のすゝみ遲かるべしと、御沙汰有れども、其儀は兎もあれ、差當り大將淸花に絕ては如何と頻に望まれける故、右大將に任ぜらる、時の人大炊御門家を稱美せり、當時は官職よりも、唯世の用ゐを望まるゝ風俗なれば、久我殿などは淸花の家として、武家傳奏を持るを、淸花の人々是をあざみ譏りて、斯く有べくは玄關の翠簾を取らるべしと、一統に事六ケ敷被申により、是非なく翠簾を取られぬとかや承りぬ、虛實は不知（淸花家には都て玄關に翠簾を掛らるゝとぞ）先年三條西公福卿は、暫く武家傳奏を勤給ひしが、程なく辭退有し、其所以は武家傳奏を勤れば、歌が詠ずとの旨趣成しとぞ、其身華族にも非れども、和歌に名を得られし人なれば、其志の優美なるを共頃人讃美せり、又花山公先年故有て、儒士松永昌祐（松永貞德裔）方に傳來せし、後水尾帝の勅額を拜見有度由を、昌助許へ手寄を以て御悃望有り、尤拜覽濟候得ば、直に還御の御積りに候間、必御饗は勿論、取繕等の事、堅く無用、常の儘にて御待受可有由なり、昌祐素より彼御家へ御由緖もなけれ共、貴人の御懇望の事なれば、爭でいなみ奉るべき、拜諾して、日時を定め御受を申す、而して自家の洒掃心の及ほど叮嚀にとり營み、假の御厠迄も構へ、町內へも內意を以て御當日の穩便をたのみ、扨當日に至りて床上に恭しく、勅額を餝り、自らは麻上下を着し、門前へ出て、御成を待、遠見を付置て、御乘輿遙にみゆる頃より、昌祐門前に蹲踞して乘輿を出させ給ふ時平伏す、則御會釋有て徐に入御、昌祐庭上に暫く控罷在、御樣子を伺ふ處に、勅額の一と間へは入せ給はず、次の間に平伏有て威儀を正し給ひ、勅額拜覽有り、右濟て昌祐新敷御茶碗に、木具の蓋茶臺を以て素湯を捧ぐ、是をめし上られ、昌祐へ御一謝有て、暫して還御、昌祐御見送りの式、入御の時の如し、昌祐直に彼御館へ參候し

て、御機嫌を伺ふ、公よりも使者を以て御謝詞有となん、時の人聞傳へ評しけるは、茶にても既に製方有り、清水の素湯の饗、尤なる事と美談せり、公も是を賞し給ひしとかや、

○狐爲僧來る事

寶永正德の頃、京町奉行組同心田村治助と申者の方へ常に來り睦ふ桑門有り、元來は狐なりと云り、いか成譯にて、治助と親しく交りしにや、其由緒は不知、同組同心田村淸八は、治助親類なれば、此淸八に樣子を尋しに、右の桑門名は何とやらん聞しが忘れし、常に治助方へ親しく參り、齋非時等に每度淸八も出會しと云り、元來は沙汰の通り狐なり、其身も是を隱さず、去れども交りに少しも狐らしき事なく、言語も正しく普通の出家なり唯一つ人と替りしは、齋非時の膳を居るに、一と間を立切て此僧計り內へ入、餘の客は別間にて並び食す、此僧は饗膳を給畢て、膳を次の間へ出して是を謝す、淸八渠に尋しは、其許は官をも不望、など左樣の境界にて被居候やと問、答曰、我は官の望更になく、世を捨て如斯、人間出離の人と心得しと云、又問、狐は人を誑し或は仇をなし、世の害多し、奈何、答夫は皆野狐のいたづら事なり、人間と違ひ、狐は通力ある故に左樣の事を爲すは容易し、然れ共普通の狐は、是をせず、世の害をなし人に難儀を懸るは、官位に志なき野狐の惡黨者なり、人間にも惡黨有て、勘當をせらるゝ類の者なり、狐一統に故もなき人を化し、世の害をするには非ず、但仇をなす事は、是も皆人間の上にも有事なり、或は小祠を打潰され、又は科もなき狐に難儀をかくる事あれば、其仇を報ずる迄なり、官に志て其功積り、白狐と成り、御本社の命婦等の重役を勤るに至ては、將に神靈なり、一年づゝ輪番にて勤之、此役諸國の白狐へ廻る、交代の時聊違ふ事なし、人間にて申さば、大寺の輪番を、出世の僧の勤るが如し、之に至らん迚、狐我も〳〵と諸國より登り來て、御本社の鳥居を飛越る事此願に在り、(命婦の事并鳥居飛越の事稻荷の社祠へ尋しに本文の通無相違)加樣の志の狐、人間に害をなす事更になしと、又問、世に狐福と云事有り、我極て貧し、願はくば福を與へ給ひてんや、答、世にいふ事な

れど夫は究てなき事なり、唯正路にして家業を怠らず、陰德をなす如きの志の人は、祈らずとても神や守らん、本歌の通なり、貪欲の心にて御本社へ歩みを運び、丹精を抽るとも、元來の志違ぬれば、神靈の奇瑞有べき樣なし、況や足下抔の貪を、野僧が力にて福を得させん事、思ひもよらずと、又問、狐の官上りとて、させる事なき野の小祠などへ群集して、參る事折々有り、奈何、答、狐には人間の欲情はなし、金銀を貪るは人間に限れり、官上りの事無にしもあらねど、さりとて人に群をなせよとには非ず、是は時の機といふものにて、强ちに狐の所爲にも非ずと云り、斯て此僧いつの程よりか不通に來らず、素より居所も安定ならざれば、尋る事も不克、いかゞ成しや、終を不知と淸八語れり、

〇碁家秋山仙朴の事

秋山仙朴は浪花の人、碁の妙手にて六段の手直りなり、(六段は時上手と等しけれ共師弟の譯を以半石次とす)碁を業として門弟多し、常に諸國を巡行して、國々の門人知音の方に逗留す或時關東を旅行して名も知らぬ里に行暮ぬ、仙朴おもふ樣、此邊には聞及たる碁打もなし、不如今宵一家賤家を賴見、假り寢して翌はそれの國何某もとへまかるべしと思惟して、あやしげなる伏屋へ案內して一宿を賴みけるに、あるじ聞て安き事に候へ共、獨旅人を宿る事法度に候得ば、叶間敷と云、仙朴重ねて云、我は碁を打て國々を廻る者なり、若此邊に碁を好む人有らば、そこを賴て一宿致すべし、敎てたべと云ければ、夫ならば此里の鄕侍衆に、碁とやらん云物を好く人の候、それに行て賴み給へと敎る、朴敎に任せてかしこへ行きて案內す、實にも鄕士とおぼしき玄關やうの物も有て、家居も餘の民家とは替りたり、案內を聞て主出迎へ、旅人はいかなる人にて、何方へ御通り候ぞと問、朴我名は名乘らず、是は碁を打て國々を廻る者に候、此邊にはしるべなく候故、一宿を賴み申よしを述ぶ、あるじ聞て、幸ひ某が親は、碁を好候故某も打申候、唯今親儀は留主に候得共、樣子を申候はゞ定ていなとは申まじ先是へ通り給へ、親共歸らん迄に、先づ一局始らずるにて候とて、盤石を直して相對す、仙朴心底に定めて弱き碁なるべしと思

ひ侮ながら、其邊より五里七里隔候所の碁打の名を云て、誰と手相有之やと尋れども、一々不知と答、去ればこそと心易く思ひて、盤に向ふ、あるじ石を握りて始ての手相なれば、重半に任すべしと云、朴諾す、主先に當りければ、先を著す、扨はら〳〵と石配り出來ぬるを見るに、亭主の石立隨分宜しくして、始め察しけると違ひ、中々卒爾なる碁には非ず、殊に勝れて器用に見えたり、朴心に感じて、凡我に三の碁なりと思ひて、百手計打ける所へ、親の何某外より歸り、子細を聞て悦び、よくこそ來り給へ、いで〳〵碁を拜見せんと傍に座し、仙朴が碁を頗甘心し、客僧の碁は中々普通の碁に非ず、悴年若く未熟なる故に、碁の位を不知、もはや是迄に先の勢ひは疾く拔たり、加樣の碁を打終る者に非ず崩すべし、三を著して打直すべしと指圖す、仍て打懸の碁を仕舞ひて、三を著して一二目勝たり、親仁くり返し、仙朴を稱美し、今宵は夜も更ぬ、客僧も寛々と臥給ふべし、明日は某手相して試樂むべしとて、自らも臥所へ入ぬ、朴其子に問、御親父には功者に碁を打給ふと見たり、足下との御手相はいかゞと問、三の手相と答、朴是を聞て倩おもふ樣、かゝる片山里に斯る碁の有て、世に名を發せぬは返す〳〵不審なり、翌の手相こそ一大事なれとおもひ、つや〳〵寢もやらず、ひたぶる翌の工夫して夜も明ぬれば、亭主起出て、今日は珍客と快く碁を樂まんと朝饌そこ〳〵に饗して盤に向ひ、亭主石を握りて、先後を定む、朴先に當りて、先づ心裡に安堵して、いかなる大敵なり共、我黑石を持たば、きたなき負はせまじと思惟して、碁を打かゝるに、動もすれば主妙手を打、朴深く慮りて、是を答、全身汗を浸して、漸く朴二三目の勝に成たり、打終て互に感激して、去にても御亭主は、江都に於て斯迄の御執行有しや、さ有らば御名の赫くべきに、さもなきは返す〳〵も不審なりと問、亭主我も疾より其志無にしもあらねど、當業に暇なくして、志空しく、未だ江府へ不出と答、又問、然ば何を以て道の修練有しや、答、我生ながらこの道を好き、古來の名人上手の碁を纂め、是を師として斯程迄には打覺しなり、さ宣ふ和僧は、又何人ぞ、御名を明されよと、答此上は何をか包み申べき、我は秋山仙朴と云碁打なりと、亭主聞て去れば

こそたゞ人ならずと思ひしに、扨は承及ぶ仙朴老にておはするやと、始て亭主も得意して、朴に問て云、自らが碁今碁家に屬しなば、先を許さるべきや、朴答て勿論の事なり、亭主是を聞て、仙朴老の其言葉が、直に江戸の免許なるべし、我熟おもに、互に石を以て雌雄を爭ふに、先を置くものが負べき道理なし、夫に數石を置て負るは、素より過有る故の事なり、過ちだになくば、碁所に對すといふとも、先を置は負けまじと思ふはいかに、朴仰にや及ぶ、足下の碁の位にて、黑石を持給はゞ、天下に敵無るべしと、互に稱美して暇を乞ひ、朴は其家を立去ぬとかや、されば此事一生の危難なりしと、仙朴が紀行に自記せり、仙朴慢心を愼むといへ共、若くは天狗出て朴が心を挫しにやと、其頃の世人云り、

〇花の香

梅が香は淸奇あまりて尖く、いさゝか氣に咽ぶの煩ひ有り、蘭の芬芳は遠くわたりてゆかしけれ共、さすがに秋の哀れを佩て少し酸き味ひあり、ひとり櫻の匂ひのみ艶にほのかに、えならぬ空炷の薫りよりも色めきたり、されば遠くきけば、けだかく雲井を戀ふる心地なんし侍る、唯花下に箕踞して、近く聞は、あやにくに老の心も動く計なり、とし每に爰の都の花を探るに、仁和寺花頂山は云もさらなり、嵐山は遠き眺めなるゆゑに、花の香さだかならず、東大谷入口の若木のもとなる床こそ、枝近く臺平にして、老歩の煩ひなく、色香妙にしてさながら九品の淨土とも云なまし、

〇庭　樹

庭は楓柞あるはいてうのたぐひの遲く疾く、秋の哀をしりて已がさま〴〵色香散かふこそ、賢じけれ、散ての後のゆかしからぬかは、花木松などは、もとも植て有なん、かなめもちの木樫やうの數樹、をぐらきまであちこち茂り合て、秋冬しらぬさまは、あいなくぞ覺ゆる、

〇新錢の事

通用金の事、往古は沙金を以し、多くは代物替にて通用せり、其後信長公の時分迄は、たけ流し金を用

られしと計り云傳へて、審かならず、大やうは白石先生の事略の中に在り、當時の如きは文祿慶長の頃秀吉公の製法にて、やゝ金銀の品位を定らるれ共、委に不至、其後神祖是を稟繼給ひて、判金(七兩二分)小判(六十目)一歩(十五匁)銀一枚(四十三匁)同一兩(四匁三分)と定め給て、永世融通の基をひらき給ふ、是漸二百年以來の事なり、錢は位卑しけれ共、和漢共に上古よりの製にて、其形今に替らず、中華は秦漢の頃、五殊半兩の錢に始り、吾朝は元明帝和同年中に、和同開珍の錢を鑄てしより、今寛政元年に至る、千百有餘年に向たり、金銀は最上の至寶なれども、其の製嚴重ならず、就中銀は懸目形に定りなければ、杓にて銀湯を流して、己なりの塊に、極印して通用す、錢の製は是に反して、甚精密なる物なり、京師にても寶永中絲割府年寄長崎屋忠七、其外組合の者共願ひにて、七條の南加茂河端にて、地所相渡り、此所にて新錢を鑄る、其後中絕して、元文中同絲割符年寄有來新兵衞、淸水淸右衞門願ひに仍り、横大路村に於て地所相渡錢を造る、其頃余も右の吟味懸り故、一ケ月の內不時に兩三度も場所へ立越、吹方見分せり、先づ大吹と號して、地銅を吹、此懸目銅鐵トタン白目錫鉛等を合せて、十四貫目を一吹とす、大吹の棟梁を吹屋大工と云、手傳ひ相副て鞴にて是を沸す、暫吹立ると、五色の焰出て火勢甚熾なり、夫より段々火勢鎭りぬる時、鞴を止て熱湯の勢を醒す、鞴の横に湯口有り、其側に疊一坪程なる、四方に緣有る敲土の臺有り、加減よき時分、長き柄の道具を以て、其口を拔と否、紅の熱湯彼臺へ颯と馳込み、其勢ひ雷光の如く流れ出ると、直に塊りて鼠色の地板と成る、火の子濆りて側へ寄がたし、棟梁長き柄の鐵棒を以て是を碎けば、厚氷を割たる如くになる、扨大半切に水を湛て長き柄の鋏にてはさみ、割銅を二つ宛、水中へ入るゝに、其音迅雷の如し、此加減功者に非れば爲す事不克、程よく醒ざれば水中へ入と水火激して憤り飛び、近所大に怪我をするなり、醒過れば水中へ入る音遠雷の如く、地銅の勢ひなまり弱りて悪し、其醒鹽梅肝要なりとかや、扨其地銅を五百目づゝ懸分て、錢吹小屋へ、夫々に配當す、吹屋の棟梁(此棟梁を錢頭と云手傳一人づゝ有り)請取、之を鞴にて手傳ひに沸させ、錢頭は疊一

帖計の槻板の厚緣の有ものを二枚並べ、夫へ黑ぼこの最上なる土を詰て、升搔にて平かにならして、夫へ種錢を蒔く、(種錢は上錢なり時の能書に寛永通寳の文字を書せ是を鑄て種錢とす)五百文を行儀よく並べ、一枚の板を是に覆ひて細引にて〆上げ、而して開けば、右の土板に種錢の形鮮かに殘り、種錢は蓋に付上る、其種錢を拂ひ落して、其錢形の間々へ、楊枝の様なる物にて、竪横に湯道を付る、了つて又蓋板を合てしめ上る、此拵への間に地銅沸く則瑠壺の様なる者へ地銅をうつし、右合せ板に湯口有り、夫へ流し込む、小雷の如く音す・暫猶豫して合板をほどけば、錢の簾の如くなる物出來る、其錢のつなぎをもぎ放して、一錢とす吹加減宜しき時は、一と板にて四百文餘出來る、吹損ずれば三百文内外なり則是を次へ送る、受取之をもぎ放したる錢の耳をむしり均して次へ渡す、其次は古墨と油にて煮る、上りて眞黑なる錢を次へ廻すと、是を砥に懸て錢の耳を研く、是を耳研といふ、畢つて次へ渡せば、錢の平研く、研上れば地板計黑く、文字と緣の輪は銅色なり、如此せんぐりに順を立て精密に錢を仕立る事二十餘遍、錢の懸目八分より輕ければ、是を鑄直す、尤疵われ等は一々除之、而て通用錢となる、金銀の仕立より甚六か敷事斯の如し、夫だに其頃の京所司代土岐丹後守は、政事に無怠良將なれば、此新錢を外より手を廻して、買ひ調へ改らる、折には麁末なる錢相交りければ、其の分をあつめて町奉行へ渡され、如此の新錢通用に出ぬ、錢座の者共へ急度申渡さるべしと下知有に仍り、其度々に錢座へ急度申渡、嚴密の穿議に及ばる、是故に聊も錢座へ私なし、其頃の吹出錢は、文錢の位に等しかりき、元文元年に鑄始、同六年に畢ぬ、然るに近年伏見幷諸國にて吹出す處の錢を見れば、以前の新錢とは懸隔して、鍋鐵を以て製し、錢の仕立もなく、吹出しの儘にて通用せり、故に割るゝ事速にて、國の費幾ぞや、都て田沼氏の下知せられし、新規事は、皆斯の如し、寔に不臣の長たるべし、さればにや、頃日聞ば家老井上伊織も、三浦庄次が類ひも、剃髪し、身構へをする者許にて、誰有て家の規矩を立る者もなく、孫龍助へ賜し新地一萬石も、渡り地各惡所にて、一萬石は名ばかりなるよし、偏に永世の物笑ひと淺間敷

ぞ覺ゆる、

○夢想の歌

思ひ寢の心の道をしるべにて夢に分入るみよしのゝ山

此歌伊勢の國なる何某都に登りて、久敷侍りし頃、夢想に感得す、初の五文字を忘れ、兎角沈案すれ共思ひ出ず、此事を祈て北野の御社に詣でぬ、此人元來大和歌を好て、姉小路風竹亭の御門人成しかば、此事を風竹亭へもかたり參らせけるを、仙洞にて風竹亭申出させ給しに、院聞し召て、若此五文字をおかば、思ひ寢のとせんかと仰事侍りき、風竹亭是を其人にかたられしかば、其人手を拍て今の仰にて、おもひ出たり、五文字始より共通にて有し由、感涙して伏拜みける、

伊勢の神官慶德藤太夫女、名は倉子とかや、或年元日の夜の夢に「匂ふ言葉の色香哉」と云ふ句を感得せり、覺ての後、父にかたりしに、父曰古より夢想の句は、文字足らぬも餘れるも、いくらも例有事なり、心にかくべからずといひしかど、女此事をいたう心にかけしに、又二日の夜の夢に、此女の枕上に立る人有て女の名を呼り、驚てみれは、衣冠正しき白髮の老翁立給ひぬ、夢心に驚畏りて、我を召るゝは何事に候と申ければ、彼翁の曰、汝前夜の夢想に初句の足らざるを深く歎く、我汝が爲に此初句を首べし「幾春に」に置よと宣ひしに、女かしこまりて、斯宣ふはいか成る御方ぞと尋ね奉れば、神人我は津の國住吉に住むなりと宣ひて、夢は覺けるとぞ、

○當世百人一種

和歌法　皇	有職　二條殿	神學　吉河惟足	佛學　(智積院)運敞僧正
禪法　黃檗隱元	博學　弘文院	和學　水戸殿	朱子學　山崎闇齋
理學　伊藤仁齋	心學　熊澤了介	醫學　小河東庵	醫者　向井玄間
小兒科　竹田治庵	口中醫　親康喜庵	針醫　小河了長	軍法　北條安房守

兵法　柳生飛驒守
樂人　辻　伯耆守
謠　喜多七太夫
狂言　大藏彌右衛門
上瑠璃　革堂觀音院
俳諧　大坂　宗因
刀目利　本　阿　彌
つき物　藤　重
庭作　龍松（地下人）
楊弓　立本寺是休
將棊　道有（イ宗有）
調子聞　坐頭四方都
呉服屋　後藤源左衛門
剃刀　埋　忠
菓子　兩口屋能登
武道者　井筒屋平兵衛
いつてつ　百萬遍萬靈
臆病者（宗對馬家來）平田品左衛門
まいす（南禪寺）光雲院
情こは　日蓮　坊主

筆道　烏山孫兵衛
鞠　飛鳥　井殿
大鼓　葛野九郎兵衛
舞　幸若伊左衛門
說經　日暮小太夫
伽羅聞　米河　常白
彫物　後藤四郎兵衛
塗師　道　惠
蒔繪　田付長兵衛
手鞠（妙蓮寺）觀念院
中將棊　河内屋意仙
大工　中井　主水
茶　上　林
合藥　とら屋
安樂　女　院
浪人　京極　安知
へつらひ（天龍寺）慈濟院
無分別（北野）德照院
奢　な　は　や

繪　狩野　探幽
能　保生　太夫
小鼓　觀世新九郎
平家　並河　撿校
書物集　松平加賀守
立花　六角　池房
燒物　御室　仁清
飛石居　御藏　出雲
香具　は　り　ま
音頭取　井家　友甫
博奕　山本市郎左衛門
弓　星野勘左衛門
筆　裏　辻
粽　道　喜
福僧　本願寺門跡
威光　酒井雅樂頭
大へい　野間三竹
惡人　赤塚　雲庵
文盲　淨土　坊主
道具目利　山口焉求

箏　藪　殿
脇　春藤六右衛門
太鼓　金春又右衛門
三味線　淺利　撿校
連歌　祖　白
古筆目利　了　榮
組細工　鼠　屋
松つくり綿屋五郎左衛門
歌舞妓　上村　吉彌
碁　道　策
談義　小野見姓坊
傾城　島原かるも
くろ茶　吉　岡
饅頭　鹽　瀨
文武執權　板倉内膳正
金揃　井河　善六
大顯　知忍院知鑑
氣隨　喜多　壽院
殊勝　槇尾　坊主
うそつき　松波　丹後

物知たて　大徳寺坊主
右は寛文延寶の頃歟
法皇(後水尾帝)　　女院(東福門院歟)

○楠公消息寫

此度隼人差下候事非別事我等最期近々と覺候願者貴殿成長の器量見居度候得共義之重所更難遁候彌勤學無怠成長の後我等心中可被察候謹言

建武三年正月二十日　　正成

楠庄五郎殿

此本書松平阿波守方に有之由、但此手書後人の僞作なるべし、吉野拾遺にも此文言を記すれ共、本書共に信じ難し、

○武田信玄和歌

武田信玄の短冊并外の短冊合十四枚、正筆の由にて、或人の藏に在を請て寫之、同宴當座の探題と見えたり、但し各名誰なりや、信玄の外は本名不知、可追考、

花下送日　よしさらば暮なはなげの木の本に花の梢は月にだに見ん　信玄

處々尋花　行かへりけふも暮しつむら〳〵の見殘すかたの花を尋ねて　政國

依花待人　春はたゞとはれぬ迄も待もみん花にはうとき人しなければ　信眠

花色映月　おぼろなる月の光も花の上に今一しほの色をそふらん　範興

水邊櫻花　奥ふかみ山さくらの花さかりさそふ水なくばいかゝ行見む　紹空

山本似雲　咲つゝく花を霞の立こめてさながら雲にあやまたれけり　甫庵

花下惜友　おもふとち花に心のあくがれて歸るさしたふ春の木の本　典譽

雨中思花　ちらさじと思ふのみかはいかばかり花につれなきけふの春雨　總英

靜風花薫　花さかりおどろく程は吹もせで匂ひばかりをおくる春かぜ　紹空

庭花盛久　春を種栽ていくよや花の色にふかく心をそむる成らん　荷月

庭花帶露　あさおける然も光を咲そへてさく九重に匂ふ花園　宗考

依花厭風　よきてふけなべて櫻のちりとかは誰か名にたゝん春の夕風　宗雪

花浮澗水　吹おろす嶺の嵐にさそはれて水に敗うく花の白波　宗眞

落花埋道　散花に山の下路埋れてなれても迷ふ春の歸るさ　信

翁草　巻之百五十四

○近世之和歌

知恩院の山なる茶屋より遥にながめ侍て　有栖川一品宮職仁

山高み霞のよそにはる〳〵と我住かたを見るもめづらし

こゝに見る梢あまたの花盛よし野の春もいかでおよばむ

此二首勅會御法事相濟候御祝儀御能見物の時の御詠なり、

風告秋

さだかにはめに見ぬ秋をまづつげて荻ふく風の音ぞ身にしむ

寄衣戀

へだてある中をうらみの小夜衣身にかさぬべき契だになし

戸田大炊頭難波の櫻を奉りける時給はせける

ゆきて見ぬ難波の春をさもこそと今此花に思ひやりつゝ

ことづてもなし

さそとしな言づてもなし思ひあまりあたりの人にもらす恨も

寄湊戀

いかにせん今はとはれぬ湊江にうき夕浪のかゝるつらさは

硯の御歌

かきながす我水ぐきのあとはこの石のみるめもいかゞとぞ思ふ

三部抄御傳授の時生田の杜の紅葉につけて光胤卿より

待えたるけふぞ嬉しき色添る恵の露の枝のもみぢ葉

御返し　一品宮

一枝の紅葉にそへて言の葉の深き色香も見つる嬉しさ

仙洞より一品宮へ古今御傳授の後宮より奉らせ給ふ歌

今よりは君をしるべに行末の道もたどらむ和歌のうら舟

仙洞より御返し　我もまた君にぞたのむもろともに傳へし道のつきぬひかりを
民部卿におくる文の奥に
うつゝとも思ひなされず夢の世にながらふる身の今の歎きは
敷島の道にしばしとながらへてかく世にふるもうき契かな　爲村卿
御返し
敷島の道にひとりの身はながく猶きみ〳〵のしるべとをなれ
ゆめうつゝ思ひわかねど世の中にながらふる身は道のためなる
又いさゝかこと葉事ありて
はかなさも櫻の嵐桃の雨かゝるなげきの陰ぞこひしき
仙洞より立田山の紅葉を給はりける時奉られける　中院通茂公
いかに見む君が惠の露深くそめし立田の山のもみぢ葉
仙洞の御返し
立田姫もいかゞ見るらむ言の葉の露に染めます山のもみぢを
少將光通のうへ、つねに歌よみて故法皇に奉り勅判をうけ給ひしとかや、逝去の後は清池院とかや申侍りし、かの歌どもを、後西院御覽ぜさせ給ひて、御筆を染させ給ふ、一日の御物語の後、彼詠艸取いで、すゞろに佗られつるまゝに、
あるは猶ならひもかなし埋れぬ、言の葉のみぞ猶殘る世に
越前守なりける人の妻、身まかりし後、淸池の二字を法皇宸翰を染られ下し給ひ、新院もまたかの詠置し歌ども、御座の右に有しを御覽あらせおはしまして、あるはなほならひもかなしといふ御製御口ずさび有しかば、予も年月歌のことなど尋られしを思ひ出られて、其人の菩提の爲と心ざし、金字の心經書寫しおくり侍しつゐで、
おもへ人色にそめしも其まゝに空しとゝける法の誠を　照高院道晃法親王

浦立春　住吉の松の消に音そへし波にもしるく春は來にけり　坂和田喜六昌俊
浦雁　天津雁こゝをせにとぞ鳴渡るおまへの濱の夕暮の空
浦花　あまのすむ遠山さくら咲にけりよせてかへらぬ沖つしら波
浦杜鵑　住吉の浦風おもへ杜宇松に音するならひこそあれ
浦納凉　沖津なみよせきて近き秋風にあかす長井のうらの松陰
浦早秋　あやまたす西より秋も立波の音こそかはれ磯の松風
浦月　今そ見る松の木の間の霽はれて月よりうかぶ淡路島山
浦時雨　染れども松はつれなき色はとて浦より遠に時雨れてぞ行く
浦歳暮　年くれて今一しほの哀そふ老をなすてそ住よしの神
むそぢあまり身を浮舟の和歌の浦によるべもしらで朽や果まし

岡花（百首巻頭）　咲花にまじる岡べの松の葉はいつとなきしも色をそへつゝ　新院
よきて吹け吉野もよしやとばかりに同じ岡べの花の春風　道寛法親王

右は鍋島加賀守勸進一題百首の中此度下闕に〇〇〇ふはの闕にて
あともなくあれしにそしる不破の山闕の戸さゝぬ道廣き世を

富士
みし折の露わすられぬ俤はきえて驚くふじの白雪

上野にて子規をきゝて　今更に聞もめづらし岡の名の忍び音ならぬ山ほとゝぎす

水戸相公亭にて　武藏野も山有けりとかたり出ん都の裏にことの葉はなし

秋の富士のゑに　此頃のふもとの秋の色ばかり峯にも深し富士のしら雪

富士　天の原ふじにはのこす色もあらじよゝの詠の大和ことの葉　烏丸光雄

三穗　興津舟松の外にもあかなくにこゝろをよせてみほのうら波

馬の口取をのこうたふ一ふしを聞て　なぐさめて聞もめづらし乗駒の口取をのこうたふ一ふし

窓螢　いさめてやよそにつれ行徒にふみもひらかぬ窓の螢は

新樹　心をも夏に移してめづらしき若ばのかをり花も思はず

花洛月　秋は又ひかりを花の都とて月もてあそぶよひ〳〵の袖

擣衣　聞も猶身にしむよはの秋風に哀たがため衣うつらむ

契待戀　更行は猶たのまれて待夜哉人しつめてといひしばかりに

○小堀遠洲の和歌　烏丸光廣卿の點

朝萩　淋しさを何ゆふ暮と思ひけむあくる朝の萩のうはかぜ　政一

田上稲妻　いその上ふるの田面におく露を玉と見るまでてらす稲妻

露底蟲　露深き小萩のもとの下艸に誰まつ蟲の聲よわるらむ

鹿聲夜友　夜を寒みあらしの山に鳴鹿も世の憂をかや友となるなむ

平頭病さらまほしき由　定家卿制せられ候

秋夕情　いかでかくものゝかなしき我袖は篠分し朝の秋の夕暮　めづらしく候

あらましにいとふ心はなき身さへ世をすてばやのあきのゆふ暮

月前鐘　鐘の聲松のひゞきも高砂の尾上をてらす月の明がた

月出山　天の川おもへば遠きわたり哉山より出るあきの夜の月

世をいとふ人には見せじ奥深き山より出てすめる月影

有明月　さびしさはなれて住ぬる淺ぢふの宿に人待有明の月　餘情ありて妖艶にてをどくに候

曉鴫　ちぎらねばまつとなき夜も曉の寐覺わびしき鴫の羽かき　戀の歌めき候

野鶉　舟とむる眞野の入江の山風に浪路をわたる鶉なくなり

故郷擣衣　古郷にうつや衣のせきをけふ我こえ行とつげもらまし(はや)

うつ音はたが古郷に衣手のもりの雫に袖ぬるゝまで

葛風　恨をばかきもつくさじ水莖の岡の葛葉の秋の初風

紅葉淺深　山姫のそむる稍のうすくこき色を見せたる村時雨哉

暮秋雨　草の葉にあだなる露を置すてゝ秋と共にや雨の過ぎけむ

尋緣戀　しらすべき便りなければ傳へある行くへを人にまづ尋ぬる

祈難逢戀　人ごゝろうきに泝るゝきぶね川逢瀬なき身を何祈けむ

毎夕待戀　人傳とおもふも契ることの葉にさりともとまつ(本ノママ)暮ぞかさぬる

忍逃戀　まれにきて逢ふにもむねのさわがれて忍びかねたる人めなりけり

後朝戀　中々に夢にまさらぬうつゝ哉別れし(おもかげか)後のけさのこゝろは(まで)　此五文字おほかた用捨有べき

依涙顯戀　せきかぬる袖の上なる涙川ながれて人のきゝわたるかな

被厭戀　いかでかくいとはれはつる身のほどのうき玉の緒の長くみゆらむ

恨後絶戀　なほざりの恨ほどへて逢坂のせきは絶たる中の通ひ路

うらみぬる心ぞ今は恨しき絶し(たが里)契の中をおもへばみ

鷄聲何方　かり枕さよの寐覺の山風にきくもわかれぬ鳥の聲かな

こえなれぬ關のかり寐の夜深きにいづくの鳥の空ねなるらぬ

寐覺するたよりにきけば何方の別をいそぐ鳥の鳴らむ

山館燈　さよ時雨いそ山里の燈火や浪の小舟のよるべなるらむ

足曳の山もと暮て歸るさのわが(本ノママ)たちしるき燈火のかげ

海村煙　朝ぼらけ浦かぜこえて鹽がまの煙になびく松の一むら　風景見樣に候

海路日暮　いつとなく心つくしへゆく舟のとまりさだめぬ入相のかね

旅宿夢　嵐吹みねのさゝやの假まくら夢に別るゝ横雲の空

山おろしかり寐の床の夜を寒み夢に都を又別れつゝ

述懐非一　世を捨て入ぬる山の奥にても子を思ふ道を忘れやはする

社頭祝　すぐなりし神代を今も三輪川の清き流にうつす杉むら　珍重に候

染墨十七篇の内長點一

染墨十七篇とあれども十六篇なり、ひき墨一首はもれたるや、可追校、

○易然集

孔子　たれ道をうけつがざらむ四をたち四をゝしふる跡しならなば　法皇御製

廬山瀑　むかし誰すみけむいほの名に殘る山より高き瀧のしら波　新院御製

楊貴妃　くらべ見むまたもいさやしら露に一たびえめば花のかほばせ　近衛基凞

赤壁　此夕さかなもとめて露霜の落葉の後の月をこそ見れ　道晃

陶淵明　聲なきそあるにまされることわりを知をもむきのしらべたかくも　道寛

黄河　千代の秋の半にすめる河の名やうすき紅葉の色をかるらむ　雅章

老子　關の戸にあらはす千々のこと葉こそかくれてながき道しるべなれ　弘資

楓橋　月も落霜みてるよの明かたにちかき聲きく鐘ぞ身にしむ　光雄

唐堯　かしこしな賤の小手卷いやしきもよきをばあげてゆつる位は（イを）　通茂

渭濱　あひにあひぬ心の水も濁なき名にあふ濱に釣たれし人　雅喬

通茂卿江戸へ下り給ふ時、西山公より菊をおくり給ひたる謝狀のおくに、

手折つる心も深き色に香に垣ねの露を思ひやられて

御返し

言の葉の深き心の色香には露もはえなき宿の白菊

通茂公はいかなる故によりてか暫くこもりおはせし頃、西山公より角田川都鳥にて香筐をつくらせ、内に何くれの名香に金まじへて贈給ふとて、

隅田川波まにあさる都鳥やがて雲井に立や歸らむ

返し

思ひきやしづむみくづを都鳥心にかけてことゝはむとは

西山公中納言にならせ給ふを、内府公より賀しまゐらせられし御文の末に、

待えたる惠の露や紫の色こき袖にさぞあまるらむ

此返歌を忘れ侍り後日もとめて追書すべし、

東福門院崩御の時御製

かなしさは三とせ見ざりし面影の忘れすながらさだかにもなき

もる月のひかりもくらし芦すだれかゝる思ひの秋のけしきに　雅章卿

ありし世の惠みしられてなそへなく高きいやしき歎ぬはなし

かぎりある命のほとぞ恨しき世のことわりとおもひかへせば

かゝるときぬれぬたもとやありそ海の濱のまさごの天の下人　通茂公

前大僧正寂如にあひ侍りけるに始祖上人の板田の橋の言葉をしたひ、今も此道に猶とだえなく心さしあるよし物語有しついでに

いろ添ふるけふの時雨をはじめにて道しるべせよ大和ことの葉

返し

色そへむ露もおぼえず秋を經て時雨にそめし大和ことの葉

人見將恒筆記

加茂川をかぎり都の方へ出まじと思ひてよめる　丈山

石川や蟬の小川は淺けれど老の浪そふ影もはづかし

右自筆詠草を茶人松屋宗五郎所時す、世に流布の歌と小異有り

ふみひろげの女にいさめの歌　小野通

とにかくに折々ことのたがひめをとがむる中ぞ契り成ける

ある遊女の望にて竹の繪の上に書けるうた　惠南

すなほなる心なりせば川竹の流れての世もうきふしはなし

照高院道晃法親王有馬御入湯の時、宿坊より松竹梅の臺を献じて御歌願奉りければ、給はせける、

しるしまつ(松)いてゆにそはたけ(竹)さよりはみなよくならむめ(梅)の前にして

○後鳥羽院島よりの御文、此御願文吉田兼好筆、西本願寺に有り嘉禎三年八月二十五日と有り、私曰、兼好は後鳥羽院の時代より百年餘後の人なり、筆者と云事奈何、

○禁裏常御殿御疊七尺、京大阪六尺三寸、江戸六尺、江州六尺一寸、伊勢五尺八寸、

百拙和尙八十賀の歌　烏丸光榮卿(料紙短冊)

法の師は八十の後も隱れ住山よりたかきよはひならなむ

百拙老師の敎示によて此眼をひらく師曰さる心を述よと

さとるよりさとるさとりのあらざれば何といふべき言の葉もなし

○百拙和尙病氣の時、櫻町仙洞より近江局を御使とし、飴一瓶拜領せらる時、卽席奉謝の詩、

病中忝奉謝姑射寶洞頒賜仙錬九醞靈飴一瓶

爲憶病牀秋冷寂　聖銀屢似瓻陽曲　特頒寶洞禁鑾賜　錬色如霜養老飴

海雲病比丘百拙元養

寶延二己巳仲秋初十日　稽首敬肅書

○千宗旦遺偈寫

一息截斷咄々唱々看今轉機身作茶煙

こくうめがこくうにとうと生れきて又くう〳〵となる鐘の聲　不審居士旦判

戌十二月十九日　宗旦

茶杓折句の歌

ちをはなれやつの時よりしならひてやそしになれとくらかりのやみ

○烏丸光榮公、武者小路實岳卿へ、和歐かくのごとく詠れ候樣とて、さくらの枝にたんざくを付て進ぜられ候よし、

此花はあたごの山の遲ざくらに見せしをおくる一枝

有栖川一品宮　仙洞御追悼

櫻町院卯月十日あまり例ならずなやませ給ひ、二十日あまり三日にかくれさせ給ふ、天が下をしまぬ人もなかりける中に、敷島の道につけては、なほ淺香の山のあさからざりし御惠み、かぞへつゞくるにいとゞ涙は山の井のふかき思ひにくれまどふ、月日ほどなく四十九日にならせ給ふ、せめて靈前にそなへんがため六首題にて、歐のかしらにおきていさゝか卑懷を述奉る、

夢　なげくぞよ此世は夢と思ふにもあまりはかなき君が齡は

幻　むなしくもしたふみたまの有かをばそこととしらする幻も哉

泡　跡あれて今は空しき洞の池の水のあはれはまさる頃かな

影　見し影は雲かくれても大空の月にひとしき君をあふがむ

露　誰よりも分てぞしたふ道芝のみぎりの露の深き惠を

電　吹風の共間にうつる稻妻の影もはかなき此ごろの空

同じ時　實岳卿

有し世にうけし惠みの露も今袖の涙となるぞ悲しき

夕花　　のこる日は高根の花に色きえてゆふゐる雲の匂ふ春風　　風早入道爲宰
辭世　　これを見よもとの姿に成ぬなり空の浮雲沖のしら波　　寶曆三年
信行主閑居　　山よりも深しや市を世の外の隱家にしてすめる心は
寶曆五年九月十一日東福寺にて庭の紅葉といふ事を
玉をあらふ水ゆく岸の紅葉はいろの光やみがきそふらむ　　公雄卿
通天橋下の澗を洗玉澗といふ故なり
霞遠山衣　　淺みどり霞の衣はるきぬと遠山まつの色やそふらむ
富士鷹茄子の畫贊　ふじもよくにたかさんなすうつし繪の夢の床にもかゝれとぞ思ふ　菊亭誠季卿
此狂歐秀逸のよし光榮卿稱美、
泉谷法藏寺に和歌の浦の松にて、文臺をつくり、土佐常覺に和歐の浦の景を書かしめて、光胤卿へ此歌を願ひ申されしかば、則文臺に御染筆なされ候、
ことの葉の盡ぬ契になみならぬ浪もよせけむ和歌の浦松
中御門院遠目がねにて東山を御覽遊し、向に見えしは花か何ぞと勅問有しに、いかゞといづれも申上られ候へば、是にて菊亭に狂歌よめとの仰事有しに、奉られける、
花か雲何ぞと君がとふめがね御手にもちつゝむかふ山の端
天氣よろしく御懷中あらせられしとなん
○寶延二年九月伊勢大神宮正遷宮御法樂
山霞　　霞けり天照す日の神路山かみ世のまゝに立歸りつゝ　　院御製(櫻町院)
春曙　　宮川や千木たつ萱が軒見えて杉むらかすむ春の曙
○慈眞和尙歌　馬池(ウマサクリ)よ己あとなり

さゝ波や大津の浦の馬さくりあはれの月のやどりどころや

世にもて遊ぶ盃的といふなる物は、さかづきに花さしそへて、何にても花の匂ひをうつしたうべたのしむ、すき人のもて遊び、誰が作りそめしにや、あるひとこれをこがねにて作り、宮の御方へさゝげしに、なのめならず御氣色のあまり、不醉花と名づけさせ給、光胤爲村に歌よめと有ければ、

めぐれ猶うかぶる花の影そひてあくるもしらぬ春のさかづき　光胤卿

盃にうつるも霞む櫻色の醉を思はぬ花の一枝　爲村卿

寄道祝　きの國は都のたつみ遠けれど道しるべせよわかのうら波（冷泉家入門の時）大僧正光闡

返し　舟人のしるべをつなにしるべせむこゝろにかけよ和歌の浦浪　爲村卿

畫額の畫の贊　あつさをもしらず額なる花ぞこれあした夕の露のひるまに

風鳥の繪の贊　あまとぶはさぞな空吹風の名の鳥の翅ぞいとかろげなる

寄鶴祝　末遠きちとせの老の初春につばさならぶる鶴のことぶき　明和九年尾張中納言四十賀

寄龜祝　いもせ川龜のことぶき長き世をかけて契るも同じうら浪　同年尾州御臺四十賀

夜盧橘　かたしきのとこよにかよふ夢も見む橘薫るねやのうたゝ寐

洛西泉谷法藏寺建立有て、烏丸光榮卿始めてかの寺に入せ玉ひけるあくる日、百拙和尙へ御文有し其中に、

すみつるはさぞなとぞ思ふ來て見るも哀はふかき山の木隱　光榮卿

君こゝにいつみの谷の奥深き法のながれも遠くつたへむ

山館煙細　世をなれて誰山ふかくすみがまの夫かと細きけふりみすらむ　尊昭法親王

將恒筆記畢

路薄　露ふかみわけぞ佗ぬる玉鉾のゆくてになびくし野の小薄　弘資

蒼海雲低　海原やなぎたる沖に移ひてそよりも雲の波ぞ靜けき　通勝

暮春月　有明の霞はなごり今ははや花の限の春はくれにき　公野

摘菫　あかずとや猶つみそへむ夕露に菫花咲野は暮ぬとも

淺雪　晴やすき嵐の雲の一通り降こし雪は積るともなし　仙洞御褒美　實陰

神祇　守るより君か代長くしめの內に宮居動かで神もますらむ　かゝへ字なき歌

枕夢　跡もなき枕の上のいつくより見ぬ世にも行く夢路なるらむ

寒蘆　こゝろあらば是も見せばや難波江の雪に亂るゝ蘆の枯葉を

庭落葉　此ごろは落葉か上に聞馴て枝に聲なき庭の木枯　公野

寒草霜　草は皆かれぬる霜に山風もたゞ一むらの野邊のさゝ原

隣槿　咲あまる花の中垣風こえて露もこなたにかゝる朝顔

抱枕無言語　身にそへて見し世忍ばむ思ふことかたらふべくはあらぬ枕も　實陰

枕夢　手枕にこゝろやすむる夢とてもことはうき世の外にや見る

戀不依人　隔へき道かは戀のなげきこる身を山かつと人のいとふな

初戀　人にかく根さしそめぬる心をや岩にも松の種と賴まむ

此歌は東山院御在位の時、御月次御會始の時なり、依此歌御書物拜領の由仰

門柳　春風のやとりになして青柳の陰ふかく住む門の靜けさ

名所山　いく世とも誰かしら玉瀧津瀨の岩根久しき龜の尾の山

海邊螢　宵の間は見るめすくなく澄月の入ぬる磯に飛ぶ螢かな　實致

此歌添削實致卿甚感心のよし實陰卿仰なり

田家霧（法皇御感）打しめる袂に露をおとろけば門田の月も薄霧の空　光榮

梅香留袖　陰にみしかへさの袖のおのづからいへづとにとや匂ふ梅か香

別悔戀　一夜をも隔おきてはあらし身の末とたのめて何はかれけむ

□□□　麓なる花ははなにてよしの山深き峯には雪や匂へる

此御歌は或人の願にて遊し候由御物がたりなり、いつにても御自分の歌御心に叶ひし、御氣色はなかりつるに、此御詠は少し御自賛の様に見えさせ給ふ、よしの山の圖の由にて、麓にはさだかに花と見えて、峯には雪かと見ゆる氣色ほのかなりつる繪にて有つると御物語なり、

靈老筆記、是迄にて終、此下一品宮の御詠は江田某が自記、

陵園妾　たゞ獨あたつき月にみしやうき松の戸とづる庭の白菊　　職仁

未言戀　うき中に人めをつゝむ我思ひいはで幾その年を過さむ

三月三日　三日月の影さしそふる暮かけてまとゐにかはす桃のさかづき

夢　ぬるがうちに身を慰むる夢はみむいそじの枕よしからずとも

名所七夕　一年をなぐさめかねし星やまた行あふけふの更級の里

夏戀　しるや人かくうき中に暮がたき夏の日暮し物おもふ身を

○烏丸資慶卿秀葉集の中

細川丹後守望によりて、玄旨法印より古今集の説傳授せし人々の名どもかき付て、つかはしけるにつけて、

よにひろく雲の上まで聞えあげて傳へし家の道ぞたゞしき

吉良若狹守所持東野州手跡、古今集閼文望によりて書遣はすとて

かきやるも心淺間の山の井のにごりやそへむ水莖の跡

細川丹後守かたへ遺書のおくに

友鶴もあはれとや聞く和歌の浦につばさしほれて子を思ふ朝

辭世　近衞基凞公

さめにけり五十年の夢にみしや何立田のにしきみよしのゝ雲

寶永三年二月關東御下向の時富士を御覽じて

ふりそめし神世おもふに日の本の花のひかりも富士の白雪

つもりこし世々のことの葉世々の雪それさへ名さへ高きふじの根

三月十三日濱の御殿へ渡らせ給ふに雨降ければ

晴れてよき水の光をまた見むと思へばけふの雨もうれしき

同十八日同じ御殿へわたらせ給ふ時

すむ君の惠みをひろみ池波も老をかへせと汀よるにや

庭の鶴のありしに

なつかしくみればなつかし都にて見なれつるとはなれもしらずや

角田川にならせ給ひし時　比姫君(伏見殿姫宮將軍家簾中)

おもひある身にしあらねど古への名もなつかしき都鳥哉

江戸御城二の丸にて御詠　享保十九年六月

九重の色もかはらであづまなる御園に咲しなでしこの花

文元元年長月の始、氷室山の紅葉のてりたるを、一もと近衞殿下へ奉りけるをめづらしとて禁裏へ奉られし時、下されける御製　院御製

ときわかぬひむろの山の紅葉はこぞの時雨や染のこすらむ

院の御所の御庭に小松を多く植しめ給ひて

行て見む野邊もかくぞと洞にけふあそぶ子日の小松にぞしる

御庭の花を前殿下へ給ふとて　近衛家久公

けふこすはあすは雪ともちらぬ間を見せばや庭の花の一枝

御返し

惠みとてけふは雪ともちらぬまを見つる雲井の花の一枝

二月十三日院御所御當座御會に不逢戀を　押小路實岑卿

もがみ川あふ瀬はなほもいな舟のいなと計に過行はうし

院の御返し

最上川今ぞのぼらん稻舟のいなとばかりに捨はおかじな

實岑卿多年參議にて後輩あまたに越階せられ給ふ述懷をふくみて、此御當座にかく詠ぜられしを、叡感淺からず哀に思召て、御返しを給ひ、二月二十日中納言に成給へば、朝恩の忝さ誠にしゐをひろへる此面目にことならず、

元文五年三月下旬、殿下より櫻を一と枝奉らせ給ひければ、上よりもまた櫻の枝に宸翰を染させられて、御短冊を給ふ、勅使は烏丸左少辨

手折こし宿のさくらの色香にはいかでおよばむ花の一枝

御返し　一條殿兼香公

色深き雲井の花の一枝に宿の櫻のいかでおよばむ

此日各公卿をめされて、花の宴催され、御酒を賜ふ、御かはらけを櫻がさねのうすやうにのせて、公卿の座に出されける包紙に、

まとゐする庭の木のまの盃に醉をすゝめて花の春風

題不知　御製

身の上は何か思はん朝な〳〵國やすかれといのる心に

法皇林丘寺御幸の御供にて狂歌　正親町一位公通公
もしふらば雨にさしあげ奉らむけふの御幸を松たけの笠
同じ時御前に鶴龜の御盃有、これにて狂歌一首と仰事侍りければ、
御酒ときゝまゐる千年萬年もつると龜とのまきゑさかづき
八十の賀に　加賀宰相綱紀卿
乘捨しむかしの駒の竹もがな老の坂行杖と賴まむ
享保九年八月二十五日慈鎭和尙五百囘忌にあたりける時聖蓮院宮にて　冷泉爲久卿
吉水のむかしの契りけふさらにむすぶも法のえにしぞ有ける
○同十二年正月禁裏御會始　池岸有松鶴
舊冬將軍家より鶴龜獻上有しを御泉水へはなさせ給ひしまゝに御出題有しとなり　御製
幾年も我友鶴やこの池の岸なる松の陰にすむらむ
享保十六年法皇御前にて　外山二位八十歲の春よめる
あづさ弓君にひかれてやそし經て九十も百も無事で居て見しよ
明和四年十一月朔旦冬至　民部卿爲村
咲花をまだきもよほす萬木の春やけふより根にかへるらむ
草は皆枯葉の霜の下めぐむ春をこめたる冬の中垣
立歸るはるになるてふけふの空たゞしき時を暦にぞしる
昔よりいはふためしも一日のあしたにいたる冬の半を
時守もかぞへてぞしるもる水のそひてけふより長くなか日を
打はへて柳のこのめ春にまづかゝるもしるくなびく糸筋

霜月のけふとろ筆によろこびをあらはしもふす雲の上人

寶暦十三年十二月一日御卽位の上使酒井雅樂頭忠知朝臣同三日參內の時、天顏を拜し奉りて

天照すひかりは猶もますかゞみむかふ神代を今にうつして

あふげなほ千世をふるとも五十鈴川たえぬ流の天津ひつぎは

天盃を賜りて

萬代もかさねて盡ぬ盃に君が惠みをくみてこそしれ

雲の上やひかりさしそふ盃に御代の惠みをうけてかしこき

民部卿爲村

返し

都にはにきはふ時に逢坂の關こえ來る袖もゆたけし

我病ひをやすめんと、身には過たる祈ともをして、こゝかしこより大麻守りなどいたゞかす、其かしこまりを思へば、湯あみだにせぬ身の社號をよむも恐れあれば、日を經ぬる病に、身さへ淸からでただ其事をおもふことの葉

かしこくもとりていたゞく大麻にかゝる光は玉ぐしのかげ

氏人の我ため祈るねぎごとにあふひのかづらかけて賴もし

冬寒き深山の鹿ものどかなる春のひかりはまたきにぞしる

きしの松あさるもぬるもやすき枝の風身にしまぬ鷺の毛衣

思ひやる浦のはつ島はつかにも心に露のくまは殘らず

明石がた海人のたくなはくるしともおもはぬ浪の立居やすくて

かせこしも尾張の海の淺からで浦めづらしき浪のしらゆふ

身こそやめうきを心の白雲のやまぬ祈ぞしるしまさしき

民部卿藤原爲村

翁草　卷之百五十五

○靜坐百六十翁

近き頃我戯に靜坐百六十翁と書るを、友人其意を問、答て曰是は東坡の詩に、無事而靜坐一日是兩日、若活七十年、是則百四十とかや、我僻覺えかもしらねども、不圖是を思ひ出て、七十五六歳の頃、戯に靜坐百五十翁と書り、夫よりやゝ星移りて、今や其齒に滿ぬれば、又十年を加へて百六十翁と書なり、人の需に隨ひ、あだし言を書送るに、暮齡八十と書んも、我ながらうらぶれにたり、不如もゝをかさねて、嗚呼なるこそよるめれと、猥に是をすさむなり、先蹤なきにしもあらず、享保中全暇と云狂畫かきがむそじを過ての後は、百六十幾つ赤猫童と書しを、ある人尋しに、全暇答て、此百の字は傘の畨付なりと云、人々是を興じけるを、今我身にしられて、意は違へども、全暇が眞似なりと答ふ、

○辛みの賦

からき世の中にも、にくからぬは短氣者のときたるからし成けらし、猛きものゝふも涙を催すは、戀路にあらぬうれし泣にや、あるはあざらけきい魚を、萠出る若草、朧豆腐のおぼめき、はたそうめんの糸による物なら泣もことわりや、うどんは柔和ながら、にんにくのくさきを嫌ひ、こせうとうらなく契て、二道かくる事もなし、とうがらしはむくつけながら、貴となく賤となく、引手あまたの身なり、天井守りのはげしき小傾城高麗小姓のぬるき、大若衆も、夫々に喫り方有て、色づかぬ青き姿を、根引にせらるゝも、せちなる戀路かは、さんせうは、二葉よりかんばしき事、梅檀を欺き、木の丸殿の皇居へも、名乘もやらで推參せり、やゝ實のるに隨ひ、たにはなる柏原とかやにて、殊さらにいつきかしづかれ、是を漬て、武陽へ獻ぜられ、あるは昆布を友に、茶話の中だちと成り、其外ひろく世に交りて、人を歡

はしむる事類ひなし、大根は和國の花にて、大に人を補ひ、寒夜の風呂吹など、其性温厚なりと思へば、また或時は身をしぼられて、人口の美味となり、身一つに補瀉を備へて、世に賞せらる、せうがはもとも百薬の長として、周く世を救ひ、サア云ふ時は、人參に伴ひて大に功をあらはす、又いかなる饗膳にも携はらぬ事もなく、菓子にも聯り、貴賤を撰む事なし、餘の辛みは、好む人は至つて賞し、嫌ふ人も又寡からず、彼は世の毀譽にも預からず、嫩き內は青梅紫蘇などに附合て、うつくしき紅を佩び、聖語にすら捨ずして喰ふと、後世に遺されたるは、いみじき由緒なりけり、五辛は釋門に忌れながら、又そかにひともじあさつきなんどこそ、したり顏に時めきぬれ、其他は人に陋しめられて、いたづらに郊原に枯失る、斯くおのがじゝ、それ〳〵の味ひを備へて、世のたつぎと成中に、惟り山葵のみ高くして、世の糞土を厭ひ、深山幽谷にかくれ、澗泉苔滑らかなるに馴て、さも淸らかなる質なれ共、世人その德を慕ひて、是を市に迎へて、賞する故に、賤しきは疎けれ共、いや高き雲井へも召れ、茶室遊屋の純粋なる饗に携らぬと云事なし、羅國のからき味ひ、おさ〳〵山葵に禀得たりと云べし、

○島原の風人

京の島原こそ住よかるべき所なれ、四壁の外は郊野にして、日枝愛宕八幡山崎、西山ひがし山、北山、伏見の桃、くまなく見えわたりて、景色の地なり、廓中荒屋敷多くして、價もとも卑く、需るにも容易なり、また流石にくるわなれば、日々の費用其外の用具も、廓中に夫々商家有て、何事も足れり、遊君のゆきゝしげく、目を悅ばしめ、しかも其地閑寂なり、なべて爰の人、花洛のひすかしき風俗に替て、人直なり、去ればこそ武陽の優人、爰に來りて棲者多し、太祇といへる風人、爰にて風月に遊びて、明和の頃身まかりぬ、此太祇が趣向にて、始めて島原に、盆中より明月の前後まで、家每に燈籠を作らせ、世人を集めけるに、世に珍らしく評判して、花洛近在より、群をなして見物す、是故に懸茶屋もあまた外より來り、壯觀言に述がたし、餘り群集して、島原の往來所せくまゝ、世話人を多く出し、往來

に向として今に絶の道を分て、歸路は南の道へ拔く、それより年毎に怠らず、燈籠をかざり、三十年せず繁榮せり、桔梗屋などの燈籠はからくりを交へて、仰山なる仕形なり、其外にもからくりの類多し、揚屋町も年々色々の物數寄をして、是を餝る、價高きは今七八拾兩、或は百兩に至る、末々の小さき燈籠も、金貳參兩より陋しきはなし、細工人は京大阪に名を得たる者共、是を作る故、奇麗結構、實にも人の群るも理ぞかし、是太祇が廓中への紀急なりと、彼が事を今に云出せり、其後五雲心頭なんど來りて、爰に住む、各昔をつゝみて、誠をあかさね共、其中に幕府の士も有とかや、分て心頭は手蹟もまめやかに、茶道をも少く心得たれば、廓の少幼むれて是に物習ふ、心頭が草庵の裏に空地有り、それに一樓を建て、春秋の眺を居ながらにす、天明の末に少しいたづきに罹りて、言語審ならず、獨夫にして中症の難に遇ふべき患を恐れて、彼一樓を廓のものにくれて、東行せんとす、素より貯なければ、一樓の禮金をもて、廓の駕を武陽への通し駕に雇ひ、己が氣に入し駕の者をえらびて、すぐに道中の介抱を頼み、其雇錢の殘を懷にして、故鄉へ歸る、其歸路美濃尾張の鵜舟を見んと樂みてくるわを立ぬ、實に、雲水の境界羨れぬる、其蝸庵をも爰に移してんとおもへども、聊事に礙られて、本意をむなしうす、

〇河野豐前守

河野豐前守は始勘右衛門とて、五百石を領し、常憲公の御小納戸を勤む、其後御表へ出てあれこれ御役を勤め、佐渡奉行より京町奉行へ轉役し、其時五百石御加增にて、本地合千石に成り、豐前守に受領す、享保六年の事なり、此人一箇の英士にて、上京以後、夫迄先奉行の沙汰し置る事共を、悉く改め、理の必然なるものを以て規矩を定め、先格を用る事なし、たとへば公事訴訟は定日有しを止て、每日是を聞き、又洛の大路石高く地形平らかならざるを、悉く地形を平均させ、竪横の街衢を敷し如くに成り、あるひは出火の節、町夫を町々より出す事を始め、さまぐ〱新法を立られし故、始の程は、兎や角誹謗

せしかども、皆々後來の益事計なれば、後には人伏せり、出火出馬などに、丸頭巾を着て出たり、其外希有なる事多かりし、(當時奉行所に於ての執計に豐前守の立置るゝ規矩を用らるゝ事多し)中にも豐前守罷登らるゝ前年、享保五年に、組同心にやかましき事有り、其旨趣は、與力同心出役の着用、同服にて不都合なりとて、豐前守の先役、山口安房守是を改られ、與力立付同心股引に極られけるを、同心一統に不伏、是迄の通を、頻りに願ひ、若願ひ難立候はゞ、同心一統に御暇下される樣にと歎訴し、其吟味半ばなる内に、七夕の町廻り同心共、已前の通の裝束にて罷出、西組同心には此度の差圖の通、股引にて出、同格の者立會勤に、着用相違故、皆人不審し、安房守是を聞て以の外怒り、同心支配石崎喜右衞門、山田源兵衞へ、急度吟味申付らる、兩人承て其日の出口の同心は勿論、一組の同心人別に呼出し、段々理害を云聞せ、威しつ賺しつ銘々が意内を尋るに、十人に八九人は、一途に御暇を願ひ、一兩人は信伏して、誤るも有り、又始より仲間をはづれて伏する者も有り、然るに右吟味に及と否、銘々が道具を夜中に運び出し、偏に歎訴の仕形なるを、房州生得不器の人にて、其の咎は等閑にして、結句同心支配兩人の越度の樣に相成、未落着不取締、同心は彌機に乘て不鎮、内に安房守參府して、江都に於て卒去に仍、其跡豐前守を仰付られ、罷登られけるに、同心潤色して、新頭へ愁訴して、渠等が主意を可立と待設たる處に、豐州は安房守と表裏して、右に記せる如くの風俗なれば、同心も案に相違し先づ鳴を靜めて居る處に、豐州被申出は、京都の同心共、ことの外風俗惡敷、格式混雜の趣相聞ゑ不屆の至に候、畢竟は同心支配の執行ひ、不行屆故に候とて、石崎喜右衞門山田源兵衞同心支配御免、御跡役四方田重丞田中七右衞門、西尾甚右衞門へ申付られ、是迄同心支配と唱來候を、向後役名を改め、同心頭と可唱候、且又同心四十八人を三ツ割に組分いたし、右三人の組下に十六人宛に割、爾來諸書付に、自分組とは不書、四方田重丞一組〇〇組と、銘々頭の名を書記可申旨、嚴重に申渡されし故、同心共日頃の存念大に違ひ、内々にては甚憤れども、時の頭の申渡なり、其上嚴敷奉行なれば、恐入相鎮り、豐前守御役中は

其格にて有之候得共、程なく轉役せられ、小濱志摩守上京後、右の仔細共を聞れ、相組にては前々の通支配と唱候を、東組計り同心頭と唱候も餘組に類例も不聞事なれば、古來の通、名目は支配と唱へし、尤與力同心規矩に於ては、先奉行の申付置るゝ通、急度可相守旨被申渡、同心共此度の頭にて、さりとも以前の通可願と相巧けれ共、志摩守は是も常憲公御扈從にて、學者なり、豐州とは風俗替れ共、殊外六ヶ敷生質なり、譬ば奉行の替り目に、自分紋付の役羽織并火事羽織を同心へ渡さる、右火事羽織、冬は革夏は布なり、然に志摩守より渡されしは、革羽織計なれば、支配迄同心より先格を申立、夏火事羽織受取度旨申候故、支配より其段頭へ達けるに、志州諾せられず、火事は非常の事なり、非常に四季の差別有べきや、亂世を以て見るべし、夏具足と云物はなしとて夏火事羽織は渡されず、志州の風俗如斯、六ヶ敷ければ、同心異議を申事不克、夫よりながく事鎭りぬ、豐前守斯嚴なる許の人歟と思へば、流石常憲公御內勤をせられし故、風流優しき事無にしも非ず、就中猿樂喜多流の能に堪たり、或時同役本多筑後守を招かれ、囃子有り、能太夫竹內平七、大皷櫛橋十右衞門、同丹七、小皷平島善右衞門、太皷福井藤兵衞、笛岡本勘助など來、其外小皷は組與力子供の內、眞野久次郎（孫丞忰）上田源右衞門（權右衞門忰）笛黑田初右衞門（西組同心）罷出、番組は靘と不覺、脇囃は高砂小皷源右衞門、二番目三番目失念、其跡蘆刈小皷文次郎遊行柳三輪融など有之、囃子半ばに筑後守所望にて、豐前守遊行柳を舞はる、筑後守太皷なり、豐州の舞拔群にて、人皆感嘆す、倒れふし柳の邊殘にしほらしく、自分も老年故、一入遊行の位備り、平七も倩拜見して、豐州の堪能を信伏し、常に豐州の勝手へ立入て、豐州の指南受たり、其頃は平七未だ若輩なれば、人是を用ひず、何方やらんの能にて、平七三輪を致せし時の落書に「三わみたかまた能すなき竹の內すると思ふな見るとおもはじ」などとそしれり、後年の人の賞せしは全く豐前守の影なりと云り、右の囃子は但子供迄見物に可出由被申に仍、余も幼若ながら見物せしが、豐州遊行柳は子供心にも格別の樣に覺しなり、筑後守三輪を舞れしが、誠に素人と見えたり、遊行柳の太皷も、筑州

なり、所々打損じ有しかども、功者にて間を合されぬ、其子豐前守も、父に劣らぬ俊士にて、數々の御役を轉任し、大目付迄勤られぬ、就中御勘定奉行の節、諸伺ひを聞るに、其頃時めきたる同役杉岡佐渡守、細田丹波守抔は、理の迅き人にて、入組し地方の伺をも、當理を以てさら〳〵と下知せられしに、豐前守は自分は地方不案內なれば、同役中の如く、端的の指圖に及がたし、得と聞糺たる上にて、否や申渡すべしとて細かに事を尋られ、少にても胡亂がましき事は察當せらるゝ處、餘の奉行中の功者顏なるよりも、豐前守の不案內顏なるが遙に優りて、實は隨分地方鍛練の人なれば、伺候者共豐前守には甚心を置て六ヶ敷かりしとなり、總體御用の執計ひ篤くして、諸人賞せしとぞ、

〇十七夜湖月

湖月を見に行人の云るは、中秋三夜は洛邊に遊びて、にほてる月は十七夜こそよけれ、打出の濱にもせよ、三井寺にもせよ、都より行程三里を隔ぬれば、斜日のよき程に、都を出て徐に杖を曳て、彼方へまかるに、早たそがるゝ頃に成ぬ、そこにて物などたうべ、小竹筒なんど取散すに、疾く暮て向ひなる、山田矢ばせのほとりに月しろたなびきわたる風情、さながら遼(アケクレ)の山かつらに似たり、少焉有て月出るさま、東坡の赤壁に遊びしも斯やと計りいみじき、さるを漣の月見んと待宵、良夜の頃、心いそがはしく都を出て、汗押拭ひ、かしこに行ば、はや月はにほを離れて、上天したる氣色、無下に愛なくぞ覺ゆる、淸女は十三夜こそと書遺しぬれど、十三夜には月代の眺なし、少し缺たる俤は、十七夜も是に等し、而も月代の眺、えもいはれず、はた曉を殘して、疾く入るも、明はなれて暫し殘れるも、いづれまさり劣れるかは、同じ秋の哀は好む處にしたがふべし、

因記す、一とせ故御射山翁が、十三夜の句に、「惜まるゝ名人月や明の闇」とせしを我は「とろとろと寐る烏あり十三夜」と思ひつゞけしを、几圭ふたりの句を判談して、明の闇を言外にこめて、朝寐烏の風情こそ聞所あなれと賞せし、羅翁も自らの句は巧過て、杜口に蹴押れたりと慚愧せり、又是に

似たる事有り、花後の句に、嵯峨の雅因が「柴かたゝきつ抱つ山ざくら」と申弁しを、衆人賞せしが、其後「ゆかしさは茶よりも花の跡見かな」と我句有しより、衆口忽我句へ移りし、是等の自賛爰に書るもよしなし事ながら、我に自他の論なし、可は任其可、不可は任其不可の意なり、

やそじの我もみな月の頃より、わらはやみに悩みて、玉の緒たふる許なれば、したしきうときに、此世のいとまを告しに、天賜わづかに盡やらず、秋を得て何地へ歟、やまふも去り、よろめきながら、今しばし夢婆の中に逗留せんとす、ことしは中秋三夜ながら殊さらに隈なく、いざよふ暁寐られぬ儘に、うしろなる郊原を見わたせば、山の端近く月かたふきぬる、「命なりことしの月の殘り初」月もろともに我も、

○島原の呑獅

島原の呑鯨事は、前の卷にすさみぬれど、今の呑獅事は書もらしつ、風月の情は、親に劣りてうとけれど、己が業には飽迄かしこく、備はりたる器物なり、耆は祖父幸齋などにはなけれ共、譬ばはたとせあまり以前に、いたつき有よしゝりて、先斗町の座敷へ出て月を累ね養生せり、其間は廓中の呑獅が傘頭共、爰に相詰、あるは江戸坂京右衞門抔、芝居役者あまた常に傍に來て、棧婦を取る、くすりは山脇道作療治なり、日々に見舞ふといなや、兼て鳥や又兵衞方へ申付置、饗膳を出す、山海の時節の珍味を盡さずと云事なし、供の者は鳥又座敷を明儘若黨以下、それ〳〵の格を立て、日毎にかけ合の料理を出す、ある時呑獅云るは、目川の豆腐は格別のものなり、京にて是を移せどもにげなし、いざ翌ははかしこに往て、是を賞翫せんと言、屬する者共、是を聞て、是はさしたる物にてもなきに、遙々行んも、あまり事がましと云へば、呑獅重ねて云、夫こそ一興なれ、めづらしき豆腐をたうべんとて、千里を遠しせとず、旅行を催すは、豈風流ならずや、殊に道中の景色いく千度見るとも誰かは是を賞せざる、はやく駕を申付よと云ければ、則附々の者共役者ぐるめに、駕七八挺立て其翌目川へ行て、豆腐を賞せしとかや、道中往來の費用幾ぞや、是ら呑獅が風流の一箇なり、もとも耆はさる事ながら遊廓の業體にて、尋常の人

の身を約かにするの意にはて不器なりと云べし、加様の活氣をもてせずんば、家業榮ふべからず、是を以て呑獅をそしるは非論なるべし、右の出養生も、過半は虚病なり、歸廓の時、藝子を三百金計にて請出し連歸り、妾にせしとぞ、

因に記す、何とやらん云る醫師療治のいとまには、旅裝す、いづこと云ふ當なく、大津をさして出行く、草津石部水口など巡行して、興盡れば、引返し歸る、興に乘じては、鬮鶏山邊まで行時も有り、人是を問へば、余が業は屈僻凝滯する計なり、折々氣を養はざれば、勤りがたし、氣を養ふは山河郊野を眺望するに如くはなし、それも一片にとどまらず、經歴して、心轉化すれば、自ら鬱氣を發散す、され共何地へ往んと心に用を貯る時は、あたら致景を心開く見るなり、我が如く、何のあてなく行たいほど行て、心に一物もなき時は、上なき養生なりと云り、流石醫者の一見識面白し、

○老健の噂

國里は忘れし、天明の頃他國よりよそじ餘りの寡婦はたち餘りの子と共に洛に來りて、本願寺大谷へ骨を納む、其咄を聞くに、其爺は某の村の豪民にして、田地山林あまた持て家榮え、八十歳の頃隱居して家督を總領に讓り、其外それ〴〵所從の者へ配當し、自らも隱居料不足なき程殘して閑居す、其時總領云、爾來は世事を御遁有て歡樂に暮し給ふべし、何成とも御望あらば仰らるべし、御心に叶へ參らせんと云、其時老翁云、然らば一つの望有り、當村の百姓誰か女を我妻に貰ひたし、此事を叶得させよと云、總領肝を潰して、是は存じもよらぬ御好なり、彼女は當年十七八歳かと覺え侯、餘り不都合なる事故、親々合點仕まじと申せば、さればこそあらめ、彼親は田地もなく人の田地を預りて耕す貧民なり、仍て結納として、我隱居料の內を可遣、夫にて合點させよと申に仍り、其由を先へ申せば、親々大に悅びさ有ば女を參らせんとて、約束究め、彼女を隱居へ引取、寵愛せしに、女も始の程は胡國に囚し樣に思ひけれ共、次第に馴染重り、獨の男子を產み、睦敷暮せしが、ことし彼翁百有餘歳にて歿する故に其骨

を納め、母子伴ひ登りぬとかや、有まじき事にも有ねど、彼翁の老健を聞まゝに爰に記す、

○小牧長久手戰後家康公上洛の事

焦失の記錄に在處の小說、余が胸中を探り、又少々爰に拾ふ、姓名地名年月など審ならず、たゞに事實を正して錄する而已、

小牧長久手の御一戰(是織田信雄を援けて秀吉公との御一戰世に賞し奉る義戰なり)御和融有といへ共、其後內府公御上洛もなく、夫切にて御音信不通なり、秀吉公上方にいまして、內海の侯凡そ數を盡して從はざるは無し、然るに北條氏政關八を領し、內府公は駿遠參の太守として、歸伏なき事を、秀吉色々思惟有て、氏政は父氏康と大に反して愚將なり、竟には征伐せん事易し、家康に於ては、若きより東海道若手の大將と、世に賞せられ、名におふ武田北條にもまれて不覺を不取、しかも今度小牧長久手の義戰世に轟て、萬人の思ひ付事限りなく、世に恐敷當代の良將なり、是を敵にしては天下併呑の障りなり、何共して我に歸屬させんと、羽柴下總守を使として濱松へ差遣さる、下總守說客と成て、蘇張が辯を以て、さも懇懃に口上を述て、久々上方御遊覽も無之間、御上洛を冀ふ處なり秀吉公にも、御和融以後、染々御面會もなく、御懷敷く思召に付て、御上洛を勸られよとの趣を演說すれども、公一圓御承引なく、上方は度々登りぬれば今さら望なし、但秀吉より我に參勤せよとの事ならば、秀吉の耆なりと、すげなき御返答に、下總守全く御參勤と申には非ずと、色々言を並べて申せども、御貪着なし、故に是非なく、下總守歸洛して件の由を秀吉公へ申上れば、秀吉公又色々思惟有て、所詮辯佞を以てせん事は叶べからず、此上は我妹を家康へ緣結して、其よしみを以て上京させんと、其儀をまた下總守を以て仰入らるゝに公稍く御許諾有り、下總守仕濟したと潤色して立歸り、其旨を言上す、仍て夫より無程秀吉の妹君、濱松城へ御入輿有り、此上は御參洛有て、御緣結の御交會あるべしと、又下總守罷下りて、勸め奉れども公御得意無して仰けるは、御緣座と成し上は家康に於て聊別心なし、但し參洛の事は時節有之べし、

今四海未だとくと一統せず、隣國に敵あり、然るを遙々上方へ登らば、其敵其虚を窺ふべし、兎角時節を待て御交會有べしとの御返答なり、秀吉是を聞き大に退屈し給ひて、然上は御母公大政所を人質として、濱松へ遣さるべし、左有んにはやはか家康參洛せでや有なんと、此儀を催され、其趣は御緣結已後母公婦人の事故、我妹の遠所に在るを慕ひ、罷下度由、こは其意に任せ侯、寛々御留置れ候樣にとの趣なり、公も天下の主將たる人より、人質を以て招るゝ上は、參洛せずんば叶まじとて、御母公へは井伊兵部、本多作左衞門を馳走人に付置れ、御國の事萬づ御手當有て御參洛なり、道すがらの列侯是を傳へ聞て、殿下と內府、實に御和平整ぬるは、誠に泰平の基なり、銘々、領分の道橋を修造し、驛々へ家來を出し、其馳走類ひ無し、斯て、御入洛有れば、秀吉賓客の禮を以て、途中へ御迎を出され、途中の警衞嚴なり、則聚樂城へ入せ給へば、秀吉玄關へ出迎へ給ひ、公の御手を取て、一別三秋の思ひを述べ、直に倡ひて奧へ招じ入られ、饗應の結構此上なし、天下の主將の列侯に對せらるゝには似もやらず、素より公は秀吉公を尊敬し給ひ、威儀を正して固辭し給へども秀吉公曾て聽給はず、偏に賓主の禮儀を以てせらるゝに仍り、列侯是を見聞して肝を潰し、公の御武威を感じ奉るとなり、（御在洛中色々の事有れ共失念）斯て公は寛々都に御滯留有て、御歸國なり、御留主城には、名におふ井伊兵部大政所を守護し、崇敬せらるゝ事不斜、而も御隔意なく御用を承計ひ、數多の侍女の自用意も聊滯らぬ樣に致されける故兵部は日本一の御用達なりと、大政所の御意に入、附々の女中に口々に譽けるに、本多作左衞門はそれに引替へむくつけなる質故、一向に御機嫌をも伺はず、若上方に於て、殿の御身に變有らば、此人質を燒殺さんと、四維に柴燒草を積て、すはと云はゞの氣色なる故に、政所を始め、女中一統に易き心もなく、作左衞門を憎みしが、程なく公御歸國の上政所も御歸洛有り、濱松に於て、井伊本本が守護の樣子を、一々秀吉公に御咄有り、本多作左衞門と云者は、世に恐敷者にて、爾々の執計をせしよし、甚憎ませらるゝ故、秀吉公も、其後公へ此事御物語有り、また其後太閤小田原征伐の時、道中の城主、銘々居城を明

渡し、御泊となして馳走する、濱松の城も、其格にて、太閤の人數城中に充滿して、御饗應最中の所へ、此作左衞門は、他所に御用有て、御使に罷越、歸着してみれば右の通なれば、大に興を覺して、旅裝束の儘にて太閤の聞給ふをも憚らず、大音に殿々と呼び懸て、扨々殿は無分別なる人哉、我居城を明て、人に貸すと云事は有事に候哉、此格ならば御內儀樣をも人にかし給ふべしと罵る、公苦々敷思召し、扨々法外なる馬鹿者哉と叱らせ給ふ、斯樣の事數々太閤聞及せられ、作左衞門は隨意荒唐の者なりと御沙汰有しに仍り、公も作左衞門を御取立有ん事、太閤への聞えを憚せ給ひ、其身一生御取立もなく、漸にして作左衞門の悴を越前へ附させられ、今に於て越前の本多は此作左衞門裔とかや、作左衞門、其頃御城下の町奉行を勤め、稻垣〇〇天野三平同役なり、作左衞門は萬づ手荒く、稻垣は慈悲深く溫和なり、天野は指て評もなし、御城下にて、其頃彿稻垣鬼作左どうへんなしの天野三平と口號しとぞ、作左衞門は萬づ無造作にて、或時御用にて遠所に滯留して、留守の妻女へ送文に、一筆申す火の用心おせん病すな馬肥せと書送しとぞ、おせんとは女の名なりとかや、總じて參河御普代衆の內には、御幼年より隨仕の人々多く、中にも大久保彥左衞門、小栗又一、此作左衞門抔は、極て放言隨意の人にて、已が思ふ所を遠慮なく申上、公も又御馴染の事故、少も御遠慮なく、大に叱らせ給へば、又御言を返し、以の外なる首尾に相見え、此上は御勘氣も有んやと思へば、其御言の下より、御用を仰付られ、首尾少も替る事なし、是偏に君臣合體の眞より出たる事なれば、他の及ぶ事に非ず、然れども當代は勿論、其時代の御風俗にても、此三人の如く、武勇計りにて、疊の上の事無骨なるは、泰平の御代の器に非ず、爰を以て君の爲に腹心股肱の人ながら、格別の立身もなきは惜哉、小栗又一は、我爲に外戚の祖なり、我祖母たる者は、又一曾孫歟玄孫なり、彼が語りしは、又一と云名は、度々一番當名をしたりとて、君より被下し名なり、故に子孫此二字を分て、一代は又兵衞一代は一右衞門と交る〳〵名乘なりと云り、

愚按、小栗姓は幕府の士に甚多し、皆又一大六等が裔なるべし、何れも小身なり、近來小栗又一と稱

する人有り、秩千石若くは此家嫡流なるや、可追考、

斯る由緒なれども、其家微祿にして、僅五百三十石を領し、代々格別の御役も勤めず、當又兵衛漸く元方御納戸頭を勤む、されば元祖又一は、參河以來神祖に事へ奉り、武名世に知られて年久しく御使番を勤め、諸手に於ては又一指圖に仍て功を取事餘多度々なり、總じて泰平の節御使番は、普通の御使計にて、其人の器を强て御撰に及ばざれ共、戰國の御使番は、武功の人を勝られて甚大切の御役なり、陣中諸手へ御使を蒙り、其手〳〵の駈引を指圖し、敵の動靜を見切、人數の多少を測り、臨機應變、大切の斥候を兼たり、是を勤るは、大目附勘定奉行御作事御普請奉行御目付の類、五役の中より是を勤む、(此五役の役名記錄燒失に仍て審ならず)故に御使番の印に、五の字を用るは此謂なり(母衣指物銘々心に任す)、右の通大切の役儀なれば、同役を仰役を仰付らるゝ節古き御使番へ、誰を此度其方共同役に申付ると有事を、御內意を以て御尋有り、老功の御使番聞之、何某は尤仰付られて可然候、誰某は中々此御役は勤兼申べしと、御請を不申、殊外相手嫌ひを致せしとなり、又一事大阪落城の前日、上杉手へ御使に行罷歸り、御次にて同役へ大音にて申けるは、今日よき打場有し故、景勝に勸れ共、日夕陽に及たりとて承引せず、直江に申せ共是も合點せず、餘りの殘念さに、さ有らば某打べし、直江に勢を貸せと申せ共、夫も不諾、惜き事限なしと申けるを公遙に聞召て、ヤア又一汝らが分として上杉が弓矢の批判を申は推參なりと、以ての外叱らせ給ふ、是則前に云如く、君臣水魚の中より出たる事にて又一此仰を何とも思はず、公も又一を惡ませ給ふに非ず、譬ば賤敷者の夫婦睦敷中にて女夫いさかひをするに似たり、互に心を兼て、遠慮有ては云れぬ事なり、又一功者の證は、其後松平阿波守陣へ御使に行き、仕寄の付ケ様を見て、是は惡敷とて、柵を悉く振直させ、蜂須賀の者に如何とは存じながら、公儀御使番の指圖なれば、不及違背指圖の通振直し候處に、其後公御陣場御巡檢有之、蜂須賀柵の振樣を御覽有て、大に驚かせ給ひ阿波守若將と雖、流石蓬庵が子ほど有之、武に長じたる仕寄の仕形、老功の者も不及賢さ、返々

奇特なりと御賞美不斜、是又一指圖に仍なり、其外又一山本新五左衛門と御次にての口論、皆武を磨くよりの事なれば、本多中書を以て、和睦なさしめ給ひ、老兵を勞り賞翫し給ふとかや、大久保彦左衛門は、女童迄も知處の隨意の人なれば、一々不及擧之、

大阪陣中の數説

大阪落城の日、大御所は御本陣御牀几に寄らせられ、城の方を打守らせ給ふ所に、秀頼淀殿の籠らせ給ふ、芦田曲輪に、火の手揚るを御覽じて、御側に居合せたる小出大和守に、あれ見候へと仰られ、大和守畏て、近頃御笑止なる事に御座候と申上る、傍人聞之て、是は如何敷御請哉と呼合ふ處に、大御所聞召て、其方は太閤格別恩顧の者なり、左思ふは尤なりとて、却て大和守を譽め給ふ、然る所へ諸大名追々來て、恐悅を申上る、畠山入庵も罷出て、萬づ御心儘なる御事に御座候と申上れば、大御所入庵手を御取なされ、亦勝たるはと上意なり、是は關ヶ原の事を仰せらるゝ成べし、扨御近習の士へ向はせられ、夏目を呼候へと被仰、夏目事は御役をも不勤、番方の小士なれば、御近士も聢と不覺、依之方々手分して、御陣中を捜しけるに、諸組の內より名乘出て、夏目漸く御前へ出る、大御所御覽有て、汝は治郎左衞門子かと御尋有り、上意の通に候と申上る、其時上意に、其方が親先年危戰に、晴なる討死せしを、今更思ひ出たりと上意なり、夏目面目を施し、平伏して御前を罷立、此治郎左衞門事は、味方ヶ原御退口の節、甲洲山縣衆喰慕ひて、既に御懸命の御一戰に及ばるゝ處を、夏目治郎左衞門、殿して公を無恙引せ奉り、其身はそこにて討死す、往昔の佐藤四郎兵衞忠信、村上彥四郎義光が、吉野にて君を落し奉り、跡に踏留りし忠死に異ならず、然ば拔群の忠士なれば、子孫をも擧用ひられ其功を賞せらるべきを、左もなきは、傳說ほどの事に非るにや、され共かく御敵の亡果ぬるに至て、夏目事を思召出さるゝ事、孰に夏目が討死、普通の討死にては無と聞ゆ、然に今の夏目を召れしも、其時切にて其後何の御沙汰を

不聞、此條不審、（後代幕府に夏目苗字餘多有れ共各小身にて先祖の功を知人まれなり惜し）扨追々敵の首御本陣へ持參す、其頭に仍、御自身御實驗有り、眞田首を越前の西尾久作と云者持參す、公御實檢有て、久作を御褒美有り、眞田は當世の英雄なり、惜しと上意有り、御宿越前（始名勘兵衞）が首越後の野本右近上る、是を御覽じて、御宿めがさて〳〵年寄たりと仰らる所へ、木村長門頸、彦根の安藤長三郎と云者持參す、公先づ安藤長三郎と御聲かゝる能き首を取たり、勝負はと御尋有れ共、長三郎は小士にて、未だ年若なる故に敬伏して言を不出、是は實は恭原助右衞門が討處なり、長門戰ひ勞れて、田の畔に鎗を杖につき休み居けるを、助右衞門鎗付けて首を取る、其處へ長三郎來て、今日いまだよき敵に逢不申と云、此者の體健に見えければ、助右衞門見之、誹敷若者哉、此首を其方へ讓るべし、其方の高名にせられよ、木村長門と名乘しが、實否は不知とて、母衣佩刀の類、不殘長三郎に與る、助右衞門が手の者共、本意なき事に思ひ、惜之けるに、助右衞門云、たとへ長門に相違なく共、我等の手柄にして何かせん、あの若者之を獲ば、天下に名を知らるべし、仍て彼に讓れりとて、少も我功を不云、家來共餘り殘念がりて、責て一品は殘し置き、後證にせんとて、長門が、（何やらん其品失念今に菴原かたに傳來せる由）菴原方に殘し置、又此御陣にて、助右衞門が一子主稅、敵と組て組敷れ、危き處へ助右衞門馬にて乘付け、此の體を見て、大音にて助右衞門是に有ぞ尋常に勝負せよと詞を掛たるのみにて下り合ず、主稅此言に力を得て刎返し、當敵を打つ、後日に傍人之を聞傳へて、總じて親の子を思ふは常なり、然るを眼前一子主稅敵に組敷居るを見ながら、援けるともせず、言をのみ掛て居らるゝ段心得難しと問ふ、助右衞門返答に、されば誰々も子は不便なる者に候と計り答ける、此心は親立會て之を援くる時は、子の功名薄し、同くは子に刎返させて高名をさせたしと、是親の子を思ふ處なりとの意なるべし、傳へ聞、異國の獅子は己が子を千丈の谷へ投て刎返りて助る者を我子とするの類なり、世人の子を思ふとは若干の違ひなり、武き父子の恩愛哉と、聞く人感嘆せり、菴原は元と駿河衆の歷々にて、功名由緒隱なき人

なり、

其蜩曰、享保六年の頃彥根老臣木俣淸左衞門、菴原主稅不知の事有り、主稅非分の様に讒せられ、秩八千石沒收、一跡斷絶して、其身は籠居申付らる、此主稅は助右衞門玄孫ぐらゐ成べし、元祖木俣菴原は、異父同腹の兄弟にて、親敷間柄なり、井伊家に於て、木俣は九千石、菴原は八千石にて、一二の老臣たり、然るに後代に及び兩家不和にて斯の如し、主稅籠居の命を蒙りしより、爾來日月を拜せず、尤月代不剃、髮を不梳、素より妻子從類骨肉の者に對面せざる事、三十有餘年、然共露命不盡、寛延寶曆の頃、主人恩免有て、始て出牢す、牢中にて白髮に成ながら、隨分老健にて罷出、先知の通宛行はれ、老臣の列へ歸座せり、(本知少く減じ六千石にて出勤せり共云追考べし)爰を以て知んぬ、主稅が非は始より虛名なる事を、吁廉潔の人、

偖木村が首を御點檢有に、此首甚だ薰郁す、公大に御感有て、時今皐月の初めなるに、聊首に臭氣なく、胄中に薰物する事勇士のよき嗜なり、木村未だ幼弱にして、武に賢く、而も志風流にして打死を期して誹敷最期の嗜感ずるに餘り有り皆打寄て此首を嗅べしと御意なれば、諸士我も〳〵と立寄首を嗅て褒賞す、其中に或士曰、かほどの嗜に、月代の少し延たるはいかにと呼けるを、公聞召し、斯く最期を磨く木村が月代の延たるには子細有べし、總じて月代の剃立は、冑下のあしきものなり、若左様の事にてもや有らん、希世の壯士が討死に、僅の事を難ずる事なかれと仰られしとかや、

總じて記錄の習ひ、勇士の討死をさもいかめしく書け共、大方は文華多し、凡人力の續く所限有り、いか成勇士といへども、死戰を快くせば、身神疲れなん、仍て肝心の打死の期に至ては、さしもなき者に頭をとられなどするなり、左様の事をあからさまに實記すれば、打死の際に花なき故に、之を粧ふて書事古へよりの文例なり、木村も今日を最期と飽迄力戰し、筋力疲れ果て、とある田の畔に休居けるを、菴原駈寄て溝一つ隔て、名乘合、鎗合けるに、菴原が十文字の横手にて木村を掛倒す、木村

困兵なれば、直に田の中へ倒けるを、何の手もなく菴原が討けるなり、斯く記すれば、花やかならざる故に諸錄には事々敷書なり、

大坂御陣中の事を、御陣後二條御城（一說駿府に於とあり）に於て、御穿議あり、御穿議數ケ條の中、尼ケ崎城にて、片桐が者共を捨殺せし事、大御所殊に忿らせ給ひ、右御穿議の爲に、姫路より伴大膳と云者を差出さる、抑攝州尼か崎城は、西國の咽首なり、城主建部三十郞、幼年といひ、小身にて、大切の城を駈引心許なしとて、隣國播州姫路城主松平武藏守利隆、（三左衞門輝政子）へ臺命有て、則池田家より老功の物主二三隊、（此名失念）尼か崎城守禦の爲に差遣す、然に片桐が者共の危難を、城中より不相援事を、片桐鬱憤して、公儀へ訴之、仍て大御所より、此段池田家へ御尋有り、右御返答の爲に、大膳罷登り、大御所の御前へ出る、公則御直に御詮議有り、大膳謹て申上けるは、尼か崎城の儀は、大切の御場所に候處、城主幼年に付當家へ加援の事仰を蒙り、則老功の者共を、彼城へ差遣し、城中の指揮、當家より都て駈引仕候處、去る夜中に片桐者共と稱し、城外へ來へ、危難の譯を申述、城中へ入れ候か援兵を出し候か、何れに合力の儀相願候に付、子細を承糺し候處、片桐大阪の勘氣を蒙り、在所茨木へ引退候を、大野修理が所爲として、途中の野武士共に下知し、片桐者共を前後左右より取籠め、猶又大阪よりも追手を差出し、進退相究候旨申に付、城中に於て評議仕候ば、右申通相違も有間敷候得共、片桐事は、大阪隨一股肱の臣なり、大野修理と不和にして、昨今大阪を離散すと巷說有る計にて、實否を不知、然ば片桐に於て、敵か味方かの差別分明ならず、若は當城をとらん爲に、僞て片桐が手の者を當城へ引入させ、いか成計略有らんも計がたし、たとへ右申所實事なり共、是を捨殺さんは、小事にて、後日の申譯も相立べし、慾に敵共味方共分明ならざるもの共を城へ引入れ、彼等が謀に落て、城をとられたらんには、當家の大事此上なかるべし、如斯商議決する上は、城の微勢を分て、援兵に出さん事勿論有べからずとて、右の者共を不相救旨、審に申上處に、大御所是を聞召、御氣色常ならず、今更や何

陳防すと雖、眼前敵の擒と成て難に迫れる、味方の兵を援ざる事、武藏守も同意ならば、武藏守心底一物有りとの上意にて、其儘御座を立せられ、入御ならんとし給ふを、大膳見奉ると等しく、己が佩刀を後へ投て、つか〳〵と御上段へ這寄て、御袖にすがりて、こは御情なき上意を蒙り候物哉、此上意を承り、當家の者共、何と相立可申や、武藏守事御姫様の御腹は借り不申候へ共、御孫御様とは思召候はずや、其武藏守がいか成野心を挾申べきや、此申譯相立不申候はゞ先づ一番に私を御成敗仰付らるべしと、寔に思ひ切たる體を、倩御覽有て、よし〳〵今汝が申狀聞屆たるぞ、立歸て武藏守に安堵させよと上意有り、大膳飛しざり、涙を流し、難有旨御禮を申上て罷立つ、其跡にて公仰けるは、今の大膳も、天晴功の者哉、當時我前にて、唯今の擧動致すべきもの、恐らく天下に有べからず、彼が親の大膳先年長久手合戰の砌、池田三左衛門は、いまだ勝三郎とて、若輩成しが親勝入、兄紀伊守を討れ、共に打死せんと、火の如くに成て、敵中へ駈入るを、大膳馬の轡づらを取て、爰を駈給ふ處に非ずと、馬の頭を立直し引返しけるを、勝三郎忿て、放せ〳〵と鐙にて續けさまに、大膳を蹴たるを、大膳頰を蹴られ、面體疵付朱に染ながら、馬の口にすがり、金剛力を出して、勝三郎を無恙連歸り、今備播因三州の守護、百萬石の大名となせしは、偏に大膳が功なり、其子ほど有て、今の大膳も唯者に非ず、馬前の忠戰よりは、仕にくき事をよくも仕課せたり、武藏守は、能き人持なりと上意有ける、

大阪一擧を記錄する物を閲に、各書片桐市正を、忠臣とし、大野修理を以て奸臣とす、是一概の論なり、左計には究がたし、片桐は忠臣に似たる賊臣、大野は奸臣に似たる忠臣抔と云べきか、片桐事始は助作と號し、所謂志津が嶽七本鎗の其一人なり、武名を世に知られ、而も才智逞き士なり、太閤の恩顧他に異にして、慶長三年太閤薨去の砌、片桐と(今一人を名失念)を寢所へ召て、密旨を遺さる、此密旨他の人の知事なし、而して內府公へ天下の政務を預けられ、加賀利家卿へ幼主傅立の事を托せられ、大老奉行一和して、幼主を補佐すべき由、遺旨有て薨ぜらる、然に大老奉行各一和せず、薨去間もなく、樣々

の異議出來て、大老は銘々の分國へ引歸り、世上穩ならず、竟に同五年庚子亂起て、天下反覆の兆をあらはし、其後は太閤の遺旨自ら廢し、太閤創業の威權、月々に衰へ、年々に傾て、武威德川家に歸し、大阪は諸侯に非ず素より天下の主將に非ず、畿内の三州を領して、天下の貴族客人分の如くになる、於是豐臣の猛威失果ぬ、夫迄も片桐は、大阪に隨仕して棟梁の臣たり、大野修理は元と淀殿の御里、淺井家の浪士なるが秀賴公へ召出され、淀殿に出頭し、次第に立身し、當時片桐に並んで執柄す、一說には淀殿に通じて寵せらるゝと云り、仍關東より大阪へ達せらるゝ事は、都て片桐大野へ臺命有り、抑片桐大野が不和の起りは、駿府へ兩人を召て大佛殿再興の事を托せらる、其旨趣は大佛殿の事は、故太閤御志願に仍、建立有處の大梵刹なり、然る所其後地怪にて傾壞す、さしも異國迄聞えし大厦を崩れし儘にて閣ん事、異朝の聞えも然るべからず、一つには故太閤の志願を果されざるは、其嗣として、忍びざる所か、須く佛殿再興然るべしとの仰なり、兩人敬伏して奉之、退て評之に、片桐は臺意最據なし、此上は歸阪して、其趣を言上し、佛殿再興の用意に掛るべしと云るを、大野眉を顰て大御所の仰を違背するには非れ共、聊愚意に落ざる事有り、佛殿再興の事、其費用幾ぞや、是當時攝河泉を領し給ふ、秀賴公の御微力には難叶處なり、勿論故君の洪福を以て、金銀大阪に充滿して無量なりと世に流布する故に、大御所の思召にて、其金銀を融通させ、大阪に充る金銀を減し給はんの思召と聞えたり、尤關東に於ては、さ思召べき事なり、然れ共大阪の金銀、世上に沙汰するとは格別寡し、其所以は、故君の御代には、成程金銀堆く山をなしぬれども、故君の活機大量を以て、御金藏充ると否、御藏拂を仰付られし事三度なり、其時の上意に、金銀は世に融通して萬人を扶るの一物なり、さるを倉庫に納めて、世の寶を働かせざるは、あたら勇士を禁牢して置に似たり、片時も早く出牢させて、世の爲に働かせよとの仰なりき、仍て外より察する程の金銀充る事なし、殊に故君薨去以後は、天下の珍寶金銀は皆關東へ收り、大阪へとては他よりの納物なく、僅攝河泉の御貯料を以て、費用を辨ずると雖、故君御繁榮の風俗、今に殘りて、今

更急には約り難し、當時の御賄料を以て、賄之に、年々の不足夥敷、其上近年畿内凶作續き、收藏益寡く、難儀の趣關東へ愁訴すれ共、格別の御下知もなし、仍て是非なく倉庫を開き、年々費用の不足を補ふ故、次第に金銀乏くなる、然る上に佛殿再興の爲、夥敷金銀費しなば、後來何を以て大阪の御手當にせんや、凡そ父の志願を嗣といふは、其子箕裘の業を稟嗣たらんは、素より父の志を繼べし、今秀頼公に於て、箕裘は繼給はず、亡君天下併呑の御勢を以て修造し給ふ佛殿を、今微力の秀頼公の營給はん事、思ひも不寄、但異國の聞えを思召、再興有らんとならば、天下の主將より御造營有べき事なり、是等の當理を以て愁訴せんと思ふはいかに申せば、片桐首を振て、尤足下の言善しといへども、大に時と相應せず、今關東の仰を違背せば、忽動亂の基なるべし、たとへばいか成る御難題なり共、先づ之を請てを而後に其事に應じて、機變の練功を以て難を避るより外はなしとて、一向に同心せず、是を以て大野倩思惟するに、片桐が實意は忠を表にして、裏に阿諛の巧有を知て、夫より片桐に心を置て大野が丹心を明さず、竟に兩士が確執と成て、大阪滅亡の亂根となれり、尤其後關東より、色々反間の御謀有し時、片桐大野が合體せば、いか樣の手立も有べけれ共、此確執より互に狐疑を生じ、一和せず、是則關東御計策の一助と成て、太閤の功勞、一朝に亡ぬ、是を以て兩士を評せんに、片桐は偏に關東大阪の無事を繕ひ、當時の振合を以て、秀頼公だに無恙ば、其間には大御所の御齡も懸車を逾に過させ給へば、薨去に程も有まじ、薨去あらば世の中一變せん事も難からじ、よし將軍家と大阪と、實に御親しみ篤く成り、秀頼公天下の貴族と成給ふて、榮え在さば、是以て幸甚なり、孰に大御所御他界迄を凌課せんとの主意なり、是君の爲にする樣なれ共、實は己が身を思ふ故なり、其所以は片桐大阪隨一の臣として、秀頼公よりも其功勞を賞し給ひ、加恩の沙汰有しか共之を辭して、關東より兩度の加恩を頂戴し、關東に時めく、本多佐渡守に緣を組などして、關東大阪の二君に事るの意なり、駿府に於て、大佛鐘の銘の御難題三ケ條の御答は、尤も才智逞敷遠き慮を以て御答を申し、漸にして駿府の首尾直りて片桐歸阪するに及び、

先達て駿府へ御使せし、三女が讒に逢て、折角取組たる駿府にての手だて空敷成り、片桐關東内通の科を蒙りぬ、此時片桐誠の德臣たらば、己が身を捨て幾度も君を諫め、一旦の無事を整べき事なり、讒臣之を支へて、事不成ば速に諫死するか、夫程になく共、せめては剃髮染衣して高野住居するかならでは、片桐が始よりの主意立がたし、然るを三女幷大野が讒言を怒て、己が宿所に楯籠り、讒者に一と矢射て腹切んとの企は何事ぞや、是にて眞忠ならざる事著し、夫より以後の片桐が所行、一つとして可はなく、結句御陣の砌は、己は出陣せざれ共、陣代を出して、重恩の君に弓を引く事、爭で臣の道たらんや、始の片桐が所行を以てみれば忠臣に似たり、大野が之を拒み讒せしは、奸臣なり、片桐が駿府にての取計らひは、孰に上策なり、たとへ片桐と日頃不和なりとも、今度の事は君の大事なれば、日頃の不和を捨て、片桐が良計に隨ふべし、是可は其可に任すの謂なり、さ有んには、天下の動亂に及べからず、此大綱を次にして、私の宿意を立て、豐臣の社稷を喪ひしは、大野が大科なり、され共大野は終迄、秀賴公に隨仕して存亡を君と共にせし上は、讒と見しも讒ならず、片桐を忠と見しも忠ならず、兩臣の評こゝに究る、大佛鐘銘の事は、世に普く知る所なれ共、猶委記す、此銘は東福寺淸韓長老大阪の命を以て著する所なり、然るに銘の中に、不祥の文字顯れけるを大阪に於ても各不心付、則草案を以て關東へ御覽に被入けるに、關東にても何の御察當もなき故に、草案の通を鐘に鑄て、已に佛殿造營成て、供養の頃に至り、金地院傳長老此銘を雜じて、銘中に國家安康の文字有り、是家康を切て國安しの文字にて關東呪咀の心付明なりとの沙汰有り、大御所聞召し、以の外御氣色損じ、佛殿供養の事、先づ停止可致旨飛檄を以て京所司代板倉伊賀守へ命ぜらる、右飛札京都へ到着の日、則大佛供養の當日なり、依之洛中は申に不及、國々の緇素群をなし、稻麻竹葦の如く、幕打廻し棧敷を懸け、導師の御門跡、諸僧正其外諸寺、諸山の大衆、各威儀嚴重に出座有り、奉行は片桐市正にて、天下の壯觀此上なき處に、所司代板倉伊賀守より、早馬の使來て、今日の供養停止の事を達せらる、市正當惑して、斯迄張行して、其期に至り停

止と有儀、奉行の某に於て當惑此上なし、今日の供養を遂て、越度ならば市正腹を切て申譯を仕べくと返答して、彌供養を催しけるに、伊賀守より重て飛馬の使者來て、市正切腹して申譯を被致は、其身の一分は立べけれ共、身不肖ながら、某京都所司代を蒙罷在、其土地に於て上意を背く輩を、其分には差置がたし、押て供養あらば、某出馬して征せんと急度申送られければ、市正是非なく、其段を披露して、其日の張行相止みければ、僧俗貴賤俄に敗亡して、離散する程に、其日の壯觀算を亂せる如く、其中には喧嘩鬪諍或は盜賊時を得て、財寶器物を奪て逃るもありて、偏に佛殿修羅の衢と成て、淺猿き事云計なし、角て大坂に於て、此由を聞給ひて、大に驚かせられ、則片桐大野に、鐘の銘作者の韓長老を差副へ、陳防の爲に駿府へ差遣さる、且又淀殿よりも、御佗言の爲、大藏卿(大野修理母)正榮尼(渡邊内藏介母)二位局(誰やらか母)三女を被遣、片桐大野は大御所御機嫌以の外の由承之、御城下へ直に罷越候も如何とて、鞠子の一院(寺名失念)まで參着して、本多上野介共段申入る、上野介兩人の旅宿へ立越、對面して曰く、大御所兼ての思召には、江戸の姫君大阪へ御入輿有之上は、秀頼公をも、御孫同前に思召、定て御親しみ深く、將軍家と御同樣に御孝心を盡さるべしと思召處に、動もすれば關東を寇讐の如く、樣々の御企有て、世の雜説穩便ならず、其上此度調伏の文字發覺するに仍、以の外の御氣色にて、御在世だに斯く世を憚らぬ御主意なれば、御老衰の御所、御齡ひ旦夕にせまらせ給ひ、調伏に不及共、幾程もなく、御他界有べし、共跡にては將軍と大阪と、父子の矛楯鏡にかけて見るが如しとの上意なり、各當所へ罷越れ候は、定めて御佗の爲と存れ共、右の御機嫌故、卒爾に此儀執し難しとの事なれば、片桐も大野もさこそと恐察して、上意の趣、愼て奉恐入候、但し日頃の雜説の僕は、跡方もなき虛事のみに候へば、連々に聞召開かるべし、指當り鐘の銘の儀、呪咀調伏の御不審を蒙り候段奉歎入候、凡そ調伏の事は、古來承侍る處、極密の事故、潜に愚法を修し候事の樣に承り候、然るに鐘銘の如き、世に晴か間敷披露仕事に爭で此法を用ひ可申や、偏に此段御憐察を奉希候、誠に調伏の心有之候は、人

知ずの修法を以てすべく候得共、大阪に於て加樣の野心毛頭無之事、天の照覽可有之候、右銘に不祥の文字顯れ候は、自然の儀大阪災害此上なく候、是等の趣遮て申上候は、巧言の陳防と思召べく、却て憚多く候へば、只々秀頼公に於て、露程も野心無之儀を、幾重にも宜樣、足下の御執達を相願候外無之旨演述するに、上野介聞之、當時の御機嫌にては、中々御取合も申難く候へば、折を以て某愚意の及ぶだけは申披見可申候へ共、所詮急には事調かたかるべく候、先づ此所に寛々控へ居られ候樣にと挨拶して上野介は立歸る、兩人は胸中不穩ながら、詮方なく、心ならずも數月爰に控居る所に、上野介より使を以て、其所は餘り程遠に候間、御城下へ罷越さるべしと有ければ、則兩人御城下へ來る、暫く日を經て兩人を召る、兩人登營する處に、御目見被仰付敬伏して上意を承るに、上野介先達て演說の趣に異なる事なし、恐入て今般の御侘を申上る處に、其御答はなく、兩人久々是に逗留す最早收納時分に成ぬ、兩人是に在ては、大阪收納の事差閊べし、罷歸るべき由仰に仍り、修理は御暇を申し歸阪す、市正はひとり旅宿に殘居處に、一日本多佐渡守幷天海僧正訪らひ來られ、佐渡守曰、今度の儀は足下の辛勞察入ところなり、御所の御怒以の外なれば、一應の御詫言にては御許容有まじ、よく考へて御所の御心解る申譯に非ずんば、大切の御使に下られし、其功立難かるべし、とくと思惟せられよとなり、且元低頭默然たりしが、良久しうして曰、客の謂を以て臣が方寸の胸を探るに、虛然として御疑を散すべき一恕なし、請ふ客の良智を借らん、其時正信曰、臣倩考る所、今般の事は天下の重事なり、是に對せんには、同く重事を以てせずんば事成べからず、臣が思惟する處三有り、其一つは右府公當時天下無双の大阪城に坐り、萬人疑之て色々雜說す、寔御別心なくんば、不如大阪城を開られて、和州郡山城へ移らせ玉はゞ、諸人疑を散じて、泰平の基ならん、是一つ、二つには關東御緣結の後、御父子の御對面未だ無し、須く武城駿府へ御輿を促されて、御親因有らば、是又萬民治を謳ふべし、是二つ、三には御母堂淀公は正敷武城御臺盤所と御連枝の御事なれば、御對面の爲、且つ關東御遊覽旁、御下向有らば、第一

御和平の一助、萬民の安堵たるべし、是先蹤無きにあらず、太閤の御母堂大政所濱松城へ入せられし例も有り、是三つ、此三ヶ條の內を、足下勸奉て、永久和平の基を建られよ、此外小臣が存念なしと答、且元聞之、是正信が私の意に非ず、大御所の正信を以て云さしめ給ふなりと測量して、暫く目を閉て思惟するに、三ヶ條共に天下の重事なり、但し三の內御母堂御東行の事には、色色の術も有べし、三ヶ條の內一ヶ條も御許容なくんば、忽騷亂に及べし、不如御母堂御東行の事を我一命を拋て勸め奉るべしと、心に決斷して而て佐渡守に向て曰、今承る條々、各天下の重事なり、爭で私の料簡を以て之を取綺ひ可申や、乍去斯る大切の御使を蒙り、御當地に永々罷在、御託言の功も不立、徒に大阪へ罷歸らん事云甲斐なし、何の面目か有んや、下として上を量るは恐れ有と雖、それは常の事なり、斯く懸命の期に、なんぞ之を顧るべき、詮ずる所、御母公御東行の事を臣が一命にかけて勸め奉るべし、是を以て今度の御怠を宥め奉りたしと云、正信聞之、最さこそ有べき事なり、何れに御機嫌の程を伺ひて、御沙汰に及ばんと約して立歸る、夫より程なく、市正を召る、則出仕する處に、同樣の御怒なり、其時市正曰、臣が一命に掛て奉願一事の候、聞召開かれ候はゞ、生涯の本望たるべく候と申、仍て其子細をたづね給ふに、正信へ答へし趣を言上す、大御所聞召、是は天下和平の兆なり、穴賢且元此事をよく取計らふべしと、忽御機嫌穩にならせ給へば、且元淚を流して、御禮を申上敬伏す、時に重て上意に、且元久々當地に在て、辛勞の事を勞らひ給ひ、御盃を下され、其上常の御召の御小袖を賜ひ、直に夫を着用すべしとの御意故、御次にて差替へ、罷出御禮を申上れば、能似合て若やぎたりとの御意にて、是迄の首尾に引替、大に潤色し、面目を施し、御前を罷出て旅宿に歸れば、旅宿の門前市をなして今日の首尾を賀し、諸士の贈ものの夥し、是迄は御不審を蒙り、旅宿に潛居する所に、且元內緣有る輩も上を憚て通路も遠慮せしに、夫に引替へ、今日の樣子は、親きも疎きも、我も〳〵と悅びに來り音物山をなし、榮枯忽地を換たり、扨又御母堂より御使の三女は、(一書には大藏卿正榮尼計を記して二位局は無し)、片桐大野と前後に大阪を

立て、駿府に到着し、先づ片桐大野に逢て、駿府の御様子を尋るに、大御所の御怒尤甚く、中々容易の申譯にては濟がたき趣、本多上野介より傳へ聞通りを、三女に語る、三女も恐怖しながら、阿茶の局を以て淀公の御使として參向の旨言上する處に、早速三女を召出され、例よりも御機嫌麗しく、能こそ來つれとて、大阪の御安否を懇に尋させられ、聊御不興の體もなし、其時三女敬伏して、此度の儀上々には露程も御存じなき事、いか程か御迷惑に思召れ、私共を御詫言に差上らるゝ由を恐れ入て申上るに、御所大に御笑有て、加樣の事は圖らずも有事なり、左樣に事がましく詫言などに及事に非ず、此方に聊心頭にかけざれば、必安心すべしとの御意なれば、三女大に安堵して片桐が仰山に申せしを、心に怪しみながら御禮を申上、退出せんとするを、止め給ひ、皆の者共、さしたる事もなきに、遙々是迄來り、大儀の至なり、去ながら、珍敷くたまさかに下向せしこそ幸なれ、爰元にて富士を眺め、寛々逗留して迚の事に、江戸迄も參向せよ、將軍御臺も懷敷思はるべし、大阪の事も物語いたし、亦江戸の事も立歸り、御母堂へも御咄申べしと、御悃淺からざれば、三女は難有上意を承り、乍恐私迄も安堵仕候、去ながら大阪にてよなう案じさせ給ふ御事に候へば、片時も早く罷登り、御安堵をさせ奉り度と申上れば、夫は文にて成とも申遣はすべし、皆の者はよき次手なれば、是非江戸へ參り可然よし、重て被仰付、其段いなみかたく、仰に隨ひ、大阪へは飛札を出し、其身は江戸へ參向す、道中滯ざる樣御馳走限りなし、三女は片桐が言と大に反して大御所の御機嫌勝れ給ふに付て片桐を且つ疑ひ且つ憎む、扨江府に於ても、御懇の上色々御馳走仰付られ、御止遊さるゝに付、心ならずも、緩々彼地に罷在、漸々にして御暇を申上、駿府へ立歸見れば、折しも其日片桐御前の首尾直りて、彼旅宿の門前市をなして賑ふ最中なれば、三女不審に思ひ、潛に樣子を聞けば、片桐今度の御詫言の爲に、大阪御母堂樣を、關東へ御下向右之樣に取計ひ候筈にて、大御所の御氣嫌直り、片桐を甚賞し給ひて如斯となり、三女あきれ果て、さてこそ片桐が我等への返答心得られずと思ひしに、下として、上々の御事を憚りなく取計らひ、己が諂諛の爲にする事言語を絕し

たる奸臣哉と、以の外に怒て、去にても市正が存念を聞んと、三女申合、旅装の儘にて市正旅宿へ立寄り、樣子を尋るに、市正曰、定て一應の風聞を聞れなば、我を疑るべし、是には段々子細有事なり、若御詫言立ざる時は、忽騷亂となる、絕體絕命の期に至りし故、臣が肺肝を碎て、御母堂御下向の事を申上、漸當分の難を遁れぬ、如斯申といへ共、定て各には誠とは思はれじ、大御所の各への仰は、皆虛事なり、各は婦人の事なれば、上はべを御溫順に見せ給て、誠の思召は皆臣が身に迫る、是古より反間の謀とて、敵方の腹心の者共を、互に疑はしめて不和にし給ふ御術なり、此御術に乘る時は、大坂の滅亡近きに在り、穴賢心を鎭てよく思案し玉へ、今度の御難題三ケ條は、頗る天下の重事なり、中に御母公御下向の事は、三の內にてはさり共致し方の可有事故、先づ其易きに付て此儀を申おろして、漸に御忿を解たり、其致し方と申は、大御所の御齡も今年七十四歲に成せ給へば、御餘命とても限有べし、御他界後は、いか樣の術も出來なん、兎に角事を延すに不如との臣が了簡なり、其延引の仕形は、御母公御下向御治定の上は、先づ品川にて御屋敷地を御所望申べし、品川は土地惡しければ、地普請に手間入べし、年を越えて地普請成就せば、夫より御造營に取懸り又材木運送の滯りなどを申立て、年を重ぬべし、夫も漸造畢せば、御母公御不豫の由を申立て、事を延し、斯して四五年を經ば、其間には御他界も有べし、猶其上に御在世ならんには、又其時の奇計有べしとの臣が計策なり、尤下として上をはかるは憚なれ共、左なくては忽事の破れん事を思惟して、止む事を得ざる處なり、各にも此儀をよく考へて、歸阪あらば、共々此儀を勸め奉らるべしと、已が丹心を明して答けるに、さなきだに婦人は執深く物妬する習なるに、日頃片桐を怪み惡み居る上に、此智略を聞て、世に怖敷市正哉、究て大御所と合體して、大阪を謀り、淀君を大御所の妾とするの結構ならめと、以の外に片桐を憎み、うはべは得意せしふりにもてなし、駿府へ御禮を申上、三女は早々片桐に先んじて大阪へ立歸り、言上しけるに、片桐旣に駿府と合體して、已が一分の了簡を以て、御母公を駿府の御妾に差上んと請合ひ、因茲大御所の御前體宜しく成

り、御賞翫不淺、追付市正罷歸り、言を巧に申上るとも、必御執用ひ有べからずと、頗る片桐を讒す、淀殿是を聞召し、大に忿玉ひ、我苟も信長公の姪として、太閤にま見え參らせしだに口惜しかりしに、今更年耄て、又家康妾とならん事思ひも不寄、片桐己が諂の爲に、我をたばかり關東へ下さんとする條奇怪なり、立歸なば直に御成敗有らんと、以の外の御氣色なれば、修理素より片桐が所行を疑ひ、淀殿の仰に隨ひ、片桐出仕せば石川、薄田隼人正兩人を組手に定め、直に成敗有んと支度する處に、市正は拏に可及とは不思、何心なく歸りけるが、織田常眞より密旨を告らるゝに仍り、先づ虛病して、宿所に籠り、出仕を停め、若討手を向られなば、讒臣共に一矢射て腹切んと、宿所の要害堅固にして待構へ、大阪の物騷大方ならず、仍て七組の番頭評定して片桐大野が私の意恨を以て、天下の騷亂を引出さん事を歎き、双方を宥め取扱、一と先無事整ひ、片桐大野互の子供を人質に取かはし、市正は暫く在所へ引籠り可然とて、在所茨木へ立歸けるを、途中野武士共へ、修理より內々令流し置、之を討留んとせしを、辛じて切ぬけ、漸く茨木へ引移ぬ、此騷動關東へ聞えて、竟に天下の御矛楯と成しこそ、是非なけれ、

○眞田左衛門佐信仍略譜

信仍は甲州衆眞田一德齋孫、安房守昌幸(始名喜兵衛)子なり、父祖共功名普く世に知る處なり、信玄も眞田喜共衛と〇〇〇とは我兩眼なりと申されし由、武田家亡滅の後、眞田安房守は信州松本城主にて、太閤秀吉公に屬す、然るに慶長五年會津上杉景勝反逆に仍り、神祖東征し給ふ、其跡にて石田三成秀頼の命と稱して、西南北國の大名を催促して、公を討んと議る、此令書松本に至る故、父安房守兄伊豆守父子三人密談して、伊豆守は本多中書聟なれば、東國に屬し、安房守左衛門佐は西方の催促に應ず、此密談を諸錄に審に記すといへ共、父子三人の大事にして他に洩るべき事にあらず、畢竟は編者の之を想像して書るなり、是記錄の習ひなり、其主意を申さば、秀頼公とても普代の主君に非ず、東君尤爾なれば、唯兩方へ兄弟相分て、何れにても勝方にて家を立んとの心成べし、是武門の本意には非れ共、恩顧の君に弓を引とは違へば、強ち兩端の不義とも申難し、已に東西の合軍、美濃路にて會するに及て、台德公の御勢を、松本に於て喰留、數日爰に御滯留有る間に、關ヶ原表、忽東軍の御利運と成り、台德公も漸にして松本を責ほぐめ、美濃路をさして登らせ給へども、はや關ヶ原落居して、御手に合せられず、仍て神君甚御不興有り、是全く眞田が妨に仍り如期と台德公御忿り不斜、西方荷擔の大名、關ヶ原の一擧を聞と等しく、我も〳〵と降參するに、此眞田に於ては、御助命有まじき思召なり、然に兄伊豆守御味方に有て、我功に替て父弟の命を申おろし、漸にして御許免有り、父子染衣して高野に蟄す、其後安房守は歿し、左金吾計り彼地に在しに、夫より十有餘年を經て、慶長十九年東西御鉾楯起り、大阪へ諸浪人を招かる、先づ第一番に眞田を召る、關東よりも之を御推察有て、所の者へ被仰付、眞田を他國へ

出す間敷旨を令せらる、依之信仍謀て自の賀を申立て、村民を不殘招て大饗し、飽迄酒を勸て庄官以下前後も不知醉臥ける其間に、兼て牒し合たる譜代恩顧の者、爰彼こより馳集て、逞兵五十騎計り、眞田父子眷屬を守護し、眞丸に備へて、九度山を發し、大坂へ立退く、土民等酩酊して之を不知、適期過て、是を追んとすれ共はや行衛を不知、斯て大坂に至り、信仍山伏の姿に成て、大野修理亭へ來て托鉢す、折節修理は登城の留主と見えて、若士共打寄り、銘々が腰物を拔くらべて、相互に目利す、信仍が來れを見て、和僧が刀も是へ出すべし、目利して得さすべしと云、信仍謙下して某等が佩刀は、誠の犬威の爲に候へば、御覽も御耻敷と申を無理に所望し、若士共取はやして之を見れば、拔けば玉散る名劍なり、各肝を消して、そも御邊はいか成人ぞと、俄に威儀を繕ひて會釋する處へ、修理下城して、それと見るより、横手を礑と打ち雀躍して信仍が手を取て上座へ招じ入れ、一別三秋の懷を述て涙を流し、扨迅に御參着の事、上樣の御感悅、此上や候べき、急ぎ登城して、其由を告げ奉らん、先づ是にて緩々御休足あれと、饗應萬事家來に申付て、其身は引返し、登城して此段披露を遂ければ、淀公秀頼公を始、上下の喜び不大方、頓て修理を迎に遣され、先當分の賄料として、米穀金帛餘多下され、居屋敷等の事、則修理承之て、悃に之を沙汰し、偏に臥龍先生三顧を不待出て事へ、楠子再來して君を補佐する思ひをなして、大坂の諸士喜び勇まざるはなし、」

眞田左衞門佐名を世に幸村と覺えたり、水戸西山公御穿鑿の上、幸村は非なり、信仍と仰られし由、西山遺事に見えたり、仍の字の訓は付けられず、諸錄系圖等には悉く幸村と有り、續武者物語計には、左衞門佐信繁と有り、依之考るに、若くは仍の字をシゲと訓するにや、猶可追考、

信仍佩劍は、雙方共に千子村正なり、村正作の物は、淸康公以來御三代共に御過有之に仍、御家に於て御停止なり、依之世上一統に、村正の作廢れり、信仍急度思ひ測て、自の佩刀を悉く村正を用ふ、是當敵降伏呪咀の心なるべし、西山公殊に此事抔を稱嘆有て、武士の志は最斯こそ有べけれ、詭敷信

仍が心の嗜なり、總じて城中に純一成ものは、信仍に不如と宣ひしとぞ、信仍生質屈僻ならず、常に人に交るに、笑話多く和せり、譬へば大野が士に遇ては、目利はさぞ上りつらんなど云て興じ、而も和にして嚴なれば、諸士の怖懷く事、餘將とは頗る懸隔せりと云り、

大坂へ馳籠る諸浪士の中、長曾我部宮內大輔盛親、眞田左衛門佐信仍、毛利豐前守勝永は、元來大名なれば、城中に於ても、格別の會釋にて、三人衆と號し、萬の商議も、此三將の意に洩るゝ事なく、銘々恩顧の手の者共も、追々に馳集つて、舊主を守護し、其威尤諸浪士の冠たり、氏家內膳正入道も、江州水口城(イに勢州桑名)の舊主なれ共、年老勢ひ盡ての上なれば、大將の任を辭して、御伽衆の如くにて、御前に候す、又後藤又兵衛基次、明石掃部介全登(タケノリ)は元來陪臣なれ共、世に聞えたる功士なれば、三人衆に列して、軍議に加へんことを、大野修理頻りに執し、三將許容の上、秀頼公より、此兩人を上將に取立てられ、夫よりは五人衆と稱して、諸將に上首せり、偖此五人の優劣を評せんに、長曾我部は八尾表にて藤堂の物主を餘多討取、大に氣色ばうたりと雖、是は藤堂郎徒同士の宿志に仍り、自暴自棄の討死なれば、强ち長曾我部が功とは云難し、何れに親元親には迥に劣れりと見ゆ、落城の節も、戰場より直に落失せ、京師にて被捉梟首せらる、毛利豐前守(世に森豐前守と記せる書多し非なり、毛利正なり、其頃は毛利森兩氏共にモリと唱、其後紛しき故に毛利をモウリと唱るは近世の事なり、毛利元就時分にはモリと唱へしなり)は驍勇天下に敵無るべし、東軍の先備粉の如く切崩せしは、眞田が奇兵と毛利が正兵、兩備の功にして、他の援なし、一旦平場の駈合に、天下の兵總崩れせしは、偏に眞田毛利兩氏が功ならずや、而して眞田は陣頭に死し、毛利は城へ入て殉死す、明石全登は回兵の手筈相違して、肝要の戰にはづれ、期過て戰死す、後藤基次は自是前道明寺表にて戰死、此死色々說有り、爰に擱筆、右五將の優劣正錄を以て糺す虎如斯、依之列序を立んに、古今獨歩は眞田信仍、第二の功毛利勝永たるべし、惜い哉後世眞田を云て、毛利を不云、是毛利が不肖歟、明石は遙に劣り、長曾我部最凡下なり、後藤が死は安定ならざれば可否

の論に渉らず此外城中に於て可稱ものは、未少弱ながら木村長門守重成なり、今福の初陣、盟使の沈勇、若江の討死、冑の薫、其餘の美談後世に遺るもの一々擧るに不遑、弱冠に不滿して如斯、年長せば如何なる良器とやならん、心憎くも惜まるれ、分て眞田信仍事は、千載人口に遺る奇策幾百千ぞや、抑信州巳來御當家に敵する事數回、一度不覺の名を不得、御當家の斑猫なりと世に沙汰せり、當御陣に於て、住吉御巡檢の御危難、尼が崎文右衛門が由緒、龜井村の十六疵、望月宇右衛門、穴山小助等が影武者の事、此顏には尤附會妄誕頗る多ければ、事實定かならず、是無他、御當家御危難の事なれば、事實匿れて後世に傳はらぬも理りなり、仍閣筆す、信仍陣中より其子大助を城へ回し、秀頼公御先途に殉べき由を遺旨す、大助父の命を重んじ、紅涙を押へて父子長別の暇乞し、城に引返し、蘆田曲輪に候して、秀頼を守護す、其體楠子の息正行に教訓せしに彷彿たり、大助僅年志學にして、志金鐵のごとく、公を守護するを、城中宗徒の面々感慨して、速水甲斐守大助に謂らく、足下は御譜代の臣にも非ず、其上幼弱の身にして、斯迄の忠誠には及ばし、須く曲輪を出て、東軍親戚の方へ立退るべしと教諭す、大助對て曰、父命重く父が最期を見捨て、君を守護し奉る處なり、奚ぞ今さら父命を背き、何地へ可罷越や、不義の教諭を聞んより、我は一人廣庭に控居て、君と存亡を共にすべしとて、其後は人と談せず、公の落居に殉ひぬるとぞ、

　秀頼薩州へ退去の事、古へより人口に在り、虚實を不知、殊の外長壽にて、延寶天和の頃九十餘歳にて薨ぜらるゝと云、同薩州に眞田と云士有り、是信仍が裔なり、公儀を憚りて、眞田と唱ふと云々、

　不知虚實、

吁當世の英雄信仍に非ずして誰ぞや、惜むらくは信仍に都督を賜ひなば、如何成神策を以て東兵を挫んも測るべからず、左無き故に總軍を統る事不克、是大阪の微運の爲す處歟、

御和睦後、原隼人集會の事、難波戰記等に錄す、略之、御和睦破て後、關東より、信仍伯父眞田隱岐守

を以て、信仍を召す、信仍固辭して召に不應、重て同人を御使として、信州一圓に可被下條、御味方に可參由なり、信仍勃然として席を掃つて曰、我東公に對し奉て、飽迄御敵をこそ仕れ、聊かも忠義を不存、然るに斯る褒賞は、何の所以ぞや、苟も信仍武門に長て、不義の富貴を忝しとせんや、重て斯様の御使に來給はゞ、對面に不克とて、襖を礑と鎖て、不再言、隱岐守立歸て其由言上に及ければ、公にも甚だ廉潔を稱贊し爲ひ、憎み憐み給ふとかや、絕等離倫一世の人物、今に至て婦童も其名を聞て其美を知る、尙事實を糺明して、一箇の列傳に擧ん事を庶幾する而已、

○後藤又兵衞尉基次略譜

後藤又兵衞基次は、元と播州の產にて、後藤孫兵衞某が子なり、弱年より黑田如水同長政に事へて武名高し、朝鮮に於ても虎を斬り、其外功名著く、關ヶ原役にも、東軍の魁將、此基次に勵まれて、鄉渡川を渡して大利を獲たり、

イに政次と有り、愚按、長政の一字を貰ひ、一旦斯く名乘り我家を出て後、基次に改めしや可追考、

長政聞ゆる勇將故、主從ながら常に後藤と先を諍ひて、一陣に出て、自の働を好む、隣國豐前小倉城主細川忠興とは、長政宿意有て、不和なる故に、國境に砦を構へ、後藤を以て細川の壓とす、然るに後藤主人に不足有て、筑前を立退き、細川家へ駈込む、忠興大に喜で後藤を賞翫し、股肱象牙の思を成す處に、長政日頃宿恨の上なれば、なじかは堪ふべき、後藤を渡さるべき旨奮然たる使有り、忠興一向諾せす、吾家を見掛て、駈込者を出すべき法や有る、是非請取んとならば、鉾先次第たるべしと、大に詈りて返されければ、既に兩家鉾楯に及ばんとするを、隣侯さまゞゝ取扱といへども、雙方益募て、奈何ともする事不能、此旨東都に聞えて、所詮後藤を其分に被差置なば、忽天下の騷亂と成べし、速に他國へ趣しむべしとの鈞命なれば忠興是非に及ばず、之を後藤に告て、離別を惜み、後藤の餘波の茶に呼で言松井佐渡有吉賴母を相伴として、自ら茶を調て被申けるは、卿と我生涯進退を共にせんと思ひしに、台

命默止難く、離別する條、遺懐言に述がたし、長政とは年頃遺恨有る上に、今殺の事を案れば、竟には鉾を交ふべし、若し兩家鉾楯に及ばゝ、孰か勝なん、速に可申と有ければ、後藤左右に揖して申けるは、愚不肖の某に斯迄の御厚情、偏に報ぜん處を不知、但し御兩家御鉾楯たらんには、何ぞ格別の奇計を用られむは不知、普通の戰ならば究て御當家御負たるべし、是御鉾先の鈍きにあらず、是に被居候松井有吉を始、尤武に於て耻る所なき面々、餘多御家に有之候へども、何を申ても御小身に御座候、小は大に不敵の道理に候と答、忠興曰然らば奇計を以て長政を撃ん謀を、汝置土產に我に傳へよと、後藤對て曰、長政を撃せ給はん事は、最容易に候、長政勇武逞敷將成る故に、主將とは申せ共、何の陣にても本陣に居られ候儀は無之、先鋒へ出て物主共と先を諍ひ申され候、一陣とは存候へ共、先は二の備位には究めて長政出居申され候間、究竟の侍、鐵炮一組仰付られ、一二陣の內にて、長政の在所をよく見切らせ、撰打になされ候はゞ、十にして八つ九つは御本望を遂らるべく候と申置、拜謝して小倉を出る、跡にて忠興松井有吉と共に、後藤を評せられけるは、其身飽迄不足恨ある長政事を、惡くいふ樣にて、詫も古主の武を暉す、流石後藤と呼るゝ武士の志しの見事さよと、返す〳〵も被稱ける、偖後藤又兵衞、細川家を出て、上み方へ登る由、世に專ら沙汰有ければ、中國の群牧我も我もと之を抱へん事を欲せらる、中にも福島正則之を聞て雀躍し、長臣福島丹波を呼て、後藤又兵衞事、上方へ登ると聞く、定めて領國の內を通らぬ事はあらじ、さもあらば他家へ有付ぬ先に、當家へ召抱べし、其の心得をせよと申渡さる、丹波承之て待つ所に、果して、後藤來れり、則客舍へ招て、主人の意を述ぶ、基次聞て、尤仰に隨ひなん、但し俸祿三萬石被下候樣にとの返答なり、丹波其旨を以て正則へ告ぐ、正則曰、後藤事なれば左こそあらめ、乍去當家に於て、汝を始め尾關石見長尾隼人以下、大祿と云ふが二萬石なり、夫に新參の後藤、如何に悃望なればとて、參萬石遣はさん事、古參の者の存入も氣の毒なり、殘念ながら、抱難しと被申ければ、丹波重て申けるは、一應御尤には候へども、某等は御家の子故、如何樣に召仕はれ候ても、

違背無之、殊に二萬石下され候へば、過分の俸祿、御家中の指揮仕候に、尤差支無御座候、不肖の某に候へ共、唯今御家を出て、他家を拵候はゞ、三萬石は見事取可申候間、後藤が望過分とも難申候、某等に御遠慮なく望の通、三萬石被遣御抱なされ可然候、又斯樣の人物も難得候へば、御家の爲斯る剛士を他へ遣し候は、呉々殘念に候と勸めけれども、正則承引無して、後藤は夫より上方へ登る、其世の英雄と稱する士は、後藤に不限、皆々己に誇て、過分の祿に非れば主取せず、尤忠誠はなく、少にても己が所存に叶はざれば、其國を立退き、大に君臣の遣を喪ふ、當時半季勤の奉公人の給銀を高ぶるに等し、斯て夫より程なく關東大阪御鉾楯と成り、仍て天下の諸浪人夥敷大阪へ馳籠る、後藤又兵衛も馳參る、名に負ふ功士なれば、城中にても殊に賞翫有て、前に記す如く、間もなく上將に相加られ、商議の席に於ても、彼是良策を申たる事、諸錄に顯然たり、扨冬御陣始り、今福に於て、木村長門が初陣を扶け、微功有り、其砌後藤亂炮にて、腕に創を被る、自身其創を探り見て、秀頼公の御運は强きと云、傍人聞て、大阪を已一人として持たる申狀哉と呵き笑へり、總じて基次は活氣凛々たる將にて、人を人とも思はず、放に廣言せり、冬御陣御和睦に成て、暫く四海穩なる樣なれ共、樣々の異議有て、又御和睦破れ、翌夏再東軍進發の前に、關東より僧(名失念)を後藤方へ御使に遣され、御味方申べしとの上意を述ぶ、後藤稽首して奉り、難有上意に候へ共、一旦秀頼公に頼まれ奉る上は、今さら上意に難隨旨を申上候處に、重て同僧を以て、國一ヶ國下さるべき間、是非東方へ可參由台命有り、其時後藤愼て申上けるは、某元來陪隷鄙陋の者に候處、國主に仰付らるべきの台命、誠以て過分至極、生前の面目何事歟之に如ん、秀頼公とても普代重恩の君に非ず、一旦頼れ奉る計なれば、今般召に應ずる共强ちの不義とも難申候へども、今日沒の大阪を振捨て、日出の東君へ奉屬らん事、是英雄の耻とする所なれば、幾度も辭し奉るべし「此段可然御執成し下さるべし、扨是は御請には非ず、御使僧への物語なり、天下の諸士多き中に、此基次ほど武の冥理に叶ひたる者は無之、故如何と云に、今我を股肱と頼み切せ給ふ君は、誰かは知らぬ武威海內に溢れ、異國

迄御手を伸されし太閤秀吉公の御嫡秀頼公なり、又數々の浪人の内に、某を撰出され、賞國を以て御味方仕れと招かせ給ふ君は、今天下併呑の東君なり、斯く兩君に思はれ奉る基次が武名誰かは之を羨ざるべき、然れば秀頼公の爲に死を以て報ずべし、又東君への御奉公も無ては叶ふまじ、其御奉公といつば、御鉾楯始らば某一番に討死可致、是關東への御恩謝なり、其故は某存命有らば、一日に落居する大阪、十日は堪ふべし、我死なば十日堪ふる大阪一日に御埒明べし、然れば一日も早く御手間の明く樣にと存る處、責ても關東への御恩謝なりと、呵々大笑して、御使僧へ語りしとかや、而て夏御陣には大阪總湟埋り、平城と成し上は、所詮頼みなき城にて、防がんよりは、平場に駈出て死を快くせんとて、夫々に手分して、隣國へ出張す、後藤は河州道明寺表へ張出し、手合せの最初に大和組の面々と開戰し、水野美作守手に死す、此討死數說有之、後藤が死生大に安定ならず、去れ共關東の御沙汰には、後藤事道明寺討死と記さる、虚實を不知、

一說曰、後藤又兵衛、手創療用の爲に、伊豫國道後の溫泉に浴す、所の壯者共是を後藤と知て究竟の者共申合て、後藤が溫船に下り居る所を襲て、急に攻擊つ、後藤赤裸にて之を防といへども、死生不知の不敵者、大勢落重りて、竟に後藤を擊て其首を東武に差上、一廉の御恩賞を待處に、東武の御沙汰は格別して、後藤又兵衛は、道明寺表にて打死せり、然る胡亂の首を差上る條、今さら御貪着に不及とて、御恩祿の御沙汰無りしかば、所の者共案に相違して、然る上は名におふ勇士の靈も怖ろしとて、右の靈を弓槻權現の末社に勸請して、後藤明神とやらん唱て、今に小祉有と云、虚實不知、

○塙團右衛門尉直之略譜

塙團右衛門直之は、元來遠州橫須賀衆にて、須田次郎左衛門と云、浪人して上み方へ登り、時雨左之助と改名して、加藤左馬助嘉明へ步小姓に出、譽れ度々重なり、後は千石取、塙團右衛門と號し、鐵炮大將に成る、(イに判團右衛門と記)關原御一戰の時、左馬助指圖の場より先へ足輕を取出し、左馬助氣に

違ひ、己は一代將帥の職は勤め得べからずと叱らるゝを、不足に思ひ、伊豫の松山を立退、其時一句の詩を書院の大床張付紙に書置り、

遂不留江南野水　　高飛天地一閑鷗

此詩を見て、嘉明彌無興し、天下の奉公を構はる、然に團右衞門事、金吾中納言秀秋へ被呼出、總じて秀秋へ被抱候者は、諸大名より構事ならず、團右衞門も先知千石にて鳥銃大將を勤居たる所に、慶長七年十月十八日、秀秋逝去に仍り、團右衞門浪人し、薩摩守忠吉朝臣へ被召出、是又大御所の若君なれば、左馬助構事ならず、慶長十二年三月五日薩摩守殿御逝去、團右衞門又浪人しけるを、福島正則知行千石にて召抱へ、馬廻りを勤居ける、五年目尾張の名古屋御城普請の時、左馬助直に正則へ斷り、構ひ被申故、團右衞門彼家を出て、道心者と成り、鐵牛と號して、妙心寺大龍和尙の會下に居て、洛中洛外を衣體の上に、刀脇差を帶して鉢をひらく、諸人憫み、又は貴む事不斜、或時中立賣富家の方へ、大龍和尙を始め、一堂供養の事有り、齋過る迄、團右衞門入道不來、齋過て遲參す、大龍和尙怒り、何とて鐵牛は遲く參候哉と有けるに、鐵牛坐具を布て答曰

一鞭遲到勿肯怒　　君駕大龍我鐵牛

和尙機嫌直り、一座も興じけるとなり、

團右衞門廣島に在し頃、福島伊豫守屋敷の雪隱に妖有て、夜厠へ行者有れば必臀を撫る、其手に毛生て、爪長しと云ひ觸し、日暮て其厠へ行者なし、殊に座敷よりは、二十五六間も離れたる植込の內なり、或夜伊豫守方へ、武藤修理、酒井主膳、大橋茂右衞門、眞木主馬、村上彥右衞門幷塙團右衞門夜咄に行く、夜半前に團右衞門厠へ行く、亭主心得て小姓に手燭を持せ、供に遣はす、團右衞門は何心なく、手燭請取、厠へ行き用を達する處に、厠の上に二抱ほどの大松有り、蔦這茂り梢は十二三間高く、其梢より何共しらず、蔦の葉鳴騷ぎ、物のつたひ下る音す、其音大男などの足音の如し、團右衞

門屹と心付き、内々沙汰する妖ならめと思ふ處に、厠の屋根より内を指覗く、其顔朱を塗たる如く、眼光鏡に等しく、牙を嚙出し、さながら鬼面に似たり、團右衛門丁と睨返せば、件の妖面を引て見えず、其儘厠の下より毛の生たる手にて、團右衛門が尻を撫る、心得たりと捉んとするに、手を引く、又屋根より覗く、睨ば面を引て厠の下より手を出すを、團右衛門むづと、其腕を捕て、内へ引ずり込めば、厠の壁戸も破れ、何とは不知引組み、上を下へと返し、手燭も蹈消し組合ふ音を、書院の椽に控へたる、十五六の小姓聞付け、椽より飛下り走り行く、其音座敷へ聞ゆる儘に、皆々手燭を持走り行見れは、小姓は妖の足を押へ居たり、團右衛門は血に染る妖を脇指にて刺透したるを見れば、大なる猿なり、扨こそ年來の妖は、此猿にて有けるよと、團右衛門勇猛を、廣島中にて稱美せしとなり、斯て大阪に諸浪人を召るゝに仍、天下の浪士我も〳〵と走り込、團右衛門も還俗して馳參る處に、素より武名の聞え有れば、之を賞せらるゝと雖、諸般の勇士一度に群參する折なれば、其品位を定らるゝ遑あらず、團右衛門も先づ當分大野主馬組へ入られ、塙にも小組を附らる、總じて大野組の輩には、名高き功士多し、其類には大方小組を付らる、扨東軍向城攻の手合せも有けれ共、名城と云ひ、城兵逞くして城攻容易ならざる故に、御扱の御沙汰有り、依之團右衛門は、少く思ふ處有れば、主馬へ夜擊を勸む、議評區々にして日を經る内に、御和平の沙汰頻りなれば、若御和平整ひなば塙が支度徒事と成べし、是非に一と夜討せんと主馬をひたすらに勸め漸にして、秀賴公許容有て團右衛門と相組米田監物（イに長岡監物と記、當時細川三家老の内長岡助左衛門祖なり、本名米田ヨネダとよむは非なり、コメダと唱ふなり）を、大將として、夜討に出るに究る、相組の面々競進て之に加らん事を請ふ、塙諸せず、上條又八計りは組子無れば、夜討人數に差加へ、其外は不入、而て〇〇の夜、峰須賀阿波守手へ夜蒐して、蜂須賀長臣中村右近（城兵木村喜左衛門討之）を始、究竟の士二十四人討取、雜兵數千討捨る、團右衛門は本町橋の上に牀几に腰を懸け、角取紙の馬印にて士卒を下知す、右夜討の場所へ、夜討の大將塙團右

衞門と書る札を餘多蒔散して引取る、依之東軍方にては米田監物事は不知、夜打は塙團右衞門一手と沙汰せり、偖御扱になり、敵味方內外出入時、團右衞門宿陣は、今橋の詰より二十間計南なり、幅一尺長二尺計の札に、塙團右衞門と大文字に書て、宿札を打、皆々見之、扨も大なる宿札哉と云、團右衞門曰、古主加藤左馬助、我等を成敗し度と云るゝを聞て、討手を受ん爲に、如此と笑ふ、又寄手の內、團右衞門古傍輩不殘見舞音信する其中に、水野日向守勝成家人黑川三郎右衞門見舞に來、團右衞門曰、我舊知林半右衞門は、一番に見舞に來るべき者なるが、今に音信なし、若此度此表へ出ざるが不審なりといふ黑川聞て林半右衞門は唯今池田武藏守利隆に奉公し、天滿口に在と云、團右衞門則黑川に傳言して、林が方へ申送りしは、古傍輩皆訪ひ來ませるに、御身迯に音信なし、其心奈何と云遣はす、林返答に、黑川殿へ御傳言の趣、今承知候、我等其許へ無音の仔細は、其方若年の時より申合候は、互に何程大名に成共、自身鎗を取り、太刀打を不致は勇士の本意に非ずと僉議せしに、此度其方夜討の體を聞くに、其身手を下さず、本町橋の上にて床几に腰を懸け、白旄を取たるとなり、團右衞門年は四十八、勇力の衰ふる時分にも非るに、武邊に手を寄せ、勿體を付けたる所、聞くもいやなれば、使も不遣と返事する、黑川此旨を團右衞門に達する所に、團右衞門泪を浮べ、林が心中尤至極せり、乍去今度夜討に、大將の仕形を致たるには、仔細有る事なり、關ヶ原御陣に、足輕備を張出し、出過たりとて、古主左馬助以の外に忿り、己は一代人數を引廻す將には得成まじと叱しを、無念に思ひ、一生の中に一度麾を取り將帥の功を、左馬助に見せ度と念願せしにより、夜討の時も、手の痒きを堪へて麾を取たり、籠城の始より、此心有に仍り、樣々思惟して夜討の術を、大野主馬へ申談じ、御和平前に急に揉立て志を遂畢んぬ、最早望足りぬる上は、重て事有んには、大刀は目釘のこたゆる迄、鎗は端食の拔る迄、働て打死して林に見せんと云しが、果して翌年四月二十九日、泉州樫井合戰に、田子助左衞門龜田大隅八木新左衞門（淺野左衞門家人）横井平左衞門（上田宗古家人）などゝ戰しが、田子に放矢に當り、深手負ぬれ共、田子が

弓の弦を、團右衛門十文字の鎌にて切る、然る所へ八木新左衛門掛り候を、團右衛門手負ながら小家の壁に寄かゝり、八木と鎗を組み、首は八木にとられ、晴成討死せり、其組衆團右衛門が死骸を埋たる塚、樫井町の北の端に有しを、紀伊國衆小笠原作左衛門と云人、團右衛門親類故、其塚に五輪を建て今に在り、往來の心有人は、馬乘物より下りて是へ詣すとなり、

一說團右衛門は、龜田大隅守討取たりと云、然れ共公儀御吟味にて、八木新左衛門打取しに究る、團右衛門討死は、相組岡部大學が捨殺せしなり、大學常に團右衛門と不和成故に、此時も態と手筈を違へ、團右衛門獨夫と成て討死せり、大坂落居後、大學は名を替て潜り居る、大坂表の事を人問へば、我等は男捨りたる故に、都て大坂表の儀は不存と答へしとかや、

板倉伊賀守勝重物語に、紀伊大納言賴宣卿の御母儀於萬殿、駿河にて塙團右衛門事を聞及び宣ひたるは、御子達に寶物、太刀、刀を進ずるは常の事なり、大將の寶と云は、名有る勇士なり、團右衛門は古主に構はれ、奉公ならず共、若何事ぞ出來候はゞ、能士を一人にても、いとほしき御子に進じ度ものなれば、團右衛門を常陸介殿の御家來に可被成とて、御鏡臺金とて、五百兩宛、毎年御拜領有る內を、貳百兩づつ團右衛門に御合力有たりとなり、家康公に御奉公有り、紀伊殿を產み給ふほどの御人なれば、女儀にても如斯の御心入なりと、勝重の物がたりなり、

○渡邊勘兵衛が事

渡邊勘兵衛傳は余が藏になし、仍略之、爰に記せるは大阪役の事許なり、餘は可重校、

渡邊勘兵衛は、朝鮮已來山中城一番乘、其外功名枚擧するに遑あらず、藤堂高虎頻に悃望して招寄せ、軍師として鍾愛する事不斜、萬般渡邊一人に委て、左右を顧事なし、故に藤堂譜代の老臣共大に偏執して、御家は勘兵衛一人の指揮に不如、我等在て詮なしとて、大阪夏御陣の前に、歷々の者共申合せ、神水を飲て潛に討死を盟ふ、

此名前藤堂仁左衛門同玄蕃同新七同勘解由等なり、一書に藤堂宮内を入れたり、大に非なり、宮内は藤堂の郎徒に非ず、高虎始め子なし、丹羽長重の子を養ふて子とす、則是宮内なり然るに實子出生に仍り、宮内は實子へ家嫡を讓り、自らは身退て、此家の客と成る、伊賀名張に於て二萬石を領す、尤表向の分地も非ざれば、公儀の勤もなく、其裔今に至り名張二萬石を領し、彼家の客なり、仍て此名前の內に、宮內可有謂なし、非なりと知べし、又桑名彌次兵衛も、同隊主にて、同時に討死すれ共、是は舊主長曾我部に對して刄向ふを怒て、長曾我部が者共、引つゝんで討取ぬ、神水の列には非さるべし、

而して夏御陣の最初に、城兵紀州の新宮左馬介は究て不敵の士にて、城を出て、足長に住吉の邊迄出たりしに、東軍の魁藤堂の人數、其邊間近く屯ぜり、新宮之を見て大に肝を潰し、敵是迄はよもや寄せじと思ひしに、引けや〳〵と逸足を出して迯歸る、藤堂の若士之を見て、よき仕物ぞと、早り雄の者共、我一と追かけんとするを、渡邊大に制止して、斯く微勢にて深々とかゝり來るは、呼引を掛ると見えた

り、足を亂して追はゞ敵の謀に落べし、相構へて卒爾の働有べからずと制する故に、各齒嚙して殘念に思へども、さしもの渡邊が指揮なれば、異議に及ばず、跡にて聞けば、曾て呼引をかけたるに非ず、是を喰留なば、手始の能き働ならんに、渡邊功者過て、あたら敵を打洩せりと巷説す、高虎之を聞て甚不興し、夫より渡邊が寵少しく衰へぬと云ふ、

此類の事功士に必間有事なり、深く慮ばかるに仍り、却て案の外なる事多し、是功士の越度とも申難し、此御陣に藤田能登、玉虫對馬が見損ぜしも同じ道理なり、夫を越て敵の動靜虚實を見切らんは、尤良將の最一たるべし、

斯て五月六日八尾表に於て、藤堂長曾我部鬪戰す、藤堂物主は兼て期したる事なれば、何の備もなく群蒐りに駈入々々、前後不覺に各討死す、長曾我部勝に乘て押蒐る處に、渡邊勘兵衞が一隊之を請留て駈引自在なる事、手足を遣ふが如く、敵の勇鋭を挫き、少し色めく所を喰留て、高虎の本陣へ軍使を馳て急ぎ御陣を寄せらるべしと申遣せ共、高虎は譜代の物主を餘多討せ、以の外忿り强く、是は渡邊一人が功を立てん爲に、相備への者共を見殺せし段、言語に絕せりとて、早々陣を引取るべしと、數浪の使を立らる、渡邊聞て、其申譯は後日に仕るべし、今日の所は君の事なり、私の忿を差置き、枉て後陣を寄らるべし、某矢武に存と雖、僅一隊の微勢を以て大敵を長く喰留ん事は難叶、今日長曾我部を城へ引せては、明日の合戰六かしかるべし、是非とも備へを寄らるべしと再三申送れども、高虎怒に不堪して、陣を寄せず、斯る處へ公儀御使番の何某(名闕)藤堂の手先點檢せらるゝに、渡邊力を得て、御覽の如く、大敵を喰留め罷在候へども、相備の者共悉く討死し、主人高虎は一己の忿を以て後陣を不進、臣一人が力を以て長く喰留ん事難叶、高虎へ此場所の體を被仰、急ぎ本陣を寄せらる樣に御勸め下さるべき旨を申御使番衆、此體を見て、寔に足下の働比類なく、唯今高虎を勸て、此虎口を扶くべしとて、藤堂本陣へ馳て之を演れども、高虎竟に承伏せず、兎角する間に、夕日沒する程に成れば、今は詮方なしとて、

惜き敵を振捨て、渡邊は引取ぬ、此時渡邊が勸めに應じて、後陣の多勢を以て敵を責ば、長曾我部を可擊取、此御陣に於て一二を爭ふ大功なるべきに、一己の意地を以て大功徒らに成候事、高虎一生の不覺なりと、皆人呀ぬ、其夜井伊掃部頭、藤堂の陣へ見廻れ、今日御先手の面々の働を見請候處、無比類事共、今役諸家の勳功の冠たるべし、御羨敷こそと被申ければ、高虎は不機嫌にて、されば其事に候、先手物主の內に不覺の者有之候て、某譜代の老臣共、過半討死致し、心外の至に候と答らる、直孝聞て、夫は存の外成事に候、我等御先手へ參り見請候節は、御先手の面々長曾我部を喰留め、微勢を以て大勢を惱し候寄術、目を驚候事共に候、就中莚の指物を指たる物主の働、絕倫見事成事に候、其仁も討死に候哉と被尋ければ、渡邊末座より這出て、莚の指物は拙者にて候、掃部頭樣の御目に留り、武の冥理に叶ひ候と申せば、其儘直孝側へ寄り、名を尋らる、渡邊勘兵衛と答、直孝曰、兼て御邊の功名承及候、今日の働、誠に當御陣に於て最一たるべしと向ふさまに譽られければ、勘兵衛居直り、傍に向ひ、いかに傍輩の面々、唯今掃部頭樣の御言を聞れ候や、士の面目此上や有べきと氣色ぼうて居たりける、高虎は世に不興氣に有しとかや、此御陣後、渡邊藤堂家を出て、仕官をやめ、江州大津に住して、生涯を終りぬとぞ、委事を不知、

自是前、關東御陣後增田右衛門尉、和州郡山城渡しの節、渡邊勘兵衛指揮の事關原記に在り、燒失故聢と不知、

〇前田慶次郎が事

前田慶次郎は、加賀大納言利家卿の從弟なり、性質いたづら者にて、一代の說話多し、初は利家に事へ、武邊度々に及び、學文歌道亂舞に長じ、源氏物語の講釋、伊勢物語の秘傳迄つたへて、文武の兵なり、利家慶次が世を輕く存候を、ひたと叱給ふを、慶次面倒に存じ、此家に久敷不居と思ひ、大息をついて獨言しけるは、萬戶侯の封といへども、心に不叶は浪人に同じ、唯心に叶ふを以て、萬戶侯と云べし、

去るも留るも所を得るを樂しみと思ふなり、所詮立退べしと思ひしが、又持病のいたづら心起り、唯立退んは無念なりと思ひ、利家へ御茶を上んと望む、利家聞給ひ、慶次が心直りて、我に茶を與るよと悅び、慶次方へ參られける、慶次水風呂に冷水をたぶ〳〵と汲入置、茶濟て慶次申けるは、今日は、殊外寒じ申候、風呂を用不申候に付、水風呂を申付候、御入被下べきやと、横山山城守を以て伺ひ、利家則風呂屋に至られ、慶次湯加減よく候と申上る、利家裸に成、だぶと入玉へば冷水なり、利家驚て慶次を呼給ふに答へず、其隙に慶次は、松風と云早馬に鞍置き、裏門に用意し置しが、夫に飛乘て行方知らず成にけり、利家忿て探されしか共、關東へ迯下り、景勝へ五千石にて出たり、利家を憚り出家して、穀藏院ひよつと齋と名を替へ、今は長袖なりとて、二幅袖にして、是を着し、景勝へ目謁する、其砌は景勝會津入部の砌にて、諸浪人新參者多し、山上道及是は關東浪人首供養三度したる者なり、其外蒲生家の浪人甚多し、志賀與惣右衞門、栗生美濃守など、或時寄會ての咄に、殿の御歸依僧なれども、林泉寺が顏程、惡體なるはなし、哀一拳あて度などと雜談せしを、慶次聞て、さらば吾參りて、林泉寺が頰をはらんとて、巡禮に化て、彼寺へ行、幸ひ慶次は新參者にて林泉寺も見知らざれば、庭の築山所望して見物し、五言絕句の詩を作りて、方丈へ進上する、林泉寺出會、巡禮は扨々作者哉とて唱和などして興ぜらる、客殿を見れば碁盤有り、慶次見て、碁の咄する、方丈聞て、巡禮は碁が成ると見えたり、一番打んと有り、慶次さらば御相手仕候べし、負の方へシツペイを當んと約して慶次わざと負て、私鼻へシツペイを御當候へと云、方丈曰約束は去事なれ共、出家の身にて、人を痛めて益なしと有るを、夫にては不興に候、是非シツペイを御當て有べしと云、和尙さ有らばとて鼻柱へ爪彈を當らる、二番目は慶次思ふ儘に勝つ、さらば我にもシツペイを當候へと申さる、慶次わざと辭退して、御僧樣へシツペイを當ん事恐れ多候と申せ共、和尙達て被申に仍り、然らばとて林泉寺が目鼻の間を思ふざまにはりければ、林泉寺氣を取失ひ、鼻血流れ、是は〳〵と云内に、慶次は行方知ず迯去り、此由を志賀栗生に咄せしか

ば、皆えつぼに入てぞ笑ける、亦江戸へ景勝供して出たる時、錢湯の風呂へ、下帶に小脇差を指て入る、入込なれば傍の者見て、徒ら者こそ小脇差を帶て、風呂へ入たれとて、跡より這入る者、五六人皆脇差をさして風呂へ入る、慶次は數刻風呂に在て、板間へ出て、彼小脇差をするりと拔たるを見れば、竹の箆なり、夫にて足の裏をこそげる、餘の者の脇差は皆誠の刄物なれば、汗をかき柄も下げ緒も散々に成たり、皆人たばかられりと怒けれ共、ねだる事もならず、又關原御陣の初、慶次指ものは白練の四半に、大ふへん者と書たり、皆人見之て、上杉は武勇の家なるに、新參の身にて斯く押出したる書付は法外なりと咎る人有けるに、慶次から〳〵と笑ひ、扨も〳〵各は田舍人哉、假名の淸濁を辨へ給はぬおかしさよ、我等浪人にて貧く暮せば、大不辨者と云事なり、讀樣あしくてかく宣ふは誤なりと答けり、會津へ出ける初より、皆朱柄の鎗を持す、昔より皆朱柄と珖瑁の鎗は、武道勝れねば持す事を不許、故に相組の者之を咎むれば、是は我先祖代々の鎗なり、替る事不成と答ふ、そこにて水野藤兵衞、韮塚理右衞門、宇佐美彌五左衞門、藤田森右衞門等訴けるは、多年望に候へ共、我々には朱柄の鎗御免無之候、然るに新參の慶次是を持する事如何に御座候や、我々にも朱柄の鎗御免なされ候か、さなくば慶次御差留被下候か、兩樣の相願候旨色々訟ふ、直江山城守兼續頭なれば、内々意見すれ共堪忍せず、依之右四人幷慶次にも改て、朱柄の鎗を免さる、關原御陣の時、上杉は於東國、最上義光仙臺正宗兩頭らを敵として、羽州最上に於て大合戰有り、是を最上陣と云、勝敗交なる内に、慶長五年九月二十五日、上杉衆會津歸陣の時、淵川と云處にて、義光正宗に喰留られ大將直江山城守、腹を切んとする所に、前田慶次郎利久、直江を勵して松風と云良馬に打乘、先手へ騎出し、敵味方睨合候處へ乘懸け、馬よりひらりと飛下る、其日の出立黑具足に、猩々緋の羽織、金のいらたか珠數に、總には金の瓢簞付たるを襟に掛け、鐵鍗の山伏頭巾の甲、朱柄十文字の鎗を持、野髮の馬に金の山伏頭巾をかぶらせ、唐鞍置て乘申候、前田慶次郎と名乘て、かゝり候を、水野藤兵衞、宇佐美彌五左衞門、韮坂理右衞門、藤田森右衞門慶次に立並ん

で鎗を入、敵味方居付たる者共、一度に立上り、合戰始る、慶次其外四人粉骨して突崩候故、最上方崩れ、慶次下知して、味方を引纒、物離れ致し、翌十月朔日上杉勢辛うじて會津へ歸陣せり、今度の合戰、九月十三日より今日に至り、直江方へ最上方の城を取事二十八ケ所、討取首數二千百餘、上杉衆討死三千六百餘人なり、昨日一日の戰にさへ、最上方五百七十一人討れ、上杉方五百八十六騎、雜兵八百餘死す、今度治部少輔方與力大名幾もあれ、關原口敗軍すると否、皆々降參する處に、景勝一人少も不褑、右最上除口の働、又福島口、扨は湯原表所々戰に、少も弱氣を不見、翌年四月二十六日には、福島口にて大合戰有り、政宗を切崩して暮迄も分捕せし事、近代武勇家に、上杉に勝るはあらじと末代迄も批判せり、前田慶次は松風と云名馬を持、京にて夏の頃、毎夕河へひやしに遣すに、馬取の腰に烏帽子を付させたり、路にて往還の大小名に逢て、見事成馬なれば、誰の馬と尋る時、彼馬取共烏帽子をかぶり、足拍子踏み此鹿毛と申は、アカイチョワカイ皮袴茨カクレ鐵甲鵜のトツサカ立烏帽子、前田慶次が馬に候と、幸若を舞ふ、人の尋る度毎に、如此と云り、關原御陣過、上杉百萬石召上られ、唯三十二萬石に成り、米澤へ所替家中大かた隙出る、慶次は元來覺の者、殊に此度最上口の鎗にて、高名譽天下に聞え、七八千石にて抱度と云人餘多有り、慶次曰、天下に我主は景勝より外になし、其子細は石田治部、一味の大小名、關原口上方負に成と否、人質を渡し、便を求め、降參して立つ足もなく、淺間敷次第なり、共類を主に取事、堅くいやなり、又家康公御譜代衆は、近頃迄又者なり、夫を主には猶いやなり、越前黃門樣か、尾張の下野樣か、扨は景勝より外に侍の主はなし、關原にて味方敗亡しけれ共、少も弱氣を見せず、一言の降參を不乞、翌年四月迄ひたと合戰せられしを見れば、大剛一の大將は景勝なり、主には上有べからずとて、景勝家を不出、子息彈正大弼忠勝代迄長命にて罷在、米澤にて病死す、

○岡野左内が事

岡野左内（後越後と號）は、上杉家の功士なり、慶長六年四月二十六日、福島表の合戰に、政宗領境松川

と云虎口を、本條出羽、甘糟備後、岩井備中、杉原常陸、栗生美濃、岡野左内、五千餘にて固む、扨亂戰と成り、上杉方北川圖書、布施治郎右衛門、安田勘介、高力圖書等、枕を並べ討死、殘勢川へ崩れ込、被討者數を不知、正宗も先手へ加はり、手を下し被戰、岡野左内は、角榮螺の甲に、ソボロの立物打て猪頭に着なし、猩々緋の羽織、鹿毛の馬に乘り、川涯に引下り防戰す、政宗能き敵と見て、馬を乘付、左内を二太刀切付らる、左内屹と振返り、丁と切る、政宗甲の眞向より、具足の胸板鞍の前輪迄切付、二の太刀にて政宗甲の錣を半分切落し、あまる太刀にて、政宗の太刀を鍔本より薙折て、右の膝口迄切付る、太刀の光りに、政宗の馬驚き飛びしざりて物別れ致す、其隙に左内は川へ乘込退けるを、政宗十騎計にて追かけ、卑怯もの返して勝負をせよと呼はるを、左内振返り、眼の明たる剛の者は、大勢の中へは返さぬ物ぞと罵て、南の岸へ馳上る、政宗の武具、殊の外見苦敷候故、政宗とは夢にも不知、後に承り、左内殘念がりしよし、右猩々緋の羽織に、政宗の太刀跡二つ有り、金絲のより絲にて縫合せ、其跡を顯はし、是を着す、景勝米澤へ所替の時、左内も浪人す、政宗より、三萬石與べきとて呼共、左内は蒲生家に馴染有とて、仙臺へ不行、蒲生秀行會津へ、六十萬石にて歸住せらるゝ時、左内一萬石にて歸參する、名譽の士なり、無隱福人にて、關原御陣起り候時分も、永樂錢一萬貫、景勝へ上る、御事は缺まじく候へ共、下々へ被下候へかしとて差上る、扨三十兩五十兩百兩二百兩諸傍輩へ見次に遣はす、常々月に二三度づゝ、大判小判一歩を書院一圓に敷滿ち、其中に枕して、金銀を詠め慰にする、世の人扨々見苦敷心入哉と嘲笑ふ、或時近邊にて喧嘩起り、兩方荷擔出來、大事に及ぶ、左内其折しも例の金子を書院に敷遊居る時なり、近所喧嘩有と聞とひとしく、秘藏の正宗の刀をさし、彼所へ馳付、二夜一日取扱、無等にする、其間は彼所に晝夜有しに、宿に取散したる黃金の事、聊思ひ不出打捨置たり、其時左内が志を世の人感ぜざるはなし、又馬取の中間何として持たりけん、黃金一枚所持す、左内聞て扨は己は奇特者なり、上下共に金子を不持すり切ては、武邊も不成、心懸けも不叶、能こそ金を持候とて、

褒美に黄金十枚とらせける、此左内後には岡野越後守と云、蒲生下野守忠鄕迄奉公して病死する、其臨終に常に御蔭にて蓄候とて、黄金三萬兩、正宗の太刀一腰、爲遺物主人下野守へ上る、舍弟中書へ三千兩と、景光の刀正宗の脇差を上る、其外五十兩百兩五兩十兩諸傍輩へ遺物に遣す、日來借し置候借狀共の、挾箱に有しを火中して而して正念に死去せり、其子左衞門尉相續て一萬石取り、猪苗代城代を勤む、其子源五郎は浪人す、元來吉利支丹宗門にて、轉び候とはいへども、實を不知、夫故源五郎奉公不成して、大津三井寺にて病死す、右左内が政宗と勝負せし時の、角榮螺の甲は、南蠻の婆天連より貰ひたる者なり、源五郎病死の後、其下人等左内が鳩胸鴟口の具足幷角榮螺の甲を持ち、紀州へ下りけるに、布施左五右衞門と申仁買求たる由、三井寺の衆徒の物語なり、

〇可兒才藏吉長が事

可兒才藏武邊は世に普く知る處なり、記錄に顯然たり、才藏傳を先年少度見たる事あれ共、管見せざれば其事實を不覺、笹を指物にする故、世の人笹の才藏と云、

余が葬所出水通慈眼寺は、佐々陸奧守成政の寺なり、可兒才藏も檀越なり、故に今に古墳有り、本文の趣とは齟齬す、可追考、

場數多しと雖、泛々の敵は切捨にして首を不取、大將か名有る功士の首計を取故に、生涯討取所の首數は少し、或人之を才藏に尋るに、尋常の敵の首を數多取たればとて、强て手柄に非ず、士たる者夫ほどの働は有筈なり、我は名有人の首をこそ心懸れ、さりとて冑首はさながら無下に拾んも流石なれば、我指物の笹の葉を切口へ入置なり、定て拾ひ首して、いかめしく功名顏成面々を、一々穿議せば、笹の葉の首多からんと笑ふ、廣島に有し時、若士等集り語れるは年若き時何程覺有共、老ては心計にて働は成るべからずと云、才藏老人なれは、耳に懸けて、年寄も人に寄べしと云、若士等重て申けるは、尤さこそ候らはめ、去ながら足が弱くて叶まじと云、我は老年なれ共甲冑兵仗を帶て、馬に乘又は下り立て走

らんに、恐らく各に負まじと云、さ有らばとて、若士等各兵具して才藏と雌雄を諍ひ試るに、皆々才藏に負たりと云り、少壯より愛宕を信仰し、我は愛宕大權現の縁日に死んと常々申せしが、果して六月廿四日に身を清め、物具し長刀を持ち、淋机に腰を懸ながら、息絕けり、人々奇異の思ひをなす、遺言にて廣島の矢賀と云所、坂の脇に葬す、石塔の銘、尾州羽栗郡住人可兒才藏吉良と書す、往來の人心有るは、墓の前にて下馬すと云云、才藏家老に、竹內久右衛門と云覺の者有り、何にても才藏知行半分わけなり、長久手合戰に才藏は、關白秀次公に罷在、秀次公敗軍に付、秀吉公才藏を御叱り被成、夫より日陰者に成て居るを、福島正則七百石にて抱る、才藏則三百五十石分けて、當家老久右衛門に遣はすとなり、

○榊原平十郎物語

榊原平十郎は、式部大輔康政が孫、遠江守康勝妾腹の子なり、不達上聞故、本家相續は康勝弟忠次へ仰付らる、其後加忠肥後守忠廣(遠江守康勝は淸正聟なり)我妹の腹に非れ共、平十郎を憫て甥と稱して、大猷公へ御奉公に差出さる、然る所忠廣坐有て流刑に處せらるゝ後、平十郎も御旗本を辭して、法體し高菴と號し、攝津住吉に被居しが、彼人の物語りに、榊原家人に、黑田彥左衛門と云者有り、五月七日大阪落城の時、赤母衣懸たる敵を突伏せ、乘かゝり首をとらんとする時、傍輩三枝勘兵衛乘付、彥左衛門其首は相討ぞと言を懸る、彥左衛門之を聞て、首不取打捨て、其身は鎗提先へ行、三枝又言を懸て、相討ぞ〳〵と呼れ共聞かぬ振にて先へ駈通り、能き敵を突倒して首を取、初捨たる首をば、三枝討取、扨御陣後遠江守病死故、館林へ久世三四郎、坂部三十郎を遣はされ、今度譽高名の御吟味有り、三枝勘兵衛申候は、我取候首は、黑田彥左衛門鎗付たる首にて候、某相討ぞと聲をかけ候へ共、聞ぬ振にて、先へ參る故、跡にて某首を取候と云、久世坂部聞之、彥左衛門を呼出し、尋之に、一向不存と答、三枝黑田に向ひ、說破すと雖も、彥左衛門は覺候はすと座を立ぬ、此段兩所御聞召れ、御感不淺、誠に孟之反が殿して馬の不前なりといひ、馮異が大樹の下に居て、功を不爭にも及ぶべきか、今世間を見聞に、能首には

討取たると云人二人三人有り、又勝れたる働にも、其働は我なりと諍ふ人多し、山中城の一番乘も、川毛惣左衞門、藪内匠、搦手よりは家康公御內戶田左門、靑山虎助なりしが、渡邊勘兵衞一人が名のみ高し、關原御陣の時、九月十四日株瀨川にて中村一學。有馬玄蕃抔と、宇喜多秀家、石田治部と迫合の時、大柿方に、白品枝さしたる武者、初より終迄師場にこたへぶり見事にて、赤阪御本陣より家康公御遠見なされ、御褒美不少、後々迄大垣の白品枝と世に沙汰せり、是石田が使番林半助なりと云、また宇喜多家老明石掃部なりと、加賀の本多安房は申き、又聞けば、牧野伊豫が家人石黑藤兵衞なりと云、是も定て此內何れぞ一人成べし、大阪御陣にも、木村長門守をば、井伊家老菴原助右衞門が討取たる事必定なり、安藤長三郎其首を貰ひ其身が取たる樣に申なしたり、菴原は首を吳候程の事故、遂に一言も不申候へ共、江戶御城にて掃部酒井讃岐守へ被咄候說話を聞たり、塙團右衞門をも、龜田大隅討取たりといへども、公義の御吟味にて、淺野左衞門家來八木新左衞門が打取たるに究る、本多出雲守忠朝、首をも取たるといふ族餘多有り、穴澤主殿介をば、景勝內坂田采女が討たる事實正なりしを、直江が家人折下外記、其長刀を貰ひ、穴澤を討たる由申立にして、土井大炊守利勝へ、身上有付く、內藤新十郎長秋をも、井伊掃部內日下部源太郎討取、但し朝比奈左近相討と言を懸る、水野九兵衞も相討と申、掃部吟味して、歷々の侍三人して首一つを論ずる事、弓矢の法に不叶、勇士の功名を極る事不珍、云甲斐なき事とて色々吟味せしに、日下部討取たるに究る、朝比奈も相討の證據有り、水野九兵衞は證據なき故に、切腹を申付らるとなり、榊原家人黑田彥左衞門が擧動とは天地格別なる事なり、兎角末世に成たる故、武士道も衰へたかと高菴落淚して語られける、

〇名家傾廢

足利公方家代々天下を御せられし時分、名高かりし家々、三管領扨は山名赤松桃井などゝて有り、先づ三管領の內足利尾張守高經は、斯波武衞殿と云、高經の子右兵衞佐義將より代々管領補任の時は、右兵

衛佐に成故、此家を武衛殿と云、代々越前尾張をを被領けるが越前をば、朝倉孝景に取れ、尾張をば織田に取れ、武衛の家潰れる、其子孫津川左近とて、僅に殘り有之、秀頼公に奉公せしが、大阪にて自害跡絶る、細川は近代晴元高國とて、京都又は尼か崎に在城せしが、高國は晴元に討れ、晴元は家人三好長慶に亡され、晴元の子細川六郎信良と云、(信良之落居不知、可追考)四國に細川讃岐守持隆とて、阿波國勝瑞に在城、此持隆をば家人三好實休打亡し、其子掃部頭直之は、天正十年十月河州仁宇山茨岡にて、一揆の爲に討れ、其子細川讃岐守隆之は秀頼公に在へ、大阪城にて打死、跡絶る、畠山は近代に至て、尾張守昭高、是は信長妹壻なり、家老遊佐河内守信教に心を合せ、昭高に腹を切せ、畠山正統斷絶(三管領斯波細川畠山三家とも正統斷絶)其後畠山の庶孫民部政信を、家來筋片桐市正且元取立て、後には家康公に仕へ、今僅に二千石を領す、桃井は近代槇島玄蕃允昭元とて、靈陽院義昭公に奉公、後大阪の城へ籠り、其後細川忠興に奉公、高壽にして槇島雲菴とて、百三十六歳にて卒す、赤松は近代赤松下野守晴政、其子上總守義祐とて秀吉公に仕へ、義祐は石田治部に一味し京都にて切腹す、是は律師則祐八代目なり、其一門齊村左兵衛廣秀、丹後田邊の寄手に加り候罪に仍り、龜井武藏守に被仰付、因州鳥取にて切腹、赤松嫡流斷絶なり、山名は總領家は亡果、山名宗全の庶流、山名豐國入道禪高、因幡を被領しが、毛利に因州を取れ、其後秀吉公旗本に被居、其子孫當時相續て、江戸に奉公し、關東にても上杉兩家とも滅亡、武田も今川も亡び、千葉宇都宮小山已下、古き家共は大方退轉、希に殘れるもあれ共無がごとし、佐竹のみ家領減しながら恙なし、結城も賴朝卿の時、結城朝光より近代晴朝迄相續する處に、晴朝子なくして、家康公の御二男秀康卿結城の家をば、御末男大和守直基へ讓給ふと聞く(虚實不知)多賀谷水の谷、山川等は、皆結城代々の家人なりと云、古き家もすゑになる事、一榮一落、今更の事に非ず、

翁草　卷之百五十九

○秀頼公の說

元和元乙卯年五月七日大阪落城、眞田信仍が奇術に仍り、一旦東軍敗走せしが、天運の爾らしむる處、つひには東軍備を立直し、城方總敗軍と成り、軍將大方は討死、或は落失せ、東軍潮の湧が如く攻詰て、城に火を懸る、秀頼公幷御母堂は芦田曲輪につぼみ給ふ、城方右往左往に散在して、誰有て狹間配り防戰する者なし、斯て東方より芦田曲輪へ御使者を以て、世は斯こそ候へ、此上僅の御安堵にても、何地へも出給はゞ、御助命有べきとの趣なり、依之評定の上、東方の旨に隨ひ、彌々御出城有べき御返答濟ける故に、矢玉を留られ御迎ひとして、井伊掃部頭に、近藤石見守を副られ、右曲輪へ被遣、七組番頭速水甲斐守出迎ひ、之に應對し、乘輿を二挺差越れ候樣にと、甲斐守申之處に、近藤石見守聞之て、此悲劇の中にて乘輿は調がたし、馬を進め候はんと答けるを、甲斐守怒て異國迄御武威の轟きし太閤の公達御母公、今更敵に面縛せられ、傳馬に召れん事は、有まじきと惡口して、其坐を蹴立て這入と否、早稱名の聲同音に聞えて御生害と見えけるに仍り、寄手の方よりも鐵炮を放ち、內よりも曲輪に火を懸け、秀頼公幷淀殿隨從の男女悉く生害なり、速水が應對を世に賞美せしとぞ、

此段新井白石先生の秘庫にある大阪覺書に記る趣なり、但し東軍敗走の事は、御本陣に埋火はね上り、御本陣騷ぎける故に、諸備へ之に驚き、一旦總敗軍と、右覺書には記すれ共、是は事實を憚りて如斯書る成べし、東軍敗走は、眞田毛利が奇策に寄る事、事實なりと知るべし、

扨秀頼公の事異說頗る多くして、事實分明ならず、凡そ世說を以てすれば、薩州へ退き給ふと云り、薩州に於て、御客分にて安居し給ひ、而も殊外長壽にて、延寶か天和の頃九十歲計にて薨じ給ぬと云り、

其頃薩州の大守參勤の砌、御人拂にて言上の事有り、藥研藤四郎の短刀を差上らる、其旨趣他に知事なしと云り、(此說虛實不知)彼隨士の人に眞田を名乘士有り、世を憚てマナ田と稱すと云、眞田大助が子孫か(是又虛實不知)右考る處、豐臣家、元來御當家の讎敵に非ず、異國の歷朝の如き先朝を亡して家を興すたぐひに非ず、畢竟時節來て、御當家御創業有し事なれば、太閤の子孫を、根を斷ち、葉を枯すの道理には非るべし、旣に大阪に野心なき時は、立置るゝ思召と見えて、姬君御入輿等も有り、然るを大阪歸伏なき故に、止事を得られざる趣なれば、此落居に强て、秀賴生害の御穿鑿も、深く無りしと見えたり、大阪の威を挫て後は、存命有ても御頓着に及れざるか總じて此御陣に、東南北の戰は有れ共、西の方は漸く薄田が穢多が崎の砦、蜂須賀手の馬喰が淵の働より外に、烈戰有し事を不聞、古來城責の法の如く、一方を緩めて落ちば落さんの御主意と見えたり、前卷に記せる後藤又兵衞事なども、一旦道明寺表にて打死と有れば、夫切にて公邊濟、重ねて御穿鑿に及ばざる趣なり去ればこそ大阪の落人夥しかりしも、此謂成べし、然ば世說に云る秀賴公の事も强ち虛誕とも云難し、往昔平家物語に西海に亡しといふも已に安德帝後迄御恙なく渡らせ給て、夫より遙過き〇〇〇にて崩御、則陵彼國に在と云り、惟盛淸經などの子孫、其外平家餘類の裔、西國に多しとかや、是も皆其道理成べし、

〇諸家出來の事

井伊掃部頭直孝は直政の二男なり、大阪御陣の砌は直政已に歿せられ、嫡子右近太夫直勝父の跡を相續せられしが、直勝生得不器多病の人にて、此御陣にも弟掃部頭を陣代に出されけるに掃部頭直孝は、父に不劣拔群の將にて、此時の功諸手に勝れし故に、兩御所御感の餘り、御陣後直孝に本家相續仰付らる、兄直勝は嫡子ながら本家を直孝に渡すべきとの鈞命なり、直孝固辭せらるれ共、押て上意の上邃て辭退有らば家祿を減ぜらるべし、さ有らば父直政の功空しからむ、忠孝の爲に、御請を申さるべしと閣老の內意故、是非なく本家相續せらる、依之小身ながら直勝の家を嫡家として、父直政の官名兵部少輔を此

家に名乘らるるは此謂なり、此外諸家にも分地に非ざる由緒の家有り、先年亡滅せし淺野內匠頭家も、本家藝州の分地に非ず、別に公儀より賜はりし隱居の家督なり、彈正長政老後致仕せられけるに、神祖共功勞を賞せられ、隱居料五萬石の釆地を賜ふ、彈正固辭せられけれ共、上意に家督は幾つも拵へ置がよし、隱居の跡は、庶子に嗣せ置ば、子孫繁榮の基なりと、被仰、彈正有難く拜領せられぬとぞ、仙臺の同家伊豫宇和島の城主伊達遠江守秀宗は、正宗嫡子なれども、神祖分て御悃志になされ、別に所領を下されて召出さる、是等は本家とは拔群小身にて、却て共身の不祥とや云ん、御家門には、高松少將賴重朝臣は、水戶賴房卿の長子なれ共、御二男光國卿は世に名高き良君なれば、水戶御家督に被立、光國卿固く辭せらるゝと雖、賴房卿許し給はず、止事を得られぞして、本家相續有しが、御自分一代は父命故是非なし、嗣子は高松の御子を立らるべしとて、御兄賴重朝臣へ達て御所望有て、高松の御嫡を貰はせらるゝが早世に仍り、又御二男を御貰有て、水戶の家督とし給ふ、是中納言綱條卿なり、御實子ありては妨なりとて、光國卿の御幼息を捺らしを、高松より聞付て、是を高松の家督とし給ふ、是高松少將賴常朝臣なり、此後も例と成て、水戶高松御子を入替られ、御相續の事屢有り、右の譯故高松は水戶の御分地と申にも非ず、由緒格別の御家なる故、公儀よりの御あしらひも外とは違ふ由なり、又保科家の事、元祖左中將正之朝臣は、臺德公の御末男なり、御腸腹たる故に、御臺所の返り聞せ給はん事を憚らせ給ふて、潛に保科肥後守正定へ下さる、御披露なき御子成故に日蔭の身にて坐しけるを、駿河大納言忠長卿憐ませ給ひ、常に呼寄置給ひ、後々は御披露有て、御家門の列へも加へられ、登庸せらるゝ樣に、御執持有べしとて、御紋の武器、其外品々御內々にて、正之朝臣へ進ぜられ、甚いとほしみ給ふ故、御連枝の事にては有り殊に時めき給ふ忠長卿なれば、正之朝臣も世に賴母敷思ひ給ふ處に、不慮に忠長卿の御身に大事出來て、御生害に及ばれ、御家滅亡せしかば、正之朝臣も闇夜にともし火を失ふ心地にて、忠長卿より受與有し御紋の品々をも燒捨られ、世をあぢきなく暮し給ひしに、公儀よりも右の由緒

を思召、且つ正之朝臣の篤實忠良の志を賞せられ、後年武家執役の重職に任ぜられ、威權尤高しといへども、御家門には加へられず、井伊家同樣、執政家の如き御あしらひ成しに、常憲公御代に至り、保科は格別由緒ある家柄なればとて、正之朝臣の息肥後守正容へ、松平の御稱號幷葵御紋拜領被仰付、御家門列へ加へられ、今に於て御家門の末座に列せらる、又外樣列侯の內差出し高の面々は、表向き小身といへども、竿不入にて、內分甚廣し、大村家などは長崎往來に此の領分を、三日路通ると云り、隣國筑前領は五十餘萬石なりといへ共、などやらん國疲て見ゆ、大村領は廣きが上に土地甚豐饒に見ゆると云り、五島も島數十八有とならん、方量なき分限のよし、秋月もまた爾なり、東國にては南部相馬津輕松前の類、其外邊國には餘多有り、各外樣なる故に、公務も寡く、唯參勤するのみなり、實は數十萬石を領し、表は小身の分限にて居らるゝ故に、勝手向各富裕なり、時めく家がら程物入多く、其家貧困成が多し、彼家々の先祖後來を量つて、表を小身に申立置れしは最賢し、但當時加樣の事あらば御法度の隱田の類なれば、綿密に檢地を入られ、其上にて仰付られ方も有べけれども、國初に左樣の御沙汰あらば、又もや動亂の端と成べければ、家々より差出す儘にて濟けると見えたり、

○長崎拔荷刑人の事

石河土佐守長崎奉行たりし時、(享保の頃なり)近年歿せられたる土佐守の祖父なり)拔荷の御吟味嚴敷、刑人餘多有り、右の刑行はるゝ時は、在府の異國人に見せらるゝ舊例なり、然るに刑人の首を過て打損じぬるを、異國人見て甚嘲笑けるを、小通詞官、梅三十郎と云者、未若輩ながら、取敢ず異國人へ申けるは、唯今嘲哢するは、刀の鈍きを笑ふや、總じて和國の法にて、罪の輕きは利刀を以し、重きには鈍刀を用ふ、奚ぞ是を笑はんと咎めければ、異國人承伏の體にて笑止ぬ、土佐守之を聞れて、假初の事ながら異國の者に、鈍刀を嘲られて其儘に有んは國の耻なり、罪の輕重に應じて利鈍を用ふと云頓意、則國の外聞に懸れりと、大に之を賞し、三十郎を大通詞に申付られぬとぞ、

○本因坊道策の事

琉球人來聘の時、彼國にて碁に長ぜしもの聘使に隨來、江府に於て、碁所に手譚をのぞみ、それぞれの品位を定め、日本の許帖を貰ひて歸る舊例なり、本因坊道策（寛文より元祿の間）是に會して舊例の通許帖を遣はす、琉人道策が妙手を深く嘆美して不止、時に閣老の曰、和國には渠が類ひ、外にも餘多有と申されけるを承之、その席を退て後、傍人に云けるは、閣老の言尤國を餝ん爲に宣ひし成べし、然れ共此道策に於ては、圍碁始りてより以來、和漢共に加程の妙手古今に有事なし、末代又斯る名人出べからず今古獨歩の妙手なるを、外にも餘多有と宣ふは此道を知らせ給はぬ人と見えたりと呟ぬ、惣じて貴人大人の言は、假初の事も愼可有事なり、大人といへ共知らぬ道の事には、卒爾に發語有べからず、此閣老の一言和國を餝る爲に被申ぬれ共、却て國老の耻を異國へ傳へられし成べし、往年淺野家の義士伏誅の前、義士の內十七人細川家へ御預の時、太守彼輩へ始て對面の砌、今般は皆大儀なる事をと挨拶有しを其世の人聞傳へて美談せり、此大儀の言、普通に云大儀には有べからず、希世の徒に對して賞せんには大義と云より外は有まじ、誠に大人の挨拶當れりと云べし、去ればこそ御預の內も義士への馳走心配り餘家に格別違ひ、萬賓客の會釋のごとく、余が編る赤穗義士篇に委記せしが、今度雒火に亡へり、此寫西山善峰寺に在り可見、

○笑談數條

或組の同心晝寢をして居たるに、失火有に仍、驚起て火事羽織を着し、蔦口をかたげて駈出けるに、頭たる人早出馬有により、直に其先へ立走るとて、懷中の鼻紙を落せり、頭馬上より之を見て、紙が落たりと知らせらるゝを、彼者さし心得て兼て用意の附髮を懷より取出して、天窓に付る、其所以は彼兀天窓に生毛の一筋もなきに、常に一寸餘り卷立てたる、大髷を天窓に付て居れり、髷なき時は誠の坊主なり、下地に一筋も髮なき故に、動もすれば髷を落せり、仍て懸替の髷を常に懷中せり、此日も晝寢の儘

にて出たれば、髷は落すやと心掛りし折から、頭の言にてさてこそと思ひ、たしなみの髷を出して、下地の髷の邊に付ぬれば、髷二つ有てをかしさ類ひなし、常々おどけ者にて、頭などへも遠慮なく咄などする故に、頭も外の者より親しく咄伽にせられしが、今日の髪と紙との間違は有まじき事に非ずと、馬上にて大笑せられしとぞ、徒然草の乾砂の用意とは、無下に替りし用意なりけり、

難波に一風士有り、齢還暦を遙に過て、車を懸るに至る、され共猶官に在て、老健なり、常にかたらふ友には、出家儒者數奇者雅人、あるは遊里の街婦、芝居の徒、有とあらゆるしれ者等、日毎にかしこに來て宴會す、余も都變の後、暫し天みつ里に寓して、彼叟に交りを結びしが、八十瀬の敷浪高く立添て四つの枝々枯槁し、耳聾て語を交るに難し、自謌して避ぬ、余素よりの知己に非れ共、故有て此叟をよく見知れり、一年都の芝居にて、嵐雛助が、非人敵討の狂言有り、此藝大當りして、見物群をなし、割合場迄も悉く棧敷にして、寸地の透間を爭ふ所に、花道の傍に棧敷三軒分程、廣々としつらひて、客待顔に、花車中居の類のみ來居る有り、余も其邊に在ぬれば、何となく目に遮て之を見る、日も斜成頃、花道より淺黄縮緬の單物に黒き絽の羽織を着し、大脇差を佩たるをのこ、同き黒き頭巾の目計り出たるを被て出來る、誰ぞが出端かとみるに、さにはあらで、彼棧敷へ入ぬ、牽頭藝子の類、陪從して、夫より彼さじき賑かに成ぬ、其體少く世を忍さまなれば、心にくゝて倩見るに、彼が風體都下の町家には非ず、さりとて邊國の豪ともみえず、近國の高持の郷士などやらんと、友どち呼合て、折々ながし目に見やれば、後には頭巾の錏をかゝげて、酒酌かはす、容貌耳順に向たらんと見ゆる叟なり、其日は夫切にて、いづこの人共知らざりしが、我友の内それよりひとふた日過て訪ひ來り、彼叟が事を語るを聞ば、浪華にて名におふ風流叟なり、其日は川端の何屋とやらんの仕出しにて芝居に遊び、彼遊屋に數日逗留して、雛助などに發句をさせて、襖に漫書し、きのふ難波へ歸りぬと語りし儘に、始て此叟を知れり、こたび親しみ睦びて、此事を余語り出せば、叟も覺え有る事なれば、之を聞て呵々大笑せり、活機の質美に

堪たり、此前是に似たる事有り、一日何心なく芝居へ行みれば、向側の棧敷三軒つゞきにて、祇園町屋の者共、入替〳〵爰に來て、客待有樣嚴重なり、日も傾とも客人不來、是は定て大國の家老などの、洛に逗留せるを、其方樣の屬下の者の、饗するならん、さも有ば亭主方の者、あるは留主居など、先へ來て待設ぬべきが、夫も見えず、いかゞと見やる處に、やゝ時過て客人の來るを見れば、半時庵淡々なり、門弟の類あれ是陪せり、淡々從容として、席上に坐すと、暫く有て中村十藏を始、其座の立物役者立替り入替來て、淡々に謁す、老翁下戸なれば、むざ〳〵と菓子を喰ながら、渠等を會釋ふ事、更に大人の如し、其故を聞けば、おもの役者共、彼翁に會せざれば口が聞れぬと云り、斯迄名の貫きし事、江戸はいざ不知、上方俳諧點者には、前後覺えず、古き狐狸の類ひなるべし、

因に記す、我友祇園へ參りて歸るさに、井筒扉へ立寄みれば、何やらん衝立の陰に、家內の者擧りて座敷を覗く體なり、何事ぞと尋れば、由良さんの息子殿が、唯今見えました、御覽ぜよと告る、實にもさ聞けばいかで見ずにやは有べきと、彼友も指覗き見るに、七十餘と見えし鼻の損せし老人なり、爰を以て良雄の芳名をおもふべし、淡々が名の通りしとは、同日の論に非ず、此老人な所謂良雄が三男、幼名大三郎、後に大石宿衞(トノヱ)と稱し、公免の後本家藝州へ、本知千五百石番頭格にて呼出されしが父と違ひ勤嫌ひにて、生涯格別の功勞もなき故、餘り首尾宜しからず、近年隱居の節領知三百石減じ格式も一等下りて、養子大石某、當時千二百石物頭格にて勤仕すと、藝州留主居物語なり、

總じて京大阪僅十三里を隔ぬれ共、風俗大に反せり、京師は山間の一蹊にて、陰分の地なるに仍り、人心も陰氣にて、表を濳て內を奢る、大阪は山遠く海邊なれば、陽地にて人心潤然たり、萬づ表をかざりて、內證はさもなし、家造などにこ、京大阪の人情は知られたり、然るに先年大阪廳所の組士に、危き事有り、凡仕官の人は、私に他國する事は不成、無據所用等有れば、頭支配たる人へ達し、許容の上にて他國へ行なり、大阪も素より其通なれ共、表向度々願ひも出しにくき故に、相番の內へ、重ねての番

を、一つ二つ頼めば、凡十日程の他行は自由成故に、之を內々互に賴み合て、參宮幷出京など每度する事なり、先年餘り超過して、京都に久數出居たる留主の內に、仲か間に口論有り、右吟味六か敷成て、列仲間一統に頭へ呼れしに、彼何某實は留主なれども、表向へは達しがたき故、俄に發病の由申立て、列座を逃れしが、病氣の面々は、印形書付を以て申出べき由被申渡ぬるに、大に困りて京都へ飛脚を以て其趣を達し、早々印形を先づ差下候樣申遣ぬれども、往返隙取て、延引する故、肝心の口論の事は脇に成て、此何某が事を一統に難儀に思ひ、實事を頭へ達しなば、身上仕舞なれ共、是非に及ばず所詮明朝は其段を相達すべしと、苦々敷評する處へ、漸本人京都より歸り來て、早々印形を差出し、危き急難を逃れぬ、是に懲果て、其當分は內々の他行を止しと聞しが、京などゝ違ひ、土地の風俗活脫なれば、程過て又もとの風俗に成しと承ぬ、彼風人が出京も定て內分の事成べし、先年永田官兵衞と云與力有り、頗る世に用ゐられ、官兵衞が一言にて、何事も整はざるはなし、川方役儀を勤め、常に川筋檢分に出るに、諸町人我一と饗應の事を申込て、見分濟と其場所へ亭主方出迎ひて、直に馳走船に乘替、夫より遊里へ伴ひ、招請して宴會目を驚かす計なり、此招請を願ふに、先約多して時日なく、漸日を經て饗するほどの派利なり、辰巳屋跡式もめたる時分、町奉行稻垣淡路守、私曲有て半知被召上、小普請へ被仰付し頃、官兵衞も既に身上危き樣に沙汰有しが、病死して此難を遁れける、實は自殺なりしと風聞せり、又仁木右近右衞門と云ふ與力、是は少きより、風月に遊び、椎本舊德(元名才麿)が門に入て相磨と號す、後に短十と改む、享保の始より雅筵に名を知られしが、後に權家に在て、屢時を得たり、其質聞えたる色好にて、はた公務につけて、私事多く、いまだ知命に至らずして退役し、夫より表は風雅を立て、內々はもとの權門へ立入、色々口入しよからぬ沙汰ども、折々露顯して、田中宇左衞門(與力)が一擧に掛り合有て、公邊の咎を請く、而て日蔭の身にて、方々を經めぐり、老ての後も、色事にて、諸人にうとまれ、泉州堺邊にて、淺ましく歿しぬとぞ、余には五つか六の兄にて、風月も時代等しく、退役の早きも似たれ共、我は

其懶惰にて、權門嫌ひなり、渠は身を終る迄、色々の沙汰にあへり、我は風月音曲棋局のみを樂しみ、故にいとまには世々の移り行さまを思ひつゞけて、あだしごとをすさむ計にて、胸に一物も有事なし、爰諸人に疎まれずいと樂しく暮しぬるに、圖らずも京變にあひて、いさゝか知足を失なはんとするを、爰こそ一大事なれと、心を取直し、たゞ夢幻泡影を觀ずれば、悔る事露程もなし、やその度重きやまひに悩み、やゝ三十日ほど過て、わらはやみに移り變じて、後には日毎に震ひわなゝき、食を斷事三十日餘爰に於て期來ぬと子孫の者親族にも、いとま乞せしに、またふたゝび蘇生の心地なんするこそ怪しくも唯ならぬ、斯る老さらぼひたる我だに、親しき友の絕やらで、岡崎の庵主など、特に懇に西八條なる老が假棲を遙けくも、萬歩の勞を厭はず折々に訪ひ來まし、其外數の友無にしも非ず、今も我三ツの樂に、寄る人は貴となく賤となく、老たる有り若きあり、千差萬別、世の風華居ながらに著し幻にあつまり化に散る、唯年の矢の矢繼早なるこそ惜まるれ、替り行世のさまを見るに、寬延寶曆の頃迄は老が若き頃の風俗に、さのみ替らざりし、たとへばいやみ草などいふ小歌をもてはやし興じぬ、其文句は、(路考瀨川菊之丞俳名)栢莛(市川海老藏名)名を知り、自慢など云類ひなり、今は其場をぬけて、いやみと思ふがいやみなりと、入ほがに惜上して、空寂斷無のやうなる心ばせなり、享保の末に、耳敏川といふ長歌に、羅人公弼何狂等が名を立られ(脫文あるか)延享の頃の、湊鑑(皆咎と云隱し題)乙澄云えせものがすさめりと云、耳敏川には、無下に劣れり、耳敏川は春秋の御幸の多くてと、靈元法皇の崩御より書そめ、半には跡なき波の宮古鳥などゝつゞけしは、關東の御臺所、比宮御方の世を早うし給ひしを恐れみ嘆じたり、此宮角田川にて都鳥の御詠有しにそよへて、いと誹歎つゝけたり、此二ツの長歌、我反古の中に有しを捜し得ば、此翁草にかいつけなんと思ひしが、皆焦れ失ぬれば、徒に止ぬ、もし世に散殘り有らんには、乞需て寫し置なん、面白き物なり、今時の濟した顏せらるゝ人々の筆勢にはかゝる事も覺束なし、

所謂悼與耄雖有罪、不加刑、實にも余を顧るに、孩兒の如くなるに、不圖思ひよりて「幾夜寢て春にあふぞと耄にけり」と口號みしを、蕪村が是を聞き、いたうめでたがりて「其ふるき瓢箪みせよ鉢叩」と、去來が云棄しを「ゆふ顏のそれは髑髏か鉢たゝき」と案じ替て、自ら句を得たる心地しけるが、今足下の「幾夜ねての句と去來が瓢箪の句、風體對揚して優劣孰れにか有る分がたし、己が髑髏の句の無下に劣れるうたてしさと慙愧せしも、きのふの昔なりけり、蕪村ほどの者も今は寡し、

謠の評判、ならみやげに書洩せし事、按しなば幾度も有べし、不圖鸚鵡返しの「ぞといふ返歌を思ひつゞくるに「そと云文字にては歌の心落着せず、其故は返歌の意にては、雲の上を思ひやる心なり、然れば有し昔に替らめやとか、替らましとかなくては、內ぞゆかしきにかけあはぬなり、替らねどゝ治定しては小町が思ひやる歌には、手爾波違ひに成なり、又羽衣の切に、其名も月の色人はと云ふ文句有り、月の色人何に出たる事にや未考、もしくは月の宮人ならんか、按に宮と色と艸字に書けば紛敷故に「宮を「色と誤りて不穿鑿に諷ひ來れるにや、此類深く吟味する事にはあらねど、心に浮むまゝ、筆のついでにかいつけ侍る、

〇南朝公卿北朝へ歸參の評

南朝の公卿北朝へ歸參の時、臣少荒朝に事へしと有しを、荒朝の文字さる事なめりと、人嘆じぬと、其卿の名は忘れしと語る人有り、是は晋の李密が事を、附會せし好事の徒の說成べし、陳情表の中に、臣少事僞朝の句有り、出師陳情は、孔明令伯が忠孝の肺肝より流れ出て、類ひなき文章なり、文章は氣を以て主とし、氣は誠を以て主とすと云り、純忠至孝の骨髓より出たれば、之を讀人の墮淚せざるは、忠孝を知らぬ人なりと申傳へり、然るに此僞朝の事、さしも至孝の令伯が蜀をさして僞朝と書しを、嘆惜して、後儒色々の說を擧て之を評せり、始李密が書しは、荒朝と書しを、晋朝にて史に入る時、書改めて僞朝とすと云り、實にさも有べき事なり、蜀主は漢皇の正統を紹で、名正し、曹操が漢賊の類に非ず

李啓また孝子順孫の列に在て、斯る詞有べきに非ず、此事を南朝の公卿附會せしと見えたり、剪燈新話を、國字に直して、御伽婢子と云草紙になせし類ひなるべし、

○中務卿宗良親王和歌風體の事

中務卿宗良親王は、後醍醐帝皇子、始は法親王にて、妙法院御門跡、後に御還俗の宮なり、歌道に長じ給ふ故、勅有て新葉集を撰たまひ、家集に、李花集有り、御歌の風體、四季折々の御詠迄も、なべて述懐を離れずと、徹書記が難ぜし事、清巖茶話に見えたり、倩之を想に、一天の君の皇子として、世の亂れ故に、帝都を離れて、吉野の奥に住せ給ふ御身なれば、述懐の情を離れ得給はぬは理りなり、夫を難ずるは僻事ならんかし、頃日住吉奉納の藏山集、難波の中井先生の書る序に、藏山集は自ら目出度泰平の音有り、南朝の新葉集は、自然と衰世の音有りと書るも、實にさる事ぞかし、此藏山集の卷頭の歌は、雒東にある澄月法師なり、卷頭に法師の歌いかゞなど評有けれ共、新和歌集卷頭の歌、宇都宮蓮生法師證例有に仍て、事濟ぬとぞ聞えし、蓮生法師は、則新和歌集の撰者にて、爲家卿の舅なり、

〇當時の世說　寛政元酉十一月東武より聞ゆ

〇出羽國村山郡最上成泥村百姓文六忰文五郎と申者、天明八申二月出生す、落生常の如し、然るに日に増月に超て大に成候故、身の重目を試し見るに、七貫五百目在り、翌酉五月またまた試るに、十二貫目に成り、閏六月に掛て見れば十四貫目に及ぶ、脊長三尺六寸手首廻り八寸二分、乳の間七寸六分、股の付根二尺一寸、肩の厚さ九寸有とかや、成人の後いか成物に成らんや希有の事なり、

〇丹波湊の出郷に山內と申小村有り、爰の小百姓與左衞門と云者の二男喜藏と申者、寛政元酉年に六歳になる、出生より骨逞く總身に毛生、手足面共に毛色熊の如し、眉厚く唇一際赤し、面色白し舌鈍く眼大に柔和なり、酉春丹波龜山の儒官三上彥右衞門と云士、但馬入湯の砌彼地を通り、右の小兒が相を見て、見處有にや、殊外懇望し、歸國の上、內々龜山侯へ訴へ、八月朔日小兒を駕にて、龜山へ引取、專ら武術を敎候積のよし、

〇武陽堀の內と云所に、日蓮宗の寺有り、其寺の高祖の尊像、いと貴く靈驗有由にて、近年夥くはやり寺門の繁榮、堂舍きらびやかに修造せり、餘多の參詣の中に、浪人夫婦有り、いかなる宿願にや、寒暑を不避、浪人一人參る時も有り、女房獨參る事も在て、信心他に異に、日參する事凡一年餘なり、故に上人を始、寺內の下男迄も心易く成て、庫裏にて茶たばこ等の世話をし、道々の茶店の者迄に見知られけり、一日女房計り參けるに、雨降出て不止迎ひの者を待ども不來、時移る內にはや暮に及ぶ、女の云、我方は道の程も遠く遙々野を隔たれば、夜陰に女一人歸らん事も致がたし、いかゞせんと難儀の體なれば、下の男彼是を話して伴僧より上人へ其由を申て、寺に一宿させぬ、然るに翌朝早天に、彼浪人來て

大に詈り、年頃信心して歩を運候に、斯く猥成事とは努々知らず、今思ひ當れば、某參るべしと申を、強て此女が參詣せんと乞て參りし事度々なり、偖は日頃より上人と密通して、信心に事寄せ、不義法外の仕業有し事明白なり、此分にては某が武士立がたし、兩人共存分に可致と、大音に詈る故に、上人を始寺中の者共頗る迷惑して、色々取扱へども、更に聞入ず、其内にはやちら〳〵と參詣もあれば、他聞を愧て、上人佛祖を誓ふて申譯をすれども、一向取敢ず、此上は早々公儀へ、訴へ、墜落の罪を糺さんとわめく故に、先づ奥の一と間へ招入れ、段々挨拶に及び、金子六百兩を差出し、漸く穩便に事濟ぬ、其者の名は、吉田平八と云り、右の類の金子を所々にて貪取て、其身は與力の株を買て組入し、貪溜し金子を高利を以て、貸廣げ、追日富裕の身となれり、然るに小普請組前島某と云、四百石計の士有り、平八より金子を借りて、返金の手段盡き色色斷を云へども聊聞入ず、既に表向にならんとす、爰に於て、前島より平八へ樣々示談に及處に、平八云、さ有らば某を貴殿の養子にし給候へ、然れば右の金子を持參金として相濟すべしと云、前島得心して、支配の方へ願を出し、首尾克く願濟て、前島は家を明渡し平八其跡へ移て、前島虎之助と名を改め相續す、去れ共貸附金は其儘不止して、所々へ高利を以て貸付る、其取引の前名は、前名吉田平八にて通用せり、然るに當夏將軍家濱御殿に於て、騎射上覽の事在り、前島虎之助も役儀にて、其節御成先きの御用を勤む、(小普請組は總て諸御用を不勤に此出役の事不審、若は前島家相續已後御番人にても被仰付しにや、可追考)御供の諸士の內平八を見知たる者餘多有て、此體を見て不審し、此事專ら風聞す、因玆御吟味に成、段々御穿議有處に、舊惡種々露顯し、平八揚り屋へ被遣、唯今吟味半なり、就中一人二名の事尤穴か敷由、

私曰、此條今さらの事に非ず、前卷にも記す如く、幕府諸士の風惡く成り金百兩にて百石、千兩にて千石の分限賣買自由なる事、先年露顯し、其砌嚴敷御吟味有て、其當分は相止し樣に有しが、又色々調練謀計を以て、今に於て此事不止、由緒ある家柄も、筋なき者ども相續し、甚猥成事に及べり、延

事寛延の頃にも、大御番板倉左太郎は、余も知人成しが、左太郎養父專ら不正の緣組を肝煎り、事露顯して、板倉父子共に、御改易に成たり、此類不可勝計、

○横田源太郎は一徹剛勇の人なり、盗賊方を勤られし頃、庭先に吟味場有り、拷問の具一通りにては甲斐なしと工夫して、尺計の捧を拵へたり、其用ひ様は、四寸角の木の角を上になして、幾等も並べ置、其上に科人を畏せ、向脛を直に木の角へ付け、扨厚さ二寸計、長一尺餘、巾一尺程の石を、其膝の上に重ね積に、通例の者は石六枚を積ば、氣絶し、脚の骨、角木に喰入り堪がたく、白狀に及ぶ、猶白狀に及ばざる者は、足の折屈へ、彼棒を入て、石を積事右の如く、後より巻ざつは（割竹なり）を以て打つに、いか成者もたまり不得、久敷に致れば膝の屈彈け碎て死に至者度々なり、たとへ吟味を免れても、支離膝行に成て、命有る計なり、皆人此木を横田棒と號て、恐れざる者なし、常に品川宿、板橋新宿千住邊を徼行して、惡徒を自ら捜り捉へ、殘忍の事多かり、中に江戸にはスイホウと號し、博奕惡徒の骨長有て、世人其の名を知れり、渠等は數度入牢もせしかども、自分の惡行はなく、唯惡徒仲間の諸譯を立る男伊達なれば、科をまぬがれて出牢せり、惡徒共是に反しては、江戸徘徊成がたき故、皆其手下に屬して、渠を恐るゝ事、公儀に過たり、神田に名高き下駄定と云者有り、山下にも何とか云スイホウ有り、下駄定は惡徒の長ながら、志廉なれば、取扱ふ處非義なし、山下のスイホウの邪魔に成故に、下駄定事を横田方へ色々讒して、竟に下駄定召捕る、扨件の拷問に懸る處に、元來したゝか者なれば、一言の陳謝白狀にも不及默然たり、膝に石を積事十六枚、骨碎血迸り、目も當られぬ有様なり、竟に下駄定責殺さる、斯く罪科未決の者、餘多死亡に及に仍り、傍人諫て其後彼棒は止にけり、角て源太郎は御作事奉行仰付られ、大和守に任す、偖役儀代りても、跡役の人、其拷問場を所望して、其儘用る例故、後役より其段申來候へ共、横田不諾、是を居宅にして、少々修理を加へ用る故、血をあやしたる不淨の場所をも構はざれば、暑氣などの節は、臭氣有て、立入人もいぶせく思へり、横田は暫く、作事奉行を勤しが

行狀荒く、餘り首尾不宜、程なく布衣役へ貶して、新番頭に轉ぜらる、此盜賊火方役には、已前より、荒物多し、享保元文の頃の在役藤掛民部などは、其頃鬼の如くに評判せり、

〇蝦夷一揆の事、爰に記すれ共、是は前卷に錄しぬる故略之、尤前卷に記る趣と大やう不替、松前侯より被指向、人數無二無三に押寄、鳥銃を打懸切入しに、夷人共恐怖して散亂しけるを多く生捕、且又夷共の少潰せし陣屋を、元の如く修理し、散在の日本人共を呼あつめ、是に住しめ、嚴令を申渡し、生捕の者共を松前へ連歸り、段々吟味の上罪なきは歸され、張本の夷人數輩松前城下に於て梟首せられ、七月中旬迄に事鎭ぬ、

〇寛政元年七月、酒井大學頭家騷動す、其由緣は元と此家は酒井左衞門尉（羽州庄內城主十四萬石）の分地なり、始め宮內大輔忠勝の二男、大學頭忠恒（イに忠植）に、羽州飽海群松山（イに松川）二萬石を頒與ふ、是寛文年中なり、夫より數代領之、石見守忠休に至り、若年寄に被命、安永八亥年、松山を城地に被仰付、忠休卒して、天明七未年六月、今の大學頭忠崇家督相續す、此石見守忠休事、元來は本家酒井の家臣、酒井何某と申せしが、先代石見守忠豫卒去の節、嫡孫忠鄕在れ共、幼少病身にて相續成難き故、忠休を以て後見たらしむ、然るに忠休時の權臣田沼氏に阿諂ひて、其身若年寄の重職に成り、城主に被仰付程の勢ひなれば、此家を嗣べき忠鄕（イに忠起）を押込、五百石の地を與へ置、公儀向は病身にて相續成難き旨を申立、竟に我子の大學頭を家督とす、因玆忠鄕年頃の蟄懷を申開かんとすれども、田沼權を執る頃は奈何ともする事不克、幸に今聰明の良弼いまして、政務明鏡の照す折柄なれば、時を得たりと、忠鄕微行して、七月中旬の夜、執柄たる白川侯の宅へ參向し、年來の事を申立て愁訴せらる、侯早速御沙汰に及ばれ、則大目付山田肥後守、桑原伊豫守を官使として、本家酒井左衞門尉、上神田橋の屋敷へ、七月十四日早朝に參向せらる、不意の上使に驚き、家老某罷出て、左衞門尉此節所勞にて引籠罷在候、恐ながら、上意の趣、某へ被仰下度旨を述ぶ、兩使云、大切の上意、申次は難叶、所勞

と有ば病床へ罷通て可相達との事なれば、彌々恐れ驚きて、各手に汗を握り、詮方なければ、左衛門尉、所労ながら罷出て、上意を奉らる、官使具に上意を演述して、左衛門尉御答の趣を、肥後守筆を執て之を書付らる、家中の者は次の間に相詰て、堅唾を飲て控居たり、左衛門御答の趣相濟て、兩使は歸城せらる、大學頭屋敷へも右同樣なり、其の後忠郷は、本家へ御預け、大切に可召置由被仰渡、大學頭は閉門仰付らる、本家左衛門尉よりも、閉門の伺有けれ共、先づ夫には不及相愼可罷在由なり、六か敷御吟味なれば、容易には濟べからず、事に寄ては家門にも障るべきやと巷說せり、

私曰、加樣の類諸家を探らば幾等も有べし、事發覺せざれば夫切に愿濟なり、寛永正德の頃にや、信州上田城主、松平伊賀守家も、其頃の伊賀守は後見の人にて、家嫡へ家を渡さるべきを其儀なく、押領の仕形に仍、家臣淺見木工と云者、遮て之を拒し故に、木工は揚り屋へ入牢くだしに成り、伊賀守は公邊首尾宜しく、京都所司代より、後に老中列へ被召加、生涯無事に終られぬ、皆其人の運命に寄る所なり、

（本卷初「年山紀聞」除く）

翁草　巻之百六十一

○唐土丸

寛政元己酉年七月初旬、江戸高田といふ所に、法華宗の寺有り(京本法寺末)右の寺より、日本橋本兩替町飛脚問屋山田屋八左衛門方へ、駿府と京都への書狀を持せ越けり、いつもの事なれば、店にて受取差登せ、京極宮の御方へ相達す、御內の諸士是を請取表書を見れば、京極宮へ唐土丸と有り、各不審し、御殿に如斯異なる名の人、一向に覺えなし、其上宛所の書方も、卒爾法外なり、定て狐狸などの所爲ならん、加樣の物は請取がたしと差返せば、飛脚の者迷惑し、左樣の怪敷ものを不相糺に、飛脚方へ可請取事は決て無之候、御殿の御名有之上は、是非御開封被下よと達て申に仍り、諸士封を切て見れば、叉中を封して上書に、諸神達へ家子の者共と有り、彌々嘲り笑て、さればこそ狐の仕業ならめ、是を開ば、何か出なん恐しとて、飛脚へ戻す、飛脚詮方なく請取之、去にても駿府へも是と一所の狀を屆しが、夫は如何有しやと、其所へ立寄尋しに、唐土丸は、江戸淺草に住人なりと計にて何の子細もなき體なり、頓て江戸へ歸り、山田屋八左衛門へ其由を委く語る、八左衛門も胡論なる事に思ひ、翌日淺草のそこと聞たる方へ、京都より返りし狀を持參し、斯と音信れば、則對面すべき由にて、奥の間へ八左衛門を呼て、さもやごとなき僧褥の上に座し、傍にはえならぬ調度ども引ちらし對面す、八左衛門も、其體恭敷まゝに慇懃に拱手して、京都の樣子を語り、彼狀を返せば、此僧笑て、初より委く表書せば、諸太夫共取隱し、奥へ通ずまじと思ひ、態と怪敷認遣はせしなり、其狀は其方に當分預り置べし、重てとくと添狀を遣さん、此事其方も不審に有べき故に、委しく語り聞すべし、我れ元とは京極宮の實胤なり、我母若き時、

彼宮に仕へ奉り、ふと御手かゝりて懷姙す、然に宮の仰事有て、御殿を下り、我を産り、女子ならば其儘に養育し、男子ならば出家させよとの仰に任せ、御書物御手道具など賜り宿へ下りぬ、仍て幼少より京都本法寺の弟子と成し緣に仍り、今爰に在り、母も未存命にて寺に在り、七年以前に、母此由を始て我に申聞ぬ、夫迄は我夢にも不知、殘念云計りなし、既に四十歳に餘て、倩思ふに、此節京極宮空宮にして、紀州の姫守り居らるゝ事なれば、何卒歸洛し、京極宮と成べしと思ふ心止時なし、近きには願も達しなん、我諱は維仁と云なりと長物語に、八左衞門は恐れ入て立歸り、其近邊に知れる人有しかば立寄り、彼人の樣子を聞くに、委き事はしらねど、何か貴きさまをなし給ひ、いかなる業病の者も敬ひ拜めば、忽其驗有とて、遠方より參る人多し、此頃も品川邊の者病にて、眼の盲たるが明らかに成り、小日向邊の女耳聾けるも聞える樣に成しと、專ら沙汰せり、至て德行有人なりと語る、八左衞門は夫より立歸り、翌七月八日夜半過に、町奉行所より急に被召、こは何事にやと家内の者も驚恐れ、八左衞門則南御役所へ罷出ければ、白洲へ呼出され、奉行山村信濃守出座有て、唐土丸事を尋らる、八左衞門則屆狀の事、其外の樣子具に述ければ、右の狀取寄せ、開封有けるに、外には何もなくて、短冊一枚に和歌一首有り、八左衞門は先歸候樣にと申渡さる、樣子を聞に、八日朝白川侯の玄關へ、唐土丸來て案内す執次士立出て、子細を聞に、其方等に申事には非ず、越中守に直談すべしと云、其體亂心者と見えたれば、其由を奧へ申達、則月番の奉行所へ早速達す、仍て町奉行より、與力同心を被越、彼者を受取歸る奉行信濃守へ申述る所も、八左衞門へ咄したる趣なれば、一向に取上難し、先づ高田の法林寺を召れて唐土丸を渡し遣はさる、いかゞ穿鑿有事にや、先は亂心の御取扱と聞ゆ、【割註】前巻に記せる享保年中源氏坊天一が類ひ成べし、爰に記る趣は則飛脚屋山田屋八左衞門に友人塘雨直に聞えたる趣なり」猶委く聞に、唐土丸事、江戸へ不出前、大磯驛の茶屋大和屋彌右衞門と申者方に久敷逗留して、加持祈禱をなすに、其驗有とて近鄕群參しければ、宿長の問屋本陣聞付て、左樣の事禁制たる條、式目に在り、急ぎ

立退せよと彌右衛門へ達する故に、唐土丸是非なく爰を立去て、江府高田へ來と云り、右公儀より高田法林寺へ引渡されし以後も、祈禱加持を憚る所なくいたし、諸人群集すと云り（加樣の驗者には必拵事多き物なり、唐土丸の加持眞僞知れがたし）扨京都の事を聞ば、京極宮御方へ書狀到來の事、無相違、其日の當番小川勇黑川賴母、兩人受取改見るに、箱御秡程有之上に、京極宮樣と計り書付紙包なり、兩人上は封切開きみれば、（三十番神御家屬達）唐土丸と書付有之に付、早速飛脚屋を御殿へ呼差返され候計りにて候、御殿に於ても色々評議有之候得共、心當りの儀無之候、但先年生島肥後守と云諸太夫有之（イに玄番頭）當御殿に於ては、筋目由緒等格別の者にて、代々諸太夫相勤居候處、過分の金銀を取込、段々露顯に及び身分難立に仍り、夜拔いたし、行方不知故、其節武邊へも御賴有て、搜索られ候へども難相知、其後江戸法華寺にて出家に成り、祈禱など致居候由相知、旣に可及吟味處、又々そこをも致逐電、夫切にて尋も無之候、凡四十年程以前の事なり、其後肥後守は相果候由噂有之、悴もあまた有之由に候しが、若は其悴抔にては無之や、心當りは先是計の由、御殿にての沙汰に候、尤生島は家柄宜敷もの故、宮御方より出候珍器什寶の類、定て所持可致事と噂御座候、叉渠が巾口の內に、京極宮織仁と有之候得共、織仁は有栖川宮の御事にて候、京極宮は家仁、其次は公仁と奉稱なり、猶御吟味落着聞えなば、この奧に可記、

〇津田日向守父子幷に大草太郞左衛門の事

去午年迄御側衆を被勤し津田日向守は、大納言家基公の御外叔なるよし、始めは百五十俵の人なりしが右の御由緒を以て、段々御取立有、其上性質姦計有て、田沼氏へ阿り諂らひ、奧向女中へ取入、家基公御早世以後にも、相替らず時めかれ、蓮光院殿（家基公御母堂）の御文庫金一萬兩をも自分押領し、所々へ貸附、其身も段々御加恩有て、當時秩祿六千石を領し、奢侈榮耀人口に在り、午冬御役御免にて、子息山城守は、當時御奧詰、御小納戸頭取役を被勤、然に駿州三州の御代官大草太郞左衛門事、年來非

分の事有て、酉七月役儀召上られ、太郎左衞門非勘定を段々相糺さるゝ中に、金子三千五百兩、津田山城守より借用有之、太郎左衞門、漸百俵に二十八石の分限なり、二百俵、過分の金子を借受候事、双方共に御不審相懸り、嚴敷御吟味に被及處、蓮光院殿御金の名目を以て、夥く金子を諸方へ貸付、大學方へ借受候にも、右金子の內の由、明白に知れ、日頃の奢侈悉く露顯せしかば、山城守御役召上られ、父子共に永蟄居仰付らる、寔に一天晴明なれば、浮雲散失るがごとく、是迄佞惡の族、去々年來次第に罰せらるるは、天地自然の道理ならん、仍て邪惡の輩は、自身退き、或は非を改るにより、上下依怙の沙汰なく、裁斷明らかに、下民の情上に徹し、難有き御代なりけらし、

○鍋島屋敷奇異の事

肥前佐賀の屋敷は、山下御門の內正面に有り、屋敷の鬼門隅の長屋にて、昔より今に至り、一日も無怠僧衆來て、日護摩を焚く、其所以は、昔大奇怪有し故なりと、今も折々怪異有り、是太守在府の中計なり、歸國あれば怪異有事なし、故に屋敷中の男女、太守の歸國を悅て、右濟ば安眠す、每夜の事には非ず、小雨など降て、物淋しき時は、必有り、或は庭中に火柱立、或は器動き踊り、又は家鳴などす、此火柱を見たる人の語りしは、大さ二圍許長三間程に立つ、あはやとおもふ內に、忽消失、又それよりも增りて、四五間も立登る、元來怪物なれば、自ら身の毛立て凄かりしと云り、又屋敷中、夜中雨戶を鎖事なし、いか成る、樞をしても自らひとり開なり、又太守登城御佛參等、出門の事表門よりと有れば、裏門より出らるゝ、裏門と令る時は、いつにても表門なり、是等も有怪異に寄事と見えたり、其外種々異說有れども、實否を知らず、凡此異事は江戶中に知らぬ人もなきとなり、

○年號改元の評

天明改元の始に、或人眉を顰て、諺に天命に盡ると云事有り、此年號の間に、何ぞ盡る大事有らんと呟しが、果して千とせ經る繁榮の平安城、まさに盡て新都となんぬ、往し明和改元の折からも、八年迄の

間は、異なる事も有まじ、明和九に至らば、世人迷惑する事あらんと申せしが明和九辰年世難數々有て安永に改られぬ、昔も例なきにあらず、平治改元の時、大宮の左府伊道公、之を難ぜられて、平治は平地なり、上下なからんやと宣ひしが、案の如く上下を分ぬ世と成けらし、此伊道公は常に狂語を宣ひて興ぜらるゝ事多かり、其頃阿波の大臣と稱する人おはしけるを笑ひ給ひて、昔こそきびの大臣はあなれ今またあはの大臣出たり、後の世には定て稗の大臣、麥の大臣など出來ぬべしと興ぜられぬ、是等唐土の滑稽に近し、滑稽は道に非ずして、而も道なる物と云り、和國にては、和音の通ずる處をもて、吉凶おのづから顯はるゝなり、改元の時諸卿の難陳は、字義に寄る許なり、冀くは俳諧に長ぜしものを難陳に召加へられなば、此難は有べからず、俳諧則滑稽なり、既に軍陣には和音の響をもぱら用らるゝ事にて、御當家國初にも桂の里の桂姫、美濃の大姉をはじめ、いさゝかの言葉に、吉凶をはからるゝ例不可勝計、

○西本願寺葬送の式

西本願寺法如上人、寛政丁酉年十月二十四日、春秋八十七歳にて遷化せらる、元文か寛保の頃より、現職凡そ五十年、元は河內顯證寺連枝寺住職なり、其頃本寺の上人狂疾有て、寺內不穩、近士等是に乘じて、樣々の企有よし、公武に御沙汰有て、上人を押籠（今隱門と稱して在界なり）近士等は網掛乘物にて、東武へ被遣、彼地に於て、夫々に刑を加へらる、而て本寺へは播磨本德寺連枝寺より、住職せらるゝ處に、門徒の輩、正脈の上人を押籠られ、庶流を立らるゝ事を大に難澁して、國々の門徒動き立て、六條へ馳登り、何とやらん騷亂の兆のやうに見えぬる故に、公武より、樣々の御手當有て、本德寺は歸寺せられ、今の上人を河內顯證寺より請して、本寺の上人とす、是とても本德寺同前にて、始めの程は門徒歸伏せざりしが、永職の間に、門徒の心もとけしにや、今にては各歸降の體なり、扨葬式の前に、諸國の末寺は勿論、總じて門徒たるものに登らぬ者なく、六條の地は申に不及、洛邊に諸國の門徒群滿て、錐を立る寸地もなし、荼毘所は七條大宮の西、郊野の出離に有之、民家を悉く壞取、（是舊例の由な

り）東西三十間、夫より北へ百三四十間程の田野を、地形を平均し、新たに龕前堂を營む、其結構云ん方なし、金玉の光り冬野に耀き、ためしなき壯觀なり、西本願寺は在職永かりし故に、葬式の近例なしといへ共、舊例を以て何講に何千兩、何は何程と金を積事山の如し、されども張行廣大にして、費用夥しければ、集り金不足なりと云り、葬式は十一月十七日辰刻、道筋は御前通を油小路、油小路を七條、七條を西へ道筋僅十町に不滿に、行列の先は場所へ參着すれ共、跡は未本坊に在り、道筋の洒掃警固の嚴重、目を驚し、通筋の兩側は人溢れ、街道に莚を敷て、諸國の門徒共、前夜より小雨にぞぼち濡ながら、夜を明したるも多しと云り、吁此宗門の如き、いかなる因ぞや、他宗にかゝる事は文になし、開祖の德行比類なしとや申べき、

因に記、京極宮御方靈光院殿は、故上總宮公仁親王の御簾中にて、紀州の姬君なり、未御若き頃、宮薨じまし〳〵て、空宮と成せらるれど、御夫人ながら宮中の規矩正く、賢操の聞えましまして、公武の御覺え他に異にして、何事も宮に准ぜられ、桃園帝第二宮を進ぜらるゝ、勅約有しに、二宮世を早うし給ふ故に、其事空しく、後の桃園院はた當帝にも、いまだ太子降誕もなければ、京極大宮殿、年を累ねて院殿預らせ給ひ、去年御殿回祿の後は、桂の里なる御別莊に移りまし〳〵けるに、惜むべし此神無月に、五十の春秋を見果給はず、夢のたゝちに歸り玉ふ、御葬送は、本願寺葬式の翌夜、桂の御別莊より上京の禪刹相國寺へ奉葬、南紀（紀州）北加（加賀）山陰（因幡）西海（肥後久留米）五箇の侯家より、各名代を差登せられ、此人數靈棺の鸞輿の前後を警衞し、行伍灑然たる事、本願寺の華麗とは品換りさながら武門の葬式と見えてきよらに恭々しく、行程二里の間、行粧續くべしとぞ覺えし、京極御殿は、御領地も他の宮方より多く、其上紀州より靈光院殿へ、御賄料一萬石付られ、御表へも現米五百石進ぜられ、有馬家よりも現米二百石付られ彼是合せらるれば、外々とは御高格別なるに、靈光院殿御規矩宜敷故に、益御殿豊饒なり、近年長岡の天神御再興も、他力を借らせ給はず、宮の御手沙汰を以て

迄、大切に守護すべき條勿論なり、

新宮の立せらる、

寛政元己酉年十一月十七日卯刻　西本願寺弟　世信慧院法如上人葬式

番方　鼠布衣 神先沖見

道奉行　ノシメ長上下 秋田藏人供　行列奉行　同 藤田大學　アサキ素襖 下役五人

番方　同 横田大炊

竹杖三人　所化中　竹杖三人　寺内講中ヨリ出 棒持十五人　同　同　長孝　上雑色　下雑色

竹杖三人　所化中　竹杖三人　貝塚下中 棒持十五人上下 下白服　同 白布覆冠　同 柿上下　紅十徳 長孝　上雑色　下雑色

五條ケサ 平僧　竹杖三人　五條ケサ 三十日番　竹杖三人　引カケ 山科法中　鈍色七條 國絹袈裟中　竹杖三人　法服七條 一代袈裟中

平僧　竹杖三人　右同　竹杖三人　山科法中　右同 一代袈裟 御免無之分　竹杖三人　右同 一代袈裟中

竹杖三人　三ノ間中 右同　竹杖三人　妙圓寺 崇傳寺　竹杖三人　右同 中役中　竹杖三人

竹杖三人　法服七條 三ノ間中　竹杖三人　崇傳寺 崇休寺 興正寺　竹杖三人　法服七條 飛檐中　竹杖三人

法服七條 二十四輩中　竹杖三人　竹杖三人　餘間中　竹杖三人

會奉行甘露院供

右同　竹杖三人　竹杖三人　餘間中　竹杖三人

會奉行玉蓮院供

參 草

竹杖三人 院家乘 竹杖三人 内陣乘

竹杖三人 院家乘 竹杖三人 内陣乘

巡讃院家 竹杖三人

堂達眞勝寺 火番一人 見繕

會奉行臨泉院供 竹杖三人 右同

會奉行威徳院供 堂達安樂寺 火番一人 見繕 竹杖三人 右同

素服狩衣 島田大和守供 杖

竹杖三人 右同

鈴役 圓成寺 堂達 中 諸國 列座 中 竹杖七十人

調聲 成願寺

鈴役 法潤寺 堂達 中 右同 列座 中 竹杖七十人

右同

提燈 長絹 神先沖之丞 副人淺黄素襖 佐々木盛五郎 下橋小十郎 副人 高木彌平次 村井駒吉

提燈 右同 村井長五郎 右同 湯川伊太夫 大西富彌 右同 松代茂左衛門 逸見乙彌

副人 橋本平四郎 侍法師 直綴白袴 林元雪 同 北川宗壽 香爐 鈍色七條 法雲寺

右同 前田百合助 右同 宮崎碩庵 同 安代仙木 右同 同 寶樹寺

香合 光顔寺 アサキ大紋 川那邊勘解由 鼠布衣 原左内 同 戸田金吾

右同 普門寺 右同 下橋主馬 右同 岡田造酒 同 細江求馬

靈柩 傘網代傘 輿

白丁　御參　右同　力者　一人　小頭一人　太　牧　谷　生　門衛右見逸

白袴　諸國禪門　黒衣王襷　力者　一人　小人　進之權田林　進之勝田島

坊官　鈍色五條鼠指貫　下間兵部卿供　素服狩衣　島田讃岐守供　杖

鳥帽子頭　鼠布衣　田口格次郎　關十郎

鳥帽子頭　右同　井出亘　奥村左仲

下大工六人　大工　水口若狹　右同　二人　右同　中島右兵衞　小十郎　林

下大工六人　エホシ白長素襖　アサキ上下白服　鞍掛持二人　竹杖一人　大塚主計　廣瀬右近

長柄鎗　同　總　講中　エホシ白素襖　繪衣中　金替　竹杖二十人　土橋　同　上下麻

同　同　總　同　同　同　同　同　右同　佛師　右同　山科衆　同　比留田　同

同　同　同　同　同　同　同　同

奉行列　新門行　番方小頭　同同同　組　同同同　組　雨具　總供　四手井　中井　田　橋　柳　土

布衣　高山半左衞門　素襖　下役三人　下雜色　半素襖十五人　竹杖二十人

同　池永左近　上雜色　下雜色　右同　右同　御先

半素襖
同 高村彌藤次　同 田邊又太郎　同 安藤喜兵衛　同 藤村孝助　同 神尾七郎
同 鳩見龜藏　同 里村昌太夫　同 藤田四郎次郎　同 塚本富次郎　同 近藤藤之進

小結 粟津重之丞　増田条之進　村上織之介　藤村忠助　橋本源之丞
小結 北村吉太郎　近藤安太郎　藤田千太郎　中谷平吉　千葉宋橋

竹杖二人 小結 村上奉吉　玉置多宮　田口大八　西川大三郎
右同 小結 路熊秀五郎　北川乙三郎　北村竹若　山本平次郎

山中次郎松　侍法師　直綴白袴 櫻井禎安　同 田中友袞　徒僧　鈍色白七條 大安　同 稱名寺
神先龜之丞　侍法師　同 路熊友庵　同 八木一貫　徒僧　同 妙覺寺　同 護念寺

同 宿福寺　同 惠日寺　同 崇泉寺　帥座 專光寺　三衣函 專修寺　御綱
同 宏山寺　同 三縁寺　同 妙行寺　帥座 金光寺　同 尊超寺　御沓取頭

大紋 富島賴母　御傘 須尾數馬　秋田織部　新門四方御輿 長谷川舍人
同 平井恒之進　松川幾馬　小林小龜之助　同 式部

同 雨覆持　同 傘持　退紅 鼻高持　曲彔持　八徳之者十二人　六十人 江州南部 御輿　力者 富島雅楽助　淨衣 力者 蜷川助市

坊官 鈍色五條大紋指貫 下間式部 貳供

烏帽子頭 松川一學　下間源次郎　玉置典膳

烏帽子頭 前田司書　佐々木丹下　蒲生織衞

右同　右同　右同　清水彈生

小結一人　半素襖一人　竹枝一人　徒士 寺正與　竹枝三人　田中主鈴

究竟院 常僧一人　長素襖一人　沓持　布衣 下間主税供　上同 本徳寺　上同 本行寺

右同　右同　傘持

清光寺　上同 常樂寺　上同 善福寺　上同 勝興寺　上同 廣教寺　上同 恵光院　上同 福田寺

是等各連枝寺なり

竹枝五人　九條殿 御名代 朝山駿河守　二條殿 御名代　長柄鎗 同 同 同
右同　同 同 同 同 同

戸田小彌太

清門奉行　逸見將監

諷經奉行　外井中務

川那邊勘解由

翌日　戸田小彌太

火屋奉行

施行役

下橋主馬

松井中務

龕前堂七箇日間共儘建置き、總門徒其外志の者勝手次第に拜參す、中陰中寺內町々自身番總門徒五十日精進潔齋す、且亦古例開山の忌日と前代の忌日を重く精進す、依之以後は是迄の前代の忌日を除て當上人の遷化二十四日を改て建るなり、餘宗に斯る嚴令更になし、最奇なる哉、

○信州駒ヶ嶽幷に御嶽權現の事

富士禪定の人の云るは、絕頂より近國の諸山を見渡すに、箱根櫓澤、信州胞衣か嶽御岳、飛驒越後上州邊高岳有といへども、其山と指て云べきは見えず、唯眼下に一面の土堤を築たる如し、但乾と覺しき方に、雲を帶て兀々たる山參差たり、誠に層巒ならん、信州淺間にやあらんと問に、さには非ず、淺間は是より見えず、あれは駒ヶ嶽なりと答ふ、是を見るに、十峰より目八分に見る程なれば、至て高嶽ならんと兼て思ひしに、寛政元年東行する折柄、其麓を過る儘に、佇眺るに實に峻嶺なり、されど、富士に對すべき物かはと、不審しかりしが、能々考れば、都て信濃は土地至て高し、上州越後甲斐美濃より入

るに、何方よりも登らずと云事なし國中の川水皆四方へ落る、此を以て其高さを知れり、故に雲深からねど、寒氣の烈しさ、北越に過たり、駒ケ嶽の事を、福島の土人に問へば、此山には拜すべき神仙もましまさねば、參詣すべき事もなし、適旱魃する年雩に登山するなり、五年程前に、大日旱して、近鄕より登山す、我も其時登れり、福島と宮の腰の間に川有り、大原川と云、此川の上に大原村と云有り、是其麓なり、此より二里有り、此所に權現宮有り、宮守の寺も有り、此時人數六十人、各壯年にて達者なるを選て登る、麓より三里計は樹木叢茂として更に登るべき道なし、大木共雪に押へられて、枝撓り伏て、網を張たる如き上を匍匐て登る、其下を覗き見れば、地形は一丈或は二丈計下に在り、各梢をつたひて宙を行なり、其梢の下には雉の如くにて、尾は長からぬ鳥、幾等も群居る、土人は此鳥の名を、不知、按るに是雷鳥成べし、加州白山に此鳥有て、雷を食ふ故に、此鳥を圖して家に揭置き、雷の難を避ると云習はして、今專ら世上に此事をなす、是に付て色々奇說有ども略之、都て甲州上州邊の山內には此鳥甚多しとなり、扨三里登れば夫より上は樹木なく、兀々たる岩間を攀上る事二里にして、旣に絕頂近き程に、駒石とて高さ七八間長さ十間餘の大石有り、形馬の蹲たる如く、北を向て臥り、夫を過て頂上へ登る、嶺に御池と稱して小き水を湛し處有り、其水深さ僅に二寸許有り、六十人のもの手に〳〵是を汲干んとするに、一時を經ても更に盡ず、兎角して下山に及ぶ、未明より上りて晝八つ頃なり、初登山の時、是迄下りて宿すべきと思ふ所に、栞なんど目印をよくして遣し場所へ立歸り臥す、元より寒氣堪がたければ、木の枝を折來て火を焚く、夜と倶にあたり、糧は燒餠、又は煎物、飯を持つ者は能燒て肌に付たり、火を通さゞる物は、凍て食ひ難し、尤水なき場にて渴飮すれば、其所を究め、印を立置事なり、斯て夜明て下山し、午時過て麓に着く、六十人の內、十九歲に成る血氣の若者、人に勝れて元氣健成しが、麓に於て氣分不勝、途中にて死、又四十歲計の男一人、山に醉て正體なかりしが、是は四五日惱みて快氣せりと云、按るに此若男は、血氣に任せて自ら根氣を失ひしなり、都て斯る高山に登るに

心强氣なるは惡し、專ら元氣を丹田によく治て、平氣にして少も急がず登るがよし、是峻嶺に登るの一法なり、山に醉ことは間々あるとなり、それは元氣薄きによれり、兎に角に一氣臍下に凝然たれば、山に醉こともなく、又靈異あるもよく正敷觀る事なり、御嶽山權現（土人は御嶽と云）は世に知る靈山なり、麓に社家有り寺あり、六月十二日十三日祭禮なり、近郷の男女群參す、此日五穀成就の祈禱、大般若轉讀勤行なり、御山禪定は、百日精進せずしては、上り得ず、其間は行場に入て修行をなす、晝夜光明眞言を誦し、水垢離をとるなり、其料金三兩二歩百日の間の行用とす、如斯なれば、輕賤の者は登り得ず、生涯大切の旨願ならねば、籠らずとなり頂上に至る事、一里半、大日如來を安置せりとかや、社家は御祭日神前にて秡祝辭を申、此兩日市をなして賑ひ夥しとなり信州にては、此兩山聳て目に立なり、御嶽は北に在り、駒か岳は南に在り、又東南に惠那が嶽とて高山有り、土俗云、此山の神は、伊勢大神宮御母神なれば、二十一年每の御遷宮には必御柱木は此山より出るなりといふ、冊尊を祭奉るにや然らば惠那が嶽は、胞衣嶽成べし（友人塘雨今年東行して文の便りに書登せるを爰に拾ふ）

翁草　巻之百六十二

長崎實記抜萃　一

○第一長崎開基

西海道九州肥前國彼杵郡長崎、元名深江浦と云、其地極西の邊僻にて、往昔世に知人稀なる故、古代の事分明に傳來なし、一書に古代瓊杵田津深津江と云し由見えたり、又此地元の名玉の浦と云ひ、唐人瓊浦と稱す、茲に年來の舊記、古老の傳語を校合するに、むかし長崎小太郎、戸町藤次郎、千綿太郎、時津浦上小太夫、是等の武士兵亂を避て、此邊に流落し、鄕民等を懷け、自ら其所の領主地頭の如く成てより、農夫漁樵の者、他方にて長崎者と云慣し、遂に此地の名と成しなり、

其鯛曰、此年暦不知、若は北條執政の末、元弘の頃、北條の家の執事長崎圓喜が子孫、鎌倉沒落の後此處に隱住たる歟、

此小太郎十代の孫、左馬助、實子なく、有馬左衛門直純の三男を養子とし、左馬助と號す、其子甚左衛門(妻女大村民部少輔純忠女)天文年中將軍義輝公の命に背く事有て、長崎を立退、筑後に流落す、其時此地を大村家に賜と云云(甚左衛門事緣者たるに仍り大村へ退居すとも云)

定雄曰、瓊の訓いかゞ瓊ニなるべし、津は助語歟、瓊ニ杵キ田深江と云なるべし、按るに九州に杵の字を多く用ふ、天孫の御名をも瓊ヌ々杵尊と號奉る故ある哉、瓊は奴共通ず、マの訓誤歟、

元龜元年庚午
長崎港に南蠻船始て着岸し、商賣を遂げ、向後長崎を渡津に定度旨領主大村理專に仰付らる故、翌年三月家來友永對馬を長崎へ遣はし、地割を始、島原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町の六町を建、其後博多町、樺島町、今町、五島町、下町等出來し、二十餘年を經て文祿の始、又二十三町出來せり、町々頭人には高木勘右衞門、後藤宗太郎、高橋四郎兵衞、高木新七、町田宗賀、白倉如庵、吉岡九兵衞、馬場甚兵衞、須川主水、山本庄左衞門等なり（此內高木高島後藤町田四人町年寄となる）
天正十五乙亥年、豐臣秀吉公、島津爲征伐、九州に發向有り、暫く博多御在留の時、長崎の頭人共來て御目見を願ふに、彼者共數年長崎に南蠻船を相付け、切支丹の邪法を信用し、神社佛寺を破却し、所の取捌を心儘に計らひて、御老中へ無禮をなせし趣御聞に達し、不法至極なりと頭人共即刻追立られ、伴天連共は早々可令歸國旨、則藤堂佐渡守を差遣され、御定目を立給ふ、

定

一日本は爲神國處に、切支丹より邪法を授ける、甚以不可然事、
一其國郡の者を近付門徒になし、神社佛閣を打破らせ、前以未聞に候、國郡在所知行等給人に被下候儀は、當時の事に候、天下よりの御法度相守、諸事可得其意處、下々として猥成儀曲事に候事、
一伴天連共智惠の儀を以て、志旦那を持候はんと被思召候處、如右日域の佛法を打破候事曲事に候條、伴天連の儀日本の地には被差置間敷候間、今日より二十日の間に用意仕可令歸國候、其內下々伴天連に不謂輩申掛候者あらば、可爲曲事候事、
一黑船の事、商賣の事に候間、格別の事、年月を經、諸事賣買可仕事、
一自今以後佛法の妨を不成輩は、商人の儀は不及申、何にても切支丹國より往來不苦候條可得其意候事

天正十五年

同十六戊子年、寺澤志摩守藤堂佐渡守兩人被差越、長崎御料地に被仰付旨、重て御條目を被仰出、爲御代官鍋島飛驒守に長崎御預被成置候、

定

一當所御料所に被仰付上は、非分の儀有之間敷事、

一有詳の御公物納所申上迄、横役不可有之の事、

附地子は得上意可免之、

一當所の儀此兩人に被仰付候間、爲代官鍋島飛驒守預置候間何れも可得其意候事、

一黑船の儀如前々たるべきの間、地下人令馳走當所へ可相付候事、

一自然下として不謂儀申掛候者有之候共、一切承引仕間敷事、

右の旨相背輩於有之は、急度兩人方へ可申越、堅く可申付者也仍如件、

天正十六年五月十八日　戸田民部少輔勝陳

淺野彈正少弼長政

黑船御制禁は是より遙後の事なり

一同年長崎町中へ地子御免許の御朱印下賜、是より毎年長崎町中より、年始の御禮に參上す、長崎へ黑船先々の如く相着し可致商賣、幷當津地子の事被成御免除畢、猶淺野彈正少弼戸田民部少輔可申者也、

天正十六閏五月十五日　長崎總町

一文祿元壬辰年寺澤志摩守始て長崎奉行被仰付、其後唐津城地拜領、家老武頭等差置る、

一天正文祿の頃より、京堺長崎商人共、御朱印賜商賣として、

交趾、東京、六昆、東埔寨、太泥、臺灣、暹羅、呂宋、阿媽港（アマカハ）等に渡海御免なり、寛永十三年、向後日本より異國渡海一切御禁制（此間元四十餘年）

一秀吉公朝鮮征伐に唐津名古屋に御在陣の砌、村山東安とて、藝州より崎陽に來り居て、頭人方に出入し、才智辯口の者有り、此度頭人共、爲名代、名古屋御陣へ御伺に參り、數日逗留の中、機を伺ひ、其の身頭人たる樣に僞り、支配の儀御願申上しかば、御代官の仰を蒙りぬ、依之毎年地子銀二十五貫目宛上納仕度由相願歸國す、然して廿五年過て末次平藏と爭論の事有て、元和二丙辰年於江戸對決有り、平藏申樣、先年東安悴邪宗門に歸伏せし事露顯に付、蠻國に流刑被仰付處、東安密に船を仕立沖中にて、彼嫡子を奪取、自宅に隱し置、剩大阪御陣の時、件の嫡子を城内に籠置、玉藥等差上し段言上せしかば、東安陳ずるに詞なし、直に江戸にて御仕置被仰付、長崎にある親類とも、悉斬罪せらる、其後末次平藏に御代官仰付らる、然に延寶四丙辰年三代目に至り、罪有て父子隱岐國に流刑せらる、（奧に出）

一寛永十二乙亥年是迄唐船九州所々に往來、向後長崎一方に着船をすべし、他方渡海御停止、

定

一異國へ日本の船遣候儀、堅停止の事、

一日本人異國へ不可遣候條、忍候て乘渡者於有之は、其身は死罪、其船幷船主共に留置可申事、

一異國へ渡住宅仕、日本人來候は、死罪可申付事、

一切支丹宗旨有之所は、從兩人可被遂穿鑿事、

一切支丹訴人褒美之事、

伴天連の訴人は品に寄、或は三百枚、或は二百枚たるべし、其外は此已前の如く相計ひ可申付事

一異國船申分有之て、江戸へ言上候の間、番船の事、此以前の如く大村へ可申越事、

一伴天連法弘めに、南蠻人其外惡名の者有之時は、小前の大村の籠に可入置事、
一伴天連の儀、船中迄改入念可申付事、
一南蠻人子孫日本に不殘置、詳に堅く可申付事、若令違背殘置於有之は、其者は死罪、一類の者科の輕重により可申付事、
一南蠻人長崎にて持候子、并右の子供の內、養子に仕族の父母等悉雖爲死罪、身命を助、南蠻人へ被遣候間、自然彼者共の內重て日本へ來歟、又は書通於有之は、日本は勿論死罪親類巳下迄隨科の輕重可申付事
一諸色一所に買取候儀、停止の事、
一武士の面々出長崎、異國船には荷物唐人より買取候儀停止の事、
一異國船の荷物書迄、江戸へ注進賣買可申付事、
一異國船に積來候白系直段を立候に、殘五ケ所其外書付の所割符可遣事、
一糸の外諸色の儀、糸の直段極候ての上相對次第可仕、但唐船と小船の事に候間、見計可申付事、
附荷物の代物直段立候ての上、可爲二十切事、
一異國船戻りは九月二十日切、若遲來船は着候て五十日切、但唐船は見計、かりうたより少跡に出船可申付事、
一異國船賣殘の荷物預け置候儀も、又預り候儀も停止の事、
一五ケ所總代の者、長崎着候儀可爲長月五日切、夫より遲く參候者割符をはづし可申付事、
一平戶へ着候船も、長崎にて直段立候はん以前に、賣買停止の事、
以上
寬永十三年五月十九日　　　　加賀守

豐後守
伊豆守
讃岐守
大炊頭

榊原飛騨守殿
馬場三郎左衛門殿

一寛永十八年辛巳年、阿蘭陀船是迄三十三ヶ年平戸に往來の處、向後長崎港に可令着船旨被仰渡候、長崎奉行始、寺澤志摩守廣高（文祿元年より慶長七年まで）

一同年八月筑前城主松平右衛門佐忠之、蒙上意、西泊戸町兩所御番所建之、翌壬午年肥前城主鍋島信濃守勝茂も、蒙上意御番所隔年勤（本のまゝ）（毎四月交代）

一承應二癸巳年、平戸城の松浦肥前守信義、上意當港に南蠻船、其外黑船渡來、依御下知可被撃沈の支度、異國船乘入左右の海邊港內に三ヶ所、港外四ヶ所、各地形七八尺入五間横七八間に築立、石火矢臺都合七ヶ所修造、

一番　大多越　二番　女神　三番　神崎　四番　白崎
五番　高鉾　六番　長刀岩　七番　陰の庵（本のまゝ）

一寛永十六己卯年より、爲上意肥後城主細川越中守忠利、御用番船二艘被差出（四十挺立船一艘二十挺立船一艘）同十五年南蠻船渡海一切御制禁被仰付處、翌年爲御免の願令入津に付、即刻被追返候、又翌年爲願今着船江府伺の上、蠻人共は斬罪、本船は燒捨、仍、重て蠻船令入津は急度可被撃沈旨なり

正保四年南蠻船着津の節、諸大名長崎表へ發向以後、十四ヶ所より長崎に聞役被差置、

内六ケ所（筑前對馬）　（細川小倉）　（佐賀平戸）　常勤
八ケ所（五ケ月）　（鹿兒島島原）　（荻唐津）　（久留米大村）　（柳川五島）

一寛永十五戊寅年三月島原一揆征伐後、松平伊豆守長崎見分有、野母日野山權現より、西南の大洋一面に見渡しなれば、番所を建、異國船見掛次第奉行所へ注進す、同十八年紅毛船當港入津御免後、入船見掛次第、即刻飛船を以て長崎へ注進す、又不時の急を告ん爲に、狼煙の番所建（野母港口迄海上七里陸地も同數）

烽火山は（長崎新大工町より二本杉迄二丁四十間、二本杉より山上の番所迄十五丁二十間、番所より竈所迄四丁、山上に土石を以、竈所の如く築立、一ケ所あり火を入る口有、燒柴は馬場村庄屋方に預り、不時に持運ぶ支度有、小瀬戸浦の山上に番所を建、野母より飛船注進尤延引、依て野母に紅毛船入津相圖を立、小瀬戸に寫し、小瀬戸より又十善寺村海邊に受て、上筑後町へ又寫し御役所へ注進す、

元祿元戊辰年十善寺村山手に遠見番二十人被差置、
遠見番入念紅毛船入津出帆早速注進可仕事、
唐船入津向後紅毛船同前可致注進事、
不審成船見出候はゞ即刻長崎表へ可致注進事、
唐船入津歸帆とも日本船近寄候はゞ、早速乘付相改、不審成儀候はゞ差留長崎へ注進可仕事、
又唐船入津歸帆とも繫船有之候節は、夜過り可仕事、

正保四丁亥年、唐津城主寺澤兵庫頭堅高相續の嗣子無之、家筋斷絕す、仍兵庫頭所持船の内五艘被召上御船藏を被建召置る、

一孔雀丸六十四挺立（幕赤地白紋其外黑筋幕）　一龍王丸五十挺立　一雲竈丸四十二挺立
一鸞鳳丸八挺立　一無名八挺立　一獅子王丸四十六挺立（生駒壹岐守船なりし）

一南京造（慶安元年南京忠左衛門造之）　一麒麟丸十六挺立　一小鷹丸同（此二艘は末次平藏改易に被召上）　一五ッ入子箱船　一水中船（藥研船あり）（鐵砲四十五挺內一挺紅毛造五重の樓一組）

一寛永十一年九月諏訪社御神事始、波戸御旅所となる、

一元祿十二己卯年七月御奉書到來、向後內町外町の差別なく、諸公役諸配分銀高一切可爲平均旨被仰付依之內外名目相止八十町になる、

一明和二年數年來建置れし漢文の制札、唐人屋敷制札場に有之、二重に相成候に付、此制札を除る、

禁制　　肥前國長崎

一伴天連日本へ乘渡事、　一日本の武具異國へ持渡事、　一日本人異國へ渡海の事、

附日本住宅の異國人同前の事、

右の條々於違犯之族は速可被處嚴科者也　仍下知如件、

貞享四年十二月　　奉行

論唐諸人

一耶蘇邪徒（蠻俗同天主敎）以罪惡深重故、其駕舶所來者、先年悉皆斬戮、且其徒自阿媽港發泊渡海之事既停止之、自今以後唐船若載彼徒來則速、載其身、而同船者亦當伏誅、但縱雖同船者、告而不匿則赦之、可褒賞事、

一耶蘇邪徒之書札幷贈寄之物潜藏齎來於日本則必須誅之、若有違犯而來者、速可告訴焉、猶有匿而不言者其罪同前條事、

一以重賄密載耶蘇之徒子船底而來、則速可告之。然則宥其咎、且其賞賜可倍於彼重賄事、

右所定三章如此、唐船諸商客皆宜承知必勿違失、

貞享四年十二月　　　　　　　　　奉行

定

一伴天連入滿、總て切支丹宗門の族不隱置事、
一人賣買停止たり、但年季奉公人十ケ年に可限事、
附主人前背來者不可抱置事、
一武士の面々異國手前より、直買物停止の事、
一振賣に來物兩隣に見せずして、不可買事、
一分銅并秤の類、後藤寫の外取遣り不可致事、
一異國住宅の日本人於歸期は、不可隱置事、
一請人無之者に家を賣、并宿借べからざる事、
一異國人の物を買、銀子不可致遲々事、
一似せ銀吹出すまじき事、
一喧嘩口論停止の事、
一博奕一切停止の事、

右の條々違犯の輩於有之者、可被處嚴科者也、

卯十月　　　　　　　　　　備後　加賀

條々

一伴天連并切支丹宗門の族、異國より日本へ渡海の沙汰、近來無之間、自然相忍差渡儀可有之事、
一先年異國へ被差渡の南蠻人子供伴天連に可仕立企有之由、此已前渡海伴天連共申候條、今程漸伴天連に可成の間、日本船を送り、日本人の姿をまなび、日本の詞遣ひ相渡候儀可有之事、
一異國船近來四季ともに、渡海自由たるの間、浦々の儀は不及申、在々所々に至迄、常々無油斷心を付見出し聞出可申、縱彼宗門たりといふとも、於申出は其咎を免し、御褒美の上、乘渡船荷物共可被下之、萬一隱置後日に伴天連又は同類の輩等捕之、拷問の上は其隱れ不可有之間不申出之相隱候輩の儀は不及申、共一類又は其品により、一在所の者迄、急度可爲曲事事、

右の條々海上見渡所の番の者共は勿論、獵船の輩其外の者に至迄、念を入見出し聞出し奉行所へ可申出者也、仍下知如件、

卯十月　備後　加賀

條々

一異國船より拔荷を買取候金元を致人を雇候て、拔荷仕候者有之由相聞え候間、彼族を訴人於仕候は、吟味の上、金元仕候者の金銀米錢家財等迄不殘可被下候事、

一拔荷仕候を、同類の內より召捕へ、或は訴人仕候者には、右の荷物御褒美として可被下事、

一唐人と拔買を申合、又は右の立會の取次を致し、或は拔荷物仕馴たる者、幷拔荷物に雇れ、或は其事に携候者の事於訴人仕は、急度御褒美可被下、縱爲同類といふ共、其科をゆるし、賃銀禮銀に申合候員數一倍可被下事、

附、唯今迄拔荷仕候者の宿いたし、或は拔取候荷物預り置の者、或は手合仕候者たりといふとも訴人仕候はゞ、是又其科をゆるし、御褒美下され候事、右同前たるべき事、

正德四年八月　奉行

右の條々急度可相守之、若乍存隱置、外より令露顯は、其科本人可爲同前者也、

慶長九甲辰年、糸割符商賣相始り、承應三甲午年迄五十餘年相續の處、明曆元乙未年商人等難澁の事有之に付、割符商賣被令破却、市法商賣となれり、江戶京大阪堺長崎五ケ所の役人共、會所は初本博多町に有之處、延寶三乙卯年八百町に有之、七ケ所の屋敷地に被移之、市法會所と稱、貞享元甲子年迄三十年、糸割符斷絕の處、貞享二年異國商賣銀高員數相定に付、市法商賣相止、准古格糸割符再興、是より元祿十一寅年より、長崎總勘定所と成、仍、長崎會所と稱す、

正一位諏訪三所大明神社は、勸請不詳、元龜天正の頃、南蠻人此地に着船し、種々方術を以て、諸人に切支丹の邪法を授しかば、愚民共彼邪敎に深く入て、遂に長崎境內の社地、悉く破却、蠻國の邪祠を造立し、恣に橫行す、于時肥前佐嘉靑木氏、金重院堅淸といふ者、修驗道を勤行せるに高驗有り、或人長

崎耶蘇宗門に勤め、神社を敗壊し、暴惡勇猛なりと聞て大に忿激を發し、元和九年此に來り、宿を求れど應許する者なし、適々西山村山留孫左衛門一家神道に志有と聞て、彼地に行き談論し、又前代の神主の末葉九郎左衛門、大村に退居せしをも、かたらひ、京都に登り、吉田兼英卿に謁し、神主より神社譲状を以て願ひ訴ふ、御容許を乞ひ得て、寛永元年七月御奉行長谷川氏に社地を願ふ、翌年長谷川氏歸府有て、代官末次平藏に下知有て、今の地を賜ひ、夫より御社再興有り、同十一年九月七日遷座、總町々より先供を相勤て、諸藝をなし、御旅所に着座、九日遷御湯立、流鏑馬御祭禮、十二日、於神前猿樂興行（例年初番諏訪といふ能あり）

聖堂は正保四丁未年向井元升以願創建、正德二年在津の唐人拜禮の儀相願、毎年釋奠の日參詣し、三跪九叩頭の禮を行、

松の森天滿宮寛永三丙寅年建、

〇黃檗山唐僧歷任略

嚴有院殿御在世の御時、承應元年に、古昔足利家の例に准ぜられ、日域に禪刹一字創建し給ひ、唐國より道德優長の僧を住持せしむべき旨台命有て、長崎興福寺住持逸然方より、唐國經山寺費隱和尙の法嗣福州府黃檗山の住職隱元和尙請待の儀を再三申入らる、則許諾有て、同三年七月長崎興福寺へ到着有し依て明曆元年城州宇治郡大和田の地に一寺創立有之、隱元和尙開基の初祖被仰付、黃檗山萬福寺と稱す此後長崎三ケ寺在住する中に、德義有る僧を撰て、代々繼席せしめらるべき旨仰渡さる、

開山隱元琦禪師（明曆元年開祖）　承應三甲午年渡海長崎興福寺に着院、翌年宇治に開基たり、大光普照國師と稱號、隨侍二十人、其内大眉獨言獨知 獨湛獨吼獨立良演唯一 垣修無上の十人は始終陪侍せり、良群獨痴誠善宗範惟聽惟滿元福古石良哉の十僧は翌年歸唐、

二世木菴瑫禪師（寛文元年繼席）　明曆元乙未年渡海、長崎福濟寺に在住せり、萬治三庚子年攝州普

門寺に移轉し、寛文元辛丑年黃檗山二世の繼席、
三世惠林機禪師　隱元渡海の初より隨侍初の名獨知と云、
四世獨湛瑩禪師　隱元に隨侍たり、
五世高泉敦禪師　寛文元年渡海直に本山登り、第五世の繼席と成る、但惠門の弟子なり、惠門は又隱元の弟子なり、
六世千獃安禪師　萬治三庚子年渡海、長崎崇福寺第二代と成る、元祿八乙亥年宇治に登る、
七世悅山宗禪師　寛文年中木菴に隨侍す、寛永二乙酉年轉位、
八世悅峯章禪師　貞享三丙寅年渡海、崎陽興福寺第三世と成る、寶永四丁亥年宇治に移轉、
九世靈源脉禪師　元祿六癸酉年渡海、長崎崇福寺に在住し、享保元丙申年宇治に轉位、
十世旭如蓮禪師　正德元辛卯年渡海、興福寺に在院、享保二丁酉年黃檗山に登る、
十一世獨文炳禪師　元祿六癸酉年渡海、福濟寺第五世也、享保五庚子年宇治繼席、
十二世杲堂昶禪師　享保六辛丑年渡海、興福寺第六世にて同七年黃檗山へ轉移、
十三世竺菴印禪師　享保八癸卯年渡海、興福寺第七世たり、同十九年甲寅に黃檗登山、
十四世和僧龍統棟禪師　生緣阿州の人、長門國東光寺住持たり、元文五庚申年黃檗山移轉、
十五世大鵬鯤禪師　享保七壬寅年渡海、福濟寺第七世なり、延享元甲子年黃檗山に轉院、寛延元戊辰年伏見保壽院に退、
十六世和僧百痴拙禪師　奥州仙臺の產江戶深川海福寺住持たり、寛延元戊辰年黃檗山に登、
十七世祖眼明禪師　江州彥根の產江府白銀臺瑞聖寺の住持として寶戌四甲戌年宇治に登第、
十八世大鵬鯤禪師（再住）　伏見退隱の處、依上意、寶曆七丁丑年再席なり、
元龜天正の頃、蠻人邪宗を勸て諸人を惑し、剎、神社佛寺一字も殘さ[illegible]、市中に神宮修驗僧尼の

輩徘徊すれば、邪徒の俗民種々障碍をなすこと手に難及、此頃筑後善導寺の弟子聖譽玄故と云僧來り、衆人惡徒に深着せる樣を憐み正法に歸せしめんと志けれど、中々に輕からざれば、稻左鄕村の内に、小庵を結び、懇切に淨土の法門を敎導す、日を經て信服する者追々數多なり、遂に一寺を造立し悟眞寺と稱す、是長崎にして佛寺再興の始なり、此に先年歐卒宇と云長崎住居を免されし唐人の子孫、稻左方六と云ふ者、在津の唐人死亡の時埋葬すべき地を願ふ、則稻佐村の内百間四方の地を給ふより、悟眞寺を此に建て、唐船主共より、緣銀又は寄進の品香華料等を寄たり、然に元祿の始唐人屋敷を建られ、猥に出入成がたければ、弔禮墳墓の參詣成かねてより、唐の三ヶ寺に墓を設、又は三ヶ寺の僧を館内に請て供養をなす、されど緣銀寄防經料を贈ること始の如し、

勅賜海雲山普照皓臺寺（曹洞派）

最初平戸より龜翁と云僧開創し、笠頭山供泰寺といふ、然るに元和元年肥前佐賀玉林寺（勅願所）一庭和尚に、勅有て南蠻邪宗門長崎に滿集す、急ぎ彼地に往向ひ、諸人を化度すべき由、有難き勅命を蒙り供泰寺住職と成て、誠心の敎導に依て、邪宗の風俗漸々に消散せり、又寛永十五年島原一揆征伐の後、御代官鈴木三郎九郎、天草在勤の砌、當寺の一庭和尚を請じ、天草鄕の諸民を正法に歸せしめたり（後供泰寺を皓臺寺に改）

東明山興福寺（臨濟派唐僧開場）

元和六年唐僧眞圓渡來、此地に菴居す、其頃耶蘇宗御制禁嚴勵なりしかば、渡海の唐人の中、天主、耶蘇敎信心の者混じ來る風聞專ら成しかば、南京方の船主共相議し、唐船入津最初、天主敎尊信せざるや否の事を穿鑿をとげ、且海上往來平安の祈禱、又は先亡菩提供養の爲に、此眞圓を開祖とし、禪院造立致度旨、奉行所へ相願、此寺を建て、佛神并嫡祖堂を造立し、每船持渡る所の佛神の像を殘さず、寺内に預け、住持眞圓を始、專ら吟味を第一とす、依て南京寺と稱す、寛永九年唐僧如定渡海第二席と成り、

正保元年逸然渡海し第三世と成り、年々山門伽藍造營せり、毎年三月二十三日、船神天后の祭祀として唐人出館し參詣を免さる（三月七月九月毎に三ヶ寺輪番に成て勤なり）其後福濟寺崇福寺創建有て、三ヶ寺同格なり、

中興開山隱元和尙なり、

二代澄一　明庵元年渡海在住三十五年　心越　延寶五年渡來以後招請にて水戶に至、　惠雲　同年渡來同伊豫に至、

三代悅峯　　　　　　　　　　　　　　四代　雷音（元名子嚴）元祿六年繼席

聖壽山崇福寺（臨濟派唐僧開場）

寬永六年唐僧超然渡海す、其頃福州方の船主ども相議し、去元和六年南京方に興福寺、寬永五年漳州方に福濟寺開創有し例に準じ、超然を住持とし、禪院造立を相願、免許にて造建し、式皆二寺と同格なり、依之福州寺と號す、

開山超然　寬永六年在住十六年　　　　二代百拙　正保三年

三代道者　慶安四年

中興開祖即兆（明曆三年渡來、寬文三年黃檗山に登り、翌年豐前小倉小笠原家の招待、福聚寺開創し同八年長崎へ歸住、當寺の山門唐國の製作にして彼國の工匠來て造立せり）

分紫山福濟寺（臨濟派）市中にては漳州寺

寬永五年唐僧覺海開祖なり、興福寺崇福寺同格同年なり、

開基覺海　寬永五年渡來　　　　　　重興開山蘊謙　慶安四年渡來諸伽藍造營

二代慈岳（明曆元年渡來）　　　　　三代東瀾　（延寶元年渡來）

四代喝浪（元祿七年渡來）

開基泰室　建仁寺先住三江の弟子なり

此山上に唐通事東海氏徐敬雲墳墓あり、墻壁の間に花艸の彫鏤有て、石匠尤其巧を盡せり、

萬壽山聖福寺（臨濟派　黄檗末山）

開山道詳字鐵心長崎の產にて、木菴に隨仕嗣法、享保十九年唐船主中海上安全の爲當寺にて、每年五月十三日關帝祭禮、在津唐人當寺參詣を免され、拜禮をなす、

翁草　卷之百六十三

長崎實記拔萃　二

○南蠻人渡海御制禁之部

天文十二癸卯年八月大隅國種が島の內西村と云所に、南蠻船一艘來着す、土人船中の人物奇怪なれば、何國の者にやと問、南蠻國より商賣頤に依て、渡海せし由、則陸に上り、數月逗留す、常に長二三尺なる小筒にて、鳥獸を打取食物とす、此地の者共、其擊樣を習ひ得て、重寶なる物なりとて、其名を重寶と云ひ慣せり、其後小き鐵炮を種が島とも云り、此船程なく歸國し、翌年又來り、此度は細工人を連渡り鐵炮造り方玉藥の製法等を、委細に傳授せり、其頃泉州堺橋屋又三郎と云者居合て、其法の秘密を習ひぬ、後年堺に鐵炮の細工人多く出來たり、此後弘治永祿年中、薩摩肥後肥前豊後豊前、所々に蠻船渡來て、商賣に事よせ、密に切支丹の邪宗門を勸む、就中豊後大友宗麟深く此宗を信敬し、城下臼杵の地に蠻船を留め、領內に切支丹寺を造立せしかば、國中の男女貴賤邪敎に立入けり、又肥後小西攝津守行長も邪宗門を信じ、領地又同國天草其外肥前島原鄕村の者多く尊信しければ、寛永年中島原一揆せしも此故なり、

元龜元庚午年長崎へ、南蠻船始て着岸せり、

天文年中種が島に來着後二十八年の間、所々に往來しけるが此年此地に、來り地勢を考見に、四方より

高山峙ち聳り、風波の難を防ぎ、海底深くして、船楫の進退自由なれば、向後此地を渡りの港に定度を領主大村理専も願ひけり、然に彼蠻人ども、元より邪智逞く强欲無道の本質にて、表には商賣に來ると號し、内心には日本の風土萬國に勝れたるを能知て、國土を奪ひとらんが爲に、謀計を以て諸人に金銀財寶を與へ、恩惠を施し或は奇怪の妖術をなして、愚民を感服せしめ、機を見て邪法を教導せしかば、各其宗門に歸依する者甚し、悪執染着の餘り、神社佛閣一宇も殘らず破却し、剩長崎に切支丹寺數ケ所造立し、猶又市中郷村とも寺領にせん事を願ふといへども、理専承引なかりしを、猶々難題を仕掛、巧計を盡せしかば、理専詮方なく許容せし事に成て、此地を彼徒に與へたり、是より彼輩大に勢ひを得て領主の如く仕置等をも取捌、恣に横行をなし、無法の仕方年月を經て甚勇猛なりし、

天正二戊年蠻國よりウルカンテレンと云、奇妙の人物渡り來て、信長公に安土に謁す、儒臣刑部正則諌言せしかども、信長許諾なく、京四條坊門に、四町四方の地を與へ、寺領五千貫を賜ぬ、翌年フラテレハテレン、コリヤソイス二人を頭として、數十人來り、種々の珍寶を捧て、又彼寺に在住す、斯て其寺内教論說法など云事なく、洛中洛外の諸人、或は山野に行倒れ、非人乞食等をも寺中に集め、衣類食物を與へ、其病症に仍り、内外科の方藥を以て平癒せしめ、又貧窮の者は、妻子迄養ひ置、其慈悲厚恩を感ずる者、幾千萬人と云事なし、蠻人云、汝ら難病貧苦する事因果によれり、我蠻國の人民は、天帝の教を守る故、病苦貧窮の患一人もなし、汝ら我教を信ぜば、現世後生ともに安穩快樂を得べしと、怪き宗門の唱言を教へ、奇異の方術を見せければ、愚蒙の者ども歸服する事夥し、年を經て三好松永高山を始め、大名小名地頭代官傾き靡く信長是を聞召、總じて佛院は信心の檀家の謝儀禮物をもて、其教を授る習ひなるに、彼寺は檀家に財物を與へて法を勸るは心得がたし、又最初日本に渡り來るは、商賣の爲と聞しに、却て金銀利倍を求めず、貧病なる者を惠み、許諾の費を厭はず、千里の海を凌ぎ來り、無益の慈悲を施す事、更に心得がたし、刑部が云ける詞思ひ當る、彼寺を破却せんと忿激の御氣色成しかど

國々騒亂の折なれば、猶豫有處に、不慮に明智が爲に討れ給ひ其事止にけり、然るに關白秀吉公、日本を治世し天正十五年朝鮮陣の頃、筑前御滯留の中、長崎の頭人共推參し、數人南蠻人邪法を弘て、神社佛寺破却し、横行詞に述がたき旨を聞召、藤堂佐渡守を長崎に差遣され、伴天連共早々歸國可令旨被仰渡、翌十六年長崎を御料に被仰付、御代官鍋島飛彈守に仰付らる、又其後の仰に、去る弘安年、蒙古韃子の軍船數千艘にて攻來しさへ、神社の靈驗にて兵卒悉く滅亡せり、然ば曾て恐るゝに足らざれども、今國民正道を捨て、邪法を信用すれば、後年必國の働亂とならん、急に切支丹の邪法制禁すべき旨、增田右衞門尉に、士卒千餘人を差添、京洲條に遣はし、伴天連共を搦取て、長崎に渡らせ、南蠻寺を燒拂又畿內を始、諸國の邪宗信用する者を改給ふ、文祿三年には京大阪に隱れ居たる、伴天連六人黨類二十餘人長崎に斬罪、

慶長十六亥年肥後國八代より、僧一人駿府に參上し、訴訟を願ふ者有り、某は肥後國小西攝津守造立の切支丹寺の住僧なり、然に當住僧某に無體の難題を申掛、寺を追出せり、願くは彼僧を召れ、是非を御糺明下成されば、御忠節の爲、切支丹宗の極主意を言上仕べき由申、則相手の僧駿府に召呼れ、御吟味の處、相手の僧非分なりしかば、罰せられけり、願の僧難有く奉存て、其主意を申は、南蠻國王已が國五ケ國の物成を當て、每年商船と名付、金銀財寶織物器物等日本に渡し、諸人に邪宗を勸べしと年々伴天連入滿方より大帳を作り、何の年は何千何百人を勸入たる由、其人數に應じて、褒美の品を與ふ、此方術を以て、南海の呂宋國ビスパンャ國とも、如斯して初は僅計の地を借り、寺を建て、愚民共を欺き遂に其國を奪取、扨奪し國々には蠻國より守護人を居置、其他出產の諸物金銀等、已が得分とし、三年目に其諸品を本國に運送せしむる由を言上す、

其蜩曰、前卷に記せしヤヨウスと云伴天連が、白狀の趣此言上に等し、同人歟可追考、

又上方西國邊に隱れ居る僧徒を數多召出され、嚴く御吟味に及に、僧が詞に符合しければ、急ぎ畿內は

板倉伊賀守、西國は山崎長門守に仰付られ、奈良堺京大阪等の宗賊は、五條河原にて斬罪有り、若邪宗を捨て正道に歸せる者は轉と名付て助命せらる、
同十八年大久保石見守狂亂し死す、後、諸國金山御勘定に莫大の私欲有ければ、死跡悉く點檢有に、寢間の下より二重成る石櫃出たり、中に一つの箱有り、蠻國へ日本の寶物武具等を渡したる目錄、又彼國より貢來らしむべき密書、又大名旗本の內一味連判の誓書、其外年々切支丹弘りし趣の書狀數通出ければ、御咎嚴敷親類緣家の者罪科に處せらる、又何たる仔細も安定に知れずして滅亡せし大名旗本は、大方石見守一味連判せしなり、
同年大久保相模守に被仰付、畿內中國四國の所々にて召捕、其地の領主地頭に預置れし邪宗の者共、翌十九年雨宮權左衞門を、長崎に遣され、不殘阿媽港へ流刑せらる、右餘人中に高山右近(攝州高槻城主)內藤飛驒(志州鳥羽城主)兩人に正法に歸すべき由、上意有といへども、惡執に染着し、遂に歸正の志なく、下賤の囚人と成る、
山口駿河守長崎に建置る切支丹寺十一ケ所燒捨、
元和三巳年紅毛船洋中にて、唐船造の舟に行逢しに、伴天連と思しき者、數人見掛しかば、其頃は紅毛平戶に着船の砌なれば、彼船を引來り、松浦壹岐守に告る、急ぎ長崎に申來、長谷川權六平戶に行向ひ委く吟味有るに、此船泉州堺常陳と云者、呂宋に商賣として相渡る船なる由、船中より蠻國文字の書翰數通搜し出す、平戶通詞森助右衞門に和解被仰付處、日本に隱れ居る伴天連方へ遣す書狀なり、日本に於て宗門に歸依の者、過半有之ば、即刻に注進すべし、軍船を數多指遣はすべきとなり、依之船中の伴天連幷常陳を長崎にて火刑せられ、一船の者殘らず斬罪なり、紅毛人には御褒美有けり、
寬永七午年大阪より七十餘人の乞食を長崎へ送來る、是は宗門改年々嚴敷故、御改下受まじき爲に乞食となり、諸方に隱れ居たるを、搜出皆呂宋へ流刑なり(但自是已後乞食穢多共に宗旨改蹈繪せらる)

寛永十四丑年薩摩より蠻船一艘送來、此船琉球に漂着、彼地に有薩州役人捕之、長崎にて御穿鑿の處伴天連六人日本人三人忍び來し由白狀に付、禁獄せらる、

今度切支丹宗門爲可弘、從彼國南蠻人六人日本人三人就差越候松平薩摩守領內捕之、遂穿鑿處、右の趣白狀候、然ば南蠻人構僞弘宗門に付て、日本へ渡海の儀、先年被停止候、其砌被仰出候寫書物進候、被守書物面の通、領內浦々能々可入念旨上意候恐惶謹言、

八月十四日　阿部豐後守
松平伊豆守

〇九州大名中宛名有之

長崎古川町に次兵衞と云者、邪宗門なる由訴人有り、然に此者魔法を覺えけん、目前に有といへども見失ふ、寛永十二年出奔す、仍て稠く御詮議、九州所々に關所を置き、往來切手なき者通さず、同十四年六月十五日、長崎村片淵助右衞門と云者訴人、不意に召捕斬罪す、彼者常常金鍔の脇差指たれば、異名を金鍔といへり、戸町御地所の西山際大岩の横に裂たる內に隱れ居たりと、

寛永十四丑年十月島原切支丹一揆、

（天草四郎太夫時貞ィ家貞渡邊小左衞門有江監物）三人大將たり、

同十六卯年蠻船渡海制禁、又町中に諳尼利亞人の種子五十人蠻國に渡さる、

同十七辰年五月十七日蠻船一艘七十四人乘渡來、渡海御免願ふ、六月六日江府より加々爪民部少輔差越され、去々年以來渡海御制禁嚴く被仰渡處に、又々渡來日本の國法を蔑如する仕方、罪科甚輕からず、不殘死罪可被仰付けれど、本國の者に、此旨告知すべきと鬮をとらせ、六十一人切捨、十三人助命せらる本船は積荷金銀等、其儘にて燒捨、又伴天連五人日本人二人銀二貫目にて、阿媽港船を借り、薩州領內小甑島の洞中に隱居けるを捕之、不殘斬罪せらる、

寛永二十未年五月、筑前梶目の大島に、小船一艘十人乘組陸に上り水を取、其形月代を剃、日本風の衣服を着したれ共、眼ざし鼻の高さ常ならざる故、所の役船にて捕へんとするに、早くも船を出し逃去を追懸て地島と云所にて捕之、領主松平右衞門佐より、長崎に渡さる、吟味の處、邪宗門勸めんと日本人の形を似せたる由白狀す、則通詞目明仲庵を相添、江戶に送らる、斯て右の者共、江戶へ參着し、御詮議の處、非義を悔み可轉旨願訴ふ、依之小日向に切支丹屋敷を立られ、彼者ども一生牢下しに仰付らる

此時九州諸大名中へ奉書有り、

今度筑州大島へ異國より伴天連五人いるまん一人同宿相渡候處、松平右衞門佐番之者相改捕之、則後右衞門佐長崎奉行山崎權八郎所へ追々注進之、常々入念候故、小船を以て密々渡候を早速見出し搦捕候儀御感心の事に候、然は先年被仰出候通、於領內海上見渡所不斷番の者差置、彌無油斷穿鑿可有之旨上意候、恐惶謹言、

五月二十九日　阿部豐後守

松平伊豆守

○九州大名中名所

正保四亥年六月二十四日、蠻船二艘入津す、前々の通渡海御免の願として、哥阿(ゴア)國と云よりの使者船なり、

南蠻の地の名なり、南天竺の近方紅毛人スラアタといふ、意大里亞(イタリヤ)國、布留都葛兒(フルトカル)國、諳尼利亞(アケリス)國の者ども、呂宋(ロソン)、阿媽港(アマカハ)、哥阿(ゴア)三所の地に在留すとなり、

一艘長二十八間橫七間深八間　石火矢二十四挺　外より見たる分

一艘長二十四間深四間　石火矢二十二挺　同斷

使者の名　コンサンアルホウテシケイラデサウナ

一人　トウルトテコスタアホフレイ　哥阿國主の親類成由
二艘乘組人數四百五十六人

右江府へ言上、松平筑前守、同二十八日當表着、又西國在城の大名發向、在府の諸家は家老物頭等、數多兵船を揃て來着、奉行馬場氏云、江府御下知無之內、若馳出る事もあらば無詮事なりとて、種々評定有り、港口東西女神男神と云岩有り、是に大綱を掛引渡、數百艘の船を並べ繫ぎ合、人馬通路のなるべき様に船橋を掛渡し、三町四十間餘の所陸の如くし、又諸所に陣所を構、

筑前福岡城主　松平筑前守　陣所　西泊戸町立上飽浦
（人數一萬千七百二十人　內四千五百五十餘人水主）（船數四百五十艘　內六十一艘早舟）

肥後熊本城主　細川肥後守　陣所　外木鉢舟橋東
（人數一萬三百人　內四千八百十六人水主）（船數三百二十艘　內八十艘早舟）

肥前佐賀城主　鍋島信濃守　陣所　深堀高鉾香燒島
（人數八千三百五十人　內三千三百五十人水主）（船數三百二十一艘　內三十艘早舟）

上使　伊豫松山城主　松平隱岐守　陣所　舟橋東西
（人數六千三百十一人　內三千六百五十人水主）（船數九十三艘　內五十四艘早舟）

上使　伊豫今治城主　松平美作守　陣所　舟橋東西
（人數千百九十人　內五百六十八人水主）（船數八十艘　內十一艘早舟）

筑後柳川城主　立花左近將監　陣所　香燒島後
（人數三千八百七十人　內八百人水主）（船數九十艘　內十一艘早舟）

肥前唐津城主　寺澤兵庫頭　陣所　同木鉢
（人數三千五百五人　內六百八十人水主）（船數九十艘　內五十艘早舟）

豊前小倉城主　　小笠原信濃守　陣所　　戸町大浦間
（人數千二百七十八人　内三百五十人水主）　（船數八十艘　内十五艘早舟）
肥前大村城主　　大村丹後守　　陣所　　大浦　長崎町外總見廻り
（人數二千六百三人　内千二十一人水主）　（船數三十艘　内十艘早舟）
肥前島原城主　　高力攝津守　　陣所　　戸町邊
（人數千五百人　内五百三十人水主）　　（船數三十艘　内十一艘早舟）
總人數合　　五萬二百二十八人　　内　　一萬九千七百九十五人水主
船數合　　千五百八十四艘　　内　　二百九十八艘早舟
斯て七月二十八日上使井上筑後守、奉行山崎權八郎當表到着、奉書持參、
一筆令啓上候黑船長崎着津、去月二十八日晩彼地へ被相越候段、從高力攝津守日根野織部正馬場三郎左衞門注進の通、及上聞候、然ば彼船爲使者渡海其上無異議入船旁以不及行死罪、其上最前長崎奉行中迄相達候通、遂相談彌被得其意事閑成樣仕置可有旨被仰付候、可被得其意候、恐惶謹言、

七月十二日　　　　　　　　　　　　阿　部　對　馬　守
　　　　　　　　　　　　　　　　　阿　部　豊　後　守
　　　　　　　　　　　　　　　　　松　平　伊　豆　守

松　平　筑　前　守　殿

右の御書拜見有、則奉行所より通詞を以て、蠻船日本渡海爲嚴禁旨被仰渡有之處、今度又々赦免之願にして令入津段、不法至極なり、決て御免無之條、急度歸國可仕旨被仰渡、八月六日二艘共異議なく歸帆す、諸家の人數五萬餘人兵船千五百艘前後左右を打圍み、港外迄見送の行粧尤嚴重なり、蠻船出帆後諸大名五六日逗留有、各歸城、

明暦三酉年長崎酒屋町利左衞門と云者有り、此者大村に知音の者有來て密に云は、貴殿も大村の人なれば違背も有まじ、彼地郡村松原村に催す事あり、邪宗門の餘黨誰々を頭として大勢有り、近日此地に來り所々を放火し、金銀糧米を奪取ん、其方は心易故內意の密談を明すなり、其節町々に火を掛、働をなさば、能仕合、互に後榮を樂々と呼く、利左衞門聞之、僞て大に悅び、酒を出して饗し、猶手配の申合抔をし其者を欺き返し、其身は直に町の乙名役へ走行て、始終を注進す、即則奉行黑川氏へ訴へ時刻を移さず、最前の大村者を召捕拷問しければ、悉く白狀す、頓て大村因幡守方へ通達有て、黨類餘多召捕、追々長崎へ送られ、御穿鑿の上、江府へ言上有り、百三十四人穴釣刎首あり、此外平戶島原佐賀よりも捕へ、都合五百餘人刑罪有り、利左衞門には御褒美として銀十二貫目被下置、

萬治三子年以來、豐後國臼杵杵築竹田鶴崎の所々より、邪宗類族の由數多長崎へ相送らる、數年御吟味有に、類族の中にも少々宗門の汰沙を得し者有之由、年久き事にて我々はいかなる仔細も存不申旨申譯立、無相違趣江戶伺の上御免にて本所に歸さる、

慶長元和の頃より邪宗門御制禁の旨、年々稠被仰出、正道に歸り改宗する者には、其寺より宗旨改の請合證文を出させ、猶又切支丹の佛像を紙に畫て、一人宛に踏しめらる、是を踏繪と云、然に數萬人に踏しむる事なれば、繪紙破裂す、其後木板に彼佛像を彫込て踏しめらる、是を繪板と云、是も數年に踏碎しかば、寬文九年古川町に祐佐と云鑄物師に、唐銅の繪像二十枚鑄さしめ、後年迄是を用らる、

延寶元丑年五月二十五日諳厄利亞（アケレス）船一艘入津、通詞を以て、いか樣の譯にて渡り來るやと御尋あり、彼者共申樣、昔紅毛人同前に商賣御免の御書頂戴し、數年平戶に相渡候處、其後國用繁く、四十餘年中絕に及ぬ、其節の御書物なりとて差出す、御改有に御朱印にはあらで、平戶にて取合し日本文字の書物なり、先宗門の儀御尋有しに、我々は御法度の切支丹宗門は曾て用ひ申さずと云、然に此國に紅毛人、常に不和なる故訴て云、近年諳厄利亞國主の方へ、布留都葛兒（ホルトカル）國主の娘を嫁せし故、國中常に南蠻人の交

り親しき由申出たり、
船中頭人の名　セイモンデルホウ
總人數八十六人　船長十九間（横三間四尺七寸艫にて高さ四間）深三間
鐡炮八十三挺　劍三百三十九腰　鑓二十六筋
烟硝三十五桶　石火矢玉六百八十四　同小玉五桶
右の分濟船中御取上（其外石火矢數十挺船中に有之）
右の趣江府へ言上、近國大小名人數を差越警固、江戸より御下知には、向後渡海永く御停止の旨被仰渡七月二十六日歸帆せり、但此舟粮米無之由、願に仍荷物を賣拂はせ、代銀高金子にて二百六十兩三歩銀九匁有之、此内より百七十二兩三歩粮米幷諸式代相拂、殘金八十八兩持歸らしむ、

〇外國より日本人を送來事

貞享二丑年六月二日、南蠻船一艘入津せり、卽刻檢使を以て吟味有之處、蠻人ジュアンハッテレス、マニヤルキヤル二人を始、四十七人乘組、日本人十二人送り來る、阿媽港頭人より、蠻字の書付一通、眞文字の譯文相添持參、蠻國年號千六百八十五年と有り、仍唐通詞に譯文和解被仰付處、當二月七日阿媽港の內、マルレイラと云島に、日本船一艘漂着す、依之日本を大切に奉存、わざと船を仕立て送遣す、勿論此舟商賣の存念無之故、荷物少々も積來らずとなり、斯て日本人共に唐國逗留中、切支丹の法義は敎へざるやと御吟味有り、蠻人云、元より雙方の詞通じ申さず、殊に切支丹宗門日本にて嚴敷御制禁の段、具に存居申事故、授け不申と云々、仍十二人の者御役所へ召れ、始末穿鑿有處に、私共は勢州度會郡の者にて、去る子年八月十八端帆船にて、薪商賣に江戸へ罷越、十月二十三日に品川へ着、薪賣拂、十一月中旬江戸より出船、豆州浦川に日和待いたし、十二月二十五日出船致候處、其日暮方より勢州大山沖にて北風烈しく吹出し、此二日の間山も見えざる大海に吹流され、當丑正月二十六日一島に流寄し

頃、阿媽港と云所成由、二月五日其地より引船來陸地に上る、年頃七十餘の女蠻人長崎にて、先年蠻人の種子此地に渡されし時の內なる由、少々日本詞を覺居て、始終念頃に通辨致候由申之、又宗門の義不習やと吟味有處に、雙方詞不通なれば、何事も承りし事無之由、且又船中に多葉粉五十俵有しを、彼地にて代銀八百二十五兩に賣拂くれ、船は解放し、舟板を銀六百目に賣拂ひ、其內にて大工解賃に百五十兩遣はし候由、綱碇帆道具は此船に積來、右の段々委細江府へ言上有り、七月下旬御下知として、南蠻人日本渡海御制禁の上は、漂着の者送遣はすに及ばず、若重て斯樣の事あらば、其地に可差置、向後蠻船を日本へ決して遣はすまじき旨、嚴しく仰渡され、粮米薪水を與へられ、八月朔日歸帆、其間近國の諸家より人數を差越され警固、右十二人の內七人は神社村、五人は藤原村の者にて、藤堂家へ相渡さる

寶永五子年十一月九日、薩摩より異人一人送り來、則永井別所の兩氏立會にて穿鑿候處、彼者イタリヤ國ロウマの者にて、名をヨハン、ハツテレス苗字シロウテ宗旨キリステアンカツトウリコと云、身の長五尺八九寸、鼻筋高く色白く髮黑く、日本風俗の如く、月代を剃る、日本詞を書寫せし物と見えて、蠻語と日本詞を取交て云述る、其譯分明に知がたし、先其身切支丹宗門の由願がましき事もなく、唯宗門を勸る事のみを云、食物は丸藥と覺しき物を一ッ、三十日に一度用ひて飢を凌ぐ由なり、長崎來着後、紅毛人食物の如きを食ふ、段々詮議の處、江戶御下知にて翌年九月二十五日、彼者牢輿にて檢使下使通辭今村源右衞門、又外に二人町使二人相添、江府に遣さる、小日向に前々より有之切支丹屋敷に差置れ、金二十兩五人扶持被下、毎日二汁五菜の御料理給はりしが、正德四午年三月右異人御咎の事有て、詰牢に入さる、其儀は牢番二人に切支丹を勸入たる由にて、宗門改橫田備中守警固召連、通詞名村八左衞門通辭にて、唯今迄馳走を加へられ召置るゝ處に、御制禁の邪宗門授たる段、不屆至極なりとて如斯、其冬月極寒に凍え牢中に死せり、

長崎實記抜萃　三

○阿蘭陀一件

慶長五庚子年、泉州堺浦に大船一艘來着す、其意趣を尋るに、紅毛幷諳尼利亞國人商賣願ひとして、貴國に渡海の由、即刻言上有之處、其船江府へ乘廻すべしとの御事なり、

其蝸曰、此年暦相違か、慶長五年は關ケ原騒亂、天下反覆の折柄なれば、中々異國船の御沙汰抔には及べからず、異國船を江戸へ廻船の御下知ならば、孰れに關ケ原落居して、江府御歸城の上、御當家國初の事なるべし、年暦可追考、

然に彼船遠州洋にて難風に遇ひ、相州浦川にて破船す、依て又船中の人數陸地を可差越旨仰に仍り、皆皆江府へ參向す、委細御詮議の處、日本渡海商賣仕度願出なり、則御免有しか共、乘船なく歸國成がたく、江戸に滯留す、御扶持下し置れ、折々頭人共御城へ召呼れ、外國筋の事御尋なり、又兩人へ御屋敷を下さる、

（ヤンヨウスアンシ）（紅毛人居たる所を今ヤヨスガシと云諳尼利亞人居たる所を今アンジ町と云）然處、同十二年に、紅毛船一艘肥前國平戸に着船し申上る樣、八九年前同國の者、商賣願として、日本に赴しに、其船行方不知、諸方を尋るに、日本に在留の由承候故、今度渡海仕候由訴ふ、松浦壹岐守より

此旨言上、依て其船の長たる者可差越候旨上意に任せ、平戸より紅毛人一人警固相添差上、着の上江戸在留の紅毛人に引合せらるゝ處、尋來本國の者に相違なし、然るにヤンヨウス事、江戸に住馴し故其儘滯留仕度願に仍、其通に差置れ、商賣は先達て差免置れけるゆゑ、今度御朱印權現宮より、平戸の紅毛人に下さる、

阿蘭陀船日本へ渡海の時何の浦に雖爲着岸不可相違候向後守此旨無異議可致往來聊疎意有間敷也仍如件

慶長十四年七月二十五日　チヤクスクルウンヘイケ

此後平戸に數年着船し、商賣を遂けり、但ヤンヨウス數年江戸に逗留しけるが、歸國を願ひ出帆し、又日本へ歸來る時、臺灣の沖にて破船し沈溺せりとかや（其蜩曰、此ヤンヨウス事前卷には伴天連の由公儀へ忠節を訴御褒美に河岸を賜安居すと有、兩說可追考）右同前に暗尼利亞人も御朱印頂戴し、十ケ年餘も平戸に着船し、商賣しけるが、其後數年斷絕す、

元和三巳年紅毛人に再び御朱印（臺德院殿）下し賜、

阿蘭陀商船到本邦渡海の節縱遭風波の難雖令着岸日本國於執地聊以不可有相違也

元和三年八月十六日　ケンレイタホロワル

又松浦肥前守へ奉書被成下、

急度申入候阿蘭陀船於平戸前々の如くカヒタン次第に商賣致候樣に可被成候、不及申候得共伴天連の法ひろめざる樣可被仰付候、恐惶謹言、

八月二十三日　土井大炊頭
安藤對馬守
板倉伊賀守

本多上野介

松浦肥前守殿

尚以京堺商人より其地へ罷下候間相對次第商賣いたし候様尤に候以上

抑紅毛本國は、日本より極西に當り、歐邏巴州の內に有之、國都を（アムステルダムと申）其地七州有之紅毛共一州なり、本名拂良氏（ホツランテ）唐國にて和蘭（ホウラン）と云、則轉音なり、又紅毛番黄毛とも號す、其總司をプリンスと云て、七州を政統す、其任尤重し、然ども其身一代切にして、七州より人品を選て交代せしむ、但六州は地續にして、ゼノラント一州は離島なり、一縣一村毎に、ホルコルメーステルと云て、其所を治る役所有り、

ゼノラント　ケルテルラント　コロウニンヤ　タトフルエイスル　ヲトトレキト

フリスラント　ホルラント　是卽和蘭なり

南海に一大島有り、其名を瓜哇と云、唐音にてジヤアと唱ふ、蠻語にてヤアハと唱ふ、紅毛人此島內に僅計の地を借りて居住す、地名をバタアビヤと云、是則咬𠺕吧と稱する所なり、此地に出張して諸國三十餘ヶ所往來して、交易互市の利用を求る由なり、地內に城郭を建、其廻り凡日本長崎の出島の廣さにて、四千坪ほど可有由、頭人棘業喇兒（ゼネラル）を居置、以下數百人の役人諸事の用度を調達し、年々本國に利用を運送す、

阿蘭陀本國より、咬𠺕吧迄海上日本の里程に積り、凡五千九百六十里餘可有之由なり、

但通辭方舊記には、一萬五百里有之由書載と雖、今年老功の阿蘭陀船士に委細吟味を遂る處、五千九百六十里餘と云、

咬𠺕吧より日本迄、凡千百八十里餘可有之由なり、

但同舊記には、二千四百里有由書載れ共、今年遂吟味如斯、

阿蘭陀人座列の事、出島にては甲必丹ヘトル以下、商賣勘定方の者次第し、船中にては船頭按針已下乘船要務の者を次第す、出島にて座列は、

甲必丹　ヘトル　臺所役　藏役　上外科　下外科　上筆者　下筆者　大工　鍛冶

桶屋　黒坊

船中にては

船頭　按針　石火矢打　旗役　旗縫　船大工　船役　楫役　風見　水主

交易往來の里數產物

グルウンラント人（不住）日本より一萬五千三百里程北方極邊の地にて、夏至の節前後半年は晝と成り、冬至の節前後半年は夜國となる冬月寒風烈しくして波濤高く起り、潮水堅き氷と成り岩窟の如く、故に氷海と稱す、春夏の暖氣にて氷解て、潮水と成る、此海中鯨魚多し、然に冬月此海中にて生育成がたきにや、秋分の末より鯨魚南海に移り行て、春分の初北海に歸る、其時節日本所々にて鯨魚を捕る、夏月蠻人も此處に至り鯨魚を捕て、膏藥を熟煎して、治療の藥用とす、

ノウルウイキ　同一萬三千五百里ほど　產物　鐵　船の柱

ズヘイテ　同一萬三千三百八十里ほど

土產　銅　鐵　碇　材木　石火矢　船の綱

デイスマルカ　同里數前同

土產　銅　鐵　石火矢　材木　麻苧

ムスカラヘヤ　同一萬四千百里ほど

土產　琥珀　五穀　畜類皮

ボウル　同一萬三千六百五十里ほど

土産　琥珀　五穀　畜類皮

トイチラント　同一萬三千百四十里ほど

土産　金銀　水銀　水晶　五穀

フランカレイキ　同一萬二千八百里ほど

土産　絲物　織物　金巾類　酒種々

トルケイン　同一萬千二百五十里ほど

土産　毛織物　絲織物　金入織物　金巾類

ケ子イ　同八千四百里ほど

土産　金　象牙　鶯歌　砂糖（氷、白、黒）

ブラセリヤ　同七千五百里ほど

土産　材木　黒袓　煙草　砂糖（氷、白、黒）

カアブテボノナイスベランカ　同六千三百里ほど

土産　虎　犀　牛　鹿　猪　駱駝馬　鳥

マロカ　同千七百里ほど

土産　錫　米　獸類　胡椒　燕窩

ヘイグウ　同二千六百四十里ほど

土産　亜鉛　阿仙薬　象牙　米　漆

アラカン　同二千九百四十里ほど

土産　金　米　蠟　網　象牙　麻苧

ベンガラ　同三千三百里ほど

土產　麝香　牛黃　阿片　鹽焇　天蠶絲　硼砂　阿仙藥　辨柄絲　海黃

　アレシヤ島　ギガン　奥島　算崩島　金巾

コストコロモンデイル　同三千里ほど

土產　デヤマン　鮫　奥島　コンテレキ　サラサ　金巾

マルバアル　同三千七百五十里ほど

土產　猩々緋　血止石　武道具品々

ハルシヤ　同五千百里ほど

土產　金入織物　花毛氈　ハルシヤ皮　乳香　甘艸　蘇合油

サラアメ　同四千五百里ほど

土產　珍珠　瑪瑙　薰青　紺青　雌黃　乳香　鮫　花毛氈　木香　阿仙藥

　安息香　蘇合油　丹工　奥島　胡黃連　マタフウ島　コンテレキ　金巾類

　ギガン　更紗島　紫梗

セワ　同六千里ほど

土產　絲織物品々　血竭(キリンケン)

シヤムラウ　同二千四百里ほど

土產　錫　鮫　蠟　漆　象牙　水牛角　花毛氈　犀角　牛皮　鹿皮　血竭

　檳榔子　蘇木　籐　鬱金　椰子油　大楓子　黑砂糖

トンキン　同千五百里ほど

土產　黃絲　節絲　綸子　縐紗(チリメン)　天鵝絨　シヨロンセウ紗　紦油　北絹　麝香

　縮紗　亞鉛　山歸來

マタカスカル人（不住）　同五千百里ほど

土產　黒檀　獸畜類

スマアタラ　同二千四百里ほど

土產　金　玳瑁　バザル　胡椒　硫黃　籐

ホル子ヲ　同三千九百里ほど

土產　デヤマン　バサル　龍腦　アンダ　籐

アンボン　里數右同

土產　丁子　肉豆蔲　白檀　沈香　胡椒　鳳鳥　鶯歌

バンタ　同三千九里ほど

土產　胡椒　沈香　煙艸　鶯歌

タルナアタ　同三千八百九十里ほど

土產　丁子　白檀　沈香　ビリ、　肉豆蔲

セイロン　同三千八百七十里ほど

土產　肉豆蔲　胡椒　ルザラシ　ビリ、　鶯歌　鳳鳥　カスワル鳥　煙草

テイモウル　同三千八百五十里ほど

土產　丁子　胡椒　沈香　白檀　煙草　鶯歌　肉豆蔲

マカサアル　同三千三百里ほど

土產　金　米　白檀　煙草

サイロン　本書に里數したゝめなし

土產　珍珠　肉桂　檳榔子　海アシホ　水牛角　象牙

咬𠺕吧　此處にセ子ラル在住す
土產　珊瑚　琥珀　瑪瑙　丁子　龍腦　白檀　沈香　蠟　胡椒　肉豆蔲
檳榔子　自鳴鐘(トケイ)　眼鏡　香數　馬　砂糖（黑、白、氷）　馬鹿(ヤマムマ)　麝香油　栗鼠
小猿　羊　牛　小狗　野牛　野羊　孔雀　鸚鵡　秦亨　文鳥　白鷴
紅鶯歌(ヒインコ)　綠鶯歌(アヲインコ)　鶉相思鳥　掛倒鳥(トウハ)　十姉妹　パンヤ　長生鳩　八歌鳥　馬誰(ケトリ)
石黃　木乃

寬永十八巳年、爲上意、向後阿蘭陀船長崎可令着旨被仰付、但去慶長十三年より寬永十七年迄、平戶に着船し、去冬紅毛人江府爲拜禮、平戶より令出立候處、今度右の通被仰出候に付、拜禮相濟、歸路直に長崎へ令來着、出島屋敷にて住館、

甲必丹の名　マクヌカメリヤアンマイラ

平戶より付來通辭、

西　吉兵衛　名村八左衛門　志筑孫兵衛　横山又兵衛　石橋助左衛門
肝付伯左衛門　横山與三右衛門　高砂長五郎　秀島藤左衛門　貞方利右衛門
猪股傳兵衛

同平戶へ入津の阿蘭陀船九艘、直に長崎入津、出島屋敷は寬永十五年迄蠻人住居せり、御制禁後空所なり、

江府拜禮平戶着船の內は、松浦家より馬廻り侍一人徒士一人通辭其外相添、前年冬中出立、翌正月御禮相勤、長崎入津巳後は、奉行所より撿使與力同心町使通辭等數十人、往返付添、

正保四亥六月、南蠻船二艘入津す、年頭として參禮の甲必丹注進不申上、不屆なりとて拜禮不相叶、獻上物御受用無之、又慶安子年紅毛船渡來、上使井上筑後守下着、新古兩甲必丹を召し、蠻船渡海せし事

目明忠siを以て御詮議の處、曾て無存掛由、御詫の書付、筑後守持歸られ、御免に付明年より拜禮可相勤となり同二丑年又一艘黒船幷ゼネラル方より使者船來り、同道にて、正月御禮申上る、使者事後條に出、
萬治二亥年紅毛船筑前鐘崎海上にて、難風に逢て、陸より長崎に歸る、翌年より長崎出立、上下小倉迄陸路常例と成る、
明暦三、萬治元同三正月中三度江戸大火、紅毛旅宿類燒に付、向後正月長崎出立、二月中江戸參禮候樣被仰付、翌寛文元年正月十五日長崎出立恒例、
享保十八年西國蝗入凶作に付、四月十五日長崎出立、五月拜禮、七月長崎へ歸府、
寛永二十未年奥州南部浦より漂着の紅毛船迯來、小船に十三人乘陸に上り、水を取候を、所の役人搦て江府へ奉る、御扶持方下され御馳走なり、其年拜禮の甲必丹を召れ、通詞を以て御尋有に、咬𠺕吧より乘出し、洋中にて漂流せし段、明白なれば、カヒタンへ相渡さる、年來貴國を賴み奉り、渡海仕上、彼者共迄御憐愍を蒙り難有次第に候、猶歸國の上、ゼネラル方より御禮可申上由申候、十三人の內五人は蠻語稽古の爲、江府に召置る、慶安二年ゼネラルより右の御禮使者到着し、年始拜禮のカヒタン同道す、當年迄八年滯府の五人、此度長崎へ連歸る、此度通詞志筑孫兵衛通辨明白なりし爲、御褒美三百俵、十人扶持下置るゝ處、願ひに仍、長崎通詞役仰付られ、御扶持方は相止、
出島屋鋪は、以前南蠻人長崎町宿に在て、諸人と立受しければ、邪宗の種類斷絕せず、仍て市中を離れ海中に出島を築き、屋敷を建、商賣用向の外無用の者出入を堅く停止、其節當地町人二十五人普請料を出し、家宅土藏等を造作し、蠻人より宿代を可受旨、願の通差免され、宿代八十貫目を町人二十五人に配分す、大門に定番二人、蠻船在津中は、町使二人宛加番有り、三ヶ年にして島原一揆の事有て後年蠻人日本の地に置るゝ事然べからずとて、上使太田備中守差越れ、在住の蠻人不殘歸國被仰付、已後日本波海制禁有り、其跡屋敷紅毛人の住館となる、

出島屋敷總坪數三千九百六十九坪一分、爲地子野子一貫六百七十三匁一分三厘宛年々上納、
軒數四十四　乙名幷町人家藏內藏數三十軒　軒數二十一ヶ所　外家藏幷番所小屋共に
公班荷藏　脇荷藏　御用藏　水門御撿使場　札場御撿使場　札場　乙名部屋
通詞部屋　町人番所　阿蘭陀花畠涼所　本門番所　辻番所　火消道具屋所
伊萬里店小屋道具入　本門番所　不寢番所　風呂屋　鳩部屋
宿銀五十五貫目　紅毛人年々差出
軒數二十五軒　町人二十五人配分

御高札定　　　　　　　　　　出島町

日本人異國人御法度背き、不依何事惡事をたくみ、禮物を出し頼候者有之ば、急度申出べし、縦同類たりといふ共、咎をゆるし、其禮物の一倍御褒美下さるべし、若隱置訴人出有之に於ては、可處罪科者なり、

卯十月　日

禁　制　　　　　　　　　　出島町

一傾城の外女入事　　　一高野ひじりの外出家山伏入事

一諸勸進の者幷乞食入事　　　一出家廻り榜示木杭の內船乘廻事

附橋の下船乘通事

一斷なくして阿蘭陀人出島より外へ出る事

右の條々堅可相守者也

卯十月

榜示木從是內へ一切船不可乘入者也（出島南方塀外海中に建之）

寛文元丑年入津の二番船三番船は臺灣より追出され候由、當津に着、其內女阿蘭陀三十二人有之、當年柔佛心の唐船洋中にて阿蘭陀船押掛、積荷物等悉く奪ひとらる、其節唐人二十人端船に乘置しに、俄に逆風來り、彼端船薩摩領分甑島に吹寄られし由、薩州より送來る、海賊に逢たる由、在津の紅毛人に御詮議被下度と數訴、依之吟味有之處、紅毛人曾て不存旨堅く僞しに、唐人云端船に在し時、後日證據の爲斧を以て、紅毛船艫板に矢筈に切付置しと訴ふ、果して切形有之、依て陳ずる詞なく白狀す、紅毛方より銀二百七十貫九百六十九匁、其內二十五貫目は、船代として償出せり、

其蛔曰、當年と計り有て、無年暦、可追考、

寛文六午年肥前五島より紅毛人八人送來る、朝鮮にて破船し、存命の者十五人捕らる、其內八人小船を盜み迯出て、五島に漂着せり、依て當地に送來る、殘七人の者送り給はるべき段相願ふ、則奉行所より宗對馬守方へ達せられ、同八年長崎と歸來、

正德五未年二月、上使仙石丹波守、石川三右衞門、當表に下向、紅毛商賣方御新例に被改定、每年船二艘に限り、銀高三千貫目、銅百五十萬斤可被相渡旨、若御新例難守に於ては、明年船を仕出、當表在留の紅毛人不殘立歸り、永く往來を斷べき旨、漢文を以て被仰渡、享保元申年三艘入津、則商賣方新例になる、

享保八卯年、今年爲御用阿蘭陀國の馬四寸以上六寸迄の牡馬五六疋可牽渡旨、漢天の御注文有り、同十巳年より元文二年迄、牡馬二十七疋年々五疋七疋牽渡て、馬乘ケイズル初て日本に來、同十四年ケイズルを江戶に召れ、濱御殿に小屋を造らせ、ケイズルに御馬仕入仰付られ、通詞名村市兵衞に、紅毛本草馬療の書和解仰付らる、

元文二三兩年、唐船入津甚缺少に付、紅毛人與添向寄に相談し、唐船造り船にて商賣渡海可成哉の旨仰下され、甲必丹ヘルナアルトスヘツセは書付を以て、商賣仕當可相成、漢字の御仕方御與へ下さらばジ

ヤガタラへ歸り、ゼネラルに可申聞旨請合に付て、則憑文六枚相渡さる、翌未年憑文六枚持歸來、ゼネラルに申聞候處、當分相望申向寄無之由、

寛保三亥年正月、宿繼到來、近年諸所出銅減少故、商賣向半減、銀五百五十貫目、銅五十萬斤被仰付旨仰渡され、九月又々來子年より半減商賣の儀不勝手に存せば、在留の紅毛人不殘連歸り、出島を可引拂總じて近年諸事不愼、就中戌年甲必丹ヤアコッフハンデルワアイ我儘にて、以後渡海停止の旨に仍り、八ケ條の趣、ゼネラルへ可令承知旨箱に入上封印にして、九月二十日乘船に船場にて渡さる、然に翌子年去年渡海停止被仰付候甲必丹ヤアコッフハンデルワアイ前年の狀箱返上し、此書ジヤガタラにて讀取者無之、いか樣の儀とも不存、商賣方は前々の通可仕旨申之、則通辨を以て委細に仰聞處、一圓承知不仕難澁申に付積戾猶く被仰渡、數日の後渠等ども、何分被仰聞趣可奉承知旨御詫言申出候に付、八月二十八日荷役始る、翌延享二丑年入津の甲必丹、又々難澁を申上、數日段々相歎に付、當年銀高千貫目銅九十萬斤可相渡旨御免にて、十一月七日荷役始り、十二月八日出帆、

寛延二巳年甲必丹於御役所、漢字の書付一通差上、和解被仰付候處、其趣願書にてもなく、紅毛人互申合の書通と相見え、銅百五六十萬斤相渡され、金子の價甚高直にて、仕當に相兼候事なれば、若積來荷物共國要用の品有之ば、御好に任せ持渡り、双方の便利を求、銅幷金子直段宜へ被仰付度旨、追て此書面念を入相認、日本へ差上申べきとの文言なり、年號千七百四十八年六月云々、去る延享年中より、毎年金千兩宛持歸る處、當寶暦十三未年より願にて金代銅七萬斤相渡さる、

明和元申年秋田出銅不進に付、來酉年より當分渡銅三十萬斤被相減、八十萬斤宛可被相渡に付、其分外代り物可買渡や、又其銀高分の荷物を減少し積渡るべきや、受書來年入津に可差出旨被仰渡、猶又江府拜禮の儀、向後隔年に相勤め、不出府の年は於長崎、獻上物も御役所へ相納べし、此請書も可指出候なり同二酉年申秋の仰の趣、否の御受も不申來、不埒なる願事のみ申出に付、評諸に不及差返され、若銅不

足にて、通商相止、出島引拂とも此方に事缺譯無之旨、漢文を以て被申渡處、新古カヒタン横文字の書付を以て　去年被仰付置通、銅八十萬斤御受申迄、其内六十萬斤賣渡殘二十萬斤并明年分又八十萬斤、都合百萬斤賣渡、其後の儀は、頭役共の存寄承り可申上、且亦江戸參府隔年可被仰付旨雖有奉存候、尊敬を表する儀に付、是迄の通、明春新甲必丹參府拜禮仕度候、向後の儀は何れ明年相決可申上旨申出之、

翁草　卷之百六十五

長崎實記拔萃　四

唐國通音、上古は不知、明朝太祖開國の始、洪武元年（日本慶安元年に當る）より、二百五十餘年を經て、萬曆の末年明朝の政衰へ、又遼東に地に於て淸朝創業の基を建て、兵亂起てより、遂に懷宗崇禎十七年（日本正保元年に當る）に至る、二百七十六年にして、明朝亡び、淸朝に改號、淸朝開基世祖順治元年（日本正保元年）聖祖康熙元年（日本寬文二年に當る）世宗雍正元年（日本享保八年に當る）今帝乾隆元年（日本元文元年に當る）淸朝開基より明和元年迄、百二十一年。（寬政二年迄百四十七年）

其蜩曰、明末の帝は思宗なり懷宗と云は、明の歷主になし、想に思と懷とを謬まれるなるべし、

唐國の全境東西凡千四百里、南北凡千三百里（日本里法にて量る）唐國より西北韃靼を防禦の要害として、秦始皇蒙恬に命じ、兵三十萬を發し長城を修築せらる、西は陝西の領洮府より起て、東は北京の山海里に至る、其路行曲にして、萬里有之由にて、萬里の長城と云傳ふ（日本の里法に約すれば千百七十里餘なり、其長城高五六丈八九間なり、上の馬踏濶四丈四五尺七間なり、根張十丈程と見ゆる由）古へ遼東の地淸朝一統の後まで尊んで盛京と稱す、北京山海關の外、朝鮮界に至、前代遼東と稱す、昔年は安南東京一國にて交趾と稱す、其後安南を廣南と稱す、東京は王都にて、廣南には鎭守の官を居置て臣と稱す、或は一代東京國王の妻の弟を、安南の鎭守に遣す處に、いかなる事にや變起て東京國王の命令

に不隨、國中の人民も互に往來せず、遂に別國となれり、昔日本と彼地とは互に商船往來す

暹羅　暹と云一國有り、其近憐に羅解（名香出）と云ふ國有り、或時暹より羅解を打取、二國を合て暹羅と稱す、國中の者天竺に往來し、佛法を尊敬す、大熱國にて、夏日の間は、人民河水に身を冷し暑を凌ぐ、冬は朝夕漸涼く單衫へを着す、禮服には札腰とて、長九尺計の帶腰に結ぶ、又園棲とて、腰下に袴の小き物を卷く、國王尊前に出る時は、右の肩を袒にするを禮とせり、三月頃諸山より水出て家宅を浸す故、人民二階造の家に住す、九月頃より水減じ、冬は水涸る、文字蝸篆に左行せり、字母三十五字有り、

唐國の船師は、諸所の更數を定て針路の準則とす、其更數の根元は、風倍和順なる日、一晝一夜に海路を渡ること六百里有之（日本里法に約すれば七十里有奇）是を十更とし、其一更は唐路六十里餘、日本の七里餘なり、

浙江普陀山へ　（四十更　二百八十里）　浙江乍浦　（三十七更　二百六十里）

福建臺灣　（七十更　四百九十三里）　北京天津へ　（百更　七百五里）

江南上海　（三十二更　二百二十五里）

上海乍浦は便用宜き所なりとて、諸唐船徒來過半此に集て交易す、

唐船渡海始の事、明の嘉靖隆慶の頃（日本永祿元龜に當る）稀に小船にて絲、端物、藥種等積渡交易する處、萬曆崇禎（日本天正慶長の頃）に至て、明清の兩朝兵亂起、人民甚困厄し、其難を逃れん爲、商賣のみに非ず、數輩の唐人家資財物を携來（長崎に居住を願ひ居れり、慶長九年頃、唐國諸所より着船多くなりて、唐通詞役出來候、寛永十二亥年、向後唐船長崎一方に往來すべき旨、他所に着岸、一切停止仰渡さる、依之唐船入津の節、長崎市中の者の家宅を船宿として、一船の唐人を寄宿せしめ、其船に積渡諸品口錢を掛、宿主の得分とす、故に唐船入津を見掛る時は、市中船宿の者、小船にて迎を出して我方に船宿の約束をなす、唐人よりも何町誰某方に船宿すべき書付を差出す、是を差宿と云り、若入津

の內、船宿心當なき者、又漂着船の分、振船と名付總町割を定置、順番に町宿せしむ、是を宿町と云、寛文六年差宿を相止、入津船不殘宿町附町の順番を定、其町の乙名居宅に船頭役者を宿せしめ、其餘家家に令在留、其町中に口錢をとらせ令配分、宿町附町の格相定る節、唐人共一計をなし、船中に客唐人を立て、別所に宿せしめ、是を小宿と名付て、一船積來し荷物の內、船頭荷物少し計り留置、其餘は客唐人の荷物なる由にて、過分に小宿に送り遣はし、其小宿主に口錢を取せしむ、然ども此事非分なる故追々御詮議の上、小宿を令停止、元の通宿町を定る、

唐通辭の始は、慶長九年馮六と云唐人、日本詞を習覺えし故、始て通詞役仰付らる、其後馬田昌入と云者を加へ二人に成り、馮六跡役林長右衛門に被仰付、寛永四年、中山太郎兵衛、同七年頴川官兵衛、十七年林仁兵衛、頴川藤左衛門、萬治元年彭城仁左衛門、柳屋次左衛門、楊總右衛門、何仁右衛門、元祿十二年、初て風說定役林道榮に被仰付、

寛永十二年、長崎住居の唐人歐陽雲臺何三官江七官張三官何八官陳鑾山六人、唐年行事役被仰付、御朱印を下し賜、在津の唐人國禁を犯し、又は諍論等の節、是非を可裁斷旨にて、御朱印は年々輪番預しが火災の恐を以て御役所に差上置、

寛永六年唐內通事百六十七人被仰付、此內小頭有り、寛永五年故有て、詰番平內通事不殘役儀召放さる小頭八十人元の通、

浙江金華府人　　　　　　　　　　醫師　陳　明　德

寛永四年渡來長崎に住居を願ひ、姓名を頴川入德と改、醫業をなす、子孫今に在、

浙江餘姚縣人　　　　　　　　　　儒士　朱　舜　水

萬治二年明末の亂を避て、長崎に來、寛文五年水戸黃門公、其德義を稱せられ、公儀に御願有て、七月舜の門弟并通詞高尾兵左衛門付添、江府に參上し、九月常州水戸に至、禮節尤鄭重にして、數年經史を

談論し、道義を講究せしが、厚く其學才を尊信し給ふ、天和二年四月八十三歳にて卒、

浙江杭州府	醫師	陸文齊	江南蘇州府	同	吳載南
福建汀州府	儒士	朱佩章	同	醫師	朱子章
同	同	朱來章	江南蘇州府	同	周岐來
同	本書に何とも記なし	趙湘陽	同	馬醫	劉經先
浙江杭州府	射騎	陳宋若	同　寧波府	同	沈大成
同　杭州府	儒士	沈樊菴	本書に何とも記なし	畫工	沈南蘋

享保十六年十二月三日渡來同十八年九月十八日歸唐、

日本住居唐人の事

高壽覺	深見	林公淡	林道榮祖	陳冲一	潁川藤左衛門祖
歐陽雲臺	陽總右衛門祖	林楚玉	林仁兵衛祖	陳奕山	矢島專助祖
惠若玉	惠草拙祖	何海菴	何吉郎左衛門祖	張三峯	清門榮左衛門祖
周辰官	周權左衛門祖	王心渠	王喜左衛門祖	薛性田	薛市左衛門祖
鄭崇明	吉島總次郎祖	楊一官	楊藤平祖	吳宗園	吳平左衛門祖
陳九官	陳彌吉祖	鄭次官	鄭長左衛門祖	薛八官	薛久三郎祖
江七官	江甚兵衛祖	陳一官	潁川八郎太祖	蔡三官	蔡長次郎祖
曾二官	井手武兵衛祖	吳泰官	吳兵藏祖	黃二官	黃安右衛門祖

元祿元辰年松平主殿頭、松浦肥前守立會にて、唐人屋敷造立有り、同二年四月十五日、長崎中町方在留の唐人不殘移居す、

總高銀六百三十四貫四百四十目餘（同四百貫目公儀より被取替五ケ年上納）

唐人差出所之宿賃銀高百貫目に付二貫百十九匁宛　　唐人屋敷構の内　六千八百七十四坪

部屋二十軒　各二階造　凡一部屋三間に九間

市店百七軒（一間半に二間）　土神祠　關帝堂　觀音堂　凉所　井五　此構の外に諸長屋あり、

御高札

一禁制三ヶ條の御高札　　一諭唐人諸人（但眞文字）

右の二串二の門に建

元祿二年　　奉　　行

定

一日本人異國人御法度背き、不依何事惡事を巧み、禮物を出し頼候者有之ば、急度申出べし、縱同類たりとも、咎をゆるし、其禮物の一倍御褒美下さるべし、若隱置訴人有之は可處嚴科者也、

卯十月

禁制

一斷なくして、唐人構の外へ出る事　　一傾城の外女之入事　　一出家山伏諸勸進の者幷乞食入事

右條々可相守之、若於違背可爲曲事者也、

卯十月

定

一兼て定置役人の外、二の門より內へ出入停止の事　　一唐人手廻りに相交、商賣物有之候は、留置之可申出事　　一構の內へ持入候諸色、幷外へ持出候品々、門番所にて相改之可申出事、

右の趣堅可相守者也、

卯十月

一此かこひの內へ番人并小使の外用事無之者、堅出入仕間敷候若猥に入候者有之に於ては、急度曲事可申付者也、

正保元甲申年、明朝亡びて淸朝に一統し、世祖皇帝卽位有之、改元、順治と號、

寬文二壬寅年、淸朝第二代聖祖皇帝卽位康凞と改元、

貞享二丑年、小川町宿の唐船より、寰有詮と云書持渡る、御吟味有處、天主耶蘇敎、御制禁の文言有之に付、書物は燒捨られ、一船の唐人禁足積戾、

元祿十五午年七月、咬𠺕吧船より耳詛と云女唐人連來る、此女福州に渡度由にて、滯船中館內に住し、本船歸帆に連歸る、

正德四午年御老中久世大和守漢文の御覺狀差下され、其趣近年唐船定路の外に乘通り、諸所にて拔賣いたし、不法の働をなす者有之に依て、海邊の國々備を建置、若し此後惡行の者あらば急度可召捕旨、以來堅く御國法を可相守旨御書載あり、歸帆の唐船に一通づゝ被相渡之、

正德五未年二月上使仙石丹波守、御目付石川三右衞門、當表發向有り、已後唐船方商賣御新例に改り、信牌御法相始り、一ケ年船數三十艘相定らる、

當年船主ども請取歸りし、信牌唐船に讒訴の者有之、官所に被取上由にて、南京寧波船今年は一艘も渡來らず、奥港船七艘入津す、外に信牌無の船殘らず積戾さる、

此砌在唐の船主共申合、去年信牌領受の者ども、日本の年號を用ひ、彼方の命令に從ひ、反逆同前の由訴書を官府に差出せし故、卽縣官より布政司按察使總督撫院の上官に相達し、遂に朝廷に奏聞せしかば容易に裁定成難く、今年も口船入津なく奥船計入津せり、

享保元申年四月、積戾の劉汝謙船所々に漂流し七月薩摩領にて破船し、當港へ送り來、御詮議の處、胡

論なる仕形に付、唐人屋敷札場に一船の唐人三十九人籠置る、翌酉年諸船願にて免さる、當表在館の船主共、唐國の取さたを聞き、此後信牌を領する事如何あらんと、疑志區々なりし、郭亨統と云船主一人役所に直書し、諸船主信牌を領しがたきに於ては、我等一人に何十枚にても與へ給はるべし、我等手前より何艘にても仕立、渡海せしめん、萬一於此事、唐國にて咎あらば、一命を終るとも、時運と存じ、毛頭遺念無之旨申出しかば、諸船主此義氣に勵され、皆々信牌を領受せり、

享保二酉年八月七日、陳祖觀船一艘入津し、唐國にて去る年取上置れし、信牌、官府の裁判相濟、當五月不殘本主へ差返され、近日追々入津すべき注進せり、當八月より四十三艘入津す、

享保三戌年五月二十一日、平戸より、李革天、一船の唐人四十三人、并荷物差送らる、嚴く詮議有之處長門領より筑前にて追撃に逢し由白狀す、但五十三人の内十人は擊殺されぬ、今度の者も皆々鐵炮疵多し、則召籠置れ、十月波戸場にて荷物船共殘らず燒捨られ候へば、在館の船主ども願て連歸る、

享保四亥年五月、林元祿信牌を唐國にて奪とられし由、無信牌入津す、仍無牌にて入津の者あらば、可遂吟味旨にて、積戻仰付らるゝ處、十二月林宋若と云者、右の信牌にて入津せし故、御取上あり、又林元祿は、他船に便を乞渡海し、双方御詮議の上、林宋若が奪取し事明白にて、積戻被仰付、林元祿には別に信牌を賜ふ、

享保五子年、小倉より唐人三人送來、此唐船小倉海上漂流の處、夜中密に小船を仕立、拔買人の體に似せ、唐船に近寄、船頭谷玉至財副潘沚水總管楊東を謀乘て、三人共に搦捕しなり、初て唐人屋敷に獄屋を建られ、入牢させらる、

享保六丑年六月、陳振先渡來、近郷山野に出て藥草を見分す、

今年四月、臺灣にて朱一貴大勢を相催し、謀叛を起し、數十日合戰に及び、六月征伐有り、其黨類、八月北京に相渡され、重き刑罪に處せらる、

享保七寅年十一月十三日、康熙帝崩御、當年六十九歳、在位六十一年、第四皇子、雍親王胤禎、當年四十三歳譲位の遺詔なり、來卯正月改元、

享保十二未年七月二十六日、東埔塞本國より貢物一艘入津す、但し國王六佛嬌花信牌願の書翰一通幷本國出産の品二十種進貢、昔年は貴國へ商賣の船數度差越の處、近年國務繁く、仍三年前より貢船を造り今年家臣保雅世罕文得理を始、東埔塞三人、瓜哇人六人唐人五十六人乘組來、江府に言上、本國信牌一枚與へられ、貢物は御受用なし、

享保十三戊申年六月十三日、鄭大威廣南仕出しの船一艘入津し、象二疋牽渡る、牡象七歳牝象五歳の由南京造りの大船にて、象使の廣南人二人相添、同十九日右の船大波戸に引付、材木を並べ陸地に造り續け、象を本船より卸し、唐人屋敷上段の明部屋に差置る(九月十一日夜牝象斃)翌酉年三月十四日、牡象二疋宰領十三人にて出足し但一日に五里三里にて泊宿を定、通り筋の諸國、前以て象の食物道橋等の用意可有之旨、御書付を以て被仰越、京都着の節、禁廷に牽せられ叡覽、夫より江府、五月二十五日着濱御殿に置る、

享保二十卯年八月十六日、雍正帝崩御、御在位十三年、九月三日新帝即位、御諱弘曆、尊號乾隆、今年二十二歳來辰正月改元、

元文四未年六月十八日、酉刻館內未六番龔恪中部屋に、潮州人大勢押寄、船針尖竹等兵具の如く拵へ、甚騷動に及ぶ龔恪中方石礫熱湯等の種々方術を以て防ぐ中、工社二人即死十一人手疵負ふ、依之、同二十日龔恪中人數四十二人を御役所に召れ僉議の上、其夜右の人數を興福寺へ被遣、同二十三日新地の內を圍ひ差置る、七月二十日館內の潮州人共、新地に可押寄風聞有り、二十八日暮方、唐人六十九人御役所に召出さる、玄關前にて一同に聲を立、何角騷合しかば、右の內十八人召捕獄屋に入らる、九月六日、双方和睦の扱となり、館內に歸住す、

元文五申年六月二十八日、東埔塞出の船より、生瑇瑁一ッ持渡る、小役の者養ひ方を見習はせ、八月二十三日江府へ差上、

延享三寅年八月二十二日、館内何角騷動すべき風聞に付、當丑十四番、唐人塀を越て逃出たり、仍此間より館内騷敷段不屆の至、則今日より、通詞を始、火の元番遊女諸商人館内出入差留らる、數日の後、唐人共段々相願日本人出入御免なり、

寶曆七丑年六月、五島領に唐造明船流來る、但長九尋三尺横一丈五尺、船傍に漳州府漳浦縣杜尋澳商船戶林秀鋌字壹百伍拾玖號の文字彫付たり、江府に達し後燒捨になる、同十一巳年十月二十九日、於唐館內爲法事、三ケ寺の僧徒を請じ、終日誦經し、長二間ほどの小唐船二艘を造り、諸貨物船具種々器物等に至迄、一切積乘せ、翌十一月朔日稻左裸島にて燒捨る、

明和元申年九月三日、唐人門前にて廣東人參燒捨（但寶曆七年向後廣東人參持來る間敷旨の仰に仍てなり）

文祿の初年より、長崎京都堺の者、御朱印頂戴して廣南東埔塞占城東京六昆太泥暹羅臺灣呂宋阿媽港等に商賣渡海御免、

末次平藏二艘　船本彌平次　荒木宗太郎　絲屋隨右衞門　〆長崎五艘

茶屋四郎次郎　角倉　伏見屋　〆京都三艘

伊勢屋一艘　堺浦

慶長頃長崎より津田又左衞門と云者、商賣として暹羅に渡居るに、此國と哥阿國と合戰有り、暹羅方甚難儀に及し故、又左衞門に加勢を賴ける、其頃彼國に日本人六七百人在住し、其所を日本町と稱す、又左衞門井山田仁左衞門軍將と成り、彼人數を引連一戰し、哥阿國の軍勢を追崩し、勝利を得たり、國王大に喜悅し、息女を又左衞門妻に與へ、仁左衞門にも國官を授けり、又左衞門數年暹羅に在て、三左衞

門を生産す、寛永の初父子共長崎に歸宅せり、其砌材木町乙名役仰付られ、年行司相勤、又暹羅通詞兼帶の處、本役多用故、森田長助とて彼地に數年在留し、通辯宜き者を相頼、其役を讓りけり、又左衛門歸郷に暹羅製作の釋迦文佛を持歸り、又赤栴檀一本持來せり、鍋島家より懇望にて、三分一を進す、佐賀廣健寺本尊なり、一ッは長崎能仁寺佛像彫刻、一ッは末次平藏より所望に付遣しけり、

其蜩曰、此條前卷に記せしワラシナ仁左衛門事と同事歟

元和の頃長崎より荒木宗太郎、廣南へ渡、國王に謁見し、情恩淺からず、後年迄互に商賣利用を通ずべしと國王の息女を與へ、廣南王歷代の阮氏（不審）を授け、親族の盟約を結びし趣の誓書一通給ふ、此書に、紙の外廓金泥の花形有り、其中に眞文字にて書入たり、是を金札と云習せり、右の妻女長崎に誘引し來り、女子一人出産す、然處寛永十三年に日本より異國渡海一切嚴禁たる旨仰出されたり、依之此後廣南國と通路永く斷絶す、妻女是非なく一生を長崎にて終る、右の金札又は妻女の手馴し廣南製作の器物、今以て子孫持傳へり、

寛永五辰年末次平藏家來濱田彌兵衛弟小左衛門、同子新藏、臺灣より紅毛人を捕へ來る、其趣一年平藏仕出し船、福州に差遣處、紅毛人大勢押懸、荷物金銀等奪取、其頃は紅毛人臺灣の地を借り、頭人コンフラトウルを居置り、末次平藏、何とぞ此仇を報ぜんとて、右三人の者を、密に臺灣に差遣はす、此船着岸の由を聞、定て前年の遺恨にて來るならんと推察し、卽刻船中の武具船具等を取上る、此船數日滯留し、三人の者種々計略を廻らし、辯舌を以て彼等疑心無之樣に取結び、漸コンフラトウルの前に出で申すは、我々此度商賣として唐國に渡海す、何たる仔細も不存、早々船具等を渡し給るべしと願訴ふ、然どもコンフラトウル油斷せず、大勢の紅毛人に、三人を取卷せ、用心嚴しく、中々近寄べき樣なし、三人さまぐ\詞を盡して永々と辯論の中機を伺ひて間近く寄り、彌兵衛飛びかゝりコンフラトウルを取て押へ、懷劍を拔き胸に差當たり、小左衛門同く短劍を拔て強く背打す、近習の紅毛人各劍を拔て突掛

らんとす、新藏進んで、一人を大袈裟に打放し、血刀を振て競ひ進む、大勢の蠻人此勢に辟易し、近付者なく、唯高聲に呼りしかば、外より大勢來て鐵炮數十挺を打掛んとす、其時彌兵衛、コンフラトウルに云ふ樣、我々を害せば先づ汝を刺殺さん、汝等に申事有り、彼等を鎭めよと云ければ、コンフラ彼等に向ひて卒爾を致す事勿れ、皆退けよと下知す、偖三人大音揚て、前年此海上にて末次平藏仕出の船渡海の節、紅毛人共押蒐り、荷物金銀を奪取、其鬱憤を散ぜん爲に忍び渡りたり、はやく武具諸品を渡すべし、尤も汝は日本へ連行べし、異議に及ばゝ唯今汝を一番に刺殺し、城中の者ども鏖にせんと呼はるコンフラを始め皆々恐れわなゝき、少し寛げ給はゞ、いか樣にも望に任すべしと、涙を流詫言す、扨本船に殘れる日本人共、三人の者危難の樣子を聞て、隱し置たる佩刀を取出して、一統に是を拔かざして我も我もと城へ駈入を見て、彌恐怖して立會者一人もなし、三人是を見て、紅毛人數多を切害に及ばず頭人を召捕て連歸るべしと、コンフラトウルを搦けるにコンフラ申す樣、某此所の城代なれば、日本の擒と成ては、此地に押へなし、本國の聞えも濟がたし、一子を人質に遣すべし、我を助け給はるべしと歎く、彌兵衛是を聞屆、十二歳になる一子を受取、其外にも人質を取て本船に連れ行、一々番人を付置き、紅毛船一艘引付て、無難長崎に立歸り、奉行所に訴ふ、則御詮議の上、紅毛人入牢、翌年臺灣より使船を以て相願といへ共、御赦免なく、七年して御免なり、十二歳の一子は獄中に病死す、新藏は細川家へ五百石にて被抱（此始末言語通ぜずんば叶難からん、末次の者共能く蠻語に通ぜしにや、不審）

其蜩曰、此事諸家深祕錄歟、年山打聞歟、鹽尻集の類にも見えたり、少々差異有と雖、大旨は違ひなし、諸錄燒失故、慥と不知、

萬治元戌年六月二十四日、臺灣より國姓爺使者として、百四十七人乘組船一艘入津す（世に云和藤内也）元來此國姓爺は平戸出生の唐人、父は鄭芝龍と云、其子鄭成功と云、其頃唐國十四五年前明朝亡、清朝に一統せし處、其王孫等福州邊に流落し、明代に再復せんと計略専なり、右鄭成功これを傳へ聞き、唐

國に押渡り、變を伺ん爲め先臺灣に居城を構へ、福州に渡て左所と云處に大屋形を建て居館とし、明朝再興の荷擔をなさんと欲す、仍て所々に隱居たる、明朝の舊臣聞傳へ、慕來て幕下に屬する者夥し、遂に明朝の親威の如く推尊び、歷代明朝國姓の朱氏を冠らしめて、國姓爺と稱號し、左所の屋形を厦門と稱す（大屋形と云號なり）仍て後年迄厦門と申傳へたり、右陣中の事なる故、日本より援兵を乞ひ請たきとの使者、船にて獻上物捧來れり、此旨江府へ言上有之處、決て御許容なく、持來りし獻上物御受用無之、九月十二日歸帆す、但國姓爺數年挑み戰といへども、遂に勝利なく、臺灣に蟄居せり、其子克淚其子錦舍に至り、淸朝に降參せしとなり、

寶曆元未年十二月二十日、十一番寧波出、鄭靑雲船より奥州南部の者六人送來る、此者ども去午年十一月十七日、十六反帆船八人乘組江戶に赴し處、同二十六日逆風に吹放され、當二月末迄大洋に漂ひ、三月四日福建省の內、秦與港と云地に流寄る、卽刻役人來り、船中改め、晝夜番人を付置、四月四日其所より厦門に送られ、於官所吟味有り、町外の寺內に在留致させ米薪菜錢等を給り、懇に介抱有し內、一人病死せり、六月朔日此所より寧波に送られ、同十日着船す、猶又出官所吟味有之處に、今日乾隆帝巡行有り、浙江に駐駕の砌にて、浙閩の總督杭州府に至り、此事を直に奉達す、數日して帝歸駕の上、右漂流の者共、本國に可送返旨勅許有り、五爪龍の銀牌一枚宛、七人の者へ下賜、則寧波府鄭縣の信公與と云商人に申付られ、船頭鄭は雲財副林榮山、外に童天榮黃福二人は、日本に渡海馴し者にて、少々日本詞覺えたる由にて、通辯介抱の爲に差添られ、十一月六日出帆、十二月天草に漂着の內一人病死、同二十日長崎着、右の厦門海坊廳許氏より、咨文一通、寧波府勤孫黃氏より同一通差送る、則兩所の官府に菅沼氏より回咨二通相渡され、荷主信公與に米七十俵、其外には三十俵を與へらる、四月十四日、南部の使者請取連歸、

同四戌年仙臺者十三人送來、右同船なり、

同年七月八日、奥州相馬の者六人送來、吟味の處、去々申年十一月三日、岩木領沖にて、戌亥風に放され小島所々に見懸りしかども、人家なく、去酉正月中、洋中に漂流す、二月十三日、家造ある山を見掛し故、船を寄陸地へ上る、初其地の者二三人有しに、頓て二三十人集り來る、頭總髮にて手指五ッ足の指三ッ、色黑腰に鉈をさし、半弓又は手鑓等を持つ、狩人と見えたり、言語一向不通飢に及ぶ、米を賣與へよと仕形を以て、金子錢を見すれ共、望に無之樣子なり、彼者共手を出し、船頭嘉兵衞が着物を引米に買べき樣子故、綿入一つ差出す處、漸米六七升相渡せり、其內次第に大勢百人計り出來、何とやらん恐敷急ぎ船に取乘、碇綱を切捨〳〵、船を馳出せり、夫より西方に漂流し、山を見掛船を寄しに、唐人來り陸へ上れと申、番所の樣なる處に連行、吟味の體(本のまゝ)にみゆれ共、譯知れず、此にて粮米等を與へらる、此所船繫不宜と見え、挽船來一里ほど西の川港に引入、廣東惠州府六豐縣と云所の由なり、右初漂着せし島の事を尋しに、其地は臺灣の後に、鷄脚番と云所にて、唐國より一向構へ無之、平生山に出て獵を所業とす、若唐國より不意に其地に至れば、再び生て歸る者なしと、老人共語傳る所の由なり、

寶永六子年(寶永六は子に非丑なり若寶曆なれば六は子なり追考すべし)二月四日、四番午浦出、吳逸求船より、筑前の者二人南部者一人豆州者一人送來る、此者ども最初に申候は、五年以前申六月二十八日二十五端帆福聚丸船頭善右衞門を始、十五人乘組、江戸出船、十二月末岩木灘にて大風に逢ひ、數十日洋中に漂ひ、翌酉二月二人病死、四月二十三日又破船し、船頭始九人溺死、殘り四人海南の島にて、漁船に助られ、二月廣東に相送られ(本のまゝ)、總督撫院より帝都に奏聞有り、五月廣東出船、七月十八日午浦より富港に送られし旨訴に、去冬亥五月に送來、無助申候有之、十五人の者全く同樣にて、其節十五人の內十四人死失の段申出、其者の名にて、此度四人送來、破船の次第旁疑敷旨、嚴く詮議有之處、十五人不殘存命にて呂宋に漂着すといへども、御制禁の國の由承及に付是迄隱し僞候段委細白狀せり、實は申十二月已來、難風に漂ひ、西正月本船甚危く端舟にて未島に揚り、三月頃迄滯留し、夫より船を出し幾島

を見れども人家なく漸漁船を見懸しに、南方を指さし可參手眞似致、候故、四月朔日共所に乘付しに、唐人筆談にて、此所イロコ、と申所の由、同八日港に着所の役人體の者來船、中改、筆談にて此所マネラと申、又はリイソン共申由、リイソンとは呂宋の唐音の由、頓て陸に上り、寺の樣なる所に連行、是より米薪等を渡せり、仍何卒日本に歸し給る樣頼入、但し此所カヘテン申宜からぬ所の由、然ども指當り、迯去べき手立なし、折節密に申聞す者有り、是より五十里ほど戊亥に臺灣とて有り、夫よりは日本渡海可成旨申、然共十五人一致しがたく、戌二月四人申合、端舟より迯出、呂宋人見咎、役所に連行、足械を入置、其後船頭善右衞門を始、六人此國に留り申べし、其外九人は勝手次第と申に付、互に評論し、打擲に及ぶ、寺の坊主并役人取鎭め、仍九人の內六人は此國に留るべし、殘三人はいか樣に成行とも、歸國致度旨相願、扨三之助、四月に成て達て歸國を賴に付、厦門に乘船す、其趣甚羨しく存じ、又歸國願をなし、都合四人と成り、但在留の內邪宗門を段々勸むといへども、四人とも、本より嚴敷御制禁を存じ、決て歸依不仕、よつて彼國に止る十人の者には呂宋より、銀米衣類を與へ、渡世の所業を在付、又歸國願の者は、手ひどく扱ひ、一兩日食物を與へざる事も有り、又寺の坊主申聞るは、其方共日本に歸るに於ては、必定殺さるべしと種々惡口を申掛れど聞入ず、亥五月十三日出船、六月二十三日、厦門に着、七月十三乍浦に着、同十月頃三之助に付添し唐人に逢申聞候は、日本人呂宋に漂着の儀、臼地に申出に於ては、御仕置に可相成四人の者海南にて破船、廣東より乍浦に差送らる咨文を賴可然由申に付、共意に任せ官所より咨文を請取罷渡れり、共間御制禁の者共の養ひを請、其上心得違、是迄僞申上候段、千萬後悔仕旨及白狀、御免にて國々へ歸遣さる、

明曆元未年去冬より當春迄、唐船數艘相滯に付、爲船祭、唐人共端舟にて競渡をなす、此渡市中の者、見習て、年々パイロン船と唱、小船數艘を進て櫂を撥て共先後の遲速をもて船祭式とす、

延寶三卯年江府に於て、唐船造の御船にて島谷市左衞門、無人島に乘渡見屆可來旨被仰付、閏四月五日伊

豆下田より出船し、同二十九日彼島に着岸し、五月中所々檢分し、六月五日、彼島出船し、同二十日江戸へ歸着、彼島より珍奇の鳥類木石等持來し由、同四辰年、去年末次平藏家來密に船を仕立、爲商賣唐國に遣す處、臺灣にて船修覆等に付、令滯留の段、先達て日本に相聞居たる處、其船冬中入津せり、仍松平主殿頭立會にて嚴く吟味有之處、彼船二重底に拵へ、日本繪圖刀脇差武具品々賣渡の段白狀、平藏儀は曾て不存申旨申と雖、申譯不相立、當二月十八日、松平右衞門佐へ御預、御藏屋敷に被差置、平藏屋鋪は、黑田家來鎌田九郎兵衞人數百餘人にて請取、平藏悴北之助は大村へ預置れ、母長福院は唐津へ御預け、追て平藏父子隱岐國に配流、母は壹岐に流罪、惡徒悉く斬罪、

其蜩曰、末次平藏積惡幷廣大の金銀貯置候高等、諸家深祕錄に委し、往年滅亡せし大久保石見守所行に似たり、記錄燒失故委事不知、

元祿三辰年高木彥右衞門於江府代物替頭人に被仰付、長崎表御船幷武具預り役仰付られ、是迄取來役料八十俵を、御切手に直され、帶刀御免、九月九日長崎に歸着す、然處十二月十九日彥右衞門家來、深堀の鍋島官左衞門家來柴原武右衞門深堀三右衞門と云者と途中にて喧嘩を仕出し、其夜彥右衞門家來深堀の藏屋敷へ仕掛、玄關の弓鐵炮等を投散し、甚狼藉をなせり、翌二十日早朝深堀相手兩人彥右衞門々前に行向ひ、夜前狼藉の者共、不殘首を打相渡さるべき旨云入る、彥右衞門方より駝としたる挨拶取合もなかりしかば、立歸り頓て十一人刀を拔つれ聲を掛、彥右衞門方へ押寄、卽時に彥右衞門を討取、相手兩人、の內一人は玄關にて切腹し、一人は濱の町橋上にて切腹せり、彥右衞門方侍分三人中間二人、暫し相支へ打死す、其外八十餘人の家來、悉落失たり、御詮議の上、深堀の者九人藏屋敷に預置れ、彥右衞門家來十八人入牢、翌巳年三月二十一日高木彥右衞門嫡子彥八追放被仰付、若黨七人打捨、深堀方九人斬罪、九人遠島にて相濟、

其蜩曰、此喧嘩の事前卷に記する處少々差異有、可追校、

正保元申年長崎在津の唐人林友官、異名小顯八兵衛と云者あり、此者日本人の刀脇指を、唐國に渡すべき密事露顯し、入牢既に刑せらるべき處、彼者切支丹訴人可仕由申に付、助命有り、林友官云、跡舟より邪宗門の者可渡來の旨なり斯て八月廣東出の唐船一艘入津す、彼船委く御改めの處、阿媽港の事書たる物を搜し出す、船中の唐人嚴く拷問有しに、黄五官楊六官、其外邪宗の者四人有之由白狀す、此旨江府へ言上有、井上筑後守家老岡島左馬允當表に差越し、山崎氏立會にて、吟味有之處、此黄六官非義を悔ゐ、御忠節の爲訴申樣、跡船より又々黄順娘周辰官と申す、邪宗者渡り來由、然に十一月同所の船一艘入津す、則訴人の者を見せられ、吟味の處此二人の外、今三人有由白狀せり、則船中の者入牢、追々江府に言上有しに、同十二月林友官外に二人通詞頴川藤左衛門差添て、江府にて猶又御穿鑿有り、長崎にて、白狀の通申上、此唐人共阿媽港に數年在留し、邪宗門を授り、去る寛永十三年、長崎にて蠻船燒捨の內、十三人助命せらしものなり、此已後邪宗門の者渡り來る事有べしとて、三人助命せられ、宗門改の目明しにして、御扶持方下され、古川町に在住せり、貞享頃迄存命し、段々死して後目明し斷絕せり、

寛文十二子年、魏九官の琰高同貴僕喜四人渡海し、願ひに依て長崎住宅御免、日本人の形と成り、子鉅鹿淸右衛門同淸僕魏五左衛門と成る、

同十三年唐船不殘長崎港へ着船せしめ、一切他方に往來する事を禁ぜらる、

天和元酉年飢饉福濟寺慈岳和尙施粥、九月より崇福寺千獃和尙施粥、年を越ていよ／＼飢饉甚し、仍て二月米四石ほど煮て、凡三千人に與ふる粥を炊く釜を鑄さしめらる、高六尺五寸亘り五尺五寸重目千九百六十五斤、

聲壽山崇福禪寺施粥亘鍋、元和二年壬戌仲春望後日、

長崎實記拔萃畢

翁草　卷之百六十六

○元文中の雜話

新內裏御造營の事、寬政元酉年に始り、東武の官使（御勘定奉行柳生主膳正御作事奉行安藤越前守御勘定吟味役村垣左太夫）之を奉行し、皇都の司市局（池田筑後守牛に轉役菅沼下野守に代る）之に立會、夫より以下の御家人數多、それ〴〵に有司を勤め、旦には霧を拂ひて星を戴き、夕には西紅の色さむる迄、かいとぼしつれて、番匠以下の諸職人を勵し、夜を日に繼で營る程に、翌戌の年立歸る頃には、金殿紫閣も、やゝ建渡りてぞ見えし（御造營の事は追て後卷に委記すべし）遂に昔を思へば、今の大女院御所へ御入內は元文の始なりけり、女御々殿造らるべしとて、春宮御殿の舊きを改補せられて、元文元年辰春より御普請始す（寬政二年迄五十五年）今般の御造營とは違ひ、聊の御事なれ共、夫だに棟梁の大積り、番匠の工數五萬工成けらし、御普請奉行は小堀仁右衞門（元方兼）在京の大御番組頭川勝勘右衞門兩人に被仰付、副奉行は諸組與力立會なり、御大工頭中井藤三郎見廻て罷出る、余も御本殿懸りの御用を勤ぬ、

御本殿掛り

（土岐丹後守組與力）岡田藤兵衞　（上同）下役同心　（垣川宅右衞門井坂又助）

（向井伊賀守組與力）神澤與兵衞　（上同）同斷　（三宅傳右衞門大島直一）

御里御殿掛り

（土岐丹後守組與力）森山舍人　（上同）下役同心　（三宅新藏植田七右衞門）

（本多筑後守組與力）眞野八郎兵衞　（上同）　同斷　（竹屋凊介村山彥介）

附御殿兼帶

（松平石見守組與力）佐久間常右衞門　（上同）　下役同心　（一人名失念伊藤武左衞門）

（桑山下野守組與力）河村友右衞門　（上同）　同斷　（衣笠辨藏八木藤九郞）

元方

（小堀手代　安田傳右衞門）（元〆　岸本惣八郞）御被官棟梁　池上五郞右衞門

頭　棟　梁　（堀内備後塚本平右衞門）　其外小堀手代幷棟梁餘多

右名前二十三人の內二十二人は亡し

大女院御所は、御寳算目出度渡らせおはしまし、猶幾年の末ひさに仰ぎ祝ぎ奉りぬ、雲の上にも其御代の人々は多く失せ果玉ひ、いやしき老が身の獨に、幾年波のたつか、弓やそ瀨の灘をも跡になし、よろめきながらへて、かゝるあだしごとをすさむも、行水に數書く類ひならめ、扨此御普請に付て、音頭と云ものゝいみじきを知れり、ふりにし世々より嚴重の式には、此名目ある事聞傳へぬれど、傭夫の木やり音頭など云るは、其類ひにはあらで、賤がわざごとの狂言とのみ思ひしに、御普請地築始る頃、都源兵衞と云名題の音頭取は、はやなく成て、夫におさ〳〵劣らぬ（名失念）老人出來りて、此御用を勤む禁裏御普請に、此度にて五度び罷出ると語れり、渠が出立を見れば、伊達なる浴衣に赤き頭巾を被り、麾を持ち、人夫の列を揃て、徐に發聲す、はじめはいとも靜に行儀正しく、半に至りては、曲節を巧にし、終には、自ら一身を抛て、躍り狂ふ、其位至て急なり、唄處は鄙詞片言なれども、序破急の位、時に應じ、列夫此音頭に隨ふ事、良將の士卒を遣ふが如く、進退己が手足を動すに等し、颯と人夫を引揚みれば、地形の平均堅固なる事、他の音頭の築上たるとは若干の違ひなり、是道に長ずる人に隨ひ行ばおのづから其機を受て、一和するが故なり、往昔建仁寺の榮西禪師の人夫に示されし事、いとたうとし

其世迄はかけ聲なかりしにや、右御普請中、所司代土岐丹後守度々撿分有り、尤御請場の事故、曾て敬に不及、常の通り諸職人出請可致旨申渡さる、然共木やり音頭などは、餘り尤き雜語を申物なれば、當日共心を以て、掛聲遠慮して可然と、奉行中評して共通申渡しぬ、右撿分の頃、石築最中の時節なり、かけ聲停止に仍り、其日は無言にて突けるが一向に石居らず、翌日悉く仕直しける、假初事の様なれども、斯様の業に音頭なくては叶難き事を思ふべし、共後は此段を所司代へ申上て、見分の折柄もかけ聲音頭等常の通に致せしなり、扨引屋日傭の駈引甚面白き物なり、有來の女房部屋（上の御所にては對の屋と稱す女御々殿にては女房部屋と云）を、二三十間脇へ引直すに、凡梁三四間桁行十間の建物を共儘にて引事なれば、餘程大そう成事なり、連に杜根を繩にて卷き樽の如く、見事に搦み、刎木を以て宙へ釣上る、此拵へ餘程日を累て、疾と出來上りて後、木やり轆轤を以て是を引く、傭夫頭前後左右を駈廻りて、麾を振り音頭を取り、轉木を繁く入て引之に、車にて挽が如く容易なり、引付る場所にて、少の寸尺の齟齬は、轉木を込替て引けば、分厘を過つ事なし、是も頭取の下知と、列夫の多力一致するが故なり、然るに今度の御造營には、窮民老幼の者御救の爲、相應の賃錢を下され、地築を勤めさせらる、萬民おほけなき恩波に浴して、聊國恩を謝し奉らんと、飢渴に迫らぬ者迄も、我劣らじと群つゝも、此御用を勤む、此功幾ぞや、音頭の功は多年の鍛錬に寄る許なり、萬民至誠心を以て、皇居を築んは、音頭木やりの徽功は物かは、萬世不窮の瑞兆なるべし、

右元文御普請の頃、一條殿大臣拜賀有り、當日東南の廣小路に、もろ人所せく聚つて、此行粧を拜まんとす、余も是に立交りて待處に、二條殿御行列より前に、北の方より一條殿、近衞殿伴せられて、歩より宮中に參らせ給ふ、御裝束衣冠なり、是は攝家の拜賀には、御互に參內有事古例なりと云り、一條兼香公（今の女院御所の御父君なり）共頃はいまだ志學を超させ給ふにやと見請奉りし、御容貌端嚴に艶なる事、いにしへの家持業平といふとも斯はあらじ、かゝる艶色天が下に又もあらじと有合もろ人感に堪

兼ねすゞろうつし心に目もあやなりけらし、それより程なく二條殿御束帶にて前驅扈從威儀嚴に、南門より入せ玉ふ、右相濟、余は御普請場へ立歸り居處に、御門外に人多く集りて騷敷故に、何事にやと尋るに、兼香公の御美麗なる今一たび還御を拜まんと、拜賀拜見の者共、皆一條殿の御門前に群て奉待なりと云り（一條家は女御々殿の向）然るに還御は御輿にて有し故、もろ人ふたゝび拜み奉る事を不得、本意なく皆散々に歸りぬ、斯る天質も世にある物か（此先驅後從のこと其家の御家類の堂上相勤らる、前驅は殿上人後從は公卿なり、御攝家に寄、御家類少き御家有、夫は外御攝家の御家類を御雇有と云り

御本殿は御修復計故に、上棟の式なし、御里御殿は新殿なれば、殿造り成て、上棟の式有り、奉行（御大工頭中打藤三郎副奉行）各熨斗目麻上下、其已下は服紗小袖麻上下にて、御殿前庭上に着座、棟梁は頭棟梁、幷老分の者共は衣冠、其外總棟梁大紋布衣を着し、それ／＼役を務む、棟の槌柱本の槌は、頭棟梁衣冠黑袍にて勤め、聲懸の役、同じく衣冠黑袍にて、破風より半出て、何か大音に唱て、左右へ揖する體なり、其時棟上と柱本の棟梁、同時に槌を打合す、右相濟、上棟の餅を蒔く、而て各退出、

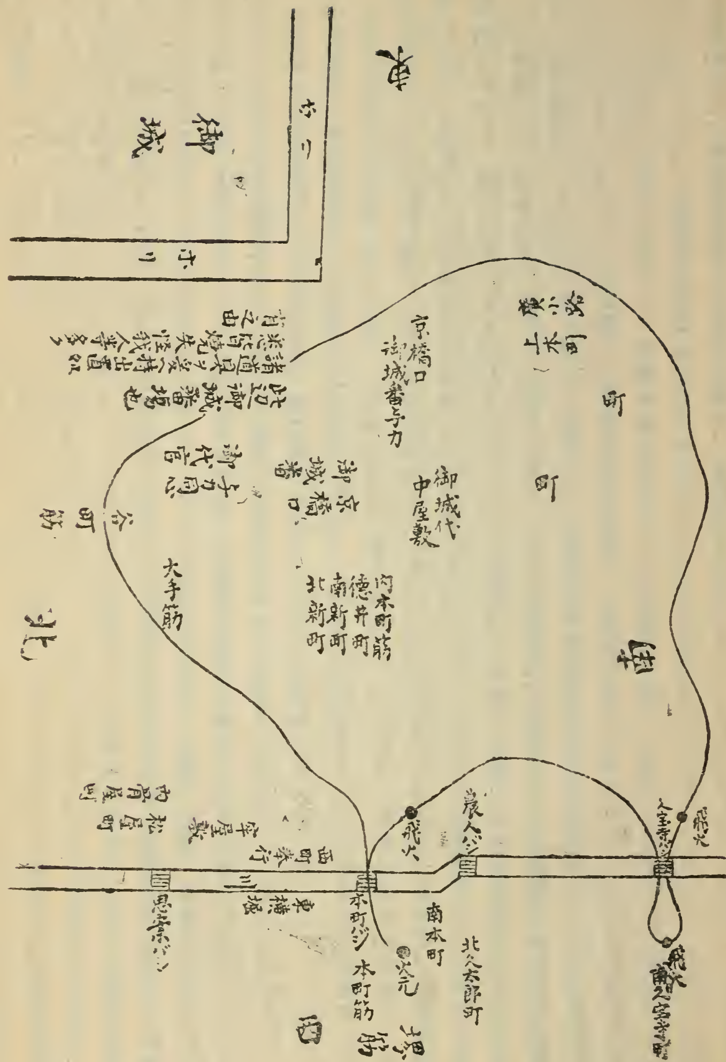
同十一月御造營成て、奉行以下參內、武家玄關にて、御吸物御酒下され拜領物頂載各退出、

當時は三代の隆なりしに等しき御代なれば、長き御造營中には、寬大の御沙汰數々有べし、我親戚の者此御用に掛り居れば、御造畢後、余老命盡せずんば、委しく尋て後記すべし、右元文の御普請は、奉行輕く之に屬する者は、諸組の寄集なる故、物每取〆らず、唯喧しき許なりき、今度は關東より總て御取計らひ有れば、下司の者迄一和して、御用向不滯由なり、爰に記するが如く、僅に傭夫の木やり音頭だに、一和せざれば事調がたし、矧や夫を指揮する人に於てをや、軍配は軍中に不限、今日の上皆爾り、攝局を善くする人の謂に、碁は打初日より終る迄、每手シテウの意を忘るべからず、一手にても過有れば忽崩ると知るべし、普通の人の打を見るに、凡此邊よかるべしとのみ一應に考て、自の意を盡さゞる故に、相手より案の外なる手を打ば、大に惑なり、此次は此所々々と、自の力一ぱいに思慮して打ば、

不覺を取らず、一手づゝ理を責て考べし、夫だに相手强ければ、其上を見越て位を取なり、まして一手にても卒爾有れば、夫より付込れて、竟には負ると知べし、是碁而巳ならず、平日の備、尤も斯なるべし、

○大阪上町火

寛政元酉年臘月二十二日卯半刻大阪南本町堺筋より失火、西北烈風にて、東南へ燒蔓り、又久寶寺町へ飛火して、南方の火一緒に成り、東横堀を越て、上町を番場へ燒拔、北は東にては大手筋の北迄、南は御城代中屋敷、其外玉造邊の諸屋敷悉く燒、同夜寅刻計に上本町廣小路邊にて燒留る、略圖左に記す、諸屋敷燒失の數難不知、町數は凡五十餘町と申せ共、京都と違ひ、一町と申が六十間の定數には非ず三町四町を一町とする所多ければ、六十間の間數に直せば、五十餘町か百餘町にも成べし、去る洛火に比すれば、十が一にも非れども、先は近年の大火なるべし、享保九辰年に堀江より出火して、大阪過半燒、天神橋天滿橋を燒落して、天滿へ燒拔たるは、六七十年以前大阪の大火なり、其後天滿燒、島内燒芝居燒等、數度有れ共、今度よりは小火なり、今度の火事は、享保十五戌年京西陣燒と凡可同、御城幷東西町奉行所、南北御堂各別條なし、西奉行所は火元より程近く殊に危かりしが、不思議に殘る番場は廣場なれば、老人婦童の類、爰へ迯來、諸道具夥敷持出置けるが、火先なれば諸道具に焰火吹懸て、悉く燒失、怪我人も多有之由、委き事は不知、有增を記す、尙可追考、


東
御城
北
南
西
大手筋
御城代中屋敷
京橋口
本町バシ
本町筋
南本町
北久太郎町
東横堀
西町奉行
谷町筋

○碁將棊雜話

洛に龜六、若木、歌學、司などいふ將棊指し有り、鄙人聞傳へて流石に都なる哉假初によぶ名も優に誂しかりけり、龜六は藏六の謂成べし、其外も皆より所有べしと、心にくげに問けるに都人答へけるは、左計り都をな慕ひ玉ひそ、むかしこそ有らめ、今の都の風情は遠の人には無下に劣りて、餘所の聞えも耻しく侍る、龜六は龜屋六兵衞、若木は若山屋喜右衞門歌學は加賀屋九兵衞、司は柄屋佐兵衞にてこそ侍れたとへば小路の名も、往昔の號は實に皇城らしく、大炊御門、冷泉、京極、楊梅、菖蒲小路、あるは坊門なんどよし有げなりしを、いつの頃よりか唱替て、淺ましき名を呼り、近き頃登りし出水川といふ角力取を、都の人は出水川と呼び不知火と云角力取をしらず、火と覺えたる者多し、是にて推量り玉へ、唯一條より九條洞院立賣などの古名、僅に殘りたるこそ、せめての事なれと答へぬ、

明和中大阪（所親名失念）虎之助と云八歲の小兒有り、幼年にして碁をうつ、當地下立賣烏丸西へ入町に所緣の者有て、彼處に來て逗留す、近隣の者彼と碁を挑むに、皆負たり、其町に余が知音有て、虎之助を倡ひ來、余に勝負を勸む、故に其手相を尋るに、凡余に四子を著してよかるべしとて、虎之助四ツ置て打之に、其碁勢余が如き鈍材の及處に非ず、去れ共流石小兒なれば間々虛手ある故に、四ツにて勝敗牛角なかりし、孰に尋常ならぬ器用と見えし儘、小島道芝（始名大六後號登會進五段の手直りなり）に、是を語るに、其碁を見度よし、道芝申に仍り、小島方會日に、余誘引して伴ひ行、あれ是れと打けるを、道芝倩閱て、是普通の才に非ず、江都の家元に斯る奇材を常々搜し索る事なれば、何とぞ彼を家元へ吹擧して下し度と、虎之助親元を狹と承合ぬる處に、虎之助兄弟もあまた有て、親は荒商賣の者のよし、依之道芝大阪に所用有て、彼地へまかりし序に、其親元へ尋行て爾々の由を述るに、親諾して虎之助を道芝に任す、爰に於て道芝より江府へ其由を告て、虎之助を下しけるに、果して一を聞て十を知るの良材にて、幾年を經ずして元虎と稱し、五段の手直りと成る（此名元虎之助の謂なるべし寛政二年

に凡三十歳計か）余戯に我は元虎に四ッ強しといへば、皆人興じて元虎に四ッ強き人恐らく棋局始て以來有べからず、足下は開闢以來の妙手なりと笑ひぬ、また青門主の御內何某が女に以保子と云ふ小婦有り、容儀も十人並にて醜からず、至て秀才伶俐にして、總て女工何によらず巧ならずと云事なし、十歳の頃より碁を知て打之に、洛に於て二三番目の打手なり、江府家元にて此碁の寫を見て、古へより家の弟子に婦人は殊外寡し、此小婦が如き未有事なし、何とぞ出府せば先當時の格にては、初段の手直り、二段を許すは程なかるべし、猶修行せば其上へも至るべしとの沙汰成し由、十三四歳の頃、田沼氏繁榮の折柄、彼方より呼寄せられしが、下向以來何の沙汰も聞えず、いかゞ成しや、今は是も三十歳計なるべし、余もお以保十三歳の時、其蜩庵の額を賴みて書て貰ひしが、燒失せり、筆法華人を欺く、又常の用文章は、和樣の隨分うつくしく和らか成物なり、小聯一枚は燒殘りたると思ひて尋れども不見、

○秋間戲鐵

秋間戲鐵は印譜の樞要にして印を好人は皆是に倚なり、然れ共僞書多くして紛擾たり、余年頃此本書を尋るに需る事を不得、さるを神樂岡なる終南師聞及て、彼もとに珍藏せる本書を借し與ふ、余雀躍して官務のいとまに是を模寫するに、印面磨滅して、安定ならざる物多し、故にテンクゼウに寫之て、一印毎に切拔、臺紙に張事千數百、印成て後華人の席、餘多有をも悉く篆字に寫し、帙に至る迄、本書の通に製作して藏之、將に肉を以て押たる如し、人閱之本書かと過てり、蘇氏印略も、片倚宜が模し置るを乞て、荒增に寫しぬ、又半日餘閒と云印譜は、幕府士石河藏人（秩五千石定火消を勤名貞固他山と號す文武を嗜み、篆字を善し、印刻を好める人なり、此人の印譜なり、東山魯山和尚是と親し、和尚出府の折から、石河氏此印譜を出して魯山に跋を乞ふ、魯山諾して調之、其一謝として、印譜の寫を和尚へ贈らる、余和尚より借りて閱之、始めに十二刀法を審に註解せり、至つて珍書にして、印又凡製に非ず、印色妙にして華印を壓か如し、是又戲鐵の通り、精密に寫し置り、悟眞の連珠印譜は、本書を獲て、常

に悟眞の印風を嘆美し、是を學ぶとしもなく、自刻の印、數積れるを、悟眞見て之を稱し、席文を選で余に授く、其他香山印譜、點隱が百福壽、片夫人が印譜など、皆焦れ失ぬ、半日餘間、秋間戲鐵の本書は、今も香山終南の趾に遺りなん、余耄年にして、二寫す事難し、惜し、

○江府御書付寫

寛政元酉年重陽、松平出雲守京極能登守登城の節、閣老牧野備後守相渡され候由にて、大目付山田肥後守より達せられ候御書付寫、

諸家留主居組合寄會等有之、彼是物入多趣相聞え候、右は畢竟主人勤向の儀申合の事に可有之處、振舞同樣に相聞え、不束の次第に候、當時何方も儉約相用ひ、既に不如意の趣に付、省略又は被申聞候品等も有之、主人々々出會等は、事輕趣にも相聞え候處、右家來共寄會の節手重に及候儀、一體不相濟事に候、殊に組合一統申合、新役組入に物入多分の至、又は主人の家政も差障候や共相聞え、如何敷事に候、溜詰并外家々より、以前より組合無之家も、相應に相辨し候儀に有之、殊に勤向等の品も當時に至候ては、其家々に通例も有之儀、其上多年外々類例書面等も可有之儀に候へば、多分差支可申儀も有之間敷、其家々近例相用候ば、已後家格も流不申、手堅き方にも有之候、其上にも不相分儀は、主人の間柄、又は同席等の類役へはたとひ組合無之未面談不致候とも、其時々掛合に及候はゞ、敢て用向指支候儀は有之間敷候、いづれとも其主人々々の用向、殊に公邊の勤向に候へば、寄合出合常々無之迚、問合等等閑に可致儀は、決て無之儀に候、類役是迄度々寄合等致、勤向等の儀取調候上は、敢て老中迄內意相伺候にも及間敷處、近年は屆伺に至迄、每以老中へ內意伺候仕來に候上は、寄會等相止め、手切同樣に取調候共、格別手違ひは有之間敷やに候、內意被申聞候節、たとひ少々不行屆儀候とも不敬の趣意無之儀は、敢て不苦儀、況義理さへ相分り候ば、文談等は如何樣にも相濟候儀に候間、爾來組合の儀勝手次第に相止可申候、右寄合等相止候て、外留主居への問合有之候節、指支の

儀も候はゞ、其趣先方主人へも届の品により、老中へも其旨内意可被申聞候、尤此旨留主居のものへも可被置申付組合等致不申候ては、此書面の外に差支候儀も候はゞ、其旨内意被申聞次第猶亦可及指圖事、

九月九日

若年寄京極備前守より、御目付河野勘右衛門へ被達御書付寫左の通、

近來都て御旗本御家人共に一統勝手向、及困窮趣相聞候右は數年來いつとなく、華奢の風に馴れ、衣食住は勿論、萬事結構を盡し、無益の雜費有之候故、勝手向不如意に至、おのづから實意も薄く、平生も嗜も無之様に成行候族も有之やに候、畢竟其身の分限をも不顧右の儀に付當時文武馬藝等可致修行にも、勝手向不如意故、自然と行屆兼、幷子孫の敎育も不束に有之候に付、其子孫に至候ても、不宜事のみ及見聞、行々心得、違ひを生じ、終には節儀を缺候事などをいたし、其の家名をも穢し候類、粗有之やに候、去る午年半毛以上の損亡の分にも、莫大の拜借被仰付、幷此度御藏米取の分、借金濟方利下け等の儀被仰付候儀に候上は、別て心を用ひ質素儉約を專一に致し、總て禮儀を正し、常々格式分限を辨へ、且臨時要用等は、平生相應に心懸置候程に、取計可申事に候、近年に至候ては、一統相愼候由に候得共、久々風儀に馴候て、衣食住外見をかざり候儀は、猶も有之やに候處、不約束不義理に及候儀は、却て耻候心も薄く、不法の借金等致し、不仁の用金等知行所へ申付候類も間々有之やに候、縱年限にも借金牽指等は御藏米一統に候へ共、叉借り候時宜にもより義理を以て貸候得ば義理を以て報じ候事、其外困窮に乘候て、借受候得ば、先方困窮に及候を見捨候儀、是叉不義理に可當儀是は其人の實意に有之候事にて候、可耻を不耻、義理をも不顧、一己の利得をのみ心得候は有之間敷事に候、近來御仕置に成候者も、樣々心得違ひ如何成事ども有之、終には其家をたやし、其身をも失ひ候儀、殘念の次第に候、此度格別に被仰出候上は、別て身持等相愼み、文武の道を相勵み、節儉の

儀心掛朋友親類等へも心を付申談じ、子孫をも教訓いたし、永々家名を保ち、忠孝に叶候様に、風儀を改可申事に候、此上心得違等有之候ば、別て嚴重の御沙汰にも可被及候條其趣可存事、

右の趣可被相觸候、

酉九月二十六日

町奉行初鹿野河内守より、藏宿共へ被仰渡候御書付の寫、

其方共儀御旗本御家人へ被下候御切米高引受致世話、定式臨時共用向承、金子貸付致し渡世候處、其方共貸金の儀は、永々元利共取引に成り、數代借金嵩候期も無之間、御旗本御家人は、日々月々難澁相增事に付、右體の辨儀無之渡世に任せ、利足を重ね引取勘定相立、猶三季の請取金高にて、不足に候得ば、其分は元とに直し、追々金子相增候ても、利下げ等も容易に不致、身の奢侈は勿論、下代共に至迄、種々遊興のみ致し、甚敷は世上町家の風俗迄、うつし候様になり、不屆の奢を極、其上にも用達候御旗本御家人に對し候ても、無禮成事共有之趣相聞え、絕言語不屆に付嚴敷御咎も可被仰付候得共、御憐愍を以て宥免被成下候間、向後身持風俗を相改、渡世の分限を守り、御旗本御家人へ對し失禮成儀一切不致候樣、一同申合可相愼候、此度其方共貸金利下げ幷濟方御別紙の通（此御別紙爰に脫追て可書入）仕法御改正被仰出、淺草御藏前、猿や町明地に貸金會所相建町年寄樽屋與左衞門へ引受被仰付候間、其旨相心得、向後仕法の趣、急度可相守候、右仕法は勿論、以來不屆の筋於有之は、嚴重に相糺、急度御咎可被仰付候間、其旨可存者也、

其蜩私に曰、右の御書付共一々拜見する處に、上の廉直海內に徹し、世の華奢阿佞を挫るゝ御法令仰ぎても猶あきたらず、先第一番の御書付を、恐ながら案るに、當時の留主居寄合と云は、兼日遊屋を約し置て、組合の留主居、爰に聚り、遊君の類ひをあまた並べて、歌舞の遊び法に過ぎ、酒饌華美を盡し、蕩亂なる風情、是皆主人の物入のみにて、主人の益有事更になし、され共江府の留主居

は、事に寄ては、此寄會の益も有なん、京都などは組合の家々に寄合の入事、先は無之趣なり、唯江戸留主居の寄合に准じて、遊興をなす計なり、此費用幾ぞや、此度此参會止し故に、年々留主居への渡り金、十が一減ぜしとかや、之を想に諸家の金借役人の銀主振舞も、當時の御風儀を以てみれば、大に當らずと云べし、主人不如意の爲に、金子調達せらるゝ趣意には齟齬して、輕薄の情を以て、銀主を僞計て、出金させるの企なれば、始めより不實顯然たり、此後の調儀は、上の意を憚て、仕法を替ずんば、此御書付の如き仰渡され有べし、既に細川家抔は、先年頗る不如意にて、色々調儀有しかども、立入る銀主なかりしが、中頃より其家を約にして、正路の家風と成し故、需ざるに銀主競進て、此家の用金を出さん事を願ふ、是にて思ひ量るべし、第二の御書付は、前々より度々叩出さるゝ、御家人御教誡の御書付、今般はわきて仁風偃民の折柄なれば、殊に御教誡精々下を慈ませ給ふ、おほやけの御心に、誰かは反き奉るべき、是を等閑に思はん人は、人道を知らぬと云べし、第三御書付の意は、御藏宿に不限、普く士庶人に及ぶ世の通用、此意に聊も違ひなば、恣く非義無法なるべし、前卷に記せる、山本忠彌が貸付、且近年江府の鳥山檢校が高利、各速に天罰を得たる事眼前なり、

翁草　巻之百六十七

○書籍板行の事

書籍の事、慶長の國初迄は皆寫本にて僅に傳り來りしを、神祖林家に命ぜられ、或は其道々の人に穿鑿校合を仰付られ、神儒佛の諸經を始め、あらゆる和漢の書籍を梓行せらる、此の聖功幾ぞや、去ればこそ二百年來、日本の學文大に慕りて、追々學者出で、末書を編錄し、其風世に蔓りて、無益の雜記迄も悉く開板して、世に充滿せり、是故に婦童迄も物を辨ふるは、偏に國恩に非ずや、かゝる恩澤を辨へずして、我獨識顏に神祖の御事を難じ奉る族は、國賊の類ひならし、白石先生なども、此印行の事を恐嘆して、猶も櫻木の靡滅を患ひ、願くば銅板に命ぜられ度由を、新安手簡に書置れし、又印行に漏たる寫本と云物は、道々の秘訣、或は御當家の事を錄せし類ひなり、總じて、物の秘は其事を大切にして、他へ漏らさぬの意なれども、餘り秘藏過て或は、一子相傳、一人一傳などゝ云ふ禁式を立る故に、之を稟得たる人夭死するか、又故障有る時は、大切の事夫切に退轉せんは、豈殘念ならずや、極秘に至ては後來に絕せず傳へて聯綿せんことを本意ならめ、然ば機を選て、幾人へも附與する方がよかるべし、又御當家の事を記るに、世を憚りて、他見を許さず珍藏し、上よりも適此類板行すれば、御咎有る事、いかなる譯にや、愚之を辨へざる處なり、

往年東國太平記（關ケ原御陣のことを錄す）石田軍記、（上に同）九州記（九州諸家の事を記）絕板仰付られ、其後義臣傳（淺野家士報讐のこと）是又滅板被仰付、編者深淵子（片島宇右衛門）板元共御咎有り、其外少にても御家の事を錄する物は、停止被仰付、此節も本佐錄（本多佐渡守編述の書なり）

開板の事に付、書林梶川七郎兵衛御答有之由、

中華にては、當朝の事を憚りなく錄するに仍り、歷朝の國史連綿たり、今の如きは、御當家の事後世に傳るまじき樣に覺ゆ、あたら神祖の洪德を普く人の知らざる故に、自ら國恩の大なるを知らぬ樣に成事歎くに餘り有り、庶幾は歷世他家の武將の事よりも、神祖の御事を飽迄も審に錄して梓行し、後世に傳へたき事なり、都て唐土には物の秘なし、和國は量狹くして、假初の事にも秘を付るなり、世の害に成事は、板に附け、廣く世に知らせ度事は秘して板行を憚るは、大なる間違ひならんかし、其上寫本と云物は、魯魚烏焉馬の謬有れば、大切の事に書違ひ等有て、證例にならず、我如き書寫を好むものは、其誤を愼て、一字の假名をも心を用ひて書けども、夫だに心靜ならざる時には、得ては書損じ有り、增て筆耕などに寫さしむれば、聊心を用ひず、はか行に書故に、落字誤字多く、理義分り兼る事、間々多し大切のものは、他筆を賴むべからず、自書して書誤れるは校合の時自から思惟すれば、凡の事分る物なり、諸錄に有る後世の啌は、穿議すれば大旨正し易し、上古の噓は啌にて通るなり、水戶西山公や、契沖など、色々穿議有とも知れぬ事は知れぬなり、先代舊事本記なども、上代の僞書なりと云り、千年以前の事は風俗も格別違ひぬれば、思ひ量る事難し、況や神代の事に於てをや、本朝通鑑に、日本は吳の泰伯の末と有を、西山公難じ給ひたり、此書世上へ出でずとかや、(前卷に委し)愚思へらく、泰伯の裔と云は、究て妄誕なるべし、近く其證例を云んには、和國へ漢字の渡りしは、遙に後の事なり、夫迄國字有る由、神學の方にて申傳ふれども、碇と國史に見えず、たとへ有とても、橫文字の類ひ成べし、仍て神代の事後世に傳はるべき道理なしと、此事は年山打聞に委ければ爰に略す、若泰伯の末ならば、國初より漢字を用ひん事勿論なり、爾らざるは泰伯無筆成しや笑ふに堪たり、是を以て知ぬ妄說成事を、

○支那近世の事

中華は本朝正保(寬政二年迄百三十七年)の頃、明室頻に衰て、李闖と云大盜國に跨り、大に逆威を振

ふて、竟に皇城に入て、明帝を追出し、自ら天子と稱し、國號年號を建る、明の諸臣之を征せん事を欲れども、微力にして力不及、是故に呉三桂と云臣に、北朝へ使して、今の清朝の鼻祖へ之を告て、兵を借る、鼻祖許諾して、韃兵を呉三桂に借して、大盜を征す、李闖一擧に敗北して、自刄して失ぬ、而て韃の勢ひ熾に成て、追々韃軍中華へ入込て、明主を癈して竟に天子と成り、國を大淸と稱し、年號を立て順治と號し、舊都を改て北京に都す、海內擾亂に不及して、易く中華を平治せり、本朝神祖の洪業は、また是より優り、先代を寇讐とせず、自然の道理にて、天下併呑の意、和漢共に同じ、是則天運循環して、萬世包戈の時を得たりと云べし、御當家創業慶長五年（寛政二年迄百九十一年）清朝の國初順治元年（寛政二年迄百四十七年）今の公方家は神祖より十一代、淸朝今の乾隆帝は大祖より四代なり、淸朝元と北狄より出ると雖、國政の正敷事近世歷朝に勝りて、海內よく治る、但人物の陋き事は、歷朝に斯る風俗を聞かず、往古の金元、各蒙古の類ひより出たれ共、中國に入ては中國の風に傚て聞えし、惟淸朝のみ毛髮を剃り、韃服を着して、古へよりの中華風を損せり、是順治帝の失ならんか、去ながら日本も二百有餘年、戰國の比より頭を半剃る事始りて、今朝廷のみ古代の風遺り、其外海內一統頭を半剃て見苦敷風俗と成り、和漢ともに頭を剃も、天の運氣かと可笑けれ、淸朝國初より十有餘年を經て、日本萬治の頃臺灣に國姓爺起りて、先代の末孫を取立、明朝を再復せん事を欲す、明の舊臣之に屬して、一旦は大に威を震ひ、舊臣等尊崇して國姓爺と稱す、

是世俗に云ふ和藤內なり、字成功、日本肥前國平戶の生なり、父は鄭芝龍、亂を避て日本へ渡る其子なり、明朝の亡べるを患て、本國へ立歸り、旗を揚る、日本へ加勢を乞し事など前卷に記せし、長崎實記拔萃に見えたり、

挑戰數年に及び、終に勝利を不得、臺灣に蟄す、其子錦舍同く蟄居し、其子奏舍に至て、淸朝へ降ると云り（長崎實記には國姓爺子克洟其子錦舍と有、臺灣軍記には國姓爺子錦舍其子奏舍淸に降るとあり）

又夫より六十年の後、康熈六十年の頃（日本享保六年寛政二年迄七十年に成る）明の裔孫の由、朱一貴と云もの、臺灣に起て、近邊を侵掠し、縣吏等を殺し、暫く彼地擾亂す、因玆北京より、都督覺羅滿、副將施世標等大軍を被差向、征伐せらる、施世標賢き將にて、一貴が奇術を折き大に攻擊つ、大將一貴は跡をくらまして落失せ、其徒李勇杜君英張韓蘇降阿三以下、或は討れ或は擒と成て、漸臺灣の地靜謐す、委は雒書林上坂勘兵衛が梓行せし、臺灣軍記に審なり、此記錄文華少く、實記たる事、白石先生の新安手簡にも見えたり、其頃本朝に於ても、御評議御手當有し事、幼弱ながら余も承及ぬ、本朝は、其頃有德公御治世の初なれば、世の風俗改り、節儉專らなる折柄にて、益泰平なりと雖、諸國の竹自然枯にて、一統に枯失、洛境の御土居に一本も竹無し、土居而已殘りて長塘を見るが如く、見馴ぬ洛外の森林など、洛中より見えて異樣なりし、夫より、享保八九年迄、四五年の間は世上に竹なく、普請方は勿論、其外細工類の竹一切無之、世人大に難儀せり、軒樋も杉丸太を操拔て、樋に用る事、凡享保の末迄前後十四五年の間斯の如し、不自由なる事言ん方なし、それより、七十年を經て、其世を覺えたる人稀なる故に、藪地は田地の如く水旱の患もなく、家作の如く、修復を加ふるにも不及、勝手よき物とのみ心得、藪を買得する人多し、斯く自然枯に逢ふ時は田地の損亡と違ひ、五年や七年には元の藪にならず是を聞て田畑にせんとするに、竹根搦て畑物育ち兼ね難儀に及び、徒らに竹の再生を待計なり、是を知人今は稀なり、其上享保六年には國々大洪水して、竹に不限、田畑の損亡夥しかりき、和は凶年、漢は兵革起り、孰によからぬ年なりき（此時苦竹は悉枯失、はちくは漸免れたるも有しと云へり）

○紫野瑞光院の事

紫野瑞光院は、朝野稻荷に𫟺て、禪の小室なり、元は山崎家（三四萬石の大名武家盛衰記に委）の建立にて、山崎歷々の內の院號を直に寺號とし、彼家より茶湯料を付置れしに、山崎虎之助夭死無嗣に仍、其家斷絕す（今此諸庶裔僅に存して交代寄會に列せらる歷代の墓瑞光院の藪の中にあり）然るに淺野家

は、山崎氏と因緣有り、其上瑞光院の地は、聚樂城繁榮の頃、家祖淺野霜臺の宅地の跡にして、朝野稻荷は、往昔淺野宿禰の由來有て、則是を社の名に呼しを、淺野宅地に成し以後は、朝と淺、和音通ずるを以て皆人朝野稻荷と稱しける、斯迄土地の因緣も有り、且亦山崎家傾廢に付て、貧院窮困に及べるを悼惜して、淺野家より茶湯料を寄せて、山崎淺野兩家へ親緣の僧首座を現住として被置處に、不慮に長矩（淺野內匠頭）の變に仍、再此院も衰微し、今に於ては無檀の地にて、漸四壁の藪の助力を以て、大破を修補し、久々空院にて大德禪刹より之を支配せり、委敷事は愚選の赤城義士篇に錄し置しが、是だに洛火に亡ぬ、今其大抵を余が宙覺にて、有增是に記す、義徒報讐の爲に、東行せんと欲る時に、大石良雄院主に約して、此大義を果して、其徒伏誅せば、當院に墳墓を殘し度念頭に候、事成らば寄進料早々を東武より差登すべし、それを以て墳墓を築き、尙聊の餘慶有らば、茶湯の料ともし、給へかしと、云置て東行す、然るに報仇の後、右遺金當院へ到着せず、さしもの良雄が約諾違變は有間敷に、爾らざるは大義に過分の用脚を失ひし故にやと、院主より東武へ聞合けるに、義徒の內期に臨て違盟し、金を攫て迯たる者も有り、中にも良雄が譜代召仕ひし家の長瀨尾孫左衞門は、初より無二の志を顯はし、良雄も腹心の者に思ひ、期に至る迄瀨尾に萬づ委ね置ぬるに、期に臨んで逐電せり、渠等が所爲にて、件の遺金を奪しならんと、東武の樣子聞えしかば、院主も詮方なく其儘に默止されしが、一旦良雄に約せし事を、遺金不到ばとて、空しく果さずんば、泉下の良雄に何を以て答へんやと、色々思惟すと雖、至て貧院にして、自力叶難ければ、享保四年義徒十七回忌に當れる年、院主志を勵して、其由を洛へ告て勸化す、之を聞て普くの人、我先にと微志を寄附して、漸小金集りけるを以て、東武泉岳寺の例に傚て、四十六士が墳墓を營み建り、每歲今宮神事御旅の間は中門を開きおき、義墳へ諸人の參詣を許す（常にも院主へ屆くれば參詣自由なり）且亦波徒伏誅の砌、細川家より義徒が遺像を艸畫して、當院へ寄附せられ其出立各麻上下淺黃無垢を着用の體なり、去ながら其繪麁末にして、淺間なたばとて、其後小堀和泉守

京都の留主居寺田又兵衛と云もの、其畫像に倚て、夜撃の裝束に被改、掛物一幅にして寄附せるを、今宮御旅中、客殿にかざり、其外良雄より、院主へ送りし書通などを、諸人に見せけるが、夫も近年は止ぬ、余も久敷其墳墓へ詣せざる故、倘慕しく近き頃まかりてみれば、有しに替りて義徒の墓を悉く取除、長矩の塚の傍に、新敷石塔唯一基有り、義徒の姓名を、石の四面に彫て、其體甚好古の情を喪ふ、こはいかにと思ひて、之を讀て見るに赤垣源藏などを赤埴と謬り、其外十良左衛門などゝ郎の字を良に誤り、是全石工に萬づを委て等閑なる樣子なり、などか斯有やと、墓地を隈なく見廻るに、元來小院無檀の墓地なれば、他の墓は一基もなく、客殿の庭、西の方植込の中に、僅の所を墓地に設けたれば、四十六基の小碑計にして、其餘慶の地はなし、然を墓地を生垣にて半仕切、南の方に大なる墓、恭しく建り、讀て見るに、因州荒尾氏の墓と見えたり、按るに荒尾は因州第一の長臣、隱居して洛北大德寺境内に住する事久し、近年歿して當院に葬せりと見ゆ、察する所彼徒の高義を慕て、墓所を共にせんとの遺意成べけれども、其主意と仕形と反せり、其所以は前に記るごとく、良雄が遺旨を以て、漸にして營み建る墳墓なれば、土中に尸は埋ざれども、精神各墓に止るべきを、あばき捨て、古墳の趾を自の墳とする事大に不可なりと云べし、義を崇するの意ならば、古墳を其儘置て、院主に請て傍に新に墓地を構へんは格別夫だに荒尾は此輩に由緒有事を不聞、同家備前の長臣、池田姓ならば良雄外戚の因みも有れば、強て論もあるまじけれ共、荒尾に於てはいかめしげに、此墓地に墓を設くべき謂無し、但當院に檀緣有らば、藪の中なる山崎家の墓の傍に成とも葬すべき事なり、今の如きは、適、義を慕ふて、詣する人も興さめて覺ゆるなり、好古の人、奚ぞ是を嘆ぜざらんや、

〇四十六士の事

四十六士の事は、愚論赤城義士篇に委し、此篇や大旨、赤城盟傳義人錄義臣傳にもとづき、其外家書の實記たるもの、或は末書の杜撰臆妄の說といへども悉く擧て、取捨は其可否に任す、終に太宰純が四十

六十論、數儒の討論、勃海春吾が僻論、深淵子か大義論等に、愚論を附して審之、全篇文華を去て事實を専とす、故に世説に反する事間多し、世を隔る事遠ければ、時勢換りて、自ら事實安定ならず、此一擧に於る、余が出生より僅に八年前の事なれば、强て記錄を借らずして、事實凡分明なり、常に愚父が物語、其外それ渠の咄にて顯然たる事多し、義臣傳の如き編者深淵子が文勢をふるふて、事實をよく書りといへども、少しは世に阿り、或は書過て疑惑の事有り、たとへば義士の文通などは、悉へ密書なり然れば度毎に灰にするか、又は遺して證とする類も、志遂ての後は他に漏すべき事ならねば、報仇濟ば皆火中すべき事なり、尤寺井玄桂同盟の事なれば、稀には彼が手に殘るも有べけれども、斯く往返全く理義分明に相揃べき謂無し、殊に其書を讀に、皆淵子が筆法に似たり、往返ともに文風同人の書たる如く、是事を審にせんとて、却て人の疑を生ずるなり、是をよくせんには、文通の全文を書ずとも、其主意を推量つて書時は、げにも實記と見えて、人之を信ずべし、總て物を記錄するに、其事の本末をよく量察して、中に他に漏まじき密事をも、將に聞たる如くに書るは、記錄の習ひなり、是虛にして虛に非ず密事は樞要なり、之を除けば理義不分、故に爾り、たとへば淨瑠璃劇場の狂言に密事をあからさまに云も、此道理なり、抑義臣傳の起りは、淺野の手醫師寺井玄桂、義徒と同盟して其徒東行の時に、同敷伴んと云るを、良雄止て君の祿を食事は同じけれども、少々は差別有り、世に傳て醫師迄もかたらひしなど、人口に殘らんは不可然とて、遮て制止しけるに仍り、玄桂は跡に殘り、報讐の風聞海內に轟くを聞く中にも、餘り譽んとて、却て此徒に瑾を付る樣なる說有を歎きて、事實の正きを世に知せ度思へども、主家の事を自記せんも、憚り有とて、潜に片島深淵子に托して、義臣傳を書しめたりと云り、原斯の如くなれば義臣傳の說は、最據るに足れり、淵子之を懷にして歸り、其首尾を全く幷せ考へ、其書成て而後に、書林と議つて、梓行せんとす、書林云、此書やよく義徒の骨髓を探り究たり、今世に此一擧を稱する事甚し、さるを此印本を出さば、世に競爭ふて、是を翫ん、然れ共官廳に於て、滅板せられん

は必定なり、夫迄の間に、本數を餘多摺溜置て、一度に咄と賣出すべし、さ有らんには滅板に及ぶとも過分の利潤有べしと示合て、遽に夥く本數を仕立て、三ケの津は勿論、國々へ一度に配分す、案の如く公廳より咎有て、直に絶板になり、編者板元共に姑く戸を閉たり、是素よりの覺悟なりと云り、

開板の事、其頃は今の如く綿密の吟味なき故に、かゝる手段も容易なりき、當時は開板の前に草案を廳へ上げて、改めを請る故に聊の事も六かしきなり、

是故に絶板物に此義臣傳ほど、本數の物は外になし、今に於ても何れの書林にも所持せり、尙其上にも寫本して、普通の在板の物と等しく流行せり、余が義士篇は是に漏たる事實を改補して、一擧の綱目とす、前に記する如く燒失せしかども、其寫西山善峰寺に在り、今余が胸中を捜して僅に其一つ二つを左に顯すべし、大石内藏介良雄は、世々此家の長臣たり、始は大石兩家有て、共に長臣たり、一方の大石賴母（千二百石良雄伯父）其子兩人有しを、主人の猶子として、分知三千石を與へて、幕府の士とし、隼人と號（近年院附の武家淺野河内守は此子）今一人は同家淺野左兵衞（三千石幕府士）名跡に遺し、賴母家は不立、内藏助は大石嫡家なれば、不相替連綿して良雄に至る、斯く由緒有に、當家棟梁の臣なれども、平素良雄が質寛量として、小事に用ゆれば密ならざるが如し、故に政事は大野九郎兵衞一人として指揮する故に、領内にても、内藏助殿は筋目の人なり、萬事は九郎兵衞殿次第なりと思へり、備中松山城主水谷家卒去無嗣、仍邑除城地請取、淺野内匠頭仰付られ、彼地發向の節、行伍押へは此良雄なり、途中馬上にて、居眠りて通れるを、見物の人嘲笑けるとなん、扨城地請取る砌、水谷の長臣、鶴見内藏助との對話受取渡の萬事の手配り見事なりし由、兩内藏助を人稱美せり、是此御用の要なり、道中泰平の御代に、いかめしき形勢入らぬ事と云心なるべし、大機は小事に不拘事古今通例なり、而して主人の變に遇に及て、勢ひ凛乎として諸士を勵し、始めに籠城を企けるは、良雄が本心にあらず、大野が臆病の質を知て、渠をためし試み、若日頃に換りて、忠貞ならんは、一段珍重の事なり、然らずば大野

を除き拂ひて、其後に事を議せん、左無ては當家の用金良雄が自在ならずと思量して、大野を脅すの術と見えたり、果して大野ふるひわなゝきて迯去ぬ、爰に於て主家の用金悉く良雄一人支配して、報仇迄の調議に用ひしとなん、之を想に、今諸侯の貧困を以て見れば、假令良雄如きの忠良適有りとても、用脚に差問なば大義を遂る事難からん、幸なる哉、淺野家は日頃富裕なる故に、千歳に良雄の功輝けり、偏に天の冥助なるべし、されば籠城の事は、假の術なれば、主家の一族衆よりの異見に隨ひ、無恙城を明渡して各離散し、良雄は進藤源四郎が舊里、城州山科郷に蟄して、世の風說を聞くに、籠城の噂、大石が忠誠、大野が不義、世に隱れなし、然るを籠城を思ひ止りて、離散せしは、主の仇吉良氏を銜ふ爲なりと專ら流言す、因茲讐家より横目を出して之を尋探す、頗る要心す、衆口の爾らしむる奈何とも是を防がん術なし、さしもの良雄當惑し、色々工夫を懲し、自ら懦夫と成て、伏見撞木町に日夜通ひ戯れ或は洛東祇園町などをうかれ歩行て、義心忽蕩けたる體を世に披露す、白晝に祇園町の遊廓にて、世を憚らず亂酒し、安井邊の牀机に、無刀にて醉倒臥居たるを、まのあたり見たりと、其世の人かたりき、此風說また世に蔓りて、大石こそ忠義だてをして籠城なんどゝ世に潔く沙汰せしが、皆僞にて、誠は相家老大野を賺して追出し、主家の金銀財寶を己一人押領せんとの巧なりけり、是や人面獸心のくせものと云べしと、爪彈きして之を憎めり、之を聞て吉良上杉の間者も、心をゆるして各引歸りぬ、良雄仕濟したりと、彌々放埒を表にして、心徐に事を遂ぬとかや、普通の人、此所行をなすは、始めは謀にする心にても、色欲に溺れ、次第に義心蕩けて、後には寔の懦夫と成なん、此行路難を凌ぐ事、良雄ならずして何人か之を遂ん、吁、

伏見撞木町は今荒廢して、僅に何屋とやらん、揚屋一軒崩れ殘る、此家則良雄が遊興の場所なり、近年其家にて開帳の如く、良雄其外彼徒より妓く遣はせし文、并天井板に戯の狂句、良雄が書　しをおし並べて、諸人に見せけるを、余も見たり、良雄が替名、うきとやらん云り、數通の文并天井の落書

をも、皆板行にして、所望の人へはくれぬ、

京留主居、小野寺十内は耆老にして、武は賢く、和歌の道にも携りし者なり、彼黨の中にも、原宗右衛門、吉田忠左衛門、此十内など股肱の者にて、大石が相談相手なり、十内主人の變を聞と否、京屋敷を手早く取片付て、急に赤穂へ發出せんとす、下役の者之を止て、先所司代奉行所へも屆られ可然と申けるを、十内頭を振て、夫は主君在す時の作法なり、今斯る變に遇ては何の作法も入べからず、若し所司代にて引拂の事、今暫く可待などゝ有らば、大なる差閊なり、唯片時も早く在所に立歸て、諸士と存亡を共にせんとて、速に京を立去ぬ、跡にて所司代も傳聞れて、却て稱せられしと云り、京町奉行東組與力小野寺十兵衛は、十内從弟なりしが、其朝迄此事を不知、報仇の期に臨で、十内より暇乞の狀來り、始て十兵衛之を知れりとなり、十内文章達者にて、而も雅情有て誹敷をのこ故、長別の情を筆に任せてさも潔く辭世の和歌などを書つらねたるを、見る人淚を墮して感嘆せり、余は不見之殘念なりし、十内又音曲を好て、間の町夷川角御用の素麪屋有り、此亭主其頃音曲を善くせしにや、是が許に十内が謠曲の神文、今に在と承りぬ、

高田郡兵衛が違盟の事、義臣傳にて見れば、無據樣なれども、或家書の趣にては、尤表裏侍なり、報仇の翌日、麻上下を着し、泉岳寺へ名乘來りて、押て義士に對面し、人がましく前夜の事を賀しぬれども義士一統に貪着せず、誰有て語を交る人なければ、こそ〳〵と逃歸しとかや、輕卒寺坂吉右衛門事、色々說有り、孰是を知らず、委くは義士篇に數說を擧置たり、明和の頃、東武より歸りし人の語るを聞けば、泉岳寺義墳に置て、新敷石塔有り、讀て見れば俗名寺坂吉右衛門と有り、然ば其頃迄も長壽にて、歿期に此墓地へ葬せん事を遺旨して如此なりと、素より何方に仕へたりや、其譯は一向不知とかたりき可追考、其外四十六士の內にも、樣々の小說有ども、多分は義人錄義臣傳等に見えたり、又それに漏たる說は義士篇に錄しぬれども、多端なれば宙に不覺、進藤源四郞（三百五十石良雄伯母壻）小山源三左

衛門（五百石良雄伯父）は、當家に於て家柄の者にて、格式も宜く諸士も之を重んぜり、長矩も兩人を他に異に思はれし故に、兩人も忠誠を抽て、籠城企の砌は、一番進て、諸士に義を勵し、大野が臆面を辱め罵り、誠に無二純粹の者と見えたり、而て離散の後も、良雄が密事は、先此兩人に議す、仍て進藤は東武へ馳て、江戸詰の諸士を指揮し、偏に良雄が分身の如し、而るに年月を經るまゝに、いつとなく義氣衰へしを、良雄が早く曉りて、密議に省きしが故に、良雄が亂行の主意をも不知、已が如く良雄も義氣蕩けたる樣に思ひ、良雄が放蕩の沙汰、世に喧しきを厭て、兩人吹擧して、良雄へ妾を勸む（妾名輕）良雄は夫をも不辭、遊里の遊びをも不止、唯放逸のみに暮せり、兩人色々異見しても不用、爰に於て兩人が義氣益緩まる、斯て報仇の期を得て、良雄東行せんとして、兩人を勵す、兩人駭き密談して、時未至、先東行延引可然と、遮て教訓す、良雄笑て是迄事を延せしは、當然の理に仍てなり、今此時を延すは、圖を脫すなり、不如兩人は兎も角も、某に於は同意の人と共に下向せんと、兩人を捨て東行するが、案に相違して、義徒思ひの儘に大義を果し、其沙汰海內に赫奕として、和漢に比類なき美名を擧兩人眉を顰て、良雄短慮にして、其徒の逸るに任せ、卒爾の東行甚危し、究て事を仕損ずべしと悔みけたり、於是兩人が言を巧にせし諷諫徒事に成ぬるを、諸人聞傳へて嘲哢し、責て跡にて自殺にてもせよかしと笑ひ罵るに、面目を失ひ潛り居けるが、其終りを不知、都て大野を始め、不義の輩、或は違盟の族、再び身を立る事不克、皆淺ましく朽果ぬとかや、之に反して義士の子供は、一旦流刑に被處、幼稚の者は、十五歲迄所緣の者へ御預けと成しが、其後恩免有と否、諸家より競爭ひて被抱、親に優れる祿に有付しもの多しとかや、

此進藤小山事は、長矩の後室瑤泉院夫人も、他に異に思はれしにや、其後瑞光院主東行して、夫人に謁せし折から、餘の事は差置き、先尋られけるは、內藏助は兎も有れ、進藤小山は此一擧に呇るべき者に非ず、など洩けるやいと不審なり、歸京有らば、兩人へ尋らるべしとなり、院主承之歸京して兩人

に告る、兩人則一封をしたゝめて、夫人へ上る、夫人披見有て、尤左有べき事なり、兩人が志此一紙にて心解たりとの事にて濟ぬと云り、按るに總じて筆を揺かせば、いかなる非義をも掩ふものなり、況や兩人が辯佞巧筆を以て、夫人を欺んをや、

進藤小山を始め、違盟の輩、戰國に出なば、それ〳〵芳名を遺すべし、其所以は肝要の軍に粉骨して高名を顯はす事は、彼徒仕兼べからず、時に臨ては潔き討死をもすべし、偖其城落居せば、一方を打破つて落失すべし、さればとて强ち其士の瑕にはならず、然に此報讐に於る一旦の義を立るに非ず、年月を超て其事を熟練し、終りを全くするの主道なれば、一旦の義に趨る者は、其間に退屈して義氣弛むなり進む事疾ものは退も速しと云、古語の如き、進藤小山則是なり、此徒の中、赤埴源藏を知人有て云るは源藏平日篤實無口にして、働もなし、祿二百石にて馬廻り役を勤め、抽たる奉公もなし、然に變に遇て血盟せしより爾來竟に一つの善言をも聞ず、報仇の時も抽てたる働を聞ず、唯義士に列したると云計なり、性質柔弱なるに似て、而も義の逞しき處、群士の及處に非ず、聊名利の心無し、是等をや人道を知れりと云んや、猶書たき事は山々ながら、審ならざるは爰に省く、他日思ひ出なば、此後に附すべし、

翁草　卷之百六十八

〇青綺門院御葬送式

大女院御所（奉稱靑綺門院）櫻町院の皇后、御諱舍子（元文元辰年御入內）二條吉忠公の御女、御母は加賀宰相綱紀卿の女、故政所菅原の利子、御寶算當戌年七十六にならせ給ふ、前に記る如く、御若きより佛道を信じ給ひ、櫻町院御在世の頃より、般若書寫の御志願有て、とことはに般若三昧に入らせ給ふ櫻町院叡感有て、御硯を進せられ、穴賢御志を遂給へと詔有しとかや、夫より年月經るまゝに、明和の頃に、般若六百卷御書寫の功を終給ひ、校合を圓滿院御門主へ托し給ふ、上れる代の光明皇后、檀林皇后の御事はいざ知らず、尋常の男子すら般若書寫難き事なるに、上なき皇妃の御身として、此功を遂させらるゝ事、今古例しを聞ず、末の代に又有まじき御いさをしなりけらし、常の御念誦日夜怠らせ給はぬを、御內參りの人の直物語を聞ぬ、さればこそ桃園院後桃園院、御寶算はたとせをわづかに過させ給ふ程もなく、打つゞきかむあがりまして、常闇の中にしも、仙院此御所計は、目度榮えおはします事、偏に佛菩薩の守らせ給ふならめと、いみじくもたふとけれ、斯て寬政二戌のとしかりそめの御惱みのやうに聞えしが、日を經ずしてむつきの〇〇と中に、崩御ならせ給ふ御ことぶきもやそ瀨の敷波立しきるばかりなれ共、猶いく千代もとかきくれさせ給ふ、院の御心などかは、あをひとぐさに替らめや、後水尾院、靈元院の御寶算、目出たかりし此かた、かく御壽ぶきのとこしなへなるは、おはさゞりし、然に都の變によりて、東山知恩院假のいまし所と成て、かしこよりうれい多き御車をうながす、御道筋は知恩院古門前より、繩手莚仁寺町を五條へ、五條を伏見街道、夫より泉涌寺へ入らせらる、かゝる先蹤も

有べからず、ふるとしの春より、大宮御造り始り、番匠以下こゝをせにいとなみ半なる折からに、今暫しの還幸を見果給はぬをぞ、皆人あいなき事になげき奉りぬ、

鳴物普請御停止　（正月二十九日より三月十一日御免）
町々自身番　二十四日御免　商賣鳴物御免　二月十日御免
普請御免　二月六日御免　觸穢　二月十一日より

青綺門院御葬送御行列　寛政二庚戌年二月二十二日

御先　町奉行　井上美濃守

下北面　藤木三河介　賀茂擧直　藤木信濃守　賀茂充直　小形對馬守　宗第　童子　同　舍人　同
下北面　岡本豐前守　賀茂清静　松波丹後守　藤原葆光　堀川但馬守　忠弘　童子　同　舍人　同

持火舍者　藤木隱岐守　賀茂直榮　燒香者　河端安藝守　謙益朝臣　御前火　西村出雲守　温
持火舍者　富左近將監　下毛野敦光　燒香者　速水長門守　豐益朝臣　御前火　河野大炊頭　和宿禰

御車

車副　同　同　同　榻持　同　掛扶持　雨皮持　廳官　島田主計頭元直朝臣
車副　同　同　同　榻持　同　掛扶持　掛竿持　廳官　語合　木下右衞門少尉秦益氏

雜色　同　近衞右大臣　諸大夫　雜色　同　白丁　同　二條左大將　諸大夫　諸大夫
諸大夫　傘持
雜色　同　諸大夫　雜色　同　白丁　同　諸大夫

雜色　同　同　同　白張　雜色　雜色　同　白張
傘持　綾小路前大納言　傘持
雜色　同　同　同　白張　雜色　雜色　同　白張

諸大夫　小雜色　白丁　同　同　雜色　雜色
三條西中納言　傘持　傳奏日野中納言
諸大夫　小雜色　白丁　同　同　雜色　雜色

小雜色　同　白丁　同　雜色　如木　雜色　同　雜色
傘持　坊城左大辨宰相侍　傘
小雜色　同　白丁　同　雜色　如木　雜色　同　雜色

白張　同　白張　同　雜色　同　雜色　同
傘持　八世三位　傘持　八條前宰相
白張　同　白張　同　雜色　同　雜色　同

石野三位
布衣　同　白丁　如木　同　白丁
傘　平松三位　傘　高松三位
布衣　同　白丁　如木　同　白丁

傘
雜色　同　白丁　同　雜色　白丁　雜色　町尻量聽朝臣　同　白丁　同　雜色
傘　諸大夫　中院通知朝臣　殿上人
雜色　同　白丁　同　雜色　白丁　雜色　同　白丁　同　雜色

岡池公翰朝臣　雑色　雑色　白丁　白丁　傘　花園實章朝臣　雑色　雑色　白丁　白丁　傘　鷲尾隆純朝臣

三室戸能光朝臣　雑色　雑色　白丁　白丁　傘　中御門右少辨定家朝臣　侍　如木　如木　雑色　雑色　傘　山本實福朝臣

御附武家　有田播磨守

雑色　雑色　雑色　白丁　白丁　白丁　白丁　傘　細川帯刀　雑色　如木　雑色　如木　雑色

○櫻町院御葬送式

因に記す、百十六代櫻町帝は、中御門院の皇子、享保五庚子年正月元旦、寅の一天の御降誕、其砌洛南東福寺象に失火有り、世人皆廐戸皇子の御再來と、奇異のおもひをなす、享保二十年御父帝より九五の御位を禀させ給ひ、實にも聖主の御聞え四海に普く、絕て久しき大嘗會新嘗會を行れ、延享四年に御位を皇太子桃園院に禪らせれし、暫し仙院におはしましけるが、程もなく寛延三年に崩御ならせ給ふ、あめが下の恐哭云ん方なし、其御葬送の式、反古の端に遺れるを爰に拾ふ、

町奉行永井丹波守、在京御目付山口勘兵衛は自是前に泉涌寺に相詰

御先　町奉行　稲垣能登守　雑色　雑色　町奉行組　與力同心　御隨身　御隨身　村田左府生利泰　水口右府生藤原　身人部盈淸

土山右府生　秦武　詔
水口右府生　身人部清弼
三上下野守　秦武　部
鈴木兵庫權助　紀淑長
調子筑後守　下毛野武弘
山中隼人佑　大江秀品
水口右衛門府　身人部清一
水口彈正少弼　身人部清旨
村雲右將監　藤原近信
土山左將監　秦光武

下北面　　下北面
河端右衛門府　藤原謙益
岡本右衛門府　加茂清兼
齋藤和泉守　藤原盛政
齋藤右衛門尉　藤原資始
松波右衛門尉　光與
速水左衛門尉　豐益
岡本美作介　氏梁
速水右衛門尉　亮益
藤木兵庫助　息直
藤木右兵衛　保綸

世繼中務少輔　重美
岡本對馬守　清政
北小路大學亮　院藏人大江俊盛
山形加賀守　宗衡朝臣
上北面　　上北面
宮田上野介　延兼
吉田攝津守　兼時
藤野織部正　成光
松尾出雲守　相堅
廳官　　廳門

飯田土佐守　藤原重好
島田內匠助　紀治直
召次　　召次
高島遠江守　中原康昆
渡邊隱岐守　源珍亮
町口越中守　坂上是知
川北右衛門少尉　藤原房往
童子　同　舍人　同
童子　同　舍人　同

御　車
車副　同　同　同　棧持　同　掛杖持　雨皮持　雜色　同　諸大夫
車副　同　同　同　榻持　同　掛杖持　掛竿持　雜色　同　諸大夫

近衛左大臣　諸大夫
布衣　同　同　沓持　素襖　同
布衣　同　同　笠持　素襖　同
二條右大臣
諸大夫
諸大夫
諸大夫

新飛鳥井大納言
笠持　沓持
同　同
布衣　布衣
諸大夫　諸大夫
久我右大將
笠持　沓持
同　同
同　同
布衣　布衣

布衣　布衣
沓持　笠持
柳原大納言
布衣　布衣
同　同
沓持　笠持
廣橋中納言
布衣　布衣
同　同
沓持　笠持

笠持　沓持
布衣　布衣
冷泉中納言
笠持　沓持
同　同
布衣　布衣
鷹司大納言
諸大夫　諸大夫
同　同
雜色　雜色

庭田中納言
布衣　布衣
沓持　笠持
甘露寺中納言
布衣　布衣
沓持　笠持
勸修寺左兵衛督
布衣　布衣

笠持　沓持
同　同
布衣　布衣
諸大夫
別當
笠持　沓持
同　同
布衣　布衣
正親町三條前中納言
笠持　沓持

葉室中納言
布衣　布衣
沓持　笠持
烏丸中納言
布衣　布衣
沓持　笠持
裏松前中納言
布衣　布衣

沓持　笠持
冷泉民部卿
布衣　布衣
沓持　笠持
八條前中納言
布衣　布衣
沓持　笠持
三條西新右宰相中將

布衣　布衣
沓持　笠持
風早前宰相
布衣　布衣
沓持　笠持
芝山前宰相
布衣　布衣
沓持　笠持
稱號關新三位

布衣　布衣
沓持　笠持
植松三位
布衣　布衣
沓持　笠持
園池三位
布衣　布衣
沓持　笠持
綾小路新三位

布衣　布衣
沓持　笠持
飛鳥井侍從三位
布衣　布衣
沓持　笠持
石井新三位
布衣　布衣
沓持　笠持
町尻三位

布衣　布衣
沓持　笠持
日野西左中辨資興朝臣　山本中將實親朝臣
布衣　布衣
沓持　沓持
笠持　笠持
風早少將公雄朝臣　武者小路實岳朝臣
布衣　布衣
沓持　沓持

笠持　笠持
錦小路尚秀朝臣　油小路隆義朝臣
布衣　布衣
沓持　沓持
笠持　笠持
高野少將隆古朝臣　四辻少將實胤朝臣
布衣　布衣
沓持　沓持
笠持　笠持

岡崎中務權大輔國榮朝臣　梅園左兵衞權佐實視朝臣
萬里小路左少辨韶房　西洞院少納言時名朝臣
梅溪右京大夫通同　資
高松右京大夫實堅　冷泉侍從爲望
逸　泰
日野資隆
輔　枝

慈光寺澄仲
裏松左兵衞佐光世
丹波賴亮
所司代 松平豐後守 束帶
町奉行組 與力 同心 已上

○越後國大地震の事

同じ反古の中に、寬延四辛未年四月二十五日丑刻、越後國高田大地震、榊原小平太領分破損覺、

侍屋敷百五十七軒潰　同四十四軒大破　切米取長屋六十三軒潰　同四十四軒大破

足輕長屋六棟潰　侍以下足輕に至、町宅の分、千五百軒餘潰

家中死人三十三人　內、男十五人、女十八人

城下町家二千四百九十六軒潰、土藏百九十六ヶ所潰、三百二十六軒破損

死人二百三十三人　內、男百十九人、女百十四人　宿役馬二疋損、八疋怪我

地震の節火事三ヶ所

神社五ヶ所潰　寺院六十九ヶ寺潰　修驗道八軒潰

寺社僧俗死人三十七人　內、男二十三人、女十四人

領內山拔崩川缺四百七十三ヶ所　林崩三ヶ所　用水堰堤川筋破損百六十八ヶ所　水難損失村方八ヶ所

鄉中潰家半潰合五千三百五十一軒　同死人五百五人　內、男二百四十五人、女二百六十人　同生死不定者二百六十三人　同死馬八十五疋　痛馬五十二疋　同死牛十二疋

寺百ケ所　社二十四ケ所　堂十五ケ所　菴五ケ所　鹽屋百三軒　土藏七十二ケ所
郷藏四ケ所　斗藏六ケ所　樋十七ケ所　橋五十二ケ所　高札場三ケ所　往還道筋破損五十四ケ所　苗代皆無の村方十一ケ所　大破小破村方百六十村　田畑家共亡所の村九ケ所
但長濱村虫生村岩戸村有馬川村、右四ケ村、四里程の間、山崩往還道筋村共山の下に成、北國街道人馬往來留る、
大ふけ村用水郷掛け保倉川筋拔落　塔崎溜池大破　矢代川大破　鉢崎佐渡御金藏大破
同御關所往還大破
潰家半潰共總合九千四十八軒　死人八百八人外に生死不知者二百六十二人　死牛馬痛馬共百四十九疋
同越後刈羽郡三島郡の内松平越中守領分
百姓潰家所八十八軒　半潰四十一軒　寺堂十六軒　田畑荒五十三ケ所　川缺二十一ケ所　苗代震崩捨場三十ケ村　山崩九ケ所　死人六人內、男二人、女四人
同蒲原郡堀丹波守領分
百姓潰家三十七軒　半潰四十二軒　苗代所々淘込　死人女一人
同刈羽郡蒲原郡堀飛驒守領分
米藏潰一ケ所　百姓潰家十九軒　寺二ケ所　百姓家半潰三十五軒　死人男一人
同新發溝口出雲守領分
百姓家潰半潰共百三軒　潰土藏十三　畑方幅四尺程長さ十町程地割
同頸城郡刈羽郡牧野駿河守領分
高野陣屋半潰　高正面陣屋半潰　潰家半潰とも七百八十七軒　寺庵潰半潰十一ケ寺潰藏三十二ケ所潰
鹽釜家十四軒　死人十六人　怪我人十九人　痛馬死馬十疋

川缺山崩苗代震崩往還橋用水入樋掛樋等大破

信濃松代眞田伊豆守領分、翌二十六日

城下町家潰三軒　百姓家潰半潰とも七十二軒　潰寺三ケ寺　山抜十四ケ所　死人男八人、女四人

怪我人四十二人、内男二十三人女十九人　斃馬二疋

越後長岡領牧野駿河守領分

潰家半潰共七百三十五軒　田畑四百六十町歩餘、地面割泥砂涌出　麥作苗代震崩用水井路所々にて三百間餘　川前堤所にて、六千間餘　橋門抱井堰道十三ケ所　山崩千百ケ所　死人女二人

以上　　地震終

○朝鮮聘使營中御饗應一式

寛延元辰年五月朝鮮信使登營の式大略

尾張中納言殿水戸宰相殿、紀伊宰相殿始御家門の面々國々萬石以上同嫡子、布衣以上總出仕、諸大夫以上衣冠帯劍、

朝詳人登城の節、宿所東本願寺より大手小馬先迄、宗對馬守、御馳走人戸澤上總介伊東修理太夫人數行列にて相從、下馬先にて上官以下下馬、旗鉾の下官以下此所に止る、上々官は下乘橋にて下駕、三使は中御門石垣際にて下輿、夫より御玄關前御門迄莚敷、御門内は薄縁敷之、對馬守御馳走方兩人大目付兩長老、御門の内出迎、各一揖、御玄關式臺迄、御奏者大目付兩人出迎、各一揖則案内す、殿上之間、御下段御襖之際北向に着坐、上々官は、同所西の御張付際に着座、對馬守は三使の向南向に罷在、上判事以下御次の間、次官小童は同所の御緣頰、對馬守家來同御緣頰に有之、中官は御玄關前庭上に居、下官は下馬に控、書簡筥轎に載之舁入、中の御門内にて、上々官右箱を請取、三使の先に立、營中に入、殿上間御床上に置、國王より進獻物は、前日營中へ上置、當日西の方御緣に、順々に並置、御鷹守は御目付

目錄を以て請取、御禮過差上、御馬は御厩方諏訪部文右衛門假布衣、副舍人白純を着搴重御門の內へ牽入置、西頭に立置、三使御禮の節見合、御舞臺前御目通へ牽出、

大廣間出御、御裝束御直衣御帶劔、(御先立)右の節御白書院に於て、御三家御對顏、井伊掃部頭松平肥後守松平讃岐守御目見年寄共御取合申上る、

大廣間上段御着坐後御座御側衆已下、奧向の面々侍坐、其の餘の御側衆奧向の面々は御納戶構西に罷在、若年寄西張出に着座、御三家は西の方御中段疊緣に御着座、書簡請取、高家衆勤之、西方御緣に、寺社奉行伺公、御馳走人は松間假緣、南の方同所頰、國主幷嫡子御譜代四品以上の面々列居、同所後の方御襖取放屛風を以て圍み、雁の間四品以上高家衆列、三の間御譜代外樣大名御奏者番雁間詰菊の間緣頰詰御留主居年寄諸番頭芙蓉の間御役人諸太夫役幷に諸物頭三の間に居餘り、四の間へ掛群居す、其次四の間布衣御役人法印法眼の醫師大御番より出役百人各烏帽子素袍着勤番御書院番御小姓組兩番出人三組の積、各烏帽子素袍着、扨三使御禮の節に至り、宗對馬守寺社奉行大目付兩長老三使を倡ひ、松の間へ招す、三使に先立て書簡箱上々官持參、松の間御襖障子際に置、三使は御襖障子際より東へ五疊目西向に着坐、對馬守も同席南の方に罷在、上々官三人は通詞たる故、同所板緣に罷在、兩長老は殿上間より來て、御車寄に控、大廣間は御中段翠簾左右に、井伊掃部松平肥後守松平讃岐守幷閣老着坐、于時閣老の筆頭、上意を擧て御次へ罷立、三使可被出の旨、對馬へ達之、對馬守より上々官に達、上より三使へ達則書簡箱を松の間板緣敷居際へ差出、兩馬守請取、御下段より二疊目に差出、高家受取之、御前へ持出御上段下より一疊目に置、對馬守も御次へ退引、續高家衆三使を倡ひ、御下殿へ三使着坐、對馬守差添御下段上より五疊目にて拜禮相濟、尤不及披露、右濟て三使自分の御禮獻上物有之、三使松の間へ退、于時掃部頭雅樂頭を召、三使へ御盃可被下旨被仰出、兩人より對馬守へ達之、對馬守より上々官へ達、上々官三使へ傳之、三使御請申上、而して三使一同に出座、對馬守差添、御下段東方上より五疊目瞬々

に着座、御土器三高家御引渡御捨土器、三使へも引渡出中奥御小姓御酌御加へ高家勤之、但御酌の面々衣冠無佩劍、御前御加へ有之、御盃を對馬守指圖有て正使御中段へ罷出頂戴、土器を以て歸座す、別土器にて御加へ、副使へ下さる、次第右同、從事官右同斷畢て退座、引續き三使御下段中央へ罷出一同拜禮、上々官三人一同に罷出御下段敷居の內にて拜禮退、次に上判事製述官軍官冠官三度に板緣に罷出拜禮、次次官小童落緣にて拜禮、右何も上々官差添之、右進退差引は大目付御目付勤之、右畢て中官一同御舞臺の前庭上にて、拜禮、御徒目付組頭同御徒目付之を驅引す、但中よりは上々官の差引無之、右御禮畢て掃部頭雅樂頭を召、三使へ御饗應を可被下旨被仰出、兩人奉之松の間へ相越、演述の式如御盃の時、入御、入御以後御上段中段翠簾垂、御下段西の方戶を立、御簾垂、御座を構、御下段上より三疊目に西の方に御三家御着座、對馬守指圖にて、三使松の間を出て是に着座、御三卿二揖有て、三使は東の方に罷在、此節松の間に着座の國主以下、後ろの間、侍從四品面々高家各退座、三の間四の間に有之諸太夫布衣の面々醫師大番等は御饗應の內も其儘相詰、

三使御饗應七五三四目五目の膳出之、但膳具何も白木、給仕の面々衣冠無佩刀、盃吸物捨土器、初獻酌加尾張殿より始、次に正使、次水戶殿、次副使從事官、二獻目酌加水戶殿より始、次正使、次紀伊殿、次副使、次從事官、三獻目酌加紀伊殿より始、次正使、次水戶殿、次副使、從事官給納、御銚子膳部等引入、但度每に御吸物出る、御菓子御茶出、右御饗應の內、西の御緣頰の溜詰の面々、并老中列座對馬守は、東の御緣に有之、右畢て御三家は三使へ一揖有之、御勝手へ御入、三使は元の所へ歸座、

松の間衝立を建て御簾を垂れ、北の方御敷居際より二疊目上々官着座、御饗應七五三膳具、白木、御書院番所東の方屛風を以立切、御簾垂之、上判事製述官醫員、其次の間にて上々官の內、冠官御饗應七五三柳の間にて、上官の內軍官御饗應、右同斷、紅葉間にて、次官小童御饗應、(三汁菜)御玄間腰掛にて、中官どもへ饅頭被下之、下官櫻田外腰掛にて赤飯下さる、

右御饗應相濟、三使松の間御襖障子際西向に着座、對馬守同席西の方に罷在、上々官三人同所板緣に居、其時老中松の間御出座、東向に列座、上々官を以、御饗應の御禮申上る、上々官對馬守へ其趣を相達す、對馬守より之を老中被申傳、右相濟て此度萬端首尾克相濟珍重の旨、對馬守へ老中挨拶有之、畢て三使退出、寺社奉行大目付先立、對馬守戸澤上介伊東修理太夫三使同列、上々官相從、老中御書院番所前迄送一揖、對馬守寺社奉行大目付御玄關迄送る、上總介修理太夫豊前守兩長老、中御門迄送之、以上、

正使（名）通政太夫東曾參議智製教濕啓禧
　字純角號膽寓本南陽、四十六
副使（名）通訓太夫弘文館曲曾南泰耆
　洛叟號行裏本宜寧、五十
從事官（名）通訓太夫文館挾理曾命宋
　字疇卿號蘭谷本昌寧、四十九
　朝鮮より獻上

公方様へ
人參五十斤　大繻子十疋　大純子十疋　白苧布三十疋　生苧布三十疋　白紗細五十疋
黒麻布三十疋　虎皮十五枚　豹皮二十枚　魚皮百張　青赤皮百張　紛花康二十張
眞墨五十筒　各色筆五十柄　色紙三十卷　黄密百觔　淸密百觔　鷹子二十連
駿馬二疋　鞍具
　以上

大御所様へ
人參三十斤　白苧布十二疋　大純子十五疋　虎皮十五枚　豹皮十五枚　魚皮百張

靑黍十五張　色紙三十卷　各色筆五十柄　花硯五面　眞墨五十筒　鷹子十連
駿馬二疋　鞍具
大納言樣へ
右同
　朝鮮國王へ被遣物
公方樣より
屛風二十雙
　墨繪龍虎一雙、狩野祐清　淸水石山景一雙、同　武者繪（箕尾谷景淸錣引、那須與市扇的）一雙、
　同　墨繪波に兎、同榮川　鹽釜松島景、同　大和耕作、同玄仙　（時知らぬ歌の心、淺間嶽歌の心）
　二春水　住吉祭禮一、伯壽　柳に鶯其外諸鳥同、同　蘆牡丹桔梗二、梅辨　田に雁、同　茶摘圖、
　同祐甫　四孝花車同、探村　人丸赤人同、常川　墨繪猿猴同、同　奈良八景同、同　武者繪（村上
　彥四郎、赤松長山）同同
鞍二十口鞍具共　料紙箱五通　色羽二重百疋　亂茶宇二百端
大納言樣より
　大卓二飾　色羽二重百疋　紗綾地百疋
公方樣より
　（白銀五百枚　綿三百把）づゝ　三使　白銀五百枚宛　上々官三人へ
　同　三十枚宛　上判事三人へ　同　五百枚　上官次官
　同　三十枚　學士一人　同　千枚　中官下官小童
　同　百枚　馬藝者二人

大御所様より
（白銀二百枚　綿百把）づゝ　三使へ
同　三百枚　上官次官小童　同　百枚宛　上々官三人
納言様より
同　三百枚　中下官
右同斷
東本願寺旅館にて三使一日の口賄
米四升　鰡四本　鯛二枚　鮑四つ　鹽猪四百枚　鱸四本　鷄五羽　酒肴物好次第
上々官以下
鯛、鱸、鰡に不限魚類何にても
下官一人前
米一升　鰡一本　鷄一羽　鮑一つ　鹽猪二百匁
人數覺
三使　上々官三人　上判事、三人　製述官一人　上官三十三人　次官十一人　中官百四十二人　下官百七十三人
合三百六十八人　八十八人大阪に殘
右の外旅中於國々驛宿御馳走人御賄人姓名并御馳走舟鞍皆具且亦京都旅館本圀寺の式、書付類有之候得共、燒失故難知、
右櫻町院御葬送以下三箇條は、寛延中反故の內より、捜拾ふものなり、

○江戶御書付寫

一寬政元酉年十二月、松平越中侯諸向へ被相達候御書付、

大御番頭衆

大目付へ

一糀町平河町三丁目裏明地　一餌鳥屋敷前明地

一淺草本旅籠町二丁目明地　一牛込御門より小石川御門迄之間犬走之內

一市谷加賀屋敷火除明地之內　一四谷北伊賀町火除明地

右六ケ所明地之分以來諸向大的射込稽古場に相成候間、場所不込合樣、一統申合稽古可致候、

十二月

近年應對幷書面文通等、格別崇敬致候樣相成候、右體は其程々に隨ひ候儀に可有之候處、格別にては却て不敬にも至候、登城前逢に被罷越候人々始終平伏被致候樣相見え候、輕き御役たりとも、辭宜被致候外は、面體見え候程には、可有之義に候、幷左中等へ被申聞候、書面にも奉入御覽候、又は御渡被遊は奉畏候抔と申文言も有之候、掛御目候、又は入御覽候、御渡被成候、奉承知候、又は承知仕候抔と申程には可有之義に候、安否被尋候も、機嫌被尋候樣なる儀も、樣々有之候、たとひ御目見以下に候共、機嫌可被尋義は有之間敷候、難有など申儀も、上に拘らざる事には申間敷儀に候、同輩文通等も近來は餘り丁寧を盡し、却て敬禮に相違致候にも至、人情輕薄に流れ候儀に候間、此旨を被相含寄々可被申合候

但右之通に候ても、文言等緣に改候には不及、御用多中にて文言をも、其度々に改候はゞ、又々繁雜の基に付、是迄之通に出來候はゞ、其儘に可差出候、一體之所如此に心得速に相直被樣可被心懸候右之趣御役人之面々へ、口上にて可被申達候、

愚按、和國近世書禮のことは、前卷に記せる曾我家の當用書札を以て矩とす、然るに百有餘年以來、世人の情輕薄募りて書禮大に亂れ、尊卑の差別なく、一面に慇懃を事とす、たとへば等輩文言、昔は殿なりそれを止て樣とし、存候に奉を加へ、令を致に替て、通用にす、それだに過分なるに、七十年來余は幼年の頃より、段々其上を阿りかざりて、折々は致を仕に替へ、適古法を崩さぬ人は、横柄者之樣に見ゆる故、心ならずも一統に諂文を用ふ、又三四十年以來、此風俗益超過して、等輩といへ共主君へ呈書するごとく御機嫌能の恐悅の難有の獻上杯と、妄に追從す、斯ては上下の分ちなく、人間の禮節を喪ひ、諺に云慇懃尾籠と云る類ひにて、却て先の人をなぶり哢に似たり余今耄年を過ぬれば、知音の人殊更に慇懃を盡す故に、返報の書樣に、大に困れり、總じて浮世の應對皆爾なり、組を預らるゝ奉行衆なども、與力に對して、貴樣と申さるゝ由、此貴の字は、何れの字を書にや、可笑の甚きなり、斯る世風を改らんこそ、自ら輕薄不實を戒給ふ一助なるべしと、難有も感賞せり、頃日も田沼氏の事を、妄に書つらねし、玉手箱とやらん題せし物を借し本屋が持來れるを讀てみれば、むざとしたる物にて、一向取上らるゝ物にはあらねども、大旨は當らずとも遠からじ、讀も恐れ有れば、半にして本を返しぬ、くり言ながら斯く世に淺ましく成しは、三十餘年來、田沼氏の跋扈せるより斯くなれり、寬延の頃迄は、有德公世にまして、諸士の風も今よりは增なりき、土岐丹後守は名におふ人なりしが、京都所司代の頃、余が緣坐の者いさゝか所以有て、丹後守勝手へ立入を許され、丹後守對面の時、懇意の詞有り、彼者は、町奉行組の與力なる故、其身を謙下し、直答は憚り有と、傍にある用人へ向ひ、唯今御意の趣難有奉存と申述けるを、𫝊用人則其場にて、右の口上を申、改て唯今被

仰下趣、忝仕合奉存と披露せしとかや、今度の御書付にも、難有と申事は、上に拘り候事計りに可申出記られたり、今はなべて難有と云詞を用ゐ、猶其上に所司代は勿論、時の頭へも與力より御前と稱するものも間有よし、いかなる凡下成とも、君祿を食むもの、君の外なる人を、御前杯と云んは、却て其人を辱しむるに似たり、既に右御書付にも御目見以下たりともと有之上は、此後頭へ對し、是迄の格にては、御書付を破る道理なれば、連々も耳立する様に改る成べし、兎に角今の制風俗こそ、仰ぎても猶あきたらね、

戌二月閣老鳥居丹波守より被達候御書付寫

中奥後小姓大久保榮吉去る三日手合れ勤に罷出、歸宅の節、主人も無之、雇人體之者、二十人程途中に待合、惡口申掛、榮吉供之内を及打擲候に付、相手可召捕と存候處、不殘迯去、手合にも不及候旨に候、依之右狼藉者は、御吟味被仰付に、榮吉儀其先之儀に候へば、右體不法之狼藉者、雇人體に候上は、猶更切捨にも可申付處可召捕と致候より逃去候始末に至、不甲斐性之至、思召候間、榮吉義は御咎被仰付候、此旨一同以來之心得に申聞置候様にとの御沙汰候、

二月

○滑稽雜談

滑稽雜談は、四時堂其諺の纂る處なり、諺は元と東山双林寺林阿彌の亭主なり、風雅を弄て、漢和の俳諧に名有り、後に林阿彌を去て、○○○○○に寓す、此書や拾穗軒の山の井竹亭がをだまきにもとづきて、年中の公事故事鳥獸蟲魚草木の花實寺社の會式七十二候の外、あらゆる雜事并鄉語の陋迄も、和漢の國史、本草、神書、儒書、釋書、歌書、草紙類、和訓、律令、格式、悉く引書して年を累ねて成る、楷數細字にして、千六七百葉、册子十二册有り、余も往年是を模寫して珍藏せしが、洛史に云ふ、漸く一册燒殘れり諺が集る始を聞に、元朝四方拜より始て正月の袋を拵へ、山の井苧環の巡列に倣ひ、一箇海

に數書を考て之を正し、尙安定ならざる事は、其道の人に尋ね、傳說には諺が子姪の內に儲有て、釋書は渠が方に於ても考ぬとぞ、其袋を已が菴室の釘に掛置、一箇づゝ考成れば、書付之て袋に入、斯して一月の事終れば、次の、月を又其通りにす、後には門人朋友之を知て、面々說々を寄附する故に、夫を據にして、數書に引合せて、竟に其書成る、中にも未考の事も希に有之、最全篇歲時記の精密なるを、滑稽雜談と題せるは奈何、滑稽に不限、雜談に非ず、此題名不審なり、其後亞岱と云印刻者、又之に均く歲時を考て、書名は何とやらん忘し、余亞岱に問、此書や滑稽雜談を刪補せし物なり、岱曰否、滑稽雜談有事を聞て未所見なし、其書に倚は却て疑惑の事も有なん、故に唯年中行事を、一々探りて愚考する迄なり、可否は考成て後、二書を并見て、互の漏脫を補ひ、誤論を刪らんに不如と云、仍這書を借て見競しが、少異は有れども大旨は同じ、又近年輪御門主の御內鵜川姓の參訂せし書有り、名は年波草とやらん、是は梓に行ひて世に流行す（似雲杜多が家集に年波草と云あり同名異物なり）之を閱に、右二書の類なり、畢竟考る處皆一にして、衆愚の助に可なるものなり、

俳諧の行るゝ二百年に及ぶ、されど伊勢の守武、山崎宗鑑などは、確と式目を立ず、唯折にふれては、俳諧の發句を口號まれ、につけ合をするも、大旨連歌の式に傚て、究たる式も無りしを、長頭丸貞德に至て、此道を興し、九條玖山公の御命をうけて、一道の宗匠となり、あらたに式目を立て、俳諧御傘を著す、この道に遊ぶ人皆此規矩に寄る、また浪花の宗因は、是を用ぬとしてあらねど、自見を以て一派の法を立、大旨は同じ、されども、少しづゝの差有り、其謂は、御傘は、高野木食上人のあつめたる無言抄を憎みて、彼抄に云る事を非として不用、宗因派は事に寄て、無言抄にも隨ふ事有り、宗因が流の椎本才麿一派にて拵へし通俗志に、長頭丸を難じて、無言抄を破るも、一概の論なり、其中にて可は用ひ否を投ずるこそ正路なるに、なべてを捨る如きは、貞德の謬なりと云へり、此論も一理有り、坊主憎めば袈裟迄憎いといふ諺の如く、さしも人我なき長頭丸も、其人を惡みて、其事を不惡の道理を思ひたぐ

へられしにや、余素より貞德の流れを、汲とはいへども、是も又よきはよき、あしきはあしきとせんも宜ならずや、

○薩摩家中分限高

或人の覺書に、薩广家中分限帳有り、是は享保十九寅年、公儀より御尋有て、則書付上覽に入らるゝ由なり、愚按、是は好士のもうけたる妄說なるべし、其書付を見るに、大身には二十四萬あり、夫より大名分四十餘人其以下數千石の面々、幷末々に至、知行高合四百餘萬石、家中へ出たりと有り、是を公儀へ書出されん事は、究て在べからず、尤大隅薩广日向に琉球を合せなば、廣大の高成べけれども、是も前に記す差出し高の面々と同じく、公儀より拜領の地に非れば、表七十餘萬石にて、其餘の御改は無なり、然るを家中へ四百萬石出たりと、公儀へ表向にて書あげられんに、なじかは御不審なるべき、素より廣大の領分を、往古より領地せらるゝ事なれば、家中面々が配地も右に准じて、內證は過分なるべき條勿論なり、さりとて是を表向の分限には成べからず、二十四萬石と申も表向は二三萬石ならん歟、余寛保中有馬入湯して、彼地にて阿波の中老生駒丹後に會せり、其體誠に大名の如し、故に湯本の川崎權兵衛に樣子を尋れば、丹後身上千五百石なり、前太守の時は不首尾にて、領地替申付られ、代々の配地を去て他に移る、彼所は惡所にて、千五百石の高大分欠たり、然るを濱賢治歸國有て、太守になられける頃丹後事は由緖有る家柄なれば、元の領地に歸すべしとて、又割替有て、本領へ戾る、爰は千五百石の高にて、一萬餘石有り、夫故唯今は殊外豊饒なりと權兵衛咄なり、阿州は公儀より賜し國にて、格別廣かるべし、其覺えざるに、夫だに斯の如し、況薩摩に於てをや、仍薩摩分限帳は爰に除く、

○淨瑠璃狂言外題

芝居狂言幷淨瑠璃の外題に、異なる作字を書、假名をつけねば之を讀人なし、上古の戀水を淚と訓ぜし類ひにはあらで、無下にいやしき作字なり、さだめて譯こそあらめと、其道の者に尋るに、淨瑠璃又は

芝居は當る事を專とす、故に之を視して、宛字を書なりと答ぬ、實に左も有べき事なり、

○三好長慶連歌及傳說の誤謬

三好長慶は、不義無道の名のみ有て、風流の事を人云はず、尤公方光源院殿を弑し奉り、天下を襲んとする逆罪は論に不及、されども其代の風俗に、長慶のみならず、君父を害して、國を奪ふの族擧て算へ難し、戰國に人道を喪ふ事、日本に不限、中華五代の頃の風俗皆爾り、獨三好松永を憎む事には非るべし、長慶は敷島の道に心を寄せ、殊に連歌に長ぜし事は、諸書に顯然たり、居城に於て連歌興行有し時「薄にまじる芦の一むら」と云句に、連座付あぐみて、やゝ時移れる頃、河内の飛檄到着して、急を告る、長慶羽書を披き見て、くる〳〵と元の如く卷納めさらぬ體にて、「古沼の淺き方より野となりて」と付ぬれば、各感賞せり、而して長慶曰、河州に於て、舍弟實休打死の告有り、今日の連歌是迄なり、弔軍に今打立んと急に命じて出陣せりとかや。變を聞て不騷、連座付煩ひたる所を果して後に、變を披露し、聢も急迅に出馬の事、流石長慶とも云るゝ將の優美、是等は賞すべき事ぞかし、頃日何やらん怪談の雙紙を見るに、此付合の事を、宗祇に附言せり、宗祇旅行の時、何れの國某の村に妖屋敷有、「薄にまじる芦の一むら」と云句を怪敷もの出て之を吟じ、泣叫で不止と、所の人の語れるを、宗祇聞て、我其屋鋪に泊て、之を止させなんと、彼屋敷に泊りて、樣子を窺ふに、案の如く、丑三ッ頃幽靈出て、件の句を吟ず、其時宗祇「古沼の淺き方より野となりて」と一句を附しかば、幽靈感伏して消失せ、其後再不出と書たり、是浮說なり。長慶事正なり其外高師直杯も、太平記には無骨なる東夷の樣に書たれども非なり、師直は歌人なり、撰集にも讀歌を入られたり、傳說にはかゝる誤聞多く、宮根に曾我時致の文有といふも、曾我時致には非ず、北條時宗なり、

昨夜之隣火忽消貴寺安穩珍重候　時宗

との文言なり、古代の文言は短くて其事分明なり、當時は諂ひを專にして、入らぬ事を書つづくる故に

文言長く成なりと或人云り、此文北條時宗にては、諸人の賞翫薄き故に、曾我時致が筆蹟と云傳ふとぞ宗の字も違ひたり、北條時宗は鎌倉執政九代の內なり、文體も執政の人故、短きも理りぞかし、其代とても常の文言は斯短も有まじ、亦曾我時致と朝比奈が草摺引も、古代より申傳ふる咄なり、朝比奈義秀は、時致より遙に年若し、東鑑などを考ふるに、曾我報仇の頃は、朝比奈四五才の頃なるべし、夫を斯く申傳ふる事、今更の說に非ず、淸水寺に在る天正年中の繪馬に、此草摺引有り（淸水舞臺の下りぐち東の方にあり）然ば二百有餘年已前より云ふ咄なるべし、景淸箕尾谷が錣引も、何の事やら合點行ず、さばかりいかめしく後世に傳ふべき高名にも非ず、夫よりは間近き箕尾谷ならば討んには如じ、又南都大佛供養に、賴朝を衒ひしは、上總五郞兵衞忠光なるを、景淸と皆人覺ゆるも不審なり、主馬判官盛久と云者も、平家侍になし、是も狂言成べし（此類思ひ出なば限りなかるべし）

祇園會十四日の山に、あずいせうと云有り、一來法師が、筒井淨明が天窓の上を飛體なり、夫をあずいせうと云は、いかにと云に、一來法師飛ぶ時に、惡う候淨明房と云し事、源平盛衰記、平家物語などに見えたり、此惡う候を、山の名にして、惡うさう山と申傳へしを、あずいせうと申誤る由なり、黑主山も、今は西行櫻と云、是は謳曲西行櫻に、櫻の精老人に化して、出たりと云に、山のさま似たる故なるべし、

中華の乾隆帝は、茶道を好ませられ、殊に日本の茶の湯の風流を羨給ひ、宮中に日本樣の數寄屋を營れんと、工匠に命ぜらるれども、手馳ざる事なれば造り不得、故に和國の匠に造らせんに不如と、長崎へ指圖を以て誂來、依て長崎に於て之を切組み、唐船に積て送之、則宮中に之を建られ、日本の天明の末の頃、新室の茶の湯有り、茶器其外餝物會席の獻立迄書記せしもの到來す、之を閱に、器其外和物多し、駿河細工の物も見えたり、是は朝鮮の聘使獻上すと書付に有り、又會席の陶器に、淸水燒有り、其書付に享保より古しと有り、料理にも向ふづけに守口大根あり、其餘あれ是れ和物見えしかど、悉は忘れた

り、其書付は燒失する故、有增を記す、

行春もやゝ一日ふたひと惜まるゝ頃、蔽廬を音なふ人はたぞ、吾友五升庵主なり、などや此みそか餘りうとかりしは、例の鄙ありきにやと問へば、さにはあらず、いさゝかの事に礙られぬと、しば〳〵語らふ內に、袖よりあやしの海苔あるは海雲やうの物餘多取出し、余に與ふ、是を見ればえぞしらぬ火の國々のつと成けらし、雀躍して甘んじ、庵主の心ばせの篤きを謝す、是や徹書記の海苔の詠歌を思ひ出ばとにやと笑談、長き日の三竿なるをうらみて、後會をちぎり歸られぬ、

草根集に

其頃三寶院准后門跡さまへ、あまのりをこひ參らせしが、九國の海苔を給りて、今一つありたきとてふのりをそへ給て、かへりごとに、十色の海苔を十首の歌によみてまゐらすべきよし有しに、ふしながら御使をまたせてかきつけらる、

さとのり

北の海やねかひしあまの磯のりを今そよせくるさとのうら風

抑徹書記は幼にして今川貞世入道了俊に陪し、後洛東東福寺栗棘の庵主なり、貝原篤信の筑前風土記に書る、正徹潟の事も、此徹の因なり、和歌は冷泉爲秀卿に學びて、或時、「くらべこし見ぬもろこしの鳥も居ず桐の葉わくる秋の三ケ月」となん詠るを、叡聞有て天機をだやかならず、勅勘有て山科に蟄す、其後七月十五日山科松月庵にて、「中々になきたまならばふる鄕へ歸らん物をけふの夕暮」此歌雲井に聞えて、勅免有とかや、其後都の東今熊に住て、類火に遇ひ、家集をうしなひぬるに、はたそれより後のよみ歌をあつめて、草根集と云、此集の序は一條禪閤歟、二條良基公歟の書せ給ふ、水戶西山公の扶桑拾葉集にも、此事見えたり、草根と題せるは野火燒とも不盡、春風吹て又生の古詩の心なるべし、近世吾妻に住ける、通阿といへる遁世者、江都明曆の大火に遇て漂泊せしを、諸家より惠まれし時、「ことの

葉の根さへ盡ずば春の野の燒るおもひは〇〇〇〇〇〇〇」も草根集の心ならめ

〇豐後岡の大火

京師火災の後、國々にも火勢猛熾に、動もすれば火難の沙汰有、豐後國岡（中川氏城地）寛政元酉年六月大火にて、城下不殘燒古町と云一町許殘る、漸假宅どもしつらひ居けるに、同臘月に又又出火して、右の假宅一軒も不殘燒失、城中へも燒入、御朱印藏燒る、兩度の火災に城下の者共飢渇に及び、道路に吟ひ、或は親并幼子を救んとして、却て其身を沒し、其外死人怪我人若干、多く目も當られぬさまなるに、當領主日頃國政私なく正敷故、變後卽時に米穀、味、醬、追々に爲救之を出され、銀二百貫目配分有り、相續て德行を以て、士民を慈れたる故、各泣拜して領主を仰ぐの外無他、殊に二度目の大火は、烈風樹木を折て、同國臼杵邊迄も帳面の燒切を吹飛しける由、臼杵は其間行程十八里の所なり、右御朱印藏に火掛る節、家臣の輩、粉骨を盡し防ぐといへども叶ひ難し、大切の御朱印を取出し不得、各十方を失ひ居る處に、家老の下人火中へ飛入、御朱印の筐投出し、其身は火中にて死す、卑賤といへども、斯る肝要の忠を遂る、其名前は不聞殘念なり、追て可尋、兎に角に變に不臨ば、人の本心知れざる事今古珍しからず、

因に記、寛文五年大阪天守雷火の節、天守の內大切の物（其品失念）有之、是を出さん事を欲すれども、誰かは猛火へ飛入者無く、各十方に暮たる處に、大御番の何某名乘出て、我一命を捧て之を取出さんと、高らかに喚つて、焔の中を分登る、各あはやと見る處に、はや御天守燒崩て、埋へ壞倒る、鎭火の後、埋中を改るに、彼何某が骸燒爛て夫とも見えず、去れども件の箱は水底に落て無恙を搜得たりとなん、彼士火煙の中に在て、寶器許を水中へ投たるならんと皆人嘆惜せり、嗚呼彼士の烈死、馬前の討死には遙に優りて、古今獨步の忠勇なるべし、則江府へ御城代より其申を言上有り、其子へ千石の御增地を以て、家督相續被仰付と云、其姓名不知、可追考、一說には御番衆には非ず、御城代

の家臣なりとも云ふ、可追校、

本書下げ札に云、本文にある大御番は中川帶刀と云人にて七百五十石番士なり、其節本文の通御天守雷火にて燒失の砌、在番の同心無名不分丈强力の物と等しく、火中をおかし御天守上の御櫓に在之、御馬印を取出しけれ共、猛火さかんなるゆゑ御堀の中へ投落し、其身も兩人とも焚死に及ぬ、なかんづく同心の働拔群なる故に三百石三人扶持にて、小普しんに有よし、帶刀は千石御加增都合千七百三十石にて其裔今に御旗本にある由、或人物語なり、文化二丑年正月平茂虎記す、

○田安公十二才の歌

寛政元年田安公十二歲の御歌

雪のふりけるあした人々に歌よませけるつゐで

諸人の寒けささぞと白雪のふりつむ今朝の庭をみるにも

萬代もかはらぬ庭の雪なれや松の風さへ枝をならさす

田安御守殿は、右衞門督宗武卿御逝去の後は、年久敷御相續の御沙汰なく、去れども御守殿御附の面々は、宗武卿御在世の格に、夫々の役人を立置れしが、去る未年一ッ橋御守殿より、慶之丞殿（當將軍家齊公の御實弟）被爲入、當時一ツ橋、淸水御殿の御兩卿と並立せ給ふ、右の御詠御幼年の御歌ともおもほへず、宗武卿は和漢の才に富まし〳〵、御秀歌なども有しかども忘れ侍る、流石其御跡を稟嗣せ給ふ君なれば、いみじき御心ばせ、天曆帝の夜のおとゞに御衣を脫せられし叡慮に等く、後の御歌は、やすらかに松を祝し給ふ末賴母しき君と、衆人感じ奉ぬ、

○江戸甘露降

同冬江都所々へ甘露降る、御城西丸へは殊に多降る、竹葉樹木光渡る、味は蜜の如しと云り、列相松平和泉侯、賀章を撰て獻らる、

奉賀甘露文

聞之夫甘露也者、王者德至於天、和氣應則降、所謂獸兆也、高辛氏貯之于瑪瑙甕、至堯時猶存、謂之寶露云、惟時寛政元年十有一月、甘露降于城下前殿及東叡山陵樹、其餘處々亦降焉、方今四海偃仁風、萬民浴德澤、家々守其職、戸々勉其業、千里聽歎聲、比屋皆抃舞、天之應之不惟影響也、蓋有王者不受瑞者、是所以示謙也、況政治之事、依瑞懈怠、則漸々乎將流奢靡乎、又有受之而不驕者、是以瑞爲戒者也亦與被不受者同歸一、是皆敬天之事也矣、夫天將言愈勉哉、而示之以瑞、將言愈愼哉而降之以災、嗚呼天之高遠、不急賞、速罰見其未萠而使入曉之也、然則依其瑞以勉其德乎、滿甕之寶露可致矣、豈金莖高二十丈、以仙人掌强求之者之比乎、今親遇和氣應政治平、臣乘完頓首稽首敢恭奉賀、

○綸言令

今公武の聖德合一にして、朝廷に於ても、寛政二年戌三月二十四日、綸言の趣を群臣へ令し給ふ、御書付の寫、

綸言

一近年群臣庶民困窮、且關東此節繁務、因之以厚憐愍御沙汰三箇年之間萬端省略之儀被仰出候事、

一堂上地下寺分限萬端可爲質素候事、

一公事拜賀元服之餘出仕之節、衣裳以下隨所持不可美麗事、

一御所々々可進獻之品物可存省減事、

隆なる哉仁風海内に隈なく吹渡りて、僅の孝子微しき質朴の聞え有ものも、それ〴〵に褒賞し給、況陰悪に於てをや、日を不待して罰せられん事、掌を指が如し、勸善懲悪の斯許り速なる、此御惠を辨へざらんは、豈人倫たらんや、只三たび省るの聖語を寸陰も忘るまじ穴賢、

内藤重三郎

小堀縫殿

〇孝子褒美

禁裏御料城州相樂郡平尾村
庄屋　半兵衛

右之者老母へ孝心且萬事質素にて、村内困窮孤獨の者を憐、施等いたし、種々奇特之取計いたし候に付、其身一代刀被免、幷子孫迄苗字名乘可申候

同村百姓
傳藏

右之者萬事質素にて施等いたし、老母幷兄半兵衛へも能仕へ孝心之旨奇特之段褒め置可申候、

右之趣可申渡旨老中衆より申來候、

三月

右所司代太田備中守より被達候なり、

同年四月大阪天滿一丁目播广屋源兵衛孝心、達御聞、從江戸御褒美被下置候に付、町中御觸寫、

天滿一丁目
播广屋源兵衛　三十一才　妹　むめ　二十九才
弟　大吉　二十六才　妹　とめ　二十四才
同　かね　二十才

右之者儀家内睦敷母に孝行いたし、商賣精出し候段、御聞に付及吟味候處、源兵衛儀十五歳の節より相續いたし、兄弟共申合、母かつを養ひ、同人儀九月以來中風の病症相煩候處、深切に着病介抱いたし、佛參其外醫師湯屋等へ參度旨相好候砌は、兼て求置候駕籠に乘せ、兄弟舁參り、又は母の心に應じ脊負手を引等いたし連行、源兵衛母病中看病の障にも可成哉と妻をも呼迎へず、妹共儀も年頃には相成候得共、母看病差支を厭ひ緣付をも致さず、兄弟とも申合せ介抱いたし、睦敷相暮し、綿種挽亮

商賣手荒なる渡世に候處、兄弟男女共申合、倶に相稼ぎ致出精候段旁以一同奇特成儀に付、此度江戶表の依御下知、爲御褒美源兵衞に銀二十枚、弟妹共都合五人へ銀十枚づゝ被下候、右は以後一同勵の爲、且町家之者共勸善の敎諭にも可相成候間、町中へ可申聞置事、

右寫大阪より到來、

自是先大阪南問屋町灯心屋母死して、孤獨の十二歲になる孝女有り、是も上より御金を下され、之を聞傳へて三鄕の者共我もくと銀米を施し、專ら此評判有て、朝夕の煙を立兼る貧敷身も、俄に金銀米錢山の如く、仕形もなき故に、町分へ是を預り、小女が世話致遣由、偏に天の御惠なるべし、委敷事を不聞、追て可書加、

○宮女の評

或曰、代々の和歌集はた古き草紙を見るに、いにしへの宮女は、あるは其殿下に思はれ、何の卿に契なんど、大よそ女房の歌といふものは、戀歌多く、しかもこと書に其事をあらはに書つらね、世を忍ぶさまも見えず、名におふ歌よみも誰は何がしの妻、かれはそれのおもひ者と、人に知れつゝも、猶し幾小夜衣かさねぬらんと思ひやらるゝ婬婦のみなり、上れる代の事を腐儒どもの杜選して、神武帝の御裔は仲哀帝に盡たり抔と譫言するは、應神帝の降誕の月延させ給ふ故に、神功皇后武內臣に密通有て、應神天皇は武內の子なりとの謂にや、吾邦に生れてかゝる事を云出せる奴原は、國賊朝敵よりも重科の者なれば、牛裂にして肉を醢にする共、猶足れりと云べからず、夫はともあれかくもあれ、夫より後は孝謙帝は正しく押勝道鏡を愛せられ、宇佐の奉幣などを聞につけても、御裳濯川の絕せぬ御流れに、若やは月よどみなども有さうに思はれ、水銀の山颪も翠簾に吹れしためしも聞ず、天津ひつぎの紛はしきも、千とせの後は知らぬが佛の浮世なりけり、花山の帝を良峰の宗貞がけさうし奉る、宮中のしどけなさ、あるは先皇の后妃を奪ひ、又は同胞の御契など云ならぶれば、盡しなき事、しひて之を辨ぜば、我も牛裂の

仲ヶ間に入なましと閣筆、かく許たはれたる大内の御風俗の、いつの代よりとあらたまりけん、今の誰の妻など〻云ものを召る〻事もなく、只公卿の息女達のいはけなき頃より、雲井に仕へみさほの正しき末の世といへ共、ふるきに優りて見ゆるは、今のひじりの御代の事なめりといふ（神功皇后の御事は竹醉子が犬打杖に辨あり）愚もかねてより、此等の事のいぶかしさに、源氏よむ人に尋し事有り、それが曰、古しへの宮女は、今の遊女の如く、さればこそ古物語の麗きも、色にそみ香にめでし故なり、夫より世くだり、亂れての後は、いつしか其みやびも失せ、雲井は荒果て、やゝ天津ひつぎを僅にうけつがせ給ふのみにて、即位御葬送の料だに、遠き國主のもとよりいとなみあげられ、淺ましき世のさまなりしを、豊臣の關白の頃より、すへらぎのいまし所も故を溫ねていとなまれ、今徳川のたゝんいさをしをもて、むかしに增れる大宮となれり、かく移り行まゝに、宮中も樣かはりぬれど、猶もみだりがはしき事のおほかる中に、東福門院御入内有しより、大宮の御作法あらたまりて、男女別有て、正しき御風俗と成しは、やゝ百有餘年以後の事と答へぬ、實にも柳營の正しき矩をあめつちと共に、雲井へ獻じ給ふなりし、

○慶長五年九月最上陣實記

最上家は淸和源氏足利の氏族、三管領の内斯波の庶流なり、足利尾張守高經の甥、修理太夫兼賴、延文元年將軍家より、今の領地を賜、夫より百有餘年子孫代々相續し、羽州山形の城主七十餘萬石の太守なり、奥羽の間に於て、伊達上杉最上佐竹と峙立る藩屛たり、庚子亂に上杉は最一の御敵、佐竹は運を兩端に議る、伊達政宗、最上義光は、無二の御味方なれば、結城秀康卿と共に上杉佐竹を押ゆ、扨關ヶ原御勝利後、上杉佐竹降參す、兩家共格別の家柄故惜ませ給ひ、上杉に奥州會津百餘萬石を減ぜられ、羽州米澤にて三十萬石を賜(寛文中嗣絶んとす急嗣を以家を被立、半知十五萬石にて家督相續)佐竹は常州水戸八十萬石を被減、羽州秋田二十萬石を賜ひ、兩家共恩免なり、伊達、最上は素より御味方として戰功莫大なれば、褒賞有て時めかれしが、義光死去後、駿河守家親、源十郎義俊打續早世有り、竟に其家斷絶し、今僅に其庶流最上岩之丞、江州蒲生郡大森に於て、采地五千石を領し、交代寄合衆に被列、委は武家盛衰記に見えたり、抑慶長五年九月、最上陣と云は、會津御征伐の爲、家康公御父子、小山宇都宮迄御着陣、御先鋒榊原式部大輔康政、既に下野國太田原迄押來る、依之上杉景勝、白川口に於て十死一生の軍に極て、一番合戰は安田上總、二番は島津下々齋と定、人數四萬にて白川城を一の木戸とし景勝は南山口背炙を後に當て、長沼に馬を立て、家康公を待掛候處に、上方蜂起に付、小山宇都宮より家康公は引返し給ひ、美濃口へ向せ給ふに仍り、景勝も會津へ馬を入る、然に九月上旬、直江山城守兼續申けるは、上方義兵日を追て蜂起し、美濃尾張迄出張す、仍内府疑心有て、箱根を越給はず、江戸へ

引籠給ふ、今此透間に、最上義光を討て、出羽國を取り、根を堅くせんと云、景勝思惟して曰、今敵を四面に請け、防戰の覺悟最中の時なり、白川口は云に不及、越後口津川口より、堀久太郎前田肥前守攻入べき沙汰も有り、若最上へ取蒐ると聞かば、秀治、利勝、津川口より攻ん事必定なりとて、許容の氣色無りしを直江遮て申けるは、白川口は安田島津等持固候へば、氣遣ひなし、津川口は大切所に候へば鐵炮二三百挺二三備程被遣なば、秀治利勝を防ん事易く候、若最上へ打入し跡にて、津川口難儀に及びなば、山形城には附城を致し、人數を殘し、早々最上を引取申べし、兎角最上へ取掛べしと申に仍り、景勝も許容せられ最上へ發向す、一番備春日右衛門四千八百、二陣は芋川修理三千餘、三陣は上泉主水三千五百餘、四陣村上出雲守國清（義清の子）田村宮內大關播磨六千、五番は直江山城守兼續一萬五千杉原常陸介親憲軍奉行なり、九月九日會津を立、十一日直江居城米澤に着、最上には聞之て、上の山より幡屋の城迄二十四ケ所に出城を構ふ、直江は此出城に不構、直に山形へ押詰、義光の居城を取んと、山形さして人數を押處に、幡屋の城に春日右衛門が友有て、春日方へ內通して、彼城の裏切せんと申送る、春日則直江に告之、直江聞て大に悅び、さ有らば先幡屋を攻取んと、山形へ進む人數を引返し幡屋方へ押向ふ、其道切所にして、淀も幡屋谷堺長谷堂とて四の城有之、軍奉行杉原常陸之を難じて、幡屋に內通あらば、春日備へ許を被向、總軍は山形へ取詰然るべし、倩想に敵の計策にて、味方を嶮岨へ呼び引入れ、幡屋を攻させ、其隙に山形の要害を構へんとの術歟共存すれば、只山形へ早々、押蒐るに如じと申せ共、直江は日頃杉原と中惡ければ、此異見を不用、九月十三日に總軍三萬餘にて春日右衛門先陣して、一擧に幡屋城を攻圍る、城將江口五兵衛を、直江の家人志賀五郎右衛門討取、其外江口小吉、同忠作、飯田播磨、加藤源右衛門、岩瀨和泉守、草苅善助、林縫殿介、眞島左衛門、新開大右衛門、小野田與八郎、幡屋藤太郎、日野八郎、幡屋淸右衛門、堀越藏人を始め、屈强の兵三百餘打取、幡屋城を乘取、直江下知して同日酉刻迄に、所々の小城二十一ケ所を攻取、三千餘人の首を取、其勢ひ大水の押す

が如く、直に山形へ取蒐んと云、大關播磨、春日右衛門、松本杢助、溝口左馬助、杉原常陸尤可然と申處に、上泉主水水憲元申は、山形城西南ふけにて、長ケ立不申、東北は要害よく、石垣丈夫にして、柵七重にふり、矢倉二十餘ケ所上置甚堅固の城なり、最上家代々百有餘年、爰を領して、家士の剛兵、其數を不知、中々力攻めに成難く候はん、幡屋を始め、其日に二十一城を攻取ぬれば、敵方にて鬼神の思ひをなし候べし、斯計り味方の猛威ふるひて、敵の鋭氣を折き、人數を纒ひ、徐々として歸陣せば、天晴見事成べしと申す、直江聞之心得ぬ有樣なれば、上泉重て申は、最上家の鉾先を、如斯折き候上は、會津の弓矢を恐可申、さ有らんには、後の事心易し、兎角上方の御手立こそ、肝要なるべく候と諫む、直江大に氣色を損じ、政宗義光を後に置て、上方の手段存も不寄、今度此表發向せしは、敵を脅さんの爲には非ず、山形をとらんが爲なり、山形要害の事は、今更事新敷不申とても、皆人の知處なり、若山形を攻拔得ずんば、長谷堂の城は是非攻取べし、御邊は上州深谷に於て、剛兵と聞及べり淺黃シナイにて、二本木の先陣被渡しより、貴殿の弓矢を憚り、關東にて淺黃シナイを指するもの無之と承る、然に只今の被申樣は、日頃聞及たる勇士の言共不覺と主水を辱む、主水無念に思ふ氣色顯れけるが、此直江が言に仍り、討死を期せりと云り、

評曰、古今さしもの者に士風を過つ者多し、上泉主水己を辱しめられしを口惜く思ひ、死を究たる事謂無し、直江が驍勇なるも强ち可とも究めがたし、又主水が諫も一理有れば非なりとも後れたる共云べからず、然ば主水が別道に障事なく、曾て恥に非ず、何を以て命を殞せりや、此死忠に非ず、義に非ず、無詮打死なるべし、

同月十五日、直江は進て菅澤山に陣取、長谷堂の城迄、十九町なり、上泉主水は鬼越山に陣取、春日右衛門は小山崎に陣取、長谷堂の城を攻取んとす、最上義光自ら二萬餘の人數にて、山形より打出、長谷堂の城、尾崎稻荷山に陣取、直江と對陣なり、此長谷堂の城は、山形より二里上山へ一里半、上山は山

たりといへ共、此度最上に心を合せ屋地の城に楯籠るに仍り、直江より下次右衛門に五百騎を差添遣し、初より景勝旗下庄内の由利八郎は、形より三里南、山形と天堂は、其間三里にして、天堂は北方なり、庄内より廻て屋地の城を攻取、山形の西方千村堺村に陣を張る、扨長谷堂の城には志村伊豆守小勢たるにより、加勢として、酒莚越前、氏鄉九兵衛、富南相模、東根常陸八千にて馳加り、直江と合戰す、去れども未箭軍計にて守合けるに、城中志村が兵大風右衛門、横尾勘解由二百餘にて切て出で、上泉主水陣へ掛る、上泉三千餘引裹て一人も不洩と攻戰、横尾大風切抜て城へ引入、城方の兵十四騎、歩兵二十四人討取、上泉が手にも討死十三騎、歩卒三十餘人死す、志村は兼て山形の加勢四人と申合、此城要害よければ、直江何と攻る共輙く落べからず、但し切て出なば、味方負べし、相構て柵より外へ出べからずと定し處に、如斯なりしかば大風横尾が法令を破りしを咎けるとかや、當要始には景勝が大軍可至様子を聞て、義光は嫡子家親を呼び、汝は岩手驛に行き、伊達政宗に加勢を可乞、政宗は我妻の甥なれども、多年中絕して弓矢と成る、然ども今に至ては、德川殿の手前有れば、政宗定て加勢すべしとて、子息を奥州へ遣されしに、政宗之に對面し、仔細を聞て、一議にも不及領掌し、則伊達上野介、津田豊前守保土原江南、大條薩摩守大將として、鐵炮頭與倉紀伊守、大嶺式部丞、鹿保大藏丞、遠藤但馬守、石川彌兵衛、是に加はる、軍奉行は武山出雲守、成田左馬進、使番は靑木掃部、新館豊前守、靑木勘四郎佐々布淡路守、小野雅樂介、堀彌角、小野彌左衛門、都合六千餘、奥州を立て、最上領長谷堂の城に着推續いて政宗も發向し、文田村に陣取て控たり、直江は是を聞て、事ともせず、城兵大風横尾を打洩せしを無念に思ひ、春日右衛門、松本杢助を遣し、長谷堂城を取詰柵を破り、木戸口に附、直江は高き處に陣取、石火矢を放し掛るに、城中一抱餘の大木を打折、矢倉一つ打崩す、其音千雷の落るが如し、城中騷立を見て、春日松本勝に乘り、門の扉を打破んとするを、城より志村伊豆守、酒莚越前守、三百餘にて突出し、二時計防戰の內、上杉の物主松本杢助、自身手を碎き相働き其場を不去討死す、仍上杉衆

少し色めく處に、直江は上泉主水と一手に成り入替り攻蒐り、十五日夜中攻戰ひ、翌十六日早天に至る雙方手負死人員を不知、直江下知して、村上國清、色部長門守、高梨對馬、三千餘を城の後の山へ上せ城中を見下し、鐵炮を打掛さす、城より酒莚越前守、東根常陸、新開備前二千餘木戸を開て討て出、上杉衆村上色部高梨山より下立切て懸り、高濱彈正、宇佐美民部、石口采女、鎗を合す、城方敗して引取處を、上杉勢引續て押詰、城方の物主、新開備前守を打取、其外百九十餘人討取、勝鬨を上て引返す、昨日は上杉方松本杢助を討れ、今日は城方新開備前を討て、松本が仇を報ぜりと悅ぶ、直江は諸軍を分配して最上領在々所々を堅横に燒働、方々の迫合に、上杉方不勝と云事なく、義光政宗を蔑如せり、然共長谷野は、嶮岨にして攻るに不易、城下に淵川の流れ有て、難進を、同十七日景勝より直江合力として、中山式部丞興規四千餘にて上山城へ働入、上山城最上の家老里見民部守之、直江は中山が働を聞、穂村造酒允、篠野井彌七郎、三百騎を遣して、式部が勢に馳加り、既に中山に推蒐る、中の山と上の山の間に、茂み深き谷有り、川口と名付、上の山城より草苅志摩守七百餘を卒し、伏兵として待蒐たり、中山民部と穂村篠野井と二手に成て、中山働く時は、穂村篠野井は堅く、備へ、穂村篠野井はたらく時は、中山備を立て守行、其軍法の正しきを、最上衆も感心せり、然る處へ直江人數も續來、上山城へ攻蒐る、城主里見越後其子民部七百餘にて、城より出て防戰す、義光よりも、坂上紀伊守三千餘を遣し、里見に力を合せ、上杉方穂村造酒允先鋒して切て廻れば、最上方陣を立兼たり、然に晝八ツ過に至り、最上備に紅のフケリの旗を立る、上杉方之を怪む處に、彼旌を振と等く、谷際より伏兵七百四ケ所に起て打て懸る、上杉勢之に騷て亂立、伏兵の物主草苅志摩眞黑に成て進み蒐る、上杉方馬よりひた／＼と下立、鎗衾を作り之に向ふ、伏兵は皆步立にて、險難を不云、走り渡て射立ければ上杉方裏崩して岸より谷へ落敗軍す、最上方勝に乘り追掛る、日も暮方に成行に、上杉方守返し備へを立直、手柄を立、持鎗を伏せて、膝に置き、芝居に下り敷、備を立る、其陣勢甚嚴重なるを見て、最上勢も追止り、互に睨

合處に、上杉方高濱彈正、鐵炮の手垂なれば込替々々打立る、最上方打るゝ者多き中に、城將里見越後が馬を打倒し、越後も七八間有る谷へ刎落され、皆々痛みけるに、上山城より早々物別れ致し、人數を可引揚旨、使敷なみなれば、城兵引取體を見て、直江が軍兵追打んとする故、城兵も迂濶に引兼る處を城方坂野彌兵衛、唯一騎兩陣の間へ乘込、味方を引揚る、上杉方穗村造酒允麾を取て、敵の除口討んと下知すれ共、今朝より戰勞れて兵進まず、造酒允怒て十文字の鎗引提、自身乘出す、坂野彌兵衛は殿して、造酒允と馬上にて鎗組、少時戰しが、造酒允馬より落ければ、坂野は馬より飛下り、造酒と組て竟に其首を取る最上方之を見て、同音に勝鬨を揚て突蒐ば、穗村一備敗軍し谷へ落川へ流る者數を不知、上杉方敗軍すと見るより、笹野井彌七手勢を備て、咄と蒐るを見て最上勢も追しらみける、其跡には中山式部、人數三段に立、堅固に備る故に、彌追止り次第に繰引にする處を、穗村が敗兵、大將の仇を報ぜんと備を立直し、喚ひて蒐るに仍り、最上方崩引、笹野井横鎗を入て突崩す、城方辛うじて城へ逃入造酒允が者共付入んとするを、山形よりの加勢中山よと勵ませぬれ共、上泉一備如何存候や進兼候、是に仍、宇佐美民部蓼沼日向守、石坂與五郎、前田慶次郎、二十騎計乘立て上泉に加はりぬ、上泉大高は陣所にて馬より飛下り、鎗を取て突合ければ、敵味方居付たる者共、一度に立上る、上泉麾を振、早々引取候へと申處へ、城中より富南相模、氏郷左近、三百計門を開きて先鋒へ加はる、是を見て政宗よりの加勢、伊達上野介、津田豊前、大條薩摩、石川彌兵衛等、三百餘横合に蒐る、上杉衆敵を兩方に受しかば、上泉主水陣頭に在て又合戰始る、互に死を不顧交戰、矢石雨の如く、鎗合太刀打火を散す、景勝が兵死を致す者數百人、伊達の加勢伊達上野石川津田等士卒を勵し血戰す、上泉を始、宇佐美蓼沼前田石坂保江等、是に會して、伊達の兵三十餘人討取、伊達勢色めく處を、石川彌兵衛鎗を横たへ崩るゝ人數をたゝき返し、又突蒐る、前田慶次宇佐美兵左衛門（民部子十六歳）保江大學等立こたへ、挑戰數刻に及び、雙方の手負死人夥し、上泉主水は、先日直江が惡口を憤り、先鋒に張出し、其志討死せんと思ふに

在り、互に喰合て分れず、直江怒て軍奉行杉原常陸を使にて、上泉方へ遣はし、日既に及暮、早々引上られ候へと申遣、上泉心得候とて、杉原を戻し、唯一騎大敵の中へ驅入、景勝が侍上泉主水と云者ぞ、我と思はん士立會て、我首を取れと名乘掛け、猛威を振ひ、數十人切伏せ、或士と引組て、馬より落、其敵を刺殺す處を、最上方金原加兵衛（十八歲）下合て、遂に上泉が首を取（此子孫京二條御門番組與力則金原嘉兵衛と云、隱居して仙藏と云、手蹟を善して其名高し）上泉は關東に隱れ無き勇士なれば、敵も味方も之を惜めり、主水生年四十八歲（イに三十四歲）とかや、上杉方大に亂る、大高七右衞門重隆之を見て、我は上泉組下なり、黄泉迄も同道せんと乘込て討死す、直江が軍是より崩て總敗軍に成、義光政宗の兩勢、勝に乘て追蒐る、蓼沼宇佐美父子俣江數度返し合すと雖、勝に乘たる大敵なれば、難叶見ゆる處に、芋川縫殿介、村上國清四千の人數にて、道筋に備を立靜り返て控居るを見て、最上伊達の軍勢も、迂濶に不蒐、追捨て引色なるを、上杉方色立て大返しに守返しければ、伊達最上の兩勢、足を延せし上へなれば、どつと崩れて城へ引入故、上杉方も之を面目にして相引にす、石坂蓼沼前田宇佐美父子、鎗は突曲り、刄はさゝらの如くなるを打かたげ、馬も人も朱に染て、上泉が備の前を乘過ると て、大音に申けるは、上泉の組衆大將を棄殺し、以來男は成間敷ぞ、人多き中に大高七右衞門、獨のみ義理の侍よと訇て打過るに、高濱彈正を始め、上泉組衆一言の返答も無りしとぞ、今日最上方屈强の兵二百九十餘、政宗方百十餘人、上杉方上泉主水を始、四百二十四人打死して軍は牛角なり、夜に入り杉原常陸二百餘人を引れ、城下の大池に忍行、先伏兵有歟と谷際を刈ければ、果して伏兵有之を、二十餘人打取、池堤の張番八人切伏せ、堤を切落しければ、水は一夜に落て、河原となる、常陸は本陳へ歸りつぶやきけるは、上泉主水一手の物主として自分の備を離れ、一人乘出して打死する事、直江にいかなる恨有とても、不覺の至なり、備を立て懸りなんに、今日の負は有まじ、一己の血氣に任せ、其身も亡び、味方の弱りを仕出す事、勇士の本意に非ずと悔ける、常陸若き時は、大閤彌七とて、謙信の傍に奉

公し、弓矢に仕馴たる者なり、右主水が批判も實にもとぞ覺ゆ、翌廿五日は直江人數出し急に長谷堂の城へ攻蒐り、總柵を乘破り、城兵突出ける處を、直江が兵森山舍人（此名京都所司代組與力に在、其子孫か追尋べし）井樓に火を掛る、其煙天を掩ふと否、敵方に兼て相圖や有けん、谷と堺城より最上勢七八百急に馳來り、直江が勢の背へ蒐る故、直江敗軍する處を、杉原常陸は百餘にて横鎗を入れ、三度迄最上勢を追まくり、三度目には常陸介、自身の鎗有、溝口左馬介、芋川縫殿介、脇道より掛て、谷堺兩城より出たる、最上勢の跡を取り切る、政宗方大條草苅等二千計にて助け來を、直江山城守精兵を勝て、種子島五十挺にて、込替々々打立る、上杉方尻高左京三股九兵衞、石口釆女、寺島六藏等切蒐り、谷堺兩城の敵を追まくり逃所を追打す、長谷堂の人數も、政宗衆も昨日の戰に疲れ、城より出る者もなく、谷堺の兵も引取ぬ、今日より廿八日迄毎日迫合有り、大方は上杉方勝利にて、勇進居けるに、廿八日晝時分陣中風聞に、去る十八日關ケ原口にて、石田治部少輔一戰に打負、內府公都をさして切て上り給ひ天下皆內府公の手に入たりと沙汰す、陣中の雜説ならんと思ふ處に、其日八ツ時會津より早飛脚來て、關原表上方衆大敗軍にて、近日內府方會津發向可有間、早々其表を引拂可被歸旨なり、上杉方上下力を落し、最上伊達の陣には之を聞て大に潤色す、直江杉原等申けるは、今度の戰に、松本杢助、穗村造酒允、上泉主水を始、歷々の侍多く打せぬれども、軍は毎度味方の勝利なり、此勢ひを以て、長谷堂を攻落、而て山形城を取ん事、掌の內なりといへ共、關原に味方敗軍の上は、不及是非、去ながら此儘引取んは餘り云甲斐無し、殊に敵方は機を得たれば、味方の鋭氣弛むと見ば、退口を喰留らるべし、さも有んには當家弓矢の瑕瑾、末代迄の耻なるべし、不如明日長谷堂を烈く攻て、夫を面目として可引取とて直江方より劒持市兵衞を使として、義光へ申送けるは、今度大亂の起、太閤樣御他界の跡、若君樣を引立申さん爲、忠義の面々義兵を擧處に、天運幸なく、關原口に於て味方敗軍、不及是非處なり、因玆我等皆々明日歸陣に趣候、暇乞の爲に一鎗花々敷仕度候、今日は及暮候間、明日參會可仕との口上の趣な

り、義光返答に、御使の趣得其意申候、明日餞別に一戰可致と申來、翌二十九日未明に直江二萬餘の人數にて、菅澤山を下立急に長谷堂の城へ攻蒐、總構をもみ破り、上杉方山口軍兵衛一番乘にて、同勢亂入す、城中志村酒莚防兼退いて三丸を持、こゝ人鐵炮を嚴く打出す、上杉勢は總構を踏破、最上衆百六十餘討取、火を掛て元の陣へ引取、菅澤鬼越小山崎、三所の陣一度に小屋拂して引取、長谷堂城も稻荷塚の義光も、文田の政宗も、人數を揃へ、其除口を打んとす、義光自ら眞先に被進、直江は菅澤山を下し立、次第を追て淵川にて引取、義光政宗二萬八千餘追驅、淵川の北半里計にて、横合に追着けるに、直江は見返りもせず、南を差て除々と引取を見て、義光被申けるは、敵軍我れを屑ともせず、口惜き事なりとて、鐵炮を打懸々々追討す、杉原常陸、溝口左馬介種子島八百挺にて殿に引下り、打立々々段々に繰引にす、直江兼續は、自身鎧武者二千計にて取て返し、横合に蒐り、最上勢を追返し首二百計打取輕々と物離れ致し引取處を、義光政宗備を崩し切て蒐る、直江杉原溝口等、種子島を打立る事雨の如し最上の先手天堂彌七郎（天堂城主）金の破鏡の赤縨にて、千餘人を備へ眞先に蒐る、上杉方二本松右京進義國（畠山上野介政國後胤）手勢百餘人にて、天堂が陣の眞中へ切入血戰す、天堂は隱れなき勇士にて、力も人に勝れ、驍勇の將なれば、二本松を引裏で、火立出る程戰ひ、二本松右京進天堂と引組、遂に二本松打勝て、天堂が首を取、十文字の鎗に首を貫き高く指上最上方にて鬼神と呼るゝ天堂彌七郎を景勝が侍二本松右京進義國が直取に討取たるぞ、是を見よと呼はる、義光之を聞て、天堂が敵を取れと旗本を崩して切て蒐る、二本松方色めき立大方崩るゝ處に、村上國淸芋川縫殿三百餘、旗を横堤に推立少も動ぜず備を固め、義光政宗の兵堤をとらんとするを、芋川自身鎗を取て立こたへ、敵方へ堤を取らせ不申、七寸五分（クツハタ）監物、神保隱岐守、山口軍兵衛等、同く防之、杉原溝口種子島八百挺下り敷せ打合、合戰數刻に及、辰の刻より未の刻に至り、雙方睨合居る、直江怒悶て、使を遣はし、何とてしたるく仕るや、早々引候へと、追々使を越せども、二萬餘の最上伊達の兵、三十間隔守合、上杉少も退かば追打

んとの氣色なれば、中々立上る事不叶とて不引取、直江猶々怒て我苟も此口の大將として、肝要の退口を敵に喰留られ、敵の手に懸らんより腹を切て潔よく死んに不如と、怒悔を前田慶次利久（加賀大納言利家卿の甥、イに慶次利治又利益とも、有此軍に功有を以て景勝卿之を賞せられ佐渡守に任ぜらるゝと云）進出、直江が馬前に馳進て、言語道斷の御心にて候、大將左樣に心弱て、士卒は何と可成哉、我に任せられよとて直に馬を乘出し、敵味方睨合たる中へ會釋もなく乘込む、杉原常陸先鋒に在て、慶次下立て被懸候へと、詞を懸ると等しく慶次馬よりひらりと飛下り、其日の出立には黑具足に猩に緋の羽織金のいらたか珠數に、總には金の瓢箪を付たるを襟にかけ、鐵錆の山伏頭巾の冑十文字の鎗を持、黑の馬の野髮なるに金の山伏頭巾を被らせ、唐鞍置て打乘しか、馬より下り立前田慶次と名乘て懸る、是に續て水野藤兵衛宇佐美彌五右衛門、韮塚利右衛門、藤田森右衛門四人、慶次と立並び、最上の鎗を入れ突合を見て、敵味方居付ざる者ども、一度に立上り、合戰始る、慶次韮塚藤田宇佐美水野等散々に戰突崩ける故、最上方三町計人なだれを付て崩れ行、杉原常陸は種子島二百挺高みへ押上げ、義光の旗本を打立る故、彌追しらみに慶次下知して、勢を引纒ひ、除々と引取、五町餘も物離れせし頃、政宗の人數義光に入替追來る、上杉方物頭溝口左馬助自身引返し、馬より下立、小橋爪にて鎗を合せ、眞先に追來る敵と鎗を合四人の內一人突伏せ、一人は首を取、二人には手を負せ、景勝が士溝口左馬介と云者ぞ、只今の高名見候歟と廣言す、政宗衆も夫切に追止ける、溝口も深手を負ひ、其場を退兼けるに、直江八千にて道脇を廻り、又切て蒐るを見て、最上衆も政宗衆も裏崩す直江輕々と引退を、又慕ひ來、直江三度迄返して敵を追拂ひ、首百計討取、物離れいたし、夫よりは追來る敵も無りしかば、諸軍黨引取ぬ、日も早七ツ過ぬれば、溝口直江に申けるは、夜に入り人數を引取候はゞ、大敗軍に可成間、今夜は此表能地形に陣取り、夜明て明日引取れば可然と申、直江實にもとて、夫より一里計引て、とある山より半道手前に、其夜は野陣を張り、要心稠く、夜を明す、此陣取の事、山へ懸らずして、半途手前に陣取候事を、流石弓矢の家

柄なりと、世上にて譽けるとなり、溝口左馬介は深手故、小橋詰にて死す、翌れば十月朔日、夜明て日出る頃に、諸將と十三段に備之軍を持て、又最上の陣へ蒐る體なれば、すは上杉勢が攻來るぞ、切所に待て戰へとて、備を立る處に、直江は敵に掛る氣色にてもなし、一勢々々段々にいつとなく引取しかば最上勢も付慕ふ事不成して、上杉勢は無難會津へ歸陣せり、今度の合戰去月十三日より今日に至、直江方へ最上方の城を取事、廿八ケ所、討取首數二千百餘、上杉方討死三千六百餘人なり、昨日一日の戰にさへ、最上方五百七十一人討れ、上杉方侍五百八十六騎雜兵八百餘討れしとかや、直江が家老、下次右衞門は庄内へ廻り、屋地の城を取り、山形の西千村に陣取り、上杉勢の歸陣せしを不知しが、飛脚來て早々可引取と有しかば、次右衞門も引取んとせしに、はや敵より間を取切候故、是非なく屋地の城に籠る、最上勢晝夜攻詰ける故、次右衞門も進退究て切腹に及處を、義光より樣々手を入られ、竟に次右衞門降參して最上家に屬す、直江之を聞て大に忿り、次右衞門が妻子を磔に掛しとぞ今度石田に與力せし大名幾を不知、然るに關ケ原敗軍を聞や否、各軍門に降て、德川の恩波を賴む、或は忽勢竭て自殺するの類而已なるに、惟景勝今度最上の退口、扨は湯原表所々の戰に、勇氣凛々として翌年四月二十六日福島口大合戰には、伊達政宗を切崩し、幕迄も分捕せし事、近代武勇の家に於て、誰か上杉の上に立んやと、後世迄も美談せり、

〇中御門帝遷幸御行列式

（百十四代）東山院御宇、寳永五戊子年、京師大火の事、翁草の初に記せり、其時は、鳳輦を上賀茂へ促され、鎭火の後、近衞殿の寢殿、假の皇居たり、御造營成て、翌六乙丑年十一月十六日、近衞殿より新御殿へ中御門帝遷幸ならせ給ふ、御道筋近衞殿を東へ、日御門下通を南へ、夫より西南門へ御行粧左の如し、今度は、攝家悉の類焼故、洛東聖護院の里内裏に年を累ねて住せ給ふ、今歳の冬は、孰れ遷幸の御沙汰なり、寳永の度は、御築地内の御事なり、こたびは、遙々の田間民屋を過させ給ての遷幸なれば、絕て久しき千代の古道のあらたにひらけなん、いともめづらなる御事なり、いまだ御道筋の勘奏もさだまらずとかや、おほけなくも、我ひまごの神澤與兵衞も、御道筋の御用を奉りぬ、千萬の御用は物かは、聖主のみゆきの御事に露程も預り奉らんは、あめが下に住るものゝめいぼく何かは是に如ん、我齡のとこしなへなる甲斐有て、かゝるさちを見もし聞もし奉らん事、生としいけものなどかはあふぎ悅びざらんや、頓てのみゆきの御行粧見合の爲に、ふかき書留をさぐり出て、左に記す、

寳永六乙丑年十一月十六日

遷幸御行列之式（奉行甘露寺頭左中辨）

童子舍人	出車	童子舍人
手繩持		手繩持
車副		車副
棧持		棧持
同		同
掛杖持		掛杖持
雨皮持		掛竿持

車副　手綱持　童子舍人　頭力　同心

出車

御先拂

車副　手綱持　童子舍人　頭力　同　同　同心

棧持　同　掛杖持　雨皮持　鉾持十人　白丁　同

神祇官

棧持　同　掛杖持　掛竿持　鉾持十人　白丁　同

雜人十四人　傘持　同　布衣

藤大納言前二位景忠卿

大麾持一人

雜人十四人　沓持　同　布衣

兵士十人　布衣　沓持　府生

隼人司

正俊恒朝臣

左衛門府

兵士十人　布衣　傘持　府生

同上　貞臣　同　大尉　同上　弘亮　大石　同　大志　傘持　沓持　和氣則眞 地下

同上　利益　同　少尉　同上　景康　秦　同　少志　傘持　沓持　紀氏親 地下

權佐　光和朝臣　隨身沓持　隨身傘持

督　爲綱卿

隨身　沓持

左兵衛府

佐　隨身　傘持

地下府生 坂上是寛 傘持 沓持 大志 同 中原康忠 上同 佐

地下府生 宗岡信行 傘持 沓持 少志 同 宗岡行佐 上同 權佐

督 基董卿（石山三位） 随身 同 沓持 陰陽寮 頭泰連（土御門）

随身 同 傘持

布衣 傘持 上同 上同 傘持

少納言綱長朝臣（高辻大内記） 主鈴正書

布衣 沓持 上同 上同 沓持

布衣 同 沓持 布衣 同 沓持

公卿 左大辨宰相（廣橋） 日野中納言

布衣 同 傘持 布衣 同 傘持

東園中納言 上同 諸大夫 諸大夫 衛府長 源中納言（久我） 上同 坊城中納言

上同

三條中納言 上同 飛鳥井中納言 上同 諸大夫 同 同 同

上同

小雑色　同　傘持　番頭　同　同
衞府長　一條大納言　諸大夫　同
小雑色　同　沓持　番頭　同　同

布衣　同　沓持　番頭　同　同　諸大夫
衞府長　二條大納言
布衣　同　傘持　番頭　同　同　諸大夫

布衣　同　傘持　諸大夫
衞府長　大炊御門中宮大夫大納言　西園寺大納言
布衣　同　沓持　諸大夫

布衣　同　布衣　同　沓持
衞府長　園大納言　諸大夫　同
布衣　同　布衣　同　傘持

隨身　同　同　番頭　布衣　傘持　番頭　同　同　同
二條右大臣
隨身　同　同　番頭　布衣　沓持　番頭　同　同　同

隨身　隨身　布衣　沓持　番頭
諸大夫　同　同　同　九條左大臣
隨身　隨身　布衣　傘持　番頭

同同同 左近衛 近衛地下 身人部清丈 沓持 府生 同上
同同同 右近衛 近衛地下 源常通 傘持 府生 同上

源義詔 上同 將曹 同藤原信音 將監 同源重詔 上同
秦武連 上同 將曹 同中原直高 將監 同源重信 上同

諸大夫 隨身 同 近衛左大將 隨身 布衣 沓持
諸大夫 隨身 同 九條右大將 隨身 布衣 傘持
諸大夫 隨身 同 隨身 布衣 沓持
諸大夫 隨身 同 隨身 布衣 傘持
西大路隆業

隨身 沓持 庭田少將重孝 隨身 綾小路中將俊宗朝臣 上同
隨身 傘持 植松中將雅康 隨身 藪中將嗣義朝臣 上同
隨身
隨身
鳳輦

山本中將公書朝臣 上同 武者小路公野朝臣 上同 花園少將實仲朝臣 上同
櫛笥中將隆成朝臣 上同 冷泉爲久朝臣 上同 園少將基名朝臣 上同

禁裏御附武家
曾根能登守

與力 同心 櫻井氏敦 上同 風早少將實積
同心
與力 同心 有統朝臣 上同 山科中將堯言朝臣

中山宰相兼親卿　同上
野宮宰相定基卿　隨身同　同
滋野井宰相公澄卿　隨身同　同上
櫛笥少將隆兼　隨身同　同上
同上

將監　地下　下野毛武辰
將監　荻原為守
沓傘持　沓傘持
將曹　同　源氏通　同　府生
將曹　同　身人部茂清　同　府生

諸大夫　頭番　同
諸大夫　頭番　同
同上
東子康布朝臣
身人部清玄　同上
身人部清光　同上

隨身　同　同　同
隨身　同　同　同
攝政
隨身　布衣　侍童　馬　馬副
隨身　布衣　侍童　馬副

布衣　沓傘持
甘露寺頭右中辨尚長朝臣
清閑寺左少辨治房
藏人
沓持　同　同　同　舍人　同
傘持　同　同　同　舍人　同

中原職貞　布衣　沓傘持
北小路藏人　大江俊光　同上
地下　錦小路指次　丹波賴康　同上
殿上侍臣

右兵衛府督有胤卿

日野弁永資　布布　衣衣　傘沓　持持　葉室侍従宗房　同上

今城侍従定種　布布　衣衣　傘沓　持持　難波侍従宗建　同上

随身　同　沓持　権佐池尻苞條朝臣　随随　身身　沓傘　持持　少尉

随身　同　傘持　佐豊岡資明　随随　身身　沓傘　持持　大尉

地下紀季時　沓傘　持持　大志　同　宗岡経重　府生　同　宗岡直行

宗岡康次　沓傘　持持　少志　同　高橋豊光　府生　同　和氣武勝

上同　随身　同　沓持　高倉永房

右衛門府督隆典卿

上同　随身　同　傘持　岡崎國房

随随　身身　沓傘　持持　大志　地下大石政弘　同上　紀氏兼　同上

随随　身身　沓傘　持持　少志　和氣祥従　同上　和氣吉德　同上

童子舎人　手縄持　車副　同　雨皮持

出　車　御跡押

童子舎人　手縄持　車副　同　掛竿持

禁裏御附武家 山口安房守

與力 村上太左衛門　同心　同　同

與力 山田次兵衛　同心　同　同

以上

御跡押山口安房守と有り、此時分は禁裏御附なり、後年町奉行に轉ず、此時の京役は所司代松平紀伊守、町奉行安藤駿河守、中根攝津守なり、又與力に村上兵左衛門有り、是も此時は御附組の與力なり、後に組替有て、町奉行東組與力朝倉半藏跡へ、村上兵左衛門を被召出、其後兵左衛門同十郎右衛右門打續病死す、仍其跡へ本多金五右衛門を被召抱、當時の本多金右衛門祖父なり、

○堂上衆大名幕府士の辨

雲井に仕ふる臣下は、上れる代よりとこしなへに、人臣の系を引て、系の外なる人の經上る事なし、適其統絶なんとすれば、氏族類葉の內より、之を嗣て其稱號を立る、諸侯と內緣は結べ共、竟に武門の子を養ふて嗣とせし事を不聞、まれに極﨟より經上れども、是とても地下とはいへども、皆祖先朝の臣ならざるはなし、終に何屋何兵衛が、公家に成たる例を不聞、祿陋しき故に、自ら下ざまの事にわたりて、淺ましき非法の沙汰もあなれど、どこやらが庶人のひすらこき情とは違ふ事、是も日本の美談の一つ成し、希々は解官せられて、庶人に下るも有れ共是は公家一統の耻に非ず、武家其外にも放逸游俠は有る習ひ、辜其一人に歸する而已、兎に角に我國の古風、今もはつかに遺れるは、雲の上の御事なめりと云へば、或之を聞て、上達部とて、さな褒給ひぞ、今公家の人々の風俗のやうがましきも、偏に神祖の矩に出たり、先第一奢侈の少きは、祿微にして財用足らざる故に、奢度ても奢られぬなり、又諂諛の薄きは、其家々に官位の極有て、大臣大將に登らん事難し、又故もなきに、家祿を増ん事、猶も難ければ、御せず何を種とて阿佞せんや、是に於て奢侈諂諂は自ら絶たり、庶幾は世人も堂上家の如き矩有らば、

して世風淳直ならんかし、此人々も官祿對揚し、あるは古しへの如く、國司の任など有らば、其國の貢税運上は物かは、三とせが間に、あらゆる課役をゝけて、其國を取荒さん事必然なり、さゝ有らんには、我も／＼と國司を望まん、之を望まば、諂曲の阿黨頻に行はれん、素より華奢も是より生じて、熾に成べし、既に今朝鮮の咄を聞に、對州の家中朝鮮へ交代勤番して、彼地の者共に、朝鮮の事を尋るに、彼國は今も國司來て、年限の間に、手柄次第に様々の課役にかけて、取上る故に、國窮する事甚し、日本には不易の領主有て、妄に聚斂虐事なき由を聞て羨みきと云り、上世は不知、今の世の人にかりにも一國をあてがひなば、えたりやおふと、色々謀計を廻らして、取上る成べし、加様の事をさせて見ねば、公家の人々の、加否善惡の評はならずと笑ふ、實に是もさるべき論なり、又今の大名と云物は、島津佐竹其外系を立る家々無にしもあらねど、多くは卑賤より出て、あるは大盗の類、時の勢ひ猛なるまゝに、恣に國を取り、諸侯と成り、猶其上に甚しきは君父を弑して國を奪ふ、其風中華の天子侯伯の風儀に似たり、是と右に記せる朝廷の臣の風俗を双べ見んに、日を同うして語るべからず、中にも餘多の國を領し、西伯の勢ひ有もの、四隅に充塞せり、今中華にすら、かゝる强勢の侯有事を不聞、昔秦漢の頃は、封戸漸く萬を以ても、其後和漢共に戰國の風大に大はれて、一侯數百萬を領する如く成し事、元來封國には非ず、各隣國近邑を段々に侵掠して、數ケ國の主と成の類なり、而るを太閤秀吉公、天下を御せられし始め、右の類の侯伯皆擧つて豐臣の幕下に屬して功を成す、故に其恩賞こそあらめ、いかに侵奪の國なりとて、是を召上られん様もなく、夫なりに下し賜は、寔に止事を得られざる處なり、是故にそれに並ぶ勳功の輩に、封國有も右の類と分限若干に微ならんは、褒賞薄きに似たる故、之に准じて、それ／＼の國を賜ふ、中にも神祖へは別義を以て、關八州を進ぜられ、薨去の砌は天下の政事を任せらるゝ事、さしもの太閤も、時勢に隨はれしと見えたり、此評は前卷所々に述置たり、神祖も又此戰國の風を改めさせられん事難ければ、今に至て萬世の風俗と成たり、又幕府の士の事は三川以來の御普代衆且甲州衆

越後衆、其外諸家浪々の功士をあつめられ、幕府の備とし給給ふ主意なれども、後世に至ては御外戚并奥女中系の儔ひ、夫より甚敷は猿樂役者の類、又は算筆に賢き勘定所の下司等を召出され、段々登庸するものも有り總じて、近世の士風と申は、秤を腰に指て、筆算并當用の利佞を宗とし、武役は二義に成し様に見ゆるぞ歎かしき、神祖台德大猷兩君の御時代迄も、御使番抔を蒙る面々は、殊に功士ならでは勤り難し、今は其名目は有ながら、唯治平の御使を勤る而已なれば、武功の穿鑿は入らず、其外武役の方も、箱入の御旗、弓、鐵炮、鎗抔を預り居る計にて、何の働も入らず、自ら武を嗜の意を失ふ如くなるを、今の賢侯又武を羽翼にするの法則を嚴にし給ふ故に、今少し年を經ば、昔の御風俗に歸るべしと、末頼母敷ぞ覺ゆる、當時の如きは妄に祖先の功名を名乘れ共、實は何屋何兵衞、何村の何右衞門など、故なき者共の相續するが多し、凡一己の功を以て立身するは古來倒し多き事にて、いかなる凡下卑賤もいへ、功士に耻る事なく、其身の手柄なり、豐臣公將に爾り、それとは大に反して、己が素性を隱し色々調議して、功家の株を讓請て、上を諛ひ下を誑かすの仕業なれば、惛むに堪たり、必しも斯る者の所行は、利佞を專とする故に、時に遇てなほ其上に立身するなり、是併、御治平久敷に傚て、士民の奢より出たり、返す〳〵も世の奢を戒め給ふこそ肝要なるべけれ、幕府の風俗猥がましきを、禁止せらるる事久しけれども不止、前卷にも此事述置ぬれども、歎かしさの儘再び是に贅す、

〇某卿解官の事

前に堂上解官の人の事を書置しが、猶人がらの心にくゝ、古への公卿の左遷の様に聞えぬれども、其辜を尋るに、無下にいやしき事どもなめり、何の卿とかや、洛の富裕家の、夢程もよるべき所へ、侍一人召具し、する〳〵と入て、我は何の卿なり、せちなる難儀有り、金子を借してよと頼まるゝにぞ、やごとなき御方の、いざ知らぬ方へかやうの事を頼み給ふは、さぞなんいぶせき事のおはすならんと心いたみて、はつかながらの金をさし出せば、よろこぼひて召連られし靑侍に、其證をしたゝめさせ、短冊に

歌を書て給ふなど、はじめの程こそはあれ、後には爰へもそこへも來ませしと沙汰して、誰とりあへる者もなき儘に、夫より難波津に至りて、豪家とだに云へば推て無心を申さるゝに、僅十三里を隔れども、委數事は知らず、殊に難波人は、今も舊都を慕ふ情有て、都をゆかしく思ふもの寛からず、雲の上人の遙けくも來まして、賤しき民にかゝる事賴ませ給ふ痛ましさよ、などや都人はむくつけくいさゝか成る御用をいなみけるにや、都人をあざみ笑ひて、我も〳〵と金子をさゝけぬれば、彼卿大に德付て、笑を含まれぬ、終に此事叡聞に達し、解官せられて庶人に下るのみかは、後には大和大路常盤町か、宋吉町かの町用人となる、其邊繁華の地ながら、賤敷業をいとなむ家々なれど、(各娼家なり)讀み書の事ふつつかにして、公儀の命令、其外六ケ敷書物に困りけるに、流石に彼人は、何をあてがふても、埒明故、所にて世になき重寶の人にして用ひしとなん、或時其町に女に傷たる事有て、廳へ訴ふる事有に、折しも、件の用人少し懸り合ひ有て、呼出されしに、臆し忍ぶ心もなく、罷出應對しけるを、其古へを知人は、之を見聞して、あきれ果ぬとかや、

○和漢治平の事

或人右大將家天下創業の事を譏り歎く、愚謹で熟之を想に、後白河の法皇の叡慮いとも賢く、總追捕使を、賴朝卿に許されし事、後世を鑒給て、萬世不易なづとも盡ぬ巖の聖勅ならんかし、さればにや、此號を立られしより爾來、今に至て六百年、君に弓を引、王位を望む朝敵と云るのは永く絕えたり、唯此總追捕使を望て、時の武將を敵とする而巳なる故に、其後世は亂れても、雲の上の御事は衰へさせ給ふ計にて、君に背き奉る者はなし、さるを德川の淸き流御裳濯川に流れ副て、二河の流のよどみなく、君臣の大禮嚴に、今の大宮の御粧ひ、富で不奢、財用乏しからず、程よき世の龜鑑を、東武より御計らひ有り、今も更に神の天照す心地なんし侍るを、誰かは仰ぎ崇まざる、斯てぞ天孫の皇とは申べき、ひとの國にも天子の稱有れども、あるは卑賤より出て國を取り、ゑびすより起て國を奪ひ、自ら天子と稱

す、是吾邦の武將と對揚の君にて、こなたの天子に比すべうもなし、我日の本はあめつち開け始めしより、大日本秋津洲等の數々の美稱をうしなはず、中華は元ひじりの出給ひて、萬國に冠たる賢しき國なるを、今は支那震旦等の舊き稱を唱へずして、時の天子の國號を用ふる故に、不易の號なし、日本より中華を指て漢の唐のと呼べども、是は遙昔の國號にて、今中華に於ては、此號を不用、漢唐は歷代國家を知る事久敷、はた其頃は和國より遣唐の事など有し故、自然と申習はしたる和稱なり、さしも開闢久敷國なれども、歷朝毎に國號を換るに仍て、國新しきに似たり、我朝は開闢は後ながら、却て國舊きと云べし、適年號なきに外國の書を閱るに、千何百年と記せり、是其國の國初よりの暦數なるべし、然れば日本は二千數百年を累ねて、天つ日嗣の續せ給ひ、特さらに今公武の聖德合一して、國を慈み孝子を賞し、奢侈、佞曲を斥け、廉直を勸勵し給ふ、御功の洪なる、大千世界なる、斯る國やはある、中華も今の天子聖主にて、國の巡狩を怠らず、自ら獄を聽給ふとなん、斯く日本支那云ひ合さねども、合一して泰平を顯す事、自然の天理ならめや、其世に生れ合せし蒼生、是も各々善果のなす所、須らく世の四恩を忘るまじ、

○孝婦の巷説

前卷に記せる大阪孝子の外、尾州の御下には、至孝の者三十六子有て、それ〳〵に褒賞を加へ給ふ由、名にあふ太守の仁風を專ら沙汰し侍る、其委きを知らざれば、是に洩しつ、都下にても孝行の者を、所の役人より相糺して書上べき由を令せらる、爰に大宮通八條下る四丁目に賤婦有り、名をさつといふ、生國は丹波の者、十四歲にて父に離れ、當國西阜中桂の里の農家に、十年季の奉公し、主人を大切に致し、奉公私なき故に、主人の女を都東寺邊の農家へ嫁せしむる時、彼下女を付て遣はし、其方に七年相勤め、夫より寡婦にて、一人の老母を育ん爲、奉公を止て、いぶせき六帖敷の長屋を借り、宿這入して僅の賃仕事、又は人に雇れなどして、朝夕の細き煙を立兼れども、母に仕ふる事せちにして、自身は綴をまとひ、

麁食をくらひ、母には折々毎に衣食を心計にいとなみて、乏しからぬ様に暮させ、ことし老母は已に八十歳、其身五十歳になれ共、生涯嫁せず、人之をすゝむれば、首を振て、夫有れば自ら母へ麁略に成とて肯はず、一人の弟有て、他に奉公致居けるが病氣にて渠が本へ引とり、貧敷中にて、他事なく看護しけれども驗なく、長病の上相果けるを、兎角して見苦しからぬ様に、身分に過たる葬禮を致けるを、且那寺にても甘心せり、生れながらの寡婦にて、老後の便は、いかにやと人々勸るに任せ、先年三歳の女子を外よりもらひ、やゝひとゝなるに隨ひ、手跡縫物などを習はせ、今年十五歳に成て、外に奉公をせり、斯く計り貧女の僅の働にて老母に至孝弟を慈み幼子を育て、人憐て物を施せば共儘返禮す、物毎正路にして、假初にも空言をいはず、人の毀譽を云ず、人と交るに表裏なければ、近隣の人賞せざるは無し、仍今般御令に任せ、廳へ之を訴んとするを、かたく辭して、人として親に仕へる事、何かは珍らしから ん、此身貧しければ、心の及ほどの孝行を得盡さず、さるを今めかしく御上へ訴へ給はんは、いと耻かし、若し強て上へ申上らるゝならば、我爰を去べしと堅くいなみける故、然る上はとて一先訴を止ぬ、嗚呼篤孝の婦、之を監察或は所支配の者より、潛に上へ達しなば、猶更賞し給ふべきを、いまだ其事なきは惜い哉、

〇某賢侯乳母を遠けらる

賢侯の御めのとの老女、(次の巻闕の秋風に有る野川と云る女中などの事にや)を常に勞り憐せ給ひて、祿賜りしたしく御側に召置れしが、國家の重任をうけさせ給ふてより、芳名四海に轟き、世擧て賞しけるを聞につけても、女心の嬉しさの餘り、君は年敷田安の御子として、斯く計り御德行のいみじく世に秀させ給ふに、御果報今小甲斐なくして、天が下知し召ぬぞうらみなると、ひそかにかことかれけるを、風聞給ひて女の僻情は任他、かりそめにもかうやうの意あらんもの、我傍には置がたしとて、御暇下され、遠ざけられしと語れるは眞か空言か、

翁草　巻之百七十二

闕の秋風

今賢佐世に出給ひて、普くの下愚を教導し給ふ書、あまた流布せり、そが中に僞書も多しとかや愚謹て思へらく、たとへ僞書なりとも、是を躓んとするの意に於ては、僻論も構へがたかるべし、往し享保四五年の頃、明君家訓といへる物を梓行して、有徳公の御作なりとて、もてはやしやるも、虚實さだかならざりし、古へ神祖の御時、孝行を躓たるものに褒賞を加へられけるを傍の人支へけるに、神祖宣く、我始より之を知といへども、孝行を似せるほど能事はなし、是を褒美せば、後には誠の孝子とも成べしと、宣ひしとなん、今賢侯を似せるも爾なるべし、是に記せるは、其僞書のたぐひにはあらで出處正しく眞書疑ふべからず、此書や是迄の御著述の物とは、いさゝか心替れるに似て、やはらかに世情をのべ給ふ、寛優の御意、吉田の法師が世を諷せしには優り、其矩は嚴にして、心の駒に手綱ゆるさぬ御文づら、すべからく考味して、なほ〳〵仰ぎ崇むべし、

闕の秋風吹そめて幾日もあらぬに、此地に來り侍りぬ、政のひまに、こゝろにうかぶことを、かいとゞめぬゆめ〳〵人に見すべき物ならず、

むかしのならはしは、いとむくつけくして、風月の情なんど樂しむものも、すくなかりしとぞ、花木多くうつし植たる庭を見て、其あるじに、ものゝふてふものは、花など見るものにはあらず、とくぬき捨よかしと、はしたなくいひけるとぞ、木訥の野なる、いとことなる樣なれど、文のみ過て、史といはんにはまさるべし、今の世の習はしは、風月の情に心をやりて、酒のみものくふをのみ、もはらとはせるな

り、むかしは詠をのみ好みて、月花をうすしとし、今は奢を好みて、月花をたうとむ、月花に心なきはひとつなれども、野なるは仁にちかしともいひてまし、いで月花をめづるてふ人は、こゝろ〳〵の賞をつくす事なんめり、月に向ひて目はなさず打まもりて、我しり顔に古き歌など打吟じて、ふるき人は我をしらず、我また古き人にはあふ事なし、たゞ月は代々の面影などいひためるも、李白が古時の月といひけんにも同じ心なるべけれども、そのうちむかふ人、させる才あるにもあらざれば、ふるき人の、よし今出たるともいかでしりえて、うち交り侍らむ、かうやうの人に心あふ古人ならば、月にこひはべるにもいたり侍らじ、又傍の人は、今宵の月のひかり見まほしくても、夜寒の風たへがたければとて、戸おしたてゝ酒のむも有り、花などの枝もをしげなう打をりて、酒樽にゆひつけて歸るも有り、又は申樂をもよほし、あるは鄙聲を出して、花はちるとも月はくもるともしらず、喪心のやうに狂ふも有けり、又は我こそといはんばかりに、燈を打けして、笛をふけるも、この頃ならひけんか、いかゞ忘けん、譜なんど膝のうへにおきつゝ、しばしふきしばしやめ、脊をくゞめて讀なんど、すかし見てくるしむもあなり、其外心にうしと思へば、月を見るも花にむかふも、うきたねとなりつゝ、心にうかぶまに〳〵、我がうさはさらなり、人の憂迄思ひつゞけ、なき人もこの月をばめでけらし、この花をや裁けらしと思ふほど、萬の悲しき事も、我身の上とのみ思ひなさるゝ様になりて、たゞ打向ひ泪こぼしてうちしをるよし、言の葉にのべむも、筆にかいとめんも、誰にか見せ、誰につげん、よしつげたらばとて、我悲しさのやむべうもなし、見せなん人も告なんわれも、いつ迄かこの月花に向ひ侍らんと思ふほど、昔なつかしく、後の世も戀しくて、膝を抱て長嘯し、はては戸閉ておくへ入り、枕よせて見れども、心の底すみわたりて、猶せんやうもなし、月やいかに花やいかにと忘られねば、戸押ひらきおし立て、夜を明し日をくらし侍るもあなるか、又まつ夜ほどふる月にうらみをそへ、衣々の別れに有明月をうしと見、紐とく花にあはぬとし月をかこち、散ゆく花につれなき命を觀ずるも、せちにおもはれる、たゞかくうしと

見、たのしみと見ても、皆むかふ心のかはるにて、月の光花の色はとこしなへにかはる事なし、慕へどもよろこばず、むかへどもしたしからず、さりても恨みず、そむきてもいからぬにぞ、代々の人の、月花にめでゝ思ひを盡すもさること成べし、

文の數々見待りて、煙草すひてんと、火とり引よせ見れば、火はきえたり、いと本意うしなひつゝ、きせるもて灰かきあらはしてみれば、螢火の光したるが、二つ三つ見えしこそ、又なくうれし、

神無月のはじめつかた、增見むらへ行て、山々の鹿を追出したり、狩人ども多く出たり、されども其日雪も降ねば、獵獲も、すくなかりきといふ、雪ふりたらばと、心に約したりけれど、その後降らざりければ行ずなりにき、

こたび、白川の城へ行ぬる時、年の凶にあひたれば、召具しける女もはぶきて、野川きく井といへる老女をのみつれたり、宴室は廣し、人はすくなし、いとさびし、野川はじめの程は、白川は所の名もをかしく、淋しさも靜なるも、いと心に叶ひたりと云ひたれど、月日のふるほどに、さびしさにもあきてや有けん、江戸へ歸り度とのみ云たりければ、はじめには似ぬことよと云しに、野川も今はいひかふべき詞もなくて、暫しが程こそ、野山の樣もめづらしく思ひしに、今はまことに秋風ぞ吹白川なりと抱腹しぬ、

下部の女豆をかはんとて、下部男を呼て、其よしを云しかば、なじよ豆だむしと云ぬ、女も豆の名なるべしとや思ひけん、其なじよ豆にて侍ると云ければ、男いとうたがひたるさまして、またいひぬ、傍に此國の言葉覺えたるが打聞て笑ひつゝ、何の豆にて候やと問ことにて候と云ければ、かたみにはらばたをきりたりとぞ、なじよとは何條といへるなるべし、むしとは此國にて詞のするにつくること有り、いつか田家のわらへの田面に居たるに、何なすぞと問しに、稻かりだむしと答き、

過にし頃、城の東に、田川村のほとり、七まがりといへる坂に、鬼出るよし云出たり、我も人も打つれ

て見に行やり、見きといへるも有り、又は見ざりきといふ事も有り、見きといへるにも心々にて、かはりたるにや、形も一定ならず聞えしかば、いよ〳〵鬼なめりとて、皆々西へうしろ見せぬはなく、(城の東なればなり）此事いはぬ人もなし、よくみたる人のかたりしは、鬼にてはあらざりけり、毛物なりといふ、我は顔にかまへて、たかくしたる人は、我德にて、名におふ獸の出しにやと思ひたるも有けらし、其後獵人銃丸にて打とめたるをみれば、羚羊なり、こゝらにてはくらしことといふ、
此あたりは雪の降るも、越のやうにはあらねど、冬のはじめより、日ごとの樣にふるなり、されども風はげしくて、木々の枝につもらず、ふりはつれば忽に氷り待りて、江戸の氣色に劣れり、春のは面影ありと云つべし、
勝屋宣利は、田邸より附給ふ人なり、是も予に從ひて、此地に勤仕し侍りぬ、交るべき友もなく、いとさびしければ、故鄕へかへる日をのみ待遠にものしたるさまなり、ある日青丹よしならの里より、作り出ける團扇のほねを數へみしが、其數よりも此地にとまる日數はかさりぬるとて、かなしみたり、昔班女が扇を見て悲しみ、今の宣利は團扇をみて故鄕をしたふ、心々にて侍ると云て笑ぬ、されば近き友はともあれ、かぞいろはらからにも立別れて、天さかる鄙の住居の佗しきが中にも、はつか膝をいるゝのいとせまき室にのみ、一年を送る、誠にさも有ぬべし、小澤龍庵も、同じくこゝへ勤仕に出たり、年の程若からねば、いとゞ故鄕をのみ戀しう物したり、或人の云しは、月日のたつも駒の隙過るやうにあなれ、されど待日遠き樣に覺ゆ、此地にとゞまり給ふも、いまだ百日あまりなり、なぞ佗しかるらんと聞しかば、龍庵うち聞て、修行者など水をあみて百日を送るものもあなれば、いかで佗しかるべきとは云ぬ、勤仕のくるしみは、水あみ侍る程にはあらざりけらし、
久しくあはぬ人に逢ては、こは久しくあはざりけり、安全にてこそといふより外なく、何となくつゝましく耻かはしくて、帶のあたりのみ見やりて、顔など見あふこともせず、暫し打しをれ、ひたすら鼻お

しぬぐふは、いとせちなり、

をかしげなる事書たる書の奥に京何町江戸何町何右衞門何兵衞板元とかけるいと口をし、目出度うるししたる弓の、本筈のあたり塗殘して、弓打たる人の名見ゆるぞいといやし、

此國にては霜月のはじめつかた、皆門々へ穴をうがちて、莚もておほふ事なり、いかなる事ぞといふに、是より霜雪いたく氷れば、年の暮に松立いだすやうもなし、今其用意するなりといひぬ、

烏峠といへる山は、いと高うして、木立茂りたり、こぞの文月の末、殘の暑さにたへかねて、かの山へ入しに、この地覺えたる人、山のうへはいと寒し、綿入たる衣用意すべしと云ければ、皆々よろこばひて坂上る程の暑さは、山上の寒さに忘れなん、されども是ひとへの衣に、汗とほりたるを、俄に寒風にさらしなば、病をやうけなんと云て登るに、上の方を見やれば、長き坂の胸につく樣に覺ゆれば、みな足のあたりのみ見て、先立の人に隨ひたり麓よりも木立の間坂のくるしさに、暑もたへがたければ中々頂へは遙なるべしと思ひしに、先立の人、はや頂へ來にけりと云まゝ、うれしくて見やれば、其ながめいふべうもなく、數十里のうちはれて、麓の山々とみえしも蟻塚の樣に見え、川なども帶引わたしたらむ樣に、大なる木もはりならべたてけん如し、其眺の類ひなさに、皆々言葉もなかりしが、やゝ有て頂の寒さと聞えしが、此暑さは麓にも增りぬべし、絕て吹かふ風もなければ、この汗の衣はいかにして干てんと云へば、みな〳〵それに付て、はじめには違ひしことよといひどよみければ、この地しりたる者もせん方なく、常に引かへたる暑さなり、かうやうの事は、我もしらずといと希有なりと云ぬ、

むかしの男は髮にも油つけずして、世にむくつけき風にて有けり、夫より程へて後は、髮にあぶらをつけて漆したらん樣にぬりかため、色好する男は、紅粉など顏にほどこし、衣もうつくしきを好みたり、夫より又移りゆきて、今は髮にも、油うすくつけて、鬢かきみだし、昨日結ひけんやうなるを好み、衣もうつくしきを着ず、袖などにそろはぬをいとはぬさま、只色をも捨たりと見ゆるなり、今にていはゞ

油つけたるはつゝしむ風情あればよしともせん、世の人色にそみ聲にふけりて、其ならはしに成もてゆくも、同じまどひに歸するとやいはん、女なき世ならましかば、かくならはしのかはりゆく事も侍らじかしこき人の譽を得なば、職任も重かるべし、夫をもふり捨てゝ、女の稱譽をのみ得まほしく思ふも悲し、色好する男のかほよき妻もつはなく、戀侘て妻を得しものゝ、さかゆるは稀成べし、夫のかたより兎やかく物いひ出て、中あしく成たるは程なく打とけて初よりもむつまじくなる物なり、女のかたよりあらそひ出たるは、はじめに歸るさへいとかたし、今一きは打とけよかし、今一言きかまほしとおもふ程なるに、何となう恨も殘る樣にあなれども、いとたふとき女なめり、打とけ物がたりして男の顏目ばゆからすみて、つゝましきけはひもなく、いびき出できて寢たるぞ淺間しき、

年わかきものゝ、我いとけなき時はと云出たるにくし、年老たる女の、佛このまぬ又にくし、わらんべの紙鳶あげぬもまたにくし、若き女の道ゆくに、袖に手して首さし出し、我は顏なるさま亦なくにくし

此頃は夜半毎にいねず、さま〴〵ねまほしく思ふ程、鐘の音をかぞへ、鳥の聲をきゝ、筧の音もうるさくて、しばし目をとぢて見たれども、夢みん樣もなし、ねまほしく思ふほど、寢られねば、よし一夜は起て明さばやと思ひ切ても、いかでねまほしき心のみ忘られず、程ちかきあたりに寢し人も、今や夢など見るらんと思へば、いとゞむねくるし、さらばよその事を思ひ出てまぎれんと、心にもあらぬをかしき事、たのしき事など思ひ見れば、いつかうち忘れて、夢をばいつか見んとのみ思ふなり、夜もやゝ更行は、いとゞ淋しく、こしかた行末の事など思ひつゞけ、あるは心くるしきことなどかうがへて、夢も見つかず、せん方なくてくすしに問ければ、たゞ物ごと深くかうがへて、心を勞し侍ることのなき樣にと諌む、されども短才重任いかでかうがへ侍る事なくて有なん、さるを打忘れて、意とせではまた國主の職をしるべき樣もなしと云む、とまれかくまれ、才短く任重きは、せんかたもなし、

酒のむこそをかしけれ、されども今の世に、うちよりむらがり飲は、賓主の禮をもうしなひ、手を押へ

强てのませ、ものはさみて投ちらし、後は席上に酒打流しなどするぞわろき、其しひ侍る人はいたけ高になりつゝ、言葉あらく、いきまきて、呑侍らずばとく〳〵この席をまかでよ、飲たらばゆるしてんなど聞ゆ、しひらるゝ人も、打腹だてる風情にて、我ひとりにかく強ひ侍るこそきくわいなれ、人の飲はべらぬうちは、いかにいふとも飲まじと云て、あらけなき男二三人かたみにひぢ打はり、額に筋出し、顔赤めなどして怒れる、國の存亡安危にかゝる事とや思へるさま、にげなく愚かなり、其中に酒仙ともいふべきが、此盃のむにたへずとて、面かくるゝばかりの盃とり出で、鯨の水すふ様に呑たれば、皆めでたき飲やうとて、戰の場にて功名したらんごとし、また酒うけて盃のはしすこし見ゆれば、いと淺間しきわざ哉、みつるばかりにうけ給へといへば、またいたく辭してうけがはず、よし其酒ましてうけたらんとて、さ計りの事もあるまじを、にが〳〵しう辭するも愚かなり、瓶子の酒のかはりを一つ飲て、餘人にすゝむるは、酒の味とあたゝめし程を試みるなれば、先よりしひて瓶子のかはりしぞ、呑給へといふは、ことわりしらぬにてぞ有ける、かゝる酒狂のむしろは爰かしこ五人六人ほどつどひあひて、さだまりたる賓主もなし、あるはたふれふして、病者となるも有り、あるは椽のほとりへはい出て、えもいはぬことしたるも有り・また脛の是ゆるばかりかゝげて、盃盤の間々ををどりこえてすゝむも有り酒のみうげにして、迯まどふを、袖引すゑて飲すれば、眉ひそめ、目をとぢ胸うちたゝきてくるしむも有り、四十にあまる女の髮も所々白きが、紅こちたく付たる、口ひろらかにして、若き男の傍ちかくねぢよりさしよりつゝ、あられぬ事なんどいふも有り、いと艶なる女房なども、醉狂ひて髮うちみだし、裳裾みだれ出るばかりあがきて、男のあたりさらぬも有り、年若き男はじめの程こそはあれ、後には柱にうちより、白かねのきせる額ふすふる計り空ざまにあげてのみ、又は指の先に横たへて水まくごとく廻し、頰に手などあてゝ、うたひ歌うたひつゝ、遙へだゝりし唾壺へつばきとばすも、我は顔の風情なり、はては女の手などとりて酒のみてんやなど聞ゆるも淺間し、または二人さし向ひて、かたみに指のべかゝ

め、何やらん聲高にのゝしりて、勝負あらそひ、また聲のかぎりうたひて、顔あつきことゞもあり、興をまさしくや思ふらむ、我拍子のあしき聲のあしき姿のあしきも打忘れて立舞ひつゝ、盃ふみわり肴ちらすも有り、たゞ下戸のかたはらに恐れたるさまして、目のみうごきて折あらば迯出んとするも、其中の智者とも云つべし、酔なきするものは、過こし事など云出て、雨しづくと泣て、酒のむ程に、其坐を立されよといへば、酔はべらぬものを、酔といふぞ悲しきと、ひた泣になくを、酔てはら立ものゝ聞て、この祝ひの席に、涙こぼすぞ心えね、希有のふる舞するやからは、此席には列なるまじと、いらゝかにいふを、酔に笑ふもの打聞て、何の悲しきことも、ふくるゝ事もなきを、あの涙おとす風情、怒りのゝじるさま、いとめづらしとて、腹うちかゝへて笑ふ、いづれも酔の上なれば、是非をいはん様もなく、たゞ尤なる事なり、きはまりなき道理なりと云て、なぐさむ人の心のはづかしさよ、明の日、その事いひ出ては、昨日させる事ありしや、いとはづかしとて、しらぬ様なるも、心得のうと／＼しさ、思ひやるべし、暑き日も忘るゝとて、盃かたぶけ汗うち流すも、いかなる事にや、憂をも忘るゝとはいへども、酒によりて過をなし、耻を得て家を亡し、身を失なふもあれば、憂そふ物とやいはまし、昨日酒飲て今日は心地死ぬべく有とて、枕により粥すゝりて、酒の匂ひをも嫌ふにぞ、よし命有ても下戸にやなりなんと見れば、程なく始にかへるぞ悲しき、其外何の職何の任に成たれば、其位貴く任の重きを賀するよりも、猶々つゝしみて奢をさり、風教の助なすべきは殊勝の事なるべし、農になりてすき鎌なども調へぬに、財を費して酒のみ農になりたるをことぶくはいかなる事にや侍らむ、

蠅てふ蟲は、又なく憎し、晝寝の夢さまたぐるは怠りを諫むともいふべければ、とがめんやうもなしたゞ書などよみ、晝などかく頃、顔のあたりに一ツ二ツとまるを追やれば、暫しかなたへ移り、また飛來り、飛去り、はては友多く集ひて、鬪爭し、あるはえもいはず振舞て、いと狼藉なり、また蚊てふむしも、にくさは劣るべからず、夏の夕涼しさに端居して、笛の唱歌などいへば、早其聲をしるべにとめ

來て、おのが名よばふ聲、いとうるさし、蚊やりふすぶれど、煙うすき程は、猶立さらず、人もたへかぬるころ、かれも暫し立行侍るを、其隙を得て、帳打たれつゝ、今宵はやすくゐぬべかめると思ふに、耳のあたりに聲して、枕のあたりさらぬぞいとにくき、紙燭にてやきころしてんと思へど、起上るほどの佗しければ、人呼出して、燒つくせよといへば、しそく持ありく程、ほかげの目にてりそひて、ねむさいとたへがたし、額にとまりさすを、はやりうちに打ば、多くもらしつ、腹ふくらすばかり吸せてうてば、血うち散てけがらはし、手と足とのうらさしたらんは、かゆさもそことさすべうもなく、ひたかきに掻てもあたらず、いとくるし、晝の程も、調度ならべおく傍より、忍びやかに出て、害するものは、足に白きまだら有て、こと國にも虎をもて號し類ひなるべし、秋の末つかた、やゝ夜寒のころ、この蟲も夏の程の年わかくわざすぐれたる心にて、ひたすらうちとまりて、させども吸へ共、己が口ばし七ツ七ツにさけたれば、心計にてわざ劣りするぞ愚なる、この外虱蚤などいふ蟲も同じ憎さなるべけれども、身に知らざればはぶきぬ、なほ芻蕘にとひて知べし、

きさらぎのはじめも、いまだ雪うちふり、氷かたくて、梅などもいまだ咲ず、江都はかの臥龍てふ梅も散たりとこそ聞ゆれ、いとゞゆかしさの餘り、故郷へ文やるごとに、一夜明て春に成たれば、述懷のほどちかきやうに侍るとのみ云やりけり、

ある日寶川寺へ行ぬ、和尚など出て、物語したり、予硯よせて、縱獲殺活本是有心縱獲殺活本是無心と書て、

絕果し谷のかけはしわたりつゝ月なき里の光をぞ見る

とよみたり、それより元門定忠等、各題を探りて讀出たり、予も春月と花との題を得たり、

靜けしないく春をかはふる寺の苔の軒端に霞むよの月

咲花の散も昔まじ山寺のかねて心に思ひしる身は

狸[illegible]して汁にさせたり、諸々も添て喰ふ事なれば、一たび喰ては頭うちかたぶけ、暫く味ふ程に、其匂ひいとあしく、皆々鼻をおほひて吐出したり、椽尾何某も、同く喰しが、强食の名得たらんにや有けん、其肉をたゞに飲ては汁を吸て、三度もかへたり、さらば靜に味ひてよといへば、いとうまき様なれど、味もせで汁うち吸て、ひた飲に呑たる、實は鼻おほひたる人にも、かはらざりけりとて興じぬ、

狸の頭を焼て、其灰を用ふれば、失心を治すと云へり、たぬきを得なばとく〳〵出すべき由、國中へ觸たりければ、二三疋打殺して出したり、見るもの兩の足をひらき、毛を分て、暫し頭を傾て、こは雌なりとて笑ふ、狸のかくし所のふくろは、莚八ツ敷計りも有りと云たればなるべし、其後生ながら得しとて、怪敷箱に入て出したり、開侍らずば見るべき様もなし、いかゞはせんと、戸押かため一間しつらひつゝ、いで此蓋あけよといへど、誰も〳〵心よからずとてあけず、豊田何某をして、しひて開かせたり、狸の足搦て有ければ、蠢くのみにて、出もやらず、近づくればえならぬ匂にたへず、よりそふ人とてもなし、とく獵人にかへしあたへよとて、又蓋をおほひぬ、かの袋は見るべうもなし、莚八ツばかりなりとも、縲絏の中にはいかで其術をなしてんやとて笑ひぬ、

去年の九月のはじめ、甲子の山へ行侍りぬ、城を曉ころに出しに、四五里にして夜は明けたり、しゞ平と云所は、平らかなる野の、はては山につゞきたり、眺めいとをかし、ゑら澤のあたり、木立なんどいへる所は、皆紅葉のみ生立て、萬山一紅とも云ふべく、猿の聲などもしたり、かき金ばしといへるは、筏などの様に木の枝あみならべて、山の岨へさげわたしたり、蜀の棧などいへるも、此類にやあらん、其橋わたりて見やれば、淸き瀧のかしこの岩、こゝの石にあたりて、白玉くだくる様になん、げに此氣色はかし山の第一とも云べし、是より先は坂けはしきいふべくもあらず、いとくるし、溫泉のけしきも又をかし、予道すがらこの景色畫かきて、都のつとにせばやと思ひたれど、言の葉も筆もいかに、文く

はへ花さかせ、筆をめぐらし、五彩を施したればとて、萬分の一にもいかゞ及び侍らん、白川へ至て、かしの山見ざらんは孔子の門過ぎて、入らざるが如、しかしの山へ至りて楓葉の景色見ざらむは、堂に至て室に入らざるがごとし、楓のくれなゐ、水の白たへよりして、大なる石は十歩二十歩に及び、小なる目にも及ばざるも、みな其形をなしつゝ、こと〳〵く、その色をあらはして水により、山に聳え、谷にのぞみ、坂に横たはるさま云盡しがたし、まいて風雨霜雪、花月の折々、移り行けしきは、いかがあらん、道のけはしさをいとひなば、又かゝる詠もしらじ、虎穴に入らずんば、虎兒を得ざるといふにひとしとやせん、

日は長し、事はすくなし、勤はしげからず、又させる能もなし、いかにして日を消しはてん、傍の人にも物語してなぐさめよと云しに、誰物がたりする者もなく、同じ事に日は永し、夜は短しと誰もしれる事のみいふなり、いで此地にありては、人のあしかりし事をいふも、此國の人の上なり、かゝるつたなき、かゝる愚なる事はべりといふも、此國の人の上なり、いと恐るべき災ぞといふも、此國のことなりこの頃とて語ることも、昔此國の外ならねば、いふべきことの葉もなし、其人の善もあしきも政の得しとうしなひとは、其職とする有司有て、いへば、内官の云べき事にはあらず、されども國ゆたかに人々とむといふ事のみ、長々しう日毎にいひ出しぬべき樣もなし、物がたりをせざるもむべなり、

秋の頃民家に立よりしに、もち喰居たり、見れば小黍の粉を固めて、さゝけの葉をもてつゝみ、其儘火の中へ投るなり、其葉の燒盡しを期として、くらふ、その味ひうましとぞ、

此頃桑名長壽院のもとより、澁なし榧といへるを送りぬ、こはめづらしき物なり、されども澁なしてふ名はこと〳〵敷名哉とほゝゑみて開きみれば、實にも常よりうつくしく、割てみれば澁の衣はなくて、白妙のはだへあらはれたり、見るもの皆驚て、其箱のかたはらに書たる物有り、開きみれば、祖公の御馬上[illegible]、枝とりても、多く生出す、今は其木の靈をしりて、朶など

折取ものもなしとなり、いと尊き事なり、予常に榧の實を好てくらふ、祖公も好み給ひしといふ人の有ければ、藩翰の任をあぐる事いかで祖先の烈にしたがふことありなん、はじかみ好むとて、聖とはいかで云んといひき、予が名を定信といふ、祖公も暫しが程かく稱し給し由、予が號を旭峰といふ、祖公も俊峰と號し給ひし由、いづれも後にしりたり、偶中とやいはむ、猶々不才を耻侍りぬ、

卯のとし饑饉しければ、夫食をやり租稅をゆるし、除疫の炙を敎へなどしけるを、久連石村に、藤藏といへる有しが、殊にいといたう悅びて、餅をさゝげて恩を報ぜんしるしにせまほしき由願ひ出て、餅に注連打はりて捧ぬ、その願の心ざし書たるもの見しに、其言の葉の拙きが中にも、田家の方言をまじへたれば、いと解しがたき文なりき、

遠山猿平といへるは、獵樣の事のみ預る職なり、顏の猿に似たりければ、かく名を云たり、ある頃しる人のかれが宿へ行しに、遠山は鹿の皮はぎながら、其肉を手ぐひにして口も血に滿ちたり、妻を呼て、うつはものもち來れと云て、もち來るを見れば、猿のかしら犬の手足多く有たり、鬼の栖ともいふべしやと人語りし、

生れて目盲し人、五色をしるも常の人の知るも同じ事なり、盲し人に五色はいかなる色とや思ふ、云て見るべしと問へば、云れぬにぞ、さればこそ知らざりけれと笑ふ、いはねばこそ有れ、黑きは黑し白きは白しと思ふは誰も同じ事なり、常人とていかで詞にて五色を云侍るもの有なん、黑きは斯とて我髮をさし、白きは斯とて我齒をさすはたとへて云なり、かくいふ事は盲し人も云べし、目有故に見て知り、耳有る故に聞て知を、しると思ふぞ悲しき、

年の始に領國に有とある寺院神官驗者など、皆城へ出て賀する事なり、袈裟をせにと威儀をつくろひたれど、いなかにすめればいと賤しく、むくつけき樣なり、狩衣に冠着て笏をもち、遙向ふより膝行して笏の衣の襟にさしはさみ、あるは笏を直にたてて、頭を斜にして稽首せるなど皆々舌をかむことなり、

一人の驗者あしき病にやかゝりけん、鼻なくして穴のみ見ゆるなり、其面を耻ずして、頭巾いたゞき出たるさま、誠に鼻は額にや有らん、目は四ツかと思ふ計にて、みそかに腹をかゝへ侍る事なり、去年三條内といへる村の京政寺へ來ぬ、堂の後へ行てみれば、石碑多く有たり、其中にいと苔むしたるも有り、又は倒れたるも有り、此頃まうでけんと思ふ計に、枯葉かき花などそへたるも有り、新なるも有たり、いでや生としいけるもの、誰か死なからん、陰陽晝夜、四時の行はるゝよりして、松の千とせのことぶき、朝顏の一日の榮え、世に有とあるもの、始有て終なきはあらじを、今さら歎くもよしなきことなめり、されども生は好物死は惡物とて、何れか死をさけて生につき、生を好て死をにくまぬ者はなけれども、終にこゝに歸せざるものなし、此地に埋れ此石をいたゞきたらん人を、病によりて藥をきはめ、人々保護しても、命極りてかく成たるも有なん、老たるかぞいろを殘して、海山の恩をも報ぜず、孝子の恨を地下に殘すも有なん、夫に先だちて同穴の契を忘れぬ烈婦も有なん、女を殘して活命をかへざる丈夫も有なん、やう〳〵そだて上て、月よ花よと愛したる翠子の露と消しも有なん、病を得ずして闘諍に身を失ひたるも有なむ、たゞいとう心くるしう物するは、年のあしきに逢て、喰ふものもたらず、おほふ衣もなくて、一生を終しも有やせん、又病ひにかゝりて、藥もとむべきも力もなく、あるは鰥寡孤獨にて、誰あはれむ人なきも有りやせん、いと賢き男の、道知たるが、人も知らずして草葬と等しく、朽しも有やせん、誠に哀れむべき事なんめり、其ゆかりの人のまうで侍るとても、さりにし日計り思ひ出てとはゞ、常とふ人もなくて、卒都婆も苔むし、木の葉も降埋て、嵐の音とふも月の宿るも、いかでなからん、人の心をなぐさめ侍らむ、年々の春の草のみ、心なう生出て、飛ぶ鳥も蟲の音も、昔の世をや觀じ侍らん、綠の苔もふり行く後にしのぶ人も、この地下に恨をふくむ樣になりもて行なば、其人をしのぶさへ、稀に成はべらん、つひにはしるものもなくて、古き家はすかれて、こと人の塚とや成なん、其後も年を經なば、田とやなり、野とやならまし、たゞ生死はせんかたなし、飢ず凍えずして

命をつくし、賢き才あるも、其程々人に知られ、世に出る様になり侍らば又かく迄は思ひ侍らじとて、寺の軒端のかくるゝ迄、打かへりつゝ見送りぬ、しのゝ葉艸は、宗因翁の遺歌集の名なり、納涼の歌に、

池廣みよせくる浪に風見えて松は音なきかげも涼しき

忍親昵戀の歌に

今こそはしられぬ草のゆかりまで果は思ひの露やかゝらむ

いづれも全調の歌とやいはん、今やなし大息にたへず、去年より春の初めまで雨ふらざりければ、麥などもみな枯生の芝の樣になん成たる、野べに出る時は、龍神の社を過る折しも、心に雨をねぎしに、其明の日雨降て、麥も皆緑にかへりぬ、いとかたじけなさの餘り、こたび社の造營を云付ぬ、去年皐月水無月の頃雨ふりて、秋のたのみ覺束なくて、此社へ晴を祈しに、其日に晴て有年になりぬ、

故郷よりの便をつねに待はべるなり、便ありたりと聞ば、其文を手に取も遲しといそぎつゝ、其封を切とくも心いとせはし、やう〳〵開きて安全の二字をみれば、又こと文をひらき見んとして、心つかはるゝものなり、何の品送りこすよりも、唯自筆の文のこまやか成るいとうれし、たゞ一筆安全とのみ書て、さてけふしもかずかさねてくはしく申入候半など有はいと口をし、

妻よびむかへたる明の日、閨より起出たらん心のうち、何となうつゝまし、いつ迄もかゝる心ばへ忘はべからずば、いとめでたく榮え侍らん、

女のひたいにこちたく黑くぬりたるみぐるし、男の髮のうしろのかた多くそりて、髮のひまひま靑く見ゆるぞいとわろき、

夫のこと國へ行きたるに、妻の方より文こして、其國の紅粉色ことにあなる由聞侍りぬ、急ぎ送り給へ

と云こしたるぞにくき、

若き妻のともしくらくかゞげて、よそひをせんなどいふはあし、あかき色など見て、いやしき色哉などいはんに、見やりて墨畫の竹、白檀の匂ひはめでたしなどいふは又わろし、

人の方へ行て、物がたりなどするも、心得ありたき事なめり、あるじの名殘をしき程に歸るぞよき、あるじ餘所見して、日はいとみじかし、此ごろはいと事多し、はや日も暮なん、夜はいまだ長からず、又しはぶきして、此頃は風寒に感ずる病多く有りいと恐ろし、日影を見つゝ鐘かぞへなどしてさぞ事多からんか、能語り給ふ酒すゝめたけれど、ことなう塵事しげく、人もなければ、本意うしなひ侍る、かうやうの事聞えたらむはとく歸るべし、

なくてよきものは、女の文才　日記に晴天書たる　くすしの髮　つたなき歌の枕詞よみたる　ものゝふの美服　寺に鳥かひたる　後室の化粧　盲人の目の明たる　栗のはな　法師の額に墨入たる

ありてよきものは、　日くらしの聲　女の涙　こすのうちの空たきもの　若き女の癪やめる　才能職任より劣りたるものゝ交もたる

有てよきはよくあしきはあしきものは　やごとなき人の才能　金もちたる人　女の衣に薫ものこめたる緋おどしの鎧　宴室に額かけたる

たはれ女にたはれて、一生たはれ男の名を立、たはれ暮して、終たるはいとおろかなり、たはれ女の誠なきを知て、我方よりも僞いうてたぶらかしせんと思ふが、後にはつかはれて、財寶なくし、詞費し、名をうしなふぞ愚に淺間しき、人の誠なく人の僞いふをにくみて、我も僞いはましと思ふは淺まし、又あしき友だちにめでたくいはれんとて、人の爲にかゝる淺間しきわざなどして、一生をあやまるぞおろかににくき、若き人など打さそひて、あしき道をしゆる、猶にくし、此道しらざらむ男は、人情わりなきを知らじといへど、さなんいへる事は、何の文にやあらん、いといぶかし、いにしへの情しり給ひた

るかしこき人は、皆此道に入けんにや、かゝる理りなきことにことわりつけて、云ぞにげなくにくし、
多井某は、祖母に仕へていとまめやかに、孝を盡し侍りぬ、予もかれが家に立よりたり、多井某は、祖母を抱て出たり、祖母もうれしさの餘りに、聲をあげてなきたり、予が來りし恩を謝する心にや、手を上ていはんとしても、泣になきていはず、兎角して席にふしたり、傍に居けるもの、みな涙おとさぬはなかりけり、
灸したりし後は、越の雪圍ひ取捨たる心地すめり、
烏はむくつけき鳥なれども、孝盡す心ばへ哀なり、元日の曙東のかたしらみ行ほど、くろき林の中より、聲のどやかにとび行もをかし、星見えぬばかり、月さえたる夜、ひるの心地して、梢打めぐりて、鳴たる又をかし、夏の夕つかた、日も入はてゝ涼しき頃ねぐらとびおくれたるが、二ツ三ツ飛行くをかし、雪降つもり庵も野山も其色なきに、ひとり飛かふもはえありてをかし、
宮つかへの女臀ほそきはなく、子あまたうみし女の髮多きはなく、聲いと高うすめるをの子の色くろきはなく、髭多きが髮多きはまれなり、
貧しき家に子あまた有ぞくるしき、乳出ぬなほ苦し、
子の人のがり行て、能ききぬ著、よき物喰を見て、羨むを聞くもくるし、あるは病て籬ちかく物あきなふ聲きゝて、得ましとて泣に、かふべき物なきも、せちにくるし、女の子のくせかたはなるが年生けたれどせんすべなきは、うへなくゝるし、
物知たる人の共事とはなしに、言葉のはし〳〵かくはしきは云べくもあらず、
若き男の武藝まなばぬは、いとにくし、
夕立と雪は、ことに心の外なる物なめり、今日は雲出たり、苗おきたつ惠みかなと思ふに、月のさし出る頃は、雲もなく、此頃の寒さはたゞにやはあるといふほど、うす墨の雲給間なうとちたれば、朝戸出

たのもしくて、起たるに朝日かゞやきて本意うしなふ、たゞ何事もしらで人のがり行てんといへる頃、夕立にあひてぬるめり、明日はわか菜つみにと思ひて、曉の頃厠へ行しに、月の影よと思ふばかりに、降つみたる、なゐふりて後、空打ながめて空やちかきなど云あふも、心の外なればこそ、いかづち嫌ふものは、とくより知といふめれど、夕つかた鳴はためきて、後にされぱこそ、今朝より心地あしかりけりとはいへど、いかづちとはしらざりけらし、さるにことしは雪ふらむ雨多からむなどゝ、空より消息來しやうにいふあさまし、

あめあきらかなる五のとしきさらぎの半にしるしとゞめぬ

塵塚の塵

今はむかし寶暦の頃、あらゆるあだし事をすさみて、塵ひぢとなづけし物有り、此翁草を書るはじめに、これらの事をも、翁草へ書入れぬ、今はた八十瀨の波打こえて、暑日の長きに倦み、吾好む筆を執れども、毫を正しうするも勞がはしく、寐轉びながら、反古のうらに、心の向ふ事どもをみだりにつらねもてゆけば、胸はるけく、神爽なり、宇治大納言隆國卿の陰聞し給ふに倣て、見る事聞く事眞僞はとまれかくまれ、書きあつめて塵塚の塵と名づけしは、吉田の法師のゆるせる名なればなり、

翁が庵へ常に雇ふ賤夫有り、一日十歲計の息子をつれ來て、實語教を教てよと賴む、余殆困りて携來る所の本を取上見るに、大概はよめるやうなれども、中には理訓などの類ひ見えて、すら〳〵と讀む事難し、故に我は之を知らず、外へ賴むべしと斷りをいへば、賤夫常に余を識者のやうに思ひ居たりしに、斯なれば、興ざめ顏にて、さな戲給ひぞと、ひたすらに賴む、返答にあぐみて、我爾に疎くしていなむに非ず、實に之を知らぬなり、耻かし〳〵といひて止ぬ、さぞなん我をあざみ笑ふべかめれど、是非なし、之を想ふに、人はあらゆる事を覺え置がよしと、獨笑せり、

天子皇后崩去あれば、都下には嚴重の愼古例有て、關東御凶事と同樣なり、江戶大阪共外國々にては、關東の御事は至て重く、禁裏の御事は暫の愼にて相濟由承ぬ、是何の謂ぞや、あめが下に住もの、國恩を輕んずるはいかに、我國第一の美稱は、天孫萬世につゞかせ給ふを以てなり、然ば關東の御事は勿論、天子の御事も、同樣に有べき事歟、今の賢侯に訴へ申たし、

第百五十七巻にたはれ書し、難波の一風士、去年致仕せしとやらんにて、ことに西國巡禮するとて、妾腹の女をつれ、艶なる鬟五人を揃へて、各笈摺に、麗しく花を餝り出立て、其身は一刀若黨中間荷持上下十四人連にて、卯月の頃難波を出て、京に久敷逗留し、東西の遊里に遊て、此頃京を立しとにや足弱の旅行、殊に巡禮道は、馬駕不自由なるべければ、定て通し駕の二三挺も具せしにや、素より精進もせまじ、今年巳に懸車の翁、活氣粲々たる聞も潔し、我知れる方へは、立寄しとなん、耄年耳聾の我友か、見限りて音信もせざりし、

寶暦明和の頃、矍鑠たる老翁、九條家に仕へ、御勝手向の御用を承り、其用ひ御家司の輩に超たり、此老翁元如何なる人と云事を不知、飽迄世事に賢く、其身富豪にして活氣なり、諸侯數家の勝手向を肯ひ齡八旬を超て、遠國近邑を往來する事、近隣へ行が如し、常に青樓に遊て、島原の太夫五幡といふに馴て、又外に太夫の中一人(名失念)相口にて、假初に遊會するにも、此太夫兩人を揚て遊ぶ、其風情を、我も見受けたる事有り、老翁が出立、黑繻子に緋縮緬裏の小袖、茶羅紗の羽織を着て、手駕に乘來る、其齡八十三歳とかや、其花やかさ齡に拔群若く見え、恰も劇場役者の如し、盆正月節句等の紋日を獨して請込、新艘を出し、又或時は九條殿の河原御殿を我物にして、女郎を始、廓の者共餘多招寄て遊宴す、我子は權門の侯家の用人となし、大に時めきしが、其終を不知、

或人余が老健なるを見て、昔の人は丈夫なり、今の人何とて斯有んやと云り、余曰、否我如きものは、誠に木守りの殘れるなり、其所以は、我時代の人、悉く八旬に至らば時代に寄とも云べけれども、其世の人々は皆死果て、我のみ殘れり、今の人も斯く成べし、八旬を超る人は、百人に一人有事希なり、僅五十年や、百年時代違へばとて、萬世不易の世界に、人の强弱は有まじ、夫に付ても、浮世の老人を見るに、さらでも打寄する老の浪を、我方より年を寄らせて、老の述懐を人に語り、物毎をひかへ用心し後生を願ふ輩のみなり、我は一々是に反して、先第一に我老を人に語る事嫌ひなり、さなきだに、老は

人に疎まるゝ物なるに、面白からぬ悔み事をくり言せんに、人之を聞て何とかせんや、聞人の心迄を悼ましめて、よしなき事一々述るに不及、知れたる事なり、我はたとへ財用乏しからぬ身なりとも、爰に記す活翁兩人が擧動もいやなり、唯何となく眷屬に深き世話をかけず、天數盡る迄心長閑に樂しみ暮して、終らん事を欲する事なりと答ふ、

絹布諸器などは、五十年前よりあしく成り、百年前の物は、猶更よし、是は人間も違ひ、時代により厚薄優劣有り、其謂は今の如きは、世の華奢長ずるに随ひ、金銀は乏しくなり、諸品は結構に成故に、諸物の價金銀と對せざるに仍り、自ら次第にあしく成り、唐物とても同じ道理なり、賣てあしくば唯もあしからで、うはべの餝りをよくして、打見たる所は、古物に優れる様に、欺き拵て、人の氣を奪ひ、誠は諸品悉く惡物なり、是人を譏る輕薄の情なるべく、今の人心歟、賢侯長く政を執給ひ、世人の驕奢止み、正路に復しなば、此類も自ら元に歸すべし、

賀茂の社士は、國法の服忌令と違ひ、實系を重んじ、養系を次にす、最神前實肉の穢を憚る所は去事ながら、それは祭祀の事にこそあれ、常の人道をもていはゞ、いとゞさへ養實の親疎、法令の通に行難き物なるを、賀茂のごとく養家を輕んずる樣にては、人間の僻情得たりとして、人に正路を損すべし、是神靈の御心に、いかで協ふべけんや、返す〲もあしき社風なりけらし、予が家旣に四代他姓より嗣之實胤は我母妻に至て絕たり、是天にして奈何ともする事なし、止ぬる哉、我之を悼惜して、偏に實胤を捨て、吾家の祖先を立るの意他なし、

博奕御制止は素よりの事なれ共、就中御當代に至り、嚴令有て、之を侵す者盜賊に准せられ、其所の役人迄も罰せらるゝに依り、世上恐怖して、やゝ諸勝負事止ぬ、中にもをかしきは道中小揚の者ども、（世に云雲助なり）常に博奕して世渡る、之を制せらるれば、皆逃散て、道中往來の差閊と成故、是は錢勘定とやらん號して制外に差置るゝと聞くは眞なりや、私に思へらく濱相場を始、諸相場素より博奕の大

なる物といへども、是は前々より立置るゝ事なれば論なし、近年寺社の富の事、未年忌かゝりたるは是非なし、追々御免の事は、停止有たし、是が爲に、身を毀ふ者幾ぞや、博奕よりも世の風俗のあしく成は富なり、申さぬとても是等の事は、上に知しめさるべし穴賢、

事に幸せられて解官の人は、其下司を除て呼之、譬ば石田治部少輔を石田治部、小西攝津守を小西攝津安國寺惠瓊長老を安國寺惠瓊と刑札にも記されたる由、今も其格なり古へ左遷の公卿などは如何唱へられしにや、雲の上にては常に諱を用らるゝ事なれば、行平中納言などを、左遷の時は行平と計り唱へしにやあらむ、武家に於ては、諱を唱ふる事、近世普通せざるに仍り、關原落居の時、浮田中納言秀家流刑の節、外々受領の格に下司を取省きて、唱へ難きに仍り秀家幼名を再び用られ、浮田八郎と被稱しとなん、秀家は(備前美作の太守備前中納言と號)五大老の其一人にして、太閤薨去の後も、神祖に双び秀頼公を補佐せられしが、關原一擧に西方の總督の如く、其幸石田小西に等しければ、既に死刑に處せらるべきを、加州緣坐たるに仍り、遮て加州より願はれ、漸く死罪一等を宥て、遠流せらる、秀家父子島に在て、憂き年月を送られける、舊臣浮田左京(後坂崎出羽守と號)戸川肥後守花房志摩守等は、御家へ被仰出、諸侯の列に加はり居けれ共、舊主へ志を運ぶは花房一人にて有しを、秀家甘賞して、哀れ生涯花房が米を食て死度と被申由を、花房傳へ聞て、公儀へ其由を達し、夫より後は、秀家父子の糧を、花房方より島へ送りしとかや、

寛政の頃、紀伊宰相治寶卿の御妹、水戸少將治紀卿へ御婚儀相究り、右御道具を被遣、其列伍殊外長く相續故、往還の妨を思召し、行列を三ツに切て被遣、然に安藤對馬守(當時若年寄)の嫡子長門守、其所を通り掛られ、行列切れたるを待て通らるゝ處に、紀州の雜卒ども、大に威光を振て、長門守の人數を拒み、甚狼藉に及び、剰へ長門守乘物に掛り、無法の働を致す故、駕脇の士止事を不得、彼雜卒を斬る仍て諸卒大に起て、追々に馳加り、安藤氏を圍む、長門守爲方なく、幸ひ同姓帶刀(當帶刀は對馬守弟

長門守の伯父なり）屋敷の邊にての事なれば、帶刀屋敷へ駈込て、事の次第を述られけるに、帶刀許諾して、家來を差出し、漸く之を制止して强儀無法の奴原を搦め、其場を鎭め、其由を治室卿へ申上られけるに、治室卿之を聞給ひ、長門守も大名たり、途中に於て狼藉者を切捨る事勿論なり、賤卒ども當家の威光を借て、かゝる狼藉を働らく條、言語道斷なり、他家にて、當家の家風を不遜狼戾なりと嘲笑ん事、心外の至なり、急度穿鑿を遂げ、不法の奴原嚴刑に可處なれ共、夫よりは公儀へ達し、公法に任せ可然とて、御手前にて、穿議を詰られ、頭取の者共を、公廳へ引渡さる、流石に賢君の聞え有る故治貞卿の教育し給ひし程有て、今の紀侯も良君たりと聞人感賞しける、

因記、安藤對馬守と、安藤帶刀は元と同家なり、元祖帶刀老年に被及し頃、江戸詰にて、或時同姓右京進（對馬守の祖なり）の許へ申送られしは、久敷參會下致疎々敷に、其許御暇日に夫へ參向可致由なり、右京進聞て、帶刀は無諂人にて、加樣の音信は珍らしき事なり、何と思ひ寄れしやとて、返答に能ぞ預御使者悅入候、來る何日暇日に候條、御出庶幾候とて、使者を歸され、扨饗應の用意、悃に申付られ、當日帶刀參向有り、日頃の疎情を謝し、快く語られ、夜闌に退出せられけるに、跡に帶刀の佩劍殘りけるを、右京進見付られ、沈醉の上にて忘却せられしにや、帶刀には似合ざる事なりとて、近習の士に潛に申含め、彼佩刀を持せて、跡より追懸させらる、彼士帶刀の乘物に馳着て、密に斯と述ければ、帶刀大に笑て、武士が佩刀を忘れて能物歟、我刀は是に在とて、乘物の內より出して見せられければ、彼士默して刀を其儘携歸り、右京進へと斯と申けるに、右京進淚を落され、扨は此刀は我等へ記念に送られしと見えたり、最早老衰故、今度を暇乞の心にて、無程紀州へ歸らるゝ心なるべしと被申しが、案の如く夫より暫して歸國し、幾程なく歿せられしとかや、是落穗集歟、何やらん記錄に有て、燒失故書名を覺えず、但今の風俗にてみれば、諸侯の類參會には、主客共に刀番有て、加樣の忘却などは決てなき事なり、其世は物每質素なる故、諸侯とても今の如く重々敷は無りしと見え

たり、

此帶刀は、長久手の戰功は勿論、其外武名世に高し、又思慮篤き人にて、政事を執に足れり、故に駿府老中の內より撰出され、紀伊侯の輔弼たり、平素無口の人にて、夫は可夫は否と計り云、或時何歟大造の事(其品失念)に帶刀掛られ、萬の指揮せらるゝを、神祖聞し召及ばれ、加樣の事は見習ひ置べしとて、土井大炊頭を日々に場所へ遣はさる、帶刀諸士の伺を聞て夫は惡しと計り申さる、仍て又伺直したるを、夫も惡しと計にて、加樣にせよとの指圖はなし、再三に及で夫がよしと申さるを、大炊頭不審して、最初の伺思召に不叶ば、其時加樣と御指圖有らば、物每早く埒明て可然を、再三伺直しをさせらるゝは定て故有事と存候、御相傳可被下と被申候へば、帶刀云、尤の不審に候、最初に指圖致せば、物每早く埒明宜候へ共、夫にては掛り役人の心、其事にはまらず候、只大旨をさへ伺がへば能樣に差圖可有と、指圖賴みに成候へば、自分の働は不入候、伺を差返す時は、己が思慮一ぱいに工夫を凝し、再伺を出し候へば、其事に格別に力入候、總じて君の事には、飽迄心を不用しては、本意ならず、兎にも角にも、紀伊殿に能人を拵へ進し度計にて、如是と被答しとぞ、いと崇き意なり、是も右の類の記錄に有しが、宙覺なれば不詳、

余は若年より暑に倦む事甚し、況八旬の今に於てをや、氣縮り神昧く朦朧たり、寒氣は老衰の上にも、筋骨しまつて、精神爽なり、おほよそ十人に八人ほどは皆爾り、希に寒氣よりも暑が凌ぎよきと云人有り、此意奈何とも辨へがたし、夫寒暑水火は相對の物なり、然ば冬は火を以て寒をふせぐ、夏暑きとて冬の火の如く水を溜て浸居んには、世の人皆病人と成べし、僅に吹風を納過て、暑を凌は、冬と違ひ肝要の防道具なき故に、暑には人々苦しむ道理なり、猶其上に蚤蚊蠅の類の諸蟲に責られ、魚鳥野菜の食味冬には劣り、束の間に食物も損じ、一ツとして暑氣によき事はなし、それをよしと思ふは、銘々稟得たる性の爲す處歟、或人曰、寒暑の好惡は、其人の出生の時節に寄といふ、實にもためしみるに、暑に

生れし人は暑氣を痛ぬが多し、己が稟たる季候の自然と、時に和して感ずる故成べし、
北丹波八丁山は、弓削庄知井庄の間に有て、其圍方二里餘に峙立る大山なり、先年兩庄の論に仍り、公儀へ召上られ、其後は公儀山となる、寛保の頃、余に山內點檢を命ぜられ、彼地に十日計滯留して、隈なく山中を見るに、高樹陰々と聳え茂れ共、四面に川なければ、之を伐出す事難し、其道の者共、色々工夫して、公儀へ願ひ、山入して調儀を爲せ共、兎角津出し差閊て、皆半途に止ぬ、故に全山高樹滿々て晝も暗夜の如く物凄し、漸く兩庄より願ひて下艸を芟り、又山內に炭燒の者共住居して、僅に木を伐て炭を燒く、其仲か間の者五人有り、四人は山內微しく地の形平なる所の樹木を拂ひ小屋を建て、各妻子を育て、其小屋の體、土不自由なる故に、壁の代り四方板圍ひにして、市中の風呂の大なるが如し、傍にわづかの菜園も有り、壺中の天地山內の都とも云べしと一笑せり、今一人は三右衛門と云り、渠が小家は夫より遙隔たる谷底に只一軒有て、妻子一所に在り、十歲前後の子供數子見えたり、傍には峨々たる巖に、熊の爪を研たる跡抔有て、日蔭もさゝぬ凄き處なり、などや仲か間の者と離れて、かゝる所に棲やと尋れば、仲か間の者と不和なるに依り、爰に住りと云、よしそれは任地、他出留守に足弱計殘し置ては安心成まじ、如何するやと問へば、留主は熊猪狼の猛獸ども皆味方にて候へば、渠等に任置候人間に預置よりは、尤丈夫に候、去故に京都へも出て、其外方々に止宿致事度々に候へ共、聊留主の氣遣無く候、子供は常に右の獸と友達にて候と云へり、昔語の公時もかゝる事にや有らんとぞ覺ゆる、又或岨つたひを通しに、谷を隔て半町餘り向ひの木深き樹上に、猿一疋登居しが、人跡絕たる所を、我儔の行列せるを見て、大に駭きたる體にて、木の間へ隱しが、姑くすると爰かしこの樹上に猿ども夥しく群登り、此方を眺る事雲霞の如し、始の猿、己が友に令流して我も〳〵と見に出し成べし、實にも其倩人間に近き物なりけらし、又可笑も氣の毒なりしは、我旅宿山里の事なれば、物每不自由なるを、公用故、近邑の村役人旅宿に勤番して、樣々饗する體なり、都て御用場に於て、所の馳走を不請事、素より

公法なり、仍て役人を呼で其趣を申きかせ、殊に山中の事なれば、決して馳走がましき事無用なり、一汁一菜を調る共、有合の野菜の外は、箸を付べからず、彼是心遣ひも氣毒なり、鰹節一ツ家來へ渡し置べし、さ有らば其餘一菜にも不及と申ければ、役人承伏して立けるが、其後も是非一菜は不止、鰹節も出さず、故にいかゞと思ひ居たるに、一兩日過て、村役人家來へ內々にて申聞けるは、此頃鰹の事を仰付られ候故、近郷を探し候へ共、何方にも無之候、此段宜く執成を賴む由、則家來爾々の旨申聞るに仍て、我も案の外故、左有らんには決て鰹無用なり、此方は左樣の事は不知、馳走を厭ふて鰹を好しなりと、不存寄役人へ世話を掛たりと、斷りたら〳〵にて止ぬ、かゝる山里には、鰹さへなき事を始て知れり、

土屋能登守（常州土浦城主九萬五千石）內室は、太田備中守（遠州掛川城主五萬石餘當時京都所司代）の息女なり、其侍女に太田家より付來し女有り、容貌麗敷故、登能登守の妾と成て、寵遇せらる、此女太田家士某が娘故、內室を超え、其身の寵を得る事本意に非ずとて、暇を乞ふ、能登守是非なく暇を遣はすといへども、猶心殘りしにや、彼女を手討にして、其身も自殺せらる、內室之を聞て、口惜くや思はれけん、同く自害されしとぞ、表面は能登守先病氣分にて隱密し、未何とも落着せずと風聞す、虛實を不知、寬政二年の事なり、

同頃江戶神田二丁目に、桑名屋四郞兵衞と云薪米商賣の者有り、又何檢校とやらん云ふ盲人の子に、惡黨有て、內證勘當にあひ、親の許を出て、此四郞兵衞方に寄食せしが、如何の譯にや、其者の口より四郞兵衞が惡事顯れ、召捕れ、家內を改らるゝ處に、有金三百兩、錢二千五百貫文、具足十五領、弓鐵砲鎗長刀刀劍の數夥敷、町人不都合の道具を多く所持するに仍り、一入御不審掛り、嚴敷拷問に及處、四郞兵衞事、盜賊の張本にて、手下の者夥く有之、追々召捕れ、只今御吟味最中のよし、是も不知虛實、

美人の繪の贊

恐しやかゝる美人のまたぐらに人とる池の有としらずや

是は一休和尚歟可追考、素より知れたる事ながら、知れたる事とて、なぐり置けば、我知らず怠り破る事世の習ひなり、孝悌忠信の道、是程知たる事はなけれ共、行ふ事の難きを以て思ひ量るべし、夫からみれば、右の贊歌の愼、師の教誡を聞にも不及、我心ひとつにて行ひ易き道なり、念佛宗のひたぶる念佛を申し、御經宗の不怠題目を唱へて、門徒宗の行住坐臥に知足の御禮を申なんど、愚昧のともがら、夫を以て邪念を拂ふには至らざれども、責ても口癖に成りよき事を申ては申さぬには如じ、此三宗旨は本邦の新宗なれば、愚夫婦童迄を導に易からしめんの教誡、最開山の功勞至れりと云べき歟、其餘の宗門は、加樣の方便薄ければ、自ら本邦の衆生に風俗に遠きなり、忘れてもくみやしぬらん玉川の毒水遠きに非ず、此畫贊をくり返し〱、朝夕題目稱名を唱が如くせば、身を過つ事なからまし、

或人東都へ赴くに、侯家其外親類知音のあまた彼地にあればみやげものつと〱調んも、甚多端にて、勞がはしければ、兼てより其用意に、堂上衆の手筋を求め、あまた諸卿の色紙短冊を乞需め置けるを、それ〲への土產とす、京都こそ、堂上衆の筆は珍らしからねば、さのみ賞翫せず、流石江都は邊國にて、堂上衆をなべて尊信すれば、懇なる領の產物より、殊に欣びけるとなん、いかなる侯家へ上げても餘物よりは風情有て、篤く謝せられしとぞ、又或人東都へ下向の時、物に心得たる人、餞別に先の人の姓名の手札を數百枚記して送る、其人權下に居る人故、手廣く勤步行身なれば、此手札大に用に立て悅びしとぞ、是も先きの人の日頃の氣質にみるべき歟、

西本願寺先上人は、第百六十一卷に記る如く、五十年前狂疾有て、退隱せらる、夫より今に至て、本坊西の方に蟄居なり、其後は物狂はしき事はやゝ止ぬれども、常の人とは今も異なり本坊より一ヶ月銀一貫目づゝ、賄料を付らるに、自ら之を領して、陪仕の者に、曾て不任、麁食、麁服して、只今銀錢の月を累ねて、殖るを樂みとす、坊外は大宮街なり、常に物賣を、自ら窓より呼て、是か買ひ價を直切事、世人に超たり、斯して暮さるゝ故に、費用少く金銀錢を裸にして、眼前に積み、常に眺之て樂とす、傍

の者之を犯さんとすれ共五十年來禁足の人なれば、之を窺ふ事成ず、或は入湯便所へ行るゝ透間に、兼て用意して丁銀小玉の小きを大に換て、數を合せ置けば、夢にも不知、數をよみ置計なり、錢はつながずして、堆く積置ば、數知がたし、故に透をみてひたと摑て盗取とかや、昔の岡左内が樂に似て、其志の向ふ處雲泥なり可笑、

國々の郷語の異なるは勿論なり、又さして違はざる事に聞惑ふ事多し、讃岐の人と語り合しに、東寺の梅咲たりといへるを、余聞誤て夫は時節の梅なるべし、冬至梅はもはや過たりといへば、いや冬至梅の事には非ず、東寺の境内の梅の事をといふ、漸く點頭したり、是京師の唱には假字の浮沈違ふ故なり東寺冬至京にては斯く、讃岐は東寺冬至如此、花なども右の人は花、京の人の花、字々加樣の類多し、都の人は訛らず、箸端橋開口よく分るといへ共、一概に爾らず、此東寺冬至などはどちらがよきやらん辨へがたし、京の子供は鼅を鼅といふ正に訛るなり、又讃岐の人少〳〵といふ事を、少〳〵と云、是は地頭少將の官を憚る成べし、尤國々の領主に少將多し、定て其國々にては皆爾成べし、又江戸の人余に對して、足下は平計を好まるゝ由承及たりと云を聞惑て、再問て漸俳諧の事と知り、武陽の人は「ハイ「カイの類の開口分り兼るなり、「ヘエ「カエと聞ゆるなり、又借り買ふの間違ひあり、肴の類をカツて來よと云、使の者惑て、加樣の類は借し不申と答るを、いやとよカツて來よと云て不止、傍に江戸を知たる人有て、使の者に之を合點させて埒を明たり、借る事は借りると云なり、總じて關東は言葉尖に濁音なり、仙臺は殊に甚しく、夫より奥羽の間殊さらに聞えがたし、西國は詞柔に鮮なる方にて聞易し、多分「で文字を不用、左樣で御座りますと云を、左樣に御座ります、其餘此格なり、又女のいらへ、京にては「ハイと云、阿波の邊は「エイと云、伊賀は「ナイと云、奴等のナイ〳〵と云とは違ひ、やさしきこはねにて、「ナイと云は、聞馴ては耳に立ぬものなり、其外郷語を擧んに盡すべからず、

女の肺布は穢物にて、人前へ出る物に非ず、男の褌勿論なり、是を晴とするは角力取計なり、さるを娼

婦の類は、いかめしく緋縮めんを長くして、衣服と裾を等うして、人前へひらめかす、尾籠云ふ計りなし、責ても妓婦はゆるしてん、近き頃は、なべての女かくの如し、わきてきたなく見えしは、難波の賤の女が、鼠色なる木綿腑布を引ずる計りに長くするぞいふせき、名さへ二のといふにいかなる心ぞや、

翁草　卷之百七十四

塵塚の塵

文車は今の狀刺の類か、いかなる製にや、古へはかりそめの名も誂しく聞ゆと心にくかりしに、讃岐の森長見の編る、忘貝にかくなん見當りし、

聖學自在に、文車と云は古しへにも見えず、如何と思ひしに、徒然草の古本を見しに、文庫と有しにて、始て广冠の消たる本よりうつしあやまりたる事をさとりしと見ゆる、又徒然草抄には、文車と云も有事を載たり、

と有り、愚意に伊勢物語のまろがたけの說にも、是に似たる事有り、(宙覺不安之可追考)まのあたり今の世の事にも、かゝるたぐひはおほかる、いかにいはむや、上れる代に於てをや、それもまた好士のたくみもあなれば、一概に信じがたし、たゞ事にふれて是をかうがへるも、老のたのしみ成べし、此忘貝はかく據處を穿ちたるして、然るべき物なる故に、此塵塚の塵の末に少しく拾ひ擧るものなり、又徒然草抄の文車の說などは、後人の僻案なるべし、

本朝苗字の事、上古には無し、六七百年以來專ら是を用ふと見えたり其濫觴は、姓名計りにては同名有て紛しき故に、誰は何つ處の某、彼は何の誰と異名符丁の如く、假初に呼習はせしなり、たとへば池の端に館有るを池殿と云ひ、門の脇に有るを門脇殿と云ふ、今江都にて田安、一ツ橋、清水御殿などゝいふが如し、近衛殿、九條殿を始、堂上衆の稱號、元來は皆其格なり、其邊なる街の名を呼び、あるは少しの據をもて、家に號る計にて、深く由緒に用る事にあらず、朝家の人々は、今も爾り、武士已下は姓

氏よりも、是をおもの系圖に申立、或は新田を宗室として、其枝葉江田大館里見鳥山世良田額田金谷一の井岩松などゝ相分れ、足利にては吉良石堂仁木細川斯波今川荒川山名畠山桃井などゝいかめしく、黨を立る、御當家に於ては、三川松平衆十八家は、悉く御先祖の類葉にして、各松平を被稱といへども、數家紛はしきに仍り、長澤大給深溝藤井形原櫻井野見瀧脇鵜殿（其餘悉不覺今斷絕の家も有）抔と、地名を稱號とし、各御家門格にて、御家臣よりは上座たりしが、御當家國初より如何なる譯にや、御家門の號を削られ、御譜代一統の侯となられぬ、今數家の松平衆皆其裔なり、元來は紛ざる爲に、呼たる異名の類が、後世恭く系圖に成たるも可笑し、既に淸盛賴朝なども、源姓平姓を名乘るゝ計にて苗字の事を不聞、今の世の如き、姓氏は次にして、人姓名を問へば、苗字と假名を互に名乘合のみにて、其人の姓氏實名は何と云やらん、親しき中にても知らで濟なり、其假名と云もの、字にも非ず、故もなき官府の號を借りて、何左衞門何兵衞などゝ呼は、官名にも非ず、字にもあらず、何やら知れぬものなり、せめても何太郎何次郎などいはんは可なるべし、左衞門兵衞の類は、大にあたらざる事なり、適詩文章を書など、俄に事々敷諱字號など書顯すぞ與さめて思はる、異邦の人之を聞ば、嘸な笑なん、兎に角に、朝廷の御風俗にはいにしへを喪ひ給はず、奥深くいみじかりかりけり、矧や卑賤の者は、實名字の差別なく、唯何兵衞にて仕舞ふ事をかしきならはし成けらし、

棊は中華聖代に興りて、古き遊びなり、琴棊書畫といへば、藝術なるべし、藝ならば多年思慮を凝して之を學ばんに庸思といへども、などか其道を微しくも覺らざらんや、然るに棊計は如何ほど多年好み翫べども、曾て其功なし、餘藝を鈍材といへども、好て怠らざれば、自ら其道募るなり、棊は嬰兒の才を以ても、朝に習ひて夕には、古き愚手の者を挫く、是自然の事にして、修行に寄らざれば、藝に非るに似たり、此理奈何、或人此辨を書置し由申せしが、是も故人に成ぬれば不見に止ぬ、

道の下手と云は、其道を辨へたる上の名成し、世人卑下して、我は下手なりと云は僻事か、其類は中々

下手へも寄付れぬなり、碁家代々の內に、林門入家に、下手門入と云有、彼其世の名人に對して、右二子を著は、一番も負ず、又兄を著すれば一番も勝ず、故に碁家に於て、下手門入と稱せりとなん、是を以て下手の號の容易ならざるを思ふべし、

近年の碁家井上周碩（當時左京山崎主税實父）は、半名人にて上手には少し優りぬれども、今少の違ひにて碁所に不至、兎角する間に、年も老い、其上所勞に仍り、其身碁所の望も絕え、久敷名人中絕して、道衰るに似たり、此上は本因坊察元未年も不老、家藝家に優りて見ゆれば、是を因碩より上表して、碁所にせんと欲る處に、察元因碩が老衰病通を見込て、進て勝負を望む、因碩素より右の主意なれば、なじかは否とは申べき、去ながら老衰所勞の上なれば、手談の試に不及、察元を吹擧せんと欲れども、察元不諾、是非古例の通り、手相の上にて勝敗に可任と申に仍り、不得止事其趣を言上して、察元との碁有り、果して察元勝課せて、望の通察元へ碁所を命ぜられぬ、仍て双方の徒、互に快からず、陰にて色評せりとなん、因碩は勝負に不及、察元を吹擧せば老人の執計世に聞えてもおとなしく難なかるべしとの主意なり、察元は古來勝敗を以て命ぜらるゝ事を、夫に不及して經上る時は、世人の伏せざる處なりとの意なるべし、双方一理有て、可否奈何とも難評、

碁家本因坊井上安井林なり、各同格にて仲か間なり、碁所になれば、殘り三家を支配して、其道の棟梁たり、其身御紋の時服を拜領し、一等格式違ふなり、されども御目見以上と云にも非ず、先は格外なる物なり、四家互に勵競も理りなり、因碩跡春達、其跡當時の因達は、元藝州の產にて、幼名橋次と云、京師の儒醫吉益周助方に寄宿して、常に小島道芝（初大六後登會進と更む五段手直）方へ來て、棋局を學ぶ、漸く募りて、道芝より師家因碩方へ吹擧して差下し、竟に井上家を相續せり、其長、柔和溫厚の才子にて、自藝にいさゝか誇らず、是に會する人、誰か憎む人なし、又道芝養子に登會進と稱する有り、蚤歲より、道の才子にして、拔群なる故、幼少より家元へ遣はし、修行させけるに、碁

家各手を拘て彼が奇材を美稱す、故に諸侯家より之を呼れ、碁を見給ふ、此生質も又因達に等しく、普く人之を譽て因達より道芝への書通にも登曾進が才器中々我類ひに非ず、後々に古今獨歩の人なるべしと書返し狀を、余も見侍る、惜い哉不幸短命にして今は亡し、

陰娼の事今更の事に非ず、御治平に倣ひ、三都は不及申、邊國津々浦々に是を犯し、商ふ者多く世々禁止し給ふといへども、頻に行れて不止、京師にては淸水坂幷北野七軒茶屋など、中にも古株にて、板倉氏京尹の頃より、女を一人宛抱へる事を許され、之を茶立女と號す、され共遊妓と云にも非れば、押晴て遊里の所作は憚りぬ、(淸水坂の茶屋株阿古屋株といふ) また一種風呂株とて、古き株あり、是は洛中に有る空風呂なり、是にも垢搔女とて一人宛御免なり、(之を風呂の猿と云) 是は衰微して、段々商賣を仕舞ひ、三四十年（寶曆の頃か）前迄は、室町五條上る松屋風呂、一條堀川の柳風呂のみ僅に殘り、太夫風呂は洛東に移して、渡世しけるが、今は皆退轉しぬ、夫より追々旅籠や株などゝ號して給仕女一人御免、又其後水茶屋株とて、茶汲女二人御免にて、益此商超過せり、是寛政二年より凡六十四年前（享保十四の頃か）、自是先百有餘年（天和貞享の頃か）已前、石恒町繩手邊の者共、此商露顯して、家々の亭主共、四條芝居前に梟首せらる、故に其當分は、皆人怕れわなゝきて、暫は此事絕ぬれども、又年經る儘に、今に爰に潛み此いとなみを爲す、八十有餘年（元祿寶永の頃か）已前、三本木土堤町邊にて、此密會を企て、世人擧つて是に遊ぶ、世を憚りて賣女に非ず、素人と云心にて、妓の名を白人と呼習はせり、(此時分女の篤昇有て土堤のはるとて名高かりし) 然るに寶永の頃、（五年）京洛大火後、其邊御用地に成り、新に常火消屋敷建、(近國一萬石計の小侯在京して被勤之、但是は當時の月番火消の外新規なり、享保六七年頃片桐石見守切にて止む、其跡九條家河原御殿になる) 依之土堤町の者共へ、祇園の下にて代地を下され、彼方に移て、密に件の商を爲す、其頃迄は、鴨川の東は郊野にして、繩手邊に、三條下る車道迄纔に家有り、其南は堤畷にて、髫コキ場なり、四條邊に件の旅籠屋少

少有計なり、故に三條橋より、祇園の西門仲源寺（目病地藏）など、一目に見えわたる、其後七十餘年（正德享保の初か）以前、祇園新地建、享保年間に至て、端々の新地雲の如くに起り、ふるき清水株の如きは却て衰るに仍り、其古株を新地々々へ移し、此商次第に增長す、四十餘年以前に（寬延の頃か寶曆の初か）、吟味有之、雒東の娼婦藝子の類を悉く島原へ謫せられ、妓屋皆咎に遇て、姑く潛りぬれども、程なく元の如くに成ぬ、抑島原は古來の遊廓にして、遊妓御免の地なり、始は萬里小路（街に柳の並樹有し故に柳馬場と號、今遊廓を柳町云も其因なり、と大門口に柳を植るも其故實によれり）の地に有しを、豐臣家の頃、六條西洞院邊へ移し潛らる、廓内三の街有り、故に三筋町の名有り、然るに市店に聯りては、世風惡敷成る由にて、寬永中今の場所に移さる此年肥前國島原耶蘇一揆峰起の折柄なれば、田間の一郭原の古城に似りと世人假初に島原と呼しが、今の名となれり、本名柳町六十町西新屋敷などゝ云は、知人なし、然共官へ訴書付、其外表立たる事には西新屋敷御町と書く、而て四十有餘年が間、隱し妓御穿議の御沙汰も無りしが、寬政二戌年（寶曆元より四十年に成）六月官府の役人所々へ手分して、雒東を始、四隅に在處の隱妓を閃々と、唯一夜に召捕、妓婦二千人餘、或は牢舍、多分に島原へ召預られ、夫より追々穿議始まる、理りなる哉、今萬物の不直を精密に糺さるゝ最中なれば、斯く後くらき業を豈糺し給はざらむや、東武に於ても、兩國橋下の築島を崩取れ、隱妓を芟絕さる風聞は有れども、委き事は不聞、大阪も未何のさたけなれ共、定て追々御沙汰有べし、扨島原は年久敷衰微して、下地居住の者も多く離散し、享保元文の頃迄は、忘八七八軒揚屋二十軒計有しが、段々身上仕舞ひ、一旦は忘八纔大小三四軒、揚屋十軒殘り、廓中の家廢壞して、之を售んと欲すれども、誰かは之を望まん、唯崩れ儘に佗住居せしが、近年東の奴原、奸惡無情重疊せし故やらん、何となく次第に衰て、西廓に纔に殘る者共、いさゝか利潤を得る兆有て、次第に家居つき〳〵敷、かざり廣げて、世人の心爰に傾きけるにぞ、少し榮枯地を換るさま成しが、今日に至ては、誠に西郭潤色の時至れるとぞ見

ぬし　去れども差當り　千六七百人の牢妓を扶助するほどの力なき事官に知し召けるにや、島原の者共へ、右費用として銀十五貫目賜ぬとかや、愚盲の者は是を聞て、島原のみを救はせ給ひ、洛東の萬人を責給ふは、依怙の様に沙汰すれども、是は一向辨へぬ者の論なり、廓は御免の地にて、其家業をすれば救はせ給ふ事勿論なり、東の者も常の業にて困まば、などか救ひ給はざらん、元來御法令にも背く、陰業にて、窮するをいたはらせ給ふ道理やは有る、譬へば博奕打が禁止せられて、難儀するを、救はせ給はぬに同じ、こたび隱妓の御吟味未央なれば、落着の上委く記すべし、(寛政嚴令の事巻百八十にも出、寛政二年より天保十三寅年迄五十三年に成)

出灰村は、山城丹波の國境に有る山里にて、田畑もなく、山稼にて世をわたり、常に五穀を食む事もなく、若病む者有て、命にかゝはるほどの期に至れば、米を煎じて用之に、大かたは其病治すとかや都に近き片山陰にも、かゝる所ありけり、まして邊國遠鄙にはさぞならむ、

洛火以後都の普請も、凡鄙の家居に似て、結構なるは希なり、其中に兼て家を造り直さんと思ひし者も故なきに家居きら〳〵敷建直さんは、流石世の聞えいかゞと堪へ居たるに、此變に遇たるは、幸ひにて數千兩の金を抛ち、思ひの儘に結構を盡す有り、是らはたとへ其身いか程富裕なりとて、其志天地の機に反し、第一上への憚り、且己が分限を省みざるの罪大なるべし、其者の心には、此大變に委ぬを手柄に思ふべけれ共、皆驕慢僭上より出たる事にて、頗る非なり、又或小士嫁娶の噂を聞くに、其仕搆への結構大に分限を超たり、是百有餘年以來、次第に奢増長し、身の程を忘れたるなり、殊更當時關東御儉約仰出され、御代替り後の御大禮共、悉く差延られ、是を世に知しめ玉ふも、銘々が身を愼ましめむが爲なり、猶其上に天子詔して世の奢を戒しめ給ふ折からを辨へぬは、いかなる心ぞや、たとへ過去し親の搆へ置たればとて、斯る御時勢を量らば、潛なる仕方も有べきを、是見よがしの擧動は、御家人の端たらむ者は、猶も愼むべき事か、

卯月皐月ころの月影は、霧霞のさはる物もなし、暑からず、寒からず、若葉のつやゝかなるに、みがゝれて、白かねの光りときはかきはにきらめくこそ、こよなう清光こよひ一夜の心地ぞする、いにしへより、秋の月をのみ殊さらに翫べども、老ては秋は肌寒く、すゞろに哀れも過ぎ、春の月はさらでも、おぼつかなきに、猶はた老の霞をそへ、冬の月は愛なき人の老が身につれなきに似たり、東武の人の句に「さみだれてある夜ひそかに松の月」とすさみしは我が仲か間か、

享保年間にいませし有隣新殿は、鷹司殿の御連枝にて、蚤歳より双眼盲まします故に、たゞうどの世を諷したるさまに、飄々然として、ひたぶる茶道に遊び給ひ、其世の數寄者と、呼るゝ者に廣く交り玉ひいかなる埴生といへども、御茶を申せば、速に成せらる、近臣何某とかや介錯して、路次待合の物數寄たり、始て一席の事々物々、審に之を述る、亭主崇敬して、會饌に木具などを用れば、唯行常の器こそ興あれと宣ひて、後には常のもうけせしとなり、飽迄其道を嗜給ふ故に、道の功達明を喪ふ人とは見えず、御客ぶりやごとなくめでたかりしとぞ、直の御應對は憚り有とて、御介錯の人へ對して話するに一々御直答有て、何角憂世下ざまの事迄、隈なく知らせ給ふ事、庶人に異なる事なしとかや、享保の末に世を去り給ひて、其墳二條川東頂妙寺に在り、近き頃薨じ給ひし日光准后御方(櫻町帝御連枝宮)も、あらゆるいやしき事も知しめされて、御物語有しとなん、又青蓮院殿へ書家の啓齋常に御伽に參りて、御物語傳へ聞も右に同じ、

櫻町帝は希世の聖主にて渡らせ給ひ、普く下ざまの事をも知し召て、何くらからぬ君なれども流石にまのあたりなる事は知らせ給はぬ事も有しとぞ、御遊の折から、仙院の御池へ鰻の這出たるを、叡覽有てあの蟲をとりのけよと宣ひしは、蝸のたぐひとおぼしけるにやと其世の人かたりき、

同じ頃甘露寺家の雜掌に、寺田宮内と云有り、狂歌を善して、世に知らる、あまた佳作を聞ぬれども忘れたり、一日院御所附の武家村上市正亭へ行しに、市正息繪を半ば書さして、宮内に贊を乞ふ、宮内之

を見るに、瓜の蔓とおぼしき物を書れたり、半ばにては案じがたし、先繪を調へ給へと申せども、是非にと有まゝに瓜の蔓と申出しぬるを聞て、忽其蔓を葡萄にして、いかに〳〵と責られければ、とり敢ず「瓜の蔓になすびはならぬ浮世とてぶどう見事に遊されたり」一座の人入興せしとぞ、是ら狂歌の即妙といふべきか、

寶暦の頃、岡和仙（初段位の碁客なり）四條道場内の空坊にて、碁屋をはじめける時、或人、

　碁屋ならば寄大炊などゝ有べきををかわせんとは御手違ひ哉

是も言葉功にてをかし、

閏七月十五日夜清明に人々打寄て、月を賞しけるに、「桂男やさきへ生れて妾腹、羅人」例ならば今宵は中秋、閏に凝られたる風情其外に意をふくみていと逞し、

狂歌の事は余一向不堪なれども、いにしへより名を得たる人のつらねしを見るに、言葉巧に一座の興を催すのみにて、さのみ心ばせの深きとも見えず、叉今の人のよめるは言葉のたくみすくなく、本歌のさまに似て、さにもあらず、何を以て賞する事にや、其道へ入らざれば、其意をしらず、はた今は、はしづくりに大かた興歌と書り、是はいかなる謂ぞや、もとも一座の興を催す故に、狂の字をいやしめにくみて、興の字に書替たるならんかし、去れども興は和歌六義の一つにして、道の大義なれば、私として後人の名つくべき事にあらざるか、さいへば俳諧も素より和歌雜體の一つなれば、今行はるゝ俳諧と云ふものに輕々しく名づくべきにあらねども、是は先哲の吟味有て、狂れ歌とは云ず、はいかいとなづけられしは故有事なり、狂歌も其如く、しかとしたる所以有て、興の字に改まるゝとは格別、さもなくばいかゞ侍るべき、

京都名目銀の事、享保年間迄はなし、元文の頃籌宮御方御賄料へ金二千兩を、公儀御爲替仲ケ間の者を省き、當時身上手厚き町人共へ御預、其利倍を以て、宮御方の御手當に可被成旨被仰出、則百足屋仁左

衞門、（其後御爲替御用被仰付）井筒屋善助、萬屋源兵衞、袋屋作兵衞四人へ御預け、且又仁和寺御修復料の内も同樣の御沙汰にて、それ〳〵の者どもへ配當拜借被仰付、各家質を差上預之、右御銀の名目を以て、世上へ貸附の事故、右の者どもより相願御免なり、右御用を蒙る者ども、御爲替町人に准じ、上訴訟になる、夫より段々此事募り、官府に在處の諸品の公銀、悉く貸附に成り、御城中新御園米御拂代銀迄も、百五十日切の延納の願叶ひ、其日限の間を世上へ貸附る、諸口の利足を束て、又是を貸附られ、次第に此名目拜借の者相增し、我も〳〵と手寄を以て御銀を預かる、始は其人柄を疾と被糺しが、後には故もなき身柄不宜者も、色々の手筋を拵へ、御銀を預かる樣に成る、凡京都近國近邑の金銀取引、此名目を離れては、通用難調、侯家の急用銀なども領分の百姓の借受にして、用事を被辨、（是を出割といふ）理には反すれ共、今の不直の人の心にては、此風俗に從はざれば、忽ち渡世に悶る故、是に從ひ行く事不直の上の理りとや申べき、普通の金銀貸借出入は、古來定法の通、被判緩やかなるに、此名目銀は、御爲替銀に等しく、嚴敷取立らるゝ故に、是迄の平證文にも、悉く名目を借り、證文を仕替に、樣樣成行く儘に、世に平證文はなき樣に成ぬ、芝居其外洛外所々の隱妓商賣の者も、皆此名目銀を借り、是を以て市正の商の元手とす、淺間しかりし世のさまなり、此時を得て奸惡無道の口入の者共、群り競て色々表裏を以て銀主を欺き、胡論の者へ金銀を貸付候故、果は其町分の難儀に成り、銀主も借り主の穿議を等閑にして、若不埒なる時は、公威を借らんと、公儀賴みに大切の金銀を、えもしらぬ方へ借し廣げ、畢竟貸す者も、借る者も最初より不實にて、切組めば牢舍手錠の者不絕、世の中不穩なり、心有る者は此不實をにくみ怕れて、金銀を圍ひて不出、自ら世の通用澁りて、一統の窮困となる、是に於て寶曆午の頃、東武より伊奈半左衞門登られ、町奉行小林阿波守立會、是迄の貸付の分、不殘三十年賦に申付られ、洛の通用凡そ德政棄損の心地して、大火を打消たる如く成しが、又そろ〳〵催して、當時は元の[illegible]哉は、御金銀通用の事は、渡世第一肝要の事なれば、互に實義を以て取組べきを、如斯の仕形に

て、豈永久ならんや、當時の溫風を以て、寬文の賢令のあらむ事遠かるべからず、吁時なる哉、和歌は我朝の道にして、神代に始り、其德あまねき事いふもさらなり、されども作例なき事をゆるさず、俚言をいましめ、あるは制の言葉など有て、雪月花に對して、いさゝか道狹きに似たり、連歌は和歌よりも猶し法度多く、句のさまも和歌にくらぶれば、無下に劣れり、夫も古への名有る人々の句は、妙に誂しきもおほかれど、今の連歌といふものは、俳諧にもあらず、何やら知れぬ面白からぬものなり詩はもろこしの翫びにして、眼下の事は自由に述るといへども、是も俗諺を交へず、はた日本の地名の雅なるは用ひ、さもなきは唐土の地名をかり用るなど、眞の事すくなし、是元來日本の遊びに非る故、加樣の無理をせねば、詩にならず、唯俳諧のみ、天地の間森羅萬象尊卑の隔なく、あらゆる俗事まで、隈なく云叶へる、廣大の道、雅に於る俳諧に如くものはなし、それを爲し得ぬは其身の不材不堪の爲す所なり、道をだに一貫せば、何の難き事あらんや、此道漸二百年來に起り、鼻祖は守武宗鑑貞德などなれど、人丸赤人に對すべうもなく、芭蕉を貫之にも比しがたければ、人の信薄きこそ恨なれ、賣禪の妖僧有り、一梵刹別御朱印の一院主色衣の長老なり、或侯の菩提所にて、其かたよりも過分の茶湯料を寄られ、恭敬ひ篤く院內富裕なり、放逸無慙、活機妖材他の準ぶるなし、知命に滿ずして、院內の寶を飽迄擲て、都下に棲り、羽織などを着て徘徊す、常に賭碁を打つ、米小判の相場を好み、究て淫亂にして、俗家へしたしみ、寡婦娘子を犯し、家婦に間通する事擧て算へがたし、又遊妓を請出して妾とし、曾て人前を不憚、禪氣活乎たり、總じて僧の亂行、五十年來次第に募り、今は人目を愧ぬ體なれ共、此僧の如くにはあらず、近年寺院の風俗を改らるゝ時節なれば、此僧世に在らば、危うかるべきに幸ひに歿故せるは、是も賣禪の妖德とや云ん可笑、

翁　草　巻之百七十五

忘れ貝抜萃

謹で國史を拝讀するに、此國の如き尊きは有まじ、開闢より皇統連綿、君々たり臣々たり、他の年號を不用、桓武天皇平安城に遷都まし〳〵てより、千年に及び、不易なる事、海外何れの國か比すべからん此方の正きを外國も感ずるなり、宋史に、雍熙元年日本國の僧奝然至る、獻銅器十餘事并本國職員令、王年代記各一卷、太宗召、覽奝然、存撫之甚、厚賜紫衣、上聞其國王一姓傳繼、臣下皆世官、太宗歎息、謂宰相曰、世祚遐久、其臣繼襲不絶、此蓋古之道也とて、君臣無窮の業を建んと願れし事見えたり、職員令は奉勅にて不比等公其後夏野公等の述作し給ふ、令義解に有り、官位全備なる外國に渡すとも、耻しからず奝然入宋時の文章は、本朝文粹に見えたり、

西土世變り國改る事、開闢より幾度ぞや、堯は舜に讓り、舜は禹に讓るが如き、上代有德なれば、讓ると云も宜ならん、世澆季に至ては、間々已が不德は顧みず、聖人禪讓の例とて、押て位を奪ふの類不少、聖人位を讓られしも、時に臨ては末世亂の一端とも云べし、近頃迄農業し、或は履を賣し輩、天子と成ごとき國柄、聖人、君々たり、臣々たりと宣へども、君臣の道立ざる故に、亂に入て帝號を僣する者、所々に發て、天下擾亂し、後には夷狄に國を奪れ、衽を左にするに至る、此方君臣の道正き故敕を以て不道を征す、是治も速かなるなり、律部安崇の和漢問答に書れし如く、恐多けれども、若日本に桀紂ほどの惡有り、其下に湯武の如き聖人有とも、決して君とは仰ぐまじ、武烈天皇の御跡にて、繼體天皇を奉迎しを思ふべし、西土の人さへ、堯舜は父子の衰なり、湯武は君臣の缺なりと云はずや、武王の紂を

弑て彼微子の賢を立へしと門人の問ければ、先生眉をひそむと、朱子語類にも見えたり、誠に國がらの惡は聖人のもやむ事を得給はぬなるべし、愚思ふに、孟子曰、聞誅一夫紂、實未聞弑君也と有れど、是等は此の方法とは不當、主父を弑する者、竹鋸にて頭を挽き、磔刑に行ふの重を俗にも云ずや、此方是迄咫尺の地も外國へ取れし事無し、本朝文粹に三善朝臣の書給ふ如く、東平肅愼、北降高麗、西虜新羅、南追呉會、三韓入朝百濟同屬すと、實なる哉、琉球も來貢し、外國歸化するは神明の國ならずや、稱呼辨に世俗京を洛陽と云、京へ上るを上洛と云、亦長安と云、山城國を雍州と云甚非なり、平安城皇都京師など申べく他號を稱すべからず、莫大の曲事なり、凡都と云字、夷の都など夷の字を冠らして云べきは知らず、其外他所に稱するは、僭上無禮の至恐るべし諸國に州の字を付け、陽の字を付け江戸を武陵と書など皆非なり、作詞章、裁簡牘者、私に西土に擬する事を好めりと、其出所悉く擧引て、俗說贅辨、亦和事始などにも出せり、此程も或詩文を好む方と會せしに、京都の地名こそ雅なれ、何國の地名こそ不雅にて、連綿熟字に用ひ難きなど、浮薄の事を咥て、己が淺見を知らず、國名鄕村の事は、上古より掟有り、私に論ずるは實に恐べし、
唐土を中華と云はゞ、此方豐葦原中つ國と稱すと、神道野中淸水に天文輿地の考を以て、日本は帝座紫微宮の下に當れる事を擧げ、又廣益俗說辨にも、垂加翁の說等を委引り、此程も或方と談話せしに、本朝と云事を、先には西土とのみ心得、後には物語も、大に齟齬して一笑せり、詩文章を專らとする方、異國に擬せんとて、姓氏實名等を略し、源姓を原とにみ書し、藤原姓を藤とばかり書など如何ぞや、如斯云はゞ古より此方も異國を換するの名あり、何れの書、或は本朝文粹にこそ、如斯などゝ申されんが、古風の書様は、懷風藻など見るべし、少も西土により給はず、此書は天平勝寶三年の序有り、古は名を稱するにも、源平藤橘諸姓氏、大方其姓氏を冠らしめたり、梶原は平姓なるに源太とは故有り、平次平三等の類なり、官名にも多く姓氏を冠らしめて稱せり、

盡信書、不如無書と、神代に文字有無の說、諸書に論ずる事紛紜たり、一々諸書の說を爰に記さんなれど、甚繁多なれは漏しつ、先づ予が淺見なるさへ見當りぬる書名ばかりを參考の爲に記す、

釋日本紀	新撰姓氏錄序	古語拾遺序	古語拾遺句解	朝野群載（箱崎記）
神代口訣	神皇正統記	本朝文粹	日本紀問答	日本紀纂疏
神代和訓集成鈔	神代卷鹽土傳	本朝通紀	和學辨	浩耗錄
神道玉鉾之道學	和漢問答	神道排佛之說	本朝學原浪華抄	和漢三才圖會
和字正濫鈔	和字正濫要略	同文通考	古史通	和讀要領
俗說辨	觀鷲百譚	神名書	中臣秡淸淨草	神道野中淸水
和字傳來考	本朝字府秘傳	國字指要	中臣秡要信解	中臣秡白雲抄
中臣秡大全	牛馬問	和事始	殘編俗說辨	神代卷跋
和字通例書	本朝俚諺	神代卷藻鹽草	中臣秡舊證	遊和草
鹿島所藏書				

凡右等の書其說混雜せり、右書の中神代の文字とて出せる有り、神代文字なしとも論ず、委は右の諸書を參考有べし、常陸鹿島の所藏なりとて、或方に秘せしを近頃見しに珍書なり、神名書且中臣秡舊證などに出せる文字と合せり、松下見林曰、見我國史、神武天皇以後記年月日時分明、由是觀之、蓋我通中國、在神代之末、至神武天皇通曉文字、及應神天皇、王仁來經學盛行乎、亦山海經南倭北倭、山海經堯時之書也、漢王充論衡曰、周時天下太平、越裳獻白雉、倭人貢鬯艸、亦成王之時倭人貢暢云々、日本之學始於徐福說、我則不信と有り、予謹て、日本書紀を考るに、神功皇后新羅にて、收圖書文書を給ふの事有り、亦國史に載せず分明ならずといへども、魏志を見れば倭女王上表すなど記せり、其文法如何ならんか、所見なし、亦寺島良安說に、應神の御宇百濟より王仁來朝して儒風興ると傳ふ、東國通鑑に、百

[illegible]始有文字と　却て日本より遅き事如何、近肖王二十九年は、仁德天皇六十二年に當ると能考へられし、亦閩書呂宋の條に、南倭北虜皆有文字、類鳥跡古篆、意其初有達人、制之耶と見えたり是何れの文字、南倭は此方を云るや、神代よりの文字此方にてさへ、右に引る書目の中說々定らず、異國の書不爲證、右の書は予が淺見のみなり、說々多きを參考の爲に擧るのみ、

裝束要領鈔に、日本の事は事々にとなへ讀くせ有之、傳授なくては叶がたく、文武と申せばぶん官と申べきを、もんぐわんと讀む、冬は檜扇夏は蝙蝠を持給ふ、かはほりと讀む、直衣かなづかひにはなをしなれどもなふしと讀む、衞府の劒と申を、ゑとふと二字にかぎらずして、ゑふと言葉を引つゞけて讀む然れ共近衞府と申時は、切て讀などの事多し、是等は唯一端なり、如斯の事數へがたし、

古實の實の字は、淸て讀ものなりと、藤原韶光卿の宣へりと、和學辨に有り、故實の字の事、史記評林魯の世家註に、固一作故、故事之是者と有り、日本書紀神代卷に、故實をかれまことと有り、其餘國史に出たり、

秀吉公へ、明朝より王號を贈れるを、大に怒給ひて、和睦破れ、再び軍を發せられしは、彼足利氏の拜受せしとは、同日の論に非ず、予敢て其是非を言ふにあらざれ共、足利の臣伏有しには、恨氣を發し、豐臣公の大略には銳氣を生ず、

秀吉公の朝鮮へ渡し玉ふ書に、予當于托胎之時、慈母夢日輪入懷中、相士曰、日光所及無不照監(中略)朝鮮へ渡入大明、易吾朝風俗於四百餘州、政化を施さんとは實に快然たる哉、

秀吉公の朝鮮軍事、西土の書にては、兩朝平壤錄、懲毖錄等至て委く見ゆ、秀吉公は太閤記、豐臣家譜、其外の諸書にも猿面猿眼などゝ記し、世に知所なり、然るに懲毖錄には、秀吉容貌矮陋面色皺黑無異表、但微覺目光閃々射人と、平壤錄には見關白、左頰上有黑痣數點面似犬形とあり、犬面とは一笑なり、亦太閤記朝鮮征伐記淸正記など、其餘の朝鮮軍記を見るに、かの方大軍と記し、秀吉公諸將へ賜し感狀に

も、百萬の軍勢などゝ有り、右の平壤錄懲毖錄など、別して大軍とも不見なり、西土は廣大ならんとて小勢を百萬などゝ傳へば、此方の兵威を下すならん、あの方にも此方を大軍と怖しにや、平壤錄にも朝鮮告急之文、無日不至、聲言倭兵百萬、分作一三運、將向天朝などの文有り、

國書目錄に、新撰字鏡と云書有り、此書見たく求めしに不得、古言梯和訓栞などに引用せり、古書寬平四年の撰にて、古言多く證とすべき書なりと、蝶は音のまゝにて訓知れがたかりしに、加波比良古と訓せし事見えたり、

前に語意と云書を見しに、此書右言梯にも云り、山城稻荷社に、古傳の有を以て、羽倉家天下の古書を廣く考得て、加茂翁に傳ふ、猶深く思ふ事を加へなして、語意を記せり、此書五十連の音淸音濁音の通本濁假濁などの事詳なり、正月をむつきと云、十二月をしはすと云の類、奥義抄などの意、其外諸書云ると相違の事多し、

扶桑拾葉集に、後醍醐天皇の名和長年へ被下し宸翰御製有り、長年の忠感慨に餘れり、太平記には脫漏多し、此程も建武中行事見侍りし、扶桑拾葉集は、國の文法實に文選とも云べき書なり、

續日本紀に、粟田朝臣眞人遣唐史の事見えたり、新唐書を見るに、異朝にも賞之、唐書曰其王文武立改元曰大寶、遣朝臣眞人粟田貢方物、朝臣眞人猶唐尙書也、冠進德冠頂有華、四披紫袍帛帶、眞人好學能屬文、進止有容、武后宴麟德殿、授司膳卿還之と有り、舊唐書にも容止溫雅とあり、入唐楚州鹽城縣界にて、地理を問し時、彼所人曰、海東有大倭、謂之君子國、人民豐樂禮義敦行、今看使人容儀大淨、豈不信乎と云々、誠其容儀感ずべく、千年の後も今看が如きなり、俗說贅辨に、阿部仲麿名を西土に揚られしと、世俗いへども非なり、仲麿君臣の大義にくらし、外國に仕ふるは罪人なり、堯舜の代に參り合ひ、孔子をぬれ草鞋にしても、日本人として西土に仕ふるは不義なり、唐の玄宗肅宗代宗德宗等の三綱亂れ、禽獸の所行なる、世に何のかんばしき事有て仕へられしや、思ふに仲麿詩を作り、文書く事を

學と心得、大義の眼あかざる成べし、宜なる哉、當時李伯王維などのけがれ者と知音なり、外國に陷り歸るべき道なくば、一生蔬食菜羹して、民間に窮死して可なり、外國の君官爵をあたへば、辭して不受して可なり、猶せまらば死を決して不仕べし、何ぞ姓名を變じて、外國の官祿を受んと評せり、猶文長し、其要を擧ぐ、宜ならんかし、されど予愚ながら思ふに、蓋仲麿の外國に仕へられしは故あらん、本國の咎めをうけ、或は故鄕を見限り、亦外國に陷り、歸るべき道なき故にも有まじ、其初は留學生なり參考に擧ぐ、續日本紀に寳龜十年五月丙寅、前學生阿部朝臣仲麿在唐而亡、家口偏乏葬禮有闕、勅賜東絁一百疋白綿三百屯と見えたり、其後續日本紀に承和三年五月戊申、使附聘唐使贈遣往歲銜本朝命、大唐使并留學生等在彼身歿者八人位記以慰幽魂、其詔曰云々故留學問贈從二位安倍朝臣仲滿、大唐光祿大夫右散騎常侍兼御史中丞北海郡開國公潞州大都督朝衡可贈正二品、身涉鯨波業成麟角、詞峰聳峻、學海揚漪、顯位斯昇、英聲已播、如何不愁莫遂言歸、唯有掞交之章、長傳擲地之響云々、右等の贈位迄の事を考れば、其功大なる哉、此時分は遣唐使など音信繁く、阿部朝臣若年にて、初は留學生にて入唐有しなり、蓋唐朝に仕官せば、此方よりの都合も宜かるべし、また文苑英華の詩に、銜命使本國とあれば、此方へ唐朝より使を承りしとも見ゆ、唐朝にても官位昇進大方なるべし、六典を考るに、秘書監從三品掌邦國經籍圖書之事とあれば、詩文に事を費て學文とのみ心得られしにも有まじ、故國を慕ふて歸國せられんとして、風波に漂て亦彼土へ吹返され、據なく留られしと思はる、猶子細こそあらめ、自己の見は用がたし、行餘隨筆などにも、他の官祿をうけしは榮にあらず、憶良の唐にてかれをあまざかる鄙とし我日本とよみたる器量とは、雲泥萬里なりと評し、亦外國の人として、秘書監に至りし程の學才思ひやらると有り、何れ此方より捨給はざる事は、右續日本紀續日本後紀にても思量有たし、

南留別志に、天のかぐ山は山の名に非ず、山の高くて空のかくるゝを云なるべしとは是如何ぞや、釋日本紀に伊豫國風土記を引て、倭在天加具山自天天降時因謂天山本也云々、萬葉集の抄に、八雲御抄に天

のかく山は、あまり高くて、空の香のかくるゝによりて云かと云々、又大和風土記を引て、天上の山地におちて香山となると見ゆ、百人一首古說に、天のかく山は、藤原の都の西に近くあるよしは見えたれど今は唱へたがるにや、土人のかぐ山と云は、させる山とも覺え侍ず、或人は其邊に天神山と云るぞ、是ならんと云りと見ゆ、又和訓栞にかぐ山は大和の十市郡に有り、此香具山と畝火山耳成山の三山は、國中に離出て相向ひたり、何れも異山とつゝかずして、かぐ山は短しとみゆ、天とは此國は天に配せる例にて、上古には何にても尊むには、此詞を冠らしむるなり、亦南留別志に主水をもんどゝ讀、掃部をかもんと讀事、いかなる故とも知れがたしと見えたり、水をもとりと云事、大和物語などにも見ゆ、かもんと云は、古語拾遺に其出所委くみえたり、又同書に、姓氏の尸の事を族を云心なりと、是も如何ぞや日本紀通證に、尸はかはほねの略なりと、亦同書に安房にも、ふさと云字を用ゆ、古の扶桑國成べしと是も如何ぞや、扶桑國君子國など、日本を稱するも不當の諸說なり、委く參考して、神學類聚鈔の、神國篇にも記せり、繁多なれば爰に載せず、又同書の中、薩摩防の津は、防人の守りし所なるべしと是も如何ぞや、防人は往古異國防禦の備へ、筑前太宰府へ詰めて且守邊兵士なり、さきもりの古歌にも多し薩摩のぼうの津は多く防の字見えたり、又同書に長歌短歌と云はいにしへ歌をうたひたるさま、何の數にはかゝはらぬなるべしと有り、拾芥抄に古今榮雅抄などにも、委く擧給へり、古今和歌集抄に、短歌の事を、此事古來の難儀とせりとて諸說悉く擧られたり、爰に漏しぬ、又同書に武內宿禰三百歲數代同名なるべし、三韓を感服すべき爲なりとは是亦如何ぞや、諸書を如何見しぞ、國史を捨て自己の見、誰か信ぜん、猶下に擧べし、高名と呼るゝ儒の述る事は、何事も正說とのみ思ひて信ぜば、大に右等は齟齬する事多からん、聖人も蓋有不知而作之者我無是なりとの聖敎も思量有たし、

南留別志に武內宿禰三百歲は數代同名なるべし、三韓を威服すべき爲なりと有り、これ何の證有や、異國の書に、武內宿禰の英名を揚げし事、何の書に有ぞや、三國史記東國通鑑には、朝鮮の書なれども其

英名に威服する事、何れにあるや、宋史には有大臣號紀武內、年三百七歲と有れ共、其英名は見えず、愚思ふに是は僧奝然入宋時、日本の年代記を持行しを引りと見ゆ、又明の申叔舟が記せし、海東諸國記に此方の年代を記せし條に、大臣武內死年三百四十歷仕六朝と計にて、何れも長壽のみを記せりと見ゆ、海東諸國記は、足利將軍の時代に記せる書にて、此國の事を外國にて記せる書の中、頗る其委を得たり又五雜爼長壽の部に、日本紀武內三百歲とあるのみなり、是には和學辨に一評有り、日本紀西土へ渡りしやうに、五雜爼にては見ゆれども、是は日本、紀の武內とよむべし、紀姓なればなりと、此評も面白し、されど愚思ふに、紀姓は後の事なり、武內の子孫始は木角宿禰、木臣など云て、中古より木を紀に改ると見ゆ、神代卷講述鈔に、此書終に漢土にも廣まりけるにや、近古の書に日本紀を引て、正史と云りと記されしは、右の五雜爼に若よられしにや如何、異國へ書の渡されぬ事は、經國大典などに、此方の書とて、其名を少々記して、國史且諸書の多きをしらず、亦或書に武內宿禰の薨ぜられし歲の事、水鑑公卿補任皇年代略記大鏡編年紀等を擧て、衆說紛紜たる事を云り、

右に擧し海東諸國記に、國々の圖有り、京都圖中天皇宮國王殿畠山殿細川殿武衞殿山名殿京極殿と記し、凡九條二十萬六千餘戶と有り、今京都の戶數如何ほどぞや、

宇治拾遺物語に、月の大將星を犯すと博士勘て、大將の家に禍あらんと、左大將仲平卿、右大將實賴卿並立り、右大將は禱りす、左大將には其事なし、東大寺の淸藏僧都、年頃御禱の師にて、是事を申、左大將云、吾は老て愚なり、實賴は年壯に才有り、朝の爲に我此人を惜む、故に我身を不禱と宣ふ、實に事なくて大臣に成て、七十餘迄なんおはしけると有り、誠に盛なる哉

硯面に物書べからずとの言古し源氏物語橋姬卷に、姬君御硯をやをら引よせて、手習のやうに書かせ給ふを、是に書き玉へ、硯には書つけざなりとて、紙奉り給へばと見えたり、湖月抄には、菅家の御歌御日記とて、此事に引き、硯は文殊の眼に表せし事など注せり、

雜祭の事、年中行事の諸書、年中故事要言、日本歳時記等にも荒々見ゆれども、委き說は度會直方の雜遊記、貝合記とて二卷有り、其說詳にして、女子の敎示の事多し、

一條院御時淸少納言、白樂天が香爐峰雪撥簾看の句意にて、御簾をあげし事を、十訓抄に記され、其頃は源氏物語作れる紫式部、赤染衞門、小式部內侍、小大君、伊勢大輔、小辨、馬內侍、江侍從、親內侍、兵衞內侍、中將など云て、やさしき女房共あまた有けり、帝賢王にておはしけるにや、才臣智僧より始て、道々のたぐひに至る迄、皆其名を得たり、中にも四納言と聞えしは、齊信公任俊賢行成なり、漢の四皓の世に仕へたらんも、此人はいかでまさらんとぞ見えける、僧には橫川の慈惠大僧止、廣澤僧正寬朝などおはしけり、帝も我人を得たる事、延喜天曆にもと御自讚有けるとなり、まことや此御時一の不思議有ける、上東門院の御方の御帳の內に、犬の子をうみたりける、思ひかけず有がたき事なりければ、大に驚かせ給ひて、江匡衡と云博士にとはれければ、是目出度御吉事なり、犬の字は大の字のそばに點をつけり、其點を上につけば天なり、下につけば太なり、其下に子の字を書つゞくれば、天子とも太子ともよまるべし、かゝれば太子生れさせ給ひて、天子に至らせ給ふべしとぞ申ける、其後はたして、皇子御誕生有て、程なく位に卽給ふ、後一條天皇是なり、匡衡風月の才に富るのみならず、かゝる心ばせども深かりけると有り、十訓抄は古書にて、建長年中の序有り、今俗間など家內に犬子を生ずれば、吉事などゝ賀するは、此古言にもよれるや、實に博達英才なる哉、亦兼家公の夢に逢坂の關を過給ふに、關路委く白妙なりと見給ふて、雪は消る物なれば、凶ならんと判者に考させ給ふに、是こそ吉事なれ、斑の牛を得給はんと云、はたして牛を送る者有り、又其後此夢を大江匡衡に問給ふ、逢坂は關雪は白なれば、必關白に成給ふべしと云り、はたして關白に至り給ふと云々、

井蛙抄に、信實朝臣女三人有り、皆よき歌よみなり、藻壁門院少將は殊に秀逸なり、

　おのか音につらき別れのありとだにおもひしらでや鳥やなくらん

不顧老眼之不堪書寫之云々、予素より歌の道は知らねども、感深き事ならめ、拾遺集に題知らず、右近

と云歌を感じて、京極黄門老後に、古今を書て與へらるる、奥書に、國母仙院少將殿依爲此道之堪能、

忘らるゝ身をば思はずちかひてし人の命のをしくもある哉

此歌大和物語に男の忘じと、萬づの事をかけて、誓ひけれど、忘れにける後に、云やりけると有り、おもふに物語は、言をそへ心をかへなどして作らるゝ事しもあれど、いひやらでひとり歎かば、猶心や深からん、古今集の左注、又伊勢物がたりの「風吹ばおきつ白浪たつた山」の如く、いと心も深からんかし、同拾遺集に人の心かはりにければ、右近、

思はんとたのめし人はありときくいひしことのはいづちいにけん

と有り、大和物語に、李繩少將の女と有り、歌の心にてはこゝろざまよき女ならめ、

牛馬問に、小町と云ふ女一人ならず「秋風の吹につけてもあなめ〳〵」の歌の小町は、小町正澄が娘「身を浮草の根をたえて」と詠しは、高雄國分が娘「思ひつゝぬればや人の見えつらむ」の歌は、出羽郡司良實の娘、高野大師の逢給ふは、常陸國玉造義景が娘の小町なりと、其證あらん、予考るに、小町と云女老衰して、たよるべき人なく、路傍に迷ひ、卒都婆小町關寺小町などの事を稱する事甚不審せり、戸令にも年八十及び篤疾には給仕一人、九十二人百歳五人と有り、かくて其國官折々めぐりて見、百歳には國守自ら見る事古法なり、七十以上には、臨時に米をたまふ事國史に見ゆ、江次第に小町の事を、歸本國屍在八十島かと見えたり、又十訓抄などにも、小野小町老色衰へて、文屋康秀が三河掾にて下るにいざなはれて、身をうき草の根を絕ての歌を詠み、終には野山にさすらへける事を記されぬ、又玉造小町と云一書有よし、されど右等も不審せり、捕亡令に、死人有て姓名知れずば、藏埋するの法有り、軍防令にも死者を取埋の法令詳なり、小町老て路頭に迷ひ、或は死して、取埋る人もなしとは如何ぞや、其頃は令條さかんに行はるれば、孤獨とても右等の事も有まじ、殊に名ある小町なり、捨置ば國司官人

違令の罪あらん、古の事を擧ば、先其時風を考べし、昔時より間には妄談を信じ、物語の書杯にて、好事の附會多し、又扶桑故事要略に、小町の事を、諸書參考せり、爰に漏ぬ、

國學忘貝拔萃

ほの〳〵の歌は、柿本朝臣の詠ならず、小野篁の歌なりと云說、日本紀講竟宴和歌集と云る書に見えたりと、田所貞吉先生申されし、此書は予未見之、又和字辨を見れば、人丸の詠定かならぬ事を、羽倉の申されしとて、其證を擧たり、右等の類少かるまじ、井澤長秀の說に「雲の上は有し昔の歌は、櫻町中納言重範卿の歌にて、十訓抄に見え「七重八重花はさけども歌は、賤女ならず、兼明親王の歌にて、後拾遺集に出「かゝる時さこそ命のをしからめの歌は、太田道灌が辭世ならず、討死のものを追悼の歌にて、慕京集に見えたりと、是等の事も多からむ、定家卿小倉の山莊にて、百人一首を撰拾ふ事、明月記には、其證慥ならずとの師傳もあり、改觀抄にも擧たり、然に百人一首拾穗抄、基箭抄增補繪抄其餘諸書にも、小くら山にて撰給ふの事實とせり、又此程も或書を見れば、百人一首の中の歌など擧用せり、彼歌どもの入し夫夫勅撰の集をこそ引たき物なれ、

和字辨に、雜學はあしとは、何人のいひしぞかし、定て書物たらざる人々、見る事のならぬ人々の云出せしならん、我夫子も、博く學んでこそと宣ひしにと笑書せり、宜なる哉、學文は乞食袋のやうなるがよしと、底耳記にも書給ひし、是は何にても一所に取込て、入用のそれ〳〵を用るならんと、只俗は文章とて、四角なる文字を並べ、亦詩を作れば、博學ならんと、何いふても伏するも、間々に見當りぬ、官職知要は、職原抄を參考するには、能き書にて、題號の如く、益多き書なり、

智仁勇は、文武の德なりとかや、生質仁厚なる人は、文學せずとも其德は備れり、俗間少しき文學有る者

の不行跡あれば、文學も何の益かあらんとて、誹謗するの類有り、されど智を磨く事は、何をか用ひん性善なる人、文學をば益上達すべし、百工それ〳〵の道具を以てす、古語に玉不琢不成器、人不學不知道と云々、又不學而求知猶願魚而無網と、又此程狂歌を聞に、「論語よみの論語しらずは奥ゆかし論語よまずの論語しらずは」とは面白し、論語よみの論語しらずは、兼て讀置し事なれば、折にふれ思ひ出せば益大なり、論語よまずの論語しらずは、何の種か有て、思ひ出るよすがやあらん、

唐太宗諫は能用ひ玉へども、龍顔穩ならざれば、下より奏する事恐有て、言を盡さゞるの事を、魏徵諫奏せるは、感なる哉、生質の顏色にてさへ惡きは見苦し、まして短氣の行ひ如何計ぞや、短慮の仕業をみれば、跡にては罪を痼癖になして、病と稱するも一笑せり、或書を見しに短慮の失を書に、一には後悔有り、二には物狂し、三には其愚あらはる、四には智有人親しまず、五には他人に仇の思ひをなす、六には器を滅す、七には病生ず、八には爭多し、九には苦勞多し、十には衆惡發すと云々、猶此外にも其失多からん、鈴木何某の、福人教訓袋と云る書有り、顏色を恭くし、幸ある事を、能く教諭せり、巧言令色は勿論なり、聖人も色難しとは宜はずや、本朝俚諺に短氣は損氣と云る事に、慕京集を引て、細山勝元朝臣より短慮不成功と云心はえを問給ひしかば、太田持資「いそがずばぬれざらましを旅人のあとよりはるゝ野路の村雨」と詠るを擧たり、

「心だに誠の道に叶ひなば祈らずとても神や守らむ」と「只たのめしめしが原のさしもぐさ我世の中にあらむかぎりは」の歌とを考るに、予歌の道は知らねども、其心の向ふ處、大に齟齬せしやうに思はる、

垂加翁の說に、我國に生れて儒學のみを知て、神道を學ばざるは、身は日本に置きながら、心を唐土に通じたるなり、叛逆人に等しと云はざる事を得んやと、井澤長秀云く、神道を夷狄の道とそしる者有り、是を譬ふるに、臣として君をそむき、子として父を捨るが如し、天地不容の大罪人と、或書に擧たり、

或儒、是こそ俗說なれとて、其事を論ぜし、前編後編大部の書有り、上天位より皇后皇子公卿以下庶人に至り評論し、或は延喜天暦の聖代とは、如何ぞや、御行こそ聖德ましまさずなどと論じ、亦千載集の序に、延喜のひじりの御代には、古今集をえらばるを、あるは天子をば聖主聖體などゝ申奉る誤なるべし、などゝ其恐るべきを不顧、猥に言を吐く、嗚呼此罪を亦論ぜん、先以て已が先祖を謗らば、心に快きや、假令其御代に惡き御行有とも、後世善と稱せば止むべし、いかに俗說の疑惑を辨ぜんとて、諸書を參考し、上を誹謗し非禮を吐く、南留別志などにも是等の事有り、異國の今日有て明日知らぬ天位、他に奪はれ國號改りぬる前代を論ずるとは大にかはり、此方は神代より、皇統連綿たる皆先皇なり、天子を聖主などゝ申奉り、聖をひじりとも訓して、日をしり給ふにとり、太子を日繼など申奉るより、日德在上日日知と云々、名例律にも、皇親或は三位以上は犯罪にも定刑之六義ある事見えたり、前文の如き心得の儒間々あり、且右等の國事を評するの書も多し、居其邦而不謗其大夫とさへ云るに、凡下より上を謗るの罪恐るべし、惡居下流而訕上者とかや、恐れ多けれとも、武烈帝の御行の如き、國史に秘し給はざる事は、實に勸善懲惡、末代の龜鑑なれば、其故あらむかし、

或國學者と聞傳へし方の遊和草續遊和草と題せし書有り、それに佛法好きの舍人親王の撰れし、日本書紀、聖德太子、馬子宿禰二人の匹夫などゝ譏るは、餘りの法外なり、其事を述るは、其故等有なん、又二神鶺鴒にて交道を得給しは、詩經に鶺鴒在原宜于兄弟とある語より、附會の事なりと、南嶺子などにも論ぜり、又秋齋閒語に、契沖と荻生、此人和漢兩論の才と書しも目立し書面なり、又或物語を聞しに神道教導の或師、其門弟と天王寺へ參りしに、其師太子を拜せしに、門弟日常に教の事とは大に相違ならずや、如何ぞ拜禮し給ふと云ば、師打笑て、我不覺せりと云りとかや、能其名を不書、嗚呼師弟ともに不足論の至なり、太子を如何に心得るや、先何は兎も有れ、見在し給はゞ御前を我儘の通行も成まじ不敬非禮の至を思ふべし、此神學者佛法とは何事ぞとて、名高き寺院靈地と稱する所などへ、能く魚類

を持行て嘲哢せしと、物皆制度有て、其道立り、佛法とても信じ給ふの故有て行はるゝを、如斯の行ひ是等は我慢無法の罪人ならん、

西土の書のみ心を用る輩、日本古は倭とのみ稱す、山海經前後の漢書以下、其外諸書にも倭と稱し、或倭奴國などゝも見えたり、日本と稱するは、唐書に始て見えたり、惡倭名更號日本使者、自言國近日所以爲名とあるなどゝ、此國に生れて、日本の國號遠く上古より有事を知らず、外國の書を證とする輩間々あり、此程も一笑に及べり、又扶桑國若木國君子國と稱するも靈なる國なりとの諸説も有り、委は爰に不擧、剰東夷或は粟散邊土などゝ心得るも有にぞ、

外國を唐と稱する事、寺島良安の説に、漢與唐之治世盛久、故今雖號大淸倭以爲漢爲唐、就中唐世多日本通好、故於今稱唐船唐人唐物等と有り、又松下見林の説に、我朝人呼外國稱日伽羅者、蓋外國人始來者、都怒我阿羅斯等也、乃意富伽羅國王之子也、爾來以外國總稱伽羅、不獨稱中國と云々、又貝原好古の説、和事始にも松下見林の前説と同じ、又徂徠の説に、唐をからとよむは、朝鮮のあたりに、伽羅と云國有しなり、異國より日本國王に賜し都督軍事の官に、任那伽羅などゝかぞへて云り、始て吾邦に通じたる故、異國人の事を、後にはみなからと云へるなるべしと云々、意富伽羅國は、東國通鑑に作大駕路國新羅滅其國と見ゆ、又神皇正統記をみれば、推古天皇御宇、西土へ勅使を立られしを、遺隋大使と有り、又殘編俗説辨に云く、俗説に外國人、始て我國に來る者は、都奴我阿羅斯等なり、則意富伽羅國の王の子なり、然故に外國をからと云、山崎垂加翁曰、外國をからと唱ふるは、嘉稱にあらず、日本を褒て實としもろこしを貶して虛とするの謂なり、日本紀に脊之空國と有り、空國はむなしき國、則からくにと云に同じ、殼蛻空蟬窺木などの類、中に實なきにたとへたり、此説垂加門人戸田宅石子話、依之思ふに伊賀風土記曰、伊賀始屬伊勢國、淸見原天皇、以吾餓郡分爲一國、其國名未定十餘歳謂之伽羅具似虛國之義なり、後改伊賀吾餓之音轉なり、此説また符合せり、俗説の違へるを知べしと見えたり、又神學類

聚抄、神國篇にも外國をからと稱する事見えたり、唐からとは、高麗略語なり、かうらいをからと云よりして、唐をもからと云なり、今つくしの俗、高麗人を唐人と云に似たりと見えたり、又日本書紀舊事本紀に小野妹子を始て隋へ遣し給ふにも、皆遣唐の文なり、是より前西土へ通し給ふ事、外國の書には記せども、國史には慥ならず、

外國をもろこしと云は、日本釋名にもろこしとは、唐の代に日本にもろ〳〵の物をこし來りし故、かく云りと有り、或說にもろこしと云は、幾重も越て行心にて、遠き邊鄙名なり、諸越のよし野と詠め、相模國もろこしの原と云、皆遠き田舍の道なりと、又埃囊抄には、もろこしの吉野と云る事、諸說多く見えたり、繁ければもらしつ、亦一笑の說有り、二人靜の謠に、もろこしのさこくは花に身を捨てと有るを、俗に唐人と思ふは一笑なり、大江佐國と云人にて、大江の系圖に出たり、播磨國諸越の產にて、今賀西郡に佐國村と云々、

辨道書と題せるを述し儒、此國に生れて、國事を誹謗す、先人情に疎く、國法に背けり、古より國政自然の風土有り、是等の儒畢竟國に害有り、辨道書を辯論せる書は、松下何某の、辯太宰氏辨道書と題せる一書又佐々木何某の辯辨道書と云る書有り見るべし、太宰が親族正名と云書も有り、我日本國には九族の名謂詳ならず、五等の服制なき故に、骨肉の親戚を路人のごとく思へるより、卒には兄弟叔姪婚娶するに至る、夷狄の俗、禽獸に異なる事なし、誠に悲しむべしと有り、嗚呼是何の謂ぞや、五等の親は儀制令を見るべし、國の法令の書は不見哉、此儒の書間々國の事を譏る、愚俗萬一も此國は、夷狄の俗禽獸と異なる事なきなどゝ述るを信ぜば、西土こそ能國がらと心得、若や昔時蒙古襲來の如き事あらば愚俗異國へ一味せんもはかり難し、且人情にも背けりとは、檀弓曰、君子樂樂其所生禮不忘其本とも見えたり、辨太宰氏辨道書と題せる書には、辨道書の文意は、小角復友人書中の語を編次せり、親族正名は伊藤家の釋親考を取り、和讀要領は羽倉家の讀書指要を取れりと譏れり、或書をみれば、其說に他の

述作せし書を取て、己が物とするは、儒の書に於る盗賊なりといへるも、空ならむかし、太宰には事かはり、長門の儒爲學初問を書しに、神武天皇のあたり、世々の帝は聞ゆるもろこしの明君にもまさり給ふ聖德にてぞ在しけん、王澤民心に入事深く、今に至て二千餘年日月の如く載くなればかゝる事は他國の起傳にも見えたる事なしとは實なる哉、然に間俗儒西土の儒道にてこそ日本は治まりしやうに心得る有り、儒道の始て弘まりしは、應神天皇の御宇王仁來朝よりと云は、夫より前此方にも道有て事を不闕を思ふべし、外國より歸化すれども、此方は咫尺の地も侵されたる事なし、當國佐久間家の和漢明辯に、西土の儒道にて治るの國不道多し、此方は幼童の四書素讀のみにても止者多く、文字を見覺ゆるのみ、理義をたゞすに至れるは稀なり、されど風土人情勝るなりとは宜なり、

地獄極樂は、實に勸善懲惡を本とするやと思ひしに、或僧の法談せしを立聞しに、滿米上人とかや、地獄にて見しに、鬼共罪人を連來り、熱湯の中へ入んとするを、傍に一僧あり、身代りに立て、彼熱湯の中へ飛入々々せしかば、不審に思ひ尋ければ、彼一僧云、我は地藏大菩薩なり、彼罪人親を弑せり、されど我名號唱へし故、我兼て本願あれば、捨がたく、彼者の身代りに立しと宣ふ、誠に難有事なりと說り、嗚呼是何事ぞや、是等は彼僧の釋誤ならん、一念彌陀佛卽滅無量罪と唱へ、極重惡人無陀方便唯稱彌陀得生極樂などゝ、俗を敎導しては、何れに勸善懲惡ありや、傳へ聞く或者其親を打擲して、外より是を制すれば、我其時は念佛を唱ふと、是前說に類せり、予佛法の深意は知らねども、右等の說如何ぞや、僧徒、間、理に屈せりと思ふにては、是も方便と答ふるにぞ深意も有べし、

儒道と違ひ、佛道此方へ渡りし時は、行るべきや否の議論ありし、今の如く凡下迄も、一統に信ずる事もなく、公卿にても、さま〴〵なり、日本書紀に欽明天皇十三年冬十月、百濟聖明王より佛像幡蓋經論等を奉り、其表文に、是法於諸法中最爲殊勝、難解難入、周公孔子尙不能知、(下略)如斯周公孔子も不能知などゝ意味深きこそ彼道の奥秘ならめ、勸善懲惡にて俗を敎導し、亦治國の助ともなりぬ、夫に儒

者と呼るゝ方の、地獄極樂こそ虛事なれと、已が今始て彼法を見破りし樣に、誹謗せし書とも有り、國法にそむくならずや、此方へ渡りても、千何百年餘行はるゝ事を、思量なく譏らるゝは如何ぞや、佛法彌々國家に益なきと思はゞ、見義不爲無勇也とや、心有たきものが申さば、俗に樂屋にて、聲をからすとやらんに遠かるまじ、長門の儒爲學初問に仁政を行んに、佛法何の害か有らんとは宜なり、拾芥抄を見れば、吉備大臣私敎類聚目錄と云る事を載たり、第十三條に可信佛法事と有り、佛法を背神にも捨給ふとは、予淺見故未見當、右の兩公は實に國の大儒なり、昔時高名の儒佛法を誹謗せる、此方の古書も見當らず、間に神儒の學者と呼るゝ方、佛法を仇敵の如くに譏るは、國法に背き、亦淺智とも遠かるまじ、或書曰楠正成の申されし、神佛の掟を堅く可守事、肝要なり、一には約束を不違、一切の禍、虛言より發す、神は謀計の詞を穢がし給、佛は妄語を戒と說りと、亦太平記理盡抄に、當時の人少し物の意を辨る人、眞實神もなく、佛もなく、過去もなく未來もなしと云はゞ、國を治る邪魔何事か是に過んとこそ、亦聖德太子、佛法は是王法の外護と、主に不忠の者は、紅蓮地獄に墮さん、主として下に無慈悲なれば、餓鬼道に墮さんと、人是を信ずるに仍り、國に無盜人無不忠者、上慈悲深き故に下民貧なる事なし、地獄へ墮すとおどしてだにも無道者多し、唯五常の法と云迄にては、極惡不善の人、何と道を嗜んと、右の理盡抄は、疑論ある書なれ共、其事は爰に洩しぬ、誠に國家の助たらんと思はゞ、僧徒心ありたきものなり、心得違せば甚表裏ならむ、

元亨釋書は、國の僧史なりと崇信すれども、見る人心に思量あらん、

態と其名を洩す、或僧は遠慮恐もなく、平俗の通、伊勢にて參拜せんとす、禰宜押留て曰、僧尼は別に拜する所有り、夫へゆくべしと云は、彼僧大に立腹の顏色にて云、我是を知らざるに非ず、其事を說むとて、先神佛隔なく、本地垂跡などと其辯舌流るゝ如くに述れば、扱ひ兼しに、其中に或禰宜曰、是は掟有事を、其方自已の見にて破らんとす、亦此方も申さん、諸國に女人禁制の寺院有り、唯今其方の了

箇を以て、是を許すや否と舌せしかば、彼僧大に感服して退けるとぞ、是は遠からぬ事、名有る僧と聞ゆる者故に、其名宗旨も記さず、

結毦錄を見れば、京師相國寺の僧端溪云、一切經を考るに、年忌の事なし、我邦の先宿儒法を借りて、已を爲す而已と、亦東見記に云く、櫻町中納言、其父少納言信西の十三回忌を修せんと欲す、其弟僧明遍高野山に住せり、是に不同して云く、我佛の法四十九日にして止む、年忌有る事を不聞と、其事遂に止みたりと有り、予此事を一僧に問へば、其通ならん、されど年忌の施物を得ねば寺も立申さずと笑語せる有り、また一僧に問へば、年忌は悉に執行せねば、亡者成佛しても、佛の坐位下り申と云々、勿論予かの法は不知、每月父母の忌日はなし抔と論ずれども、孝子の志には深切の勤行なるを、俗例たりとて、其事善ならば、何をか厭はん、

垂仁天皇殉死を停給ふ事、國史に出る處なり、備前浮田家卒する時、坐中を見て、誰か殉死せんと、國老花房何某曰、此座の者共は何れも金鐵の士なれば、跡の事を託し給ふべし、冥途の事は臣等が不知處なり、常に信じ給ふ僧共を供とし給ふべしと云りと、亦上古國風とは云ながら、職員令の彈正臺義解に、信濃國の俗夫死卽以婦爲殉と有り、

拾芥抄をみれば、三月朔日不得與婦人同處大凶、五月十四日陰陽不可配遇、不出三年死去云々、見醫心方有證云々、或說同五月十六日、房內禁事、犯之不出三年必死、何以知之、新布一尺此夕懸東墻上、明日視之有血切也云々、古書の事なれば、其證あるや、圖書目錄に、醫心方三十卷丹波康賴撰すと有、康賴の事大系圖にも出、丹波家の祖にて、醫心方は永觀年中の撰と有、右の說々蓋運氣より出たる事なりと、素門內經運氣論を見れども、見當らず、康賴は其先後漢靈帝より出たると見ゆ、和氣は垂仁天皇の皇子鐸石別命より出たり、此兩家異國へも達せし醫道の名家なり、予前に神應經と云書一卷有るを見たり、是は明憲宗純皇帝の勅にて、崇祿本夫韓繼禧が、成化年中の序有り、鍼灸の穴等の書にて、日本釋良心

本國和氣丹波兩氏所撰癰疽疔等の瘡を治する、八穴の法を傳し事を載せたり、又丹波雅忠醫術外國にも達して、高麗國王病有醫をもとむ書中非禮なり、故に返其方物雅忠を不遣、其返翰大江匡房書之、雙魚難達鳳池之月、扁鵲何入鷄林之雲の句、朝野群載に出づ此文高麗宋朝にても奇なりとす云々、萬葉集に遊行女婦土師遊行女婦浦生娘子など歌有り、夫よりの集等にも遊女の歌見ゆ、又檜垣の遊女が集有と、予未見之、類聚和名抄に、宇加禮女と見ゆ、古歌にも多く水によせて詠り、水邊によりて名付しなるべし、川竹ながれの身などいへるも、水の緣なるべし、賴政卿の家集に遊女戀とて、

思ひかねもしもや見るとたはれめがすむ川上にながす玉ずさ

昔は遊女の名も古雅なるものなり、朝野群載に紅葉觀音中の君に馬白女主殿蟹島に、此意香爐孔雀、神崎の河菰姬力名拍犬幢等の名有り、鎌倉實記に、平野社にて法樂の舞を執行せんとて、天王寺樂田米を借用して、辨慶證文を送りしを擧たり、神崎遊君經書梶子などゝ云る名有る證文に、元曆元年正月二十八日と有り、又東鑑に建久元年賴朝卿上京の時、橋本の宿にて遊女へ御送物有り、是に先達て御連歌、

橋本の君には何かわたすべきたゝそま川のくれですぎばや

と平景時つぎ申けると記せり、亦建久四年富士野にて、手越黃瀨川已下近邊の遊女多く參て、御前をもてなし、將軍家里見冠者義成を、遊女の別當たるべき由、仰の旨有など記せり、又太閤記をみれば、文祿五年閏七月より、大地震伏見城諸門樓悉く倒れ、侍婢大勢壓死、當時倉卒に求めがたく、京都島原伏見撞木町等の遊女を召れし事等あり、

其蜩曰、文祿頃京都に島原の號なし、御町が三筋町なるべし、本文に記する處非歟、

上古は人淳朴にして氣を守る事厚く、生を保つ事長し、年々物開く、外物の爲に志を奪れ煩勞多し、故に長壽も少からん、身體長大力量などもさ有ん、謹で舊事本紀古事紀日本紀等を考るに、景行天皇御身尺一丈二寸、日本尊御身長一丈力能扛鼎、仲哀天皇御身十尺と有り、されど兼好の書れし如く、帝の御

位は最もかしこし、竹のそのふの末葉迄、人間の種ならぬぞやんごとなきことゝや申すも恐れ有り又高貴にも長壽多く、君も臣も百歳を超給ふ、凡下姓名を記されぬも猶夏ならん、

翁草　卷之百七十七

國學忘貝拔萃

爲學初問に云く、連歌俳諧圍碁象戲蹴鞠茶湯香花等は、さのみ人事を助くる事あるにも非ず、遊戲の具なり、若是に泥まば詩文に泥むに優りやせん劣りやせんと有り、宜なるべし、されど餘事は知らず連歌俳諧は和歌より出て此國の風俗なれば、詩よりも學びたき物か、古今和歌集に、俳諧歌を出され、又史記の百二十六卷目、滑稽傳に其事見ゆ、古今集抄にも、非道敎道非正道進正道云々、古今集の事は、秘傳有る事ゆゑ不知、今專ら流行せる俳諧と稱するも、能き師傳を請べし、浮薄の敎ならず感あるべし、今や唯卑陋文盲の類も、口に任せて吐き、物の名寄せ、一口づけなどの類に下りて、鮎取賭を諍ふと混ずべからず、圍碁は堯の丹朱を敎るとて、作り玉ふとも、亦舜の作り玉ひ、商均の愚を敎給ふ共見ゆ、梶原景時が不學なる、三綱五常と云事は、如何なる事ぞとて、其名も知らや、鎌倉殿の政務を參り議る人の、氣の毒さよと、和田畠山等誹謗せりと、然るに承久亂の記等を見れば、北條泰時入京の時、院宣を下されしに、泰時不得讀大に困りて、味方の勢の中に、誰か是讀べしと云しに、勅使河原小三郎が曰、武藏國住人藤田三郎こそ博學多才の文士に候、讀せらるべしとて讀せしとなり、泰時不學なる已不學とも、せめては他の學びし事成とも知たし、かゝる大軍の中に、文才あるも從へず、他のすゝめに仍り如斯、義時泰時の行ひ、天子を遠島に遷し奉るの不義禮義を知らぬも理りなり、然るに泰時を稱讃するの書多し、此程も駿臺雜話を見れば、北條泰時こそ漢の丙魏、唐の姚宋にも耻しからぬ人にて候へ、我國には餘り比類なかるべしと見えたり、惡行には比類なきと云事にや、義持泰時惡行實に天地不容の罪

人なりと、俗說辨後編にも論ぜり、予倩、平家物語、源平盛衰記、平家物語評判などを見るに、泰時などか淸盛公をば小松大臣の諫め玉ひしを思はざらむ、泰時を名將傳などにも入れ侍りしにやに覺ゆ、又新勅撰和歌集に、泰時歌「世の中の麻はあとなく成にけりこゝろのまゝのよもぎのみして」とは、予勿論歌の道は知らね共、何事も心の儘に成し、太平記に鎌倉滅亡の事、一朝一夕の事に非ずとは宜なり、右等の積惡ならん、

駿臺雜話に、彌平兵衞宗淸が賴盛卿の鎌倉下向に從はざるを擧げ、大東世語にも、德行の列に入たり、又渡邊競が、平家に伏せずして、賴政卿と一所に成し事など、駿臺雜話に、其義を稱す、されど武士たる者是等を擧げば、實に繁多ならん、此兩士は必死になりたる場にてもなし、愚思ふに、宗淸は賴朝卿、至て懇志の者なれば、平家の大將達へ、內密にて其志を通し置、鎌倉へ下り、透を見て賴朝卿を、一太刀恨は實の大忠ならん、不遂ば死を潔くすべし、是勇ならん、渡邊競も、宗盛公甚深切の趣なれば、間を伺ひ飛懸て志を遂べきものなり、亦何ぞ謀計も有べし、兎角臣たる者は、主の國家を失ひし跡にても、忠義に身をかふるこそ潔けれ、思ふに、平家にては上總五郞兵衞なり、主家斷絕の後、眼に魚鱗を覆て賴朝卿を伺ひしかども見出されて志を不遂、死を潔うす、古へより節に臨て忠義に死を以てするもの多しといへ共、後世其名を稱讚せらるゝ有り、又其名の廣く達せざる有り、其身其名を求めんが爲ならねども、幸と不幸有り、(其蜩云、此上總五郞兵衞の事を、後世惡七兵衞景淸と誤傳して、忠光が美名匿る惜いかな) 佐藤次信が屋島にて死せしは兒童の咄にも傳りぬ、村上義輝 (彥四郞イ義光) 父子吉野にて死せしは、老者も常の如くに思へり、村上の行ひ熊野にての働、吉野にての始末、忠有り智有り勇有りと云べし、其外古より死を潔せし人多しといへども、後世其傳の達せざる多し、實に感慨ならずや、押領使と云事、昔は其所を押領する樣なりと、或方の問有、左ならず、東鑑にも文治二年八月六日草野大夫永平筑後國在國司押領使依天氣執達如件などゝ有り、昔時此號有事なり、

右筆は能書のみにても有まじ、職原參考にも、謂文筆博辨之人也と見えたり、東鑑などにも、右筆の事見ゆ、木曾右筆太夫房覺明など思ふべし、

雷の事、諸書參考するに、諸説紛紜たり、聖人も迅雷風烈必變と、天の怒を敬み玉ふ、理を以て不可誣、秉燭或問珍云、易に象を乾にとる、乾は戌亥の方位にて雷の形を家になすと云々、五雜俎には、大約似雌鷄、肉翅有、其響の兩翅奮撲作聲也と、是も如何ぞや、國史にも無雲雨雷有事多く見えたり、鷄に類せし事見當りしは、文德天皇實錄に、天安二年六月壬辰、雷雨、此夜左近衛大宅年麿於北野見之、當稻荷神社、空中有兩鷄相鬪、其色似赤、相鬪之間、毛羽散落、地雖相隔見似眼前、良久而止、此語類妖妄而記恠也とあり、信濃地名考を見れば更科山異獸有り、夏月雷雨の起る時、小獸石穗に顯はれ飛で雲に入事畚の如しと、又或年暴雨の後、山より死して流出る獸二つ、目大さ犬の如くにて灰色なり、頭長く觜半黑く、尾は狐の如く、フツサに爪は鷲の如し、按るに霹靂の地下に、木に爪の痕あるもの是なり、又明和七年閏七月、伊奈郡驛科村雷獸を得たり、狀左の如しと、又近江の國かゞみの村にて雷落し時、村人雷をとらへたりとて見る者市の如し、其獸の狀右に云者に少も不違と、同書に委く其説を擧たり、又是に同きは、市井雜談集に、三河國小坂井村茶店の井戸へ、大雷の節落たる獸は、形狸に似たり、是を捕へ食物を與ふるに、何にても不喰、餌なくして終に死と有り、

宇治大納言隆國卿の今昔物語に、源行任朝臣越後守たる時、小船打寄せたり、廣二尺五寸長間計、戯に作りしとも見えず、如何なる小人の乘たる船にてあらむ、年老たる者の云けるは、前々もかゝる小船寄る事有り、此船に乘程の人ある國は、北方に有べしと、(下略)又萬國掌菓圖を見れば、小人國と云へる二所有り、又史記評林百二十三安息傳に、括地志に云、小人國在大秦南、人纔三尺、其耕稼之時、懼鶴所食大秦衞助之と有り、又三才圖會に東方有小人國長九寸と云々、又今昔物語に、藤原信通朝臣ある國に受領の時、死人の長五丈計、頭よりきれてなし、右の手左の足もなし、女とみえたり、東西の濱と云

る所へ寄たりと陸奥國海東と云る所へも、大人打寄たる事を載玉へり、又采覽異言（白石先生著）に、長人國の事委く、元和中長大の女屁金浦に漂寄、又寛文の初、南部東海の漁大臂を網し得たり、其指骨の間長四寸有し事など載玉へり、

西土今の淸、編集有し圖書集成と號る書一萬卷有り、新渡にて其部の內、圖書輯勘と云る百三十卷有り、淸帝自序制作有り、其略文とて、吳姓源義經之裔、其先出淸和、故號國淸と有り、淸と號するは、淸和帝の淸なりと、或儒考を加へ書るを、前年見て不審なりし、然るに右の書彌渡りしと見え、去々丑年（明和六年）新刻せし古文孝經序跋の序に、古今圖書集成一萬卷、寶曆庚辰歲淸客汪繩武、齎來其書全套、明和甲申元年納之官庫の文有、猶又其書渡し實事傳承の事あれど、爰に記さず、されど右淸帝自序ある事は、其眞僞を不知、又鎌倉實記を見れば、義經の子義鎭と云るの傳を擧たり、金史別本に、列將傳と云る書有りとて是を引て委く記し、陸奥高館落居して、夫より蝦夷へ渡り、韃靼に至り、金の章宗に隨ひ、大功有し事を擧たり、右の金史別本列將傳と云る書を、年來望み、書肆に問へども唐本に未見當の由なり、然に和學辨をみれば、金史別本列將傳と云る書は、好事虛談の由を委く明せり、又義經蝦夷軍談と云書有り、其事實を不知、又蝦夷志を見れば、義經の事を今以てヲキクルミと稱し、像を祭る、辨慶崎と云も有り、寛永のころ越前の船韃靼へ漂着せしに、義經の像を彼國などにも祭る事を見たりと有り、地理書を考れば、蝦夷より韃靼へ續りと見ゆ、今の淸義經の後胤ならば、西土を掌握有し事、實に快然たる哉、（其蜩曰、此辨次卷百八十六卷にあり、）

寛文年中播磨高砂船暹羅に渡り、天竺摩伽佗國波牟天亞城主、名を號於夜伽羅保牟、是は本伊勢山田の產にて、山田仁左衛門と稱せし者、彼國に渡り、武功有り、彼地を手に入れし事を、和漢三才圖會に委く擧たり、又采覽異言に、山田仁左衛門暹羅國にて、國事を主管し、說其主與我通聘、元和辛酉夏、國王遣使齎金葉書來聘方物、自是聘問無絕、至寛永戊冬王死、明年己巳春嗣主遣使奉金葉書來修舊好、其

事本末具詳別考、故不贅焉と有り奇談なり、
其蜩曰、此仁左衞門前卷にも二所迄に出たりワラシナ仁左衞門ともあり、
琉球の舜天王は、鎭西八郞の子たる由、南島志にも擧られたり、又中山傳心錄を見れば、舜天の事を、日本人皇後裔大里按司朝公の男子なり、宋淳熈十四年丁未舜天卽位在位五十一年壽七十二喜凞元年丁酉薨と有り、
中山傳心錄を見れば、琉球國言語此方と粗同き事多く、國中常行の錢とて、寬永通寶を記し、神德寺と號すに、八幡宮有り、尙德王の所建なりと有り、又同書舞曲の中に、此方の道成寺の故事に類せし事有り、其文曰（略）此方道成寺を模して述作せしにて有まじ、大同小異怪談なり、
爪を取るに日をえらぶ事、貫之土佐日記に爪の長くなるを見て日を數れば、今日は子の日なれば、きらずと見えたり、拾芥抄に、九條殿遺誡にも、丑の日除手甲、寅の日除足甲と書玉へり、此事を細注に天曆御守說なりと有り、此遺誡の事を、季吟土佐日記の抄にも引り、
或儒者經濟錄とて書るに、日本人先祖の名を相續て稱する事あたらず、舊記など考るに、其差支有とは宜ならん、されど是も上古よりの國風ならむ、彥火火出見尊の御孫、神武天皇も火火出見と申奉り、大已貴命の御孫不替奉稱事も見えたり又閑際筆記に、西土にも父子同名の者を擧たり、又臣子之禮必避君父之諱と、桓武天皇の詔なれば、延曆以後改避すべしと、東百官と云有り、又相馬百官とも云、結毦錄に、是は鎌倉親王の時起れり、相馬將門の置とは恐らくは非ならんと有り、諸書にも評する如く、彌々將門が置ならば、實に汚穢あるの號なり、又職員令など考れば、本官に同せしも有り、
國史に、連理木生ずるを吉瑞とす、此文所々に有り、延喜式に合生連理木は仁木なり、以爲祥瑞と見えたり、扨大木も有るものなり、日本書紀に、景行天皇到筑紫後國御木居於高田行宮、時有僵樹長九百七十丈、（下略）未僵之先當朝日暉則隱杵島山、當夕日暉覆阿蘇山、天皇曰、是樹者神木故、是國宜號御木

國と有り、

米價の事、日本書紀に顯宗天皇二年冬十月戊午朔癸亥宴群臣、是時天下安平民無徭役、歳比登稔百姓殷富稲一斛銀錢一文と有り、また續日本紀に元明天皇和銅四年、錢一文米數六升と有り、又三代實錄に、淸和天皇貞觀八年二月、太政官處分、定左右京白米一升直錢四十文、前二十六文今加十四文、黑米三十文前十八文今加十二文、是歳穀價騰踊東西津頭白米一斛七貫二百文、黑米四貫百文由、是增定京邑沽價と有り、又百練抄に、後堀河院寛喜二年六月二十四日甲申、定米價斛錢一貫文と、又太平記に元亨元年夏大旱、此年錢三百文を以て粟一斗を買と有り、又重編應仁記に、弘治三年五月二十三日より、八月九日迄天下大旱魃、今年金一兩を以て米五斗を交易す、前代未聞の事と記せり、又秋齋間談に、室町殿日記を引ける文有り、云く、御局衆半下衆切米十二石賣拂可申由被仰越候、此頃兵庫の賣買一石六匁三分五分の由、すいたや新左衛門申候、御心得可有之候との文にて、是は天文九年の事なり、又續草庵雜談をみれば、古田兵部の米を賣て請取を書れしに、十文目に付一石替なりとの文にて、是は慶長四年卯月十五日、兵部判と有り、又太平記の評を見れば、楠の米を買、山門に寄附し軍餉にも備ふ、米一千二百餘石を、黃金百兩にて買得られたる事を記せり、又唐書に玄宗の開元二十八年の冬米一斛直三錢と有り、又貞觀政要を見れば、太宗の貞觀三年の文に逐年彌豐以三四錢買米一斗と見えたり、又官米を出して民の貧苦を救玉ふの事、其價三代實錄に貞觀九年四月辛卯東西始置常平所出官米而糶之米一升直新錢八文、京邑人來買者如雲、是時穀價騰躍内外飢饉米一斛直新錢一千四百、由是官糶以救俗弊焉とあり、

中古知行の高を百貫或千貫と稱せし事、諸說多し、上古地方の法は令義解田令に出たり、上中下田の法、租稅幷調庸等の事、古書を見師傳を請べし、古書には稲何束などゝ有て、其稲の量目の法、亦封戸の事などあり、貫と稱する事鎌倉時代にも有し、北條家系圖に、相模入道の領知廿八萬七千貫と有り、猶考を加へて、今の知行にして、百四十三萬五千石と有り、又弟の惠性の領知十八石五千貫、今の高にして九

十二萬五千石に當ると云々、又或儒の今錄と題せし書に、知行を何十貫と云事、田一坪に苗一把種る事にて、百坪には百把種ゆ、是を百目と云、千坪に千把種て、是を一貫目と云、此積にて大抵十貫は百石百貫は千石に當れりとも、上中下によりて一定せず、是古法なりと有り、楞海一得にも、今錄を引用せり、又數度宵談には、今錄を引て相違なりと書り、本朝今事制三百坪を以て一反とし、三千坪を以て一町とす、水帳の石高所々によつて不同有といへども、大抵一反を一石五斗、或は一石六斗、一石三斗とす、然ば百坪の高、大略五斗なり、所謂十貫は一萬坪なり、乘五斗得五十石、是を以て思へば千貫は五千石、百貫は五百石、十貫は五十石なるべきかと見えたり、又草廬雜錄に、知行を貫を以て稱する事、諸書にて考れども知がたかりしに、今仙臺人萬石以下を以て貫を以て稱す、十貫を百石とす、是にて能く知たり、誠に知れざる事は、衆人に問尋すべき事なりと見えたり又俗說贅辨續篇に曰、知行百貫の辨、中古地方の知行を計るに、百貫千貫と云事數目有り、今も仙臺には其數石有りと云、此數西國にては明かに知人なし、武家系圖相模入道平高時の下に曰、領知二十八萬七千貫、當當代知行百四十四萬五千石、是田五段を一貫としたる物なり、又或人奥の人に聞たりとて語けるは、古永樂錢十文に、米四合八勺を賣故に百文は四升八合、一貫は四斗八升、百貫は四十八石に當る、然ば知行百貫と云は、今の知行百石と同じ、後世家によりて、知行を藏米にて遣す、四ツ八分の免ならしとて、米四十八石を百石と名づけて、遣はすは此古法なり、今按るに、我友人古語を以て曰、右兩說皆非なり、土佐國幡多郡中村鄕不破村八幡宮寶藏に一條家の古文書あり、曰、

於本鄕中村　八幡へ新御寄進田の事

（中の前田）一所一貴　有間の內　（小任小作）彌　五　郎

（ハシラ松）一同一貫分　目黑の內　泉　（蟲　蟲）

一同七百五十分　藏　橋　分

一同二百五十分　　立石分

合三貫分歟

永祿二年己未三月吉日　　康　政㊞

右の文書を按るに、田千歩を一貫とす、今の三段三畝十歩なり、是錢千文を一貫とするが如し、然ば百貫は田十萬歩、今の法にして三十三町三段三畝十歩、知行三百三十三石三斗三升三合とすべし、恐らくは奥にて中も如斯ならんかと有り、又行餘隨筆に曰、足利の世に錄に貫を云事有り、田十歩を一貫とし、是を積り上て百貫は田十萬歩、今の法に充れば三十三町三畝十歩なり、千貫の錄なれば、三千三百三十石餘の所を領せるよし、伊澤某辨解せり、關東にて苗百把を百目と云諺有り、是を考れば、千石は千貫の事なるべしと、或人語りきと有り、又勸農古本錄にも、永錢を以て年貢收納を取立る法有り、繁多なるが故にもらしつ、猶亦筆の隨意記しぬ、予が家に永祿三庚申年、當國多度郡天霧山城主香川彈正忠之景より賴まれて、加勢せし事有り、其謝禮狀今に所持す、其略文に云く、今度從阿州到當國亂入の刻、別て御入魂の儀に候間、其所知行の內、多度郡葛原庄鴨請錢十三貫文、今合力候との書なり、如何なる算合か家記にも分りがたし、右村々當時は其高合せて凡二千五百石に近し、右諸書の說々參考の爲に記しぬ、

其蜩曰、知行に貫を以て稱する事區說有て、一定ならず、爰に數說を擧れども、是を正とするの說も見えず、前卷に鹽尻集を拔萃せし中に、知行に貫を稱する事、其國に寄て其數違りと有り正なるべきか、其國に寄り或は時代に寄て差別有りしと見えたり、相模入道の領知も、是を以てみれば、當時の石數には引合がたきか、

賴政卿の鵺を射玉ふ事、諸說紛紜たり、沙石集を見れば、菖蒲前を賜し事は不審有り、沙右集には賴朝卿京より菖蒲と云る美女を呼下し玉ひ、同よはひの女房十人裝束させ、あやめを見知らば賜るべしと仰の時、梶原三郎兵衞景茂「まこも草あさかの沼にしけりあひていつれあやめと引そわつらふ」と詠りと

俗說辨にも、此事を引て、沙石集は梶原景時末子無住法師作なりと有り、予沙石集を見れば、弘安年中の序あり、又賴政家藁を見るに何れあやめと引ぞわつらふの歌なし、又諸書參考するに、鵺を射玉ふ共御宇にも異說多し、又鎌倉實記に臺記を引て、實錄に不見の由を擧げ、其頃の怪談鵺を射しに類せし異說どもを擧たり、又結毦錄を見れば、正說とも見ゆ、下妻氏は源三位賴政の後裔なり、鵺を射し弓矢今に在り、小兒夜泣に壁間に懸れば止とあり、又郎等に猪の早太と有れど、源姓系圖に猪鼻早太高直、或井早太領遠江國猪鼻故、曰猪鼻多田源氏太田伊豆八郎廣政子仲政爲養子と見ゆ、仲政は賴政卿の父なり、賴政卿三位昇進の事を、源平盛衰記平家物語等に「のぼるべきたよりなければ木の下にしゐをひろひて世をわたる哉」と詠有りて三位に叙せられしとみゆ、されど或書に玉海を見れば、治承二年清盛公より三位奏請の文有り、諸源多陷逆賊、唯賴政資性正直、勇名被世、齡喩七旬、未昇三品、伏乞未歸黃泉之日、枉賜紫綬之恩、於是叙從三位、時人異之と見えたり、又無名抄に、俊惠云賴政卿は、いみじき歌仙なり、心の底まで歌になりかへりて、常に忘れずと有り、源滿仲朝臣を入道と申さず、新發意と申せしは如何にと思ひしに、攝政太政大臣兼家公出家し玉ふの事を、神皇正統記に、執政の人出家の始なり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となん申けるより、源滿仲出家したりしを憚りて、新發意と云けると有り、

和事始に、感狀は賴朝卿の在々木盛綱へ賜しを始なりとす、東鑑第三に自昔雖有渡河水之類、未聞以馬凌海浪之例、盛綱振廻希代之勝事なりと云々、是感狀の始なりとは、予不審も有り、隨意集と云るを見しに、熊谷直實遺狀とて記せり、前文略す、先祖相傳所領安堵御判形七、幷保元々年以來至建久年中、軍忠之御感狀二十一有之と有り、(下略)建久元年六月九日蓮生判と有り、是は武藏熊谷寺に收り有之と云々、此遺狀の文、先年外書にても見しに、其題名を忘せり、保元々年よりとあるは、佐々木の藤戶を渡されしよりも以前に、感狀も有し、又軍防令に大將以下連署卽申勳之日、更依此書以爲勳狀と有り、

又下の條所謂勳薄なりと、南嶺說に勳狀を、是を感狀とあれど、今の感狀にも不當やうにも見えたり、賴朝卿より、佐々木への感狀に、昔より河水を渡すの類有れ共、未馬にて海を凌ぐの例を不聞と有と、其先賴信朝臣、平忠常を討亡玉ひし時、諸軍馬にて海上二十餘町を渡し玉へり、又熊谷直實一谷にて敦盛を討て、剃髮すとは、虛談なるや、東鑑を見れば、建久三年久下權守と直實境論の時不審を蒙り、其座にて剃髮す、年代等齟齬せり、委くは東鑑に見えたり、又、神武帝の日臣命の勳功を賞し玉ひ、道臣命と名を賜しは、軍功に名を賜ふ始なるべし、

和學訓に近頃印刻の軍書を見るに、益なき而已に非ず、却て大なる害有り、實にさる事なり、或書に齋藤實盛が、錦の直垂は二心の恥をあらはせしなり、佐々木の平家の祿を請ざる志には似るべくもなしと評せり、夫に此程も四海太平記と云る書を見れば、是は近江佐々木六角家を重んじて作れる書と見え、餘りの事に佐々木家を讃せんとて、平家より鎭守府將軍に奏任せしと有り、其餘間事跡軍記などを見るに、江源武鑑本朝武林傳などによれるや、六角家を讃揚せり、されど近江は京極家六角家江南江北に並立て、屋形と崇敬す、印刻の軍記等にては、淺井三代記などに委く記せり、重編應仁記に和論語、江源氏鑑等は、堅田の士民の子少し文字を知て、已が佐々木の正統たらんと僞作せし事を擧たり、

其蜩曰、近世六角中書と云者あらゆる僞書を作て世を惑す、三川後風土記と云物も、此中書が妄贅なりと云り、爰に記す、堅田の士民の子と云は中書が事成べし、

足利將軍家の時は、何なる事にて、明へ臣伏し、表文に年號迄を用られしが、義政公の表文等、委くは善隣國寶記に見えたり、此書は文明年中の古書なり、明史に日本國王に封し薨せられて諡號等の事見えたり、

其蜩曰、本朝の臭名此上有べからず可嘆、

鐵炮の渡しは和事始に詳なり、後太平記に、足利將軍家へ始て奉りし時、太平の重器なりとは宜なる哉

此物古へあらば、奥羽前九年後三年の如き長陣も有まじ、朝鮮へは此方より渡しと見ゆ、懲毖錄に宗義督獻二孔雀及び鳥銃槍刀等物、命放孔雀於南陽海島、下於軍器寺、我國の有鳥銃始此と見えたり、

或僧の述作とて、楠石論と云る書有り、楠と大石、忠義と稱すれ共、其失有とて評論し、正成討死せしとは虛なり、九十七歲にて法華經を書寫し、自の跋尾有り、河內觀心寺に所藏せりなどゝ、實に珍說を擧たり、先此評は差置ぬ、僧尼令に僧尼習讀兵書は科罪と有り、僧尼令に法令の事委し、

古へより姓氏の虛實相爭ふ事有り、日本書紀に允恭天皇四年、詔相爭氏姓人等、沐浴齋戒各爲盟神探湯、各探湯氏姓自定無詐人とあり、又弘仁六年に新撰姓氏錄三十一卷有り、序に一千一百八十二氏と記し玉へり、異國より歸化の姓氏も繁多なり、源平藤橘の三姓の樣に間心得るも有り、又或儒の姓氏解と云る書有り、日本上古は姓氏なきとは如何ぞや、神代卷に皇孫勅天鈿女命汝宜以所顯神名爲姓氏と有り、職員令に治部省掌本姓繼嗣の事有り、昔時は系圖姓氏を改め、本領安堵等の沙汰有る故に系圖を重んず、又所領に居住し在名を稱するより、自然と本姓を失ふにも至れり、且今姓氏稱號等の差別なく心得る方も間々有ぬ、

或書に今系圖作りと云者有り、諸家系圖より稱號の同き類を引合せ、漸く己が父祖位迄の知たるに、生れ出ぬ人を、何代も系合せ人を欺くの輩あり、實に天地を欺く罪人なりと、誠に宜なり、是は多く大系圖より系合すならん、諸家大系圖と云書三十卷と、又十四卷との二部有り、師傳有て十四卷の系圖は、參考等に取用ふ、

予が緣類に綾の姓の者有り、問曰我綾姓の字、或者漢の字に改ても同事ならんと云者有り如何と、予曰嗚呼是何の謂ぞや、先舊事本紀には日本武尊の兒武卵讃岐綾君等祖と有り、又古事紀にも建見兒王者、讃岐綾君等之祖とあり、日本書紀には讃岐綾の君の始祖なりと記し玉へり、國史に出る處の姓にて、稱號にも非ず、漢姓は國史新撰姓氏錄にも、異國歸化の姓有り綾姓は恐れ多くも、此方の皇胤なり、漢は

異國の末流なり、謹で思量すべしと云ば、大に驚て感服せり、右等の事も不少、

當國に讃留靈記といへる古書有り、景行天皇御宇二十三年南海大魚有しを、日本武尊御子此國に下り給ひ討平げ玉ひて、此國に留り給ひ、國主と成玉ふ、故に讃留靈王と申奉る、是より綾姓和氣姓等出たる事を記したり、此事讃岐大日記玉藻集などにも記せり、當國或古家の系譜をみれば、此事蹟を記し、日本書紀に出るとあれども、是は附會の說ならん、國史實錄には、其事見えず、右の事跡不審の事も多し、されど亦其據もあらん、其古言の當國に殘りたる處有り、

田所貞吉先生は、木谷と稱し、後母家の田所を稱號とす、母兼て傳て云、同姓常陸に有て、因て江戶居住行餘の暇、常陸へ赴き、其郡村も不知ば、彼方此方と尋經囘しけるに、圖らずも其家へ尋當りぬ、家富農事をなす、麁忽に問寄べきよすがも無りしに、家主と覺しくて、來客何國ぞと尋ければ、讃岐と答、然ば尋申事有り、其國に田所稱の者無やと云々、思設し處なれば、其由を述る、家主も驚喜曰、さなれば暫く留申さんとて、由緒を語て曰、系譜我方にあれば、委く知玉ふまじ、我方は二男にて、讃岐の方こそ嫡子なれ、先祖より田所鄉を領せり、源平合戰の砌、兄は安德天皇を供奉して西國へ下れる時、我祖に云、其方は舊領へ引籠り家系を全うすべしと云々、夫より兄は讃岐屋島に留り、子孫有と家譜に詳なりとて、出て其始末を語り、數百年の後たれど、今猶見共に感慨に沈しとて、其事を語られき、何れか其祖なき人のなからん、其姓氏稱號の出所を訂し其祖を祭り血脉其統を重んずる事、實に孝たるべし、

國學忘貝拔萃畢

○北野轉輪寺貫通

論語よまずの論語嫌ひ、茶湯知らずの茶の湯嫌ひは、元來其道を知らぬからなれば、好嫌の論には至らされども、たとへ知らぬ道にても、心の伏する有り伏せぬあり、其伏せざるを以て嫌ひと云樣なものなり神儒佛の道は素より人間の大道なれば、好の嫌ひのはなき筈なれども、それだに其敎若干違ひぬれば、自ら我好む處によりて學ぶなれば、況や其餘の小道に於てをや、已がさま〳〵違ふも無理ならず、又我が如き何の道をも知らぬ人も、世に多けれ共、人と生れたる德を備へて、是非邪正は、已がほど〳〵に見事辨ふ事なり、粤に寶曆の頃に、洛に貫通と云る沙門出て、北野神領の地に、あらたに梵刹を建立し、轉輪寺と號し、普くの衆生を度せらる、此流義の念佛頻に行はれて、是に傾く輩は、身を抛て信之じ、剃世を捨て弟子に成る人多し、御所方にも御歸依有て、御祈抔を命ぜらる、境內池塘靑苔を帶び、草木繁茂し、南に樓門あり、本堂には大如來南面し、其營み禪室に似たり、傍に寮舍有て若き尼多く群居せり、或は家婦娘子の類、ひたすら念佛三昧に入て、世業を捨る輩多し、倩想ふに佛法素より人道整齊の道なるべければ、此綱紀至からざれば、人道と云がたし、然るに世業を出離して、發心する如き敎は、濟度に非ざるに似たり、歸依の功力に仍て、齊家修身するに非れば、人道缺るが如し、薙染は其功を經て而後の事ならんかし、何を云ても現世の人事を果さずして、當來を念ずるは奈何、返す〳〵も佛道を修するとて、はやまつて樣替るには及まじき樣に思はるゝなり、もし世の人一統に佛法を信じて、悉く持戒する如くならば、竟には人間絕て、其國無人境と成べし、さ有らんには、人間の大道とは云がたからんか、愚昧の我輩は、此所の不審晴やらず、神儒の道は、現世の身を修るの事なれば、及ばずながら、

愚盲の身にも實にもと思へ共、佛道はなどやらむ現世を次にして、來世を專に願ふ様に聞ゆる故に、此不審起るなり、道廣大にして大乘に至らんは、量りなき事ならめ、庶幾は我どとき小人迄も、普く泄さず合點の行様になければ、いかに大乘ともいへ、世の敎遠きに似たり、いかゞ心得てよからんや、禪の一棒も又近き頃はやる、手島先生が本心沙汰も、我輩は一圓合點ゆかず、

因に記す、享保年間の木食正禪は、元は銀座の手代とやらんにて、壯年より發心し、東坡笠を被り、律衣を着て、鉦を叩き洛を徘徊して、世に名を知らる、世人色々に評して、上古文徳帝の御宇に出たる米獒上人の様にも沙汰せしが、さも無りしやらん、段々歸依人多くて、清水坂に一宇を建立し安祥院と號し、何れの御所やらんの御舊殿を拜領して本堂となし、寺内清淨に見えたり、又洛東日岡峠に、車牛の重荷を牽揚るを憐みて、其衝に石を敷て、牛の勞を救ふ、元文寛保の頃迄在て寂せり、又元文の頃小松谷正林寺の開基惠空杜多は、予も殊に親く交れり、是は元來道心者にて、殊勝如法の衲なり、生質謟阿の僧に似て貴きとなく賤となく、もろ人に平伏して慇懃し、是は生質にて、曾て謟ふに非ず、故に世人次第に尊信し、竟に正林寺を興立し、是も御所より御舊殿を賜て、年毎の十月に圓光大師の御忌法事を勤め、諸人群をなす、本山知恩院の御忌執行に差悶さる様に、時を同じうせず、知恩院僧正も石御忌の中に參詣有とかや、加程に名を得たれ共、生涯出世を嫌て、身を終る迄、黑衣道心者の體にて、晩年に身まかれり、是等はいとも殊勝なりけらし、貫通は宗旨の東山知恩院にても、色色異議有しとかや承ね、委事は不知、

○手島先生

人の噂のみにて直に聞正ざる事を難ずるは、前に云論語不讀の論語嫌ひの類なれ共、老の心のやるせなく、妄に手島先生の事を評論す、先生は元と故石田先生門人なる由、近年自見の一道を立て、儒佛老莊を混じたる様なる敎を弘め、衆人を勸るに、いさゝかの謝物を請ず、故に諸人殊勝の思ひをなして、是

を尊信する者夥し、其教耳近き故、婦童奴卑の類迄、日毎月毎に門人相増し後には近國近邑迄も聞傳へ、世擧つて門弟と稱するもの、凡四五千人に及べり、其身は綸巾の樣なる物を被り、異なる道服を着て、如意拂子を携へ、偏に大聖の再來の如し、最あしき化度もあらざれば譏るにあらねども、聞及ぶ處、此敎の主意は、人間本心の事なる由、是を會得發明する者には、免許を出すとやらん承ぬ、餘事は兎もあれ、本心會得の事は、庸人の容易く成就すべき事に非ず、たとへば僅の技藝すら、奥秘の事は修行を積ても、是に至る人寡し、況人道の大事をや、一藝の如く免許などゝ云ふ事、今古例を不聞、定て先生の意は衆愚を勵さん爲成べけれども、餘の事と違ひ、本心の事は輕々敷免すの、ゆるさぬのと云論は非ざるべし、禪の大悟に比する心かも知らね共、夫とは心替るべし、既に誰は本心が濟ぬると噂する其人を閱るに、共論に至るべき人に非ず、却て本心濟ぬるを慢じて、人を非に見る族も出來ぬべし、さ有らんには免許却て人の害にや成なん、彼是いふ中に彼先生も歿しぬとかや、藥罐の湯にてさめが早かるべし、

○林家へ被仰渡御書付寫

寛政二戌年林家へ被仰渡御書付寫

林大學頭

朱學の儀は慶長以來、御代々御信用の御事にて、既其方家代々右學風維持の事被仰付置候儀に候得ば、無油斷正學相勵、門人共取立可申筈に候、然處近頃世上種々新規の說を出し、異學派行風俗を破る類有之、全正學衰微に候哉、甚不相濟事に候、其方門人共の內にも、右體學術純正ならざるも折節有之樣相聞え候如何に候哉、此度聖堂御取〆り嚴重に被仰付、柴野彥助岡田淸助右御用被仰付候事に候得ば、能々此旨申談、急度門人共異學相禁、猶又不限自門他門申合正學硏究致、人材取立候樣相心得可申事、

戌五月二十五日

柴野彥助

岡田清助

御文言右同斷
右の通林大學頭へ可被達候間得其意可被談候
戌五月二十五日
右に仍大學頭より門人に被達候書付
示論
御當家開學の初、宋學御建立之候儀、全風俗正敷相成、人材致熟成候樣有之御美意に有之候、然處近來種々新奇の學流起、我等門人にも右體の學致候者有之樣相聞、今度蒙御察度候段、於我等恐入失面目候仕合に候、此度より門人一統致正學、人柄相愼候樣、急度相心得可申儀に存候、修業方の儀は追追可申聞候、
五　月　　　　　　　　　林大學頭
此外林家より門人へ示論の書付寫卷百八十九塵塚の塵の內に追加す、
○妙法院門主へ被達御書付寫
寬政二年六月十三日武家傳奏を以て、妙法院御門主へ被相達候御書付
內裏燒亡の節依程近、暫以聖護院室雖被定假皇居、此地有農業の妨、甚以狹少萬端有御差問の間、可有遷幸妙法院室被仰出、路上被加點檢處、火後無餘日之間、遷幸有差問の事被猶豫の中、難去子細出來、女院遷御妙法院室の儀、俄被及御沙汰、先從禁中被召妙法院、其後女院遷幸以來、不慮被經年數候、此節新內裏造營、漸可終其功の間、遷幸妙法院室の儀、可有御沙汰之處、今度與寶永度相違、先新內遷幸仙洞女院追々可有遷幸、自關東言上候、元來今度紫宸殿專被復上古之例制、於淸凉殿も、如舊儀被造立の間、用途加增可爲莫大の處、關東一々如御內慮、造營の條、叡感殊不淺候、依之被慰繁

劇御調度以下質素、一統節儉の儀被仰出處、依還幸妙法院女院更渡御他所、且於還幸儀衞も及兩度、費用等の儀被對關東、御會釋も有之事故、不被得止還幸妙法院室の御沙汰、今度被停止、直新内裏還幸被治定候、右難被得止子細山徒承伏候樣可有御敎諭御沙汰候事、

○天台座主御辭表

同月辭表淸閑寺頭辨披露

請被罷天台座主職狀

右眞仁、謬以庸劣之才、久蒙榮顯之職、以故屢不合時宜不能一也、蒲柳之質、常着病不能二也、治山五年未得選賢不能三也、有此三不能、居此職、兢々有慚于心、顧諸王中才賢非乏天鑒令眞仁罷榮顯之職養幽閑之情、何幸加旃、不仕遑疑狀以聞、眞仁誠惶誠恐頓首々々、

寬政二年六月二十六日　　天台座主二品眞仁親王

同七月十八日頭辨御使

被辨天台座主事

解狀の趣雖難默止、嚮新内裏仙洞女院等安鎭御修法、御內意被仰出、加之法務勵行有聲譽、殊未被及壯年の間、止罷職之懇情大會遂無異、彌以可有治山之旨被仰下候事、

同十九日被仰上書付、

被仰出の事有之節、愚昧の質問違等有之候ては、恐入候に付辭職の事言上候處、不存寄被召留畏入存候、此以後仰事如愚昧不會得義は、再應可窺反候、依事關白殿へも幾度尋問の義可有候。若此儀已來有之節仰の儀彼是申候趣に相聞候ては恐入候間、豫令言上候事、

○相撲故實幷行司家の由緒

相撲は上古に始り、いにしへは御節會なども有し由、中古其事絕て、唯世人の慰許に成たり、予幼若の

頃より、壯年過る迄は、名高き者共餘多有て今の角力如きは、其頃の中すまふにも及まじ、都て前卷に云如く、世の中の才器藝者相倶に衰へて、四五十年來、其人なし、然るに天明の末つかたより、上にいみじき人々出玉ひ、年號寛政に改りてより、五穀饒、世風日を追て正に歸す、政の字はこたび始て年號に相ひらる、中華にも、宋朝にも政和の號有しより外に、和漢例しを聞ざりしが、今天より號け給にや、寛政の文字、まきに時に當れりと云べきか、上に其人を得られぬれば、下之に傚て、段々に才人藝者出來ぬべし、寛政二年の頃、角力取谷風小野川と云兩人の者へ、禁中の御沙汰として、紫を賜ぬるよしにて、此兩人は紫天鵝絨の褌にて出るとかや、委き譯は不聞、追て可校正、元の谷風、其外世に名高き角力取共にさへ、かゝる例證を不聞に、今さしてもなき兩人に免許有も、時節とや云ん、唯一通聞ては褌に迄ゆるし色の有にやとをかしげなれ共、相撲の來由聞ばさも有なまじ、與に相撲行司の家となん云る有て、細川家に仕へ、釆地五百石を取り、吉田善左衞門と號する由、寛政元酉年公儀より由緒御尋有之書付差上候よしにて左に寫す、

一相撲の起りは天照大神の御時より始り、朝廷にては垂仁天皇御宇、相撲の節會行はれ候得共、未其作法不正、爭の端のみに有成り、勝負の裁斷定がたく、聖武天皇神龜年中奈良都に於て近江國志賀の淸林と申者を召し御行司に被定、之より相撲の式委敷相備り、子孫相續候處、年多く兵亂打續、節會行はれ不申、志賀家も自然と斷絕仕候、

一後鳥羽院文治年中、再相撲の節會可被行處、志賀家斷絕の上は、御行司可相勤もの無之、普く御尋御座候處、拙者元祖吉田豐後守家次と云者、越前國に罷在、志賀の故實傳來仕候旨、達叡聞被任五位、追風の名を賜、朝廷相撲の司行司の家と可被定旨、蒙勅命、此時召合せに用候、木劍獅子王の御團扇を賜り、代々相續節會の御式相勤候の處、又候承人の兵亂發り、節會も中絕仕候、

一正親町院永祿年中相撲の節會被行候節、十三代目追風罷出、如舊例相勤申候、

一元龜年中二條關白晴良公より、日本相撲の作法二流なきとの御事にて、一味清風と申、御團扇并烏帽子狩衣袴唐衣四幅袴被下置候、其後信長公秀吉公權現樣御代にも、度々御相撲の式相勤申候、
一十四代目追風、朝廷御相撲の式相勤申候、元和五年於紀州和歌山、東照宮御祭禮、御相撲の式依御賴、御祭禮奉行、朝比奈總左衞門殿と、諸事申談相勤申候、依之御刀一腰拜戴仕候、
一十五代目追風に至り朝廷御相撲の節會も、自然と御中絕に成行申候、二條樣御家には相撲にて御懇意の筋目御座候間、他へ出申度段奉願候處、願の通相叶申候に付、萬治元年より當家へ罷出申度、
一元祿年中、常憲院樣、牧野備後守樣へ被爲成、相撲上覽の節、彼方樣御家來鈴木梶左衞門と申仁、入門の御賴有之、將軍家上覽の式、一通及相傳、品々拜領物仕候、
一元祖より拙者迄都合十九代前文の通、禁裏其外の御方々樣より追々拜領品々今以て持傳へ、相撲の故實に傳授仕來申候、
一當時諸國の行司并力士共への免許、拙者家より代々差出來候、
右の通御座候以上、
十一月　　　　　　　　　　　　　吉田善左衞門
右書付の趣にては、此度谷風小野川へ紫免許の事も、彼家へ御引合ひも有し事にや可追考、
〇見教鑑　白川侯御十三歲の時御草稿寫
それ天地に陰陽有り、人に夫婦有り、是自然の道なり、天下の人の中に賤とて疎にすべからず、貴も賤も皆天地の氣を請て生ずるなり、死生有命富貴天に有り、命なくんば、富貴もうけまじきなり、父母いますす節は遠遊すべからず、孝行の道は、我身をいとひ、煩なきを孝の道とす、(本書此所二行白紙にて明有之)
不心にして富て貴に驕り有はたもたざるなり、諂友を愛することなかれ、朋友は損友を遠ざくべし、人

と生れて思慮なきは惡しきなり、
親疎ともに物を云かはし、事を頼みあふものなれば、第一貞信にして相違はざるを本意とすべし、朋友に欺ことなし、慇懃にして交るべし、人は酒酔たるといへども、禮樣正しく猶々慇懃にして交るべし、
舌はこれ禍の門なり、口より出て我身を失ふべし、
人の心さめ安くなきやうにすべし、譬ば紫紅忽色を變ずるが如し、
不機嫌にまかせ疎にすべからず、女は容美なりと云へども、迷ふ心有べからず、容色より心なり、妻は子孫の爲なり、妾は驕やすし、奢て夫の爲に禍ならん、
君の一言により、猶臣義を致なり、　君一言、風の草を吹く如くなり、
夫倡婦隨ふべし、　一旦の怒に我身わすれて、其子を失ふ事惡し、
父母は慈、子は敬、
寵愛の子たりといへども、兄を差置、弟に家督を傳ふべからず、
子生落より善惡の心無し、友と遊びて善惡酒色皆友をえらびて遊ばしむる事肝要なり、水は方圓の器に隨ひ、人は善惡の友によると云事、誠なる哉、子をそだつる道は、愛に溺れず、惡しきを善に教へ戒て禮義正しく貞節の道を盡すべし、
君臣を仕は、臣人の勤勞なき樣に仕べし、　慈悲の心厚くして、人を矜む心を第一とす、
兄には恭敬を致し、弟には慈愛を致べし、
君臣を仕は、臣の心善を上は善人進なり、臣の善人の近遠は、君子の心にあり、愚癡の心是發すべからず、
治國は先づ其心を明に治めて、民を安らかにし、其國を治るなり、民を安らかにするは、慈悲の心を第一とすべし、

右は童子の手にふれんと書付けるとぞ、明和七の年睦月初て武城の側にしるし置ぬ、右見教鑑一巻は吾儲君定國公の御實弟、松平賢丸君編集し給ふ處なり、公春秋纔に十有三歳、然ども諄々として述給ふ處三綱に本づき、修身齊家の大摸潔然たり、寔に聖賢の教道是を外にして他あらんや、是を推て國天下に及さば、豈天下廣しとせんや、誠に公は栴檀の嫩、鳳凰の卵と云べし、布施某、其御草稿を以て予に示して云ふ、尙本書は大塚某修飾を加ふと、故に其御草稿のものを傳へて、敬て模寫之云爾、

明和七寅彌生仲七日宿直の閑暇を以寫之

落合智通純

附錄

其蜩曰、白川定信侯は實は田安公の御子と云り是に記處は定國侯御實弟とあり奈何可追考

天明七丁未年秋八月白川侯御代官へ付札

一百姓は國の本にて、百姓の辛勞を察し、飢寒無之樣心を盡し可申事、

一百姓の風儀も近年榮耀奢が間敷、自ら業を怠り候樣相成候に付、手餘り地等も致出來手入等閑に付、作方も不宜樣成行候事甚以不可然候、右に及候ば畢竟御代官の面々心得違有之故に付、以來急度相心懸候て、衣食住の儀勿論、聊榮耀が間敷事無之、萬事節儉相用ひ取計事も、手代に任せず、自身勤之儀肝要に候、百姓は上へ遠く目が下を疑候樣に相成候、上下疑無之樣、潔白正路に取計可申事、

一願ひ訴訟等も上へ出し不申樣押置候儀をのみ、心掛候樣に相成候に付、下情も達しがたく候、小事も後には事もつれ候に付、其節に下より不得止事及强訴、或は江戸表へも罷出候樣相成候に付、村中入用等も、自然に相重り、下々及難儀候樣に成行候事、甚以不可然候、

一山林竹木猥に不可伐採も、古來より制禁の處、近來諸國山々も多荒候樣相成候間、自ら國用乏敷、川川も埋れ、水災の變も生じ候樣に付、前條古來より禁制の義かたく相守り、苗木植立無油斷可申付候、

一近年一己の功を立べき爲に、運上又は、新田等の儀申出、永久の義不取計候間、古田却て荒候樣相成候、或は用水之敷、下々彌增に困窮に及も厭不申樣に相成候事、重役の者甚以不可然事、

白川侯御領内へ被仰渡御書付寫數通

○御家來へ

申聞候事別儀にて無之、當家累代不如意にて候間、先々御代より御世話も有之上、先御代も厚く御世話有たる故、少し勝手の繰廻も能成候處、段々の物入、其上當年の凶作にて、既に家中の手當も不行屆、何も甚難儀致、氣毒に存候、右の處儉約など申出すは、本意にあらざれども、此上又天災有間敷にも非ず、其節に至り、家中の扶助も出來ぬと申に至れば、當家の滅亡目の前の事に候、其時當主の身に成も、心底のせつなき何れも察し吳候へ、夫を存じて、當時嚴敷儉約を致すは、何れもの爲の事にて、行末は皆々安心致候事故、其所何れも篤と存候樣にいたし度、扨米金等の貯なども兼て備へも致す事故、此方の米金にてもなく、何れもの命に懸る所、我榮耀などに遣ふ樣もなく、萬一此節榮耀につかひ候はゞ其節何れも可申立、必備へ候とて、勝手向抔と心得る事はあしく候、扨御兩所樣は、當時御隱居の御事故、萬事御樂み被成候樣に、此方心底を盡す事故、聊も目付ず、唯此方を目當にいたすが宜く候、此儉約を守りて、萬質素に致し、當時のどうぞ凌候樣を、吳々も存るなり、儉約を守る事は、此方を手本に致さず、儉約を守り、萬榮耀がましき事なきに、何れも此方に背き候はゞ、詮議の上申付べし、若儉約を不守ば、何れも〳〵勝手次第に、儉約を用ひ申間敷なれ共、當時何れも困窮の節申出し候はこまれ共不得止事申付候、

○別段御咄し

扨断も申聞候、家中役々は違ひ候へ共、何れも譜代の家臣の儀、親疎可致樣もなく存るなり、其譜代として、彼是隔がましき義になれば、大に國家の爲にならず、扨此方は勿論役人共、此上萬端如何敷事もあらんならば、無遠慮此方へ何れも可申聞候、乍去過さりし事は、此方も不存、此方も部屋住の時は、何れも知ての通り、慰物など呼て見たり聞たりしたり、夫を今云出しては、甚迷惑いたすなり、其通に昔の事昨日の事は相止め、今日是を申付る日より、互に心を磨あひて、相守るがよきなり、此已後の所を、呉々も守り候樣可致候、

○御領分へ被仰出御書付寫

今度嚴敷御儉約を被仰出候、何と申御箇條も無之候得共、萬の事昔の通り銘々分限に應じ、奢が間敷事無之、常々酒を嗜み、勝負賭事を好み、不相應着類脇差等の物好堅致間敷、百姓のうへは農業を精出し、荒たる地をも少したりとも開發候が、天道への働き、佛神の助けも自有之事に候、太守樣常々木綿の御召物にて、朝夕の御膳等、一汁一二菜にて被召上候、其外御慰事御振舞等の儀も決して不被遊候、御身をつめさせられ候て、萬事御守り強く、御家中へも思召を御直に被仰渡、御儉約の義にかぎらず、御身の上を手本に致し相守候樣被仰付候御意は、當年の樣なる凶作天災も有間敷事に無之、左樣なる年柄にも、御家中幷町在中の諸民、生命の保べき御手當被成置、國家長久に安堵致し、上下樂を同じく被遊度思召寄にして、御身をくるしめられ候、斯の如き思召を末々の者迄、篤と申聞、農業は勿論、萬端を相愼み可相勵候、右の通難有事、此上もなき思召を常々のやうに相心得候ては、天の御咎を受け、身を亡し候事、目の前にして速なり、されば某共へ郡中取計らひ方、厚き思召の御意を蒙候物、御慈悲難有事を申聞候、心得違の者有之に於は、不得止事御吟味の上、如何樣の御政事にも仰付らるべく候、さ候へば某共において、いか程か歎か敷存候、申聞置候村々に於て、老若男女の差別なく、委敷合點の參候樣、能々可被申聞候、今度計申聞せ候ては、追々成長の者も不承、或は忘れがち成者も可有之候、日待神事

等にて打寄候節、幾度も申聞せ候樣に可被致候、尤庄屋役人に限らず、ことを辨へ候者へ申含置、寄々可被申聞候、

天明三卯年十一月

御郡代

銘々能存居勿論なる事ながら、近き事は、心もつかず、何か珍らしき事の道理を聞たがるものに候、甚心得違愚なる事に候條、左の箇條序に咄し聞せ候邑々にて、神事等日待抔寄合の節、一言宛も語合可申候、

是迄の御意を其儘に爰へ出す、

一忠孝に志厚きものは、天の福を得、一生安樂なり、右兩道に缺たる者は、萬の望一つも不叶事、
一夫婦家內者と中惡きもの、其家を潰し、先祖へ不孝第一となる事、
一一村不和にして公事出入有之は、其邑滅亡の基となる事、
一百姓は農業の外に働なし、商の利潤を望は、身を失ふ初の事、
一鳥獸さへ冬中の餌を運び貯置に、人として糧を不心懸不所存の事、
一當國の風俗にて、實體に生立たき事、
一一村の困窮は、村長役の罪たる事、
一村長役人心得違候へば、忽一村の難澁と成候、病者看病の心得有事、
一佛神の信仰も、其所の產神と先祖よりの寺をさへ大切に致し信心候へば、諸神の加護有事、
一日待神事の寄合には、萬の種蒔付の時節の相談、川除道橋を直候義、或は念佛寄合可然事、
一人の富貴を羨べからず、己が貧をも歎べからず、唯天を祈りて、農業の外餘念有間敷事、
一正月三日可遊、四日よりは畑仕事を專らすべき事、
一五人組掟書は有歟無歟に致置候義有間敷事に候、年々幾度も申聞候儀、村役人たるものゝ勤に候事、

一時行病は、不清淨の地より起候、百姓の家にては、こやしは根元大切の物にて、其取始末心得有事、
一元旦に四方へ蒼朮を薫候事、左候へば一ヶ年の諸病受ず、其印候間何れも爲薫可申事、
一近頃村役人を始、末々小百姓迄、其品を越え、年寄へ取入無益の貢をいたし候ものも有之由、不埒成儀に候、御預置候御役手本向何を以爲に可相成哉、其儀無之機は勿論にして、彌心得違無之樣、大切に可愼事、
一小百姓などは、十三以上のもの、手習讀もの爲致申間敷候事、
一蠶は和漢共に大業といへども、其地其國により、一得一失有儀にして、能々辨へ可申候、紅花等を作るも同樣の事、
一近年奉公を致もの、不道の志故、天道に背き、一生其身を立かね候事、
一岩瀨郡飯豊村清次右衞門、年々籾を貯置、當年凶作に付、穀改の砌、上の御用に相立候段、冥加に相叶候旨にて差出候、厚志の段、奇特の事と御稱美有之事、
一伊達郡下糠目村彥八と申もの、親の遺言數年相守り、稗を貯置、當年の凶作に、村役人の世話にも、上の御世話にも不相成、今度御稱美の事、
一大守樣當寒夜を御歎被遊候との御意の事、
右の外相觸申渡置候掟を、常々大切に相守り、村中親疎の隔なく交り睦しく、金銀貸借の儀は、日用の用に候へば、互の義理を正敷可致候、其外數も不限事に候儘、手本に成事十が一申聞候、
卯十一月
奧州御領分凶年に付、困窮の上、米高直故、小民難澁の樣子委達御聽、大に御不安心に被爲思召、此末麥作に取續迄、餘程日數も有之、小民流離轉死可致やと、此節日夜御寢食も不被爲安候、此度江戶表より左の通、

一あらめ（正味五貫目入内五十俵）伊達信夫兩郡へ被下分　二百俵
一かます干物　内五十俵　同斷　二百俵
一にしん　内二千五百本　同斷一萬本　五十俵に入
一ふすま　内十一俵　同斷　四十五俵
一稗　内六俵　同斷　二十四俵
一干大根　内八千六百本　同斷　三萬四千本餘

右の通御差下被遊、右の品を以て、急難の者を相救候樣被仰出、尙亦餓死に不逢樣に取計候義、某共へ被仰付候得共、去年凶作に付、御取穫も當三郡幷伊達信夫兩郡、皆無同樣、少々相納候分、舊冬郡中御手當に差出候跡、皆濟未熟に相成居、當時納米一向無之、尊慮の通に不行屆恐入義に有之候、然共可及餓死者は、追々少々充も御救可被下積に候得共、是以麥作取續迄御領内廣き事故、大勢に成候はゞ不行屆義も可有之候、是等の樣子被爲思召、日夜尊慮を苦しめられ、右の外少は補共可相成候ば、早速差下窮民を撰び救ひ候樣に被仰出候、因玆遂評議候處、村役人を始可なりに相凌候ものは、此時節に候へば相互に助合、居村にて飢渴の者無之樣、無滯出來秋迄爲取續候樣可心懸候、右取計の甲乙に依り、村役人を始、村方の者追切次第稱美の筋、急度可申付候、衆民上の御苦勞に不相成、隨分取續き、尊慮を奉休候樣可心懸候、併窮民の分は、右の品割賦可被下候、一統配分被下置候樣致度候得共、左樣には難行屆、勿論窮民御救の思召に候へば、可成にも取續可相成者は、頂戴仕候ては、尊慮に不相叶、勿論冥加の程も宜かるまじく候、是にて境を相分候義、此節一統難義の中に候得共、不分明候、依尊慮厚難有事を奉感察、人々誠心頂戴仕候樣に可致候、

右の品々支配の御代官へ相渡置、大庄屋村役人無依怙贔負、可及餓死體の者共へ、穿鑿の上相渡、勿論取續迄、少々宛相渡候樣可致候、尤御役人立會申積に候、

一干物の類は、開作の節情力助の爲、一統頂戴仕候樣致可候、
一器財珍寶にても、人命には替がたかるべく候間、取計の儀度々被仰出候、誠難有尊慮候趣、小前無田の者共迄、感德仕候樣、役人共より委申聞、取續農業出精仕候樣可致候、

正月

一去年大凶作米高直に付、人々小糧を以て、漸々相凌候得共、麥作迄の取續未相見、容易の筋有之間敷候、當秋は豐熟も可有之候得共、是迄季候に寄候得ば、難究事に候、萬々一去年の通の冷氣に候はゞ惡作相續候儀有之間敷事に無之候、左候へば大切の年柄に候へば、人人凌ぎ方覺悟可有之事、第一に候事、
一當月下旬彼岸に相成候間、種子浸并苗代拵用水路普請、此節より事可心懸候、去年の種子籾不熟可有之間、隨分撰拔蒔付可然候、不吟味にては、不熟の分土中にて腐生立申間敷候、然時は苗代薄苗不足に相成り、土中にて腐候分不益の事、
一當年は種子も思はしからず、肥も不足可有之候得共、人力を以て豐作候樣に手入專に可致候、今年季候去年より二十日程も相進候、六月二十一日は早立秋の節來候、然ば冷氣早く可相成候間、萬の作物、右の心得を以て仕付後れ不申樣可致事、
一去年の通の順氣に萬一相成候ても、早稻中稻は可成に實取れ候付、當年は取實少く候共、早稻中稻は餘計仕付可然候、兩稻草は種も宜く、第一早く出來取續の爲にも可然候、
　但上國の稻草、去年至て不作に付、可成だけ外の稻艸可然候、
一畑作は粟稗大豆小豆芋等も多仕付可申候、紅花藍胡摩麻等は、金錢に相成候得共、扶食の足りには不相成候へば、可致無用候、
一去秋より常ならぬ山糧を玉への難澁候義、何れ生涯不致忘却、自由畑へ生し候の糧無之候ては、全く

身命繫がたく候間、田畑を大切に致、荒畑きりかへ畑等も、相應の品仕付遣置可申事、
一無程青山に相成候間、蕨ぜんまい鳥足いたどり葛せりひの根、其外木の芽等は隨分貯置可申候、秋に至り糧改申付候、餘計貯置心がけ宜者へ、御稱美筋可申候、
一稗の儀は、近年代米納に有之候處、從當年正米を相納可申事、
一菜大根種可相成丈、餘計に取入貯置候樣可致、貯置時分蒔付候へば、相手にも成候ものに候、當秋よりは種とり五分通餘計にふせ置可申事、
一當年は麥作手入宜趣に相聞候へば、例年より宜出來可申候、常々作方當年の樣に手入致度候、取入候上は、扶食に致方、種々有之、餘計の食にも相成候由、村々申合、制方可致相談候、
右の條々小前の者共等迄、相心得、村方老農の者と相談、農業相後れ不申、手入第一に相勵可申候、若油斷の者有之候はゞ、村役人より誠情に可致世話候、當年の儀精力かひなき者へは、村中助合申候、尤大庄屋も組下村々を、度々相廻り、萬端致指圖、農事不誤豐作候樣可致候、
上より追々被仰出候筋ども、一束に申付候ては、末々の者難辨筋も可有之條、此末夏秋冬の業、追々可申聞候、此旨急度相守候樣、於村方小前の者度々可申渡候、
右の趣大庄屋村役人小前の者共迄、不洩樣可申渡候以上、

閏六月　　　　御勘定所

五郡御代官中

一不熟の種籾に候哉、苗代生候不足の趣相聞候、朝夕心を付手入可致候、此上時節後れ候事は、如何共致方も無之候間、大庄屋共組下村々へ相廻り、見分候間、植付の節は、餘り苗有之村方は、不足の村方へ相廻し、融通候樣、一組も不洩、苗不足候はゞ他組の村々より、融通候樣可取計、當作甚大切の年柄に候へば、誠情無油斷世話可致候、

一植付の義、先達て相觸の通、當年は秋早々冷氣可、相成候間、植付おくれ不申樣、尤不足に相聞え候間、早稻植付、田地明ざる樣に可致候、植付仕舞ひ次第追々注意可申出事、
　附苗不足にて如何樣に致候ても、苗足り不申候はゞ、早速畑作仕付可申候、尤植付の節、畑作凡仕付候はゞ、場所を明置候樣可心懸候、右に付ては、稗苗多仕付置候樣に致可事、
一當年は肥も思はしく入兼可申に付、田の草三度も取候物ならば、四五度も取、手入の精力を以て豐作候樣に可致事、
　附他國にては畔に大豆小豆等植付置候、當國にても何成共、相應の物植付置可然事、
一畑作仕付物時に後れ不申候樣に、手入怠り申間敷候、去秋以來夏作手入宜候へば、例年よりは格別出來宜相見え候、
一去秋巳來男女共に山糧を精出し取候といへ共、其日々々を凌候程の事にて、霜雪風雨の日は、間斷有之及飢渴者多有之候、然時は不申迚も田畑よりあがり候穀物は、莫大の義に候日々寒氣にも、山糧を堀候艱難を存合、男女ともに、田畑耕作に心を寄せ、當秋より來秋迄の扶食貯へ家內扶助候樣に可心掛事、
一村々高札文字不相分は、認替の儀可申出候、幷高札場所至て麁末成村方相見え候、常々掃除候樣、心を付麁末無之樣に、入念可申付事、
右の趣大庄屋始、村役人小前の者共迄不洩樣可被申渡候以上、
　四月　　　　　　　　　　　　御勘定所
　　　　御代官中
右白川侯二十六歲の時なり、新善政の沙汰世に聞えて、夫より三年後二十九歲の時、閣老に命ぜられしと見えたり、

松平定信公御歌

天地とともにひらくる國と家の昔にかへる春は來にけり

谷陰に賢き人のあるならばわれに教へよはるのうくひす

○時華物の事

萬づ時の流行ものはをかしき物なり、書畫の類殊に時に遇ふと遇ぬと、若干に違ふ、上古の書畫は其論もなけれ共、中古以後の物は、譬ば五六十年以前は、文徴明、歐陽明、顏眞卿などの書はやりて、其法帖を學ぶ人多く、眞書希に出れば、價貴し、其後清朝にて董其昌が書はやりて、天子殊更是を信じ學び給ふ故に、今の中華の書を見るに、おしなべて之を學ぶ様子なり、故に日本へも此風移て、今唐様と稱する物皆其昌が風俗のみなり、眞書甚寡し、(今の清帝其昌が眞蹟を甚愛し玉ひ普く搜集て官庫へ藏らる故に世上に眞蹟寡しと)若出れば最高價なり、近世和書にては、佐々木元龍(通名萬次郎)佐々木志津摩などを常とせしが、志津摩門弟寺井養拙が楷書餘り立派過て、看板の様なりとて、はやり止み、廣澤南谷などをもてはやせしが、夫も年を經るまゝに賞翫うすろぎ、關思恭烏石親和など、又は獨立玄岱百拙魯山東厓蘭嵎等の書も、一旦に廢る、此類數ふるに不遑、繪は近世探幽養朴などを宗とし、續いて洛の探山を賞す、探山が子探鯨は劣り孫の探索は人用ふ、今は江戸の榮川洛の應擧(通名丸山主水)などを賞す、異畫には光琳を用ひ、狂畫は仝暇が差禮を悅びしが、探幽養朴はいづれもさめず、光琳今に於て人嬉しがり、仝暇はいつしかはやり止み、今の人は其名を知らぬぐらゐなり、唐畫は近世沈南蘋(今一兩人名失念)有り、夫より後渡來の內に、格別の名を不聞、董可亭など、南蘋が弟子とやらん聞たる計なり、長崎の熊斐も同門にて、微しく名有り、和人の唐畫かきには、洛の望玉蟾之を善くせしが、其世に今程唐畫さかんに行はれざれば、人それ程に賞せず、玉蟾死後には段々はやり出たり、茶の湯に用ふるものは繁多なる様子なれども、漸く宗易宗江月春屋澤菴などを聞及ぶ事にて、予茶道を知らねば、

爰に脫す、俳諧師はせをが筆跡はやる事久し、今次第にもてはやして價猶々高く、其角之に次ぐ、素堂嵐雪去來など、僉賞翫す、元祖貞德は却て人用ひざりしが、是も近來ちら〳〵賞翫す、淡々は一旦殊外翫びしがとんと廢りたり、連歌師宗砌宗祇宗長心敬肖栢專順行助紹巴昌叱の類は少し用ふ、東野州梵灯周阿の類は遠し、刄物も折紙物はのけにして、新刄の大わざ物はやり、歷々の人々みな新刄を指料にせられ、鄕の類幷和泉守兼定、是も定の字の銘は價劣り、定の字の銘を之定と稱して賞翫す、孫六兼元之に次ぐ、肥前忠吉、東山吉平、一條國廣、水田、水田は餘り切過てはしかく、折れる難有とて、はやり止ぬ、是を新刄四天王と呼り、續て大阪の五鍛冶、京の和泉守、來金道其外數々はやり物多し、折紙道具、適、拂物に出ても、誰か相手になる者なし、新刄のはやりものは、時の間に百兩五十兩の價となる、唐畫にては近來大雅を大に賞し、彼が繪はかりそめの席畫の類にても、小判を以てす、蕪村之に次ぐ、書は今殊に寡し、儒者の草廬は直打をして書くと聞て、あきれたり、大德寺の無岳も夫程には思はず、印刻の芙蓉をもてはやせども、長崎の源逸、洛の綜南悟眞ほどには思はれず、右の類はやる時は賣買小判を以てし、廢すれば銀三匁位するなり、むざと流行るものを買物に非ず、拍子が違へば無價となれり、總じて其人生前に、頻にはやるは死後さむる事早く、生前さもなく死て次第に時花出るは凡さめぬなり、是其人の少しの德とや申べき、古人の言に、はやり物は廿年內外に替る物なりと云るも、實にと知られたり、七八十年已前は、若き人々刄物の反高きを好しが、六十餘年前より有德公の御風俗をまねび奉りて、若き人我も〳〵と無反の物を好む、甚きは持傳へたる刄物の反を戾す人多し、刄物に又火を入る事、利鈍に拘りいかゞなれども、人々時のはやり氣にて斯する人も有し、增て髮かたち衣類家居器、皆其時に隨て風俗替れり、羽織の丈も、七十年以前は短き事、帶の結目の顯はれる程にして、是當世なりと云、五十年已前は長け三尺餘の羽折を着て、醫者の如し、三十年計前より、又短く成て、今に至る、又そろそろ長羽織に成べしとぞ思ふ、既に儒道醫道さへ時々のはやり物にて、八九十年以前より、宋學屢廢り

て、堀川の古義、山崎の學派、また徂來春臺が端手なる學文行はれ、朱子學の書は誰取上る者もなし、四書大全など、予が幼き時分迄は、追々增補して、開板し、金二三兩の價なりしが、宋學廢て後は、反故直段に成たり、然るに近年又漸く元へ歸して、朱學に志ざす人も少く出來り、右の書物類も少しづゝ、直段も出る由噂を聞しが、今度林家へ仰渡さるゝ趣にては、又世上一統に朱學に成べし、醫業も六七十年以前より、張仲景流の古法醫者出て、束髮佩刀にて衣服を餝らず、袴を着して、儒士の如し、專ら世に行はる、是も今は始ほどに、人賞せざる故、今は新古の法を兼てどちらも外さぬ醫者多し、又洛に後藤左一と云ふ一箇の醫あり、是は熊膽を主藥として、藥劑を次にして、諸病に藥喰を勸む此効驗有を以て、頗る世に行はる、療する處衆醫と大に異なり、左一死して門人香川太仲之を嗣ぎ、世に用る事先師に過たり、常に醫書を講說す、多仲歿して、其子主膳業を嗣り、都べて醫者のはやるも、劇場役者のはやるも強ち巧拙にもよらず、唯世人の氣の向ふ處、自然の事か、遠くは平家の繁榮二十年、近年は田沼氏の繁榮二十年、是時花物の手本なるべし、今理學の綱記正しく、上より敎示し給ふ、是ははやり物と云にてはなく、人間の大度なれば、萬世不易御代永久の聖功たり、天下の蒼生豈仰ぎ歡びざらんや、

○吉益周助堀元厚等の事

右に記る古法家の醫師松原才次郎、吉益周助は、相倶に予が碁友なり、わきて吉益は親し、始は洞庵と號し、享保の末本國藝州より洛に來て、國の儒者堀景山（通名始正超後貞助）に便りて、醫を弘めんとす、景山口入して、予が合壁の四方田某方へ、洞庵を引合す、四方田は景山緣者たる故なり、仍て予も洞庵と常に會せり、然るに此四方田が家婦癇症故に、嫁して十八年子なし、洞庵之を療して、癇症を治し、家婦三十五六歲に至て、始めて姙身す、扨着帶せんとするを停て、和俗誤て姙身に佩帶する事害有て益なし、無用なりといふ、家族之を聞て異樣なりとして肯はざるを、姙婦吉益を信じて、敎の通りにす、期月事故なく安產せり、扨椅子に寄る事決して然べからず、坐臥不自由にて、曾て其益なし、唯常

の通りにて、宜きとて、少し枕を高からしめて平臥させたり、年ふけての初產、隨分安らかに日立て、其身も六十餘歳まで達者に、出生の女子今四十餘歳に成り他へ嫁して健なり、加樣の事を聞傳へ、追々姙婦を賴む人多く、悉く安產して無事なり、都ての療治他醫と違ひ、容易にして而も効驗有により、須臾にして名を發す、古法家の一箇となる、周助常に云り、已が療する處、他醫と反する故に、人恐れて迂濶に療治を賴まず、數醫匙を捐て、必死に究る病人を拾物にして、我に賴む故、多くは治する事難し然れども其中に十人に一兩人も治する有り、是を想に他醫數病を治するよりも、我が一人を治すは、其功丕なるべしと自賛せるも宜ならんかし、醫學物產等委くして、堀元厚松岡玄達歿せし後は、吉益長たり、公儀よりも御尋の事折々有り一々考上しとぞ、後に花山院右府公に陪して、臣と稱す、明和安永の頃迄有て歿す、其子周助業を嗣ぐ、又洛下一貫町に賀川玄悅と云醫者有り、是は吉益とは別流ながら、姙婦の佩帶椅子を禁ずる處は等し、餘病は療せず、產婦一と通りなり、產屋に往て襷をかけ、尻をからげて、產婦を扱ふ事、產婆に同じ、故に是を世に產婆醫者と號して用らる、又右に記する堀元厚は、予が俳友にて、交り親しかりし、俳名は鈎雪と云り、京都の學醫にて、書生たる者之へたよらざるは無し、京師の學校の如し、療用は辭して講說而已なり、元厚申樂を好む事斜ならず、能とだに云へば、いかなる初心素人の能にても缺る事なく、聞出して見物す、餘り隈なく聞付て、駈付る故、世に能火消と稱せり、能有る日は度々の事なれば、流石休日もならず、講席は有れども說く處坐なりと、書生呼合ぬなり其頃藤野東甫、俳諧師竿秋も右の仲間なり、吉益周助も同樣にて、是等皆能火消の名を取しなり、假初の能をも精密に管見して、其可否を論ずる事詳なり、仍て名有る能太夫幷役者ども、能の後に此面々の所へ尋來て、其評論を聞て、後來の心得にせしとかや、元厚歿する時辭世の句あり「何とやらん所ではなし此春は」となん、世人之を聞て、辭世に迄、熊野の謠の文句を用ひられしと評せり、

翁草 巻之百八十

○野夫談

尾城の也有翁は、俳諧に名あり、爰に太宰氏が四十六士論を評するもの一篇有り、號て野夫談といふ、彼翁の著する處なり、此論の事は、前巻に數儒の論を擧げ、はた愚論をも憚らずくはへ置ぬ、也有のいへる所も愚論に等しけれども、彼翁は賤夫をもうけて之を論じ、予はあからさまに之をいふ、主意は一ながら、予が漏しぬる事も見えたれば、爰に拾ふ、

世渡の下手は、何して見ても貧乏に追れ、剃つからげつ分別も淺倉殘松と名乘て、辛い浮世の身を過かぬけるが、一人の弟は末の子なり、出家になりともせうとて、親は捨ける藪にもこうのもの、鹽を蹈たる修行に、今は學德たけて、尾張の提昆和尚とて、一派の賞翫大地の仕持となり、寺領も有り檀家も多く、豊なる暮しなれば、兄一生は養ふべしと二三合の合力をうけて、安樂なる境界と成る、大隱は市に隱ると子細らしき事いへども、元より尋訪ふ人も納屋橋裏に、長屋借ておのづから浮世の事も耳の遠き婆々一人、飯焚爲に仕ふ計り、麁食を喰ひ、酒を飲み、肱を曲て枕として、日永の折から、寂敷ならはぬ俳諧などいふてみれど、長し短し、ろくに揃はぬ繩すだれ、押分はいる顏は、小便取の九作、さてさて久しう見えなんだ、まめに有たかと問へば、私もふと江戸へ下まして、頃日歸り登りましたとはどうして何故ぞ、さればく\出入の旦那殿が、江戸見物に下るが、荷持して行ぬかとの事、私も老後の思ひ出、幸の事常々の望み、明いた口へもち、物はちと重くとも、御供して參らうと取敢ず下りまして、落付所はわせ田の片陰、いかにも靜なる信貴野閑吟とやら申醫者の宅に、よしみ有由にて、逗留、旦那殿は馬下りから足にねぶとが出來て、早速他行もならず、私も旅寢の臺所、內の衆ともなじみ、弟子

衆毎日來て、本を見らるゝに、さし出て何ぞ讀て聞せて下されと申たれば、是は太宰春臺先生と云儒者の書れた、四十六士論と云もの、讀て聞さうと合點の行やうに、說て聞されましたが、扨も〳〵肝の潰れた事、先づあの赤穗の敵討は、古今に稀なる忠義とて、林大學殿も詩を作り、上天無意助忠誠とて惜まれ、淺見重次郎殿の筆記は、義臣傳の末に載て、是もいかう稱美、殊更室新介殿は、義人錄を編て、いづかたの大儒達も、始終殘る所なき仕方と、皆感心して置れました、(閑田子按に又三宅觀瀾も復讐錄を著して甚褒稱せらる) 太宰殿ひとり打て替つて、大きな譏りやら憎みやら、是はまあどうしたお了簡、あなたの學問の筋は、あれ程も違ふ物で御座りますか、あなたが、もし赤穗家に仕へてござつたらば、中々敵打の相談にはのられますまい、それ共唯ひとり籠城も成まいし、本庄に切込れも致されますまい、敵打の有た跡では、理窟も人が請取ますまいから、大野九郎兵衞と同じ事に、人が面へ唾吐てがな御座りませうに、仕合事やと存られます、餘り不思議さに、ちよつと書てもらひました、御らうじませと出すをよめば、人生朝不謀夕、誰知吉良子之不死、而以待明年之冬畢、鄕使吉良氏不及明年之冬死、則赤穗士何所成其功乎云々、また此末に若冬迄の內に、敵が死だらば四十六士は偺となるか、屁に鞭つか、夫では天下の笑種ぢやと書ました、是はどうした了簡でござりますぞ、人の命の頼れぬは、もとより常で御座れども、常にして變でござります、それを萬事の先へたてゝ案じては、人に銀も貸れませず、緣組の約束も成ませず、梨や柹の繼木もなりませぬ、それも五年七年過ての敵討ならば、延引の謗もあらうけれども、僅に明年の冬なり、見合せたは何でも討損じまいと、時節を伺ひ、謀を定めたもの、太宰殿の了簡では、無二無三に切込て、勝ても負ても、其場で死ねかしとの事、是より末にも左樣にいはれました、(閑田子按、呂后隆氏を奪んとす、陣平不知が如して呂后の死を待て後呂氏を悉く亡す、後儒の謂あれども時を知故なり況踰年をや) 畢竟四十六士が本意を合點しそこなふたと存まする、もと淺野殿が悁忿に堪兼、吉良殿を斬て、我も死に、もとより家も潰さうとは他は省ず斬かけられたるを、斬おほせ

ず、我計り共事に死して、家を亡し、肝心の敵は生て居るは、無念骨髓に徹る所、誠に泉下の怨尤千萬なる事、忠信の心忍びられぬ故、此敵討はせられたもの、それを我一分の義計りを立うとて、犬の嚙付やうな働して、又此方計死でのけては、吉良殿は彌々天下泰平恐ろしきものなしの高枕、淺野殿が草の陰で、猶々無念は重りませう、是忠臣の本意とは申されますまい、譬ば朝敵追討を蒙りたる大將が、若敵が病死しては、功が立ぬとて、軍勢も整へず備へももうけず、一騎駈に敵國へ切入討死してのけたらば、忠臣なりとて、御感で御座りませうか、是こそ天下の笑ひ草、お考なされて御らうじませ、それよりとくと勢を揃へ、必勝の謀を定めて、敵國へ攻入、あやまたず朝敵の首を取て、宸襟を休め奉るが忠臣の方で有さうに存られます、もし其内に敵死したらば、討手がやむ迄の事、大將の耻には成ますまい、勝負は搆はず、切込て死せば、我身一分の義を立ると申もの、あやまたず敵を討うと、退て謀るは、君の爲と申もの、忠臣國を去て、其名を潔せずと申も、我名は捨て君の非を擧ぬ心、忠臣の誠は、さう有さうな物、身の爲にすると君の爲にするとは、どちらで御座りませうぞ、又吳子胥が屍に鞭つは、親兄を殺した敵恨に堪ざる故なり、四十六士は吉良殿を我が憎む事は少しもござりませぬ、主人の切腹は、主人の短慮から、誠に吉良殿からは、せられぬ事、唯亡主の本意を遂られなんだ遺志を續で、泉下の恨を休ふの働なり、夫故泉岳寺で、手向て仕舞うたあとの首は、三方に載て、寺僧へ渡し、主税が若氣で首に雜言申たれば、高貴の御首を無禮申と、内藏助が叱たる、是私の怒なく、義を立たる心を御覽被成、どうして屍に鞭打ものぞ、もとの根心が伍子胥とは、雲泥の違ひで御座ります、美名を猜みて、身にもかゝらぬ人の上を惡口申は、各別の違ひ、耻かしい事、脇からも汗が出まする、冬迄の内に、吉良殿病死せらるれば、淺野殿も共に泉下の泉なり、恨は散して仕舞まする、主の恨が散ずれば、討べき敵もなし、それからは殉死せうと、其儘居らうと、勝手次第、四十六士が胸の內を、誰か知て笑ふ物ぞ、天下の笑を取らうとは、太宰殿の案じ過しと存られます、又

赤穗侯之死非吉良子殺之、則吉良子非赤穗侯之讐良雖等何得殺之、云々神祖之法殺人於朝者死、赤穗侯之於吉良子、傷之而已、是其罪宜不死、而國家賜之死、則其刑過當也云々、

さあ〳〵又是が合點參りませぬ、吉良殿が、斬りかけられても手出しもせず、相手の切腹を願れもせねば、吉良殿が殺さぬとは、もとより知たことなり、夫故四十六士の主を殺した敵を討つといふではなく、主君の仕遂られぬ本望を遂げ、泉下の恨を散ずる爲とは前にしるした通り、此譯の合點ゆかぬはどうした暗らさでござります事ぞ、主君の死も咎無ものを御殺被成てでも御座りませぬ、抑殿中にて、至極の大禮の日、高家の歷々を白晝の人中で斬て、どうして自身に活て居らるゝ心で御座りませうぞ、斬おほせると、直に自滅の覺悟とは、もとより知れたる事、自分に死ると、御意で死るとの違ひ計り、それを家臣が咎なきものを御殺なされたと恨所ではござりませぬ、又人を朝に殺したもの計り、死刑にも限りますまい咎が重くば死刑の筈の事、上の御咎も、なぜ吉良殿へ疵付けたとて其事計ではなく、至極の大禮の日、他の非道をも禁ずべき職を承たる身にて、同職の人を斬て、改めきよむる殿中を血に汚したる、御咎いかさまに重々の不敬、さも有べき事で御座ります、一言の申譯も成ますまい、又少々御咎が重過たとても、臣以臣たらずば有べからずで、御恨は申さぬ筈の事、然るを亡君の遺志じやとて、家中が天下へ弓を引ては、主迄を逆臣にしてのけると申もの、淺野殿が草の陰にて悅は致されまい、また太宰殿の唐流を出して、日本の君は朝廷じや、公儀は諸侯の君でないなどゝかいはるゝことも、御座りませうが、今日本では、公儀と淺野殿とは君臣に紛れは御座りませぬ、

閑田子按ず、太宰は爰に書れしごとく、公儀は諸侯の君には非ずと云人にては非ず、其師物茂卿と同じく公儀を朝廷と稱し、又憲廟、文廟など、凡て天子の稱をもて書す、其上此四十六士論にも天子の御事を、山城天皇と書す、日本の國風を知ざる而已ならず、春秋の春王正月と書玉へる意にもどりて、其私意をほしいまゝにす、爰の推量は、也有子いまだ太宰が、說き盡されざるなり、此黨は唯已が私

意にまかせて、說をたて、言を憚らざるものなり、太宰が獨語などにても見るべし、尙他の著述にても、其師茂卿をさへ散々に云り、こゝに論ぜられし通り、自分の賤しき意に引あてゝ、四十六士を名利の爲などゝ惡口し、凡て美名を猜で身にもかゝらぬ人の上をあしざまに論ずるが、其自己の常態又學風のあしきに基するなり、

淺野侯の最期に臨で、遺念を尋たらば、公儀へ弓引と申されませうか、吉良殿を討くれよと申されませうか、御考なされて御覽じませう、

閑田子云、こゝの論殊に委く、淺野侯の肺肝を盡せり、良雄等が、此擧も畢竟たゞ是なり、太宰が愚如何や、

又既不能死于赤穗則當趣往東都、率其部伍以攻吉良子克之、亦不克亦又死殉之死而巳、可以塞責云々、

前の論に吉良殿は絕て敵でない、討つ理はないと云て置て、又こゝでは吉良殿を攻て死ねとは、一向寢言の樣に思はれます、すべて敵を討ものは、何卒して仕損ぜず討おほせうと存る故、豫讓は炭謀にて形を替へ、厠に隱れ橋下に臥て敵に近付うと心を盡しました、四十六士が敵の油斷を伺ひ、時節を待たは豫讓が炭謀と同じ心、太宰殿の了簡ならば、是も趙襄子が病死がはかられぬから、豫讓も知伯が亡た時、直に切込で死るがよいとの事とみえました、古今に義人と稱する豫讓も、太宰殿の手前では馬鹿者に成て居るとは、きつひもので御ざります、又彼其志在濟事成功以要名利鄙哉云々、いやもう是から末は、いふも恥かしい、無體千萬萬情ない、大下卑に下卑ぬいた事どもをやられました、かはいさうに義を立て大切なる命を捨て、親にも妻子にも別れて、中には六十七十の人も有り、どうして利欲の爲にするもので御座ります、上から赦し置るゝ高家の歷々を陪臣浪人の身として、押込で首を斬り、何として御機嫌に入物ぞ、死刑は勿論の事獄門磔にあはふも知れぬ事、それは四十六士の覺悟の事で致たは申に不及いと安い事でござりますを、御法を破り、本望を遂た上の事は、とんと我身を私せず、自ら罪科を訴へ、

もう入らぬ身じやから、上の御存分にどう成とも、御さいなみ被下よと、刀を投出して、上を恐れ敬ひて、上宰を待たる仕方、爰が大なる出來やうとて、何れの儒者衆も、殊に褒美の肝要でこそござれ、夫をさもしき評を付て、かう思ふたであらう、どうするであらうと、無心事を作つて、能かたの了簡は、ひとつもせず、辱しめらるゝ根性は、どうしたもの、すべて上等の人は、人の善を稱美し美むもの、下品の根性の卑劣な人は、人の美名を妬み猜み、どうかなして、鼻をひしぎ潰したがる物、是は學才博識に寄らず、根性に善悪が有もので御ざります、あゝさもしい、きたない恥かしい物でござります、自分こそさうあらうとも、學を習ふ門人衆の內には、笑止がりて紙屑籠へも入られる物を梓行して、世間へ出すとは、どうした事、私が毎日小便とれば、伽羅の匂ひも同じ様な物で、其中へはまりて、善悪が分らぬさうに御座ります、

閑田子云、其學徒僧無相も、人の太宰が說を難ずるを陳じて書る物有り、尤笑ふに堪たり、嗚呼いらざる口を敲きました、ホンにたゝきて思ひ出しました、是は小田原で求て參ました、隨分小便に汚さぬやうに致ました、酒の肴になされませと袖から曲物出してふりあふのき、南無三日が暮れるに小便汲では居られませぬ、重て取に參りませうと、あはてゝ門へ出ると見えしが、こらへ〳〵た小便を自分の桶へ長々と仕込、けふ晝から宿を出で、何の爲ぞや、我小便計り荷ひてあたふたして歸ける、

右橫井也有翁著述、翁通名孫左衞門、薙髮名暮水、以滑稽鳴、而爲人謹厚篤實、好學文才長矣、滑稽文集號鶉衣、鏡裏梅者、近年合刻行于世、足見其志焉者也、予客歲遊尾張、而聞其所行與其所言者不背、甚欣慕故附言于此云、

寛政二戌年夷則　　洛南山樵　閑田子

○塵塚のちり

萬づの道の衰る所以は、世の風俗頻に薄情募りて、修行の功をつむ事不克、辨佞を以て已が淺見を掩ひ、

ひとへに名を需めん事を要とする人のみなれば、道の長者出來ぬも理りなり、斯く淺間なる折なるに、此ごろ（寛政二年）菊月のはじめとやらんに、二條家に於て、俳諧の御催し有り、地下の者あまた召れてつけ合の俳席有しとぞ、御先祖良基公の連歌に、御名の高かりしだに、押出してはいかいの御催し有し事を聞ず、九條玖山公の貞德へ、俳諧をゆるし玉ふも、御自分の俳かい有し事を不知、さるを今道の衰ふるに至て、攝家の御館に俳席を立玉ふは、未曾有の事、道のめいぼくに似たりといへども、圖らずも俳諧は雲井にのぼり、和歌は地下へ落る事、下剋上の道理にて、誠の道の榮えとも云かたからんか、たゞけうとき秋ののらの悦びとこそおもほゆれ、

或人の書る蓮のこと書の中に、ひぢりこうと、かんなにてかける有り、あやしの言葉ぞと、つら〳〵想に、ひぢりこの事ならんかし、おぼろげなる事は、書ぬにしかじ、また或人さきの人を稱するとて、何陳人と云り、陳人は自稱にて、他を云事に非ず、我もめくら書にそこへ爰へ書散し遣したる中にも、かうやうの事多く有なん、人のあざみ笑はんを、今更くゆるとも詮なし、皆猿の尻笑ひならんかし、

可盃は下に置れぬに仍りての名なりといへど、可なりと云時は下に置るゝなり、焉の字は常は下に有れ共、焉ぞと云時は、上へもあがるなり、きはめて下に置れぬは、雖の字なりといへるを、或人暫く沈吟して、狂聯句の韻字とす「松竹立渡京中雖」一座興せりとなん、

宇野三平は都下の儒士なり、禁足して書を編む事幾年、一室に書籍を取散す事算を亂せる如し、適客有り面するに、さも閙しげにて、應對倘心そこ〳〵なり、是を知人は早々退出す、三平常に曰らく、人の訪ふは嬉しけれども、徒然に人待つ頃は來もせで、必しも考への半に來るものなり、其時は應對甚邪魔に成て、おのづから不興に會釋す、扨其人歸りて再び考るに、始の氣ゆるみて其勢ひ拔ると云り、實にもさこそ有らめ、余が老樂に陋筆を搖すに、屢々思ひ當れり、去ながら余が如き物しらぬものは、其客のあらゆる噺の中に、とみに趣向を得る事間々有り、故に筆を停むるに厭ふ心さらになし、三平如き博

覽なれば、客の謂を借る事有まじければ邪魔なるも理りなり、
或片田舍の草菴に一僧有り、常に書をひろげて他事なし、之を讀み或は筆す、小庵取散らせる事、足の踏所もなし、其在所の人、氣の毒がりて片付てやれば、大に腹立て、物の置所違ひて尋ね需るに懶しといふ、故に障らず其儘にて置けば、小菴の一と間一ぱいに成て、膝を容る處なし、僧是非なく次の間へ出て居間とす、是も無程其通りなれば、臺所へ出て住り、一とせの内に、菴内一ぱいに取散す故に、年の暮に村中より世話して、漸に是を取片付、掃除してやると云り、幾年も斯のごとし、いみじき沙門成しとぞ、
江戶日本橋の向、先年築地に成し中洲を、今度埋み、元の如く續になる、是は安房上總の水難故に仍なり、右中洲に近年は遊船多かりしに止ぬれば、

屋根船も屋形も今は御用船チツ、シンはなくツチツンで行

此落書江戶にてもてはやせしとぞ、
いにしへより例の京童の口ずさみと名だゝるも、實にも都の榮えならめや、かゝるめでたき御代にだにこの頃きけば、

吳竹の　世は皆醉り　我もまた　さめぬ寢覺を
くり返し　まはらぬ舌で　まきかける　管もてのぞく
天が下　行つまりたる　世の中の　うつり替るぞ
をかしけれ　先大內の　ありさまは　君もかしこく
臣もみな　學者才人　多ければ　新造營の
內裏にも　すたれし事の　かずかずを　考へ出て
つくらるゝ　むかしの公事の　芝居事　舞臺はたてど

とにかくに　出さぬ江戸の　金もとに　しまりはてたる
樂屋もの　雜用へして　有職に　入あはさふと
賢者達　思ひついたる　御省略　實にもゝ數も
算盤の　玉の臺と　成にけり　それに引かへ
六條の　地築賑ふ　繁昌は　世にたぐひなき
白川の　淸き流の　すゑはげに　行渡りつゝ
商賣の　棚おろしから　出こまの　なげたほつたの
ばくちまで　御せわなされて　いく度か　出る御觸の
隙もなく　町々まはる　陣笠は　めつたむしやうに
くゝるとの　こわひ取さた　夫よりも　思ひがけさへ
梨の木の　あづまくだりの　大さわぎ　加茂の社中の
めいわくに　また其上の　難澁は　御所の御出入
普請方　まけさすうへに　例のない　繪かきをさへも
ねぎるげな　此やうすでは　てんやくの　上るくすりも
三分に　直がきはまろと　いふ噂　町々評判
かけがへや　孝行樣は　うれやんで　平尾の里に
たぐひなき　孝子が有と　いふうはさ　實に有がたき
文學の　榮ゆる世とて　めづらしい　堂上がたの
經書さた　大身體の　御時節の　記錄さがして
間にあはぬ　有職よりは　殊勝なり　其中に又

狂言の　はやるもをかし　此ごろは　沙汰のやみたる
里かよひ　さとにうへなき　悦びは　神の御末の
御着帶　やがてめでたき　御降誕　松にことぶく
千世の行すゑ

右文句の内○陣笠是は二條御城在番の面々へ被命町々を廻る上下陣笠を着す○曲こま近比世に流行す○梨木下鴨神職梨木三位神祇伯より訴有に仍、關東へ召し、御吟味有、委事は不知、

又

ゆがんでもしやくしで下はすくはるゝすぐなれん木は下がつぶれる

始の長歌は評に不及、しやくしの落書は心有る人の申せしにや、殆ど甘心せり、凡落書の類は、上を憚らぬわる口のみなるに、此狂歌は上を譏らずして、諷諫の心をふくめり、近世人の不直募りて、それを常として直きに馴ぬにより、御觸每に今めかしく驚きおもふなり、譬ば都の遊里を制止し玉ふ事なども世の風俗の爲とはいへども、是によりての家業のもの夥し、こたびの嚴令に、渠等皆々相伴する故に、直きを譏るやうになるなり、島原の外遊里を、とんと停止せられなば、却てみだりに家婦を犯し、寡婦娘子の類をそゝのかし、かどはかして、都下の風俗いやましにあしくならんかと、呷くものも有り、仰ぎ願はくは妄ならぬ樣に改めて、法度を立られ、遊里の古き株どもは、其儘にゆるめ置れ、重箱にて味噌をするたとへを用られたき物なり、御法度とはいへども、旣に百數十年株をゆるし置れぬれば、まんざら隱し商とも云がたし、其ふるき株どもゝ、悉く停止有て、都に遊里絕なんには、などやらん花の都も城下の心地なんし侍りて、自ら衰微を招くに似たり、兎に角に都は都らしきこそよかめれ、遊里を停止せられなば、夫に增たる姦淫の者多く出來なん、さあらば上より罪人を拵らるゝやうな物なり、啻に近世の法外を制せられ、或は一寺の和尙が新地の家主と成て、陰よりおやまの親方をしたり、又歷々の何某

が、茶屋の金元をして、おやまを書入て、公銀を貸附高利を取の類を禁ぜられんには、世の中の風俗も直り穏なるべきか、而して年を累ねて廉直を連々に示し給はゞ、又それに馴て制禁ゆるかせなりとも、不直を嗜む様に成べきか、端的に改られんは、たとへば上る痞を強き針治にて砕き取に等しきか、上の憲を以て病氣は退治すべけれども、肝心の本體を損ふに至らん、それよりは唯寛々と、其原をとゝのへ玉はゞ、全身健に成て、病氣はおのづから治るべきか、下愚の見恐れみ〳〵と停筆、

あしたに温なる粥をすゝり、ゆふべに結構なる御米を炊て乏しからず、戴之事、今に至て八十餘年、常の產なき遊民として、かゝる洪福はいかなるぞや、予少壯より不惑を過る頃迄、官に在事僅に二十年、多病を患へて致仕せり、其恩澤の餘光、今に及ぼして子孫の者より、精米を頒與へて、飢ずことゝえず、殘生を養ふ、須彌滄海の恩よりも高く深く、何を以てか此國恩を酬ひ奉らんや、唯明暮に之を恐れみて何やらにて見當りし罷官識君恩の五字を、神とも佛とも敬ひ崇して、聯にかけ印に刻みて、之を神棚とも佛檀ともあがめて、日々に目に遮るの戒となし、はた御時勢の仁風世に偃すを已獨の歡と思ひて、耳に觸たる事を、世にへつらはず、筆に隨てほしいまゝにすさみ集るも、今聖りの御代の、御政を、千とせの後迄傳へまほしき老が本意を見る人々みて知り給へかし、

翁草　巻之百八十一

細川家士堀内傳右衞門覺書　一

註者其蜩翁曰、此書也肥後侯の家士堀内傳右衞門が手書せし處なり、（義臣傳に堀傳右衞門と有非なり、堀内正なり）元祿中赤穗の義黨を、四侯家へ被召預、所謂細川越中守へ十七人、松平隱岐守へ十人、毛利甲斐守へ十人、水野監物へ九人、合四十六人なり、水野家一人缺たる譯は、當夜義士より官廳へ捧し口上書連名に、輕卒寺坂吉右衞門をも書載たり、仍其徒四十七人と披露有て、右の如く分配の上、御預に御治定なり、然に水野家御預け名前十人の內、寺坂吉右衞門姓名のみにて其人なし、則御尋有處に、期に臨て落失候段申に仍、最早割替らるゝに不及、水野家へは一人缺たる儘にて御預有しとぞ、扨細川家に於ては、奔走他家に異にして、深切いはむ方なし、此徒を守護する士を忝人と不稱、接伴人と被唱し事、義臣傳に見えたり、接伴人の內就中堀內傳右衞門は、此徒の純義に深く感美して、之に交るに至誠を以てせし事、此書を讀て思量すべし、予先年赤城義士篇を編述する考への日、此書有るを兼て聞及し故に、參考の爲、需之事を思ひ、幸ひ友人北村祖旦、肥後へ立入を以て、彼に托して悃望する處に、聊なる覺書樣の物を獲たり、則電覽する處御預の節の取計を荒々と書て、總體義徒の應對は彼禁趣を書たり、無詮物故不及參考、其砌直に返却せり、然に他日松山侯の士、金子姓に會して、其節松山侯にての御執計は如何有しやと尋試に、當家の書留は分明ならず、結句細川家の堀內傳右衞門覺書は、故有て寫して珍藏せりと答、予雀躍して右の有增を語り、强て之を乞需るに諾して授之、管見する處に、偏に彼徒の肺肝に入が如く、聊も双方の剛臆を論ぜず、唯平日の雜話の如し、世に傳ふる說々の小差有を徵

しく所々に評註を加へて、左に錄す、須く實記たる事不可論、

淺野内匠頭樣御家來十七人御預けの節覺書

一淺野内匠頭樣御家來十七人御預の刻、我等事御請取にも被遣、其後御預の内、林兵助村井源兵衞我等三人、御附被置候故、當番の節十七人衆と、心安く語り候へば、何もの物語をも承申候、外の衆へ咄被申候事も、可有候得共、我等へ咄被申通あらまし書付置候間、貴殿折々見可被申候、尤同名共幷緣者他人にても見申度と申仁候はゞ、實底の志次第に見せ可被申候、總體此度の一件むざと咄申さぬやうにとの義に候、其心得にてむざと見せ被申間敷候事、

一元祿十五年年十二月十五日、月次爲御禮御登城被遊候處、於御城淺野内匠頭樣御家來十七人、御預の旨被仰付候間、芝泉岳寺へ爲請取、御侍中被遣候旨、御城より藤崎作右衞門、御上屋敷へ御使被參候、我等儀折節當番にて、町屋より御上屋敷へ罷出居申候、定て被遣候人數の内にても可有之やと、直に同苗平八小屋にて、食事候て直に罷越候、十五日八ツ時前御上屋敷へ罷出候事、

一三宅藤兵衞(明智左馬助裔なり、左馬助本姓三宅、始の名は彌平次、主人日向守より明智姓を貰ひ、明智左馬助と稱す、功名世に知處なり、惜むらくは逆戰故に、後世左馬助が英名匿るゝことを、其子三宅藤兵衞は、肥前唐津の城主、寺澤志摩守同兵庫頭、兩代に事へ、秩三千右にて、同國富岡の城代たり、島原一揆のとき、本渡島子に於討死、其後寺澤家斷絕に及て、細川家明智に由緖有を以て藤兵衞子先知三千石にて、細川家へ呼出され、則藤兵衞と名乘、此節の藤兵衞は定て左馬助曾孫か、玄孫なるべし)鎌田軍之助、平野九郎右衞門、橫山五郎太夫、堀内平八、向坂平兵衞、此分は裏付上下着用なり、物頭皆共何も羽織袴着、芝御屋敷より被參候、物頭皆共並に羽織堅附着用にて候事、

三宅藤兵衞	鎌田軍之助	平野九郎右衞門	橫山五郎太夫	堀内平八
向坂平兵衞	原田十次郎	牧七郎右衞門	次佐美九太夫	野田小三郎

志方彌次兵衛　富島伊兵衛　堀內傳右衛門　林　兵　助　村井源兵衛
池永善兵衛　澤庄兵衛　堀內五郎兵衛　竹田平太夫　松浦義右衛門
氏家平吉　寺川助之丞　本庄嘉助　吉田孫四郎　塚本藤右衛門
波々伯部權八　石川源左衛門　田中隼之助　池部次郎助　魚住總左衛門
横井義右衛門　宇野彌右衛門　(本道)下村周伯　(外科)原田元澤
服部番右衛門　木村權左衛門　關彌右衛門　郡次太夫

一歩の御使番

此外にも有之や覺不申候、歩の御小姓なども大勢參候得共、一々覺不申候、定て委細の御人數附可有之候間不具候事、

一足輕百人餘駕十七挺、外に用心駕五挺、都合人數七百五十餘人とか承申候事、

一右の御人數知行取の分は、不殘驛馬にて御上屋敷より罷越、芝御屋敷表御門前にて、芝御屋敷衆も被出、何も申合泉岳寺へ參候筈の處、樣子替り、仙石伯耆守樣、愛宕下屋敷にて受取申筈に相成、直に此方の御人數は、愛宕下細川和泉守樣御屋敷へ參り、御門內へは侍中計り入候て夜入四ツ過ぎ伯耆守樣御屋敷へ何も參候事、

一此方へ御預の衆を一番に御渡被成候、三宅藤兵衛、鎌田軍之助、堀內平八、此面々計り、伯耆守樣御前へ被召出、鈴木源五左衛門樣水野小左衛門樣御列座にて、十七人の御預衆請取可申旨被仰渡候由に御座候、右の外上下共に御門外に罷在候事、

一御預十七人中へ、銘々御書付御續、伯耆守樣被仰渡候、大石內藏助は御側近く被召寄、右十七人は細川越中守へ、御預被成候間、左樣相心得べし、尤乘物にて被遣候事、如何とも思はるべく候得共、此內老人幷怪我人等も有之、又は付添參者の爲にも候へば、旁乘物にて可參と段々被爲入御念候て被仰聞、難有義と後に度々何も物語候事、

一十七人の衆中、何も駕に乗被申候て請取候へば、御門外に居それ〳〵受取て御門前に揃申候、駕一挺に御紋付の高提灯二張、自分箱提灯一張、騎馬一騎づゝ、其外に歩の御使番衆歩行にて付添被申候、尤歩御使番衆不足の分は、歩の御小姓衆加り申候、手負ひ、怪我致され候衆も有之由にて、如何にも駕をしづめ、細川和泉守様、御門前より松平隱岐守様表御門前愛宕下廣小路へ出て、三島町より通町通芝いさらご坂へ懸り、此方様御屋敷目黑御門へ入、役者間の玄關より、御廣間くしがたの次の間より、二座に居被申候、其夜は何れも先一席に着座被致候也、道筋隨分靜に參候故、夜更丑刻過着候事、

一右の通十七人此方の衆へ御渡被成候刻、乘物の戸など明申度と望被申候はゞ共通に致候ても不苦候、尤怪我人も有之候間、道も靜に參候樣にと、何も被仰渡候故、道すがらも誰とは不存候得共、堀內傳右衛門と申者、御同道致候間、何ぞ御用有之、戸窻など明度と思召候はゞ不苦候間、歩行にて付添候者へ、可被仰聞と申候事、(義臣傳其外記錄には細川家は乘物戸を明放す水野家は錠をおろすとあり)、

一太守樣、早速御出御預の面々へ、御逢被成、何れも其儘居候樣にとの義にて、其所に罷在、具に承之候、御意には、扨々各此度の仕形神妙成事共に候、いづれも是に大勢の侍共を附置候にも不及事、何とやらんおこがましくも思はるべく候得共、是は公儀を憚り附置候事に候間、無遠慮申聞さるべしと、御番の御家來共へも被仰付、最早及深更候間、先づ料理を賜ひ被申樣にとの御意にて御入被成候へば、何れも難有被存候體に相見え申候、右の通夜更迄御待請、卽刻御出御逢被成御意の趣、私共さへ承り落涙候故、何れも難有被思候事、尤の事と存候、後日迄此段被申出有難がり被申候事、

其蜩翁曰、餘錄には其夜肥後侯義士に面し給、今般は各大義なる事をと挨拶有し由記せり、此大義の言、普通の勞を謝する大義には非るべし、誠に君臣の大義、此上有べからず、夫を賞せられし事ならん、大人の言には言少にして肝要の事を感美有たるを、世に聞傳へて美談せしと書り、此日記する處とは齟齬せり、然共理の向ふ處は一なり、此夜外の三侯は義士對面無りしとや、獨肥後侯深

更まで待受て褒賞の挨拶尤宜なりと云べし、肥後侯此御預中の執計残所なし、外三家も追々之を聞合せて、義士への會釋、始とは皆替りしとかや、然るに其頃柳澤家の事を記せる物をみれば、肥後侯專ら諂諛を以て柳澤へ取入られし事を、木に議りて、其身大國の守護として何の望も有間敷身の、さ計り、權門を阿り諂はるゝは、何の謂ぞやと記り、此一擧の執計とは大に反して、肥後侯の可否兩樣如何とも評し難し、

一右の通に其夜直に御逢被成候は、太守樣計と申傳候、殘御三人御衆は已後此方の御樣子を御聞候て、御逢成候由に御座候、於御城十七人御預被仰渡候刻も、太守樣御請御尤至極なる義と、何れも御感心被成候由の御沙汰御旗本衆承候由、壽命院など咄被申候段、江村節齋被申聞候、泉岳寺にて御請取被成候樣にとの義に付御家中計を被遣候義、無御心元思召、御下城已後不苦候はゞ御自身御出被成度、此段如何との儀に付被入御念義共、御相談可有之とて、重て被仰出候は、御自身の御出には及間敷、御家來計にてよく御座候との義に付、何れも御家來計被遣、右の御請御尤成御儀と沙汰御座候段申傳候事、

一町屋敷よりは、林兵助村井源兵衞我等三人又芝御屋敷に居申候、八木市太夫吉弘嘉左衞門、此兩人と都合五人にて、兩人宛日夜交る〳〵相勤候筈被仰付候、三宅藤兵衞方被申聞候は、總體此度の一件の咄仕候事、堅く無用に候、あの方より咄被申候共、何れも返答の樣子により咄止可申候、其心得にて相勤候へとの事に候故、其覺悟にて何れも罷在候、然れ共能く了簡仕候へば、今度の一件の義は、古今不承及忠臣にて、武士たる者の一番鎗一番首、鎗下鎗脇或は殿の退口、或は籠城討死、或は追腹抔、此等の働さへ、御靜謐の時分は生殘りたる老人、或は其子供にさへ昔物語承候は、武士たる者の習にて候右の働共有之子々孫々は、天下大小名の家々に有之、不珍事ながら、それさへ若き者共は、承置度と存る事に候、今度の一件は、誠に古今不承忠義と存候、萬一無恙御赦免にて何れも寄合候刻、數日の御馳走結構なる義共、又は大小身の侍中も大勢段々に罷出、かたの如く馳走有之候得共、今度の一件

の儀を、終に尋も致されず、間々咄し聞せ可申と致候へば、咄されぬやうに成り、挨拶とも誠にいな事と、何れも可被存候、私共へは藤兵衞殿、度々一件咄不仕候樣にと被申候、外の御三人樣御屋敷にても、夫々に思召寄、替りも可有之候、私共は何とも了簡に及不申候、兎角透を御見計らひ、荒增の樣子御聞被成可然樣に存候、如何思召候やと、折節色付間に、平野九郎左衞門同苗平八咄申所にて申出候へば、兩人も如何樣、尤被存承置度事と被申候、晝の內は御側方段々に出被申、透も無之、最早夜食も過ぎ、幸の時分と存候、唯今樣子見候て可參とて、共儘罷出見申候へば、思ひ〳〵に打寄物語居被申候、能時分と九郎左衞門平八に、唯今隨分能時分と申聞候へば、早速兩人罷出被申候、吉田忠左衞門、原總右衞門兩人を、片脇に呼寄被申、暫咄居被申候、一件の荒增事の由被申候事、

一右の翌晚夜に入り、原總左衞門何か紙數のものを書居申され候、夜更けて仕舞被申候、翌朝右の書被申候もの、綴申小刀も無之候故、八木市太夫を賴み綴させ被申候、今度の一件の書付と承申候、前の夜九郞右衞門平八一件のあらまし尋申故、外にも又尋被申候衆有之候ば、右書付見せ可申との事に候や、御書所にて市太夫とち申刻、寄合候て寫申候と及承候、我等に調くれ被申候書付、同前の由承之事、

一上座に大石内藏助(千五百石家老四十五歲)吉田忠左衞門(二百石物頭六十三歲)原總右衞門(三百石物頭五十餘)片岡源五右衞門(三百石側用人三十七歲)間瀨久太夫(二百石六十餘)小野寺十內(百五十石京留主居六十餘)堀部彌兵衞(三百石江戶留主居七十八)間喜兵衞(百石馬廻六十八)早水藤右衞門(百五十石)下座に磯貝十郎左衞門(百五十石側用人二十五)近松勘六(三百五十石三十餘)富森助右衞門(二百石三十餘)潮田又之丞(二百石)赤埴源藏(二百石馬廻二十五)奥田孫太夫、矢田五郎右衞門(二十餘)大石瀨左衞門(百五十石馬廻二十五)○(本書に有之註)(磯貝十郎左衞門は上座の筈に候處早水藤左衞門と申合せ入替り被申候)

其蜩庵曰、銘々秩祿役目等、予宙覺にて不慥候へ共、荒增書付候、闕たる物は追々可書入、

一右十七人の衆に、何も知人に成候て、每度罷出咄など仕候が、次第に心易く成申候、我等心底には扨も〳〵古今不承忠孝の武士、天下の大小名の家に、武功有之名高き者の子孫、何れの家々も有之事に候、當御家にも、何れ大小身共に、其子孫多有之候、十七人萬一御赦免にて御預被成、御方樣へ被下置候刻、たとひ御家にて、何某の武功に似たる事にて候間、官祿も其仁に應じ可被仰付候得共、今度の一儀の元は、何れの御家にも、類無之事に候へば、被召仕候樣子も定て無類の樣體に可有御座候、寔以て天下にくらべ物なき武士と申事は、冥加に被叶たる衆中と存じ、夜晝心にかけ、隨分心のたけは馳走仕度、或時富森助右衞門へ申候は、拙者義代々旦那召仕候者の悴にて、殊に末子にて御座候故、輕き奉公に罷出候處、即刻江戶定供に召れ、段々取立小知をくれ被申、其後加增をも被申付、物頭並に相勤、近年は年寄候故、供使番など許し被申、緩々と町家に召置申候、然る處に今度各樣へ罷出御應對申樣と被申付候、若き時分者一兩年以前迄、駕脇の勤を致候故、江戶表の儀あらまし存候、京大阪道中筋の義も、能覺申候、第一居屋敷に詰居申候ては、門の出入も不自由に候處、町屋に罷在候得ば、夜晝に不限、何方へ參候事も支不申、何れも樣の御事に御座候へば、越中守爲にならぬ義は可被仰聞樣も無御座候、何ぞ被仰聞置度義など可有御座候得共、私の身の爲にならぬ儀などゝ御遠慮に思召被仰聞度事抔も、御ひかへ被成候樣に見及申候、今度各樣の御忠義の御心底乍慮外奉察候得共、私の身命を惜み申候事、日本國大小神祇をかけ毛頭無之候、御心易被思召事、武士の冥加に叶ひたる事と奉存候、尤貴樣御一人に不限、十七人の御方不殘御同前に存居申候間、御銘々へ申達候儀も何とやらん、いなものにて候、私心底の趣、具に被仰通被下候へと申候得ば、扨々御深志なる義共、何れもへ申聞候はゞ、別て忝く可申とて、其後被申立候や段々に右の程を被申聞候事、

一内藏助被申聞候は、私始何れもへ、御深志の儀共、別て於私忝御心易存居申候、先々是へ御寄候へ、

御咄申事も御座候と被申候故、我等申候者、御心安思召御物語被成候事御座候由、誠に忝候とて、側へ寄申候時、內藏助被申候は、別の義にても無御座候、此度一件の事に付、定てより〳〵御傍輩中、御批判も可有之と奉察候、是に居申者共、大形小身なる者共計に御座候得ば、今少大身なる者、加はり可申事と可被思召段、御恥敷存候、如何にも大身なる者共も加はり候得ども、何れも了簡を替候故不及力候、先奥野將監と申者は千石取番頭仕居申候、今度赤穂にて、何角私兩人申合、御目付荒木十右衞門様（餘錄には十左衞門と有十右衞門後に十左衞門に改られしとも云）へ、書付をも差上、口上にても申上候義御座候、江戸表へ御歸座已後、卽刻土屋相模守様へ、委細被仰上候間、左様相心得候へと、私幷將監へ十右衞門様より御書被成下候故、兩人共江戸表へ爲御禮罷越申候、右の通故御老中様方、名も御存の將監、其外佐々小左衞門と申者は、三百石遣はし城代を申付、吉田忠左衞門よりは、高座に召仕候、扨此小左衞門は、若き時分御家に居申たる様に承及候、如何覺不申候やと尋に付、我等申候は、何とやらん名は聞及候様に候へ共、慥に覺不申候、總體當越中守入國前、幼少の時分、段段暇遣し、或は暇を取候者御座候へば、右の內にても候や、㝎と覺不申由申候、其外進藤源四郎、小山源五左衞門、河村傳兵衞（進藤源四郎三百五十石內藏介伯母婿小山源五左衞門は內藏介伯父五百石河村傳兵衞五百石と義臣傳其外餘錄に見えたり、又內藏介言に、大野九郎兵衞を始、五人の番頭伊藤五右衞門外村源左衞門近藤源八玉虫七郎左衞門岡村木工之助、江戸家老安井彥右衞門藤井又左衞門等の事を不云ば、一向の不臣にして論に及ざるの謂なるべし）など申者は、知行も多く遣し、足輕も預置、是に居申候、原總右衞門抔より上座申付置候、剩右の內には私のつゞき御座候者も有之、いかにもかはり候得共了簡を替候へは、不及力と咄申候故、我等挨拶には、段々御心安思召被仰聞候事、別て忝存候、定て右の御衆御了簡御替被成候事も、何とか譯も可有御座候へ共、今度各様方の被成様にては、何の被仰分も唯今にては有御座間敷と存候、夫に付ても、今度何も様の御仕方兎角可申上様も

無御座候、傍輩共打寄、毎度奉感候、總體身重に御座候者は、小身者より身命捨棄候こと古今申傳候、定て御聞及も可被成、肥後の先國主加藤主計頭清正公は、秀吉公御代度々の武功にて、後には肥後半國御拜領被成候、其刻同國天草合戰の刻、木山彈正と鎗を合され候事、清正公一代の男道を御ためし被成候こと、常々御自慢にて御咄被成候こと、古き侍共申傳候、其外古今の咄共承傳へ候にも、扨々今度何も樣の御仕方、乍憚とかく可申樣無之候、いづれも小身の者、常に不自由成事のみに候へ共右の通、昔物語を承り、小身なる者も、樂しみに存じて、傍輩共の大身なる者の前にても、思ふ事のみ咄しちらし樂居候と、挨拶仕候、右の內に內藏介伯父有之由に御座候、

爰の傳右衞門咄、今度の一擧に類せず、清正の武功は抑志津か嶽に始りて數ふる不遑、豈木山との鎗を珍らしとせんや、但大身は命を捨棄るとの事に就て、清正大身後の鎗を申出しけるにや、何れも迂遠の答へなるべし、

一助右衞門被申候は、何れも十七人の者共、拙者へ願被申度事有之候、別の義にても無之、何れも此度の仕合にては、定て斬罪に仰付らるべし、あはれ所がら成とも能候へかしと願ひ居申候、然處此間世上の批判など、何も樣の御咄に承り、はや侈りつき、萬一切腹などゝ結構に可被仰付候や、左樣の節は御屋敷にてなりともいたし候物やと存居申候、萬一左樣の節は、十七人共夫々に宗旨も替り候へば、寺々の坊主又は一類共など、死骸致下度の願申事も可有御座候、其節必以被遣被下間敷候、泉岳寺境內、空地有之所へ、十七人共一つ穴に御埋被下候樣、何も願申候、此段拙者に承置吳候へと被申候故、拙者申候は、扨々御尤なる御願共に御座候、被仰聞候通、委細承知いたし候、左樣の節は成程御願の通可致候、併夫にも不及、永く緩々御出會候樣成可申と答致候て罷立、誠に尤成願と淚を流し、卽刻大目付永瀨助之進へ申達候へば、助之進も、尤成事に被思感心被申候事、

一其後又吉田忠左衞門被申候は、助右衞門を以て何れも十七人の者共御賴申候事、御請合被申候由、別

で忝奉存候、私は又其上に御無心有之候、金子少々所持仕居申候、此事もいなものを所持仕と、可被思召候得共、持參候故捨も難仕候、是を以て白布二重に大風呂敷被仰付、四方に御付させ死骸の見えざる樣に、其儘くゝりよせ申度候、御覽の如く、年寄大がらに御座候得ば、一入見苦敷可有之と存候由被申候、我等申候は、委細承屆申候、公儀より被仰出次第に御座候へば、如何樣可有御座候難計、兼役人ども打寄幾通りにも用意仕、何の手支も無之樣に仕置申候、若右の通被仰付にて御座候はゞ、如御望可致候間、金子御渡被成候には及不申候、成程御尤の御願得共意申候、兼々助右衛門殿へ御咄申候通、左樣の儀にも及間敷、行末御心易得御意候樣に成行可申と申て、其坐を立、即刻永瀨助之進へ申達置候、何も〳〵尤なる事と涙を流し候事、

一右の通何も拙者事心易存じ、何やかや頼み申候故、永瀨助之進は、大目付役にて候故、少不審に被存體に候へば、拙者助右衛門殿へ物語候樣を、不殘咄し聞せ候得ば、尤なる我等存寄共、誠に何れもはㄨ摩利支天と存候、助之進は御用に付、堀部彌兵衛殿には、折々呼立咄申候事共有之候、殘衆はいな事と可被存候、助之進心底も誓言にて、我等同意に存候段、何れもへ申達吳候へと被申候故、其段助右衛門殿などへ咄し申し、何も承被申忝次第、助之進殿御出の刻も、分て御禮申候事も、如何敷存候間、何れも忝がり申段、宜御禮申吳候へと被申候、尤其旨助之進へ即刻申達候事、

一或時助右衛門殿と咄居申候處へ、原總右衛門殿、何を咄候やとて被參候、其時助右衛門殿被申候は、赤穗にて大野九郎兵衛を、總右衛門追立候樣子御聞被成候へと、拙者へ被申候故、致所望候へば、扨々むざと仕たる事を、助右衛門申候とて、笑被申候故、我等申候は、御心安得御意候私に御座候へば、不苦事に存候、是非共御咄候へと、度々申候へば、總右衛門殿被申候は、助右衛門則是にて承申候、此度赤穗にて、私事は內藏助と、諸事相談仕たる事に御座候、內藏助存寄と相違候、九郎兵衛にて、先刻より段々承候へば、御自分の思召寄は、內藏助殿と替り申候、何れも是に居申者共不殘內藏助殿の思

召寄と同意の者共に候、御了簡替りたる事にて候へば、是に御座候事は御無用に存候、早々御立候へと申候へば、立被申候、此外別に替りたる事も無之候、九郎兵衞も私申如く立退候故、其通り相濟申候、若立兼候はゞ、私其時討果申存寄にて候き、左候へば此度一列の志立不申候、以後能々了簡仕候へば、扨々うつけを盡したる事と存候由被申候へば、助右衞門殿被申候は、其時は樣子中々あのやうなる事にては無御座候とて、笑ひ被申候（義臣傳には赤穗にて、大野九郎兵衞を詈り、追立しは小山源五左衞門なりとあり、此覺書正錄なれば、原總左衞門正なるべし、去ながら其席に在面々は、各義心堅固の人なれば、小山にも不限、有合ふ面々とも〳〵に助言して、大野を辱しめたるなるべし、

一或時矢田五郎右衞門被申候は、傳右衞門殿は、御道具好にて、御目利と承候と被申候故、いかにも若き時は好み候て目利仕候へ共、大形はつれ候とて笑候へば、五郎右衞門殿被申候は、いやさ尤に存候、私事目利不調法にて御座候、今度私差申候刀は、新身にて定て疵も御座候や、切先より五六寸下にて折申候、總體共夜の義、內藏助兼て申付、三人宛組合申候、廣間より書院へ通り候、廊下の樣なる、右の方の角に、何者か居申し三人めの跡に、私通候刻、後ろの方より切懸候へ共、差込致着用候故、疵も付不申、其儘振廻り切付候へば、初太刀にて倒れ、二の太刀を打候とて折申候、右の者の下に、火鉢御座候、所へ倒れ申候を、討付たるものと存候、夫に付相手の刀を取り差替申候と咄被申候事（五郎右衞門子作十郎幼年にて、官廳へ召れ健氣なる事、義人錄大石記等に見えたり）

一堀部彌兵衞殿被申候は、礒貝十郎左衞門事、別て御懇意の旨忝存候、十郎左衞門義は、是に罷在候、老人共も、一入不便に存居申候子細は、何れも二代三代勤め家久敷者に候、私なども三代已前に浪人分にて被召寄、其後の代に新知被申付、今度の內匠代に物頭被申付、右の通代々重恩を請候處、御覽の通年寄候へば、志計りにて何の働も致されず、門番を仕居申候、何れも若き者共は、隨分働候と咄被申候、我等申候は、御尤成御事、併若き衆の働も、御老體の門番を被成候も、何れも事は同じ義に可有

之と返答申候、扨十郎左衛門事は、其身一代にて、則私肝煎十四歳の暮に兒小姓に罷出、纔十年の内の勤にて、古き者共同前の志仕候、其朝も仕廻候て立退候刻、金杉橋を何れも通り、將監殿橋をわたり候へば、近所に老母居申候故、暇乞をも致候へと、内藏助を始何も申候共、如何存候や、一向立寄不申候定て嗜故と存候由被申候、扨々淺からざる事、何れ可申樣無之、御志共奉感と挨拶して、罷立下座に參候て、十郎左衛門殿へ逢ひ、唯今彌兵衛殿御咄にて、具に承申候、兼ての御志、古老の御衆中も御門前の事、殊に泉岳寺へ御立退の砌、内藏助殿始、何も樣御指圖被成候得共、御袋樣へ御立寄も不被成候、御嗜の程、誠に以て不淺御志と、乍慮外奉感候と申候へば、十郎左衛門殿被申候は、彌兵衛が定て宜樣に御噺申たるにて有可御座候、私事はいかにも幼少より召仕れ、別て念頃に致され、段々取立勿論江戸居小屋なども廣く申付候て、老母もゆる〳〵と召置、旁古き者共の重恩に劣り申事、さら〳〵無御座候、いかにも御立退候砌、内藏助を始、何れも立寄候て、老母に逢候へと申候へ共、先は裝束も目に立、第一は老母居申所、御小身にても御屋敷へ對し、ぶしつけと奉存、又は少の間にても、如何樣の事可有之も難計、旁にて立寄不申、唯今存候へば、何事なく立退候事、ちと後悔にも存候とて、笑被申候事、誠以て十郎左衛門は却て感候事多候事、

一助右衛門被申候は、仙石伯耆守樣へ參候節、此度の一件御尋被成候節、上野介樣屋敷の内へ仕込輕き者を捕へ、案内を致させ、蠟燭迄を出させともし候事、扨々落付たる仕形、何と申者に候やと御聞被成候故、磯貝十郎左衛門と申、若き者に御座候由申上候へば、若き人の落付たる仕方と、別て御感被成候由噺被申候事、

一或時吉田忠左衛門被申候は、私儀若き時より、軍學を好候て承候、折節采配を所持仕候故、今度は最期と存候故、内藏助へも隱し致持參候、定て御取寄被成候、道具の内にて可有之候間、御燒捨可被下候、賴申と被申聞候、見候へばいかにも柄は黑塗にて、丸の内劍菱の紋金粉にて兩方に一宛柄の先共、

に三ヶ所に紋付、白紙に所々血付居申候、以後何れもの道具共に、泉岳寺へ遣候節、右の采配も入参候事、

一十七人衆の鎗長刀大小幷懷中の小脇差鼻紙袋等、仙石伯耆守様より、向坂平兵衛請取被參候由に御座候、芝御奉行所にて、御側衆一覽の刻、我等も一座に居候て見申候通書付置候事、

此芝御奉行所と有は、公廳に非ず、細川家芝屋敷の內役所成べし、御側衆と有も、公儀御側衆にてはなく、同家の役名か、

一大石內藏助殿の大小兩腰共に相州ものと相見え、大亂刄にて刀の切先一尺計血付居申候様子、突候て拔候様に見え申候、定て上野介殿をとめとさゝれ候ものと察申候、松葉先一分程刄折居申候、大小共に鞘黑塗金拵、小刀柄は古き小柄に、古語を彫上いたし御座候へ共、我等文盲に候得ば、讀め不申候、文字は君臣忠義の語と見え申候、同苗平八は覺居可申候御尋可有之事、

一磯貝十郎左衞門、大小共に鞘黑塗にて、鯉口二三寸の間朱を以て筋違に塗有之候、尤金拵にて紫貝の口あたらしき下緒付申候、紙袋は紫縮緬のふくさにて包み、右の下緒の切にて結び有之候、中にも琴の爪一つ有之候、此義は已後十郎左衞門、其外何も咄承候故奧に記候、

一近松勘六脇指は鮫鞘にて、二尺餘の大脇差にて御座候、一向拔不申候故、何れも其儘被置申候、後に承候へば、上野介殿宅にて、誰とは不知切付候得ば、迯申候故、追懸被申候處、庭の泉水有之所にてころばれ、水に入申候共時右迯候もの立歸候はゞ、勘六はあぶなき目に逢可申候得共、跡をも見ず迯延候故、仕合なる義と、何れも咄笑被申候事、

一奧田孫太夫、大太刀は長二尺餘有之、無地の鐵鍔かゝり居申候、堅木の一尺六寸の柄にて切柄の如く致たるものに候、小長刀などの心に持參被致候と相見え候事、

一堀部彌兵衞疊紙袋には子供の持遊の竹笛御座候、相圖の時の笛と被存候、尤小脇差懷中と見え申候、

其外の衆も、右の筒持參と見え候て、有之候小脇差六七腰有之候事、

一何れも大形大小の栖の上を、木綿のひらうちの緒にて卷有之候、島原御陣の刻、山川惣右衛門兼て討死の覺悟にて、大小の柄を苧繩にて卷差被申候由、亡父節々咄申、古今時代は替候へ共、武士の志は同前と感入申事のみに候事、

一十七人の刀脇指、同苗平八心付候て、刀箱十七通拵させ、紺木綿の風呂敷にて、大小を包み銘々札付置候故、後に泉岳寺へ遣候時分も樣子よく有之候事、

一何れも鎗の柄は九尺計に切捨申されたると相見え申、身は大ぶりなる笹の葉形を、長さ七八寸幅廣き所は二寸餘古身と見え申候、素肌者に能御座候由、内々承及申候、大形鎗は血のり付有之候、多は鎗の鞘もなく、白布にて結び有之候、其夜の兩袖に付る、相印の布と相見え申候、間に名など書付たる有之候、

何れもの鎗見申候て存出し書加へ置候、四五年以前在江戸の刻、熊本より去人被申越候は、近年はやり申候磯野源兵衛仕出しの素鎗身丸く總體細めに調吳候へと、代金迄參り兄弟衆も望み其外にも無心申度と、申來候折節、樣物有之見物致候時分、他所より右の赤鎗參り候間、ためし候へ共、三本迄通り不申を見申候故、其由申遣候、御親父は島原にて働有之仁の子息に候故、御親父樣の鎗を御うつし候へ、はやり候得共取見申所如斯と申遣候へば、其後何とも不申來候、定て具足其外着込の類は通可申候得共、靜謐の時分は、先素肌者に能が可然と存候、今度の內に、神以、右の通の鎗は一本も無之事、

一何もの大小金拵にて結構に相見え申候、勿論古身多く、新身も有之、一向錆たるは無之候、以後に節節咄被申候を、承候に、相手無之候へば、手に合不申者多く御座候由、總體迯走候ものは、構ひ不申手向候者計を打捨候へと、兼々內藏介殿被申候由、夫に付大小にのり付居申候少く、鎗は大方のり付

居申候、其夜仕合不仕合にて、相手無御座候へば、手に合可申様も無御座候と物語被申候、我等申候は、いや左様には被思召まじく候、御仕合も御不仕合も、何も御志は御同意の義に御座候へば、四十六人の御衆は、何も御同前と存候由申候事、

一甲府様御家老小出土佐守殿被頼候由にて、細川挑庵老御聞繼候由にて、江村節齋被申候は、吉田忠左衛門へ申通し呉候へ、跡の妻子等の事少も苦勞に被存間敷候、土佐守殿家來鈴木彦右衛門に能申置候との儀、通し度由に付、即刻忠左衛門へ申達候へば、常々御懇意に候間、左様可有之候忝次第慥に承届候由宜申呉候へと被申故、右の趣節齋へ申達候事、

一或時次の座に出候へば、何も被申候は、奥田孫太夫義、存よらざる事を承りて悦び申候、秋元但馬守様に舅居申候處、中瀬助五郎殿御供に御出候へば、右の舅罷出、孫子共何も無事の段、孫太夫へ被仰通被下候様にと申言傳を助五郎殿被仰聞候と被申候故、扨々夫は一段の御事に御座候と申候、其後承候へば、右の趣達御聽、言傳の通被申候由に候、助五郎義は、我等へ心入に御座候、同苗久左衛門妻に付ての縁と存候、助五郎拙者へ被申候は十七人の衆心安く咄申候衆の母子兄弟、遠きは通じ申様に承申候、今度の儀は、誠に大事の儀に御座候間、能心得候へと內意被申聞候、扨々御心入の義共、別て忝存候、いかにも被仰聞の通、得其意候と申候、定て右の通の様子故、但馬守様御屋敷にて、奥田孫太夫舅拙者を承及、拙者名を被申たるや、尤其刻助五郎に、誰か左様に申たるやと申事も尋不申候、僞にても無御座、通し申事は勿論、兼て覺悟仕居申事故、少も驚申事にては無之候故、唯御心入忝と計り禮を申候事、

一或時次の座にて何も咄申候節、何も被申候は、今度近松勘六家來甚三郎と申小者事、存出し不愍に候と被申候故、いか様の譯に候やと尋候へば、代々先祖より近江國の者にて御座候、在所の名も被申候得共、折節失念申候、

閑田子云、近松勘六舊里は近江國野洲郡比留田村と云、其同姓の醫人二十年前迄ありて、今は不知、復讐前其村中の寺へ、狀を添金を送ると云、

右の在所より、今度江戶へ召れ參候甚三郎親は、庄屋を勤居申候、代々譯有者にて御座候、此度何も存立候前に、在所への狀など調申候て、在所へ差返し可申と存、右の趣申聞候へば、甚三郎申候は、此間何も樣の御容體見申候へば、近き內に思召立れ候事御座候と見及申候、私義今度被召れ候刻、親共申候は、隨分よく御奉公を相勤可申、御爲には身命を捨御奉公を勤候樣にと申聞候、私御用にも立間敷と思召御返し被成候や、無是非仕合とて腹をも切可申體に見え涙を流し候故、不及力其分にて召置、其夜も供に召れ申候、然れ共兼て內藏介申付候は、今度の儀に付、內匠頭に勤居申者、親子兄弟たりとも、他家に勤居申者、其外內匠頭に對し、何の譯なきものは、內藏介同道不仕筈に候故、其夜も吉良殿御門外迄召連參申候、翌朝上野介殿御屋敷より、何も仕舞罷出候へば、右の甚三郎蜜柑餠の類を袂にして、御咽かわき可申とて何もへ給させ、扨々目出度御仕廻被成候とて悅申候、定て此度伯耆守樣より、私共何も樣御召れ被成候節も、跡先に成り辻番あたりにうろたへ、其夜も居申たるやと不便に存候由被申候、我等申候は、左樣の志なる男に候はゞ、尊神の御惠にても、後にあしくは有之間敷候間、御安心思召候へと申候へば、又何も被申候は、唯今存候へば、勘六名を讓り、何とぞ內藏助に斷り連衆に加へ可申樣も可有之に、殘念至極と被申候、其後拙者右の心底餘り不便に存候故、町屋より或夜上野の脇谷中入口左へ行候て、長福寺と申寺の弟子文良と申出家は、勘六殿甥の由故、尋て參申候、尤文良に逢ひ、勘六殿御息災の段も咄聞かせ、甚三郎事を尋候へば、十二月二十四日迄、逗留仕り、在所へ罷歸候由、文良被申候、暫く咄居申內、座敷を見候へば、菅谷半之丞と札付有之葛籠、其外も見え申候、何も折々被參候宿も致され候やと存候、其後勘六殿に右の趣咄聞せ候へば、殊外悅被申候、巳の日暮力に被參候て、四つ時過町宅へ歸候へば、不忍の辨天參詣多く、駕にて通り兼

候樣に有之候事、

義士の僕の事義臣傳にはなし、義人錄并大石記に、片岡源五左衞門が僕□□□□と云者の事を記せり、其趣是に記候勘六が僕甚三郎が所行と同じ、疑らくは是を片岡が僕と謬る物か、爰に記處精しければ正成べし、

一潮田又之丞殿被申候、松平壹岐守樣御家中原田秀菴と申候醫者御座候、因幡へ何頃發足致候や、承與候へと被申候故、築地の壹岐守樣御屋敷へ參候て尋候へば、舊冬在所へ無恙着被致候、左右も有之由承候て、又之丞殿へ申聞候へば、殊外悅被候事、

細川家士堀内傳右衛門覺書　二

一或時内藏助殿へ我等尋候は、此頃町人の咄にて承候へば、京都に於て萱野三平と申仁、書置して自害被致候由尋候へば、内藏助被申候は、夫は何も京都に居候時分の儀にて御座候、存生にて居候ば、如何にも此度の一件などへも加はり申す志の者にて候と被申候、其後何もの咄に、三平が父は京都浪人にて居被申候故、三平を何方へか養子に可遣、又は奉公に出すなどゝ談合有之に付、三平心に叶不申とて書置候て、内匠頭樣御一周忌に自害致果被申候由、若き衆中咄被申候事、

萱野三平素義臣傳には、殉死と書て、忠孝全き事を大に稱嘆せり、世に傳ふる處も爾なり、三平親は七郎左衞門とて、攝州萱野村の郷士なりと、近年其在所に碑を立し事、前卷に記せり、爰に記る處は京都の浪人と有ども、是は非なるべし、

一次座にて何も若き衆の咄に、此度矢頭右衞門七と申者、十七歳に相成江戸へ始て罷越候故、就中磯貝十郎左衞門別て引廻し申候、(義臣傳に矢頭右衞門七と、武林唯七と念頭の因、尤厚しとあり、)右衞門親長助は、(祿百石)於京都病死致刻、右衞門七へ申聞候は、此度の病死不及是非候、兼々内藏助申合置候事有之間、其方事何とぞ志を繼ぎ名代を致呉候へと申候へば、右衞門七得其意候由請合、今度の連衆に加はり申候、母方叔父越後國松平大和守樣御家中に居候故、是へ母を預置可申とて、母子連にて道中荒川驛迄參候處、初旅と申、若き者の事故、女切手を持參事を不存、荒井より立歸申候、如御存久々浪人にて暮候へば、少々路銀も不足に候故、何も打寄母を赤穗の邊に存候者有之賴遣し申候、

定て今程は難儀可致と被申候故、拙者申候は、扨も〳〵御父子の御志、誠以て不淺義奉感候、天道の御惠にても、御母儀は寛々と御暮候樣に成行可申と申候得ば、各淚を流し被申候事、(右衞門七事、儒士那波魯堂方に、少しの書留有しを寫し置しが、燒失に仍、爰に脫〔〕)

一或時磯貝十郎左衞門被申候は、傳右衞門には、古き事を御好被成候と存候、吉田忠左衞門に古戰の咄など御問候へ、忠左衞門も悅可申と被申候へ共、段々藤兵衞被申聞候樣子故、所望も不致、共上古戰の義は、大形承及居申候故、不任心底、殘心に存候、松平宮內大輔忠雄公の御時代、渡邊數馬河井又五郞喧嘩の咄尋候處に、兼々承及候よりは、委細に物語被申候、則右の一冊前々より寫置申候故、忠左衞門咄にて、御家老荒尾但馬を御老中樣、別て御感被成候事を、書加へ置申候、右但馬は眞源院樣(細川先代の法名光尙)御代、相模守樣御招被成御能等有之、御馳走の砌、但馬も御供に召連られ候へとて被參候刻、相模守樣御次座に居被申候、尤頭巾をも着し、ろくに居被申候て、見物被致候樣にと、度々眞源院樣御出御懇意の樣子を、同苗故文左衞門、御兒小姓勤候砌見申候て、物語承申候、亡父なども心易く書通取かはし候、隱居の名、荒尾龍節とか申候、我等も幼少の時、文通覺居申候事、

一磯貝十郎左衞門殿、又咄に、原總右衞門は足輕を預居申候、常々足輕共召仕候樣子、氣味能事共多御座候、先年內匠果候砌も、傳奏屋敷の諸道具、總右衞門働にて、卽刻埒明候と咄居候所へ、總右衞門被參、何をか咄候やと被申候故、右の樣子尋候へば、私は前廉側用人勤居候故、道具の樣子有增存居候、第一は船をあまた借寄せ、道三橋の下に附置、船印を夫々に付け、諸道具かたづけさせ申候、別に替る事も無之候、內匠頭事に付、其夜早便に、赤穗へ參候樣、大學被申付候故、六日振に參候由被申候、扨々それは早き事にて御座候、いか樣に被成候やと尋候へば、總體公儀の御法度には候へ共、內匠頭事は、代々傳馬丁問屋共へ兼て金銀を遣置候故、右の通無差支參候、乍然扨々力もなき早便を

致候事と被申候事（此早使原總右衛門大石瀨左衛門兩人と諸錄にあり）

一或時富森助右衛門被申候は、私衣類の中に、女の着候白小袖有之候筈に御座候、定ていな事と可被思召候、是は老母が着物にて御座候、其夜遠方へ參候とて、殊外寒く候まゝ、下着に仕度と借り候て、着致候と被申候、扨々御尤至極なる思召に御座候、殊に母の衣と書て、保呂と讀申傳へ候へば、御志の段、奉察と致挨拶候、（此白小袖の事諸錄に色々の說有、義臣傳には助右衛門老母に東行を告、今度の企を始て母に語て暇乞、莞爾として快く離別の盃を酌かはし、一間に入て自害す、助右衛門驚て傍をみれば、書置有り、讀て見れば母此世に殘居ては、それに心ひかされて義心の障と成やせん、仍心殘なき爲に死す、此形見の小袖を着て、本意を可遂との書置なり、助右衛門淚に噎て、少袖を携へ東行し、夜討の時の肌着とす、細川家御預のとき、助右衛門申けるは、平士の身にて白無垢着用の事、御不審に可有之候、爾々の譯にて着用仕候と相斷候へば、彼家に於ても、皆感淚を流せりと云々、又餘錄には此小袖の事、助右衛門には非ず、名失念なりと云說も有、爰に記處いさゝか齟齬せり、註者共蝸翁曰、總じて人の美を擧んとては、文華を飾る事古今の習なり、此末に助右衛門老母存生の由をも記しぬれば、爰に記せる處正なるべし）、其後寒氣も强候故、枕元などへ被立候爲に、小屛風を出し候、其中に鶴の子を育て申處を繪に書候を見被申、私へ被申候は、扨々口惜く存事有之候、最早何もとくに相果可申ものが、唯今迄存命有之處此御屛風の繪を見申、不圖悴事を存出候と被申候故、御尤至極と存候、乍然各樣も凡夫と思召、夫程の事は心に御免し候へ、各樣今度の御仕方古今無双の御志、御忠臣と末々の者迄奉感申事に御座候、此頃も遠方用事有之町宅より、駕にて罷出、道すがら私とは不存、此度四十六人の御衆何も昔の辨慶忠信には增たる人柄、男振迄揃はれ、就中大石主稅殿と申候は、幼年に候へ共、大男大力にて、其夜も大長刀にて、昔の辨慶に增りたると駕の者申候き、其外日用雇の者迄、男女の差別なく奉感、道すがら咄承申候、尤も屋敷を出入の町人共も、右の咄のみ致候由、

傍輩共物語を承及申候、誠以て御忠信天道の御惠と奉感由申候へば、助右衞門被申候は、扨傳右衞門殿には誠に御賴母敷、何も打寄候て忝かり申事共に御座候、御身を被捨思召事に候へ共、唯今の世上は、世の習ひにて御座候也、侍出家に至迄、其外は不及申、當世流れ渡りの者多く御座候間、能々被付御心御斬可被成候、誠に大事の義にて御座候と被申候、扨々御心入別て不淺忝存候、如何にも被仰聞候通にて、委細得其意申と可返答候事、

一助右衞門一子長太郎とて、二歲にて愛宕下、田村右京太夫樣御家中菅治左衞門と申仁の所に居被申候、同御屋敷の中に、岸宗卜と申御茶道、江村節齋小屋にて、知人に成居申候、此宗卜小屋にて、右の長太郎に逢申度、兼々案内申候得ば、別て悦被申候、幼子に初て逢申事故、何ぞ遣し申度、幸ひ我等町宅近所に、小西十兵衞居申候故、前夜人形調置吳候へと相賴候へば、早速相調參候故、狹箱に入參候て、長太郎に逢候節遣し申候、助右衞門に能似たる生付にて候き、其後助右衞門殿、御母儀へも竹屋總次郎宅にて逢申候、尤此方御屋敷へも、母儀出入被申候、竹屋總次郎先祖は、內匠頭樣御先祖子細有て、東國邊に暫被成御座候由、其砌右竹屋事は、輕き奉公人にて御座候由、夫故總次郎方へ、何も折々被參、尤御家中被用事も相達候趣、若き衆咄被申候を、兼ねて承居申候、夫故右助右衞門御母儀へも總次郎宅にて逢申候、御母儀被申候は態々御尋被下、初めて掛御目助右衞門無事に居候事を承申候、誠に氏神の御引合と存候、助右衞門其夜罷出再び逢可申樣も無御座候へば、尙以て左右も同然の義にて御座候、私女心にても、內匠頭は切腹被仰付、上野介樣には其儘にて被召置候と承候へば、片手打の御仕置不及是非事に存候へば、助右衞門事は、男子に生れ、此度の仕形尤成義と存罷在候、殊に陰にて承候へば、隨分無事にて罷在、其上結構なる御馳走を被成下候等、何の存殘す事も無御座候と、段々被申候事を承り、先初て女の口上に、片手打の御仕置抔と被申候事、女には珍らしき生付、さすが助右衞門母儀程有之と、感淚を流し、神以拙者は兎角の返答成兼、忍び〳〵落淚いたし

漸相應の挨拶申候、右母儀の親父は、山本長左衞門と申仁にて、何方にてか千石被下、口利の士と承中候、助右衞門親父も歷々筋の仁にて候由、江戸町人當福の者にて、御用など承候、住江仙右衞門など一類にて候、磯田淨慶咄承申候、侍たる者の子は、女子にても能々育て可申事、我等姪共にも此段可被申聞候事、

一熊本にも昔は助右衞門十郎左衞門、母儀のやうなる衆多く有之候、筑後殿御母儀は十左衞門殿叔母にて候、山田調菴は古笠印娘にて候、學問有之、何にても被讀、講釋も被致候由承申候、筑後殿お袋は、毎度被參候て、四書の講釋又は太平記など不斷讀せ被聞候と承候、拙者も幼少にて、調菴母儀は覺居申候、其時分の女は、大形右の通小身成ものにても多有之候、我等祖母なども、皆々昔は同前にて候能能姪共にも御申聞可有之事、

一助右衞門は十九歳の時、内匠頭樣御使役被仰付候由、其日より馬をも繫被申候由、先年水谷出羽守樣御居城（備中松山）内匠頭樣請取に御出被成候刻、助右衞門赤穗へ初て早使、六日に着と咄被申候、原總右衞門咄の樣子、傳馬町問屋共に、兼て金銀を被下置候由、定て道中筋の問屋も、同前と察申候、夫故助右衞門初てにても、早く被參候やと被存候、中々右の通、早く參候事は、ならぬ事にて候、常常助右衞門懷中に金子二十兩づゝ入置候由、右被仰付候刻、御廣間より直に立被申候由、何も若き衆咄被申候、（當御家の御使番と申にてはなく、他家にては組付にても使役と申有之候）

一助右衞門物語に、上野介殿屋敷へ、毎夜々々物見に、何れも申合參候、總體平長屋にて、竹の腰板中ぬりくらゐの壁にて透通り候故、内に火をとぼし夜更候迄、毎夜々々火の光見え候、殊外用心を致候樣子に、外より見え申候、兎角鎗などを短く致し可然と申合、大方九尺ほどに致し候、其夜戸障子など蹈破り候へば、座敷の内野原同然に廣く覺申候、長屋もしか〳〵隔もなく、妻子など居申所も一と間にて、夜なべなど致候燈火、諸方に透き渡り明く見え候きと笑ひ被申候、何れも色々に心を盡し申

中に、上野介殿居間の知兼候には難儀致候、磯貝十郎左衛門抔は、女にもたより候て、心を盡し相尋申たる事御座候とて、何も咄被申候、以後十郎左衛門御母儀に逢申候て、色々の物語に、十郎左衛門儀は、内匠頭様兒小姓に被召出、段々御懇意にて、衣類上下等も澤山に持居候へ共、浪人の内何も傍輩衆心易方も多候へば、右衆中長々浪人の內、衣類も無之、御前樣へ折々御機嫌伺として被出候衆中へは、それ〴〵遣候儀も有之、其後了簡を替被申候衆も有之候、當夏の頃は、町屋に居申候內、十郎左衛門熱病を煩候故、下女連候て、病中間々看病致候、此度一件の事共、心底有之故、うは言に申候故、外へ聞え不申樣にと、扨々難儀いたし候、いまだ十郎左衛門兄兩人共に、妻をも持不申候故、兎角妻無之候ては、ならぬ事にて候とて、色々心懸所々賴廻り申事も、皆々此度一件の手段にて候に、其後あらはれ申候と咄被申候故、扨も何れも咄被申候如く、女にたより候ても、心を盡し被申候事は、此儀も誠に感入申候、十郎左衛門切腹の節、血出兼候は、いな事と被申候衆も有之候、右の通、夏中大病相煩ひ、殊に熱病久々の事に候へば、如何にも血出兼候筈と存當候事、

一大石瀨左衛門、富森助右衛門、磯貝十郎左衛門打寄物語の節、助右衛門被申候は、十郎左衛門儀は、幼少の時より出頭人にて、私共は外樣者にて御座候、瀨左衛門兄は今度了簡を替申候、兄の今別が增にては無かと笑被申候へば、瀨左衛門赤面にて、夫々の思寄なれば不及力事にて、少し迷惑さうに見申候故、我等申候は、扨々むさとしたる御咄とて其儘罷立候事、

義臣傳に、大石孫四郎、同弟瀨左衛門、兩人議しけるは、今後老母を振捨て兩人共に本意を遂んとすれば、孝道缺るなり、不如一人は跡に遺りて、母を育んと兄弟鬮を取て、孫四郎鬮に取負て、跡に遺れりと有、虛實奈何とも知がたし、

一何も拙者へ被申候は、其夜何も御附被下候御衆中樣、道すがら段々御心付られ、扨々忝奉存候、御銘銘御禮は難申上候間、能々申心得吳候へと、度々被申聞候、助右衛門被申候は、扨々其夜は寒きめに

逢申候由被申候間、誠に左樣可有御座候、其日八時分屋敷を何も罷出候へば、如何なり共、夜に入候迄掛り可申とは、曾て不存、小補羽織等も入可申心付不申と申候事、

一次座にて何もの咄に、今度上野介殿、屋敷へ打入候時分、磯貝十郎左衞門母以ての外相煩居申候、多分此頃は相果可申候、十郎左衞門心底御察被成候へと被申候、其後十郎左衞門殿、側へ寄て相尋候へ共、御袋の居所不被申聞候、我等申候は、內々私事何も樣へ申入置候通、誓言を以て身命を惜み不申、御用を可承と申義、御失念候や、不及是非仕合と申候へば、其內十郎左衞門被申候は、扨々不淺御志とも、兎角難申盡候とて、具に咄被申候は、將監殿橋筋に松平與右衞門樣とて、御寄合細川主稅樣など、御相役にて外輪の御門御預り被成候、右與右衞門樣御內に、內藤萬右衞門と申候て、私兒御座候、母も一所に居申候由被申候、扨は私町宅より、是へ參候道筋に御座候故、御尋申候て、御左右可申上候、何ぞ印を被下候へ、御袋樣萬右衞門殿へ、御目にかけ可申御咄のみにては、慥に思召れざる事も有之候ては、いな事と存候由申候へば、扨々不淺仕合、然らばとて手紙の樣に調へ被申紙に包み、內を御覽なされ御持參被下候へと被申候故、扨々被入御念御事、日本大小の神祇、見可申心底にて無御座候とて、懷中仕罷立申候、右萬右衞門事は、與右衞門樣にて、家老相勤候者と相見え平長屋にては候へども、餘程廣く庭も有之奇麗なる樣子に相見え候、路次より入候座敷には、床なども付有之候、後に承候へば、與右衞門も、折々御入被成候樣に承申候、御母儀は貞柳と申、萬右衞門も在宿にて、兩人共に被出、寬々と物語居申候へば、蕎麥切等出され、隨分馳走有之候、扨拙者へ被申候は、十郎左衞門事は、其夜に出申候て、再左右可承樣無御座候處、私參候事神佛の御加護と悅被申候、我等は總體淚もろく、兎角の咄も仕出兼ね淚を流し居申候、蕎麥切給居申內にも出被申候て、十郎左衞門は、そば切好物にて御座候と被申候、扨は左樣にて御座候や、總體朝夕の料理に、一汁五菜にて尤、炬燵風呂の類も有之、たばこ御酒等も出し、夜食は何も傍輩ども寄合々々思ひ寄にて、隨分御馳走仕候樣、

兼て被申付置候、鑑鈍壽麥切も、最早唯分迄、二三度も出候と申候へば、扨も〳〵段々の御馳走難有事共と、悦被申候、偖最早罷歸り可申候、御氣色も御快氣被成候御様子見申、殊更色々御馳走ども罷歸候て、十郎左衞門殿に、具に咄可申候、是へ罷歸り候刻も、十郎左衞門殿へ申、印を被下候へと申候へば、萬右衞門殿へ、持參致候御手紙の様に、御書被成候、内を見申候て、進候様にと入御念被仰聞候へ共、誓言を以て見申心底には無御座候と申候、こなたへ參りて、又罷歸り、十郎左衞門殿へ口上にて、段々御咄申候はゞ、慥に懸御目候様には、可思召候得共、是は私の念に候間、是非とも何ぞ御文にても被遣候やうにと申候へば、貞柳被申候は、被入御念候事共忝存候、乍然十郎左衞門、赤穗へ籠城に罷越候刻、私へ申置候は、日數も自然重り、能便など有之候とて、城中へ書通、第一女よりの文通、猶以て不致事の由、くれ〳〵申置候共上私は無筆にて御座候得ば、猶更調申事も難成存候、旁以て御免し被下候様に被申候、萬右衞門方へ申候へ共、猶以入御念候義御免被下候へと被申候故、我等も感涙を流し、兎角の義を不申、左候はゞ、今日御馳走の御印にても、持參可致と包み、又床の花生に有之梅椿など紙に包み、是を印に可致と立申候、其後十郎左衞門殿へ咄候へば、別て悅被申候、堀部彌兵衞と、十郎左衞門親父存生の内は、別て心易、夫に付、十郎左衞門を、彌兵衞肝煎にて、内匠頭様へ被召出候由の咄も御母儀被致候事、(此外物語共多有之候へ共、事長う候故不具候、無恙罷下り候はゞ、面談に可申聞候。)

一最前より御預の衆中、御廣間二座に御差置候得共、庭なども無之、總體暗く候故か、役者間に御移し可被成思召にて、坂崎忠左衞門、三宅藤兵衞、宮村團之進、其外御側衆御小姓頭、御間番、何も段々罷出被申候者、此間は佻の儀故、此座敷に御座候様にと申付候、乍然殊外暗く庭等も無之候故、少し庭體の有之所へ御座候様にと申付候、被依之明日より別の座敷、少々繕等申付候に付、大工遣ひなど致候故、定て音高くいな事と可思召義も有之と存じ、御案内を申入候由申達、また次の座にても、右の

通被申候處、富森助右衞門被申候は、段々結構被仰付候儀共、誠以て冥加至極、兎角可申上樣無御座、難有仕合奉存候、何も御侍中、大勢被附置結構成義共、就中堀内傳右衞門殿にて、別て御情らしく被仰聞下候段、誠に忝次第に存候由挨拶被申候を、拙者も跡に居承之候、其後何も罷立被申候刻、宮村團之進、拙者へ被申候は、其元の名迄被申、別て悅被申候と被申聞候故、如何にも是にて致承知候旨申候、總體上の座にては吉田忠左衞門、下座にては富森助右衞門、此兩人衆は挨拶なども、其儘進み出被申候樣なる體、辯舌明かなる生質にて、口利と申なし候、衆中に候や、仙石伯耆守樣へも、右の兩人を、內藏助使に被申付候、尤寒氣の節に候へば、大なる炬燵を仕かけ、火を入候て、口に錠をおろし、べにから島の大蒲團を懸申候、總體何事も御目付衆へ、御伺被成候ての義と承申候、たばこ盆、酒等も始一兩日は出不申候へ共、其後は御出し被成度、御伺と承申候、何も隨分御馳走被成度思召候故、色々に御心を被盡候、寔以難有義共と悅被申候事、尤なる儀に御座候事、

一極月十七日の夜かと覺申候、何れも御精進日可有御座候、無御遠慮被仰聞候へと被申候へば、難有仕合とて、合采女樣など御忌日を被申候由に御座候、其刻明十八日の朝は、旦那少々參存寄候儀御座候て、精進被仕候、明朝は、精神料理にて出し可申候と申候得ば、何も承之、定て譯可有御座、扨々難有義と被申候、十七人衆の心底察入申候、（彼徒御助命の志願なるべし、是にて越中侯の篤志知ぬべし）其後二十四日に、愛宕へ我等も社參仕候心底、御察可有候事、

松野龜右衞門藤崎作右衞門は、代る〱參候へども、堀尾萬右衞門方定詰被成候て、右兩人は御上屋敷のみに居候、軍之助も同前、

一坂崎忠左衞門（坂崎出羽守末と云り、出羽守始名宇喜多左京、備前秀家卿の長臣なり、御當家へ召出され、秩二三萬石を領す、大阪落城のとき、天樹院殿を出し奉しは、此出羽守なりと云り、故有て自害、家斷絕す、）三宅藤兵衞（前に住す）宮村團之進（未考）松野龜右衞門（豐後大友の正統なり、當家の客

と成て代々を經て臣と成と云）藤崎作右衞門、鎌田軍之助、長瀨助之進、堀尾萬右衞門（堀尾帶刀裔なる由、帶刀、同山城守の事は普く世に知處なれば爰に略、）御小姓頭平野九郞右衞門（平野遠江守同家遠江守始名權平志津が嶽七本鎗の其一人なり、）橫山五郞太夫、中瀨助五郞、御聞番堀內平八、堀七郞兵衞、向坂平兵衞、吉弘加左衞門（大友家の勇士吉弘加兵衞子孫の由、加兵衞事は、世に知處なり、仍略、）八木市太夫、林兵助、村井源兵衞、堀內傳右衞門、此面々代る〳〵罷出馳走致候義に候事、

一御番人は御小姓組衆、御中小姓衆、此分一座に相務申候、尤何も無刀にて番被致候、挨拶馳走に罷出候衆も、皆無刀にて、罷出候、何れも兩使に被參候刻、每度御番衆に向ひ、手を突き時宜の樣なる義を被致立被申候、其刻初の間は御番衆一人づゝ立付添、右大小用に被參候口まで被參候、御番衆の內、心安き方へ我等申候は、定て何れも被仰合、左樣には可被成候へ共、每度御付添御出候事は、入申間敷候、あの衆も窮屈に可有御座候へ共、各方へ對し御案內の心にて辭義を被致候と相見え候由申候へば、其後は被申合候や、何も立不被申、其儘居被申候、

一手水つかひ被申候節、每度坊主衆罷出、水掛被申故、殊外に迷惑がられ候、手水桶に柄杓御添被下置候へば、自身つかひ申候と被申候へども、柄杓出す事成兼候故、何事も御上屋敷伺ひ候へば、其內手桶へ龍口を仕懸候て、出し候樣に成共致可然と申談候事、手水を坊主かけ候事は、御屋敷計の義故、別て恐入迷惑がり被申候、是又尤に存候、少も不及御辭退、御かけさせ候て不苦義と度々申候事、

一御屋敷へ被參候其夜に、小袖二づゝ被下、其後歲暮に二づゝ帶共に被下候、其時分內藏介殿へ持出候坊主衆へ被尋候は、此の屋敷にて、太守樣御居間は、何れの方に候やと尋被申、次の座にても尋られ候て、其方に向ひ、頂戴被致候旨、坊主衆拙者へ被申聞候、誠に尤成事共、其實體にてこそ、天下にあらはれたる忠臣と末々男女に不限感申事、天道の御惠と淚を流し候事、

一坂崎忠左衞門殿は、いかやうの筋目と尋被申候故、忠左衞門親淸左衞門と申候て、古越中守代に、兒

小姓にて懇意に召仕、段々取立、當越中守代にも心に叶ひ、年寄候て、家老に被申付候、其後嫡子に讓り、隱居仕果申候、嫡子は病氣にて知行差戻、退隱申候、忠左衛門は二男にて、幼少の頃より、段段取立懇意に召仕、唯今に大形親身代の如くに結構に召仕申候、三宅藤兵衛はと尋被申候故、藤兵衛事はわけ有之者に候、定て御聞及可被成候、明智日向守殿は、古越中守と少々續有之候、(細川忠興、後三齋は、日向守聟なり、忠興の室家日向守の臭名を、婦人ながらも口惜く思はれ、關原役のとき、大阪に於て、晴なる烈死せられ、其名千載の後に赫く、法名秀林院殿と稱す、京師妙心寺に墓あり、其とき室家を介錯して、殉死せし、小笠原正齋か子孫、當時小笠原備前と云、秩六千石を領し家老席たり、)日向守殿內明智左馬介と申、名高き者の子孫にて御座候故、宣敷召仕候、長瀨助之進は、三齋代に小谷又右衛門と申名高き者にて、越中守足輕に、具足を着せ、武者足輕と名付、五十人づゝ仕立、右又右衛門へ預申候、其末にて、側にて懇意に召仕候、堀尾萬右衛門、是も堀尾山城殿の堀尾にて、幼少より心に叶ひ、側向にて懇に召仕候、宮村團之進、是又代々召仕候者の悴にて、幼少より心に叶ひ段々取立、結構に召仕候へば、度々是へも御出被成候が、扨々よき御辯舌、奇麗なる御押立と譽被申候、横山五郎太夫、是は定て御聞及も可被成、原の城責の節、板倉內膳正樣へ、右五郎太夫祖父同助之進と申て、物頭仕居申候を附置候處に、內膳正樣御討死の節、一所に正月朔日討死仕候、其末にて御座候故、念頃に召仕、唯今小姓頭を申付候、右助之進と同前に、伊藤十之允と申物頭も、同討死致候子孫、唯今伊藤又右衛門と申候て、側にて召仕申候、定て段々取立可被申と存候、平野九郎右衛門、是は遠江守殿の平野にて、祖父以來代々宜く召仕、唯今小姓頭申付候、中瀨助五郎は、定て御聞及可被成、三十年計以前、攝州芥川にて十三四才の時、親の敵首尾克討候者にて、少譯も有之、幼少の時分より召仕、當時小姓頭申付候旨及挨拶、其外一々尋被申儀故、それ〴〵に覺申候通、返答致候へば、扨も〳〵御大家樣と何も感被申候事、

一同名五郎兵衛申候は、十七人の衆を見申度候はゞ、御番代に段々遣し可申と申候へば、いや見申度無之候と、二三人も被申候由、其後何も代り合候て參候節、又見申度と被申候故、いやならぬと申候由を、咄候故何と心得被申候や、定て武士の珍らしからぬと思ひてのかと申候、高坂檢校子甚五郎を、御預衆の御番に望候て出申候故、拙者申候は、扨々尤なる事、若き人の何もかも見置たるが能候と譽申候へば、今度の衆中、一件の義承候にも、古今の志臣終に不承事とも、後には大の男にて、殊に大力などゝ朝比奈や、五郎時宗又は辨慶などを申やうに云傳へ可申候、定て小男も可有之、色々替たる押立共も段々可有御座候得共、御見かけにはよらぬ物にて、心底は上より見え不申、何も志は一同仕候衆中誠に感入申候故、甚五郎に御番を望出候へと申候由に候、盲人の被申樣、扨々尤も拙者と同前に存候、貴殿など心得に成べきやといらざる事ながら書記候、

一井上吉左衞門申候は、此度大勢の事に候へば、夜着蒲團小袖等に至迄、何の差支なく出來候事、誠に御大名にてはなきかと申候故、我等申候は、夜着蒲團に、大方〇〇〇染たるにて候、大名と申は、常常各の役にて調置何もかも其儘つかへぬやうに有之事なり、然るを此度御大名が、富澤町にて調へ被申候樣に相見え申候、妙解院樣御代、長崎物下直の時分、純子卷物澤山に御調へさせ、何ぞの御用の爲とて、夜着蒲團百計り、坂崎清左衞門殿數寄にて、皆々の替りに被申付候咄、親三盛申聞候と、返答致候へば、是々今金銀少き時節とて笑申候、總體思ふ事は、申さねばならぬ我等故、何れもにくまれ申事も承居候へ共、堪忍ならぬ生質にて候、諸役務申衆は、大小共夜晝心懸御爲を存候はゞ、成間敷事にてなく候、當座々々の能き樣に計り流れ渡りの世の中口惜候、貴殿段々心懸御奉公被致候樣にと存候故、不入事をも書置候、總體御奉公に身命を惜み不申、常々心得候はゞ、夫々の生質とは申ながら、心づかぬは、共通の生質、心付候ても流れ渡の務は、武士なる者の口惜き事に候、何ぞの時は各別と皆々申事に候、平生流れ渡の者は、何ぞの時は猶以て無心元思はれ候、能々心懸可被申

候事要に候、

一役者間にて二座に被差置候、庭有之所に、外にても天井の如く、角木にて四方を張候て、湯殿雪隱も兩方につけ、座敷よりは見え不申樣に靑竹のふちにての根板を以て張り、隨分奇麗なる事にて候、拙者罷出候節、何も被申候は、御大名樣とは申ながら、扨も〳〵結構なる事共、是程に不被仰付共と、乍憚奉存誠に難有仕合、兎角可申上樣も無御座候、扨あの板塀の根板靑竹などの義は、殿樣の御物數寄と承候由被申候故、拙者も是はとは乍存、早速申候は、旦那物數寄の事は不存候、總體旦那は作事など、其外庭等物すき被致候事は好にて御座候、側廻りに召仕候小身なるもの、小屋にても心易召仕候者の小屋などは、何ぞ住居候やと咄させ慰申され候と挨拶仕、御庭を見候て、是は作事奉行共の心得違にて、今少し晴々と致候はゞ、能可有御座ものを、少繁候て暗く御座候と申候て罷立候、尤御物すきにて、出來候事も不存候得共、たとひ誠にても、何の衆の湯殿雪隱迄も、御物すきと申は、不入事故右の通申候事、

一廣き座敷に、何も臥被申候故、寒く可有之と存候て、拙者指圖にて、小屛風澤山に出させ、臥被申候時は、枕もとに立させ申候、或時去る仁被申は、小屛風立候事不入事に存候、人數見え兼候と被申候故、拙者申候は、何れも御番人是に多く相詰、其上あの衆の義に御座候へば、氣遣なる事は有御座間敷候、不入事ながら是も返答致候故、其分にて後々迄、夜中臥被申時は立申候事、

一助右衞門被申候は、內藏助は、如形さむがりにて御座候などゝ咄被申故、心付羽織か何ぞ各別に出し申度、あれ是色々と申見候へども、內藏助計へは、何とも出されぬ事と埒明不申候、其後同苗平八方へ申談じ、何卒大身なる歷々の御側衆は、自分の心付の樣、老人衆へは頭巾など懷中被致、夜寒なる時分は、不苦義に候間、よな〳〵御召可然と存じ進し候と持參被申候事はいかゞと申候、太守樣より頭巾拜領せらるべき樣は無御座候故、申談候へども、埒明不申候、內藏助は、夜臥被申候刻、茶縮緬

のくゝり頭巾をこそとかぶり、間には寒夜には炬燵ぶとんを引被き臥被申候、拙者義參候度に、狹箱へ新敷くゝり頭巾、節齋給候を入置、小袖も新敷を一つ入、小判も二兩懷中致し、たばこは隨分入念候を、澤山に刻み、持參仕候得共、分て一人にも遣し候事成兼、加樣なる時は小身にて輕き身は、別て口惜存候、右の頭巾金子は、以後に磯貝十郎左衞門殿母儀へ寺參などに御持參候はゞ寸志ながら可忝由申て、旦那寺淸久寺と申は、竹御門の前魚藍のうしろに有之候故、相賴遣候、別紙委細書置候事、

一潮田又之允と咄居申候所へ、原總右衞門被參、何やかや歌咄有之候て、又之丞被申候は、小野寺十內、今度妻の歌御聞被成候やと被申候故、いや承り不申と申候へば、總右衞門殿、御書付、傳右衞門殿へ被進候へと、又之允被申候へば、總右衞門被申は、十內聞候はゞ腹立可申とて、笑ひながら、總右衞門調吳被申候事、

筆の跡見るに淚の時雨きていひ返すべき言の葉もなし、

一片岡源五左衞門被申候は、先頃迄被差置候、御座敷の釘隱の九曜の御紋を見申候て、不圖存出申候、古釆女代に、三齋樣より被下候由にて、御召料の御具足御小手は、うぶ小手にて手のかうに、銀の九曜付有之候、右釘隱の御紋の大さにて御座候、總體釆女武具の物すきは、三齋樣を眞似び被申候由、指物なども三本しなへ、かちんに白餠を一本に三づゝ、九曜の心にて付させ申候、拙者は武具を預り居申候故、能存候と被申候、扨は左樣にて御座候や、代々御心易得御意候樣には承及申候、旦那(本源院樣)奧方先年果被申候刻、東海寺の妙解院へ爲御名代、大石賴母殿御詰被成候義も覺申候、內匠頭樣御家中立物などは、其身々々の物數寄次第にて御座候や又何ぞ一列にて御座候やと尋候へば、侍中物頭も同前に、不殘三寸四方の金の角を向立に仕候、當御家の指物は如何と被申候、番方の侍共十二組、是は一より十二迄の文字、金の引兩を付け色はかちんにて御座候、小姓組六組、是は左右の文字に金の引兩、色は同然にて御座候、尤立物は銘々物すきにて、組付の者共は、金にて致させ申候、

物頭共は色も思ひ〳〵に仕候、唯今御咄なされ候、三本しなへは、中小姓共に差せ申由申候、後に野田小三郎に咄候へば、如何にも三齋様御代には、御番方は三本しなへと承候由被申候、兎角何にても古き咄を承置可被申候、右の通にて源五右衛門は、武具をも預居候故、右の御具足、別て入念候様申傳候由被申候處に、磯貝十郎左衛門被參候へば、十郎左衛門被申候は、御自分に様々進申候、具足の下地威し申時分入念不申候へば、火を入、穴も見え候故、様々戻し申候、御舎兄達へ、能御咄置候やと被申候へば、如何にも兩人へ能咄置候、定て威させ候砌、入念可申と被申候事、

一右の咄を、後に内藤万右衛門、奥平能太郎様御内にも、神谷成右衛門殿と申て、万右衛門殿弟にて、十郎左衛門殿爲には、兄の由勤居被申候、右三人の存寄にて、形見に致遣候へとて、右の様々の下地贈給候志の段不淺存寄にて留置、貴殿へおどし遣し可申候、先方へ返禮には、大小の内、札有之を遣し可申と存居申候、然處に不圖存出候は、右万右衛門成右衛門年若にて妻子も無之候へ共、後々妻子有之節、子の爲には天下に名を顯したる、十郎左衛門義に候得ば、甥達出世の時、讓り被申候事、當然の道理と存候て、十郎左衛門、旦那寺清久寺へ參り、住持に咄申候は、貞柳并万右衛門殿、成右衛門殿にも、御同前に思召由にて、拙者へ形見に致候へとて様々の具足下地被給候、拙者事は、最早年寄候へば、其分にて御座候、悴勝助に威し候て、可遣と志とも不淺存、唯今迄仕舞置候、然處に此頃風と存寄の儀有之、御談合に參候、十郎左衛門殿御事、今度の御衆中、何も咄にて承處申さば、御新參、年數も無御座候に、御代々御重恩の衆中と御同前の御志、別て不淺段、何も私へ御咄にて候き、さ候へば御連衆の内何も御同前と申内に、十郎左衛門殿は、又別て御勝被成候様存候、尤万右衛門殿、成右衛門殿には、御兄弟の儀故、御兩所とも夫程には不被思召事も可有御座候、段々頓て御男子にても御出生被成、御成人の後は天下に名を顯されば、十郎左衛門殿、具足御持傳へ被成事、當然の道理と

存候、右の通に候へば、私に形見に被下候義、別して御志は忝く、唯今迄留置候へ共、右存寄に候得ば、私方に差置可然、思召候や、又は唯今申候通にて、宜可有之や、二つの道理何れか思召寄被仰聞候はゞ、其通に可致と申候へば、清久寺挨拶に委細御咄承候て、御志の段、兎角可申様無御座、一々御尤至極に存候、行末の事迄被仰遣候事、御深志感入候と被申候故、左候者右具足の下地を、貴僧迄返進可仕候間、能々貞柳尼、万右衛門殿、成右衛門殿へ被仰通被下度と頼返進申候、二つ玉にて一枝づゝためし候跡有之候、重みも一貫目餘有之候事、

一清久寺より、右の趣三人衆へ段々被申候て、返進被致候へば、三人衆も扨々行末の義迄思召寄、不淺次第、此上は兎角可申様も無御座候とて、受取置被申候、其後貞柳尼、泉岳寺住持へ申請、十郎左衛門其夜着用被參候肌着白羽二重、うしろに礒貝十郎左衛門正久と書付有を、形見に致呉候へとて給候、拙者挨拶に、扨々不淺忝候事子々孫々に相譲り、十郎左衛門殿、御名にあからせ可申と、一禮申述留置候事、

一十郎左衛門書被申候物を見候に、手跡は歌など書れたる假名は、夫程には見え不申候へ共、右肌着の書付、眞文字に被書候處を見候に、甚見事に有之候、後に万右衛門咄被申候は、十郎左衛門若年の頃は、亂舞き好み、殊に器用なる生付に候き、樂器も餘程稽古いたし候、內匠頭様へ被召出候て御嫌に被成御座候故、皆々捨申候、唯々御學問等御好の由、書物等も色々寫し、就中眞字の物は、別て見事に有之候き、好候へば成事と存候由、万右衛門被申候、扨は拙者見申眞字も見事に相見え申候、他筆かと存候へば、御咄にて驚入候由、及挨拶候へば、肌着に書付候も、御覺の通、假名などよりは、能見え候由万右衛門被申候事、

細川家士堀内傳右衛門覺書　三

一次座へ參り咄候所へ、上座より吉田忠右衛門被參、傳右衛門殿には、毎度若き者共と計り御噺被成候、御年もさのみ替も不仕候にと被申候故、誠に以て左様の義には無之、追付夫へ可參と存候處、先是にて咄居候と申候へば、忠左衛門殿いや左様にては無之候、總體何も是へ參候事は、內藏助心に不叶義と存候得共、此座にて御咄被成候を承候へば、傳右衛門殿の御聲仕候故、御咄可致とて、內藏助共外の者共も、是へ參候事御座候、必々此座敷に御咄被下候へ、此御座敷へ折々參候て、御咄承候へば、氣も晴候て、快く覺候由被申候、內藏助常々威嚴の猛き事、是にて察可被申事、

一上の座へ罷出候、忠左衛門殿、總右衛門殿、彌兵衛殿、我等側へ參られ、傳右衛門殿は、御馬好と承及候、馬咄可仕候、總體道中など御引せ被成候、御馬遠路達者不達者も可有之候、いかゞと被申候、成程若き時分より好候て、見申候に付、兎角に馬は生れ付、すなほにすそ廻り能く無御座候ては、遠道中などにては、役に立不申候、頭持よく轡請よく、地道のり能のなど申ても、こうでのび候か、或はそむき申か、爪あしく候か、兎角右の所、申分御座候へば、遠路ひかせ候て、必血落自然の時用に立不申候と及返答候、何も御番人うしろに詰居候故、拙總少痛入候て、心の中おかしく存候き、十四歲の時より、御廐に出稽古申候、其後江戶定御供にて、舍人殿など、就中馬好故、節々右の咄承居申候故、相應に及返答候、松平安藝守様御家中衆は、江戶にては馬持不申候衆も、道中を專に牽せ被申候、江戶にては借馬も有之候へば、道中計りを、專に牽候由、上田新兵衛殿咄被申候、先年道中にて、

我等も見申候に、成程馬數大分率被申候、宿々にても當御家中程、馬數少きは、外に無御座候由、前前より度々、馬宿の咄承り申候、本多中務様御家中は、二百石以上、不殘馬ひかせ咄申候、是も先年道中にて見申候、右の通に候へば、内匠頭様にも、安藝様御同前に候へば、我等共身體にて、馬率せ候故、尋被申候やと、以後存當申候、數日の義にて何も心安く坊主共にも色々の事尋被申たる由に候、我等身上の事も、定て尋被申たると存候、率候やとの時も、何となく右の物語いたし候、心底には、扨もおかしく痛入申候、何角に付、小身なる口惜き事はなく候、何事も心付咄可承事には、大方の人は當座我爲に不用の事は、咄承候ても、うはの空に承候、武士は如何様の事有て、高位高官にも成は不知事と、昔より申習はせり、心は身體より、大に持つ事常々可應心事と存候、此段幼少より亡父折々被申候事に候、扨右の三人衆被申候は、扨々傳右衛門殿には承り候より、馬方御功者にて御座候、定て御家の御馬役衆、其外御侍中にも、御功者可有御座候、昔の上田吉之允などの様なる上手は、當世には有兼申候と、忠左衛門被申候故、如仰昔の様に、上手の乘人馬も勝れたるは無之候、馬役の者に中山九郎右衞門と申者、隨分奇麗なる乘形にて、馬も功者にさがし申候、古越中守代、唯今の旦那祖父にて妙翁院と申三齋の子にて御座候が、如形馬數寄にて、自分にも能乘り、馬上にて色々の事被致慰被申候、空腹の節などは、馬上にて湯漬など給被申候由、親共咄承り候、其時分吉之允にも、劣不申上手共、侍にも多く有之候き、馬役の者に、水井安太夫と申者は、何れも幼少の頃迄は存命にて居候を覺申候、小男なれ共、奇麗なる乘形にて御座候き、唯今御咄の上田吉之允は、馬も上手にて、武功有之仁の由、尤佐分利九之丞と申仁、一所に御座候き、此佐分利同苗の者は傍輩共にも多く御座候、兩人共に松平宮内大輔忠雄公へ被召仕、後に九之丞は、原城にて討死いたし候、石塔なども今に有之、傍輩共も見申候、咄承候、吉之丞は兒小姓にて御座候也、佐治頼母と申仁は、右吉之允九之丞兩人の働有之刻も、同前の働にて、富田信濃守殿、當座の御褒美として、作の鞍鐙被下候由、後に松

平新太郎へ、鐵炮頭被仰付、千石被下被召仕候と、親共咄承候と申候へば、扨々傳右衞門殿には、古き事を能覺被成候と忠左衞門殿は就中感被申候、武書の類は、假名本にても見置たるが能候と亡父毎度申され候、近代の大阪軍記、島原の一件は、御父子樣共に御出馬御家中の侍、討死手負或は御褒美の書付等、第一に節々見可被申候、未生已前の事にても、御當家の事、又は古人の武功を存居候て、他家の侍中尋被申時、老人共申傳へ候て承候と、あらまし物語候はゞ、能可有之事にて候、大方はふるき事共不存と申ても、よく可有之候へども、武士の嗜み深きもの可知事を不知は、いな事と心付申人も可有之候、遠阪關内殿、此以前相良遠江守樣へ、御振舞の御供に被參、其刻拙者も前の御使番勤居候故、一所に參り腰掛に居申候、何も知行取中は、御座敷へ上り御料理被下、御馳走の砌、爰に御家に早水忠兵衞と申者、百石被下御臺所頭勤居申候、此家に以前島原の刻、長岡佐渡守幷益田彌一右衞門、右兩人の證據狀を持居申程の、武功の家筋なるに、御暇を乞て罷出、夫より松平大和守樣へ、結構に被召出候、此者の儀を、遠江守樣御家老被出、關内へ尋被申候は、右體武功の者を、何とて御暇被下候やと尋被申候處、關内返答に、いかにも被仰聞候段、私も承及居申て、相違無之候、然共島原の刻は、御聞及被成べく、越中守肥後守父子共に召越候故、侍共も過半召連候、其時分忠兵衞事は、輕き奉公仕、臺所廻の役義相勤居申候、若者働も能く致候、他所へ參候ては、身體のたりにも成可申とて、兩人の者共、狀を遣し候事承及候、然れ共右申通にて、大勢召れ候侍共の中には、前々より働多き者數多御座候へば、越中守さのみ賞翫をも不仕候、いか樣大和守樣などにては、島原の働有之ものは少く可有御座候、御賞翫御尤に存候と、及返答候へば、御家老も兎角の無返答、御尤至極と申たる由、則拙者腰掛に居申處へ、關内被參、委細の物語何と存候や、僞にてもなく、誠を以て申たる能返答にてはなきかと、不斷心易候故被申聞候、誠に以て今に少しも忘不申候、常に武士の道、先祖の越後殿の名を穢さぬやうにと申たる事、覺居申候、扨々御尤至極なる御答と感申候、今度も每度關内

殿の事を存出し、長瀬助之進へは噺申たる事にて候、闘內殿には古き咄好にて、能覺居候申候故、右の通答も早速出たるものにて候、能々心得被申、書置候書物、又は武士の善惡心懸可被申事に候、闘內は島原の義は未生以前か、又は三つ四つの頃か、夫より上にては有之まじく候、皆萬事好み申事は、譯もなき事さへ覺え申物にて候、貴殿得心候樣にと書加へ候事、

一吉田忠左衛門殿、我等側へ寄咄被申候は、私聟伊藤十郎太夫と申者、本多中務樣、御內に居申候折節、江戶へも罷出申候、本多家普代の者にて、親は八郎左衛門と申て、武功も有之候得共、片口者にて申度事計を申、今に小身にて、二百五十石被下居申候、內記樣御代、或時御前へ被召出、御夜咄の節、御出頭仕候兒小姓共召出、八郎左衛門に酒給させ候へと、御意有之候故、色々すゝめ候へ共、下戶にて御辭退申候へば、幼少の兒小姓衆、盃戲しけるに短氣者にて、散々惡口申候故、御前と云ひ、殊に幼少な者へ對し、おとなげなきとて、御機嫌あしく成候由承及申候、今に子孫迄、右之通小身に居申と被申候、我等挨拶に何方にも多く有之儀に御座候、心儘に申度事計り申者は古今小身にて居候へども、苦にも不存、一つの所を樂に存候と被察候と返答致候、偖此十郎太夫は、時節を以て、御知人に御成候て、御語候へ、無御咄も合可申と被申候故、其後御成橋の內、本多中務樣、御屋敷へ參候て、逢申候へは、如何樣遠慮にても致被居候や、長髮にて尤少々不快の樣子に有之候、乍然寛々物語忠左衛門殿無事に被居候由申候へば、扨々不淺義忝く、別て悅候旨被申候、偖昨日在所便宜御座候處、兩人の悴疱瘡輕仕舞、酒湯も懸り候由、其外忠左衛門悴共始、私妻子何も無事に居候由申遣し、尤寺坂吉右衛門事も無事に下り、私方へ參候由申越候と御咄被下候へと被申候故、罷歸忠左衛門殿へ、段々物語候へば、不淺御志兎角難申盡とて悅被申候、寺坂吉右衛門事申出候へば、此者は不屆者に御座候間、重ては名も被仰出被下間敷と被申候、吉右衛門事、其夜迄參候て、缺落致候由、兼々何も被申候、然れども使抔被申付、無恙仕廻候事、爲可申聞などゝ色々申なし候へども、右の通被申事不審に存候、眞實の缺落

かとも被存事に候、
吉田忠左衞門組足輕寺坂吉右衞門事區說有、義臣傳には其夜逐電すと有て、可否を云ず、或記錄には期に臨て、內藏助より藝州淺野大學の許へ飛脚に遣はすと、義人錄の說も爾り、又一說には內匠頭後室瑤泉院の方へ復歸を告るに、寺坂を以すと、又忠左衞門方より使に遣すとも有、義人錄には吉右衞門事藝州へ使し、其後出府し、自ら公廳へ訴出ると雖、一件落着以後の事なれば、御貪着に不及、夫より江都に在て、栢植姓等に因て、義徒の事を記錄し、寺坂覺書とやらん云物有て、鳩巢先生書置れたり、大石記に有處も右に同じ、又或侯家抱られ小知を賜とも云、又已後迄本多家に在、公儀の憚有故に、祿は不賜、彼家にて一生を終とも云、又長壽にて近年死、泉岳寺義墳の傍に、寺坂の新墳を築りとも云、又一書には爰に記る如く、忠左衞門へ細川の家士尋ければ、彼は不屆者に候由答しと云、其外數說繁多なるを、我が義士篇に悉擧ぬれ共義士篇燒失に仍、其大旨を我が宙覺を以爰に記る而已、
一何も我等申候は、萬端御心易被仰聞、大慶仕候、以時節御咄共段々に可申居候、乍然口上計にては彼是申候ても、先方により何を申やらんと無心元被思事も可有之間、何も樣御手跡にて、御一類中の御住所成共、御記し被下候はゞ夫を證據に可致と申候へば、大に悅ばれ、原總右衞門殿手跡にて、御當地京大阪伏見邊に被居候、遠類衆をあらまし書付給、我等懷中致居候事、
一正月十一日御役替有之、岩間何五郞、片山重允着座に被仰付候節、何も被尋候は、着座とは如何樣の御座配なる御役義に候やと被尋候故、われら申候は、他家にての番頭の類にても可有御座候や、旦那家風にて、大形其格に御座候、乍然着座と申は、先づ年始祝の砌、太刀目錄にて禮申候、又着座にも段々有之、小身にても家筋宜き者を申付候、番頭共より上座も有之、又は下座なるも色々有之義に御座候事、

一何も若き衆中被申候は、堀部彌兵衛養子安兵衛義、定て御聞及も可被成候、先年高田馬場にての仕形を、彌兵衛承候て、何の由緒も無之候へ共、才覺を以て養子に致候、不思議なる事にて候、手跡ものこし志迄を、彌兵衛に能く似せ申候と咄被申候故、拙者申候は、如何にも其筈と被存候、彌兵衛殿右働の御志を御心實に御賞翫なされ、御由緒も無之を、御養子被成候御志深き事、天道の御惠故、調たるものにて可有之候、左候ば其筈と被存候事、

堀部安兵衛始の名は失念、高田馬場にて伯父の敵を手際に討候を、彌兵衛聞傳へて、挨拶人をも不賴、直談に父子の契約せし事、義臣傳に詳に見えたり、

一次の座にて助右衛門殿被申候は、吉弘嘉左衛門殿、御先祖の御咄承候と被申候故、いかにも大友の内にて、吉弘嘉兵衛と申者、秀吉公の時代、九州石垣原合戰の砌、討死致候、其の後子供迄豊後詞にて、小歌に、長刀をしやぶとぬいて切てさりけはうゝゑれ〳〵みなはいまはるとうたひ候と申傳候、夫に付嘉左衛門を若き者の心易く咄者共は、うゝゑれ〳〵とぞなぶり申事を咄し笑候へば、(吉弘嘉兵衛事諸錄に出たり)助右衛門殿被申候は、あれに居候矢田五郎右衛門も、嘉左衛門殿御先祖にまけ申まじく候三川記などにも有之、矢田作十郎と申、隱なき者の末にて候と被申候、後に承候へば、大村因幡守樣御出の節、太守樣へ此度御預十七人の御咄被成候處に、矢田五郎右衛門先祖作十郎事は、三河にても三人衆と申て、名を發し、其内二人の子孫は、當時御旗本にて有之鐵炮頭被仰付有之由、名失念申候、其内にても作十郎は、就中勝れたる武功の仁と、御咄なされ候由承及候、堀部彌兵衛事も、御咄被成候、今時の聞番のやうなる者にては無御座などゝ、御咄の由、此方の聞番衆も、承笑ひ申と承候事、

一或夜堀部彌兵衛寢入被申候て、矢聲をかけ被申候、丑刻時分にも可有之や、拙者不寢番にて居申、何も肝を潰し候故、我等申候は、定て彌兵衛殿にて可有之候見て被參候へと、坊主衆に申候へば、其儘

參りて、いかにも彌兵衞殿にて御座候と申候、其時拙者申候は、何もの內に彌兵衞殿は、老人にて候故、若き衆にも劣まじきとの、常々嗜み深く寢入候ても、矢聲を懸けらるゝ事、扨々感じ入たる事と譽申候、常にも食後に咄居候へば、御免可被成候、老體は足をくみ申とて、緣頰へ被出あなたこなたとあるき、足をからし申とて笑ひ被申候事、能存候き、其後四つ過の頃、潮田又之允寢入候て、齒きしり被致候を、去仁參りて起し、齒きしりを强く被成候は、御氣色にてもあしく候やと尋被申由、共後拙者へ又之允被申候は、先夜誰殿か、被入御念候て、御心付被下候、私くせにて寢入候て間々齒きしり致候、御心付られ忝は候へ共、扨々迷惑致候と被申候故、拙者も笑候て、夫は念が入過、御目居め御迷惑と笑申候、總體萬事入念勤申樣に、每度何も承申事にて候へども、事に寄たる義と存候、名をも又之允と申候故、承候得共、態と書付不申候、態々萬事に心付候て、了簡可有候事と書付候事、

一何も度々被申、殊に內藏助殿も、拙者へ被申候は、何も樣へ度々御斷申候通、御存、永の浪人にて居申候へば、輕き料理計り給居申候處に、結構成る御料理、數日頂戴仕、殊外塞入候て、此間の黑飯に錫戀しく覺申候、何とぞ御料理輕く御仰付被下候樣にと被申候、我等申候は、寔に左樣可有之候、私共も逼留中御相伴にて、料理を次にて給申候て、少しつかへ申候樣に覺候へば、御尤に存候、隨分御好被成候へ、輕き料理可申付候、乍然菜數等の義は、耳に逹候ての義に御座候へば、替申事は難成候と返答仕候へば唯今御座候ちさ汁、海鼠、鱠ぬかみそ汁と、心安き衆は、好申候、色々右の通、好被申候得共、何としても御料理人共、甘きやうにと計仕候故存候樣に成兼殘念に存候事、

一上の座に、若き衆も被參、大勢被申處へ出候へば、何も拙者へ被申候は、如御覽間喜兵衞はいつとても咄不致、人のうしろに計居、如形律義に堅き男にて御座候と被申候故、拙者申候は、いかにも左樣可有御座候、御實義は御度顯れ候と申候へば、夫は如何樣の思召寄にて、左樣は被仰候やと被申候ゆゑ、されば今度各樣方上野介殿をとこそ、御心にかけられたるにて、可有御座候へ共、十次郎殿、御

鑓付被成殊にしるしまで御あげの事、喜兵衞殿の御心底、察申候へば、御手自被成候より、十次郎殿御手にかけられ候事、冥加に御叶ひ御大慶の事と存候へば、常々喜兵衞殿、すぐれての御實儀故と申候へば、何も誠に左樣と被申、喜兵衞殿の方を見被申候故、我等も見候へば能申たると被存たる顏色にて、えみをふくまれ、拙者方へ向ひ、何とも物も不被申、忝と計の樣子にて、折入たる時宜を被致候、夫故終に咄も不致、しかと詞をかはしたる事も無之處に、最期の時に、例に寄り何ぞ御口上の御用可承と申候へば、懷中より辭世の歌書付たるを給候、

辭世

草枕むすぶかり寢の夢さめてとこよに歸る春のあけぼの

御老中秋元但馬樣御内中堂又助とて、間喜兵衞聟居申候由に付、傳を以て此辭世を喜兵衞女右又助妻に見せ被申候へ、定て所望にては可有御座候へども、是は拙者へ與被申候事故、其段は御斷申とて遣し、見せ候へば、又助より即刻禮狀くれ被申候故、其儘狀も召置候、御覽可有之事、

一吉田忠左衞門殿被申候は、私は此度裏門より入申候、大方隱居屋は、奥座敷裏の方に建申事、世の常に御座候故、幸と存候て、吟味致候處に、葭垣有之、雪隱の樣成所に、人音致候故、押破り參候へば、何者か其儘座敷へ入候者有之候、大方は臺所より仕廻申、閨の樣なる所を、兩方よりせり込候處に三人居候て、皿茶碗又は炭など投打候故、其儘間十次郎鑓付申候、上野介殿の前に、兩人立塞り、防ぎ候者、殊外能働き申候、兩人共果候て、上野介殿も、脇差ぬき振廻し被申候所を、十次郎鑓付しるしを上げ（義臣傳其外諸錄には、十次郎鎗付、武林只七首を揚と有、）見候得ば、古き疵の樣子、白小袖唯人に非ずと吟味候へば、上野介殿に極り申候、（諸錄に色々に記せり、或は炭小屋に隱れ居られしを討、一刀にて刀は無しと云說多し、寢所を逃出で、方々へ隱れられしには無相違樣子なり、此吉田忠左衞門言正なるべし、所々逃廻られしを、義士の口より云ざるも、最殊勝なり、但白小袖のこと、常

[illegible]堂上家などは內外の着用寢卷迄も、白小袖と聞及べり、武門には常衣には強て白小袖計を用らるゝ事は不聞、但高家衆は、同上衆同前の人故、如此なりや、又上野介しるしの眞僞は搦置し番人に見せて究しとにや、)寢所とおぼしき所を見候へば、刀計有之候て、蒲團も暖かに唯今迄寢候て被居候樣に見え申候、偖左兵衞殿にも、長刀にて出合被申候得共、手負其儘長刀を捨退被申候、後に夜明て長刀を見候へば、金具に定紋付結構に拵たる長刀にて有之候き、扨は彌、左兵衞殿と存候、總體手向ひ候者は討捨、迯落、或は構はぬ者は、其儘召置候樣に兼て內藏介申付置候故、其通に何も心得居申候、扨上野介殿討取候故、外に望無之、何も相圖の笛を吹き總樣集り、申刻、若者共共外早水藤左衞門など、弓にて長屋長屋の人の居そうなる所にて、上野介殿打果立退候が、出合申さぬかと、高聲に申候得共一人も出合不申候、家老の小屋と相見え門の脇に有之路次口の戶短く、上をのね板にて繼たる所、一尺計見え申、內の明りも行燈の光とは見え不申、蠟燭と見え申候、早水藤左衞門と名乘懸、二筋迄矢を射込候得共、物音なく候、何も立退候と咄被申候、是に付存出候故、爰に書加へ申候、熊本にて先年年取に火事有之刻、同名角之丞屋敷の屋根に、澤村宇右衞門殿、(關原役のとき其外所々功名有し澤村才八役に大學と號其末なり代々家老席なり)上り居被申處に、田中次太夫、水を茶碗に入、御咽乾き可申と持參致し、其度宇右衞門殿咄に、次太夫は心付たる者にて、水を飮せしが、肥前燒の加樣々々の染付にて有之由咄故、次太夫尋候へば、覺不申と申候、定て宇右衞門殿心に閙敷時に、慥に茶碗の染付模樣迄覺候との事にて可有之候、右忠左衞門殿咄に、のね板にて繼たる樣子、行燈蠟燭の光迄見分けたるとの心にて、拙者へ咄被申候と存じ、一入感入申候、急成時、或は閙敷時ならでは、平生の心掛知不申候、態々常の心懸、萬事氣を付被申事、

一右の通何も咄の節、我等申候は、上野介殿御仕廻被成候て、別義も無御座候故、それより無緣寺へ御立退被成候へ共、住持內へ入不候故、夫より泉岳寺へ御越被成候旨、誠に段々の御心遣共御尤に存候

夜明殊に十五日事に候へば、一入往來の人も多く、屋敷々々の辻番にても、（諸錄に辻番所二ケ所にて異形を咎候に付、右之由を相斷候へば、承屆、就中仙臺かの番所にては、素湯等を出し、各を稱嘆し、式代して通し又番所に仍、何の咎無之も有しとなり、空覺故不祥）道すがら見咎、何角と申候て樣子に寄り、御障もとられ可申に、何の支なく、上野介殿しるし迄御持參被成候事、誠に忠義不淺、天道の御惠深く存候と申候へば、如仰十五日の事故、御登城の衆中も見え、馬駕籠にて御通被成候御衆、誰樣とは不存候へども二三人にも御目に懸り候へば、少御不審そうに御覽被成候へ共、火事場などへ出候者かなどゝ思召候か、辻番なども右同前に存候や、何の支もなく、泉岳寺へ參候事は、如何樣仕合なる義と存候由被申候事、

一右の咄の內に、高田軍兵衞と申小知遣し候者御座候、赤穗籠城承及て大形一番に罷越申候、（軍兵衞事江戶詰の士なり）然る處不實者にて、此度の一件にも加り不申候、又中々加へ可申樣なる者にて無御座候、然處其夜相仕廻、泉岳寺へ立退申刻、三田八幡の近所にて、逢申候故、何も物も不申通違ひ候處に堀部彌兵衞申候は、何も此如數日の志を遂げ、上野介殿のしるしを、唯今泉岳寺へ致持參候、見被申候へば、返答に扨々何も御安堵可被成候、私も唯今三田八幡宮へ社參仕、各樣御本意被遂候やうにとの志にて候、先々目出度存候と申候、其後軍兵衞泉岳寺へ酒など持參いたし、門番人を賴み、內藏介共外祝心にて酒持參申候、御入被下候へ、懸御目度申候故、何も若き者共、扨々にくき奴にて御座候、幸の事にて候、是へ呼入蹈殺し、刀をよごし候事にては無之候といさみ候を、內藏介承之、差止、各蹈殺し候て、何の益か有べき、軍兵衞は面を可合者にては無之候間、早々酒共に返し吳られ候へと、門番人に被申候由咄被申候、

高田軍兵衞事、或家書に泉岳寺へ麻上下を着し、酒肴を持せ來て、人か間敷祝ひを申述けれども、推有て一言の挨拶に不及、一向に取合ざれば、面目を失ひ、こそ〳〵と酒肴を持歸ぬと有り、義臣

儀は、高田郡兵衛違盟の事、無據わけ有し由取繕ひて書り、又田中貞四郎、鈴木田十八、中田利平次なども泉岳寺へ來り、義士對面の事を申入けるに、其返答に、夜前皆々相働、今日は殊の外草臥、各同前に腰が拔候故、不能對面と返答せしと云、

拙者申候は、扨其仁は定て平生は何に被召仕候ても、埒明能御奉公人と譽申程の仁にて可有之と申候得ば、如何にも其通にて候、內匠頭家中にも、大方勤衆候樣なる者にても無之由被申候故、拙者申候は、必萬事に宣見え候もの本心の無實義、渡世の上手、昔より數多御座候由、古今承傳候、輕薄の奴は出頭人は申に不及、主人をだまし候は、本心の不實故と申候き、是に付思ひ出し候故、書加へ置候、同名故文左衛門、節々咄に、眞源院樣御代、於江戸六か敷御用有之、去る人御撰にて被仰付處に、無殘所御心に叶候樣埒明申候、其後の御意にあの者は何に召仕候ても、氣味能者に候へ共、一と所遣ひにくき所有之由、御意承候、右の仁後々迄、息災に居られ、其趣文左衛門も御兒小姓相勤候故、名をも存じ、其外老人衆も噂被申候を、我等聞傳居申候、御大名の家には、色々の士も多く有之ものに候、上手の大工材木を用ひ申に曲みたるも直なるも、大小ともにそれ〳〵に用る如く、名將も其通にて正成抔の事申傳へ候、右の仁唯今は名跡も絕無之候、名は書置不申候、島原の時分も、わろき人と申たる仁にて候、五百石より上の人にて候事、

一內藤助は、御預の翌朝より、髮を結せ申度由被申、坊主衆結せ申候、殘の衆は二三日結せ不申、其夜の髮にて居被申候、拙者申候は常々御結せつけぬ者は、心持あしきものにて候へども、久々其儘にて御座候よりは、下手にても御結被成候はゞ、心持よく可有御座と申候へば、夫よりほつ〳〵何も結せ被申事、

一堀部彌兵衛被申候は、津輕越中樣に、大石無人と申て、私同年にて七十八に被成候者有之候、是は前廉釆女方に勤居、唯今は津輕樣に大石鄕右衛門とて、悴御側御用人相勤居申候故、此所にかゝり居申

候、此度私の事承候て、右の無人も私同意と申候故、夫は無分別と申べし、御家も替り、子にかゝり居候て、道理に叶ひ不申事と申候へば、得心いたし候、御逗留中御知人に御成、御咄候へ、古き事共能覺居候と被申候故、拙者申候は、定て御名は無人と書可申や、御名にても知られ申候、成程御知人に成可申と申候得共、右の御屋敷本庄なれば、遠方にて所も、碇と不存、早速難參、彌兵衞果被申候後尋候へば、幸ひ無人鄉右衞門三平三人に出被申候て、色々馳走とも緩々語悅被申候、無人咄に彌兵衞は若き時より、心掛有之者にて御座候、初て主取候時分、扶持方計取候得共、早馬を持居申候、御家に今以て居被申候や、齋藏勘助と申仁、一趣に古采女所に兒小姓勤居申候、勘助父又太夫は、大身にて御家へ罷出申候故、勘助も暇をもらひ、親と一所御家へ參候由被申候故、扨は左樣にて有之候や、勘助はとく果申候、唯今は孫の代にて、無事に勤居候由申候へば、無人被申候は、泉岳寺にて此度一件の衆中の腰物、幷諸道具拂物被成候由承及候、內藏介殿着込、御家の御侍中御所望にて、御取被成候樣に承申候、誰樣にて御座候やと、尋被申候、我等存居候へ共、自然所望候ては、いかゞと越中守屋敷所々に有之候へば、傍輩共も方々に居候故、誰所持候や碇と承不申候、當分は私町屋敷に居申候故、泉岳寺に拂物有之と申義承候得共、是は僞にても可有之か、萬一有之事にても、衣類の品と存候、武器大小等は、寺の寶物にて其儘置、段々子孫も有之候間、所望致候はゞ、定て子孫へ讓被申候心底にて、中々拂物にて被致間敷と才覺も不致候、其後成程拂物にも出候由候、承及驚申候、私も武具大小を望に存候處、殘念至極にて候、右無人は大石內藏助なども同苗の由、大石瀨左衞門大伯父の樣に承り候、內藏助甲着込は、去る人泉岳の法師へ、別て心安有之故、法師より定て望に可被存とて參候を、拙者見申候、殊外かくし被申候、何方よりか、所望有之節、斷のならぬ事もやと、右の通被存候、忍の緒に內藏助に歌頼み申時分、同樣に二枚調吳被申候樣に、富森助右衞門に賴申候て、願の通、二枚調被申候、內一枚は右の內藏助、忍の緒と替りに遣申候、後々は承可被申候、內藏助に何卒此歌書せ

候へと、則歌も彼仁下書致呉被申候、拙者は誠に以て心付不申、唯今存候へば、よくぞ書せ置候と存候も、右の仁の蔭と存候（内藏助に書せ置候へと氣を付候仁定詰にて居被申候名書付不申候）

一助右衞門被申候は、此方へ參候一兩日中、各樣方の烟草參候、匂ひいたし候て、扨々何も好物に候へば、給度存候き、其後何やかや段々の御馳走共誠に冥加に叶たる儀、殊に水風呂も一人宛にて、湯を御替させ被申候て、却て迷惑仕候、大勢入候湯など和らかにて宜御座候と被申候故、後には二三人にて替させ候樣に申付候、毎度下帶なども出候へ共、度々替不被申候由承及候事、

一我等肩衣紺の水衣ひとへにて夏中着致候て、冬に至り裏付に可致と、古き羽織のうら茶の片色を着置候、或時着用いたし出候へば、片岡源五衞門、拙者側へ寄り、此御肩衣は何と申物にて候やと尋被申候故、是は冬衣と申樣に承候、若き者の物ずきにて申付たると申候へば、扨々能御物數寄、御裏の取合迄、能御座候と譽被申候故、拙者別て迷惑いたし候、總體衣類に不限、時々はやる事を致ものにて無之候、亡父申聞られ候は、三齋樣御目あしく、八代へ相詰候內に、細川刑部殿、後に立允老と申、若年の時分、從江戶下着にて、八代へ被參候時、京都よりも御伽の宗吟宗和と申者、幷槇島云菴、（半之丞祖父なり○註者共蜩翁曰、槇島云菴事、大阪御陣の砌、槇島玄蕃允と號、城中の小將、本姓は足利の一族、桃井なり、大阪落城後、細川家に事へ隱居して云菴と號、至て長壽にして、百三十五歲にて歿す、其子孫相繼て、彼家に仕しが、安永天明の頃奇怪の事有て、其家斷絕せりと、肥後商語れり委は前卷に記る故爰に略之。）も被居候由、刑部殿短き羽織を着用、御出候を御覽有て、御機嫌あしく、其羽織を次へ被參、誰々に遣候樣にとの儀に付、宗吟宗和申上候は、唯今からもり道服とて、江戶にて御旗本衆、馬のさんずにかゝり申さぬ樣にとて、如斯と申候へば、三齋御拜領の羅紗の御羽織を、御とり寄せ、刑部小袖に兩方五分づゝ長く仕立させ候樣にと御意被成、扨江戶にては、何を仕居候やと御尋の刻、小幡勘兵衞、軍法を承たる由御申上候へば、其時の御意に、證據のなき事はいはれぬ物

なれ共、云菴是にて承候通、關か原の時分勘兵衞差て替事なく候、我らは馬上にて働き、太刀討も云菴被存候通にて候、三齋が子越中が弟などゝ申者が、時々のはやる事とて、末々に至迄致事にあらず、總體はやる事と申は二十年々々には本の如くなるものにて、二六時中の越中軍法を習ひ候へ、常々侍共をよく了簡はいたし、それ〳〵に召仕候が軍法にて、何事も其時の下知にてよくまはす物との御意承候とて、拙者共に毎度亡父申聞候、其刻三盛相詰候て被承候由にて候、扨々御尤至極、御名將の御詞毛頭違ひ不申、拙者も今年迄被召仕、三十八年に罷成候、若き頃はそりなしの大小はやり、我等もわざ〳〵大小のそりを伸させ候と覺申候、唯今は、又本の如くそりたる大小に成申候、爰を以て存候に、御家に務申侍共、大小共に御先祖より被召仕候子孫に御座候へば、第一加樣の事を聞覺居申事、冥加に叶可申候、當分々々の御用にても、失念致候はゝ卽座に迷惑可被仰付候、武田信玄公御代などには、衣類を好者は、女侍とて笑たる由、其頃は亂世の時分故、別て尤至極に存候、拙者肩衣を譽被申候刻、をかしき事に候へ共、右の段々聞覺居申候故、拙者は迷惑仕候事、

一何も煙草好物にて御座候故、よきを被仰付候へと、堀尾萬右衞門などへも申候へ共、總體大守樣御嫌故に、御客たば粉惡敷御座候故、拙者罷出候節は、宜き煙草を懷中して出候故、每夜何も所望にて給被申候、或時間瀨久太夫小野寺十内所望にて、たばこ入共に出し候へば、煙草を透とうつしとられ、煙草入計り返し被申候、其時側近く寄り、小聲に被申候は、何も老人共申候は、兎角傳左衞門殿には、當世風にては無之、古風成御人と被申候故、扨々迷惑いたし候、煙草を不殘御とり被成候上に、又私の若きを古へ人とは、近ごろ致迷惑候と申候へばいやこの煙草入の御物ずきにて、何も右樣に申と被申候故、見苦敷は御座候へ共、革がよく持申と返答致候へば、いや〳〵總體が當世めかぬと、返々申され候、能々考候へば、何も拙者同前にだばこも念を入持參被申候へども、煙草入等は、隨分新敷見事なるに入て、持出られ候故と被存候、近年は別て江戶革の類すたり候て、異形のたばこ入有之候得

共、革はたばこよく持候故に、才覺致候事にて拙者たばこ入は、何も度々手にとられ候事、右の通の樣子にて候故、形見と存じ殘念申候、貴殿も心付可被申候源吾右衞門殿、肩衣を譽被申候時は、甚迷惑に存候が、右の通何も當世風にて無之、古風と返々被申候事は、天下に名を顯され候、實義の衆中の被申たる義に候へば、拙者心底別て大慶に存候故、書記し置候事、

一十二月の末に、江村節齋が孫、同成菴、(于時十二歲)芝の屋敷へ參り逗留可致候間、其內拙者參候はゞ、御預の衆中へ御逢申度ものと、成菴望候間、御召連御出被下候樣に、賴み申候故、扨々幼少の仁、奇特なる志と存じ、成程御同道御出被成候へと、及返答、其後拙者代り候て參候へば、早速尋被參候故、今に御逢不被成やと承候へば、此間も何れ是れ賴候へども、如何と申、同道人無之と被申候、我等心底一々存候は、幼少の衆中迄も、御馳走の段被承及罷出度被存候義、御爲にも能候と被存候、誰人にても不入事などゝ申候はゞ、其時の返答迄存付置、夫より早速同道いたし罷出申候、其前寒中の時分、手負病人又は老人衆も有之候故、無御心元思召、江村節齋を御出し被成候事、承居候故、是は先日罷出各樣へ懸御目候、江村節齋孫にて成庵と申候が、歲暮旁內記方へ參り逗留致罷在候が、罷出皆々樣へ、掛御目度と申候故幼少なる者の奇特と存じ同道致候と申候へば、內藏助を始、何も扨も〳〵と被感たる樣子にて、側へ寄られ、いくつに御成候やと被申候へば、十二に成候と申候き、御菓子の出有之候を、早速取り銘々疊紙を出し、包候て成庵殿へ遣し被申候、扨其後何も成庵事度々被申出譽被申被、助右衞門被申候は、內藏助を始として、同年の子供持申者は存出し候と被申故、誠に〳〵左樣可有御座候、と落涙いたし候、後に見候へば、番代り衆に替り合候て、御次方衆も、段々見に出申樣子にて、成庵同道召出候義も、不苦樣子に有之候事、

一內藏助始、何も被申候は、御番被成候御衆其外御通ひ被成候各樣方にも、久々の儀にて、扨々御苦勞千萬に御座候、早く埒明申度義と被申候故、我等申候は、何も代り罷歸候、夜は道の草臥も有之や、

綬りと臥申事も有之候、乍然翌日より、早々參候て、得御意度、誠以存出す事のみに御座候、心を付見申候に、各樣方へ朝夕料理進候手傳に罷出候、末々の者迄、少も苦勞に不存、隨分御馳走仕度存候樣子に相見え申候、其外侍分は不及申義に御座候間、必以て御苦勞被成まじく候、右の通心なき末々に至迄、御如在に不存候、誠に各樣方の御忠志故と、傍輩共打寄御噂申儀に御座候と及挨拶候、大石主税殿、其頃風を强引煩ひ被申候、樣子承及候故、松平隱岐守樣、御聞番の衆へ尋候へと、同名平八へ申候へば卽刻承候處、最早とくと快氣被致、平生の通食事もすゝまれ候由、今朝是へ參候刻、平八咄にて委細承候と、內藏助殿へ申候へば、扨々御心付忝次第、と計にて委細に尋も不被致候、尤何も御三人樣に御座候、衆中寄々聞番より尋候て、御替も無之由承候と申候へば、何も度々不淺御心入と悅被申候事、

一正月初頃、次の座へ罷出候へば、折節吉田忠左衞門參り咄居申候、今日御代り被成候や、町家に御座候はゞ、定て色々の咄共御聞可被成候、不苦御咄共承度と被申候故、舊冬より江戶中日用取の者迄、各樣方の御忠義の咄のみにて御座候、舊冬二十七八日頃、岡林杢助殿と申仁、書置を殘し、自害被致候、沙汰承候と申候得共、忠左衞門暫く案じ如何にも左樣にも可有御座候、杢之助は、千石取番頭勤居申候此度の一件、前後構ひ不申、江戶に居申候兄は、御旗本衆に居申候（義臣傳其外諸錄に、杢助は御旗本（名失念）自害のときも、舍兄より公儀へ屆有と記せり、）いか樣誠にて可有之と被申候へば磯貝十郞左衞門被申候は、傳右衞門殿御咄の通に候へば、忠左衞門殿いかゞ思召候や、遲し早しと申物にて御座候、今少し見合時節も可有義と被申候、能々了簡致候へば、深き心底にて、存寄有之事と相見え別て感入候事共に候、

義臣傳、其外諸錄に記る處赤穗評定の席に於て、大野九郞兵衞幷番頭伊藤五右衞門外村源左衞門（一人名失念）玉蟲七郞右衞門、岡林杢之介等は、義徒に辱られて、其座を退、ひとり岡林杢介戾て申

けるは、君御在世のとき、番頭は萬端一致して事を可執計との仰を蒙り、又而るに今日の評定に、上座を差超末座若輩の某、抽て一己の返答に及難く、先席を立畢、執に各の指揮に相洩ましきと云て退ぬとあり、自滅のことは此本文の如し、

翁草　卷之百八十四

細川家士堀内傳右衛門覺書　四

一忠左衛門被申候は、我等是へ通ひ候道筋を被尋候儘、大工町に居候故、川岸端を通り、數寄屋橋の脇へ出申候、又時に寄用事にても有之候へば、替り候て、大方は右の通にて、八官町通と申候へば、八官町のうしろに三輪町と申有之、御存候やと被申候故いかにも存候が、是は脇道にて候へば少廻りに候儘、終に通り不申候由申候へば、三輪町に內海道億と申て道三の門弟居申候、相弟子など御家にも御座候樣に承及候と被申候故、如何樣左樣にも可有之候、乍然町方にも大勢扶持方遣し置候醫者有之候、いづれ相弟子ともとくと不承候由申候へば、御大家故左樣可有之と被申候、此道億は、隨分療治も能仕候て、內匠頭方に居候得共、一亂後浪人にて、町家に居申候、乍然脇療治相止め何も在江戶の者共計り、療治いたし吳候て、志有之者に御座候、御隙の節は御立寄も被成候はゞ、御咄も合可申ものと被申候故、扨々それは御奇特な義に御座候、いづれ立寄可申と申候て、其後相尋知人に成、物語申候、後に承候へば、道億は江戶に在住して、京大阪などに被居候衆へ、萬事を通達し、又京都には、寺井玄溪と申仁父子にて、互に通達有之由にて候、玄溪子息は、玄達と申候及承候、最期の砌、原總左衛門手跡にて、內海道億樣、大石內藏助と書付有之、大封の狀を拙者に屆吳候樣にと、總左衛門被賴候、其時分には、手前も殊外取込、殊に何もの衆中へ別れ候へば、十方に暮れ候事のみ多く、其夜深更に罷歸、一睡も臥り不申候、色々存生の事共存出し、翌日飯後に、同苗平八方へ罷越、此一封を屆吳候へと申候て、差當歸候、後に承候へば、平八事道億居申所も不存、何共難屆候故、藤兵衛

殿へ致持參候へば、藤兵衛殿被請取直に御前に上り候由、平八申候、尤今度一件の時、押入被申候節の書付、拙者へ何れも調被呉候と、同前の趣承及候由、是又平八申候、左候へばくるしからぬ事と存候、私方より延引いたし、道億へ不屆段、扨も〳〵取込心付不申、此間是のみ心に懸り候事、

内海道億方へ見廻申候へば、京都寺井玄溪方より參候書中を見せ被申拙者方への傳言の所計を切拔給候事、

一越中守樣にて、此度何れも用事賴入候爲に、御附置被成候、堀內傳右衛門殿御事御申越、此段先達て內藏助書狀に申越候、村井源兵衛殿、御兩人御附置、扨々御心入共、就中傳右衛門殿、御心付の段、とから不被申、右兩人衆越中守樣、御歸城の節、御供にて御上り被成候、其節拙者事、具に申入置御尋も被下候樣、賴置候由申越候、拙者唯今此元にて罷在候處、則越中守樣京都御屋敷の向にて御座候、御留守居弓削太郞左衛門殿には、先年爰元にて知人に成候へども、去々年罷登候て、何方へも外樣へは不罷出候故、其後は不懸御目候、御屋敷程近に罷在候間、必御登の節は、一寸成共、御立寄被下候樣に、呉々御申入賴入存候、內藏助總左衛門十內三人より傳右衛門殿御尋可被成候間、二月三日迄の事は、委細に申入候、死後の事は傳右衛門殿御立寄の節承申候樣にと、くれ〳〵申越候間、必々御立寄願申候由、能々御申入可被下候、八幡へも御立寄可被成候由、伏見大阪へも、其段可申遣候、扨々御心入感入候事共、極月十八日同二十四日當二月三日三通委細相認、右三人より申越候、越中守樣御結構の事共、不殘拙者方へ申越候て、乍恐難有仕合相果候ても、此上なき仕合者共と奉存候、呉々傳左衛門殿右の通御申入可被下候、(如此本書何も書通の內に有之候見可被申候)

一、原總右衛門被申は、本町の呉服や共、定て大勢御出入可仕候、何と申者參候やと尋被申候、如仰大勢出入申候得共若き時分は調物も多く知人も有之候が近年は町屋に罷在候故唯今出入の呉服屋共は不申候由申候へば、本町に京都より寺井玄達と申醫者參居申候が、舊冬京都へ歸申筈に御座候きいつ比

歸申候や、少々本町御出入の者共に御聞被下候へと被申候故、本町一町目七文字や彌總右衛門方に居被申候、寺井玄達極月二十六日に京都へ歸候由承候て、總右衛門殿へ申達候事、(此寺井玄達は京都より內藏助などに付候て爲病養被參候て其以後京へ歸被候由後にて承候事)

一何も被申候は、舊冬より度々火事沙汰有之、乍此上何も樣御苦勞被成候間、御近所に火事無之樣にと願候由被申候、拙者申候は、屋敷廣く殊更庭に泉水瀧など、又は芝原も有之候へば、寛々と致候大庭に御同道申筈に、兼て申付置候と申候へば、夫ならば少し火事を願ひ申度とて、何も笑被申候、宮村團之進我等へ被申候、火事の節は、十七人衆御庭へ出し申筈に候間、道筋樣子など兼て見置候樣に被申故、拙者申候へば、此度御庭出來仕候後、外樣者は見申事難成由承及候故、終に拜見不致と申候へば、團之進被申候は、左樣にも可有之候、早々參候へ、とくと見申樣にと被申候、其節初て見申候、其後長瀨助之進被申候へば、御庭さへ見不申事故、奧の御座敷御居間抔は定て見被申まじくと存候、致拜見被置候へと被申候故、我等申候は、外樣者にて見不申所は、御用は格別、誠以て見申度不存候、乍然熊本の御本丸は、一生の內に見申度候と申候へば笑被申候事、

一堀部彌兵衛被申候は、高田鍛冶居申所は、熊本よりいか程御座候やと被申候故、三十三里有之と申候得ば、私も高田行長重行の作所持仕居申候、誠に御下り被成候はゞ、同名甚之允に御咄可被下候、私事は兄弟九人御座候、其內に酒給候者兩人御座候、是は仕合能御座候、其外私初め酒給不申者不仕合に御座候間、甚之允に隨分酒進給候へと御咄被下度候へと被申候故、甚之允殿は飮れ候樣に覺申候故、右の通申候はゞ、定て御悅可有と存候、江村宗因老、御緣の譯、私は聢と存不申と被申候、御同名甚之允聟にて御座候堀部重藏事は、いかゞ勤候やと被申候故、隨分旦那心に叶ひ、懇意に召仕申候、御心安思召候へと、申候へば彌兵衛被申候は重藏は存不申候や、幼少の時分、私養子に可仕などゝ、甚之允方へ申遣候右の樣子承申候由、前々より書通の文體なども、成程慇懃に調へ申候、紙面見せ申候て

も、たまさかに御奉公務可申と存候由被申候、其後重藏に逢申候て、右の咄養子の事は覺え不申由被申候、彌兵衞咄に、忰安兵衞從弟に佐藤條右衞門と申浪人御座候、先年長崎御町奉行、諏訪何某樣へも、浪人分にて被召れ候、長崎にても貨物盜候、足輕の類三人迄、條右衞門一人にてからめ捕候、今度內藏助免し不申候へば、內には入不申候得共、其夜も私老體とて介抱致參申候、中々男らしき者にて御座候、乍然不男にて御座候、然共主取いたし候はゞ御心に叶候やうに勤可申者にて御座候、此者事心懸りにて、不便に存候由被申候、拙者申候は、御心安く思召候へ、左樣の御心底にて、男振は入不申候、武士の冥加に御叶可被成候、後々は御知人に成可申と申候へば、殊外悅被申候、其後堀部重藏、成田伊右衞門小屋へ、條右衞門被參候て、我等知人に成度由被申候旨、右の兩人より手紙も參候て、町宅へ條右衞門被參知人に成申候、御屋敷御門出入の爲旁、同苗平八に御知人に御成候樣にと申、成田伊右衞門同道にて、知人に成被申候樣に仕候事、

一或時上の座に、八木市太夫鑷子鋏澤山に紙に包持出被申候、鏡の小きも紙に包み、是は我等持出申候、內藏助被申候は、唯今も市太夫殿如此御持參被成候とて、我等持出候鏡と同前に又頂戴被致、段々御心を被付候儀共、誠以て忝仕合とて、其儘にて被置咄など被致候內に、堀部彌兵衞殿は、脇の方へ寄臥被居候が、右の刻目さめ被申候、內藏助被申候は、彌兵衞目覺候や、是へと被申候へば、其儘這寄被申候時、唯今是は市太夫殿、傳右衞門殿、御持參被成候、頂戴被致候へと差出、被申、彌兵衞も其儘戴き被申、不殘難有がり被申候、其後去仁被申候は、髭拔候時分、又は鋏にて爪など取被申節は、罷出居候樣にと被申候故、我等申候は傍輩同士心安き者とても、髭をぬき爪などとり候節は、先止め候て、咄など致候事、世の常にて御座候と申候得ば、然らば見へかくれに附居可申と被申候故、其通に心得申候總體如斯拙者心に叶申さぬ事は、誰にても其儘申候故、人皆氣隨者と申候事、前々より承居候へ共、御奉公の筋は、猶以不調法ながら、心底に存候事、毛頭今日迄は差控不申、天道次第と極居申候事、

一平野九郎右衞門被申候は、何れも出て咄候へば、御窮屈そうにて、緩々咄申事も難成候間、其段能様に挨拶致候へと被申候故、拙者何もへ申候は、九郎右衞門は殊外咄好にて御座候、是へ罷出候節は、緩々と御咄被成候へ、嘸悦可申候、五郎太夫なども、同前にて、何れも急度御あしらひ被成候故に、御窮屈にも可思召などゝ存候、必御心安ゆる〳〵と御咄被成候はゞ、悅び可申と申候事、

一何も徒然の時分の爲とて、平家物語、太平記出し申候、老人衆は、我等へ眼鏡所望被致候まゝ、早速調させ候て致持參候、三國志御覧可被成やと申候へば、見申度と被申候故、同苗平八所持仕候を取寄、出し申候、吉田忠左衞門、原總右衞門、磯貝十郎左衞門など節々よみ被申候事、

一或時平野九郎右衞門、ふた茶碗にごまめを醬油にて煎付、とうがらしかけたるを、茶請の爲とて、宮村團之進持參被申候由にて、我等に被申候は、此品あの衆へ出し候はゞ慰によく可有之やと存候、如何思れ候やと被申候間、いかにもよく可有御座候とて受取、袂に入れ座敷へ致持參、傍輩ども茶請にいたし候へと持參申候間、御下配申上候と出し候へば、何も打寄られ、扨々是は忝し、夜藥酒被下候時分、肴に可仕とて、皆々紙に包悅び被申候、總體御酒も御伺にて朝夕御料理にも三返より外は成不申候故、給被申候衆は、中碗などにて飮れ候衆も有之候き、右の仕合故、夜の藥酒と申候て、所望被致候樣に申なし、夜々給被申候衆も有之候、總體何も何がな、馳走申度と被存候事、誠に何もの志、天道の御惠と存候事、

一助右衞門被申候は、十五とかになられ便由、坊主衆、名は失念致候、藥酒の酌に被出候節、內藏助申候は、誠に各方久々の事にて、晝夜御骨折忝存候、頓て埒明相果可申候間、乍此上死後に精進を賴申と笑ひ〳〵申候へば、右の坊主衆、其儘淚を流され、扨々何も幼少の衆迄も斯の御事とて、いづれも落淚致候と咄被申候故、我等申候は、左樣可有御座候、度々各樣へ申候通、初て加樣に得御意、御心安致候事、誠に御緣の深き義とかく御志とも故、何も致一同候事も、天道の御惠深き故と存候事、

一或時潮田又之允被申聞候は、拙者へ內藏助尋候て吳候樣にと被申候は、松平伊豫守樣に居申候、池田主水は、御出入仕候樣に承及申候、當御家に上月名字の御崇御座候やと尋被申候、拙者申候は、いかにも上月文右衞門と申て罷在候、是は福島左衞門太夫殿の城代致無隱者にて、唯今の越中守親肥後守代に召抱申候、右文右衞門末子に、上月八右衞門と申て、番頭致居申候、私親罷在候近所にて、殊に懇意故、度々出會能覺居申候、右八右衞門はとく致病死、唯今孫の代に成り、尤八右衞門と申候、八代番頭申付候、池田主水殿は事わけはとくと不存候、如何樣當家代々御心安き譯有之候や、當越中守初て入國の節、主水殿御領地に候や、備前國下津井より、船中へ水を船にて、御音信に御座候き、其外御使者なども參申候、此方よりも爲御返禮、使者等遣し候と申候、其後內藏助直に被申候は、偖々能く委細に御覺被成候、主水事は私爲には伯父にて、唯今の伊賀は從弟の由被申候故、拙者申候者上月八右衞門兄弟に、上月三左衞門と申浪人、京都に居申候、此者の娘主水殿御親父、出羽殿へ進候樣に承候と申候へば、誠に委敷御覽被成候、其三右衞門娘と申は、申さば私の祖母分にて御座候、乍然此腹には一子も無之由被申候、拙者申候は、右文右衞門事は、時代替り候故、覺不申候、私親とは別て懇に御座候なり、文右衞門子供、何れも心安く咄申候、就中八右衞門は近所故、猶以て心易致候と申候へば、委細御存にて被仰聞候事忝存候、偖又松平安藝守樣に平野名字のもの御座候、私少々內緣有之者にて候、九郎右衞門殿とは、いか樣の御續にて候やと尋被申候故、拙者申候は、九郎右衞門平野は、遠江守殿同名にて有之候、平野名字傍輩共に多く御座候、安藝守樣に被居候は、九郎右衞門と如何程續申たる義は存不申候由申候、乍序書加へ申候、右池田主水祖父の出羽と申は、池田勝入公の御嫡子紀伊守樣の御子にて、有之候、長久手御合戰の刻、紀伊守樣御父子共討死被成候節、右出羽殿幼少に御座候故か、勝入公の御次男三左衞門輝政公御家を被繼候て、段々唯今の伊豫守樣迄、御相續にて御座候、右出羽殿にも御先祖より御嫡流の筋にて、後に出羽と申、三萬五千石か取、御家老にて

居被申候、出羽も二代目有之候、初の出羽は右の筋目有之仁故、蜂須賀蓬庵公の聟に被成候故、松平阿波守様御爲には、右の出羽は御妹聟夫に付、右阿波守様、妙翁院様の御相聟にて御座候、夫ゆゑ眞源院様の御爲には、阿波守様は御叔母聟、其御妹は池田出羽奥方にて御座候へば、右の通御代々下津井にて、水船出し被申候事、能存居候へ共、此餘は態とだまり申、いか樣の譯か、代々心安く御座候と計り申候き、皆々先祖池田の御家に居申候故、別て能承傳候、内藏助能く存たる者と被存候得ども、態と差控右の通りに咄申候事、

一内藏助殿へわれら申候は、大石賴母殿御跡は、如何と尋候へば、賴母跡は唯今御旗本に出候と計被申候、越中守奥方本源院殿死去の刻、爲御名代賴母殿、寺へ御詰被成候と覺、御尋申候と申候得ば、是はわけ御座候て御旗本へ御出し候と計被申候事、

大石賴母は先内藏助弟なり、主人采女正に出頭して、別に家祿千二百石賜、采女正妹を賴母に嫁せしめ、家老席に取立らる、其子に采女正甥なれば、公儀へ願ひ三千石分知して幕府へ被召出、淺野隼人と號、其孫隼人は明和の比、仙洞御所御附に被命、河内守に受領す、其隼人當時御使番衆なり、賴母今一人の子は幕府士淺野左兵衞養子と成る、是亦三千石を領す賴母名跡は不立、

一同苗平八、御使者に罷出候とて、我等町宅へ立寄咄申候、今朝藤兵衞殿始、御側衆被申聞候は、十七人の衆、萬一御赦免にて候はゞ、何も大小の損じ候も有之間、不殘被下候事も可有御座候、殘御三人樣にても右の御用意有之樣に申候、伜には成兼可申候儘、そろ〳〵刀屋共に申付、金二三枚位の札付たる道具取寄候て、吟味可然旨被申聞候故、平八挨拶には、殘御三人樣は、御小身にも御座候故、左樣も可有御座候、刀屋共にそろ〳〵申付候ても、世上にても多分此義に付、御用と申沙汰可有御座候故、御用意の儀不可然義と奉存候、先私弟氏家平吉、同苗五郎兵衞、同傳右衞門參居申候故、私共四人分は差替を差上、御用に立可申候、就中傳右衞門義は、常々道具好にて宜をも持居申候、乍慮外

各様にも左様思召可然と申候へば、兎角の返答無之候、此義如何存候やと申聞候故、扨能々申され候と譽申候、拙者事折節正利の刀を相拵取寄候所へ、右の咄故幸ひ如此出來參候、殊に三枚の札も付有之候事故、多分左様の節は、內藏助殿へ可被下候、なかごに象眼入置候通、御自分へ頼みいきげさ落し、隨分奇麗なる刀にて候、常々好にて求置申候、加様の節御用に立、內藏助殿などへ被下候へば、誠に武士の冥加に叶たると申ものにて候と申候へば、平八も同道にて悦び申候、其後横山五郎太夫被申候は、右の通に平八申を、一座に居合せ承り、扨々御同苗平八殿には、能も被申候と、賞美に候故、拙者申候は、中々平八は左様なる思ひ寄などを申兼る者にて無之候と笑申候、是に付昔の事存出候故、書加へ置候、長谷川古仁左衞門と申仁、度々の武功有之、尤も直江山城守與力にも成候て、働有之由承及候、妙翁院様御代に八百石被下被召抱候御目見えの折節、京都より御伽の入道共參居致規物候由、右仁左衞門かたの如く不男にて候故、御意に唯今罷出候侍はいかゞ存候やと御尋の時、御伽の者申上候は、男振を見候ては、誰も被召抱間敷候へ共、定て能可にて可有御座と申上候へば、甚御機嫌にて、八百石の御約束に候得共、千石可被下とて、其儘御加增の御書出し被下、鐵炮五十挺御預け被成候、我等も能見覺候が、成程不男にて候き、親などへ別て懇に內外出入被申候、子息は久兵衞と申跡取居被申候御袋なども我等老母方へ折々被參候故、見覺居申候、右の譯にて心安く、或時三盛仁左衞門へ申候は、何も千石の體にては、今少し長柄多くもたせ見可申候、然るに其元は、長柄十本計り相見え候又其外の鎗數は何もより多く見え候と被申候へば、能も心を付られ候、我等は他國にも能存たるもの多く候へば、自然の時浪人衆も參候て召連くれ候へと申時分、持鎗にとてそれ〴〵に遣し可申爲なり、又長柄入用の時も、右の鎗用候よし被申候、成程持鎗の如く素鎗鎰鎗など多く御座候き、總體大小身ともに、差替等を不持と云事有之間敷事に候、自然の時人に遣し可申所存にて、不斷持居申事武士の本意と咄被申候、夫故定紋を付候武具等は不足に候き、右仁左衞門、眞源院様御代、初て御國廻

りの御供の刻、御馬に召れ御座被成候時、馬けしとび候て、轡折申由、其刻仁左衛門挟箱より掛替の轡を取出し、御用に立被申候故、殊外の御感と承申候、其時拝領致され候や、拝領の馬とて、黒栗毛にて星有之老馬、我等幼少の時迄、繋ぎ置れ候を見覺え申候、馬數寄腰物數寄も武士たるものゝ好む事に候得共、あしく心得候ては、ばくらう取うりの様に成申候間、此義能く了簡可致旨、節々物語候由、亡父毎度申聞候、右仁左衛門は武功才智共に有之仁に候故、其比御家にも歴々古老の衆多く候へども、仁左衛門被申出候事は、諸人ゆるしたる由御座候、承候義共多く候へ共、事長く候間書記不申候、喜左衛門三盛なども覺居可申候、尋置可被申候事、

一二月二日番代りに參り、直に罷出候へば、内藏助被申候は、此間内記様御覧被下置、難有仕合と拙者へ手を突被申候、拙者申候は、御覧の通、若年に候へば、とく罷出被申度思はれ候得共、附々の者、兎や角申事にて延引被申候、如御覧大ちやくなる性質にて困り申候、當正月初て登城被致、御城にて足袋の紐とけ候を、兼々心安出入被申候御城坊主衆に、紐を結ばせ候故、供に參候奥村安左衛門と申者承之、輕き者にても、御城坊主の儀に候へば、重ては、遠慮被致候様にと申聞候は、いや／＼輕き者共に申付候へば、結句悦び申と被申申由、何も承笑申候へば、内藏助初何も被申候は、扨々乍憚誠に御大家様に御生付被遊候とて感心被申候、能了簡致候へば、内藏助挨拶に、内記様何も御覧遊され難有とは尤なる被申様、大形は御目見とこそ可被申に、次の座迄同様の事、平生詞のあや迄吟味被致候衆中の感心申事共に候、右の御足袋の紐御結ばせ被成候咄、後に御上屋敷にて、野田小三郎へ咄聞せ候へば、初て承候と被申候、萬事御付の者は、善惡共外様向へは、咄さぬやうに被存候得共、夫は事に寄べき事に候加様の事は、御侍中へ拙し悦ばせ申度事に候、

一二月二日の夜五半頃、上の座へ出候へば、内藏助總右衛門十郎左衛門三人一所に、中椀にて酒を飲居被申、忠左衛門久太夫十内彌兵衛は、下戸にてあまみそれ猪口にて飲居被申候、内藏助被申候は、傳右

衛門殿是へと呼被申候故、能所へ參候と申候へば、十郎左衛門共の盃を傳右衛門殿へと候事にて、十郎左衛門さし被申候故、拙者も少々給候所、內藏助殿是へと被申候故、御盃をこそ戴き可申にと挨拶候へば、是非と被申候故さし候處、一盃被給、又拙者へ戾され候故、一盃給可申とて飮、仕廻候時分、總右衛門殿、盃所望にてさし候へば、盃給はられ又戾し被申候故少酒を請候所、是非一盃と被申候に付、請之給候時、內藏助被申候は、十郎左衛門に今一つ御飮せ候へと被申候故、さし候處、一杯のみ被申候故、又一つと被申候へば、先程より是へ參候て、殊外給候故、此上は御ゆるし候へと、座を立被申候を內藏助殿、十郎左衛門は總別よく給申候間、御とらへ候て、御飮せ候へと被申候故、緣頰迄、追懸とらへ候て、是非々々と申候得共、殊外給醉候間、免し吳候へと達て被申候に付、無其義次の座へ參被申候、後に存候へば、右の酒盛は暇乞の心にて可有之候、拙者は何の心も付不候、尤其頃世上專ら御赦免に可成などゝ沙汰有之候へば、熊本へも同道候て、罷越べきなど申たる儀共、曾て切腹の樣子とは不存、其中にも御家老內藏助物頭衆などは、遠島にも可被仰付やとは心付候き、正月中は御祝日多く、二月朔日は日光御鏡披故、是々の御規式相濟候て、御仕置被仰付候を待居申候と、唯今存當り候事共多く、別て殘念に存申候にて候事、

或記錄に此仕置の事、後世幷異國迄の聞えも有之間、至て大切の御裁斷に候條、芙蓉の間以上御役の面々存寄の趣入札を以て言上可致との御沙汰に付、銘々存寄を書記被差上處、多分助命の札なりき、然共御評定の上、切腹に決せりと云々、惜むらくは水戶西山公、去々年逝去有て、此評定に洩給ひぬ、御在世ならば、第一に此公へ議せらるべし、左有んには、御高論可有に、吳々も殘念の事なり、尤陪士として錦城の下を不憚、歷々の人を討し處を罰せらるゝ段、當然の理なりと雖、斯く嚴刑を以せらるゝは後來の儀をこらすに似たり、左なきだに義を勵むの難きに、斯く行はれんは、天下に義を稱するの士絕すべしと呼り、是に付ての說繁多なる故に爰に略、〇前卷にも此事を書る

様にも覺ゆれ共、筆のついでに再び書す、

一二月三日の夜四つ過、吉弘加左衞門と拙者當番にて、詰居候所に、永瀬助之進出被申、唯今御上屋敷より如此手紙參候、明朝は花を兩座へ御出し被成筈申來候、明朝御茶道衆可致持參間、兩人能樣に取計出し候へと被申候故、承知仕、誠に御懇の儀共、何も忝可被奉存と申候を、次の座の衆被承、坊主を以て、何も今に臥り不申候、傳右衞門殿御聲仕候故、是へ御出被下候へと申來候、助之進被申候は、拙者何も心易く被存候と、相見え申候、早々出候樣にと申事にて、直に拙者出申候、大方は寢所に居被申候、富森助右衞門、大石瀨左衞門、何も若き衆、色々咄共にて、頓て埒明可申間、藝盡しを懸御目可申とて、御番衆の見申さぬやうに枕屛風の陰にて、堺町木挽町のをどり狂言物眞似など致し、そろ〳〵と騷ぎ被申故、脇に奧田孫太夫潮田又之允は、御許し被下候へとて、臥被居候、又之允拙者へ被申候は、兎角あの樣にさわぎ申候故、頓て埒は明可申候得共、まづ明日內藏助へ申候て、手錠おろし可申と笑ひ咄申候、拙者存候は、助之進跡より見被申候事も可有之と存じ、もはや夜も更候故、孫太夫殿など、御迷惑と由、早々御休み候へと申候へば、是非とも暫と被申候得ども立申候、唯今存當り、暇乞に成申、殘念至極に存候事、

一翌四日の朝、右の花出し申候へば、何も難有がり被申候、飯後に林兵助代り參吳申故、拙者何心なく代り、又重て參可得御意と申候、尤四日には大守樣御入被成候沙汰、前夜より有之候へば、誰ぞ申候や、何も衣服を改居被申候、次座へ出候へば、貝磯十郎左衞門殿被申候は、今日御代り被成重て御出候迄は、いかゞ可有候や、其內に埒明可申候、何も樣何角御念頃難申盡候得共、就中傳右衞門殿には、別て何も御心入共にて御心安く存忝の旨、何もへ見合被申聞候、乍此上御詰被成候內、何も事濟候樣にと願ひ居申旨被申候故、私詰前に無之候共左樣の節は、何時も罷越候て、可得御意と申候へば、何も互に見合、兼々左樣思召被下候へと被申候、扨罷立候て何も詰居候所に參候へば、闕總左衞門も參居

中、何とやらん急ぎ歸候心もなく咄申候處に、堀尾萬右衛門被參被申候は、拙者へ別て共儘逗留致咄したるがましと被申候、拙者申候は、同名喜左衛門罷越逗留居申候故、宿の義も能候へ共、又何のかのと、各樣はおそろしく候間、歸り可申とて、暫咄立申候、四日には代り歸候事、同名平八兼て存候故、殊に四日には平八方に他客も有之候間、是非立寄申候へと、約束致置候事存出し、數寄屋橋邊にて、御厩中間に何時ぞと尋候へば、九過ぎと申候故、夕飯も近く可參と存じ、小姓幷挾箱等は、町屋へ直に遣し、水風呂など申付候て鎗計にて數寄屋橋御門內に乘込候へば、向ひより平野丹右衛門、馬上にて參候故、尋候處追々芝御屋敷へ上使有之と申候間、其儘草履取を町宅へ遣し、挾箱もたせ、小姓にも參候へと申遣候て鎗計にて丹右衛門同道參申候、丹右衛門は愛宕廣小路通參申候、拙者は近道存候故、日陰町へ通り、增上寺門前町にて、堀七郎兵衛御使者に參候に逢候て尋候へば、いかにも上使有之候故、御用にて參候とて別れ、夫より新堀に出候へば、鎌田軍之助追付、同道可致と詞を懸られ候へ共、私少々用事有之由申候て乘通り、松平土佐守樣辻番所前、又千日坂の下にて、輪乘をいたし、馬に息を爲致、目黑御門の番人に馬を預候て、直に裏御門樣玄關より通候へば、何も麻上下の筈と申候故、同名喜左衛門小屋へ麻上下取に遣し着用候處に、丹右衛門など段々被參候事、

一次の座をのぞき候へば、何も御料理給候て居被申候、右の通故、膳も少し早めに出申候、拙者は其朝代り歸申候、其儘出候はゞ、何も不審に可被存と差控申候、總體人々の顏色、其外の樣子にて、何も合點被致候や、御料理給被申候內にも、互に見合はやく仕舞申度との樣子に見え申候、何も給べ仕舞被申候て、少し間を置き、八木市太夫罷出、上使御座候間、麻上下御着用可然由被申、黑羽二重小袖淺黃無垢麻上下上帶足袋等取揃出申候、其節拙者も罷出候て、磯貝十郞左衛門、富森助右衛門などへは袴腰あて遣し申候、

一四日の朝、花出し置候に付、內藏助被申候は、傳右衛門殿花は御取入被成間敷やと被申候故御尤と申

候て、其儘拙者自身取入申候、扨十七人の衆、何も上の座一座に、次第の如く座着候て居被申候、
一爲上使※久我内記樣、御目付荒木十右衞門樣御通被成候、御跡より此方御側衆など段々次第の如く罷出被申候、拙者も罷出、唐紙一重越に承居申候、上使の趣、
淺野內匠頭義勅使御馳走の御用被仰付候處、時節柄殿中を不憚不屆の仕形に付、御仕置被仰付、吉良上野介義は、無御構差置處に、主人の讐を報じ候と申立、內匠頭家來四十六人致徒黨、上野介宅へ押込、飛道具など持參上野介を討候始末、公儀を不恐儀重々不屆候、依之切腹申付候也、
右之通被仰述、十七人衆名字共に一々御讀被成候樣に聞え申候、
一內藏助御請如何樣に可被仰付も難計奉存候處、すべ能く切腹被仰付候段、誠に以て難有仕合奉存候と被申候、又十右衞門樣など、何か仰候樣に聞え申候、內藏助も相應の御請被申候樣候得共、わけはとくと聞え不申候、總體內藏助は常々小音なる咄に承り覺え申候、其後助右衞門側へ、拙者寄候時に、右の事に申聞候故に、助右衞門所に書付置候事、
一上使御立候て、拙者義早速可罷出と存候處、宮村團之進罷出、內藏助を呼立、何か暫く談話有之、堀部彌兵衞をば、長瀨助之進呼立、是も同前に、何か閑話有之候、定て御意有ての事と存候、團之進助之進立候て、拙者上の座に出候時分、內藏助上の座に被參候て、扨々難有仕合、御意の趣可申候、何も御寄候へと被申候刻、大方立被申、手水など遣ひ被申、老人衆直に內藏助の側へ寄被申候へば、わけは聞え不申候へ共、內藏助殿落淚の體にて、扨々難有事と被申候計り聞え申候、此義は別に見申衆も無之、右の樣子を我等具に見候故共後江村節齋へ咄候處、御耳へも達候得ば、何とも譯は御意無之候へども、いかにも左樣に可有之と御意有之由承申候事、
一鎌田軍之助、長瀨助之進、拙者へ被申候は別て心易衆多く有之候間、定て介錯を賴被申事も可有之候、二丙目座り早寸丱目寸衆へ上り候間、其心得致居候へと被申候へ共、賴み被申候衆も無之事、

一何も申談一ツ土器にて御酒銘々に出し被申候、御酒給被申候時、心安く咄申候衆には、側へ寄り盃所望仕給申候事、

義臣傳には細川侯義士へ暇乞の樣面有たる由記すれ共、此覺書の趣にては宮村團之進長瀨助之進を以被述之しと見えたり、

一何も被申候は、今日は別て御馳走可被下處、たばこ御茶不被下候とて笑被申候故、俄に心付坊主に申達早々出させ候、今日は侍中は不及申、幼少の坊主衆迄、あきれたる計にて、うつかりと致し心付不申、何も殘念至極と申候事、

義臣傳に常に給仕しける小坊主、其日不出ければ、内藏助傳右衛門へ尋けるに、生害のこと承り、憂に沈て不出由を答ければ、内藏助大笑して、其小坊主を呼出けるとあり、

一同名平八へ申談候は、何ぞ書置度と被存候衆も可有之候、如何と申候へば、平八直に御目付衆へ御尋申候處、左樣の義不苦候、書置等は御内見にて先方充名も候はゞ、相屆候へと被仰候に付、料紙硯箱坊主衆に爲持、堀七郎兵衛被出、御目付衆へも相伺候處、御書置等少も不苦候由被仰候間、何ぞ御調被成度儀も御座候はゞ、御認被成候儀にと、内藏助殿へ向申候處、内藏助殿も何もを見合、扨々御心を被付、忝き次第共に御座候、乍然何も何をか調可申や段々忝義共と拶拶畢て、七郎兵衛退座申候、拙者直に内藏助殿側へ寄り、唯今七郎兵衛申候通、御目付衆へも御伺少も不苦旨被仰候間、無御遠慮御調被成候樣にと申候得共、段々忝く思召、七郎兵衛殿へ申候通、何を調可申やと、何も見合被申、此間中段々の御馳走共難有仕合難申盡と計被申候故、又々側へ寄り、耳元にて拙者申候は、是迄御心易く被成被下候拙者義に御座候間、御口上にて仰置候義も御座候はゞ承度と申候へば扨々忝義共とかく可申樣無之候、此夏頃は定て御供にて可被成候、内々御咄申樣に、八幡を御通り被成候砌、御非番にて御座候はゞ、大西坊へ御立寄、今日の被仰渡、天氣も能加樣と御咄被下候へば次男共方へ通し可申

と被申候、拙者挨拶に、委細致承知候、たとひ當番にて御座候共、傍輩共へかくと申候は、差間申間敷候、必御心安思召候へと申候へば悅被申候、段々如右、側に寄り耳元にて申候故、別て悅にて不淺申聞候事、

大西坊と申候は、八幡に御座候、是は譯有之候て、私の家より段々嗣來候、唯今の大西坊は、實は從弟にて御座候得共、右の譯にて甥と公儀へは被申上候由、前に委細被申置候事、

一吉田忠左衛門殿は、內々御咄申置候通、伊藤十郎太夫と、御心易御語候へと被申候事、

十郎太夫は本多中務大輔樣に居被申候、在江戶にて存生の內參候て通し申候仁にて候、

一原總右衛門殿には、大封の狀、是を御屆被下候へとて、被差出候、內海道億樣、大石內藏助と書付有之候口に有增書付置候故不具候事、

一片岡源五衛門には、內々御咄申置候通、朱柄の鎗、泉岳寺に殘置候、祖先備前と申者の鎗にて御座候故、生殘たる者共に遣度候、宜く賴入由被申候、其夜林兵助を、泉岳寺へ被遣候故、右の趣物語候へば、兼々兵助へも源五右衛門殿御咄被申候故、出家中へ可申聞と被申候事、

一間瀨久太夫殿には、近比憚なる事に候へ共、此間は腹合惡く御座候處、今朝より快方には候得共右の通の仕合にて、萬一麁忽なる義も可有御座候やと承置吳候樣にと被申候故、餘り被入御念御義、少も御氣遣被成間敷と申候へば悅被申候事、

一小野寺十內殿、笑々被申候は私妻歌、此間總右衛門に御書せ候由承申候、今日の樣子、京都弓削太郎左衛門殿迄被仰遣候へば、妻方へも卽刻知れ可申と被申候故、太郎左衛門とは別て心安く咄申候間、卽刻申遣候、御心安く思召候へと申候へば、悅被申候、尤太郎左衛門方へ、卽刻書狀にて申遣候事、

一間喜兵衛殿には何共ものを不申、笑々出し被置候、辭世の歌口に記置候事、

一磯貝十郞左衛門殿は、此間中別て御心易被仰聞忝存候、老母始兄共事御心付被下候へと被申候故御袋

様事は、乍慮外私母と可存候間、必々御心安思召候へと申候ば悦被申候事、
一堀部彌兵衛殿には、內々御咄申候通、甚之允に御酒給候様に御下着被成候はゞ、御咄被下候へと笑被申候事、
一近松勘六殿には、如御存此間中手痛罷在候處に、御外科本道衆迄御付置、御懇意の仕合故昨日迄に全快仕、今日加様と申事は、誠難有義に御座候、長福寺にて文良に御傳へ被下候へと被申候故、委細承知申候、可易御心にて右文良へも申通候事、
存生の內近松勘六、谷中長福寺にて文良と書付給候を一軸にはり付置候、
一富森助右衛門殿には、唯今御聞被成候や、十右衛門様、內藏助へ被仰候は、今日吉良左兵衛事、今度の仕形不屆に思召候故、領地被召上、諏訪安藝守様へ御預被成候、此義は我等の心得にて、御咄被成候との御意、此上ながら、扨々本望に奉存候、老母事何分御心付被下候へと被願候故、御心安思召候へと答候へば、辭世も戒名も、少し前に書付呉被申候、一軸に張付置候事、
春帆獨吟　富森助右衛門戒名
四日は姉の忌日なれば
先立し人も有けりけふの日の終の旅の思ひ出にして
其後助右衛門殿の寺、淺草長延寺へ參見候へば、位牌有之、右戒名計黑塗金粉にて書付有之申候、助右衛門殿存生の內、旦那寺故、節々被參候て、とくに如此拵置被申候由、長延寺被申候、尤助右衛門存生の時の咄共、住持被致候を承申候、御袋にも弟小出久千代様に、勤告被申候處、浪人被致候、又半左衛門と申仁有之、是へも逢申候、息長太郎には、とく逢候田村右京太夫様へ、菅沼左衛門と申仁の所に居被申候口に書記置候事、
一潮田又之允殿も、辭世或は通達申所を書付候て、少し前に呉被申候、播州加西郡北條村同國加古川本

陣中屋與左衞門に賴候へば、北條村へ早速通し申候、加古川より北條村へは、五里有之由、具に書付被呉、無恙下候はゞ直に可申聞候、其內にも慥成便候はゞ可申遣と存居申候、歌に潮田氏、

武士の道と計を一筋に思ひ立ぬる死出の旅路に

一早水藤左衞門殿は、前かど御家に居被申候、早水助兵衞亡父と別て懇の由覺申候、御暇被下候刻、古町の光明寺は、助兵衞聟故、彼方へ引取居被申候事をも覺居候故、熊本に光明寺と申寺御座候、いかが御存候やと申候へば、知人にては無之候へ共、いかにも承及居申と被申候て、辭世書給候、早水氏、

地水火風空のうちより出し身のたどりて歸るもとの栖に

一赤埴源藏殿には、此間御存の如く小瘡出來致難義候處、御懇に御醫師衆御付御療治被下候故、御蔭にて昨日より快く今日以上使切腹仕候段、本望奉存候、尤土屋相模守樣御內に、本間安兵衞と申者居候間、右の趣被仰通被下度と被申候故、得其意候、幸相州には今枝彌右衞門と申者御取次役勤居候が、私のがれざる者に候まゝ、早速可申遣候間、可安御心候旨申候へば、殊外悅被申候事、

一奧田孫太夫殿には、內々御咄申候通、一類共へ宜き樣に御通し被下度と被申候、夫より前何も若き衆と居被申候て、私へ被申候は、私切腹の仕形存不申候、如何致す物に候やと尋被申候故、拙者も終に見申たる事無之候が、三方に小脇差截出候樣承及申候、それを御引寄せ肩衣を御拔不被成內がとりくなど候も、我等も肩衣に手を懸け加樣にも御座候や抔と申內に、助右衞門十郎左衞門共外若き衆など始として、扨々不入稽古被致候、いか樣にても不苦事に候間、唯首をうけ討れたるが能可有之などゝ被申候故、讃談上申候、夫に付色々遲速も有之、或は首を共儘請て被居候衆も有之候と後に承申候、林兵助、村井源兵衞、拙者三人は、御座敷の內に居、何もの挨拶などいたし、切腹の揚には出不申候故、見不候、尤十七人共に、同志の儀に御座候へば、切腹の善惡は可有樣も無之候、何も茶烟草給べ咄被申候、平生に少も替事無之候、共笞とは存候へ共、感入たる義のみ御察可有之事、

一矢田五郎右衛門殿には、內々御咄申候通、差料の刀打折れ候て、相手の刀差替居申候故、一類いな事と可存候間、其の旨御咄被下度と被申候故、得其意申候、少も御心に懸られまじく候、委細可申達と申、後に御町奉行松前伊豆守様、御與力吉川藤次郎と申は、五郎右衛門殿伯父の由にて藤次郎宅へ尋參候て、具に物語致候へば悅被申候、子息作十郎も、今程小瘡出來候て、養生仕居候故、重て可懸御目と被申候、

作十郎は八町堀邊御旗本衆へ內緣有之候て、幼少故奥方に居被申候由、御旗本衆の名は失念申候、

(前に此事を有増註す、委は大石記等に見えたり)、

一大石瀨左衛門殿には、同名無人父子に今日の首尾御咄被下候へと被申候故、追て津輕越中守様に、無人鄕右衛門三平父子三人へ知人に成り咄申候、具に前に記置候故爰に略す、(右義徒の遺旨各灑然たる事、最左こそ有らめ、中にも堀部彌兵衛が一句の遺言、馬援が勇を欺き、耄年の鋭氣慷慨に堪たり)

一右十七人衆中坐配の如く、一番に內藏助殿御出候へと、吉弘嘉左衛門八木市太夫兩人にて、段々に呼立、切腹場へ案內申候、右の通內藏助殿と呼立候て被罷出候時、潮田又之允詞を懸被申候、內藏助殿何も押付被參候へと被申候事、

一右の通段々に罷出被申候、吉弘嘉左衛門、八木市太夫兩人共に、內藏助殿首尾克御仕舞被成候、忠左衛門殿、首尾能御仕舞被成候と、段々呼被申候故、兩人の衆へ、拙者申候は、首尾能と不被申共、唯名計御呼立候て可然存候由、指圖申候、介錯人何も次第の如くに待居申候、右の通拙者指圖申候事被承候て、氏家平吉候申候、いか樣あの衆の首尾好は、入らぬ事とて笑ひ被申候、

一右の通にて不殘切腹相濟申候、場所は芝の御屋敷、大書院の御舞臺有之候脇にて、御手水石の向の方の由、太守様には御小書院より御出、大書院の間の御唐紙立候て、御見物被成候樣に承申樣、扨後に切腹場所を淨めさせ可申とて、眞藏院へ御奉行衆より內意を申遣候得共、不及其儀由には不參候故、

いな事と存申候、然處右の樣子達御耳、曾て夫に不及事に候、十七人の勇士共は、屋敷の能き守護との御意、何も承り扨々難有事に候、黃泉の道すがらいか計り本懷たる事と感涙袖を濡し候、殘り御三人の方にては、切腹の場所は淨め申候由、仙石伯耆守樣の御座敷向などは、御疊替腰張襖迄、張替候樣に沙汰承及候、伯耆守樣には大御目付被成候故、定て格別の思召も可有之事と存候、共後御心易き御客樣御出の節、右の場所は、御庭の名所にて御座候との御挨拶なども有之由承及被申候、不淨を御淸め不被成候はいな事と眞藏院存候故、此沙汰江戶中に廣まり、聞者殊外感じ譽たると町人共申聞候、

細川家士堀內傳右衛門覺書　五

一夜に入、忠左衞門殿、藤兵衞殿始、何も被申候は、十七人衆の衣類等疊紙入なども、何ぞ書付たる物も可有之候、能吟味候て、不審成物者此方へ見せ候へと被申渡候、林兵助は泉岳寺へ參り、村井源兵衞、吉弘嘉左衞門、八木市太夫、拙者など、蠟燭ともし吟味候て、それ〳〵に長持へ入、泉岳寺へ遣し申候、拙者申候は、先づ心安く咄し候衆の分より請取可申とて、內藏助殿、十郎左衞門殿、十內殿、源左衞門殿此分改候事、

一內藏助殿着込は、瑠璃紺の純子小手も同じ、尤拙者手は入兼申候、股引何れもくさり、

一片岡源五右衞門、磯貝十郎左衞門兩人共に、右同前なり、

一十郎左衞門殿衣類の內、探り見候へば布にて香包の如きもの有之候へ共、香も不致、いな事と存じ、後に淸久寺且那坊主に咄候へば、夫は血脈にて可有之候、十郎左衞門存生の內、折々寺に被參候て、頓て遠方へ參候へば、何國にて相果候も知れぬものにて被請取と、承之落涙候事、

一小野寺十內着込は、具足のやうに、くさりにて布兩面に、濃鼠色中形緞子總指けさんの如く、くさりにてさがり七ツ、殊外重く御座候、中より上の人に見え候へ共、大男とは不被申候、乍然力强に有之哉と存候事、

一何も不殘白布細くくけ、內に括り入たる手助にて衣類結び候て、銘々の名札付有之候事、

一甲頭形火事頭巾の如く、上を黑革にて包み、白革にてへりを取、しころ付居申候、裏に良雄と有之候、

是は內藏助名乘にて候、忍の緒紅のしらべにて有之候、何も大形右の通に候事、
一入念吟味候樣にと被申候得共、落淚候て中々委く見られ不申候、人に寄委見たるも有之候、疊紙入へ何か守りの如く書たるもの有之候故、忠左衞門殿藤兵衞殿へ、見せ申候へば、是は其儘にて入置候へと被申候故、持戾り本の如く入置候を見申候、四人共に、拙者吟味麁末にて、右の衆の內に不限、いづれも呆被申候、覺悟の衆むざとしたる物など入置可被申樣もなく、拙者不調法に成候はゞ、其分にて迷惑仕候迄と存候と、內意明け見不申、包の儘大方打込々々入置申被、俗衣十七有之候、行水の間もなく、其儘にて遣候事、
一右の通相仕舞御夜食被下置候得共、漸一椀給候き、殘は湯漬など給被申候、九ツ過に仕舞、町宅へ歸候得ども、力も落ち殊外草臥候て、終夜臥り不申候事、
一二月六日御上屋敷にて、何も御侍中不殘被召出、御直に仰渡候は、今度御預けに付何も骨折申候、此屋敷に居候者も、番等も繁く、何も同前に候、扨亦右十七人の勇士共、上にも色々と思召候故、五十日程の間も有之事と被存候、箇樣申事何とやらん上を憚候何成申何に候へ共、定て權現樣已來の御仕置を思召、切腹被仰付候儀と思はれ候、尤他所の者尋候節、不存と可申樣も無之候間、たとへ切腹に遲速候有之候共、何も揃たる勇士共に候へば、善惡可有事共思はれず候、能々丁簡候て、物語等も可致との御意承候て、何も迄難有、尤勇士勇士と三度迄御意承候事、誠に十七人衆、土中にて被承之候ても、嘸々本望と落淚候事、
一右の御意を承候ても、存出候は、奧田孫太夫殿は、五十六にて切腹の仕樣拙者に習ひ被申候得共、我等六十九に成候ても見たる事も無之、誠に四十六人の勇士達、上野介殿へ押込被申候時は、最早果たる心にて、中々生て可歸とは思はれざる事不及申、切腹など可仕とは可被存樣無之候、然者切腹の仕樣存不被申事は尤に存候、後代に及び諸人色々の批判も可有之候得共、志一同に候へば、其外の小事は、

善惡の無之事、御意の通にて候、富森助右衛門殿、吉田忠左衛門殿存生の内に、拙者へ被申候通、何方にて斬罪に可被仰候や、責て所がら成共と被存候由、扨々尤成事と、唯今存當り候事、

一二月九日同苗是安忌日にて、位牌を可遣拜し居候處、江村節齋被參候て、是安とは昔心易語申候故能存候、今日は誠に昔を存出候、扨亦今朝罷出御相伴いたし候節、御意には三人の老人共、定て此間の咄のみにて殘念がり可申候、いかゞと御意に付、晝夜寄候て、右の咄より外は無御座候と申上候へば、傳右衛門は就中別て心易致候者多く候由故、噂寺參なども、可致と存居可申候、唯今の内傳右衛門參詣候はゞ、泉岳寺坊主共、御名代などゝ可存も不相知候、左様の沙汰有之候ては、對公儀不可然候間、差控候様にとの御意を可申聞と參られ被申候、扨は左様に被爲思召候や、何分奉畏候、御存の如く此間は力もぬけ中々草臥候て、寺參可仕氣力も無之候へ共、明十日は初七日にも當り候間、何とぞ駕籠にて成共可參哉と存候處、右の御意の趣故、指控可申候、又節齋被申候は、右の御意は、兵助源兵衛にも、申聞まじく、傳右衛門へ計の御意に候間、其心得候へと被申候、

右の趣は思ひ出し〱調候故、前後は可有之候得共、事は替り不申候、尤御預の衆中、存生の内他所屋敷は勿論、寺町家共に頻に仍は通し申事多候へば、兼て此義は覺悟いたし、殊に公儀より御預被成候衆中の事故、右の趣後日御吟味に逢申候事も可有之哉と存候へば、其節太守様の御越度無之様にと存じ、第一に心を付て、萬一の儀も候はゞ、口上書を可差出と、兼て左の趣相調、懐中致し居候、其書面、

越中守儀兼て奉重公儀、毎度參勤交替の節は、國元又は當地於屋敷、家來共上下共不殘呼出、直に申聞候は、公儀御代々御重恩の某が家筋、就中越中守儀、幼少より大國を被預置、家中の者、上下に不限妻子迄もはごくみ申儀、全く越中守が恩と針不可存候、公儀の御厚恩と奉存道中船中幷在江戸共に、御法度の趣、堅く相守可申旨、常々申付置候間、此度御預の義は、別て入念候様に、家老共度々申渡候、然る處私心底には忠臣無双の衆中と存候へば、存生の内、母子兄弟の息災なる義

を知せ申度、在所相尋候へ共、中々不被申聞候故、再應申候は、越中守爲に惡敷儀は被申聞間敷候へ共、私の爲に如何と被存候儀は、毛頭遠慮被致間敷候、日本大小の神を懸け身命を惜み不申候、承度と節々申候故、何れも悦被申候、夫より委細に被申聞候て、如何にも通し申候、御吟味にて罷出候共、兼て越中守入念申付候儀を相背きたると申儀に候へば、私義は不忠に相成候、此段不及是非奉存候、此外別に申上候儀、少も無御座候以上、

一右の通一通差出相果申覺悟にて候、此度同苗喜左衞門御使者に參逗留いたし候得共役柄の事故、右の趣具に咄不申候、荒增の儀は、二十一日出立の砌、初て物語候間、下着の刻咄し被申候、惡筆故譯見え申間敷候、當年七月二十日亡父三盛三十三年忌にて候、總體實義成人にて、拙者歩の御使番に望被召出候翌朝、妙解寺へ御禮に同名喜左衞門同道參詣いたし候へと被申候故、喜左衞門申候は、御寺へは御中小姓より上の者は參候へども、歩の御使番ならば參不申筈と申候へば、亡父以外腹立候て、御代々御恩重く妙解院樣も召出、三齋樣へも御目惡敷被遣候刻も、段々御懇意にて、眞源院樣當御代迄、御四代御懇意に被召仕、殊に一類共迄被召出、段々御恩重き事、誰申共構不申、參詣致候得と被申候へ共、共頃は拙者二十二歳にて、世上の人見候ても、いかゞと喜左衞門と申合候て、夜の明ざる內に、御寺御門も立て有之時兩人參詣仕候事、少も失念不申候、亡父は右の志にて候故、浪人などは、別て肝煎人の爲には身命惜み不申生付、其時分の御侍中、大形被果候へ共、子供の內覺被申候衆も可有之候右の通の人にて御座候へば、今度我等身命を捨てゝ、存生の內母子兄弟衆へ通じ候て、何も悅被申候事は、亡父草葉の陰にても心に叶可申と、色々の事共思ひ出し、よき追善と存候無恙被下候はゞ、委細を咄聞せ可申事、

日の本の名まてあけぬる武士の親とやいはん四十六人(おかしく候)

未二月二十九日　　　堀內傳右衞門　判

堀内儀助殿

一林兵助、村井源兵衛、拙者三人今度被仰付置候御役故銘々不申合存寄の通書付にて差出し申様にと、藤兵衛殿被申候故、誰に談合可致様もなく、終に加様の儀調候覺も無之候へ共如此、

舊冬御預の者共御請取に被差遣候者共、并番人上下諸人隨分精を出、無惰怠相勤申候段々被仰出候趣、隨分何も心の及程念を入相勤申候様に、及見申候以上

如此相調差上候事

一同未三月十二日、久志本左京殿、上屋敷御請取人の内に被仰付罷越御請取候ても、御預の儀故、林兵助村井源兵衛、我等代る〳〵御上屋敷より相詰、物頭衆と同前に、九月中旬迄御番相勤申候、逗留の内津輕越中守様御内、大石無人、本多中務大輔様御内、伊藤十郎太夫、松平與右衛門様御内、内藤萬右衛門、磯貝十郎左衛門母義、貞柳一所に居被申候、貞柳は病氣にて、未五月二十六日に相果被申候、十郎左衛門死後彌病氣差重り果被申儀、痛敷存候、病中も見廻申候、富森助右衛門母義も、助右衛門弟富森半左衛門と初は糀町に居被申、後に増上寺裏門の方、ちりやしきと申候處に被居、助右衛門寺淺草長延寺、十郎左衛門寺、芝寺町魚藍觀音の裏、淸久寺、谷中眞言宗長福寺に、近松勘六甥坊主文良、八丁堀松平伊豆守様御組寶生太夫、近所與力町に、吉川藤次郎、同新兵衛、矢田五郎右衛門伯父にて作十郎、小瘡煩ひ逢不申候、隙の刻は、折々尋申候、尤拙者町宅へも禮に被參御衆も有之候事、

一八丁堀御屋敷に、松村傳左衛門詰居被申、以ての外熱病相煩被申、あれ是れ斷申様子にて、兼て承及候本道千田玄智と申、八丁堀に居被申候參候て、賴可申と參候へば留主にて弟子共に具に申置候へば、見舞被申候、磯貝十郎左衛門、去夏以ての外熱病相煩被申候に、玄智藥にて被得快氣候咄、磯貝母義被申候を存出し、玄智所へ參候て、私のがれざる者以ての外相煩申候、未得御意候へ共、内々磯貝十郎左衛門母子の咄承及候故、御禮申候と申候へば、安御用と早速被參、藥用被申、無程快氣致候、折

節金津又十郎、御留主詰に參居申看病被致候、其後御小姓頭衆にも、知人に成被申候て、御侍中病人賴被申候得ば拙者は無餘義賴被申候故、療治いたし候、外の御衆の療治は御免被下候得と、斷被申候、公儀へ望有之仁と承候、其後公儀へ被召出候由、以後承候事、

一同九月二十五日、御先へ出立候故、泉岳寺へ致參詣候、香奠銀子持參住寺へ申入候、細川越中守内堀內傳右衛門と申者にて、淺野内匠頭樣御家來十七人御預の刻付置候て何も心安存生の內語申候、唯今御當地致出立候老人の義に候へば、重て江戶へ罷越候も不定に存候、暇乞に致參詣候、墓所へ御案内被下候樣にと賴候へば、使僧を以て申出候、御奇特千萬存候、卽刻罷出可懸御目候へ共、此中相煩罷在候、則墓所へ案內可致とて、出家三人出申候、墓所は本堂の前より、左へ入高き所に、內匠頭長矩公の御墓、夫より少下に四十六人の墓一所に有之、四方に垣結び、口に錠をおろし有之、不斷大勢の男女見物人も有之故と存候、夫故一人はを鑑持ち水桶香爐持參にて拜し罷歸候節、上下着用せし侍一人被參、我等へ被申候は、不苦思召候はゞ私も參候て拜し申度由被申候故、三人の出家衆へ向ひ、幸の時分に御座候間、拜み被成候へと、挨拶申通し候事、

一右の通道中荒井渡奉行相勤申候て、同十月十日頃、京都へ致着候、拙者方よりも尋申度存候處、翌日寺井玄溪白砂糖の曲物持參被致、卽刻逢申、未得御意候、拙者着の儀、何として御存にて御尋被下候やと申候へば、御當地の御用承候、井筒屋長左衛門に尋候へば、御上京の由しらせ候に付、參候旨被申候其後我等も爲返禮、玄溪方へ參り玄達父子共在宿故逢候き、土產の心當もなく、小刀など持參いたし緩々咄申候、

玄溪宅は、京都柳馬場押小路上る西側內匠頭樣に相勤被申候由、京都に住居申候、江戶諸方通し被申候と承候、江戶住居にて居被申候、內海道億も、內匠頭樣に勤居被申候、是は江戶より方々通被申候節、右兩人にて何も同志の衆、宿々互に通し合被申候由、兩人の咄にて候、尤兩人共に志有之

仁と、何も存生の內咄被申候事、

一玄溪被申候は、於江戶內海道億宅へ、何も存生の內に、咄者參候て知人に成候由、卽刻道億方より申來承候、扨々御深志成義共、於私別て忝存候、天に付て內藏介など存生の內に、極月十八日同二十四日當二月三日三通委細に相認、內藏助總右衞門十內三人より、二月三日迄の儀は、委細申越候、死後の事は傳右衞門殿、御立寄の節、承候樣に、くれ〳〵申越候、越中守樣御結構生涯の覺無之候、他にも不承及、御馳走共、寔に以て冥加至極難有儀、筆紙に難述、武運に叶候義、本望此上不可有候と申越候、扨々難有仕合、乍憚私式迄如此奉存候へば、何も草の陰にて嘸々難有可存と被申候、右の狀共見せ被申候、拙者申候は、不苦候はゞ此の狀共御寫被下候へと相賴候處、子息高達へ被申付寫給候、共紙面、一筆令啓達候、兼て我々存立候通り、今月十四日の夜、同志相催吉良上野介殿屋敷へ推入候、屋敷に居合候家來中出合の者、薙切に討捨、如本意、上野介殿討取、印、泉岳寺へ、持參、備亡君之御影前にも、去春以來の散鬱憤候義、大慶御察可被下候、貴丈にも御滿足と存候、定て先達の說は略御聞及と令推察候、御同名玄達老御登可被相達候得共、討入候次第引取候樣子は、玄達老も委細御聞届有之間敷に付、荒增の義共、書付進候、皆共御預に罷成成候、爰暫の餘命と存候內、生涯覺無之他にも不承及御馳走共、誠に以て冥加至極難筆紙盡仕合に御座候、追付罪品可仰付候と相待罷在候、段々之次第武運に叶候儀、本望此上不可有之、右爲可得御意、餘命の內如斯認置候恐惶謹言、

十二月二十四日

小野寺十內　判
原　總右衞門　判
大石內藏助　判

寺井玄溪樣人々御中

追啓此書付の次第、同志共の眷屬の內、若御仕置に成、殘者御座候はゞ、速々被仰聞可被下候播州龜山赤穗に有之者は、和田喜六方より相達候樣被仰通可被下候、將亦寺坂吉右衞門義、十四日の晚迄有之候處、彼屋敷へは不來候義、輕きものゝ儀不及是非候以上、追而一札の事、無相違以時節、御安と立取廣布無他の爲此書付達候以上、

又申候、此狀共夫々に御届候はゞ、此筋より便宜有之との儀、面々沙汰不仕樣、可被仰聞候以上、

　此文言の所拙者より屆候事沙汰不仕樣にと調被申事、誠以取込の內拙者爲と被存候事誠に以て淚ながら申候能々了簡可被仕候爲其書加置候事、

一右の通にて一通寫被吳候、其外の書付共は、其夜の次第夫々に御預被成候衆中の書付などにて、拙者方に有之候故寫不申候、外に內藏助より玄溪方へ、京都罷立被申候前、八月六日の日付狀一通見せ被申候故、扨々是に御感狀と存候、拜見仕乍慮外拙者迄感入申候、御寫被下候へと申候へば、御心易き事、寫進候得と玄達に被申候、寫候紙面、

一筆致啓上候、兼て度々仰聞候御內存の趣承屆候御尤の至、別て致感心候、今共今度一同の御下の儀は、拙者初同志の頭立候者銘々にも申談候通、御下には不及義と存候、御志を破候段、無本意可被思召候得共、元來御勤方違候、貴樣義に候處、御同道仕候ては、此方より驅催候歟と、萬一人口に、可懸候段、互の本意無き義に候、勿論戰場へ醫役にて供奉の筈の儀に候、是はさすがに戰場にては無之候、然れば御留り候義、却て道理當然と存候、御身命をいとひ候て、如此申候にては、神以無之候、皆共如何樣にも罷成候跡にては、定て世間取々の毀譽可有之候、年月の寸志を能御存知の貴樣にて候間、其時相應の噂被成被下候儀第一の御芳志と賴置候此段御聞屆是非共御留り可被成候、奧野將監も此頃被登、貴樣の噂被申候、右同然に宜相心得、拙者より可申達と、日々に被申置候、猶總右衞門傳兵衞源左衞門源四郎十內等面談に、右の通加申述候、恐惶謹言、

八月六日

寺井玄溪樣參

義臣傳は編者深淵子寺井玄溪が密旨を傳へて書る故、說々皆實記なりと云り、尤時勢を憚り、或は其徒のことを文華を副て言巧に書るは、記錄の習なれば許すべし、大旨に於ては虛誕無と知べし、則其の由を吾義士篇にも評し置り、今此良雄が寺井へ贈の書面を閱に、寺井が編者に托して、實記せると云ふ、主意符合せり、但此書面に奧野將監河村傳兵衞小山源五右衞門進藤源四部など同志の中にも宗徒の者と見えたり、然ば東武勃行の頃迄、專ら義を賣しと見ゆ、右の內に進藤小山の事は東行の期に臨て、義氣蕩けたること義臣傳に見たり、奧野河村が違盟のことは、義臣傳に詳ならず

一玄溪父子拙者卷物見被申候て、寫度と望被申候故、掛御目候義に候へ者、御心安存候ての事に候、御寫し候へと差出、則玄達寫置被申候、段々爲見被申候紙面の內に、內々の一冊以時節賴申と有之候、定て以時節初中後の志顯れ申、一札玄溪父子に賴置被申哉と存候、後には知れ可申事、

一玄溪父子に暇乞罷立候刻、伏見八幡大阪にても、夫々に可尋申候と、所柄借宅など書付給候、夫々に尋候て參候事、

一伏見兩替町筋銀座二丁目に、片岡源五右衞門妻子借宅被居候由にて、尋參候折柄、妻の弟の樣に相見申候、のがれざる者と被申候、口上を出被申候後室被申候は、扨々御尋置忝存候、兼て承及申候、源五右衞門と御心易御語被下候由、此中以ての外相煩罷在候故、罷出不懸御目候、新六義遠方へ手習に參申候、暫御待被成候はゞ呼にも遣度存候得共、御通懸の旨、殘念奉存候由被申候由、相應に返事致罷立申候、右の仁名折節失念書付不申事、

一淀川船より上り、八幡大西坊へ尋參候、本社の後に當可申結構成座敷、ちやうだい構の間も有之候、折節晝過時分にて咄申內に、夕飯出で色々馳走にて御座候、大西坊は二十餘歲と見え申候、兼々內藏助咄被申候は、大西坊は內藏助家筋より繼申譯御座候、夫に付唯今の大西坊は、實に從弟にて御座候得共甥と申儀公儀へも書上候由、存生の內咄被申候、何卒子細可有之、重て以時節御尋可申事、

一大阪天滿九丁目、御前通鳥居の內、茜屋次郞兵衞借家、樋口杏庵と尋可申由、和田喜六事と被申候故尋參候、尤我等大阪宿へも被參、寬々咄被申、浪人にて、總右衞門娘四人預置候段々の口上書を持參致さる、然共明朝は越中守發足被致候、今夜に成候ては、何と可仕樣も無之候、國元へ致下着候ても、久々の留主の用事共多く、用人共に即刻申聞候事延引可仕と、色々挨拶仕候得共、無餘義被申尤にも、存、拙者も暇乞旁、手紙遣し、金子五粒寸志にて候、今少し逗留仕得意度存候得共、如御存明朝罷立候故、取込殘念至極に存候と申遣候後は段々忝御志の金子にて御座候へば、先預り置申候て、禮を被申越候、加樣の時分別て小身者存樣に無之ロ惜存候、右の趣にて京都伏見八幡大阪、段々何も如約束參候へ共、早水藤右衞門被賴候、大阪町與力大森次郞兵衞と申仁天滿の町與力屋敷に居被申候に通じ候得ば、實父其外にも通候と被申候得共、大阪逗留中日數無之、右和田喜六に賴候へば、私方より即刻通じ可申と、請合申候故賴申候、其外は不殘在江戶中、段々道中京都伏見八幡大阪所々に居被申候故、尋參る事不成所へは、夫々傳手を以て達候事、

一潮田又之允最期に如此書狀一通被賴候、

在所は

播州加西郡北條村にて、渡邊與左衞門と申者にて御座候、同國加古川本陣中屋與左衞門に被仰付候へば、右北條村へ早速相達申候右北條村は加古川より道程五里御座候、

一右の狀幷和田喜六三橋定八三人の狀は、於江戸本多中務樣御內伊藤十郎太夫を賴申候て相居申候、七月三日に相居、段々禮を申、渡邊與左衛門より、七月二十五日の狀參候事、
一大阪より三月九日付にて、和田喜六方より、書狀於江戸相達、惣右衛門方よりの狀不存寄落手仕候て、越中守樣段々結構成被仰付共、御懇情の義とも委細申越冥加至極難有次第、武運に相叶候義共、且亦我等深切に申たる事共承知仕、不淺忝とて、委細の禮狀給候事、
一同年十月十五日、大阪へ着いたし、翌十六日乘船鶴崎に、同月二十一日着、同二十四日熊本へ着候事、右の通にて無恙罷下候、此後貴殿御奉公被相勤、上下被仕候節、定て右の一類中など承及尋被申候事可有之候、尤無音被仕間敷候、相應の用事承可申候、此紙面の通節々見被申、拙者心底察被申、子々孫々迄も申傳之、互に遠國に居申共、拙者志を忘申間敷候と、何れもよりの書通も有之候、直にも誓言にて被申候衆多く有之候、其心得にて被相勤候事、可爲本望候以上、

元祿十六年未十二月二十九日　　　　堀內傳右衛門重勝　判

堀內勝助殿

一寶永六年丑七月十六日、於江戸先年淺野內匠頭樣御家來四十六人衆の子共、遠島被仰付候衆御赦免被仰出御座候由にて、富森助右衛門子息同長太郎江戸御屋敷へ被參候て、氏家平九郎小屋へ禮に被參候刻、口上書持參被致候由にて則平九郎よりも差越申候寫、

別紙

御手前樣御事父助右衛門切腹被仰付候節御介錯被蒙仰忝奉存候、且又御傍輩堀內傳右衛門殿、助右衛門御預中、樣々御懇切被成下、其上拙者幷足弱共、町宅より引取、菅沼右衛門方に罷在候內、彼宅迄も御見舞被下、御心入の段忝次第難申盡奉存候、此節御國元に御座候由承之、以書狀可申謝候へ共、幼少の義故、無其儀候、乍慮外此旨傳右衛門殿へ被仰遣可被下候、遂成長候はゞ、尙又連々御

禮可申通候此段宜奉賴候以上、

七月二十四日　　　　富森長太郎

氏家平九郎樣

一右の樣子故、此方よりも同九月十六日幸便に付、富森長太郎同半左衞門方に助右衞門御母義も一所に居被申候故、金百疋書狀樽代に遣候處、同十二月六日付にて返事有之、其紙面に加藤越中守樣より、十人扶持長太郎へ被下忝候と申來候、未幼稚の長太郎殿、右の通被致成人候はゞ、段々御取立可被成候、右越中守樣は、加藤左馬助嘉明公の御子孫にて若御老中てに御座候事、

一京都寺井玄溪より、丑八月二十四日日付の狀、同十一月二十三日相屆申候、同二十四日返書調、橫田善太夫方迄遣し申候、玄溪よりの紙面の寫、

一筆啓上仕候、其以來以書中不申上、御無音心外の仕合御免可被下候、御堅勝御入被成候由、度々御噂承申候、拙者義相替事無御座候、去年類燒已來は、知恩院町に引込罷在候則橫田善太夫殿向に罷在候故、日々善太夫殿御出會申、御噂共申御事御座候、先年御尋被下候御厚志の段々、今忘不申存出居申候得共、事がましく以書狀申上候事も如何、遠慮にも存候故、御無音に打過申候、然ば存の大石內藏助次男三男、但馬豐岡京極甲斐守樣御家老、石束源五兵衞と申は、內藏助妻の親父にて、則內藏助妻共に、源五兵衞方に居申候處、次男吉千代と申は、當三月上旬相果申候、三男大三郎と申當歲八才に相成候、然處當七月十六日、於江戶遠島の者、御免被仰付候て、右大三郎義出家不仕候ても不苦、世間廣罷成申候、祖父願にて鎗一本も爲持申樣に仕度との事、念願相調、大慶被致候、則石束源五兵衞は、當地御普請御手傳の總奉行にて、去夏より在京被致に、今在京にて御座候、拙者も每度出會申候、甲斐守樣にも右大三郎外へ御出し被成間敷樣子に御座候得共、御小身の家の事故、不仕合と存奉候、拙者共願は其許太守樣へも被召出候樣に仕度奉存候、先年內藏助へ、御懇の

御意共承知仕候故、其元様など、此段御心懸被成下成長も仕候て、太守様に御もらひ被遊候様奉願候、何とぞ左様には難成御事にて可有御座候哉、いかにしても甲斐守様に差置候事、心外に奉存候、内藏助末叫迄御厚恩を請申事に御座候へば、此者御奉公にも出し申度念願に御座候、太守様御耳にも入申度奉存候故、先々內證存念、其元様へ得御意候、思召入も御座候はゞ、御報可被仰下候ば、何分にも才覺も可仕候、御懇意剤志厚く、其元様御事故、爲御知旁如斯御座候、若御報被下候はゞ忝候、猶重て可申上候、恐惶頓首、

八月二十四日　　　　寺井玄溪判

堀內傳右衞門様

一右の書狀同年十月二十三日在宅へ相達、同二十四日返書相調、橫田善太夫方迄賴遣し候、其文言、八月二十四日の御細書十月二十三日相達、忝致拜見候、彌御一家御無事に御座候由、目出度存候、如仰先年於其地得御意候後は互に御疎遠打過申候、貴様も去年其御地大火の砌、御類燒に御逢被成候て、今般知恩院町へ御引越被成候間、橫田善太夫向に御座候故、善太夫とは日々私の噂被成被下候由忝存候、然ば大石內藏助殿御二男吉千代殿は、當三月上旬御死去被成候由、扨々御痛敷殘念至極御同意奉存候、御三男大三郞殿御事、當年八歲に被成候由、當七月十六日於江戶、先年遠島被仰付候御衆不殘御赦免被仰付、大三郞殿も御同前被仰付、御出家も不被成候様に、世間廣く罷成候由、扨も〳〵互に目出度奉存候、私事遠國に罷在候へば、右の御噂承候様にも有之候へ共、慥に不承候處今度委細被仰下御紙面にて承知仕、別て珍重奉存候、大三郞殿御母儀方の御祖父、石束源五兵衞殿御事、京極甲斐守様、京都御普請の御手傳被仰付候故、源五兵衞殿御事御普請總奉行にて、去夏より御上京にて、貴様も每度御出會被成候由、御尤に奉存候、甲斐守様より、大三郞殿御事外へは御出し被成間敷候様子に御座候得共、御小家の義に御座候へば御氣毒に思召候由、御尤に奉存候、

如仰越中守耳に達候はゞ、大三郎殿御事に御座候へば、如何樣にも卽刻可被申付候得共、定て御聞及も可被成候、於江戸上野御佛殿御手傳被仰付候故、當地にても用人共差當る事のみ多く、中々唯今用人共に相談仕、越中守に申聞候事は難成樣子に御座候、如仰私義內藏助殿御存生の內、別て御心安被仰聞候義故、日本大小尊神を奉懸、心底には少しも御疎遠不奉存候、大三郎殿御事未御幼少にも有之候不及申候、御心を被付御息災に御成長被成候樣に仕度奉存候、此段不及申候得共、乍慮外御心安被仰下、私義故心底を不殘申上候、私義も最早七十五に罷成候へば、悴同名勝助へ段々申聞置候、其外同名の者共、他人にても心安申談候者共に、委細申聞置候間、以時節越中守方へ御越被成候樣に、成行可申候、善太夫とは前々より心易語申候間、右の趣をも御噂被成可被下候、私儀遠國に罷在候處、御心安思召委細被仰下、御紙面の趣神以別て忝奉存候、年罷寄候て、江戸供をも斷申、今程は城下より七里餘御座候知行所へ、妻子共に在宅仕居申候故、就中便宜も不存候て打過申候、御同名玄達老へも、能々御心得可被下候奉願候、猶期後音之時候、草々謹言、

十月二十四日　　　　堀內傳右衞門　判

寺井玄溪樣御報

大三郎事、其後本家藝州へ被呼出、本地千五百石にて、番頭格に相勤候處、在勤之內、格別の功もなく、首尾不宜方にて、隱居の節、領知三百石減千二百石にて、養子相續、格式も物頭格に成る、大三郞藝州に於て、大石外衞と改名し長壽にて安永歟、天明の頃八十歲にて歿、

是は細川家堀內氏手書して、其息へ貽遣せし、可秘ものなり、竊に赤穗義士の肺肝を見るに足れり、傳之秘寫して、今又予が篋底に藏む、後來漫りに他眼を容るべからず、

寬政元己酉冬　　　　金子義篤　判

右同二庚戌之季秋　　　　其蜩翁　寫

註者其蜩翁曰、堀内姓手書を熟見するに、事々虚談なく、篤實の人と見えたり、抑此一擧に於て和漢未曾有の美談千歳に貫ん事、前巻に繰返し〳〵嘆美せり、倩ら意に、世諺に抜群と云詞は、人に勝れたる擧動を賞譽するの謂なり、絶對離倫などいふも是に同じ、是強ち善行功士に限るべからず、惡臆にも此名目は有べし、凡善惡剛臆是非邪正は、皆人事の用にして、對揚の物なり、善あれば惡有り、剛有れば臆有り、天地陰陽有が如し、都て十人並の人は善といへども惡交り、惡といへども小善交る、是祿々たる人の習ひなり、善を全するの難きは勿論、惡といへども全うする人は希なり、此一擧の内にても、吉良翁と大野九郎兵衛は、一箇の善なく、始終臆を全うす、是等や絶等抜群に叶侍らん歟、是に對揚せん物は、四十餘士成べし、大石良雄は、又遂に段の違ふたる事なり此場を超て古今獨歩、和漢無双の傑出にて、是れに對揚せん人有べくもなし、或曰良雄有る故に、四十餘人有り、良雄なくんば奈何と、愚思へらく、尤良雄の指揮事々物々圖を不脱故に、其黨手足を遣ふが如し、去れ共良雄なくんば乃論は當るべからず、此黨良雄なくとも、事を遂べし、已に良雄が寛々たるをまだるしとして、良雄を除て、迅速の術をなせし事、義臣傳にも擧たり、實に左も有らん歟、春秋二年の艱苦を堪て、義を全うする處にて、彼徒の赤心見えたり、是を統る良雄の智勇、尤評論に不及、至る哉、又淺野長矩家士僅に上下を合て三百有餘人に不過、其中に和漢無双の士を得られたる事四十有餘人、中にも不破數右衛門は、浪人にて古主の舊義の爲に之に加はる、此外違盟の者六十有餘人、渠等も一旦義に趨る處は、四十餘士に不劣、戰場ならば一々功を顯しなん、然ば百餘人は、純粹の士と云べし、斯計り家士の主を慕ふ事、長矩が徳に非ずして何ぞや、其上平日質素にして家富る故に、此大義も成れり、貧乏ならんには、いかなる良雄と云とも事を成しがたく、爰を以て見る時は、長矩も藩屏の器大に足れる人なるべし、惜むらくは、短慮の失有りて、日頃の節操一朝に徒になれる事、其節監察の水野小左衛門嘆息せられしも、實に宜なる哉、

翁草　卷之百八十六

○清朝天子源義經裔の說再考

清朝の天子源義經の裔と云說、前卷にも所々に荒增を評し置ぬ、然るに國學忘貝を見れば、右の說を詳に擧たり（翁草百七十七に在り）故に圖書輯勘を搜し需るに不得、或人の云、此書近年渡ると雖、僅三四部渡りし故に、一部は江都に上り、一部は長崎の官庫に藏り、世に廣く行はれず、若くは崎府を搜さば之を得んかと云り、意に本朝は吳泰伯の裔と云妄說を、水戶西山公甚惡み給ひて、本朝通鑑の官板を停給ひし事、前卷にも記せり、是正しく天孫の國なるをあらぬ說を設て、世を惑し、中華の屬國にする處を惡み給ふの意なり、而るに今の清朝は元北虜より出られたる故、祖先の狄虜たるを愧て、天子自圖書輯勘に序して日本の裔と稱せらるゝ事、我朝の美名、萬世に傳へて、吾國の光輝たり、豐臣秀吉公の大量を以て中華を御せんとし給ふも、惜むらくは天壽盡て、其功半にして終へざりしに、夫より程もなく、韃の勢ひを借りて、吾國の天孫中華を併呑有しは、誠に天の爲す處か、和漢合一に四隅穩平に干戈を包む事旣に二百年に垂んとす、而も今や和漢の天子各聖主の聞え有り、東君の仁惠海內に布は、和漢相倶に大日本神孫として、萬世不窮の治國となること、開闢以來未曾有の勝事ならずや、

○豐臣秀吉公の略傳

豐臣秀吉公の御事、卑賤より出て登庸し給ふ事、普く世に知る處、其事蹟を一々擧るに不遑、大旨太閤記、其外諸錄に顯然たり、軍書讀のいろ〳〵說を構へて講するも皆虛にして、皆實なる者なり、何となりとも云次第にて、辻講師どもの能商ひ種なり、近き頃何とやらん題して、秀吉公の事を記せる數百卷の物出たり、電覽するに、一向取處なき物なり、はた東照宮の御事も、ヱンショク太平記とや

らんに、猥に書綴て流布せり、近來總じて版行物は、廢て如斯寫本の物を、實錄として翫ぶにより、追々何の敵討、角の喧嘩などゝ名付けて、ありとあらゆる嘘八百を寫本にして出す事なり、慶安太平記など、由井正雪事をむざと作りて、世を惑す類、擧てかぞへがたし、畢竟下手の作りたる淨瑠璃や、芝居狂言の樣なる物にて、事實の害書なり、是らは流布行を急度停止ありたき物ぞかし、古へより有來る玉露叢、元寛日記、家忠日記、三川記、德川記の類（其外實記之寫本餘多悉書名略）新作成共、正敷は證書に用ふべし、專に友人北村性記錄を好て、秀吉公神祖其外の略傳を記して自ら編る新東鑑の發旦に冠らしめたり、頗る僻誕を省き、知れがたき事は、其筋々へ尋需、或は高臺寺大德寺妙心寺などへ、自ら往て、尋合正說を糺し擧たり、此新東鑑は、引書一百有餘部を管見して、眞僞を糺せし成書なれば、嚮に予が著せる浪速全書に參考して、補闕せん事を欲る處に、浪華天滿組の與力、近藤某は余が親緣の者なるが、浪速全書を强ちに悃望するに仍、應之彼士へ讓り、今は余が許になし、是故にせめて右傳許を北村姓に乞需、全文は長き故に、其要樞をつゞめて翁草の一篇とす、

秀吉公御父尾州愛知郡中々村（上中村中々村下中村と三村有）住人木下彌右衞門（或記、此彌右衞門と福島正則の父新右衞門兄弟なりと）織田備後守信秀（信長公の父）が鳥銃の卒也、故鄕に歸り、天文十二癸卯年正月三日死、（法名妙雲院榮本、堀川元誓願寺北瑞龍寺に位牌あり、）御母大政所は尾州愛知郡御器所村出生、織田大和守信敏が輕卒、（名闕）女なり、一女一男を產む、女子は同國海部郡の農夫彌助が妻なり、男子は則秀吉公なり、

彌助物に三好（また羽柴）武藏守一路と云、剃髮して三位法印に叙任し、慶長十七壬午年八月二十五日逝去、建性院日海大居士と云、二男有り、第一は秀次なり、始孫七郎、又武藏守後、近江中納言、其後秀吉公の養嗣と成り、關白左大臣に被任して薨有て、文祿四乙未年七月十五日於高野山生害、（于時二十八歲）瑞泉寺高巖道意居士と謚せり、樵木町三條の南瑞泉寺内に在る畜生塚と云るは、秀次公幷其妾三十

餘人を埋葬しける所なり、

一本、善正寺高岸道意居士、又は高巖一峯居士と云、洛東神樂岡の南、妙惠山善正寺は、秀次公の追福の爲に、母公瑞龍院殿の建立せられたる寺なりと云傳ふ、一說大德寺塔頭天瑞寺の位牌には、禪德院殿龍雲大居士と有と云り、

第二は大和中納言秀保卿なり（一本に秀俊卿に作り父を筑河彌とするは誤なるべし、別記に秀保卿に二女有、森美作守毛利甲斐守等の妻なりと云、）後に太閤異種同腹の御舍弟大和權大納言秀長公の養嗣と成り、文祿四未年四月十六日、和州西河に於て橫死せらる、（一本、四月二十五日十七歲にて逝去）瑞光院殿華岳好春大居士と謚す、其位牌同國壺坂の納所院に在と云、

或本、秀保卿橫死の後に、木下肥後守家貞の四男に家を續せて、大和中納言秀俊卿と云しが、所以有て小早川中納言隆景卿の養子となり、秀秋卿と名乘らしと云々、別本に、秀次公の御舍弟を辰千代丸と云しが大和大納言秀長卿の養子と成、十三歲のときに南部猿澤の池に於て水練の遊與を催され、溺死せられしと云々、

彌助妻は文祿五丙申年正月剃髮せられ、瑞龍院殿日秀尼と稱し、洛陽堀川元誓願寺の北なる瑞龍寺と云るを艸創有り、（世に村雲御所と云、）寬永二十丑年四月二十四日九十二歲にて遷化、

彌右衞門死去の後、里人の量ひを以て同國岩倉城主織田伊勢守の浪人筑阿彌と云者を入聟とし、男子一人女子一人を產む、

男子は始小筑、又小一郞と號、後美濃守に任じ、從二位大納言に至、和紀泉三州を被領、天正十九卯年正月二十二日逝去、大光院殿春岳超榮大居士と謚す、（墓地和州郡山城三郭の內今丈が墓と呼ぶ、）女子は朝日姬、（始佐治日向守室、）天正十四戌年五月家康公へ御入輿、同十八寅年正月十四日逝去、南明院殿と謚す、（或本に、家康公の妃、南明院光室宗玉夫人は、始尾州士副田與左衞門吉成室云々）今洛

東東福寺塔頭の南明院と云有、此其後に被建と云、
後年秀吉公官位御昇進の後、從一位に進み給ひ、文祿元年辰七月二十二日（イ二十五日）京都に於て逝去、（或本に、烏丸佛光寺の南大政所町と云る是其第の在し所と云）天瑞寺殿春岩宗桂（或は春巖桂公とも）大禪定尼と號し、准三后を贈賜、今大德寺の塔頭に、天瑞寺と云るは則秀吉公御母公の爲に被建と云り、
秀吉公は天文五丙申年正月（丁巳）朔日卯刻御誕生、小字を猿と稱す、
秀吉公の御母公、日輪懷に入と夢見て孕給ふ、因玆小字を日吉丸と稱す、是附會の說なりと、又或說、此事を朝鮮征伐前に、異國へ書して渡されたりと、云々、
其躬曰、國學忘貝をみれば（秀吉公の朝鮮へ渡し給ふ書に、予當于托胎之時、慈母夢日輪入懷中、相士曰、日光及無不照監（中略）朝鮮渡入大明易吾朝風俗、於四百餘州政化を施さんとは、實に快然たる哉と有り、然らば非說とも云がたきか、
或說に秀吉公實は、人皇一百六代、後奈良帝の御落胤なり、御母は則天瑞院殿にて、此朝に仕へられし處に禁裏衰廢の折から故、御姙娠の後、故鄕へ歸り上中村何寺とかやいふ、叔父僧の世話を以て木下彌右衛門方へ嫁せらると云、此說に因ば、天瑞院殿は彌右衛門が繼室にて、瑞龍院殿は、別腹成べし、然れ共秀吉公は此事を深く御歎有り、後に朝鮮より御素性を尋し事有しに、父は不知母は官女と書しめ給ひけると云、
又一說、秀吉公は、持萩中納言（此稱號今堂上家になし可追考）の孫なり、中納言當國へ左遷の後、女子二人有り、成人の後、一人は秀吉の母公、一人は加藤肥後守淸正母と云々、
天文二十亥年秋より遠州頭陀堂の住人松下嘉兵衛之綱が奴僕と成り、（十六歲）永祿元午年九月より、織田信長公に奉仕せらる、（二十三歲）其比より木下藤吉郞と改名、同六亥年（一本七年）春百貫の地を領せらる、翌七甲子年三千石に成り、元龜元庚午年加增有て江北橫山城主と成給（三十五歲）天正元癸酉年

淺井備前守長政滅亡の跡、江州小谷城地十二萬石を賜、則羽柴筑前と叙せらる、(三十八歳)（一本天正三亥年より羽柴氏に改らるゝと云々、其頃丹羽五郎左衛門柴田修理亮が時めき、勢ひあるを羨て、合せて姓氏に用らると云り、

同二年小谷は、雪深く往來不自由なる故、城を同國今濱へ移し、地名を長濱と被改、同五年播州を加賜、(四十二歳)同八辰年正月播州三木別所小三郎長治が城を攻落、同九月同國姫路に城を被築（四十六歳）同十午年六月二日信長公御父子共、惟任日向守光秀が爲に被弑給、自是先秀吉公は信長公の命に仍、中國毛利家の討手に向けるが、信長公の變に仍、急に和議を整へ、京都へ馳登り、城州山崎に於て日向守光秀を一戰に突崩し、(光秀は土岐の氏族なり、故に愛宕調伏の連歌に「ときは今天か下しるさつき哉」とあり又光秀を惟任と稱するは信長公の命により改ぬれども公生害の後は止之て、本性明智を名乘けりと云り、同十三日光秀は同國宇治郡小栗栖に於て野武士に殺さる、時に五十五歳とかや、其後秀吉公は信長公の嫡孫(信忠卿の子三法師と稱す、後に岐阜中納言秀信と云る是なり、)三歳にならせらるゝを立て輔佐し給ふ、是より威勢大に奮ふ、(四十七歳)同十月三日右少將に任じ、大德寺に於て、信長公の葬禮を執行はれ、總見院殿大相國一品泰巖大居士と謚せらる、然るに織田家の老臣越前國主柴田修理亮勝家は、羽柴氏の天下を知らるべき萠有事を憤り、信長公の三男美濃守信孝、幷に勢州長島城主瀧川左近將監一益をかたらひ、羽柴氏を討んとの企有により、同十一年四月、秀吉公軍を出し給ひ、江州志津ケ嶽に於て合戰有、(四十八歳) 柴田を即時に追崩、越前へ攻入、勝家防戰術盡て、切腹、(五十七歳) 信孝も自害せられ、瀧川一益降參す、自夫秀吉公の威益盛んに成り、信長公の二男尾張の國を領し玉ひし信雄卿に、南伊勢五郡を加へ、其外功有る諸將に國を斑與へられ、同年攝州大阪に城を築て移り給、此節參議從四位下に、進給、同十二年信雄公の家臣尾州星崎城主岡田長門守、勢州松島城主津川玄蕃允、尾州苅安城主淺井丹宮の三老、秀吉公へ內通して、主人を蔑にする聞え有に仍り信雄公怒給ひ、彼の三老を被誅、因茲秀吉

公信雄公矛盾に成り、尾州小牧山にて一戰有り、德川家康公信雄公の頼に仍り御加勢有り、故に秀吉公の軍利有らず、於是秀吉公忽御和睦有り、同十一月二十二日權大納言從三位に叙任せらる、(右小牧長久手の一戰に、秀吉公の軍將池田勝入、同紀伊守森武藏守以下歷々討死す、家康公義戰の事、諸錄に顯然たり、爰に略す、)同年家康公の御息男於義丸君、(後に越前中納言秀康卿と稱す、)秀吉公の養子とし給、(其蜩曰、家康公との御和睦急に整難く、年を經て秀吉公の御妹公を御緣結、猶其上に秀吉公の御母堂、濱松城へ人質に來給に仍て、御和睦漸整けると諸錄に見えたり、然ば、秀康公御養子のことは、今少後の事なるべし可追考、)同十三年三月(或は正月)正二位內大臣に進給(五十歲、)同年七年從一位關白に昇給、(一本、秀吉公征夷將軍を望給、足利十四代權大納言義昭卿へ、將軍職を所望有之に、秀吉公の卑賤より出玉ふを陋んで之れを許されず、故に菊亭右府晴季公に議せられ、將軍職の望を止られ、關白を望給ふと云々、其蜩思らく、義昭卿へ將軍職所望の事は、王代一覽にも記し、其外諸錄にも見えたれども疑くは非說なるべきか、其所以は秀公の猛威を以て、將軍職の事を禁裏へ申されんに、何か滯有ん、焉ぞ義昭卿に乞玉ふに及べけんや、但源姓足利氏を嗣て、足利歷代の統たらんとの望にや、然ば秀吉公の素性を賤んで、義昭卿の許し玉はざるも據有か、爰の一本の說ばかりにては、理義分りがたし、)同十四戌年十二月太政大臣に至り、姓を豐臣と賜、(或說秀吉公素より微賤たるにより、姓氏審ならず、故に始は平氏を稱し、中頃藤原なりしが、今豐臣に改玉ふ、)同十五年薩州島津修理太夫義久を降し給(五十二歲)

或記に去る天正十三年の春より、內野に城郭を營建給へり、東は大宮(イに堀川)南は春日(イに二條西は朱雀(イ內野)北は一條なり、南北七町東西四町なり、今年御移徙にて、聚樂城と云、後に關白秀次公に讓り給ふ、彼御生害の後は離折して所々に移り、其跡民家或は田疇となれりと云々、

同十八寅年關八州太守北條相模守氏政を攻め給ふ氏政戰負て、同年七月十一日自殺、(五十一歲)氏政息

氏直は降りて高野登山、天下一統して、同十八年十二日（或十九年の春）御養子秀次公へ、關白職を被讓、自是太閤御所と稱、（五十五歲）文祿元年春より朝鮮爲征伐彼地へ軍勢を被差向、同二巳年朝鮮と和融、同三年城州伏見に城を築給、（五十九歲）（奉行佐久間河内守、瀧川豐前守佐藤駿河守、石尾與兵衞なり〇或記、慶長元年伏見の南なる、向島に出城を構られ、本城の間に橋を渡されし處に、同年壬七月十二日、大地震して本城の天守幷殿舍顚覆す、仍同月二十日より、城地を替て造營せられ、今の城山と云る此なり、）同四年七月十五日御養子秀次公罪有て、於高野山生害、（前記）慶長二酉年春、朝鮮國和議破れ、再び軍勢を被遣處に、同三戌年八月十八日於伏見城薨、御歲六十三、洛東阿彌陀が峯に奉葬、（一本あみだが峯は、鳥邊山今豐國山と云となり、）國泰院殿俊山雲龍大居士と謚す、其後阿彌陀が峯の麓に神祠を建る、（今の新日吉の邊なりと云、）豐國大神明と云神號、幷に御宸翰（後陽成天皇）の額を賜、元和元年七月九日豐國の神號を削り、大佛殿の側に廟塔を建らる、（實は今に阿彌陀が峯にありと云、）其蜩曰、秀吉公の事蹟、區說紛擾たり、繁多なるを以て眞僞共に爰に脫す、唯要許を擧る物なり、素より編者北村姓が志、是に同じ、猶其要中の要許を拔萃せり、（次下に記る略傳皆准之、）

秀吉公御男子二人有り所謂、

第一は棄君と稱す、（一本に八幡太郎又は鶴松君と稱すとあるは誤歟、）天正十九丑年四月五日（イ天正十七年五月二十七日）御誕生、御母淀君殿と稱す、同年八月五日聚樂城に於て早世、東山祥雲寺（今智積院と改號、）に葬る、祥雲院殿玉岩麟公と謚す、（祥雲院殿の靈牌は、今妙心寺の內玉鳳院にあり、又廟塔は祖堂の西の側らに在と云、）或本、田原藤太秀鄕の矢の根、妙心寺に有、彼寺記を按るに、豐臣秀吉公の令子、棄君を妙心寺に葬る、棄君の生れ給ふ時、蒲生氏鄕より慶誕の日獻ぜし物なり、是秀鄕が妖怪を射斃せし箭鏃、代々家に傳へ秘藏せしなりと云々、右を以て考れば、祥雲院へ葬ぬと有は非か、

第二秀頼公なり、小字拾君（一本捨君有り非か、）と文祿二癸巳年八月三日御誕生、御母公淀殿、慶長元年五月權中納言に任ぜらる、（本は從三位左中將、）同十三日太閤と倶に御參內あり（此とき秀頼公四歲參內等のこと不審、）同六丑年正月（一本三月）二十七日權大納言、同八卯年四月二十二日正二位內大臣、同九辰年四月十二日右大臣に進み給、元和元卯年五月八日於大阪城御生害、

或本、秀頼公は、大阪落城の後、薩州へ下向有て、島津家を頼み蟄居、種子島藏人と改名せらると云、寛永の比京都の具足師何某方へ、薩州より鎧を直させに來しを、彼具足師見て、此鎧は常人の所持すべきに非ず、太閤秀吉公御召の鎧と云傳しにかなへりと思居たりしに、其後に復具足の損ぜしを直しに來しが、其具足は先年秀頼公御召の具足と有て細工せし注文に符合せりと云り、又伊勢奉幣の目錄に、豐臣某と書給へるも有しと云々、

嵩陽院殿秀山大居士と謚す（一本、龍淵寺天眞玄性大居士と謚すと、）

○政所殿の略傳

秀吉公の御臺、諱は根伊（或は根々）と稱す、御父は尾州春日部郡朝日の鄕の住人杉原助左衛門と云（後伯耆守剃髮して道松と稱す、）文祿二癸巳年二月六日死去、（隆勝寺貞安道松居士、位牌洛東高臺寺にあり、）御母は木下七郎兵衛家利が第二女、朝日と稱す、（或本、木下は故と杉原氏にて、平相國淸盛公の全孫、中將惟盛卿の息、季衡の二男を、光平伯耆守と稱す、數十世の後、杉原七郎兵衛家利と云者、尾州に住して一男二女を產、嫡男を家次七郎左衛門と稱す、丹州福知山の城主、二萬石を領す、天正十一年江州坂本城へ移、京都所司代を勤、同十二年九月九日卒去、五十七歲、此子孫御當家に奉仕せしが、承應二年嗣子無之て、家斷絕す、）杉原助左衛門に嫁す、第三女淺野又右衛門長勝に嫁す、慶長八卯年四月十八日死去、法名雪亮院寶林妙瑜大姉と云、（位牌洛東高臺寺にあり、淺野又右衛門は、彈正長政の父なり、天正三年九月十日死、勝海院金光善性大居士と謚す、是政所殿の養父なりと云り、）慶長三戌年八月

十一日卒去なり、康德寺松屋妙貞大姉と諡す、助左衞門に一男一女有り、嫡男は家定（始は孫兵衞後伯耆守、又木下肥後守と云、剃髮して二位法印に叙す、慶長十四酉年卒去、法名圓林院長翁量公一本に常光院茂叔とあり、〇家定に四男有、嫡は木下若狹守勝俊、入道して天哉翁長嘯と云、慶安二年六月十五日卒去、大成院と號、二男宮內少輔利房（イに利定）今備中足守の領主木下氏の祖なり、三男は右衞門太夫延俊、今豐後日出城主の祖、四男は小早川隆景の養子、中納言秀秋卿なり、慶長七年十月十八日逝去、無嗣家斷絕、）女子は卽政所殿なり、前田又左衞門利家の媒を以て秀吉公に嫁し給、（或本、元は尾州御器所村の禰宜の女にて、於根々と稱す、淺野又右衞門が妹の子なり、）天正十六戊子年四月十九日從一位に被叙、大閤薨去の後に、御落飾有て、高臺院殿湖月（高臺寺鐘の銘に高臺院心公と有と云、）と稱す、然るに秀賴公幷に淀殿、伏見大阪へ移らせ給により、家康公の御計らひにて、京都に在住し給ふ、（今裏門通正親町の南なる高臺寺町と云所に在住し玉ふと云、一本に居館は御幸町の北、今の築地の內なりと云、）寬永元子年九月六日七十六歲にて薨去なり、洛東高臺寺は、此政所殿の御願に仍り、慶長十一年に建立有と云、

或記に政所殿御存命の間は、關東より一萬六千石（イに一萬石）を賜、薨去の後、彼遺領の內三千石を分て、木下左近三に賜と云、

〇淀殿の略傳

秀吉公の側室淀殿諱は於野々（一本オチヤヽ）父は江北小谷城主淺井備前守長政（下野守久政息）母は織田備後守信秀女、諱はお市、信長公の末姉也、長政は天正元年九月朔日、信長公の爲に自殺す、德勝院天英宗淸居士と諡す、（寬永元年九月中納言從三位を贈らる〇養源院とも諡す、洛東養源院は、則淺井長政息僧正淸伯の草創する寺なりと云、）長政に二男三女有しが、小谷落城の砌、女子は別條あるまじとて、內室と息女三人に、藤懸三河守を相添へ、織田家へ送返されたり、（內室は後に柴田修理亮勝家へ息

女三人を連れて再嫁せらる、天正十一年四月二十四日勝家と共に自害自性院と稱す、）嫡男は萬福丸と稱す、家臣木村喜内之介を相添へ、越前敦賀に隱置けるを、織田家より捜し出し、江州木本の驛に於て串指にせられたり、（串指は今磔に類するか、或本に吉利支丹の刑にて、百有餘年以來用ゆと云々、）二男は當歳にて中島左近、小川傳十郎傳撫育、同國長澤村一向宗門福田寺の弟子と成り、慶安と云、是は住所不知にや、又出家に成候故にや、咎なし、女子三人は信長公舍弟、上野介信兼預り被置、成長の後長女（諱於發）は、京極宰相高次卿の室家と成る（後に常高院と云、若州後脊山の麓に、常高寺と云寺有り、是常高院の爲に建られたりと云り）第二は於野々の方也、（是秀賴公の御母公）中頃淀城にまし〳〵ける に仍り、淀殿と稱す、元和元卯年五月八日、大阪城中に於て生害し給ふ、于時四十九歲、（或は四十歲三十九歲共あり、別本に淀殿は天正十一年柴田勝家自殺のとき十三歲、同十七年十九歲にて、秀吉公の側室と成給と云、此の說によれば四十九歲なり、）大虞院英岩（一本大廣院又淀光院又大虛院花顏妙香とあり、）と謚す、第三は秀忠公の御簾中なり、（奧に記す、）

○東照宮の略傳

家康公は淸和源氏八幡太郞（陸奧守）義家の二男、式部大輔義國、其嫡男新田大炊介義重（新田足利の祖御當家に至り、鎭守府將軍を贈らる、）其四男德川（イに得川）四郞義季より出たる、新田の御氏族なり、（新武東鑑に、義家の四男德川四郞義季と有は非なり、）

御父は三州岡崎城主世良田次郞三郞廣忠公（御治世後贈從二位大納言）是德川義季より十五代、岡崎城主次郞三郞淸康公の御子なり、（淸康公は天文四年十二月五日、尾州森山に於て、不慮に橫死し玉ふ、于時二十五歲、善德院年叟道甫大居士と謚す、）大永六丙戌年四月二十九日、三州安祥寺に於て御誕生、御母公は產後に被卒、（氏系闕）御小字千松君、又竹千代君と稱す、天文十八酉年三月六日逝去、于時二十四歲（イに二十一歲）瑞雲院殿應政道幹大居士と謚す、（一說其後慈光院殿と稱し、慶安元年百回忌のとき、大樹

寺と改られしと云々）
廣忠君に二男三女有り、皆御異腹なり、一男は家康公、二男は家元、（後に康元御病身に仍、閑居慶長八卯年八月十四日卒去、正光院殿梁傳宗英大居士、）三女の一は、市場殿、（後に實鏡院殿と稱す、荒川甲斐守賴將室、後に酒井備後守忠利室、一說後に筒井伊賀守定次、又筒井主殿介定慶に再嫁、）二は矢田の方と稱す、（長澤源七郎、後に上野介康忠の室、）三は多劫の方、（櫻井の與一郎忠正室、後に長源院殿と稱す、一本に多劫方は、久松土佐守勝俊の息女、家康公と異種同腹の御妹なりと有、）御母は三州苅屋城主水野右衞門太夫忠政の息女、諱はお大と稱す、（母は大河内右衞門尉元綱養女、實は靑木加賀守式宗女、於留の方と稱す永祿三年五月六日死去、華陽院桂慈仙と稱す、駿州宮崎智源院に葬る、）お大の方は、天文十丑年正月、廣忠公の室と成り給、翌年家康公を產み給ふ處に、水野忠政卒去の後、お大方の舍兄下野守信元、織田信秀に好みを通ず、德川家は此時分今川義元の助けを受け給により、同十三甲辰年御離緣なり、其後三州小川城主久松土佐守勝俊（イに定俊）に再嫁し、四男三女を產み給、（イに土佐守を佐渡守に作る、

嫡男彌九郎定道、父土佐守の弟十郎左衞門吉次と不和にて切害せらる、二男康元、（始勝元）三郎太郎と稱す、永祿三年五月十八日、家康公（此時分は康公と云）より、松平氏を賜、其後度々御加增にて、四萬石になり、慶長八年八月十四日卒去（此跡今侯家に不見）三男康俊源三郎と稱す、康元同時に松平氏を賜、其子孫今下總國多古領主一萬二千石を被領、四男定勝、三郎四郎と稱す舍兄同時に、松平氏を賜、段々武功有に仍り、勝れて立身せられ、左近衞權少將に至、寬永元甲子年三月十四日六十歲にて卒せらる、（イ寬永三年十月四日六十五歲にて卒、）今豫州松山城主奥州白川城主、豫州今治城主等の祖なり、

女子の第一松平玄蕃頭家淸の內室、二女は松平丹波守康長室、三女は早世なり、

或本嫡女は松平與市郎忠政室、二男豐前守康俊、三男隱岐守定勝、四女松平玄蕃頭家淸室、五男遠江守定吉早世、六女松平丹波守康長室、八男因幡守康元と云、又三男四女に作る、嫡男豐前守康俊第二因幡守康元、第三隱岐守定勝、一女松平伊豆守信一室、二松平丹波守康長室、三松平玄蕃頭家淸室、四女早世なり、

永祿三申年正月家康公(此時は元康公)に御對面有り、慶長七寅年八月二十九日七十五歲にて逝去、傳通院殿蓉譽光岳和香大禪尼と謚す、武江小石川宗慶寺に葬る、(一本宗慶寺、後に寺號を改め、無量山傳通院壽經寺と號す、

家康公は天文十一壬寅年十二月二十六日、三州岡崎城に於て御誕生なり、(其蛽曰、一說に三州鳳來寺の藥師佛十二神の內、寅神御誕生の節より紛失して不見、當分は色々搜求れ共不知に仍、詮方なく其儘に打過けるに、遙に年を經て、元和二年薨去の後、件の神像忽然と歸座有しとなり、故に神君は將に寅神の化神にて、天下を平治し玉へりと、時の人申合と云、)御小字竹千代君と奉稱、同十六年八月(六歲)質として今川上總介義元の許へ行給處に、三州田原城主戶田藤五郞、途中にて奪取、織田彈正忠信秀へ送りし故に、尾州熱田の住人加藤圖書が許に坐せり、同十七年信秀の嫡男、尾州安祥の城に籠たる、織田三郞五郞信廣、德川衆に被圍、旣に生害に及んとしける時、父信秀より和談有て、同十八年の春、竹千代君岡崎へ御歸城ましまし再び今川家へ行給、弘治三丙辰年正月三日御首服(十五歲)義元より諱の字被餞、元信(イに元康)と名乘給ふ、同年(イ永祿元年)三州へ御歸城有り、同三年五月(イ正月)藏人元康と被稱、永祿三申年五月今川義元尾州へ出張して、織田信長公と合戰、義元の軍利あらずして終に生害せらる、其後織田家と御和睦有て、家康公と御改名有り、

一本、永祿六年の秋家康と改給、(二十二歲)同十二巳年松平氏を德川と改給、(二十八歲、)德川は御先祖の稱號なり、或は永祿九年十二月、家康公(二十五歲)從五位下三河守に叙任し給、自是德川氏に歸

給とも云、
元龜元午年遠州濱松（濱松以前は引間と云ひしを改給と云）城に移給（二十九歲）天正十四戌年十二月駿府城に被爲移、（四十五歲）同十五亥年八月八日從二位權大納言に昇進し給、（四十六歲）（元は正三位權中納言なり、自是前の官位諸錄に讓りこゝに略す、）北條滅亡の後、同十八年御本領駿遠三甲信の五州を被轉、伊豆相模上野下野武藏上總下總安房八州に換て、秀吉公より進給（四十九歲）
或說に、房州の里見安房守忠義、下野國宇都宮三郎左衞門國綱、或は皆川秋元以下の國人は皆附庸なり、右の外に江州守山邊にて九萬石、駿州島田にて二千石、江州石部勢州關地藏四日市場石藥師庄野三州白須賀中泉駿州興津にて、各千石を被進、附庸を除き二百餘萬石なり、
其後江府御在城なり（天正十八年八月御入國）
或記に、自是以前の北條の從軍遠山左衞門景政江府に在城せしが、其身は小田原城に在て、弟川村兵部大輔に守らしめたり、然るに景政が甥及び眞田隱岐守を鄕導として、江戶城を追立けると云、
慶長元丙申年正月八日正二位に叙し、內大臣に任じ給、（五十五歲、）同七寅年正月六日從一位、（六十一歲、）翌八卯年二月十二日、征夷大將軍補任（六十二歲、）
牛車兵仗を賜、同日淳和奬學兩院別當を兼備し、右大臣に任じ、源氏長者宣旨を蒙り給、
共蜩曰、淳和院奬學院の別當、氏長者は代々久我家に兼任せられしを、此時より久我家を止られ、御當家へ被附しと云、（此說非なり、此號は元久我家に傳へられしを、中頃京都將軍へ許賜事王代一覽に見えたり、）
同十年（一本九年四月）奏して、秀忠公を進め、御身は征夷大將軍を辭し給、夫より大御所と奉稱す、（六十四歲）同十二年七月三日、再駿府を御在城し給、（六十六歲）元和二辰年三月十七日、太政大臣に被任、（一本太政大臣の宣旨は御辭退有しと云、）同四月十七日薨去、駿州久能山に奉葬、安國院殿德蓮社崇

譽道和大居士と奉諡、
同三丁巳年二月、後水尾天皇勅して東照大權現と神號を授け給、同三月九日正一位を贈り賜、同四月下野國日光山へ御改葬有り、共後正保二乙酉年十一月後光明天皇、勅して宮號を授賜ふ、夫より東照宮と奉稱、

家康公御子十男四女有り、

第一岡崎三郎信康君、（一本に第一女奥平美作守信昌室に作は非なるべし、○御母は今川義元養女、實は關口刑部少輔親永女、是家康公の御簾中なり、天正十七年八月二十九日故有て御生害、遠州敷智郡西來院に葬、清池院殿降月秋天大姉、或照池院月山に作る、）天正十七年九月十五日、罪有て遠州二股に於て御生害（二十一歲、）騰雲院殿隆岩長越大居士と諡す、（遠川二股清龍寺の碑には、清龍寺連岩差通大居士と有、）御室家は、信長公の姫君、（寛永三年五月十日七十八歲卒去、見星院殿と諡す、）信康君二女子有、（小笠原次部大輔秀政室本多美濃守忠政室、）

第二諱に盛姫、（イニ龜姫、）永祿三年御誕生、奥平美作守信昌室、加納殿と稱す、寛永二乙丑年五月二十七日（イ二十二日）卒去（六十六歲）盛德院殿香林慈雲大姉と諡す、京都妙心寺に葬る、（御母信康君と同、）

第三諱は德姬（第七女に作は非なり）、北條相模守氏直室、氏直歿後、文祿三午年九月、池田三左衞門尉輝政へ再嫁、元和元卯年二月四日卒去、良正院殿（或良照院）智光慶安大姉と諡す、（御母は鵜殿三郎長持が女、西郡方と稱す、）

第四於義丸君、天正二甲戌年二月八日、遠州產目村に於て御誕生、後年秀吉公の養子と成り、羽柴三河守秀康と名乘給、天正十八年下野國結城々主結城中務大輔晴朝に、再養子と成り、慶長十二未年閏四月四日（イに八日）越前福井城にて逝去、時に從三位中納言三十四歲

なり、孝顯院殿吹毛月珊大居士と諡す、同五月改葬有り、淨光院殿森巖道府蓮正大居士と追考すと云、御母お万の方と稱す、尾州熱田祠官永見志摩守の女、（一本攝州大阪に住する村田意竹が女とも云、又永見志摩守後に村田道竹と稱せしとも云、）

第五秀忠公（別に略傳以下に）

第六薩摩守忠吉朝臣、（始忠康下野守と稱）天正九巳年九月（或は八月）御誕生、秀忠公と御同腹、御小字福松丸と稱す、同十九年東條の松平甚太郎家忠の遺跡を繼給、慶長十二年三月五日逝去、從三位左近衞中將（二十七歲なり）往高院殿憲營玄伯大居士と諡す、江府增上寺に葬る、

第七万千代君（諱信吉）と稱す、天正十一癸未年御誕生、母公の氏を繼て、武田と號す、慶長七壬寅年常州水戶城主と成る、二十五萬石を領し給、（元は下總佐倉）同八年九月十一日卒去（二十一歲淨鑑院殿と諡す、母公は甲州秋山越前守虎康が養女、實は武田信玄息女なり、寛永十四丁丑年三月十三日卒、凉雲院と諡す、

或本秋山夫人の墓所不詳りしに、貞享年中水戶黃門君御穿鑿あり、下總國小金村本土寺に在しと云、或記に家康公御妹君穴山梅雪齋の女を養給、万千代君を生、仍武田氏を繼給處に、此君卒去により、彼女薙髮して天性院と稱すと云、

第八蒲生飛彈守秀行室、（一本第六に作るは非なり、）秀行卿慶長十七年三十歲にて逝去（參議從三位）依之元和元年十二月（或二年四月七日又三年三月十五日）淺野但馬守長晟へ再嫁、同三巳年八月二十八日（或晦日）卒去、（二十九歲）正淸院（或昌淸院）英譽果說善芳大姉と諡す、洛陽新黑谷に葬る、（墳墓は本堂乾の方南向）御母は市川十郎右衞門女、寛永十四年三月十三日卒、良雲院夫譽壽淸大姉と諡す、

第九上總介忠輝朝臣なり

文祿元辰年遠州濱松城に於て御誕生、御小字辰千代君と稱す、後年長澤源七郎康忠の遺跡を相續し給、慶長十五年閏二月三日、越後國を賜、(本は信州川中島、)元和二年八月故有て配流、天和三年七月三日配所に於卒去(九十二歲、)寂林院殿心譽輝窓月仙大居士と謚す、

御母はお茶阿の方と稱す、初尾州金屋村の商賈の妻女なり、夫死して家康公に仕たり、元和七年六月十二日(或十三日)死、長覺院貞譽宗慶大姉と謚す、

第十松千代君と稱す、文祿三年御誕生、慶長四亥年正月十二日早世、(六歲)大應淨安と謚す、御母公不詳、

第十一仙千代君と稱す、文祿四未年秋御誕生、

家康公創業の功臣、平岩主計頭親吉が養子に成給ふ、慶長五年二月七日卒去(六歲)高岳院殿と謚す御母は龜方と稱す、淸水甲斐守(或は加賀守)宗淸が女なり、(龜方實は八幡祉人竹腰氏の女なりと云、)

寬永十九年九月十六日死去、

相應院信譽公安大姉と謚す、

第十二尾張義直卿なり、

始義利と名乘り給、慶長五子年十月二十八日、城州伏見に於て御誕生、仙千代君と御同腹なり、御小字五郎太丸と稱す、同八年甲州を賜ふ、同十二未年閏四月尾張國を賜ふ、慶安三年五月六日逝去、于時從二位大納言(五十一歲)敬公と謚す、

第十三紀州賴宣卿なり、

始賴將と名乘給、(一本政賴)慶長七寅年三月七日城州伏見に於て御誕生、御小字長福君と稱す、同八年常州水戶を賜ふ、同十四酉年十二月駿遠二州の內にて二十萬石を賜ふ、其後紀州を賜ふ、和歌山城

へ還り給ふ、寛文十一亥年正月十日逝去、于時從二位大納言(七十歳)南龍院殿と謚す、同國鴨谷に葬る、御母は正木左近太夫康長(或は頼長)入道女、(或本於萬方)承應二年八月二十一日卒去、養珠院妙日心大姉と謚す、

第十四水戸頼房卿なり、

慶長八卯年八月十日城州伏見に於て御誕生、御小字鶴千代君、(成は鶴松)と稱す、同十一午年常州下妻を賜ふ、同十四酉年十二月常州水戸の地を賜ふ、寛文元丑年七月二十五日(或は二十日)逝去、于時正三位中納言(五十九歳)成公と謚す、御母は蔭山長門守廣蓑女、實は太田新六郎重政(一本新八郎康治に作)が女於勝方と稱す、寛永十九年八月二十三日卒去、(一本六十五歳)英勝院長譽淸春大姉と謚す、

一本、太田新六郎重政の養女、實は蔭山長門守女なりと、一本、太田新六郎康資の女、實は正木左近太夫頼忠、養珠院妙紹日心頼宣卿の御同腹なりと云、或本に、英勝寺の石碑には、父は太田康資、母は遠山丹波守直景女にて、一女を產せられし處早世により水戸頼房卿に命ぜられ、御母に准せられたるよし見えたり、

第十五御女子、慶長十未年正月朔日御誕生、同十五戌年閏二月十二日(或は十三日)卒去、御母は遠山丹波守貞宗なり、(英勝寺の銘によるときは、貞宗は貞景の誤にて、英勝院の御腹なるべし、)

第十六御女子、慶長十三年申年二月御誕生、同十五戌年二月十五日早世、御母は太田武菴女なり、

五大老の略傳（但小早川隆景卿は逝去、右代り上杉景勝卿を以て爰に擧る）

〇家康公略傳前卷に在り

或本に白石先生曰、文祿二巳年天下の政令を敷かれし時、德川殿前田利家、浮田秀家、毛利輝元、小早川隆景連署せらる、時に五人の大名衆と云し由、北川次郎兵衛（秀頼公の近臣なり、大阪御陣の節も、山川帶刀と同く、一隊の小將はり、）が記に有り、夫を五大老と稱せし事は、太閤薨じ給し後に、大阪の奉行等が云出せる事にて、德川殿をも彼家の老と稱し、家司なりと云ん爲なり、然るを又其世にも、其心を得ぬ人、、皆五大老と云もし、筆にも章す、大に僻なり、德川殿は此時既に大臣の位に登らせ給ふ、昔照宣公の始て關白に成せ給しより以來、關白の家に、大臣を以て臣とせし例なし、或は又大織冠始て內大臣に成せ給ひしより、內府たる人の家治めたる例有べからず、世既に澆季に及び、人皆不學なりと雖、かく名の正しからざるこそ淺ましけれと云々、

加州金澤城主前田大納言利家卿

利家卿は尾州荒子住人前田縫殿介利春の四男、

或本に利家卿の父は、尾州愛知郡一柳の庄、荒子村住人源左衛門と稱せり、然れ共系圖等には、前田藏人菅原利昌と記すと云々、

或家記に利春は信長公に仕へ、食祿三百貫を賜、永祿三庚申年十月十三日死、通桃菴休岳大居士と諡す、母は長齡妙久と法名す、永正元癸酉年十一月二十四日死、利春に六男二女有、長男利久、（後に利

家金澤の城主たるとき、右城の留主居を勤、六千石を領す、慶治利益の父なり、）二男三左衛門利玄、（早世）三男安勝五郎兵衛と稱す、（能州七尾城主）次は寺西某の妻、次は良久、次は秀繼、次は高畑定吉妻、（或記には嫡藏人利久、第二五郎兵衛安勝、三男三左衛門利玄、四男孫左衛門良繼、五男右近亮秀繼、六男利家卿、七男佐脇藤八郎良之、女子高畑石見守定吉妻と云、）

別記に、利家卿の父は藏人利昌、（或は利成始源左衛門と云、）初尾州荒子に城を築居、前田村を去る事十町計、故に前田を以て家名とす、永正五年二月十三日卒、法名道譽と號云々、

其祖天穗日命より出て、歷代年世久故未委、

或家記に、前田氏は右丞相道眞公の苗裔なり、

右丞相筑紫配流の後、居事三年にして二男を生む、長は前田を姓し、次は原田を姓とす、

又曰、前田は藤原氏にて、利仁將軍より出て、嘗て原田中務大輔某、筑紫尾州荒子里に移り、

前田某の家を主とす、後に養子となり一男を産む、此利家卿父なりと云々、

利家卿小字犬千代、後孫四郎と稱し又左衛門と改む、天文七戊戌年十二月二十五日、於荒子鄕誕生、十三歲より信長公に仕へ小姓と成り、永樂錢三十貫を賜、（或家記、十四歲のとき、信長公へ見ゆ、五千貫を賜と、按るに五千貫は父藏人の采地なるべし、）十五歲の時、信長公の同朋と口論して、同朋を手討にす、仍て信長公の勘氣を蒙り浪人す、

弘治二月（或三年）信長公御舍弟武藏守信行と合戰の時、利家卿十九歲にて忍で先鋒に進み、太刀打の高名有り然共歸參を容し給はざる處に、又敵陣に驅入て力戰し信行の家臣宮井勘兵衛か弓を以て、利家卿を射たるを直に鎗付て宮井が首を提げ、麾を添へ、實驗に入られければ、信長公心解て召返され、百五十石を賜ふ、

成家記に弘治二年五月尾州稻生の役に宮井勘兵衛恒忠、利家卿の右の眼下を射たりし時、利家卿大に

怒て、鎗を執り、直に進で宮井を突殺す、永祿二年私の仇を以て寺人重阿彌と云者を殺し浪人す同三年今川義元と合戰の時、私に織田公に從ひ、追撃て首を獲て、信長公の馬前に來り之を獻ずれ共、先の罪を聽し給はず、同四年濃州に於て長井甲斐守、日比野下野守と合戰の時、復前年の如く從ひ、首二級を獲て、直に信長公の門に到らるゝを見給、彼咎を被免、百五十貫を加賜せらると云、夫よりして無程三千石に成り數度の軍功有て、越前府中の城主となり、三萬五千石を賜ふ、

或家記に天正九年能州七尾に移り、三十餘萬石を領す、息利勝越前府中に封を受と云、信長公弑せら給て後、柴田勝家に組せられしが、勝家滅亡して、秀吉公に降參有り、然後加州金澤城主と成り、天正十七年小田原陣に、利家卿並息利勝、(後利長に改む)勳功有て、次第に加增し、終に加賀能登越中三州に主たり、且秀吉公の姓と稱號を賜り、羽柴筑前守に任じ、文祿元辰年八月、從三位權中納言に叙任せらる(本は宰相)慶長三年戊年四月二十日(或は二年三月十一日)從二位大納言に昇進し、同巳年閏三月三日逝去、于時六十二歲、(或六十一歲)高德院と謚す遺言に依り、加州金澤野田山に葬る從一位を贈り給、

或本に利家卿五男十一女有り、第一前田對馬守長種室、第二中川武藏守光重室、第三筑前守利長卿、第四羽柴孫四郎利政、第五麿阿方と名く、第六京の方と名く、是備前中納言秀家卿の室、第七長と名づく、細川與七郎忠隆室、後に村井出雲守に再嫁、第八世目と名づく、淺野紀伊守幸長室、第九前田修理亮利好室、第十福と名づく、長九郎左衞門尉連龍の息、十左衞門尉好連室、好連死後、中川大隈守に再嫁、第十一幕知と號す、篠原主膳室、第十二筑前利光、(後中納言利常と改)第十三前田大和守利高、第十四備前守利豐、第十五女子早世、第十六女子早世云々、

利家卿の嫡男利長卿の母は、高畠吉光女、元和元年七月十六日卒、京紫野大德寺に葬る、芳春院華岩宗富大姉と號す、利長卿は天正九年越前府中城主と成り、元龜十一癸未(元龜は非か元龜は四年目に改元な

り癸未天正十一なるべし。）加賜せられ、加州松任城に移り、後に越中國守山城主と成る、文祿三年同國富山城に移り、官位次第に昇進、慶長三戊年、四月二十日從三位權中納言に叙任せられ、利家卿逝去の後、家督を繼る、然に關か原合戰の時、舍弟能登守利政は、太閤の御厚恩を思ひ、大阪に與力し、利長卿は德川家へ屬せられ、而して大阪方敗軍の後、家康公利長卿の忠節を感じ給て、利政の死刑流罪を免ぜられ、所領悉く沒收せられ、其沒收する所の、能登國二十四萬六千餘石、利長卿に賜ひ、利長卿實子無により、同十年六月十八日末弟利光に家督を讓り、其身は越中國高丘城に隱居し、同十九寅年五月二十二日（或七月二十三日）逝去、于時五十三歲、瑞龍院聖山英賢大居士と謚す、正二位大納言を贈賜す、

○備前國岡山城主浮田中納言秀家卿

備前美作備中半國播摩三郡、都て四十七萬四千石（或四十四萬四千石）を領せらる、秀家卿父は和泉守直家、母は中山備前守信守女なり、直家始は三郞左衞門と稱す、惡逆暴行にして、親族緣者を追討或毒殺して、其土地を押領し、自立して備前美作二國の主と成り、猛威を奮ひしが、信長公の時に當て、領地を召上られ、備前國に於て、五萬石を賜、天正十年正月卒去、秀家卿、此時九歲にて八郞と稱し、後に河内守家氏と名乘、秀吉公天下草創の時より忠戰勤勞有し故、舊領を賜、且羽柴の氏諱の字を拜領し、秀家と名乘、終に從三位中納言に昇進す、然るに關か原合戰の時、豐臣家に屬し、專ら下知を加へられけるが、敗軍の時、主從三人と成り、密に大阪に歸り、島津父子に相議し、再旗を擧んと思ひ、中島の屋敷へ來り、內室（前田利家卿の女）に逢ひ、竊に薩州へ下向の用意有ける處に、前田利長卿より秀家歸館の旨を、德川家へ達せられ、此度罪御赦免の儀を願はれしにより、死罪を免され、八丈島へ配流せられ、領知悉く沒改なり、

一本秀家卿薩州へ逃下られし處、島津家より、願に仍死一等を免ぜられしと云々、

自此先、秀家卿は剃髮して休移と稱す、時に二十七歲なり、寬永の頃迄配所に存命にて居られしとかや

今に至り、彼島に子孫有と云、

其嫡曰、流刑解官の人に、呼名なくては不濟とて、秀家幼名再び呼で、宇喜田八郎と被稱と、一本にあり、

或本に、秀家卿幷に息男八郎も、倶に八丈島へ配流せらる、（父子同島へ流刑の事、其例を不聞、是は格別の御沙汰なるべし、本文の說によるときは、右に記す秀家變名の說は非か、子息八郎の事を混交したるなるべし、）八郎が乳母有り、是は速に立去ぬ、其介の女（さしと云）島へ供せん事を遮て願ふ、女の事なれば苦かるまじとて、御免有て、倶に島へ行く、後年彼女の悴（前田家に仕て澤橋兵太夫と云）公儀へ愁訴して、前田家より八丈島へ毎歲助成の金、幷に入用の物を被差越候樣に公命被成下度旨、頻に相願に仍、御評定の上、御聞屆有之、乍去金も多は成難し、其外の物も品に寄り成ぬ物も有べし、其員數品物を究め、前田家へ可被仰渡とて、則其趣加州へ御下知有て、每年定の通取調て、官へ出され、點檢の上、島へ送り、被遣けるとかや、委くは、新東鑑に在り、爰には其採要而巳、

或說に、浮田の舊臣花房氏よりも、年々米二十俵宛を贈と云り、是は前卷にも出たり、

浮田（或宇喜田）の家系不詳、其先赤松より出たると云り、

〇藝州廣島城主毛利中納言輝元卿

平城天皇の後胤大江廣元の末葉、小字幸鳩丸と稱す、祖父は少輔太郎（後右馬頭）元就、父は備中守隆元、後に大膳太夫と稱す、元就神武獻智の良將にて、備中守弘元の二男なりしが、舍兄備中守興元、早世たりしより、元就家督を繼ぎ三千貫の地を領し、武威益盛にして、郡國を攻取、從四位下大膳太夫に叙任し、永祿三年菊桐の御紋を賜、陸奥守に改め、終に安藝周防長門備後因幡伯耆隱岐石見出雲備中十州を領す、元就數子有り、嫡男大膳太夫隆元、二男吉川駿河守元春と稱し、後に隱岐國を領す、三男は小早川左衛門督隆景と稱す、後に筑前國立花の城主と成り、三十萬六千石を領し、從三位中納言に昇進し、

五大老職に列し、慶長二年六月十三日に逝去、于時六十六歳、四男伊豫守元清(毛利甲斐守秀元卿の父)等なり、嫡男隆元は雲州の尼子下野守晴久、毛利家の命令を背く故に、退治の爲出陣せられし處に、永祿六年八月四日、藝州佐伯郡船木に於て頓死せらる、依之隆元の息輝元、此時十一歳成しが、父に代て出雲へ赴き日々夜々合戰有り、尼子終に利を失ひ、毛利家の幕下に屬して居城を明渡せり、然に元龜二未年六月十四日、元就七十五歳にて卒去せられしかば、輝元父祖の家督を繼て武威を振はる、其頃信長公中國九州を從へられんと、天正十二未年羽柴秀吉を將として指向られ、合戰半に、信長公明智光秀が爲に被弑給ふ、此事中國へ未達以前に、秀吉輝元既に和睦有て、毛利家より備中備後伯耆三ケ國を獻じて降參有ければ秀吉速に京都へ攻登り、光秀を誅伐して、天下を治め、中國七州を輝元卿へ賜ふ、仍て輝元百二十萬餘石を領し、從三位中納言に昇進し、大老職たり、關ケ原合戰の時、大阪に屬し、敗軍の後剃髮有て、家瑞と稱し、關東に降參せらる、依之領地を減じ、周防長門二ケ國を賜ふ、然後寬永二丑年四月二十七日逝去、(七十三歳)天樹院雲岩と謚す、(一本幻菴宗瑞と號七十二歳とあり、)

或記に秀吉中國に於て信長公の變を聞て、之を敵に告て進退を究んと欲せらる、輝元義を以て和平せらるとあり、

○奥州若松城主上杉中納言景勝卿

始は喜平次と稱す、大僧都輝虎入道不識院謙信の姊聟、長尾越前守政景二男なり、母は仙桃院と稱す、

或記に越前守政景自立の志有により、謙信之を亡さんとせられしを、謙信の臣宇佐美駿河守定行、(七十六歳)此を聞き後難を恐て、永祿七年七月五日政景と共に船に乘、遊覲して政景と組で、水底に沒せり、越前守の嫡、右京進義景は、同九寅年十月に死去せり、

輝虎は桓武天皇の後胤、長尾信濃守平爲景四男にて、享祿三寅年三月二十一日出生、小字虎千代、後に平三景虎と稱す、然に景虎の舍兄彈正左衞門晴景は酒色に長じ、制度をみだるにより、家臣等計りて景

虎を立て、家督を繼しめんとす、晴景之を聞て兵を起し、景虎と合戰に及べ共、軍利あらずして、天文十六年四月十六日越後の府内に於て晴景生害、于時四十五歲、依之景虎家督を繼で、威勢最大なり、

或說に、自是先に爲景の二男平藏景康三男左平次景房は父越前守の出頭人、黑田和泉守幷に、弟伊豆守が逆心により、天文十一年二月生害、後年景虎黑田兄弟を誅す、

天文二十一年三月（或二月）剃髮して謙信と稱し、淫事を禁ず、于時二十二歲なり、是は舍兄彈正左衞門を討て、長尾の家を相續せし先非を悔てなり、然るに鎌倉の管領上杉修理太夫憲政は、累年相州の北條左京太夫氏康と國を諍ひしが、憲政終に戰負ぬ、長尾家は代々上杉家の長臣たるにより、景虎を賴れたり、謙信辭するに不及、是に應ず、其後憲政より關東管領職幷に上杉氏の稱號、且相傳の系譜を被與、故に長尾を改め、上杉と冐姓す、

一本天文二十三寅年關東管領職、幷に憲政の諱の字を受て政虎と名乘、同年從五位下彈正少弼に叙任し、弘治三年より上杉に改しと云、

永祿二己未年上洛有て、公方義輝公より、塗輿朱柄の傘、幷に屋形號且御諱の字を賜ひ、輝虎と名乘、同六亥年正月二十一日より禁じて魚肉を食せず、元龜元年甲州の武田玄信大軍を發し、駿州へ寄來り、國を掠奪ふ、此時北條氏康は謙信と和睦し、七男三郎を以て人質とす、輝虎嗣子なきにより、三郎を養子とし、景虎と名付、景勝の妹を以て妻たらしむ、謙信は其威滋ふるひ、終に加賀越中飛驒越後佐渡其外も從ひ屬しけるが、天正六寅年三月十三日四十九歲にて卒去せらる、然るに景勝卿は、謙信の本城越後國春日山に入て、景虎を討んとせらる、上杉家の長臣等も、三郎を家督とせば、舍兄北條氏政に從はん事を恐れ、依之景虎軍を出して、挑戰せしかども、終に戰負、同七年三月二十四日、同國鮫尾の城に於て切腹す、此騷動につき、能登加賀飛驒等の國々は、悉く信長公に降る、同八辰年景勝は越後佐渡の仕置をせらる、同十年六月二日信長公は明智光秀が爲に弑せられ給ふ、諸國大に動亂するにより、景勝は

信州に進發し、更科郷川中島の邊を攻取、其後秀吉公に屬し、同十四年六月に、攝州大阪に來、同二十二日左近衞權少將に任じ、越後守と稱し、其後彈正大弼に改む、文祿三年年正月五日從三位に叙し、同十月權中納言に任ず、（本は宰相）慶長二酉年小早川隆景逝去後、大老職に列し、同三戌年奥州若松城に移り、百五十萬石に成る、同五子年石田治部少輔三成、上杉家の長臣直江山城守兼續（三十二萬石）と相議て、德川家を亡さんと巧み合戰に及び、大阪方戰負しにより、其後領地被召上、羽州米澤城主と成り、三十萬石を賜ふ、元和九亥年三月二十日逝去、于時六十九歲なり、息喜平次定勝家督を繼で後に左近衞權少將に任じ、彈正大弼と稱し、正二酉年九月十日、武州江戸に於て卒去、時に四十三歲、定勝の息を播磨守綱勝と稱す、寛文四辰年閏四月七日十七歲にて卒す、（其輌曰、正保二年定勝卒去の砌、當歲にても寛文四年には二十歲なるべし、年月の書違か年齡の書違か成べし、）今嗣無して領地被召上、定勝の壻吉良上野介義英の息を召出され、十五萬石を賜り、遺跡を繼ぐ、彈正大弼綱憲是なり、

三老職の略傳

三老は平生の國政には不預、若くは大老奉行の間に、異議故障の出來しとき、三老取扱之て、和平ならしめん爲に、太閤の立置れたる職分なり、

○讚州香川郡高松城主六萬石　生駒雅樂頭親正

親正は始甚助と稱す、秀吉公に仕へて、所々の戰場に於て軍功を顯し、就中江州志津ヶ嶽尾州小牧に於て高名有り、仍、三萬石（本五千石）に取立給ふ、太閤歿後は家康公に屬し、老衰して病死す、息讚岐守一正、家督を繼ぎ關ヶ原合戰には、關東へ屬し、軍功有り、其賞として讚州一國を賜ひ、十七萬千八百石を領し、元和六申年六月五日三十六歲にて卒去、息壹岐守高俊、（小字小法師と稱）魯鈍にして、制法不整、家中騷動するにより、所領悉沒收せられ、寛永十七辰年八月出羽國へ流刑、萬治二亥年六月十六

日配所に於て歿す、
右家中噪動の譯は、家老生駒將監前野助左衞門石崎若狹等が爭論に仍なり、委は武家盛衰記等に在り、爰に略す、
○駿州府中城主十四萬五千石　中村式部少輔一氏
一氏が父は一政彌平次と稱す、秀吉公に仕て病死せり、一氏も天下草創の時より、數度戰功を著し、次第に立身して、食祿十四萬五千石を賜ふ、太閤歿後は家康公に忠志有て、慶長五子年七月病死す、然に石田三成、德川家を亡さんと軍立して、濃州關ケ原に於て、德川家と鬪戰す、其時一氏が息一學、幼少たるより、伯父中村彥右衞門尉一榮、陣代として忠戰す、此賞に御加增有り、都合十七萬千石を領し、伯耆國米子城へ移る、其後、秀忠公の御前に於て元服し、御諱の字を賜り、伯耆守忠一と稱す、同十四酉年三月御暇を賜り、伯州へ下りし處に、亂心して數人を殺害し、同五月十一日狂死す、于時二十歲とかや、忠一無嗣に仍り、領地沒收せらる、家斷絕す、
○遠州敷智郡濱松城主十二萬石　堀尾帶刀先生吉晴
吉晴は尾州の住人、中將少輔吉久が息なり、小字仁王丸、後に小太郎、又茂助、始信長公に仕へ、後に秀吉公に仕へ軍功數度有り、故に本知二百石より十二萬石に至れり、太閤歿後には家康公に忠志有り、慶長五年（或は四年）四月公の御指揮にて、越前府中城五萬石（或六萬石）を加へ賜り、其後には拔群の功有て、關原合戰以後、三十萬餘石となり、雲州松江城に移る、老衰に及び、息出雲守忠氏に、家督を讓し處に、同九辰年八月忠氏廿二歲にて卒去せり、孫小太郎幼少なるが故に再勤し、同十七年（一本十六年）六月十七日六十九歲にて卒す、而して小太郎忠晴、父祖の遺跡を相續して後に山城守と稱し、寬永十酉年九月二十日卒去、無嗣に仍領地召上られ、家名斷絕せり、右三人衆を小年寄とも稱す、

五奉行の略傳

○丹州桑田郡龜山城主五萬石　　前田德善院玄以法印

一本丹州八上城主に作る非なり、其蜩翁曰、奉行の內大谷刑部少輔吉隆病氣に仍退役、右の代り德善院玄以、京都所司代兼帶して、奉行に列すと有れば、奉行の座列にては末席なるべし、爰に筆頭に記るは奈何、

玄以法印は前田利家卿の一族にて、織田城之介信忠卿の臣なり、

或家記に、玄以は、濃州土岐氏に仕へし、同國美刈城主齋藤左衞門利以が孫、前田與惣左衞門以勝息、與三左衞門正以が子と云り、利家卿の一族と云は誤なるべし、

後に秀吉公へ召出され、段々御取立に預り、所司代と成り、京內外の雜事祠佛宇の事を掌れり、關ケ原合戰の前より、石田が密意を悉く家康公へ告げ、又息主膳正利宗は、家康公上杉家退治の供奉をなし、父子共に忠節を盡せしにより、泰平以後に本領安堵せり、然に玄以卒して息主膳狂氣し、京近江の間を横行し暴虐なる事多く有しが、江州の里人と喧嘩して捕へられ、里人伏見へ訴ければ、則利宗を獄に下し、慶長十二年六月領地悉く召上らる、

或記に後年主膳正が息、平右衞門と云る者を召出され、俵數を賜と云々、又一說に平右衞門後に安藝守と稱し、寬文十三丑年二月より、京都の町奉行と成し共云々、

其蜩曰、平右衞門と有は非なり、半右衞門なり、京町奉行、後に大目付を勤しは主膳正子の半右衞門には非ず孫なり、又此家前田利家卿の一族と云事も、家系不分明にして安定ならず、先年右安藝守孫の半右衞門代に至を以て一族の末たる事を申立、加州へ交りの事を申込れけれ共、加州に於て捗々敷返答も無之、今に至て加州との因は無之、余は此家へ格別の緣有て、余が祖父は安藝守親

類書にも載れたれば、此家の事は粗知れり、仍註之○其蜩曰、五奉行の中にても、大谷淺野前田は公へ御親しく、大阪の密議も此三人より聞召て、御危難を逃れ給ふ事も多し、大谷は後に子細有て、西方に與しけれども、淺野と前田は始終公に屬しけること、諸錄に顯然たり、

或本に、太閤は諸大名出仕あれば多く留て饗應し給ふ、或は碁又は棋亂舞、其好に隨て遊び給ふ、德善院其輕々事を毎度諫めけると云々、

○甲斐國府中城主二十一萬五千石　淺野彈正少弼長政

長政は尾州中村庄住人又右衛門長勝子なり、信長公の弓の衆と云傳ふ、或本に、長政は安井彌兵衛と稱せり、長勝の養子なりと云々、

或本に、淺野長政の實父は、尾州宮後村の人にて、安井彌兵衛政時と云り、其頃信長公弓の衆、淺野又右衛門長勝は、武功の人にて、其先は土岐の種族淺野次郎光時の裔なり、長政弓矢に長じて（其蜩曰、長政は弓矢に於て格別の名無し、其餘の功勞を以て太閤擧用ひ給へり、故に息孝長の武勇を人稱して親に優れりと云へり、）其名有しが、長勝其女を以て長政の妻とせらる、（此女の姉は秀吉公に嫁）後に淺野の稱を嗣しめ信長公に請て、弓の衆とせり、信長公命じて秀吉公の旗下に屬せしむと云々、秀吉公の御臺政所の養父にして、天正三乙亥年九月十日卒す、母は木下七郎兵衛家利が嫡女にて、政所殿の姉なり、長政始は彌兵衛尉と稱し、信長公に仕へたり、智謀人に超え、武勇も又拔群なり、秀吉公と相双て、京都所司代を勤けるが、信長公横死の後、秀吉公に從服し、事功數多有るを以て二十一萬四千石（或二十四萬石）に至れり、息左京太夫幸長も、父長政に不劣、朝鮮國に於て數々高名有り、諸將に超越す、關ヶ原合戰の時に、父子共に德川殿に屬して勳勞有り、其賞として三十七萬四千七百石に擧られ、紀州和歌山の城へ移る、

一說、此時長政は常州眞壁、或笠間に隱居して五萬石を賜、長政死後に三男釆女正長重に賜、長重は

内匠頭矩長祖なり云々、

慶長十六亥年四月六日卒去、于時六十五歳なり、幸長は後に紀伊守に任じ、同十八丑年八月十八日卒去、二女有り、一人は越前宰相忠昌卿の室、一人は尾張大納言義直卿の御簾中なり男子無して舍弟但馬守長晟家督相續せり、

或記に長晟は先達て人質として秀頼公に昵近して二千石を領す（一本に後政所殿に仕へしと云々）依之家督に立ん事を憚り、淺野左衛門等言上して、其弟釆女正長重を立んとす、家康公聞召、嫡庶を亂るべからずとの命に仍り、長晟家督を繼と云、

元和五未年安藝備後兩州を賜ひ、藝州廣島の城主と成り、四十二萬六千石を領し、寛永九申年九月九日四十九歳にて卒、息岩松丸は、自是先寛永四卯年十一歳にて、家光公に拜謁し、松平氏幷に御諱の字を賜ふ、松平安藝守光晟と稱せり、

○和州添下郡郡山城主二十萬石　　増田右衛門尉長盛

長盛は始仁右衛門と稱し、秀吉公に仕へて大功有り、且公事裁判に、晝夜心胸を碎き、其理非を斷ずる事著明なり、慶長五庚子年に德川家を亡さんと謀り、大阪城に在て下知をなせり、關原合戰の後に知行沒收せられ、高野山に登り剃髮す、其後高力左近太夫に預られ、武州岩付に赴く、息兵太夫長廣は尾州家に在しが、（其嗣曰、兵太夫事、公の御近仕に有しが、御免を蒙り、夏御陣には、大阪城中へ駈込、五月六日に討死すと餘錄に見えたり、本文とは少し齟齬たり、追考すべし）夏陣の時、大阪城に籠り、五月六日打死を遂ぬ、是れ父長盛が下知なりと聞えければ、右衛門尉は、同二十七日配所に於て誅せらる、時に七十歳とかや、

或說に家康公大阪へ御動座有べき御沙汰の頃、高力左近太夫臺命を承り、増田に語けるは、御邊は太閤の御恩有る人なれば、豐臣家の容子を見られ度願有ん、然らば大阪へ上られよ、是私に申に非ず、

駿府より免し給りと云ければ、長盛聞て、大御所は、天下の仁君なればこそ、今此仰を承候へ、其老人にて大阪上り新附の兵を下知すとも、更に墓々敷事もなく、却て太閤の御眼力をも徒に爲べき恐れ有ば、配所にて命を終申度と云により、大御所其旨を聞せ給、兎も角も心に任すべしと仰けるが、其後豐臣家滅亡しければ、長盛高力に就て兩御所大阪へ御出陣の時より、如何にもして主君の終を承らんと祈候しに、天命有て終に亡び給し由、然を某何を樂み、暫も存命すべきや、身の御暇賜り候へと申乞て、切腹せしと云々、

〇江州犬上郡佐和山城主二十三萬五千石　石田治部少輔三成

或記に石田三成の食祿實は十九萬石なり、其餘は御預り地、幷に父兄の領地を合ての高なりと、

三成は初宗成左京と稱す、藤右衞門尉爲成が二男なり、秀吉公に仕へて御意に叶ひ、次第に立身せり、

或本に石田三成は、幼少の時或寺の童子なり、秀吉公一日放鷹に出給ひ、喉乾き給ひしにより、其寺に至て誰か有る、茶を點し來れと所望あり、石田大なる茶碗に七八分にぬるく立て持參る、秀吉公之を飲舌を鳴し、今一服とあれば、又點て之を捧ぐ、前よりは少し熱くして、茶碗半にたらざるを飲給ひ、又試に今一服と有り、石田此度は小茶碗にすこし計り調て出しければ、之を飲せられ、其氣の働を感じ給ひ、住持に乞ひ、近侍にし給ひ、次第に立身しけると云々、

然るに太閤歿後に、家康公を亡さんと謀り、慶長五年諸大名をかたらひ、濃州關原にて、關東勢と合戰し、終に敗軍して搦捕れぬ、

或記三成が父爲成、後に隱岐守と稱す、嫡男は木工頭重成と云、各一萬石を領す、關原合戰の時は、三成が本城佐和山にあり、治部少輔敗軍の後に、自害すと云、

同十月朔日、其黨小西攝津守行長、安國寺惠瓊長老三人、共に洛中を引廻され、三條河原（或は六條河原）にて梟首せらる、于時三成三十八歲、其札の文言、

此者謀叛を起し京田舎を惱ます、仍如此行者也、

或說に、三成が嫡子隼人正は、此時僅十二歲なりしが、小姓和田千之助、幷に乳母が父、津山喜內、主從忍て大阪に在しに、同年九月十七日の夜、奥州へ落行、津輕右京亮爲信方に知人有て、其處に忍居て命を終と云、

石田が事說々紛紜たり、事繁き故に爰に略す、

○江州甲賀郡水口城主五萬石　　長束大藏大輔正家

正家は初丹羽五郎左衞門尉長秀の從者なりしが、算術に達せし故、秀吉公に擧用られ、一萬石を賜ふ、諸國の檢地且御城入用の金銀米穀、其外の事共、費なき樣に、考勤むべしと仰付らる、長束承り、其事を爲に、損失無りしかば、秀吉公之を感じ給ひ、貢賦の奉行を仰付られ、且所々の戰場へ召連られ、其働を見給ふに、軍計智謀も深かりければ、段々御取立に預れり、相州小田原合戰の時も、兵糧軍器を大阪より運送し、日數等も兼て考るに不違、遲引なく着船せしかば、諸軍軍勢皆之を感ず、また朝鮮征伐の時は、彼國へ渡海して、忠勤武功を立たり、然に慶長五子年、石田と共に濃州關原に向ひし處に、大阪勢敗北に仍り、不戰して居城へ逃歸り、終に城中に於て自害しけり、

或記に、池田三左衞門尉輝政、謀を以て降參を勸め、城を請取り、正家を擒とし、江州日野に於て、其老臣迄悉く誅戮し、長束が首を京都へ送り、三條河原に梟首せりと、云々、

翁草　巻之百八十八

秀忠公の略傳

秀忠公は家康公第五（或は第四）の御子にて、天正七卯年四月七日遠州濱松城に於て御誕生なり、御小字長丸君（或千松君）と稱す、同十八年秀吉公の御諱の字を授り、武藏守秀忠と名乘給ふ、慶長六丑年三月二十八日權大納言（故に從三位中納言）同年十一月七日右近衞大將を兼しめらる、同七年正月六日正二位に叙給、同十巳年（一本九年）四月十日（或十六日）征夷大將軍に被任、牛車兵仗を賜、同日淳和奬學兩院別當を兼、內大臣に任じ、源氏長者の宣旨を蒙り給ふ、同十九寅年三月九日從一位右大臣に叙任し給寬永三寅年八月十八日太政大臣に被任、同九申年正月二十四日亥刻薨去なり、時に御年五十四、臺德院殿と諡し、江府增上寺に奉葬、御母公は三州西郡西鄕右衞門尉淸員が養女、實は服部平太夫が息女なり

或本、秀忠公の御母儀西鄕局の父服部平太夫は、本伊勢國の者なり、明智光秀叛逆の時、家康公は泉州堺の今井宗薰が方へ御茶に入て、御座しけるを、平太夫馳着、委細を告奉りければ、大に驚き給、御評定の上、堺を御立有て、伊賀越に三州へ歸らせ給ふ、間道を御忍の事なれば、平太夫蓑と笠を奉れり、夫より平太夫を蓑笠之介と云べしと被仰、常に奉仕せり、而して天下一統の後、江府へ召れけれども、老年の由御斷を申て不出、其弟服部七右衞門を將軍の御指圖にて、靑山伯耆守より苗字を貰ひ、靑山圖書介と改め一萬石を賜と云々、其螟云、靑山圖書介事は未考、今も此裔なりとて、蓑笠之介といふ、代々の御代官有り、江州信樂の多羅尾四郎左衞門も、右堺より御歸路の御危難に御奉公申せし由にて、今に代々御代官を仰付らる、既に此御難の節、御同道有し、穴山梅雪は、野武士の爲に、

歸路に於て害せられたり、

御諱は於相方、西郷局と稱す、天正十七丑年五月十九日、於駿府逝去なり、時に二十八歳、龍泉院殿（後に寶臺院殿）松譽貞樹大姉と謚し、駿府龍泉寺に葬る、寛永五戊辰年從一位を贈賜、

秀忠公に、御子四男五女ましませり、

第一御女子千代姫君（或千姫）慶長丁酉年御誕生同八卯年八月（或六月）二十八日秀頼公御簾中と成り給、大阪落城後、元和三巳年九月本多中務大輔忠刻に御再嫁有て、女子一人產せらる、池田相模守光仲の內室是なり、寛永元甲子年十二月六日に卒し給、天樹院殿（或天壽院）と謚す、御母公は江州小谷城主淺井備前守長政の息女にて、諱は德姫、後に達子と稱す、初め羽柴中納言秀勝公（信長公の末子にて、秀吉公の養子なり、或本に秀勝卿、小字次丸と稱す、文祿三年朝鮮に於逝去なり、別記に秀勝卿天正十三年十二月十日逝去とあるはあやまりか）の簾中と成り、一女子を產せらる、九條殿の御簾中是なり、

一本に德姫は、自是先、織田上野介信兼の臣、佐治與九郎に嫁し給ひしが、秀吉公の命により其後秀勝卿の內室たりと云（此說は秀吉公の御妹南明院の事の謬なるべし）

同四年九月十七日、秀吉公の御養子となり、秀忠公に嫁し給ひ、寛永三寅年九月十五日逝去なり、崇源院殿昌譽和興仁淸大姉と謚す、同十一月二十八日從一位を贈給、

第二御女子慶長四（或五）亥年御誕生、同六年九月晦日、前田中納言利光卿へ御入輿、（利光非か利常なるべし）御子數有り、筑前守光高、淡路守利次、飛驒守利治、女子は森右近太夫忠廣室、淺野安藝守光晟室、八條智忠親王の御簾中（二品中務卿、始の御諱忠仁と稱す、一品式部卿智仁親王の御子）外に女子二人（早世）產し給ふ（武鑑加州の系には、女子三人、八條殿簾中、保科筑前守正經室、松平越中守定重室とあり、可追考）元和八戌年七月三日逝去、天德院殿と謚す、御母同上、

第三御女子越前守宰相忠直卿の簾中なり、慶長六年御誕生、同十六亥年九月二十八日御入輿、後に高田

殿と稱す、一男三女を產給ふ、男子は越前守光長、女子は高松好仁親王（好仁親王は、後陽成天皇第七の皇子、御母は中和門院と奉稱、寛永十五年六月三日薨、三十六歳、大德寺に葬る、永照院殿と謚す、或人曰、後水尾天皇皇子高松家御相續有て、花町親王と奉稱處、後光明天皇承應三年九月二十日崩御、御寶算二十二、依之花町親王御位に卽せられ、之を後西院天皇と申奉る共後花町の御家を、有栖川と改らると云々）の御簾中、次は九條道房公の御簾中なり、寛文十二子年十二月二十一日逝去、江府天德寺に葬る、天崇院殿、穩譽泰世（一本泰安）豐壽大善女と謚す、御母同上、

第四御女子京極若狹守忠次の內室、慶長八卯年城州伏見に於て御誕生、御母同上、

第五御男子長丸君と稱す、慶長八年二月御誕生、翌年御早世御母同上、

按るに同年兩度御產有べき謂なし、御妾腹なるべし、然共秀忠公の御簾中、嫉妬深くましませしにより、保科肥後守正之朝臣のみ御妾腹なりしが、是時も御簾中の御聽を憚せ給ひ、他所にて御產有しなり、疑らくは此長丸君は、家光公の御舍弟なるべし、奈何となれば廣忠卿を始、御嫡男は竹千代君と申せばなり、

第六御男子家光公、慶長九辰年七月十七日御誕生、竹千代君と稱す、元和九亥年六月（一本壬六月）征夷大將軍淳和奬學兩院別當源氏長者に被任、慶安四卯年四月二十日薨去、大猷院殿と奉謚、同五月六日下野國日光山に奉葬、同月十七日正一位太政大臣を贈賜、御母同上、

第七御男子忠長卿と稱す、慶長十一午年十二月朔日御誕生、御小字國松君と稱す、元和三巳年信州小室城を賜、同四午年十萬石御加增有て、甲州府中城に移り、官位次第に昇進有り、同九亥年七月從三位中納言、其後駿府城に移る、高五十五萬石にて、從二位大納言なり、寛永十酉年十二月六日故有て生害、慶芳院殿時微曉雲大居士と謚す、（一本芳岩院殿）御母同上、

第八御女子慶長十二未年十月四日御誕生、元和六年六月御入內、後水尾天皇の後妃に立せ給、東福門院

御諱和子と申奉り、延寳六年六月十五日薨じ給、同二十六日京都泉涌寺に奉葬、御母同上、皇子二人皇女五人まします、

（第一）明正天皇

御諱興子元和九年十一月十九日御降誕女一宮と奉申、寛永七年九月十二日御即位、元祿九年十一月十日崩御、泉涌寺に奉葬、

第二皇女昭子內親王、近衛關白左大臣尙嗣公の御簾中、寛永二年九月十三日御誕生、女二宮と奉申、慶安四年五月十五日薨去、東福寺に葬、光明心院殿寂照尊常と奉諡、

第三皇子高仁親王、寛永三年十一月十三日御誕生、同五年六月十一日薨ず、眞照院殿と奉諡、

第四皇子、寛永五年九月二十五日御誕生、十月六日薨ず、光融院殿と奉諡、

第五皇女顯子內親王、寛永六年八月二十七日御誕生、女三宮と奉申、延寳三年壬四月二十六日薨ず、光雲寺に奉葬、妙莊院殿覺海龍宗と奉諡、

第六皇女賀子內親王、二條攝政光平公の御簾中、寛永九年六月五日御誕生、女五宮と奉稱、元祿九年八月二日薨、二尊院奉葬、深信解院宮と奉諡、

第七皇女、寛永十年八月二十三日御誕生、菊の宮と稱す、同十一年七月十五日薨、元證院殿と奉諡、

第九御男子幸松丸と稱す、慶長十六亥年五月七日故有て武州足立郡大間木の里にて御誕生、元和三巳年信州高遠城主保科肥後守正光の養子と成り、寛永九年從四位下肥後守に任じ、正之と諱す、羽州山縣の城主となり、二十萬石を領し、正保元年三萬石加賜、奥州會津郡若松の城主と成る、寛永九年隱居、同十二年十二月十八日（一本七日）六十二歳にて卒す、時に正四位上右近衛中將土津靈神と諡す、母は北條家の浪客神尾氏の女於群と云、（或は靜と稱す眞田安房守昌幸入道一翁齋が養女なりと云）後常光院と稱す、

秀吉公薨去

其蝸曰、新東鑑に記る處は繁多なれば、悉く略之、唯其要を採て、左に錄するのみ、
太閤秀吉公慶長三年夏の頃より御不例にて、七月中旬御不例大切に被及に仍、五大老の面々（一本には此節備前中納言會津中納言在國とあり）、三老五奉行召揃られて宣く、吾死期近きにあり、幼子秀賴十五歳に至迄は、家康輔佐たるべし、最吾歿後秀賴を當城に移らしめ、大老奉行逐相談、政道私なく執行べし、若不義の者有て、吾死後の弊を窺ひ、叛逆の者有らば、其國の方角に隨ひ、大老一人大名を召具し、速に馳向て退治すべしと宣、又將來の事をも微細に云置せ給へば、各一同に御請を申され、銘々誓言を上らる、其詞に云、

敬白天罰靈社上卷起請文前書の事

一奉對秀賴公樣御奉公の儀、太閤樣御同然不可存疎略事、附表裏別心不毛頭存間敷事
一御法度御置目の儀、今迄如被仰付彌不可相背、各相談の義は、多分に可相付事、
一公儀の御爲存上者、對傍輩、企私之遺恨不可及存分事、
一傍輩中不可立徒黨、公事若喧嘩口論の儀、自然雖有之、親子兄弟緣者親類知音の奏者、依怙贔負不存如御法度、可致覺悟事、
一御知行方の儀、秀賴樣御成人の上、爲御分別不被仰付以前、不依誰御訴訟雖有之、一切不可申次候況手前の儀不可申上候、縱被下候者共、拜領仕間敷事、
一公私共以隱密被申聞候儀、一切不可有他言事、
一此方一類并家來の者共、自然背御法度不屆族有之ば、無隔心被申聞候者、可爲覡着事、
右の條々若於相背者、忝も此靈社上卷起請文御罰各深厚爾可罷蒙者也、仍前書如件、

神文省略

慶長三戊年八月五日　　　　　　　　内　大　臣　家　康　御血判

其餘の面々右同斷

大老奉行の外、徳川中納言秀忠卿羽柴宰相利勝卿、（其蜩云、是は加州利家卿の息なるべし然ば利長卿か利勝と云は、系圖に不見、利長名か可追考）等、各誓書を捧らる、

或說に太閤重て仰に、各誓書を今二通づゝ認め、一通は吾歿後に靈前に藏め、一通は面々の手前に差置、此を壁書に准じ、晝夜に見べしと仰に仍、各三通を捧らる、

或記に、秀吉公初小出播磨守秀政、片桐市正且元を以て、秀賴公の傅とし給ひしが薨し玉ふ際に臨て、二人を御枕近く召れ、汝等慥に承れ、吾家の天下は、我一日も世に在ん程計ぞ、我失なん後は、家の亡む事遠かるまじ、吾家の亡びざらん事を謀んとするに本朝の禍又立所に有べし、倩慮るに、此七ケ年程、朝鮮を討ち、明兵と戰ひ、兩國に仇を結びし事こそ、我一生の不覺なれ、我歿後彼國へ向ひし、十餘萬の勢、活て歸らん事、思ひも不寄、希有にして免れ歸らん事、最難し、鳥獸すら仇を忘れぬは、生とし生る者の習なり、增て大國の君主をや、など年月の仇報んと思はざらんや、さなきだに元の世祖本朝を討んと爲し事、近き鑒ならずや、其時に至て誰有て本朝の守禦を謀るべき、惟徳川內府のみ、其任に當らん、內府本朝の大勳を致されんには、神明も其德に感じ、土民悉く其惠に懷き、其威に伏して、天下穩に治るべし、此大綱を辨ぬ輩、憖に秀吉が恩を思ひて、秀賴を主に立んと謀て、家の滅亡を招くに至らんは、運の究なるべし、抑本朝人主の初より、今百王の御末に至迄、異賊の襲來る事凡二十餘度に及と雖、竟に一度も彼が爲に侵されし事なしと聞、今秀吉が時に至り、主上萬奎の寳祚を危くし、下は四海の生靈を亡さん事、最口惜かるべし、よしや本朝の爲に、秀吉が家を不顧、後の事は內府計ひに可任と思ひ定たり、此人昔今川義元が所緣を思ひ、其子氏眞を三河の國へ還し入ん事を謀り、又故右大臣殿（信長

結ぬれば、我家の事、情なくは擧動まじ、汝等世嗣の絶ざらん事を思はゞ、相構て此人によく從ひ、秀頼事を惡くおもはぬ樣にすべし、然らば我世嗣の絶ざらん幸も有ぬべし、此事努々忘るゝ事勿れと仰置る、然るに太閤薨じ給ひ、幾程なく奉行等德川殿を失ひ參らせんと謀る事を、秀政且元深く歎き思ひしかど、制せんとするに力足らず、秀政は病と稱し、己が岸和田城に籠居て、世の成行を窺に、德川殿奥へ向はせ給へば、三男を御供に參らせたり、其後又上方に軍起て秀頼公の仰なりと披露有て、殊に丹波但馬の軍勢を催して、丹後を攻らるゝ上は、彼と云是と云、秀政辭すべき處に非ず、嫡子吉政を向はせしと見えたり、德川殿と此人は、他の例に准すべき者ならねば、吉政丹後を攻し事、何の祟もなし、其後市正も被仰置れし御詞を思ひて、秀頼公御母子を諫め參らせしと云々、

白石先生曰、誠此說の如くならんには、太閤の仰置れし事、やんごとなく、又哀なり、又尊くもこそ覺ゆれ、去ながら斯る天下の大事當時其勢をも假らぬ彼二人にのみ仰せ置べるからず、家の事を司る奉行等には、猶も仰置るべき事ぞかし、夫に失せ給し後、幾程もなく頻に德川殿を失ひ參らせんと謀り彼仰置れし如く、つひに事故なく終りしかば、外國の憂ひもなく、太閤失給ひて後に、當家の禍も無らむ樣を思ひしにや、覺束なき事とこそ覺ゆれ、思ふに豐臣家に仕へし人の、我等の舊主の後に、天下は人の天下に成給べしと知し召れぬには有ざりけめと、本朝の爲を思ひ給ふ故に、自ら我家の事を鑑み給はざりし物なりと云しにあらずや、者は又市正且元、兼て大阪の軍の起らんとせし事を知て、さる智謀由々しき人なれば、常々斯こそ仰られしと諫參らせしも知らずと云々、

其蜩私曰、小出片桐へ太閤の密旨を遺さるゝ事實に斯も有なん、去ながら、是は此上もなき天下の重事なれば、曾て他へ洩べからず、之を承る兩士も、己が肺肝に藏て、子孫へも傳ふべからず、然を如何にして、後世へ漏れけるにや、返々不審なり、愚按前卷にも云る如く、都て其事を記せんとては、

他へ洩まじき事をもあからさまに審に書るは、古今の習ひなり、畢竟其事を、編者の想像して書るなれば、强ち究めて正とし難し、されども、必然の理に於ては、あたらずと云ども、遠かるまじ、さしもの秀吉公なれば、歿期の格言ならでやは有べき、さ有んには、白石先生の謂の如く、時の勢ひある純臣へ、此大綱を遺さるべきを、勢ひ微なる小臣へ托せらるゝ事不審なり、熟考るに是に記る旨趣は、歿後の變易、掌を指が如く、寔に未來記とや申べき、いかに秀吉公とも云へ、斯く迄には至らじ、などやらん好士の後にもうけたる說の樣なり、全體歿後の國政を、內府公に任せらるゝ事、庸將ならば危しとて思惟すべきを、太閤に於は、自他の私なく、天下は一人の天下に非の聖意を以て、堯の舜に彈り給ふに等しき寬量凡慮の及ぶ處にあらず、然ば多端に遺旨を論ずるに不及、大綱の知れたる事なり、斯る寬大の君の密旨にしては、爰に記る處は無下に陋しく遂に段の違ふたる樣に、愚は思ふなり、

同八日德川家康公、前田利家卿を御寢所に招せ給ひ、潛に朝鮮國在陣の諸大名、無事に歸國せしめん謀を仰含られけると聞えし、

或本に秀吉公聚樂城に在しける時、

露と置き露ときえぬる我身哉なにはの事も夢の世中（イに夢のまた夢）

と詠給ひ、御自筆に書せられ、寵尼香藏主に渡し給、深く藏め置べし、用あらむ時、早く出せと宣ひしと、慶長三年八月十七日、孝藏主を召て、いつぞや預け置たる歌や有る、持參せよと仰ければ、早速に奉りしに、年號月日御諱に、花押を半ば書給ひ、今はいかにも不叶とて、其儘止給ひし、是を太閤御辭世の御歌とて、木下家に傳へ藏らると云々、

斯て同十八日巳刻伏見城に於て薨去なり、

或本に、自是先秀忠公は、關東へ御下向と云沙汰有けれ共太閤の御不例重きにより、未伏見におはしけるを、家康公より急江戶へ御下向可有と仰らるゝに仍り、同十九日午刻伏見御立、九月二日江城

へ入せ給ふ、是は太閤御在世の中より、殘の大老奉行參會し、何事とは不知、度々密談有により、家康公不審に思召れ、御父子一所に坐ては、御爲惡からんと御遠慮を回され、斯く計らひ給ふとぞ、又家康公の御誓書一封は、太閤冥途迄、御身を放さるまじくとの御遺命に任せ、御棺中に納ぬ、又薨去の儀、朝鮮へ漏聞えん事を畏れ、長束大藏大輔一人御遺骸を供奉し、高野山の木食興山上人經始の事を監し、京都東山阿彌陀が峯に葬り奉り、其嶺下に神祠を結構し、從三位大藏卿卜部兼治卿の二男兼從（今萩原家の祖）を神司として、社領一萬石を寄附せらる（或本慶長六年五月二十一日豐國社へ一萬石寄附せらるゝと云々）同四亥年正月十日太閤の御遺命に任せ、秀賴公を伏見より大阪城へ移し參らせんと、内府家康公議給て樓船をよそほひ、淀川に泛べ、秀賴公幷に母君淀殿を乘せ參らせ、共に浪速に到り給ふ前田利家卿を始、列侯諸士は舊臘より悉く移居られける、家康公其夜は、片桐市正が弟主膳正貞隆が宅（或は市正宅と云ふ）御止宿なり、此日老中奉行の面々相談して、大阪中の勤番法禁を被定、其趣曰、

若君樣御前へ不依何時可有伺公衆

江戸内府　加賀亞相　備前黄門　會津黄門　安藝黄門
江戸黄門　羽柴肥前守（加賀）　淺野彈正少弼　增田右衛門尉
石田治部少輔　長束大藏大輔　片桐市正　前田法印　石川備前守
石田木工頭　石川掃部頭

詰衆御番の次第

杉原伯耆守　堀加賀守　毛利河内守　羽柴孫四郎　宮部中務少輔
同　拾吉（一本に於吉）　淺野右兵衛　伊東美作守　木村虎松
橋本中務少輔　山中紀伊守　加藤孫六（一本に源六）　村井右近
伊藤武藏守　蜂屋勝千代

二番

大野修理亮　石田主水正　有地市藏(一本に左地に作)　羽柴長吉
山口左馬介　毛利長門守　土方丹後守　山岡彌平次　奥　オカ子
小西式部大輔　長谷川吉左衞門　石田右近　青左右衞門太夫　木村右京
堀田清十郎

右一日一夜宛無懈怠可被相勤者也、
定番の衆　暮松越後守　垣原八藏　菊阿彌
定番詰衆の外可有伺公衆　増田兵部大輔　長束兵部少輔　石田隼人
前田主膳

右書付の外無御用衆參上候は、爲當番堅可被相改者也、
進物にて御禮可申上衆　公家衆　門跡方　國大名衆

右出仕の時は加賀大納言羽柴肥前守父子の内一人伺公候て可有御取次事、
右の衆の外無案内心安き進物にて、御目見可有之衆の取次は、石川木工頭、石川備前守、石川掃部頭片桐市正、此内可爲奏者也、
此四人の内、形儀法度女中方、并若衆狼藉の族於有之は、是又不見隱不聞隱爲四人可申上事、
自詰衆御咄の衆罷出候て後、掃除坊主以下、自唐門外可召出候、然共不依夜中御用の時は、右四人當番可罷出候、

右の掟違背有間敷也、條々如件、

慶長四年正月十日

長束大藏大輔　石田治部少輔
増田右衞門尉　淺野彈正少弼

前田德善院　　安藝中納言
會津中納言　　加賀大納言
江戸内大臣

同十一日大名小名登城して、秀賴公を拜し、其後大廣間に列坐、大老奉行出座して、天下の諸法度御先代の條目を讀聞せ、彌違背不可有旨被示、

御先代御法度の趣

御　掟

一諸大名緣組の儀、伺御意以其上可申定之事、　一大名小名深重令契約誓紙等、御停止之事、
一自然喧嘩於仕出は、致堪忍の輩者、可被爲理運事、
一小身の儀は不及申、雖爲大身、目掛の女房大勢不可召抱事、　一酒は可限根器大酒御制禁之事、
一乘物御赦免の衆、家康利家景勝輝元隆景（一本家康以下五人の名を脫）幷公家長老出世の衆、其外雖爲大名、若年の衆は可爲騎馬、年齡五十於以後之衆者、及路次一里は、駕籠の儀御赦免成被候、於當病は、是亦駕籠御免之事、

右の條々違背の輩は可被處嚴科者也、

文祿四年八月二日

隆　景　輝　元
秀　家　利　家
家　康

御　掟（追　加）

一諸公家諸門跡嗜家の道、可被專公儀の奉公事、
一諸寺社の儀、寺法社法相守、專修造學問勤行不可致油斷事、

一天下領知方の儀、以毛見三分二地頭三分一百姓可取之、兎角田地不荒様可申付事、
一小身の衆は、本妻の外遣候者一人可召置、但別に不可持家雖爲大身、手懸の者不可過兩人事、
一隨知行分限、諸事進退可相働事、
一可致訴訟儀於學目安は、先十人の衆へ可申、十人の衆訴人の儀、以正直双方召寄、慥に可被聞申分、直訴の目安見者、格別の儀候間、此五人へ被申、以談合上の御耳へ於可入儀は可被申上事、
一衣裳の紋御赦免の外、菊桐不可付、於御拜領は、其服所持の間は可着之、備替制の衣裳に御紋不可付之事、
一覆面を仕、往來之儀堅令停止事、
右條々於違犯の輩は可被處嚴科者也、

文祿四年八月三日　　　　老人五人

又近年伏見に居住の輩は、前々の如く、大阪へ移るべしと仰渡さる、同十二日早朝家康公は大阪を發駕し給ひ、申中刻伏見の御館へ歸着ましくけり、
或本に京極長門守通吉の息女松丸殿と云は、太閤秀吉公の側室にて、伏見城松丸に居られし故に稱す秀吉公御他界の後は、京極家の居城、江州大津に住、其後京都西洞院一條の南に移らる、今松丸殿町と云、(又讃州寺町とも呼、是は始の號なれども、猶相伴に云となり)、法號は壽芳院月晃盛久禪定尼と云り、洛陽誓願寺に石塔有と云、(松丸殿は始若州小濱城主武田孫八郎元明の室なり、元明亡滅の後秀吉公の側室となると云々)

翁草　巻之百八十九

塵塚の塵

頃日きけば落書に

白川清きながれに魚すまずにごる田沼の水ぞ戀しき

是も前巻に記する杓子檽木の落書に等しく諷諫の意味有て面白し、或る人の云、今つら〳〵世界を見るに、人皆泥中に生じて、各餡の姓を得たり、其餡を急に清水へ放つ時は餌なくして育がたし、餡ならば夫相應に泥を與へて、其泥の中の汚穢計りを制止し給はんには不如、而して清き恩波の年を累ねて、打しきらんには、今の餡どもの子は親の性を變じて、生れながら清きを常とおもふべし、よき事もとみに改りぬれば、思はぬ障りも出來なん、此前元祿寶永の惡金銀通用を止らるとて、先試に慶長の純金の小形なるものを拵へ、是を乾金と號て通用させられ、其後の吹替を仰付られ、慶長の古銀に復せられしを世擧つておほけなく難有がりぬ、斯て一段、段をとりて、世人の氣を馴さしめて、而後に淸直を敎へ給はんには、蕃落の善改ならんと云り、

白川侯去る比殿中にて、少し御所勞の氣味合有しに、殿中詰合の御醫師（名失念針治導引の類）早速診之、療用致す處に、程なく卽驗有り、去ながら、御氣分常ならぬに仍り、其日は無程御下城有り、其砌彼醫の療治卽効有之間、直に御跡より御屋敷へ參られ候樣に御賴有しかば、御下城に引續て伺公せらる、御玄關に於て、御家來出迎へ、直に御居間へ案內す、醫師御居間の口に祗候して、徒居たる處に、綿服を着し、いと醜き婦人出て、是へと請じ、先きに立て行を見れば、少しチンバなり、彼醫師之を見

て、定て是は呼次の端女ならんと思ひて、會釋もそこ〳〵さして御居間へ罷通り見れば、木綿蒲團を敷せて、侯夫に座し給ひ、直に又療用を御頼有て、暫く有れば、もはや晡時ならん、足下も未なるべし、我も倶にたうべん、それ〳〵と宣へば、彼婦人勝手へ行て、膳部をとゝのへ、彼醫へも配し、侯へも上る、其膳部を見るに、おつたて汁に、干かますをむしり、鰹をかけて、酒しほ等もなし、侯の御膳も其通りなり、かの醫齒あしくて、干肴給べがたき故、上への鰹計をたべたるを見給ひて、足下それは嫌ひなるやと宣ふ故、齒悪くて如斯と被申ければ、さ有らば味噌にても進ぜよと有り、其婦立て蓋茶碗を携出て傍の盞へ匙を入る、唯の生味噌なり、醫師も心中に驚入て、漸して退出せりとかや、御側陪仕の人も、外にはなく、其婦計り成し故、醫師跡にて聞合見れば、彼婦は則御部屋なりと聞て、彌驚き挨拶がらの不都合なりしを迷惑せしとぞ、此醫京師にしるべ有人にて、夫へ文通のはしに、此事申來りしと或人の語りし、それに付て思ひ當りしは、前巻に書る御部屋女中の事符合せり、誠に昔の青砥左衛門と云共、やはか斯やは有べき、先年我日ぐらしの菴を結びける頃、新宅の俳席に、あたり近き人々をまねきけるに、なら茶飯に豆腐のくづに、酒の肴は、干物をむしりて出しぬ、其頃は我如き小士の常の出會にもあらゆる珍肴を並べ、奢り超過の折からなれば、各我もてなしを興覺顔成しが、今や思ひ知らめ、予は物に錠鎖す事嫌ひなり、されば、先祖より傳へたる物、あるは、秘事なんど云ものは、あからさまにもならず、それ〳〵に函して、ひめ置しも、京火の爲に、皆失へり、素より貯たる金銀なければ、手形やうのものもなし、其外に錠の用なし、錠有れば常に物の出し入に鍵を置忘たり、又あやまつて、鍵を内へ入て錠をおろすなど、勞がはしき故に、すべて有來の錠をも鎖す事なし、捨人の棲にいかめしく錠前の多きも心知られて陋し、我賄の料は、せわする人の方へ渡し置く、そが許よりよきやうにあてがいくれゝば、常に心を勞せずして、長樂なり、此前洛東の隠者一室の内には、ちんからり一つ置て、茶を煮朝げ夕げの事は兼て二軒茶屋に頼置て、夙に起ては、かしこに行て物をたうべ、夫より行たい所へ往て

さきの餐にあひ、またたつぎなき日は戻りて二軒茶屋のでんがくにて腹を補ひ、生涯豆腐にて終りぬとかや、彼啶親僧都の竿にも似たり、又嵯峨の似雲のかき餅にも比せん、又或る隱居菴内の鼠を放し飼にす哺する時は菴中の鼻悉く群れて、膳の前に來る、飯を投て與れば、擧つて之を喰ひ、終て己がさま〴〵に散行、客有り之を見て、よくも飼入られたり、如何して斯懷ぬるや、又斯して益有やと問ふ、菴主曰有り、先づ之を懷る事一朝の事に非ず、始には棚の隅に飯を一すくひ置て試るに、鼠ちらつきて之を窺へども、人有るを怖て猶豫するを、少しも構はず置けば、そろ〳〵と其飯をはむ、斯する事日毎なれば後にはあまたの鼠出て、何の恐れもなく群り喰ふ、扨それより飯の置所を替て、目近き所に置けば、始の程は寄兼しが、日を累ぬれば、懷き來て是を喰ひ、段々側近く引寄せて、今は膳の向ふへ來てなれしたしむ、扨て其益といふは、此餌有る故に、一室にいかなる食物をちらけて置ても、曾て之を侵さず、又器建具等をかぢり毀ふ事、いさゝかもなし、畢竟物を毀ふは、餌を求んが爲、又巣を拵んの爲なり、故に常に入らぬ反古紙屑つき裂の類を置所を究て溜置て、巣を組む頃は是をくはへ運びて、其用とす又適に渡り鼠有て、外より入込と否、庵中の鼠群よりて、彼鼠を追て、暫時も菴中に不置、彼が性の直き事斯の如し、然るにいにしへよりの言に、國に盜家に鼠と、盜に對揚するは、甚僻事ならん、凡生としいける、山海郊野の生を稟る物、それ〴〵の餌あり、鼠は人家の隅に生を稟る所自性なり、然れば人家に在る處の食物を餌とせずして、何を以て命をつながん、鷄犬の類是に同じければ、鷄に時を唄ひ、犬は變を吼知する能有り、故に人に飼れて飢なし、鼠には、能なき故に、其稟得たる餌を欲する儘に食ふ事ならず、却て盜人に比して、憎まるゝは、鼠の不肖とやいはん、既に我ごとく程よく餌を與ふれば夫にて足る、人間の如く、いやが上に物を貪る事なしと對れば、客諾く、

寛政二年十月十五日德川慶之丞殿（先達て田安御相續、實は一橋民部卿の御息、將軍の御實弟なり）元服從三位中將右衞門督に被叙任、御座の間に於て、御對顏御一獻の上、御諱の字を被進、齊匡卿と稱す

右御禮白銀十枚、卷物十、御馬一疋、御刀備前國正盛（代金二十枚）被獻、公より御脇差、備前國元重（代金二十五枚）被進、當年の武鑑に、土佐侯の高二十萬二千石と有て、是迄の武鑑には、二十四萬二千石と有、四萬石減候譯尋合候處、元來表向の高二十萬二千石にて、今以て公務高懸り其通に候、四萬石は入國後、打出新田の由、乍然是迄の武鑑に、新田の高を結記し有之候を、今更相除候ては、子細も有之樣に、世上の聞え如何に候間、向後是迄の通、二十四萬二千石と書改候樣、土州より書林へ被達候由、

同年江戸御醫師一統へ療用の儀御尋有之處、一向療治せぬ面々多く大に當惑致し、差控願に指出候處、醫學不嗜の者は、御暇可被下候、先非を悔、醫學出精候はゞ御暇の上にても、可被召返との御沙汰の由或人聞之、此御不審、御醫師に限る間敷、第一諸士の士道を忘れたるは如何、可被仰付やと呟り、

同年冬琉球の聘使來、

正使	宜野灣王子	副使	幸地親方	贊議官	田里親雲上
樂正	兼本親方	掌翰史	大灣親雲上	圍師（樂人頭）	眞寄屋親方
正使使贊	座寄味親雲上	上同（馬副當）	波平親方	同	伊渡山親雲上
副使使贊	和宇慶親方	樂師	新門親雲上	上同	工京親方
同	玉城親雲上	同	伊江親方	同	與世山親雲上
樂童子	小波津里子	樂童子	渡慶次里子	同	國頭里子
同	上間里子	同	伊舍童里子	同	伊是名里子

琉球人凡そ二百人餘

右爲守護、薩州の家老島津石見、用人北鄉八左衛門、伊集院隼衛差副出府す、船路餝船の結構、耳目を驚かせりと、大阪の人語れり、先年の聘使は明和元申年なり、（寛政二迄二十七年）前卷に記する如し、

前々より聘使渡來の度毎に、彼國の碁手に長たる者差副來て、江都に於て手談を試、其上にてそれ〳〵碁の品位を定遣す事古例なり、先年本因坊道策の頃、(イ＝本因坊道知と有道知は道策弟子なり)野良里子と云、十餘歲の嬰兒來て、道策に石三子を著して對之、此兒一道の奇才にして、さしもの道策石立を成兼たり、既は十分の負と見えけるに一つの妙手有て、野良里負になる、未小兒の事なれば、口惜がりて哭けるを道策之を宥て、足下の手談尋常ならず、此碁過つて負に成と雖、中々三を著する位に非ずと て、其碁を勝ながら、四段か五段に手を直して、許帖を與へしとなり、

寶永六年、遷幸の式、前卷(百七十一)に有增を記畢、されども、東山院、中御門院兩帝御境目の時なれば、分り兼たる儘、東山院遷幸と記し置ぬれども、猶あれ是れを尋合けるに、

或記錄に曰、(上略)元祿中世の中穩かならざる故に、改元有て寶永になる、され共世の中いや增に騷敷天變地怪打續き、京師にては大雷大地震大火連年打續き、世人安き心もなく、たつきを喪ひたるまゝ天子御自分の不德を懼れ給ひ、ことし十歲にならせ給ふ春宮へ、御國讓り有て、寶永六年より本院御所と奉稱、別に御所を營せられ、(凝花洞と號)これへ移らせ給ひ、新內裏へは新帝、遷幸ならせらる、其後本院御所には、奇怪など打續き、程もなく崩御有れば、御凶殿なりとて凝花洞の地は、御殿を取拂はれ、今に明地と成る、(下略)是を以て考れば、御卽位の大禮は、翌年なれ共、踐祚濟せられ中御門院御幼帝にて立せ給ひ、攝政供奉の譯分明なり、故に前卷の謬を正し置ぬ、

前卷(百七十八)に記る林家へ被仰渡の儀に付、林家門人被相示書付拾之、

示論

御代々朱學御信用被成、此度相厲候樣被仰出候に付ては、當時世上にて朱學と申せば、小學近思錄のみ讀之候事と心得候族も有之候得共、全以て左樣の事にては無之候、學問の道廣大の儀共、六經は不及申、史學といへども力量次第、博涉可有之候、其餘文筆の事は、儒者の職分に候得共、是亦涯

四方御簾

御出

古　泰　御所様御名代
明　廣　若御所様御名代
木　不　上下 中 メ シ ノ

外　素　宮服信
城　蘿上下　同　信
岱　万　中サクク
州　蓬　同
阿　陶　同
六　駄　同
涯　芦　同
見　仙　同
條　毛　同
里　桃　十徳白衣
二　辨　同

御執筆　ノシメ長上下　五周
同　同　百池
同　同　當番　ノシメ長上下　臥央
執筆　ノシメ半上下　明擧
香元　怡泉

御床

○香盆

宗匠御執筆　曉
　　　　　　臺

散服烏紗巾　月
　　　　　　居

同　ノシメ半　士　朗
同　桃上下　風　睡
同　麟　月
同　湖　路
同　千　葵
同　尼　當
同　之　明
同　墨　楓
同　呉　山
同　規　竹
同　　　風

維時寛政二庚戌年秋九月五日

分覺悟可有之事に候、隨て人才に長短有て、又は面々の物好も可有之候、其上聖堂は養才の地にて、色々の御用向有之候得共、學業一途に不限、先代より立置候五科の目を以て、各才長ずる所に隨ひ出精可之有、但何の科たりとも、於經義は、程朱の主意を不失樣、覺悟可有之事勿論に候、

前卷（百八十）塵塚の塵の内に、二條家俳席の事有り、右の御席へ出たる若狹の陶阿もとより、其御席の百韻懷紙の寫、幷御席の圖等を見せし故、左りに記す、實にも鄙人の心には天へも上れる心地して、いかめしく是を國への土產にして、恬るもさる事ぞかし、此事は前卷にもあら〳〵評せし如く、道ひらけてこのかた未曾有の盛事なり、されども恐れみながらつらつらおもふに、御先祖良基公などの如く、風月にたけ給ふ御身にて、御催しあらんは、誠に道のめいぼくとや申べき、今や俳諧衰へて、させる宗匠もなき世の中に、かたへの人のそゝのかし奉りて、やごとなき攝家の御館にてあらぬものどもをめされて、御興行有は、畢竟其道を信じ給ひての御催しとも聞えず、唯一時の興に猿樂などをめさるゝに等しければ、强ち此道の榮えとも申がたし、殊に御句をもて、懷紙を立させ給ふ事いさゝか興さめて覺ゆ、それも御內々の事ならんは、いかゞせん、斯て世に流れて、うつしもて遊ばんはいとはしたなき御わざにや、但し斯く評すれば、偏執のやうに聞く人もあるべけれど、ゆめ〳〵左にはあらず、たゞ物每の淺間になりし今やうを歎くばかりなり、假初ごとも、いにしへの如く篤く直く深く有たき事を、庶幾の餘りよしなき筆を搖せり、

寬政二庚戌年秋九月五日

俳諧之百韻

おもふぞよしるべの松に秋の月　御

花こそつぼめあめが下草　ヲハリ曉　臺

まふしさすかたを小鹿の路替て　泰　古

卯の刻雨にねむけ來るなり　京　月　居

笛の役音を入て見る折ふしは　ヲハリ士　朗

疊つめたき水仙のいろ　同　万　岱

遠餘所の汀に鴛を放たり　同　羅　城

簔に日さしの風わたれとや　京　明　擧

木の根掘る人さま〴〵の機嫌にて　ヲハリ騏六
今はむかしの西の大てら　宇治毛條
明ぬ空に錢鑄る火てりみゆるなり　ヲハリ素外
先細太刀の佩こゝろよき　京芦涯
梅が香に三度擧たる小盃　同嵐月
露うつくしき淺澤の芹　同湖羹
璧霞む遠山鳥の月いづこ　ワカサ陶阿
ぬしは來もせで夢は覺たる　ヲハリ昆明
中宿のもてなしぶりも恨しく　同仙兒
ゆふがほ町に雪のふるみゆ　京蓬州
初鯨去年の此日も伊勢使　ヲハリ之楓
かれ是を能事に言なす　大津規風
花の陰小弓の遊び興すらし　京桃睡
手折捨たる土手の山吹　ヲハリ呉竹
杖突の坂の古家春暮て　同墨山
脊向の老の朝日受居る　同怡泉
海鼠腸の鹽の加減を能覺え　宇治麟路
あるが上にもかける注連繩　近江干當
風も吹めてたき迄に雨も降　ヲハリ辨二
一里はみな信田の一族　同大阜
何故か芦毛の駒はやしなはず　同帶梅
あやめも交る闘のかり草　近江淇水
ちらと見し人を戀しと諷ひつゝ　ヲハリ素兒
こゝろつくしの手習に行　同桃里
傘にあられの走るゆふまぐれ　同五周
石山あたり二日三日月　京不木
葉がくれの瓢の形の淋しくて　京百池
鶸ものしこも今わたり來る　執筆臥央
靑淵に船乘はなつ岩の角　曉臺
萠黃匂ひを着たる兵　士朗
柴の戸は鎖もやらず蝕みて　万岱
ものまぼろしの蝙蝠の飛ぶ　羅城
山崎に宗鑑がゆかり尋ばや　騏六
八幡の坊の無筆をかしき　明擧
さし向ふ埋火寒く月更て　毛條
霜のをさゝに狐鳴なり　素外
水白く長く流るゝ岡の北　芦涯
三かいあまりの宮柱ひく　嵐月
撰れし人は九十九八十九　湖羹
こぼるゝばかり銀を盛り　陶阿
咲出るけふを初花はな曇り　月居
若殿原のつゞく朝鷹　仙兒

雛祭る酒を飲れて仕舞けり　昆月
　けふも雨見る三輪のはなれに　之楓
竹垣に潜れる程の穴明て　蓬州
　青ほゝつきを早ちぎりぬる　桃睡
秋近き暑さを袖に引しぼり　規風
　歸郷と聞ゆ日蓮の船　墨山
木具の香にたえ快朝ぼらけ　呉竹
　藤のすがれに郭公鳴　麟路
筆取て書は爰らか清見がた　怡泉
　何うれしがる紅毛が頬　辨二
鍋のもの煮あがりたるさわがしさ　干當
　袴の皺をのばしてはたつ　帶梅
朝の月木馬を釣れば紅葉散　大阜
　露から寒き箕田の野屋敷　素兒
樋の口を後になしてなく鶉　淇水
　脊高く見ゆる日の前の人　五周
しづ〳〵と不殺の大衆引連て　桃里
　みやこ歸りの土産は何々　百池
此比の野の花くだし晴るゝ夜に　不木
　罪なくむすぶ抱籠の夢　曉臺
誰が聲ぞ襖ひとへを須磨の闕　士朗
　まつ時はなほ遲き酒うり　月居
夕附は見ゆるかつらの花のかげ　羅城
　水のしがらみ飛やさび鮎　万岱
御法しる身延を出て秋の色　騏六
　母なぐさむる詩を作りけり　明擧
家の風櫻の木の間馨はしき　素外
　彌生三日のひくしほを見ん　毛條
鷄鮓春のものとて賜れは　嵐月
　玉みがき得る時をえてしが　芦遲
かく有といふも興有る次第なり　陶阿
　靱も人も泥まぶれにて　湖羨
猾火焚伏屋の筵まくり上　仙兒
　惜まばをしめ八重の山茶花　昆明
難波江にもの好なる君なれや　之楓
　貝に交ても逢んとすらむ　蓬州
月出る夏のさよ風どちへ吹　桃睡
　氷うり行仙臺の町　規風
繋がれて鳥居動かすあばれ馬　墨山
　人よぶ聲の高きくれかた　呉井
拾ひあげてみればゆかりの色和布　麟路
　扨すみやかにとし暮るかな　怡泉

燈きえて不二の光の静なり　　　辨二
　壁一ぱいの圓窓をあけ　　　干當
我眼より眼鏡の雲恨みわび　　　帶梅
　笑はれて又味ひもの喰ふ　　　大阜

打かける小浪漣風情して　　　素見
　げに〱けふの日に長閑なる　　　淇水
信ある山をや花によせらん　　　廣明
　謹で聞く御園うぐひす　　　百地

右は　今古の會なれば、一當の聯綿差合等、時の宗匠たる人、飽迄も心をくばりて、他の批判なき様に首尾を仕立る事專要なり、もとも芭蕉一派に於ては、かうやうの古掟に深着せざる由なれ共、之を破りなば、後には月も花もかいやる様に成なん、道に法なきを豈道と云むや、先づ此百韶一巻の連綿の事はとまれかくまれ、始わきの句に、天が下草と有て、四句めに雨有、天と雨は和訓同じけれども、古來ゆるし來れる故に、わざと雨を出したりや、是も耳立事を好むに似たればせぬに如じ、其上此わきの天が下には、花こそつぼめあめとかけて、雨露の惠の緣を結びたれば、普通の天が下と云るとは違ひ、打こしに雨はきはめて遠慮すべき事なり、面八句の事は、いにしへより、殊に穿議有て、一巻の序なる故に眞の位を嚴重に備へて、神祇釋敎戀無常述懷々舊の言葉を禁じ、唯やすらかに何事もなき様に、仕立る掟なるに、斯る不吟味は何事ぞや、たとへいか成る申披有とても、衆人の合點せぬ事は是も非なるべし、

其後十月十七日、又々閑更もめされて御會有し由、

　降とのみ思ひし雪の光りかな　　　御
　　冬なほ高き道の明ぼの　　　閑更

道山はめされしかども、辭して參ざるよし心にくし、

難波の冬枯には、倉橋大根天王寺の蕪なんど、あつものによし、又宵々に門邊を小魚を賣る、之を見ればいつくしき事、白魚に異ならず、もとも味ひ美なり、價の無下に安きゆゑ、是を問へば、雜喉の生なりといへり、斯ても都の水菜葱芋、近江かぶらやうのもの搜せば、なきにしもあらねど、都にはにげな

く劣れり、四季折々のうち、笋松だけしめじの類皆爾なり、江鮭抔もとより難波になし、唯海魚のあさらけきのみぞ、なにはなるや、やゝ彼地にも住侘て、都へ歸りなば、水菜ひともじいものたぐひを、とぼしからず、たうべんと打ほゝ笑て、おとゝしの冬、西八條櫛司のほとりへ歸り、爰こそ名におふ產物なれと、久しぶりにてくだんの品々をもとめぬるに、案にたがひて難波よりも不自由なり、こはいかにと見るに、菴のほとりは皆芋水菜の類、畑に滿々たれ共、皆京へ〳〵と運び出して、所にて之を鬻ぐ事なし、故にせんかたなく遙々町迄人して買求ぬ、不自由さいはんかたなし、之を思ふに、一ととせ大津の人、西近江舟木の邊へ所用有て往しに、時しもはつきの頃なれば、さちに江鮭の盛なり、ことしは心の儘に賞翫しけんと笑ひふくみて、待もうけしに、すはあと川に江鮭こそ落來れといふや否、漁人市人蜂の如くに起て、爰に群る大津の人も、えたりやとかしこに走り行て之を需るに、誰かとり敢る者もなし强て乞ば打腹立て、邪魔に成とて大に罵り叱る、せんかたなく手寄の方を賴みて、僅に之を得たれ共、大津にてもとむるよりも、價甚貴く案に相違せしとなり、必しも產物も所にては結句もとめがたき事をこたび思ひ知き、

智積院に百有餘歲の僧有り、老健にして往事を語る事審なり、我にも行て是を聞けよがしと勸る人有り答曰百翁ならば我に二十の兄なり、我より二三十乃至五十も上への人は、舊友に餘多有之、其代の咄は常々聞馴たれば、今さら珍敷事なし、百五十翁ならば咄も聞たしと云ければ、其人實にもとて止ぬ、それに似たる事有り、一と年備中の千之助と云棋打、京師に來て齋藤治左衞門と手合有り、千之助妙手有て齋藤負たり、跡にて傍人千之助を賞して、さしも强敵の齋藤が圍し手を、不構脇を打て、其碁を勝たる事を感じければ、千之助笑て、各は齋藤を强敵と恐れ給へども、我は等輩の手相なれば、何をか懼れんと答へぬ、是百翁を餘人は希世の人と思へども、我如きは尋常におもふと心同じきか、

翁　草　巻之百九十

塵塚の塵

我あたまは年毎に秋の末より禿にて、春たけなはに及ぶ頃には剃落し、老のさま一とせの中に替れるは他なし、寒さあつさを厭ふのみなり、こや似雲法師の、

　佳かへん秋はもみちのさがの山春はよしの花の下菴

といへるに似たり、それは今西行、これは物しらぬ頑翁の随意なり、おのれが其むかし云弃しつけあひの句に「捨た額する世捨られ人」とは今の翁が身の上ならんかし、

僧涌蓮は、何地の人と云事を知らず、和歌をもて寶暦明和の頃世に鳴る、或時さがなる菴へ、白浪打襲てはづかに有る物を取て去ける時、

　捨し身はやぶれ衣も厖衾たる事しれとのこし置けん

又冷泉入道殿、（爲村卿）の御もとへ、蕨をまゐらせけるとてよめる、

　たてまつる龜の尾山の早蕨は千世をかぞふる手に似たる哉

入道殿見給ひて、こよなう賞し給ひ、秀歌に返しなしと宣ひ遣はされしとかや、其餘のよみ歌そらに覺え侍らず、委くは伴蒿蹊子が畸人傳に擧たり、

東妓そりやらは、齒ひ知命に過る迄も妓の名有り、琴を彈て世に知らる、其女を琴また古桐と云、寛政のもめに西郭へ謫せられて身をかこつの詠、「うら若き身を八代の紙子哉」身をやつしろとかけて、そこばくの思ひ言外に聞ゆ、世人其美を賞す、五雲法師につたへて、そが爲に脇を付て遣はす、

いにしへの遊行女婦蒲生の娘子なんどは、いかゝ侍らむ、おもひきや今川竹のそのふにかばかり雪をつらぬくたかむなの生出んとは、

心つくしのことし最ちつと　　八十二翁　杜口

本句の八代に、筑紫琴を立入たるのみぞ、老樂なりける、

返す〳〵も頓死てふ物ほどいみじきはあらじ、前にもすさみぬれど、猶はた老のをだまきくりかへしなん、我手頃召仕ひし一婦も、是に終りぬ、其外親しき、うとき、あるは交りなくて聞傳ふる人にも、あまた見もし聞もし羨しき限りなし、もとも世わたるわざを、半にしてとみに世を辭する名殘りは、さる事ながら、それは長くやまひに臥たる上へにても同じ事なるべし、かうやうの事は、常の覺悟に有べし、譬ば江戸の人は、火事に馴て常を要心する故に、火災に不覺なし、都の人は常を怠るによりて、おとゞしの大變に難義せり、又藝術の心持に、常を贖、はれを常と云事有り、生死の覺悟も爾なり、期に臨むで病苦にせめられ、よしなきす、ずろ事を遺言とせんには、僻事も多からめ、人の死むとする時、其云事よしとは夫に非ず、さしも大德の人の終焉の日時を、かねてに知るなどもあやしげなり、たゞ終焉靜に眠るが如しとも無には如じ、我は、「辭世とは則迷ひ唯死なん」とよそぢあまり前に申置り、遺偈辭世なんど聞のみぞ、いともめでたけれ、頓死の中にも、わきて羨れしは、寳暦の春の頃、東山慈照寺に開帳有り我も子供家族を連て詣しに、其開帳大にはやりて、郊野に夥く人蟻の戸渡る如し、永觀堂にも同じく開帳有れば、銀閣(慈照寺世に銀閣寺と呼)より、かしこへ行く野街にむれる人、布引をなして行く、我行く先へ、いか樣あき人と見えて三たりよたり伴ひ、各童僕に小竹筒やうの物もたせて、思ふ事なげに、うらなく語りざゝめきいきしが、永觀堂へ一二町もやあらんこなたにて、其中なるよそぢ計のをのこはたと倒れて、かたはらなる畑へまろび落ぬ伴ふどちあはてゝ抱起し、さま〳〵介抱すれどもいらへもせず、是を見て、群參のもろ人、あるは藥を施し、胸中を撫で、知もしらぬも寄添て、是を扶け、もとよ

り其中には醫業の人もあまた有て、各診察し、色々評して針灸手を盡せども、術盡てはや事きれたり、せんかたなきまゝに、一人の友間近き永觀堂へ馳行て、之を告ければ、程なく彼寺より乘物を舁來りて、徒僧之を預り、骸を乘物へ入て歸る、其所以を聞ば、永觀堂の檀越なりしぞ、卒に終るだにあるに、えぞしらぬもろ人の仁慈をうけ、招かざるに數醫馳集り、手を盡し、畢竟を己が宿坊へ、すみやかに迎へとらるゝ事、誠にたぐひなき手廻しよき死樣も有れば有ものと、數萬の人にとぶらはれしも、みそぢあまりのむかしなりけり、何地いかなる人と知らず、

我稚きより、謠曲を好んで之を嗜とすれど、榮えなし、今やう淨るりかどの、ばさらなるたぐひは、もばら俗間に翫ばれ、婦童迄も、是を興じ悦ぶ、又平家と云ものは、ことばつゞき節はかせも古雅にして、琵琶に和するさま、もとも風人の稱すべき物なめり、ひとり謠曲は雅にも遠く、俗にも疎し、されども中古、公武に用ひさせられ、御規式の一つに成て、中樂は和國の樂に等しく行はるゝこそあやしけれ、そが中に舞曲のものを、太夫と稱し、其下つかたそれ〴〵の役々有て、鼓笛の妙手を、わきて賞翫す、謠曲のものを地謠とて、陋しめられ、區々として末坐に候し、可也とてさして譽もせず、非なれば甚譏り笑ふ、かた〴〵謠ほど損なるものはなしと、つぶやけば、其道の人の云、强ちに左な宣ひぞ、謳は飯なりと心得ぬれば、腹はたゝぬなり、たとへば饗應に山海の珍味を盡すとも、飯なくては叶はず、客其饗を得て賞するにも數々の珍味を譽るのみにて飯を云はず、若飯に申分あれば、あたら料理に飯あしかりしと譏る、いかに飯がよきとて、飯を譽る客もなし、さあらば飯は無益なる樣なれ共、其饗の本來は飯にて、萬物之より生ず、畢竟可非の論に渉らず、其主なる事中に不及、うたひも其通りにて、其道の主にて舞ふも囃すも皆料理なり、うたひなくして、是を爲す事はならず、是を以て此道の主たる事を思ふべしと云しも實なり、

俳諧師打寄て、年競せし事有り、五始獨妙と我みたりおない年なり、獨妙は生れ月遲しとて閉口す、五

始居長高に成て、我こそ三のこのかみならめと廣言す、予聞てさのみな誇られそ、我とてもむざとは負まじ、月はと問へば二月と答ふ、我もさなりと云、五始頭を搔く、我云さらば日を以て競ん、五始投首して、廿何日とやらんいふ、我は十日の生れなりとて、我勝に成たり、五始はとく世を去り、獨妙はこぞ吉野にて身まかりぬとや、殘る我さへ岑に寂しき、

人を片名に呼ぶ事、文祿慶長の頃もぱらはやりて、石田治部を石治、長束大藏を長大などゝ呼ぶ、關原御陣に、石田治部を田中兵部手へ擒にして、東君へ上る、則治部を御前へ召て、侍は有習ひ、三成不運と上意有り、三成奉て是天也、早々死を賜へと申せしとなり、扨兵部を罵て、世に阿り義を忘るゝ鼠輩に捕へられたりと、惡口して、都て兵部とは不呼、獸心田兵と呼びしとなり、是は年頃親しくせし義を捨たるを云なるべし、又諸士の公を上樣と稱するを聞て、事新敷云條哉、天が下に秀賴公の外に、上と稱する人は無ものをと嘲笑ひしとなん、夫より後は侯伯の片名は止て、今は商買の類を皆片名に呼ぶ、老のくり言前卷に云し樣にも覺ゆれども、多端なればくり返すべうもあらず、是に限らず、再び書る事も多かり、よしや人に見せばやともおもほえぬ隨筆なれば、それは任他、此前おのれ高倉二條邊に有し頃其邊りなる廣市と云る盲人來て我を慰む、其後蛸藥師新町街へ庵を移して、そこら吟行するに、西町の北側、ちひさき格子に廣市と標有り、實にも家のさま盲人の棲と見えたれば、扨は彼は宿替して、間近く來れるよ、近きあたりによき友を得たりと人して呼に遣はしければ、案の外にて、此方は廣島屋市兵衞と申者にて、我には知るよしもなしと答へぬるぞをかしかりき、又ある所を通りてみれば、賤が軒端に松平と標有り與さめながら推量り見るに、是は松屋平兵衞などゝ云なるべし、餘の文字と違ひ、目に立ば見咎る人も有なんと思ひて、其後通りみれば、くだんの札はなかりし、さだめて目付などに咎められて札をとりしにや、其外片名によりて、耳立も多し、彥八が咄に、澁屋藤兵衞を、人澁藤と云、などやらん死人に紛し、さや町邊に、滅德と書しもあり、滅金や德兵衞とか云なるべし、德を滅するもよか

らぬ唱なり、

こたびのみゆきこそ、ためし久しき千世のかゞみなれ、海の内にすめる誰かは是をあふがざるべき、千さとを遠しとせず、よもの國々よりものぼれる人、いくばくぞや、我も老の思ひ出に、拜みてんとかねてには待まうけぬれども、かたへの人のいとうさゝゆるに、おもひかへせばさる事なめり、とても老がまなこには及ばじ、あとにてそれかれ然るべき有識、辨へたらむ人に尋ね合せて、こまやかに記し置んには如じと、さてやみぬ、おのれが日ぐらしの菴へだに難波人の來て一夜かり臥せしに、かすべきふとんやうの物もなし、外へ借りにやりぬれど、いつにても借し盡してなし、せんかたなさに、かさぬもうとし、いざふたり寢んと、火燵に蒲團を引張て友寢せしぞ佗しかりき、是が咄しをきくに、淀わたりの船は、とくより留りて、船路は絕ぬれば、かちよりまうでぬとかたる、さぞなと思ひやられたり、

紀の海のほとり禪室有り、所も寺號も聞ぬれども忘れたり、是を鯨寺とよぶ、其寺に暫し在し僧の語りしに、津々浦々にて年每に取鯢を古へよりの例にて、是を須つに、先づ一番に彼寺の配賦を取て、其料を寺へ上る、鯨の大小に隨ひ、其料の員數は違へども定法有て、配分の仕形に、聊に私なく、寺に之を請取、恭く法會をなして、是をとぶらふ事、檀家の人の歿する如し、一基の墳を築て、正面に何十何尋の鯨と記し、傍に年月を著す、墳の大小も鯨の長短に倣ふ、三十六尋の巨鯨などは、侯家の墳の如く堆く結構す、墓地はいにしへよりの鯢の墓而巳にて、外に檀家なし、年々の配分夥き故、その寺尤富裕なりとぞ、

祇園の梶はしらず、後の百合は我も知れり、大雅が妻玉蘭が母なり、是が咄しに、大石內藏助は、腰より下の短き不男にて、常に此あたりをのらつきしを、人笑ひて赤穗の家老々々と指さしける、其比迄初春二軒茶屋へむれ來る人へは、二軒茶屋の女房娘など、粧ひかざり、島臺蓬萊やうの物を持參し、熨斗昆布を挾み、春の佳儀を述ぬ、又總じて牀几每に枕を出し置しが今は其事なし、二軒茶屋はいつの頃よ

り出來しや、其始はしらず、今は都のかざりと成て、鄙人に是を知らぬはなし、自餘の茶やに替りて、裏は行抜なれば、風來の客飽迄酒飯をとゝのへ、物好みなどして、價を置ずに、裏より抜歸る惡徒多し、それだにあるに、家具吸物椀小盃やうの物を取て歸る、年々に右の器の不足を拵る事夥しとかや、其取しまりなき故に、年々の損失も幾くか知れねども、諸國へしられたる商の手廣さに、さやうの小細なる損は厭はずとなむ、二軒の內東の町村屋は良き客多く榮え、西の藤屋は衰へしが、又西の賑ふ折もあり中村屋藤屋と名は通れども、其株賣買に成て、幾度か其持主は替り今はいかゞ有や、

碁打に馳走するは無益なり、それも深く耽らぬ人は、いかゞあらん、我如き好士は、碁にかゝりては哺を忘れ、萬の事を放解して居れば、せつかくあるじの心をこめて饗するも、邪魔に成故に不興舞にそこそこに挨拶して、はやくたうべ仕舞ひて、盤に向はん事を思ふ、ある好士此情を、自分能覺えて、己がもとへ、碁の友來れば、其家內に云含て、菓子盆に燒飯を堆く盛て、茶瓶を添出し置、扨碁にかゝりて他念なき中に、流石空腹になればうつし心の中にも、主客ともに彼燒飯をとりて喰ふ、長座に成て、其飯盡なんとすれば、勝手より心得て、又能き程に替りを入置、飼鳥の餌を入るに等し、左有て一晝夜打ても飢る事なく、家內の世話も少く客もあるじへの心置なく、快く碁を樂むなり、是に過たる碁の饗應はなし、穴賢碁好に尋常の馳走はせんなき事と知るべし、

八十二くわゐもらふ、芋もらふ、納豆もらふ、翁草書く、娘や孫が來る、目にはさやかに見えねども、目鏡になる、銀もらふ、碁をうつ、早梅もらふ書出しが來る、鱈もらふ、福壽草くれる、發句案じる、冬がは入らず、遠目はきかず咄がすきに、耳が聾ふ、嘘がきらいに、茶が來る、餅が來る、春が來る、あなたいぬる、島原が賑ふ、田舍が燒る、つい消る、景があたらしうなる、水が流れる、山が動かぬ、のし樂書堂、

寛政庚戌年臘底九日書

書家の深川親和姓は三井通名、孫兵衞、元は信州諏訪侯の分家、同姓美濃守の陪士なり、廣澤歿して後は闕源內（闕思恭と號）共に書に鳴る、夫のみならず弓馬の道に長じて、三道の門人多く集る、其の頃の閣老松平右京兆、殊に悃志淺からずして、其長臣の女を親和に嫁せらる、貴命默止がたしとて、老後に之を妻とす、偏に娘の如し、猶も深川の地屋敷を京兆より賜、分內廣く、馬場射場を構ふる事自在なり、斯て京兆の親因と聞て、諸侯の面々幕府の士、幷諸家の陪士、我も〳〵と此門に入て、已がさま〳〵三の道を稽古す、朝は未明より辰の刻に至り、馬場に出て、御術を指南し、辰より巳に至て、射術を見、巳より午過るまでに手跡を添削し、午の刻過て、諸侯家へ馬にて乘廻り、夜陰に私宅へ歸る、連日一日も缺る事なし、希年を過て、矍鑠意氣揚々たる事、壯士を欺き、玄闕には諸家の使者絕間なく、音物山をなし、寄食の浪士あまた有て、替る〳〵玄闕番を勤て之に應對し、之に酬ふの使者を勤め、宛も一侯の家中よりも諸士多し、故に其家豪富に榮えたり、耄年を超て近年歿す、其後を不知、其頃江戶の落書に

惡筆の其名は高きおやぢどの欲深川でしんなれたげな

是を見れば、生前の質いかゞ有しや、我委くは知らず、

我も親和には及ねども、自餘の老翁よりも、健なる方にて、山川を吟行するに難からざりしが、近來頻に耳聾、蹇て耄年の相を現はす事、實にや、春寒秋熱老健君寵の久しからざる事、宜なる哉、七十五のとしの春、友人祖且にそゝのかされて、はじめてよしの山へ登る、壯年の頃不二山は見つ、よし野をこそ、年頃戀ぬれども、壯くしては官に在り、致仕の後知命の頃には、かほどの旅行はいとも易かりしかども、佗しきに堪兼る僻有て、かく老さらぼふ迄、思ひ立ざりし事の悔しさに、きさらぎ二十日あたりに祖且と打つれ、旅裝してならの都、三輪初瀨多武峯を經て、何某の山に向ふ、時しも一目千本のあたり盛にて、目を驚しめ、奧の院苔淸水西打菴迄見終り、歸路に馬場の花をもとむるに、皆散りて跡なし、當麻、龍田、法隆寺、西の京など見巡りて、やよひ三日に京へ歸る、祖且は我より八ツ下にて、六十七

なり、きはめて健にして、年々肥後へ下り、東西の國々を巡行して、何の歌枕、角の大寺なんど、凡に見たる人なり、年も我より若き故、よし野のいきゝ八十里程、皆かちよりす、我も負じと思ひしかども祖且のいさめに隨ひ、右の路程の內、五六里ほどは駕に乘たり、委くは吉野行に書置り、抑山城はいふも更なり、畿內の山の姿は、餘國にまさり、和穩にて、さすが日の本の中つ國と思ひしに、わきて大和の風土こそ、心も詞も及ばれね、舊き都もさる事かは、山城は東西の山間、其わたり三里に過ず、そが中に平安城あり、神社佛閣所せき立こめて、其懷狹く、諺にも都は摺鉢の底と云も、實にさる事ぞかし、大和は東西の山間、見渡す所凡五七里もや有なん、其間廣々たる郊野に、かぐ山畝傍山耳なし山群立、其外上れる帝の陵、數の岳をなし、東に三輪山、卷向山、はつ瀨山、多武峰そばたち、西に葛城山、二上ヶ嶽、龍田山つらなり、目もはるに、のどけく、人の心も和らかに、寔に大和の名にめづる計なり、聞しに優りしは、泊瀨の風色、多武峰の結構、聞しに違ひしは、みよしの成けらし、ふるき代の和歌よりはじめ、今翫ぶ俳諧に至迄、唯雲とのみ口號み、あるは花をつらねて、山もなしなんどいへれば、兼てには伏水の桃山の大いなるものにやと思ひしに、左はなくて、たゞ日枝あたごの谷々に花のちらめく如し、杉むら立こめ、餘木蔭々として、山に合せては、花木寡く、一と目千本のさまも、嵐山の花を異峯へも配りし如くにて、げにも其ほとりは、名におふ三芳野とも云べかめれど、麓に流れ堰の粧もなく唯田野の徑に箕踞して眺るのみなれば、峨山にはけおさるゝ心地ぞする、其外爰かしこの谷々、瀧ざくらの類ひも、山路をよぢて、勞がはしき儘に、幕毛氈のもうけもなく、茶屋もなく水もなきなんど、老がたのめの苦しさに、つら〳〵おもへば、兎に角に、花は都に如くはなし、上れる代には花木も多かりしにや、今の樣は名にも似ずとや申さむ、河內の鶯の尾山こそ、今は芳野に優れと云人も有し、彼は枚方より船あがりして、一里半が程を經れば至り着ぬと敎ゆ、偖はたやすき事なめり、來るとしに生けらば、かしこにいきて、花を弄し、直ちに川を西すれば、いぼざくらもそこなれば、歸路には是を眺てんとの

心のあらましも、年波の立そひぬ、いたづらに、又いく春をか累ねむ、今は塞ておもひ止りぬ、かくてしも年月思ひこがれにし、よし野の望をはたして、嬉しさの餘り、我としも賴政とおない年なれば、
「むもれ木の花さく老のよし野哉」と云弃て下山しぬ、
寛政元年八月頃、所司代組與力四五人誘ひ合て、同心二人外に下ざまのをのこかり催して、桂川邊逍遙し、酒興の餘り上總の宮の御別莊のほとりにて、所の者へ船を出せと申せども不肯、彼士怒て御用にて通るなり、とく船を出せと申付れ共、御用の體とも見えざれば、取敢る者もなく、不禮の體なれば、船小屋に在る者共を打擲す、依て下桂村の百姓共之を聞傳て、追々に、馳集り、狼藉者とて、手籠に致さんとする故、止事を不得、刀を拔て追散すとて、少く傷者も有しとぞ、其中に宮の下部も有ければ、宮御方より御沙汰有て、武邊へ傳奏より達せらる、則町奉行井上美濃守懸りにて右の與力同心は、仲間へ被預、其外懸り合の者、夫々へ召預られ、吟味の上御用を申立候事は虛事の由、陳防の譯相立つと雖、御家人の身分として、彼是不愼不法の仕形に付、與力は日數百日押込、輕きは五十日押込(姓名略)同心五十日押込(名略)下桂村百姓傳左衞門所拂、船頭淸次郎忠兵衞百姓總左衞門各手錠、庄屋過料五貫文づつ年寄三貫文づゝ被仰付、一件落着す、

○江戸城御坊主の事

一江戸御城坊主の風俗不宜、分限不相應の事共有之に仍、寛政二年亥十二月、御同朋頭平井専阿彌に被命、御吟味有之趣右の通、

表坊主共勤向丼一體の風不宜、殊就中一己の心底不宜、分限不相應の甚敷者も有之段相聞え、夫々に御咎可被仰付處、先此度私へ被仰付丼相掛り候者被仰付、申談候て、以來風儀相止候様の仕方可申上旨蒙仰難有仕合奉存候

一一體坊主共の儀、至て小給の者にて、無知の者多御座候處、萬石以上の御方、其外諸役人衆於御殿、御用向被申付候間、過分の給物等有之、有福に相暮候故、全體の分限を忘却仕、結構成者かと心得違候より、事起候義と被存候、右に付願候は、申上候心得違の甚敷者ども、心付相糺可申上義御座候得共、畢竟是迄一同の勤向は勿論、心得の法令をも不相違差置候故、其身分の惡敷義と不相辨、風儀不宜様相成候は、於私共行届不申義奉恐入候義奉存候、依之此度勤方の心得、丼萬石以上已下御頼の御用相達候仕方、衣服家作等、召仕下人々數等の儀に至迄、作法相定申渡、爲相守、若以來少にても法令に相背の儀有之候得ば、早速夫々に以輕重申上、御咎請入又は場所替、或は懸り役取放候かの內、申上候様に仕度奉存候、是迄の儀は其身には諸事宜と相心得可罷在候間、右作法を申渡候上、相背候者を申上度奉存候、右作法の趣別紙の通申渡仕候、

一右申上候通申渡置候作法を、相背候者は、場所不相應に付、小普請入或は場所替等申上候節は早速願

の通被仰付被下候樣に仕度奉願候以上、

十二月　平井專阿彌

別紙申渡の覺

一各の儀御奉公大切に奉重公儀候義は、誓詞、條々今更不及申渡面々可相守事に候、

一表坊主の儀は、小給の者にて、格式は有之候へ共、長袖の義故、持前の格式に不拘、殿中上下の用向相達候と心得可申處、上の以御影、過分の給物有之候故、豐に相暮候、尤諸組同心中杯と違ひ、御番繁く候故、相應の細工物等も難相成、御額を請候義、御奉公の取續にも相成候間、尤の樣に候得共、過分の給物有之故、家作等分限不相應に仕、召仕等多く相成、然上は妻子等迄も心取り自ら高く相成り、結構成もの丶樣に相心得、歷々へ慮外がましき御應對仕候樣相成候、是等の趣、以來堅く可相愼義に候、

一家作等の儀、分限を辨へ、可相成だけ、手狹に可仕候、諸家へ立入多き者は、過分の給物有之不貪の金銀故不苦と心得、木品宜きを相用ひ候は、誠に榮耀奢の沙汰に相成、玄關體場所相構候者、不辨分限儀、已來急度相止可被申、其外家作致方、別に以書面可相達候、坊主の家作は、麁末に補理候こそ相應の儀に候、

一屋根葺瓦の場所は格別、其餘はならへ瓦かけ瓦、可然候、さん瓦葺可爲遠慮候、

一父子共外親類同居の者、三夫婦四夫婦一所に住居の者は、手廣の住居無據儀に候、乍去前條の通、宜木品を以て普請仕候義は、心得違に候、以來相改可申候、

一家作是迄過分の手廣結構と申程に仕、玄關等を構候者、

右の段相聞候間早々可相改候、

但結構手廣に仕候程の餘勢にては、早速改候事も相成候内の儀に候、

一衣服の儀相調候品は、絹紬郡内等の品を相用、妻子等の衣服も右に准じ可相心得候

一羽織の定古例

裝束の節は　十德　　麻上下以上の節は　無紋單羽織　　裏付上下の節は　綿入羽織

紋付の羽織は禮服にて無之候

右の通相心得、外より給候紋付羽織の儀も、小給の者取續の一助に候間、平日着用不苦候へ共、先達而相達候通、當番の面々以來無用、其餘は不苦候へ共、大勢着用無之樣日々可被申合候、

一足袋の儀已來白き足袋無用、色足袋可被用候、

一外々より給候品多く共、紋柄等有品は、相愼斟酌可仕、紫の胸紐等は可有遠慮候、

一腰物の儀は、相應に可相嗜義に候間可成だけ見苦敷無之樣可被致候、乍去金拵杯申樣成、結構に相見え候儀、可爲無用候、

一以來萬石以上以下の御方へ立入候御賴の箇所、誰には何程有之段を、帳面に相記、右相記相扱候掛りの者、六人被仰渡候間、御賴の明き有之節、右懸りの者へ割合を爲仕、御賴の箇所少き者、平生勤向出精の者を相選、先樣に從來立入仕候者、以爲賴可申候、是迄の樣面々より兼て留主居中へ、音物等を致せり、落候樣成義堅く無用、先樣より明跡被仰付共御斷可仕候、御賴を請候儀、相知候得ば法令を破候間早速組頭へ可被申聞候、

一掛り役相勤候者、於御殿御役人衆の御賴、以來御斷可申候、平番の者計、御賴請御用可被達候、

但如此無之候ては、平番御奉公の取續に不相成候、

一萬石以上の御方、御役被蒙仰候砌、此御役にては、御賴何人宛の定抔と、強て增相願候由、以來は御用辨候程、先樣より可被仰付候間、强て其餘の人數相願候義、有之間敷儀に候、

但是迄は、從來御賴の者、右の願を强て不仕候へ共、外中間とも身構計仕候抔申候故、無據相願の

儀可有之候、以來は組頭より差圖の義故、難相成段、總中へ可被達候
一萬石以上以下共、御頼請候はゞ、隨分厚く深切に御用等達可申候、近來御頼不相成前は、彼是强て願
御頼に相成候得ば、御用等被仰付候節、以前より等閑に仕候樣成不實の者も有之やに存候間、右體の
者有之候はゞ、此度掛りの者より、先樣へ其段申達、御頼爲相除申候事、
右の外に、相達儀有之候へ共、未糺不相濟候、追々可相達候、
十二月
右御吟味御目付立會にて取締被仰付候由、御目付名前不知、可追書入、足袋の事、王子色は前方
より御坊主足袋と申候由、
右に付御坊主山本道仙、片岡喜伯、丹羽清三、吉田長佐等合四人、小普請入、永井久悦、近藤意仙、
和田圓順、御番御免無役、中村順悦、小谷最頌、平山專佐、山本道永、大澤玄喜等、合五人、西丸へ
石井榮庵、關林雪兩人は御叱の由、
〇琉球人詩歌
同年冬渡來の琉人の詩歌俳諧左記す、
題富山　實是群山祖　扶桑第一尊　滿頭生白雲　鎭國護兒孫　琉球宜野灣王子
波風も治る君の御代なれば道遠からぬ日本の里
大阪にて　なにはづや見馴しものは芋ばかり　御先手
〇安藤又兵衛小普請入　安藤又兵衛
寛政三亥年三月六日
申渡

其方儀忰被召出候様致度存候とて、若年寄公用人方へ其段以手紙申遣、目録金相贈候旨賄賂に近き筋に相當候、兼て左様の贈物致間敷儀は、當時一統に辨居候儀に候處、心得違、不埒の事に候、依之御役御免、小普請入被仰付候、

右若年寄京極備前守宅に於て、同人申渡、御目付井上圖書淺野隼人立會、

○判金の事

大判金は、古來一枚に付、小判七兩二歩の通用なり、然に元文吹替已後は、右に六割半增、十二兩餘に通用の筈なれども、其後段々相場引あげ、近來は判金一枚小判二十二三兩に相成、依之寛政三亥年三月四日、左の御書付出る、風說には判金の相場、十七兩に成候と申せども、未慥としたる事を不聞、

本多彈正大弼被相渡候御書付

大目付

大判金相場以前よりは格別引上、彌融通手狹に有之に付、直段相應に相成候様可被仰出處、遠國御用御暇拜領物、其外御手當の筋は、近來の高直成處を以て辨じ來候間、俄に相場下り候ては、拜領の面々可爲難儀候間、不相應の直段に候へども、先今年者、其儘被差置候、以來御褒美の分は、是迄の通、其外之御手當御暇に付、大判金拜領の分は、小判金を以て相應に可被下候、

右の通寄々可被達候

三月

○忠孝者御褒美

遠國に於て、忠孝淳直の者を、褒賞し玉ふ事、前卷に錄せり、江府に於ても、今度右の類の者へ、相應に御褒美銀被下候御書付寫

町方の内忠孝奇特成ものと相聞え候者、密に取調の上越中守殿依御指圖、左の通御褒美被下候

五郎兵衛町與八店筆屋庄次郎召仕　新　助　　通油町又右衛門店馬具屋吉兵衛召仕　小兵衛

麻布市兵衛町家主　平七
牛込赤城等覺寺門前幸七店　伊兵衛
桶町一丁目家主與左衛門召仕　重助

右は忠義の趣相聞え候に付、爲御褒美銀十枚宛被下之、

銀七枚

右は孝行の趣相聞え候に付、爲御褒美被下之、

龜戸柳島町半三郎店　平吉
淺草諏訪町庄兵衛店經師　忠五郎
上野北大門町本阿彌三郎兵衛家守　四郎兵衛
中ノ郷瓦町次兵衛店　平藏
神田富松町喜八店指物屋喜八悴　安次郎
元數寄屋町二丁目嘉兵衛店藥種屋太兵衛二男　三之助
宗十郎町半七店屋根屋　元七
淺草田町二丁目八郎兵衛醫師　鳥飼要人
下谷山伏町與七店　龜之助
本芝三丁目七郎兵衛店獵師　庄右衛門
白銀臺町十一丁目町抱之者　久次郎
本船町與兵衛店米仲買仁兵衛勢州住宅に付　店支配人　金藏
芝濱松町二丁目家持彥九郎召仕　源七
本八丁堀町名主　十左衛門
牛込納戸町伊八店岡左衛門悴　久米太郎
深川北川町清左衛門店按摩取春養娘　さよ
豊島町一丁目孫兵衛店　武右衛門
下谷茅町二丁目嘉七店　富次郎
駒込富士前町武兵衛店土持輕子　定五郎
喜左衛門町源八店喜八悴　勘次郎
靈岸島銀町三丁目彌兵衛店町鳶之者　伊之助
淺草旅籠町二丁目代地甚左衛門店甚兵衛方に罷在候治兵衛事　祐心
小石川上富坂町三郎左衛門店　利兵衛
小日向水道町佐左衛門店　てつ
駒込高林寺門前家主　傳兵衛

南八丁堀一丁目甚兵衛店　次郎吉　本八丁堀二丁目文左衛門店　仙右衛門
同人妹　その
南鍛治町又右衛門店青物屋太郎左衛門悴　久太郎　深川富吉町家持町醫師　堀清庵
青山淺嘉町家主喜左衛門悴にて同居致同町名主惣次郎方に手代相勤　平次郎　深川小松代町二丁目干桶屋　勝次郎
芝金杉濱町市左衛門店七左衛門悴　岩次郎
右の者共孝行の趣相聞候に付、銀五枚づゝ被下候、
小網町三丁目長左衛門店水油仕入仲買　佐七　淺草三間町藤兵衛店　傳六
小石川七軒町家主質屋　平三郎　同所澤谷町二丁目家持古着屋　次兵衛
南槇町五兵衛店六左衛門妻　かつ　芝三島町金兵衛店　新右衛門
神田九軒町代地治兵衛店大工　清八　上槇町伊助店町醫安藤求古親にて坂本町一丁目庄兵衛店隱居仕居候　米田一貫
永澤町吉左衛門店兩替并水油商賣　勘兵衛
右の者共奇特成事共有之趣相聞え候に付、爲御褒美銀五枚づゝ被下之、
〆四十七人
右は初鹿野河内守（町奉行）於御役宅申渡之、
亥三月十七日

〇雜話

一巨勢金若（仁明帝の時の人官大納言清凉殿の繪を書と云々）金高（金若子）金村　相覽　公忠　公氏

相續して繪を善す、

紀金岡法名圓源朝日阿闍梨と稱す、宇多帝の時の人、繪の妙手なり、其子を慈雲坊賢眞と云、又狩野岡は後冷泉帝の時の人、佛繪の妙手、此三人の名、紛敷故、動もすれば取違へ侍る畫工印章辨を見て辨へ知べしと云々、又畫工土佐系譜は、權中納言長郞卿の裔にて、皇太后宮大進爲經(法名寂起大原に住)の子、左京太夫隆信、其子信實、其子隆經、其子隆親(土御門院の頃)代々繪をよくせられしが、隆親子其子中務少輔備前守行爲、繪所に補してより、其子土佐守行廣相續て、繪所たり、夫より代々土佐を以て稱號とす、琢磨法眼榮可、粟田口法眼隆元、住吉法眼俱慶(俗名廣近)皆土佐の庶流なり

一爲相伊勢物語の註とて、古家の祕本有り、三河國八橋の事を、夫に記せしは、昔三川と言ふ貧家の者有り、八になる子をうしなひて、善事になすべきたより別になければ、彼子の歲にあてゝ橋を八所にかけたる故に、八橋と云なり云々、いせ物がたりに、水行河のくもでなれば、橋をやつわたせるによりてなん八橋と云けると云々、凡伊勢物がたりの繪は、慶長十三年五月中院中納言源通勝卿(法名素然號也足叟)彼物がたり印行の時、圖畫を書入給ふよし、奧書に見えたれば、往古よりの圖にはあらざるなり、彼繪所成る八橋とてかけるは、くもで行水のさまとも見えず、橋板八枚を曲折せる體なり蜘手とは今難波の四川橋の如くなるを、二所にかけわたし往來のたやすき樣にし侍るにや、變態常ならねば、川の姿もいにしへ今同じからざるにや、

一美濃國は往昔土岐氏と遠山氏兩守護なり、元弘建武亂後、遠山は衰へて、僅に岩村を領し土岐一國の守護と成る、又稻葉山に齋藤と云國人有り、始は土岐に屬せしが、應仁亂より自立して西美濃を伐從へ、土岐に並立、明應の頃の齋藤を持是院三位法印妙椿と云、其頃洛の油商人に、松浪勝太郞(イに勝九郞)と云者、美濃に來て、齋藤の家來と成、奸智謀才逞敷者にて、次第に立身し、齋藤の長臣長井藤左衛門を謀り殺して、其跡を領し、自分長井九郞左衛門秀元と改稱し、主人持是院卒去の後、押

て齋藤の家督と成、齋藤山城守利政と名乘、剃髪して道三と號す、其子三人有り、嫡子義龍（一説實は本主齋藤が子と云）と不和になり、父子合戰して、義龍が爲に殺さる、其後義龍死して、其子龍興織田信長に亡され、其家斷絶す、尾州竹越氏は、齋藤家人たり、元は佐々木の庶流なり、齋藤沒落後、備前浮田家に仕へ、それより御當家へ出て、尾州へ被附と云々、

一今の清帝（康熙）左辨將軍某に勅して曰、太子を見るに、天下を治すべき器に非ず、萬歲の後、卿位に卽て、四海を治平せよと、將軍謝して曰、太子年猶少し、異日其德の成を待給へ、若此事中外に、聞えば、必太子を輕ぜん、臣願くは輔養して、太祖の祭を奉じ給ふ事をせんとて、已が家に養ひまゐらせ、每に敎誡しける程に、あしき質も變じて、いとめで度成られしとぞ、君は我子に私せず、臣は天位を貪らず、天下豈亂に及ばんや、尤も稱すべし、

左辨は、老將にして所々の戰場に、武名を顯はし、天下に知られし知臣なり、其長七尺餘、怪異の貌なり、帝其像を銅にて模鑄し、常に帝坐に向はしめ、自ら武備を戒らる、左辨酒を好て醉ふ事なし、近臣試に帝の前にして、左辨が飮するごとに、彼銅像の首に一穴有處より、一盃を入る、終日飮して彼像の穴より、酒溢流に至ても、醉色なかりしと云々、かゝる上戶も有事にこそ、

其蜩曰、此太子は雍正帝なるべし、今の乾隆帝は康熙帝の子なり、雍正崩じて後に位せらる、

一季明の功臣鄭之龍（日本平戶に來住す）淸の太祖順治二年に北京に降せしに、其子鄭成功（平戶出生）永曆帝を立て、明の恢復を謀る、帝朱氏を賜て、國姓爺と尊び稱せらる、永庵二年漳州府城を拔しより、奇策を廻らして、泉州等を攻破り、同十五年に塔俪紗古に渡り、思明に城を築き、淸の康熙五年に大宛にて卒す、其子錦舍嗣て大宛を守しが、幾程もなく死す、其子奏舍猶大宛を保しかども、勢ひ盡き康熙二十二年に俘となりて、北京に幽せられし（日本貞享元年）近き頃（日本寶永の始）帝奏舍をゆるし、何にても望有らば奏すべし、奏舍曰、亡君舊故皆跡なし、何をか欲すべき、唯大宛に亡父

母の顡墓有り、これを省ば、足りなんと帝ゆるして大宛に遣はす、奏舍悅て大宛に至り、舊宅を尋るに跡もなく、昔召仕し者もなし、たま〳〵知れる者有れども、恐れて舍奏を待する事甚疎かなり、父母の古墳をとふに、田にすかれ圃と變じて、知者もなし、こゝかしこを尋て、漸く求出しけれ共、改葬の費に供すべき蓄へもなし、斯りし程に、歸京の朝近く成し儘、一先歸り此由を奏し、啼て曰、臣旣に皇家の囚と成り、身を京師に喪しなん、願くは父母の遺骨を以て京師近き地に埋めば、是皇恩ならん、され共其費なして徒に歸る、伏て願は一地を恩賜あらば、死とも可なりと、帝其孝心を感じて曰、奏舍實至孝なり、豈異志を企るに至らんや、宜く大宛に歸して、一地を知行せしむべしとぞ、即本國に歸し遣はさる、奏舍拜して恩を謝し、大宛に歸り、父母の墳墓を改築き、其祀を奉じ、故舊臣皆集て賀す、奏舍曰、我明の舊臣たり、豈淸に仕ふる事を望んや、唯祖先の墓所を思ふ事切なる故に存命して爰に來る、汝等先に來りし時、我を諱も時なれば恨むるに不及、今來て賀す我又悅にあらず仕へば仕へよとて、咎る事も無りしかば、處民皆罪を謝して、臣と稱し、再び大宛一所の主とあふぎけるとかや、實に孝心の人を感ぜしむる事、古今如此、淸主即位して、今我寶永五年に至り旣に四十七年、京省靜謐にして、萬民其德を稱せり、奏舍は一方大敵の子孫なれば、やがて誅せらるべきを、助け置るゝのみならず、かくまで慈愛を施されしも、仁政の餘澤なりけり、

右二條は長崎街談にして、關東に啓せし寫とて、或人の許に有を寫之、

一常憲院殿御贈位

位記寫

正二位源朝臣綱吉

右可贈正一位

中務內專雄文外奮英武德業光六合

恩惠沾萬邦宜授贈爵旌寵章可依
前件主者施行

寶永六年正月二十三日

無品中務卿邦永親王宣
從四位下中務大輔臣藤原朝臣德光奉
從五位下守中務少輔衞少內記中原朝臣職永行

宣命寫

天皇我詔旨良萬止故征夷大將軍右大臣正二位源朝臣綱吉仁詔倍止勅命乎聞食止宣布勇智兼寛仁文武正政治志氏一天太平爾四海安寧多利頃聞疾病難治性壽有窮氏終薨奴止仍贈崇號利殊感忠功多萬布故是以太政大臣正一位爾上給比治賜布天皇我勅命乎聞食止宣、

正月二十三日

崇號

常憲院

勅使　正二位內大臣藤原伊季　菊亭
宣命使　從四位下少納言平時春　平松

奉勅寫

大樹公薨去の御事、
禁裏御所方へ令言上候處驚思召候、亞相公御簾中可爲御愁歎候、御機嫌の程被召聞度旨、御氣色の御事に候、恐々謹言、

正月十六日　重條　ニハタ　保春　タカノ

小笠原佐渡守殿　本多伯耆守殿

傳奏自狀寫

大樹公薨去の御事、絕言語候、御臺御方御機嫌の程竊申度候、此旨宜預御沙汰候、恐々謹言

正月十六日　　重條保春

土屋相模守殿　秋元但馬守殿

大久保加賀守殿　井上河內守殿

大樹公薨去の御事、絕言語候、亞相公御簾中御機嫌の程竊申度候、此旨宜預御沙汰候恐々謹言、

正月十六日　　重條保春

小笠原佐渡守殿　本多伯耆守殿

御遺物

尾張中納言殿へ（御脇差一腰正宗　宗無肩衝代金二百枚）（御使）土屋相模守

水戶中納言殿へ（同貞宗代金百五十枚　唐物文珠）（同）秋元但馬守

紀伊中納言殿へ（同貞宗代金二百枚　大隅肩衝）（同）土屋相模守

水戶中將殿へ（同來國俊代金百枚）（同）秋元但馬守

加賀宰相殿へ（同來國次代金百五十枚）（同）稻垣對馬守

同　少將殿へ（同行光代金七十五枚）（同）同　人

右丑二月晦日

一東照宮御花押乃の字を書せまし〳〵ける、或曰もと𠄎の字にて廼と同じ凡事を繼の辭氣出の難きに象る文字なり、春秋傳頂氏家說などにも樣々の字註有り、尤目出度文字なりと云々、是本據を不知してむざと附會の說をもうけたるなり、乃の字御判の事は、もと御傳來の乃の字大黑とて、一筆書の大黑天神の古畫有り、神君それを模し、御花押となし給ふ、其御繪は尾州へ御相傳にて、今に尾州に有よし、靈屍集に見えたり、

一後三條院の御時迄は、皇子の僧に親王宣下無し（寛政より七百年餘）御子を法親王になし給ふ、始は白川院の皇子仁和寺覺行に、三品法親王をまゐらせられしを權輿とす、皇女親王宣下は、夫よりふるく、垣武天皇の御妹、酒人内親王始なりとかや、紹運錄に、吉備内親王（文武皇女）井上内親王（聖武皇女）不破内親王（道理王女）三人は、酒人より前なれども、是は皆憤死の人故是を宥めん爲に、後世に親王宣下有しと云々。京師御靈八所の神靈是なり、然るを第一座吉備聖靈と有を、世俗吉備大臣と思ふは、大なる誤なり、是則吉備内親王なり、此親王は天平元年縊死し玉ふ、殘る七座も皆烈靈を祭るなり、吉備公何の怨有や、其上崇道天皇の上に、人臣を位せん事有べからず、是を以て吉備公に非らざる事を辨ふべし、

一蕎麥切は、甲州より始る、初天目山へ參詣多かりし時、村民諸人に食を賣けるに、米麥少かりし故、蕎麥を練て旅籠とし、其後饂飩を交て、今のそば切と成しと信州の人語りし、

一御當家御先祖世良田德川を相交て稱せらる、淸康公も世良田を被稱、永祿九年十二月神君被任三川守時、近衞晴嗣內書へ德川三河守と被記、夫より永く德川を稱し給ふと云、

一足利　（三家）　吉良　石橋　澁川　（三管領）　斯波　細川　畠山
此内三家は長柄の塗輿免許なり、今尾張紀伊水戸の三家塗輿に乘給も、此例とかや、
　四職　　山名　　一色　　京極　　赤松

一本朝八介
　大内介　秋田城介　富樫介　井伊介　上總介　千葉介　三浦介　狩野介
中國尼子の家にも八介あり、各功士なり、所謂山中鹿之介、寺本生死之介、赤松武者之介、荒猪男之介、井筒女之介、品川狼之介、名和無理之介、

一神君の御子松君と、上總介忠輝朝臣は攣子なり、皆川山城守、忠輝君を隱して養ひ奉り、慶長四年正

月、松君早世の後、披露して出し參らせけるとぞ、又仙君（高岳院殿）平岩親吉養ひ奉りける事のみを人知て、加賀宰相利長の猶子となし參らせられける事は、世に普く不知、

一相州藤澤淸淨光寺十四世他阿上人は、南朝の御末、小倉宮御子、初は尊慶と申せし、御當家の御祖、有親親氏時宗の僧と成り給ひし時の御師範なりと云、

一三川大濱の土俗の說に、松平太郎左衞門親氏（還俗後松平相續）は、松平彈正左衞門と云者に討れ給ふと云々、

一昔より佛家に觀音講等有り、近世伊勢講と稱し、結衆錢を集め貸之、其息を殖して、參宮の費用とする事、近世の俗なり、永祿中に既に此事有り室町日記に見えたり、上京今出川に、大泉坊と云者、此懸錢を方々より借りて不返、檢斷所へ訴へ訟るに仍り裏書出る、

伊勢講の代物借置未事濟、於德政令難澁の由、太不可然、所詮如先例不可有改動の上は、自是可加催促の條、得其意可有之者也、仍如件、

十一月二十九日　貞　親（脇屋惣左衞門）

長　高（栢村市右衞門）

上京今出川

大泉坊太夫慶存　所へ

翁草　卷之百九十二

○新宮御製

新宮成後手書示源大樹

遙慕周文囿、不羨漢武臺、舊章一是從、新築本非催、百工忽告竣整、駕自東回、拭目向城雉、云々、亦美哉、兩殿應規矩、四川總崔嵬、燕雀繞簷集、櫻橘接階栽、豈其爲逸豫、講禮共徘徊、委佩群僚會、將幣九州來、素心既已足、起臥感鹽梅、欣然顯忠勤、乙夜薄言裁、

新内裡御造營、且つ、遷幸の嚴式等は、別卷に記す、大宮のいみじき千歲のむかしに立歸れるとも目度たかりけり、延曆の新都を測るに、都の入口は、南面にして、前朱雀に羅生門有り、左右に東寺西寺の大刹有て、右京左京朱雀の兩翼に立わたり、內裏は其中央に在り寔に皇都の壯觀、他に比ぶべうもなく、さこそと思ひやらるれ、其後右京はなどやらん衰へて早晩荒野と成り、世々の兵亂に、大内も壞して、皇居も淺々しくなれるを、世の治まれるに隨ひて、後陽成院の頃より、やゝ宮居も結構に營れけれ共、代々の回祿に度々焦れ失せけるを、今や天明の御造りは、舊きを追はるゝ御いさをしとも有て、おさ〳〵昔の大宮にも劣らめやと見ゆ、されど都の人口はいにしへにたがひて、無下に劣れり、其故は今は武君吾妻におはす故に、都の口横の方に成て、粟田口のさまいたういやしく鄙ぶりて爰こそ花の都といふべくもなし、難波津などは、湊口に錦城堆く聳え、長橋波に臥て、大龍の横たはれる如く、木津安治川の纔迄、實にも大湊の虎口と見えたり都はそれににげなき事こそうらみなれ、

○驛路鈴

大刀契驛路の鈴等は故實有て、遷幸の式に用させらるゝ舊例の由、然るに驛路の鈴は、禁裏に傳へられざる故に、それかれ御穿鑿有る處に、隱岐國周吉郡總社村、總社の什器に、此鈴有り、先年國造（神主の事）官位を申とて罷登り、久我家執奏にて、鈴叡覽有り、其時日野資枝卿の詠歌有り、

隱岐の國國造が家に持つたへし驛路の鈴有り、國造上京の折もて來り見るに、珍器古代の物なれば、内々天覽にそなへ返へし、遣はさるゝとて、　　資枝

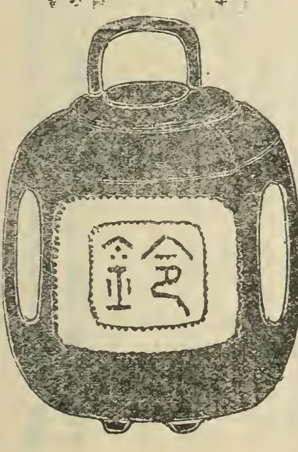
をきの國としふる家はつたへこしむまやの鈴の音にても知る

此こと書にて見れば、神の什器とも見えず、國造が家什と見えたり、いかにして、彼家に傳へしやらん由緒安定ならず、察する處、後醍醐帝隱岐に遷され給ひし頃、故有て彼家に預け置れしにや、此鈴の事順德院禁秘抄にも驛路の鈴古代殊勝の者なりと有れば、上古の具と知られたり、今驛馬に附る鈴の類ひには非ず、左に寫せる圖を以て思ひ測るべし、

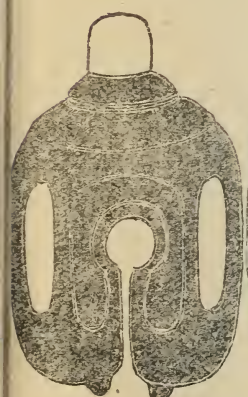
鈴背

鈴字

此大さ鈴にすりつけて形をうつす



鈴横



隱岐國造所持也、國造者或彼所謂玉若酢社之社司數代連續云、當社合祭、大巳貴命玉若酢命此玉若酢命神系不詳云、

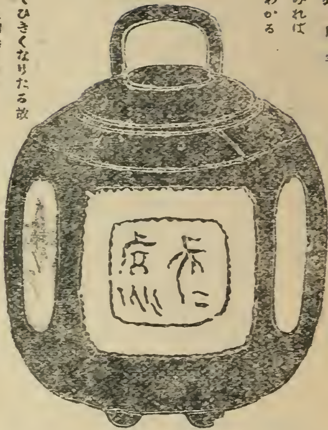
愚按、大刀契驛路鈴等は、今の道中人馬御朱印并に號令の具鼓の類ならんか、

ふるき記錄に節度使に、鈴を賜ふ事有し樣に覺ゆれ

鈴表　解字

正にみれば文字わかる

すれてひきくなりたる故





中にこめたる玉形如此

此印亦國造所藏以銅造之



倉印

二字不詳

或云隱伎二字

ども、其書名も忘れぬれば、おぼろげの事なり、後人正之、

こたび、此事披露有て、關白公より吉田家へ、戌七月被達、同九月國造罷登鈴を獻る、則遷幸に被用之

唐櫃（朱塗內黑漆）　脚（四）ゆたん綾の類黃色　小紋有（駕輿丁の肩當と同裂）

紅染の木綿を以て結之　雨具（黃色）　同小紋（地）　羽二重蠟引

一遷幸御行式に被相用相濟て後、國造へ彼返下、

黃金一枚拜領之、右御式五條少納言奉行たり、

〇異國船漂着

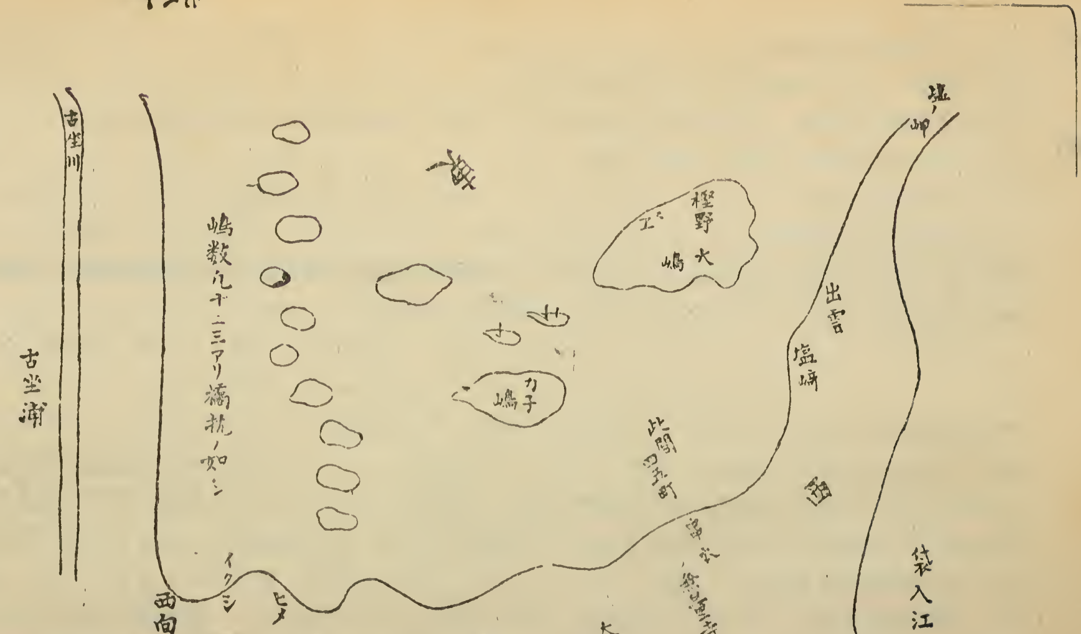
寛政辛亥三月下旬紀州熊野沖大島の內樫野浦漂流の異國船より、里人へ答る小文左記、始は蠻字を以て記

し、次に楷書を以て譯之、

本船乃是紅毛船地名花其載貨物、乃是銅鐵火炮五十具在中、華國赴皮草國去無經貴地、偶風波漂流至此、在貴地五日之間、不好風而在此好風即日去此本船人童百口、貨物實是銅鐵幷無別物、

船の作り樣阿蘭陀とも見えず南京とも不見、右の書を出し候後、浦役人見分に參候節、船中より火炮を發ち、行衞不知成申候、船は左右に火炮二十五丁づゝ有て、左二十五挺發ち候て又右の二十五丁を發つ其度々大船を廻しゝ事自在なる樣子に見え候なり、

寬政二辛亥年三月下旬　紀州熊野浦異國船漂着圖



船大小二艘形丸く長し鋼にて包む色赤黒、船の舳一艘は四尺計りの人形おり、一艘は龍頭なり、人數二十人程づゝ乘、髮おり昵美なり中に南京人二人あり、船の中央に人形棚あり、横より捻れば人形働き、下より音樂ふこる、船中に刀劔を鍛ふものおりて常にうつ、水をそるに裝あり

右は亥四月三日串本無量寺より見圖

熊野那智天満浦圓心寺僧の話

〇松平越中侯の達

同三月二十一日松平越中侯より、被達候御書付寫

一大小目貫緣頭の儀、所持仕候共、金目貫相成不申候、目貫緣頭色入の儀も相成不申候、

右條々御番幷御役の面々へ可相達候

三月二十一日

〇長崎法令改正

寬政二庚戌秋長崎奉行水野若狹守、御勘定奉行格に被准、崎府の法令御改正の臺命を奉て、下向せられ同役永井筑前守立會、九月六日諸向へ命令を被達事左の如し、

會所調役へ總町年寄

地下人へ

諸山の銅年を追て減少せし事は、人々知れる所なり、猶其業を盡し、力を極て求んに、たとひ六十州の山々、皆銅を生るとも、際限なく掘出しなば、いつか其衰へをまねかざるべき、抑長崎の地の繁華なるは、交易の場を、此地に定らるゝが故なり、然ども銅彌減じなば、終に外國の信を缺て、通商の道も絕え、おのづから土地の生計をも失ふべしとて、遠きをはかり、長久に安堵ならしめんが爲に、正德の頃こまやかに令を下されしなり、銅山のおとろへをもいとはず、長崎一所の爲に、日本のたからを費さるゝは、正德の令の趣にも背き、且は長崎の地永續の爲にあらざる故を以て、猶又制度を改正さるゝ所なり、すべて一己の利欲にのみひかれて、天下の害をなすは、飢て我肉を喰ふに等し、今又際限を定められ、交易を減ぜらるゝは、飲食を節して、壽を求るが如し、此趣をわきまへ、土地永久の事、思ひはかりて、今度改正さる御制度において、いさゝかも違犯すべからず、もし違犯の輩あらば、忽嚴科にも處せらるべし、猶正德五年仰出さるゝ趣、ふたゝび相達るによりては、宣此旨を存し、萬の事を正道に守り

産業をつとめ、おごりを去り、其分限を辨へて、よく其法度をつゝしむべきものなり、

五月

右御書付并正徳五年の御書付寫可申渡旨被仰出候段、松平越中守殿被仰渡候間、其方共奉承知末々の者迄、不洩樣可申渡候、

戌九月六日

正德五年の書付

長崎は西海の邊地成を以て、むかし我國の兵亂打續し世には、其亂を遁れし者共、隱れ住て纔に山田を耕し、海濱に漁して、世を渡りき、當家世を知しめされ、天下の亂平きしに及て、外國通商の道開きし始にも、いまた長崎の地に來集し船共もあらず、其後國々に於て、外國通商の事を停られ、長崎の地を以て交易の場と定られしに至て、六十州の中、其類すくなき繁華の地とは成たるなり、然に其地の風俗怠惰にして、富るものは各奢侈を好み、貧しき者は各產業に懈り、常に財用の足らざる事を患て、其理を貪求る爲に、國法を相犯すもの、世々に不絕、我國ひらけ初しよりこのかた、三千餘年の間に、國の財用自ら足る事を得て、外國のたすけによらざりし事は、凡天下の人智となく愚となく、悉皆辨へ知れる所なり、然らば我國の金銀銅は六十州の中、億萬年の後相通じ用ゆべき所の寶貨なれば、猥に遠方無用の物の爲にかたぶけ費さるべき事は、國家の長策に非ず、又長崎一方の人の爲に、國家萬代の患を貽さるべきにもあらず、是によつて此年頃奉行所并地下役人等の所存を尋究められて、今度地下の人貧富各其風俗をあらため、其生計を遂べき事ともに於ては、其道を盡されずといふ事なくして、外國通商の法を改定らるゝ所なり、江戶京大阪駿府等は、皆是御城下の地にして、其所の者共、常に公役に相隨ふといへ共、いまだ此等の御沙汰に及されし例はあらず、雖然地下人等、其元祖の艱難成し事も顧ず、此國恩の重疊せる事をも相忘れ、今度御沙汰の次第不可然事と存るにおいては、古の例によられて、外國

通商の道を、此時に停らるゝか其交易の場を、他所へ移さるゝか、此兩條の間を以て、御沙汰に及ばるべし、地下人等此事のよしをつまびらかに承りて、其所存を答へ申べきものなり、

六月

會所調役へ總町年寄
地下人へ

諸國廻銅追年出方、相劣候に付、新山は勿論、稼來候場所共、格別に取計ひ出銅進候様申付候事に候得共、差當り廻銅不進に有之、其上往古よりの稼所故、銅代高直に相成候所、以前の如く唐蠻へ相渡候ては、長崎表永く相續の儀、如何可有之や、可成丈け銅渡高相減じ、交易方相續の儀可心懸事に候、右に付上納の儀定式一萬五千兩の外は、當分御免被仰出候間、諸出方等可相減儀者、取調會所銀の甘き出來候様、役人共へ申渡候間、地下人共一統右の趣相心得、奢ヶ間敷儀無之質素にいたし、相續の儀第一に可心掛候、

戌九月九日

右の趣其方共令承知末々迄不洩様可申渡候、

會所調役年番町年寄

（御役所付觸頭）　武井卯太夫　津田九太夫　左崎逸平
太田吉郎右衛門　溝江嘉兵衛　上原慶之進

其方共儀向後御役所直支配に申付候間、入念潔白に勤方出精可致候、尤役羽織相渡候間、可致着用候、勤方其外心得の儀追々可相伺候、

戌九月

（御役所付）　成田民左衛門　成田安太夫　近藤儀三太

朮大瀧左衛門　山本惣右衛門　武井仁藏
松本忠次　吉岡十左衛門　尾上郡太
溝江兵太夫　山本信左衛門　猪岡周平
吉村九郎左衛門　井原俊左衛門　伴與一兵衛
吉田孟助　池島七郎太夫　吉村太郎次
杵塚平四郎　牧權平次　高橋勘太左衛門
松下太次平

共方共儀以來御役所直支配申付、尤平日當番共役場出勤の節、畢絹役羽織可相渡間、可致着用候、勤方の儀は是迄御役所足輕共相勤仕、役場所と相心得、相勤候樣可致候、尤御役所當番等の事は、是迄の通相勤可申候、其外諸仕役勤方等の儀に付ては追々可相達候、
右の通申渡候間、彌入念、出精可相勤候、

戌九月

右の通可申渡旨、松越中守殿被仰渡候旨申付候に付可得其意候、勤方等の儀は追て右の者共申渡口上可相達候、向々へ可申聞置候、

戌九月六日

會所調役年番町手寄へ

村上文藏　爲川辰吉　佐甲三郎右衛門
伊藤助太夫　宮崎善助

右の者共幷銅座役人共、紅毛休年に付、心得可申義有之候はゞ、其方共より不差支樣可通達置候、

戌九月六日

會所調役年番町年寄へ

長崎小源左衛門
石倉四郎左衛門

此度唐紅毛商賣減被仰出候に付、御用捨を以かぴたん拜禮の義も五ヶ年目參上、獻上物は半減たるべき旨、參上休年の節は獻上物通詞を以て差上候積、尤被下物は是迄の通被仰出候、且又御老中始、諸向進物の儀も、是亦半減の積、幷被遣物諸向贈物等半減に相成候事、

一紅毛參上休年の節は、獻上物差上方前書の通、尤御役所附觸頭一人御役所付一人爲警固爲相越候事、

一紅毛參上の節は、獻上物幷進物被遣物贈物共、前書の通、其外の事は、先格の通相替儀無之事、

一長崎町年寄同所宿老共、以來申合隔年年頭の拜禮參上、尤獻上の物、年寄の儀は、半減候積、宿老は五ヶ所一同差上候に付、是迄の通減方無之候、諸向進物の義者、宿老共減方被仰出候事、

右の趣可相心得候、

戌九月

右の趣共方共より可申渡候

會所調役町年寄へ

此度唐紅毛渡銅減商賣の儀被仰出候に付ては、其方共年々爲拜禮、江戸參上の義、物入等も有之難義にも可有之に付、御用捨を以て、以來隔年に出府仕、獻上物幷諸向進物は、是迄仕來半減に被致旨、此度被仰出候趣、松越中守殿被仰渡候、依之獻上物の品、幷諸向進物減少員數品書一通、且又拜禮罷出候年割書付一通相違候、以來右の趣申合隔年爲拜禮可致參上候、

戌九月六日

覺

（獻上）　一紅縮緬　二十卷　（是迄紅白縮緬卅卷色緞子十卷）

（御老中方）一白唐大飛紗綾　三卷宛　是迄五卷宛
（御側御用人）一同　三卷　是迄五卷
（若年寄衆）一同　二卷宛　是迄三卷宛
（寺社奉行）一同　二卷宛　是迄三卷宛
（町奉行）一同　一卷宛　是迄三卷宛
（宗門奉行）一同　一卷宛　是迄三卷宛
（御勘定奉行）一同　一卷宛　是迄三卷宛
（長崎奉行）一同　一卷宛　（是迄紅白縮緬一卷宛色緞子一卷宛）

右の通獻上并進物可致候

戌九月六日

江府參上來亥年罷出、夫より隔年の積拜禮可罷出候、尤參上無之年は獻上并進物とも不及差上候、

戌九月六日

會所調役年番町年寄へ
長崎絲割符宿老

此度唐紅毛渡銅減商賣の儀被仰出候に付ては、其方共年々爲拜禮江府參上の儀、物入等有之難儀にも可有之に付、御用捨を以て已來申合隔年に出府仕獻上物の儀は、五ケ所一同に差上候仕來に付、參上休年の節も差上諸向進物の儀も、五ケ所一同に致來候義に付、別紙書面の趣を以て申合致減方年々仕來の通可相心得旨、此度被仰出候段、松越中守殿被仰渡候、依之獻上の趣、諸向進物減少の員數品書一通、且又拜禮罷出候、年割書付一通相達候以來、右の趣申合隔年爲拜禮可致參上候、

右の通申渡候間可得內意候

戌九月六日

覺

一獻上物の儀、五ケ所申合差上候仕來に付、年々是迄の通減方無之差上可申候、

(御老中方)一白唐飛紗綾　五反宛　是迄七反宛
(御側御用人)一同　五反　是迄七反
(若年寄衆)一同　三反宛　是迄五反宛
(寺社奉行)一同　三反宛　是迄五反宛
(大目付)一同　二反宛　是迄三反宛
(町奉行)一同　二反宛　是迄三反宛
(御勘定奉行)一同　二反宛　是迄三反宛
(元拂御納戸頭)一同　一反宛　是迄二反宛

右の通五ケ所申合、年々獻上進物共可致候、

戌九月六日　會所調役年寄町年寄へ

江府參上來亥年不及參上、來々子年罷出、夫より隔年の積拜禮可罷出候、

戌九月六日　奥醫師へ

長崎表より請來唐紅毛藥種の儀、享保年中願の上除藥種被下會所へ買上候、元代半減の直段を以て、調に相成來候處、近來唐紅毛へ相渡候銅出方相劣り、銅代も難引合交易差支も有之に付、右調藥の儀、已來は長崎表にて、商人共致落札候半直段を以て調候樣可被致候、尤長崎より江戸諸雜費の內も、會所償

も相懸候由に付、右入用等は全く相拂候樣可被致候、
七月
右の趣當七月松越中守殿被仰渡候由被仰渡、書寫御渡被成候間相渡候、御書面の趣其方共令承知、向々へ申渡取計候樣可致候、
戌九月六日

會所調役年番町年寄へ
御賄頭へ

御菓子屋大久保主水、虎屋織江、長崎表にて、唐紅毛持渡砂糖調候儀、是迄會所へ買上候、元代に二割增を以て調來候處、近來唐紅毛へ相渡候銅出方相劣り、銅代も難引合、交易差支も有之に付、右調砂糖當戌年より、以來長崎表にて商人共致落札候半直段を以て調候樣可被致候、是迄買渡未渡不相濟分は、是迄元代二割增を以て相渡候積に候間、其後主水織江可被申渡候、
右の趣當七月松越中守殿被仰渡候由、被仰渡書寫御渡被成候間、相渡候、御書の趣、其方共令承知向々へ申渡取計候樣可致候、
戌九月六日

會所調役年番町年寄へ
阿蘭陀かぴたん
在館諸船主

諸山の銅年を追て減ぜしにより、古に復して出來らん迄は、交易の制度改ためられて、銅の員を減る間持渡る所の品も減べし、元交易の道は、有餘を以て不足にかふるの事にして、利を得る爲のゆゑにあらざれば、其品の多少は時の有無にしたがふべきなり、此度制度をあらたむるは、其信を失ずして

永く通商の道のたえざらん事をはかればなり、此よしをよく心得て、追々沙汰するの趣にたがふ間敷なり、

戌六月

右御書付可申渡旨被仰出候段、松越中守殿被仰渡候間、得其意請書可差出候、

戌九月六日

右の通阿蘭陀かぴたん在館船主へ申渡候間、得其意向々へ可申聞候、

戌九月六日

阿蘭陀　かぴたん

諸山廻銅追年相減候に付、新山は勿論稼來候銅山格別出銅進候樣申付事に候得共、差當り廻銅不進に付、半減商賣申付候間、年々一艘づゝ來渡可致候、尤銅の儀は六十萬斤宛可相渡候、

右商賣高相減候に付ては、利潤も薄く不勝手の筋にも可有之に付、向後江戸參上の儀は、五ケ年目可罷越候、獻上物幷進物等も半減の積、尤江戸參上無之年は、獻上物幷進物共同斷たるべく候、御役所はじめ諸向八朔進物等も半減の積可相心得候、

一積渡荷物の內、無用の品も有之、又は年々餘計に持渡候ては、商買方の繰合不宜に付、通詞共を以可申聞間承知の上、來亥年より相改積渡の品申談の趣、行屆候樣可致候、

戌九月六日

右の趣幷別紙四通共、かぴたんへ申渡候間、其方共令承知、向々へ可申渡候、

會所調役年番町年寄へ

阿蘭陀かぴたん

此度半減商買被仰出候に付、御用捨を以て參上の儀、五ケ年目可罷出旨被仰出候、右に付ては參上の

年は、是迄の通御條目於御城宗門奉行爲讀聞參上、休年の節は、於長崎御役所出帆前毎に奉行可爲讀聞且五ヶ年目江戸拜禮參上年割別紙の通可心得候、

戌九月六日

五ヶ年目江戸表爲拜禮參上、當戌年より年割左の通、

庚戌年　甲寅年　戊午年　壬戌年

右の通爲拜禮、江戸參上可致事、

戌九月六日

阿蘭陀　かぴたん

爲拜禮江戸參上の節、并休年共獻上物の儀、半減の積被仰出候へ共、被下物の儀、是迄の通被仰出候間、可得其意候、且諸向進物の儀、相減候に付、向々より贈物も相減候間、右の趣可致承知、尤爲心得別紙爲見置候、

御老中方より　時服五宛　御側御用人より　同　四宛

若年寄衆より　同　三宛　寺社奉行より　同　三宛

宗門奉行より　同　二宛　江戸町奉行より　同　一宛

京　都

所司代より　時服三　町奉行より　銀三枚宛

大　阪

町奉行より是迄の通送物無之

右の通相極り候事

會所調役年番町年寄へ

阿蘭陀かぴたん

此度半減商賣被仰出候に付ては、萬一心得違にて、押て二三艘渡り來、商買相願候樣の趣にては不相濟事に候、既に寛保年中右樣の儀も有之趣相聞候、此度の儀は諸山銅不進に依、不得止事半減商賣被仰出、殊に段々御用拾の筋も有之候へば旁心得違候て、先年の振合を以て、押て船數渡來商賣相願候樣の義無之樣、歸國の上頭役へも申聞、間違ひ不申樣取計、來秋より申渡の通、一艘宛渡來可致候、右申渡候上、若二三艘も乘渡銅商賣等於相願は、一體不屆の至に付、其節は半減商賣餘分の荷物は不殘取上、時宜に寄り追て燒捨にも可致候、乍然右餘分の荷物雜物を以て商賣相遂げ銅の義六十萬斤の外不相願に於ては勝手次第の事に候、

戌九月

右の趣歸國の上頭役へ得と申達、來秋より渡來の節間違無之樣可取計段、此度請書差出置可申候、

戌九月六日

右の趣かぴたんへ申渡候、其方共令承知會所の者へも可申聞置候、

會所調役年番町年寄へ

阿蘭陀かぴたんへ

向後半減商買の儀、別紙の通申渡候得共、江戸參上の儀は、來春迄御用拾幷獻上物諸向配り物共半減の積被仰出候、

一右に付奉行所を始、地下諸定例八朔進物等、用捨を以て當春より半減の積可相心得候、

戌九月六日

右の通かぴたんへ申渡候間、得其意向々へ可申聞候、

會所調役年番町年寄へ

別紙の趣かぴたんへ申渡候に付、八朔諸定例進物奉行所を始、半減に相成候間、兼て心得無之、俄の減に相成候間思召を以て、當年に限り半減の分、永井筑前守殿始、地下八朔受用の向々會所買上直段を以て、別段爲買被仰付候段、可申渡旨越中守殿被仰渡候、

右の趣得共意向々へ可相達候

戌九月六日

會所調役年番年町寄へ

阿蘭陀かぴたん

江府參上休年の節、獻上物幷諸向進物の儀は、通詞を以て可差上候、尤道中諸雜費付添の者共、旅用等の義も參上、年々振合に可相心得候、勿論入用高の儀は、長崎會所より掛合可申候、

一參上の年、獻上物、幷進物減少の外は、諸事年來仕來の通可相心得候、但休年の節御役所より警固の者無之、地下役人差添通詞を以て、江府へ品物差上候事、京大阪の儀も、右通詞配達の積、尤諸向より贈物の義も、右通詞請取持歸候筈に候、

一右差上候時節の儀は、例參上の頃差上候積を以て、正月中旬頃、長崎出立爲致候事、

右の通其方共令承知、阿蘭陀かぴたん、幷通詞共へ申渡、請書取之可差出候、尤會所の者幷向々へも可申聞置候、

會所調役年番町年寄へ

此度諸山出銅不進に付、紅毛商賣減被仰出候間、以來紅毛半減商賣に相成候間、御用捨を以て、五ケ年目江府拜禮參上の被儀仰出、獻上物其外進物等、半減の積、尤休年の節も參上、同樣差上候樣被仰渡候、然る處休年の節は、右品通詞を以て、江府へ差上候、其節共方共申合、一人御役所附にて、一人旅中警固として可被越候、勿論被下物、幷諸向よりかぴたんへ送物も通詞共請取持參候筈に候、依

之かぴたんへ申渡候書面寫六通爲心得拜見置候猶亦勤方心得の趣は、書更を以て追々相伺候樣可致候
右の通御役所付觸頭へ申渡候間、得其意向々へ可申聞候、

戌九月六日

會所調役年番町年寄へ

長崎奉行へ

長崎商賣高向後減候に付、是迄被致受用候唐紅毛八朔諸定例地下八朔銀等も可被相減義に候、右に付ては獻上の義も定例の品に不限、持渡物有合の品見繕獻上可被致候、尤內獻上の儀は、先達而被仰出候通可被相心得候、

一老中を初、定例配り物の儀、以來減少いたし、向々より音物の義は、向後猶又差略を加へ、品により相止、同役取かはしの類などは、是亦互に相止候とも、勝手次第の事に候間、專省略可被致候、

一是迄在勤中唐紅毛持渡の品、銀高六十貫目五割增を加へ、商賣外荷物調物いたし候由、右は是迄仕來通に可被致候

五月

右の通被仰出候間得其意會所の者へも、可申聞置候

戌九月六日

會所調役年番町年寄へ

長崎奉行へ

此度唐紅毛渡銅減商賣の儀被仰付候ては、其方共召連候家來共、受用の義も相減爲致受用、尤召連候人數是亦可成丈可被減候、

六月

右の趣被仰出候間可得其意候、且別紙受用銀高書付相達候間會所の者え可間置候、

戌九月六日

覺

高百八十三貫二百目

內にて

二十貫八百九十八匁三厘　減方四十七人分引

五貫四百八匁　留主家來分引

七貫四百四匁一分七厘　殘人數割合銘々一割五分引々銀

〆三十三貫七百十匁二分

差引四十九貫四百八十九匁八分　此高以來受用高

右の通以來受用の事

戌九月六日

翁草　卷之百九十三

長崎法令改正

會所調役總町年寄へ
在館諸船主

諸山廻銅追年相減候に付、新山は勿論稼來候場所格別出銅進候様申付候事に候へ共、差當廻銅不進に付、當分唐銀持渡方見合候様可致候、右に付銅代りにて、商賣方願等致間敷候、尤是迄請取來候銅の內、相減外代り物を以て商賣取組候義、存寄も有之候ば可申立候、

一唐國より持渡候品々の內、反物其外日本にて出來候品々、以來持渡方差留候義も可有之乍然一旦に取計候ては荷主物仕入の指支も可有之に付、追々通詞共より可申談間、承知の上得と荷主へ申聞、向後申談の通、行屆候様可致候、

一唐船入津の儀、前々三季船割を定、乘渡候様申渡置候處、風順とは申ながら兎角近年定船數、其年中不相揃候間、商賣繰合不宜候に付、以來は其年に入津不致分は、弃捐可申付候、

一積渡候品々、藥種砂糖荒物小間物等分通りの儀も、先年申渡置候處、近年に至て猥に相成候、向後猶亦通事を以て可申聞候間、申談の趣、違失致間敷候、

右の趣在館船主へ申渡候間得其意向々へ可申渡候、

戌九月六日

會所調役　高木清右衛門
町年寄　　薬師寺久左衛門
　　　　　後藤五郎左衛門

此度唐紅毛減商賣被仰出候に付、取計方共方共懸り申付候間申合、入念可相勤候、

戌九月八日

薬師寺久左衛門

其方儀御奉公筋貞實に相勤、心懸宜、出精相勵候に付、以來筆頭に申付候間、猶又入念萬端心を用ひ彌無惰怠出精可相勤候、

右は伺の上申付候

戌九月八日

高木清右衛門

其方儀近年格別に御奉行筋相勵候に付、役義勤の內、帶刀御免被仰付、薬師寺久左衛門、次席會所調役申付、爲御役料、銀三貫目宛、年々爲取之候、此度御改正の御時節、和漢交易の儀に付ては、取締方專一に心附、會所へ日々罷出、諸評議致判斷、唐紅毛商賣仕役等の節、同役申談諸場所見廻り、諸事入念萬端心を用ひ、彌無惰怠、出精可相勤候、

右者伺の上申付候

戌九月八日

會所調役へ
長崎奉行へ

長崎會所調役申付、帶刀差免の儀は、右調役相勤候內計、帶刀爲致可申候、且亦調役の義、向後人數多く申付候義、無之樣可被致候、

戌七月

右の通被仰出候段、松越中守殿被仰渡候、依之藥師寺久左衞門久松半左衞門帶刀の儀も、右御書付の通可相心得候

戌九月八日

藥師寺久左衞門　高木淸右衞門へ　掛り町年寄
橫瀨九左衞門　宮崎與兵衞
中尾與次右衞門　澤井猶之進

其方共儀此度商賣方仕法御改正被仰出候に付、別て市中町々取締方、并諸式直段引下げ懸り申付候間出精可相勤候、

戌九月八日

藥師寺久左衞門　高木淸右衞門へ　懸り町年寄
（會所目付）宇野九郎兵衞

此度唐紅毛減商賣被仰出候に付、取計方掛り申付候間、入念可相勤候、

戌九月八日

藥師寺久左衞門　高木淸右衞門へ　掛り町年寄
（會所吟味役）近藤又十郎
（同　助）条豊三郎　河野伴左衞門

此度唐紅毛減商賣被仰出候に付、取計方其方共懸り申付候間申合入念可相勤候、

戌九月八日

藥師寺久左衞門　高木淸右衞門へ　掛り町年寄

（會所請拂役）盛　善右衛門　山本作七郎
吉野助十郎　野口敬太郎
（同　並）森　權左衛門

右同文言

藥師寺久左衛門　高木淸右衛門へ　掛り町年寄

藥屋眞兵衛

右同文言

藥師寺久左衛門　高木淸右衛門へ　掛り町年寄

蘆塚量右衛門

右同文言

藥師寺久左衛門　高木淸右衛門へ　掛り町年寄

藤瀨長兵衛　田中勝三郎
田口惣八郎　村尾惠三二

此度唐紅毛商賣仕法御改正被仰出候に付、仕役場取締は勿論、商賣方に付會所益不益の義、嚴重に取計ひ、心付候儀は可申上候、此節被仰出候趣を以て、尙亦申渡候間出精可相勤候、

戌九月八日

藤師寺久左衛門　高木淸右衛門へ　掛り町年寄

（紅毛大通詞）吉雄幸作　楢林重兵衛
本木仁太夫

阿蘭陀商賣減被仰出候に付、其方共取計掛り申付候間、此度申渡候趣、紅毛人共急度相守、向後商賣

方に付、異儀無之様可致候、

戌九月八日

藥師寺久左衛門　高木淸右衛門へ　掛り町年寄

(紅毛小通詞助)西　吉兵衛

右同文言

藥師寺久左衛門　高木淸右衛門へ　掛り町年寄

(紅毛小通詞並)石橋助左衛門

(同末席)名村三郎助

阿蘭陀商賣減被仰出候に付、大小通詞共申談、出精入念可相勤候、

藥師寺久左衛門　高木淸右衛門へ　掛り町年寄

(唐大通事)彭城久兵衛　高尾嘉左衛門

平野善次右衛門

此度唐方減商賣被仰出候に付、其方共取計方掛り申付候、一體唐方船主共、不勝手の筋に付、早々苦情可申立事に付其心得を以て出精入念、可相勤候、

戌九月八日

藥師寺久左衛門　高木淸右衛門へ　掛り町年寄

河副作十郎　潁川四良太

右同文言

藥師寺久左衛門　高木淸右衛門へ　掛り町年寄

(唐小通事並)何幸次右衛門　(同末席)桃屋新兵衛

此度唐紅毛減商賣被仰出候に付、大小通詞共申談出精入念可相勤候

藥師寺久左衛門　高木清右衛門へ　掛り町年寄

（俵物方會所請拂役）　山脇久平次　坂根俊五郎

小澤傳左衛門　河野甚十郎

此度唐紅毛減商賣被仰出候に付ては、銅渡方も減少候事に付、俵物出方の樣子に寄、別段渡方の儀も可有之事に付、彌出增等有之樣、無油斷松前大阪は勿論、近國浦々等の掛合手拔無之樣出精入念可相勤候

戌九月八日

藥師寺久左衛門　高木清右衛門へ　掛り町年寄

（銅方會所請拂役竝）　橫瀬藤三郎　若杉登市

此度唐紅毛減商賣被仰出候に付、銅繰合の儀、猶又無油斷取調方出精可相勤候、

戌九月八日

藥師寺久左衛門　高木清右衛門へ　掛り町年寄

此度唐紅毛減商賣被仰出候に付、追々申渡候事に候、尤右懸りの者、別段に申渡候へ共、一體土地の盛衰にも相拘り不容易儀殊土地永續の儀に候間、質素節儉に致、永遠の法被仰出候義に候得者、別て大切の事に付、其方共始、諸役人通事共は勿論、其以下輕き者に至迄、此度御仕法に付、猶亦御爲幷土地永續の筋に可相成義は、無遠慮存寄十分に可申聞品により、封書を以て可申出候、

右の趣其方共令承知、末々迄不洩樣可申聞候、

戌九月八日

會所調役　年番町年寄へ

（辰砂問屋）　大坂屋佐兵衛

右の者

唐方持渡辰砂半高落札直段を以て、除々買請來候得共、此度減商賣御改正に付ては、都て除買請物等半高に申付候に付、向後辰砂の義も持渡高の四分一買請可申付候、尤此節迄は仕來通持渡高の半分買受申付候、

右の趣共方共承知の上申渡、會所の者へも可申聞置候、

戌九月十日

會所調役　年番町年寄へ

（錢氏十二家）　船主共へ

唐方積渡荷物の內、近年反物類多く、會所商賣方不勝手に相成候間、藥種砂糖は是迄の振合を以て積渡、尤同物不相當持渡間、遠き品を以て、懸品合を撰積渡候樣可致候、反物の義は可成丈相減、書籍革類荒物取交、持渡候樣、猶追々可相達候へ共、右の趣相心得荷物仕入持渡候樣可致候、

右の趣共方共令承知、唐船主共へ申達候樣、通事共に申渡、會所の者へも可申聞置候、

戌九月十日

會所調役　年番町年寄

紅毛買渡銅の儀、是迄定數の內買渡も有之候得共、畢竟銅不進にて此後定數渡方難相成候に付、減商賣をも被所出、一ケ年六十萬斤の渡高に申渡候事に付、右買後れ銅買渡の儀は、凡來秋より十ケ年程にも可買渡心得無之候ては、銅繰合差支候間、其段相心得渡來可致候、

右の趣共方共令承知、かぴたんへ申渡候樣、通詞へ申渡、會所の者へも可申聞置候、

戌九月二十一日

會所調役年番町年寄へ

（船番）米原彥太夫　松下萬平　吉村勝右衛門
鶴田形右衛門　伴田惣八郎　片山利左衛門
三原市十郎　高松紋助

其方共儀御役所附申付候間、本勤同樣申合可相勤候、爲手當銀三百目宛爲取之候、彌入念精勤可致候、
尤勤の內諸願其外諸屆等は、何事に不依觸頭迄可申出候、

戌九月十二日

會所調役年番町年寄へ

（町使）竹內會八郎　牧宗次平　杉山三左衛門
野口京太夫　竹內彌十郎　中村嘉源太
吉村大五郎　吉村小十郎

右同文言

今度長崎表の儀に付諸事省略等被仰出、諸受用物も相減候に付ては、諸向進物遣物等可相減由に付、
自分音物等此節より質素に取扱候間、是迄定例遣物相止候向も有之間、得其意向々へ通達可致置候、

戌九月十七日

會所調役總町年寄へ

久松半右衛門

其方儀長崎會所調役差免町年寄申付候、

戌九月十九日

會所調役年番町年寄へ

（御役所付觸頭）左崎逸平

其方儀御役所付觸頭差免平船番申付候入念可相勤候

戌九月十九日

會所調役年番町年寄へ

（御役所付町使）山本惣右衞門

其方儀御役所付差免、平町使申付候入念可相勤候、

戌九月十九日

會所調役年番町年寄へ

（御役所付町役）尾上郡太

右同斷　同日

會所調役年番町年寄へ

（長崎會所請拂役並）中村隼之助

其方儀長崎會所請拂役申付御扶持方受用銀勤の內、並の通爲取之候入念可相勤候、

戌九月二十三日

會所調役年番町年寄へ

（阿蘭陀大通詞）吉雄幸作

其方儀阿蘭陀通詞目付申付受用高七貫目、御扶持方五人扶持爲取之候、役柄の儀別て萬端實事に致出精入念可相勤候、

戌九月二十三日

會所調役年番町年寄

其方儀御役所付觸頭申付、御切米御扶持方受用銀、並の通爲取之候入念可相勤候、

（御役所付船番）成田民左衛門

右の通申付候間可得其意候、

戌九月二十三日

會所調役年番町年寄へ

（御役所付物）牧宗次平

其方儀役所附申付、御切米御扶持方受明銀並之通取之候入念可相勤候、

戌九月二十三日

會所調役年番町年寄へ

（船番）吉村雄平　（町使）矢次關次

右同斷　同日

會所調役年番町年寄へ

（町使）小川倫太夫

其方儀御役所付助申付候間、本勤同樣申合可相勤候、爲手當銀三百目宛爲取之候、彌入念精勤可致候

尤勤の內諸願其外諸屆等は、何事によらず觸頭迄可申出候、

戌九月二十三日

會所調役年番町年寄へ

宇野九郎兵衛　河野伴左衛門　吉野助十郎

其方共儀御奉公筋心掛宜、殊別段取調等の事等骨折相勤候に付、格別の譯を以て、爲手當一ケ年銀二十枚宛五ケ年の間爲取之候、彌相勵入念精勤可致候、

戌九月二十四日

長崎の儀は、土地出産の米穀少く、諸國凶作の節は、輕き者共難澁の事ども難忍、依て時節見合、追追籾米圍等の儀可取計事に候、依之此節自分受用可致、八朔銀の内三分の一程、當年限、用捨可遣心得に付、右銀を以て藏所幷籾米買入備之元立發旦いたし候間、右の趣無相違急度寄々諸向へ爲申聞候樣可致候、若又市中有德の者共の內にも、志有之ものは、籾買入の儀相備、飢難の節、市中鄕中輕き者共相救申度存寄の者は、多少は志次第、籾圍の儀可申立候、後年の備にも相成候事に付、右の趣急度向々へ申聞候樣可致候、

戌九月二十四日

會所調役　年番町年寄へ

田口惣三郎　若杉猪之太

右者此節御役所付本勤役場不足に付、沖廻に差免候、追々取締も宜趣に付、沖廻船一艘相減候間、以來鯨船一艘へ、其方共兩人乘組、諸事申談、彌取締行屆候樣、入念可相勤候、

戌九月二十七日

久松平三郎

其方抱、西築町築地七百二十八坪餘の場所、御用地に相成候共、迷惑の筋、無之由に付、右地面此度圍籾藏地に相成候間、其旨可相心得候、尤右地所是迄入用も相懸り候の由に付、爲地代銀十五貫目十ケ年に割合一ケ年一貫五百目宛可相渡候、

戌九月二十九日

會所調役　年番町年寄へ

宇郎九郎兵衛　內藤忠左衛門　森武十郎

御用向の儀請幷誂方等に寄會所の益不益可有之事に付、別段心得取扱候はゞ行屆可申旨、右の者共取計ひ心得候樣其方共より可申聞置候、

戌九月晦日

年番町年寄へ

（船　番）　牛島正文右衞門　大木常治　久保山八太夫

其方共儀筆頭五人の內に申付候間、諸事入念出情可致候、

戌九月晦日

年番町年寄へ

（町　使）　牧兵左衞門　高尾幸太夫　杉山友之進

成瀨傳左衞門

其方共儀定乘加役申付勤の內、役料銀百二十目宛爲取之候、入念可相勤候、

阿蘭陀買後れ銅渡方の儀、先達而申渡候處、當時諸山廻銅出方進候事不相知事に候得ば右買後れ銅の義は、成丈外代り物を以て請取、銅高相減度事に候得ば、此所取締懸りのもの、幷通詞共出情致申組出來候樣可致旨、其方共より得と申含して取計せ可申候事

戌九月晦日

（家中のもの共達の事左の通）　大河原仙左衞門

諸山銅不進に付、此度唐紅毛減商賣被仰出候、其外御仕法替被仰出候間、已來別紙兩通の趣相極候間得其意、家中の者共へ不洩樣可申渡候

戌九月

別紙

以來家中の者共受用の儀在勤中減方左の通相成候事

覺

高八十三貫二百目　内

二十貫八百九十八匁一分　減方四十七人分引

五貫四百八匁　留主家來分引

七貫四百四匁一分七厘　殘人數割合一割七分引候銀

〆三十三貫七百十匁二分

四十九貫四百八十九匁八分　此分以來受用高

右の通伺相濟候間在勤の者に限り、右銀高割合可致受用候、尤調物商人除の義は、是迄の振合を以て取計候樣可致候

戊九月

別紙

此度旅中幷在勤中人數減少の義被仰渡、伺濟の上、人數四十七人相減、内足輕三十人相減に候に付、諸仕役場所足輕仕役相止め、右代り御役所付觸頭幷御役所付の者、奉行所直支配にいたし、諸仕役爲相勤候樣被仰渡、已來、右の者共觸頭は絹色替役羽織、御役所付は、黒絹役羽織爲着候間唯今迄足輕仕役勤方の通申渡候事

一右御役所付手足り不申候節は、平番組より助勤申付候筈に候事

右の通被仰渡候に付申渡候間、得其意家中の者共へ可申渡候、尤仕役場所の儀に付、給入共相伺候筋も有之候はゞ、無遠慮可申出旨可申渡置候

戊九月

諸家聞役へ

近年諸山銅出不進に付、唐紅毛商賣減被仰出候間、夫々減商賣申渡候に付ては、沖合にて奸商の義難計候間、御領海浦々等拔荷御取締の義、彌嚴密に被申渡候樣致度候

一右に付御用捨を以てかぴたん五ケ年目江戶參上被仰出候、尤參上休年の節獻上物通詞を以て、江戶へ差上候、休年の節は、右獻上の品爲警固地役人差添遣候事

右の趣心得迄に及御達候間、御國許御在所へ御達し有之樣存候

戌九月

長崎御改正御書付寫畢

翁草　卷之百九十四

雜話

一後土御門院應仁前後（將軍義政在職）參河國は、細川の領多し、遠江國は斯波家に屬す、後柏原院文龜永正の頃（將軍義澄在職）東參牛窪（牧野氏）二連木（戶田）西郡（鵜殿）作手（奥平）長篠（菅沼）野田（上同）伊奈（本多）共他設樂足助春瀨西鄉吉田等地、遠州井伊谷（井伊）乾（天野）宇津山濱名等二十餘縣、皆今川家の處分なりし、其後或は甲州武田に屬し、又は德川家へ從ひ奉る

一參州成道山大樹寺は、右京亮源親忠朝臣の創建、開山勢譽上人、洛東知恩院の支院なり、今は在住の僧勅許紫衣（寺產七百石）

瑞雲院贈權大納言廣忠卿（天文十八年己酉三月六日薨）一百五十年遠忌、元祿十一年戊寅三月六日、於大樹寺法會（自四日至六日）

上使青山下野守、甲府御使戶田助太夫、尾州御使生駒主計、紀州同津田治兵衞、水戶同富田小平次、（甲府尾張紀伊香奠銀三十枚づゝ水戶白銀二十枚）松平備前守使畑善兵衞（白銀十枚）松平太郞左衞門、（金二百疋）水野豐前守（銀二枚）青山下野守（自分拜謁銀二枚）

一古記曰應永三十一年甲辰四月、新田相模守源義則底倉城に在り、家人古買彥六入道秀澄俄に逆心して主人義則を弑す、仍て尹良王上野國寺尾城を避て、信州諏訪の千野賴憲が島崎の城に入らせ給ふ、此間碓氷峙にて合戰と云々、八月並合にて大に戰ひ、御子良王丸を大橋堀田天野等の兵士に仰て、參河

國へ送り參らせる云々（新田相模守は義貞の裔か未考、尹良は宗良親王の二男、大龍寺宮なり、此年八月十五日信州並合にて自刃と云）

一足利家の末武家秀たる者に、屋形號を授られし、三內口訣をみれば、屋形の稱は古へ大臣に任せし人の居所ならでは稱せざりしと見えたり、戰國の驕潜是のみならず、三內口訣は、三光院內府の記なり

一凡文字を作るもの、先其體を理會せざれば其意を發す事不能と

詩（律と絕と）　辭（其辭に因て立）　歌（放情長言）　操（操守常ありて阨窮すといへとも其操を失はざる意）　曲（聲音雜へ比へ高下長短なるもの）　吟（吁咋感慨）　嘆（沈吟深思大息を發するもの）　怨（憤し怒らざるもの）　引（先後を序し始末を載す）　謠（非鼓鐘して徒謌し俚俗に通すをもの）　詠（嗟嘆してたらず故に永くいふもの）

此等君春年が休意聲三守注解に委く有り

一三州大濱稱名寺藏に、判形の證文數通有り

松平道弘證文二通　松平滿平一通　松平持平一通　松平政平一通　松平持類一通　是等は松平太郎左衞門在原信重の先祖か、嗣系の前後も不知

親忠御判形一通　信忠同四通是御當家御先祖の證文也

松樹院長阿泰雲居士（世良田右京亮源有親法號牌子安於稱名寺）

一續日本後紀拔抄、天長十年六月壬午詔、奉授坐尾張國從三位熱田大神正三位幷納封十五戶

是熱田神戶の初か、今神戶村と稱する地、蓋當時の封戶の地なるべし

七月天下諸國人民姓名及郡鄉山川等號有觸諱者皆令改易　天長以前の國郡山川等の號後と同じからざるは、此に發れるか改易の字、今は刑律の號となれり

承和元年正月山城國葛野郡上林鄉地方一町賜伴宿禰等、爲祭氏神處　いにしへは我氏祖の神を祭る、

勅を奉て祠を建ること如此、後世漫に私享を爲す、實に非禮の甚しきなり、況我氏祖の神に非ずして氏神と稱するもの、今世の誤なり、○其蜩翁曰、卑俗己か生する所の地神を指て、氏神或は産神と稱し其所の人を氏子と呼ぶは、大に當らざるか、地神を稱せんには、産神と云て可なるべし

右第三卷

二年正月戊辰令鑄新錢、詔曰懋迁之氣標、自昌言交貿而退、取諸噬嗑則知龜文人弊、興於驪時、蝸影栖緡、影於舊術、姬王圖法、有無以之、化居漢室、泉刀劍散、由其不遺、斯固邦家取要、配地馬而無彊、公私攸宜擬天龍而自遠、然而權輕作重、沿世或梭子去母惰、適時開務、況年祀漫久、資幣已賤、不有平量、何救流幣、是以今制新錢、以叶適變、文曰承和昌寳、以新錢之一、當舊錢之十、新興舊宜令並用

右四卷

四年六月已巳、八多眞人清雄言、姓氏錄所戴始祖錯謬非實、私門之大患也詔令刊改之云々　姓氏錄は弘仁の勅撰といへども、猶錯謬有事をまぬがれざるにや、況後世系譜の記其異同有事宜なり

右六卷

呉桃（くるみと訓せり、くるはくれの音便か、胡桃の胡は黒の字訓有は亦くるは黑の轉音にや、識者の明を待つ）

五年九月河參遠駿豆由武總濃飛信越賀播紀十六國言、有物如灰從天而雨云々、畿内豊稔五穀價賤老農名此物米華と云り（後世間々灰ふるといふ是か、米華の稱知人少し）

右七卷

六年正月勅令鄕邑每季敬禮疫神　按るに是は所謂疫神なり此時いまだ午頭天王の修法なし

七月令畿內國司勸殖蕎麥、以其所生土地、不論沃瘠・播種收獲、共在秋中、稻梁之外、足爲食也、此

時まで蕎麥いまだ普く種ざりしと見ゆ後世に及て大に民に利有り飲食の人、亦是を好む事甚し圍碁云々總而五局(輸四籌嬴一籌)

今の俗一番二番といひ、石幾子かちまけすといふ是なり

出羽國言、去八月二十九日、管田川郡司解、偁、郡西濱達府之程五十餘里、本自無石、而從月三日霖雨無止、雷電鬪聲、經十餘日、乃見晴天、時向海畔、自然隕石、其數不少、故似鏃或似鉾、或白或黑或青赤、凡厥狀體鋭皆向西、量則向東云々、所進上兵家之石數十枚、收之外記局云々

按るに今猶奥羽の海濱、雷後此石をひらふ、俗に神軍の鏃と稱す、予も先年二枚を得しが、色青赤にして、固き事金の如し、元祿十一年の冬公府に献しぬ

右八卷

所白將往　太上皇の誡に見えたり

右九卷

陸奥國柴田郡權大領外從六位下勳七等、阿倍陸奥臣豊主云々　奥州に、阿倍氏住せし事久し

八年四月前利連氏益賜姓縣連、倭馨余彦天皇第三皇子神八井耳命之後世云々　按るに尾州丹羽郡高雄庄、從三位前利の神社、蓋神八井耳命を祀、而前利或は前刀に作、今俗齋藤村と稱するは訛傳なり、尾張部氏島田臣氏等も亦同祖にして、尾州より起れる族なり、多朝臣、小子朝宿禰等數氏皆同祖なり

右十卷

十年五月云々元興寺六月十五日萬花會、十月十五日萬燈會云々、爲恒例云々　十月十五日の法事後世十夜の法事の起所か

右十三卷

先帝遺誡曰、世間の事毎有物怪寄祟先靈是甚無謂云々　遺勅實に正しと云べし、夫變異多は君主政の可否に依て現ず、何ぞ聖祖神號みだりに靈祟を降さんや、然るに、承和の廷臣、其學に富る人々是に隨はずして、却て神祟の事を云て、此遺勅を廢せし、此後一奇片異あれば、必先靈に事を寄て浮屠に勅して祈らしむ、嗚呼君主の命といへども行はれざる時有て弊を千歳に殘せり、是實に當時の儒臣、道義の學なき故のみ嗚呼

右十四卷

十二年正月外從五位下尾張連濱主於龍尾道上、舞和風長壽樂云々、濱主本是伶人也、時年一百十三、自作此舞云々

按るに尾州熱田の社家傳習して曰、濱主は熱田の社伶人なりしかと、於今伶人十數家殘れり、凡熱田の祠官、古へより長壽の者甚多し

右十五卷

十五年九月己亥令鑄新錢云々、文曰長年大寶　先に國史を見し時、遺忘に備ふべきことの一二を見ては、小紙を付置し、春秋を九度ばかり歷しにや、春雨のつれ〴〵に、是を見てこしかたの忘れがたく、猶其中に學者の博にも備へ、人の間にも答ふべき事をひろひて爰に記し侍る、後の人是を見て又無時のかたみなるべきにや同じ頃見し事なれば、文徳實錄をも抄し侍るとてふみ見しも今はむかしとなるみがた同じ衜の跡はかはらて

右は鹽尻集の編者尾州天野氏の奥書なり

一文德實錄拔抄、上啓曰臣等云々具陳勸進之誠

勸進の字、今は僧法師の錢を貪る名の如くなれり

右一卷

嘉祥三年九月庚子（朔乙亥）神祇權少祐正六位上占部業基、向尾張大神社以賀瑞之由　大神々社中島郡熱田庄今三明神と號し小祠と成、御正體一宮に納む可惜哉

右二卷

參河國知立云々狹投野謁　今池鯉鮒と書は假名なり、狹を猿の字に作て附會を云、又野謁を野美とも書は俗なり

右三卷

諸衞府献卯杖、逐精魅也　正月卯杖の事何の爲ともしらず、爰にいふ卯杖は二月に見えたりとも、逐魅のわざと見えたれば、正月にするも同じ事なるべし

仁壽二年十二月癸未、參議左大辨從三位小野朝臣篁薨　彼傳に天長九年哀父（岑守）哀毀過禮云々、配流の時在嶋謫行吟七十韻を賦すと、又曰家業淸貧事母至孝見えたり、實に儒雅の君子なるを、佛者妖妄の說を作て篁冥界に入て、十王を見る等の誣をなす、實錄に於て篁佛法を尊信せし事も不載甚哉浮屠氏が賢を誣る事

右四卷

疱瘡　天平九年弘仁五年と、今仁壽三年流行甚しと見ゆ、されば其三月神祇大副中臣逸子を、皇大神宮に遣はし、賓疫を除く事を請しめ給ふ、按るに當時はいまだ牛頭天王の修法世に修せざる事明らけし

右五

窮窟　是民の飢困を云り、今俗敬謹を以て窮窟と云

齊衡二年閏四月丁酉分美濃國多藝武義兩郡、爲多藝石津武義郡上凡四郡、云々、

五月丁卯㚑筑後國高良玉垂名神位田四町

按るに神社の位階は、其社の位田なる事これにて知られたり
十二月大炊寮大八島竈神竈火武王比命庭火皇神并授從五位下云々
此神號延喜式に見えざるにや
右七卷
大僧都傳燈大法師位實敏姓物部氏尾張國愛知郡人なり云々　今愛知郡古井庄物部神祖有り、俗に石神堂と稱す一亘石有故なり、尾侯有司に命じて祠を建給へり、按るに實敏法師は、此邊の產にやおぼつかなし
同三年九月辛亥造酒司酒甕神從五位下大邑刀自小邑刀自等、并預春秋祭云々　此神號も亦世人普く知らざるにや
右八卷
無不酬(止奈毛)九卷の詔旨に有
按するに和歌の詞に、ありなむ、たえなむは等いへるなむは、古へなもといひしや、但宣命と歌詠と讀やう同じからざるにや
稻荷神三前云々　稻荷もとより三神なる事明らけし
天安元年十月巳卯在常陸國大洗磯前、酒別磯前兩神、號藥師菩薩名神　此神號爰に始て見ゆ、桓武以來菩薩の稱、所々の神社に稱す、嗚呼胡に混やる事久し、
同月丙戌故大僧都空海云々大僧正乃官贈賜比治賜不云々　是眞濟に僧正を賜し時、號を其師に讓らんと請し故、かく宣命を賜しなり、今眞濟が流絕てなし、空が弟眞雅が流のみ世に弘まれり
右九卷
肥後國菊池城院云々　按に鎭西太宰府の外菊池に公官有て、西鎭と成し凡王政の盛りしを思ふべし

有白雲自艮亘坤時人謂之旗雲　今世間一條の雲東西に亘りて、長く白き絹を引はへたる如く、又は橋を渡せるが如き有り、是むかし云はた雲なり

大學助山田連春城傳云、仁壽二年正月遙爲駿河介云々、時部下駿河郡有自伊豆新移神名阿氣大神國司中官建新社以祭禮、而禰宜祝等増以奇異之事註誤國司庶人、春城到任糺其詐僞、自以後妖言永絶云々

春城もとより學に名有り、其耑聰正直傳に見えたり、仁壽三年正月四日の對策に、尺木寸土非無瑕節況於大才古人、猶泥む等の詞有て、器寛大なる事可知、然共亦不拘俗忌、よく理を察して、淫祀を絶ち、民の惑を解り、後世民に吏たる者、春城の爲所を爲ば、夫庶幾乎

右十卷

文德實錄拔抄畢

一勸學院は藤氏の學校なり、贈太政大臣冬嗣立られし乎、正統記曰大かた此大臣遠き慮りおはしつるにこそ、子孫親族の學問を勸る爲に、勸學院を建立す、大學寮に東西の曹司有り、菅江の二家司之、人を敎る所なり、彼大學の南に此院を立られしかば、南曹とぞ申ける、氏長者たる人、むねと此院を管領すと云々、總じて源平藤橘四姓の學文所、其氏の長者たる人別當せり、各院朱雀通より西三條街の北に在し事、山州名跡志等にも見えたり

一攝家の事、三內口訣(三光院內府所遺北畠具房書なり)曰、攝政家と云心に候、元來近九の二流にて候近衞より出たるを鷹司と稱し、九條より別たるを二條一條と申候、是を攝家五流と號す(攝家は子細有て五流を限とす諸家は力量次第に家を立る)近衞は系圖の面雖爲宗領名記無之、九條は雖爲庶流峰の關白、月輪禪閤後京極攝政の御記號を、三代の正記と號して爲天下の鏡、然間九條は正嫡と見えて候や、雖然諸家の用ひは五流無差別候、但し二條の一流は、南朝御出奔の後、後光嚴院被開聖運、當代の御一流被用、正統の事は二條(後の普光圓院攝政良基公)一家の勳功なり、依之至于今稱天下之御師範云々

謹按に、皇朝の正統を謂は、後醍醐後村上長慶院龜山御小松なり、是神器御授受の故なり、後光嚴後圓融は、光嚴光明崇光と三帝と同く、劔璽不渡、武家抑て位に即け奉れば閏流と謂んも亦可なり、二條良基武家と議して、崇光院の流を指置、後光嚴を立つ是より武家の親しき諸家に異なり、故に二條家元服の時、必將軍家の諱の字を授けらる、今に至り爾り、二條滿基、義滿の時、持基義持のとき、持通同上政嗣義政のとき、尙基義尙のとき、尹房義尹とき、晴良義晴とき、昭實義昭とき、康通神君とき、光平大猷公とき、綱平嚴有公とき

一建曆三年五月、和田合戰の時、京師も屢噪動に及由明月記に見えたり

明月記曰今朝聞關東勝事出來云々

傳々說、和田左衞門尉某(號三浦黨)横山黨(兩人共其勢拔群者云々)合謀去二日申時、忽襲將軍幕下共時將軍更無警衞之備、或杯酌淵醉云々、忽然周章合戰、其夜曙、翌日又暮且而戰見星未已、將軍與外舅相模守義時、大膳太夫廣元等間行而入山、脫身而隙去賊又隔大威、而夜遂引去、但黑燒城郭室屋無不殘破梟主金吾又死戰場、散卒儲船自海上逃去云々、天下勝事、何事過斯乎

又巷說云、彼賊徒の黨類、枝葉在京者多且追捕滅亡、目前京中又騷動云々、樂慈悲來是天罰歟、竊思之、天下又無聊々、末代貧者定及餓死歟、嗟乎悲哉、入夜自見物人許、傳取結番貧老涯分以之足

異本には和田合戰建保元年と有り、建曆三年則建保元年なり、何月改元有しや可追考

一異邦より渡る五色の唐紙、何國の製なりや、答昔は益州の紙を風流とす、宋の章望之が延漏錄に、益州の十樣蠻牋の事を載て衆色あるよし見よたり、華夷通商考を見れば、今は所々より製し出すと見えたり、其大概如左

南京(安慶府)　湖廣　江南　浙江(衢州)　福建(建寧)

此外猶多し、國紅毛の紙も、亦我國に來る、朝鮮紙は、日本紙に異ならずして大なり

一近世阿蘭陀より渡す昇降圖（四季を知る圖）地球圖（丸きと平かなる數品有）加留多（舟を乗圖）羅經（磁石針なり）自鳴鐘、星久、星眼鏡イスタラビ（日影を計る器）等、古へなき所の器にして今世天文家の學等を以て考知る事多し、故に其委事今に不知

阿蘭陀七州（寛永十八年以來入津）

セイラント　グルウネゲ　ウイタラキ　ケルトラント　ヲウフルイセル　フリイスラント　ヲランダ

一最明寺入道の歌に

いく度か思ひ定てかはるらむたのむまじきは我こゝろなり

太田持資入道道灌此歌を感じて

いきて世に今日ぞと思ふおもいでもなしてやはてんよしそれも夢

嗚呼倭歌は、素盞烏尊八雲の神詠を始とす、これ關雎の揆を同じくす、難波の帝の御製は、舜の康哉王仁の代は魯頌にまされるにや、代々の夷曲は、國風の體なり、是を廟に歌ひ、政に與り、鑑誡に足れるもの實多し、然るに後世是を以て、好色の媒とし、あるは無常愁殺の音とし、これに耽りて、精神を費す、時頼持資等の歌悲傷の音詞のみ、是全く時勢の姿なりけり、妙音院の相國、白拍子の歌舞を見聞して、其音は商其姿は愁なりと宣ひしが、果して思ひ知る世とは成にきとなり

一用明天皇元年、丙午穴穗部皇子讒殺三輪君　穴穗曾奸其叔母炊屋姫（推古女帝）三輪君切諫故殺之

二年（丁未）穴穗與馬子謀欲殺守屋大連、而馬子殺穴穗　穴穗有自立志、馬子黨厩戸、欲立推古、故殺之蓋欲自恣也

厩戸馬子殺守屋大連　世俗相傳以守屋爲逆臣、是浮屠胡族之說、而正史未有可稱逆也

崇峻天皇五年（壬子）厩戸馬子謀弑天皇立女主　厩戸者賊子馬子者亂臣、然釋氏崇之、稱佛法興隆之祖

嗚呼佛法亂賊之術歟、厩戸使馬子謀弑逆己乃不知者、立女主自專政其嗣却爲馬子之子族滅、妖流詭諸因果、拙哉、舍人親王於日本紀、直筆糾其亂惡、救世名、聖德之謚何謂乎、甚哉亂臣賊子

一中院通茂氷室の歌　老の身の養ふことを人もしれみな月かけてきえぬ氷に

一近世所々の川々さしたる洪水ならねど、堤切水溢れて、動もすれば田處に害あり、是時運の爲す所にも有べけれど、一つには泰平永きゆゑ、山林を伐出す事多く、川上の山荒、土流るゝ事古へに倍す、又川下多く地を墾田となる、此故に泥水決する事少し、年を重て土竭き川塡れり、少の水も昔より高く流るゝ故に、塘是が爲に潰破る事多しと或老人云り寔に自然の勢かくあるべし、されば國家を治玉ふ人は、一朝の利潤有とも、萬世の害を慮り給ふべき事か、既に近年關東印旛沼の證例顯然なり

元文中諸國年々洪水し、畿內殊に甚し、城和の水難は、まのあたり余も見たり、木津葛城川の邊疊々たる春山も、早晩壞落て、一樹もなく、唯堆き盛砂を見るが如し、林下の田野は、一面に白妙の砂と成り、適其邊に有る老松なども、半埋れて小松の太く逞きに似たり、年毎に堤切れ、淀八幡などは、一圓の大澤と成り月を超て水不落、水高き事丈餘、甚き時は二丈餘も增、依之田地の荒亡、人牛馬の損じ、擧て難計、斯ては山崩れて平地に成り、川々は埋て陸地に等く、溢水何地へか落べきと諸人易き心も無りしが、いつとなく水難止み、今に至て五十餘年、格別の洪水なき儘に、山には追々樹を生じて、土をからみ、川床も速に浚て、水流滯らざる樣に成ぬるも、時運の然らしむる所なるべし、去ながら淀川の事を、古老の語るを聞ば、以前は堤越にみれば、通船の帆の先き僅に見えたるが、今は帆の半過て見ゆる、川床の埋れし事如斯と云り、實も余が若き頃は、今程に帆きあらはには無りし樣に覺えぬ、又木津川は常には、干川の如くなるが、水すれば水嵩淀川より別段に高く、長齊口にて兩川落合處に、木津の水勢强くして、淀川上へ逆水し、元文の比淀大橋百卅間を半

引ちぎりて、川上の小橋へ突當し故に、橋も是が爲に破損せり、さしも長齊ロの丈夫に、疊上たる蛇籠も算を亂する如く崩れ落ち、淀城の難儀云計なし

一先年或侯家家督相續の義に付、領地半減の御沙汰有之時、其の家臣等大に歎き當家の拂廻、他家に過、日頃難儀の處に、此上若半減の御沙汰相究らば、後來如何せん、察する處、半減御治定の上にては、領分上田の分は必上へ召上らるべし、半減の上、殘る領地惡田計ならんには、後日の術盡なん、不如未決の内に調義せんとて、領内上中下田の字をふり替へ、村方水帳の面を彼是掠め改て、さらぬ樣にて公裁を待居たる處に、果して間もなく、領地半減の公命有り、上には案の外御仁慈の思召にて、分て被仰渡は、領地減少の事は、他に例類有を以て止事を得られざる處なり、せめて相殘る領地の分は隨分可然處を殘し可被遣とて上田と有之分を悉殘し下さる、皆々案に相違して、途方に暮ぬれ共、元來上を誣る不直の爲す所なれば、一言の訴訟も申がたく、唯上の思召を難有とのみ御請を申、心裏に先非を悔る計なりしとかや、夫より其家の窮因、寔に言語に述がはく、主人參勤の事も叶はねば、無是非病氣を申立、常にて被居けるが、其後の事は知らず、都て不正を以て身を立んとすれば、必がゝる災に遇ふ、爰に於て誰をか怨ん、己が心己を責む、須く後車の覆へるを可愼、

翁草　巻之百九十五

○京大阪奉行始幷二條御城代等の事

大阪は御陣後、直に町奉行を置れ、組與力同心も、其砌御抱にて、御陣御供仕りし御徒士の類を、與力に被仰付しもあれ是れ有之由、御陣後の事なれば、三郷悉く荒地に成て有しを、天滿郷に於て與力同心の宅地を下され、與力一人前五百坪、同心二百坪宛の割を以て拜領し、與力各地方にて二百石被宛行けるに、領地攝河泉の內故、水場多く、小身の者勝手惡きとて、右領地は差上、右の高を御藏米にて頂戴す、今子孫の者は之を悔め共無詮、與力屋敷凡十五間に、裏行三十間餘通例なり、同心は東組は間口十間に裏行二十間西組同心は西の方に女夫池有之故、其闕を割合、間口六間半に裏行三十間二百坪の割合なり、

一說大阪慶城を、松平下總守忠明に被下、忠明命を奉て城を再興し、新城郭を築くと、前巻忠明行狀記に見えたり、爰に記る處は、大阪町奉行組の傳說なり、兩說奈何可追考、

京都は寺社町方一統に所司代捌にて、板倉氏の裁判の事、今に申出し例月町々二日寄會の節、板倉の渡し置れし條目を、今に於て讀聞せ、板倉防州の善政を慕ふとかや、其後寛文五年に始て、京町奉行を仰付られ、夫迄上方御郡代にて在京せられし、宮崎七郞右衞門(秩三千石)雨宮權左衞門(秩ヽヽヽ)兩人を町奉行に被任、七郞右衞門は若狹守、權左衞門は對馬守に受領し、則郡代所を、町奉行所に相用ひ、郡代與力七八騎有しを直に町奉行與力に仰付らる(此屋敷當時棚橋友之進、砂川直右衞門、本多高四郞、桂元右衞門、不破伊左衞門、石島鷲介、妻木市之進、木村八十郞抔が宅地なり、寛文の古圖を見れば、不破伊左

衞門より、石島鷲介前へ、小路突抜一所なり、故に此邊を今も古屋敷と稱す）
其後與力同心追々御抱有之、右屋敷の續千本通の間に、組屋敷出來、又其後六軒町新加町三條屋敷など出來、兩組與力四十騎、同心百人の小屋建揃（古き武鑑に京町奉行組與力二十八騎同心六十七人づゝと有は何を以て云るや非なり）

東役所地坪　五千十九坪四分三厘　西役所同　三千六百坪

右西役所方境、東より格別狹き譯は、郡代所の時は小堀仁右衞門屋敷と向ひ合、道を隔て屋敷內成しを奉行所に成て前に人溜入用に付、それだけ屋敷を跡へ引入しに仍、狹く成しなり、東役所は始より前に空地有し故其儘にて濟けるとぞ、

東組屋敷　七千三百八十五坪　西組屋敷　六千八百五十六坪

右奉行所の繪圖幷組屋敷追々出來の圖、都合七枚、余が櫃中に在しを、今度京火に燒失す、仍年號月日も有之ぬれども、宙に覺えず、皆寛文年中の事なり、與力一人前先二百坪、同心凡六十坪の積なれ共、道の割無して、其內より道を取ける故、右坪割より各宅地狹く、一人前凡百八十坪餘廣きは二百餘坪の所も有り大阪組屋敷の割よりは、格別狹し、又與力同心御宛行も、元祿の始迄は、與力四物成百五十石、同心七石二人扶持成りしを、小出淡路守、松前伊豆守奉行の節、奉行衆より遮て被相願、大阪の格に與力四物成二百石、同心十石三人扶持に成る、又元祿の頃、京町奉行三人に成、一人は在府、跡兩人隔月御用番を勤、三人輪番たる故、東の奉行も西へ移り、東西無差別、參府番は六角通西の突當牢屋敷の横手に役宅有て夫へ移り被居宅、是亦三人交る〳〵轉居、町奉行休足屋敷なり、此屋敷後には御代官石原淸左衞門、同內藏介居之淸左衞門大津陣屋へ移て後、御代官上倉彥左衞門暫く是に在り、彥左衞門關東御代官仰付られ、出立後此屋敷御用に無之故、取拂明地に成る、其頃迄千本通二條の南、小堀仁左衞門屋敷、北の方に御代官屋敷今一ヶ所有之、當時在京御取締掛り、御勘定の役宅の所、北二條迄の間に、出世稻荷とて人の

詣する小社は、則其屋敷の鎮守なり、御代官鈴木九太夫、増井彌五右衛門、内山七兵衛以後久敷明屋敷に成て在しが、御入用無之に仍り、取拂に成る、右町奉行三人も、暫の間にて、元祿中元の如く奉行兩人に成る、其前後伏見奉行暫く相止、京奉行の支配に成る、彼地與力諸伺、京都へ持參して指圖を受く、是も暫の間にて止、元の如く伏見奉行仰付らる、大津も御代官古郡文右衛門、櫻井孫兵衛等支配の後、享保七年より、京町奉行支配に成、京與力半月代に彼津勤番に罷越けるが、明和八九年の頃、彼津住御代官石原淸左衛門に、町支配被仰付、又二條御城代の事、元祿中山岡七右衛門以後止むと、古き武鑑に見え、與力二十四騎同心三十人と有り、都て城代の名目は重き事故、侯家にても其家の長臣之を蒙る、素より公儀に於て、大阪并駿府の御城代を以て思ひ測るべし、然に布衣役位の輕き役人の任職には不當の名目にて甚不審なり、纔百年を隔て、當時之を覺たる人なし、余が聞傳しは、當時御門番頭の、先々一人を御城代と唱へ、一人を御城番と稱せしとかや、是以て大に不當の事、既に余が若き頃迄は、御城番頭と唱、組を御城番組と唱し事は、まさに覺居たり、其節の武鑑にも、御城番頭と記せり、いつより名目を改られしにや、近年の武鑑には、御門番頭と有り、右御役は大方大御番の平番の内より被仰付、布衣以下の御役にて、勤柄も役者の通なれば、尤唯今の役名が相當なるべし、加樣の事もあれば、元祿の頃迄不都合の役名にて被務しにや、相勤方の樣子、一向に當時は不知、且又與力同心も御門番組の外に有し樣に聞ゆれども、御城代屋敷と云跡もなし、又別に組屋敷の有し事も聞かず、若くは二條御米藏、古證文類の內に御役料などの事有べきや、其外當地に於て、其譯を糺すべき據なし、

右に注す町奉行組屋敷地割の事に付、可笑き事有り、三條屋敷の地割初は、千本の西側に在則其繪圖も七枚の內なり、然に如何の譯にや若狹屋敷構の內、西の方御用地ならば、可差上との事故、右地所望に候はゞ可被下と有けるを、其節御抱の者共承之、評議しけるは、古屋敷は樹木多く有之ば、則普請の用木に相成、一段可然とて、若狹屋敷の方を望む、則願の通に相成、偖彼屋敷より、敷地引渡すに及

て、有來樹木を一樹も不殘伐取て渡しける故、皆々者共、心當違ひ、其上大木の伐口透間もなく有故に、普請も致難く、無是非其根を堀穿ちける故、地面深田の如く、地普請に大に難義し後悔せりとかや、此事も繪圖に書添有之ぬれども、燒失故委事は不覺、

〇宇治御茶師上林并角倉等の事

宇治上林兩家の事、當時上林六郎、元祖は竹菴と號し、庚子亂の節、伏見御留主城へ、大阪より大軍發向前、城中に若狹少將勝俊（金吾中納言秀秋卿の兄）被居けるを、鳥居彥右衞門以下より、使者を以て達しけるは、留主居の者共は、當城に於て死戰を快く可仕、其御方は我等とは違ひ候へば、急ぎ出城有て可然との趣なり、勝俊之を諾して出城し、闕原落居後世を遁れ、東山の長嘯子と云は、此勝俊の事なり竹庵も共砌城中に參合居けるが、其方は町人の事なり、早々出城致すべしと有けるに、竹菴答て、某苟も年頃の御洪恩を奉請、今更各方を見捨て、出城せん事存も不寄とて、再三制し止れども不聽、竟に此城に於て義死せり、是故に其子孫御取立有て、御茶師の外に、御代官に命ぜられ、數代勤功せる處に、其裔門太郞に至り、其身放蕩にて、支配地の勘定立がたく、依之食祿二百石召上られ、改易仰付らるゝ處に、先非を悔ひ、色々愁訴いたし、享保の末か元文の頃前知の通にて、歸京仰出され、御茶御用以前の通相勤、但御代官は不被仰付故御目見已下の格なり、

門太郞御改易の頃（享保六年か）風流宇治賴政と云、宇治加賀掾が、新淨るり出る、其文句に權太郞仲綱と有は、則門太郞事なり、

上林又兵衞家は、上林峯順が裔にて、是も御茶師御代官相兼、代々御奉公勤けるが、元文寬保の頃、御箱訴御吟味に付御代官召上られ、其後は御茶御用計にて、是も御目見以下成しが、近年御代官格に仰付られぬとなり、（上林六郞は、岸和田侯岡部美濃守末子の由）角倉與一は、先祖嵯峨住居の大商人にて先年異國通船の砌も、角倉商船の事見えたり、御當家に至、御取立有て御代官仰付られ、且淀川過書船支配

是は中頃迄河村與惣右衛門、木村宗右衛門支配致候處與惣右衛門被相除、右替角倉與一被仰付、當時木村宗右衛門與一兩人にて支配之、與惣右衛門取除候譯未考、元祿頃か、自夫以前か、年號は聢と不覺過書方古來の制札法度書等は、與惣右衛門宗右衛門兩名なり

御土居藪方支配相兼、代々勤之、御宛行二百俵（寛政三年御土居藪一件角倉支配相止町奉行菅沼下野守掛りに成る）二男平次にも、御扶持被下候得共、役義は不被仰付、仍て代々御奉公願差出候處、元祿寶永の頃、加茂河堤普請支配仰付られ

是迄右堤一件町奉行より執計闕所方與力、川方兼相勤候處、今度角倉へ相渡候に付、是迄の手法の仕分け有て、右川近邊の芝居、幷茶屋旅籠屋等の事、或は河原納涼等の義は角倉方にて難取計儀故奉行所に相殘し、闕所方兼役の川方名目は相止、向後右の類は、新家方（目付の加役）懸りに成り、枝川砂川堤普請計は、闕所方掛りに成、其餘の事は角倉へ引渡、

其以後代々役之、但御目見已下の格なり、右に記す河村與惣右衛門は淀水車を巧始し者にて、諺にも「淀の與惣右が水車」と唱ひ、其高名神君にも能御存の者なり、御代後被召出て、代々御奉公せしが、故有て役義召上られ當時其裔淀に在て浪人たり、同所木村藤五郎も由緒有之者故、地方にて領地を頂戴して無役なり、結句右の庶流木村宗右衛門は過書方支配被仰付（寛政三年の頃御代官仰付）に仍り、藤五郎儀も代々御奉公願を差出せ共、今に於て何の御沙汰もなし、此類は諸國にも間々有之事なれども、當地まのあたりなる計を、注するのみ、

○雜話

眼疾を患ふる人に、或醫の指圖にて、日々に歩行を勸む、其仕形は、唯氣をやすらかにして、胸に一物をも貯へず、何地へ行んとしも巧まず、どちらへ成とも、足に任せて勞がはしからぬ程歩みて、其路中に神佛なんど有て、詣すべきと思はゞ、詣し左無くば唯に過べし、知音親類の門をももとめずして通り合た

らんにも同じ心なるべし斯して怠らずば、藥をもて療せんよりも、優るべしと示す、彼人其敎に隨ひ、半年計を經て、眼精自ら再びもとへ歸しぬと、余に語れり、又ある醫師、屢世に行はれて、療用閙がはしき中にも、胸に色々醫案累り、勞がはしき折からは、他國へ療用にまかる由を欺て、病家それ〳〵の藥を、數貼を貼じ置、あるは已が醫業の的當せざる方へは、他醫を勸て、扨翌の日より旅裝す、家族兼てより知れる事なれば、よきほどに拵へ、僕一人を連て、何地ともなく出行、先大津に懸り、湖邊を眺め目川草津の產物などに口を悅ばしめ行着次第に何れの驛に成とも泊り、翌も急がぬ旅なれば、緩々と舍りを出て、二日路三日路、東海道、或は伊勢路、中山道へもかゝり、興盡ぬる時引返して洛に歸る、行も歸るも聊の用事なければ、心長樂に草臥ば馬駕に乘り、優然として立歸り、さらぬようして翌の日より病家を勤む、斯する事年に四五度宛なり、まれに是を知人もあれども、是氣を轉じ養ふの手段なれば、醫業には相應の樂みなりとて、之を譏らず病家もつたへ聞ても、悄み恨む事なし、初に云へる眼疾の步行と、心等うして氣の滯らぬ爲の養生なり、余八旬に向たる迄は、老健にして五里七里の道に勞せず、もぱら此養生をなせり、あるは端午の日、一の橋にて藤杜の走馬を見果て、日脚をみれば、やゝ午時に傾けり、倩思へば加茂の競べ馬は、申の時にこそ駈れ、是より參りてはよき程ならめ、いざさらば加茂へ行なんと、懷なる握飯をたうべて、かしこへ行ぬればさらによき頃にて、又是を見て、たそがれ過に歸る、又他日東寺の邊經回して、稻荷へまうでばやと思ひ、竹田の細道へ出てみれば、折しまなどやらん伏見へ行人多かるを見て、うち羨れ、我もつれて伏見へ行き、そこ爰を眺め墨染櫻のいつしか枯失せしに、心をいため、撞木町の荒たるに懷古して、やう〳〵に稻荷に詣づ、或時は上京の何の圖子、かの圖子又は塔の段の八組たる名のみを聞て、たづきなければ行かふ事なし、是をくまなく見まくほしさに其邊りに至り、某の圖子は何地と問へば、老耄の我を憐て、さもねもごろに敎ゆ、一謝して敎に任せそこに至り、またそこにて外の圖子を用有げに問て其所へ行き、上御靈幸の神、赤八幡などを拜み、塔の段

を堅横に歩行、暫し憩んとすれど、上京には茶店もなく、訪ふべき友もなければ、せん方なくすご〳〵歸りぬるに、兎角すれば日三竿に腹淋しく成ぬ、いかゞせんと思ひながら、車道日光准后御方の御門前を通り、何心なく向を見れば中御靈裏に茶店有り、是は行人の休らふ爲にもうけたるにはあらず、逆妓有て、いさゝかの娼家なるを知らぬ由して、牀几へ立寄れば妓たるもの、余が手を取て内へ招き入、余窃駭て、爰は遊里なりや、我は之を不知、足勞れぬるまゝ、是にて休らはんと思ひて寄しなり、けふは用有て疾く歸りたし、かさねてこそと、あだ約束して、それにて握飯をたべ獨笑して歸る、かゝる事なんど思ひもうけぬ慰なりけらし、春は西東の山花つど〳〵筆を揺かすによしなし、中にも嵐山の花はいにしへよし野を移されぬるとかや、今は吉野はさもなくて、爰のみぞえもいはれぬ眺めなり、前には大井川みどりに淺黄に染て、向ひに天龍の精舍、三軒茶屋、月渡せる橋、繪にかく共筆や劣らん、猶惜しきは天龍の樓より望めば、嵐山の裏の方ほの見えて、かしこの花は表より殊に多く、誠に吉野といふとも斯やはと見る人の語れり、同じ花ながら隱るゝと、顯はるゝと人の上の事皆爾なり、いづれをか是いづれを非とせんや、唯天地の氣に任せるぞめで度かるべき、又わきて麗しきは、洛北紫野の春色、船岡の半は耕されて、菜花麥苗の山懷にこぎまぜたる、蓮臺寺の絲さくら、白藤つゝじきりしま、時を違へず、千本念佛の古雅、平の宮の荒廢、菅廟の繁榮、たゞちに盛衰を顯し、釋迦堂は度々の京火を遁れ、ふりにしまゝに立たり、古代の造營は、此堂と因幡堂のみ成しが、因幡堂は中の年の火に亡び、今は此堂のみ遺れり、金閣、等持院の閑寂、龍安寺の鴛、双岡の兼好墳には、我に風月を導し吟花翁晩山の墓あれば、花見るついでには、年毎にまうでぬるに、今は塞て三とせ四とせは思ひ出る許なり、如意が嶽の麓なる如意寺の楓は、一木ながら他に希なる喬樹にて、加茂河原より瞻之に、山の腹に紅錦の一塊著し、此一枝を洛陽本國寺會式の立花に需め來て、年々彼寺へ贈ると寺僧語れり、長岡の楓の錦繍、池に移て、紅波落日に映じて、目もあやなり、眞如永觀兩堂の楓、又いつくし、神樂岡の秋色異山に過ぎ、都下の人の總

庭といはんも宜ならずや、東寺の蟲の音、又哀れにきよらなり、其他いはで止みなんも、腹ふくるゝさまなれど、いつ追草のいつ迄か、あだし言葉をつゞけんも、無下の事なれば、半ばにして止ぬ、かこと計に殘生を樂しみ、酒淫の二つを斷たば、などかは長閑く生きざらめやは、

因記、南湖先生は享保年間洛の鴻儒なり、一日建仁寺に會讀有て、それへまかれるとて、繩手通を過行に、極暑の折なれば、渇して螢茶屋へ立寄、茶を契す賣娼袖を引て、奥へ倡んとす、先生大に驚き、袖を拂ふて立出、會席へ臨み、興ざめ顏にて、唯今斯こそ有つれ、あれは青樓ならめと語る、連座の人之を聞て、咡きけるは、餘人の言葉に空不知して、斯く有んには、人々あざみ譏るべきが、此先生に於る、實に知られざると見えたり、いと崇しと感じあへりとぞ、之を想に、我は青樓と知ながら、飢渇の爲に人を譏つて、其家に入、先生は寔に不知して青樓に入我ふるまひの無下に陋しき愧るに堪たり慙愧のまゝ爰に記、

南湖は堀正意の裔にて、藝州の儒臣通名正牧、後に一六七太夫正藏とも云、究て溫和の人にていかなる賤夫とも、うらなく語りて、我知らぬ道の事を問ひ、かりにも人を撰び避る事なし、會讀などにも其日の書を忘れ來て、人の書物を借りて之をひかへ、其書に誤など有れば、朱墨の分ちもなく、筆を執て無遠慮、是を添消し自分の藏書も皆反故の如し、同氏景山は（同藝の儒臣通名正超後禎助秩共に二百石南湖と從弟なり）之に反して、假初の書入も字畫を改め、常に行狀威儀を正しくするの質なり故に書生の輩兩氏を明道伊川と稱せり、

尼菊舍は、長門長府の人なり、少して夫に離れ、其家を親屬に托して、其身は髪を剃無心の雲に伴ふ容貌醜きにしも非ず、又艶ならず、偏に男子の如し、二十五歲より家を出て、國々を經歷し、松島象潟長崎筑紫路、南紀北越至らぬ隈もなく京に在かと見れば、忽焉として東武にあり、侯家に召れて、風塵の境界を賞せらるれども、夫を忝しとせず、忽去て野に臥し、山にふし、六欲を脫して、風雅を友とする

の外他なし、故に身の逞く健なる事、類ひなく、十歳ばかりの旅行に、假初のいたつきを聞かず、四季折々の衣も、所々にて施され、衣食乏しからず、垢づき破れば脱捨て、一物も貯へず、其身其儘なり、少し畫もかき、書もよきにはあらねど雅なり、風月を詠ずるも、唯おのづからにして、名を需るの意なし、現存の人は、末を圖らざれば妄に評しがたしといへども、まのあたり灑然たるをもて爰に注す、都にては尼倭泉にかたらふ、倭泉は亡夫賦泉が趾を引て、松林庵と稱し、今齒ひ耳順に過て、風流賦泉に超たり、書まめやかに男子を欺く、近年婦人にては、加賀の千代尼をこそ賞せしか、おさ〳〵千代尼に劣らめやとぞ思ふ、其詠の耳にあるを、ひとふたつ爰に拾ふ

露や霧提挑燈に光り見ゆ　　名もしれぬ蘘くれつ雪の宿
夏蟲のともしにうとき野末かな　　初春や脊戸に梅有若菜有
雪の日は友こそあらめ冬の雨　　新らしき莚まゐらせ桃の花

又菊舎がよし野にて云棄しは

花はさかりをのみ見るものかはとのふる事はあれど、あまりに比過たるもほいなけんか、されどおもふ所花にあらずとも聞え侍れば、其日々々に心をたのしむも、又むべならずや、

夏山に雲見て濟すよし野かな

人は氣を養ふを、養生の第一とすと、そが爲に菊舎が事をも爰に引り、なべての人喜怒哀樂に深着して氣を休むる暇なし、もとも世に交れば、是を離れ得む事はかたし、たゞに此着を離れて、七情の向ふ處に任せたらんには、此煩ひなからまし、物に深く着する故に、もろ〳〵の病ひはた災おこる、ふるき文にも、聖人は物に凝滯せずとこそ見えたれ、穴賢はやり出んとする心の駒に、手綱ゆるすべからず、

七條道場のほとり、七條かはら、上は大佛、下は竹田、東洞院の田野に、陰雨の夜出る火有り、呼で六反火と云あやしの火あまた飛かひて、或は數火ひとつに成り、また亂れ散、見えつかくれつ、いと物す

ごし、又千本の郊野にも、是にたぐふ火有り、それはそうけん火となづく、もゆるさま右に等し、土俗のつたへ云には、むかし宗玄と云ふ山伏、法刑に行れて、其靈火なりと云れ共然らず、斯る田野には和漢ともに陰火有て珍しからず、或人の云叢原火なりと、實に左もあらんか、其邊りには憐多し、狐火は婚禮葬禮總じて列伍ある火を見ては、忽向ひにも、あまた火を並べて之を眞似ぶ、叢原火は、それに拘らず田野を走る、雨夜の更行頃、此雨火こもこも燃しつるゝに、雨火の光また異なり馴ては凄じとも思はず、眺望すれば螢火にひとしき眺めなり、寛政辛亥の夏の頃、備の西山拙齋、暫し洛に有て、疾雷烈雨の夜、洛の伴蒿溪なんと、それかれ伴うて此鬼火を看て

看燐

傘履衝雷雨、深霄見鬼燐、却疑從博望、忽沂絳河濱　西山拙齋

聯屐侵飛雨、相望負郭燐、別有彩毫贈、併照鴨河濱　小田龍南

雷光看閃々、雨夜轉凄々、鬼火百千點、飛來東又西　西山孝恂

數々にもゆる螢のそれならで雨にもえぬ光りあやしき　拙齋

おに火のあやしきをのぞみて

降くもる雨に迷ひてもゆる火は松のともしにまがひしもせず　蒿溪

人々の詩をきゝてまた

おそりなきますらたけ雄の心かも鬼火の光いかづちの雨　同

新町下長者町上る町、金屋甚右衛門借屋赤尾屋駒吉事清七十八歳、鹽肴井青物を賣を業とす、究て貧し親清七は繼父にて、九歳の時、母つる先夫の子駒吉を連て清七に嫁す、幼より二親に孝心深く、繼父が病身なるを思ひ、樣々介抱いたし心を盡し、漸十歳を過て、家業を精出して親を育み、中年大火にも親を介けて迯出し始末、邊りの人も甚感美せり、其後も若年ながら變後の難儀を、兎や角凌て、渇々に渡

世をしけるを、渠が孝心に愛て、近隣の人世話致し、鹽肴に交て青物を賣せ、漸く其日々々の烟を細くも立暮しける中にも、たまさか外より貰ひたる物、或は外へ呼れ、膳部に好味の物有れば、我は食はずして持歸り、親に與へ、我商物の內にも、よき物又は初物などは、利倍に拘らず、親に備へて、一々云並ぶるに不遑、然に酉年繼父病氣大切に及ければ、寢食を忘れ、至て誠心の介抱す、繼父淚を流して、末期に駒吉を拜み、禮を述て相果る、駒吉悲歎の中にて、分限に過たる葬式を營み、其後名をも淸七と改め、實母幷胤替の弟を養育し、隙有る時は謠を好み樂とし、小歌淨瑠璃芝居遊所等の事には、いさゝか目もやらず、平常家業を大切に、孝悌の道を失はず、此事廳に聞えて、寛政辛亥五月公廳へ召れて、御褒美白銀十枚を賜ひ、都下の町々へも、是を令知らしめ給ふ、爰に於て、謹で想之に、上善政を行はる故に、近年所々に孝子出て、褒美し給ふ事も不少、前卷にも聞に任せて、あれ是れ記し置たり、もとも勸善の御掟萬民に及ぶといへども、近世の人心奸して不實を專にする浮世なれば、かゝる褒美の事を聞ても、唯うはの空に、餘所事の物語を聞く樣に覺て身に行はんと欲する者は、萬に一人も得がたし、普通の奴原は之を聞て孝行もしたけれども、夫に掛り居ては口が干るなどゝ罵る、斯く無情の者世に溢るゝ折からには、世と推移て、善を擧らるゝを次にし、惡を懲すを專にこそあらまほしけれ、もとより賞を重くし、罸の輕きを善政に云傳ふれども、今奸惡の世界には、當るまじくや、夫よりは不孝の者を搜求られんに、天地充塞するほど有べし、其中にてわきて不孝の者召捕へられ、たとへ其科重刑に當るとも、そこを宥られ小刑を加へらるゝか、一等輕きは暫く入牢付仰られ懲しめ給はゞ、不孝の奴原大に驚き懼て、少しは改むる心に成なん、此罸はまのあたりなれば餘所事には思ふまじ、おのづから身を顧る者多からむ是荒き御政道に非ず、重刑をゆるめられて、小罸を用ひられんは素より溫厚の事にして、當時の世風に協ふといふべきか、多罪々々穴賢

翁草　巻之百九十六

○蝦夷騒動

寛政己酉五月、蝦夷騒動の事有り、其旨趣は、松前領下の商人荷物交易の爲、例年蝦夷の地へ渡る、當五月にも飛州武川久兵衞と申商人、舟積いたし、彼地へ參候處、夷ども亂妨に及び、毒箭鎗等を以て右船中の者共を致殺害に付其外參り掛りし舟共悉く逃歸、大畑村と申所へ着岸致し、其所は南部領にて、則右船中にも南部領の者有之に付、同所檢斷所へ訟之、其訟の船は

クナシリ　マメチフイ　トウフイ　ツルフマツ　シベツ　チフルイ　クンネベツ　サチムイ

ヲルマツ

右九ケ所の蝦夷地騒動いたし、武川久兵衞夷地場所支配人兩人、綱子支配所并松前より、參居候人數、久兵衞手船大通丸、乘合水主共都合八十人程、致殺害、久兵衞手代助左衞門と申者、シリツマイと申所迄右騒動の沙汰を承り候て、人數召連罷越候處右人數の內四人迄害せられ、蝦夷人大勢追駈來に付、ノツケと申所迄逃退き、其所の外夷どもの助を以て、漸とノツカマワと申所へ趣り退、其所に松前舟居合せ候故、夫々便船いたし、辛うじて松前箱館迄歸着候由、死亡の者名前悉く書記、且生死不知者も有之、イナシリ總目付竹田勘之丞と申者、松前より附置候役人に候處、是も害せられ候由、尤松前へ逃歸候者も有之由に候へば、實否知がたく、隣島騒動、殊に當領の百姓共にも、餘多死亡有之候故、早打を以て相訴候由、五月二十四日南部領、田名部役所澁民忠右衞門、島田彌兵衞より森岡へ注進す、依之同領の代官、其所々へ相詰候樣、森岡より下知有之、其外諸々の手當有之候由

從松前用達問六月十一日出書狀寫

一當四月下旬松前城下より四百里（六丁一里）程奥にて、南部大畑飛彈屋久兵衞請所の內クナシリ島と申所周道百里餘（三十六丁一里にて六十六里廿四丁）小名五箇所に相分れ居候、其內ツキノ井と申所の蝦夷共いか様の子細候哉近邊の夷をかたらひ、一揆を起し、竹鎗毒箭などを携へ、運上屋へ押込候て役人并支配人、其外下部共不殘討殺、既にクナリシ近邊へ相渡り、運上屋九箇所、船一艘打毀、上下七八十人討殺候處に、サルと申處の蝦夷共取押へ、相防置候由、五月中頃松前へ相聞え、南部邊へも段々相聞え、致騷動候由當所へは五月末頃相聞え候て、區々致評判候、然れば從松前様御討手を被差出候、總勢千人餘、人數名前も申參候、頃日承候處、右サルと申所の夷共、人數を向け候て取鎮、ツキノ井の大將も二百里計り奥へ逐電仕候由、然處段々從松前様、御詮議御座候様子にて昨今にては靜謐に相納候由

奥州松前領蝦夷騷動一件

一下夷の場所運候て請負候、南部森岡領大畑村竹川久兵衞申請、然る處請所へ支配手代荷物掛方人數四十人遣し置、自松前様御役人被遣置候事に候、此所の名クナシリと申島にて候

一アツケンと申處にば、久兵衞手船造立候に付、大工木挽船頭水主三十人餘參居候、尤此度造立候船、千二百石積に有之候

一クナシ夷の大將ツキノエと申者、身の丈六尺八寸餘にて、面體荒く髯長く、袋を以て包み居申候、手下五百餘人有之候、松前様御下知を請候儀は、諸事取替物等心安く可致候處近年請負の者共、殊の外無禮に取替、掠め候儀有之、殊更當年至て鯨漁も無之、彼是及難義に付、一揆を企候て、悪敷者共打殺可申とツキノエ下知にて、當五月七日夜八ツ時分押寄、役頭を討取、松前役人竹田勘平及大通丸船頭水主十四人の內二人は行衞不知クナシリに居合候役人手傳人一人も不殘切殺候旨、注進有之に付、從

松前様海陸兵固め被仰付、江戸表御下知御待被成候

大将	松前見次	副将	新井田孫四郎
軍師	蛎崎彌四郎	後殿	秋山善右衛門
弓奉行	松井藤兵衛	鐵炮奉行	鈴木彌一
侍	五十人	騎馬	三十騎
足輕	百人	雑兵	百人

右の外船三十艘乘組海上固なり

大将	松前平學	副将	秋山覺右衛門
軍師	淺利清右衛門	後殿	淺井幸兵衛
弓奉行	見巻多兵衛	鐵炮奉行	工藤清左衛門
侍	五十人	騎馬	二十騎
足輕	百人	雑兵	百人

右陸地固外に早船二艘（遠見奉行）成田新之助

御屆書

一私領分蝦夷クナシリと申所、何様の義に候哉、自此方爲介抱、交易に參候者四人程及殺害候段、アツケシと申所の夷地に罷越候者共、在所へ罷歸申達候に付、吟味の上取鎮爲仕置家來の者差遣候、尤松前より里數隔り實否難分候右家來の者共罷歸候上委細可申上候得共、延引仕候に付、此段先御屆申上置候以上

六月十八日　　松前志摩守

右に付津輕土佐守南部慶次郎同内藏頭へ被仰渡候趣

蝦夷人何故に候哉、聊及騷動候旨相聞え、早速松前より家來差遣取鎭候之旨相屆候間、最早取鎭候事に可有之候、自然何れにも外國の義、萬一は鎭の人數不足の儀も候はゞ、其方へ人數の義申遣候樣に松前志摩守に相達候間、申越次第人數早々差出し、志摩守に相談蝦夷人取鎭候樣可被致候、

閏六月

右の通殿中御沙汰書寫し差上申候、

七月八日

松前より二度目御屆書之寫

先達て御屆申上候、クナシリと申所の蝦夷人及騷動候、右近邊の蝦夷地へ爲交易參候船共在所へ歸帆仕候に付、船中の者再應相糺候處、クナシリ島へ爲交易參候者、何故にや多分殺害候由、近邊蝦夷共より傳承候ば、クナシリ島頭立候蝦夷人、病氣に付藥を與へ候處、此者相果申候に付、蝦夷共及騷動候樣に風聞仕候、併一體クナシリ一件の儀全交易の者へ對し候ての騷動と奉察候、先達て申上候四人死骸の外見屆候者も無之、多分及殺害候段、右近邊の蝦夷ども風說仕候由に御座候、クナシリ近邊の蝦夷、其交易船の者共へ申候は、クナシリ騷動に付、此度は荷役交易不致、歸帆致し候樣申候處、右近邊頭立蝦夷人申候は、此度介抱荷役も不致候ては、別心有之樣に相聞え申譯も無之候由に付、例年の通交易荷役も致呉候樣、達て相賴、勿論別心無之申譯の爲、手驗とタンネックに振差越候、左候得ば外蝦夷地違變無御座、全くクナシリに限り及擾亂候事と奉存候得共、一體大勢及殺害候風說の心底にては、此方指向候家來共へ、手向ひ致候も難計、萬一火急に人數入候節は、松前より里數三百里餘も隔候へば、早速虛實相知候樣兼て手段申含遣し候、尤彼地へ差遣候家來共より注進次第私出馬迄の人數手當仕罷在候、寔に領內の儀に御座候得共、風說而已申上候も奉恐入、殊に海上風波の地故、品に寄候はゞ、外々風說、達御聽候よりも延引可仕も難計奉存候、此段御聞置可被成下候、一體彼地へ遣候家來共より、不申越候內

に及殺害候生死の人別も、篤と難相知奉存候間、實否相分り次第追々可申上候へ共、此段先御屆申上候
以上、

閏六月二日　松前志摩守

己酉四月夷地クナシリ夷とも武川久兵衛交易の儀に付日本人殺害候書記

一クナシリ　（南部大畑出生）　十兵衛　（手先の者不殘

本運上所從松前陸地三百五十里　海上五百有餘里八月上旬より雪降

一マメキラヒ　（大畑）　佐兵衛　（同斷）

一トチフイ　（松前）　林右衛門

一フルカマフ　（同）　傳七

右傳七弟吉兵衛と申者は仁愛有之者に付助置候由申之

一シヘツ　（南部田名部）　庄次郎

一タンネヘツ　（松前）　傳藏

一チウルウ　（同）　金兵衛

一セキムイ　（同）　辰五郎

一モロモウ　（田名部）　勘兵衛

右の外松前より參候支配人番人三十四人
松前家中竹田勘兵衛アツケン奉行詰合殺害候由
武川久兵衛手船十五人乘不殘都合九十七人被害候由
右の趣武川久兵衛支配手代大畑助右衛門逃歸有增訴出る

右今卯刻訴出申候以上

（田名部）　松尾十左衛門

箱石千藏

五月二十九日

島田彌兵衞殿

澁谷忠右衞門殿

一說松前臣竹田勘兵衞アツケシ蝦夷病氣に付、藥與へ候處、無程相果申候右に付毒藥爲給候とて騷動に相成候由、寛文已酉四月一亂も毒藥沙汰より起候由、

右は風說書の寫

奧州森岡より松前へ加勢の手當（城主南部慶次郞十萬石）

總大將　奧瀨要人（家老）　士大將　足澤圓右衞門（用人）　同　中村矢一（用人）　軍師　小向周右衞門（寺社奉行）　先手　遠山傳左衞門（鐵炮二十五挺同心五十人）　梁田壯右衞門（鐵砲同心同斷）　相生杢平（鐵砲同心同斷）　千種勝左衞門（弓二十挺同心三十人）　金矢丹治（弓同心同斷）

長柄奉行（三人）　旗奉行（二人）　陣場目付（二人）　使番（三人）　斥候（三人）　目付（五人）

勘定頭（二人）　火薬師（十人石火矢役なり）　醫者（六人）　太鼓貝吹　騎馬武者（三十二騎）

右の外離兵小役人都合千七百人　一番手

別書に二番手名前書も有之候得共、一番手の名前と致混雜、同名多く難分に付除之、

同州八戸より松前加勢手當（城主南部內藏頭二萬石）

名代　岩山勘解由（家老）　士大將　川勝文右衞門（番頭）　逸見順右衞門（番頭）足輕大將　津村傳次郞（物頭）　中里市太夫（用人）　旗奉行　川井園右衞門（用人）　佐々木彥八郞　長柄奉行　中里覺右衞門　神太郞右衞門　小屋奉行　立花文助　小荷駄奉行　掛端平內　使番　湊源八郞　小笠原善彌　騎馬　宗左善太　中野源左衞門　船越衞守　福田六太夫　川原木五左衞門　佐々木善左衞門

郡司理太夫　橋山淸兵衞　攝待政左衞門　石橋源彌　大關大彌太　向井八右衞門　岡本新　戶來一覺

寺崎勘兵衞　及川友右衞門　三浦郡左衞門　小幡左兵衞　船越與左衞門　日ノ澤彌兵衞　太田茂兵衞

步行目付　四戶悅右衞門　遠藤多十郎　川原木五右衞門　醫師　織笠爲中　齋原宗仙　平田周庵

同州松前より加勢の手當（城主津輕土佐守四萬七千石）

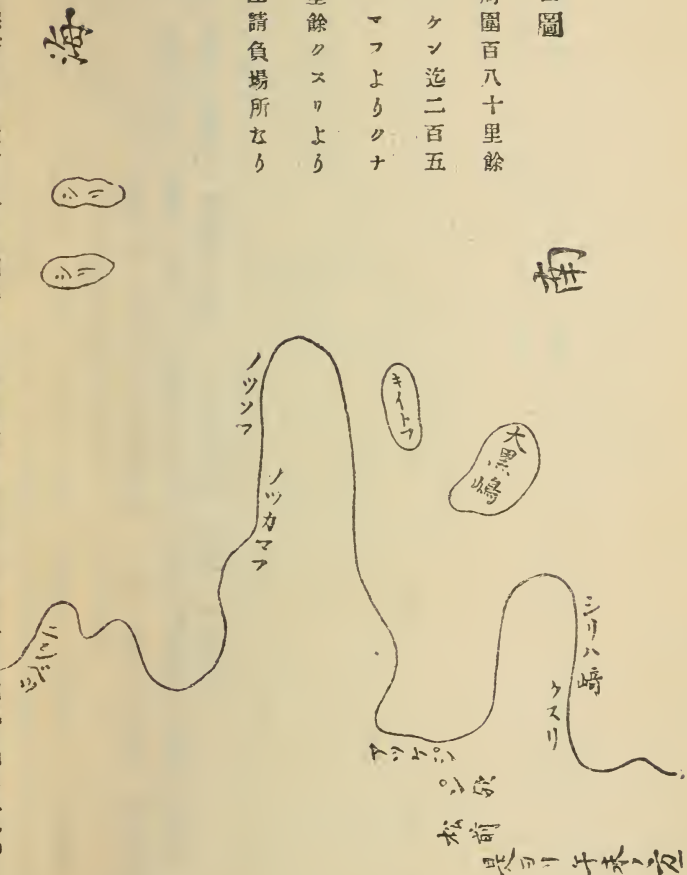
一番手　大道寺隼人　二番手　津輕外記　三番手　棟方十左衞門　大組　足立又左衞門　棟方角之丞

諸手　間宮求馬　貴田孫太夫　唐牛三左衞門　笠原兵司　目付　佐藤十郎左衞門　外崎平左衞門　小

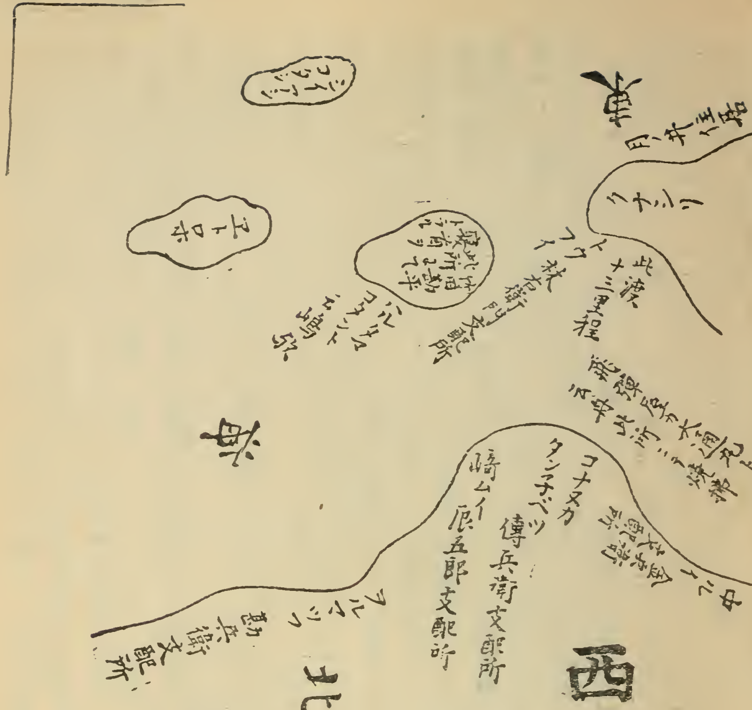
館儀兵衞　寄合　毛內有右衞門　笠井園右衞門　八木橋多源太　醫者　手塚玄棠

蝦夷畧圖

クナシリ島周圍百八十里餘
松前よりアッケシ迄二百五
十里餘ノツカマフよりクナ
シリ迄十八里餘クスリより
先は皆飛驒屋請負場所なり



〇此所島も有譯書もある樣子なれども閉込ありて難分畫圖なかばにてきれたるは閉込と知るべし〇



○此所もわけ書もある樣子なれども閉込ありて難分よつて見ゆるだけの圖を寫置畫圖なかばにてされたるは閉込と可知○

○此所前にもわけ書あれども閉込有て難分

○マメキヲイ　佐兵衞支配所右同
トウフイ　林右衞門支配所右同
フルカマツ　傳七支配所
五人の内傳七吉兵衞アツナシ夷に生捕られ庄介未存生の由心元なし
シベツ　庄次郎支配所不殘殺さる
中ルイ　金兵衞支配所右同
タンチベツ　傳藏支配所右同
下風呂と云山へ庄助逃込居候由難計
サキムイ　辰五郎支配所不殘殺さる
チルマツフ　勘兵衞支配所右同

江戸より
松前迄海陸二百九十里餘

右書付畫圖等は、南部松前用達共より書狀の趣なり、但難信用書付も交り有之、其分除之、美作勝山三浦志摩守も、南部津輕と一緒に助援の內に有之候得共、格別方角違の國故、是は可爲書違と爰に除く、秋田も同樣に加勢手當の內に記も有之、是は同國近隣の事故、左も可有哉、仙臺へ後詰被仰付候由、右の類實否難知右除之、

寛文九己酉年閏十月蝦夷一亂も毒藥沙汰より事起（當酉年迄百二十一年に成る）當寛政元己酉閏六月右に同、寛文の節御老中御用番松平伊豆守、當年も松平伊豆守御用番に相當り、不思議なる事の由、

右騷亂の事、風說には狄國より和國を窺ひ、蝦夷を懷て、魁首として本朝を試るなど〻、大業に沙汰有之、因茲松前家中に年寄有之尋見けるに、風聞の如き、大業なる事には非ず、例年日本の商賣共彼地に請地を拵置交易の爲に、米穀其外日本の產物を舟積して、彼地へ渡、着船すれば、空鐵炮十挺をつるべ打にす、是着船の知らせなり、蝦夷人之を迎へて、彼地の產物を運出て、之を交易するなり、然るを近年日本の產物惡く、松前より彼地に付置る〻目付役の者へ、商人共より賄賂をして、惡物を彼方へ渡し候處、蝦夷にて之を忿るといへども、是迄は先其通りにて濟來候處、當年の產物、以ての外惡しく、米穀はつけ米にて粉に成、酒の外諸物には交物多く、悉く惡物なれば、大に嗔りて大勢催出、日本の船を覆へし、乘組の者共悉く殺害し、目付役の者をも害しける故、纔に殘る者共に、破船に乘て逃歸り、松前幷に他領の商人は、銘々が地頭々々へ之を訴ふ、仍て松前より則被達公聽、右穿議の爲に家來を蝦夷へ差向られ、尤自分の領地とは申ながら、外島の夷の事なれば、いかなる野心あらんや難計故、家來にも隊長を立、嚴重に備て、大勢を差向、其樣子に仍、直に征伐可有旨、江府へ注進せらる〻處に、江府に於ても御評定の上、南部津輕等へ、援兵の事仰渡され、松前より變を告げ候はゞ、江府へ再往伺ふに不及、速に加勢を出さるべき由御下知有、各共用意を致さる〻處に、松前より發向の者、彼地に於て、段々利害を申聞せ、此度此方より惡物を渡せしは、商人共の不屆に候、重ては急度可申付候條、其方よ

けも例の産物、隨分念を入可相渡由申聞せ候へば、蝦夷人歸伏いたし、無事に相治り候由、是を以て想ふに、前條に記せる官梅三十郎が鈍刀の過を頓意を以て、國の美とし、今此商人共は、己が貪欲の爲に我國の臭を辨へず、寔に志ざす所、天地黑白の違、是をや國賊とやいはん、當時國朝の仁風海內に及ほさば、是等の騷動は制せざるに自ら止むべし、

蝦夷通俗（蝦夷往來の人は此書付の趣をよく心得ねば事々差閊多しと云）

一松前と蝦夷と陸地相屬す、松前と蝦夷との境に一渡りと云所有、行程四十八町道十三四里あり、是より蝦夷地、之を黑蝦夷と云、其人大鼻赤目なり、赤蝦夷と云は、遙に北に當りて五百里、

一蝦夷は熊の皮を衣服にする臥具にも用、　一同疱瘡なしと云、

一日本人をシャモノ人と云、シャモノは日本と云事なり、

一蝦夷は男女衣服を在衽にする、皆こばぜにて合着る、

一今エゾに用る處の蝦夷木と云は、五粒松の事なり

一松前とエゾとの境に、チコツイと云所有、日本人の役所有て、鬮の切手を出す、往來の者此所にて、エゾの近き詞を習ひ行くとなり、　一エゾには、日本の鳥銃を恐る由、彼地には無し、

一家は茅葺のやうにて、茅にもなく、唯草などにて、葺たるやうなるが、甚低踏ほどなりと云是は颶風を避る爲なり、

一エゾの船は長さ二十二間計有、圓木にて彫鑿たるものなり、又帆なしといふ、衝濤風に逆縱橫に走るすべて後に〆漕と云左右艫を二挺立一人して操、艫の立樣倭に異なり、橫に長く鳥の羽の如く左右に付たるなり、

一エゾの婦人は左右の手に、唐草のやうなる物、肩迄彫畫する、是は日本人に女をとられじとの其印なり、文身の事なるべし、

一エゾは夏不知と云、夏月と雖甚寒く、倭人來る時、薪を焼あたゝめ己はあたらず。
一同寒國故竹類なく、又蝮蛇なしと云、
一同厠なし砂中に糞すると云、臭を貴とする風俗是なるべし、
一同里長をおとなと云、則倭の名主の事なり、此者計は倭語に通ず、官へはおとなを先に立來るよし、
一エゾは錢を寶とせず、シヤモノ寶と云、交易にて貨寶は不用故なり、
一寒國竹なき故、矢も木にて製す、弓は日本の半弓に似たり、矢長凡日本に同じ、
一倭人エゾに飯をくれる時は戴き終て、佛氏の生飯の如し、天地四方を祭り、悉く胡語を唱へ後食す、
一弓は横に臥せて射る、
一鏃黑檀など云木にて作る、倭鏃の如し、是則所謂肅愼氏の石砮と云る歟、矢の尖に鏃を付て放す、內に中る時は、矢シリは止り矢計を拔き歸る、又附子の伏すと云て、矢尻に塗り射ると云事は、人の云事なれども共事は不聞、
一エゾ熊を射るには、弓を用ひ、魚を突には鎗を用ふ、童は短き鎗にて魚を突習ふ、最健なりと云、胡兒十歲善騎馬と云事は、唐の事なるべし、　一エゾは鱒鱖最多しと云、
一倭人より脛長く行事甚疾しと云、故に肅愼の字を古來アシハセと訓せるなるべし、
一エゾ男女共皆徒跣なり、　一倭の木綿をタランへと云、
一エゾ倭人と同道なるに、彼が詞に、ボタンと云事有り、是は日本人急げと云事なるよし、
一エゾが交易する物は、鷲の羽鷹羽膃肭臍熊膽等なり、其餘は干魚の類なり、
一鍋は日本製なり、松前より交易す、元より茶無し、仍茶釜なし、
一エゾの一夜酒と云有り、粟を以て製す、酷烈なる由、一夜にて熟す、故に號く、日本の謡と云べき物を諷ひ、又賓主の禮有り、長柄の銚子有り、日本交易の具なり、

一女房をメノコシと云、　一日本のキセルを、セレンボと云、
一ヱゾの一つコゲとて椀一つにて事濟よし、凡男女共箸は不用、匙にて啜すと云、
一ヱゾには家主あれども地主なし、其俗死亡ある毎に、別居すと云、父母兄弟と雖、一度死人を出す家には不住其儘燒拂、死人を甚忌恐るゝなり、人死して七日の中は、首途を恐ると云事にて、熊の皮の頭巾にて、頭を包、限果れば親屬集り、喪主に酒を進む、
一ヱゾ人は松前侯をカモイトノの云、和語にて有難きものと云事なり、
一ヱゾ褌は日本の綿布なり、新しきを貴とす、
一倭人ヱゾにて宿を乞時は、暫く熟視し終て遂に己が居を指し伴ひ歸る由、扨ヱゾゴザと云物を、二三枚敷請す、和人草鞋を取らんとすれば、其儘にて不苦と云て、手を取て坐せしむ、亦己は一段小高所に坐し、熊の皮をかぶり臥す、甚蚤を恐る、
一ヱゾにては、亭主をアイノウと云、家を館と云、寢る事をモクロと云、日本人アイノウヤカタモノロと云は、宿を借すとなり、
一ヱゾの女の業に、シナと云木の皮をたゝき、織て布とす、其色黃にして粗き事日本の葛布に類す、
一ヱゾ人交易の仕樣、或て乾鰒一頭に米一合なる時は、鰒一頭を出し、米一合請取、一頭每に米一合宛請取倭人の如き、十頭に一升と云事はせず、
一ヱゾ人、倭人の前にては、腹這に臥と云匍匐の禮などゝ云事にや、
一ヱゾ人日本人に久しく馴る時は、餞別の情有り、土產物を船中へ運びくるゝ由、尤男女共
一同男は、皆短刀を帶す、日本人のサスガに似たり、
一ヱゾも三十日を一月と云、十二月を一年とすると云事を知れり、老人など幾年と問へば幾年と答、
一ヱゾは常に魚を食とす、日本のトコフシと云、鰒魚の小なるを鑿とり食すと云、又海水にて煮て食す

是等は紅毛崑崙などの火食せぬに異なり

一ヱゾ人男は耳を穿き環を挾み珠を飾とす、是則瑞なり、蠻夷の風俗は、南北毛に同と見えたり、

一倭人來る時は、酒を出してすゝむ、或は恐て不飲、又飲人あれば手を拍て笑ひ、喜ぶ一人倭に對する時は、幾回も髯を撫て、兩手を摩す是禮なり、

一ヱゾ地に、臼ケ嶽と云所有り、松前侯より一宇を安置て、釋迦の木像なり、たま／＼賽錢有とも取人なし、　一ヱゾは好で煙草を翫すと云、煙草は日本交易の物なり、縄にはさみたる下品煙草なり、

一ヱゾ倭人の導き、又は船など渡し終て、倭人の前に居て、物與るを待つ、白米煙草などを與れば悅び歸る、

一國初の頃、ヱゾ交易の事に付、一揆を起し、酋秋田城下迄襲來、津輕侯悉一揆等を本土へ歸し、其酋長二人を留て人質とし、後に婦妻を與へて居らしむ、其地をウテッと云由、今は一村をなせりと云、其俗、背は斷髮前は倭人の如しと云、詞もちくらにて、目も全色はかれり、

蝦夷人の名

一をりは	一たんねや	一せらん	一せるたんき	一ゑりさん
一ていかへし	一しやかき	一おやほね	一をしんの	一しのてふ
一やまと	一とつふいしや	一あへふに	一ほやいけ	一ふねの助
一れうけ	一とわち	一めなし	一よしの	一ほへう
一はつむし	一はんか	一しやぢ	一のみね	一ちゑんけ
一さろつむ	一ちひろ	一ちうるかる	一うりうゑんて	一やと
一ふいた				

翁草　巻之百九十七

數書拔萃

一餘材抄、源俊頼朝臣は、帥大納言の子にて、殊勝の歌よみ、父子二代並ぶ人なし、彼朝臣の歌に「とへかしな玉くしのはにみがくれて」と有しを、定家卿難じ給ひて「みがくれ「みこもり「みぎは「みさひなど申事、水によせずば更によむべからず、但俊頼朝臣の歌よりさきの歌は、よも侍らじ、先達ての事は、恐れあれど、譏るにはあらず、人々の心の好む所のくせ〳〵を申なり、彼朝臣はすべて、證歌をひかへ、道理を正して、歌をよまぬ人にて侍るなり、其身堪能至りて云程の事、みな秀歌の體なり、年老て後は、いよ〳〵傍に人なしと思ひて、心の泉の涌に任せ、風情のよりくるに隨て、おぢず憚らずいつひゞけ「櫻麻のをふのうらなし、などゝいふ事も、それよりさきには見及び侍らねど、人の癖と思ひなして、信仰する事なり、されば、基俊公は歌は俊頼に損せられぬるぞ、彼れ眞似び給ふな、眞名の文字も書かず、知りたる事なき儘に、童べの語る事につきて、無邊法界のいたづ事歌によみ散らす物ぞ、歌の外道とぞ常に侍ける、亡父(俊成)は師匠金吾(基俊)のいはれし事なれど、歌をよまん人俊頼をもどきては三十一文字は、いたづら事にに成なんとぞ申され侍し、並びたる人は、其短を見る、後の人は、このみにしたがふなりと云々、

私曰、六百有餘年の昔にても、人情に於て豈替らめや、先賢といへども、兩雄のあらそひ、基俊俊頼斯の如し、基俊の流は、俊成定家爲家と連綿して、道榮え、今の世に至り、和歌に携る輩、此流れ

に寄らざるはなし、俊頼の末は衰へて、後の世に絶果ぬ、素より俊頼の美事、それかれの書にて見當り、あるは人の物がたりなんど、ひた覺に拾ひものして、書集めぬるも、こたび都の變に焦れぬれば、空覺のおぼろげなる事は爰に漏らしつ、鴨長明此流を汲て、無名抄に書るは、嗚呼の輩打よつて、基俊の點をとらんとて、後撰に有るさもなき歌どとを交へて書送しに、基俊それ〴〵の判談有て、返されしを見て、金吾は梨壺の五人よりも增りたり、後撰の歌を批判せられぬと嘲り笑へりとなん、此事を近き世の似雲法師が難じて、年波草に書るは、撰集の歌とても、皆々秀歌にはあらず、其集の模樣連綿によりて、左なき歌をも入る事、撰者の機變なり、譬へば花を指すに、花紅葉のうるはしき計を用るに非ず、朽たる木花なき下草などをあしらへるに同じ、其心を知らぬ人の心の淺きはと云り、此類の討論はいにしへ今に絶せぬ習ひなり、いづれを可なりとせんや、諺にいふ水かけ論なるべし、余が如き物知らぬむくつけ翁にても、憚らず之を評せば、評すべし、長明似雲の論は、暫く擱き、基俊ほどの歌匠が、可非はともあれ三代集の歌を覺えられざるは、道の疎略不勘とも云べきか、任他、聖語を諸儒がなぶりものにするに同じ、其解所は違へ共、聖語はどこ迄も聖語、俊頼基俊は、どこ迄も俊頼基俊なる事を、

又倩我好む道によそへ見れば、俊頼の意を以て、俳諧をせば道のひじり成べし、

一餘材抄、みをつくしとは、みをしるしなり、江水の深きしるしに、木を建置は、それをしるしに、船はのほりくだるなり、名のよしは、水の深き筋を水尾と云へば、そこに立る串なり、つは例の詞なり顯注に（顯昭法師の注）國史には、難波江に始立澪標と有と記せり、日本紀續日本紀等には不見、類聚國史かと云々、

延喜式第五十雜式云、凡難波津頭海中立澪標、若有舊標朽折者捜求拔去、土佐日記に、みをつくしのもとより出てなにはにつきて、川尻に入、斯れば難波はみをつくしのもとゝ見えたり、其外遠江の引

左細江にもよめる例、萬葉にも見えたれば、似つきたる所には、いつくにもよむべし、又題注に、世俗には、みをしるしといふ、和歌には見をつくしとよむを、歌にみをしるしとよむ人侍り、口惜き事なり云々密勘（定家卿の注）には、みをしるし、いまだよみ侍らねど、さるものゝなからんにこそあらめ、それより見ぐるしき物も、歌によみ侍るめるかと云り、

一餘材抄蘇我姓は始祖武內宿禰なり、蘇我とも宗我とも書來れるを、後に宗岳の字に改られたる所以は馬子大臣、蝦夷大臣、其男入鹿、其後左大臣赤兄皆逆臣にして、不忠なりければ、赤兄の後、蘇我氏の人も聞えず、其裔僅に有ながら、先祖の罪によりて、可然官位にも至らざりけるにや、續日本紀より後、續日本後紀に至る迄、此氏見えず、三代實錄第三十二に、元慶元年十二月二十七日、右京人前長門守從五位下石川朝臣木村、散位正六位上箭口朝臣岑業、改石川箭口幷賜姓宗岳朝臣、木村言始祖大臣武內宿禰男宗我石川生於河內國石川別業、故以石川爲名、賜宗我大家、爲名因賜姓宗我宿禰、淨御原天皇十三年賜姓朝臣以先祖之名、爲子孫之避諱詔許之、又第四十二云、元慶六年八月二十三日、散位從五位下宗岳朝臣木村等言、建興寺者是先祖大臣宗我稻目宿禰之所建也云々、是を以、考るに、蘇我とかける時逆臣有けるを忌て、我を岳に改られけるか、古今雜下に、躬恒が「君が思ひ雪とつもるはたのまれずとよめる歌のことがきには、むねをかのおほよりと、假名にかけれど、其返しの作者の名には、宗岳大賴と有り同集戀十二にも、むねをかのおほよりと假名にてかく、按るに古今集古本は、皆眞名に宗岳とかゝれけんを、此氏の人後に稀に成て聞なれねば、音なる事を知らで、和訓の氏かと推量してむねをかと書るなるべし、

一餘材抄、花かつみの事、あさかの沼は、陸奥安積郡に有り、安積山同所なり、花かつみとは、菰をいふといへど、和名にも見えず、六帖にも菰につゝけて別に出したればこと物か、亦菰も秋に成ては、花あれど、薄、花橘などの例にいふべき花にも非ず、其上菰は夏こそ賞する物なるに、衰ふる頃咲花を

もていふべくもあらねば、いよ〳〵覺束なし、又顯注に、かゝる物の名は、所にも隨ふ事なれば、伊勢の蘆をば濱荻といひ、亦さふ木を玉くしと申やうに、陸奥にも、こもをかつめと申とかや、かつみふきとて、五月五日に彼國より、菖蒲をば葺で菰を葺は、あやめのなきかと思ふに、淺香の沼にあやめをよむは、僻事とも申すべしと、俊頼も記したるに、郁芳門院の根合に、藤原孝善がよめる「あやめ草引手もたゆく長き年のいかで淺香の沼に生けん」此歌を金葉集に入られたり、如何、密勘云、陸奥の習ひにて、菖蒲なかりけり、實方中將の國の守になりて下られたるに、五日にいかにあやめは葺ぬぞと尋るも、國に侍らはずと申、扨有べきに非ずあさかの沼のかつみを刈て葺べしとて、葺せられたりける後、五日はかつみを葺なりと、中古の人かたり傳へたり、六條右府子息、皇后宮亮信雅朝臣陸奥守に成て下り、京へ歸りて申されけるは、此事虚事なり、菖蒲こよなうおほかりと侍けるは、彼中將の後にや出來けん、亦かつみふく事、僻ことならんもしらず、今案、萬葉第四に「をみなべしつき澤におふる花かつみかつてもしらぬ戀もする哉」(六帖)「きみがをる八重山吹の花かつみかつみる人ぞ戀しかりける」此二首は淺香の沼なくても、かつみをよめれば、陸奥にかぎりて菰、をかつみといふにあらぬ事知られたり、亦昔よりあさかの沼に菖蒲有ければにや、左近家集に或女の歌「くるしきに何求むらんあやめ草あさかの沼におふとこそきけ」左近は實方と同時の人なるに、其頃かくよめればかつみふく説は一定ひがごとなり「かつ見る人にはかつ〳〵逢見し人なり、(信明集)「花かつみかつみる人の心さへあさかの沼となるぞ悲しき」(狹衣)「花かつみかつ見るだにも有物を淺香の沼に水や絶なん」是等は今の歌を取てよめるなり、

一餘材抄、ひをりの日といふ事は、ことに難儀なる事にて、袖中抄にも最初に釋せらる、右近の馬場は、一條より大宮の方を云、それより東の方は左近の馬場なり、五月三日は左近荒手結、四日は右近荒手結、五日は左近眞手結、六日は右近眞手結なり、荒手結の日は、射手の近衞の舍人、水干袴にくゝり

を上て、裾の尻を女の中ゆひたるやうに引出て、其上にむかばきを結なり、眞手結の日に、紅の下の袴織物のさしぬきに、くゝりを上ずしてそばをはさみて、裾の尻を、袴より前さまに引きをりて、前にはさめり、されば此眞手番の日を、ひをりの日とは云なり、以上顯昭の說なり、かゝれば右近のひをりの日は六日なり、

ひをりは引折なり、引板と書てひたとよむが如し、法性寺殿にて五月五日に、俊賴朝臣、

長き根も花の袂にかをるなりけふや眞弓のひをりなるならん

此まゆみは、常の眞弓にはあらで、騎射とも馬射共かきて、うまゆみといふを略せるなり、まゆみのひをりとは、弓をひくとつゞけたり、此ひをりは左近眞手結をよめり、右近の馬場のひをりの日あれば、左近馬場のひをりの日あるべきことわりはいはずして可知、下すたれは、和名集云、車簾鹿詞云恨慊（箆簾二音俗云車簾）車の帷なり、いにしへより競馬は有けるとなり、續日本紀第十七、聖武天皇紀曰天平十九年五月丙子朔庚辰、天皇御南苑、觀騎射走馬、

一心かへの事、古今集第十一戀の部、

心かへするものにもか片戀はくるしき物と人にしらせむ

常に云、人の心替りの類ひの事には非ず、周穆王の時、魯公扈趙齊嬰二人扁鵲に請て心を入替、家に歸つて妻子に逢ても妻子不識と、列子に出たり、餘材抄に委し、

一餘材抄、或抄に白河院、宇治御覽の爲御幸有ける時、餘興盡ざるにより、京極大との、今一日の御逗留を奏請せられけるに、陰陽寮、花洛北にあたれば、明日還御あらば日ふたがりの警有りと奏すれば、殿下遺恨ふかき處に、行家朝臣、宇治は都の南に非ず、喜撰「我庵は都の巽と讀れたれば、不苦と垂せられけるより其日の還御延にける、時にとりての高名、歌人ならずば、かゝる事あらじと、殿下御感有、人もまた美談せりとぞ、

一和歌雜體の事、古今餘材抄云、雜體多き中に、古今集には、短歌、旋頭歌、俳諧歌、此三種を載たり業平のかきつばた、貫之のをみなへし共に折句の歌なれど、一首は旅に入り、一首は物の名に入り、遍照の我おちにき、敏行の玉垂の小かめ、是等俳諧に似たれど、類にひかれてそこ〳〵に入れり、ものゝへのよしなか同じ文字なき歌も、此部にいれば入ぬべき歌か、

一短歌（餘抄採要）今短歌といふは長歌なり、古今に短歌と標すといへども、ことがきには、皆長歌とあり、此事難義なるによりて、古來先達異義區々なり、京極黃門萬葉集一部の卷々を委く考て、長きを長歌とし、三十一字を短歌といへるよしを注し、其上に濱成式、喜撰式、孫姬式、拾遺集等を考がへて、唯先賢の所存を顯す許なるよし、貞永元年の遺考を殘され、貫之等獨步の才人にして、此誤ある事を遺恨とのたまへるなり、然るを後の人、千載集に短歌とあるを、遺恨と宣へると見たるは大に誤れり按るにもとは長歌と標しけんを、後の人の短歌とは改けるにや、是に限らず、古今集に後の人の書改めたらんと思しき事多ければ、是をも疑なり、所詮萬葉に付て、長短を一決すべし、萬葉に、長歌の端作りに、長歌幾首とかける事なく、唯歌一首并短歌、或は反歌幾首とかける、短歌反歌は、三十一字の歌なれば、短歌に對して、長歌といふ事知られたり、

旋頭歌眞名序の中に注せしが如し、赤人集及躬恒集の中に、是をからべをめぐらす歌とかけり、奧義抄に、旋頭は上にかへるとよむなり、昔にかへる義なり、右に濱成式には、此歌を雙本となづく、是本にならふといへば、昔に返る義に同じ云々、此法はおほ束なし、旋頭の義は、躬恒集にかなにかけるごとく、たとひ左右馬寮などの如く、頭を上の字と同じ句にかみとよむとも、それはかうべの心にして、昔にかへる義に非ず、上下各三句なれば、六句の歌ともいふ、故に上句を本とし、下句を末として、末の句本にならふによりてこそ雙本とはいふを、昔にかへる義とはいかでいふべき、又末集に、五七五五七七と、三十六字によめる歌有り、萬葉古今拾遺等は皆五七七五七七と三十八字によめり、

誹諧歌・誹は俳の字なるを、なだらかなる草書の相似たれば、誹となれる成べし、俳は玉篇云、皮皆切雜戲なり、漢書談笑類俳倡、日本紀に俳優をわざをぎとよめり、誹は玉篇云、甫尾切誹謗なり、言義共に大に異なり、諧は玉篇云、胡皆切和なり、合なり調なり倡なり、或は作龤、又云調徒聊切和合大予切選なり、淳于髠優旃等が、戲言に事よせて、時のたすけとなれる類なるべし、奧義抄には、史記漢書等を引て、滑稽になぞらへらる、委くは彼抄を見るべし、八雲御抄には、是はいか成をいふにかあらむ、まさしき樣知人なしなど、ことむつかしき事に注せさせ給へり、是も又彼御抄をひらきて知べし、基俊は、史記の滑稽傳に手を取て敎ふと、やすらかにいはれたり、是によるべし、史記滑稽傳云、太史公曰、天道恢々豈不大哉、談言微中亦可以解紛、優孟多辯常以談咲、諷諫優旃善爲咲言然合於大道、淳于髠滑稽多辯、郭舍人發言陳辭、雖不合大道、然令人至和悅、これ滑稽の大體なり、滑稽は王道に非れども、妙義を述て、時に用あり、誹諧も是に准ふべし、佛法にも有之、菩薩有て、戲笑をさきとして、人の心を悅ばしめ引て道に入しむ、則この戲笑は、善權方便なり、迷者の爲には方便なれど、菩薩の心は眞實にして、此外に道有事なし、所謂同事攝なり、鎌足の戲言によりて、入鹿が劍を解し故に、天智天皇大事を遂させ給て、皇基かたまり、うねめが水をはしきかけて、あさか山の歌を、よみしかば、葛城王のいかり忽とけたる類ひも、又此心なるべし、又たゞかくのみならず、戲によみたる歌のよきを、是にとれり、萬葉第十六に嗤咲黑色歌嗤瘦人歌など有り、此類なり詩云、善戲謔兮不爲謔分といへり、論語に孔子子游が治むる武城に行給ふに、絃歌の聲を聞て笑て、割雞焉用牛刀と宣へるも戲なり、聖人だに有つる事なれば、誰かより〳〵戲の事なからむ、

一或覺書、和歌を書に、梅の花春の風秋の霜菊の花など、のゝ字入て書べからず、又上の句の頭、文字にて書かば、下の句の頭は假名にて書べし、下の句頭文字ならば、上の句の頭假名たるべし、上下共に假名は苦しからず、上下共に眞名は心得たる人のせぬなり、

一或覺書、句毎に字餘りの歌、

ありそうみの波間かきわけてかつく蜑のいきもつきあへす物をこそ思へ

みなといりの芦わけ小舟さはりあふみおなし人にや戀んとおもひし

此類耳に立ず、

一右同、定家卿の戀歌

歎くともこふとも逢ん道やなききみ葛城の峯の白雲

是は或る内親王の御契中たえて枯々なる頃、讀て送り給ひしなり、父俊成卿それ迄は、此事世の憚り有と、つよくいさめ給ひしが、此歌をつたへ聞て、今よりはとゞむべからず、迚も思ひとまるまじき心と見えたりと仰けるとなん、然ば此歌親のいさめ世のそしりもかへり見ぬ計り、深き情の見えたるにや、うち聞たる所は、さのみ格別なる事もなし、此歌に深き情の見えたるはいかゞと、工夫し得たらば、戀の歌はよまるべしとなん、

一右同、曾丹集、是は曾根好忠の家集なり、好忠丹後の受領たる故、かく名付しか、

一沙石集、家隆の子息の禪師隆尊、坂東こゝかしこ修行して、或地頭の家の前栽の櫻花を折て逃けるを主見付て、あの法師捕へよと、事々敷罵りければ、冠者原追はへて捕めてけり、禪師不祥にあひて、せんかたなかりければ、殿にかく申玉へとて、

しら波の名には立ともよし野川はなゆゑ沈む身をはうらみし

使しかぐ\と云へば、繩はなつけそ、唯具して來よとて、とり留てさまぐ\に饗しかしづきて、歌など學問しけると聞えし、若く侍りし時、坂東にて聞て侍し、彼禪師始て修行せんとて、同行一人具して都を出て、江州の或里に行暮て宿かるに、すべてかさゞりければ、せんかたなくて、或る小家の怪しげなるに立寄て、日も暮にければ、押入て夜を明し、朝出けるを、主呼とゞめて、物の隙より差出

したる物を見れば、折敷に紙打敷て、碑の飯を逍たりける、紙に物を書たるをみれば、
数ならすいやしき草の實なれどもこれにぞかくる露の命を

返し

わひ人の命をかくる草のみときけば涙の露そこほるゝ

一年山打聞、那須の碑、荒野に空しく埋れ有由、西山公きこし召て、佐々助三郎宗淳に命じ給ひ、石を疊み碑亭を建て再興をさせ給ふ、

那須之碑

(碁堅八間横間碑高四尺三寸濶一尺五寸厚八寸八行十九字都百五十二字)

永昌元年己丑四月飛鳥淨御原大宮那須國造追大壹那須宣事提評督被賜歳次庚子年正月二壬子日辰節彌故意志麻呂等立碑銘偲云　爾仰惟殞公廣氏尊胤國家棟梁一世之中重被貳照一命之期連見冉甦碎骨髓豈報前恩是以曾子之家無有驕子仲尼之門無有罵者行孝之子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香助神作徒之大合言喩字故無翼長飛無根更國

(助三郎宗淳考書)右那須國造碑在下野那須郡湯津上里碑云、永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮那須國造、追大壹那須宣事、提評督被賜、歳次庚子年正月二壬子日辰節、彌故意斯麻呂等、立碑、貞享四年之秋、予奉君命、至那須、親寫碑文、元年上二字不甚分明、乃模印見之、永昌二字也、然本邦無永昌號焉、飛鳥淨御原、天武朝也、天武有朱鳥號、永昌字形稍似朱鳥、想是歳月之久、字體訛缺也、推爲朱鳥歸後考之、朱鳥元年在丙戌、而此日己丑則非朱鳥也、奚今按唐武后永昌元年歳在己丑、而當持統三年、此時本邦年號闕、故假用異域年號乎、彌故二字、於義不安、疑是物故之訛乎、庚子年是文武四年也、蓋那須國造、天武朝人物、而歷任持統文武者也、凡上世碑碣今存于世者、此碑與陸奥壺碑也、而壺碑爲好事者、往々模寫、此碑在荒墳茂草之間、無人識之者、自非我君侯好古之深、安得傳之世間、死者若有知、那須

國造忻々然於地下焉、

一年山打聞、業平の容貌麗しかりしを、世にいひ傳ふるは、伊勢物語をよむ人多き故成べし、家持事は萬葉集ふるくより流布せざりし故、人知らず、萬葉第十七巻、平群氏女郎が歌十二首、御釋に家持は風流の美男なりけるにや、第三に笠の女郎が、託馬野の紫深く染しより、第四第八および今此女郎に至る迄、あまたの女の心をくだけり、

一右同記、大伴大友は別姓なり、大伴は道臣命の末にして、昔の武將の家なり、淳和帝位につかせ給ひてより、御名大友なる故、大の字をさりて唯伴とよぶ、大友は近江滋賀郡の郷名なり、大和物がたりに、黒主の事かける彼郡の住人と見えたり、長明抄に、滋賀郡明神は黒主なりといふも證なり、古今集眞名序に、則大友黒主とかけり、和歌作者に大伴黒主とかけるは、傳寫の人の本源を知らぬ誤なり

一右同記、ひめはじめの事、資益王日記、明應十年正月一日云諸社之遙拜之後、三獻有之、次看經、次御ユワ、次比目始、

海人藻芥（中御門宣方卿の子惠命院僧正宣守作）曰、公家御膳飯者强飯也、執柄家等如此、姫飯全分略儀也、但人々依好惡用之、强飯時飯湯也、而近代姫飯時（ヲモユマイラセヨ）召不叶理也、

按和名集抄糄索（和名比目或說又曰非米非粥の義なり）とあり、其次に別に粥と出して和名之留加由薄糜なりとあれば、糄索はひたすら粥にあらず、暦にひめはじめとあるは、年始に糄索はじむる事なるべし、

一右同記、西山公彰考館の事、明暦元年武州小石川邸中、高き地に建給ひて、彰考館の三字、額は則西山公の御筆なり、此文字は左傳の序に、彰往考來といふより取給ふとぞ、額のかたはらに、

史館敬言

（敬恐警卒）　一會館者可辰半入未刻退　一書策謹不可汚壞紛失之　一囂談諍論宜最戒之

一論文考事各當竭力若有他所駁則虛心議之勿執獨見　一在席勿怠惰放肆

此館にして神武天皇より後小松帝迄の本紀、幷に公家諸臣の列傳を史漢の體にえらばせ給ふ、後に成功して、大日本史と名付らる、其中に神功皇后を后妃傳、大友皇子を帝紀に載せ、三種神器の吉野よりかへりたる迄の、南朝を正統とし給ふなん、西山公の御決斷なりけりし、館の諸儒たち、さま〳〵議論有て、御顏ばせを犯したる輩も有しかども、是許は光國にゆるしてよ、當時後世我を、罪する事を知といへ共、大義のかゝる所いかんともしがたしとて、他の議論を用ひ玉はず此館の藏書はひさごの形の中に彰考館といふ文字をしるしたる印を押せ給ひたり、

一右同記、「高き屋にのぼりて見ればけふりたつ民の竈はにぎはひにけり」此御歌仁德天皇の御製と申傳ふれども、御歌のさま、上古の姿に非ず、もし天慶六年日本紀竟宴に、仁德天皇を題に得奉りて、誰それ詠給ふにや、朗詠集に、刺吏の歌とは刺吏とは國の守なれば、もぱら此歌の心有べき故に意を汲てとられけるが、もし又た延喜六年日本紀竟宴に、藤原左大臣時平のよみ給へる歌の、かくあらたまりたるかとおぼし、大かた似たる歌なり、「高殿にのぼりてみればあめのしたよもに煙のいまぞたな引」日本紀竟宴和歌二卷は宗尊親王眞跡の寫なり、又按るに、後撰に天智天皇秋の田のかりほの庵の苫をあらみといふ御製も、日本紀古事記に載られたる御歌の體よりも、遙に後の世の風と見ゆ、疑はしき御歌なり、代々勅撰の集といふものに、撰者達不吟味なる事、多くみゆれば、一向に信用しがたし、又曰續古今集賀に、九月ばかり菊の花を、聖武天皇「百敷にうつろひわたるきくの花匂ひそまたる萬代の秋」此歌ともに何に出たるか、おほよそ萬葉集には、菊をよめる歌一首もなし、又歌の姿さらに上古の體に非ず、

翁草 巻之百九十八

○誹諧二人連集抜書

中華の滑稽は道に非ずしてしかも道成る物なり、故に政の助と成し事歴世間例多し、東方朔、淳于髠など、此道に褻たり、我朝の誹諧則滑稽なり奥義抄、其外世々の說同じ、其あらましの心得を、我ふたり連集に書置るを、或人見て、是誹諧のみならず、萬に此意を離るべからず、爰にも記してよとすすめに任せて、ひだりにすさみぬ、穴賢識者に見する物に非ず、我が類ひの人のたどり行く道の杖とも成なば、幸甚ならめとおもふ許なり、

誹諧の事和歌雜體にあり、今の誹諧と稱する一格、先は右の一體にもとづくなり、其體を申さば、鶯の聲を人來々々と聞なしなどしたる利口なる體、和歌の誹諧體ときこゆ、されどもむかし公仕卿經信卿などさへ知らぬよし申されし一體なれば、矧や後の世の人爭で、此論にあづからむや、唯此道の假の名とのみ覺て、深く理義を穿ち諭さんとするは惡し、連歌誹諧の起りを、曉山集(元祿の頃應々翁方山著)に委く書顯せども、餘り書き過て、いさゝか不審の事も侍り、誠を申さば、昔は今いふ誹諧も、今の連歌も差別なく、總名連歌成しをを中古連歌に法を定られしより、おのづから俚諺を憚る樣に成行まゝに、たまたま連歌滿座の上にて、誹諧體の句を述ては、假に誹諧と號て興ぜしを、いつとなく此道の名に用ひしと見えたり、濫觴斯なればいたく此名目になづまぬがよし、但斯いへば、其道淺間なる樣なれどもさらさら左に非ず、誹諧の廣大なる所以は、詩歌に述がたきあらゆる天地の間の事を隈もなく、言を巧に云叶へる故に、其汎き事量りなき道なりといへ共、うらむくは、遙に世移て、連歌より分れ出たる道なるにより、之を信ずる人少く、たゞ狂連歌などの樣に、不堪の人の思ふは、大なる僻事なるべし、さ

ばかり其世の名匠達の、狂連歌とは云はず、誹諧と號けし事、末の世に廣く榮ん一箇の雅名を、天地自然の道理にて、圖らずも云出せしと見えたり、其頃伊勢山田の神官荒木田守武、あるは山崎の宗鑑などいへる、連歌師、したしく之に心を寄せ、守武は獨吟千句をつゞり、宗鑑は犬筑波を作る、然れども其法しかと定らずして、たゞ連歌の式目に倣ひ聯ね行事成しを、鼻祖貞徳翁、此道にせちにして、規矩をあらため、御傘を作り、(全部十冊)九條玖山公より、誹諧宗匠の號を賜ひしより、今に至て、なべて世の誹諧、此流れを汲ずと云ふ事なし(天滿宗因は、別流なり、今も檀林誹諧と稱するものは、宗因ながれなり)、

連歌の原とする所は、景行天皇の御宇、日本武の尊の詠給ふ、珥比磨利莬玖波の片歌に始る、是故に連歌を筑波の道といふ、誹諧は連歌より原遠く、二神の浮橋にて唱初給ふを權輿とすと云々、按るに連歌誹諧相倶に、後世に興りし道なるを、斯く濫觴を神代上古に取る事、畢竟其理を以て、道の信をつけん爲の事成べけれ共、是も云過にて、後人かへつて之を信ぜず、其外色々の說をまうけ、或は誹諧に非ず誹諧なり、誹にハイの音なしなど云族も有り、僉後世好士の意見にして、一々とるに足らず、唯いにしへにしたがひて、誹諧何れにても用ふべし、字義に拘るはちひさき事なり、上古より謬來れる事是に限るべからず今一々夫を正して益なき事なり、又曉山集に、誹諧を狂連歌の樣に辨じたるは不可なり、連歌に對して狂連歌とする時は此道至つて陋しく、連歌に對すべうもなし、近く譬ば、和歌と狂歌との優劣にて知べし、連歌誹諧、さほど懸隔する道に非ず、既に前に云如く、昔は差別なかりし事分明なり、建治の舊式應安の新式を立られしより、雜體を憚りて、往々に誹諧と分れたる許にて、狂連歌といふにはあらず、宗鑑が作れる犬筑波も、右の集に述る所は犬連歌の心に取れども、其身の卑下は格別、道の事を左樣に殞して、宗鑑が書べき樣もなし、御傘に犬筑波の事を釋して、宗鑑がみづからの卑下なりと書殘されしを證とすべし、

もろ〳〵の道、國字和訓をもて釋せざれば、教示する事難し、其解する物は何ぞ誹諧なり、はいかいは變化を要として、一道にかたよらず、神儒佛を一に合して、森羅萬象、人間七情を自由にするの道なり、上は公事國政より、下は民のいとなみに至り、之に洩る事なし、或人和歌を金になずらへ、誹諧を鐵に比したり、實にもこがねは上に位して、己が威儀を崩さず、世をすくひ。鐵は己が位の尊卑を定めず、あらゆる物にかたちを變じて世を扶く、是を以て金鐵互に闕てはならぬ道理を思ふべし、

凡物毎に趣向有り、それを句作りするに、手にを葉を以てす、てにをはの遣ひやうあしければ、理通ぜず、巧に手爾遠葉を調れば、事を辨ず、強ちに風月のみならず、世わたり皆爾なり、かゝる廣き道なる事を、よく心得て假初に一句を述るとも、よこしまの心を戒め、工案すべし、さりとて正しきのみとこころざせば、誹諧の本體を失ふ、句々誹諧を備へて、邪正こも〴〵變花すといふとも、自らを愼みてさへ工案せば、邪は悉く他の噂に成べし、此考殊に專要なり、古人云る事あり、句を工まんには、水鳥の水に浮むが如しと、此心は鳥の水上に遊ぶは、餘所目には悠然たる樣なれども、足にて絕間なく水を搔くなり、其如く上をのどかに、下は努々ゆだんすべからずとの心持なり、我不學短才なる故に、生涯此道をのみ規とせり、是諺に云、叶はずぶしなり、ねがはくはもろ〳〵の道にもとづきよりて、而して此道の働を以てせば、鬼に鐵棒なるべし、

事々物々上古にはじまり末世に起るとて、時代を崇とむ事にてもなし、新らしきもよきはよく上世もあしきはあしきなり、釋門の敎も梵字にては濟度ならぬにより、唐土にては漢字に譯し、我朝にては和訓をもてあまねくに及ぼす、儒教また同じ、我國の神の道すがら、時風押移れば上れる代の事は通ぜず、段々に時代に隨ひて之を說く　中にも佛道は猶も衆生を度せんと、近世法然親鸞日蓮等の祖師達、あらたに宗門を建て、之を導き、此教海内に布くものは、凡星霜僅四百餘年に過ず、然れば、是も近き世の事なれ共、用る時はかくなん行はるゝなり、誹諧も尊まば、などか之に倣はざらめや、

正風體の事、あしく心得れば、たゞ言に成て、はい諧を失ふ、其もとを喪ふ時は、正風も則邪風なり、兎に角に我は誹諧に遊ぶと云事を忘れずして、一句をも案じ、文章をもつゞるべし、うかうか案ずれば、句は連歌に成、文章は古草紙か、漢文を假名に書たる様に成て誹諧がぬけていぬるなり、和漢の言葉を借るとも、誹諧を體として、其餘を用と心得れば、あやまつ事なし、又誹諧はけやけき俚言計と思ふも了簡違ひなり、言葉はみやびたりとも、心だに誹諧ならむには、何の科もなし、また點取をいやしむ人は、雅情有に似て作配うとく、點取に耽り遊ぶ人は、一句を工む事のみを詮として、雅を忘る、和歌に褒貶あり、況や誹諧に點取なからんや、たゞ兩様を棄ずして、かたよるべからず、

體用の事、發句にかぎらず、句毎に疎か成べからず、世人之を等閑に思ひて、或はよき言葉をもとめては之に相應する趣向をあとより入る故に、拔群の句をもうけがたし、趣向は體、言葉は用なれば、體有ての用と云事を不忘、趣向を立て、而して後に句作りをなすべし、但まれには詞より入て、趣向を後に付る事なきにしもあらざれども、願はくは逆ならざる様にと云事なり、右に申如く、つけ合にたゞ言の多きも、其體用に疎き故の失なり、題詠の本句は、もとより題を體とす、是に反すれば、放題傍題の難有りと知べし、

つけ合の事、つけん〳〵と計かたよりなやむ時は、一句ぬけがらとなる、魂なき句はたとひ前によく附といへども、何の詮かあらん、一句の詮とつけ方と相兼ずしては、つけ合と云物に非ず、どちらへもかたよらぬ様の工風專要なり、

或人（江州守山の儒士宇野長右衛門なり）問、誹諧の附かたはいか成ぞ、余不圖心に浮びしまゝ、とみに答けるは、誹諧付方の事、古來連歌に十體を分ち、それより八十體と分れ〳〵て其委しきに至る、是必しも此數體の通りにつけよとにも非ず、連綿同じからぬ様にとの義なり、はいかいも之に傚て、つゞけ行事ながら、其席に臨て斯く多端し案じらるゝ物にもあらず、大ていを申さば、しめやか成夜話の心持

よろし凡夜話といふもの、思ふどち打とけて、うらなく語り合こそ、秋の夜の長きもいたう惜しまるれなまじゐに前へ附むとおもひ、あるは友の心をくみて、其好む所へ合さんとすれば、いつしか興さめて倦く物なり、之に、纔としもなく、友のかたれるに應じて、色々の趣向うかべるを、何となくつかねもてゆけば、やすらかにして、情もせち成べし、又そこはかとなく語る內には、語絶する事もあれ共、それにも自然の發語有て、附ぬ様なる咄も、心だに和合すれば、おもてはつかずして、しかもよく付くなり、是誹諧の轉の一體とも申べし、又噺のつけかたのあしき夜は、自ら興盡て、各早く退散す、之を咄のしまぬと云、誹諧も亦同じ、是故に假初の附合をするにも、噺のしむ如くに案ずる、是付かたの近道なるべし、古人の言葉に、はいかいの付様に二やう有り、親類の中あしきと、他人の中よきとなり、此のふたつの可否を考へて付べしと云ひ、あるは又付かたの事は、中よき夫婦の、脊中あはせに寢たる姿なんどこそよけれ共申傳へ侍る、惡しくつけんとすればつかず、親しき様にて疎く、うときやうにてしたしく、其中にこそえもいはれぬ付所はあるなれと答ければ、問人は儒士成しが、大に信伏して、實にも聯句などせんに、此心持專要ならむ、よき德を取たりと悅びぬ、右は師説にも非ず、問に委せて口へ出る儘に對しが、其後此心をもてやをらつけ句を案ずるに、などやらん心穩に覺ゆ、之を鼻祖にうたふともよも、僻事とは叱り玉ふまじきか、

執中の事は、はせを翁もくれ〴〵申されし由、物每に之を忘るゝ時は、過不及出來るなり、たとへば句を作るに、うま過る、から過る、水くさ過るの類、或は學文くさく、歌くさく、上手臭く、すましたらしく、なめしう、我ぶるの類皆非なり是等はつくりものにて、上には邪と見えずして邪なり、唯己が情を一筋に述て自らなる感を生ずるを本意とす、磯馴松は造り松、又は時節の花と、室咲の花に比すべし、又餘りに謙下して、時を得て咲花を咲せぬも、彼臭みよりは增なれども非なり、兎角己がほどを願る事を忘るまじ、總じて「がると「臭きとは人の私なり、穴賢自ら戒むべし、「がるとは譽られたがる、出來

したがる、成たがる、行たがる、ほしがる、惚られたがる、此類各願ひの「がるにて惡し、同じ事にても、嬉しがる、かなしがる、いやがる、などは生れ付の「がるにて、ゆるすべけれども、それも過るは科なり、願ひの「がるは忘れても遣はぬ言葉と知べし、臭きも「儒者くさき、坊主くさき、侍くさき、自慢くさき、潛上くさきの類、皆惡し、此臭氣から慢心と云蟲がわき、我は不正にして他を非に見るの意熾んになる、是仕込み樣のあまき故なり、鹽加減さへよくすればいかなる炎天といへども、臭氣も出ず、蟲も生ず、よく馴て熟するなり、世に臭みを愛するは、五辛に限るべし、其餘は皆惡し、畢竟「がるも「くさきも、己に負け、己に惚るより出たり、かゝる類ひをはらひ除けて、からくもあまくもなし、よきほどに鹽梅をなすべし、又たとひ鹽梅はよくとも、機變をしらねば詮なし、其機變には、或は人を饗せんには、はじめはふくさ味噌やうの物にて、腹をとゝのへ、宴闌に及ぶ頃は、水吸物に口を悅ばしめるの類、又うまきとて、くじら、どぜうの味ひはいやし、鯛のうまみこそ難はなけれ、水くさきも素湯の吸物は惡し、少し鹽梅なくては吸ものにならず是其場々の機變なり、いづれにも執中變化の事、くれ／″＼不可忘、誹諧に限らず、なべての事同じ、かく口にはいへども、我も常に忘れがちなる故に、つとめて是を思ひ量る許なり、雅俗の二つ最忘るまじ、俗をも捨ず、俗中の雅有り、雅中の俗有り、雅中の俗は句にも寄べけれど、大かたは劣れり、俗中の雅は皆よし、

さしあひくりと云れんより、句者といはれよと、故人も申侍る、去嫌の事は、道の放言を止るの法にて、世の憲法とは違ひ、畢竟は月にめで花に戯るゝ情ののどやかならむ爲ばかりなり、さるを誹諧にて、事知顏にそれは何、かれはいかに、御傘斯くなどゝいかめしく罵る人は、おほむねに違ふ物か、いにしへより席の事は其日の宗匠に任すならはしなるを、とやかう論ずるは可も否成べし、喩へば茶道の法に同じ、是非に法を立んとするは、法にくゝらるゝなり、大がねさへ違はずは、風情のよきにしくはなし、又博く學むで、匙の廻らぬ醫師と、事を知て作配に疎き俳士と彷彿たり、醫療は族によつて轉化し、俳

作は趣向に隨ひて機變にわたる、醫療誹作相ともに活物なれば、習ひの儘にては行ぬ事なり、風儀は世に押移て、其中にてやすらかなるを宗とせよ、何流が流などゝ、己が黨を結んで道を狹くする事にてはなく、ひろく筑紫吾妻の人とも、うらなく情を交るこそ興あめれ、流義に差別なく、能きのが能と知べし、猶も初學の人に申たき事盡しなけれども、老のくり言も、よしなしと筆を停む、

因に記、月花の句の事相かまへて疎略成べからず、又深く爭論に及べからず、兎に角に時の宜しきに隨ふにしくはなし、近き頃或宗匠の（千歳堂文石なり）燕席へ友に倡れて、圖らずも音信しに、こはめづらしとて、たひふるに請じ入られ、心ならずも座に着て、懷紙の披露をきけば、はや三の花前に近し、殊更予の花の句をのぞまれ、此花にて香を供するなど、一かたならぬもうけの上なれば、いたういなむべうもなく、いさゝか謙讓の心を、

　嗚呼がまし花有貌の犬さくら

と思ひつゞけて、句をいたしぬるに、此句正花六かしなんど沙汰有て、一座しらけて見えけるにぞ、よしやたゞ是を論ぜんには、猶々時の興もさめなましとさりげなく、

　花に錠おろしそめたる、華頂山

と異なる花に案じ替て、心あらん人は、此句の心をくみて知れかしとおもふ計に、胸をはるけ滿座の上にて辭し出ぬ、此大さくらの句の七字を花に交るなどゝ替なんには、一座の論も有まじけれども、左にては一句無下に拙くなれるも厭はしさに、かくなん、變體の花に替て、千々の思ひをいはでの山の岩つゝじ、猶山吹のいはぬ色にあらはしけるも、はや三とせむかしの春なりけり、我苟くも稚なき頃、吟花堂晩山に、此道を哺められし事をつく〴〵おもへば、鼻祖四世の名を汚すに似たり、此故に道の邪をあやにくにいたむの餘り、つたなき辨を遺しぬ、往年湖南の角上が予に語りしは、我はしれたる下手なれども、近き頃人しきりにむつびよりて、師弟の因を乞ふ、是我を慕ふに非ず、芭蕉三世

の名を呼れんとに有と笑ぬ、予も又爾り、とまれかくまれ、道の爲に、世の譏りを忘れて、あやしのすさみをくりかへしぬるを、穴かしこ腹あしくな思ひ玉ひそ、

安永己亥年春正月　　　　其蜩翁（莫齡七十書）

○乞兒屠兒喧嘩

我八旬の春、無僕にて七條河原を通りしに、細き假橋の上にて、ゆきかふ人、老をいたはりて、各身をよぎて過行に、一人の乞兒憚る所なく、橋の眞中をわたり來、其さま古き菰を幅廣に身に纒ひ、黒き事類なし、橋の中央にて危きながら我身をひそみて、かたへに寄居たるに、乞兒少しも用捨の心なく摺違ひて通りぬ、前卷にも記す如く、今の世界になべて奢らぬ人なし、かたゐすら己が身のきたなきを威光にして、人をよける心なし、世の人之に觸るゝを厭ひて、のいて通すを、よき事にして、したり顔なる、是乞食の奢なり、それは兎もあれ、老幼をいたはるは人情なるに、辨へやらぬは非人とよぶ名の當れりと、あざみて別れぬ、又是には反して、先年の事なるが、或人のかたりしは、寺町松原の邊りを、道心者體の老者、夕暮かたに通りかゝり、履物の鼻緒切て難儀せしが、かたへの軒下に、屠兒履物を直し居たるを、幸に之を賴む、價三錢に究めて、老者はほとりの店に腰をかけて待居る、暫して鼻緒を立て投いだす老者懷を探すに、錢二文ならではなく、故に其斷を云て、道錢を渡せば、屠兒大に腹を立て、其爲に初に相對せり、是非三錢とらんと云、老人さま〲斷いふとも聞かず、ゆきゝの人も立留り、町内よりも出て之を見る、老人ひたすらに詫て、初めに錢をとくと改め見るべきを、卒爾に賴み今更仕かたもなし、何分料簡をして給れと詫けるに、さらば外に了簡なしとて、立たる鼻緒を引ちぎつて投返す、老人是非なく其履物を手に提て、すご〲と北の方へ歸りぬ、寺町はゆきゝしげき所なれば、追々に人立かゝり之を見聞して、屠兒の擧動を憎ぬはなし、折節上の方より、究竟なる菰かぶりの乞食來かゝりて、始終の樣子を見て、つか〲と屠兒が側へ行き、矢庭に渠が首筋を抓て引提げ、己れ穢多の身とし

て、浮世の人への存外、殊に老人の色々詫給ふを、唯一錢の事にて、今の擧動は何事ぞ、憎き奴哉と打擲す、屠兒大に怒て、菰かぶりめが、己が構ひにならぬ事を入らざる腕立をして、何とすると罵るを、されば餘所の喧嘩を買は、入らぬ事なれど、今の老人がさぞ無念成べけれども、老人といひ、穢多を相手に喧嘩もならず、すご〱と歸りし心底を推量して、幸己には我がよき相手成れば、老人に代りて仕返しをするぞと云も不敢、屠兒を大地に投付て、飽迄蹈散して、徐々と河原の方へ歸りぬ、屠兒も其強勢なるに辟易して、犬の逃吼の如くわめきながら立去ぬ、佇立の人、皆心地能がりて乞兒を賛る、町の年寄も、始終を見て居たりしが、町の用人を呼て、今の乞食が働き、あまり健なるに、之を褒美にとらせよとて鳥目百文取出し、用人へ渡す、用人受取て、乞食を呼戻し、爾々の由を云て鳥目をわたせば、乞食不喜して申けるは、我褒美を貰ふ覺なし、今の喧嘩は全く御町に對しての事に非す、申さば、御町を喫したる咎を蒙らんは、是非なし然るを却て褒美を賜る、御年寄の取計面白からず、我に過分の錢を賜んより、始に一錢を足してやらるれば、何事なく相濟事を、其儀はなく今さら理に當らぬ褒美は望なしとて、錢を投返して去ぬ、乞兒にもかゝる者も有り、渠が身のむかしこそ心にくけれ以前も乞食の歌とて、とりはやせしは、

ぬるまのみ人にかはらぬ思ひ出を憂世へかへすあかつきのかね

いかなる人の零落しにや、又辻狂言の髮長團之丞が、仲か間に、源七と云る坊主有り、是は上京川西の住人にて、大長屋を所持して、暮しかねぬ者なりしが、或る時月にうかれて、河原にあそび、乞食の集錢出しの酒盛に交はり、世になき樂みの心地し、それより世業いやに成て、日頃能狂言を好むに任せて、我が家督をふり捨て、髮長を賴みなかま入して、日々に北野の常見世へ出て思ふ儘に狂言をしこ樂しむ、己が居町北野へは程近ければ、昨日迄膝を交へし知音親類之を見咎て、苦々敷おもひ、色々異見して、呼返さんとすれども、源七さら〱得でせず、跡はよき樣にして給はれ、我は一生此樂しみに終へんと

て、再び立歸らず、此十年計已前に死しぬ、坊主にて其儘源七と名乘しも、風流なり、前方より辻能へ落たる者も餘多有り、增澤右近田中吉兵衞、近來の太皷擊次郎をはじめ、各放蕩の惰夫にて、人に疎まれ、せんかたなくに零落す、其外或神職の弟は勘當を請て後、洛中を踊廻り、錢乏き時は、彼門前の町へ踊り來り、町內は出生より知合たる者計なれば、皆面を掩ひて笑止がれども、其身は聊も耻とせず、神主せんかたなく、自分は知らぬ由にて、錢五百文あたへ、重て門前へ來る勿れと制す、則諾して錢を貰ひ歸り、其錢盡れば又來る、始の程こそ人も兎や角申つれ、度重れば例の事よと取敢る者もなく、錢をねだりてもやらねば來止ぬ、又咄し物眞似の彥八が仲か間には、此類の者餘多有り、一日擧ぐるに不及、此源七は其類にも非ず、唯一筋に好む處に遊びて、已が所帶を捨て、耻をも知らず、されば好む處は陋くけれども、志は隱君子に似たり、

○山本忠彌

元文寬保の頃、東寺田中に山本忠彌といふえせもの有り、元は京所司代組の同心にて、佐七と申せしが、牧野河內守所司代在役の中、渠に町目付を申付らる、河內守勝手不如意に付、洛の町家へ、普く無心を云て、銀を借ける、佐七此事に預りて、追々用金を調達させぬる故に、甚首尾宜く時めきぬるに仍り、之に媚諂ふ者多し、己が目付の威光を以て、陰惡勝計すべからず、斯て過分の金銀を溜め、夫より謀計をめぐらし、同組の與力へ仕送と稱し、銀を貸附、返濟は二條御藏に於て、御宛行米を直に佐七方へ引收、米屋に托して之を售拂ひ、與力仲か間一統に不如意なれば、始は悅で我も〳〵と佐七を賴み、渠に振任せ置けるに、飽迄高利を掛て引落すに仍、次第に返濟滯り、滯れば元銀に直して、證文を仕替、後には一人分、何十貫目と云借高に成、御切米は悉く利足に引取れ、漸く渴々の飯米を佐七より請取、與力の難儀喩へん方なし、猶其上に、人に急用要用は有る習ひなれば、左樣の時他借をせんにも御宛行は不殘佐七に抑留せられ、其外に引當無き故に、他にての才覺一切不出來、是非なく臨時の調達を佐七へ賴め

ば、色々僞計を巧み、無双の高利を掛け、總て與力の御宛行、一年の總高現米四千石は大かた佐七が有となりぬ、(與力一人二百石四ツ物なり、五十人を合ての高)斯して享保の末に至り、貯金一萬兩に滿り、爰に於て思惟して、元銀は損失にして仕送りを斷り止る、素より元銀損失を云立ての斷なれば、與力の方にも否とは云難し、右の相對調一萬兩我手に歸るや否、元文元年文字金銀に改る故に、歸りあつまる所の一萬兩打もぬらさずに一萬六千五百兩に成、之を聞傳へて猜まぬ者はなし、而して佐七は病氣を申立て、同心株を他へゆづりて、自分は東寺邊に地屋敷を求め、山本忠彌と更名して、方二十間許の屋舗に、結構成る家居を營み、榮華歡樂の遊人と成り、常の他行にも若黨草履取を連れ、妻女他行は常乘ものゝ、侍女あまた若黨草履取付添出る、其體歷々の浪人、或は大家の家老の京隱居かと見ゆ、

其頃洛には重浪人あまた棲り、第一は阿州の太守京へ匿れて住居せらる、其名を濱健次と呼び、あらゆる者共を寄せて將棊をさし樂まる、中にも焰魔と云將棊指、殊に氣に入て常住立入る、至て輕き暮しにて、普通の浪人の如くなれば、卑賤の何の辨へもなき者共は、友達の如くあしらへども少も咎る事なし、斯て國の大守逝去、無嗣に仍り、再び迎來る、健次甚迷惑して固辭せらるれ共不許、終に國に迎て、阿波淡路兩國の太守とす、健次不得止事、相續せらるといへ共、京師の事を思ひ出て、頻に懷敷心地して、追々呼び越され、焰魔なども彼地へ行、一かど取立られしとやらん承りぬ、其外禁裏御附組の同心も、氣に入の者有て、是を呼んとの沙汰有しに、此者下雜色に成候由聞れ、雜色體の者は難取立とて、其沙汰止しとにや、此者之を傳聞、甚後悔すれども詮方なし、右の外因州の國老荒尾志摩、肥後の年寄木村主馬など、各萬石以上の隱居にて、其頃在京せり、忠彌是等の風情を覺るものなり、

日夜淫酒を事として、西郭にては大阪屋の太夫紅井に馴れ、洛東にては嵐小六を愛し、目ざましき奢を世にも沙汰せしが、いかなるや延寛寛延の頃、ばた〳〵と身上潰れ、公銀の大借追々廳所に訟て、手鎖を

懸り、其子彌門は病身にて、父に先立て死、難蓮生に忠彌も死して、眷屬不殘離散して、さしもの金殿紫閣も跡なく、今みれば破塀の中に畑見えて、はかなき舊跡と爲る、實にや謀計は一旦の利潤といへども、夕に亡る事速なり、不義の富貴は浮雲の如く、貨悖て入ものは又悖出るの聖語宜なる哉、されば前條に記せる源七坊主抔が事はまのあたりの耻なれども、小事なり、夫よりは忠彌が如き利欲の爲に、人道を喪ふの耻は大なれ共、其耻は匿れて發覺せず、譬ば手を出して貪る小盗は刑せられ、盗臣と呼るゝほどの大盗は、刑をまぬがるゝ浮世のさまこそ薄情けれ、

翁草 巻之百九十九

○憚受領國名の事

或問、御當家天下御創業以來、諸侯已下諸士の受領、武藏守三川守を相憚り、幷に尾張守、常陸介をも遠慮する中に、紀伊守許を不憚は奈何、答云、余も此事を不審さに、古老に尋けるに、古老云、分明の事は知れず、或說に云るは南龍院殿、（賴宣卿）始て紀の國を賜らせ給ひし時、松平紀伊守之を聞て、改名の催有よしを、賴宣卿ほの聞給ひて、紀伊守へ宣ひけるは和殿は予が領國を遠慮して改名の沙汰を聞り、甚以て當るべからず、抑御邊の家は、三川松平十八家の內にて正しく當家の氏族たり、今こそ御譜代一統の列の樣なれども、以前は松平衆の分は御一族と稱して、御會釋も替れり、然れば我とても庶流の事なれば、各達に替る事なし、夫に對して遠慮あらむ事、究て然るべからず、當家の宗室へ對しての義は格別、其餘の遠慮無益なり、畢竟各に不限、諸士の受領に、左樣の心遣ひなき樣に有度と宣ひける故、紀伊守承伏して、改名に及ばれず、仍て他家の人々も之を傳へ聞て、紀伊國ばかりは遠慮せぬ樣に成ぬとぞ、賴宣卿は寬量溫厚の將なれば、さも有ぬべき事なめりと云々、此說眞僞は知らざれども、據有に似たれば、之を注す、又越前は他家御相續とはいへども、秀康卿は、正しく台德公の御兄君なれば、彼卿御在世の內は、將軍家よりの御崇敬、他に異なりし事前卷にも粗注せり、二代目一伯公の暴逆故に、御家混亂し、自然と御格式も衰へたり、かゝる御家柄なれども、越前守の號を憚らざるは、往年御構なき公命にても有しにや、結句越後守は、今に於て諸士遠慮すると見えて、他に之を稱する人なし、中頃の越後中將光長朝臣も、越前家なれば、格別の沙汰も有まじき事にや、量察する處、最初の越後少將忠輝朝臣は、他家御相續も非れば其砌遠慮せし舊例ならんや、夫に反して、駿河守をば、御構なきは奈何、

駿河守神祖御隱居の國にして、其後駿河大納言忠長卿の御威勢、柳營に並はせ給ふ事世に知處なり、然るに忠長卿御生害の後は、其遠慮に不及と見えたり、され共今に於て、駿府は御番城にて、御城代已下嚴重の御備の國なれば、餘國とは違ふべき事なるに、遠慮せぬも不都合なる事なり、是等は御作法にはあらで、世のならはしとや申べき、

因記神祖の御時、酒井備後守に領地增被下事有り、（國郡村名失念）依之共拜地を郡奉行代官の輩手廻り改る處に、何村とかやに、備後と云と云百姓有り、右は殿の御名に差合間、名を改むべしと申せども不聽之、後備後守自身領內を點檢せられし時、彼者を呼出し、名を替よと被申渡に、渠が申は、殿樣には迷惑なる事を被仰候、我等は代々の備後にて候へば、其儘被遣下され候にと申、備後守聞て、允左有べけれども、我と同名にては紛はしければ、何と成と名を替べしと、重て被申に、我々は近鄉まで存ぜぬ者もなく、家古き備後にて候、紛敷いかゞと思召候はゞ、殿樣の御名を御替なされ可然と申、備後守元來溫和の人なれば、打笑てよし〳〵、其方は此所の備後、我は地頭の備後なり、其儘名乘べしとて事濟ぬとぞ、

〇塚田多門上書

寬政二戌年六月尾州の儒臣塚田加門上書

儒者塚田多門乍恐申上度奉存候

文武兩道は士たる者の常職に御座候て、人々本より修行會得仕間敷事に御座候處、殊更近年、格別の嚴命下され候により、天下の士彌無油斷相勤候風俗に罷成、扨々難有御儀に奉存候、右に付誠に愚陋の私式の者申上候も奉恐入御儀に御座候へ共、私二十ケ年餘も、御府內儒業相立罷在候て、諸侯方御旗本衆、幷諸家の士人へ往々廣く講習切磋仕候へ共、唯今の御時節柄に若くは一盲四盲を引の教導抔仕候ては、實に以て國恩に相背候程も、萬々恐入奉存候へば、彌出精仕候て、聊麁忽の教導等不仕樣

に戒愼仕候義に御座候、依之乍恐愚存の趣、一通り御執政の御方の御聞に入申度奉存候は、凡文は治を敎るの道にして、武は亂を止るの道たる事、衆人も知る所に御座候て、文道は詩書禮樂の敎法を以て、天下の人に孝悌忠信を勸るに過べからず、武道は弓馬劍鎗の械器を以て、天下の不孝不忠の者を、懲すに過べからざる道に御座候て、弓は彀を引て發つより外なく、馬はひくとゆるすとの外なく、劍は擊より外なく、鎗は突より外有まじき術と被存、往古は弓馬劍鎗共に流派有之候沙汰も不承候得共、中頃より其人々の會得致候場を以て、種々の流義出來候て、弓劍の術にて申上候半に、御流儀の小笠原流の弓術、柳生流の兵法の外にも、當時弓は竹林流多く、諸侯の家々には、吉田大藏雪荷日置流などの古流も有之、兵法は當流新當流新影流武藏闘口ト傳無敵無眼等の諸流多く御座候間、何れの流儀にても上手名人だに御座候はゞ、皆御用に可相立御事と奉存候、且自然唯今の世にも八幡太郎、鎭西八郎とも申べく、兵法は義經正成共申べきほどの名人に御座候はゞ、本より流派の御辱なく、御用に可相成御事かと奉存候、依之愚案に奉存候、文道には勿論元來流派と申事は無御座候間、堯舜の代の道を本と仕候て、聖人孔子の敎法を以て、孝悌忠信仁義を導て、天下國家を治るより、外無御座御事に御座候得共、戰國秦漢より以來の道を學び候者の見識、種々に違ひ候間、各自分々々の會得仕候處を以て、言を立て書を著し候は歷世多く御座候により、後世に至り候ては、學問にも種々流派の名目出來候て、是非得失の諍論譁しき事に罷成候、本より聖人の道に流派の分るべき道理は無御座候得共、たとへ唯今流派を唱候學問にても、何れにも孝悌忠信を敎導仕候て、天下國家を治るに過たる敎は有御座間敷、誠に恐ながら東照宮御一統被遊頃迄は、年久敷戰國に御座候間、天下皆干戈の中に御座候故、文道の心懸有之候、諸侯大夫士も、深く學問修行の間も無御座、御時節に有之處、其頃始て程朱の學渡り候砌にて御座候て、惺窩道春相傳へ、能其敎を學び得候により、林道春召出され、御用に罷成、林家被相違候より、御學問の御流儀は、程朱の敎の樣に相成候得共、昇平の御恩澤

周く四海に流れ候御代に被成候より、天下の諸侯大夫士も、各位祿に安堵致候て、學問修行も仕候に依て、前來久敷埋れ居候古書なども、追々世上へ顯れ出候て、五六十年來は、學問仕候者、程朱の書の外にも、弘く漢魏以上の古き書籍にも涉候て、講習仕候者も多く有之、其内には又々其人の見識を以て、劍鎗の流派の如く、學問も種々の名目附候得共、何れにも聖人の教に仍り、天下の人を孝悌忠信仁義の道に誘引仕候者に御座候はゞ、何流にても世上に大勢有之候程、太平の御政務の萬歩の一の御益にも可相成候事に候半かと奉存候、古は儒學計にても無御座、醫術抔も、醫和扁鵲の頃には、流義無御座候、漢魏以來追々方法の書著述致候者多く有之、療治方種々に分れ候處、後世の醫師は、偏に宋元の間の醫法にのみ依て療治仕候處、近世は山脇道作、香川多仲、吉益周助抔申、上手なる醫師出候て、漢魏の頃の方法に因て、療治方、夫々に發明仕候より、唯今に及候ては、醫學と申候へば、傷寒論、金匱要略、外臺秘要、千金方などの古き醫書を、第一に學び候樣に相成候、是もたとへ何れの流にても、疾病をだに能く療治致候はゞ、古今の嫌ひ有之間敷事に奉存候、昔より太平の世續候時分は、何事も古き道興り候例に御座候て、漢の高祖の一統致されし時には、學者と申者も世に少く、書籍も流布不仕候處、其後漸其所彼所より古書顯れ出候て、名高き學者も多く出來、聖人の道復々世に弘まり、夫より打續き、唯今迄に學問の道傳り候事に御座候、且狂夫の言をも聖人は撰て用られ、芻蕘の賤き者迄にも問ひ詢々と承候へば、況や尊者たる者の申事に候はゞ、何れの流派と申事なく、古今の說々得失を撰て、何れも取用ひらるべき御事に可有御座か、又人は其氣質の近き所によりて、各好む所同じからざる者に御座候へば、弓馬劍鎗の術も、御流義の外の流義も、人々の好みにまかせて、修行可仕事に御座候へば、學問もかならず、伊洛の流に無御座候共、人々の好みにまかせて、漢魏已上、唐宋以下の嫌ひなく、修行致させ度ものに奉存候、佛者も宗流を以て比況仕候に、御當家の御寺は、三河以來淨土宗に御座候處、南光坊天海なる英方の僧御信用被爲有候より、格段東叡山御建立御座候て、

其後は御代々上野增上寺の兩御寺へ被爲入候事に相成申、依之奉恭察之、其御時節に、程朱の學流に御座候共、若聖人の道を能く會得仕て、道春に不劣才德高き學者有之候はゞ、乍恐寛仁大度の神慮を以て、流派の御嫌ひなく、御用ひ可被遊御義に御座候半か、竊に奉承知候御義、本朝博士家の經學は、古來より漢魏の注本に相定居候處、林道春京都に於て、初て朱子注の論語、講釋仕候得ば、朝廷より神祖へ御沙汰に被爲及候處、其御時節に道春程の者も、外に相見得不申候得ば、其儘に差置相用ひ候とも苦しかるまじきの旨、御答に被爲及候由奉承知候御義に御座候、左候得ば、唯今の御時節にても、能々士大夫を誘引仕候て、孝悌忠信の道に導き、其人材を教育仕候、學問に御座候はゞ、何れの流派と申御撰みなく、人々の信ずる所の學者に隨て、文道修行致候樣に、公命を下され度御事かと存奉候右の段申上度奉存候譯は、私學問の儀、父塚田善助名は行宜、字は敬美號旭嶺と申候、幼少より室新助殿に隨身仕罷在候て、儒業相立候得ば、私事も幼少より伊洛の敎を學び候處、其後昇平の御德宇の下に、年來徘徊仕候て、外に師匠と申者も無御座、唯廣く古今の學者の敎方を、彼是見聞仕候內、たまたま會得仕候樣に覺候義共御座候へば、愚不肖の私に於て流派建候事は、何とやら學問の本意無御座候樣奉存候故、隨學の人々へ敎導仕候は、何の學流と申事は無御座、唯聖經賢傳の敎を以て、直に孝悌忠信の則を諭し、臣子たるものゝ人倫日用に取候て、近く益有やうに仕度心得にて、敎導仕候事に御座候、然處近頃は御旗本衆抔、私方へ入學被致度由申込有之候衆中も、先學流の尋候て、朱子學に無御座候はゞ、他流の學者越中守殿御嫌ひに御座候抔との沙汰御座候て、猶豫被致候衆も有之樣相聞え候、勿論御執政の御方に、左樣の思召は有御座間敷御事に候半哉と奉存候へば、是は人々の心得違ひにも御座有べけれども奉存候得共、何れにも右體取沙汰御座候ては、學問も所詮諂諛阿順の事に罷成可申哉、世俗の諺に、我寺貴しと申事御座候て、各其最初より信ずる所の道を改候事は、極めて難き義に御座候得共、然れども常人は兎角に、諂諛の心免れざる者に御座候得ば、貨財の賄賂行はれざ

る御時節には、何事にても御執政の御方の御好と存候事を、我心中には信ぜざる事にても、面を易て斷順致候者も可有御座、左樣に相成候事は、折角難有御世話被遊候ても、文道の實義、忠信の道忠召の儘に行衆可申哉と奉存候故、誠に非分不敬の罪を不顧、此段御聞入申度奉存候、恐惶謹言、

寛政二年庚戌六月

右は松平越中守殿、本多彈正大弼殿への上書なり、

乍恐以書付御内々申上度奉存候

學問の儀聖人孔子の御歿後、教法漸變化仕候て、戰國の時に至、既に孟子荀子抔の教方流義相分れ、秦始皇に至て、自己の英氣に任せ、我權を募り、古の道を廢し、經籍を燒捨候得共、又々漢に至學問盛に罷成、夫より三國の時に及候ては、名儒碩學、夫々に著述の書多く、教方種々有之候處、宋朝に至、又一變仕候て、性理の學に罷成候義に御座候、本朝に於て、博士家の學經書も皆古注にて被講候由に御座候處、頃は天正文祿の間と存、性理の學初て相渡り、慶長年中林道春御用に被成候得共、專一に程朱の教計り御信用の御樣子にも不被爲在、南光坊抔の講釋も被爲聞候御事、且其時節既に群書治要、貞觀政要抔、流布仕候樣御世話も被遊、右群書治要は、三國以上の經傳史子の要語を拔萃仕候て、種々の教方相見え候へ共、程朱の風の性理の教は、一向相見え不申、乍然其御時節より、林家被相違候より公儀の御學問は、專ら宋學の樣に相成候得共、右宋學の內にも最早流派分れ候て、林家の學問と、山崎嘉右衞門、淺見重次郎抔の教方も餘程違ひ、其後御用に相成候、新井筑後守殿、室新助殿抔も、亦銘々の見識相違仕候樣に奉存候、然處太平打續候御時節は、何事も古き事共追々興り候例に御座候て、五六十年已來は、古書往々多く世上に流布仕候故、諸侯已下學問仕候輩、程朱の教の外、古書に隨ひ、學問仕候者も多く有之候得ば、自分夫々の人材を成し候事、文道盛なる御代に罷成難有御事と奉存候、然處此御時節松平越中守殿、朱子學を被好候て、他の學問は被嫌候由に相聞、近頃越中守殿よ

り林大學頭殿へ御申渡の御書付の趣、世上に相傳へ、唯今迄古書に隨て、學問仕候輩は、內々一統に慷慨歎息仕候沙汰に相聞申、最早五六十年來も、天下の諸侯方家々にも過半充滿仕候學問を、御執成御威權に相毀候迚も、唯今迄信じて學び候古書を捨て、是より更に小學近思錄より學び初候事も、得仕間敷、唯學問相止め候外は有御座間敷や、博奕も猶やむにまさると申御事に御座候へ共、たとへ何れの學流にても、天下の士學問の志有之、孝子忠臣の道に進む者多く相成候はゞ、あながちに朱子學に限り可申にも有御座間敷、然る處右體の取さたに御座候ては、實に世上の學問衰微の基に相成可申哉と奉存候に付、誠に乍恐愚存の處一通り、越中守殿御聞にも入申度存念にて、別紙の趣相認候へ共、私事年久敷御家へ罷出、不相替侍講侍讀被仰付、幷御側の衆初、御家中の衆中へ年來無間斷、日夜講習切磋仕候義に御座候へば、別紙の趣、御側へ差出、自然御覽に入候上にて、乍恐御沙汰相伺度奉願候事に御座候以上、

戌六月　塚田多門

右は主君尾陽の太守へ上書なり

是には類ふべうもあらねど、我好む戲のわざごとすら、此理りに過す、蕉門と稱する徒、浮世の俳諧を芥の如くして交らず、たゞ己が徒計あつまつて、堅法華のごとくうき世をちいさくして遊ぶ、ばせをは雲水の人にて、かゝる志は露も有べからず、後人ばせをを賣て、世のたつきとするの謂なり、流派はよまれかくまれ、唯よきがよきなりと云へば、かたへの人云事は、其よきといふものは何ぞ、答云、善惡は萬事に有は勿論なり、其よきと云も、己が好る僻を以てよしといはんは誠のよきには侍らず、唯衆人の感通して、自然にゆるす所をよしと云やうな物なり、なべて善惡の非を究んは、難き事にて、我よしと思ふにも非有り、又其非といふにも僻論有り、かりそめのことだに、己がじゝ一に歸せず、況や人道の大論、孰を是、いづれを非ときはむべけんや、衆儒の學派も、我を立る事、大やう右に云る蕉門の徒

に等しからんか、それもよき先生は其論に渉らざるべし、いづれに是も唯よいのがよきと知るべし、

○粟田口辨藏が事

延享寛延の頃、粟田口に辨藏と云者なん有し、贋物の上手にて、何を似せても正眞と見ゆ、されど己が巧にて、人を惑す事をせず、唯人の需めに應じて、何にても作る中にも、陶器の類殊に妙なり、或人交趾の香合を所持す、狸の腹鼓を撃の形なり、其蓋破れて、狸の腹計殘りしを辨藏に托して、蓋を布袋に作り替て、腹を其儘布袋の腹に用ひたり、是を作りなせる處、更に寄せ合たりとは見えず、交趾の土藥、且古びたるさまよく取合て、さながら生の如し、茶湯に用ふるにさしもの客ども、眞僞を見分る者なし、また或所の開帳靈寶に、綱が金札を捺んとて、辨藏を賴む、其物數寄を聞て、辨藏點頭せず、其所以は、綱保昌が詞戰ひ、暮て、羅生門へ往て見屆んとする時、賴光傍に在り、札をしるしに建よとて、綱へ渡さるゝの主意なり、賴光の側に、兼てよりかゝる金札をもうけ置るべきやうなし、手もとに有し札を取敢ず渡されしと云んかた宜かるべし、然れば七百年に及ぶ札なれば、朽く形も壞れ、まして文字抔は、安定ならぬが可然と申せども、夫にては榮なしと云る故、左有らんには餘人に作らせらる可と斷を云ひしと、辨藏が直の咄しなり、渠究て貧困にして、朝夕の煙を立兼れども、ひたぶる酒を好て、竟に素面なる事なし、細工を誂る人あれば、則前金を借りて、それにて直に酒肴をとゝのへ、其金の有ん限りは、日夜樂しみ、盡ればまた誂先を駈廻り、金を乞て生涯、其格にて一物をも不貯、安く暮して終ぬ、凡僞物を工むもの、世に餘多あれども、多くは人を誑らかして多くの金を貪る、是らは贋銀の類にして、論に不及、辨藏はそれを愼て、人の需めのみに隨ひ、一己の邪をなさゞるは、せめてもの事なりき、

寛政三辛亥年四月江戸町中へ御令書

申渡

名主共
總町地主共
家守共

町々地代店貸總上り高町入用總掛り高取調候處、町入用掛り高多分に相見え候、一體町入用の內據有之、減方無之分は公役銀、其外譯立候公用筋、且名主役金にて、右の外は如何樣とも取計方に有之儀に候處、是迄家守まかせにいたし置候故、不取締にて、費用多分の趣に付以後の定法を立遣し左の通申付候、

一町々の纏、以來は組合限、一本にいたし、大さ二尺白うるし塗に一月仕替、小纏相止可申事、
　但夏中に仕立來る十月朔日より一統相用、十月前は有來を用ひ、もし其內纏損じ仕直候はゞ、本文の通仕立候儀は、勝手次第に可致事、

一町火消人足共、朱引堺に詰罷在、役人指圖無之出越申間敷旨急度申渡候得共、不相用趣相聞え候間、以來指圖無之出越候もの有之においては、賃錢渡すまじく候、若右を相用ざる組合も候はゞ、糺の上町聊用捨なく可及嚴重之沙汰候、都て朱引堺を出越候故、混雜致及口論等、消防の妨にもなり候間、町役人共も能々申合、役人指圖無之內、出越不申樣可致候、萬一等閑に致候はゞ、町役人迄も越度たる

べき事、

一町々火の見の儀、以來可成だけ數省略いたし、入用不懸樣可致事、

一自身番屋追々手廣に相成候も有之、總て太手重に候間、以來建廣げ候義決て不相成、勿論是迄廣げ候分も、以後建直の節は、用向辨じ候迄に手狹にいたし、新造修覆とも費無之樣、成だけ手輕に可致事、

但場所に至り候ては、二三町模合に致候儀は、勝手次第の事に候、且亦番屋へ詰候儀、御成の節、或は風烈の節、又は格別のわけ有之候節は、仕來の通可詰、其餘冬春とても詰るに不及、尤役人の外番屋へ入不申、銘々辨當持參、酒は決て可禁事、

一町抱の者、革羽織、以來停止に申付候間、木綿法被に仕替可申事、

但早々仕立、來る七月朔日より、一統木綿法被可着事、

一町抱其外拾錢近來格別まし候分も有之候はゞ、減候樣可致事、

一是迄町抱鳶人足共、仲間を拵へ、寄合等いたし、入用町內へ掛候も有之由、自今右體の儀無之樣可致事、

但右體の儀、其外町役人申付を不用やうなる儀有之候はゞ、早速引替可申候、夫に付彼是申ものも有之候はゞ可申出、仇をなさゞる樣可申付事、

一龍吐水の儀從公儀御渡の品故、大切に存、別段入用掛り候趣に付、以來被下切に申渡間持人足相止、階子げんば桶等同樣、有來人足にて持出、置場其外共都て入用不掛樣可致事、

一總て御觸書出候節々寫取、名主家守の連印帳、一町限書役の者認、右請書として、町中連判店連判取候うへ、町年寄共方へ相納候由、右印形取揃かたの儀、御觸事有之段、申觸候得ば定例の事に相心得、其御趣意不相辨候ても、印形差出候得ば、事濟の樣に心得候者も有之趣左樣は有之間敷事に候間、以來連判取の儀幷一町限り帳面仕立、町年寄共へ納候儀を相止、寫取候て觸書の趣、店々末々の者共迄

能呑込相守り候樣、町役人とも入念可申敎候、若等閑の致方相聞においては糺の上屹度可申付事、

一町奉行所腰懸薄縁、幷に湯茶等迄、訴訟人よりは一錢も差出し間敷候、自今以後役所金を以て、取賄被遣候間其旨可存事、

一捨子貰請致養育候者、右小兒十歲迄の內、病死の節、元町の町役人共罷越樣子見屆、子細無之分は、一通屆出、病體相分るに於ては、檢使遣間敷間、其旨存入念可申事、

一捨物有之主出候はゞ、町役人共立會相改、相違なくば、書付とり、其者へ渡遣、捨物有之町內よりばかり其段可屆出事、

附捨主不出品さらし置候日限の內、主出候分も、本文同樣に可取計事、

一諸訴事の儀屆切にて濟候分、別紙の廉々訴出度儀有之候はゞ、當人より町役人へ申聞、右書付に名主家守印形致、當人一人番所へ持參可差出事、

但御普請奉行、其外へ屆の儀も、本文の通可致候其段申達置候、尤訴出度旨申者有之節、町役人共彼是申、手間取候樣なる儀、無之樣可致事、

一自今以後上水普請、幷道造りの外は、町奉行掛りに成候間、其旨相心得、是迄御普請奉行へ申立候看板柱、幷商賣物往還へ差出候、小屋掛の類、其外共以來番所へ申立事、

但右廉々申立方の儀は、別紙を以て申渡候事、

一手あやまち出火の儀、十間餘の分は可相屆、小火の分は不及屆段、享保年中相觸候通、彌相心得可申事、

一水銀納手形兩番所、其外諸向へ差出候書付類程村紙にいたし、西の內用ひ候義は、みの紙半紙等にも可致事、

一切支丹宗門幷博奕諸勝負、隱賣女の儀に付、證文每年三月一度月番の番所へはかり可差出事、

一いたづらもの無之旨の連判帳、是迄毎年町年寄共へ、兩度づゝ差出來候處、已來不及差出候間、其旨相心得、猶亦入念若右體の者有之候はゞ共節可申出事、
一日雇人別帳、前條同斷、兩度指出來候處、以來毎年二月一度可差出事、
一人別帳已來毎年四月一度可差出候、紙は美濃那須八寸紙等用ひ可申事、
但唯今迄九月差出來候は相止候に付、四月差出候下帳へ入狂候分は名主共方にて、懸紙いたし直し置可申事、
一總町家守共、茶屋へ寄合、町法評議等致候由、夫に付膳部等出させ、代料地主共より、出銀いたさせ候趣に候、以來右體の儀、決て致間敷候、若打寄申談候筋有之節は、名主の宅へ寄會可申談事、
一家守給金多分の過不及有之趣に付、あたりをも見合、程能く引下げ人數の儀も、二屋敷三屋敷、合十五間口ぐらゐまでは、地主別々に候共申談調次、第家中一人に申付候樣可致事、
但家守引替候節、町禮無用可致旨は、前々相觸候儀、以來共彌相守、口上にて申觸、少したり共入用相懸申間敷事、
一山王神田、共外共祭禮の義、是迄差定候番組の外、ねりもの萬度等、一切令停止、附祭は總祭町にて大神樂一組、外に二組、都合三ツと定候間、其旨相心得、警固の者どもゝ、華美の衣類、決て不相成候間、家守共衣類も小紋にても紋付にても、勝手次第いたし、麻上下着用警固可致事、
但附祭入用の儀、譬ば山王祭禮、百町に候はゞ、右町々の小間延長にして、何間一と小間何兩掛りと割付可差出候、尤世話番相立、町々順々に可相勤候、且神輿旅所幷馳走所供町等は、別段に入用もかゝり候由に付、附祭入用相除候共、又は右體の入用迄打込、不殘祭町總割にいたし候共、其町々申談の上、名主共世話いたし、勝手宜方に相極、不同無之樣割合可申候、神田祭禮共外とも右に准じ可取計事、

一總て祭禮休年と陰祭と唱かざり物等いたし、入用懸候町々も有之由、自今以後右體の義、一切致間敷事、

但ねりもの等は不差出、年々祭禮執行いたし候町々にても、以來かざり物等不差出、總て物入がましき儀無之様可致事、

一祭講と名付、取集溜錢いたし置候町々も有之由、自今已後決て致間敷事、

一總て御用物新調幷修復とも、其筋々御用達共へ下り候內、出火の節右御用物持退駈付人足、以來申付間敷間、其旨可存事、

一御鷹幷御犬宿いたし候町々入用かゝり候趣に付、以來入用不懸様いたし可遣事、

一御鳥見寄合致候節、宿町へ入用掛り候由に付、是亦已來入用不掛様可致遣事、

一町屋敷賣買の節、弘め金其外物入無之様可致旨、先年より度々申渡、去々酉年も相觸候へ共今以て多分入用掛り候町々も有之趣相聞不埒に候、彌以て定の通可相守條左の通、

一歩一金百兩に付二兩

但二兩の內に出來上り候町々は、從來の通にいたし、割合は地主共勝手次第申談可致受用事、

一間口幷代金町役に無構名主へ銀二枚、五人組へ金百疋づゝ可遣候、右員數より內に出し來候分は、從來の通可致事、

但町中家持一人に鰹節一連づゝ遣候處、自今已後相止可申事、

一右の外音物振舞、幷妻子等へも音物堅く不致、芝居又は船遊山等望候て、出させ候事、尤外の儀に事寄せ、音物等遣候儀、決て致間敷事、

一地主代替弘め金の儀、是又先年より度々相觸候通、賣買候節、音物の三分一に候間、彌其旨を存、右の外入用ヶ間敷儀無之様可致事、

但三分一より內に出し來候分も候はゞ、仕來の通可致事、

一道造井木戸普請等の儀、大破又は異變等は格別、平常は普請と申程の儀、無之樣に手入可致事、

一總て町入用取集方の儀、唯今迄に小間割、面割、其外何割など唱へ取集て、少甚不同候趣相聞候間、以來は小間割一途に取極、面割已下の割合相止可申事、

但場末など、其外地面により小間割のみには、いたしがたき儀有之分は可爲格別儀に付、其譯兼て番所へ可申立置事、

右條々無違失相守、猶此上にも萬事手輕にいたし、舊來不取締にて、入用夥敷町々は是迄の七八割、次は五六割、次は三四割位まで、可成だけ致減省候樣に、名主共頭へ世話いたし、町內居付候地主共、一切引受一町內の入用、定式臨時共、何事によらず、小間割何兩かゝりと割合せ、町年寄井名主共、所持の地面にて、是迄町入用割合不掛分迄も、小間割り不同無之樣割附、一ヶ年分積立、右町入用總高何程內定式の分何程、內譯は何々臨時の分高何程、小間割懸り何程づゝに當り、町入用是迄の掛り高に、何割減じ、手取金何程增候と申儀、一町限一人別明白に書付、名主支配限取集、來る六月晦日迄に、名主共より最寄番所へ可差出候、右定法を脊、內々にて餘計の金高積り立候町々も有之に於ては、名主は役儀取放し、地主は家屋敷取上、家守は可處嚴科候、心得違無之爲、兼て此段申渡候、

附家守共の內、心懸宜もの有之、此度申渡候減方深切に世話いたし候もの有之候はゞ、番所へ可申立候、可及格別の沙汰條其旨も可存候、

一俗に若いものと唱、むつかしきもの共、町々に有之、祭禮等其外吉凶に付、地主をねだり、或は七月燈籠の節、又は神佛開帳の節、納物且秋葉石尊等參詣の入用、其外宗旨の出會、出家社人の奉加帳につけ候類を、地主井地借店借の者共迄、無理に勸め、不得心にて斷候へば、意趣を含、仇をなし候事など有之、自然と渡世の妨に成候故、無是非其意に任せ候類も有之由相聞え、不埒の事に候、以來右

體の者、町々に有之に於ては、其譯書付封印にいたし、當人一人持參、番所へ可差出候、早速吟味の上、其品に應じ、夫々御仕置申付、仇をなさゞる樣取計可遣事、

右は町々永久繁榮の基ゐとして、重き御趣意を請立遣候、不易の定法に候條、一統厚く相心得、大切に可致遵守候、名主家守共の内、是迄種々不正の儀いたし、地主共へ多分費用掛候町々も有之段不埒に付、急度御咎可仰付處、格別の御憐愍を以て、一統御宥免の事に候、向後は右定法の外、少したり共不正の筋於有之は、重き御咎可有之條、其旨可存候、

右の通總町一統不洩樣可申通者也、

但都て拜領町屋敷、并武家抱屋敷等有之町々は、其所々町役人より、右申渡の趣、地主へ具に可申達事

四月

右は寛政三辛亥年四月、官版に仰付られ、江府町々へ一冊づゝ被下之、時なる哉穰なる哉、抑天明壬午年以來、追々令させ給ふ法制、一として苛虐の類ひはなく、偏に國民を慈ませらるゝ仁風而已なるを、等閑の事に思はん人は、將に天の冥助に違ふべし、或人云、法令多きは善政に非ずと、答云、吁是何の謂ぞや、其古語は今の法令の事には當らず、聚斂より出たる憲法は、之を犯す者多し、それを制せんとて、新令を多く立るを、さして云へるなり、今の如きは、唯世のかたましきを改められんとの御事ばかりにて、いさゝかも下のいたむ法には非ず、是も千年前ならば、上に仁政を施さるれば、下之に倣て、國安かるべけれ共、今の世の風俗は大に爾らず、

凡千年を歷れば物換星移るの謂か、本朝の人物後世に唱殘れるも、凡千年內外の人許なり、西土には秦漢の人多く後世に名は殘れり、本朝は開闢遠くして、二千年前は、未國初の人物にて、日本紀に出る處に密ならず、やゝ人の知れるは、武內臣など許なり、

佛說にて云はゞ、正法緣法已に盡て、いくばく千年、無佛世界の人間なれば、二階から目藥をさす樣な迂遠の敎示にては居かぬゆゑ、善惡邪正を直にし給ふに非れば、度しがたかるべし、故に小細の事迄も、一々箇條に揭て敎諭し給ふは、世に押移る御仁惠ならむか、既に諸物の相場、近年夥敷高價なるを、御目付兩人掛りにて、其買元を糺され、賣出しの直段を引合て、穿議有て、仍て其後は諸式直段も少々は引下げたり、なべて今の世の風俗不正なるが中にたま〳〵孝子は、貧困の人に在り、富裕家に在を聞かず、其謂は富家は物每自在なれば盡すに及ばず、如意滿足するが故に、其節彰はれず、唯父母に事る事の正しくせちなる而已なれば、其孝廣く世に知られず、是富人の不背とやいはむ、忠臣義、士も賤士に有て、祿重き士に希なり、是も祿おもければ、世につれて奢侈貪欲を宗とする故に、肝要の本性を喪ふ、獨大石内藏介而已、和漢獨步の名を得たり、知足は不足の中に在り、滿足の人は、猶其上を貪る故に、知足を知らず、唯士は銀持ぬがよし、是皆治國のならはしなり、戰國は然らず、金銀などの小事には目もかけず、國郡を盜ん爲に、君父を弑すの類、和漢めづらしからず、忠の孝のといふ段には非ず、寔に人面獸心なり、又戀路のせちなるも、大やう吉田の法師の書置るが如く、あるは主親の制示を凌て束の間の逢瀨を樂しむなんど、譬ば咽の乾く時の茶、いそがしき中の多波粉に等く、隙に任せて戀せんは、何かは樂しからむ、是をおもふに、大人の戀ほど面白からぬ事はあらじ、さるを源氏物語に、あやしくいみじく書つらねしこそ世々の鏡なるべけれ、大人は戀路のみかは、衣食住心に任せずと云事なく、打語らふ人とても、言葉を返す者もなければ、いと興なき事なめり、たま〳〵榮華の神社へ成せ給ふにも、人留なれば、させる御興も有まじ、貴賤まじはりて色めくにこそ、こよなき興もあなれ、朝餉の鯛も、日日なれば、下ざまのものゝ香の物に等しからむ、我が日ぐらしの庵に、頃日安き疊を入て、坐して見るに、其やはらかき、老骨を助け、えもいはれぬ佳品なり、是らを貴人の御褥に用ひられば、さぞなん歡ばせ給ふらめとをかし、又假初の風の御心地にも、くすしども馳參りて、色々の六かしき醫案をのべ、恭

しく匙を取て、さらばたやすく、邪氣をはらふかとみれば、下ざまのものゝ煩よりも隙どり、御惱み募らせ給へば、官醫群集して、評論し、やう〳〵にして調進するの藥を見れば、何でもない、よらず障らずの療治なり、誰か抽んでゝ器量なる療治をするものなく、あげくには補充などにて尊體を傷ふに及ば、貴人の御損とや申べき、美饌を常として、御身をつかはせ給はず、婬樂ほしいまゝなれば、人間の毒不養生を積せ給ふ事、此上なからまし、吁危い哉、貴人の御身の上、知れたる事ながら世の中の貴賤貧福は、天地の間の道具にて、陰陽の備ふるに等し、どちらが缺てもならぬなり、賤有ての貴なり、賤なくんば、誰かは鸞輿の轅にまゐり、供奉つかふまつらんや、貧また爾り、福計りならむには、四海平等にして、金銀の威なからまし、

無事是貴人の古語宜なる哉、我友の老翁、今日無事の四字を或大德の書るを軸を付て、常に床に掛置ぬ、我其蜩の意も是に異なる事なし、我年波既に七瀨の淀を跡になしやそ瀨の浪にぬれ〳〵ず、一身老健にて子孫無事なるが上にかゝる聖德の御代に活ながらへ、寒暖の患なく、日々夜々樂しく暮して、這の草稿をすさむ事二百卷、楮の數やゝ五千餘葉、草案もなく、眼鏡も入らず、筆の行次第なり、是なん老の自贊の嗚呼なるべき、

翁草卷之二百　終

題翁草後

あだし草々のしのにもみてやゝ卷葉の數の二もゝに至れりけるを

猶ぬすめ東方朔が桃ふたつ

寛政歲次辛亥林鐘既望

八十二翁杜口誌

昭和六年四月十日印刷
昭和六年四月十五日發行

日本隨筆大成第三期第十三卷

不許複製

編纂者　日本隨筆大成編輯部

發行兼印刷者　東京市本鄕區森川町一番地　櫻井庄吉

發行所　東京市本鄕區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京一八八九〇番
電話小石川六二五〇番

發賣所
東京市日本橋區吳服町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀨書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社

77